日本随筆大成 別巻二

日本随筆大成別巻上巻

収載書目

一話一言 上巻
太田南畝

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官　田邊勝哉先生

監修

一話一言總目

○卷一

以上原卷四卷末に纂輯の年月をしるして安永己亥の比よりとあり

以上原卷三十 卷末に文化己巳夏五月より起り冬十二月廿八日朝にいたるとあり

以上原巻五十六（巻末に年月なし）

右五十六巻は翁の年ごろ書あつめおかれたる原本なりその中にて巻の一巻の二巻の三巻の八巻の三十三巻の四十は缺たり巻ごとの末に纂輯の年月を記したると記さゞるとの差ありて五十六にはなしされど其巻の末つかたにのせたる長崎土産のはしがきに文政三年庚辰のとし文月廿八日とあるは翁の世を去りし三とせ前にあたりたれば此あたりにて筆をとゞめられしものなるべし

右古來俠者姓名小傳より樹上覆裏までの一卷徂徠詩より萬葉遺漏までの一卷合せて二卷は永井脩平ぬしの近き頃市にあさりて得られたるものなりとて緒方重三郎ぬしの紹介して集成館にかしおこされぬおのれよろこびにたへず披き見るにその一卷は一話一言卷といふ文字までを存して卷數の文字を破りとりたるあとあるは奸商のしわざなるべしその卷末に翁の筆もて天明五六年の比とあるをもて推せば卷の八の佚存せしものとおぼゆそは卷の七の末に天明四五年の比集むとあり卷の九の末に天明七年八月より云々とあるをもて知れるなり又の一卷は一話一言卷とばかりありてその數はしるさずそが中に載せたる萩をめづる詞の末に辛未九月二日杏園とあるを見れば文化八年の頃なるべし然らば卷の三十三にあつべきものかそはとまれかくまれ二卷とも翁の自筆にまぎれなければこゝに收めていさゝかそのゆゑよしをしるす

右東武百景詩より以下の三卷は一話一言の名をおはせて轉寫本の傳はりたるものにしておのれいまだその原本を見ねば眞僞のほど定めがたけれど併せてこゝに收めおきて後の考をまつ

癸未九月　南洋しるす

一話一言總目 終

一話一言　五十卷　　大田覃

本書は、當時藝苑の主宰たりし著者が、安永八年頃より文化十二年頃まで、前後三十有餘年に亘り、隨見隨聞の漫錄なり。されば收むる所、當時の奇聞逸事あり。諸書の抄錄あり。その他詩歌俳諧の類、または器物の圖をも得るに隨ひて筆錄し、凡そ一夕の談話となすべきものは網羅して遺す所なし。曩に明治十六年東京京橋瀧山町集成館より、和裝五十冊として出版し、その後、弊館、新百家說林一名蜀山人全集の中に收めて、これを飜刻せり。今回の所收本は、五十卷本に據り、前記の二書を參校す。集成館本の卷首に當る一卷、及び新百家說林本の一話一言補遺は、紙數の都合に依り、これを隨筆大成中に收むることゝせり。

一話一言 巻一

大田南畝先生纂著

大田堅
島崎榮貞 同校

光廣卿撰

○烏丸亞相職人歌仙

左 醫師 あふことのほかには何をくはふべき戀てふものゝ藥なりせば

右 陰陽師 身の上を見通してこそ賴まれめよし薄やうのひとへなりとも

左 佛師 たち居さへ檀那まかせの釋迦あみだ人をばいかで送り迎へん

右 經師 すり置ける經をも人のめさぬまはつをさげづちの紙や打らん

左 番匠 人の家すみがねあてゝみる大工我身になればなどゆがむらん

右 鍛冶 まてしばし隣のかぢのつちの音みのこす夢のさきかくるまを

左 刀磨 とぎあげて大和物とぞみる儘にやきばは猶ぞたえまなりけり

右 鑄物師 稀にくる人をも早く追ひだしのかねもいもしのうらめしき哉

左 巫女 つるをとにとふ口うらをまかせけり梓の弓のはづはあはねど

右 盲目 ことはりや杖をつきつゝ行座頭さこそはよるのみそはつらけれ

左 深草 深草の野邊の秋風身にしみていくつもかずをかさねさかづき

右 海士人 月もみじたくや藻鹽のけふたさにめをしは／＼とすまの浦人

左 具足屋 長陣を春の日おどす小ざくらはいくさに花をちらさんがため

右　絲屋　絲のねのあがりさがりを先聞て琴のしらべに似たるあきなひ

左　皮屋　わびつゝもきてあつらゆる皮袴きりちんこきる人なふすへそ

右　繍士　はる雲をぬいものにしてきむ人はとぶ雁金を紋につけてよ

左　弓屋　ねうちをば十三束にひきつめて弓や八まんまけじとぞする

右　靱屋　たかき屋にとひやううつぼをくむ人のをのが竈も賑ひにけり

左　筆結　手習に兒もわか衆もゆふ筆のかすかく物は小新發意かな

右　扇屋　とりかはすかなたこなたの年玉も手玉もゆらに打扇かな

左　彫物師　大やけの御用をきけば乗物もほりめになりていそくかうかい

右　鏡屋　みめわろきいくらの人に詐のかゞみのとがをいかけゝるらん

左　傘張　久かたの月のかさをばをのれしもかつら男のそらにはるらし

右　壁塗　窓きはのてぎはをや思ふかべぬりはこてを枕の夢のうちにも

左　紺搔　繪様してひらりと散すたひら雪是や地しろのかつきかたびら

右　莚折　浪のうつあしやのなだの蒲むしろ螢となるにしくものぞなし

左　塗師　いろにつく人の心のはなうるしあとはげやすき物としりぬる

右　檜物師　春ごとに花見をいそぐひものしのうたの心はだいにこそあれ

左　博打　當りめのはづるゝ時は負博打さいをばもまで身をやもむらん

右　船人　はる〳〵と浪路をはしる舟人ぞ月より空のほしや見るらん

左　針磨　いとわかき人の爲には細くなるものぬいはりのめにぞ入らし

右　數珠引　數珠引の弟子がぶしやうをする時は達磨程にやめを亂すらん

左　桂女　たちよりて詠る月の桂あゆこはうるかとぞいふべかりける
右　大原人　出立して出ぬる時は大はらもはやへエ／＼とやせわたるなり
左　商人　垢つける身をば思はで商人のよき衣ぬぎておへるれんじやく
右　桶結　朝夕にかつら／＼といふ事も入湯の桶のわれからぞかし

○西鶴句

なへて世に櫻がさかず下戸ならば

○太閤辭世和歌

露の世に露ときえにし我身かなたゞ何事も夢の又夢

或書に見へたるよし塙勾當の話なり

○萩原宗固歌

夏の夜爐中に柴の□などうち入れて、蚊やりたき侍るとて

閏の中に蚊やりたく夜は埋火のもとの契りぞ夏もたへせぬ

○西明寺時頼百首抄

世の中に命の長くありたくばいきとし生るものをころすな
世の中の親に孝ある人はたゞ何につけてもたのもしきかな
奉公は坂をのぼせる車にてゆだんをすれば跡へもどるぞ
奉公は扇のやうにするぞよき用なき時もこしもとに居よ
師匠をば佛のやうにするぞよき朝な夕なにふかくうやまへ
よき人に結びてわろき事はなし麻の中なるよもぎ見るにも

身のとがを思ひもしらで主おやをそしる人こそ耻のはぢなれ
みめわるく色黒くとも人はたゞ心言葉はきよく白かれ
人はたゞ心ひとつのわろければよろづの能のあるかひもなし
年わかき人はいかにもおしなへて言葉すくなき人はほめぬれ
障子をばしづかにあけて立出てのどかにあとをたてゝ行べし
うち／＼にたしなむ心なき人は座毎にはぢをかくぞかなしき
ひが事もなにも酒よりおこるぞと思ひしりつゝしん酌をせよ
暮すぎにさせる用事のなき時はかろくあるかん事をとゞめて
近付はあまたありともその中に心を見つゝうちとけてせよ
また更に年にもたらぬその人のこざかしきふりいち憎いもの
世の中は目に見る事をほんとせよ聞ぬる事はかはりぬるもの
世の中の人をあしくと思ふなよ我だによくば人もよからん
我心かゞみにうつすものならばさこそ姿の見にくかるべし
よめかしと思ふふみをば讀もせでとはず語りの人はうたてし
むすぶ中ふしぎの事を聞ならばみづから行てうちとけてきけ
顔くせをいつもたしなめ咎なくて世に憎まれて何にかはせん
何事もわれはかくしてするわざとおもへど人のしるぞ世の中
とにかくにふみは落ちる物なればむやくの事はさのみ書まじ
余所ながら見てもこゝろの冷ぬるは刀たはふれふかくする人

隱す事かくさせもせで聞たがり見たがる人はいちわろく見ゆ
そばあたりさし足しでのかきのぞきうるさの人の鼠心や
友達とあそばん時にさしもなき言葉あらそひせぬ物ぞよし
いかばかり腹は立ともくかいにてきたなく物をいはぬもの也
物こはん人にはなくてとらせずも言葉にくげにいひて歸すな
わらんべのいはぬ事には空ごとゝ喰ものゝ事うりかひのさた
戯れも一度二度こそおかしけれさのみになれば腹ぞ立けれ

右三十二首は當將軍家綱吉公御近習山口五郎兵衛に被爲下之御扇子に御自筆の寫なり

天和三年卯月

○輕重雜記

一水壹斗　四貫七百目　　一潮同　四貫八百目
一油同　三貫九百目　　一酒同　四貫三百目
一醬油同　九貫四百目　　一味噌同　四貫五百目
一鹽同　貳貫八百目　　一半紙十束　貳貫四百目
一石一尺四方　貳拾貫目　　一鐵同　六拾貫目
一銅同　七拾五貫目　　一鉛同　九拾五貫目
一銀同　百四拾貫目　　一金同　百七拾五貫目
一檜同　三貫五百目　但松栂は是に三割程も重可有之
一土同　拾壹貫目　　一ナヨ竹十本に付六百五十目　但一寸五分廻り長一丈餘

右十七色之積り明暦三年七月十七日大阪廻船の中間より差上之

鉛壹貫目の積

一鐵　五百七拾五匁　一錫　六百七十五匁　但錫の上下による
一白目　五百六拾目　一唐金　無定
一金一寸四方　百七拾五匁　一銀同　百四拾匁
一鐵同　六拾目　一眞鍮同　六拾九匁
一青石同　三拾目　一錫子一寸四方　六拾三匁

〇正邑考

一杉一尺四方　二貫八百目　一梅同　五貫目
一栗同　拾貳貫五百目　一槻同　四貫七百三拾目
一米壹斗　三貫六百五拾目　一白米同　三貫七百貳拾目
一大豆同　三貫三百八拾目　一芥子同　三貫三拾目
一罌粟同　貳貫七百三拾目　一胡麻同　貳貫九百拾匁
一米　四斗貳升拾五貫五百三拾目　但米の性によりて輕重有之上俵繩共に拾七貫五百目
一上白飯貳合半　貳百七拾六匁　一下白飯同　貳百三拾貳匁

〇桔梗屋菓子銘

天和三癸亥年十二月十九日桔梗屋菓子銘

京御菓子司本町一丁目北頬　桔梗屋河内大掾

御菓子品々

一さゞれ石
一人丸
一まつ風
一雪あられ
一くれなみ糖
一さくら糖
一なんばんあめ
一だるまかくし
一はくせつかう
一ねざゝ
一こりん
一さとうかや
一ちんぴ糖
一小みどり
一ふじのみ
一小らくがん
一ぎうひあめ

一長命糖
一人参糖
一ねさめ
一しらたま
一水たま
一源氏糖
一あるへい糖
一雪中の立花
一くわんひ
一きりん
一こんぺい糖
一かうらい煎餅
一ふゞき
一はるてい
一丸ほうる
一さんもち
一かせいた

一千年糖
一幾夜の友
一から衣
一から絲
一すいしかん
一紅梅糖
一にしきあめ
一かすていら
一月日
一こまほうる
一げんじあめ
一あさぢあめ
一ゆきの花
一みどり
一あふひ
一りんもち

一せう長壽
一夜の梅
一梅りん
一さゞなみ
一かるめいら
一琉球糖
一しのぶ
一ちどり
一しゝら糖
一小さくら
一朝日やき
一南京あめ
一さんりん
一花ほうる
一かるやき
一花のつゆ

御所まんぢう品々

一唐まんぢう　一さがのまんぢう　一おぼろまんぢう

一氷まんぢう　一ちごまんぢう

御所御くわしこんぶ品々

一花こんぶ　一かつらこんぶ　一きざみこんぶ

御茶ぐわし丸むしもの類

一梅花餅　一うす雪餅　一椿餅　一御所御門さ餅
一おらんだもち　一あこや餅　一御所あん餅　一うづらもち
一うづらやき　一鹽がま餅　一霜ふり餅　一なすびもち
一白なすび餅　一なんきん餅　一山吹餅　一ききやうもち
一さくらもち　一西王母餅　一かせん餅　一色紙もち
一つまみ羊羹　一花羊羹　一枝柿もち　一みつかん餅
一淺ぢもち　一女郎花もち　一品川もち　一時雨もち
一小倉もち　一みそめ餅　一白ぎく餅　一もろこし餅
一あんこかし　一烏丸餅　一ごまもち　一きんとん餅
一この手がしは　一玉子餅　一かうばい餅　一撫子もち
一玉の井餅　一いかう餅　一爪かくし　一金玉もち
一ありま餅　一和國もち　一富士霞　一絲すゝき
一和歌のもと　一定家もち　一東山餅　一ね覺もち
一村雨もち　一遠州もち

御茶くわし御月むし物類

一明ぼの餅　一九重もち　一花車もち　一さゞれ餅
一澤部もち　一龍田もち　一山路もち　一薄紅葉
一いせ櫻　一かよふもち　一朝日山餅　一牛房餅
一墨ながし　一吉野もち　一なんばん餅　一新甫蘴餅
一玉すだれ　一墨形　一あやめもち　一藤の花餅
一おぼろ餅　一錦餅　一白藤もち　一みはなもち
一藤ばかま　一横雲餅　一御所山椒餅　一ふわもち
一くじら餅　一綵まき餅　一よねの花　一千鳥もち
一さらしな餅　一千代ね餅　一幾夜もち　一瀧波もち
一さゞれ石餅　一まされ餅　一雪もち　一御所雪餅
一やうぜい餅　一夕なみ餅　一雲月もち　一浮船もち

右御菓子物京都御所方へ上ヶ申候

私云天明八年十二月桔梗屋の見世戸ざして共職斷絶すと云

○林春常甲子元旦詩

天和四甲子元旦　　林　春　常

歷歷七十三甲子。天人運數古今同。瑞雲垂爾衣裳美。風化回春問有熊。〔自黃帝八年至今七十三甲子也故云爾〕

○堀田正俊詩

忠誠吟　　紀　正　俊〔堀田筑前太守〕

天霽能知水清濁。君明自辨臣賢愚。忠心盡己道維一。生質受天分各殊。懐玉褐衣何不顯。照形寶鏡固難誣。至誠無我奉公志。要若肌膚脫却褐。

貞享三甲子八月廿八日於江城殿中稻葉石見守に被害

〇延寶八年條令

條々

一民者國の本也御代官之面々常に民の辛苦を能察し飢寒等之愁無之様に可被申付事

一國寛成時は民奢るもの也奢る時は己か事業におこたり安し諸民衣食住諸事無奢様に可被申付事

一民は上へ遠きゆへに疑有もの也此故に上よりも又下を疑事多し上下無疑様に萬事念を入可被申付事

一御代官之面々常々其身を愼み奢なく民之農業細かに存知之御取箇等念入宜様に可被申付候總じて諸事不任手代に自身被勤儀肝要候然時は手代末々迄私有之間敷事

一面々之儀は不及申手代等に至る迄支配所之民私用に不遣並金銀米錢民より借用又は民へ貸不申様に堅可被申付事

一堤川除道橋等其外諸事常々心に懸物毎不及大破時に支配所へ達し可被加修理並百姓諍論ケ間敷儀有之節輕き内聞届内證にて可相濟儀は依怙贔屓なく不及難儀様に可被申付事

一面々御代官所所替又は私領へ相渡候節跡之末迄其外諸事無油斷常々念入第一御勘定無滯様に可被心掛事

右之條々堅可被相守者也

延寶八年閏八月三日　堀田筑前太守紀正俊

備中

○伊豫國櫻

伊豫國和氣郡山越村了恩寺の山林に正月十六日に唉櫻花あり

○たばこ禁制の令

慶長十七年八月六日に出る條々の内に

一たばこ吸事被制止訖然上は賣買者迄も於有見付輩者雙方之家財を可被下也若又於路次見付者たばこ並賣主を其所に押置可言上付來馬荷物以下改遣候はゞ可被下事

附於何地もたばこ不可作事

元和元年六月廿八日天下に煙草を禁じたまふ事あり

○濃毘數般國に使する啓

日本國　征夷將軍源秀忠謹啓

濃毘數般國主閣下　今年季夏自本邦所赴貴邦商船想是凌萬頃之茫然縱一葦之所如兩國之商船來往而通國寶則自他之喜慶何如之哉互不可不加慈惠矣餘事期望後信也不悉

元和第二暦丙辰夏六月十有四蓂

按駿府政事鑑慶長十六辛亥年九月廿二日記に濃毘數般國去年京都町人田中勝助後藤少三郎に就て望渡海今夏歸朝とあり

○後水尾院御硯御製和歌の寫

後西院

硯の命は世をもてかぞへしるとかや、人の世のさしもみじかきにかへまくほしき事よ、故院の常に御

手ふれしものをと思へば、崩御の後は座右に置て朝夕もてならして、いつしか二十年あまり七とせになりぬ、今はとて永源寺の住持にゆづりあたへて、彼寺の具となさしむ、おのづから經陀羅尼書寫の功をつまばなどか結縁にならざらんやとてなむ。

海はあれど君が御影をみるめなき硯の水の哀かなしき

我のちは硯の箱のふた代までとりつたへてし形見とも見よ

○神君遠州にての事

神君遠州天方にて天野甚內左衞門（武將感狀記には宮內左衞門）に逢て危かりし時、御近習織に六七人にて無類の働をして危難を遁れたまふ、是より諸士の二男三男を被召出、御馬回り被召連則小十人と號す、寛永九年八月十人扶持御加增にて百俵十人扶持の高に成、同年御徒二十俵三人扶持御加增にて、七十俵五人扶持の高に成る。

○浦島社

丹波國本庄上と云所に浦島の社あり、社□來迎寺に浦島龍宮より取來りし玉手箱寶物になり有之、領主京極丹後守高國取之文庫に納となり。

○秋月氏の事

秋月は前漢高祖皇帝の後胤也、高祖數男子の內無道の二皇子船に乘流す、兄の船は筑前志摩郡に着民人守護人とす、其村を高祖（タカス）村と云、今怡土郡に有、高祖大明神といふ、秋月原田の氏神也、子孫相續て原田と號す、弟の船は播州明石の近所大藏谷といふ所に着、大藏を氏とす、或時當皇帝明石の浦の秋月を遊覽のため行幸あり、大藏谷の領主路次の掃除して平伏す、明石の邊にて大藏と號するは理なし、向來秋月と稱呼すべしとの綸言に依て秋月と成る、鎭西の原田も後に秋月と成る。（秋月後屬大

友見大坂記」

○木綿足袋

木綿足袋は長岡山齋の母初て製しける也

○賭的矢代の筈掛錢の異名

一ヲ　ハヅ　二ヲ　ヂ　三ヲ　山　四ヲ　リヤウヂ　五ヲ　梅花〔ヲカストモ〕　六ヲ　出　七ヲ　リヤウヂ山　八ヲ　スカヤマ　九ヲ　キワ　十ヲ　クヽリ　十五ヲ　有明〔十五ヤトモ〕　廿ヲ　ソウカウ　九十迄ヲ　一トクヽリ　二タクヽリト云　百ヲ　一丁　二百ヲ　二丁ト云

○山田仁左衛門　　或人筆記

山田仁左衛門長政は自ら云織田信長の裔孫也、山田は織田の別名也と、本國尾州の人也、流落して駿府に來り、市人に交り知己を求て馬場町の商家に寓居する事十餘年、市中の産業を不求、常に大志有て仕官を不好、頗仁俠にて兵術を談ずる事を好む、市人遊逸の徒なりとして、相親しき友は責諫れども容る顏にて從事せず、されども心直實にして才辯有ければ、人多く睦ひ親み交を結ぶ、こゝに我朝中古より寛永十五年の頃まで、異國へ商船通路自由なりければ、京大阪奈良堺長崎より唐渡りとて、交趾暹羅東京東埔寨西土の外夷諸國へ渡り商法交易の利をなしける時、駿府よりも紀州長崎に商船を調へ渡唐仕ける、毎年往來仕たりし商人定りて貳拾家計あり、後に我朝より外夷に渡り交易する事を官より制禁ましまして、異國より渡來する所の貨物を長崎にて分ち給り、本國にて商賣する事を免し給ふ、其家を貨物取と名付、當所にても貨物取の家近年まで殘りたるに、松木新左衛門、友野與左衛門、大黑屋孫左衛門、山田助兵衛、多々良庄太郎、出雲屋清兵衛、瀧佐右衛門、大田次郎右衛門、桑名屋清右衛門、富田屋五郎右衛門等也、始は元和の頃己午年歟駿府の商家瀧佐右衛門、大田次郎右

衞門唐渡したりし時、彼仁左衞門も供に渡海せん事を望む、されども日頃流浪の身にして、産業を事とせず志し尋常ならず、商家の人の用をなす事益なしとて請がわず、終に唐渡を發せんとして彼を誘引せず、仁左衞門早く悟り、先達て家を出で攝州大阪の邊に侍向ふ、瀧大田大阪に到る時出向つて一向同船せん事を請ふ、二人止事を得ずして同伴仕、例の外夷に行、此頃大明に行し事なし、大寃しやむろ天竺の外夷にて交易をなす、其船を御朱印船と云しも、官印を申賜りて渡海せし故なり、既に大寃に行き外邊に廻り歸らんとする時、仁左衞門我は此土に止らんと云、二人其意に任せ歸朝す、獨り大寃に止り（此時二十七歲或ハ二十八歲）其後消息を聞事なかりしに、寛永の初大田次郎右衞門、瀧佐右衞門又渡海して大寃に渡る時に、大寃人告て云、嚮に暹羅國より書を傳て曰、和國商客來るべし、早く暹羅に渡來すべし、商貨交易の利宜事有べしと也、速に彼國より送渡すべしと告ぐ、大田瀧是を聞て怪ながら暹羅に渡り至ければ、國人倭人の來るを見て長吏に告ぐ、先に國王の命ありはやく倭商の來ることを王城に可告とて、彼二人を衞護仕一所にこめ置て禁錮するが如し、數日ありて長吏告て曰、國王汝等を召す、王城に往べしとて送り遣はす、驛中例に異なり國人目を傍め衞護仕て驛宮に饗す、日を經て王城に至る、官人令して曰、國王汝等を可見給宜しく本國の產貨を獻じおんふら王を可拜と（國を稱してオンフラと云）已に營中に入て王を拜す、左右に兵器を陳ね數人の侍官圍列せり、其儀甚嚴重なり、王出て見る綾羅目を輝す、命じて曰、別官留宿し休憩すべしとて、王入て退き去る、官人別殿へ引て留宿せしむ、饗應甚善美を盡せり、夜更けて人あり、密に便服して出で來り左右の者を退く、瀧大田が肩を推て手をとりて歡笑す、二人驚て是を見れは彼の王也、いつて曰、我は山田仁左衞門也、舊日の恩惠何れの日歟忘れん、我吾子と供に本國を出で愛惠を以て渡海し、大寃に至つての後此土に來るの頃、隣國兵爭し（或云六昆國と相侵伐す）國中亂る、時に我謀を廻らし倭

人の國にあるものをかたらひ、一騎の將と成り日本人の加勢と號し、國民をかり催し和國の風俗軍裝をなし、しば〳〵戰ひ幸に勝利を得て軍功をたつ、王賞する事甚し、王我に后女をめあはせ王位を讓る、今隣國を合せて我領掌に歸す、榮耀身に餘る、惟恨むらくは本國の舊好に不逢事を、故に先に大寃に令を傳て倭商の來るを待つ、今幸に吾子に逢て累日のおもひ足れり、我身をして本國に知らしめよ、且は日本の武名盛んなるを以て我功を成す事を得たり、我又微賤にして日本の威風を外夷にあらはす、生前の悅何事か是にしかんやといひ畢たるに、商客退て下座に平伏仕、我等此國に來り今般の體裝甚疑惑する所に、王の事を聞て蒙意を啓く事を得たりと、其威風盛功を仰ぎ賀す、王の曰、吾吾子今を以て舊日の宥を忘るゝ事なかれ、我再會只往日金蘭の交意を謝し、猶兄弟の好親を望む、自今國中に令して和朝商客の着津留宿を安じ、又國中悉く貨物交易をなし利得多からん事を欲す、是を以て本國の商客に語れ、談話從容として舊日の如く相親み、尊卑を分つ事なし、既に黎時に及ければ外官の怪まん事を憚り、後會の約をなし入り去る、其後辭して去るの時、金銀國產の名器を授け、驛路を饗し海津に送り歸さしむ、大田瀧は持携る所の貨物を悉く彼國中へ交易仕、大に貨殖の利を得て本國に歸り、具に山田が事を鄕里に語り告ぐ、是におゐて市中の老夫擧て日頃の大志果して尋常ならざる人才なる事を嘆美せり、本國の商客此事を聞傳へて暹羅にしば〳〵往來して交易の利を得たる事多し、寬永三年丙寅の頃商客又彼國に至る時、山田おんふら王屬命して曰、我本國に在し時駿州の總社淺間新宮は、靈德崇く神威盛んにましませば、日頃殊に敬拜す、今猶他邦に在ても仰慕尊信する事厚し、ゆゑに今茲に來りて軍艦を造り、戰爭しば〳〵勝利を得し事も、日本神德の冥護にあらずんば爭でか我軍功をなす事を得ん、依て我戰艦を圖し繪馬に書て神殿に奉納せん、宜く持ち去て我爲に寄納せよ、標題の文字は平田仁右衛門に附托仕て書せしむ、年月姓名を可記となり、平田氏諾して染筆

す、和商歸來の後神殿に掲げて國民をして見る事を得せしむ、〔今淺間寶藏にある異國軍船の繪なり〕
偖又山田が親族外に聞事なし、獨り治兵衛といふ商人あり、是山田長政が甥なり、故に暹羅より貨器を送り、是を以て賣買し、武江にて唐物屋と云、寛永十餘年頃長崎へ往き、暹羅へ渡り至らんと欲す時に暹羅人の來るあり、詳に山田が事を尋問す、曰其王は反逆の者の爲に毒がいせらる、今反逆の徒黨國中に多し、往かば恐らくは害に逢んと、治兵衛此事を聞て遂に不往、山田彼國に王たりし時、國都において獸類を鬻食する事を禁じ、王の飲食專ら魚肉を進ず、又市廓を定めて倭人を居らしむ、是を日本町と云、今に長崎渡來のしやむろ人に聞くに、今其名存せりと也、右柳陰子之談予筆記之以下條々以所予見聞而併備參考。

仁左衛門暹羅に在て倭商の歸帆に寄て、駿府舊友に土產の器物を贈る、今に漆器の盆盂の類往々市中に持傳ふる者あり、

或云暹羅國は北極地を出る事十三度の國なり、海上日本より二千四百里東埔寨の西北也、唐土よりは西南の方に當り、則南天竺是也、四季熱國なり、仲冬頃より正月初迄夜冷かに、晝も少し涼し、其外は暑氣なり、人煩ひ熱有て病もの有れば水を頭より浴せしめて則病氣癒ゆ、國王は毎日金を磨りて呑むといへり、人物是等の國は皆不斷裸にて、腰に木綿嶋花布の類を捲て、其はしを肩に懸るを禮儀とす、色黑く毛髮縮みたり、中人以下は皆跣足也、一年に二度或は三度耕作する故に米穀甚易し、寺ありて出家も多し、日本の出家の作法と格別なる事多く、横文字の經はさのみ多からず、此國日本渡海の時住居せる者の子孫多く有之候よし。

或物語に、播州高砂の住人德兵衛と云者、後剃髮して宗心と云、寛永三年十月十六日に肥前國長崎福田を出船いたし、翌年三月三日に南天竺摩阿陀國龍砂川しやむろはんていやと申所迄着船仕候と云

々、長崎より三千七百里彼龍砂川暹羅摩阿陀國の境にて、河口より三里川上にはんていやと申す城あり、此所にて日本よりの御朱印を改め、手形を差上申候、右しやむろはんていやの城主於夜加羅保牟と申す者、侍大將にて於牟不牢と申て、左大臣の位に御座候よし、此おやからほんは、元は日本伊勢山田の人といふ、長崎より暹羅へ便船にて渡り、性勇悍にて且智謀ありければ、國主の下知に付所々軍陣に立ち、能き手柄とも致され候故、國主の聟になり、其上後には暹羅國の讓りを請けて國王になり申候由、日本にては山田仁左衛門と申候へ共、天竺にてはおやからほんと申候、侍をば相楽共申し、なんまんてう共申候、何れも帝王の御脊を勤申候由、但し山田仁左衛門を此物語に勢州の人といふは傳聞の誤也、和漢三才圖繪にも右宗心が百話を載す。

明淸闘記に載る所の暹羅の物語りも、蓋山田氏彼國に渡り至るの時分なるべし、其ことに曰、近頃暹羅國六昆國と累年相侵伐するといへども、終に雌雄を分つ事なし、其折節倭朝より商客多く交趾暹羅東京柬埔寨の間に渡て、或は去來し或は居住しける、しやむろの國王日本より渡れる者を點撿せしめて被見ければ纔に五百人あり、王則彼等に兵器を授けて、將校を差定めて六昆國へ推寄る、總て天竺南夷の習にて軍の初に雙方より先づ象を放ち出して戰しめ、後に人衆を合せて勝負を決す、角て六昆國より使者を立て此方の象は黄象にて候、明日例の如く象合を可仕候間、定て可爲御覺悟と申送ければ、暹羅王返答に尤の御事なり、此方にも日本の白象を所持仕候間、何樣明日軍法を以象合可致と被申、使者驚く、倭日本の白象と承り候事千萬不審にこそ候へ、是非一見と申ければ、安き事也とて神象一疋を出す、額に二の角あり、背に大きなる翼生たり、身は鐵石の如くにて叫ぶ聲雷電の如し、鼻を以て鋼戟を卷て能く人獸を服すとなり、次に日本人に甲冑を威させ、紗旗を指させて五百人一面に立並て爲見ける程に、使者輿をさまし歸て此由を王に語ける、六昆國王大きに恐れて一戰にも不及忽

に講和し、儀を修めて城下の盟をなすとこそ聞及びつれ、是明臣羅亂の時、鄭芝龍鄭成功父子弘光の
年福建福州府にて明帝の末新主を取立、韃靼勢と責戰ひし時韃人の物語也、鄭成功名は森後に國姓爺
と號す、日本肥前國平戸の産、成童の後福建に歸る、智勇兼備りて甚武威を振ひし者也、山田仁左衞
門暹羅へ渡りし時寛永の始よりは廿餘年の後正保の頃なれば、韃人聞及んで語りける物ならん、嗚呼
我國武の盛なる威風を外邦に振ふ事、上古より近世に至るまで、記傳の載る所枚擧するに暇あらず、
外國に入て鋒を振ふの兵士精强にて、曾て辱を得る事なし、或中葉足利家末世綱紊殘暴逋逃の士、海
島の間に竄れ、亂に乘じて國禁を恐れず、西土朝鮮沿海の地に入り、往來して邊境を犯し、城郭を燒
毀し居民を抄掠す、其殘賊なるは君子の誡むる處なりといへども、其軍術に於ては我國武威の餘烈な
り、況や豐臣太閤秀吉公の朝鮮を伐ち給ひ、兵を大明に入れんとし給ふ、其武量の大いなる、謀畧の
廣き、諸方の戎夷に至るまで聞傳へて、我國の武威兵術を恂怖る、故に倭軍の爲に禦を設る事、諸士
往々に是を學び、威風外國に振ふ事可知、山田が如きの者も亦我軍威を興して、竺夷に王たるもの
か、惜哉世の人其名を知るもの幾希、故に今一二に聞く所を繕寫し同志に授くと云爾。

○蕃椒西瓜の毒を治す

西瓜に食傷したるには、蕃椒（トウガラシ）を一味きざみて煎じ用ゆれば即座に瀉して毒を解するよし、德廟の御時
朝鮮の聘使西瓜にあてられたる時、朝鮮の醫これを以て藥を解したるよし、淺草醫師荒川樂記の話
也。〔天明二年八月十八日の朝聞之〕

○珍奇筐目錄〔多賀常政家藏（常政は淸水につかへて小十人頭となれり）〕

第一筐

讃州綾松皮　西三河金砂山石　佐州海淡

磁石
奥州南部尾去澤赤澤銅
相州箱根葉石
相州箱根浦島櫻
天蠶絲(テグス)
鶏冠石
酸貝
佐州萍實
同所銀箔石
河州道明寺木槵子
芝浦坊主貝
奥州津輕舎利石
佐州黒曜石
蝦夷イケマ
通天橋もみぢ
相州箱根赤梅檀
野州足尾銅山石
佐州銅石
筑前國木の葉石

奥州會津礫石
奥州南部銅箔石
陽石　二包あり
奥州十府菅
雲母
相州由井濱砂
奥州津輕饅頭石
鯨髭金銀絲
同所銅箔石
隱岐國黒石　二
鱈頭骨
日光石わた
紀州那智黒石
甲州樺櫻の皮
奥州南部ヲイウラ銀鉛箔石
佐州神鉄
駿州久能山樟葉
甲州身延山七面山御池の土
虎爪

讃州志度浦眞砂
備後鞆胡椒砂
佐州銅鏈
常州高間原土
大阪鳳凰丸の木　是は太閤朝鮮征伐の時の船の古木也
佐州蛸枕
佐州石わた
信州赤菜山銀石
同所荒吹銅
歌の中山さゞれ石
勢州白子櫻の葉
大清南京省土
豫州蘆谷銅箔石
長崎松の實
佐州火打石
相州大磯色石
菩提樹實　卯九月十日降
越後國焚土
熊百葉

羽州羽黒山常火堂灰　甲州地藏嶽團子石　白檀の葉
石州出羽はがね　信州星糞　猩々毛
蝦夷エブリコ　信州科の木の皮　鯛三ツ骨
鶴の楊枝ほね

合七拾品

第二篋

紀州伽羅山奇石　佐州珍石品々　常州泉川砂石
奥州津輕石　六　總州銚子赤砂利　常州石饅頭
薩州菊銘石　讃州霰石　讃州津あめ瀧山金剛砂
信州岐曾川砂　奥州津輕黒大豆砂利　佐州色小石
肉桂の葉　熊柳の葉　奥州羽黒山堂榎木
野州日光山中禪寺浮木　東京肉桂　薩州白木穂子
野州井ちぶ村の竹　日州絲銀竹　攝州難波蘆つま折はし　二
佐州白蓬　勢州二見浦藻　二　山生魚
つま鼈甲　石もち魚の石　虎の皮の切レ
綿羊毛皮　海帆（ウミマツ）　赤　遠州七十五里濱大蛤
奇貝　雲貝　勢州二見浦藻無垢鹽
楠石　蛇脱　日州海馬
火浣布絲綿　石糞　佐州石大豆

信州岐曾星石
山州嵯峨石
菩提樹實 安永七戊戌 十の廿六降
駿州三穂の松葉

合五十品

第三筐

青鸞羽 三
唐のかいらき
甲州石中玉
總州銚子海墨
信州淺間嶽燒石
唐五靈脂
古渡代赭石
信州姨捨山の石
八丈島の石
あさり貝眞珠
日光菩提樹の葉 實あり箱に入置く
唐皀莢
唐燧石 福州に出づ

豆州般若院辨天祠前石
石腦 唐
郁の葉
木渠子 有ふれたるの也一名さるのこしかけ
黑形木渠子
朝鮮のくしこ
斑猫蟲
たまむし
石州蜜蠟
唐茘枝核
佐州長藻
常州木より出たる銅鏈
三宅島桑耳
駿州前濱八文字石
黃色蠶蓮
唐釣藤
竹露子

備前八木山の石
海中出現がゞん石 所不知
勢州正木のかづら
白井關根土
貝石
百舌鳥草ぐき 又もずかけ共
奧州金花山の石
唐の石わた
唐茘枝實 本草に出づ
山樝子
攝州天王寺蓮葉松の葉
金剛砂 未所知
はこね草
舊年の木切
美濃養老瀧壺の砂
美濃養老瀧邊より出る燧石

野州那須野殺生石　五品　異竹　松房
小貝一袋　飛州篠魚　京都妙國寺蘇鐵の葉　二
駿州久能山近邊へ降り候赤小豆　石蛤　鱒の頭の上の石
三州鳳來寺吉利眞砂　池上本門寺五葉の松葉　二
合五拾品

○詠寄月往事和歌并辭　滋野幸篤　上

夫人の世の中にたてる三つになるとかや、その惠いづれかけぢめあらん、そが中に師にむくふためしを思ふに、天竺にはけしふの會をなしてゆひ經をあつめ、したにゝはたましゐまねく文つくりて別をいたみ、あるは名殘を慕ひてつかのほとりに六とせのいほりし、こゝらの人は大こくをつたふとて、あしがら山に千里をとほしとせざりしぞや、こゝに我をしへ人としてめのこのかみなる、内山せゝうあげまきの頃よりつかへ給へし平光淳の君とて、東の都のにしいつきたてふあたりにはやういまそかりける、大和詞は何がしの御家の庭にはしり、もろこしの文は濂洛の水をあぢはひて、ことなるさかし人にいましけるとなん、その門に遊し人おほかる中に、わが君やもとゐをうけいと口をつぎ玉ひけん、かの翁世をさり給ひてみそぢといひて三とせの春秋すぎぬ、しかはあれども道の榮はさかづきをうかべしみん江の末いよ〳〵ひろごり、八はかりの才いつゝの車のとみその人ともしからず、門に長者のわだちおほく、しきみに黑がねのかぎりをまうく、さるはそのふしかのおりの後のわざに、終をつゝしむの御心ふかく、今はた遠を追ふの思ひ厚くして、長月廿六日山の盛のそれならぬ詞の花のむしろひらき手向のわざいとなみ玉ふ、おのれにもまうで來て薪水のわざものせよ、題は寄月往事といふを定めつとさいつ頃初かりの便につけてふみ給はりぬ、よてつく〳〵思ふに、我そのむかしは馬を

はせつろぎをこゝろむのみをわざにて光淳君の門に及ざりしに、今かくながれをくみふもとをわくる事年ふりたれば、源をにごさじたかねをけがさじと思ふ物から、あまさかるすまゐなれば、たがへすますら男釣するおきなにのみなれむつびて、何のやくなし、せめて此折にこそと心をおこして、何やくれやと用意ものしてとくのぼりて見れば、三日かんばせをむかへざる門人たち、才學ゆたけくはかり難きに、舌たみ心ひなび都のてぶり忘れたるいなか人のむねせまりて、たゞふみてのしりとつめくはへていさゝかむしろのはしをふたぐるのみ。

寄月往事

したふぞよ今もおしへは有明の月を見ぬ世のおもかげにして

いかばかりむかしくまなき月にして今もさやけき光見すらん

寄月往事といふを詠る和歌幷こと葉　珍　之　上

それのとし長月よりかぞふれば、何がしのゆげたの數々にいよゝ思ひまぎるゝかたなき秋なり、くはや我このかみの師世にいまそかりし時は、からの大和のめづらしきみちをしたひ、晝は終日に夜は深きまどの內、螢のひかり雪のほまれあらはるゝばかりまねび給ひて、此君世にながゝれと龜山の藥を尋ね立ぬはぬ衣き給はんまでとねぎ奉れど、松柏もくだけて薪となり、桑田も變じて海となるとかや、からの歌にもつくり置けんごとく、翁もとし／＼同じからず、齡のつもり給へるうへに、やまふのうれへをそへ玉へれば、いたききずには鹽そゝぎ、みじかきさえのはしきれる如く、日々におもらせ給ひて長月廿餘日なん、世をさり給へりし、その折も今めのまへのやうになん覺え侍る、御寺はくらぶの山めきたる坂へに、くらからぬ光淳のおきつき所あかたなのしきみの枝にこきまぜたる菊もみぢ、おりからの哀もそふなるべし、我ももふでゝぬかづき奉らんを、過し神無月仕所をはなれ何のつ

みとも覺えねど、あがたの四とせばかりもとのやどりに歸らんこともまたはゞかりのせきあへぬ涙、古郷人もなどか哀れと思はざらむ、せめて我宿ながら佛の御まへにねんすして佛せちあみだ經など打すしておがみ奉らん、光淳の君なくなりにけれど、歌の道おこたらず、我このかみ跡をつたへてかしこき御かた／＼のまさ木のかつらながく世にひろごりぬるも、まことや此君の光なるべし、からやうの事此國には似つかはしからず、かかるいなかのたをやめは、時雨に染る龍田姫の手にもおとるまじうはたおりなどしつゝいとまなき中に、みそぢ一もじは人のそしりもうしろめだしや、題は寄月往事といへるをあらかじめ出し給へれば、つたなき言の葉をいひいでゝいにしへを思ひ今をあふぎ侍るにこそ。

寄月往事

秋やうき月やはつらきみそぢ餘りみしよに廻る人のはかなさ

そのかみをかけて慕へば面影もほのかにうかぶ有明の月

滋野幸篤字伯敬望月氏稱太郎兵衛關宿侯〔久世出雲守〕の臣也珍之はその妻にして內山先生淳時の妹なり

○英一蝶發句

北窓翁一蝶のかけるものとて人の寫し置しをみるに

近曾螺舍其角とゝもに深川なる芭蕉庵に遊ぶ夕にかへる途中の吟

たかかけのたかたかかかけてかへるらん

螺舍此句にはづんで

身をうすの目と思ひきる世に

螢星うつりかはり芭蕉もやぶれ蝶舎もくだけたるにわれのみのこる深川の今日思へばはからざる世や
北窓翁賛書

一蝶は永代橋のわき深川長堀町に住せしと

○二咒

細川幽齋わらはやみの人にあたへられし連歌とて

　露ちりて松の葉かろきあした哉　くものおこりをはらふ秋風

又やゝおこたり侍りてかげといへるものになりし時

　有明の日ませになれば影もなし

今もこの連歌をかきてこれを服すれば立どころにいゆるといふ、樋口季成の話なり。

喉にとげのたちたる咒に

　出雲國劍十郎左衛門子孫

と盃にかきて水にてときのむべし、其まゝぬくるといふ効驗あり、小野美卿の傳と春日部道保の話なり。

○牛込家根屋小童訴狀（牛込御細工町家根屋の童小判と石と取替し時の伺書寫）

　乍恐書付を以奉願上候

一牛込御細工町家主五兵衛申上候私商賣體に付金子壹兩外より請取置候處私悴五郎と申五歲に罷成候者當月十三日右之金子幼年故無何心表え持出候處私儀は用事にて罷出留守ゆへ金子持出候儀は不存候然る處右之金子入置候箱引出し相尋候得共金子無御座候間家內之者へ承候得共相知不申五郎に承候處表え持出龜と申者之兄に小石と取替遣候由申に付龜と申者は私向側同所御納戸町孫右衛門店嘉

助と申者之悴にて兄は萬五郎と申十四歳計に相成候者にて御座候依之私妻まつ萬五郎を呼參り子細承り候得ば金子所持の由申に付相返し呉候樣申候得ば宿に差置候ゆへ取參り可相返旨申罷歸り夫より參り不申候に付右親嘉助方へ承り合候得ば萬五郎儀何方え參り候哉不罷在候間歸り次第相糺金子可相返旨申に付相待罷在候得共否無御座候に付又候承候得ば右の金子は往來之者に被驚拾候由萬五郎申聞候故金子相返し候儀は不罷成候段嘉助より斷申聞候依之五人組等え相咄候處同町同樣の儀殊に纔之金子にて幼年之もの共より事發り私儀も金子麁末に仕候樣相聞候得ば
御上へ奉願上候儀何共恐多奉存內濟も可仕哉と內談致罷在候處右嘉助儀欠込御訴訟申上候に付私儀被　召出御吟味に御座候勿論私より御訴訟申上べき存寄に御座候處嘉助儀差越御願申上候段何共難心得奉存候然る上は何分　御慈悲に嘉助萬五郎御吟味被成下候樣奉願上候以上

牛込御細工町家主

明和八卯年二月十七日　　願人　五兵衛

五人組　藤助

御番所樣

狂歌　　井關氏

かち／＼と思ふて打て出し身は石と金との非をしらぬゆえ

○正德辛卯韓使書翰並に復書

朝鮮國王李焞奉書

日本國王　殿下

聘問之闊倏焉一世竊承

殿下光紹
基圖
誕敷區域其在隣好曷勝欣聳
肆馳耑价庸擧信儀修睦致慶
式循故常仍將菲品聊寓遠忱
惟冀
益懋令猷永固文誼不備
辛卯年五月　日
朝鮮國王李焞
日本國王源家宣奉復
朝鮮國王　殿下
玉燭時和應二儀之交泰
寶鄰世睦講百年之欣懽
禮幣既豐
書辭且繹其於憾懌罔罄
敷陳有少謝儀附諸歸使
願
符善禱
永介純釐不備

正徳元辛卯十一月

朝鮮人献上物之内に石鱗一片松笠百柏子貳斗と有り未知之

〇同年御觸二條

覺

一朝鮮信使屋敷之前を經過之節各警固之者を出し往來の貴賤其道を横切通らず駈り看る者其道を避けて見物の場を妨げざる樣に沙汰すべき事

附要用事ありて使を他方に差遣とも信使經過之路を避けて往來せしむべし若急事ありて他路なきに於ては屋敷町家に限らず警固の者に相斷其差引に任べき由申付べき事

一信使經過之道々見物之場におゐて男女僧尼等雜り居べからず簾幕屏障之類を以て其座を隔て限るべし或は酒菓飲食の物を陳ね或は醉狂戯慢の容をあらはすべからざる事

附綵段之幔幕金銀之屏風等所有に任せ見物の場を飾る儀は禁制に及ざる事

一外國人之風俗に習はずして無禮之儀ありとも深く咎るにたらず雖然難捨置事に至ては對馬守役人に相通じて其沙汰に任べき事

一信使之從人私に交易の事を以て下部等に對し相謀るとも一切にうけがはしむべからずたとへ後日に及びて事露顯すといふとも物の多少價の高下によらず嚴に罪科に處せらるべき事

一信使留館の間失火之戒猶更怠緩有まじき事

右之條々可被得其意候以上

卯八月

一諸道順撿使言上之趣に就て國郡の治否悉く　御聽に達する處に御料私領の間其善政特に著はれ聞ゆ

る所なく大抵風俗衰へ政事煩しく四民一つに困窮に及ぶ由被 聞召 御憂慮尤淺からざる所也雖然
御代始の日猶近く且は思召 御旨有之によりていまた御糺問の事あらず自今以後御料の御役人國
郡の諸領主凡大小の政事自ら懈る所なく四民各其生を遂しむべし若他日に至て舊弊猶改る事なきに
於ては嚴に其沙汰を經らるべき由被 仰出者也
正德元年辛卯八月十五日

○延享度將軍辭表〔重以瀨名本挍合之〕

上表之趣

延享二乙丑年穐七月何日臣等表之抑右大臣吉宗公因年關將軍國解政務共辭而右大將家重卿奉讓而老後
荷恩深仰者右大將任乞將軍職國解政務共右大將家令繼將者臣等四民悅如之哉正右大將家共器當其任如
古例有勅許者一天下之太平萬民安堵之爲思事不過此時者也故後聞有憚依而奉一紙連文驚聖聽臣等誠恐
誠惶謹言
執事奉

從四位侍從前中務太輔藤原朝臣
本　多　忠　良
三　　　　　家
松　平　加　賀　守
松　平　兵部太輔
松　平　讚　岐　守
松　平　下　總　守

井伊掃部頭
松平肥後守
諸侯拾八人
國主五人
帝鑑之間不殘
老中四人
雁之間不殘
柳之間
菊之間
別當
若年寄不殘

傳奏執達

右ハ延享二丑八月十六日高家長澤壹岐守京都へ持參之由

○華夷通商考抄

一普陀山　寧波府ノ內定海縣ニアル島也補陀落迦山ト號ス又ハ梅岑山トモ云觀音ノ靈地ニテ寺アリ出家ノミ居住ス日本ノ僧慧蕚ト云人ノ開基ナリトゾ

一八絲〔福州〕　五絲〔同〕　柳條〔同〕　七絲〔廣州〕　二彩〔同〕　鎖服〔同〕

一潮州府　此所ハ韓退之ノ流サレシ所也近代ハ巫女覡男山伏如キノ者多クテ鬼神ノ取出シノ類甚多ト云リ

按取出シトイフ事未詳

一唐船役者〔漳州ノ詞ヲ記ス〕

夥長〔海上ノ乘方ヲ主トスル者也、羅經ノ法ヲヨク知リテ、日月星ヲ計リ、天氣ヲ考ヘ地理ヲ察スル役也〕

舵工〔舵ノ役也、夥長ト心ヲ合セ風ヲ辨シ濤ヲシノグ大事ノ役也〕

頭碇〔碇ヲ主ル役ナリ、湊ニテハ肝要ノ役ナリ、機轉ノ入ル役ナリ〕

亞班〔帆柱ノ役也、用アル時ハ自身檣ノ上ニ升ル事モアリテ苦勞ノ役也〕

財附〔荷物商賣諸事ノ日記算用ヲ主トル役也〕

總官〔船中諸事ヲキモイリ奉行スルモノ也〕

杉板工〔梯船ヲ主トル者也、サンパントハハシ舟ヲ云〕

工社〔水主ヲ云、大船ハ百人中船ハ六七十人小船ハ三四十人也〕

香工〔菩薩ニ香華燈明ヲ勤メ朝夕ノ供拜ヲ主トル役也〕

船主〔船頭ナリ、船中ニテ役ナシ、日本ニテ商賣ノ下知ヲシ公儀ヲツトメ一船ノ人數ヲ治ム、船頭ニ二種アリ、荷物ノ主人則船頭ト成テ來ルモアリ、又荷物ノ主ハ不來手代親類船頭ト成テ來ルモアリ〕

一寛永ノ頃長崎代官仕出シノ異國渡海ノ舟ヲ海上ニ於テ大寃付配ノヲランダ船是ヲ惱マシ、已ニ海賊セントセシヲ樣々ニシテ逃レ歸レリ、依之長崎代官ヨリ濱田某兄第ヲ賴テ大寃ニ遣セリ、濱田ハ長崎町人ニテ、數年異國渡海セシ故ニ能安内ヲ知テ、輒クカノ地ニ到テ商人ト號シテ謀略ヲメグラシ、大將ゼネラルニ拜謁セン事ヲ願テ、音物等ヲ捧テ城中ニイタル、大將出テ見ユ、左右ノ臣等多

ク列位ニ從テ威儀嚴重也、時ニ濱田急ニタチテ大將ノ高座ニアルヲ引下シ捕テ押ユ、左右ノ臣各劍ヲ拔テコロサントス、濱田ニ相從フ者各起テ是ヲ押ヘテ働カス事ナシ、時ニ城中ノ諸卒鐵炮ヲ放ントス、濱田蠻語ヲ以テ高聲ニ曰、我等大將ヲ殺ントニハ非ズ、汝等若シ吾等ヲ殺サバ唯今大將ヲ殺スベシ、大將ノ生死ハ汝等ガ所爲ニ應ズト云テ、刀ヲ拔テ大將ノ胸ニアテ、云ケレバ、大將モソノ意ヲ知テ左右ノ人共ニ諸卒ヲ制シケレバ、鐵炮ヲ放ツ事ヲ止テ城中シヅマレリ、大將モ海賊ノ罪ヲ謝シ、自今以後日本ノ船ヲ惱ス事不可有ト誓約シテ、其子ヲ人質ニ出シケレバ、濱田兄弟是ヲ携ヘテ歸朝ス、其後イヨ／＼其罪ヲ謝シ、賊船ヲ罰シテワビケル故右ノ人質ヲ歸セリ、此時ヲランダ平戸ヘ入津ノ間也、ヲランダ是ヨリ日本人ヲ甚畏ル、濱田兄弟ハ後ニ何方ニ於テ高祿ヲウケテ武士トナレリ

以上西川求林齋華夷通商考（五卷）中ヨリ抄出ス

○宇治茶摘歌

御代は治まる御もつ（御茶壺の事なり）はつまるなをも上樣末繁昌
ことしやこなたに御知行がましてけさの折紙五萬石
宇治の橋には名所が御ざる籠で水くむこれ名所
御茶をつむなら宇治上林あひにながむる水車
槇の島にはよきぬのさらす我は君ゆへ名をさらす
目出た／＼の若松さまよ枝もさかへる葉もしげる

右横井祗州より傳と木室卯雲の雜記にみへたり

○墻勾當話三條

一一ノ上とは左大臣の事なり上卿の一と云ふ事也

一二分はサクハンの事也、凡諸國の租を納るに何分を公へ納て殘る穀を總人數に分て守は五分とる〔五人前なり〕介は四分とる〔四人前なり〕掾は三分とる〔三人前なり〕目は二分とる也、故にサクハンを二分と云ふ。〔二人前なり〕

一東京錦とよむへし　執筆　倚子〔禪家のはイス也〕

○晉書奧書

和刻晉書ノ奧ニ〔荻莊右衞門　志村三左衞門禎幹〕句讀トアリ、志村は郡山侯ノ藩中ノ士也ト伊庭又左衞門愼ノ話ナリ。

伴忠順云、晉書の和刻出來シタレドモ今售レズ故ニ摺ルコトナシ板本悉ク蠹蝕スト可嘆々々。

○靑山耆山和尙話五條〔安永九年十一月十七日〕

一祇支覆肩は阿難の着たる衣也

一禪僧のきる袈裟を掛絡といふは、絡子をかける故に掛絡といふなり、俗に㋙をクハラといへども不然◎は鉤紐なり

一ゑりたて衣の事を僧綱と云ふ

一輪袈裟は修持袈裟なり、これは護摩をたく時袈裟にてはとり廻し不自由なるゆゑ袈裟の陀羅尼を紙にかきてたすきとしかけたる也、其のち上にきぬをもて包みたるなり、今は綵段舗に出來合の輪袈裟あれば陀羅尼の沙汰はやみたり、今の僧修持袈裟を修理袈裟とあやまり覺へたるもおかし

一佛道に入るに七種あり

比丘二百五十戒

比丘尼五百戒

沙彌十戒、（沙彌に二種あり、法同沙彌は比丘の如く二百五十戒をたもちながらへりくだりて沙彌と稱するなり、形同沙彌は形は沙彌と同じくして戒をたもたざるなり）

沙彌尼

近修男（是は仕宦俗事の多き者すきま〳〵に佛道をしたふなり）

近修女（或闍魔尼、識奢ともかくなり梵語の轉なり）

○藥師

藥師佛の功德を耆山上人に問ひ侍りしに藥師本願經（二卷）藥師念頌義軌（一卷）を見るべしと也。

○楚俊詩

古き掛幅の畫に賛あり

玉立蕭蕭竹數竿　風枝露葉帶清寒　舊年湖曲人家見　底事移來紙上看

正中元春　應需　雙林楚俊

朱字ナリ

○育王山沙金の請取書

小松內府が育王山へ三千兩の沙金をおくりたる時の請取書なりとて金城の御數寄屋にありとぞ

正漢求頌要修行　日用應須痛著鞭　會得个中端的意　從敎日午打三更

佛照老僧 印

○ふくろの記抄

一むかしの一休禿喝食なとを若俗(ワカゾク)と呼たまへるも無骨にて法師らしゝといひ傳へ侍る〔下略〕

按宗長手記に俳諧の句あり「しりぬかしたりすばり若俗」又「たのむ若俗あまりつれなや」

一童子曰、我友達に火廻しの名人あり、火廻しといふは冬の夜埋火の本なとに寄合さみしき慰に紙燭に火をつけ、頭に火といふ唱の物の名などいひて紙燭を添て次へまはせば、次もまた送り〳〵ていひつまり、紙燭の火きへたるを負とす、かの者終に負る事なし、久しく此里にて火廻しの博士となりてひゝらき居れり、是はひのよみの頭に付たる器財態藝などの文字を拾ひ集めて一巻の書物となし常によみ覺へけるよし〔下略〕

按これに由て見れば今の世俗の火廻しの戯も古き事にや。

一童子曰、坊の趣向一筆と望ければ「聞流す浮世の事やこもり江のなまずおさふるふくべなるらん」

一予若かりし時、石山紫女の繪像の賛を見侍るに「心だにいかなる身にかゝなふらん思ひしれども思ひしられず」とはいかなる心にやと御戸開く大徳に尋ね侍りければ、心よりは思ひしれども身よりは思ひしりがたくぞ侍らむと仰られし。

一久しく治めさせ給ふ所司代廉直におはしますゆへにや、田畑の草生(オイ)まで潤しきよし、領内の者ども居並て壽き侍りければ、郡主も隨ひける民の心を哀れに思召れて、是和樂の徳也今我悅びける心操(バヘ)うたふべきよし仰事侍りければ、總肝煎罷出て

間棹やひろがる木末いかばかり根生の御世ぞ十抱の松

一仁愛を以て衆と志を同うするは軍屯（イクサコヤ）の構なり、力量殺伐を以て武備とするは百年以前室町家の時まで、天下の諸侯互に劔術を以て隣藩（サカイ）を劫掠するの餘執今に殘れりと、ある人いへり。

一鮭（サケ）といふ魚は此國の名物也、味に濃きあるり淡き事あるは當國のものよく知れり、高屋（タカヤ）といふ所にて漁りし産は中に就て美なる事、疎き人のしるべきにあらず。

一或人親の喪にこもる事殊勝なりといひはやせども、終に遂（トゲ）たりと見へず、喪に籠る明年梅頭をいだけりとつぶやきける、是はいかなるいひ事にやと、ある物知に尋ね侍りければ、梅頭は藻の中に生ずる水鳥なりと仰せられ侍る。

按梅首雞バンといへる鳥なり藤井懶齋が本朝孝子傳に喪の中に生る子を金魚といひける事見へたり。

一童子曰、世間に身を置く事いかやうなるを是とす、坊曰、夏の蚊を評して冬の氷を忍ぶべし、曰蚊を評し氷を忍ぶのみならんや、坊曰、鳥となるべくして鶴となる事なかれ。

一或人黑雪が祕傳の章付たる諷の本を持來、謠の大事我こそしると思へど、うたはせて聞けば片腹いたき事どもなり。

按小幡景憲御和談記云御能難波觀世與三郎此頃の黑雪也。

右ふくろの記何人の著す所なるを不知、書肆のもて來しを留置て數條を抄出し談柄となすのみ。

○薩摩の孫八針

圖の如く針のめど圓にして裁縫によろし。

○林家名

葛廬　官儒林又右衛門信如　　整宇　大學頭林信篤
快堂　林七三郎信光　　退省　林百助信智
退省新纂といへる寫本予が家に藏す　右は享保の頃の人也

○發句

嫂(アニヨメ)に所存かけたかほとゝぎす〔紀州田邊侯臣泰地悦右衛門句也堀口幽谷の話にて聞く〕

○歌

はしり馬にむちといふたとへあり、後撰歌に
　をしと思ふ心は無て此たひはゆく馬にむちをおふせつる哉

○備前少將へ御尋書付

備前少將松平光政〔稱新太郎〕御とがめの寫
爲上意之趣貴殿分國備前國中和國之風義背天下之掟破却寺塔僧俗及難義之由有其聞蘭者端々見習及聞其風學は親王門跡奉始初人累代日本之風俗如何其上幾利支丹御制禁難被仰付候箇樣之儀奉對　公儀甚不可然向後寺社仕置萬事御掟之通謹而可相守全非愚意上意之趣候自今以後於相守事者其上可有退進候

松平少將殿　　會津某

○朝鮮人來朝人馬

一乘馬七拾匹　一中乘馬百七拾匹　一乘掛馬百拾五匹
一同馬三拾四匹　一荷物馬貳百七匹　一書〔房有〕輿昇八人
一三使輿昇六拾人　一三使替輿昇貳拾壹人　一乘物四挺三拾貳人

一持夫人馬貳百八拾人
　森長老雲長老人馬入用
一乘物並馬貳匹　　一乘掛馬三拾六匹　　一人足三拾四人（内拾六人駕籠舁）
　宗對馬守自分人馬入用
一荷物馬三百匹　　一人足百五拾人
右ノ外
一通詞貳拾八人　貳拾八匹
　朝鮮御鷹御馬付人馬
一御朱印馬五匹　　一駄賃馬八匹　　一人足百貳拾人計
　馬數合九百七拾五匹　增馬
　人足〆七百五人　增人足
　　朝鮮人馬わけ　　東郡
高五萬三千四拾五石六斗七升三合　（中原御領　三浦御領私領）
　　内譯
　五千石ハ　中原御領　壹萬三千石ハ　三浦御領私領
　三萬五千四拾五石六斗壹升三合ハ　東郡私領
高百石ニ付貳歩三毛六忽
一はたせ乘馬七拾貳匹　外三拾六匹增高
　二口〆百八匹

内
三拾六匹　吉右衛門組下東郡私領
拾九匹　三郎兵衛組下東郡私領
貳拾六匹　三浦御領私領
拾六匹　甚右衛門組下東郡私領
拾匹　中原御領
高百石ニ付四歩八毛七忽
一はたせ中乗馬百七拾匹　外八拾五匹増高
二口〆馬貳百五拾五匹
内
八拾五匹　吉右衛門組下東郡私領
四拾五匹　三郎兵衛組下同斷
三拾五匹　宮右衛門組下同斷
六拾三匹　三浦御領私領
二拾四匹　中原御領
高百石ニ付八歩三毛壹忽
一乗掛馬貳百拾三匹　外貳百拾三匹増高
二口〆馬四百貳拾六匹
内

百四拾貳匹　吉右衛門組下東郡私領
七拾五匹　三郎兵衛組下同斷
六拾五匹　宮右衛門組下同斷
四拾匹　中原御領
高百石ニ付壹匹九歩壹厘貳毛八忽
一荷物馬五百七匹　外五百七匹增高
二口〆千拾四匹
內
三百三拾八匹　吉右衛門組下東郡私領
百七拾八匹　三郎兵衛組下同斷
百五拾四匹　宮右衛門組下同斷
貳百四拾九匹　三浦御領私領
九拾五匹　中原御領
一人足五百八拾五人　外人足千百七拾人增
二口人足〆千七百五十五人
內
五百八拾五人　吉右衛門組下東郡私領
三百八人　三郎兵衛組下同斷
四百三拾人　三浦御領私領

貮百六拾七人　宮右衛門組下東郡私領
百六拾五人　中原御領
人足〆千七百五拾五人
馬〆千八百三匹
右之通立合相違無御座朝鮮人來朝之刻人馬壹匹壹人成とも不足なく急度出し可申候爲後日仍如件
天和二年壬戌八月十二日
吉右衛門組下　御地頭御名字村付
名主印判
甚右衛門組下　同　斷
三浦　同　斷
中原　同　斷
右朝鮮人來朝の賄覺書之寫なるよし加藤重昌翁の藏め置けるを嗣子安昌にかりて寫置もの也。
○勢州角屋願書
勢州角屋七郎次御朱印願書の寫
御奉行所
御朱印頂戴仕次第謹而言上
一去天正三歳乙亥年小田原北條殿ヨリ　權現樣へ御使者私祖父船にて遠州へ之御通路共刷駿州は敵國に御座候へは海陸共御道路も不相成に付私祖父　權現樣御前へ被爲召出忝御道□之由被爲申聞候御事
一天正十歳六月二日に信長樣於京都御他界之刻　權現樣は伊賀街道を伊勢神戸と申處へ被爲成御着坐

之折節私祖父御目見申上急き御船御用意仕候へと被仰付候に付同國若松と申浦より御船御用意仕尾州常□と申地へ御供仕今度之儀は重々之御忠節御感に被爲思召候處に何にても望候へと被仰付候其地駿州に入津仕商船大分之御役儀御坐候故四百石船壹艘御意國中諸役御免許之御朱印頂戴仕候事

一尾張國かくてん御陣之刻右之御朱印船が海成船に被爲仰付御用罷立共刻勢州は太閤樣御領分にて御座候妻子をも捨置駿河へ相詰御用承候刻向井兵庫殿御存知之故御狀之御事

一關ヶ原御陣之刻も祖父親兩人御供仕小笠越中守殿御承にて諸浦山中關役所迄赦免之旨御達書被爲下候御事

一元和三歲於伏見　台德院樣へ板倉伊賀守殿を以言上仕候へは不相替御繼目之御朱印致頂戴御目見仕來　權現樣御代には折節御目見仕候得は他國より罷詰數度海道御用に罷立候旨被爲仰出難有御諚共承由祖父申侍り候彌不相替御朱印致頂戴御目見仕候樣に御披露奉仰仍而如件

正保二年二月二日　　角屋七郎次

御奉行所

右之御朱印願に付三ヶ年の間手代何某奉行所の式日に出て願けるよし奉行衆手代の忠節にめでゝ事故なく御朱印を賜りけるとなん此願書申手代奉行所におゐて筆硯をかり即座に其趣意をかきけるよし、加藤重昌〔與左衛門〕の物語也と嗣子安昌〔與一郎〕の話なり、其後又々願書を出すその文にいはく

謹而御訴訟

一御慈悲之御代に御座候間彌此度御朱印致頂戴御目見仕於勢州可然社地少拜領仕　權現樣奉致勸請乍恐　御宮守をも仕候樣に披露奉仰如件

慶安元年卯月廿三日

是又御免ありしとなん

○金目山

相州大住郡金目郷金目山光明寺は坂東第七番觀音の札所也、金目とかいてかないとよむ也御詠歌に

何事も今はかないの觀世音二世あんらくとたれかいのらん

○鴫立澤碑

鴫立澤の碑、俳諧師三千風が建る所也、三千風笈さがしといへる句集もある也

心なき　身にも哀は　しられけり　鴫立澤の　秋の夕　暮とよみしは　とばのゐん　北めんの武士のりきよの　かしらおろして　つひの身は　西へ行名の　しるしにや　佛道歌道　いみしくて見ぬ世の旅の　門出に　命なりけり　佐夜のやま　うつの山邊の　うつゝなき　風になびきし　富士のねの　けふりとならん　身の隙を　あくる箱根や　こよろぎの　いそげと告ろ　友ちどり　ともねの鴫の　さわ水は　めいほくなれや　新古今　三の夕の　名どころを　しとふや時の　和歌所あすか井雅章　駕をたてゝ　折しも春の　あはれさは　秋ならねども　しられけり　鴫立澤の　詠歌ゆへ　我もあんぎやの　笠まつや　月より外は　とふひとも　嵐のよすが　高すなご　かきならしつゝ　この澤の　あるじをねたふ　さりあへず　その名高尾の　もんがくの　なた作りてふ　みゑい堂　和歌三神や　虎心堂　猶五智そんを　かいきせし　宗雪居士の　はか所　吾身もこゝに夜臺して　謡につくり　あるはまた　田鳥集に　國々の　詩歌連俳　あつめつゝ　五百年忌の　たむけとて　まん願せしを　我國の　伊勢やいさわの　友つ人　施入をなして　なもしらや　こゝろなき身も　西へ行く　道しるべにと　立し石ぶみ

東往居士三千風誌之

○箏曲傳來碑

隅田川木母寺に師堂派勾當淸橋江之一のたてし六面の石碑あり、箏曲の傳來をしるせり。

妙門派　八橋撿挍　　　　妙門派　北島總撿挍

一世　鏡學院圓應順心居士　　　二世　了得院透開幻無大居士
貞享二年乙丑六月十二日　　　元祿三年辛午九月四日

妙觀派　生田撿挍　　　　妙觀派　倉橋撿挍

三世　興隆院信入日寶居士　　　四世　榮倉院釋順正一居士
正德五年乙未六月十四日　　　享保九年甲辰四月十四日

師堂派　三橋撿挍

五世　通現院頓譽心開了覺從德
寶曆十年庚辰二月九日

八橋撿挍天明四年六月十二日百年忌也、五松筆語云、八橋は貞享二年に七十餘歲にて死去す、洛東黑谷に墓あり、貝子誠云。

○山岡明阿

山岡俊明〔初名浚明〕稱左二右衞門隱居して明阿彌陀佛と呼ぶ、狂名を大藏千文と稱す、安永九年庚子微行して京都に遊び病死す、時に十月十五日なり、江州三井寺は山岡氏の祖道阿彌の墳寺なり、よりて道阿彌の墓の側に葬るといふ、明阿博學にして尤和文をよくす所著多し。

類聚名物考　四百餘卷　　文のしをり　七卷印行　　逸著聞集　二卷

源氏物語逸文考　　筆のまゝ　五卷　　伊香保ロ號　一卷

其外猶有べけれど覺へず狂詠一二首胸憶のまゝしるす

けふからはころり坊主になりひさご人にかゝりて世をわたらばや

鹽の山にて雨にあひて
　　鹽の山さしたる事もなかりけりからいめをして見る計り也
白壁が遊女の畫に
　　ゑにかける女でからがいたづらにうごくといふはあゝおはづかし
みちのくの名所みんと立いづる頃和歌
　　思ひたつ波の數にはあらねども心をよする松がうら島
竹もといふ所にかりのやどりをもとめて〔淺草竹門なり〕
　　いざゝらばいさゝむら竹門さしてひとよふたよのかりねをやせん
辭世
　　もゝとせのなかばも何のうつゝかは思へば蝶の夢さへもなし
連歌のほく
　　目もすまにいく夜かおきの村千鳥
　梅橋院子亮俊明居士
　　安永九年庚子冬十月十五日
　　寺は麻布藪下龍澤寺

増訂 一話一言 卷二

○平賀鳩溪

平賀源内名は國倫、字は士彜、鳩溪と號す、狂名は風來山人、又天竺浪人と號す、讃州志度浦の人也、寶暦の末始て江戸に來りて聖堂に寓居す、官醫田村元雄とゝもに物産の學を勤む、火浣布を考へ出して、御勘定奉行一色安藝守につきて公に獻り上覽に入る、後神田白壁町の裏に往居す、又藤十郎新道に移り、又柳原細川玄蕃殿やしき前の町屋に移り〔此頃門口に柳を一もと植置けり〕終に馬喰町の町屋に移る、〔一撿挍の住しゝ凶宅なり〕明和七年庚寅の頃長崎に赴く、大通詞吉雄幸左衞門が家を主とす、阿蘭陀本草を學びヱレキテルセイリテイトといへる奇器〔人身の火をとりて病をいやす器なり〕をつくる事を學び得て歸り、專ら蠻學をなす、或は伽羅の櫛〔銀むね象牙の齒月に郭公などの細工あり〕をつくり、或は金から革等を作りてつねの產とす、安永八年己亥十一月廿日の夜病狂喪心して人を殺し〔米屋の子なりといふ〕獄に下る、同十二月十八日病て獄中に死す、屍を從弟某に賜ふ、橋場總泉寺〔門内左〕に葬る、其友杉田玄伯〔酒井讃岐守殿醫者〕私財を以て墓碑をたてゝ表とす、著す所の書印行して海內にしくもの夥し、或は其名をかりて僞作するもの又少からず、今一二胸憶のまゝを記す。

物類品隲　萬國圖　火浣布略說　根なし草〔五卷〕　風流志道軒傳〔五卷〕　根なし草後編〔五卷〕　痿陰隱逸傳〔小本一冊〕　放屁論〔小本一冊〕　長枕褥合戰〔一冊　淨るり本に擬作せしものなり〕　六部

集　放屁論後編〔小本一冊〕　飛んだ噂の評〔小本一冊〕　星のおだまき評〔小本一冊〕　男色細見菊の園〔横本一冊〕　同三の朝〔横本一冊〕　菩提樹の辨〔一冊〕　天狗髑髏鑑定縁起〔小本一冊〕　亂菊穴さがし〔寫本三冊〕　神靈矢口渡〔是より淨るり本〕　源氏大草紙　弓勢智勇湊　若緑相生源氏　荒御靈新田神徳　靈驗宮戸川　前太平記古跡鑑

鳩溪かつていはく幼少の時夢中に發句をなせり。

霞にてこして落すや峯の瀧

狂詠も又多し。

鍾子期死て伯牙琴を破りしは世に耳の穴の明たる人なきをしればなり

此調子聞てくれねば三味線のちりてつとんとひいて仕舞ふぞ

飜譯は不朽の業御高恩須彌山よりも高きにほこりたる事をしらずして

いろ〳〵の物ごのみは榮曜のいたりなりけりと自ら吾身をかへり見て

むき過てあんに相違の餅の皮名は千歳のかちんなる身を

いかなる時にか

かゝる時何と千里のこま物や伯楽もなし小遣もなし

心地たがへるまへにかきて人にしめせし發句

乾坤の手をちゞめたる氷哉

われかつて其狂文の落ちたるを集めて小冊とし、題して飛花落葉といふ、世に行はる。〔下谷池のはた伏見屋善六板也火にやけてなし〕

○一休書

一休和尚の眞跡に

月むかしの月なれは山も昔の山　　一休宗純

〇百庵明阿和歌

山岡明阿ひとゝせ淺草にのがれすみける頃、寺町百菴〔三智〕とむらひ來て〔明阿柴の戸の柱に山隱としるせり〕

道興紀行に

罪とがの朽る世もなき石枕さこそは重きおもひなるらめ

淺草妙音院の境内に山隱明阿先生住給ひけるを訪て姥石開帳の有しを拜す

此所を中谷といふ今は中田となん唱ける　　百菴

石枕おもき思ひのかなしみもいまは中田の里とこそきけ

かへし　　明佛

世のさがを今はなにともいは枕おもき思ひも中谷の里

〇柿本大明神碑

正一位柿本大明神碑銘並序

京輦十刹萬年山眞如禪寺沙門顯常撰書正四位下行少納言兼侍從大內記東宮學士菅原朝臣爲璞篆額

柿本公人麻呂之以倭歌。擧世莫不知。而史軼其名焉。公生于石見。不詳自出。說者曰。戶田之民綾部氏。見一孺子于柿之下。自稱得敷島之道。神而毓之。是爲公。及長官于京爲大夫。嘗扈從吉野雷岳之駕。又與諸皇子遊。皆以倭歌見。蓋當持統文武之朝也。神龜元年甲子三月十八日。卒于高角山。臨終有歌。嘆山間之月溘焉爲別云。國人爲立廟。厥地置人丸寺掌祀。其山橫出海上。民邑之頗庶。萬壽三

年丙寅五月。海嘯山崩。舉皆漂沒。既而一松汎游波。神像存其椏。因更作廟與寺。相承六百有餘載。其地曰松崎。及津和野之爲藩而皆屬焉。尙恐其濱海有災也、命遷之南。一里而遠。仍名高角山。存古也。享保八年癸卯。屬公歿之一千歳。詔贈正一位。使侍從卜部兼雄奉幣焉。改人丸寺。爲眞福寺。綾部氏世稱葛恒刺貯（カタライ）。葛恒刺貯（カタライ）者謂託也。以公託焉爾。至今殆四十世不絕。多壽耆者。亦爲公立小祠奉之。嘗有靈異。其譜存焉。其柿尙在宅。、其實纖而末黑。名爲筆柿。無核。樹老則接生。然分請眞福之庭。有二株而已。接之宅。即變爲常種云。由癸卯而幾五十歳。爲明和九年壬辰。於是始立碑勒焉。乃謁（請カ）于余。余以爲古有柿本氏。實 孝昭天皇 裔。公豈其族與。綾部氏說。不亦異乎。蓋空桑之尹。李樹之聃。於古有之。夫倭歌吾所不知。其於詩寧類也與。有遊閒纖婉之風。無耿介鯁礡之度。則爲詩者不爲也。其所以寫憂悄抒驩娛。優柔乎著言辭之外者。情斯同矣。所以精思而入微。其妙可以動天人感鬼神者。又斯同矣。何必從吾所好非其異撰爲哉、吾悲公之意、其於世無所庸。勛無所顯。終身海島之間。而獨以三十一言之藻。憲章百代。上下莫不崇信。至乃比空桑之尹李樹之聃謂爲非凡種。此立言者之所以忼慨古昔淪位。餘斯不朽之心。斯亦可不謂同乎。吾聞其像操瓢與簡。豈亦溫柔敦厚之教垂乎祀典者非耶。高角之月何爲言終。彼一時也。爰述之。其詞曰。

有生于桑生于李。翰之濡墨惟肖柿。緊天篤生有才峙。摛祕騁姸紛內美。右手執筆左手紙。言志永言寧異軌。月出皎兮人與比。所存者神無終始。

明和九年歳次壬辰八月甲子朔二十六日己丑。

藩主　朝散大夫能登守源朝臣矩貞立石。

○連歌

老のすさひ「文明十一年の作」の中にておもしろき連歌のつけ合を抄出し侍る。

ちぎりも夢となるぞかなしき

なき跡に行末たのむふみを見て　　　　　　　心　敬

あせたる池に雨おつるみゆ

汀なる鷺の蓑毛にかぜ立て　　　　　　　　　宗　砌

軒のしづくや松がねの露

蔦の葉にむら雨かゝる庵ふりて　　　　　　　智　蘊

なれにし人もゆめの世の中

山ざくらけふは青葉をひとり見て　　　　　　能　阿

こふる山田のさみだれの頃

一村のさかいのあふち花ちりて　　　　　　　賢　盛

風やかれ野の色にふく覽

冬されは蘆の花ちる遠ひかた〔米元章詩風縦蘆花雪同情なり〕　智　蘊

よるふねちかきはるの山もと

青柳の朝けのけふり江にはれて　　　　　　　行　助

かすかにのこる春の山みち

花やしる去年も我こそ尋くれ　　　　　　　　専　順

○輟随筆抄〔權道米仲著〕

ほゝ螢とゝとぶ火野の野守哉　　　　　　　　均　明

一拾芥抄食禁物の部に三月五辛を喰はず九月生薑をくらはずと有りあさつき鱠は雛の膳供にさだまり

芝神明の生薑祭（シヤウガマツリ）食品にあてずして何ぞや

一伊勢島宮内は江戸虎屋源太夫が弟子にて宇治嘉太夫が師也一流語出したる者也

其專頃伊勢島が流はやりしと見へたり

いせ島を似せぬぞ誠鉢たゝき　其角

一西山宗因江戸旅宿の折からある人此頃俳諧し侍りと添削を宗因へ賴れける

うへを下へえいとう山の花見哉

宗因いはくおもしろけれども連歌めきたり箇樣にて宜かるべしとて

花見衆やえいとう／＼東叡山

即時に引直してさて脇をし侍らんと

霞ひけ／＼押す車阪

とつけられたりえいとう山の句連歌めきたりとや厚きはいかいや

螢火は百がものありなめり川　宗因

驚けや念佛衆生節季候　同

一芭蕉の近江にてしたゝめられし文に

花曇鐘は上野か淺草か〔とあり雲とはのちの事にや〕

〔按三體詩山城雨翳鐘の心か蕉翁の唐詩を翻案せしなるべし〕

雛のかほ卵の殼に目鼻かな　米德

鉢盥一斗は漏りぬ秋の雨　由林

子をうしなふて

埋火やまだあるやうな心もち　再賀
鶯やまだこもりくの初芝居　信鳥

大津繪賛者之賛

春の夜の犬はあやなし目くら打　米仲
むざんやな鳥の口に蟬の聲　由雅
牛の子に新場の海鼠蹈るゝな　米仲
豆見月栗喰娘芋僧都　女 さなみ
ころがせは我としむるや雪の音　佐原 青藍
左葛西の舟待寒き若菜哉　菜陽
一聲は裏まち遠し初鰹　米車
涼しさや鰹のつらへ大柄杓　万年
同勢へ初郭公行たらす　義莚
大汐を嘗ぬばかりの柳哉　水路
いたいけに年ふたつとる若な哉　栖鶴
道問へば苦い顏なり野老堀　輕羅
澄むかたへ植てゆく田の濁り哉　龜成
恐しくすべりし跡や苔の花　時雞
水仙と腰元とのみ別座敷　米丈

一寛永年中將軍義政公春日御社參の時御能十三番被行觀世寳性金剛竹田是をつとむ出雲十柄二見浦浦

島鶴次郎星宮など今きけばめづらしき番組なり

年禮に舅のわせる彼岸哉　永機

雲のみね五百羅漢のあたま哉〔夏雲多奇峯〕　青徳

ながらへて浮世を牛の茄子哉　祇徳

けふは人の留守をして居鉢扣　花礫

木魚にも寒のかはりや耳の底　遊翁

馬の背に鰤の寐て行師走哉　青徳

褌も男むすびの暑哉　道院

庇から落る物あり秋の風　湖丁

秋の夜や二ツ三ツ夢のむすび玉　西月

うら枯や酒屋一軒こけら葺　超雪

蛙飛ぶきのふの雨のおかち町　西山氏魚川

〔七部抄の内たれやらが附合に　郭公御小人町の雨上り　蛙飛ぶの句と同日の談なるべし〕

○全芳備祖

全芳備祖は書の名なり、林春齋櫻のことをかける文の中に見ゆ、唐本なり。

○市原八景

妙壽院惺窩市原山八景

手月磧(テラツクシ)　朽斧松(クタフノマツ)　巖牆水(イハカキミヅ)　北肉峰(キタシヽノミネ)　歌　惺窩

流六溪(ルリノタニ)　洗密科(シミツノクボ)　枕流洞(マクラホラ)　飛鳥潭(アスカノフチ)　詩　丈山

○清人詩

清人浮世畫の女に贊する詩に曰く

潭上江邊嬝々垂。日高風靜絮相隨。青樓一樹无人見。正是女郎眠覺時。

乾隆四十六年桂月　雲間顧寧遠題

○青山隱田掘得錢の事

天明元年十月廿日過の頃、青山隱田の名主佐平次といへるもの、鉢植の植木を藏めんとて人夫に命じて大きなる窖をつくらしむ、人夫庭をうがちて一ッの茶釜と數十貫文（百貫に近しといふ）をほり出せり、その錢多く開元洪武永樂の類にて、唐宋以後の錢なり、主人田舍のものなれば古錢の貴きをしらず、則人夫の雇錢にあたへしを持來りて、青山善光寺前の酒屋にて酒をのむ、酒屋の主人これを怪みてとへばしか／＼のよしをいふ、そのうち三十貫文は駒場道玄坂の酒家龜屋源四郎といへるものにうり、貳拾貫文は青山善光寺門前の酒家にうりしといふ、終に其風說甚しければ公に訴へしといふ、予もつてを求めて一二文もらひ置けり、ある人のいふ、去々年も此庭より一椀の朱をほり出せしを、あへてとらず川水に流せしに、川の水二三日これがために赤かりしとかや、惜むべき事也、思ふにいにしへ澁谷長者の家の跡なりかし。

○男色相對死

是も同じ年七月の頃也とかや、駿河國寶泰寺下男（年の頃三十餘）富士根方のある寺の所化僧（十八歲）の美色にめでゝ、駿州杉繩手三の森（御代官領）にて心中せしが、下男は所化を殺し己は死もやらで抱き居りしを、土人見咎めて公に訴しと、久能御廟番榊原越州公の直話也。

○庭松庵

又同じ年の十二月初の事なりしが、新橋庭松庵といへる生花の師匠、住吉町のある人の娘十二歳なるに通じて怪我をさせ公に訴しと云ふ、師匠年五十四歳なりといふ。

○深川親和

天明二年壬寅三月六日深川三井親和死す、號龍湖稱孫兵衛書家にて名あり、廣澤門人なり。

○加藤豫齋

同年同月五日加藤豫齋殿死去〔藤原氏名泰都號文麗翁草書に名あり〕法名以心院殿前豫州刺史天慶了山大居士、葬于麻布廣尾慈眼山光林寺。

○片山兼山

同月廿九日兼山先生片山東造死、兼山名世璠、字季□、上毛野人、諸子の學に委しく著述も又多し、死歳五十二、麻布妙福寺に葬るといふ。〔四月五日小田定右衛門來話〕

○青木絙齣

同年同月廿七日清水瘍醫青木絙齣翁死、翁名安都、字鄰卿、號金山、著す所外科撮要三卷あり、世に行はる、外科當用二卷いまだ梓に上らず。

○滕知文

同年五月□日九皐滕知文死去、細井文三郞廣澤の子なり。

○少長句

俳優中村少長〔五代目七三郎〕自畫背面官女の贊

こひする人はいかにやとすだれのうちよりとはせ玉へば

おもふほど葉裏へまはるつばき哉

○墒勾當話二條

一墒勾當云河貝子結蚫結といふ結形あり、蚫は今いふあはぢ結なり

一又云箱のすみに四名あり

入角

○類聚雜要抄の內三條

一類聚雜要抄に櫛筥の內の小筥納十二合の內に

五合　鑒玉丸玉卅果　同平玉卅　銀錢卅
　白鑞錢卅　鉛錢卅　各納之

一同抄に兼宣旨とは御內意の宣旨なり、永宣旨とは末代までの法となる宣旨なり

一同抄に二階厨子といふものあり

料檜五寸
三寸半板三丈三尺
弘一尺四寸定
蒔金百廿八兩三分
　各六十四兩
　　一分三朱
漆五升六合
　　下略

右は書棚のかたによろしければ寫し置ぬ。

○靑樓扇屋女房和歌

北里扇屋遊女花扇は能書和歌に名あり又扇屋女房稲ぎが歌に

　春風よいたくなふきそちらぬまの
　　花をたよりに人をまつ須

○樽三ぶ

樽三ぶ〔樽屋三郎兵衛事なり〕は庖丁に名高きものなり、初吳服橋外油會所のわきに居れり、其のち中洲にいでゝよりやゝ評判おとろへたりといふ、深川升屋宗助〔升億とも號す隱居して祝阿彌と云ふ〕と肩をも並ぶる程の調理なりしが、天明二年壬寅四月十七日身まりかぬ。

○奈良土產返答評

奈良土產返答〔三卷〕といふものを見侍るに、作者の名はしらねども、貞享の頃の人にして、其文法予が家におさめ置ける好色破邪顯正〔三卷〕といへるものと同作の語勢あり、破邪顯正の序に白眼居士しるせり、〔西鶴門人團水稱白眼居士〕必此人なるべし、さのみ學文はなき人にして、佛語を以て言をかざり、漢學和學は聞とり法門と見えたり、われ奈良土產はいまだ見ねども、返答の作者の引ける文句を見るに、難ぜし所あながち無理ともいひがたし、返答は一向體のなきものなり、その中に甚しき誤りをあげて一笑にそなふ。

小原御幸

返答云、太田の何がし俄に敗軍して上杉氏と槍を合せ、すでに太田氏を石垣に突つめ、目も心もくらみ果べき時、何と其方は日頃歌このめるよし、今此時歌をよむべきやといふことばの下より

かゝる時さこそ命のおしからんかねてなき身と思ひ知ずは

按、此歌辭世の歌にあらず、委しく道灌の慕景集に見へたり。

鸚鵡小町

返答云、蘇子瞻が歸去來といへるもさらばといふ心なり

按、陶淵明のあやまりなるべし、古文をよみて赤壁賦と覺へちがひしや。

忠度

返答云、大事の事なれども申てきかせるなり、天武天皇白鳳二年美濃の國に物のはじまる事あり、ことしまでは一千十四年さきの事なり、それより此たんざくははじまりけらし

按、是不破の關の屋根板人麿が前に落たるを見て、短冊のかたちをつくりはじめしといふ俗説なり。

放生川

今夜武州月。閨中唯獨看。〔杜子美〕

按、武州は鄜州の字の誤なり。〔此外にも猶あまたなるべし〕

此書のことばづかひ鄙語罵語多く、文のとまりに呵羅々々喝と止めたり、好色破邪顯正も又かくの如し、まがふ方なく白眼居士の作なるべし、たゞし居士いかなる人なる事をしらず。又正月揃といふものあり、同作なり、佛法鐵槌論といふものもあり。

右の書の中に

日本の者の口ひろさよ

君が代とがの字を入てよむ歌に　　貞徳

○素女妙論

古云服藥三朝不如獨宿一宵と、素女妙論に見へたり、素女妙論上下二卷あり、明嘉靖十一年の板の唐本の寫本を見たり、京都邑井敬義の藏書也、房中の事をしるせる書なり、和板に黃素妙論といへるもの二板あり、予一本を藏め置けり、又一本を見侍りしに今大路道三松永彈正忠のために黃素妙論をかなにやわらげてかきしよし、その跋に見へたり、二本ともに大同小異なり、かの唐本の寫本に引あは

すれば假名本の方は大に略せり、且文の前後錯亂したる所も見へたり。

〇敷尹〔宣制兩段〕

御元服部類之中に內辨宣敷尹とあり、塙勾當云、敷尹は敷居の假名書也、下に居れといふ事なり〔宇槐祕抄にはシキヰムとあり〕宣制兩段とは宣命の句切の事なり、何とやら宣ぶかとやら宣ぶといふ所なり。

〇理髮道具

壺井義知氏官職私考、御くしあげの調度は理髮に用ひらるゝ物具なり、類聚雜要抄、理髮調度具、櫛箱鋏鑷子平髮搔泔坏櫛差櫛櫛掃。

〇日野家へ入門和歌

天明二年丑三月廿一日日野前中納言資枝卿へ御入門の和歌

寄松祝

老の波かけて千とせもいくかへりかげたのまゝし和歌の浦松　淳時

寄道祝

和歌の浦やあしへの田鶴の幾千歳なれてふみ見ん敷しまの道　孝之

神代よりよゝにたへせぬ日の本のさかへ久しき敷しまの道　りつ

さかへ行道は難波津淺香山よゝのことばのかぞいろにして　景貫

淳時先生かつて烏丸大納言入道卜山君へ御入門ありしによりて此たび寄松祝といふ題を賜りたるなるべし

尙々家來へも拜受物是又御念入候儀畏候也

御狀披讀候彌御堅固御勤仕目出度存候抑此度御詠御相談之事被示聞乍未練之儀御同意申候ニ付御詠被爲見目出度加汚墨候幾久可申承候御念入爲御祝儀劍馬賜之忝存候奥方御同樣御相談幾久敷目出度存候御詠同合點候爲御祝儀御念入候目錄之通給之大慶存候宜被仰達候之樣願存候猶幾久不相替可申承候也

三月廿一日　　資枝

大山宗次郎殿

上書　日野前中納言

烏丸卜山御弟也

追而日野家返答令傳達候以後は直に可有御通路申達置候也

御狀令披讀候彌御堅固目出度存候抑今度日野家和歌入門之事無滯相濟重疊之義存候右爲御祝儀干鯛一折送給御念入候事共大慶之至候以後同門之事候得は御懇篤幾久可申承候也

三月廿三日　　光實

大山宗次郎殿

上書　外山刑部太輔

是ハ御門入ロ入人也烏丸卜山御末子也

○古帳

ある人古き帳をもち來りて示す。

寛文元辛丑年七月　日

御天守金銀帳

一小判百七拾萬貳千貳百貳拾貳兩壹步

内三千六百両は三之丸吹所帳面之外色付納置候

一大判壹萬五千五百貳拾壹枚

内四百四拾枚は色付

小判ニシテ拾貳萬四千百六拾八枚（大判壹枚ニ付小判八両ツヽ之積）

一金分銅貳拾は　　但壹ツニ付大判千枚吹積り

小判ニシテ拾六萬両

一金小分銅百拾五は　　但壹ツニ付百目ツヽ也

小判ニシテ貳千三百両　　但五拾目替之積り

一印子四百貳拾壹は　　但壹ツニ付百目ツヽ也

小判ニシテ八千六百九両餘　小判位之積り

一碁石金百五拾九は　　大小六百五拾目

小判ニシテ百三拾両　　但五拾目替之積り

一金九拾貫七百拾四匁は　　燒金丸流

小判ニシテ九千百三拾八両貳分餘　但位付あり

一御天守鵄吻金四拾壹貫貳百五拾目ハ　　無位付

一甲州判九千四百両は　　但内貳千両ハ壹分判也

小判ニシテ七千六百八拾九両餘

都合小判二百壹萬四千貳百五拾六両三歩

大判ニシテ貳拾五萬千七百八拾貳枚三歩

以上

卯十二月十二日

一小判千八百五十五兩壹歩銀八匁五分は　商人納〔堀五兵衛　松本與三左衛門　阪井次右衛門〕

是は金ケ灰吹千貳百貫目ヨリ出金具ニ目錄ニ有之候

辰六月十七日

一小判九百拾五兩は　同人

是ハ金ケ灰吹六百拾貫目ヨリ出金

御金出シ候覺〔戌年ヨリ酉年迄之出方帳ニ付有之略シテ不書ソノ內ニ〕

巳十二月廿八日

小判七萬兩〔是ハ甲府宰相殿ヘ御拜借金ニ渡也〕

未十一月廿九日

一小判七萬兩〔是ハ舘林殿ヘ御かし金也〕

正月十八日

一小判五萬兩〔是ハ尾張殿御かり金外ニ大阪ヘ五萬兩渡シ都合十萬兩拜借〕

此三ケ條事奇ナルニヨリ抄出ス

御銀納覺

一丁銀拾萬三千四百八拾四貫七百五拾三匁六分餘　但灰吹銀は壹割七歩出目　燒丁銀は內四歩へり

枚ニシテ銀貳百四拾萬六千六百貳拾貳枚餘

一銀分銅貳百六は　但壹ツニ付試四拾八貫目之積　內七拾八は吹所帳面之外

丁銀ニシテ壹萬千五百六拾八貫九百六拾目也

一銀錢五拾貫文　但長百也

丁銀ニシテ五拾八貫五百目　但壹割七步出

一灰吹銀五千拾貫目　御藏ニ納ル

丁銀ニシテ五千八百六拾壹貫七百目　但壹割七步出

一銀錢五拾貫文　但長百也

丁銀ニシテ五拾八貫五百目　但壹割七步出

一灰吹銀五千拾貫目　御藏ニ納ル

丁銀ニシテ五千八百六拾壹貫七百目　但壹割七步出

都合拾貳萬九百七拾三貫九百拾三匁六分餘

枚ニシテ貳百八拾壹萬三千三百四拾六枚餘

小判ニシテ百八拾三萬貳千九百三拾八兩餘

大判ニシテ貳拾貳萬九千百拾七枚貳兩餘

金銀帳二冊之寄

都合小判三百八拾四萬七千百九拾四兩三步

大判ニシテ四拾八萬八百九拾九枚貳兩三步　但壹枚ニ付小判八兩吹之積り

○爲の字

淳化法帖徐浩が書に、象の字を爲とかけり、倭書の中に象の字を大方は爲とかける多し、按干祿字書云象爲〔上通下正〕

○御内々年中行事抄〔東山院崩御以後の書なり〕

一とその酒〔もみぢ袋に入丸木に付御銚子にてふり出す内侍のやく也〕

一千秋萬歳、五日より九日頃まであり、大和國よりまいる御庭にて祝ごとを申す、素袍をちやくして大つゞみの拍子とりてまふ事也、あとには猿などいでゝまふ夜に入て御いはひ一こん
　ひれのこん〔とうふたかもりたいのひれ〕三こん〔下略〕

一七日夜七種の御いわひ三こん三ツ肴まへに同じ一こんふくわかし二こんかへのこん〔ひれまへに同し〕三こん内膳司よりまいる

一六月十六日御かづら〔嘉祥の事也〕御祝とて前日に米を壹升六合ヅヽ、玉ふ〔按嘉祥通寶を略して嘉通といふよし也〕

一八月十五日名月御祝一こん御せん司より奉る
　おいも小なすはきの御はし〔小かく〕はきの御はしにてなすびの中にあなをあけられて八ツ時の月を御らんじらるゝ
　十三夜も同じ

一正月二日　六日　十四日　年こしの御祝

○さきとり

後水尾院當時年中行事にさきとり〔燭のしん切也〕燭のさきをとるとあり。

○三社託宣

三社託宣といふは嵯峨天皇の御作にて三社の御讃なるよし、或書に見へたり。

三社託宣

八幡大菩薩　　雖爲鐵丸食不受心穢人之物　　雖爲銅炎座不到心汚人之所
天照皇太神宮　諜計雖爲眼前利潤必當神明罰　正直雖非一旦依怙終蒙日月憐
春日大明神　　雖曳千日注連不到邪見之家　　雖爲重服彌厚可赴慈悲之室

○廿日草

白氏牡丹芳云。花開花落二十日。一城之人皆如狂。本朝牡丹を廿日草といふことこれによれる也

○文山花押

佐々木文山〔稱百介〕同兄玄龍〔稱萬二郞〕　　文山花押

○北村可昌

北村可昌　號篤所　稱伊兵衞　名賢文集にみへたり。

○牡丹夏季歌

千載戀一　夏にいりて戀まさるといへる心を讀る

人しれず思ふ心はふかみ草花さきてこそ色に出けれ　　賀茂重保

○幡隨意上人

幡隨意、字智譽、號演蓮社、亦自稱白道、姓上宮、相州藤澤人、武田氏之後、父金吾某氏、天文十一年十月十五日生、元和元年乙卯正月五日寂、壽七十四。

○はとふく

古歌に

深山出てはとふく秋の夕ぐれはしばしと人をいはぬ計ぞ

塙勾當云、はとふくとは鳩のなくねをまねて木かくれにゐて鳩をとるなり。

○五十三驛

山谷詩。鬼門關外莫言遠。五十三驛是皇州。本邦の詩人東海道を五十三驛と云は是に本つける歟。

○見て見で

わが心なぐさめかねつさらしなやおば捨山にてる月を見で　　板津撿挍

てる月を見てのてをにごりて自歌になりたる由也。

○明倫堂

明倫堂は尾州の學校なり、天明三年癸卯亞相（諱宗睦卿）あらたに創造し給ふ所也、聖堂もやがてつくらせ給ふべき御本意なりといふ、醫官武田某（名三益）一ツの聖像を獻ず、この像ははじめ野間三竹の所持する所なりしを、いかゞしてかわづかばかり（金一方）のあたへにかひ得たりといふ物のあらはれかくるゝは時ありといへるもむべなりと塙撿挍の物語なり。

○ふるきゝれ

尾州智多郡大草村阿彌陀院に耶蘇の像をゑがける一軸あり、その裱具のきれ古代のものなりといふ、尾張のみたちに仕ふる金森某（百助）そのきれを少しばかりきりてもてきたりしを見しにげにも古風なるもの也。

○蚶潟

蚶（キサ、イタラガヒ、アカヾヒ）一名魁蛤又名瓦壟子其殼瓦屋に似たり、其肉に血あり蛤類の内にて尤美なり、且補益於人奥州に蚶潟（キサカタ）といふ名所あり、きさの名古し。（貝原篤信大和本草に出つ）

○岡白駒

西播岡白駒は蓮池の太守（鍋島）の儒臣なり、もと微賤なりし時は金絲烟（キザミタバコ）をひさぎて世を渡れりと、

松崎観海子の物がたりなり。

〇南郭〔掃塵會〕

南郭服子遷一生氏族の出るところをいはず、文集にも見へず、京にありし時はいやしくて描金(マキヱ)を業とするもの丶子也と、同人の物語なり、伊勢南川子長が閑散漫錄に共傳あり、父は北國や傳右衛門と云ふ、南郭先生毎年十二月十三日には家内の煤拂をさけて東海寺少林院にて詩會をなす、名づけて掃塵會といへりと、耆山和尚の物語なり。

〇徂徠筆硯

徂徠先生筆硯の物ずきなし、つねに硯箱と煙草盆とをひとつにして用ひられしとある人かたれり、烏丸亞相〔光廣卿〕の一生扇箱のふるきをもて硯箱にせられしときけるもありがたし。

〇春畫

青藤山人路史にいはく、ある士人藏書はなはだ多し、その匱ごとに必春畫(マクラヱ)一冊づ丶いれ置けり、ある人その故をとふに、これ火災をよくる厭勝(マジナヒ)なりと云々、此方にて具足櫃に春畫をいる丶といふ事もか丶る事などによれるやらん。

〇からす瓜

王瓜をからすふりといふは、果臝子瓜(クワラスウリ)の音の轉ぜしなるべし、毛詩にも果臝(クワラ)之實(ミ)とあり　後按此說非也本草に老鴉瓜とあり。

〇かたちよみ

かたちよみとは兩點よみの事歟、伊勢物語にむかしおとこありけり、いとまめにじちようにて云々、細川玄旨闕疑抄云、まめも實要(ジチヨウ)も同事をかさねてかけり、文選のかたちよみのごとしあだ〲しき人

にてはなき也と云々。

○金印古錢

筑前國志賀島田中大石の下より金印ひとつをほり出せり、印の大さ鯨尺にて壹寸四分四方なり、鈕は虎の形とも蛇の形ともいふ、〔按に虬の誤ならんか〕目方二拾九匁ありとぞ、〔按明暦年中大阪廻船の仲間の書上に金一寸四方重サ百七十五匁と云々是は年をへて重サも減しけるにや〕其文に漢委奴國王とあり、或人の考に人皇十一代垂仁天皇八十六年丁巳はじめて使を遣す、後漢光武中元二年にあたると。〔按善隣國寶記云垂仁天皇八十八年後漢書曰光武中元二年倭國遣使奉貢朝賀光武賜以印綬こゝに八十六年と云未審〕

垂仁八十六年より天明四年にいたりて凡千七百三十八年なり、國寶記によりて按ずるに光武の賜ふ所の印なるべし。

追考紀藩田仲嘉後漢金印論云、天明四年甲辰春二月戊申廿三日、筑前州那珂郡志賀島村農夫墾田得黄金印一枚、方七分八厘厚三分鈕高四分重二兩九錢、文曰漢委奴國王而鈕形不可辨焉〔下略〕

また太宰府より古錢一壺をほり出せりその錢

半兩　五銖　貨泉　大唐通寶　海東通寶　天興通寶　三韓通寶　崇寧通寶

天漢元寶　大德重寶なり。

ともに天明四年甲辰三四月の頃の事なりといふ。

○萩原宗固

天明四年甲辰五月二日萩原宗固〔貞辰〕翁死去〔法號詠知院〕歳八十二翁和歌をよくし和學に精し自

ら抄寫する所數千百卷に及べり、ことしの歌に

早春

いつよりか鳴ならひけん片言に今朝春つぐるひなのうぐひす

閑居歳暮

としくれて春のいそぎはさく梅のさかりをいつと待ばかり也

○イシカリ

蝦夷にイシカリといふ所あり、源廷尉の居玉ふ所也とぞ、それより奥蝦夷カラフト邊にてはいよ〳〵廷尉の事をよく知りて、九郎といひ判官といひても廷尉の事なる事をしらざる事なし、たま〳〵わが國の人など廷尉の話をすれば、夷人首を下げ手をつきて之をきくと、松前の人何某物語なり。〔又辨慶崎といへる所もありと云ふ〕

○こさふく

蝦夷人のこさふくといふ事、むかしよりいひ傳ふる所なり、今も蝦夷西北の地はつねに霧ふかくして日を見ず、夷人漁獵をなすにイケマをかみてふけば、その霧はるゝといふ、「こさふかばくもりもやせんみちのくのゑぞになみせぞ秋の夜の月」とよめる歌の心とは相違せりと、立松東作松前よりかへりての物語也。

○尾張侯世系

尾張の世系をその家士にたづね侍しに左の如し

∴敬公義直卿 大納言
公邊などへ對しては源敬殿と稱す

——瑞龍院殿光友公 大納言 ——泰心院殿綱誠卿 贈大納言

——圓覺院殿吉通卿 中納言 ——眞巖院殿五郎太君早世 贈從三位宰相 ——晃禪院殿繼友卿 中納言

——章喜院殿宗春卿 中納言 ——戴　公宗勝卿 中納言 源戴殿と稱す ——御當主宗睦卿 大納言

孝世子治休卿 從三位中將 源孝殿と稱す　照世子治興卿 從三位中將 源昭殿と稱す

御嫡子治行卿 從三位中將 天明五年ノ冬宰相

〇帶〔再繚〕

禮記玉藻に、大夫大帶四寸云々士緇辟二寸再繚四寸。

〇擯擯

俗に人を擯擯する事をハチブするといふ事ふるくよりいへるか、右記云公家御修法等之時小野智德應レ召供奉舊例也如レ此輩何限ニ此會ニ可レ被ニ擯無ニ哉とあり。

〇俳諧新式抄

一傀儡師〔ゑびすまはし〕猿曳鳥追御降(ヲサガリ)いねつむ〔いねあくる〕三ケ日の間人の寢起をいふ也寢の字を書て和訓イヌルイネルイネテなどとよめばイネを稻にとりたる也ツムアクルは稻の詞也

一懸想文といふは元日寅の刻より町を賣て通る也赤きはかまに立ゑぼしゝてありく也是に錢を與へつれば女の緣のめでたく有べしといふことを祝につくりしゆくして洗米をあたへかへる也今はたへてその事なければかゝる事としらず或は戀のふみのやうに覺えたる人も有ゆへに口傳をこゝにしるし侍る

一盆のつと入　十六日伊勢山田にあり人ごとにいろ〳〵の出立して人の家へつと入て見たき物をみる事也

一百菊

しやう〳〵菊　たいはく　きんめぬき　をとめ花
ふくろぎく　すいやうひ　おとゝぎく　大はんにや
こがねぎく　まり花　紅菊　黄しやきん
ゑんわう　黄ひねり　はんかく　きぎく
しやきん　小ひねり　せんげんじ　きんざん
おほとさか

一切字

かな　筆ひちて結びし文字の吉書哉　山崎宗鑑
若水のゑさるも汲てゑはう哉　松永貞德
此句壬申のとしと見へたり寛永九歟

もがな　それと聞そら耳もがな郭公　杉田 望一

彼岸とて慈悲に折する花も哉　重頼入道 維舟

がな　送り火をとゞめてしがな玉祭　野々口 立圃

がもな　なけば啼媒鳥(オトリ)もがもな郭公　知徳

けり　櫻鯛にこはまさりけり紅葉鮒　貞徳

けりな　春と夏と季かへにけりな白かさね　定重

せり　山の鳥も立およぎせり霧の海　立圃

たり　並居たりきらほしのごとく菊の宴　維舟

む　やかずとも草はもえなむ蕨餅　西岸寺 任口

し 現在　水に出水より寒し眞桑瓜　大阪 玖也

じ　大和ともからともいはじ狗(コマ)のふり　江戸帆亭 徳元

し 未來　水せがき逆縁なりとうかぶべし　維舟

もなし　咲梅のかほどめでたき物もなし　玄禮

ぞ　一番に耳より年ぞとりのとし　望一

さぞ　北山の茸がりはさぞ小まつだけ　立圃

さぞな　庭にさへさぞな落葉はひがし山　同

かしな　ふれかしな麥はあしくと春の雨　細川 幽齋

たしな　聞たしな世のまことより鶯(ウソ)のこゑ　如自

やな　色にそみ香にめでたやな花の宴　貞徳

か　　鶯のむすめか鳴ぬほとゝぎす　　荒木田守武
や　　たつとしや山に木のある祇園の會　　高瀬梅盛
かや　ひよくかや羽をならべてかへる雁　　貞徳
かは　花を見ぬ人は人かは犬櫻　　望一
やは　手を折はこれひとつやはかきわらひ　　維舟
こそ　筆にこそ墨ぞめざくらかばざくら　　徳元
なり　達者なり秋にさきだつ萩のはな　　貞徳
いづれ　睦月てふ最初いづれのおほんとき　　貞徳
いづく　富士垢離やいづくも雪のながれ川　　立圃
いかに　なくにさへわらはばいかに郭公　　女
いざ　千金もいざ山ぶきのはなのいろ　　糸立

此末切字あまたありしかどもものうければかゝずなりぬ。

○守武辭世

守武大人の句に

ちる花を南無阿彌陀佛とゆふ邊かな

守武は伊勢内宮の神官荒木田氏、連歌を好て新撰筑波集にも入し作者也、かつ俳諧の鼻祖也、右の句はいふをゆふとせられし也、作例ある事なるべし、又此吟を辭世也と後人思ふはあやまり也、天文十八年八月八日七十七歳にて卒す、辭世

こしかたもまた行末も神路山みねの松風みねの松風

右吾山翁物類稱呼に見へたり。

○物類稱呼抄

物類稱呼五卷は江都日本橋室町越谷吾山秀眞の編集にして、諸國の方言をしるせり、その中に

近衞龍山公薩摩の方言にて詠給ふ歌

ぬすとでゝおらぶにはたとたまかりてくわゝさつからにせせくりそすや

見よといふ事を奥州南部にてみどうらいといふ南部の方言にてよめる歌に

見どうらい山にちとべこ雪もありこの春がいにさぶうかるべい

寄田百姓言葉　飛鳥井　雅章卿

田をかるにあつうも寒うもあらなくにうらゝがいねは色になる稻

わるいといふ事を備前及つくしにておろよいといふ筑紫の方言にてよめる歌に

櫻花さへて〔咲て也〕なじかは〔なぜに也〕散ていろ〔いる也〕おろよか風のふいたけいこつ

なぜといふ事を薩摩にてなじかいといふ古き歌に

大和かい西はあじかを關東べいみやこごさんすいせおりやります

脇へのけといふ事を上總邊下野にてちやがれといふ

ちやがれはあかしやしや庭のきり〳〵すをなり所にねまりてぞなく

下野の方言を詠たる歌也とて古くいひつたへたりはあとははや也すべて東國にていふ詞也かしや

しやはかしましや也ねまるは居るといふ事にて奥羽又は如賀などにていふ尤古代の詞也。

○寶山の諺

諺に寶の山に入ながら手を空してかへるといふ事あり、古吳馮夢龍が智囊丕集に亦是寶山空回といふ

ことばあり、猶あるべし、又竹窓隨筆に可謂面寶山而不入者也とあり、又可謂入寶山而不取者也ともあり。

○連歌ほく

鳥森稲荷神職山田織部通故は御連歌師也

神無月十日あまり雪いさゝかふりけるに

初雪やいづこの峯の夕あらし

飛鳥山のほとりかれ野見にまかりし時

家づとはかたるばかりの時雨かな

坂昌周句に

籠の鳥も聲せぬ雪のあしたかな

○みをつくし抄

一遊女難波大夫の發句ども新町細見みをつくしにみえたるを左に記す

兒の親手笠いとはぬ時雨哉　夕霧

秋の千種のあはれなる中に

櫛さすに力なきこそすゝきなれ　長門

男なき寐覺はこはい蚊帳哉　花ざき

白雨やいとしゐ時と憎いとき　しづか

すみにける廓の今さらにかなしくて

杜若いつみん事ぞ澤ながら　あふしう

桃の節句を　　もろこし
柳まけ去年の男のとつた髪

一同書に扇や夕霧延寶五年の秋の頃より病氣にて同六年年正月六日に死す、翌七日西寺町淨國寺に葬りける、法名花岳芳春信女　扇や四郎兵衛二代目を扇や三郎左衛門と云、それより段々相續して今の扇や孫七扇や彌三郎兩家元祖林又市郎末にて遺書ある家筋なり〔藤屋伊左衛門扇屋夕霧〕阿波鳴戸といへる音曲の作り物あり、此伊左衛門といふ事跡かたもなき事也、此趣向の內に阿波の大臣とさすことは由緣ある事也、其頃の大臣に大阪阿波屋某とて大分限の人あり、此夕霧に深くなじみ病中も殊の外深切なる世話をよそながらして、死たると聞より猶々厚恩をかけゝるとぞ、則九軒町揚屋吉田屋喜左衛門方の客なりしよし〔下略〕

夕霧が廟にむかふ　　伊丹鬼貫
此塚は柳なくともあはれなり

一同書に佐渡島與三兵衛家代々暖簾にかくのごとく書ありしゆへにたがひ初しや終に富士屋と屋號に呼びし也、然れ共町にては佐渡島勘右衛門

佐渡島

と申たるなり、寛文年中此家の抱に吾妻といへる太夫ありて、越中夕霧にも並ぶ程の全盛にてありし、器量すぐれ天性位高く、其上絲竹一通はいふに不及萬藝に通じ、諸國の群客われ一とまみゆる事を爭ふ、其中に攝州山本村に坂上與次右衛門と云る有德人ありける、あるとき此津に來りあづまの名高きにひかれ、九軒町井筒屋太郎右衛門が方に此あづまにふと折よくあひ初しより、晝夜足をこゝに留め、それよりなじみを重ね揚づめの遊び、井筒屋の坐敷をたて直しやりけり、此大臣與次右衛門定紋三ツ柏にて有けるより、太郎右衛門が坐敷の釘かくし殘らず柏のかな物を打したり、結構の家

づくり筆にも及びがたし、此井筒屋太郎右衛門といふ揚屋廿四五年以前たへはて今はなし、與次右衛門建立の座敷も終に水上の泡ときえうせたり、大臣山本與次右衛門を世に山崎與次兵衛とぞいひかへたり、其頃にも珍らしき事にてありしにや、歌をつくり「あづまうけだせ山崎與次兵衛うけだせ〳〵山崎與次兵衛そつこでうけ出せ三百兩」とうたひしなり、其頃女郎の身の代三百兩といへるは珍らしき事にて、今云千金の幅よりもすさまじかりし、此あづま坂上氏になづみて後我姿を畫て贊望まれければ

身はなには心は都名はあづまのぼりつめたる山本の里

と書付送りしより今に攝津國河邊郡山本村某に件の一軸傳來すとなり　壽門松　在所鶴　などいへる淨瑠理文句もみな少づゝ由緣あることとなり〔下略〕

○古今序

古今和歌集の序の文法をまねびて滑稽にかきたる文枚學するにいとまあらず、源具顯が源氏論義序はじめて俑をつくれりといふべし、其文は扶桑拾葉集にものせたり。

○楠馬場

江戸馬喰町に馬場あり、楠の馬場といふよし、土人物語なり、古圖に追廻しの馬場とあり。

○羅漢寺

羅漢寺開山堂の掛札に、當山中興象先元歴老和尚寛延二年己巳六月初五日示寂とあり、池の側に耆山上人の詩碑あり、詩は天恩閣の詩二首圓通閣の詩二首ともに七律なり、書は滕乘彝の隸書なり、滕乘彝字子德、稱呼は河田安右衛門、耆山師の舊友なり。

○瞽者の死

瞽者の職撿挍の死を遠行といふ、其餘撿挍勾當の死をば永請暇(ナガシニカ)といふよし、塙撿挍の物かたりなり。

○涼岷大黒

狩野涼岷貴信は水戸の畫師なり、日出大黒像を畫がくに名あり、その大黒像は水戸肅公命じて自らの影をうつさしめ給ひしと、今の〔三代目〕涼岷養信の物がたりなり。

○剝の字

杜詩に盤剝白鴉谷口栗といへるは栗をおとして盤にもりたる也、豳風七月の詩に剝棗とみへたり、これもうちをとす事なり。

○竪川石碑

天明四年甲辰冬の頃公にて町方の人夫に命じて本庄竪川を浚しめらる、水中より一の石碑を出せり〔一ツ目の邊なりと云ふ〕石は青石なりといふ、其文にいはく

皇哉五字法界依正四魔束手萬祥自來青龍下毫弘法爲鎭南山孤月轉入萬水今模石面密藏海底本初不生却災何懐仰白諸佛加此白業廣薫群生直度正度

元文庚申夏爲薦亡友飯塚正度以彼遺財造之以備不朽云然大日本武藏江戸城下藤原常香識

○天猫釜

下野安蘇郡に天明(テンミャウ)といふ所あり、佐野のうちなり、もとは天命とかきけるよし、天命山涅槃寺といへる寺もありとぞ、其村鑄物師多く鍋釜の類を鑄ると、其地の人醫者遠藤章達物語なり、按ずるに羅山文集に云、佐野民家相並處號天猫鑄錡釜鍋鐺處也、今も古天猫とて釜の名物とす。

○鸚鵡藏

勢州磯部にある鸚鵡石の事は、伊藤東崖の勢游記並輶軒小錄にも載たれば人みなしる所也、又磯部に

ゆく道にある百姓の家に古き藏あり、凡物の音響あつて其音を發せざる事なし、よりて鸚鵡藏（ザウ）と名付るよし、勢州津の人伊勢屋金二郎かたりき。

○あさまつげ

勢州朝熊に一種の黄楊（ツゲ）あり、照葉よろし、外に移せば色かはるといへり、是亦同人のはなし也。

○ひつぢいね

明の焦周が說楛に云、南海稻經レ穫再生名ニ稻孫穗稗一、これ今いふひつぢいねなり、按易說卦傳其於レ稼也爲ニ反生（ヒタチ）一、このヒタチはひつぢいねなるべし。

○莫愁

明陳繼儒が記事珠に、宋の曾三異が因話錄を引ていはく、郢中倡女常擇ニ一人一名以ニ莫愁一示レ存ニ古意一亦儕甚矣、按此方の倡女高尾など代々名づけし類なるべし。

○河豚もどき

同書に、宋の張耒が明道雜志を引て曰、余在ニ眞州會上一食ニ假河豚一是用ニ江鮰一作レ之味極珍有ニ一官妓一謂レ余曰河豚肉味頗類レ鮰而過又鮰無ニ脂肆一也（肆論咄反河豚腹中白腴也土人謂之西施）按に假河豚は今いふ河豚もどきなり。

○花山院少將歌

大猷院殿の御時の頃とかや、花山院少將忠長卿罪ありて松前に配流せられしに此地寒つよくして花おそかりしかばある寺の庭にさける鹽かま櫻（緋櫻也と）を見て

都にてかたらば人もいつはりといはん卯月の花の盛りを

松前志摩守（當主十三代今ヨリ九代ホド前主ナリ）返し

わきてけふ大みや人のながむれば花の盛りぞ猶まさりける

松前の人安部穀負物語なり。

○公卿

公卿といふ膳あり、三方四方の如きもの也、公卿にすゆる膳といふ事にて公卿といふ、信長記にも朝倉義景淺井久政の首を薄濃（ハクダミ）にして公卿にすへ、隣國の大名在岐阜にて酒の肴にいだせし事あり。

是塙撿挍の說なれども恐らくは非ならん、供饗（クキヤウ）とかきしものまゝあり。

○檜垣女像

天明二年の頃肥後熊本檜垣寺より一つの石槨を堀出せり、檜垣女のをきつき所にや、槨中に古代なる女の像あり、背に檜垣女自作像とありて、圓き印に萬古登といへる三字ありとぞ、靈巖洞といへるも其わたり也、岩戸の觀音立せ給ふ、靈巖洞といへる三大字を巖にゑりたり、宋人の書なりと、熊本侯の醫者樋口元良かたりき。

○川開

兩國橋のほとり夏の頃は納涼によろし、東都遊觀の第一なり、此所夜見せを御免は五月廿八日より也、是を川開といふとぞ、塙撿挍のはなしなり。

○張瑞圖

續圖繪寶鑑。明張瑞圖。字二水。閩人。內閣例籍。善書山水。法大痴。又淸張瑞圖。字長公。□□人。學黃大痴數筆。とあり、明末より淸へかゝりたる人なるべし、一橋黃門の藏に二幅對あり、白毫庵瑞圖とありと、花房氏物語なり、松花堂猩々翁の書は張瑞圖を學べりとぞ、雪山も專ら瑞圖の筆を擬せしなり。

○不傳妙集

彦根侯の臣大河内茂左衛門尉（秀元）といへるもの不傳妙集といへる兵書（五巻）を著すと山田松齋の話なり。

○金華和歌

ますらおがゆすゑふりたてゐる空にむかふゑみしのあらまくおしも

是は金華平玄中塞下曲の歌なり。

○康熙帝詩

吾友河田安右衛門（名秉彝字子德）のもとにて康熙帝詩の墨本をみたり

［潤鑑齋］

錢江風雨促前旌　竹樹繽紛細草萠　夾岸黎元瞻拜切　頻施膏澤愼其情

雲棲遇雨

［康熙宸翰］　［稽古右文之章］

正大雄渾大風歌を繼ぐに足れり、書生寒酸の氣と遙にことなり、天子の氣象をみるべし。

○近衛准后

天明五年乙巳三月廿日近衛准后（内前公）薨。

○復辟

同じころ九條殿より御老中方へ参りたる狀のよし攝政をかへし再び關白にならせられたる事なるべし

遂ニ攝政復辟禮ニ再蒙ニ關白詔ニ恐悅之至ニ候右爲可申謝如此候

これは塙撿挍の口づからかたりしまゝ記し置きぬ猶重ねてその狀のうつしをみすべきよしいへり。

〇浮世小路

加賀に喜多村彥左衞門といふものあり、代々加賀の町年寄なり、江戶町年寄喜多村彥右衞門の本家也、初め喜多村氏江戶町年寄となりしもこれによりてなりや、其頃加賀のもの多く江戶に來て加賀笠をあきなふ、その所を浮世小路(シヤウジ)といふ、今に猶あり、加賀の方言に小路(コウヂ)を小路(シヤウヂ)といふ、うき世しやうぢの名これによれりと、加賀儒官鶴田喜內のものがたりなりと、本町二丁目中井敬義〔淸助紙屋なり〕かたりき。

〇猪崎律齋

姬路太守〔酒井雅樂頭〕のみうちに猪崎律齋といへる人、つくし琴の曲にくはしと祝阿彌いへり。〔祝阿彌は洲崎料理茶屋升屋望汰欄隱居〕

〇一節切

一節切(ヒトヨギリ)はいにしへ大に行れしものなり、今たへてその曲をつたふる物なし、近頃まで小河川町邊に東條伊織といへる人これをしれりといふ、今神田に根屋亮尹といへる人あり、よくこの曲をつたへたり、その唱歌八十曲ほどあり、その書を破傘といふ、奧祕の傳は末期に及て弟子一人をゑらみて傳ふとなん、祝阿彌かたる。

〇光廣卿歌

烏丸大納言光廣卿待月歌に

浮雲のあさきは空にきへのこれ待いでん月の光もぞそふ

世說に見へし不レ如二微雲點綴一といへるも同日の談なるべし。

○祇德辭世

本庄押上村大雲寺に俳諧師祇德が墓あり、祇德自在庵と稱す

辭世　空さへてもと來し道を歸るなり〔寶曆四甲戌十一月廿四日とあり〕

○宮崎文庫

伊勢外宮の文庫を宮崎文庫といひ、內宮の文庫を林崎文庫といふ、洛陽菱屋新兵衞〔呉服屋〕藏書數千卷、後高野山に入て剃髮し名を古巖と改む、藏むる所の書の中和書三千七百七部を林崎文庫に納むといふ、時に天明□年□月なり。〔天明六年丙午五月二十九日奥州鹽竈にて死す〕

○金毘羅祭

讃州金毘羅の山を象頭山といふ、その山の形によりて名づく、別當を金光院といふ、祭禮は每年十月十日十一日兩日也、其祭古風なるもの也、榊に白木綿をかくるのみならず、凡庖厨の器すり小木せつかひ火ばしのたぐひにもつく、老婆緋縮緬の小袖をかつぎ面に白粉をつくる事雪の如くなるが先だつ、次に十二三の小童ならびに童女をゑらびて花やかなる粧にて、童子は馬にのり童女は輿にて供人あまた具して山上す、これを上トウ下トウといふ、文字未詳、かくの如きもの二組別當の院に入る、院にて主僧出て饗應あり、院の玄關の疊をあげ雜人をいれて見せしむ、十一日の夕七時よりは山上の人こと〳〵く下山す、其夜例年大風雨あり、兩日山上にて赤飯等を折敷にもりて祭禮に出る人にくはしむ、その折敷箸等山中に取ちらし打すてゝ歸るに、十二日の朝つとめて人々山にのぼり見れば、風雨あらたに晴て道に水をそゞぎたるごとく塵ひとつだになし、かの折敷箸は伊豫の國某所といふ所の谷あひにすてゝありといふ、安永の末年伊豫國の農人何がしよき馬をもてり、その馬子を產んとていたくなやみ煩ければ、その妻此神に祈りて若し此馬恙なく子をうまば、その子を神馬に引てさゝけんと誓

ひしに、果してその願のごとし、その家怠りてその子を神にもさゝげず、あまつさへ人にうりあたへんとしけるに、その馬をのれと伊豫の山ごへに象頭山にのぼりて社頭にあり、社僧驚きいづくの馬のはなれ來にけると諸方にふれしかば、その主やがて來て家に引かへりしに、ふたゝび風逸して此山に來る、主もいまは恐れて此神に奉りつ、いま社頭につなぎてあり、毛色ほ青にて長は八寸たてがみ長くたれてまことに野がひのまゝなり、こゝにひとつのふしぎあり、その馬の背に斑毛を生じてをのづから金の字の畫をなせり、年々に少しづゝ出來て金の字の下の一畫いまだ全からず、もし金毘羅の文字にもなり侍らんかし、これうきたる事にあらず、わが友讃岐の太守のみたちにつかふる大高仁助まのあたりみしとて予に語りぬ。

〇吉田兼見

慶長十四年東照神君吉田兼見〔兼右の子〕に仰付られ八神殿をたてさしあ神祇道の事をつかさどらしむと、日本神祇道正統記にみへたり、按羽倉東進在滿が大嘗會辨蒙に、神祇官代には京の東山神樂岡の八神殿〔吉田の社の近所にあり今の人或は誤りて八神殿を吉田の社と思ふ者あり〕の邊を用ゆ云々。

〇吉備津宮

備中吉備津宮は吉備津彥命を祭る、孝靈天皇の御弟也といふ、社家頭二人あり、一人は王藤內の子孫也、大森王藤內左衞門といふ、一代づゝかはり〳〵に諸大夫の名をつく、今現に大森肥後守といふ、ふるき家にして王藤內より前より今に至るまで七十二世嫡々相承す、皆實子にして一人も養子にてつぎし事なしと、社家頭何某木工かたりき、すべて社家六十軒ほどありといふ。

〇塙保己一

塙撿挍保己一(ホキイチ)は武州兒玉郡保己間村の人なり、六歲にして明を喪ひ、十餘歲にして江戶に出で高井下

總守殿につかふ、三線を學ぶ事三年、また針をまなぶ事數年、みなその好む所にあらず、萩原宗固にまみへて和歌を學び、また和學をうく、一たびきく所終身忘れず、かつて上京して北野に詣でしより、深く天滿宮を信じ、江戸に歸りても麹町平河天神に日參し、また他所にあればいづくの天神にても日にひとたび拜せざる事なし、和書の散逸せるをなげき、大志願を起し天下のあらゆる和書を校訂して世に傳へんとす、されども位なくてはその志とげがたしと、日々に心經十卷づゝよみて、千日にみつるの翌日、はからざるに人の薦むるありて四分の階にいたる、時に寶暦十三年癸未八月廿六日なり、それよりまた千日の願をたて日々に百卷づゝ誦せしに、安永三年甲午十二月朔日辰の上刻にいたりて千日讀誦の願みつる刻限、勾當の階にいたる、それより信心いやましにおこり、また百卷づゝ二千日讀誦せしに、天明三年癸卯三月七日に終る、同じき廿五日申刻撿校の階にいたる、告文來たれり、日頃菅神に傾きいのり申せし事感應の空しからざるをよろこび、猶又和書を類書とし一千部をあつめて世につたへ、群書類從と名付んとし、日々に百卷の心經怠る事なし、かつ盲人の位階をうるや黄金を納れざれば一階を得がたし、故に世の盲人多くは子錢家となりてその息を以て階に進む事を得る事なり、保己一はこれにことなり、其來往する所の貴戚朋友その志の切なるにめでゝ財を通じてこの階を得たり、他日類書の志願その本意をとげん事おしはかるべし。

群書類從　四百八拾卷　八百餘種

神祇之部　廿八卷　帝王之部　十三卷　補任之部　十卷
傳之部　三卷　官職之部　五卷　律令之部　七卷
公事之部　十七卷　有職之部　卅二卷　裝束之部　七卷
文筆之部　十七卷　和歌之部　百四十卷〔千首百首歌合家集等三百十餘部〕

物語之部　五巻　日記之部　七巻　紀行之部　十三巻
抄物之部　卅二巻　管絃之部　十巻　蹴鞠之部　二巻
鷹之部　五巻　遊戯之部　七巻　合戰之部　卅五巻
武家之部　十五巻　釋敎之部　廿三巻　雜々之部　卅六巻

右之書次第にかゝはらず多く有之候巻去々月より一二冊づゝ開版仕候いづれの部にても御好に任せ候間御懇望の方は當六月廿五日より十月六日迄に土手四番町塙撿挍宅え可被仰遣候猥に開版不然ものも御座候に付摺たて貳百部限り候間其後は御斷申候料は今物語の通の紙仕立にて紙十枚六分二リン仕たて四分五リンに御座候〔以上群書類從上木の勸告也〕

天明六年丙午二月廿五日今物語一巻板行出來但是は群書類從の外也同六月より右の通段々出來也。

○學則

徂徠翁著す所の學則といへる名は、管子の篇の名によりて陳騤が文則などにならへるなるべし、それよりして山脇道作が醫則、林義卿が詩則、松岡下總が神道學則、源東江が書則など屋下に屋を架すといふべし。

○龜戸天神

天明らけき五のとし六月三日より九日まで七日の內、つらね歌の片歌一句和歌一首日々つらねて天滿宮の宇津の廣前に雨を祈りて、百姓のために心をこめてふかくねぎごとをいのりて七日みちぬ、しかはあれど祈のうち折々は雨ふりけれど、しばらくもふらざりければ、九日の夕べかくなんいひあげける

心にいのる神はあるかは

となん連歌のしもをいひあげて九日より十一日まで三日いのる十一日の曉の夢に神のつげてかくなん

あめつちのやはらぐ光あらはれて

夢うちさめて近邊の人々にもかくとかたりぬ、時のまに雨いたくふりいでゝ百姓の歡、やつがれもいのりしかひありてひたすら此神の惠をあふくのみ、穴賢々々

右は龜戶の社より出候書付の寫しなり。

○火事

火事の字維摩經にみへたり、不思儀品第六云、又十方世界劫盡燒時以一切火內於腹中火事如故而不爲害、黃山谷が詩にも昨夜火事殆燒巢とつくれり。

○中村勘三郎家

瀨名貞雄いはく、事跡合考に芝居座元中村勘三郎が系圖を書る其中にいはく
平兵衛といふ此者猿若を苗字として猿若勘三郎と云、然るに豐臣太閤取立られし中村式部少輔一氏二十萬石餘の大名たりしが、其子一學早世子孫なくして永く斷絕せし故、其一族中村治右衛門といふもの江戶に流浪したり、此治右衛門が娘二代目勘三郎に稼して男女の子を產む、後年猿若の苗字を改て彼の治右衛門が苗字を用ひて、中村勘三郎と名乘る、是よりして子孫こと〳〵く中村を以苗字とすと云々

予〔瀨名氏也〕按ずるに恐らくは是附會の說ならん、ある人のいはく、元祖猿若勘三郎は蜂須賀阿波守源至鎭(ヨシシゲ)の家士中村右近か妾腹の子也、父右近は大坂冬の御陣に主君阿州侯に從ひ難波の役に至る、阿波守本陣は本町橋の虎口より遠くして西本願寺にあり、故に魁將中村右近橋の南の方一町程堀際より退き、から堀をほりて柵をつけ、夜は篝を焚せ傑然と屯しけるを、淡路橋桑山が榜より數日その虛實を

察し、同年十二月十六日夜討せしとき、張番の輕卒どもいたくねふりて周章す、士大將の右近も鎧着ながら挟箱によりかゝり眠居けるが、左の手に冑右に十文字の槍を捉て陣小屋の外(ソト)に出る所を、大野主馬が組二宮山川墻團右衛門等魁して突て掛る、右近冑を被るひまなく槍を合せ働くといへども、あやまりて小屋際なるたまり水にふみ込、猶豫する所を敵多勢にて突ふせ、終に右近討死せし也、兼て妾腹の男子勘三郎に右近がゆづる所の短刀、作は覺へざれども正しく角の内に壹枚銀杏(イチヤウ)の葉彫付たる拵の短刀なりと語り傳へ候、當勘三郎今に持傳へ侍る也、度々の火災故覺束なく候、去るに依て二代目勘三郎迄も中村といふ苗字はかくし異名猿若と名乘しも武門を止め伎者となる故、世に家號を忍べるに依て也、漸三代に及むで中村と云名字もあらはせし也、此故に今以猿若とも中村とも名乘也、太皷櫓の幕又は櫓下竪看板にて今以て猿若と書記し、番附などには中村と記して今に兩號ともに是を用ゆる事現前たり、猿若は此號を以て芝居を興し、中村は本苗なれば兩號すてがたき號なる故也、されば此事跡合考に、猿若の名字を改て中村を名乘ると書しも大なる誤也、改たる苗字ならば櫓幕看板にも今何ぞ猿若と書べきや、猿若は芝居濫觴の異名、中村は本名なれば共に氏族として今に用ひ來れる也、紋所も角の内を隅(スミ)切角に直しける事とみへたり、是以て世を忍びての事ならん、かの右近が嫡統は今以阿波の太守の用人職をつとめ、中村主馬助と云、紋も則角の内に銀杏の葉なり、彼主馬介が江都の菩提所は三田臺町の正覺院也と、語りし人のあるにまかせてかの寺に行て尋見しに、其言葉にたがわず、實も主馬介父の墓ともおぼしくて、阿州中村次郎左衛門富道墓と切付たる碑あり、紋所もかの話に符合すれば爰に寫し置ぬ。

左ノ方ニ阿州中村次郎左衞門富道墓

右ノ方ニ寶暦二壬申年九月十九日

事跡合考に中村式部少輔一氏の中村なりと書る故、右一氏の紋所を考るに瓢箪九曜と諸記錄にあり又國朝舊章錄には平姓家の紋梅鉢とありさらに據なし、さては此中村と書しは相違なるべきにや。

○栂尾宇治

栂尾の茶を本といひ宇治の茶を非といふ瑀撿挍のはなし也、玄惠法印が喫茶往來にも、五林者雖レ非レ本須レ爲レ非とあり、此事なり。

○川井久敬墓

江戸大塚服部坂山慈雲山龍興寺に御勘定奉行川井越州の墓あり、墓に瑞現院殿前大府越州德翁紹輝居士、安永四未年十月廿六日從五位下守越前守藤原姓川井久敬とあり、今世に通用せる五匁銀南鐐銀當四錢等みな此人の工夫也。

○錢瓶橋

東都錢瓶橋をいにしへ錢貫橋といひしよしなり。

錢貫橋を玉葛ぬけ

といへる俳諧の付合あり、是は明暦四戊戌年七月京童といへる書をゑらみ申候中川喜雲といへる俳諧師の句なるよし、瀬名貞雄の話也。〔鎌倉志引書目錄の內鎌倉物語中河喜雲と見へたり同人にや〕

○松平西福寺

多賀常政〔三大夫と稱す淸水小十人頭也〕いはく、今年安永九庚子四月朔日より淺草西福寺にて本尊彌陀如來並樣々の靈寶什物開帳の品あり、此寺の本願良雲院殿を此所に葬し奉りぬ、その因緣にて公儀御由緖あつきよし色々申立剩太神君及台德尊公良雲院尼の御影を拜させたり、予も四月廿三日かの寺へ參詣して拜せり、此良雲院殿は武田萬千代信吉君の御母堂にて、武田信玄の女たる樣にかの寺僧ども本尊開帳の節靈寶の席にて申立る也、予於心中甚不審をこるによりて、大久保忠寄にかたらひかの實否を分明せん事を欲す、忠寄諸錄を引考左の一帖を授與あり、因て其所以分明を得たり。

良雲院殿天譽壽淸大姉

寬永十四丁丑年三月十二日卒去葬淺草西福寺云々

附札寫葬所入口の門の上に淺野家の紋有りと覺へ候今に淺野家より崇敬もある歟

右良雲院殿と申すは大神君の御妾にて、市川十郞右衞門女也、此良雲院一女を產し給ふ、此姬君蒲生秀行の室とならせ給ひ、後に淺野但馬守長晟に稼し給ひたりと云々、左あれば竹田萬千代君は良雲院殿の產し給ひたるにはあらず。

長慶院殿〔或〕妙眞院日上

天正十九辛卯年十月六日卒去

水戶光圀卿賜造建碑下總國葛飾郡小金邑今にあり、かの碑の文に、下總國葛飾郡小金邑の采地にて病卒也、葬ニ于郡之本土敎寺ニ云々、日蓮宗身延山檀越也、法名號妙眞院日上とあり、且かの墳上に一松あり、土人呼曰日上松とみへたり。

右長慶院と申すは大神君の御妾にて、甲州氏族秋山伯耆守虎康女也云々、又一說には武田信玄の養女

にて、穴山梅雪齋が女なりしが、大神君に奉仕して信吉君を產し奉りたりといへり、又實信玄の女なれども梅雪養女として神君へ御奉公に被出たりともいふ、但小金邑碑文には秋山氏女と出たり、此碑は水戸光圀卿立させられたる物なれば是を實とせん事當然の理ならんか。

右に付て常政がいはく右之說を考れば、西福寺の良雲院は蒲生秀行へ嫁し、後淺野長晟へ嫁し給ひたる姬君の御母にて、武田家へは何も由緒なき夫人也、長慶院殿は秋山氏女にても穴山氏女にても、いづれにも甲州武田家へ御緣ある也、依之長慶院の御事は西福寺へはあづからぬ事也〔下略〕安永九庚子年五月十日多賀常政誌之〔瀨名貞雄より得て寫し置なり〕

増訂 一話一言 巻三

○棊所

棊所本因坊に被仰付候書付とて人の見せ侍りし儘しるし置ぬ。

享保六丑年六月九日例

大まにあひ堅紙

圍棊秀逸之間今般棊所被仰付候向後手合等之事遂吟味可差計者也

明和七年閏六月廿三日

渡佐守書判（板倉なり）
周防守（松平なり）
右京大夫（松平なり）
右近将監（松平なり）
本因坊

右於御黒書院溜御老中主殿頭（田沼なり）列座寺社奉行へ右近将監渡之表御祐筆組頭持出之

寺社奉行不殘罷出本因坊棊所被仰付候旨

○曉月房

本朝語園ニ云、鎌倉記ニ曰、承久ノ亂ニ清水寺ノ京月房（曉歟）、サセル勇士ニアラネドモ、院中ニマイリ宇治ノ手ニ向ヒテ生捕レ、スデニ死罪ニ及ントスル時、ヨメル（此事東鑑ニ出デタリ正説トスベシ）

勅ナレバ身ヲバステヽキ武士ノ八十宇治川ノ瀬ニハ立ネド

泰時アハレト思シテ免サレケルトゾ、又或人京月房ニアヒテ、足下ハ奇妙ナル作者ナレドモ、アマリ俳諧體ニテ和歌ノ名譽ナシ、イカヾト云フ、言下ニ

京月ニ毛ノムク／＼トハヘヨカシサル歌ヨミト人ニ謂レン

○お七墓

瀬名貞雄云、八百屋於七が墓小石川圓乘寺にあり、上に梵字ありて、妙榮禪定尼とあり、此碑ふるき碑にて、先年火災の時中より折れたりしを、其まゝ上にのせてあり、又右同樣に、銘もきりて立像の彌陀を彫刻せしあたらしき碑その側にあり、是は近頃建たる碑なり、予此故を尋けれどもしれず候しに、ある人語て曰、圓乘寺の住持に此子細を尋ねしに、住持答て云、駒込天澤山龍光寺は、京極佐渡守高矩の菩提所にて、彼家の足輕など度々墓掃除に通ひたりし何某とかいひける足輕、ある夜の夢に、かの墓掃除に參りける心地にて、小石川馬場の邊を夜深に通けるに、雛一羽出たるをみれば、頭は小女の首にて形雛也、彼足輕の裾を喰へて引ける故、其故を尋ねしに、小女のいふ、はづかしながらわれは以前火罪に行はれし八百屋の七といふ者也、今以て此の如く浮み不申候故跡弔ひ給はれと賴みけるを、夢の心地にてうけがひたり、夢さめて思はざる夢を見し事と思ひたりしに、此夢三夜うちつゞきてみしまゝに、今は忍びあへず、駒込吉祥寺に行て尋けるに、是は小石川圓乘寺へ行て尋ぬべしとあいさつありし故參りたりとて、圓乘寺へ件の足輕尋來し故、いかにも七が墓は在るといへども、火災の節折れたりしが、無緣のもの故たれか再興すべきと空しき體に候と住持答へしに、右足輕墳墓を新にたて、立像の彌陀を彫刻させ、お七が法名をきらせ、立そへて、法事料を納て法事を賴けるよし、いかなる因緣にてかれが夢にみへ法會行ひける事かしれず、其後はかの足輕も見へすと、圓

乗寺住職物語の由。

○河童錢

天明五年乙巳□月の頃、麹町飴屋十兵衛なるもの、つね〲心正直なるもの也しが、夕方にある童子の來りてたはふれ遊ぶをあはれみ飴をあたふ、それよりして夕つかたごとに來る、あやしみて跡をつけゆくに、御堀の內にいりぬ、さては河童なるべしと恐れ思ひけるに、ある日來りて一の錢を與ふ、其後來らず、其錢今番町能勢又十郎殿家に藏む、其錢のかたをおしたる也とて、淺草馬道にすめる佐々木丹藏篁墩が贈れるをこゝにおし置ぬ。

○古錢

同年十一月十三日黒田大和守殿領分、武州榛澤郡岡村禪宗善正寺と申す寺の境內廟所より一つの瓶をほり出せり、瓶の深さ六尺餘、古錢を多く藏めおけり、その日人夫等多くぬすみとりて其數しれず、當時寺に殘り候分猶三百貫餘ありといふ、その錢多くは祥符元寶至道元寶元和通寶等なりと、榊原男依その書付をみせ給ひしをこゝにしるし置ぬ。

○ねこのそうし

ねこのそうしといへる繪卷物あり其中に

慶長

けうちやう七年八月中旬に洛中にねこのつなをときてはなちたまふべき御さたあり、ひとしく御奉行より一でうの辻にたかふだを御たて有り其おもてにいはく

一洛中ねこのつなをときはなちがひにすへき事

一同ねこうりかい停止の事

此むね相そむくにおゐてはかたくざいくはにしよせらるべきものなり、よつてくだんのごとし、右かくのごとく御せいたう有るうへはめん／＼ひそうせしねこどもに札をつけてはなち申せば、ねこなのめならずによろこふでこゝかしこにとびまはる事ゆさんといひねずみをとるにたよりあり、ほどなく鼠おぢおそれてにげかくれけたうつばりをもはしらずありくといへどもさなりもなくしのびありきのていなり〔下略〕〔又猫鼠を叱ることばに〕わらはごときのひとりほうしたま／＼からかさをはりたてゝをけばやがてしまもとをくひやぶり〔下略〕〔戯れたる冊子なれども何ぞ少しは事のありし事なるべし。〔未詳〕

〇日光山燒失

天明六年丙午二月九日日光山燒失の時御山より上野執頭眞覺院へ申來候書付の寫

一二月九日晝四ツ半時日光山一坊本月坊木小屋より出火南谷西谷善如寺谷一坊四十五箇寺慈眼堂無量院日光奉行御役宅目代山口新左衛門御領米藏役所向不殘西火之番小屋御殿番樂人御神馬長屋御掃除頭其外西町家類燒七半時鎭火

一山口新左衛門御預米藏内に入置候往古よりの諸書付帳記水帳不殘燒失御神馬は別條無之自火に紛無御座候

二月十六日

○北村季吟墓

一北村再昌院季吟の墓は下谷池のはた正慶寺にあり寺は京極伊豫守の向也。

○長壽人姓名

山城國小原百姓

永祿八丑年出生　百八拾四歳　百助

同六亥年出生　百八拾六歳　同人妻

天正三酉年出生　百六拾四歳　同人悴

都合子供拾九人、總親類三百六拾三人、孫五十人、彥三十六人、やしは子十八人

右之者とも去年

公儀　御目見被　仰付候於關東御扶持被下置候也

寶曆六年子八月日

右之者百助書候福祿壽のかけ物の上に如此かきつけ有之天明六年丙午七月九日津田四郎左衞門井上久米之助植木甚之助同道にて池のはた蓮見に參り池のはたの茶屋にて寫し歸り候。

或云、是恐らくは僞ならんか時々如此の書付ありといふ。

○吳竹

吳竹老人の書とて伊庭又左衞門みせ侍りしに（吳竹は美濃の國の人也）

我に勝手あり彼に得手あり我が勝手を彼にゆづり彼が得手を我預らば世はたゞおかしくもさびしくもあらん

柿喰ひに來るは鳥の道理かな

○徳廟詩

七嗣の将軍家濱御殿に成らせられける時、七言絶句のからうたを作らせ給ひしとて起句は忘れたり〔不知眞僞〕

、、、、、、、　珠簾褰處暑威收　升平猶又勿忘武　三尺劍光四百州

○道光庵

淺草稱往院寺中道光庵は河漏の名所なりしに、天明の頃本寺よりいたく禁制して、門に石碑をたつ

表ニ

不許蕎麥　院內製之而亂 當院之淸規故　入院內

裏ニ

欲求寂滅樂當學沙門法
　稱往院住持みづからから臼をふみて

みだゝのむ心からうす西へむけふたゝびごとにみなをとなへて

殊に笑ふべきことなり。

○墨水

寒中の雪水にて墨をすり、來年の土用をこして用る時は色宜し、いか様にてもにじむ事なとなし、是

書家の傳授也と、塙撿挍の話。

○褾褙

掛物を表具するを、ふるきものには表補繪（ヘウホヱ）といふ、三玉集の內誰やらが歌にも、表補繪のまき出しわろくのりこはくしてとよめり、蓮如上人物語にも表補繪といふ事見へ侍り、按表補繪は褾褙（ヘウホイ）の音なるべし、假名がきにかくはかきけるにや。

○表紙

西の內一枚、大すきがへし一枚、うらうちにし、紅の一番汁を引く、紅の一番汁は本町玉屋といへる紅屋にあり、一升十六銅位也、是表紙によろし。

○靈會日鑑

靈會日鑑といふ書物あり、古人死去の日をしるせり、と塙撿挍の物語なり。

○或人日記抄〔杉田八兵衞なり伯舅八郞右衞門養父〕

一享保十年巳八月七日尾張中納言殿御簾中逝去鳴物三日停止

一同年九月十一日町奉行大岡越前守殿貳千石加增

一同年六月十九日二ノ御丸ヨリ西ノ丸へ大納言樣御移被遊候

一享保十一年午三月廿七日小金原御猪狩有之候鹿四百二三十程狼一猪七

一同年八月中頃神奈川佛山之百姓兩頭之龜公儀へ差上候由御褒美被下候由

一享保十二年未三月朔日夜五半時光り物東より西方へ飛び雷の如く鳴る

一同年正月芝居町三笠附致し候とて冬より春に至る迄一丁戸〆に被仰付ければ

節穴の日ざしにぞしるけさの春　　大屋

若水とても去年の汲置　女房
初音には過料貸家に囀りて　店衆
三笠の露に袂乾　同妻
能ひきで詠めんものか島の月　本人
法度身にしむ切口の鹽　同類

同年大小に
　玉葉集春の歌　　大とも家持
　　　閏　月也　　五
初霞また立そへて三ツの濱いつを八十の老と極めん
　詞歌集神祇の歌
　　四　　　　六　　　　九
二ツ文字しらぬ神代のむかしよりくもらぬ御代とかねてしる霜
一同年六月二日夜高田かつさん寺門の上に太神宮かゞみはらい降候よし
一同年六月上旬より本庄梅屋敷近所香取大明神の宮へ常陸國大杉大明神御飛江戸中大きに參詣致候
一六月十七日大杉明神五百羅漢龜井戸天神參詣いたし候
一同年十一月十五日大納言樣御元服被遊候
一同年十二月九日甲府御城燒失致候由
一享保十三年申正月十六日夜光り物飛ぶ
一同年九月朔日二日大風雨にて所々破損あり築地牛込揚場大水出る橋々落る兩國橋永代橋新大橋何れも九月十二日に落候由近年不覺水之由人々申候
一享保十四年酉五月大唐より象初て下る同廿五日濱御殿へ着同廿七日御城へ上る

一同年九月廿七日小次郎樣御元服被遊德川右衞門督從三位中將宗武と御任官被遊候由同廿八日總出仕
一享保十五年戌二月廿日廻狀來る病藥之書物普救類方十二冊物代銀九匁八分之由望之者相調候樣にとの廻狀
一同年三月醫書東醫寶鑑右廿五冊物也代七十八匁之由廻狀廻る次本は六十目之由
一同年四月十五日大名衆公儀へ上米之儀御免被成右之通參勤一年詰被仰付候
一同年五月十五日高田八幡地內勸化能有之同日初日太夫は喜多十太夫日數五日なり
一同年八月廿九日明ケ方南大風晦日晚北大風所々家潰申候築地大水出る橋所々落申候
一同年冬御藏米直段百俵に付金拾六兩壹分がへ同十二月十五日拜借被仰付候五百石以下御奉公相勤候者不殘三十俵取三兩二十俵貳兩二十俵以下一兩づゝ
一享保十六年亥二月御借米公儀十八兩町賣十六兩也
一同年二月廿九日當亥之年より丑之年迄三箇年平日白むく着用無用之事被仰出候尤壹萬石以下の面々へ被申渡候
一同年三月十七日八ツ半時かはらけ町より出火にて赤坂迄燒る
一同年四月十五日目白臺より出火牛込築地榎町肴店山伏町田町邊迄類燒同糀町壹丁目より出火西丸下大名不殘芝鐵砲洲迄類燒
一同十六日之夜松平伊豆守殿より出火松平下總守殿類燒
一同年四月十五日御臺所より出火之事
一同年五月七日伏見院殿御息女大納言樣御簾中に御入輿晝九ツ時
一同年五月十四日御成の節御供廻り雨具向後御免勿論御番人與力同心もぬれざる樣に被仰渡候

一同年八月十一日の夜より風吹出し十二日晝八ッ時迄大風吹

一同廿七日夜大風雨同九月二日風雨

一同年十月吉原萬字屋又右衞門方へ京島原より下り女郎有之由うたにさこん兩人

一同年十一月十三日甘露降り公儀にても御祝儀諸大名御役人へ御酒被下候總出仕有り日光御宮へも永樂之錢降り候由申候人皇百十代寬永八未三月國々へ甘露降今年亥年迄百一年に成る

一享保十七年子二月十二日愛宕下青松寺より出火新橋迄燒る同日白山下より出火いたし松平甲斐守殿屋しき類燒

一同年三月朔日小出信濃守殿寺社より西丸若御老中被仰付同黑田豐前守殿五千石御加增沼田の城被下候子七月廿九日黑田豐前守殿御老中被仰付〔西丸附五千石御加增都合三萬石〕

一同年六月五日小十人組星野與左衞門と申仁音羽町にてちや切り候由

一同年六月廿三日星野與左衞門遠島被仰付家來打首音羽町ちや欠所繩かけ候もの打首與左衞門家財母に被下候

一享保十八年丑五月廿日頃日御旗本之名を申し似手紙を以て道具類借用申者有之由相聞候に付怪敷者町奉行へ可遣由廻狀來る

一同年八月十九日晝時より夜に入る迄北大風所々にて家つぶれ申候

一同年九月十一日西丸御簾中樣御半產のよし申候十月五日御簾中樣御逝去ニ付鳴物十一日迄停止普請は三日より七日迄御出棺十月十三日夜

一享保十九年寅の夏中役被召放候御代官奧野忠兵衞小宮山杢之進

一同年七月廿五日世上へ毒降候由一同に申し井戶に蓋致し候

一同年八月七日大雨ふり土屋忠次郎殿下屋敷龍卷候よし牛込築地水出る

一享保二十年卯三月十七日御頭阿波守殿より唐人參判鑑出し置候樣にと廻狀來る本石町三丁目長崎屋源右衞門所にて賣出す上唐人參壹兩ニ付代五十八匁並人參壹兩ニ付代廿八匁

一同年三月廿七日西丸御老中黑田豐前守殿卒去鳴物三日止

一同年七月二日大雨ふり京橋邊より日本橋近所迄龍まき所々損し候由

一同年八月五日甲府付與力御改易牧金五郎同心同六人同所長崎村百姓武太夫同所駒井村百姓織右衞門兩人遠島被仰付之

一同年八月七日甲府勤番之衆重き追放八木三郎四郎永井權十郎關新七郎依田源太郎藤田半次郎以上六人

一同年冬米直段兩ニ壹石四斗に被仰付在々所々へ右直段定札立つ

一元文元年辰五月十三日金吹改引替之儀は同六月十五日より引替之廻狀來る

引替所

駿河町　泉屋三右衞門　　兩替町　中川清三郎
同所　海保半兵衞　　同所　釜勘左衞門
本町二丁目　富山與總兵衞　　同所四丁目　竹川彦左衞門
長谷川町　荒川伊右衞門　　駿河町　三井次郎左衞門
同所　三井三郎助　　同所　三井元之助

一辰夏御借米米ばかり出る町直段元金廿四兩也

一同年七月下旬頃より東之方に赤き星出る夜五ツ時より出る

一同年十二月酉ノ丸御部屋岩本内膳殿息女懐胎之由申候十二月十五日御帯之由
一同月所々犬煩ひ多く死す
一元文二年巳三月廿九日目白不動時之鐘供養つき初
一同年四月廿五日晝時外山邊より龍出馬場下越後守殿屋敷通りより早稲田町通り卷き候
一同年五月三日佐久間町より出火下谷御徒町池之端通り東叡山御本坊不殘類燒蓑輪邊迄やけ候
一同年八月川口善光寺建立世上一同に奉加に出る巳八月中より同九月六日停止之御觸有之由
一同年十月十日夜五ツ時星月を貫く東之方より月中に入り南之方に出る
一同年十一月七日世上一同に煙の樣なるもの吹出火事の如し
一元文三年午二月朔日光り物飛夜五ツ時のよし
一同年二月九日高田馬場にて騎射あり
一同年四月十四日大御番平岡藤右衛門弟同彌十郎光國寺門前こさやの娘と心中之事
一同年三月北條新藏娘家來中小姓と雜司ケ谷にて心中之事
一同年五月三日吹上月光院樣御女中梅枝と中女自滅之由
一月光院樣御附女中梅枝下女兩人一生親に御預伊賀矢野次郎太夫一代小普請之由男衆一人御追放七月
相濟
一元文四年未正月十三日尾州中納言殿御隱居被仰付候跡松平但馬守被仰付候
一同年十月江戸中はやり候豐後ぶし上るり御停止
一寛保元年酉四月十七日御徒目付平林太郎右衛門杉浦總十郎兩人金拾兩づゝ被下信州高遠へ撿使に參
候右は内藤大和守御預け之江島病死之由四月十九日出立

一寛保二年戊正月下旬より東之方に夜七ツ時箒星出る長サ一尺五寸程

○つぼ

凝華舎は　梅壺也　飛香舎は　藤壺也　昭陽舎は　梨壺也　淑景舎は　桐壺也　襲芳舎は　神鳴壺也。

○櫻棠花

櫻とばかりいへば櫻桃にてユスラの事也、文選詩山櫻發欲レ燃なども山ざくらの事にはあらず、櫻桃の事也、雜山集仁齋集などにも櫻をもて海棠とせり、尤垂絲海棠は此方のシダレサクラとみゆれども、海棠と櫻とは大に異なり、今沈南蘋が畫に、櫻棠といへるものあり、正しく此方のサクラなるべし、按ずるに中華に古此樹なくして近頃此樹あり、因て櫻棠と名づけて海棠の一種とせる歟もしるべからず、明の宋景濂日東曲に、賞レ櫻日本盛ニ於唐一如レ被ニ牡丹兼ニ海棠一といへば、日本にてサクラを櫻といふ事華人も知る所なるべし。〔又云垂枝海棠近來種樹家にありシダレザクラにあらず〕

櫻棠花

右南蘋沈銓畫
見宋樂石齋譜

後佐藤一見が新傳祕書を見るに、山櫻桃はサクラ、野櫻桃はユスラなりと淸人いへるよし、黄檗僧の詩にも、東來初見櫻桃花と賦せり。

○小磯目錄〔尾張恩田仲任著〕

詩集若干卷　文集若干卷　蒙求續貂三卷〔内上下二卷印行〕

中朝隷事三巻　談叢若干巻　史記訂疑二巻〔藏于文庫〕
國語考一巻　世說訂疑一巻　唐詩選訂訛一巻
江北志一巻　山口志一巻　烏峯志一巻
排瓦若干巻　掌錄五十巻　左傳贅說一巻
寐語一巻　折柳篇一巻　歸家漫草一巻
蒙求考一巻　書壺篇二巻　信峽紀行三巻
賦一巻　多藝志一巻　筆美若干巻
有隧志一巻　奇字注一巻　竃北瑣語十巻〔藏于文庫〕
朝日將軍傳一巻　回轅紀行一巻　春椿記一巻
永享野乘一巻　紀年一巻　毛詩管窺一巻
世說音釋十巻〔文化十三年丙子梓行〕

○夫木集抄

年内立春　西行

年ははや月なみ掛て越にけりむべつみけらしゑくのわかたち

元日　光明峯寺入道

初春の花の宮古に松をうへて民の戸とめる千代ぞしらるゝ

立春　俊成

相坂の杉より杉にかよふなり祇園精舎のはるのあけぼの

初春　後京極攝政

霜枯し春のおぎ原うちそよぎすそのにのこる去年の秋風　親隆

いつしかと春のあしたのきゝかきに耳驚かす我身なりけり　隆源法師

若菜

春くればかたみぬきいれて賤女が垣根の小菜を摘ぬ日ぞなき　仲正

かたくなやしりへの園に若菜つみかゞまりあるゝ翁すがたよ　よみ人しらず

難波江に人のゆければをくれゐて若菜つむ子を見るが悲しき　小大進

春駒

露ふかみゆるぎの森の若草のしげみにすむや青鷺の駒　信實

白馬

見わたせばみな青鷺の毛つるめを引つらねたる馬司かな　西行

鶯

鶯はゐなかの谷のすなれどもたみたるこゑは嗁ぬなりけり　和泉式部

花見れば木の芽も春になりにけり耳の間もなし鶯の聲　慈鎭

花もにほふ春の灯火消やらでかたふく月に竹のひとこゑ

春の雨の露もまだ干ぬ梅がえに上毛しほれて鶯ぞなく　　鎌倉右大臣

いづちゆく春の使の鶯のはねやすめしてこゝになくらん　　家隆

風ふけば竹の林のとゝもすりにふしやわづらふ夜半の鶯　　仲正

竹ちかき窓の灯火ほのかにてみじか夜つぐる鶯のこゑ　　爲顯

霞

明わたる沖津浪間にねをたへて霞にやどる浮しまのまつ　　長明

難波がた月の出しほの夕なぎに春の霞のかぎりをぞ見る　　順徳院

青柳のかつらぎかけて霞むなり山はみとりの春のまゆずみ　　爲顯

餘寒

霞あへず猶ふる雪に空とぢてはるものふかき埋火のもと　　定家

春氷

山河の氷のくさび打とけて石にくだくる水のしら玉　　有家

梅

坂上郎女

盃に梅の花うけて思ふどちのみての後はちりぬともよし　寂蓮法師

梅がえに軒のしがらみかけてけり花の鬮もるさゝがにの糸　伊勢大輔

柳

青柳の糸をつな手に引舟は岸近くこそよらまほしけれ　定家

遅くとき緑の色にしるきかな春くるかたの岸の青柳　和泉式部

見にと來る人だにもなし我やどのはいりの柳下はらへども　公朝

うきみには柳をあめるかひもなしさらぬ人だに眉をひらくに　具氏

三たびこそ起も臥しけれ玉柳ひまなく枝の何なびくらん　仲正

ほりてうへし籬のそひの丸柳しだりにけりなえたもたわゝに　慈鎮

殿造りせくやり水の岩かげにしろき色こそ庭柳かな　和泉式部

庭柳折たかへるは長月のきくの花とも見ゆるなりけり

いにしへをおもひこそやれ山ふかみふたり折りける春の早蕨　俊成

春雨

下もへのすくろをあらふ春雨に燒野のすゝき草たちにけり　信實

春雨に木のはみだれし村時雨それもまぎるゝかたは有けり　定家

雨がさは霞にくるゝ山陰にしめりておつるしばのしたつゆ　爲家

春駒

花山に駒さへ放つ御代なればわれさへ春にあふとしらずや　後法性寺入道

いとゆふも同し名のみやまがふらん霞のうちの野邊の春駒　土御門院

燕

つばくらめあわれに見ゆる例かなかはる契りは習ひなる世に　定家

哀れみは後の春まで殘りけりつばめの足につけし糸すぢ　爲相

花

山ざくらきほひ尋る入かずに身をうさきまのうなかしそゆく　仲正

仲正

春を淺みとけぬ氷にことよせてまたひもさせる山櫻かな　雅有

春は只花見がてらに手向する北野のみやま道も去りあへず　西行

木のもとに旅寐をすればよし野山花のふすまをきする春風　知家

布留山の岩根にふせるはひ櫻霞のうちをえこそ立得ぬ　仲正

御園なるしら河櫻ちりかゝり春の垣ねに卯の花ぞ咲く　俊頼

遠近の花咲ぬれば鷺の居るそなれの松と見ぞまがひぬる　俊頼

山陰にやせさらぼへるいぬざくら追はなたれて引人もなし　後鳥羽院

花さそふ比良山おろしあらければ櫻にしぶく志賀の浦舟　基俊

深山には椎の風おれはやけれど麓の花は今年さくめり　定家

思ふ事誰に殘して詠めをかん心にあまるはなのあけぼの

おもしろや風の蒔繪にふゞかれて庭のひまなき花のいかけち　仲正

歸鴈

年こしのみやこの空の長旅のつばさたれてやかへる鴈かね　光俊

玉章のはし書かとも見ゆる哉飛おくれつゝかへる雁金　西行

三日

桃のはなうかふ心にまちそ見るあふむの月の石にさはるを　玆鎭

雉子

さいたつままだらうらわかきみよし野の霞がくれにぎゝす啼也　忠度

春田

春雨に山田のくろを行くしづのみの吹かへす暮ぞ淋しき　後鳥羽院

蛙

山吹の下枝の花に手をかけて折しりかほになく蛙かな　仲正

山吹

やきがねの色に勾へる山吹ははかりもしらぬ花の色かな　公實

躑躅

風早のみほのうらわのしらつゝじみれども淋しなき人思へば　よみ人しらず

仲正

淺からぬ思ひを人に染しより涙のいろやこつゝじの花　　衣笠内大臣

谷ふかみ岩かた陰の姫つゝじ人もすさめぬ色に咲つゝ

暮春　　土御門院

夕附日霞の西にかたふきて入相のかねに春ぞのこれる

首夏　　仲正

落かわるふたけの鹿のくもり星やゝあらはるゝ夏は來にけり

早苗　　西行

郭公聲にうへめのはやされて山田の早苗たゆまでぞとる

○萬葉拾穗抄第二第三抄

萬葉集卷第二

相聞歌（戀の心或は述懷覊旅悲別問答にてそれとさしたる事なし）

奉レ和ニ御歌ニ一首　　鏡王女（或曰額田姫王）

あきやま秋山の之このした樹下がくれ隱ゆく逝みづ水の乃われ吾こ許そ曾まさ益め日み御おもひ念より從は者

娶ニ釆女安見兒ー時作歌一首　　內大臣　藤原卿（大職冠）

われ吾は者も毛や也やすみこ安見兒えたり得有みな皆ひと人の乃え得がて難に爾す爲といふ云やすみこ安見兒え衣た多り利

八雲えかたくすといふ

久米禪師

あづまひと東人の之のさき荷向のはこ篋の乃に荷の之を緒に衛も毛いも妹がこゝろ情に衛のり乗に留け家る留か香も問

〔仙曰荷前の箱とは諸國の御調物を云也荷前とは荷のさきといふ也はつほといふも同事也心は彼のさきの箱のはなるまでゆひ付たるやうに心に妹がかゝるとたとへたるべし言塵抄云心にのるは心にかゝるを云也〕

大津皇子〔天武天皇第三子也愛文筆詩賦興自ニ大津一始〕竊下ニ伊勢神宮一上來時御作歌二首

大伯皇女〔大津の妾伊勢におはしけるにや〕

わが吾せこ勢古を乎やまと倭へ遣やる遣と登さよ佐夜ふけ深て而あかつき雞鳴つゆ露に衛われ吾たち立ぬれ所霑し之ふたり二人ゆけ行ど杼ゆき去すぎ過がた難きすあきやま秋山を乎いかで如何かきみ君が之ひとり獨こゆ越らん武

贈ニ石川郎女一御歌一首

大津皇子

あしびき足日木の乃やま山の之しつく四什に二いも妹まつ待と跡わが吾たち立ぬれぬ所沾やま山の乃しづく四附に二

奉レ和歌一首

石川郎女

われ吾を乎まつ待と跡きみ君が之ぬれ沾け計ん武あしひき足日木の能やま山の之しづく四附に二なら成まし益もの物を乎

奉レ和歌一首〔弓削皇子也〕從ニ倭京一進之

額田女王

いにしへ古に衛こふ戀ら良ん武とり鳥は者ほとゝきす霍公鳥けたし蓋や哉なき鳴し之わか吾こふ戀る

流ご其と騰

勅ニ穂積皇子ニ遣ニ近江ノ志賀ノ山寺ニ時御作歌一首　但馬皇女

わが吾せ勢

をくれ遣ゐ居て而こひ戀つゝ管あらず不有は者をひゆか追及ん武みち道の之くまわ阿廻に爾しめ標ゆへ結

〔是は戀つゝあられずはなり道のくゝまわは道のまがりたるなり標メシは表なりしるしなりわがせこが跡をひゆかんほどに其道にしるしせよとなり〕

○おほふね大船の之はつる泊流とまり登麻里の能たゆたひ絶多日に二云々〔弓削皇子○たゆたひ八雲抄に舟のゆるぎ動くなり〕○たけ多氣は婆ぬれ奴禮たかね多香根は者ながき長すいも妹が之かみ髪〔○梯タケタクル也仙曰たけはあくる也ぬれはまとゐるなり〕○たわらは〔手童兒○童女也〕

更贈ニ大伴田主仲郎ニ歌一首〔田主仲郎足疾也〕　石川郎女

わが吾きゝし聞之〔○仙きゝの〕みゝ耳に爾よく好にゐ似あしのは葦若未〔○仙曰あしかび〕の乃あし足いた痛わが吾せ勢つとめ勤た多ふ扶べ侍し之〔○つとめたふべしはつゝしみたまふべしなり足を痛むと聞ゆる我聞のごとくならばつゝしみたまふべしとなり〕

○かあを香青なる生たまも玉藻おきつも息津藻〔人麿短歌○かうばしあをき也藻をほめていふなるべし或說かは助字なり〕○なつくさ夏草の之おもひ念しなへ思奈要て而しのぶ志奴布らん良武○いも妹が之かど門みん将見なびけ靡この此やま山〔○夏草はてる日にしほれる故なり○おもひしなへ妹もおもひしほれて我を忍ぶらんと也なびけ此山、山もなびきかたよりて妹が門を見せよと也山をなびけといへる珍しき詞とぞ〕○きも肝むかひ向こゝろ心を乎いたみ痛おもひ念つゝ乍〔○悲しむ肝のうごきむかふなり〕○あをごま青駒の之あがき足搔を乎はやみ速〔あがきは馬の歩む足づか

ひなり」以上人麿短歌

挽歌〔八雲云俊頼抄に悲歌也然ども此集にはひつぎうたのみにはあらず〕

後崗本宮御宇〔齋明天皇〕

自傷結二松枝一歌二首　有間皇子

いはしろ磐白の乃はま濱まつ松が之え枝を手ひき引むすび結まさしく眞幸〔仙さく〕あら有ば者また亦かへり還み見ん武

〔歌林色材云有馬皇子は孝徳天皇の御子也齋明の女帝の御時蘇我の赤兄と心を同くしてみかどをかたふけんとせしが紀伊國岩代に在て心ざしのとげがたからん事をうれへて其所の松が枝をむすびて手向として此歌をよむ其間に赤兄がかへり忠により有馬皇子の謀反あらはれて終に藤代坂にてころされ侍ると云々〇仙曰まさきくといふはまことのさいはい也愚案日本紀二必當平安カナラズマサキクマシマサンとよめりしかれども此うた類聚萬葉童蒙抄袖中抄ことには俊成卿の古來風體等にもまさしくと有近くは歌林良材にもまさしく也改てまさきくと和せん事いかゞ又まさしくまさきく五音相通同義なるべし〕

いへ家にあれ有ば者け笥に爾もる盛いひ飯を手くさまくら草枕たひ旅に爾し之あれ有ば者しゐ椎の之は葉に爾もる盛

見二結松一哀咽歌二首　長忌寸意吉麻呂

いはしろ磐代の乃きし岸の之まつがえ松枝むすびけん將結ひと人は者かへり反て而また復みけん將見かも鴨

いはしろ磐代の之のなか野中に爾たてる立むすびまつ結松こゝろ情も毛とけず不解むかし古おもほ

ゆ所念

（彼隱謀ありし皇子をこゝろとけずと讀るにや此歌人丸集にあるを拾遺戀四に入心もとけずと難面き人をいふやうなれば戀部に入歟）

天皇崩御時歌　婦人（姓名未詳）

うつせみ尘蟬し師かみ神に爾たへね不勝ば者はなれ離ゐ居て而あさ朝なげく嘆きみ君はなれ放（サカリ）ゐ居て而わが吾こふる戀きみ君たま玉ならば有者て手に爾まき卷もち持て而きぬ衣ならば有者ぬぐ脱とき時も毛なみ無（ナケレドモ）わが吾こふる戀きみ君ぞ曾きそ伎賊の乃よ夜いめ夢にみえ所見つる鶴

空蟬はわが身をいへりしは助字也神にたへねばとは帝を神と申せば我身君に隨ひ奉るにたへねばとの心也たまならばきぬならばとは君に近づきたづさはりはなれ申まじき物をとの心也きその夜仙曰きのふの夜といふ也見日本紀

わかくさ若草の乃つま嬬の之おもふ念とり鳥たつ立（天智天皇の太后御歌○仙曰わか草のつまといふ事日本紀十五卷億計天皇御宇六年に女人ありて哭ていへる詞に弱草吾夫何怜註古者以弱草喩夫婦故以弱草爲夫）○よる夜は者もよ毛夜の之つき盡ひる晝は者もひ毛者の之つき盡ね哭にのみ耳を乎なき泣つゝ乍あり在て而や哉（よるはものもは助字也よるはも終夜なりひるも日盡なり）

藤原宮御宇

大津皇子薨後從伊勢齋宮上京時作歌（大津皇子は大來皇女の同母弟なり謀反して死）　大來皇女

みまくぼり欲見（○古點みまくほしみ）わが吾せし爲きみ君も毛あらなく不在に爾なにゝ奈何か可き來け計ん武うま馬つからし疲に爾（○見まくほしくわがせし君となり）

〇あめつち天地の之より依あひ相の之かぎり極しらしめす所知行〔〇天地和合してある限りはといふ心也〕〇いけの放鳥〔池にはなちかふ鳥なり〕

日並皇子尊殯宮時舍人等慟傷作歌二十首　姓名未詳

あめつち天地と與とも共にをへん將終と登おもひ念つゝ作つかへまつり奉仕し之こゝろ情たがひ違ぬ奴みたち御立せ爲し之しま島の之あらいそ荒磯けふ今みれ見ば者おいざり不生有し之くさ草おひ生に爾ける來かも鴨

〇いも孀の乃みこと命の乃〔〇かしづくことば也〕たゝなづく多田名附〔〇なつき親む事也〕やははだ柔膚〔〇やはらかなるはだ也〕すら倘を乎つるぎ劔たち刀身に於身そへ副ねゝ不寐ば者〔〇つるぎたちは身の守に持つ物なれば身にそへと云ん枕詞也〕ぬばたま烏玉の乃よとこ夜床も母ある荒ら良ん無〔〇此歌川島皇子隱給ひて此孀の命泊瀬部皇女皇子の肌も身にそひねゝばといふ歌也柿本人麿獻泊瀬部皇女歌也〕〇はるべ春部には者はな花をり折かざし挿頭あき秋たて立ば者もみぢば黃葉かざし挿頭〇みけ御食むかふ向

高市皇子尊城上殯宮時作歌　柿本朝臣人麻呂

かけ掛まくも文ゆゝ忌し之き伎かも鴨〔〇一云ゆゝしけれども由遊之計禮杼母〕いは言まく久も母あや綾に爾かしこ畏き伎あすか明日香の乃まがみ眞神の之はら原に爾ひさかた久堅の能あま天つ都みかど御門を乎かしこく懼も母さだめ定たまひ賜て而かみ神さ佐ぶ扶と跡いは磐がくれ隱ます座やすみ八隅しる知之わが吾おほきみ大王の乃きしみし所聞見爲そとも背友の乃くに國の之まき眞木たてる立ふはやま不破山こへ越て而こまつるぎ狛劔わさみがはら和射見我原の乃かりみや行宮に爾あやすもりまして安母理座而あめのした天下おさめ治たまひ賜し〔一云はらひたまひて拂賜而〕をしくに食國しづめ定たまふ賜と等とり

雞が之なく鳴あづま吾妻の乃くに國の之みいくさ御軍士を乎めし喚たまひ賜つゝ而ちはやふる千磐破かみ
をなこしと人乎和爲跡まつろはぬ不奉仕くに國を乎さむ治と跡〔〇一云掃部等〕わがみこの皇子〔〇由
阿すめみこに〕まゝに隨任〔〇由阿まかせ〕たまへば賜者おほみゝ大御身に爾たち太刀とり取はかし帶之
おほみて大御手に爾ゆみ弓とり取もた持し之みいくさ御軍士を乎あどもひ安騰毛比たまひ賜とゝのふ齊る
流つゞみ鼓の之こゑ音は者いかづち雷の之こゑ聲と登きく聞まで麻で氐ふきなせ吹響る流をつのゝこゑも
小角乃音母〔〇一云笛乃音波〕あたみたる敵見者とら虎が可ほゆる吼と登もろびと諸人の之をびゆる
までに脅流麻低爾〔〇一云きゝまどふまで聞惑麻低〕さしあぐる指擧有はた幡の之なびき靡は者ふゆこ
モリ盛也
なり冬木成はる春さり去くれ來ば者のへ野ごと毎につき著て而ある有ひ火の乃〔〇一云ふゆこなりはるの
やくひの冬木成春野燒火乃〕かせ風の之むた共なびく靡がごとく如久とり取もた持る流ゆはず弓波受の
乃うごき驟みゆき三雪ふる落ふゆのはやしに冬乃林爾〔〇一云ゆふのはやし由布乃林〕あらし飄か可も
毛いまき伊卷わたる渡と等おもふ念まで麻で低きゝ聞の之かしこ恐く久〔〇一云もろひとのみまどふまで
に諸人見惑麻低爾〕ひき引はなつ放や箭のしげら繁け計く久おほゆき大雪の乃みだれ亂て而きたれ來禮
〔〇一云みぞれなすそちよりくれば霰成曾知余利久禮者〕まつろはず不奉仕たち立むかひ向し之も毛つ
ゆ露しも霜の之けなば消者けぬべく消倍久ゆく去とり鳥の乃あらそふ爭競はし端に爾〔〇一云あさしもの
けなばけぬてふうつせみとあらそふはしに朝霜之消者消言打蟬等安良蘇布波之爾〕わたらひ渡會の乃
いつきのみや齋宮ゆ從かみかぜ神風に爾いふき伊吹まどは惑し之あまくも天雲を乎ひ日の之め目も毛み
せず不令見とこやみ常闇に爾おほひ覆たまひ賜て而しづめ定てし之みづほ水穗の之くに國を乎かみのま
に神隨ふとしき太敷まし座て而やすみ八隅しる知之わが吾おほきみ大王の之あめのした天下まうし申た
まへ賜ば者よろづよ萬代にしか然し之も毛あらん將有と登〔〇一云かくしもあらんと如是毛安良無等〕

ゆふばな木綿花の乃さかゆる榮とき時に爾〔下略〕
〔ゆゝしき　かけていふも忌はしきとなり○あやにかしこきあやにくにをそれかましきとなり○まかみのはら　大和なり○きかしみし　しろしめすと同じ○そとものくに　外國なり○こまつるぎ仙曰高麗の劍はほこさきに枝有てわざ〳〵しげなればかくつゞけたるなり○をしくに　帝王のしろしめす國と云ことなり○あづまのくにのみいくさをめしたまひ　美濃尾張の軍兵をめしあつめらるゝことなり○あどもひ　集めたまなり○をつの　角は軍器なり大角小角日本紀廿九に出つ○あたみたる　をそろしきなり○かぜのむた　むたは共にといふことなり○いまき　いは助語なり○けなばけぬべく　露霜のきへばきへよと闘ひたるなり○ゆくとりの云々　鳥のつゝきあふ時にを橋といひかけて渡會とつゞけたり○いつきの宮ゆ　ゆはよりなり○あめのしたまうしたまへば　申は容舒也ゆるやかなり○よろづよにしかしもあらんと　萬歳までもしかゆるやかにあらんとなり〕

反歌

なきさは哭澤の之もり神社に爾みわ三輪すへ須恵いのれども雖禱祈わが我おほきみ王は者たか高ひ日しられ所知ぬ奴
みわは酒なり

妻死後泣血哀慟作歌　柿本朝臣人麿

うつせみ打蟬と等おもひ念し之〔○一云うつそみとおもひし宇都曾臣等念之〕とき時に爾とりもちて取持而わが吾ふたり二人み見し之わしり趍いで出の之つゝみ堤に爾たてる立有つき槻のき木の之こち〳〵巳知葉智の乃え枝の之はる春のは葉の之しげき茂が之ごとく如久おもへり念有し之いも妹には者あれど雖有たのめり憑有し之こら兒等に爾は者あれど雖有よのなか世間を乎そむき背し之えね不得ば者かけろふ蜻火の之もゆ燎る流あら荒の野に爾しろたへ白妙の之あまひれ天領巾こもり隱とり鳥し自もの物あさ朝たち立

いまし伊麻之て氐いりひ入日なす成かくれ隠に去し之か鹿ば齒わきもこ吾妹子が之かたみ形見に爾をける置有みどりこ若兒の乃こひ乞なく泣ごと毎にとり取あたふ與もの物し之なけれ無ば者とりほしも鳥穂自物わきばさみ腋挾もち持わきもこ吾妹子と與ふたり二人わが吾ね宿し之まくらつく枕付つまや嬬屋の之うち内に晝ひる晝は羽も裳うらふれ浦不樂くら晩し之よる夜は者も裳いきつき氣衝あかし明なげゝ嘆ども友せん世武すべ爲便しら不知に爾こふれ戀ども友あふ相よし因を乎な無み見おほとり大鳥のはかへ羽易の乃やま山に爾わが吾こふる戀流いも妹は者います伊座と等ひと人の之いへ云ば者いはね石根さたく久み見を乎なづみ名積こ來し之よけくも吉雲そ曾なき無すうつせみ打蟬と等おもひ念之いも妹が之かけろふ蜻のほのかに髣髴だに谷も裳み見へぬ不見おもひ思は者

うつせみとおもひし　うつくしとおもひしなり又現身なり○わしりいで　堤をほめる詞非名所○こち〳〵の枝　悉くの枝なり○そむきしえねば　無常の道理をそむかぬなり○もゆるあらのに　火葬せし野なり○しろたへのあまひれこもり　あまひれは天女の肩に紐のやうにて付しものなり白妙の天領巾こもりとは死婦の衣裳ながらあら野に出せしなり○とりあたふものしなければ　女のうせて子をあたへまかすべき物なき心なり○枕つく　枕なれたるなり○うらふれ　愁なり○はかへのやま　大和にあり○いはねさくを　石をふみくぼめしなり○よけくも　よくもなきといふことなり羽易山に彼女の墓などありけんにその山に妹はありと人のいへば石ふみくぼめ行がたき山路をなつみつゝ來しかひもなくほのかにも妹がみへねばよくもなきとなり

反歌

こぞ去年み見て而し之あき秋の乃つきよ月夜は者てらせども雖照あひ相み見し之いも妹は者いや彌とし定とを年さかる放

一云こぞ去年み見て而し之あき秋のつきよ月夜は者わたれども雖度あひ相み見し之いも妹は者いや益とし年さかる離

ふすまぢ衾道を手ひきて引手の乃やま山に爾いも妹を手をき置て而やまぢ山徑をゆけ往ば者いけり生と跡も毛なし無

一云ふすまぢ衾道をひきて引出のやま山にいも妹ををき置て而やまぢ山路おもふ念に爾いけり生と刀も毛なし無

いへ家にき來て而わが吾や屋を手みれ見ば者たまゆか玉床の之ほか外にむき向〔〇をき定家〕ける來いも妹がこまくら木枕

〔人丸家集並拾遺集には家にいきて我家を見れば玉篭のほかにおきける　定家も置ける〕

〇あきやま秋山のした下へ部る留いも妹なよたけ奈用竹とをよる騰遠依こら子等は者いかさまに何方爾〔〇吉備津の采女死時の歌なりさぞ妻がなげかんと云事也人丸〕〇たまも玉藻よき吉さぬき讃岐のくに國は者〇行船の楫引折て〔仙曰梶取が舟をよき方へやらんと引むくるをいふ〕

〇和名曰莪蒿〔於八木〕似二艾草一香作レ羹食レ之在二石見國一臨二死時一自傷作歌一首

柿本朝臣人麻呂

かもやま鴨山のいはね磐根し之まける卷有われ吾を手かも鴨しらず不知と等いも妹が之まち待つゝ乍あらん將有

〔徹書記物語云三月十八日は人丸忌日にて昔は和歌所にて毎月十八日は歌會有しと云々年號可尋之〇いはねしまける岩根にふしたるにや此歌拾遺集にはいもやまのいはねにおける我をかもしらすていもがと有り　石州石見有人丸墓〕

卷第三

雜歌

一首　辨基（或云春日藏首老之法師名也）

まつちやま亦打山ゆふ暮こへ越ゆき行て而いほさき盧前の乃すみたがはら角田河原に爾ひとり獨か可も毛ねん將宿

暮春幸芳野離宮時奉勅作歌一首并短歌　中納言　大伴卿（諱旅人）

みよしの見吉野の之よしの芳野の乃みや宮は者やま山か可ら良し志たふとかるらし貴有師なが永か可ら良し志いさぎよからし清有師あめつち天地と與ながく長ひさしき久よろづよ萬代に爾かはらず不改あらん將有みゆき行幸せし之みや宮

（山からし　山からにて貴くあるらんの心也らしといふ詞を重ねて珍らしき詞つゞきなり）　反歌略

○石花海（富士山のいぬゐに侍る水うみ也　見安云石花二字を一字によむ也　笠朝臣金村詠不盡山短歌の語也）

詠不盡山歌

反歌　笠朝臣金村

ふじのね不盡嶺に爾ふり零をく置ゆき雪は者みなつき六月のもち十五日にけぬれは消者その其よ夜ふり布里け家り里

罷レ宴歌　山上憶良臣

をくら憶良ら等は者いま今は者まからん將罷こ子なくらん將哭その其かの彼はゝ母も毛われ吾を乎またん將待そ曾

〔心敬僧都の私語には此歌日暮たりいさ歸なん子鳴らん其子の母も我を待らん貫之萬葉の秀歌とかけり定家卿もあまりなる事とまで申給へり〕

讃(ホムル)レ酒歌十三首　　大宰帥大伴〔旅人卿也〕

しるし驗なき無ものを物を乎おもはず不念は者ひとつき一坏の乃にごれる濁さけ酒を乎のむべく可飲あ有ら良し師

〔見安云一坏は一盃の心也濁酒は忘憂物也と古よりいへは思ひてしるしもなきものを思はい徳ある物ならばと也〕

さなのな酒名を乎ひじり聖と跡おほせし負師〔[illegible]仙おひし〕いにしへ古昔のおほき大ひじり聖の之こと言の乃よろし宜さ左

いにしへ古の之なゝのかしこき七賢ひと人どたち等もも乇ほり(イほしがる)する欲爲もの物は者さけ酒にし西ある有ら良し師

かしこし賢と跡もの物いふ言より從は者さけ酒のみ飲て而ゑひ醉なき哭する爲し師まさり益てある有ら良し之

いはんすべ將言爲便せんすべ將爲便しらず不知きはまり極てかし(イたふとき)こき貴もの物は者さけ酒にし西ある有ら良し之

なか〳〵中々に爾ひと人と跡あらず不有は者さかつぼ酒壷に二なり成にて而し師かも鴨さけ酒に二しみ染なん甞

あな痛みにく醜さかしら賢きを乎す爲と跡さけ酒のまで不飲(ノマヌ)ひと人を乎にら(イにくむ)む熟見は者さる猿に二かも鴨にる似

〔さかしらをすとはかしこだてをするなり〕

あたひ價なき無たから寳と跡いふ言と十も方ひとつき一坏の乃こごれる濁さけ酒に爾あに豈まさら益め目や八

〔無價寳珠　法花經の五百弟子受記品にあり〕

よる夜ひかる光たま玉と跡いふ言と十も方さけ酒のみ飮て而こゝろ情を乎やる遣に爾あに豈しか若め目や八も方

よのなか世間の之あそび遊のみち道に爾ましらはゝ治者ゑひ醉なき泣する爲に爾ありぬべか可有ら良し師

いまのよ今世に爾たのしく樂あら有ば者こんよ來世には者むし蟲に爾とり鳥に爾も毛われ吾は羽なり成な奈ん武

いけるひと生者つひ遂にも毛しぬる死もの物に爾あれ有ば者このよ今世なる在ま間は者たのしく樂を乎あれ有な名

たゞに獸然ゐ居て而さかしら賢良する爲は者さけのみ飮酒て而ゑひ醉なき泣する爲に爾なほ尙しかず不如けり來

梅歌二首　藤原朝臣八束

いも妹がいへ家に爾さきたる開有うめ梅の之いつもいつも何時毛々々々なりなん將成とき時に爾こと事は者さだめん將定

いも妹がいへ家に爾さきたる開有はな花の之うめ梅のはな花み實にし之なり成な名ば者かもかく左右もせん將爲

挽歌

過ニ勝鹿眞間娘子墓ニ時作歌一首并短歌〔東俗語云可豆思賀能麻末氏胡〕

山邊宿禰　赤人

いにしへ古昔にあり有け家ん武ひと人の之しづはた倭父幡の乃おび帶とき解かへ替て而ふせや盧屋たて立つま妻とひ問し爲け家ん武かつしか勝牡鹿の乃まゝ眞間の之てこな手兒名が之おきつき奥槨を手こゝ此間と登は波きけ聞ど杼まき眞木のは葉や茂しげく茂ある有ら良ん武まつ松が之ね根や也とをく遠ひさし久きすこと言のみ耳も毛な名のみ耳も毛われ吾は者わすられなくに不所忘

反歌

われ吾も毛み見つ都ひと人に爾も毛つげん將告かつしか勝牡鹿の之まゝ間々の能てこな手兒名が之おきつき奥津城どころ處

かつしか勝牡鹿の之まゝ眞々の乃いりえ入江に爾うち打なびく靡たまも玉藻かり刈けん兼てこな手兒名し志ぞ所おもふ念

悲ニ傷膳部(カシハテノ)王ヲ歌一首

作　者　不　詳

よのなか世間は者むなしき空もの物と跡あらん將有と登ぞ曾この此てる照つき月は者みち滿かけ闕し爲け家る流

還入故鄕家即作歌三首〔任にゆきて妻みまかりてかへりし歌なり〕

ひと人も毛なき奈吉むなしき空いへ家は者くさまくら草枕たび旅に爾まさり益て而くるし辛苦かり有け家り里

いもとして與妹爲而ふたり二人つくり作し之わが吾やま山齋は者こだかく木高しげく繁なり成にけ家る留

かも鴨

わきもこ吾妹子がこうへ植し之うめのき梅樹みるごと毎見にこゝろ情むせ咽つゝ都追なみだ涕し之ながる流

〇大和小學抄

一扇の芝は源三位頼政が切腹の地也〔中略〕名將物語に、三位最期に郎等に我首を汝がくびにかけて、いづくにてもおもく覺へぬる所にかくしおさめよと申付けり、自害の後郎等其首をかけて東に行しかんづふさの古我にしばらく休み、又ゆかんとせしにおもくしてあげがたかりしにこそ、三位の言を思ひ出て其地に葬り侍るといへり、近頃我古我を過るとて城門の番士に此事をたづねければ、今城普の中に其跡ありと申き。

一馮貞白が五書の中の質言に、儒のしなおほくありとて書ける、腐儒草儒曲儒浪儒鞭賈粒儒鼬儒狂儒近儒覇儒逸儒猴儒眞儒也とぞ、韓詩外傳にも俗儒雅儒大儒ありと云り、世間儒といふものかずもしらず、このしなの中にていづれにてかあるらん、目たかき人よく〳〵見別べし。

一太平記の龍馬進奏の事洞院相國面諛のこと口惜しからずや、穆王渡天慈童菊水等みななきことのつくりこと也、藤房逆耳の事よろし、其のちうちつゞきいさめられしかども、御許容なかりしかば、遁世して北山の岩藏にて僧となれり。

〇東野州手紙

東野州常緣書　播州高砂井澤氏所持也

先日は得御意大慶此事也仍いつぞや一覽申候伊勢物語注本少々望に存候何とぞ御才覺賴申候以上
次てながら

世は廣し花の外ふけ春の風　　常縁

三月五日　　野州ゟ

本鄕主膳殿

○みつがひとつ

さつきついたち、大屋氏にいざなはれて、何がしの國の守〔水藩〕のみそのをみそかにうかゞひ侍りぬ、つとめてかのみたちなる〔小石川〕しりへの門〔裏門〕にいたれば、高橋氏いで迎へり、やがてみそのにさし入べき口にいたりて、あないの人をたのみていし橋をわたり、池の汀にいでかへりみ見れば、瀧おとし石はしらせていとおもしろし、かけひの水のかけ樣にて、素麵を引はへたるやうにみなぎり落つ、よりて素麵のたきといふとなん、猪坂をこえゆけば、まろき柱にあしの小やふきしてこしかけだつものあり、まろ屋といへるとぞ、そのほとりに八はたの宮あり、唐木つくりにほり物していとたうとし、石ばしをわたりて山をひだりみぎりにとりてこえゆけば、さきの石ばしより左にみえたる河原にいたる、くすのきの大きなるいしになりたるが、七尺ばかりの屛風をたてたるがごとくそばだてり、屛風岩といふ、かはらの邊には蛇籠といふ物をふせ水はあさくて底をみるべし、底にはさゝやかなるいさごをしき、少し大きやかなるをば黃初平が羊にはあらかで、のこまだらにあらけをきて、大井川の流をうつせり、かたへの石のたゝずまひもみなひとかどあらずといふ事なく、たてける人の心も思ひやられ侍り、〔俊賴歌いしはたゞたゝきて人の心までひとかどありとみへもするかな〕むかし德大寺左兵衞とかいへる人、このみたちにありて、庭つくりのたくみなりしとぞ、かれは德大寺家のながれなりしが庶人となれるなりと高橋氏かたりき、まことや大井川の中にわらふた〔圓坐〕の大きさして竹もてかこひたる石あり、三つぎの將軍家のいこはせ給ふ所なりとぞ、やり水のめいぼく

さこそとそのときの事まで思ひ出らる、池の中島には辨天の宮居木たちふかくみえたり、竹生島をうつせり、舟にてわたるときけばくはしくもしらず、右のかたに長きつゝみあり、池の中にさしいで石橋をかく、西湖のつゝみみる心地してかぎりなきとつ國へもまよひきぬるかとあやしまる、一つのおまし所あり、あないの人戸をひらきてみす、そのひろきみまよまもありぬべし、天井は井桁のごとくにくみたれど、梲にゑがけるたくみをもつくさず、ふすまは花鳥のたぐひなるべし、さだかにも覺へ侍らず、すえものゝ釘かくしゝたる承塵の上に、夕顔の心地よげにはひひろごれるかたかきたり、涵德といへる文字かゝげて、そのことのよししるせる文あり、寛永のとしはじめの國の守〔威公〕のいとなみ給へる所なりとぞ、その文は享保甲辰のとし大内記林信篤かきつ、一間をあくれば板敷にて中に圍爐あり、いやしき山賤の眞柴折たく風情をしたはせ給へるにやとかたじけなし、まへは池にのぞみて芝生のむしろをしきたらんやうなるに、そこばくの櫻をうえさせ給ふ、過にし春のさかり思ひやるべし、ゆき〳〵て四阿（アヅマヤ）あり、木にてきざめる西上人のかたちたゝせ給ふ〔此西行の事舜水文集、後樂園賦にも見ゆ〕御陰といへる額をかゝぐ、そのわたりみな紅葉をうえたり、その川の名をたつ田川といふ、かつらのきの大きなるが三もとばかり岸にのぞみてたてり、わらはべの木の皮を削りとるを戒めて、竹のすをもて根を包めり、みちみきだよきだにくじけて山路に入にしゆろの木いくらとなくみだれあひたり、ならはしにしゆろ山といふ、このわたりに小廬山とかやいへる所ありとぞ、今は破れてなしなどかたる、次第につまさき上りといふ物に足引の山路をよぢのぼり、ひとつのたいらかなる所にいたる、この山のいたゝきなるべし、白雲天といふめる、これより四方はるかにみわたさるといふ、けさは夏ながら霞にきりのちゑたちこめてさだかにもみえわかず、さゝやかなるみちを下りてみれば唐門ありてとざせり、おづ〳〵かきの内をうかゞひ見るに、つねのおまし所ちかしとか

や、いけの水たいらかにして汀の草をひたせり、かきのこなたはつぼ馬場なり、わかうどの馬と〻のふる聲はるかにきこゆ、いなりの宮を左に又いけのほとりに出ればあやしき木あり、葉は杉のごとくなるが、御柳のごとくしだれたり、ぼろ杉といへるもの也とぞ、大きなるびやくしんといへる木ふたもと連理のごとくならびたてり、それより芝原をゆくに松そこ〻にたてり、峯の松原といふ、ひとむら竹の中に杉はやしをかけたるわらぶきの屋根に竹林といふ額あり、きみのわたらせ給ふ時には女かたむれゐて壚にあたり酒うるもの〻まねびして、みさかなに何よけんなどたはふれあへるとぞ、そのまへに石をた〻みてくぼかなる所あり、不老井(水か)とて地をほりていづみにいたれるなりとぞ、池のほとりはかきつばたこもなど生じけり、亭あり仰きて額をみれば朽たる木に青貝をもて高く文字をちりばめたり、琴畫亭といへる三字と水作琴中趣山疑畫裏看といへる二句とを八分にかけり、何人の筆なる事をしらず、墨華堂といへる印ありき、その亭のうしろに庭あり、みはしのもとに蘭をうへらる、かはらをうづめてこれをかこふ、右の方に庭籠あり、きんけい、はくかんなどみもなれぬから鳥をやしなはせ給ふ、鶴こそ人とをく水草きよき所にあるべきを、けちかきみぎはに竹もていかきせし中にはなちかひ給ふが、足かゞめはねうちかはしなど千とせもよばふすがたなるべし、そこをいで〻もとの道をとり、たりかき山にのぼる、八角につくれる宮柱ふとしくたてり、戸の上に八卦のかたちをきざみてその方位を正せりとみゆ、さぬきの國のこんひらの靈を祭れり、けはしき石坂ありあたご坂といふ、坂のかたえに高さ六尺ばかりみかげの石ぶみたてり、おもてに文字なし、うらに大きなる虹のはしのごときかたあり、いかなる物ともしらず、小町の塔となんいひ傳ふといふ、こんひらのまへより廊下はしを過て弓ゐるにはにいたる、あづちをつくれり、かたへにわらぶきあり、陶成處といへる篆字の額かけたり、今の君のか〻せ給へるともいひ侍り、すえものつくらせ給ふ事をこのませ給へれ

ばこゝにてやかせ給ふなるべし、まへのまがきは皆きくなり、南陽などいへる銘もみへ侍り、すべて廊下はしより西北の方はみないなかびたるけしきしてわらやなどあり、むぎの秋風たちとも覺へず、みくにより農人をめしよせられてなりはひのかたきをみそなはさせ給ふとなん、はじめわたりてさながらみそのゝ内のはしにかへり、こんひらの宮居のまへを過てゆけば、いしのそり橋あり、たいこばしと人よび侍るよし、舜水先生の差圖にしてもろこし橋のかたなりとかや、このはしよりは又はじめいりたるみそのゝ口にいでゝ、はじめて、桃源の洞の中をいでし心地す、すべてこのみそのは後樂園とて何がしのかける記あり、かさねてみすべきよし宮橋氏いへり、これは心に覺へ目にとゞめし事をみつがひとつかいつけ侍るなり、もとより人にみすべきものならねばとまれかくまれ

山々の禮はさつきのいさつきしついたち入てみそのふの内

例のざれことにて高橋氏にむくひ侍りき、また

名園聊寓目　行樂滿林丘　借問三山境　何如萬戸侯

天明四年甲辰のとしさつきふつか雨ふる日しるす。　南畝

〇遊女三浦屋高尾ふみ

けさの御わかれなみのうへの御歸路御やかたの御しゆびいかゞ御あんじ申候わすれねばこそおもひ出さずかしく　高尾

千里さま

〇海道記抄

一猶此干潟を行ば小蟹ども己が穴々より出てうごめきあそぶ、人馬のあしにあはてゝ横におどり、平さまに走て己があな〳〵へ迯入るをみれば、足の下にふまれて死べきは外なる穴へ走て命いき、外

に恐なきは足の下なる穴へ走來て踏れて死ぬ。憐むべし煩惱は家の犬のみにあらず、雲着は濱の蟹ふかき事を、是をみてはかなく思ふ我にかしこしやいなや、生死の家に着する心はかにゝもまさりてはかなきものか

誰もいかに見るめ哀れとよる波の漂ふ浦に迷ひきにけり

一清見關屋のへんに布たゝみといふ所あり、むかしせきもりの布をとりたるが、つもりて石になりたるといへり

吹よせよ淸み浦風忘れ貝ひらふなごりのなにしおはゞや

○ねりもの

祇園町ねり物番付に邌物（ネリモノ）とかけり、余邌の字をしらず、後韵會をみるに邌說文徐从也辵黎聲廣韵徐行貌ねりとよめるもむべ也。

○今上御諱

今上〔裕宮（サチノ）　御諱兼仁（トモ）〕

仙洞〔後桃園院御姉　緋宮（アケノ）御諱智子〕

女院　恭禮門院　開明門院　靑綺門院　淸化門院　〔新女院近衛殿ヨリ入内〕

○將軍家贈官宣命

天明六年丙午九月八日十つぎの將軍家〔俊明院殿〕薨御の時

天皇我詔旨良万止故征夷大將軍右大臣正二位源朝臣家―爾詔倍止勅命乎聞食止宣布身波安危乃寄乎荷氐德望殊爾高久資波文武乃事乎備氐威名偏久敷介利偏干城乃重任乎受氐專寰宇乃至治乎致勢利允惟將家乃偉器爾志閫外乃酋帥多利然爾疾疢爾侵氐左禮遽爾氐止志薨奴故是以太政大臣正一位爾上賜比贈給布天皇我御

命乎聞食止宜

天明六年九月廿二日

○白鴈

天明七年丁未正月尾州鎌島佐藤周平より申來候書中に

去冬は朔旦冬至にて　禁中御節會等四百年前之舊禮式被爲行殊之外美々敷御事とも御座候由去十二月の始大佛　妙法院宮樣御境内に白鴈飛來候由　宮樣御家中へ被仰付生取に相成　禁中へ御獻上被遊候由白鴈出候は古より甚吉瑞と申來候扨々珍敷御事に御座候　今上には殊之外御學問御好被遊御堂上方御一統に學問大に流行之御沙汰に御座候去年は　禁中殊之外御模樣等改り種々之美事ども勃起上下とも文學第一之御事に御座候〔下略〕

○荒木田守武孫

荒木田守武後は內宮一の神主〔長官といふ〕薗田神主誹諧も出來申候藏齋と號す誹諧華下亭と標して居候守武は紹巴門人のよしはいかいの花の下と申候由其餘には神風館といふ株ありて桃靑が句集に足代民部の息弘氏に逢て

梅の木に猶やどり木や梅の花〔とあり民部の子孫只今神風館と名乘る〕

足代將太夫〔度會權禰宜〕弘臣とて舊年の知己なりと、勢州四日市驛長西村庄右衞門〔馬曹〕書中に見ゆ

發句　遊ぶ子の禰しほになるや小夜時雨　弘臣

○加州木屋家財

加州河崎木屋藤右衞門同悴藤兵衞手代作右衞門都合三人天明七未年二月十八日御仕置に相成家財闕所に相成候

一有金	九萬貳千兩	一銀	六萬八千貫目
一錢	貳拾萬八千貫目	一米	貳百貳拾萬七千石
一氷砂糖	五百櫃	一白砂糖	三百櫃
一蘇枋	五百丸	一明礬	貳百七千箇
一眞綿	四千箇	一□□帝香爐	壹
一珊瑚珠玉	千計	一金銀茶道具	貳通
一金延棒	貳本	一金釆配	六本
一千五百石船	四拾艘	一千石船	同上
一鐵	六萬貫目		

右欠所に相成諸道具抱やしき田畑不殘加州へ取上候由右書付町奉行山村信濃守へ御屆有之信濃守より太田駿河守へ借用寫候事　淸水諸向吟味役諏訪氏より借得て寫置者也

右の御仕置に相成候義いかなる事と存候處此度異國の者と申合諸品買受候由依て右の通の御仕置相成候由及承候

○鈴鹿孝子傳

孝子萬吉は伊勢國鈴鹿郡坂の下宿古町の人なり、父名は市右衞門、母名は久米、家貧しければ日々街道に出て旅人の荷を運び、その賃をとりて世を渡れり、安永八年己亥三月父市右衞門身まかりぬ、萬吉歳わづかに四歳、かなしむ事甚し、近き里の人々母の年若ければ寡婦の力にて幼兒を養ひ立ん事覺束なし、後夫をいれ世を渡るべしとすゝむれども、母これをうけがはず、つねに幼兒をふところにして、麥搗稻こく業にやとはれ露の命を送りぬ、かく貧しき中に母癪の病いできてなやみがちなれば、

もてる山林も人に讓り、煙をたつるよすがもなくて暮しぬ、萬吉六歳の時ふかくこれをなげき、母の病おこる時は近隣にゆきて藥を乞て是にあたへ、もみさすりて病を扶け、扨又日々に街道に出て往還旅客の小き荷など持てその賃をとるといへども、稚ければ重き物を提挈する事あたはず、いさゝかの風呂敷包或は槍長刀など持て鈴鹿山の嶮岨を登り下れども、得る所は三錢五錢に過ず、日ごとにおこたらずかくするうちにも、いく度も家に立歸り母のきげんをうかゞひ、夕にはかの得る所の錢を集て母にあたふ、天明三年癸卯天下飢饉して五穀のあたへ貴く、尋常の農商餓死するもの多き中に、萬吉力をはげまし、半合一夕の米穀を得て母にあたへ、母食ざれば一粒もをのれ食はず、その辛勞筆紙につくしがたし、其頃やうやく近隣その孝をしるもの多し、一日東都石川何某此所を過給ひしが、萬吉が有樣をみてあはれみ給ひ、かれが家に立よりその孝心をかんじ、白銀などあたへ給ひ、同寮の方など立よりてひきでもの給ひけるに、母子よろこびあつく禮をのぶ、さて萬吉かのたまものを持てかたへの部屋へ行き半身して伏す、かれは何をするやと尋給へば、母のいふかれ父が位牌に手向て禮をいたす也と、猶感涙を催し給ひしとなん、途中にてやとひたる旅人の餅など買て萬吉にあたふれば、をのれはくはで持かへり母にあたふ、みる人感じてみな鳥目などあたへぬ、又は手習せよとて筆硯などあたへたる人も多かり、その外の事どもあげてかぞへ難し、わづかに十分の一をしるすのみ、されば萬吉が至孝をおほけなくも公に聞召及ばれ、今年天明七年丁未三月四日御奉行所にて御褒美として白銀二十枚を賜り、又母を養ふため一日米五合ヅヽ永くこれを下しおかる、實に顯揚の德たれかしたひたれか賞せざらんや。

天明四年甲辰の秋東都三橋成烈（藤右衛門大御番也）此所を過給ひて

たづねずばかけてもしらじはゝきゞの木陰の露に秋をふる身と

此歌を冷泉民部卿爲泰御覽ありて

　なでしこのこれぞまことの花の露かゝるもありとあはれにぞきく

と詠じ給ひしとなん、かの三橋成烈此歌を額にしるして萬吉が家にかゝげさせけるとぞ。

此孝子東都に來りて馬喰町馬場駿河屋甚助方に宿り居れり、予これに見へんとて行しが、其日は他に出しとてあはずやみにき。

○賴朝日記

右大將賴朝自筆の日記殘本一冊鎌倉鶴岡別當にありといふ、その摸寫本を塙撿挍〔保己一〕携來りて示す、中に建久□年八月十七日の條に

　十七日觀音尊參拜

　　前大臣殿より

　おさめますくにのさかへをみする黄金のしるしか殘すともづる

とあり、是世に所謂千羽鶴をはなせし事歟、千羽鶴の事正史にみへ侍らず、小兒の玩べる賴朝一代記〔十冊〕といへる繪草子に、建久□年八月二日とあり、何に據りて書るや、こゝに八月十七日といへる日限あれば、その頃の事とみへ侍ると、塙撿挍の話也。

○石河土州

天明七年未六月十日石河土佐守寄合より町奉行被仰付候此土佐守寶曆八寅年四月廿八日御徒頭同十一巳年三月廿一日御目付明和三戌年九月十二日京町奉行同七寅年閏六月三日御持筒頭安永四未年二月十二〔イ一〕日小普請支配同七戌年十一月組之儀に付御役御免寄合　父土佐守町奉行元文三午年二月廿八日被仰付今に至て五十年也　天明七未年八月十四日より病て實は九月十四日卒官には九月十九日卒跡役小普

請奉行より柳生主膳正九月廿七（イ六）日被仰付候也。

○熱田傳左衛門

尾州熱田大神宮の側に傳左衛門といふものあり、つねに大宮を信心して家の側に清めの茶所をたて、參宮の人に清めの湯茶を振舞、旅人に湯漬を出し困窮のものに米錢を遣すと、尾州の人物がたり也。

○五尺菖蒲

郭公なくや五尺の菖蒲草（芭蕉）誹諧師相傳へて傳授事とす、按紹巴至寶抄にいはく、夫連歌は色々むづかしきならひ御座候へども第一御作意肝要に候、いかに物をしり候ても作意なき人の連歌はふしくれだちて聞よからず候、古の人の申されしも五尺の菖蒲に水をかくるがごとく、ぬれ〳〵とさはやかに仕立べきよしに候云々、五尺の菖蒲といへることはこれらによりていひて、古今歌ほとゝぎすなくやさつきのあやめ草といへるになぞらへたるならん歟。

○しぐれのやどりかな

世にふるもさらに時雨のやどり哉（宗祇）世にふるもさらに宗祇のやどり哉（はせを）此二句人のしる所なり、按に吉野拾遺後村上院御句によゝふるもさらに時雨のやどり哉、此句人のしるものまれなり。

○ゆう付（たまくす　すさぶ）（きそひかり　しんぢゝ）

紹巴至寶抄云、ふるき連歌は只言葉の緣のみをとり付候、大かたの句共も御入候つる、唯今はゆう付とて嫌申事多候云々、又云當世嫌申ゆう付の事　一弓に本末はるをす　一煙霞霧雲にたつなびくなど付け候事　右此付やうよわく候とて嫌申候　一もとすえはるをすひくなど云句に弓を付は尤可然候　一のりに舟馬は付てよく候云々（南山木食興山上人無言抄に云宮城野に萩はよし萩に宮城野付る事嫌

也用付の事別て嫌ゆへに所々に〔按此用付と云もユウツケと云も同事か〕
同書に云たまくす竹の若葉の事なり
きそひかり百草をとる事なり〔按五月五日なり〕
すさぶ一には雨すさぶとはふる事なり、二には雨ふりすさぶはやむ事なり、同じく風すさぶとはふく事、風ふきすさぶはふきやむ事なり。
まめおとこしんぢゝの心〔按眞實なるべし〕

○腹診書

腹診書二卷堀井元仙源直茂著〔寬保二年壬戌の序あり〕嘗聞延寳天和年間京師ニ一隱醫アリ、是ニ習熟シテ始テ腹診ノ號ヲナセリ、是其濫觴也ト、然モ其源ヲ推トキハ醫家流ヨリ出テ、彼隱醫ニ至テ其譽ヲ得タル乎云々〔予細川侯醫樋口元良方にて此書を見たり〕

○飛鳥山碑篆額

飛鳥山碑文鳴島鳳卿〔道筑〕撰幷に書す、その篆額は尾張の醫者山田宗純の手書なり、今古川數馬といへる人宗純の二男也、篆書を善すと、堀口孫右衛門幽谷子の話。

○馬資

馬資　馬代の事也禮少儀云臣如致ニ金玉貨貝於君ニ則曰致ニ馬資於有司ニ

○鐵槌子

活版の本朝文粹に、鐵槌子傳あり、鐵槌子毛中人也其名曰ニハセ（破前）見へたるよし、今本無レ載按鐵槌子は陰莖の事也と、塙檢挍保己一の話也、本朝續文粹に陰車讃あり、敦光朝臣名を隱して姪水校尉高鴻撰とかけり〔享和辛酉浪花にて活版本朝文粹を得たり〕

○男橋形

男橋形(オハシカタ)　古語拾遺に見へたり、今の等葉(ハリカタ)の事也。

○かはつるみ

かはつるみ　宇治拾遺に見へたり今の手弄也。

○餅餤

餅餤　餛飩の粉に卵子を入て少し靑みをつけたるもの也、故田安黄門調せさせ給ひしと也。

○楣の字〔御作事物名〕

門楣の楣の字、御作事方にてマグサとよむ、土藏の觀音開の上の所に横たはれるものゝごとき所也と、大塚氏の話也、文選張衡西京賦雲楣クモノマグサとあり、同人に御作事方にて用る橋の名ところを問ふ、あらましを左にしるす

橋に男柱、袖柱、中男といふ柱あり

宮殿には名どころ多し屋根の上にあり、經卷と云、虹梁、象鼻、懸魚(ゲギヤウ)、蟇股(カヘルマタ)、太平柄(ツカ)、火煙を水煙と云、扠首(サス)、くゞりを踊通と書も面白し

○駿府碑

駿府御城二の丸に高七尺程の石碑あり

そのわきに竹ありと衞士某の話也

○六地藏石燈籠

淺草大川橋の西六地藏河岸に六地藏し石燈籠あり

年號みへわかずかすかに

○錫のもの

食籠錫のものなどもたせたりと消遙院殿高野詣の日記に見ゆ（拾葉集には住吉紀行とあり）田舎にては今も德利とはいはず、錫とのみいへりと塙撿挍の話なり。

○發句狂歌

繪本西川東童といへるを見侍りしに、名ある人の發句狂歌などみへ侍り、作者南嶺翁とあり、延享三年の板

志賀瑞翁〔大坂人〕

ふじの根とひとしき功をなすびなる夢をみたかととふもうれしき

福引　守武

さあとれと妹も弟も打まじり引はまことに錢のつな哉

山三郎〔中古美男也〕

よのさまをうつして舞つうたかたのよるべ定めぬわざにぞ有ける

つくばねや擬寶珠をとぶ牛若子　西鶴

花もみな紅葉にさくか凉船〔両國花火〕　其磧〔江島氏よみ本作者宗惠と云〕

梅がゝや千疊敷を箱のうち〔のぞき〕　遊女あづま〔坂上與次右衛門妻となる〕

面白くあはれに花の雛合　東嶺〔本名坂上與次右衛門攝州山本村に住す世にいふ山崎與次兵衛なり〕

能の船や兒共の船にならひ花〔なはのふ〕　關の孫六〔美濃の名鍛冶〕

秋の夜や松を尋ねん稽古琴　光琳〔緒方氏〕

織姫は婆々か娘か梶の露〔七夕〕　平安〔近松門左衛門也本國越前中比京家につかへ淨るり作者となる〕

朝比奈のもとひぬけしか蜻蛉（アキツムシ）　立圃

鳴虫の草ある方をおしへけり　祇園かぢ

袖ともにさすや扇の月の笠　そろり

禮にくる鳥はみしらぞ放生會　松花堂

○江州非人

ある人江州へ行き侍りしに一の非人村あり、其所に橋の渡りぞめありしを立止りて見侍りしに、非人頭とおぼしき者圓座に座してありけり、村のものども橋の渡りぞめの祝儀を持來る、其中より痩て色悪き男一人、茄子三つ持來て頭の前に進む、頭たるもの是を見て、汝は頃日相煩ひ居ると聞しに、何とて此茄子を持來るやと問げれば、左樣に候、永々の病氣難義仕候處に、此度橋の渡りぞめに付、頭殿へ祝儀をいたすべきよし、小頭より申渡し候ゆへ、夜前他處の畠へ往きぬすみ申候と云ふ、頭の云乞食は盗をせまじき爲也、盗をなせば乞食はせず、汝は村の住居はなるまじきと云て、小頭を召てかれが快氣次第村を拂ふべし、病氣の內は番を致すべしといひわたしけるとかや(下略)石田勘平都鄙問答に見へたり。

○二乘根性

西谷名目云、今世間人思ニ我事ニ不レ思ニ他人事ニ云ニ二乘根性ニ今聲聞根性といふ。

○也有句

尾州也有翁の句に

おもしろの雪の蹴揚や小挑灯

初霜やたがおくられし下駄の跡

○みなし栗抄

虚栗（みなしくり）のうちに

嚼古人貧交行之詩吐而戲序

翻手作雲覆手雨。紛々俳句何須數。世不見宗鑑貧時交。此道今人棄如土。

木枯しと世に拾はれぬみなし栗　晋其角撰

髭隱るやと薭もかさす藪柑子　杉風

在原寺にて

美男村の柳はむかしを泣せけり　鼓角

昭君の柳をさんや塘かな　才丸

さん屋吟行

詩（カラウタ）を加賀にやはらぐ蛙かな

（加賀は加太夫節宇治加賀掾上るりなり）

蚊をやくや褒似が閨の私語（サヽメコト）　其角

梶の葉に小歌かくとて

我や來ぬひと夜よし原天の川　嵐雪

名とりの衣のおもてみよ葛　其角

山城の吉彌結に松もこそ　其角

菱川やうの吾妻俤　嵐雪

朝な〳〵に咲かへてさかり久しきとある御歌を感じて

あさがほは仙洞樣を命かな　其角

遊心寺の高雄が廟

哀しる霜に石を粧ふ蔦の裾　　才　丸

三夕

西行

秋は此法師すがたの夕哉　　宗　固

定家

舟あぶるとまやの秋の夕哉　　嵐　雪

寂蓮

和歌骨槇立山夕哉　　其　角

手づから雨のわひ笠をはりて

世にふるもきらに宗祇のやどり哉　　芭　蕉

時雨するかけ菜を軒の僧都かな　　藤　匂

夢よりかみはてぬ芝居村時雨　　其　角

跋に天和三癸亥年仲夏日芭蕉洞桃青鼓舞書とあり

續みなし栗のうちに

遊大音寺

梅がゝや乞食の家ものぞかるゝ　　其　角

ふるきをしたふ中にりうたつが小うた見出て

獨も行ふたりも行候花の山　　文　鱗

あと先に身を木隱やつゝじ賣　　沾　荷

春もはや山吹しろく苣苦し　素堂
　四月八日母の身まかりけるに
身にとりて衣がへうき卯月哉　其角
　初七の夜いねかねたりしに
夢に來る母をかへすか郭公　其角
　端午三七日にあへりければ
我數かふとうらやむわらへ哉　其角
　草庵の急雨
夕立に家流したる乞食哉　巴風
うれゝねや揚屋に似だる土用干　其角
　或人所持のたんざくに
何もなし我頭陀袋夏祓　澤庵
日もくれぬはや舟にのれ男七夕　風虎
　遊女ときは身まかりけるをいたみて久しくあひしれりける人に申侍る
露烟此世の外の身うけ哉　去來
　遊女の酒もりけるに
いさや禿待乳のかたの萩からん　文鱗
　月下獨酌
月見ばや紫式部妻にして　蚊足
月滿て欄干うごく今宵哉　由之

宗鑑が彌三郎のとき貞室が産左衛門のむかし影に對して三人の曲

古袴月に舞ふ我を今宵哉　文鱗

（按山崎宗鑑俗名志那彌三郎）

我袖の蔦や浮世の村時雨　遊女薄雲

夜坐

何となく冬夜隣をきかれけり　其角

門さして世間は寒しむづかしゝ　蚊足

漫成五倫　其角

君臣有義

家の子等けふを忘るなとし忘れ

父子有親

鈍汁や憎きよめには猶くれし

夫婦有別

鉢たゝきめおと出ぬも哀なり

長幼有序

袴着は娘の子にもはかま哉

朋友有信

君と我爐に手を返すしかなかれ

貞丁卯享霜月仲三日とあり〔四年なり〕

○持氏墓

武州崎玉郡龍興寺より鎌倉管領持氏の墓をほり出せしといふ、時に天明七のとし冬の事なり、くはしく聞て跡に書つぐへし。

○眞淵歌

おもかげを花にかすめてたどる哉一夜の夢の春のあけぼの

右は賀茂眞淵後朝の心をよめる歌也十千亭

○宗固歌

萩原宗固翁歌とて

樂しまんきのふは過つあすしらずけふの一日を心静に

○求龍說

懿哉龍之於蟲魚也。猶麒麟之於走獸。鳳凰之於飛鳥。泰山之於丘垤。河海之於行潦也。而其爲形也。鴻洞輪碩。豐盈修長。目如電。舌如劍。腹如玳瑁。鱗如列星。而望之。或如虹霓之垂。或如朝日之陽。或如煙雲。或如山岳。驤首而一躍。則雲霧咸集。風波忽起。鱣鮪於是乎奔走。黿鼉於是乎伏藏。猗懿大哉。龍之爲物也。可謂盛且大也。予欲見眞龍者。有年于此。然而未知其處也。或語予曰。某州某山之陰有潛龍焉。予聞之大喜。不覺起而躍者三焉。將行而見之。既而予自以爲龍之爲物也。顯隱屈伸。變化無極。小則隱於指甲。大則蟠於天地。上之則薄於日月。下之則潛於九淵。乍飛乍潛。知幾察微。能應其時也。猗龍之爲物也。可謂天下之至靈也。予今雖欲見龍。而龍若或不見。必蟠泥中沈深淵。避而不見也必矣。苟如是耶。假令予行以求之。亦復何益。予於是仰天長嘆曰。嗚呼眞龍之難見。何其若是也。初予欲見之。而不知其處也。今也雖知其處。而不可得見。而其行乎。龍不見予。其不行乎。予

不見龍。予將終不得見之乎。予又自解曰。昔者葉公好畫龍。眞龍遂來而窺葉公。蓋葉公者徒好畫龍。而眞龍窺之。況予實求見眞龍者乎。彼窺予也亦不可疑也。若其求之。心不誠實也。雖行而求之。彼避而不見予也。亦不可疑也。又何不求彼于此。而徒求此于彼乎。遂不果行。而求之心愈切也。

天明丁未秋月

右求龍說白河侯著述之由桑原隆朝より

天明七年丁未十月廿日

村尾祐識

○三代實錄假名

三代實錄の中に假名のおかしきを抄出す

以爲(オモホサク)　拜(メサレ)ニ右大臣ニ　自餘(コレヨリホカノ)　朝堂(ミカド)　諱(タヽノミナ)　歲在庚午(トシナミカノエムマノトシ)　鰥寡孤獨不レ能ニ自存(ミロタラフ)ニ　鍛冶(カムシ)

奏可(マウスニユルサレス)　二屯(モチ)(綿也)　屈(ツツシミマセ)ニ名僧十口(ウブスナ)ニ　鹵簿(ミユキノ)次第　隨從(ミトモノ)次第　有年(トシウレ)　鴨水(カハ)　風俗(クニワザ)

歌舞　自然(ヲノヅ)麿　藏氷厚薄(ヒノタメシ)　木居

○日野亞相資枝卿御書簡「天明七年丁未八月大御番加々美三四郎殿へ返翰也」

貴狀拜見候秋冷候得共彌御平安奉賀候賢息無御障御暮珍重存候御詠草加墨返進候共御地せいひつニ成候よし目出度存候此御地彌御靜謐ニ而候近年凶作ニ付諸神社へ御祈禱之由感心仕候共御地當時之振合相違之由歌稽古會も御遠慮之由御尤存候乍併何レ之道ニ而も本體をわすれず淫と申候て□道には不限候儒佛神文武ともに淫してかたより候を古今嫌候松平越中守は資枝甚近き緣者ニ候則親父不工頭は資枝甥にて候越中守資枝歌道門弟にて候殊やすらかでよくきこゆる歌よみに候へば故内府大敎訓などもつたへ候家中の者どもの歌もてんさくいたし遣候學者にて風雅人にて候一體よくものを覺悟せられ候

人と被存候間柄殊門弟にて候へば心安一兩月には必一度宛詠草等の文通も無隔意いたし候當春親父木工頭六十賀も出題堂上歌はかさね被賴候て三十枚ばかり取かさね遣候ずんと正直成人と察候歌も氣高になくと少々稽古せられ候て得道あるべき歌柄に候此義繁多にて不精に御座候義と被存候縱は歌不精にても正直を守られ候はゝ則當世之歌人にて候每々申入候通忠孝より外歌道はなく候へば此人御用にたゝれ候事於資枝も畏存候義ニ候貴公にも歌會など御遠慮には及間敷候それとも中庸を用られず甚事御座候はゞとがめも有べく候資枝など歌よみ候も本心はかくし藝の心にて候そこね冠やぶれ裝束着用いたし走り廻り候事公家の役にて候歌は我國の道ことに資枝實父光榮公にも候へば出精いたし末々御用にも立候へば忠義と存候事にて候兎に角に世間より目立候やう出精いたし當世の人のしらぬ事を歌によみなと致し候て物知自慢是道のさまたげに候乍序是又御免可被下候也

八月十六日　　資　枝

三四郎殿へ御答

尙々賢息御方へも宜御申入賴存候以□津大宮司內々申入候事此節さためて御承知とぞんじ候也

〇廣澤名

廣澤翁はしめの名は辻辨庵、儒醫也。

〇緒方光琳

緒方光琳圓印に方祝といふ字あり。畫に名あり、其弟緒方深省逃禪といふ圓印あり、別號乾山、世に所謂乾山燒といへる陶器は此人の製なり、嵯峨に住居せしよし、兄弟ともに奇士といふべし。

〇雪山人

雪山人もとは肥後侯の家臣にて世に北島三立と稱す、食祿五百石、故ありて肥後を去りて肥前長崎に住し、華人の書を學び書法を得たり、印に花谿閒人亦蘭隱とあり、東都に來て靑山海藏寺に寓す、それより浮世小路にて書を敎へしが、天資放誕にして弟子わづかに六人ありしといふ、其一人は細井廣澤翁也、その家財を從者にゆづりて乞食をなす事しばしの間にして、またもとの家にかへれりといふ人々書を乞求れば一切に書ことゝなし、人其故を知りて、雪山人の往來すべき市中のみせ先に手習をして居れば、則來て立どまりみる事久し、技癢にたへずしてみづから數紙を書てあたふ、その奇かくのごとし、天間獨立は隱元禪師の書記なり、雪山とゝもに書を學びしが、其及ばざる事をなげきて、われは獨立なり、雪山は三立なり、もとより二立たらず、わが及ばざるもむべなりと滑稽せしとかや。

○古書畫

淺草鳥越に伊勢屋源右衞門といへるもの古書畫を愛し、多くおさめ置るときゝて、そのゆかりある飯田町萬屋何某とともに春の日のうらゝかなる頃行見侍りしに、元の王元章が孔子の像、古法眼元信が普化禪師像、雪舟が釋迦像などいづれも大幅なり、晦菴朱子の横幅の詩まことと眞蹟といふべし。

白鶴高飛不逐群。稽康琴酒飽昭文。此身未有栖歸處。天下人間一片雲。　晦菴朱熹

其外宋元明書畫などかぞふるにいとまあらず、此方の書畫ども多き中に、雪山人の書を多くたくはへたり、六枚屛風たけのもの數十紙あり、予に一枚おくれり、飛觴といへる文字なり、時に天明八のとしきさらぎ廿九日の事なりけらし。

○清狂百椿

尾州名古屋に清狂百椿といへる奇書をかくものあり、俗名はやすりや淸兵衞、又東甫といへる書人あり、本名内藤傳左衞門、尾州大御番なり。

○肥前地名

肥前地名詩に入べきもの、天山、錦浦、蛟江、福母山、黒髪山、玉女山、龍王、双子山、白河、玉島蓮池、松島、鹿茸などなりと、佐嘉儒官石井鶴山の話なり。

○佐川田喜六和文

友人十千亭の主人佐川田喜六がかけるものをうつせるとてもて來りて見す「喜六は永井信濃守尚政の臣なり號懸壺居士薪里默々寺に居れり」

蘋齋詞人者予耐久也以故寓止有年于茲矣今春餘寒花較遲之節歸東關卒賦一拙偈以□厥行色云笑擲

別人易又遇人難。欲送欲留心兩般。洛下縱然背春去。士峰殘雪作花看。

世にたづさはる身は心にまかせぬものにて都の春に四か二の年住なれし家をもすてゝ關のひがしへ旅立なんとする日けふあすのほどにて花のなごり人のわかれ心あはたゞしきおりしも、江月禪師われになごりあるみこゝろをあらはし給へるこがねのおほんことば玉をつらぬるからうたみてをくだしてをくりたまへるおほんいつくしみ山ならんか海ならんかむくはんよすがなさにいたづらにやみなんもほいなければむばらからたちにことならぬやまと歌たてまつりぬたうとき韻をおはりにをきぬそのおそれすくなきにあらずとまれかうまれうちにうごく心のほかにあらはれたるとのみおぼしやりつみゆるし給はゞはやく丙丁わらはにとらせたまへとあふぎいふならし

昌俊再拜

九重の花にのこしてわかるればこゝろなき身のなにをかは看む

○孝女りん

尾州清須に孝女あり、名はりん、父老て耄れたるによくつかてその心のごとくせざる事なし、ある夜更て溫飩を食はん事をこひしに、夜中あたりのうんどんやみにみづからゆきてその事をなげきしかばその志の切なるにめでゝ調じてあたへしとなん、餘はこれにておしてしるべし、家貧ければ賃縫などして養へりとぞ、一度外へ嫁せしかども不緣にてかへりしかば、つゐに家を守りて父をやしなふ、みだりがはしき事少もなし、ことし天明八年より五六年前、君侯の御耳に達し、青銅三十貫文下し賜りしと、尾藩の新番頭鈴木十右衛門家來高木總吉の物語也「追て聞くに當主亜相公りんが織たる布をもて御鷹野のはんてんにあそばしめされけるとなん」

○大石内藏助良雄がふみ

いよ〳〵御そくさいのよしおり〳〵十内どのへたよりうけ給はりちんちやうに存候こゝもと十内どの彌御無事に拙者相宿にて晝夜御心安くもふしだん〳〵大慶にそんじ候少もわづらはしき事御ざなく候まゝ御氣づかひ被成まじく候さぞ〳〵日々の御案じと御しんでいのほどおしはかり參らせ候御噂のみ申事に御座候爰許へ下り候てもぞんしの外のなが逗留にてこまり申候しかしながらこの方首尾一だんとよろしくかねてそのもとにてとなへ參らせ候とはかくべつの違ひ大慶の事に候やがてのうちしゆびよくらちあき可申候まつたく今までの首尾も殘る所なく候まゝ御安堵可被下候もはやまもこれある間敷まへ〳〵もふすごとく十内との御一家大ぜい御そろひこの度忠死の事まことに以御深切の御こゝろざし後代までの御外聞とさて〳〵御浦山しき御事にてわれら一家とも大こしぬけどもにて我等父子同苗とては瀨左衛門一人ばかりにてめんぼくなき事共に候家來孫右衛門事去三日立退候元來かろきものゝ事に候へ共われら外聞ともそんじ悅申候處不屆至極に存候しかし高きもいやしきもめづらしからぬこの一事にて候先可申進を幸右衛門どの源吾どの其外も御無事ずいぶんすくやかなる事共に候まゝ御

氣づかひあるまじく候しだいにをしつめ申候へ共いつとしの暮とも來る春るともさらにわきまへずうか〳〵と月日を送りこのほど鳥追など參り候てことしのくれとはおどろき〳〵さても〳〵おかしきわれの身のさまと十內どのともわらい申候在京のうちはたび〳〵まいりお目にかゝり御ちそうになり申候もむかしの夢の心地と存候よほどるなじみ候ゆへかともすれば都の事のみもふしいだしなつかしく殘多うちより笑ふ事に候此たびいとま遣し申候兩人のもの共むかし鬼王團三郎同事におもはれわらひ申候兩人事此せつまで無恙晝夜身をおしまず相つとめ候こゝろざしのほど淺からず過分の事共にて候かろきものどもにて候へとも孫右衞門とは雲泥のちがひ用にも立可申もの共とひとしほ不便に存候左六立寄可申とうけたまはり候ゆへ十內どの御無事のよし申進度又は御いとま乞のため旁かくのごとくに御座候もはや御返事被下候事御無用にそんじ候かしく

十二月十日　　大いしくらの介

十內殿

御內儀さま

人〳〵

尙々せつかく御ぶじに御しのぎ可被成候十內殿事御氣遣ひ被成まじく候晝夜うちより酒などたべ候てその日をたのしみかえつておもしろく存候なほ左六くわしう可申候以上

義士のうち小野寺十內秀和は東崖の門人也、是は大石良雄十內が妻におくれる書簡なりとぞ、飯田町萬屋の主來り示す。

〇柴野彥助詩

天明八年正月阿波儒官柴邦彥〔稱彥助〕御儒者被仰付候二百石

將赴幕〔府カ〕別京城諸友　　柴　邦　彥

知足聖所與。大易□□□。維我山澤癯。孫貧久零丁。賢侯容愚拙。祿養代躬耕。名雖在仕籍。跡仍鴻冥冥。八月西江月。二月東山櫻。所悔弄柔翰。傳□播虛名。忽被鶴書辟。既已嘆弱翎。詩書雖宿好。大義非所明。豈有經濟略。可以福蒼生。衰骨惟有皮。何以勝簪纓。嚴冬十二月。烈烈北風鳴。官吏相督促。扶病上長程。飛雪湖上來。林壑氷崢嶸。稅駕復何處。揮淚別親朋。

右は青山耆山上人のもとにうつし侍る三四字闕未詳。

○板倉內膳正ふみ

板倉內膳正殿島原の陣中より石谷十藏どのへをこせ給ふ文

去年之元日は於江城縮烏帽子之緒今年今日は於島原之城縮甲之緒候一首有氣候得共急戰死中候何事替行世習今更候可祝

正月元日

○澤庵法語

澤庵和尙法語にいはく、飯は何のために喰ふものぞ、ひだるきやめんためにくふものか、ひだるき事なくばくはでいらざるものか、さうかさて候しかるにそへものなくては飯はくはれぬとみな人のいふぞ僻事なる、ひとゑにひだるきやめんためのはかりごと也、役にくふめしにはあらず、そへものなくて飯のくはれぬはいまだ飢の來らざるるなり、うへ來らずは一生もくはであらん、もしうゑきたらばその時において糟糠をもゑらぶべからず、況やめしにおいておや、なにのそへものかいらん、受食如服藥せよとほとけも遺敎し給しなり、衣類も亦かくのごとし、人は衣食住の三にこそ一生をくるしむ

れ、此心あるよりわれは三つのくるしみうすし、これは我反古書のうちなり、練金法印のかけとあるほどに書ものなり。

此二書とも飯田町萬屋助二郎來示す。

○鳳潭和尚

華嚴寺は松尾の南二丁月讀の南谷村竹林の中にあり、宗旨は華嚴にして本尊は大日如來、左に釋迦佛右に開基鳳潭像〔左の手に華嚴經を持ち右の手に如意を持つ〕門の額華嚴寺は黄檗隱元の筆、左右の聯は鳳潭の筆也、此所は最福寺の延朗上人の住給ひし谷堂の舊跡なり〔宗を寺家の內と云〕近年鳳潭和尚華嚴宗を再興あらんとて松尾安照寺を遷して華嚴寺と改め、此地において寂す、元文三年二月廿六日八十五歳、都名物圖會にみゆ。

○山崎宗鑑

山崎宗鑑法師の幽居の地は天滿宮の傍也、連歌俳諧をよくし世に鳴る同書に

宗鑑は足利義尙公の侍童にして俗稱は志那彌三郎範永といふ也、

○長頭丸墓

實相寺は上鳥羽西側にあり、法華宗にして開基は大覺上人也、本堂の脇壇に松永貞德翁の像あり。〔手に蘆の葉を持、長頭麿又圓陀麿とも稱す、松永禪正久秀の落胤とて、天正五年大和國志貴城滅亡のとき六歳なりしが母方の親族にやしなはれ、成長の後武道をすてゝ細川玄旨幽齋を師とし、長嘯翁を友とし、和歌連歌をよくし俳諧を以て世に鳴、俳式御傘をあらはす〕

蘆丸屋

〔本堂の巽にあり、貞德翁閑居し給ひし所なり〕

貞徳翁墓

〔あしの丸やのうしろにあり、塔の銘には逍遙軒明心居士とあり、承應二年一月十二日卒八十二歳〕

これも又同書に見へたり

按長頭丸といふ事は老年に連歌の目はあがりて口がきがりたるといふ戯言と也、塙検校かたりき。

○本朝世紀

本朝世紀藤原通憲撰と仁和寺書目に見へたり、今世に一巻を傳ふ、官庫及水府にも全部なし、近頃土佐より全部三十巻出たりと、塙檢校の物語なり。

○芻船〔炊夫〕

天暦元年三日己未早朝鹿入右馬寮芻船（クサフネ）と日本紀略に見ゆ、又天元元年の條に、内膳司炊夫頓夫之爲〻〻〻

○定考

公事の定考とかきてカウヂヤウとよむは上皇の響に通ぜるを忌てなりと、塙檢校かたる。

○傷胎觸穢

傷胎觸穢といふ事、日本紀略に見ゆ、朱雀院傷胎觸穢及内裏爲卅日穢、今の流産穢か。

○遲供

仰掃部寮大膳職召過狀是去月新嘗會（祭イ）日掃部寮延（筵カ）道遲供大膳式忌火遲出故也、遲供は間に合はぬなり、同日本紀略に見へたり。

○しら菊の詩

秋歌にはしら菊と多くよみて、そが菊の外にその色をよめるなし、詩は禮の月令の鞠（キクニ）有黄華といへ

るごとく、黄をもて菊の正色として、黄花黄菊とのみ詩に多くつくれり、されど唐の李義山が九日謁令狐綯不見の詩に、霜天白菊遶階墀といふあれば白菊ともいふべし、明の謝茂榛が詩にも、籬落秋餘白菊花とつくれり。

○三叉口

近世の詩家東都三叉を三叉口と詩につくれるは、東坡詩溪邊古路三叉口獨立ニ斜陽一數ニ過人一といへるによれるや、袁中郎が詩にも流水三叉各路岐とみへたり、陸放翁八月十四日夜三叉市觀月の詩あり。

○一休筆

京都京極三條誓願寺に〔淨土宗〕一休和尚の筆あり、表具の中緣は紫地の牡丹からくさにして古竹屋町織也、小緣は萠黄地の寳づくし、是を誓願寺切とも安樂庵とも云ふ、其文に曰く、〔口に法然上人の一枚起請あり略之〕

傳聞法然活如來　安座蓮華上品臺　尼入道同愚痴輩　一枚起請最奇哉

南無阿彌陀佛

此外達摩虛堂いらぬもの唯法然の一大事と存奉る我等今日より淨土宗に成申候穴賢々々

薪酬恩院主

應仁二年二月五日　一　休　判

佛御所さま

按狂雲集起句作法然傳聞活如來第三句作敎智者加尼入道又按院當作庵

○牛祭

太秦廣隆寺は洛陽二條通の西也、毎年九月十二日夜戌の刻に牛祭の神事あり、當寺の僧侶五人五大尊

の形に表し、異形の面をかけ風流の冠を着し太刀を佩、一人は幣を捧て牛に乘り、四人は前後を圍み從者は松明をふり立、行列魏々として本堂の傍より後へ巡り、又西のかたより祖師堂〔弘法大師也〕の前なる壇上に登り、祭文をよむ、此文法古代の諺を以て述る、甚奇にして諸人耳を驚かさずといふ事なし。

祭文

夫以性を乾坤の氣にうけ、徳を陰陽の間に保ち、信を專にして佛につかへ、愼をいたして神を敬ふ、天尊地卑の禮をしり、是非得失の品を辨ふる、是偏に神明の廣恩なり、因茲單微の幣帛をさゝげ、敬して摩吒羅神に奉上す、豈神の恩を蒙ざるべけんや、是によつて四番の大衆等一心懇切を抽て十抄の儀式をまなび、萬人の逸興を催すを以て、おのづから神明の法樂に備へ、諸衆の感嘆をなすを以て暗に神の納受をしらんと也、然る間さいづち頭に木冠を戴き、くわひら足に藁鼻高をからげつけ、からめ牛に鞍を置、大間をすりむいてかなしむもあり、やさ馬に鈴をつけておどるもあり、はねるもあり偏に百鬼夜行に異ならず、如是等の振舞を以て摩吒羅神を敬祭し奉る事、ひとへに天下安穩寺家安泰のためなり、因て永く遠く拂ひ退くべきもの也、先は三面の僧坊の中にしのび入て物取る錢盜人め奇怪すはいふはいや小童とも木々のなり物とらんとて、あかり障子破る骨なき法師、頭も危くぞ覺ゆる扨はあだ腹頓病すはぶき、疔瘡ようさう閊風、ことには尻瘡蟲かさうみかさあふみ瘡冬に向へる大あかゞり、並にひゞいかひ病鼻たりおこり、心地共つちさはり傳屍病、しかのみならず鐘樓法華堂のかはづるみ、讒言仲人いさかひ合の中間言、貧苦男の入たけり無能女の隣ありき、又は堂塔の檜皮喰ひぬく大鳥小鳥め聖教やぶる大鼠小鼠め、田の疇うがつうごろもち、如此の奴原に於て永く遠く根の國そこの國まではらひしりぞくべきものなり、敬白謹上再拜〔都名物圖會に出づ〕

（上卷）

〇瑞光寺

瑞光寺は深草極樂寺村にあり、佛殿の本尊は釋迦佛〔長二尺胎中に五臟六腑あり〕明暦元年に元政上人草創ありて法華道場とし給ふ〔當寺境内の字を藥師堂畑といふ古へ極樂寺の藥師堂の遺跡也〕元政墓〔佛殿の西にあり塚のうへに竹を植る元政法師常に携給ふ竹の杖を立しかば枝葉茂りしと也〕

道の記元政舊庵にて

この沙門日蓮宗なれど常の佛の數もならべずたゞ釋迦のみたうとくみ給ふを

箔のない釋迦に深しや秋の色　〔同書に出づ〕

按にもと元政は實名なり、俗名は石井平之丞、彥根の臣、廿六にて出家、四十六にて寂す、溫泉遊草に出づ。

〇三條橋

三條橋は東國より平安城にいたる喉口なり、欄干には紫銅の擬寶珠十八本ありてことく銘を刻む其銘にいはく

洛陽三條之橋。至後代化度往還人。磐石之礎。入地五尋。切石之柱。六十三本。蓋於日域石柱橋濫觴乎。天正十八年庚寅正月日豐臣初之御代奉增田右衞門尉長盛造之〔同書に出づ〕

〇都圖會

都名勝圖會の圖は竹原春朝齋の筆也。

〇江口謠

一休和尙の狂雲集に、見色聞聲吟興長。明心悟道沒商量。愁人不識普賢境。歌吹樽前總斷腸。〔題江口美人勾欄曲〕世に江口の謠は一休の作なりなどいへるも、此詩などによりていへるにや。

○大坂の書草子

大坂落城の時その事をしるせる書草子やうのものあり、江戸牛込赤城下御持組與力隱居島治丁休といひて連歌をすける人もてりとぞ、今はいかゞなりしやらんと、尾州金森桂五〔百助〕かたる。

○朝所

太政官朝所(ノアイタンドコロ)とよむ由、保己一撿挍かたる。

○竹箆

竹箆(シッペイ) 打レ人杖也 下學集に出づ。

○御製和歌

後水尾院御製のよし

雲横秦嶺家何在。雪擁藍關馬不前。

行くれて家路いづことしら雪のすゝまぬ駒のあしがらの關

○白河侯令

天明八年戊申五月松平越中守殿所司代御引渡に付家中へ被仰渡候書付寫〔木曾路を御上り東海道を御下りとなん〕

一旅行に付新に用候者着込一通枕鎗此二つにて候其外有合之者を用着服等も有合にて済可申事見苦敷儀は少も搆無之候結搆は却而外聞悪敷候事

一道中供徒士股引用可申候着服等木綿有來不苦候事

一具足は櫃覆紺木綿紋白染拔雨桐油は青漆黃紋たるへき事

一乘掛裁付股引馬乘袴裾細何にても木綿又は皮羸之類用可申事

一駄覆（タオヒ）紺木綿袷に致可候馬衣も紺に綿具足鎗は手繰次第爲持候事勝手次第たるへく候小知行不足にても爲持度ものは爲持可申候駄荷に入候ても不苦候勝手次第之事
一引肌成丈枇杷色を用可申凡下の者は引肌無之方可然哉の事
一米壹升ツヽ明荷へ入可申事
一建弓爲持候とも黄紋にいたし可申事
一公邊之御沙汰穩便に愼み可申事
一挑灯油紙に包可申候
一無賃人足遣ひ申まじき事
一駕籠之者四人之外不相成候駄荷貫目定より輕き方可心得馬方船頭人足等賤きものへ必苛察致間敷事又は難相立事も大體は後日の沙汰可及問屋共へも申談宿役人へも賴必惡口等有之間敷事
一旅宿幷京都大坂其外逗留中互に出會無用相宿の者にも酒など給合候事急度制禁いたし候後日相知候はゝ急度可爲越度候事
一此度之儀は重き御役と申重役之家來と申此時節と申人々善惡に付世上の手本にも相成候事殊に度々有之事にても無之候間少もゆるみなく別而嚴重心得可申事
一供之者へ申付候義は此ケ條は勿論不愼有之候而は格別之罪刑にも可處候此等難相守ものは供斷可申候後日咎有之候而も畏候趣之上は心得違不埒は罪刑處可申候其節に至て後悔いたす間敷候事
申二月

〇向阿彌陀佛文

向法師父子相迎にいはく〔向阿彌陀佛也淨土宗〕

きはめてふじやうなる身をきよしと思ふこれはなはだおろかなり、しらんと思はゞをのが身のうちをさぐりてみよ、ながくみじかきほねふし〳〵をつぎあつめたるに、ふとくほそきすぢそのつぎめ〳〵をくさりあやつりて、それにあかきしゝむらをまつひ、うへにしろきかはをはれり、かうべにはなつきをいれていたゞき、はらにははらわたをつゝみてかゝへたり、いづくかひとつとしてきよき處あるたとひ海水をかたふけてあらふとも、清潔なる事をみむ、とりたてゝいはねばこそあれ、思ひとけばさも我ながらきたなき身をせめても□かへるあまりに、ことさらきよきものと思ひしめて、おのれなりなるけがらはしさをだにも、心うつくしとわすれはてたるに、いとゞ青黛まゆをかき、紅粉おもてをかざりてつやつやもとのおもかげもなく、いろどりなしぬれば、こはわれかの心あかりにうちおく鏡もなごりおしく思ふ、ましてよその人めはひたまよひなり、このあやまり害をなす事ふかし、いかゞしておぼらされぬことあらん、塚のうちにすまぬばかりぞ人みなきつねの媚をなせり、野外におかさるほとはかはねよく人の心をとろかす、かりのまゆずみをみてまことのしゝむらをわすれたる、わづかにうちむかふ色にめをとゞめてかはひとへのしたを思ひもやらぬ心のいたりのみじかさこそおろかなれ、心にくき所あらばたゞ野原にゆきてしにかばねのふせるを見よ、四支肪脹して蟲うみしるをみてむくめき、五體爛壞して鳥はらわたをつかみてあらそふ、これなんさながらありのまゝなるすがたなり、あいじやくの心なをいかゞおもふ、手をもふれ身にもちかづけなんや、むしをもそねみからすをもねたみなんや、さしもはなやかににほひふかゝりしもさらにをのが色にはあらざりけり、たとひ仙方の雪しろきものをほどこすとも、このあをみつしみたる色をばうづみがたし、妓爐のけふりかほりをゆづるとも、このくさくけがらはしきかはまがふべからず、たゞ見るものは目をふさぎはなをおほひてのみさる、うたていつしかなる心がはり哉、戀ん涙のいろは思ひおく心のみしほれて野原の

露ほどもこけの下まではかゝらぬなさけ也けりと、かばねもしたもとにすがりてなきをらば、なつかしかりし名残ともなくいかゞ身の毛もよだちて恐しからん〔以上十千亭のあるじ来示す、白阿上人は法然上人の弟子也三部の書あり、父子相迎歸命本願抄最要抄と云々〕

○熊本侯書翰の寫〔安永二年の書翰のよし〕

去月廿二日の貴墨致参着拜見候寒冷御座候へ共
將軍家及若君御安全於恐悦御同意に候將又貴客御壯健此度緩々被成御休足奉珍賀候野夫無異に罷在候當年御入部之儀珍敷對面御巡狩被成候由一段に存候鷹野杯と申儀國守共國之模様をも見民之愛苦を察し可施仁政之心根と致し候事是も聞傳位にては無詮親ら見屆候位にて無之候ては役に立不申候致入部候ては士民之尊敬も格別に候故自然之奢募候者に御座候領國は家之根本に御座候得は家中風俗は不及申士民にも心を配り窮を賑し塗炭を落ざるやうに晝夜心懸之事肝要に候貴客など御門葉の事に候得者格別之御手遣有之士民共なつき不申候ては不相濟自餘之國守すら其心得有之候事に候小身之衆中者自分國務を取計候得共大身にては夫々之司令御座候得者兎角政道末々迄不行屆者に候唯下の情に通じ生死共民と共に致候心得専一に候其司たる者の器量を實に知民をして不苦工夫専一に候貴客御年若に候得共御志も厚く候得者思召も不顧及過言候善之責は朋友之信共申候得は御免可被下候只其身律儀全身持候をよいと申位は誰も致し能も成申候國主領主としては國の風を移し候位になければ其位足らず候來春御参府之節御手遣之筋可承候品多申度候得供素短才に候得は心底之程も書取かたく早々及御返答候恐惶謹言

十一月五日

細川越中守

松平越後守様

〇三國遊女歌

越後三國遊女歌川がかけるとて人の傳へし

佛は法をひろめ、僧は法をうり、われは五尺のからだをうりて諸人の心をたのします

池水によな〳〵月はうつれども水も濁らずわれも濁らず

或說、東海寺に浮世又平がかけるうかれ女の障子あり、一休の賛とて

高雄示曰佛賣法僧賣佛汝以五尺體休衆生煩惱遮莫

池水に月はよな〳〵かよへども光もぬれず水もそのまゝ

一休といひて高雄示曰も可笑、いづれも僞作なるものなり。

〇黄綿襖子

鄙俗のもてあそぶ前句附といへるものゝ中に

辻番の布子は西へ入給ふ　とあり

鶴林玉露云。京師久雨忽晴、兒童讙呼曰。黄綿襖子出矣(キワタノヌノコガデタ)。注謂日煖也。

同日の談なるべし、いづくも人情はかはる事なし。

〇豐後掾碑

金龍山淺草寺觀音堂の西に宮古路豐後掾碑あり

表に

元文庚申
還國院本譽自性處士
九月一日

裏に

嗚呼先人。新曲師心。海內稱妙。天下知音。風流動情。節奏如金。人已雖沒。盛名森森。題此片石。永傳古今。

孝子宮古路文字大夫

○藩翰譜抄

一池田〔後賜松平〕參議源輝政公は紀伊守信輝入道勝入〔初名恒興攝津國住人池田紀伊守恒利が子なり〕の二男也〔中略〕侍從兼武藏守源利隆朝臣は〔初は宣隆〕輝政卿の嫡男母は中川淸秀が娘也慶長十年四月十六日侍從兼右衛門督に任す此事將軍家の御養女利隆の家に入らせ玉ひ〔これ榊原式部大輔康政の息女此時引出物として靑江の御刀左文字の御わき刀御馬二疋を玉ひしといふ也〕同き十二年利隆初て關原に參らる將軍家御家號をゆるされ武藏守になされ〔長光の御太刀國光の御刀安吉の御わき刀を玉ふ〕物多く給て御暇を給はり〔鷹御馬又白銀時服等〕鎌倉のあと一見あるべしとて鵜殿兵庫を案內となさる十四年備前の國にして嫡子誕生すと聞しかは牧野豐前守を御使として父子に物給ふ事差あり〔靑江の御刀信國の御わき刀を息男に時服白銀を親父に〕又利隆の北の方に備中の國にて湯沐の地を給ひぬ〔千石を〕十八年正月利隆關東にありしに父の參議病おもりぬと聞召御暇給て國に歸る〔此時吉岡左近將監助光の御脇刀を給ふ〕輝政卒して後播磨國を以て利隆に給ふ〔五拾三萬石此內宍粟佐川赤穗三郡をば舍弟左衛門督にわかつ〕大阪の兵起らんとせし時利隆關東に伺候せしに將軍家仰下さるゝ旨ありて夜を日につきて我國に馳歸り軍勢を催し兵をわかつて尼ケ崎の城をまもらせ我身は大坂に向て軍す此年十二月廿八日其勸賞を行はる〔白銀三千兩〕再ひ兵を起して打とる所の首六百廿一を獻る明る元和二年六月十三日三十三歲にて卒す嫡子左少將光政〔童名は新太郎〕

年わつかに三歳にて慶長十六年關東に下りて將軍家の見參に入一國俊の御刀をたまひしと云々一父卒する時九歳因幡伯耆を給て移る「三十二萬石」元和九年四位の侍從寛永三年八月十九日左少將に任し大相國家の御外孫にそひ參らす「天壽院殿本多中務太輔にそひ給ひまうけし所なり」同き九年六月十八日備前國に移る此人周公孔子の道を尊て私に學校を設て物まなふ事をすゝめしかはいくほどもなく國中の士民ことゝゝく其風に化す本朝此事絶てのち人臣としてふたゝひ振起せし事めでたかりしなり。

年巳に老て國をゆづりて致仕す嫡子侍從兼伊豫守綱政承應二年に四位の侍從に任す寛文十一年六月十日父に讓をうく「三十萬石」

南畝按世に備前少將叙爵の時武藏守を望まれける時仰出されけるは武藏守は思召之義有之外に可致由の時左候はゝ元の新太郎にてあるへしとて松平新太郎と稱せられしといふ武藏守の稱號も父の稱號なれは望み玉ふなるへし。

一中納言菅原利長は大納言利家の男也利家の父前田藏人利昌尾張の國海東郡荒子の地を領す「七萬石」男子凡六人利家は第四の男「系圖には嫡子とせり不審」童名犬丸改て孫四郎と名乘る「系圖を考ふるに藏人利昌が領せし荒子地前田といふ所をさる事わづかに十町とのせらる然れば住せし處によつてかくは名のりし也○ある人のいわく菅家の御末筑紫太宰府の菅廟のほとり前田といふ處に住すこれ筑紫前田のかつて出し處也その子孫尾張の國にうつる也といふ又ある人の云しかはあらじ前田もとは藤氏なるべし左大臣藤原魚名公の末葉北陸道七箇國の押領使越前の追捕使齋藤越前權助爲輔が後六原の奉行人齋藤伊與房玄基が孫前田孫四郎利世が孫にあらずや玄基事太平記に見へたりとぞその家につたへぬと外より論ずべき事にあらず」童なりしより織田殿に仕へ生年十四歳にて軍に臨ひ

高名をあらはす〔此事一説に十六歳の時弘治二年の事といふなり又天文二十三年の事といふ不審利家十四歳の時ならば天文二十年也〕其後故ありて織田殿の童坊をきつてにげ去りぬ〔童名は十阿彌といふ也此事十八歳の時といふ彼童坊利家の刀の笄を盗しより事おこる也〕弘治二年夏信長舍弟武藏守信元と軍ありし時利家首二ツをきる信元の侍宮井勘兵衛尉に面を射られ終に宮井が首取て信長の御前に參る感玉ふ事淺からず頓て所領の地を給ひ〔三百石〕舍兄藏人利久が世つぎたるべしと仰らる〔初め利久瀧川義太夫が弟慶二郎を養て子とせり此慶二郎世にかくれなき勇士也〕利家又あらためて又左衛門と名のる永祿三年桶迫の合戰に首二ツをきる同き四年森部合戰に先がけして首をとる同き八年九月近江國箕作の城を攻らる利家使を承り先陣にゆき向ひ眞先に首取て歸る同き十年母衣武者十九人を選定られし時利家赤母衣をゆるさる〔信長記に出づ一說に利家は森部合戰の功によつてゆるされしと兩說也〕元龜元年九月攝津國大坂の合戰みかた散々にうちなさる利家一人ふみとゞまり追くるかたきをうちやぶりて引返すその抽賞に所領多く加へらる〔始て一萬石を領す當時天下に傳へし前田が堤の上の槍此事なり〕天正三年五月長篠の合戰に足輕の兵ひきゐてすゝるみづから槍取て戰ひ右脚に疵蒙りぬことし九月越前國平しかば府中の地をわかち玉ひ〔三萬三千石〕同き九年柴田修理亮勝家に隨ひて初て一方の大將となりて越中國魚津の城を攻おとす十年能登國石動山の敵をうち亡し十一年の春利家父子柴田にくみし羽柴筑前守秀吉をうたんと近江國に發向し四月廿一日志津が嶽の戰やぶれしかば利家府中の城に引返す勝家やがて府中に落來る利家父子に對面し湯漬こふてくひ疲れたる馬一疋たふべしとて打のりて出づ利家道のほど送りまいらせんと打出る勝家かたく辭して立わかる又利家を呼返しわどの羽柴と年頃の好みありけふよりは勝家の盟をすてゝわどの家の爲はかり玉へといひすてゝ北庄へ趣く秀吉續て北庄を攻落す勝家腹切て死す秀吉又利家を

賴て加賀國をたいらげ其賞として石川河北二郡をあたへ御山の城を守らす「御山は今の金澤の城也」かくて利家加賀能登の境末森といふ所に城郭をかまふ佐々内藏助成政「越中にあり」北畠殿の御方としてまづ末森を落さんとす利家やがてうしろまきし成政も引て歸るいくほどなくて能登國たいらぎぬ秀吉此よしを聞て能登は「二十三萬三千石」みづからしたがへし國なれば秀吉がまいらするに及ばず知行せらるべき事勿論なり其賞などかなかるべきとて叙爵させ我名字をもゆづりて羽柴筑前守と名のらせ子息もおとらぬ人なればおなじく名字まいらするとて叙爵させ羽柴筑前守になる「今まで孫四郎初は利勝といふ」是秀吉の家號給ひしはじめ也「菊桐の紋をも給ふといふ」同き十三年の秋秀吉佐々をせめ下し越中國三郡を割て利家にこれを領せしめ一兩年の後は子息利勝にゆづるべしとてたぶとなり「利長をはしめ越中侍從といひしは此故なり」十四年島津討れし時子息肥前守關白殿に隨つてむかふ十六年の春右少將になされ十八年の春參議從四位下ことしの夏北條をほろほされしに北國より攻下りここかしこの城を攻落す文祿の初より朝鮮の事起り肥前國名古屋に陣し同き三年夏從三位權中納言慶長二年三月十一日大納言に轉じ家司二人任官す「高間織部中川淸六郎」同き三年太閤薨ぜらるかねて利家を以て我君の傅と定られしかば天下の倚賴當世の權威此人にならぶものなし明る四年春豐臣家の奉行に此人の威をかりて德川殿を失はんと謀り利家德川殿と開快からず細川越中守忠興利家に親しければ此卿のかれらにたばかられて家滅さんことをなげきさきさきに教訓す利家頓て事の情を察し德川殿に好み結んとて我病たすけて大坂の城より伏見の御館に參らる德川殿も又利家の病日々におもしと聞召かの大坂の宿に至てとはせ玉ひしかば利家よろこびにたへず子息等が事ふかく賴申て閏三月三日六十二歲にて卒す從一位を贈られしとぞ聞へける「下略」

一京極參議源高次「中略」嫡男忠高「右少將」大相國家第二の姫君にそひ參らす北の方にも御子なく

て妾の腹に男子一人ありしかど將軍家御聽をはゞかりて初めより子なき由申せしかばよつぎなくて家絶ぬ〔忠高の北の方ははつ姫君と申奉り忠高にさきだゝせ玉ひ寛永七年三月四日にかくれさせ玉ひて興安院樣と申奉りし也〕

一有馬兵部卿法印金森入道景玄徳永入道壽昌これら三人は當時の故老たるによつて殿下〔太閤也〕御相伴衆の隨一にて世人三法印と名づく〔御はなしの衆とも云ふ〕

一足利殿の御時三管領の一武衛の家世々尾張國の守護たり尾張八郡の地を二つわかち家人しておさめしむ上四郡は織田伊勢守信安守りて岩倉城にあり此家を上の織田といふ下四郡は織田大和守守りて主の武兵衛と共に清洲の城にあり信長の御父彈正忠信秀は此大和守が下の三奉行のその一人也〔南畝云山内家の註に出づ〕

一山内〔後賜松平〕土佐守藤原一豐は鎭守府將軍秀郷朝臣十代の孫山内の首藤刑部丞義通が後胤但馬盛豐が二男也盛豐生國は丹波の人尾張の國に移りて上の織田に仕へ其家の老として黑田の城に住す弘治三年岩倉の合戰にうち死す嫡男十郎父ともにうたれぬ〔時に十六歳〕一豐十三歳にて父にはなれ長大の後猪右衛門尉と名のりて織田上總介信長朝臣に仕ふ織田殿うせ玉ひて後羽柴殿に隨ひて天正十一年若狹國高濱の城を給ひ同き十三年近江國長濱の城に移り對馬守になされ十八年遠江の國懸川の城にうつる〔時に五萬石〕これ年來の戰功を賞せらる所なり慶長五年の秋徳川殿奥の景勝中納言御追討の時對馬守一豐先陣に在て下野國宇津宮にいたるかゝる所に上方又軍起り國々の飛脚到來して急をつぐされども未事の體分明ならずこゝに來れる大名小名妻子從類こと〳〵く大坂にあり人々の周章なゝめならず一豐が妻さかしき人なれば然るべき侍下せしにぞくはしき事はしれにける〔昔一豐織田家に出てつかへし初東國第一の名馬なりと云ひ安土に引來てあきなふものあり織田殿の家人

等これを見るにまことに無双の名馬也されども價あまりにたつとしとて買べき人一人もなくむなしく引て歸らんとす其頃一豐は猪右衛門尉と申せしが此馬ほしくと思へどももとむる事いかにもかなふべからす家に歸て世の中に身まづしきほどはおしき事はなし一豐つかへの初日也かゝる馬に乘て見参に入たらんには屋形の御感にもあづかるべきものをとひとりごといひしに妻はつく／＼と聞てその馬のあたひいか計にやといふ黄金十兩とこそいひつれとこたふ妻さほど思ひ玉はんにはその馬求め玉へあたひをばみづからまいらすべしとて鏡の奩の底より黄金十兩とり出てまいらす一豐大きに驚き此年ごろ身まづしくくるしき事のみ多きうちに此黄金ありともしらせ給はずいかに心づよくはつゝみ玉ひけんされども此馬得べしとは思ひもよらざりきとかつはよろこびかつはうらむ妻は此たまふところことはりにこそ侍れさりながらこれはわらはが父の此家に參りし時に此鏡の下に入玉ひてあなかしここれよのつねの事にもゆべからず汝が夫の一大事あらん時に參らせよとて玉ひきされば家まづしくくるしむなどいふ事はよの常のならひ也これはいかにもたへ忍びてもすぎなましことか此度都にて御馬ぞろへ有べしなどきこゆもし左あらんには此事天下の見物也君又つかへの初也かゝる時ならでは屋形にも傍輩にもみしられ玉ふへきよしもなしよき馬にして見参にいれなんと思へばこそ參らすれといふ一豐やがて其馬もとむ程なく都にて馬ぞろへのありし時織田殿此馬御覽あつて大におどろき玉ひあつぱれ馬や名馬や何ものゝ馬ぞと仰ありしに是は東國第一の馬也とぞあき人が引て參りしがあまりにあたひたつとくしてたれもかふことかなはずむなしく引て歸るべかりしを山内がかひ得て候ひしと申す信長聞召あたひたつとき馬あり當時天下に信長が家ならでかふべき人なしとて奥よりはる／＼來りしをむなしくかへしたらんは無念の至りなるべしかの山内は年頃久しき浪人ときく家もさぞまづしからんにかひえたる事の神妙さよかつは信長が家のほまれをもすゝ

ぎかつはもののふの嗜いとふかしと感じ玉ふ事大かたならずこれより次第に身を起せしといふまことにや」かくて德川殿の御陣に小山宇津宮にありあふ大名小名をめして人々の心のほどたづね玉ひしに福島左衛門太夫正則最初に御方にくみす對馬守一豐つゞきてすゝみ出で一豐が領せし城海道に有すみやかに御勢を以て守らせらるべし年頃たくはへ置し兵糧もとほしかるべからず次に一豐が家子郎等が妻子從類こと〴〵く吉田の城に參るべし人質の爲におかるべきものか「此時吉田城は池田輝政が領せし所此人德川殿の聟君なればかくはいひし也」一豐は軍兵をひきゐ先陣に隨ひて軍仕るべしと申せしかば滿座の人々一同に彼二人の旨に同じて天下の大事たちどころに定まりぬ德川殿大きによろこばせ玉ひ一豐が申す旨にまかせらる「註あり略す」そのゝち一豐先陣の人々と共に馳上り所々の軍す一豐が功莫大なりしかば此年土佐の國を給ひ土佐守に任ず「中略」同き九年從四位下に叙す「此日至正坊と云茶入給ひし也」十年五月十三日子息伏見に來り初て將軍家に見參す對馬守に任じ大御所の聟君になさる「御姪松平隱岐守定勝の娘を養君となさる」此日兩御所よりかの父子に御刀を給はる」此年九月二十日一豐卒す六十歳「下略」

一堀左衛門督藤原秀治は利仁將軍八代の孫堀權太夫秀高が末孫故左衛門督秀政が男也初美濃國の住人堀掃部太夫某齋藤山城入道道三に屬し茜部の地を領し一方の大將たり其子掃部太夫某其子太郎左衛門尉秀重これ秀政が父也けり秀政はじめ久太郎と申て織田殿に仕ふ智謀男才拔群なりしかば近江國長濱の城を給ひ其後秀吉に隨ひ參らせ天正十一年同國佐和山の城を給ひ又羽柴の號ゆるされ左衛門督になさる同き十二年越前の國を給ひ北庄に下る「二十九萬八百五十石此日秀政自ら領する所は十八萬八百五十石也寄騎の大名村上周防守義明六萬六千石溝口伯耆守秀勝四萬四千石を給ふと云」四位の侍從にして天正十八年關白相模の北條を討れし時一方の大將にて攻下り「右軍の總大將にて多

の大名したかひし也」忽に病て六月廿七日早川にして卒す年三十八おしまぬものこそなかりけれ「柳生但馬守宗矩の物がたりありしは此時宗矩も細川玄蕃允興元の手につきてせめ下る秀政の卒せし時たかき人もいやしきものもおなじき人にいひし世の人名人たりと名づく天下の指南しても越度あるまじき人也といひき是天下をもしらせたき人なりといふことば也此人の弟を多賀出雲守といふ北庄の城を修し築く時に秀政此出雲守はからひあしゝといひはらかましくいはれたり多賀口惜き事に思ひそのあくるあした北庄をさりてゆく秀政きゝて不便の事也道にこそ飢べけれとて黄金十枚とり出て人をはしらせてはなむけすその黄金つゝみたる紙をみづから一枚づゝ皺をのして箱におさむ近く仕ふる小侍どもにむかひ凡たからはもちゆべきにあたりては十枚の黄金おしむに足らす無用の事ならんには此十紙をもみだりに費すべからず汝輩我いやしと思ふ事なかれといひしまことに名言なりしとぞ〔下略〕

一堀丹後守藤原直寄は監物直政が男也元和二年越後本庄の城に移る〔中略〕「ふるき人の申せしは此人常の願に十萬石を領せば時に乘じて天下をもしらるべきもの也といひしが八萬石を領して後いかにもして十萬石にいたらん事を思ひてかくいろ〳〵にはかりてつゐには本意のごとくになりしなりまことは其稅入十萬石はあるまじき也をのが家の侍に祿あたへしやう又めづらか也たとへば百石をば二百石と注し千石をば二千石と注しあたふ汝がわが家をさりて他の主に仕ふる事あらんには今まていかほどの祿知行せしとはいはれん時の爲也といひし當世に名利をもとむる輩はまづ此人につかへん事をねがひしかば高名の侍多くありしと也すべて此人の身のうへ色々の物語おほき人也と吉祥寺にある大佛の塑像も此人の摸成して庭にすへ置もてあそびし所なりといふ」直寄六十三歲にして寬政十六年六月廿九日に卒す〔下略〕

一細川参議従三位源忠興〔越中守を兼ぬ〕陸奥守義家朝臣四代の孫廣澤判官代義實が二男細川二郎義秀十二代の後胤兵部太輔藤孝が嫡男也〔世に傳ふる所は藤孝實は公方の御子なりしを三洲大和守養て佐々木が一族長岡の家つがせければ長岡兵部太輔と申し室町殿に咫尺して奉公の勞をつみしかば細川の管領家號をゆづりて細川とあらため名のるといふ〕藤孝實は三洲伊賀守宗蕙が子細川播磨守元當に養はれ公方萬松院殿光深院殿兩代につかへ奉る其子の忠興又いとけなき時光源院殿の仰として細川中務太輔輝經が家をつぎて大外様の衆となれる〔系圖に云永祿年中光源院殿の仰をかうぶりて輝經が養子となつてその家をつぎ其役をつとむ云々按ずるに忠興は永祿六年に生れしにや光源院殿の御事ありしが永祿八年の事なれば忠興が輝經の嗣たるといふことはわづかに二三歳の時の事なるべし○又按ずるに中務太輔輝經は細川二郎義季孫八郎頼貞九代の孫にて光源院殿の御供の衆なりしなり〕永祿八年正月十九日光源院殿三好松永等が爲に弑せられ玉ひ御弟一乘院門跡覺慶をばとりこめたり鹿苑寺の周嵩は討れ玉ひぬ兵部太輔藤孝が謀にて一乘院殿春日山を踰て近江國に落玉ふ藤孝御供にさふらひてやがて還俗させ参らせ義昭と申奉り當國佐々木義賢入道承禎を頼み玉ひしかど入道心がはりしてければ若狹の國へ御供申し武田大膳大夫義統を頼ませ給へども國すこしきに勢すくなければ是より越前の國へ御供申し朝倉左衞門督義景を御頼あるこれもはかゆくべしとも見へざればば藤孝上野中務太夫清信と共に御使となつて美濃國に赴き織田彈正忠信長を頼せ給ふに信長畏て御迎をまいらせければ藤孝御供申して美濃國へわたらせ玉ふ信長ほどなく御敵を討參らせて義昭ふたゝび御入洛ありて征夷將軍の宣旨蒙らせたまひけりされど此將軍は御器量すぐれさせ玉はず佞人の申す所も御もちひありて信長が功を忘れ玉ひ彼朝臣をうしなふべき由をおほしめしたつ藤孝がいさめとゞめ參らする事どもさらに用ゐ給はず信長我を失ふべしとて軍起させ玉ふと聞て軍勢あまた引

ぐして上洛す藤孝も信長の陣に參るとて大津にて行あひうちつれて都に入る將軍の御車まけさせたまひ御中直りの事仰せられしかば信長も軍兵を引て歸る程なく又軍起させ玉ひしかば信長大いにいかつて宇治槇の島淀等の所々を攻めおとす將軍家御命の事をばいかにもたすけ參らすべき由を色々になげき仰られしによつて信長うしなひ申までの事もなく河内の國若江の城に送り入奉り御方人せし者どもこと〴〵く退治して本國に歸らるかく二たび迄信長失ふべしと御結構ありしかど何の御恙なく都を御ひらきありし事内々は藤孝が信長に隨ひてとかくこしらへし故也とぞ聞へける是より藤孝信長に隨て靑龍寺の城に住し一方の大將として度々の武勇を顯し忠興童名は與四郎とぞ申ける十一歲にて父に隨つて槇の島の合戰に高名し河内の國片岡の城を攻し時與四郎十五歲舍弟頓五郎十四歲「玄蕃允興元也」兄弟共に父に隨て此日の先がけして二人ながら首とつて終に城を攻めおとす織田殿大におどろき感じ給ひて彼兄弟に御教書を給て賞せられ天正九年彼父子三人年來の功を賞して丹後國を藤孝にぞ給はりける此のちは忠興つねに織田殿父子の軍に隨つてこゝかしこに戰ふ明れば十年の夏織田殿明智日向守光秀が爲にうたれ玉ふ初めより藤孝は丹後にあり忠興此時山陽にむかはんとて本國にぞ歸りたる明智は忠興がしうとなりければやがて丹後に使たてゝ光秀年頃の本意とげて織田殿父子失ひぬおりふし攝津の國闕國に侍れば忠興に參らする所也急き馳來りて力あはせ給ふべしといひしかば忠興父子大きにいかつて返答にも及ばず信長の御爲に髮おし切二心なき由を心のうちにちかひまた忠興をのが妻子ともつけて山ふかき所におしこめいそぎ秀吉の許に使たてゝ共に心をあはせて光秀を誅すべき由牒狀して軍勢を催すほどなく光秀誅せられて藤孝都にのぼりて織田殿父子の御あとをとふらひ奉るこれより入道して玄旨と稱し幽齋とは號しなり賤が嶽の軍に忠興秀吉に方人し小牧の陣に北畠の勢と戰ひ紀伊の根來を攻られしには藤孝忠興父子むかへり秀吉關白に任

ぜられし時忠興侍從從四位下越中守を兼ね筑紫關東の軍に隨ひ朝鮮に押わたつて所々の戰に名を顯し太閤薨じ玉ひ彼家の奉行に加賀大納言利家をすゝめて德川殿失ひ參らせんとはかる忠興嫡子與一郎忠隆は大納言の娘を妻としければゆかりにつきこしたしかりしほどに忠興大納言をかたく諫てければ利家も奉行等まづ內府うしなふて其後我をもかたふけんとする謀なりけりとさとりて德川殿の方人せしかば事終に平ぬ此賞として忠興豐後國杵築の城を加へ給〔五萬石〕これしかしながら德川殿の執し申されし故也けり〔註長ければ略す〕慶長五年の秋奥の上杉謀反の聞へあつて德川殿御發向の事あり忠興が跡をしたひて馳下る此隙をうかゞひて大坂の奉行等兵を起して德川殿を失ひ參らせんとはかる內府にしたがつて奥に下りし大名等が妻子一々にとつて質にせば彼等皆御方に參らんずらんとてまづ最初に忠興の妻子を城中に迎んとす彼妻子なれどさるものゝむすめ也又日頃の我夫の心のおくはしりぬ使度々に及べどもさらにその催しにしたがはずさらば人々の見こりの爲からめとつて參らせよやとて軍兵をさしむく忠興が妻家人等にふせぎ矢射させみづから十歲になる男子八歲になりし女子をさし殺し家に火かけさせて自害す奉行等案に相違しなまじゐなる事仕出し諸大名を內府の方人になしおほせて詮なしとて是より後人質とるべき沙汰に及ばず此上は細川が城攻おとせとて丹波但馬の軍勢をさしむくしかるべき兵をば引すぐつて忠興具して奥へ下るおとなしきものどもに兵少しつけて豐後の國へ行て杵築の城を守る丹後はに藤孝入道に年老たるいとけなき者とも也殘り居てはか〳〵しく軍すべき者多からずされども入道さるふるつはものにてすこしもさはぐ氣色なく宮津の城を捨て田邊の城にたて籠りかたき遲しと待居たり抑此入道と申すは弓矢打物とつて堪能なるのみにあらずしらぬ小藝にだに達せずといふ事なく天下双なき多才多能の人也けり中にも敷島の道を深くすきて古今和歌集の秘訣こと〳〵く此人につたはりければ此度我うち死したらん後

此道長く絕なん事をかなしみ城にこもれる初相傳の書ども取あつめて大内へ獻るとて

古も今もかはらぬ世の中に心のたねをのこすことのは

といふ一首の歌にそへてぞ參らせけるかくて丹波但馬の軍勢雲霞のごとく押よせ十重廿重にとりまきて火水になれと攻けれども入道ちつともひるまずふせぎ戰ふかくては此城中々一時に攻おとさるべきにもみへず烏丸の右大辨勅使として大坂に行向ひ輝元三成等に勅宣を傳へらる夫和歌は我朝の風として天地ひらけはじまりしよりこのかた百王の今に至るまでその道長くつたはれりしかるに今いにしへの事をも歌の心をもしれる人たちまちにうせなん事もつとも朝家の歎き也いかにもして彼二位法印がつゝがなからん樣をはかるべしと宣られたり輝元をはじめとして奉行等謹て承りいそぎ早馬をたてゝよせ手の軍をとゞむもとより入道は今を最期と思ひ切て戰ひし程によせ手たやすう引て歸らん事かなふべからず此よし又都に聞へしかば三條西大納言綸命をふくみて丹後の國に下向ありてすみやかに勅に應じ其城をさるべしとありければ入道畏て普天の下率土の濱王土王臣にあらずといふことなしと承るましてや此微賤の身かくまのあたり龍泥の辱をかうふるをやさりながら入道年わかき時ならんには弓矢とる身のならひあつて死を白刄の際に決して深く恩を黃泉の下に感ずる事もあるまじ今はよはひ已にかたふきぬたとへ此戰に死する事なからんにも餘命またいくばくぞやされればおしかるまじき身なるが故に親の名譽を貪つていかで主命には背き參らすべきと答奉りて頓て城を去て吉野山にぞおもむきける。

商畝按するに藤孝時に四十九歲なり。

さるほどに上方にも軍起れりと聞へしかば忠興等先陣を承り又引返して美濃の國に馳上り手合の戰にうちかつ德川殿ほどなくのぼり玉ひ關が原にて東西の戰を決す忠興又先陣して敵の大勢をうち破

る杵築を城をまもつたる人等大友が勢と戰て勝いくさす此時德川殿の御爲に家をも身をもかへり見ず御方せし人もとり／＼なりけれど父子兄弟夫婦主從みなこと／＼く功をも節をも盡せし事忠興にしくはなかりけりされば其勸賞にことし豊前の國一圓下し給りぬ「注あり略す」

南畝按するに忠興初め丹後の國十一萬石を領し其後杵築の地五萬石を加へられ此度豊前の國にうつりて三十七萬石を領せり。

かくて天下こと／＼く德川殿に歸して後慶長八年の春征夷將軍の宣旨かうふらせ玉ふ此時忠興も參議に任し從四位下に叙す「公卿補任を按ずるに忠興が參議に任ぜし事慶長九年也又□家補任には從三位としるす不審」されば此時草創の業はすでに成ぬれども柳營の儀はいまだ備らずこゝに彼藤孝入道は世々の公方につかへてしかも當時の有職也丹後の國を出しより都にのぼり仁和寺の邊なる所にかすかなる栖居してさとり居たり德川殿此人につきてこそ前代の事をも訪ひ當世の禮をも詳すべけれとて永井右近大夫直勝を御使として武家の儀式こと／＼くにうけつたへさせ玉ひたりされば當代の禮節は內々此入道の定め申されし事ども多かりしとぞうけ給はる「藤孝入道玄旨慶長十五年八月廿日に卒すといふたゝしその行年いくつといふ事いまだしらず猶たづぬべし」

南畝按ずるに羅山文集「卷四十一」云逮大神君之開幕府也遣居士就幽齋細川玄旨尋前代柳營之禮儀故事蓋是欲損益隨時也「見右近大夫永井月丹居士碑銘」

又按ずるに細川玄旨慶長十五年八月廿日に卒す黃門定家卿卒日と同じ歳五十九と擧白集に見へたり。

大坂の軍起りし時島津陸奥守家久海路おだやかならずとて參らざりしかば島津がのぼらざらんうちは忠興にも參らるべからざるを仰ありければ參らず子息忠利は參りたりふたゝび兵起りし時忠興兵

少く引ぐして馳上り將軍家のおん手に隨つて首廿をきつて獻る元和五年十二月忠興致仕入道し宗立と號し三齋と稱しける正保二年三月朔日八十二歲にて卒す左少將兼越前守忠利忠興が三男始め内記と申けり關が原の合戰に大御所の御側にさふらひ慶長十年四月五日侍從從五位下になされ大坂の軍にしたがひ父のゆづりうけて越中守を兼て從四位下にのぼり寛永三年八月十九日左少將に任じ同き九年十月四日肥後守に豐後の國に鶴崎の地そへて下し給て熊本の城にうつりすむ「五十四萬石下略」

一加藤左馬助藤原嘉明は三河國の住人三之丞某が男也「ある書に三之丞廣明と中略」元和元年嘉明從四位下に叙す同八年九月十五日若君御鎧着初の儀あり嘉明將軍家の仰を承て御介錯に參る希代の面目とぞ聞へける「此時大相國家かねて嘉明を召れて大納言家に御鎧をめさせ參らすべしとありしにしきりに辭し申す御ゆるしなかりしかばさらば家に歸りよく思ひはかりてのち御こたへをば申すべきにて候とて御前をまかりたちやがて嘉明が子々孫々にいたるまで長く二心被致まじき由の起請文を書てたてまつる此上は御免蒙るべきにて候と申す大相國家ふかく感じさせ玉ひ猶御ゆるしなければ終にしたがひぬと申せしなり」

〇武家閑談抄

中村式部少輔一氏

一菅笠の馬印

一天正十二年四月九日に池田勝入父子森武藏守と御旗本にて御一戰大事に及候處に御人數かゝりかね候砌半松金二郎茜羽織に十文字の槍をもち只一人勝入が數萬の陣へ槍を入突崩候其働天下に聞へ無隱「中略」此手柄上方へ聞へ先年天王寺勝曼の槍又只殼塚の槍扱は備中の蜂溪の槍をこそ申傳たれ此

度の平松が槍は前代希に珍らし〔下略〕

一隆景家老井上伯耆守就遠浦兵部宗勝背破（セハリ）具足の古物具にて大納言殿御馬の前へ出〔下略〕

一天正十五年に秀吉公聚樂御普請出來其冬御移徙有り天下の諸大名町人まで御祝儀を差上る其内日根野織部は御胄を上る千利休は石燈籠を上る日根野被上たる御胄の立物銀の八日の月也利休上候石燈籠火袋の窓八日の月なり一人は武道の物數奇一人は茶道の物數奇なるに兩人の心一同して奇妙なる事なりと天下にて取沙汰なり八日の月の御胄は大坂落城の時燒亡せし也生駒宮内少輔物がたりに八日月の立物は御胄の後に立月三分一ほどはかくれ三分二以上は御胄の上に出る也中々見事成御立物と申されし。

一近代世に勝たる名士同名たるを揃て世上にて是を稱す。

三駿河

越後上杉謙信家老宇佐美駿河守定行甲斐武田信玄内加藤駿河守光貞安藝毛利輝元臣吉井駿河守元春是三人也。

三勘兵衛

石田治部少輔三成内杉江勘兵衛田中兵部少輔吉政内辻勘兵衛藤堂和泉守内渡部勘兵衛是三人。

兩兵部

毛利家の浦兵部丞宗勝徳川家臣伊井兵部少輔直政。

一缺唇に勇士ありといふ事をかたる人の曰上杉景勝内川田監物信親いぐちなりし權現樣に本多百助信俊いぐち武田信玄に山縣三郎兵衛昌景久福島左衛門大夫正則家老長尾隼人一勝いぐちなりいづれも大剛の士也長尾隼人元は山路久之丞といふ伊勢神戸藏人友盛の旗下にて高岡の城主也父は山路玄蕃

と云北伊勢にて無隱勇兵也後には福島家にて隼人一萬石を領し安藝東條の城主となる或人の曰隼人は佐々木四郎高綱が後胤也隼人大力にて十幅一丈の四目結の白持衣一間半宛いだしたる銀の如意半月を出しにいたしたるとぞ大阪御陣の砌權現樣此隼人を土の中の人參と御譽被成候其隼人孫は森内記長繼家に奉公長尾出羽といふ子孫松江侍從に仕ふ隼人末子長尾勘兵衛は紀伊大納言賴宣卿に奉公仕其子久三郞打續て勤仕す。

一鐵盞ヶ嶺　中村式部少輔一氏が甲也又柴田伊賀守が甲ともあり。

一唐冠の甲に孔雀尾の羽織〔太閤秀吉公〕

一細川三齋に奉公せし老人浪牢して京にありしが其物語に攝州一の谷二の谷と云並て峙り一の谷の峠を鐵盞が嶺と云美濃國菩提城主竹中半兵衛重治が甲は一の谷と云明智左馬助秀治が甲は二の谷と云但一の谷の甲に並たる名物なりと云事により二の谷といふ柴田伊賀守勝豊が甲は鐵盞が峰と云是は一の谷より手うへ也といふ事總じて名物の甲は浦野若狹守が小水牛黑田長政の大水牛日根野織部が唐冠原隱岐守が十王頭福島正則の四股鹿の角本多中書の忠信甲井鹿角唐の頭の甲蒲生氏鄕の鯰尾并南蠻鉢伏木久內がわり蛤細川三齋の鳥山竹中半兵衛が一の谷明智左馬助が二の谷柴田伊賀守が鐵盞が嶺矢田作十郞が鯉の甲武田信玄の諏訪法性上下大明神秀吉公の八日の月台德公の御召角頭巾の御甲是等は無隱名物也加藤清正の長烏帽子藤堂新七が帽子なども世に名高き甲也。

一池田長門入道道雲の物語に日根野織部が唐冠の甲の立物鍾馗耳貳尺五寸脇立也但右の耳の立物は半分より折かゝりたる樣にする太刀打に構故なり。

一黑田長政つねに宣ひしは立物差物にても海老はねにして指たる計にては働時が馬を乘立行時に披こ落る物なり立物に穴をあけ受子にも穴をあけ皮にて結付べしと也自分の大水牛の立物もふすべ皮に

て結付られたるを其時みたる人かたりき。

一文祿十年に三好と佐々木承禎軍佐々木は東山に陣取三好は糺に陣取毎日懸合候三好より使を遣し此方に中村新兵衛と云覺の兵を出し可申候其元よりも是に釣合候覺の者を出し相手懸の勝負させ見物有べしと有り佐々木より江州一番の永原安藝守と云大剛の者を撰出し則兩方備を立修覺寺村の石地藏の前にて出合永原は素槍中村は十文字也互に力を出し戰中村遂に永原を突臥首を取此中村新兵衛は江州の侍也槍を合する事十七度首數四十一ある故鎗中村といふ右の戰の時中村が槍十文字の鎌が當り石地藏に槍疵付を後日に石切に申付槍の痕のごとくほり付させ末代のしるしとする也永原は丹羽長重に仕へたる永原實報院が一門也實報院も度々の勇功名高く覺の兵也後に淺野但馬守長晟に仕る其子永原兵右衛門續ひて淺野安藝守光晟に奉公する也。

一上方にて大合戰と云は舍利寺合戰也兩度あり初は享祿四年六月五日に細川高國と細川晴元との一戰也此一戰三好海雲先手にて高國を切崩高國は舍利寺〔天王寺東一里計〕より敗軍して尼崎の城へ取込同八日に切腹是近代の大合戰也後の舍利寺合戰は天文十六年七月廿二日畠山高政と三好入道宗三との合戰是又大合戰にて細川方藤田山城守安宅木隼人等數百人打死畠山高政方には究竟の兵共三百十餘騎討死高政敗軍之所へ河州高屋より高政の父政國かけ付横槍を入三好方敗軍也此時畠山高政の兵三木牛之助討死此牛之助は無隱大剛の者也五尺計の劒鍬形を立物して劒形には一句を書つくる運在天見敵無退と書付鍬形には一首の歌あり。

　人は只さし出ぬこそよかりけれ軍にだにも先懸をせば

右の立物にて討死也此牛之助は去る天文十一年正月十七日に河内國落合上畠合戰に一番槍を合申候敵の大將木澤（キザハ）左京進長政を牛之助討取其日組打槍付の高十一名其身太刀疵槍疵十三箇所負是程の兵

也此度舍利寺合戰の討死を聞てをしまぬものはなし右之物語此牛之助が立物の歌を片桐市正秀吉へ申上候へば仰に歌の樣不宜其子細は人は只指出さぬこそよかりけれとは牛之助には不似合秀吉が歌ならば

人はたゞさし出たるこそよかりけれ軍の時も先懸をしてとよむべしと仰られたるとかや秀吉公御生質指出玉ふ故成べし此時牛之助が從弟三木內匠手柄高名仕候高政の家老遊佐河內守長孝が感狀に去年芥川合戰以來爲渡十の高名都鄙無其隱と云也爲渡十高名と有る事口傳あり「私云木澤左京は細川家の大將大剛者也きさうと讀きさはにあらず」

一古人の云夜討には差物さゝぬ法故天野總次郎差物なし鴻巢山「勝賴が附城也」にては廿一日夜にて「天正三年五月長篠の時也」月はさへ申候放火にて晝より明かに候總次郎一番槍いたし候へとも差物なく後軍よりみへず戶田半平銀のされ首の差物さす故半平二番槍なれども一番槍とみゆる天野總次郎は夜討なれば差物さすまじきとてさゝず戶田半平は路遠し軍明日に持越たる爲也とて差物さしたるとや心得可有事也。

一森三左衛門可成が孫勝藏長可「後に武藏守と云ふ」次男はお蘭と云隱なき美少年にて信長御鍾愛の御小姓なりある時御座の間の窓の蔀をおろせよと被仰付お蘭承り小き竹の枝を持ち蔀のつき上の上は子共のせいにては及ばずして見へぬ故のび上り彼竹にてさしみるに大茶碗に水一盃入蔀のつき上の上に上置たりお蘭ふまへ物をして其茶碗をおろし扨蔀をおろすもし其心入なくして蔀おろしたらば茶碗も落てわれ水もこぼれ不首尾なるべきに念を入たる事淺からず是はお蘭が作法をためし御覽ぜんとて信長公の被成置たる事なり箇樣の神妙なる仁にて武勇の器量もある故十六の歲に五萬石の所領を被下しとなり。

一戸田赤母衣に金の戻竹の出し云云〔半右衛門尉重政〕

一天正十年三月廿八日武田勝頼の御弟仁科五郎信盛被籠候信州高遠城を城介信忠卿旗本にて一時攻にせめ取給〔中略〕高遠城一番乘せし信忠卿御小姓山口小辨佐々清藏にともに十六歳なり清藏は越中の國主佐々內藏助成政と云大剛の大將の甥也小辨は山城伏見の人賤き者の子なりされども容顏美敷故禿に被召出扨御小姓に成佐々清藏は觀世がゝりの能をよくいたし小辨は小歌名人にてともに御寵愛なり此度も戸田半右衛門大剛の兵を越一番乘ことにもき付の高名する兩人共に手柄をふるひたり其段御父信長公被聞召高遠にて手に合たる輩戸田半右衛門梶原次郎右衛門桑原吉藏各務兵庫幷兩人の兒小姓なり被召出御褒美御感狀被下先山口小辨を召此度高遠にての働希代の至り也城介めがねを違へず一入滿足被成候とて御譽御手づから國久の御腰物に御感狀添被下次に佐々清藏を召高遠の働骨折之由但汝は手柄致す筈也大剛の內藏助が甥なればなりと被仰長光の御腰物を御感狀添被下信長公大度絕類之人傑也其智世の及ぶ所にあらず小辨は賤きものなれば手柄高名誠に希代也清藏は伯父內藏助名まで上たる御褒美の御意とて大將に成人才は一言一行大事の事也とぞ惜哉かゝる手柄の小辨清藏其日數六十日餘りにて京二條の館にて信忠卿を明智光秀が奉弑時に兩人ともに十六歳を一期として討死せし也但清藏は小辨に向て云は我々すはだになり屍の上耻しいざ武具して討死せんとて兩人ともに突て出る一人づゝ敵を物付其死骸を構のうちへ引込其具足甲を取て兩人ともに着し又切て出大勢に渡り合討死せしにさも美敷顏血に濺髮も亂染しを見る人淚を流し兩人の首の前には群集せしとかや。

一天正十年二月穴山梅雪逆心に付勝頼も諏訪を引取織田城介信忠卿は仁科五郎信盛の籠候高遠の城へ御取詰奥沼原に御馬を取立使僧を以て仁科五郎降參仕候へ其子細は武田家人大半逆心仕候間勝頼滅

亡近日に候各誰が爲に城を持候はん哉早々降參せしと被仰遣仁科五郎小山田備中則御使僧の耳鼻をそぎ追返し一戰可仕旨返事也城介殿御せき候て高遠城を一時攻に攻取玉ふ小山田備中切て出城介殿を目がけ討取んと數度仕候へども不叶引て入仁科五郎と備中守渡邊金太夫春日河内守原隼人金丸又左衛門諏訪庄右衛門以下十八人大廣間に取籠り死狂に相戰中にも年頃三十五六なる女房緋威の具足に長刀を拔て水車に廻し諏訪庄右衛門が妻と名乘て七八人なぎたほし其後自害する大廣間は七間に十二間の家なり是に取籠り候故寄手も攻あぐむ城介信忠は淺黄金襴の袖衣かけ玉ひ廣間の前の塀に御上り候塀に添て桐の木あるに取付ざいをふり身をもんで御下知被成遂に仁科五郎小山田備中せい盡て自害する高遠落城の四日目に高遠見物せし人は被語候は彼大廣間天井も柱も鑓跡太刀跡さては血に染り明所なし庭に殘雪ありしが血かゝり紫雪になりたり地下人ども掃除に來りて居る其者ども申候は是なる塀の上に城介殿御上り左の御手にて此木をとらへざいを御取被成候小山田備中も仁科五郎殿も城介殿を見しり七八度も切てかゝり候其時太刀跡鑓跡にて候といふ城介殿御取付候桐の木にひしと疵あり扨廣間に二間の大床あり張付のから紙あり血膓なげ付指の跡四筋血にて一尺計も引て見ゆる地下人に尋候へば大將仁科五郎殿此床に上り自害膓を掴んでから紙へ打付手を御拭候其指の跡と申候仁科殿は年十九にていまだ前髮あり勝たる御若衆にて候と語る扨天井をみれば鐵砲の玉の跡いくらといふ事もなし是を尋れば答て曰仁科五郎殿さすが信玄公の御子なればつよく御働小山田備中をはじめ十八人狂廻り討かね候故森勝藏殿の衆屋根へ上り板をまくりて上より鐵砲すくめに仕候と語りたり後勝藏一手の衆を高遠の屋根ふき士と異名に付て笑ひしと也。

一三宅彌平次後は日向守一老臣となり明智左馬助秀俊と號し二千の大將に白練の羽織に永德に雲龍を墨繪にかゝせ其足の上に着し二の谷といふ名物の甲を着し光秀の先手をつとめ度々の高名その隱

なし。

大津の浪人衆二三人かたり居りけるに紀州浪人物語せしは日向守光秀は信長公御父子を奉討所司代を京都に置て洛中の地子錢を免し祠堂銀を南禪寺大德寺妙心寺へ寄進し洛中仕置を閙しそれより江州へ發向し信長公御居城安土を取殿主に取籠置候重寶ども不殘亂妨し坂本の城へ納置て安土城代には明智左馬助を二千にて殘し置光秀は京に歸る同月十三日秀吉公と山崎にて一戰し敗軍其夜に栗栖にて被討候也明智左馬助は安土城に有しが秀吉三萬餘にて西國より馳上ると聞て我此城を守り何の詮あらん光秀と一所に討死せんと云しが光秀討死を聞き直に坂本城へ入て主の妻子を刺殺し自害せんとて粟津を北へ大津さして打通る秀吉は坂本の城を取んとて京より下り玉ふ御先手堀久太郎秀政二千にて大津八町札の辻へ出ると明智左馬助出合頭に出合て則合戰す打出の濱にて火花を散らし戰候へども左馬助は小勢故打負候本道は大敵取切不退得候に付湖水へ乘込て被打者數を不知明智左馬助は白練に雲龍書たる羽織に二の谷の甲を着し大鹿毛といふ馬に乘り湖水へ乘入志賀唐崎の一松を目當に馬を游がせ候秀吉公の諸軍勢海端に立並んで左馬助只今水に溺れて死るをみよと詠居候左馬助は坂本の城に久々罷在大津より唐崎までの海上淺深をかねて存候故遠淺を渡し馬の足はづるゝ所を游ぎ何の事もなく唐崎へ着申候大津の浦に詠居たる秀吉の軍兵ども數千人すはや左馬助渡しすましたるはあれ遁すなとて海ばたを叫喚て馳來る左馬助なんなく唐崎へ乘上一松の本にて馬より下り息合を馬に飼ひ松の根に腰をかけ追來る人數を詠て遠見して休居る追手の勢四五町に近づく時に左馬助馬にひたと打乘唯一ト馬場に坂本の城へ乘切て掛入町中に十王堂あり其堂の前にて馬よりおり手綱のまかりを切て堂の隔子に繫ぎ付け頭を高く張り矢立取出し紙に明智左馬助秀俊只今湖水を渡候馬なりと書付手取髮に結付其身は城に入主の光秀の內方自然と天然云ふ兄弟の子供を殿守の上へ入

れ燒草を込待懸候秀吉公の御先手雲霞のごとく亂入候十王堂の前につなぎ置たる馬を見付秀吉へ上る名馬なりとて御召に被成候翌年志津が嶽合戰にも召たるに少もたるまぬ程の名馬也扨秀吉公の御人數七重八重に殿守をとりまく明智左馬助は光秀安土の城にて取來候不動國行の御太刀二字國俊の刀藥研藤四郎の脇指なら柴の肩衝乙御前の釜綸ふこの水さし虚堂の墨跡等を唐織の宿衣に包み女の尺の紳にて結付殿守の武者走へ持參し大音にて申候は寄手の人々へ申候日向守運命盡討死仕候に付妻子をかたづけ左馬助も只今自害仕候但了簡仕候に我々こそ滅亡仕候共天下の重寶を滅し候はん事無念に候間目錄相添渡し進候將軍若君達へ進上被成給り候へとて殿守より彼道具どもを宿衣に包み下へ追下し候寄手數千の者ども是を聞き先年松永禪正が多門城にて平蛛の釜をうちわりて其身も切腹せしとは各別哉と不感はなかりし其後左馬助は小姓立を呼び日來着たる白練雲龍の具足羽織と祕藏せし二の谷の甲を渡し是を坂本の西教寺へ持參し明智左馬助只今自害仕候此甲羽織を差上候間百ケ日迄の御吊奉賴候とて金子百兩添て遣しさて光秀妻子次に自分の妻子を刺殺し燒草に火をかけ殿守半に燒上る時左馬助も腹十文字にかき切名を蒼天に上たり古今類希なる働なりと感淚を流さぬはなし其後星霜五十年すぎ寛永年中の始に白練の羽織と二の谷の甲は西教寺に殘り有しを彼寺の檀那山中山城守長俊が孫山中佐右衞門友俊彼二の谷の甲を申請て紀州へ持參する數年後松野大學と云人の手にわたり大學死せし後紀伊中納言光貞卿の御家中宇佐美造酒助孝定是を求め得たり今に二の谷の甲は宇佐美造酒助所持するとなり。

一濃州輕海合戰に信長公御勝被成齋藤龍興が家老稻葉又右衞門といふ大剛の侍を討取玉ふ但池田庄三郎信輝と佐々內藏助成政と相討也信長公御實撿被成帳に御付被成候時佐々池田相討にしてなしと堅く詰る佐々は池田一人が高名と申池田は佐々一人が高名と申相論不決大體は人の取たる首も我取た

ると申は世の人情也是に引替互に譲り合て不埒明數刻に至る何とやらん見事過て信長公御きげんあしくなる出頭人に會下僧鴻藏主といふ僧あり金言を申す故異名に金言藏主といふその僧信長公御きげんあしきを見付罷出此首は池田が取たるにても無御座候佐々が取たるにても無之兩人の申上る所尤と申上る信長公さて兩人の內に　人不取は此首は誰が取たるかと御不審也鴻藏主申上るは何の事もなく瓜のごとく首の蔕落にて候と申上る御前の小姓衆どつと笑ひ信長公も御きげん直り事濟なり。

一むかしより皆朱の鑓玳瑁の鑓は武功重たる武士ならでは不免〔下略〕

一永祿三年三月上杉謙信は鎌倉へ入玉ひ鶴が岡の神前にて管領に任じける近衛關白前久公御下向公方輝よりは大和兵部少輔上使たり其時關東八州の大小名列座也時に千葉助國胤と小山政種と座の論あり謙信聞玉ひて曰千葉殿は關東八州の諸士共の上たるべし又小山殿は關東八州の諸士の下たるべからずと裁判有ければ事靜候謙信當意即妙才智なりと天下にて譽けると也。

一三宅長慶は光源院義輝公の執權にて天下の仕置する其弟に三好豊前守之長後に入道實休と云其弟を安宅木攝津守冬康と云執れも四國の守護細川讃岐守持隆の家人也持隆は尊氏將軍の御代細川刑部太輔賴春とて管領たりし其九代の孫則阿波國勝端に在城也然るに天文廿一年八月十九日三好實休逆心し坂本郡見性寺にて細川持隆は生害也其子眞之當時幼少故萬事三好が儘にして剩主君持隆死後其室を實休妻女として惡逆頗甚永祿五年の春京都にて佐々木義弼三萬餘にて京へ攻入しかば公方義輝公にも八幡山へ御楯籠三好長慶も城を河內の飯盛に構へ楯籠る處に佐々木義弼先手蒲生下野守定秀八幡山を責る伊勢の北畠源中納言具教畠山尾張守高政も佐々木一味也畠山高政は紀州湯淺より討立根來法師を從ひ泉州へ討て出る泉州には長慶が弟十河一存安達木冬康三好刑部同左馬助岩城主稅早瀨賴持等岸和田に籠城して畠山高政を防ぐ實休は一萬餘にて阿波より渡海し岸和田の加勢として條原

右京を入道賓休は岸和田の東久米田寺の山に陣を取久米田寺とは聖武天皇の御願所行基菩薩の開基也此寺建立の奉行は橘諸兄公とかや則此山〔此末未寫〕

○御鐵砲

神君御鐵砲七挺當時御藏にあり。

百目玉御筒象眼立布袋の畫に銘あり。

錫飛行盡人間不到境　此所に布袋あり

五拾目立御筒象眼立達磨の畫に銘あり。

觸處萬慮忘五蘊皆空　此所に達磨あり

三十目玉御筒象眼。

雷

同前。

孔雀

十匁玉御筒象眼。

鶏

壹貫目玉御筒。

叢筒〔一里十丁にいたるといふ茶臼山より大坂の御城へ打込しと云傳ふ〕

三百目玉御筒。

叢筒〔同前これも同じ〕

此二つは別て御秘藏のよし御藏に注連はりてあり、取扱の者も麻上下を着すと云ふ、高井隅

州一實員一云右大筒一挺の重さ凡三百貫目以上もあるべき歟。

○樂天詩

大空におほふばかりの袖もがな、、、

樂天詩。百姓多寒誰可救。一身雖煖亦何情。安得大裘長萬丈。一時都蓋洛陽城。

○信雄の訓

或書に織田信雄と假名つけてあり、雌雄の雄にてカツと讀しや。

○西遊記の事

大坂に橘春暉といへる醫師あり、もと勢州の人なりとぞ、西國を遍歷して肥後薩摩などに留滯し、土風を記して西遊記といふ、十卷あり（四十紙ほどづゝ）天明三年卯の頃より辰どしの頃まで一僕をつれて浮遊せしと也、その西遊記なるものおもしろしと、伊庭若子徳（又左衛門）來りかたる。

○譯文の例

天明八のとし春の頃諸子とゝもに譯文の會をなす、よりて孟子の文を假名にかきて本文をしるし文章の稽古とす、其草稿

もろこし宋の國に百姓あり、その作る所の苗のながくのびざるをまだるしとて、手をもつてその苗をぬいて引のばしけるが、おろかなる顔つきにて歸りて、家内のものにはなしけるは、今日つかれはてたり、われ苗ののびざるゆへに手をもつてたすけて引のばしたりと、その子おどろきいそぎゆきみれば、苗すなはちかれたり。

宋人有閔其苗之不長而揠之者。芒々然歸。謂其人曰。今日病矣。予助苗長矣。其子趨而往視之。苗則槁矣。

かながきにては長く繁きも漢文にはかく短く簡に書とれり

神農の道を學び許行といへるものゝ人の事を陳相にたづぬることば〔●問○答〕

●孟子とふていはく、許子はぜひとも手づから粟をうへてしかうしてその米をくふや　○陳相答ていはく、左様なり　●孟子とふていはく、許子はぜひとも手づから布を織てしかうしてのちにきるや

○陳相答ていはく、いや左様ではなし　許子はかはの毛衣をきて居ます　●孟子とふていはく、許子は冠をきて居るや　○陳相こたへていはく、冠をきて居ります　●孟子とふていはく、何の冠をきら

るゝや ○陳相答ていはく、素き絲をもて織りたる冠で御座る ●孟子とふていはく、みづからおるや ○陳相こたへて、いや左様ではなし、粟をもつてとりかへてきます、●孟子とふていはく、なぜみづからおりてきられざるや ○陳相こたへていはく、耕作の邪魔になるゆへで御座る ●孟子とふていはく、許子は釜で物を煮、蒸籠で物をふかしてくひ、鐵器の鍬鋤を以て耕作するや ○陳相こたへていはく、左様なり ●孟子とふて曰、これみづから作りて用ひらるゝや ○陳相いはく、いや左様ではなし、粟とゝりかへます。

孟子曰 ●許子必種粟而後食乎 ○曰然 ●許子必織布而後衣乎 ○曰否、許子衣褐 ●許子冠乎 ○曰冠 ●曰奚冠 ○曰冠素 ●曰自織之與 ○曰否以粟易之 ●曰許子奚爲不自織 ○曰害於耕 ●曰許子以釜甑爨、以鐵耕乎 ○曰然 ●自爲之與 ○曰否、以粟易之。

註此語八反皆孟子問而陳相對也。

平治物語光頼參內之事條

問● 答○

光頼

●サテハ主上ハイヅクニオハシマスゾ ○黒戸ノ御所ニ ●内侍所ハ ○溫明殿ニ ●劍璽ハ何クニ ○夜ノオトドニト ●左衛門督次第ニ尋給ヒケレバ ○別當カクゾ答ラレケル

和漢ともに文の妙を見るべし。

昭元年左傳

宣子遂如レ齊納レ幣。見二子雅一。子雅召二子旗一、使レ見二宣子一。宣子曰。非二保レ家之主一也。不臣。見二子尾一。子尾見レ彊。宣子謂レ之如二子旗一。〔見宣子見彊賢遍反〕

此文二事同じ事を互に記してかた〳〵は略す妙なり。

○眞言秘書

眞言秘書のよし人のもて來るに

一　三寶院許可血脈私口決
三帖之内第一

二　佉汀印明私口決
三帖之内第二

三　佉汀紹文
三帖之内第三

四　佉汀血脈私口決

五　蘇悉地汀印明私口決

六　第二重私口決

七　第三重私口決

八　瑜祇印信卅七尊私口決

九　瑜祇内作業灌頂十五尊私口決

十　瑜祇灌頂一印一明私口決

傳法許可灌頂印信血脈

昔大日如來開大悲胎藏金剛秘密兩部界會授金剛薩埵數百歲之後授龍猛菩薩如是金剛秘密之道迄吾祖師根本阿闍黎耶弘法大師既八葉焉ィ今至愚身第卅三代大悲胎藏卅二葉傳受次第師資血脈相承明鏡也小僧數年之間盡求法之ィ誠幸隨先師授纔法印蒙灌頂印可受ィ阿闍黎印融深信三密奧旨久學兩部大法今機緣相催所授許可灌頂密印也能洗ィ五塵之染可期八葉之蓮是則酬佛恩答師德吾願如此不可餘念耳

長祿三年〔己卯〕十二月十五日
傳授阿闍梨法印權大僧都賢繼
奥ニ
文明十〔戊戌〕七廿五記之　金剛佛子印融
三寶院許可血脉
金剛名號　遍照金剛
右於武藏國小机保鳥山三會寺授丙部大法畢
長祿四年〔歲次庚辰〕十月四日〔斗宿日曜〕
大阿闍梨法印權大僧都大和尙位賢繼
寛空授元杲印信文云抑遠自大日如來迄于禪定法皇胎藏界十一代金剛界十二代相承傳來等云云
康保二年〔歲次乙丑〕十一月廿五日〔辛卯〕
元杲授仁海印信文云遠自大日如來迄于蓮臺僧正胎藏界十二代金剛界十三代相承傳來等云云
永祚二年四月廿三日 五イ
以上或記ノ說也爲二廣ク知ンカ一記之
本云于時文明十年八月一日記之金剛佛子〔印融〕
佉汙印明私口決
抑佛何坐五體胎音金諸印皆胎諸言皆金居金臥胎立金坐胎行金留胎動金靜胎行住坐臥四威儀擧手下足皆胎諸言音皆是金開眼金閉眼胎也是則兩部不二秘密曼荼羅也故瑜祇經云所出言語辨成眞言等云云已上重々幷口決開道場之口授注之爲不忘却也可破々々注紙面事往昔蓋未在之有恐有憚云云
已上元海記　七第三重〔私口決〕

追加

御筆印信曰

大日如來金口所說一行法身即身成佛印眞言

虛心合掌屈二風拄二空並竪成

右弘仁十一年〔庚子〕五月三日於東寺

實惠大法師授之汝雖入寫瓶

室不幸器故又眞雅大法師

授之可入室之耳

入唐沙門空海

第三重同上

金剛阿闍黎敎諸弟子以緋繒掩面與彼作加持令次阿闍黎敎彼薩埵誓置花於印中令彼散支分隨花所墮處行人而尊奉敎彼本明印令其作成就此名金剛手內作業灌頂極秘密中秘此名五佛源金剛即寶光蓮花即羯磨佛部和合同一體已上總五佛共爲佛部即此身五佛右臂觀音部左臂金剛乘(埵イ)頂上摩尼屬多羅毘俱胝並是羯磨部三世不動尊即名四攝智喜戲名供養虛空眼外持金剛光彼岸即名三十七最上極深秘(密イ)法佛秘成就　以上

九瑜祇內作業灌頂十五尊私口決同十二日記之

金剛佛子印[融カ]

覃按文明十年八月也

〇四十五日の忌の事

四十五日の忌といふ事、日本紀略圓融院の條にみゆ、方忌の類也、蜻蛉日記幷東鑑などにも見へたりと、保己一撿挍の物語也、いかなる事かしらず。

〇呂宋國書簡

むかし呂宋國より天主教をひろめんとて、その道を學べるものを使として本國におくれる書翰の寫とて、人のみせ侍りし。

呂宋國王　郎敞珨黎嘮君迎　謹沐顚首書于
日本名高國王陛下昔者已有復書言謝茲因
山厨羅明教寺巴禮寓薩褚瑪稱欲往名高謁見
聖上恭惟
聖上當知此山厨羅明教寺巴禮乃呂宋分派往寓
貴國彼爲人聰敏得道好爲美事欵
本朝于系蠟氏『一統』奉祀一位無極至尊名
寮氏乃
天地萬物之主僕等棄邪皈正破暗崇明識
升天之大道于是
本朝于系蠟氏一統

皇帝及諸官長至士庶民無不欽羨而讃揚之然此
巴禮往
貴國非爲世間金玉之玩好止欲人超拔魂靈升
天受福無窮倘倒陛下乞存薄面嘉善覆陰毋
斯遐棄則僕佩戴曷敢忘乎其餘別寺巴禮寓
貴國尙有數年矣佗亦如此善心
貴國人民既所識也第因海天遙隔不得躬造特書
上達伏冀如面僕不勝□敬之至
西土壹千六百單肆年漆月念捌日郞做洛黎曉君迎再頓首
按歐羅巴の年紀天明四年に至て千七百八十四年なり此千六百年と云へるは慶長九年の頃か猶可尋
○中原廣通枕山處士に與ふることば
中原廣通〔石野平藏後號遠江守〕は和歌をよくせりそがかきたるものに
枕山處士にあふ
むは玉の夢てふものはいともはかなきためしに社いひためれ、しかはあれどかみほとけの敎をかうふりものゝさとしをしり、あるは雨となす人てふを得て國をうるほし侍るよし文につたへ、あるはいつきむすめの心たかきすみの山の月日の光あきらかなるしるしを物語にあらはし、位の山にのぼるべき松の榮そのゝ胡蝶の羽風ふきつたふることくさおほく、住の江のきしによるなみよるのあふせを思ひねに見侍るたぐひ、いひもてゆけばやみのうつゝにはまされる事もおほくや侍るべからん、これらはみなかしこくいたりふかき心よりして誠もあらはれ、なさけおほかる思ひよりしてこそかひある事も

侍るべけれ、何事もわいだめなきたましゐはしかあらじとわれから思ひくだし侍るものからしれたる心にもさすがに神佛のひろき御めぐみにもれ侍るべきにあらねば、かしこくつげさせ給へるにこそはと思ふ事も身にとりてもなきにしもあらず、又わかれしおやの御おもかげもゆめならずして何をたのみにたいめ給はらん、さるげに／＼しきゆめにはあらであやしき夢がたりこそ侍れ、いまだわから侍りしあさゐの頃よりねざめしらるゝ曉にいたるまでたび／＼見侍るやう、わが住里よりさのみ遠からぬ、西にあたりて山里めいたる所にしる人ありてまかり侍るに、道すがら左に山を見右に谷を見て、松のおほきなること木などもあまたこまやかに枝をつらね侍る、陰をゆきかよふに、つは市の八十のちまたもなくあふさかの關の岩かどもなし、梓弓末はるかにますかゞみ、むかふかたたと／＼しからず、あふ人なくて鳥の聲かすかに、かたへにふるゝ山水梢ふく風の音もをどろ／＼しからずきこへて、門はしとみのやうなるに竹のさえだのかれたるをたてゝ、わらびのほとろにかあらんしめゆひ侍るをあないもせで内にたち入侍れば、いさごきよく石なめらかにして庭の面いと廣し、みんなみおもてのすのこだつものにしりかけてとばかり見めぐらせば、うへ木どもいとうるはしく大きなる木に藤の咲かゝりたる、花のしなひ世になくながきにつゝじ山吹のさかりのさま、時はやよいの末にか侍らん、時鳥はまだなかぬにやあらんとおぼしく、卯花の雪もなし、さゝのくま／＼岩根の陰までも塵をだにすへじと思へる、あるじの心しられて床夏のはなゆかしげなり、うちよりかじけたるわらはのいできたるをさきにたてゝすのこをゆくに、長き廊めく所をわたりて、もやとおぼしきにいたれば、ふるこたちめくものあまた居てそゝやなどいふめり、男どもはみへずあるじ出あひて程へ、てたいめしたるよろこびうらなくかたらふ夢のうちにも、さのみ位たかき人とも覺へず、われよりはまされる人とはしられて打かしこまりてものうけ給はる、としの頃いそぢ計にてたけたかゝらねど、すくよかにかた

ちよくとゝのひて、色白くひげがち也、何事をいふともなけれど、はて〳〵は世のつねなさをかたるこゝちす、歌などよまゝほしけれどひまなき物語によみも出ず、日くれかゝる程にかへさをいそぐやうにてめさます事いくたび見侍るもおなしおりおなしさましたり、つら〳〵思ふにいかなるさきの世のちなみ侍る人にや、又は後の世にかゝる契をむすぶべきえにし侍る人にやと、久しく見ざるおりは又もみてしがなとこひしく物あはれなる心地す、げにうつゝとてもさだめがたき世に、年へておなじ事はなきものなるにいく年かみ侍る事のかはらぬはゆめこそいとはかなからねと思ふにつきて、此ゆめまたみ侍りてさむる枕に思ひつゝけ侍りける。

うつゝぞとたのむもおなじ夢の世に夢を夢とも何かさだめん

寶曆十三年　　　ひろ通書

○立圃驛路全書

國の守たるが江戸へくだらせ給はんとて、長月はじめつかた伏見に一夜とまり給ふにま見へたてまつりてより、道すがらのうちにつぶやきける句どもを書つけ侍るは、なか〳〵旅のつかれをまぎらはさんのたはふれごとならんかし、伏見にて

門出をやよくおがみふし三日の月

逢坂やのほりくたりの月毛馬

秋風の大津まくつゝ浦の波

野路草津をとをるとて

はな〳〵の色をや野路の草つくし

草にかる花むらさきの石邊かな

水口あたりの早田はかりておくてはまた青かりしをみて

　たけははや近江おもての稲むしろ

土山のほとりに蔦の紅葉しけるを

　色そへてあかつち山やつたかづら

坂のした

　山坂のしたひゑわたるたひね哉

　しはぶきやせきの地蔵の秋の風

　かめ山は蓬莱島かきりの海

六日の日俄に雨ふり出て近江の菅蓑よいせあみ笠よと人々なやみさわげば、日たかく四日市にとまり給ひぬ、夜一夜降りてあくる日もふりみふらずみ定がたき空にて、くるゝまに／＼猶頻りに降る、さらぬだに旅はうきにぬれてほす□（草カ）の露にもあらざれば、所の名もつらくおぼへて

　秋の雨や二日はとむる四日市

桑名のわたりにて

　秋風やうけとりがちの渡し舟

　すゞ蟲や波を名よせの鳴海がた

岡崎にて

　長月の弓をやはしに矢はぎ河

　秋の葉はちりうのよねか神の庭

赤坂に雞頭花の咲けるを見て

赤坂の名にこそたてれ雞頭花

けふは九日なり、きくのきせわたは旅ながらもとてあたゝめ酒をくみかはせしに

重陽のきく衣（重カ）をや旅ごろも

しほみか坂より、しらすか荒井を見おろして

秋風にあらぬは波のしらす哉

濱松ややゝ遠江きりの海

十日のくれがた風すこし吹て雨雲たちかさなりしも、夜に入てけしきかはりければ

星ひとつみつけやはるゝ秋の雨

又の日のあしたは霜しろく、露もこぼるゝばかりに見へて、いとさむし

旅はうしやゝさむき日のたびはうし

懸河のはしは土橋と見へしが、よく見渡せば柴をつかねあげてつちをあつくおほへり

かけ河やはしはしゐ柴栗はしら

月はいざさよの中山晝とをり

茶やへ立よりたづさへたるきくをとり出たりしに

宿の名をきく川やよき酒の味

木々はみないろ葉つゞきのかなや哉

色鳥につぶてやうつの山がくれ

十三夜江尻にて

名月もえしり中さぬたびね哉

おなじ所にて、ふじの山をながめて
　月は二度つねに名高しふじの山
十四日清見をこゆるとて
　すぎし夜の月の名や又清見がた
田兒の浦にて
　身にしまんあまの手足やしほ衣
うき島が原よりふじの山を見て
　雲きりにかくれん房かふじ太郎
その夜は三島にとまりて
　光そふ月やみしまの神すがた
　秋さむき山中もいざ茶やの餅
　にしきにてつゝむやなにの箱根山
　ともすりにあかき木葉や猿すべり
　秋さむみたつや湯もとの茶やの門
むかしがたりをおもひ出て
　月やむかし見し大磯のとらの時
　八穂もさやとつかもあまる年貢米
とをき旅の道もさはる事なく、けふはまいりつかんとて、上中下いさめるに河崎品川をすぐるもうれしくて

菊のかはさきしなかばや氣のくすり

待まうけし人々の、いかにとたがひによろこびあへるを見て

さくら田や時いたりぬる紅葉の賀

慶安五年九月十八日ひなやの入道立圃

寳泉院
四蟹子萬治の夏さつきのなかの三日老筆を三島の御手洗にすゝぎぬ。

○三十番神次第引書

三十番神次第の中に、百萬遍過去帳淨福寺周椿和將の過去帳江州志賀郡坂本の西教寺開山眞盛上人神名帳と書を引けり。

○赤山〔苗鹿〕

東山智恩院の御忌の法則に、赤山(セキサン)とすみてよむ、苗鹿(ナウカ)メウカともよめり。

○其角一蝶墓

其角が墓は二本榎上行寺にあり、そのむかひ來教寺に英一蝶が墓あり。

○三女中刑罰の書付

三女中御刑罰之事略

一江島は輕き御家人白井某と申ものゝ娘にて若年の時は尾張殿へ相勤名はみよといふ後御本丸に出用ひられて御使番となり文昭院樣御代まで續て勤しなり月光院樣御出產の時附させられ御年寄に被仰付後大年寄になる。

一宮地と申女中はそのもとかろき町人の子にて飯田町に居候呉服屋の五郎右衛門と申ものと夫婦になり其時ははや十八九の頃に候其前に申かはしたる男有之五郎右衛門と夫婦になりたるを承り或夜五郎

右衛門方へ忍び來る五郎右衛門其男を裸にして宮地をば親の方へ返せしに月光院樣いまだ御小姓にて御入候節御髮結を御尋有之遂に此宮地を御次に召出され夫より立身して御年寄となり宮地と名を改め江島同樣思召に應じ御召替の御乘物御挾箱までも拜領いたし候程になり候て山田宗見といふ町醫師の娘分になりて宿下りなどいたし候。

一山田宗見は松平右衛門督殿より出入扶持二十人分申受候に或時妻を追出し候へ皆不審の事と申候江島の事に付扶持は召返さる。

一櫻山と申せしも輕き町人の娘にて御年寄清田と申す茶の間女中にすみ月光院樣いまだ左京樣と申奉りし時御ぐしあげになり御部屋樣へ御次衆三位樣と稱する頃御年寄に上る。

一正德甲午年正月〔實正德四年有章院樣宣下之二年〕常憲院樣文昭院樣御廟へ代參として被遣候人數江島〔大年寄〕櫻山〔年寄〕宮地〔年寄〕吉川〔表使〕いよ〔御仲居〕れん〔次頭〕よせ〔次頭〕木曾地〔御使番〕藤枝〔御使番〕よの〔三ノ間〕きす〔三ノ間〕せん〔茶ノ間〕以上十二人芝へは江島上野へは宮地を頭として二わけにわかりて行く江島は御廟の御代參を致しそれより直に木挽町山村長太夫芝居見物に參り兼て御代參女中の事相勤られて以後は方丈において饗應有之先例にて候處同日は方丈へもまいらず退れ候故に役僧ども例格相違に付不審申會候。

一然る處山村座に奥女中大勢見物の沙汰相聞へ其よし芝山内へも通し候人有之候。

一宮地も上野御代參相仕廻すぐに山村座へ落合双方あはせ十二人壹座にて役者どもを召呼酒盛時刻移り申刻頃御城へ罷歸。

一十六日有章院樣御乳人〔御書院番蘆屋主殿伯母〕芝御廟へ參詣方丈へ參り候處祐天の弟子祐海御乳人へ申けるは去る十二日江島殿はじめ拜禮以後木挽町芝居見物に被參候由に候若し後日御當山へ御

不審等も有之候ては迷惑仕候當寺後難無之樣に御取計可被下旨申達候に付御乳人罷歸月光院樣へひそかに申上御留守居衆へも達し有之候二月朔日は日光御餠頂戴之御事に候へばそれすみ候迄は何事も沙汰なしと申御事なればたれ承知仕候者も無之候。

一江島宮地腰添に罷出候御小人ども中島久左衞門稻川總左衞門久野金五右衞門竹澤甚助兩人衆木挽町へ可被參候に付四人共申合せ其儀は決して不相成義之由を申遮てとゞめ申候へども兩人聞入無之金子をとらせられ候併後難をおそれ早速其旨御廣敷番頭へ屆候由。

一二月二日右十二人之女中御廣敷へ被召出御留居列座にて松前伊豆守申渡有之江島事白井平右衞門へ當分御預け女中之分五十七人へ申渡「此女中とばかりこれある未だ審ならず」

正月十二日上野增上寺參詣之節木挽町見物所へ立寄下々迄不屆之事どもに付追放被仰付者也

右女中分乘物にのせ雨戸をはづし敷物無之平川口より直に下宿。

江島姪御次頭□□宮地姪御小姓ゆか吉川姪御服の間れよ外に三四人右いづれも御いとま。

御用掛

大目付　仙石丹後守

御目付　稻生次郎左衞門

丸尾五郎兵衞

町奉行　坪內能登守

二月七日

狂言作者　中村清五郎

山村座役者　生島新五郎

中村源太郎

勘彌座　村上平右衛門
木挽町茶屋　海老屋
此者江島下女を妻に爲致候旨
山村座　葉山源次郎
同十二日吟味十五日　市川富三郎
江島へ姦通いたし候に付　生島新五郎

右之分評定へ被呼吟味有之生島新五郎繩下入牢此兩人は牢舍

御目付衆江島方へ被參御吟味之上揚屋

同廿二日評定所吟味
長太夫養父　常閑
堺町勘三郎座　藤村半太夫
袖岡庄太郎
岸田つま菊
藤田小吉三
竹之丞座　瀧井半四郎
山下かるも
茶屋　立花屋
大黑屋

右之分御吟味夫々白狀に付御預け

市川團十郎
筒井□(歌カ)之助
兩所芝居二月廿二日より止
長太夫
新五郎
右兩人牢舍外は出牢
遠慮　高九百石　奥御醫師謙德院子　奥山交竹院
高五百石　御留主居番　平田伊右衛門
小普請方　金井六右衛門
上方御代官　諸星彦之丞
高五百石　小普請　白井平右衛門
高二百十俵　新御番大久保淡路守組江島兄　豐島平八郎
江島弟　同　平四郎
三月五日
遠流　江島　三十三
死罪　白井平右衛門
撿使大目付大岡因幡守御目付山口與右衛門都筑五郎左衛門太刀取坪内能登守組大谷次郎右衛門
追放　豐岡平右衛門

利島へ　平田伊右衛門
三宅島へ　交竹院
大島へ　平田彦四郎
八丈島へ　金井六右衛門
重キ追放　金丸四郎兵衛
改易　西與一右衛門
追放　杉山平四郎
死罪　奥山喜内
右は交竹院弟也御徒頭拜郷半左衛門請取之於水戸殿其沙汰可有由
追放　金井六之助
同　白井伊織八
同　同平七郎六
金丸又三郎十九
同三十郎
平八郎弟　疋田吉十郎
呉服所　後藤縫殿
梅屋善六
後藤手代　清助
同　次郎兵衛

大島へ　　　　　　　　　　　　座元　山村長太夫

三宅島へ　　　　　　　　　　　　　　生島新五郎四十四

神津島へ　　　　　　　　　　　　　　中村清五郎

放拂　　　　　　　　　　　　　　　　瀧井半四郎

續武林隱元錄云瀧井半四郎ハ唯一度出テ蒙罪勝山又五郎ハ召サレシガ不出シテ免カレシトゾ

交竹院事御近習數年相勤ながら女中交り之儀御大切の儀を覺悟之上親類にても無之江島と相親み又私宿せしめ又外人に對面爲致遊興の場所へ參會致し弟喜內娘を江島養女に取計江島を誘引猥の義とも有之候處制不及姦犯之罪科重々に候へども御宥免之御沙汰を以死罪一等を御減じ遠流に行ふ者也小普請方金井六右衞門は表向勤候處猥に江島に對面役者を集め深更に至る迄酒に長じ其費は御用達町人栂屋善六に申付彼者をも江島へ參會せしめ年來勤方行跡に云々金丸四郎兵衞以下夫々にての御科條有之以下略

松平保山殿〔大老〕御咄に荻生總右衞門申候由秋元但馬守樣は御上御四代の御執政被成終に何の御しおちもなく名人と呼られ候に今度江島殿御詮義はおかどちがひと奉存候其子細は周禮と申天子の役筋を書候書に宮中の官女の姦犯の罪を聞さばきには物靜なる物かげにてひそかに糺明するものと見へ申候其上女の科は天下へ掛りたる謀叛がましき事は先は希に候多は先は色情までの事にて候此年九月は秋元候には御死去可被成候そのわけは年久しくあやまちなき御政事になれ給ひたる御事なれば此度の評定さはき大造過たる事は必御後悔可有候さりながら夏のうちは陽分に候へば人の氣も淋しからぬ時なればさして御病氣も出まじく候九月は肅殺の頃なれば此時に至りて數十年の勤勞も出此度の御後悔も出會て御病氣つかれ候はゞ御平愈有まじくといひたるに總右衞門はじめ御はなし申たる時うらや算に

ては有まじとて御笑ありしに果してその九月御死去ありしを安藤仁右衞門かたり候由。

世人の妻の淫奔をなせしを妬みて爵祿を君に返し仕官の道をわすれて雨露に暴され山野に餓し剩へ姦夫のためにかへりうちに討るゝもの惑溺にしづみてそひぬるあさましさめさるゝ君のおろか大かたは互格に候へぬる今此一件を徂徠が謗議せしを以て見候へば秋元侯は淫亂の人にてか好色の妬より起りたる政とみへたり後世俗情大かたは兄弟なり呂后則天をとがむべきにあらず。

按周禮の三九二十七より七十女御にいたり位職別事なきは婦人御にあたる事は婦人の常故にて候故に容せざれは父母にすら見みへ奉らずといへり是養ひがたきのいはれなり新五郎長太夫以下のものはもとよりめされて姪をうる助生なればそむけるとも咎めがたし交竹院以下朱門先達の姦計類我義子のいつはり是必此時のみならんや是たゞ是等の人のみならんや封侯を何とかいはん。

東都後學平明識

〔角田市左衞門尾州書記〕

覃按杉田氏日記云寛保元酉四月十七日御徒目付平林太郎左衞門杉浦總十郎兩人金十兩ツヽ被下信州高遠へ撿使ニ參候右ハ内藤大和守殿御預之江島病死之由四月十九日出立云云。

○羽倉系圖

羽倉東滿 齋宮
- 東滿ノ甥ナリト云
- 在滿 東之進 四十ニテ卒
  - 御風 東藏 冬滿トモ 五十一ニテ卒
- 蒼生(タミ)女

姓は荷田又蚊田ともかけり。

○細男

細男（サイナウ） 春日祭などにあり、才能ある男といふ意也、細馬（サイバ）はよき馬といふ事なり、古記に神社へ細馬を獻ずる事多し、保己一撿技の話なり。

○物茂卿歌

徂徠物茂卿歌とて

我かどの一もと柳枝たれて春の日ながく鶯のなく

○光尊寺綸旨寫

ある人光尊寺綸旨の寫とてみせ侍りける。

綸旨の寫

［厚太の様なる紙にて青く黒き色堅文に認］

着香衣令參內宜

奉祈寶祚延長

者依

天氣執達如件

安永八年八月三日　　右少辨

知恩院末寺

光專寺住持鏡譽上人

御房

奉書の紙に認め卷封にして有之

勅許

にて　住持

出世の

めて　御ふみのやふ　事

たさ　日ろうまて

に候

書

出しは　武藏

右少辨　の國

にて　麻布

か　光專寺

しく　知恩院

鳥子の紙に認め卷封に判を押上書は無之

其方出世之事遂

奏聞之處忝被成下勅許則

綸旨奉書相調遣之候謹而頂戴

彌可眞俗繁榮者也

知恩院前大僧正

亥八月十二日

檀譽

武州麻布

光專寺寛純

○驛路鈴

驛路の鈴、武州秩父郡中山ハンワウ社の鈴日本武尊鎧有よし、大サ徑六七寸ほど、輪のうへゝのせその輪に五指の穴あり、その穴へ五指を入、其輪へ鈴をのせるとみへたりと云、尅の沙汰なし、また武州湯島妻戀いなりにあり、在滿〔羽倉なり〕公命をうけてこれをみる、芝崎氏曰、在滿云木魚の如し。

持つ所に尅あるよし

覃按、常陸國鹿島郡正等寺に驛路鈴あり、林祭酒〔信智〕の記せる文あり、其圖左の如し。

羽倉在滿がみたる所とは大きに異なるものなり。

○笠

かくの如くつくるもの鴨ミカゲ祭雨日以竹皮作る圖の如し、烏帽子の上にかふる故

笠 也

○斗雞

斗雞　齋明六年皇太子〔天智帝〕初造漏刻と通證云荒井氏謂慶長中日記作斗雞。

○德政

德政　案上世萬民未進不納免す事なるべし。

○一休歌

一休獨居用意の歌とて

山居せば上田三反味噌醬油

男一人薪澤山

○和泉式部歌

和泉式部歌

北は黃に東は白く南青西くれなゐにそめいろの山

土尅木　金尅木　木生火　火尅金

○巳已已歌

巳〔ヤムイナカステニ〕巳〔ミハカミニツクシノコエヤ〕已〔オノレツチノトキコ下ニツク〕

○蝦夷國の歌

ふしことい〔古昔〕うやんべをつた〔或時〕たんむしり〔此島〕つゝぷのかむゐ〔二神〕つらあるき〔連行〕しねぷかむいは〔一神〕しのぴるか〔至美〕あるわんちめぷ〔七衣〕れんがいに〔故〕いろねやいかた〔厚敬〕てたりうし〔留〕しねぷかむいは〔一神〕いつちやける〔汚〕ちめつぷしねぷ〔衣一〕れんがいに〔故〕しよもやいかたの〔不敬〕しよもりうし〔不留〕たんべらもへは〔今思則〕しねちめぷ〔一衣〕みいはあきゝのかむいなん〔着稲神南〕あるわんみいは〔七衣着〕しるあまゝの〔雜穀〕かむにあんね〔神有〕ありやんべ〔如此〕ちめぷいろねの〔衣厚〕むんじろや〔粟〕びやばはけしい〔稗毎歳〕ぱあかるに〔好成〕らんまにこだん〔國〕しのめうん〔至寒〕ちめぷかばるの〔衣薄〕あまゝしよもかる〔稲不成〕

○澤庵語

澤庵和尚の蚏に、常に身のつとめをおこたりて唯何事も天道次第といひける人の有けるを、和尚これをいさめられける文に、天道は此方次第と申おくられけると、十千亭かたる。

○等阿一枚法語幷歌

等阿法師一枚法語　世にいふかるかや道心なり

晝あれば夜ありとしるゆへに燈のそなへをなす、暑あれば寒ありとしるゆへに秋のきぬたのおとたへず、老のねふりをおどろかせども生あれば死ありといふ事しるやしらずや、つね〳〵この用意のなき

はいかなるこゝろのおこたりにや、無常迅速なり、たゞ今にも死期到來せばいかゞせんや、もし我言をもちゐんと欲せば何れの時にてもあれ、只今いのち終と思ひ萬事を放下し、南無阿彌陀佛と念ずべし、時と所と淨と不淨を不撰、わすれざるを第一とす、ゆめ〳〵おこたる事なかれ、

等　阿

山ざくらまだ一花もちらぬまは心のよそにきくあらし哉

遁世のとき

ましらなく深山の奥にすみはてゝなれ行こえや友と聞まし

舟のうちにて

こし方も行衞も知ぬ沖に出て哀れいづこに身をばおかなん

高野山にて

高野山松の嵐に雲はれて千さとくもらぬ月を見る哉

○名義備考

筑前文學郗山諱伯經著名義備考四卷十三經及荀子の名義を抄出して類聚せし書なり、其目次は道德仁義智勇中禮樂孝悌忠信恕誠恭敬和公正直節儉謙讓愼武剛强毅廉善天命神文物經權學極理心志思性情、天明八年戊申春梓行なり。

○赤井得水

赤井得水、名文二郞、今の赤井豐前守從弟也、浪人して伊勢町に住す、書を以て鳴る、延享三年丙寅の頃病死、子左門先だちて病死して嗣なしと、上毛如水翁の話なり。

○佐玄龍〔佐文山〕

佐々木萬二郎、玄龍は四谷に居れり、其子を千二郎といふ、今にその跡あるべし、弟百助、文山は浪人也、麴町に居れり、放蕩なる人なりしと、同人かたる。

○維齋

維齋高宮融は、深見新兵衛といふ、高玄岱深見新右衛門の弟也、其門人龍齋山維碩は、江戸町名主山本傳左衛門也と、是また同人語る。

○虛庵

信州諏訪に虛庵といへる異人あり、生國をしらず、書畫をよくす、最篆刻に妙なり、養鷹の法に精し、又よく鷹を畫く、かつて諏訪因幡守家に奸臣ありて、主を毒殺せんとせし時、虛庵獨身して東都に至り、執政に訴へひそかに內濟にして事故なく家治りしかば、君侯これを賞して五口の祿をたまふ、かつて總州銚子にありし時、一とせ旱魃して民なげきければ、其所の神木のまはりに四本の竹をたてしできりかけて祈りしに、其木の上より黑雲おこりて八町が間雨降りしとなん、この事村中にかくれなく、幻術を挾て人を惑す妖僧ならんとて、所々のつかさより捕手を遣はさんとす、虛庵里正の家にありて畫をかき居たりしに、里正その事を告ぐ、虛庵驚かずして曰、捕手の至るは明日四ッ時ならんとて畫をかく事自若たり、あくる日に及て所在を失ふ、その粉奩を藏にをさめ置しに、これまた十日ほどありてみへずとなんいへると、右同人かたりき。

天明八年九月尾藩金森百助桂五子、虛庵を訪ふに留守にて不遇、住所は下諏訪の內上諏訪へ行兩岐片町醫業の人、名は蓮、號は艸龍子、諏訪伊勢守殿家老の子を養子とす、弟子象山に逢、畫二枚もらひて一紙を予に與ふ。

○書家三絕

中古書家に、一玄岱、二雪山、三道榮の目あり。

○眼科

尾州に明眼院〔寺領百石〕といふ寺あり、眼科馬島流を傳ふるもの此門に入て方を受る事也、眼科の書に龍樹眼論といへるものあの方にて絕てなき書とみへたり、近頃明の保光道人の龍木論などいへる書もこれらによれるにや、馬島といへる文字も疑らくは龍樹といへるによりて、馬鳴の字の體近きによりて附會せるか、眼科の書は袁學淵が眼科全書〔和刻あり〕明の末の王恊約菴が眼科全書〔唐本也〕眼科百効全書銀海全書等也と、東都四谷目醫馬島玄仲〔尾州醫官〕の物語なり。

○河州交野壺

安永三年甲午七月、河州交野郡打上村より堀出したる壺書付

大久保七郎右衞門殿領地河州交野郡打上村庄兵衞と申百姓所持の山中に昔より石の蓋致候壺有之地上へ少々顯れ有來候を折々見付候者も有之候得共定て墓所にても可有之哉と推量いたし堀候者も無之打捨置候處當午七月十三日同村小高持の百姓勘右衞門〔一名十助幼名にても有之哉〕と申者右山中へ參り石蓋を取り見候處壺の內に又壺有之其內に又壹つ黑色なる壺有之此壺は土器とも相見不申候に付密にもとの如く致し納置ふたも以前の如く致し宿へ歸り其夜半密に彼所へ參り右の壺を堀出し候由　壺高サ五尺程其內の壺高サ三尺此壺二つは土器なり其內黑色の金の六角形の壺有之右の壺やらうぶたにて上に瓔珞有之ふたの裏に明骨と書付有り壺の內骨少々水も餘程ありたまり水にても有之候哉朱も少々有之のみ

右堀出し持歸り翌十四日大阪の道具屋へ致持參右壺賣拂度由申候に付道具屋にて磨見候處大金の壺也掛目四貫六百匁內瓔珞と蓋との掛目六百匁有之由道具屋申候はかやうの品粗末には買請がたく候間村

役人等の一札にても添られ候はゞ買請可申旨申候に付勘右衛門持歸り名主へ右の趣申聞候處大切の事故領主へ相屆候處早速致持參候樣にとの儀に付前條の趣委細訴へ候よし右近邊星の村といふ所にむかしより小松寺と云寺あり小松重盛公建立の由申傳へ中古日蓮宗の僧住す又同所に小松谷といふ所有之平家亂妨の節きんだちなどの骨にても有之やと近邊にて評判致し候

皆掛金四貫六百匁

此あたへ當時貳拾兩買の積りにても銀九十二貫目相當金千五百兩程也

安永三甲午年十月廿八日寫畢、但永井筑州知行所隣村の由に候と瀨戸貞雄の記にみへたり。

○同國堀出し候鐘

安永八年己亥寄合衆石川縫殿知行河內國の田の土入替〔昔より十年目に土入替候なり〕候とて百姓田の下より堀出し候異鐘石川縫殿方へ取寄置候由

大キサ高サ四尺許鐘の形孔三つあり一面に青海波鑄文あり上の取手渦卷總躰青錆尤文字は無之由

○常州鹿島郡より出候鐘

安永八己亥年伊奈半左衛門御代官所坂本小左衛門知行所大井巳之助知行所常陸國鹿島郡上幡木村入合魚獵場より引上候撞鐘屆書之寫

私知行所常陸國鹿島郡上幡木村相給御小姓組岡野備中守殿御組坂本小左衛門知行所名主次右衛門爲總代此度罷出申聞候右同所濱方肥し魚獵場にて御料伊奈半左衛門支配所右小左衛門知行所並私知行所入合之魚獵場にて撞鐘引揚候旨申聞候尤銘々御料所並地頭へ訴出申旨右次右衛門申聞候依之早速

伊奈半左衛門並坂本小左衛門へ掛合仕候處半左衛門方にて取扱相濟可申旨則小左衛門私方よりも御屆之儀見合可然候樣半左衛門方より申聞候間御屆之議延引仕候右撞鐘銘半左衛門方にて相改候處寄合津輕和三郎知行之內法眼禪寺鐘之山に付其段半左衛門方より和三郎方へ掛合有之處右之段御屆可申旨和三郎より御屆申上候樣半左衛門方より申聞候間右之段御屆申上候尤相給小左衛門知行所總代次右衛門訴出候訴狀並鐘之銘書寫奉入御覽候以上

亥四月十七日　大井巳之助

鐘之銘書

奥州津輕郡黑石縣

寶嚴山

法眼禪寺

享保八癸卯天四月

○太閤秀吉公出生記

一尾州愛知郡ノ內上中村中中村下中村ト云在鄉アリ、秀吉公ハ中中村ニテ出生。

一天文五丙申年正月朔日丁巳日出ト均シク誕生、幼名猿改テ藤吉郎、後號筑前守任關白賜豐臣姓、薨去之後號豐國大明神、山城國東山阿彌陀ガ峯トイフ山上ニ、秀吉公ノ死骸奉束帶大ナル壺ニ入朱ニテ詰之、棺槨ヲ厚シテ奉納、麓西向ニ廟ヲ建、人王百七代正親町院豐國大明神トイフ賜勅額、慶長三戊戌年八月十八日辛巳午刻薨去、行年六十三。

一秀吉姉同所ニテ出生ス、三好武藏守〔後武藏法印ト云フ〕ニ嫁ス、此腹ニ男子三人アリ、嫡子〔號三好孫七郎後任關白〕次男秀勝〔號丹波少將〕三男辰千代丸ト號、秀利大納言ノ養子也、十三歳ノ時南都猿澤池ニテ水ヲ浴溺テ死去、世普ク知之。

一秀吉姉後號瑞龍院、山城國北山村雲トイフ所ニ日蓮宗ノ寺ヲ建立、號瑞龍院法名日敬日蓮宗常樂院トイフ、上人淨土宗ト宗論ノ節耳鼻ヲ欠ル丶、此上人ヲ號日敬依之後瑞龍院ノ法名ヲ改ラル丶ト聞ク、後ノ名不知之、秀吉公ト此姉君トハ一腹一生ノ兄弟也、

一秀吉公父木下彌右衞門ト云、中中村之人也、信長公ノ父織田備後守鐵砲足輕也、此役ニテ働有之夫ニ付手ヲ負五躰不叶、中中村へ引込百姓トナル、秀吉ト瑞龍院誕生ス、秀吉八歳ノ時彌右衞門死去ス、于時天文十二年ナリ。

一秀吉ノ母公ハ同國ゴキソ村ト云所ニ生テ木下彌右衞門ニ嫁ス、秀吉ト瑞龍院ヲ生ミ、彌右衞門死去ノ後二人ノ子ヲ育ミテ中中村ニ居ス、織田信秀ノ家ニ竹阿彌ト云同朋アリ、中中村ノ者也、依病中中村ニ引込ケル所ノ者幸ニ木下彌右衞門後家ノ方へ入ル丶、男子一人女子一人ヲ生ス、是秀吉ト種替リノ兄弟也、男子ハ秀利ト云〔初名小竹後羽柴美濃守大和大納言是なり〕女子ハ大權現ニ嫁ス、三州岡崎へ御輿入ル丶、三年過テ御死去〔但右大和大納言ハ秀吉公ニ先達テ死去ナリ子孫ナシ且又妹ハ天正十三乙酉年岡崎へ御入輿アリシト云フ〕

一秀吉ノ母公號大政所、山州下京ニ屋形ヲ建テコ丶ニ住タマフ、此所ニテ死去、今大政所ノ町ト云、文祿元壬辰年秋高麗爲追討九州肥前國マテ出馬、名古屋ニ城地ヲカマへ三年對陣ノ内死去シタマフ、文祿二癸巳年也、秀吉公五十八歳ノ時也、今位牌京都東山麓高臺寺ニアリ、是政所建立ノ寺也、以前ハ曹洞宗今ハ建仁寺の末寺なり。

一秀吉ノ母公大政所並瑞龍院日敬（秀吉ノ姉）三好武藏法印（秀吉ノ姉聟也）辰千代丸（上同）等ノ位牌村雲ノ瑞龍院ニ有之、其外關白秀次之嫡男辰若並秀次ノ妾達ノ位牌モ同ジ寺ニアリ。

一秀吉ノ母公ノ病氣存命不定之由ヲ聞タマヒ、秀吉九州ヨリ京都へ雖被登母公死後ニ京着アリ、此時中國ニテ舟ノ難船頭明石與次兵衛トイフ者ナリ、岩ノ上へ舟ヲ乘上テ既ニ危キ所ニ、毛利甲斐守（後宰相）舟を乘付秀吉公ヲノセ、明石與次兵衛即被成敗石塔于今石ノ上ニアリト云フ。

一秀吉ノ母公再嫁シテ竹阿彌ガ妻トシテ、大和大納言殿及女子ヲ生ミタマフ、カノ大和大納言幼名小竹トイフコト右如記、然ニ世間ニ此段ヲ不分明シテ秀吉公ヲ竹阿彌ガ子トシ、幼名小竹ト云ト記シ、或ハ日輪母ノ懷中ニ入ト夢ニ見テ懷妊シタル子ナレバトテ、幼名日吉丸ト云々、此二説不信、大和大納言幼時竹阿彌子ナルニヨツテ小竹ト云シト、後ニ所ノ者ノ物語ニ聞之、是ハアダ名也（中中村ノ代官稻熊助右衛門トイフ者信長公ノ養母ナリ常ニ弓ヲ預ル彼女秀吉公前後ノ年頃也其娘ハ予ガ語ヲ聞ケリ）

一秀吉ノ本妻ハ、同國津島トイフ所ノ淺野彈正從弟ニテ淺野又右衛門ト云有德人之姪也、又右衛門妹之女也、父不慥、母同國朝日村之住人ナリ、後稱朝日殿ト云、其子男子ハ木下肥後守（後木下法印トイフ）女子ハ秀吉本妻ナリ、幼名稱之御料人ト云フ、後ニ號政所（號高臺院）位牌東山高臺寺ニアリ、此政所ハ秀吉公藤吉郎ノ時淺野又右衛門長屋へ入聟トナリ、其長屋茅葺簾垣藁ノ上ニウス疊ヲシキ祝言シツルト政所殿戯語ナリ、右朝日殿ノ位牌ハ東山高臺寺ノ堂中旭雲院ニアリ。

一秀吉ノ本妻ノ妹アリ（是ハ法印爲ニモ妹ナリ）是ハ淺野彈正室也、幼名（號奥）法名長成院ト云、淺野左京大夫（後號紀伊守）但馬守采女正等ガ母ナリト。

一秀吉ノ本妻政所ノ弟木下肥後守ノ子嫡子勝俊（立野少將後號若狹少將）云、關ケ原陣之節有故而被

改易東山靈山ニ引籠號長嘯歌人也、其弟木下宮內少輔、木下右衞門大夫、金吾中納言秀秋、木下內記、木下外記ト云〔內記外記ハ福島正則ノ家中ニテ死去〕皆政所ノ甥ナリ。

一秀吉ノ別妻ハ江州小谷ノ城主淺井備前守長政嫡女ナリ、母信長公妹也、信長公妹ハ號小谷ノ御方、備前守ニ嫁シテ三女ヲ生ス、備前守亡滅ノ後柴田勝家ニ嫁ス、勝家生害スルノ時小谷ノ御方モ生害也、中村文可ト云ヘル勝家咄ノ者小谷ノ御方ヲ介借シテ天守ニ火ヲカケ、文可モ火中ニ飛入テ死ス、其時文可心得テ勝家並小谷ノ御方ヘ斷テ三人ノ息女ヲ出シ、一乘ノ谷ト云所ヘ遣シ置ヲ秀吉聞之悅ヒ、急安土ヘ遣シ嫡女ヲバ秀吉公ノ別妻トナス、號淀御方〔幼名チヤ〳〵御料人ト云フ秀賴ノ御母ナリ〕二女ハ京極宰相高次ニ嫁シタマフ〔幼名ハツ御料人〕子ナシ、後ノ宰相ハ繼子也、三女〔幼名小督御料人ト云フ〕尾州左地與九郎ト云人ノ方ヘ嫁シ給フ、御子ナシ、其後丹波少將秀勝ヘ嫁シタマフ、御息女一人ヲ生ミタマフ〔此女九條太閤ノ政所トナリ給フ〕其後秀勝死去アリテ、又台德院殿ヘ被成御座、號崇源院殿今增上寺ニ御靈屋在之、淀ノ御方並秀賴公同嫡子國松同息女等之位牌山州高臺寺ニアリ。

一太閤秀吉十六歲ノ時、天文二十〔辛亥〕年春中中村ヲ御出、父死去ノ節猿ニ永樂一貫文爲遺物置ク、此錢ヲ少分持テ淸洲ニ行、下々ノ木綿布子ヲ縫フ大キナル針ヲ調ヘ、懷中シテ先鳴海マデ行テ此針ヲ食ニ代ヘ、又針ヲ以草鞋ニカヘ、如此針ヲ路行ノ便トシテ遠州濱松ヘ行、濱松ノ町端牽馬ノ川ト云邊ニテ白キ木綿ノ垢付タルヲ着テ立廻ル、其頃遠州濱松ノ城主飯尾豐前守ト云テ今川家幕下ノ者也、又近所久能ト云所ニ松下加兵衞ト云者小城ノ主也、是モ今川ノ幕下也、故ニ久能ヨリ濱松ヘ來道ニテ猿ヲ見付異形ナル者也、人カト思ヘバ猿、猿カト見レバ人也、何國ヨリ來リ何者ゾト人ヲ以テ問フ、猿答テ云、吾ハ尾州ヨリ來ル、又問フ幼少ノ者何故ニ遠境ヲ來ルト云、加兵衞笑テ吾ニ奉

公スベキヤト問フ、畏ルト申ス、夫ヨリ濱松ヘツレ往豐前ニ對面シテ加兵衞ガ云、道ニテ異形ナル者ヲ見付タリ、御覽アレト召出ス、豐前ガ子供幼娘ナド出テ是ヲ見ル。

〔私ニ〕豐前娘幼名キサ、朝比奈駿河守ニ嫁ス、予ガ祖母也、常ニ是ヲ語ルヲ聞、豐前女房キサガ母ハ名譽ノ强力也、豐前ハ氏眞ノ謀ニテ討ルヽ、後駿河江尻ノ屋敷ニ籠ル、豐前ガ侍共二三十騎籠ルニヨリテ、三浦右衞門ト云者ニ百騎計ヲ差添、雜兵千四五百ニテ江尻ノ屋敷ヘ押寄討之、近代ノ小路軍ト云々、〇キサ母强力ト云次第ハ豐前所ニ一間四面ノ持佛堂アリ、其儘所ヲ替ルニ內所タルニ依テ、侍共來テ是ヲ直スニ、人數少ク直シカネタリ、柱一本ヲ彼女房持テ直レ之手レ今江尻ノ者此事ヲ聞傳此所往來ノ節可被尋也、予ガ曾祖母也。

又側ノ者ナド猿ヲ見テ笑フ、皮ノ付タル栗ヲ取出シアタユルニ口ニテムキ喰フロモト猿ニ均シ、夫ヨリ彼方此方ト被愛、古キ小袖ヲ得或ハ絹袖ノ衣裝ヲ得、沐浴ナドサセ袴ナド着ル、然バ其形キヨラカニシテ初ノ形ニ異ナリ、先キニハ加兵衞草履取ナド一所ニ置、後ニハ引上テ加兵衞側ニテ仕フ、彼是加兵衞心ニ不叶ト云事ナシ、依之取入ヲ云付ル、前ヨリ居タル小姓共是ヲニクミ、簪ガ失レバ猿ガ盜タルト云、小刀ガ見ヘネバ猿ガ取タルラントロ々ニ云、印籠巾着鼻紙ナド失レバ猿ヲ疑フ、加兵衞慈悲ナル人ニテ遠國行衞モ不知者故、如此無實ヲ申カクルト、不便ニ思テ其品々ヲ云ヒ聞セ、本國ヘ歸レト云テ、永樂三十四ヲ與ヘ暇ヲ出ス、是ヲ路錢トシテ猿奉公ニ出テ、中一年有テ十八歲ノ時ニ久能ヲ出テ淸洲ニ至ル。

〔私ニ〕此事太閤記ニ、加兵衞猿ニ云、尾州ニ桶革胴ト遊ヒ胴丸ト云具足有ト聞調來ト云テ黃金五兩預ケタリ、夫ヲトリテ尾州ヘ行支度ヲシテ信長ヘ奉公ニ出ルトアリ、不信、太閤生レ付律義ニシテ左樣ノ心曾テ不有、又行衞モ不知劾キ猿ニ加兵衞黃金五兩可預義ニアラズ、又具足ヲ調來レ

ト若年ノ猿ニ云付べキ事ニアラズ、カタガタ以テ不信。

一其頃信長公ノ小人頭ニガンマク一若ト云者アリ、彼一若中中村ノ者也、猿父猿共ニ能知タリ、一若所へ猿來ル、一若驚テ此三年何國ニアリツルヤ、母歎キ悲ム急行テ逢へト云テ遣ス、母見テ悦ブ事限ナシ、夫ヨリ一若ヲ頼ミ信長公ノ草履取ニ出ル、少ノ内ニ經上リテ小人頭ニ成、ガンマク一若猿三人ノ小人頭ノ內猿ハ秀吉公也、依之藤吉郎ト改メ、日々月々年毎ニ經上リテ、信長公播州一國ヲ給フ、此時羽柴筑前守ト號ス、從是以後薨去マデノコト大閤記有之、粗雖異說多先任書而其上可心得之。

一秀次生害之時、秀次公並隆西堂山本主殿〔十八歲〕山田三十郎〔十八歲〕不破萬作〔十八歲〕雀部淡路守等ノ位牌高野山清巖寺有之、秀次公生害之時御草履取松若追腹ス、彼ガ位牌モ清巖寺ト有之、此者ノ義太閤記ニ無之不便々々。

一秀頼本妻ハ大權現宮ノ御孫台德院殿ノ御女也、童名千君、秀頼生害ノ以後本多中務大輔〔初平八二代目〕方へ御入輿、御息女一人生ミタマフ、此女松平新太郎室トナリタマフ、彼御母公ハ號天壽院殿武州小石川傳通院御位牌有之。

〔私ニ〕傳通院ハ大權現宮ノ御母公御臺方ト云フ御菩提所也、此寺ニハ天壽院殿並妹ハツ君京極宰相ノ室大猷院殿ノ御二男鶴松君御位牌有之。

一秀頼息女ハ崇源院殿ノ甥ノ娘タルニ依テ、秀頼生害ノ後崇源院殿御手元ニ被爲置比丘尼ニナシマイラセラル、相模國ノ松岡ノ上人ニ被仰付號天秀和尙正保三年ノ頃死去。

一秀吉公父母兄弟ノ事ハ中中村ノ代官稻熊助右衞門女子養母也、物語ニテ聞之。

一秀吉公信長公へ被出薨去マデノコトハ秀吉公御本妻政所元和ノ頃存生予養母召連度々伺公御物語承

之。

一淺井備前守生害ノ後小谷ノ御方勝家ヘ嫁セラレ、勝家三人ノ息女江州安土ヘ被成御座、淀ノ御方太閤ノ別妻ト成テ秀頼誕生、秀吉公高麗陣歸朝、其先行幸小田原追討、吉野ノ花見、醍醐ノ花見、北野大茶湯、始終秀吉公於伏見薨去、內々ノ義ハ政所淀ノ御方秀吉公御召仕ノ年寄女房チヤア、勾藏主尼抔物語聞之。

一秀吉公志津ガ嶽長久手小田原沒落高麗陣死去マデノ義ハ、加藤肥後守同左馬助淺野紀伊守福島左衞門大夫其外太閤近習之士大阪沒落前後迄存生直ニ物語一事モ不違、卅年此方ノ物語十人ノ口十ニ替リ、二十人ノ口二十ニ替ル、不審々々。

一秀吉公於濱松松下加兵衞ヘ出テ三年有之內ノ事、同國濱松ノ城主飯尾豐前守女予ガ祖母長命沒落以後迄有之物語ヲ聞ク。

一秀吉公小田原陣上方勢ハ不及申籠城中ノ義ハ、予ガ父岡野伊豆〔後總撿校〕元和七年迄存生具ニ物語聞之。

一其頃小田原士小笠原縫殿、松田六郎左衞門、大道寺內藏助、岡部江雪齋、岡部平兵衞、同小右衞門、諏訪宗右衞門二十年以前迄存生、慥ニ聞之一トシテ不違。

一秀吉公奧州征伐之義ハ仙臺中納言政宗物語粗聞之、故予雖愚聞傳所書付之者也、可爲九牛一毛歟。

于時延寶八庚申冬十月十五日寫之〔本ニ如斯〕

秀吉出生記の一帖其書中を考みるに、岡部氏某の記する所と見へたり、されど予不知何人、此書元來平山氏素先生藏本也、增田廣之に傳之、予懇望走筆草之、但本書には重出甚多し、これ如何、作者の趣意不可知といへども、予が輩一說に迷ふ、よつてかの重出をかり捨、或は不足を補て記せり、然れ

どもあへて要文を發削し、又は一事の私說を加へたるにはあらず、且いまだ書面に心ならぬ不順あり、夫をも訂し補せんとすれども、折ふし故障繁多故先前書つ如くに記せり、重て次順の考訂をくはへん而已、後覽察焉。

于時元文二丁巳稔秋八月廿四日午上刻起筆同月廿八日辰下刻終筆　多賀常政　誌之

右秀吉出生記一帖、瀨名貞雄ノモトヨリ借得テ寫、按此作者ハ伊豆撿挍ノ子也（塙撿校云）神祖御代ニナリシ時、諸國人々賀シ奉リシニ、伊豆撿挍一人不レ來、神祖怪テコレヲ召テ問ハセラレシカバ、撿挍云、世上ノ人ハ目出度覺へ候ハンガ、某事ハ少年ヨリ小田原北條ノ恩ニナリ候、ソノ持傳ヘシ關東ガ御手ニ入テ北條ヲ御滅シナサレ候ヘバ悅バシクモ候ハズト、事モナゲニ申ケレバ、神祖感涙ヲナガシ給ヒ、何ニテモ望アラバ申スベシトテ、實子（死シタリト見ヘタリ）ナケレバ下谷ニスメル松平豐前守ノ一子ヲ養子トシテ御取立アリ、今其子孫市谷加賀屋敷土屋源四郎トテ七百石ニテアリトナン、スベテ座頭ノ法式ハ此伊豆撿挍ト杉山撿挍（享保ノ頃ノ人）二人ニテ定マリシトゾ、今此書ヲ見ルニ實ニ古書トミヘタリ、惜ラクハ多賀氏ノ筆削ヲ經ザル以前ヲ見ザルコトヲ、重出ノ所ナドアルハ却テ眞率ニテ古風ナルモノナルベシ。

天明八年戊申八月二日南畝誌

〇琉球國の事（略新井筑後守源君美述）

異朝の書を按ずるに昔は流求と記したり、近代に及て琉球と記せり、一說に流虬と記せしを今は琉球と記す、此國虬の大海の流の中にわだかまれるが如くなれば流虬といひしと云々、按ずるに流虬の說心得られず、我國の書に見へし處は、往昔鎭西八郎爲朝大海の流にしたがひて求め出されし國なれば流求と記すと云、此說も誤れり、夫より先倭漢の書に皆々琉求と記たり、又一說に龍宮と云し也、我

國の書に龍宮といひ習はせるは則此國也と云、是もまた心得られず、唯何となく古よりりうきうといひしを、後に漢字を假りて琉求とも球琉とも記せし成べし。

一此國の事異朝の諸書にみへし處は、此國古よりの事は詳ならず、隋の煬帝の時朱寛と云者をして異俗を訪求られしに始て此國に至る、其詞通ぜざりしかば一人をとりて歸る、其後舟師して再び其國に至らしめて男女五百人をとりて歸（是此國の名異朝の書にみへし始なり）其後唐宋の時中國に通ぜず、大元の時使して招かれしかども來らず、大明の代に及び太祖の洪武の初に貢使をまいらせず、其國三つに分れて中山山南山北の三王あり、其後封爵を請ひしかば、中山山南の二王に鍍金の銀印を賜りたり（鍍金とは金をやき付る事なり）此時三王互に爭ひ戰ひしかば天子其中を和げられ給ひ、山北王にも印並文綺等を賜る（中山山南封ぜられしは洪武十五年の事山北を封ぜられしは同十六年也本朝後圓融永徳二年三年公方は鹿苑院の御時にあたれり）同二十五年中山王察度（王の名也姓は尙と云）其子姪並陪臣の子弟を遣して國學に入、此國昔隋元等の代に攻れども來らず、招けども至らず、然に大明の代初に自ら來り貢して其國の君臣子弟をして學び中國に隨ひしが、天子其忠順の志を悅び給ふ事大かたならず（此故に外國にありて此國ほどおんてう厚はなかりき）閩人のよく舟を乘もの三十六姓を給りて、年毎に往來すべき便となさる、察度が曾孫王巴志其位を嗣し時より彼國王代を繼ぐ時に、必ず中國の天子使を其國に遣して冊封せらるゝ例始まれり（是ながき彼國の例也）巴志が孫王思達景泰の始に代を繼、程もなく山南山北を討亡して其國を並せたり（是より琉球王を中山といふ也景泰は大明第五代英宗の年號にて本朝後花園の寶德の頃公方は東山義政の時なり此國より始て通ぜしも此時也後に見ゆ）是よりして三年に二度中國に進貢する事例は始れり（今も此例の如く也といふ）王思達が六代の孫王永が代に當りて、日本關白（秀吉の御事此時高麗陣の

頃なり」ために其國亂るゝ、王永程なく卒て其子王寧代を繼、萬曆三十一年其國に使を給ふて册封あり「萬曆は大明十三王神宗の年號其三十一年は本朝後陽成院慶長八年神祖征夷大將軍に任ぜられし年なり」其使返り奏て曰、琉球かならず倭の爲にくじかるべし、日本の人千ばかり利办をさしはさみて其市に出入せりと申き、程なく同三十七年王寧薩摩州の爲にとらはれゆく、同四十年王寧使して進貢して歸國の事を申、又日本の爲に市を通ぜん事を望たまふ「萬曆三十七年は本朝慶長十四年也此年五月島津彼國王をとりこにして來りて國に留る事三年にして返す慶長十七年本朝の爲に互市の事を大明福建の軍門に申せし事有き」右異朝の諸書にみへし處也、是より後の事記せしものは未考。

一此國の事本朝の書に見へし處是も古の事誠ならず、五十五代文德天皇仁壽三年僧圓珍「智證大師」唐國に趣かるゝ時、北風にはなたれて琉球に至りしと云事、元亨釋書に見へたり、是本朝にして彼國の名聞へし始にや、其後聞ゆる事にて東山公方義政の頃、寶德三年七月琉球の使來れり「是則彼國にて山南山北を幷せし中山王思達が時なり時の公方より書を賜られて其禮に答られき其書假名字をもちひてりうきうこくのよのぬしへと記されたり」是より後其國の人つねに來りて、兵庫の湊にて商物などしたり、太閤秀吉の代となりて使まいらせて天下の事をしり給ふ事を賀す、程なく朝鮮の事起りて太閤もうせ給ひ「太閤へ使をまいらせしは應永の時なるべし」御當家の始島津の爲に討れて終に其屬國の如くには成たるなり、右本朝諸記にみへし處也、世には彼國は鎭西八郎爲朝の末葉也、されば今も其國に爲朝の遺跡ども多しと云也、東山殿の頃より彼國には我國の假名字を用ひしと見へ、又其國の人ども我國の倭歌をよくする者すくなからず「琉球の人の和歌いくらもみへたりよくよめる者あり」山川等の名も人の名も皆々我國の詞なるも多く、殊に我國の神々を祭れる古

蹟いくらも世に聞へたり、されば彼國の始我國の人たりし事は一定也、但し爲朝の後と申はいかゞ有べき、すべて彼國の事ども詳ならぬ事も多し。

右市川氏の雜話私記に見へたり、全書なりや未詳、此外に琉球事略と題せる書あり、作者未詳、榊原小太郎の跋あり。

覃按僧空海性靈集卷五爲大使與福州觀察使書云凱風朝扇摧肝耽羅之狼心北氣夕發失膽留求之虎性これは留求とかけり、音の通ぜるなるべし。

○本朝通鑑の事

寬文十年本朝通鑑成六月十二日上官同十九日賜弘文院林學士春齋秩二百石賞之（至于是秩千二百石）伊賀守永井某以掌其事賜延壽國資所造御刀及黃金二十錠林春常白金百錠時服三領人見友元白金百錠時服三領坂井伯元白金百錠林春東時服三領外套衣上左兵衞（伶人也亦與通鑑之撰）白金五十錠林門諸生與其事者十二人配賜白金百錠諸生稍食九十口連綿賜林氏以爲常祿

右堀口氏幽谷總聞にみへたり。

○尾州野間大御堂寺大坊私記並緣起什寶略記

尾州智多郡大御堂寺大坊の緣起並に什寶等尾藩より尋られし時の答書

尾州智多郡野間大御堂寺私記

一智多郡野間大御堂寺は一山之總寺號也天台眞言の二宗に限り其山々において本堂を一山の根本として其餘の伽藍を建並べ一宗の寺院取圍之其中にて由緒正數寺を以學頭別當の兩職を立置公務並世事に付候支配は諸事別當の寺役法式に付候事は學頭の職分と相定め其外の寺院は其事品によつて兩寺の指揮を受其山の規矩を守住職いたし候得ば山內の治り宜敷候に付何所にても一山之振合大概如此

に候依之當山においても別當職は大坊の寺役學頭職は密藏院の寺務に御座候右兩寺其外の寺院は一山別院の寺號にて候然れども一山之内に候故其山の寺號を呼て大御堂寺大坊同密藏院と申候然る處右之譯不案の方は大坊への文通等に宛名を大御堂寺と計書て被差越方有之候得共一山の寺號に候故大坊一寺の事には不相成候就夫緣起も大御堂寺の緣起は大御堂の由來を記し大坊の緣起は大坊の由緒を錄したる者故に其儀を辨別して讀ざる時は齟齬いたす事有之候其故は先大御堂寺の濫觴は人王七十二代白河帝の勅願によつて承曆年中に草創の地にて其後平判官康賴當國の刺史たる時小堂を修營し其側に義朝公の墳墓並に鎌田正淸の塚を築き水田三十町を寄附して業脩を居置義朝の爲に不斷念佛道場とせられし由厥后（ソノノチ）また賴朝公天下掌握の砌建久元年上洛の序先考義朝公の御廟を拜せん爲當山へ光駕を枉給ひ兼て大御堂を再建し重塔鐘樓其外ともに美を盡して經營被成高野山より僧侶を請じて堂供養の法事を執行せ其會式を上覽被成候由「義朝御最期の書圖に委し東鑑に出たり」右上顯の趣は大御堂寺に付候由來に候得共往古より大御堂寺の緣起とて別に記したる一卷も無之大坊の緣起に當山草創以來の事を書載有之候然れども大坊緣起の至要は中興開山長圓權現公御由緒によつて寺格等相改り候已來の譯を記錄致し有之候故大坊の緣起ながら大御堂寺の事實も相知れ候乍去右緣起は大坊より不出候故右全文の寫し左之通に候

大日本國尾州路智多郡野間庄大御堂寺大坊緣起

天地萬物。悉務其本。立而道生者。聖人之明敎也。豺獺猶且報其本也。況於人倫哉。恭惟大御堂寺者。往古白河帝御祈願。而承曆年中所創建。臺殿輪奐。盡善盡美。本尊則安置西方三聖者也。平治中。左典廐源義朝公避亂京師。留寓此地。爲長田莊司所殺。權管於此寺中。其後判官平康賴爲本國刺史。私修其墳墓。寄水田如干。「東鑑曰。文治二年閏七月二十二日。前廷尉平康賴法師浴恩澤。可爲阿

波國麻殖保保司之旨所被仰也。故左典廐墳墓在尾張國野間莊。無人于奉訪彼後。只荊棘之所掩也。而此康賴任中赴其國時。寄附水田三十町。建小堂。令六口僧修不斷念佛。仍爲被酬其功云々。〕且斷絕興廢。頗加繕理。建久年中。右大將賴朝公上洛時。初詣大御堂。拜掃先考義朝公墳墓。重建七堂伽藍。以薦冥福。實闔國無双之道場也。〔東鑑曰。建久元年十月二十五日。以尾張國御家人須細治部大夫爲基爲案內者。到當國野間莊。拜故左典廐之廟堂云々〕爾來年月久遠。陵夷極矣。至盛圓住持時。傷其蕪沒。是故以先師長圓法印。追崇景慕之。爲中興開山。可謂當寺龜鑑也。謹案。長圓法印者。俗姓源氏。岩滑城主中山五郎左衛門勝時第四男也。其母則水野右衛門大夫忠政女。而傳通院大夫人女弟也。長圓法印爲東照神祖從弟。故寵遇異常。慶長中駐駕當寺。特以山林沿海。永隸于寺境。賜朱章。以爲後徵。且逍遙山林。牽黃臂蒼。給以簡札。可謂恩顧深重也。〔家忠日記曰。慶長十六年四月十八日神君出洛。二十二日至名古屋。二十三日浮舟至野間云々〕爾來非水野支族。則不許住當寺。二世秀圓法印時。尾陽侯源敬公命狩野法眼探幽。畵義朝公遭弑圖。自書圖解一軸以賜之。其餘義朝公佩刀。賴朝公寫眞。東照神祖御椀等。什物殊多。先是神祖許長圓法印。以獵弋之事。給簡札。有鷹師吉田平內署名。長圓法印一瞥冷笑。顧平內曰。汝浼我乎。以刀削去之。其豪放可知也。二世秀圓時。以放鷹捕鹿二札。附與成瀨隼人正正虎云。敬公以後。歷代每出巡海路。光臨當寺。且賜黑章。率以爲例。三世快圓。年十三歲。爲三州岡崎人。以水野氏故。住持當寺。是時尾陽府下長久天王二寺僧告愬之曰。幼稚沙彌。何得進止。願二寺管轄事務。議論雲涌。時水野藤太夫盛直告山下佐左衛門氏紹曰。大御堂寺大坊者。當時東照神祖恩遇殊渥。非水野支族。則不許住此。不論幼弱。不拘寺法可爲住持。豈容他寺闞闚哉。宜速議之。氏紹啓之。瑞龍公大悟。命曰。宜遵舊例。而從代々據此。四世住持盛圓恐歲月彌久遂失其傳。粗記梗槩。以爲緣起。然考索不博。訛謬甚多。賴圓不勝憤激。廣咨普詢。詳覈事實。潤色

之。以備後代之所據云爾。

寶暦龍集戊寅正月穀旦　　大坊現住賴圓謹誌

右の緣起從來有之候へども文法拙く且訛謬多く候故七世賴圓代訂正之今之緣起是也右は他へ不出候故本尊の緣起を板行いたし所望之方へ遣し候

大坊什物之內至要之品左之通

一義朝公御最期繪圖　　二幅

右は平治二年正月三日長田父子が逆心によつて御湯殿において義朝公を弑する事跡を畫して往古より有之候へ共年月久歴て破壞に及び候處二世秀圓代源敬公思召を以狩野探幽に被仰付古畫聊不差樣に令寫大坊什寶に御寄附被遊候依之寶物の第一に備護持いたし候拜見所望有之候へは右寫繪を出し令披露候〔尋按慶安元戊子年ノコトナリ板行緣起ニ出〕

一源敬公御自筆繪解　　一軸

右寫し左之通〔不凡御手跡故難似候へ共大方左之趣に候御本紙にも左之通假名あり〕

一內海（ウツミ）へ義朝ノ御伴ノ衆平賀四郎義宣鎌田兵衞正清金王丸此外鷲栖ノ玄光御舟ニノセ奉リ御伴申

一內海ニテ長田庄司忠致（タダムネ）子息先生（セイジャウ）景致ト談合シ義朝ヲウチ可レ奉ルヨシ申スカケムネ人手ニカケンヨリ是ニテ討可申由同心ス

一湯殿ニテ義朝ヲ組申者橘（キツ）七郎也美濃尾張兩國ノ大力ヨシトモノ膝ノ下ニシカレタル者也

一サシテハ彌七兵衞濱田ノ三郎也

一玄光ハ奥波賀（アフハカ）ノ長者大炊カ弟ヲ、ヒハヨシトモノメカケノ親也

一義朝ハ此時御年三十八鎌田同三十八

一鎌田兵衞ヲ切モノ先生カケムネ妻戸ノ脇ニテ兩ノヒサヲキリフスル
右御自筆に被遊候儀は至て重き御事に候故讀裏要用之處計御採摘み被爲書候御樣子に承り傳へ候依之大坊より常々出候繪解は畫面委悉に書顯し板行にいたし望之方へ遣し候右之繪解とても古來より有來り候通に候右繪の內に鷲巢玄光馬に逆樣に乘り長田が雜兵共に大言して驅行所は古畫の通新畫にも寫し候もの故大坊より出候繪解も古來之通に御座候御自筆御繪解には右之事無之候へ共重き御自筆の事故右體之事は無之筈歟と被存候義朝公當所へ落來り長田に害せられ給ふ事跡は平治物語共外數書に見へ候へ共當山の繪圖繪解とは少つゝ相違之所も有之候勿論玄光が逆乘大言の事は平治物語源平盛衰記にも一向無之歟見當り不申條往古の事故虛實難計候得共畫面之通繪解にも云傳へ來り候故當所の事跡は當所の傳說を是と心得居申候故世流布之書には搆不申候玄光が逆乘之事は讀中至要之事にても無之候得共今更考訂致す者も當山におゐては無御座候〔覃云此繪解一枚板行所持ス末ニ出ス〕
〔覃按參考平治物語ニ云鷲栖玄光ト申ハ〔註〕岡崎本云內記平大夫ユキトヲガ子俗名內記平藏サネトヲ出家シテ後玄光法師ト申云々〕大炊ガ弟也〔註〕按東鑑平三眞遠出家後號鷲栖源光內記大夫行遠子〕又京師本杉原本鎌倉本半井本並云敵ニ背ヲ見セジトヤ思ヒケン玄光ハ逆馬ニ乘テゾ走ケル云々又京師本云美濃國多記莊半分ヲ賜守康ガ妻モ尾張野間ノ者ノ女也故義朝討レシ時討死シタリケル鷲栖玄光ガ後家也一兩年後ニ守康ニ嫁シタリ夫婦共ニ奉公ノ忠節ナレバトテ美濃ノ上中村ヲ賜フ云々
一鷹御免之證文〔慶長十六年四月廿三日に被爲入御一宿翌廿四日御出立にて世話敷御認被下置候御樣子に承傳候

右文言寫し左之通

急度申入候河野間之
大坊はいたかことり
御數奇之事に候聞知
多郡之内少も御取合
有間敷候爲其如此候

四月廿四日

村越茂介　名乘書判
成瀬隼人正　同　斷
安藤帶刀　同　斷
本多上野介　同　斷

此紙小奉書の如き紙なり下を短く二ツ折にして有之候

此名乘一向讀メ不申候
同
同
同

平内之名判此所ニ有之歟

右御證文之内に吉田平内之署名も有之候處長閑小刀を以て剪捨られし由緣起に相見へ候
古老傳曰舊御覽之義は僧家不相應なる願に相聞へ候へ共長閑武家の素姓故自然と氣質も猛き故か吉田氏折節出合之度毎に被申候は武家に生れながら出家入道して鷹狩などの樂は不相成さぞ心外に可被思などゝ辱められし事數度に及びし由依之神君入御之節并其外四五品之願被上候處御出立先にて右願之

品々被蒙御免許候內鷹計即座に不取敢御證文被下置候處村越本多等連名之末に吉田平內之名判に有之候故吉田氏に向ひ其方之名判無之候ても鷹は御免にて心儘に可遣よし放言いたし直に小刀を以て其名を削られし由其故に候哉紙面之末少筋違に切捨し樣子に相見候
右之外願之通御免被成下候儀は大坊舊記に記し有之候其內御紋御免之儀は去る明和五戊子四月江戶表へ本尊出開帳之節寺社御奉行衆より御尋に付公儀之御紋尾州御紋共に開山以來佛前道具其外世具之類にも付來りし御由緒之譯委細相認め御奉行土井大炊頭殿へ差出候得者格別なる寺例也隨分大切に可仕旨被仰渡候

一權現公御椀
慶長十六年四月廿三日入御之砌御膳部差上候節右之御椀相用候由
一義朝公御刀
一頼朝公御壽影
右は當山堂供養御上覽之體を爲寫候之由申傳候
右之外にも些少之品有之候得共畧して記し不申候
右の答書尾藩金森氏より借得て寫畢ぬ、版行の繪解一紙を贈らるゝに附錄す
源敬公御寄附
義朝公御最期之畫圖略傳
抑左馬頭源義朝公平治元年京軍に敗北して美濃國靑墓の宿の長者大炊（義朝公の妾延壽が母也）が許に落着せられ、是より東國へ下り給ふに、海道は歷がたしとて鷲栖玄光（大炊が弟）を賴み小船に乘り株瀨川を下りて海に浮み、極月廿八日當所長田莊司忠致が亭に到り給ふ、御供には鎌田兵衛

政淸、平賀四郎義宣、澁谷金王丸玄光共に四人也（義宣は母重病ゆへ此にて暇を給はり本國に歸る）忠致は相傳の御家人且政淸が舅なりければ、君臣共に悠然と心解て暫く此地に御滯留あるべき由なり、故に外には歡迎の禮を厚し、義朝公を書院に請じ奉り、又供奉の士は遠侍の間に招き、厨に山海の珍味を集め饗應美盡し善盡せり、內には逆意を挾で一間所に嫡子先生景致を呼謂て云、我君此より東國へ下り給ふとも、平家權勢盛なれば何地にてか人手に討れ給はん事必せり、所詮吾等御首を討て平家へ奉らば官祿此上の望足り、永く子孫の榮光ならんと、君を失ふ密談を遂げ、先謀計の妨となる聟政淸を討べしとて、翌春正月二日夜に入て鎌田を招き、忠戰の疲勞を慰などして酒宴旣に闌に及で、政淸座を立て出る處る景政妻戶の脇にて兩膝を切て殺せり（世には翌三日義朝公最期の後討るといへども當寺所傳二日なり）政淸が妻其屍を抱き大に悲哭して父を恨み、夫の刀を取て自害す、翌三日早旦に義朝公を湯殿に請ず（此遺跡今田上に在り）金王丸御刀を持て伺候す（此御刀今當寺の什寶なり）程經れども御浴衣參らする者なく、諸事ふつゞかなれば金王大に怒て自ら取りに往ぬ、其隙に牀下に忍ばせ置ける橘七郎（尾濃無雙の大力）つと入て組付ぬ、義朝捕て御膝の下に蹈敷る、續て彌七兵衞濱田三郎左右より寄て脇の下を刺し、終に御首を打取り（行年三十八）相圖の者に渡して出る所を、金王丸歸り合て不審見へければ、三人ともに湯殿の口に斬伏、內の體に大に驚き長田を討んと玄光を呼出し兩人切て廻れども父子遁て討ゑず、俗は御首を持て上洛すらん、追駈んとて廐に入て馬引出し打乘りて、留めんと思はゞ留よと呼はりしかども、遠矢少々射かけたる計にて敢て近付者なし、玄光大音揚げ歲積て六十三、軍に會ふこと十三度、一度も後を見せずとて逆馬に乘て馳行ぬ、旣にして長田父子池に臨て御首を濯はしむ（今寺內血の池是也天下凶事あれば池水血と變ず）則是を持て上洛し、勸賞を望處、淸盛悅喜斜ならずといへども重盛其不義を

惡んで重賞せず、壹岐守の號を與へられけり、長田案に相違し、兎角して年月を送りぬ、厥后賴朝公武歳日を追て烈しく成ければ、身を置に所なく、賴朝公へ已が罪科を訴へ重刑を願しかば、未だ源家一統の代とならず、身命を惜まず軍功拔群せば罪を許宥し、美濃尾張を宛行べしとの嚴命を蒙り、忽生活の悅骨髓に徹し、數ケ度戰功を盡しぬ、然るに賴朝公天下平均して、上洛の序當地に御駕を枉給ひて、先考義朝公並に鎌田が石碑を立、御菩提の爲大御堂寺の七堂伽藍を再建し、紀州高野一山の僧侶を請じ供養あり、又長田父子を生捕せ、碑の前において板礫に行ひ、宿讐を報ひ孝養に備へ給ひ〔礫松とて今にあり〕長田兼約の如く今身の終りを給ふぞと有ければ、長田辭世に

　ながらへて命ばかりは壹岐の守身の終りをばいまぞたまはる

斯つらねて貴賤のなぶり殺になりぬ、爾しより今に至るまで當山の法灯斷絶なく、兩將〔義朝賴朝〕追福の行業更に怠慢なし、繪解大略斯のごとし

右繪圖往古より有之といへども破壞失却に及ぶ處、慶安元戊子年當國主御元祖大納言源義直公〔法名號源敬公〕狩野探幽に命じて右旨趣を二幅に圖畫せしめ、東照神君より御讓りの織物を以て此を表具し、且自ら義朝御最期の畫解を書給ひぬ〔共に當寺の什寶なり〕之を拜觀する輩に其大旨を示すと云々。

尾州知多郡野間大御堂寺大坊

○薩州孝子太郎八萬龜女傳

孝子太郎八并妹萬龜は、薩摩國鹿兒島郡小山田村といふ所の百姓治右衛門が子なり、太郎八は當年十四歳、まん龜は十二歳也、幼少の時より二人とも孝心にして、生れつき柔和に、兩親の事かりそめにも忘るゝ事なかりし、去る酉九月兒太郎八は九つ、妹まん龜は七つの時、其母産後いまだ日數たゝざ

りけれども、時節の事なればいね取入の爲田へ出ではたらきしに、血のみちの病ひさしおこり、夫より
いろ〳〵養生せしかども、さらに心よからず、今年まで六ケ年が間床に付、漸々に病につかれ起臥にも
自由自身にはならざるに、ふたりの子供幼少ながら、つねに母の側に付そひ、おきふしの手つだひより
食物の事に至るまでこまやかに氣をつけ、母の不自由なきやうにこしらへ、病中の事なれば母に心を
つかはせず、又は腹を立せてはあしかるべしとて、たとへいかやうの無理なる事ありても、あい〳〵
ときげんよく返事して、すこしも母の氣にさからはぬやうに働き、元來小百姓の事なれば、少し計り
の田畑をも、太郎八幼少ながら作物の事をも勤めけるに、るすの間の事は妹にいひふくめて氣を付さ
せける、妹も又かひ〳〵敷心を盡し、其孝養兄におとらず、太郎八も夕方はやく歸り、先そのまゝに
て母のそばへよりそひ、手を握り顏をなでゝ其日の母の氣色くはしく尋ね、又田地のやうす、其日にあ
りし事どもかたり聞せ、栗の穗又はから芋など出して母に見せ、とかくして覺へず時を移し、つゐに
夕飯をも忘れし事のみなり、夏の夜など百姓のわら屋、ことに蚊帳の中一しほあつければ、母も不便
に思ひ、再三太郎八に蚊帳の外へ出て夕飯たべよといへど、咄しすまざる間は飯もたべず、話ししま
ひて夕飯をたべ、又蚊帳の中へ入りてそばに付そひ、靜に母を扇ぎ、心よく世間ばなしなどし、其身
も打くつろぎたるやうすを見すれば、母も太郎八とはなしするにて、病ひの苦を忘れしとぞ、さてね
ぶる前には、兄弟の子供はわが耳を母の顏へよせて、右と左にそひふし、万一夜中寢入たる間に母の
氣分にてもあしくよび起す時は、早く目のさむるやう心得してぞふしける、又冬など寒き夜は自ら帯
をとき母の足をふところに入れ、抱付てあたゝめもし、又母氣分あしくいたみなどさし起り苦む時に
は、兄弟打より背中をさすり手に取つき、自ら藥を口にふくみ母にのませ、泣かなしむおさな心の氣
遣ふやうす、かたはらより見るには、其病人よりもかへつて兄弟の子供の方あはれにて、あたりの者

ども力をそへて介抱してぞ遣しける、母もかくの如く子供の介抱にて、貧しき中にもつゐに不如意の事を覺へず、病中に六ケ年の月日を送りしに、その病日々に重りて、今年の五月むなしくなりぬ、兄弟の子供のなげき中々いはん方なし、さてあるべきにあらねば、親類うちより葬送の事をいとなみしに、ふたりの子供かなしみなげきて、今生にての母の顏を見る事是までなれば、葬送の期を一日なりともものべたしとて、晝夜母の尸のそばをはなれず泣しづみしかば、親類人々涙を流さゞるはなし、去年八月十八日郡奉行得能左平次殿、勸農の爲に村方御巡行の時、小山田村の道のかたはらに十二三歳の小兒草をかりて居たるを、ねんごろにいひなぐさめて通られければ、跡にしたがひ來りし庄屋三島彥左衞門、此小兒は當村の太郎八と申す者にて、しか〳〵の孝行なりとつぶさに語りければ、得能殿感心ありて、其夜の旅宿にて又此事を尋られけるに、宿の女房よくしり居てくはしく物語りける、其次第庄屋の申所に少も相違なければ、其夜近邊の百姓をめし集めて此事を尋ね聞れしに、孝行いよ〳〵相違なかりしかば、翌日得能殿自身太郎八が家に至り、其やうすを見分して、又その父母に尋ねとふに露たがはざりければ、早速こまやかに書付て太守樣へ言上ありしに、上にも奇特に思召御褒美として、兄太郎八に米二拾五俵、妹万龜に錢五貫文をぞ賜ひける、母もその比病ひやゝ重り居けれども、あまりの有がたさに人にたすけられて起上りたまものをいたゞきしとぞ、右の御褒美をたまひける時、近村の百姓馬數十疋に負せて、太郎八が家にはこび來りしかば、是ぞ孝子の御褒美なりと遠近の人々立つどひ、譽うらやまざるはなかりし、得能殿よりも錢壹貫文をあたへられしかば、庄屋村役人其外近きあたりの寺々まで、思ひ〳〵にそれ〴〵の物をあたへおくりぬ、得能殿勸善の爲にとて其邊の男女に命じて、太郎八が家に行て悅びをいはしめ、又上よりのたま物を拜見せしめらる、此事つゐに國中にかくれなく、人皆兄弟の子供の孝行を稱嘆し、兄を孝太郎と呼び、妹をお孝と名付け

る、小子今年醫業の爲諸國に遊び、薩摩の國にしばし逗留の折ふし、増田熊助なる人此事を稱嘆せらるゝを聞侍れば、人の子の手本ともなれかし且は太守樣御仁政の普きを仰ぎ奉り、又得能殿仁慈の心深きを感じ、其言上書の寫しをこひ求めて、ありしまゝに書しるし梓にちりばめぬ、嗚呼我母にも去年をくれ今は甲斐なし、世上の人々御父母御存生の內かならず孝心おこたり玉ふべからず。

天明二年壬寅九月日執筆於鹿兒島旅館寓舍　勢州　橘　春　暉　誌

○奇器

細工の微妙なる事は、世界の中に阿蘭陀に勝る國なし、二三年以前ヱレキテイルといふ器を此方に渡す、人の身より火を取る器なりといふ、大さ三尺ばかりの箱の內に車を仕掛け、其箱の內にて鐵のくさりを出し、長さ二三間引て曲綠の手に繋ぎ、人を其曲綠に乘せ置て箱の車をめぐらす時は、其鐵くさりをつたひて曲綠に至り其人に應ず、紙を細かにきりて其人の手に近れば、其紙おのれと動き飛ぶ、又外の人の手を此人の手に近れば、油の爆るが如く音ありて火出る心地す、その奇妙なる事まのあたり見るにあらざれば信ずるものなし、又虫目鏡のいたつて細密なるは、わづか一滴の水を見るに清淨水の中に種々異類異形の虫ありて、世界に見ざる所の生類游行したり、又濁を見れば六角なるものゝあつまりたるなり、水は三角なるものなり、其外酒酢などは種々の虫およびたゞしくありて、一たび是を見る時は、酒酢水いづれも飲がたきほどに思ふとなり、誠に華嚴經にか佛の水を漉して呑べしと仰出されしかど、天眼にて見る時はいかほどこすとも限りなきゆゑ、只俗眼の及ぶばかりをこし去りてのめよと見へしも、是虫めがねは佛の天眼にもかへつべし。〔下略〕

○文運

賢君世をしろしめし、四海太平の化にむかひしよりこのかた文運日々にひらけ、上仁義の政あれば、

下忠貞の志を勵む、其後元祿享保の比に至り、ます〳〵文章の世となり、學文大に行はれ種々の盛事あり、又國々にも諸侯の學文おこり、先長門國に學校を建られ、國中學風にむかひ、其比文國と稱せり、其後段々諸國ともに次第に學文おこり、近き比肥後國に賢君出玉ひて、學文を先とし玉ふ、熊本に時習館といふ學校を建玉ひ、國中大に學をたつとび文武の國となれり、予が遊びし比も別て學問盛にして、時の祭酒を藪茂二郎といふ、大祿を賜り政事にも預り知る、藪先生また實行の君子にて、虚文の風をいましめ、日用の行ひをすゝむ、其外館中學德兼備の人多く出て、一國の政みな學文より起り、仁政日本第一の國と聞ふ、〔中略〕此肥後をはじめとして、諸國追々に學校おこれり、なかんづく薩州の學館は廣大にして美麗なる事天下第一なり、近年建たりしか彼國の二万石三刀石の大名衆といふに薩州侯ョり命じ玉ひ、猶更琉球國にも手傳ひの役を承りて、何がし殿は正殿をたて、何某殿は講堂をおこすなどゝ、一ケ所〳〵それ〳〵に承れば、皆大福有の大家衆なれば、あらそひ競ひて善美をつくせり、仰高門の外に下馬札あり、太守にも此門外より徒行し玉ふときく、門の額は唐土の官人の手蹟なり〔其名をわすれたり〕其門を入れば池あり、眞中に朱塗の欄干橋あり、池の中に唐金の大龍あり、橋を渡りて先に入德門あり、額は琉球國王の手蹟なり、腋門より入れば切石を敷たる道ありて、宣成（聖カ）殿に入る、額は藤堂和泉守殿の手蹟なり、伊賀國守某薰沐拜書とあり、日本唐土琉球三國の貴人の手迹なり、本殿皆朱ぬりにて金銀の金物まばゆき程なり、講堂も數百疊敷にて廣大也、祭酒を山本傳藏といふ、孝弟の人也、助教句讀師など色々の役日あり、皆直月ありて一月〳〵交代して晝夜とも學校に詰きり也、書生數百人學に入りていと賑なり、尤政事の事も學校より補ふ事多し、又別に醫學館天文館の二つあり、醫學館は中央に神農堂あり、東の方に講堂あり、醫學頭六人ありて醫學を講ず、醫生數十百人學に入りて學ぶ、又天文館には館の中央に切石にて數丈の高さに築き下たる露臺あり、

其上に廣大なる星測の器を備へり、天文生毎夜此上にのぼりて星を測る、其傍に日輪を窺ふの臺あり、其中に量天鏡の大なるをしかけ、ゾンカラスを當て毎日日中に日輪を量る、館中には天文生數人算法を以て日輪の度數、毎夜の星の轉移を推歩するに、臺上にては毎日毎夜實物を窺ひはかりて、推度と實測と合ふや違ふやをためす也、又暦をつくり國中に行はる、京都の暦を用ひず、彼國の暦は書物の如くとぢて明白にして甚見安し、七曜暦もつくれり、二暦とも毎年行はる、天文のくはしき事は他國になき所也、又近年筑前肥前學校を建玉ひ學風大におこる、其外日向豐前等學校あり、安藝にも學校を建玉ひ近年學問大に起る、其外の小國にも、京より以西學校あらざる國はまれなり、前方備前國に熊澤先生を招き玉ひ、大に學校をおこして國政を儒風にあらため給ひしが、其後は又其風おだやかになれり、備前の學校を最初にして長門肥後追々に起り、今に至りては天下大かた學問に化したり。〔下略〕

〇聖堂

長門に聖堂あり、むかしより建置れて祭酒を向井外記といふ、聖堂甚小なり、三重の門あり、内の二重は常は鎖したり、七月七日贖門ひらきて予も入りて拜す、二重目の門内は三道の敷瓦有り、額は百仅容墻と四字あり、三重目の門の戸に大學の三綱領楷書に記せり、呂華拜書と書り、彫りて胡粉をいれたり、戸は唐土風にて上にあくる戸なり、左右にひらく戸にはあらず、堂は四間四方なり、額は萬世師表と四字あり、康熙帝の勅筆なり、西方の柱聯は顧老先の手蹟也、堂の正中に壇ありて、其上に金龍のかこみたる高さ二三尺ばかりなる位牌の如きものに至聖先師孔子之位と書り、其前に高さ一尺計なる唐金にて鑄たる小き聖像あり、唐土傳來のものといふ、誠に古く見ゆ、東の方に西面して復聖顏子之位、述聖子思之位といふ二つの位牌あり、西の方には宗聖曾子之位、亞聖孟子之位と二つあ

名づく列名にして位あり、ともに壇の內也、壇を限りて幃を下す、外は敷瓦也、兩方に又壇ありて、其上に七十子の位五六り、ともに壇の內也、壇を限りて幃を下す、外は敷瓦也、兩方に又壇ありて、其上に七十子の位五六名づゝ列名にして位あり、簠簋籩豆の類唐金にて作る、皆大なるもの也、爵ども大にして一合半ばかりも入るべし、三つあり、唐人は毎年二月十五日に來て拜す、其儀式甚嚴重也といふ。

○東海氏墓

長崎春徳寺の山上に東海氏の墓あり、其廣大美麗なる事日本第一といふべし、其墓の體日本の墓の造りやうとは大にちがひ、山の半腹を穿ち、むかふは石垣のごとく疊あげ、中を平にして石の机あり、石の門あり、石の宮あり、四方の垣も皆石を彫りて種々の花鳥を細密にほりたり、石の柱、石の門、皆鳥獸草木をほり付或は文字を彫たり、色々の道具皆石にて作れり、其構へ廣く其細工精密にして筆に書つくすべきにあらず、はじめて作り立たりし時に銀五十貫目かゝれりといふ、其後猶心にあきたらず二三十年が程はつねづね石工をやとひ墓普請せしとぞ、それ故長崎の諺に、手間入りて埒の明ざる事を東海の墓普請といふ、此人唐土明朝の亂をさけて日本長崎に渡れる人也、大福有の人也、今に於て其子孫東海徳十郎と名乘て唐人通事也、長崎に遊ぶ人必此墓をみるべし、目を驚す事也、又近き比まで京にありて明樂の師範せし鉅鹿(おほが)氏の先祖の墓も、長崎西山といふ所にあり、其體東海氏の墓の如し、されども是は大におとれり、石の碑のときに明故伯鍾禎魏公六府君苗考双侯魏公九府君墓道と彫り付たり、前の石階に行瑞東南の四字を大字にゑりたり、又其一段下に椿林鐘秀の四字横にゑり付たり、此墓小なりといへども、日本の墓にくらべては大國の君の墓所といへども及ぶ所にあらず、其外も唐人の墓は大かた大にして美麗なり。

○扶桑木略記　橘　春暉

此色黑き木のきれは扶桑樹也、千早振神代の御時今の伊豫の國に大木ありて、梢は大空を拂ひ、根は

海山にまたがれり、これが故に日出る比は筑紫の國もおほひ、入る時はみちのくのはてまでもかげろひて、年のみのりを妨しかば、國民なげきにくみて切しかど、かぎりなく、大なればとみにも切はたさず、日ふるまには愈あひて其事ならざりしかば、つひに火もて燒からして後ぞきりたほしぬ、其後幾ちとせへて人のしろしめす御代になりて、景行の帝肥後の熊襲を御征伐の御時、此國の溫泉たづねさせ給ひて豐後へ渡らせ給ふに、猶扶桑の朽木海上二三十里程に跨て倒れたり、官軍皆此木の上をあゆみて舟せずして筑紫の地にわたり付給ひぬ、其後の事は書もつたへず、此比古き事好める人出來て其跡尋ねしに、木のありしといふあたりをほり穿て、その根猶朽のこりてそこゝより取出しぬ、又またがりありしといふ海の底に網を下して探れば、□（潮カ）にきれ貝など付たるを數多引あげぬ、いろ〳〵の器に造りなして、皆人のもてはやせるを乞得て歸りての後、我にひとしき心の友にわかちおくるとて、彼國にて聞しむかしがたり書そふるなり。

右孝子太郞八が事より以下六ケ條は、勢州橘春暉西遊記より抄出す、橘春暉は醫を業とし大阪に住すと。

時に天明八のとし十二月晦日の夕しるす。

○千人頭組指物帳

御簱奉行支配千人頭並組同心指物帳〔享保十八癸丑年改安永七戊戌年再改〕

原　半左衞門

一四半赤地銀紋九星　自分指物

一小颯纏白地　同心組頭指物

一頭紋付合印　平同心腰指

一四半赤地金紋三串餅　自分指物

窪田幸平

一小颯纒白地　同心組頭指物

一頭紋付合印　平同心腰指

荻原彌右衛門

一四半地金紋丸之內十文字　自分指物

一小颯纒白地　同心組頭指物

一頭紋付合印　平同心腰指

志村造酒之助

一四半赤地金紋丸ニ一文字　自分指物

一小颯纒白地　同心組頭指物

一頭紋付合印　平同心腰指

石坂彥三郎

一四半白地紋黑割菱　自分指物

一小颯纒白地　同心組頭指物

一頭紋付合印　平同心腰指

河野松藏

一四半赤地金紋角ニ三文字　自分指物

一小颯纒白地　同心組頭指物

一頭紋付合印　平同心腰指
山本楠次郎
一四半柿地銀紋三巴　自分指物
一小颯纏白地　同心組頭指物
一頭紋付合印　平同心腰指
淮田喜内
一四半紺地銀紋三串餅　自分指物
一小颯纏白地　同心組頭指物
一頭紋付合印　平同心腰指
中村右源太
一四半紺地白紋鱗合　自分指物
一小颯纏白地　同心組頭指物
一頭紋付合印　平同心腰指
荻原頼母
一四半白赤五段　自分指物
一小颯纏白地　同心組頭指物
一頭紋付合印　平同心腰指
右組同心千人御借具足並絹裝束革共其節至請取自分にて頭の紋付申候以上
右瀨名貞雄の書を得て寫畢

○御鷹匠小刀銘

當時御鷹匠になるもの、その師匠番より竹にてかくのごとき小刀のかたちをつくり、銘をかきてわたす事となん、此のかたちをもて小刀をうたせ、丸をとる時の小刀とす。〔丸とは鷹のとりたる鳥の身をゑぐりて鷹にくはするを云也〕

按、此銘は諏訪大明神の託なり、詳に唐流鷹秘訣及鷹經辨疑抄にみへたり、但二書ともに故宿人中とあり未知孰是。

○六誹園立路ねさめ硯抄

六誹園立路の随筆寝ざめの硯の中に

一碁の手直りは二目也、中手といふはなし、俗に五目は星目の中なれば、五目を俗にいふ、将棊初段飛車香車の兩馬を省く、二段は飛車香車落し、一番飛車を落して一番也、三段は飛車落し、四段は飛車落し、一番角行落し一番也、五段は角行落し、六段は角行香車落しの事也、七段香車落し、八段香車落しと平手の交也、九段は先々先といひて免狀を出す也、又王將に點を打事王二人なし、故に一つの王には點を打也とこそ、飛車は大將、角行は副將、金將は極官としてなりなし、故になり馬は皆金になる也、總數三拾六禽の表となり〔又手直りのこまには王二枚ともに點打てあり〕

一林羅山子道春の覺書といふものあり、其中に疱瘡の藥湯あり、陳皮〔二十目〕紅花〔四匁〕牛房子〔四匁〕枳殻〔五匁〕黑大豆〔二合〕青豆〔二合〕桃枝〔東へ向たる一尺細に切る〕桑枝〔一尺細にきる〕水三升にて二升に煎じ詰さまして浴る也、尤火を淸めて煎るなり、外の水を一切交る事を忌むなり、乳呑ていまだ食なき小兒ならば此二色の大豆をなめさせ、乳母に少食させ其乳を呑せる

也、食事する小兒には大豆二三粒づゝ用る也、さて浴る事なり、此藥の殼は淸淨の所に埋る事也、野村宗澤といふ人此湯を試るに半百人に及ぶといへども怪我なし、疱瘡するまでは六月め〳〵に浴る事也。

一俳匠慶自在菴紀逸子は竹尊者靑流又祇空といひし法券也、後鼠肝湖十の法券にして高名ありし俳人也、大病の折から辭世の狂歌して逆修に彫其墓

此としではじめてをめにかゝるとは彌陀に向て申譯なし

されども此病平癒して後又も健なりしが、寶曆十一年年五月に卒し侍る、時に六十八歲谷中龍泉寺に葬る。

一世の諺に、ウノメ鷹ノメといふ事あり、いかなる事とも思ひわかたでありしに、硫黃にウノメタカノメといふ有て、いづれも上品なり、是にて思へばおとらざる事にいひ侍るなるべし、硫黃ウノメ、鷹ノメ、ヒグチ此三種の外なし、ヒグチといふは附木などに用る硫黃也。

一茶々輿祭　京にて九月に町々の子供神輿をこしらへてかつぎありくに、貴船の茶々こし新し權現ちや〳〵こし〳〵と諷ひはやす、昔貴船に茶々といふ女あり、科ありて刑せらる、その執心人にたゝる事あり、よつて祭りてはやすといふ。

一沽德ひとゝせ癰を煩ひし病床の吟

雖有肘生柳奈何腰載砦癰今以斧斫又爲朽柯看

病床ぞかく見ても乞食也

癰に臥て爰に親なし卯木垣　沽德

一小野照﨑明神　江戶坂本にあり、此神名照﨑と云盜賊にて、上野に住て往來の妨となる、終に召取

られて此坂本に於て刑せらる、其執心人を惱ます、依て神に祝ふと也、今祭禮等あり。

一親鸞幼名鶴滿麿と云、又中興開山蓮如上人幼名布袋丸と云。

○同しるしの反古抄

同立路隨筆しるしの反故の中に

一生海鼠（ナマコ）　海參といふ、五雜俎云、其能溫補足敵人參故曰海參居には小兒虛羸の症に人參不用海參を用とあり、生海鼠の種類にとらことといふあり、是に付て思ひ出たり、予駿陽にまかり侍る時、大磯の驛にて緣泰寺といふ寺の門前に小牌を立て、とら子石と記しあり、行て見れば彼生海鼠のとらこに似たる形の大石也、貫目など付へ小き藏に卓に乘てあり、其藏の壁に此石持あげたる人々の名反故の如くひしとしるしてあり、力量を試る事かと問へば、さにはあらず、此石を持得し人は戀の叶ふ也といふにぞ、是を以て世に大磯の虎が石といふなめり。

一狂女やしき　大磯にあり、竹藪なり、かの三井寺へ行て鐘をつきし狂女が栖といふ、三井寺の謠に淸見寺の鐘をここそ常はきゝ馴しにといふ文句あり、いかなる狂女にや大磯に住し事あるべし其所にて

　されはこそ亂るゝ竹よ秋の風　立路

一勘助井戸　駿河國久能山の奥院の山絕頂に愛宕の社あり、此社の際に山本勘助道鬼入道が堀し井なりとてあり、水たゝへて盡る事なし、此山はもと鞠子山に續きしを要害として切割しよし也、予參詣して拜す、役の者の外入る事を禁ず。

一牛糞橋（クソ）　我住邊也、或講師いはく牛糞（ゴフン）橋なり、北條五代目の臣牛糞（ゴフン）彈正屋敷なりとかや。

一烏卯、日東也、普無畏の碑にあり、阿每國亦日本なり、隨書に見ゆ。

一稲村殿　源滿兼を稲村殿と云て鎌倉の稲村に住し故也、又里見義豐を稲村殿と云、是は房州の稲村に住居す。

一小鯉鱒右衛門　丹波國氷上郡の獵師にて、鯉魚を手どりになす事の妙術ありて高名なるものなり。

一喧嘩笠　是は武田信玄の家にて號する冑の名なり、天草島原兩日記は、松平伊豆守信綱の嫡子甲斐守輝綱の記されし記錄也、予所持なす所也、其日記に

　四日大礒　小幡勘兵衛景憲爲送行自江戶來賜冑一首於武田信玄號之喧嘩笠

一下血ノ藥　長崎僧傳に唐墨を碎て用ふ實に妙なりと。

一照桃　唐木也、四方面にして木目赤し。

一披作の事　難波　折居　千草　乘圓　女何〔女作也〕　古折居　めくら折居　折井善四郎　大和多武峯折居　親彌助　折井彌助〔今介が親也〕　高山阿波〔江戶作也〕

一金物者作　京六條山城八左衛門　清右衛門　勘右衛門　法菴　大坂谷今六右衛門　堺九右衛門　吉左衛門　四郎右衛門　七右衛門　長崎道助　祐作　八左衛門　庄左衛門　奈良砂張古し　播磨國書寫砂張よし。

一帶刀のすぐやきみだれやきといふ事

　龜文爲陽　漫理爲陰　刀劍〔トアリタシ　未詳本ノマヽ〕

以上共二十一條六諦園立路隨筆二卷より抄出す。

○誹諧の字

誹諧の文字言篇人篇の說まち／＼也、古今集誹諧歌言篇にかけり、隋書侯白字君素好學有捷才爲儒林郎通倪不持威儀好爲誹諧雜說とあれば、言篇にもかくなるべし、誹は俳と通ずるとみへたり、近世俳

諸とかけるは漢書などによれると見へたれど誤なり、古今集の文字にしたがふべし、すべて此國の書にとりあつかふ文字唐以前の古字及唐の代の通用俗字等多かり、顏元孫が干祿字書を見てもしるべし。

（武具要說の中に

一刀カラミ　鐙カラミ

一小幡山城守ノ親ノ名日淨

一今川義元ノ家中ニ米マキト申ス伯樂肢フリアシキ馬ノ筋ヲ切申候

一日置彈正戰場ヘ持弓ハ握所ヲ稗ノ細繩ニテ卷ト承及候常ハ皮ニテ卷候

○天明四辰年十二月廿六日火事

天明四年十二月廿六日夜四半時頃八代洲河岸ヨリ出火仕候處西北風烈敷左之通燒失翌廿七日暮六時過火鎭リ申候

火元〔八代洲河岸〕西尾隱岐守○〔御側〕横田筑後守〔八代洲河岸ヨリ大名小路迄〕○〔火消役〕巨勢六左衞門○松平伊豆守○松平土佐守○靑山伯耆守○松平阿波守○松平相模守○本多伯耆守○松平右京亮○本多中務大輔〔角長屋殘〕○永井日向守○松平飛彈守○〔町奉行〕山村信濃守〔數寄屋橋內〕○堀田相模守○紺屋町〔數寄屋橋外ヨリ鍛冶橋御門外迄御堀端不殘〕○〔西丸奧御醫師〕山添熙春院○弓町○南紺屋町○新肴町○鎗屋町○休伯屋敷○彌左衞門町○山城町○銀座町〔一丁目ヨリ四丁目迄〕○坂本町○數寄屋町〔一丁目ヨリ三丁目四丁目迄〕○加賀町○南鍋町〔二丁目迄〕○八官町〔松村町○新道田町○三十軒堀通〔不殘〕○瀧山町○惣十郎町○山王町○南大阪町○山下町〔山下御門外通〕○鹽留橋邊ヨリ新橋迄○幸橋河岸通〔不殘〕○竹川町○金六町○出雲町○尾張町〔一丁目二丁目〕○尾張町元地○甚左衞門町○左兵衞町○守山町○筑波町○丸屋町〔少シ土橋ノ方殘ル〕○芝口〔一丁目ヨリ三丁目迄〕○蠟月町○源助町〔表通少々殘ル。〕○土橋〔堀河岸迄不殘〕○木挽町〔一丁目ヨリ八丁目迄〕○南飯田町〔海手迄不殘〕○本鄕町○須橋新橋鹽留橋紀伊國橋一ノ橋二ノ橋燒落○明石町○柳原町〔片側殘ル〕○小田原町〔同斷〕○奧平大膳大夫〔木挽町ヨリ築地迄〕○松平陸奧守〔中屋敷〕○〔御小姓組番頭〕仙石壹岐守○紀伊殿○柳生備前守○〔田安御醫師〕有田玄眠○〔御藏奉行〕

松坂源左衛門〇板倉〇狩野榮川院〇田沼主殿頭〔中屋敷〕〇〔御手先〕浦上近江守〇〔藤堂組〕野々山
富之助〇〔小普請〕久島新兵衛〇〔町奉行〕曲淵甲斐守〇松平周防守〔中屋敷〕〇依田勇四郎〇〔表高
家〕畠山織部〇〔天野組〕新見藤左衛門〇京極備後守〇古坂政二郎〇〔寄合〕龜井登之助〇〔同〕木下縫
殿介〇〔同〕青山百助〇〔御鎗奉行〕松平與次右衛門〇坂倉左近將監〔下屋敷〕〇〔中奥御番〕桑山左内
〇〔中奥御小姓〕土屋備前守〇〔西丸御書院番澁谷隱岐守組〕藤掛内匠〇〔御醫師〕桂川甫周〇〔寄合〕稻
葉主水〇秋田內膳〇〔寄合〕庄田下總守〇〔駿府町奉行〕依田五郎左衛門〇〔寄合〕山本豐前守〇〔表高
家〕上杉喜次郎〇〔西丸御書院番花房因幡守組〕瓦林幸之助〇〔御書院番大島肥前守組〕壺井小左衛門
〇〔勤不知〕竹田淸次郎〇〔寄合〕有馬式部〇〔御書院番頭不知〕坪內伊之助〇〔仙洞附〕三枝豐前守〇
〔御小姓組藤堂肥後守組〕花房千五郎〇〔御持頭〕高尾孫兵衛〇〔火事場見廻〕津田外記〇〔寄合〕戶川內
藏助〇〔御小納戶〕戶川藤次郎〇〔交代寄合〕伊藤田宮〇〔勤不知〕奥山隼人〇〔小普請組水野大膳支配〕
中山左十郎〇本願寺〇〔御先手〕横田源太郎〇〔長崎奉行〕戶田出雲守〇〔天文方〕澁川主水〇〔御書院
番大久保玄蕃頭組〕小笠原伊兵衛〇〔御醫師〕戶田長壽院〇〔寄合〕舟越三次郎〇松平內藏頭〔中屋敷〕
〇〔御小姓組水上美濃守組〕天野三郎兵衛〇加藤土佐守〔中屋敷〕〇〔小普請組駒木根肥後守支配〕梶岩
之助〇〔西丸御小姓組三枝土佐守組與頭〕能勢半左衛門〇〔小普請組宮城久三郎支配〕伴權左衛門〇金
春太夫〇〔西丸御小姓組頭不知〕酒井伊織〇〔御繪師〕狩野閑川〇〔中奥御小姓〕小笠原但馬守〇〔御數
寄屋頭〕柿澤宗長〇〔小普請組支配不知〕梶川三之丞〇〔寄合〕西尾出雲守〇〔御書院番水野河內守組〕
隱岐主計〇〔寄合〕加々爪次郎右衛門〇〔小普請組駒木根肥後守支配〕大久保彌三郎〇〔一橋御目付〕守
能平三郎〇〔西丸御書院番花房因幡守組〕小堀采女〇堀田相模守〔中屋敷〕〇一橋御藏屋敷〔不殘〕〇松
平安藝守〔藏屋敷〕〇稻葉丹後守〔中屋敷〕〇〔小普請組天野山城守支配〕小倉孫太郎〇〔御腰物方〕

小倉孫左衛門〇〔西郷若狭守組〕小倉十藏〇〔小普請組水野靑六支配〕毛利松三郎〇森和泉守〔中屋敷〕〇尾張殿御藏屋敷〇〔勤不知〕大島主計〇〔本庄伊勢守組〕守能吉兵衛〇〔御書院番岡野備中守組〕有馬伊織〇〔西丸書院番島津式部少輔組〕山名平左衛門〇〔小普請組永井監物支配〕櫻井德藏〇阿部因幡守〔中屋敷〕〇濱御殿附御船手〔不殘〕〇〔芝新錢座之方〕松平陸奥守〔表門殘ル〕〇脇坂淡路守

右之通承知仕候

正月

〇同六午年正月廿二日火事同廿三日火事

天明六丙午年正月廿二日晴西北風午上刻湯島天神表門前町家牡丹長屋裏家ヨリ出火同夜四ツ時過火鎭ル火元〔湯島天神表門町屋裏家家主久次郎店〕又右衛門〇右門前町屋敷中程ヨリ兩側〔不殘〕〇後通リ植木町片側新町屋大根畑中程迄〇黒門前〇三組町〔不殘〕〇妻戀町〇稻荷〇〔小普請組川勝權之助支配〕島田直次郎〇〔同天野山城守支配〕畔柳助四郎〇中坂下ヨリ妻戀坂下マデ〇小普請方手代町組屋敷〔不殘〕〇〔御代官〕平岡彦兵衛〔居宅不殘無別條〕〇〔御膳奉行〕山本次郎八〇〔御小姓組白須甲斐守組〕松平典膳〇〔小普請組宮城久三郎支配〕永井內藏助〇〔寄合〕松平市正〇〔小普請組〕石川六三郎〇〔西丸御小姓組金田伊豫守組〕小堀齋宮〇〔同御書院番水谷伊勢守組齋宮屋敷借地〕小堀左十郎〇酒井雅樂頭〔中屋敷〕〇黒田源右衛門〇〔御小姓〕酒井近江守〇〔御小姓組井上修理支配〕酒井帶刀〇內藤志摩守〇進部內匠頭〇〔小普請組菅沼主膳正支配〕島田源九郎〇神田明神下通リ〇〔大御番森川紀伊守組〕和田千太郎〇〔西ノ丸御納戸〕同仁三郎〇〔同御書院番水谷伊勢守組〕玉蟲佐兵衛〇〔同小十人井上助之進組〕松村彦右衛門〇〔御徒目付〕井出丈右衛門〇〔那須衆〕蘆野左近〇〔表高家〕京極兵勝〇〔西丸御目付〕小出兵庫〇〔金澤町御代官〕原田淸右衛門〇〔御勘定〕柘植又左衛門〇〔御同朋頭〕同順阿彌

○同朋町○福原刑部○神田明神本社無別條門前町不殘神主禰宜不殘燒失○臺所町○昌平橋外旅籠町一丁目二丁目〔不殘〕○金澤町○相生町○〔御使番〕永井伊織○〔御書院番森川下總守組〕松平八郎右衞門○下谷御成小路通り横町筋○堀左京亮○大關伊豫守○〔中奧御番〕松平彌九郎○〔御番醫師〕長谷川元通○〔御小姓組小笠原上總介組〕出井平助○〔小十人桑原善兵衞組〕加藤權左衞門○〔寄合〕近藤備中守○〔御書院番大久保玄蕃頭組〕岡八郎兵衞○〔小普請組永井監物支配岡八郎兵衞借地〕松村橘太郎○筋違橋御門外通り御門幷橋無別條河岸通町家不殘藁店共○上野町○松永町○佐久間町一丁目前後不殘同二丁目半分燒失和泉橋燒落佐久間町二丁目和泉橋通横町花房町藁店○〔西ノ丸御納戶〕吉松庄次郎○〔同〕山名本次郎○多喜安元宅〔無別條〕○醫學館○新シ橋近所藤堂之揚場河岸燒失○湯島一丁目二丁目三丁目町家不殘○〔御側衆〕杉浦出雲守○聖堂〔西ノ方學寮屋敷殘ル〕○新大根畑町家二丁四方程燒失○樹木谷之內○〔小普請組天野山城守支配〕 宅間新兵衞○〔同水野大膳支配〕大草榮之丞○〔御勘定〕比留間助左衞門○〔小普請組〕辻權之丞〔同〕辻源五郎○湯島三丁目通之內〔小普請組菅沼主膳正支配〕太田八十吉○〔大御番堀豐前守組〕宮川伊織○〔西ノ丸御徒頭〕桑山內匠○〔小普請組川勝權之助支配〕 片岡市太郎○〔大御番朽木和泉守組片岡市太郎借地〕三上辰之丞○聖堂下河岸通り町家燒失○鳳閣寺○筋違橋御門之內神田通り町日本橋手前室町迄大槪東側橋限燒ル○神田通新石町〔西側殘ル〕○神田鍋町〔同〕○鍛冶町一丁目二丁目〔西側殘ル〕○須田町一丁目○九軒町○小柳町一丁目ヨリ三丁日迄○岩井町二丁目迄○神田三島町○增上寺領○平永町○富山町○村田長庵○ 〔小普請組天野山城守支配〕堀彌七郎○元誓願寺前紺屋町於玉ガ池邊○〔西ノ丸小十人由比彥次郎組〕田中兵太夫○〔西ノ丸御留守居〕 奧田土佐守○〔西ノ丸御小納戶〕奧田八十郎○市橋龍之助○〔小普請組井上修理支配〕廣戶千藏○〔同根來喜內支配〕大澤伊三郎○〔御小姓組白須甲斐守組〕羽根伊織○御臺所屋敷○ 〔西ノ丸

御書院番岡野備中守組〕松井八郎○〔奥御右筆〕服部市太郎○〔西ノ丸表御右筆〕遠山吉五郎○〔御疊棟梁横瀬氏借地〕品川助右衛門○〔高家〕横瀬駿河守○〔西ノ丸御書院番澁谷隱岐守組〕藤掛内藏丞○〔小普請〕高山保之助○〔同〕堀屋八三郎○〔奥醫師後藤彌太郎借地〕松本善甫○〔寄合〕川口茂兵衛○〔小普請川勝權之助支配〕松野右京○〔御臺所與頭〕柴田定右衛門○〔御小姓〕佐野兵庫頭○〔寄合〕富田能登守〕岩本町○紺屋町一丁目ヨリ三丁目マデ○紺屋町土手藏向河岸通リ横町殘ラズ○〔御書院番酒井紀伊守組〕鈴木三五郎○〔小普請組中坊金藏支配〕上坂庄九郎○〔同根來喜內支配〕曾雄新藏○同所白壁町○松枝町○辨慶橋〔無別條〕○濱松町○龍閑町○鎌倉横町○細川玄蕃頭○佐久間町○大和町○松下町一丁目○元白銀町三丁目四丁目○大傳馬鹽町○本石町三丁目四丁目○牢屋〔不殘〕○石出帶刀○鐵砲町○小傳馬町一丁目ヨリ三丁目迄〔但三丁目西ノ方少々殘ル〕○龜井町○岩附町○本町三丁目四丁目○通旅籠町○通油町○大傳馬町一丁目二丁目○伊勢町河岸○堀留町○小船町一丁目ヨリ三丁目迄○堀江町一丁目ヨリ四丁目迄不殘並てりふり町○瀬戸物町〔半分殘ル〕○小田原町一丁目二丁目○安針町長濱町一丁目二丁目浮世小路堀留表通リ之方ハ殘本舟町日本橋肴河岸迄不殘○田所町新大坂町○彌兵衛町○富澤町○新乘物町○長谷川町○高砂町○岩代町○新材木町○葺屋町○堺町○新和泉町○堀江六軒町○住吉町○難波町○甚左衛門町○本大坂町○龜井町堀通リ難波町堀筋向東ノ方○馬喰町一丁目半分○通鹽町同斷○橘町一丁目二丁目四丁目○村松町一丁目○久松町○〔小普請組長谷川利十郎支配〕今堀吉之助○〔同中坊金藏支配〕龜田峯之助○〔御作事方〕佐野源藏○〔大御番森川紀伊守組〕大岡十郎兵衛○加藤與市郎○安田又五郎○竹內源之丞○〔御同朋〕奥山三阿彌〔表長屋殘〕○〔西ノ丸御小姓組三枝土佐守組〕小泉帶刀〔表長屋殘〕○久松町河岸方町家燒ル○〔新御番蜷川相模守組〕長坂傳四郎○〔同人地借碁打〕林門入此所ニテ留ル○大坂町竈土河岸ヨリ稻荷堀之方○田沼主殿頭

〔中屋敷〕○〔同所表通〕土井山城守〔中屋敷〕○土井能登守〔中屋敷〕○〔西丸御書院番島津式部少輔組〕竹田吉十郎○〔御使番〕小栗大學○〔甲府勤番支配〕戸田下總守○竈土河岸裏通り松島町不殘○蠣殼町通り○水野壹岐守中屋敷〔裏手長屋少々殘ル〕○〔西丸御書院番瀧谷隱岐守組〕大津助右衞門○〔小普請組酒井因幡守支配〕大久保莊之助○〔御書院番大島肥前守組〕飯河新三郎○〔西丸御書院番島津式部少輔組〕日下作左衞門○〔小普請組永井監物支配〕千本吉之丞○〔中奥御小姓〕金田和泉守○〔寄合〕戸田長三郎○〔西丸御先手〕小野次郎右衞門○〔御小納戸〕黑川内匠○牧野佐渡守〔中屋敷〕○牧野左京○永久橋燒落右之筋河岸通り不殘○〔元高家〕吉良左京大夫○〔小普請組宮城久三郎支配〕日向鐵二郎○〔西丸御目付〕水野要人○本多肥後守○酒井雅樂頭〔中屋敷〕○小網町一丁目ヨリ三丁目迄○安藤對馬守〔中屋敷〕○行德河岸町家○箱崎橋〔無別條〕○同新町〔不殘〕○戸田采女正〔中屋敷〕○朽木伊豫守〔中屋敷〕○久世出雲守〔中屋敷〕○御船手屋敷○北新堀町永代橋御舟番所〔無別條〕永代橋〔同斷〕○深川へ飛火○〔御船手〕植村猪十郎組屋敷相川町西側〔不殘〕○熊井町○中町○北川町○外記殿町○〔川向ニテ〕田沼主殿頭〔少々後通燒失〕○富吉町○〔淨土宗〕松源寺○松村町伊澤町蛤町四丁大島町川向前不殘○奥河町小川町黑江町○〔一向宗〕圓即寺町西念寺○深川八幡一ノ鳥居燒中町表裏不殘大橋不殘八幡前右角ニテ燒留ル同所高麗橋燒○〔橋向〕有馬備後守○橋向河端ニテ燒留ル

翌廿三日未上刻西北風神谷町大養寺門前町家ヨリ出火大養寺門前町不殘三丁程飯倉八幡門前町家雁木坂際迄火元ヨリ嶽山ノ方へ二丁程燒下ル向側町家不殘

火元〔大養寺門前町屋家主定八店〕友七○〔西丸御書院番水谷伊勢守組〕本多平右衞門○兼見道機○〔中ノ口番〕森久藏○光明寺幷門前町家神谷町横町通り切通シ之方町家二丁程不殘○大勇寺○專光寺幷門前町家○天德寺裏通り門前町家不殘○靑松寺横町後通り一ヶ所○同朋町○光圓寺○同門前町家

切通シ上町家不殘○靑龍寺門前町家○水野左近將監○增上寺々內ニ入地中一軒○眞乘院○永井町○產千代稻荷○永井町御掃除之者町中不殘○光實寺○金地院○同門前町○毛利讃岐守○〔御小納戶〕馬場大助○飯倉町一丁目土器町四ツ辻四方不殘○八幡門前町家同二丁目通同三丁目通裏通○〔御使番〕竹中主水○熊野權現○〔向側〕瑠理光寺○〔西丸御小姓組駒木根大內記組〕能勢市十郞○飯倉町四丁目○〔御小姓組白須甲斐守組〕小出右膳〔長屋計〕○善長寺並門前町家○願了寺門前町家共○飯倉町五丁目○靑木甲斐守○〔寄合〕瀧川帶刀○增上寺塔中新堀端心光院觀音堂共○的場稻荷○同屋敷町家不殘○〔中ノ橋際〕本多養泰○〔同眞木河岸〕日向吉次郞ニテ留ル○赤羽橋際迄水茶屋不殘○森元町〔竪二丁橫二丁半程町屋不殘〕○御掛官町少々燒込○飯倉町三丁目四丁目〔西側ノ裏ノ方墓ノ所〕○一乘寺眞源寺燒殘ル

同日八ツ半時ヨリ飛火

本芝田町四丁目將監橋通リ松平隼人○本芝一丁目二丁目右之邊所々凡三丁程燒失但竪橫一丁程町屋之方○海邊松平薩摩守作事屋敷

同日七ツ半時火鎭ル

○同七未年四月年頭幷將軍宣下

參向公家衆

	二條右大將殿	傳奏	久我大納言殿
勅使	油小路大納言殿	院使	難波大納言殿
大女院使	千種宰相殿	女院使	壬生前宰相殿
	高倉大宰大貳殿		土御門右衞門佐殿

地下　壬生官□　押小路大外記
青木中務大輔　山科但馬守

御着服覺

年頭御對顔	御直垂	將軍宣下	御束帯
御馳走御能初而	御長襠	御返答	御直垂
諸大名初而御目見御禮	御直垂	二日目御禮	右同斷
三日目御禮	御長襠	二日目御能	右同斷
三日目御能	右同斷	四日目御能	右同斷
日光御門主其外寺社御禮	御直垂	增上寺其外寺社御禮	右同斷
日光御門主增上寺其外御能	御長襠	四月十日上野	御束帯
同十二日增上寺御參詣	御束帯	同廿日紅葉山御參詣	御束帯
十月十七日御宮御拜禮	御束帯		

但九月晦日迄御服中故也

○同年五月毀宅紀事

天明七年丁未五年十日より十二日まで、大阪米問屋二百軒程打こはす、中にも尾長谷やといへるは大家とぞ、此頃の米相場米一升百四十八文、是大阪にて古今の高價也といふ。

天明七年五月、米直段御張紙百俵に付五十二兩、町相場初は百二十兩位、中頃百五六十兩、五月十七八日頃百八十二兩にいたる、小賣百文に付、四合より三合五夕二合五夕にいたる、所々茶飯菜飯等やすみて商賣せず。

一廿日、夕赤阪米屋を打破る。

一廿一日晝過より所々さわぎたち、いせ町河岸、鎌倉河岸、日本橋〔白木屋〕、舟町邊、小網町、大傳馬町〔大丸にて酒二樽ふるまふといふ〕、南傳馬町〔萬屋作兵衞など〕、横山町、藥研堀、兩國邊、淺草御藏前藏宿〔いせや四郎左衞門格子などこまかにくだく〕、鳥越橋より南之分は不殘こはす、同日芝口をこはす、同晝過より麴町不殘、四ツ谷より新宿に至り、三手に分れ夜中より暁に至りて、一手は淀橋迄〔大和屋など打こはす〕、一手は追分より新町迄、一手は谷町より板橋迄至るといふ、同夜中牛込御門外、寺町、水道町、御納戸町愛敬稻荷前邊米屋不殘原町邊迄。

一廿二日、本所六間堀よりはじめて竪川通不殘、三ツ目に和泉屋といへる木綿屋にては手ぬぐひふどしを遣しあつかひにて濟、是は夜たかの牛どもなり。

一同日、朝より本鄕邊、筋違橋外内田屋なと、夫より内神田に至るといふ。
　津輕屋といへる家にては、津輕の足輕百五十人、久世の足輕百人にて防、其上町與力同心を賴置候故必死に働候故百三十人程生捕候即死二人といふ。

一同日、前夜より淺草門跡前より廣德寺前晝時下谷黑門前金澤丹後など打こはす、金澤にて饅頭をなげしといふ、錦袋圓まで。

一同日、朝より千住蓑輪金杉邊不殘打こはす、新吉原大門までいたるなど雜說まち〳〵也。
　千住にいせ屋長兵衞といへるものあり。去午年大水の節日本堤の上に米を出し、臼をならべてつかせ數多の人を救ふ、今年惡黨ども此家は去年人を多く救ひしものれなば、こぼつ事をやめよとてこぼたずといふ。

一同日、深川邊もこぼちしと沙汰あり、是はぼてふりのたぐひなり。

一同日、夕方本庄中の郷邊大にさわぐ、是は土地の者なるよし。
一同日、晝時兩國四方の店ならびに松本といへる大なる藥舖など。
一すべて此度の惡黨二十四組五千人ほどありといふ、晝來るは前髮のもの多しともいふ。
一夜は下町邊皆々木戶をうち立番場末にいたるまで軒下に提灯を出し置べきよし御觸有之。
一廿三日、芝三島町邊、品川邊といふ、夜中牛込若松町邊米屋三軒打こはす、大久保の方より來るといふ。
一同日、夕方町々木戶無之分は竹矢來を造る。
一廿四日、廿五日頃より所々靜なるやうす也。
一廿七日、朝きくに此頃目黑祐天寺を打こはし盜賊入といふ沙汰なり。
一此度の災をまぬかれたるは元飯田町のみなり、是は屋敷中に交り居候上屋敷々々の手廻り等此邊にみち〳〵たり、且金丸何某といへる柔術指南のもの中阪に住宅す、役人四人ツヽ晝夜詰居候間一軒も打こはさずと云ふ。
一廿二日打こはし候分

茅町　菱屋政二郎　松阪屋市右衛門　板倉屋清兵衛　兒玉屋長八
　　　下野屋重右衛門　伊勢屋善三郎　大口屋長兵衛
瓦町　大口屋八兵衛　いせ屋惣兵衛　井筒屋八郎右衛門　兒玉屋權左衛門
　　　伊勢屋四郎左衛門　伊勢屋喜兵衛　兒玉屋庄助
天王町　和泉屋才兵衛　大口屋源七　後藤屋七右衛門　森田屋市兵衛
　　　大口屋彌右衛門　和泉屋孫兵衛　大口屋利助　笠倉屋權三郎

代地　阪倉屋助七　上總屋庄助　坂倉屋萬右衛門　伊勢屋幾次郎
　　　坂倉屋助太郎　坂倉屋七兵衛　伊勢屋嘉右衛門　伊勢屋要右衛門
森田町　伊勢屋喜十郎　伊勢屋四郎兵衛　泉屋茂右衛門
福井町　森村屋藤右衛門　堺屋藤藏　坂倉屋惣兵衛
鳥越町　坂倉屋太兵衛

一廿三日　御先手
河野庄左衛門　柴田三右衛門　安藤又兵衛　長谷川平藏　安部平吉
鈴木彈正少弼　武藤庄兵衛　北野次郎右衛門　松平庄右衛門　奥村忠太郎

町々騷々敷趣相聞候に付組之者召連今日より相廻り暴候者は召捕町奉行所に可被相渡候尤手に餘り候はゝ切捨にもいたし候ても不苦候間其趣可被相心得候
右御書付牧野越中守殿堀帶刀へ御渡被成候
　五月廿三日

　○同年御救金米書付

今度御救に付町數御改
一天明六丙午年十月廿八日改人別
江戸町數　一二千七百七十餘（二イ）軒　但新地寺地とも
同家數　一二十万八千餘（五百イ）軒　但表間口計（二十八万八千餘軒イ）
同人數　一人數百二十八萬五千（餘イ）三百人
內　五十八萬七千八百餘人　男（男六十九萬五千餘人イ）

六十九萬七千五百餘人　女（女五十九萬三百人イ）

外ニ　三千八百四十餘人（餘イ）　座頭　　一萬四千五百餘人（十三イ）　吉原人數

内　八千二百人　男（六千三百人イ）　六千三百人（餘イ）　女（八千二百人イ）

此内二千五百人遊女　但禿共六千三百人（餘イ）ノ内

五萬三千四百三十人（二イ）（餘イ）　出家　　七千二百三十餘人　山伏　　三千五百八十餘人　神主

御救金　　貳萬兩（町々父母妻子壹人前三匁二分ツヽ頂戴）

同米　　六萬俵

右之通町惣人數へ被下之

天明七未年五月

總人數〆百三十六萬七千八百（八カ）九十餘人

同六月朔日御書付出ル

百俵五人扶持以下へ御救米出ル

堀口氏來話

一江戸町中家主數凡一萬九千三百八人

獎代貳萬五千三百九十八兩三分

引下ケ貳萬三千六百十九兩十二匁

○同八申年正月晦日京都大火諸書付寫

覺

一去月晦日卯之刻前洛外建仁寺邊より出火に付早速罷出町奉行池田筑後守儀出馬仕當所火消青山下野守人數相掛手當仕候所大風にて段々火勢強く相成所々へ飛火仕辰之刻頃には四條通寺町邊へ飛火にて燒立候に付小堀縫殿中村藤三郎人數召連罷出角倉與市人數差出候に付掛り場所にては無御座候由申聞候得共大火の義に付所々消防候やう主税差圖仕爲消防申候町奉行山崎大隅守儀も非番之儀には御座候得共罷出手當仕午刻頃には五六町程も燒ひろがり次第に大火に相成二條　御城風脇には御座候得共火近に消防人數場所爲引取未刻頃二條へ召連罷越候右之節には伏見奉行久留島信濃守儀も人數召連れ相詰申候夫より私ども御小屋へん町奉行御役宅類燒仕候得共　御城は御別條無御座申の刻過にも相成候までは東堀川通燒通り候而東御門辰巳櫓へ吹付候に付何れも　御城入仕久留島信濃守青山下野守人數打込防留め申候幷池田筑後守私共差圖仕堀川通燒行場所町屋爲打潰火先留り候樣に手當も仕少々は火勢も弱り候樣にも御座候而其節　御所之方火近に相見候に付山崎大隅守主税儀は　御所へ罷越候池田筑後守大膳儀は　御城內へ相掛り候之處火勢つよく戌亥御櫓より燒入夫より御本丸へ火移候に付青山下野守人數共外本多隱岐守松平紀伊守人數等も繰入消防手當仕候

二丸の方危相成候間尙又申付消留申候尤地役之面々御預りの場所へ何も相詰小堀數馬中井藤三郎等人數召連れ　御城入仕候　御城火鎭り候儀子之刻頃に御座候夫より大膳儀は東六條邊火先之方へ相廻し申候且又主税儀は　御所へ相詰候處火氣弱り　御所邊も中々燒入候樣子にも無御座候得共主上　御立退之御催も御座候由久留島信濃守も相詰め供奉可仕段水原攝津守へ掛合大隅守主税儀も先格等相知不申候得共供奉可仕哉之段攝津守大和守へ申談傳奏衆へ相達候由晉相扣へ罷在候內又候攝津守罷出彌御立退に候故三人共供奉仕候樣傳奏衆被申聞候由申聞候其內風筋も宜敷樣にて二條

御城甚危き御やうすに承候に付戌刻頃亦候乘返し二條へ可罷越と奉存候處最早　御城へ燒入中々

難罷越大隅守儀は何方を相廻罷越候哉亦候　御城入仕候由御座候主税儀は下立賣邊供々火先手當仕候內又候　御所火近に付相詰候處松平紀伊守參內仕先刻出馬仕二條人數手當等仕消防させ候得ども迚も相叶申まじく乍去人數殘し置自分儀は大變之儀に付先相詰候間御附へも申談候由主税へ申聞候即刻紀伊守信濃守主税御庭へ相廻り供奉仕候樣水原攝津守建部大和守申聞南門庭上へ相廻り候次第に火近に相成候に付子の刻過下鴨之社へ被遊　御立退候右之節所司代松平和泉守組與力同心御附にて兩組與力同心御先へ相立御附兩人前後供奉仕　主上　御板輿被爲　召御跡御鳳輦內侍所右何も女中方堂上方被致供奉引續松平紀伊守久留島信濃守主税儀差添供奉仕候下鴨拜殿へ假　皇居之節御幕張外御附兩組與力同心致御固め櫻門より鳥居迄は紀伊守信濃守人數間配御固め致し置候彌　御所の方危き御やうすに付攝津守へ掛合主税儀は乘返し　御所へ罷越稻葉丹後守本多隱岐守青山下野守南門日の御門　紫宸殿　淸凉殿內侍所御屋根へ間配消防仕候內御內御玄關御車寄の邊飛火にて燒立候に付主税召連れ候供の者に爲相防候得共次第に燒募り候に付人數爲引取又候火先の方へ召連れ申候右の內下鴨風下に相成候に付聖護院宮へ被遊　遷幸候由此節の御やうす御見請不申候最早　御所燒落候頃は夜明けに御座候夫より火勢强く諸々燒行候に付鷹が峯藤林道壽御預御藥園主税見廻候處別條無御座候夫より野邊通聖護院宮假　皇居御場所へ罷越候處　主上　御機嫌能被爲入候旨攝津守大和守申聞紀伊守信濃守儀も最早引取被仰出候由兩人之者申聞候に付尙又攝津守へ掛合主税儀も引取申候其節は朔日晝頃にて御座候亦候諸々大藏場末之方は火鎭り不申同夜戌の刻頃堀川通大藏吹出候北御門風惡敷御座候に付右御門外へ相詰その後子の刻頃　御城內御天主臺續御多門少々燒殘る場所燃立候に付大隅守筑後守私共其外在役地役何も　御城入仕候惣場末迄之儀二日曉に至り火鎭り申候　仙洞　大女院　女院　女一宮御方は晦日申刻頃御立退之節其節之御樣子御見請不申候間右之段

申上候以上

一以別紙申上候去月晦日之出火　御所向炎上の節委細之儀難見請御座候に付猶又見分之儀大隅守筑後守へ申談候之上御附之者へ掛合候之處傳樣被　仰付候旨傳奏衆相達候由御附之者申聞其節何も御用多御座候に付一人ツヽ立合可申旨にて池田筑後守建部大和守　仙洞附本間佐渡守立合一昨六日見分仕候處　御所不殘燒失之　御場所逸々御名目辨兼候に付相殘候分之箇所左に申上候

一御池庭北御文庫　三箇所　一御同所南御文庫　二箇所

一御出水庭御文庫　二箇所　一御春屋女中藏　一箇所

一日之御門樂器藏　一箇所　一內侍所藏　一箇所

一勅使藏　一箇所

仙洞御所

一奥清水御文庫　二箇所六戸前　一表清水御文庫　一箇所三戸前

一御輿舎り御文庫　一箇所一戸前　一口向御茶藏　一箇所一戸前

御內庭

一人丸御社幷拜殿玉垣鳥居

右御庭

一御本社幷拜殿玉垣樂屋鳥居神供所　一御同社幷拜殿玉垣鳥居

一山神御社幷鳥居　一稻荷御社幷鳥居

一橋殿御茶屋　一鑑水御茶屋

一悠然臺　一想御橋

大女院御所

一對屋前御藏　二戸前

一同東對屋前御藏　一戸前

一同御春屋前御藏　三戸前

女院御所

一御文庫　四戸前

一武家町口御門　壹箇所

右之外相殘り申候且又　攝家　宮方堂上方小堀數馬掛り御修復所は右見分之節外に候得は相分り兼候に付相殘り候所之義承り糺追而可申上候以上

覺

禁裏附　水原攝津守

右ハ御役宅不殘類燒仕候長屋向少々相殘申候

同　断　建部大和守

右ハ御役宅不殘類燒仕候

仙洞附　三枝豐前守

右ハ長屋向類燒仕候

禁裏御普請御郡代兼帶　小堀數馬

右ハ御役宅不殘類燒仕候御預り金藏御別條無御座候

二條御殿番　三輪市十郎

御鉄砲奉行　木村吉十郎

三橋藤右衛門

淀川通出船支配　角倉與市

御大工頭　中井主水

右ハ面々不殘類燒仕候右之內木村吉十郎儀ハ長屋相殘申候此段申上候

覺

松平紀伊守　　青山下野守
松平甲斐守　　稻葉丹後守
本多隱岐守　　永井日向守
小出主税

右ハ去月晦日出火之節當地火之御番兩人共近國之面々何も人數差出消防等手配仕候尤於場所私共差圖も仕候得共手廣之義に御座候間尙亦銘々勤方相尋候處別紙之通認め差上申候

禁裏御普請御郡代兼帯　小堀數馬　　御門番　間宮孫四郎
二條御門番　小林彌兵衛　　小堀縫殿
御鐵砲奉行　大岡右門　　木村吉十郎
御殿番　三輪市十郎　　淀川通出船支配　角倉與市
御藏奉行　藤澤蘭三郎　　祖父江孫兵衛
三橋藤右衛門　　御大工頭　中井主水
中井藤三郎

右同様出火之節早速御預り之場所々々へ組之者亦は手代人足等召連罷出消防手當仕尤私共差圖をも仕候得共向々之儀に御座候間勤方之儀猶亦相尋候處別紙之通書付差出申候
右書且書面相改認直進達仕候而ハ久□等茂速々之儀并應掛合等手間取候間其儘差上申候猶御尋之儀も御座候はゞ相尋可申候尤勤向見屆置候之儀は御上京之節可申上候以上

屆

當地就大火燒死人多見及候處未聢と難相知御座候間牛馬之損失怪我人等之儀承知次第追而可申上候

以上

二月八日

覺

一昨晦日申上候此節出火今朔日夕方漸々火鎭り寄申候方に相成申候東は鴨川東通南は六條邊迄西はたんぼ迄燒拔北は大德寺門前迄にて留り申候樣子に承及申候未聢と仕候義難相知御座候先承及候趣申上候尤千本通り上京は相殘り候場所も御座候

一御城東御門

一御城北御門

一二ノ丸御殿向

右御別條無御座候尤北大御番所は燒失仕候

一御本丸不殘御燒失三階御櫓其外續御櫓に有之候御道具類燒失之趣に御座候

一御番頭御小屋不殘

一大御番頭在番永井伊豫守組不殘右燒失仕候

一酒井隱岐守組御小屋少々燒失半分程は殘り候由

一兩組共二ノ丸御番所へ打込勤番仕候由

一伊豫守隱岐守家來下々迄二ノ丸御臺所に先罷在候由兩人方より申聞候

一西之御門大御番所御多門御橋とも燒失通路相成不申候

一西御門前御米藏御別條無御座候
一西御門番頭兩人御役宅相殘り御門番間宮孫四郎方へ町奉行山崎大隅守御門番小林彌兵衞方へ町奉行池田筑後守千本通木村周藏幷明き御小屋へ私共兩人先引移り罷在候右申上候趣取込に御座候に付相違之義可有御座候哉猶又取調追而可申上候
一以別紙申上候當地大火に付二條　御城幷出火場所之義私ども手當仕罷在候所　御所向風筋惡敷相成候に付主稅義　御所へ罷越手當仕候
一松平紀伊守久留島信濃守主稅義も供奉仕
主上　御機嫌能御立退之事に御座候尤委細之義は追而可申上候
一六角越前守昨晦日京着仕候之處　上使屋敷燒失仕候に付妙心寺寄宿仕候由右之段申上候
一以別紙申上候當時大火に付　御所方炎上
主上下鴨社へ被遊　御立退候處風筋不宜候に付聖護院宅へ行幸　仙洞御所は白川照高院　大女院御所は東山銀閣寺へ御立退之所其後白川照高院へ　御幸　女院御所　女一宮御方は林丘寺宅へ被遊御立退　御機嫌能被爲替候御儀無御座候旨御附四人より山崎大隅守池田筑後守へ申聞候由承候
一以別紙申上候此度二條　御城御本丸御櫓其外御燒失之場所其節難及見御座候に付猶亦私ども見分之義山崎大隅守池田筑後守申談候上永井伊豫守酒井隱岐守へ掛合昨三日大隅守筑後守其外地役之面々立會見分仕候處右之通御座候
一御本丸　御殿向不殘
一永井伊豫守御小屋幷組中與力同心御小屋不殘
一酒井隱岐守御小屋不殘
一西ノ御門大番所切手番所
一酒井隱岐守組御小屋十四軒類燒仕候
一御藏米見番所

一御本丸高麗二ノ御門同所御橋焼失仕候　　一北御門番所二ノ御門焼失仕候
一御本丸小堀数馬御預り之御金蔵御納戸蔵とも焼失仕候
一丑寅御櫓　　一戌亥御櫓
一御本丸三階御櫓
右御櫓御多門御座候在役地役御預之御武器御道具具不残焼失仕候
右之通御類焼御座候
一相残り候箇所及見候分申上候左之通
二ノ丸御構之内
一御殿向不残　　一御車家　三戸前
一御唐門　　一御黒門
一納戸蔵　三戸前　　一溜御蔵
一御太鼓櫓　　一御臺所
二ノ丸御花畑前
一御米蔵　五戸前　　一辰巳未申御蔵　二ケ所
一御焔硝蔵　　一足駄御蔵
一御仕切御門　二ケ所　　一鳴子御門
一南御門
西御番頭御小屋前
一御米蔵

御天守臺下

一御米藏　　一酒井隱岐守組十四軒類燒其外は相殘り申候

一東御門北大御門御別條無御座候西冠木御門相殘り候に付御〆り等宜敷相見申候

一御城廻り出塀燒拔御場所少々ツヽ相見候得共外より見へ透候程之儀は無御座候

右之通御座候以上

覺

一辰巳御櫓御鐵砲其外御道具　　一未申御櫓同斷

一御門番同心へ（以下缺文）　　一御鐵砲奉行兩組同心へ預置候御鐵砲御道具類

一御本丸御廊下橋御番所御鐵砲御槍其外御道具類

一同所高麗御門御番所同斷　　一東御門同斷

一西御門兩御番所同斷　　一二ノ丸御番所同斷

右之場所に御座候御道具類は御別條無御座候よし御鐵砲奉行申聞候依之申上候以上

覺

先達而申上候通此節之義に御座候間假　御所近邊二條　御城外不限晝夜相廻候處所々御手薄にも相見候に付御手前樣被成御上京候迄左之通相心得可申哉之事

一今度相殘り候御道具類見分仕候而相改可申哉之事

一私共唯今迄巡見致來り候當地寺院方其外宮地此度類燒仕候分は追々見分仕置猶又樣子可申上哉之事

右之通奉窺候以上

覺

此度
禁裏炎上に付追而及沙汰候迄は鳴物停止申付候別而假　皇居聖護院村近邊等火之元之儀は勿論万事相愼可申候旨洛中洛外へ相觸れ候由山崎大隅守池田筑後守私共方へも申聞候以上
以別紙申上候先達而申上候通假　御所近邊相廻り尤其節御附之者へも遂對談候所此節　御機嫌被爲替候御儀無御座候段申聞候且又　御所之燒跡私共毎度見廻り二條　御城內へも爲見廻罷越候處此節相替義無御座候旨永井伊豫守酒井隱岐守申聞候其外洛中洛外これ又不限晝夜相廻り候處怪敷義も無御座候以上

覺

石原淸左衞門

右ハ去月晦日出火に付同日早速罷出御藏へ相詰候由私共方へも申聞候

御代官　多羅尾四郎右衞門

今度　御所之炎上　御城內燒失に付爲伺　御機嫌去る四日山崎大隅守御役所へ罷出候旨承之候

吟味方下役　加藤條次郎　立田安右衞門
御普請役　倉橋定之丞　副田只右衞門

右者五畿內川筋之爲御用昨七日致出之所候旨承之候

青山下野守

右者當月中此度火之御番相勤候旨以使者私共方へも申聞候

松平甲斐守

右者當地出火に付人數召登せ下火等人數居殘り候處靑山下野守人數罷出候迄尙又京都火之番相心得候

様山崎大隅守池田筑後守申渡昨七日下野守人數罷登交代仕候由甲斐守留守居之者私共方へも申聞候
一去ル四日當表町奉行月番門前へ訴狀箱差置申候依之右爲知之高札去月廿三日前々之通所々へ相建申候間山崎大隅守池田筑後守より申聞候
一同五日山崎大隅守於假御役宅山崎大隅守池田筑後守立合訴狀箱相明ケ候而相改候處訴狀無御座候以上

覺

大岡右門　木村吉十郎
三輪市十郎　上林六郎
藤澤藤三郎　木村宗右衛門
祖父江孫兵衛　三橋藤右衛門
中井主水

右者去月晦日　御所方炎上　二條御城御燒失に付爲　御機嫌伺右之面々私共方へも罷越申聞候
以別紙申上候　仙洞御所白川照光院へ　御立退假　御所に相成候段は先達而申上候同四日粟田口青蓮院宅へ　遷幸被爲在假　御所被　仰出候旨三枝豐前守本間佐渡守より私共へも申聞候此段申上候以上
此度京都未曾有之火災下々可致難義不便之事に候當分爲凌米三千俵銀六拾貫目惣町人へ拜借被　仰付唯今迄町人共奢に募無用之費を多外聞に拘り遊樂を事といたし候趣に聞へ候右體に及候間此節に至り別而困窮彌增可申事候條以後右體之儀無之樣質素相守り可申事殊に町人共利潤無之候而は商賣相續不致事に候得共近年は別而人々差支を見込高下をなし人々之難儀に乘し候而一己之利潤を求め候類有之哉に候一旦利得有之候而も天道に背候間不時之損失有之事に候條能々心得可申事此節　皇

居も未御全備無之義に候間下々は猶更艱難いたし質素に正道心得之永代相續を心がけ可申事

二月二十一日　　山崎大隅守

根岸肥前守　　土岐主税

池田筑後守

石川大膳

右難有　思召之趣松平越中守殿被仰渡候段今廿一日紀伊守在京御目付土岐主稅石川大膳京都町人共へ申渡候處誠廣大之御仁惠之儀一同難有申候に付米金割渡方其外之儀は大隅守筑後守取計追而可申上候以上

二月廿一日　　山崎大隅守

根岸肥前守

池田筑後守

太田備中守殿被成御渡候御書付

袖書

御使番

一國々巡見　　一所々城引渡

一城幷領地受取或は取締等御使　　一遠國へ病氣　御尋幷死去に付而之御使

一京都にて御不豫等之御使　　一火災幷地震風破等に付遠國へ急御使

右之分以來順口にて二三人名前書出右之内にて可被仰付候

一國目付幷大阪駿府長崎御目付　　一所々御普請御用幷出來榮見分等

一川々御普請所見分

右之分以来差人にて可被　仰付候

右之趣に相成候間心得として相達候

二月

右瀬名貞雄より借得て寫畢

御沙汰書寫

二月六日

京都御所向幷二條御城御本丸其外炎上に付爲伺御機嫌總出仕有之於席々御老中御謁之

御使　松平左門

右同斷に付京都へ被遣候旨於御右筆部屋御椽頰若年寄衆御出座安藤對馬守殿被仰渡之

金十五枚時服羽折

高家　武田安藝守

右就御暇被下之旨於芙蓉之間御老中御列座鳥居丹波守殿被仰渡之

金五枚

御使番　松平左門

右同斷に付被下之旨於同席御列座御同前御同人被仰渡候若年寄衆侍座

同　七日

禁裏炎上に付明八日爲伺御機嫌總出仕　鳴物停止

御座之間

京都御暇　松平和泉守

金貳枚時服五羽折　御馬御刀備前家助代金二十枚

右御目見　但拜領物於羽目之間御老中御席頂戴之
同　八日
禁裏炎上に付爲伺御機嫌總出仕有之於席々御老中御謁之
同　九日
御勘定奉行　根岸肥前守
右者　禁裏　院中炎上　二條　御城燒失に付京都へ爲御用被遣之旨於芙蓉之間御老中御列座鳥居丹波守殿被仰渡之
同　十日
金五枚時服三羽折
御勘定奉行　根岸肥前守
右爲御用京都へ罷越候に付被下之旨於芙蓉之間御老中御列座鳥居丹波守殿被仰渡之
同十二日
高家　中條河內守
古禁裏　仙洞幷　御所方へ進物有之候に付被遣之旨於芙蓉之間御老中御列座鳥居丹波守殿被仰渡之
一筆啓上仕候然は御當地出火に付追々申上候通
御所方炎上
主上下加茂社へ被遊
御立退候處風筋不定候に付　聖護院宮へ　御行幸　仙洞御所も白河照高院へ　大女院　御所は東山銀閣寺へ　御立退之所其後白河照高院へ　御幸　女院御所　女一ノ宮御方ハ林丘寺宮へ被遊　御立退御機嫌被爲替候儀無御座候旨水原攝津守建部大和守三枝豐前守本間佐渡守申聞候に付此段申上候

尤火勢は今夕に至漸鎮り候方に相成申候此外之儀は別紙申上候恐惶謹言

池田筑後守

山崎大隅守

以別紙申上候當地大火に付二條　御城幷出火場之儀は筑後守無油斷手當仕罷在久留嶋信濃守松平紀伊守儀も人數召連罷登り　御所へ相詰申候勿論此節　御所御普請小屋場取掛罷在候に付大隅守は右手當等申付候上參　內仕候處　御所向は無御別條風筋替り　御城內危相成候旨承之候右之通信濃守紀伊守儀　御所へ相詰罷在候故御附幷右兩人へ申談替　御所より引取　御城入仕防方手配等仕罷在候處又々風替り　御所へ火移り候樣子に付私共儀も直に駈付候處御附者幷信濃守紀伊守儀供奉仕主上　御立退之事御座候依之御跡より假之　皇居へ參上仕紀相伺候處御機嫌被爲替候儀も無御座候旨御附者申聞候

一私共御役宅不殘燒失仕候得共　御朱印白紙幷御定書等無別條取除申候右に付大隅守儀當分間宮孫四郎御役宅へ引移り筑後守儀は小林彌兵衞御役宅へ引移御用向取扱申候尤孫四郎彌兵衞儀も御藏奉行方に當時合ひ宿仕候

一六角越前守昨晦日京着仕候處　上使屋敷燒失仕候に付妙心寺へ到着仕候

一御目付小屋燒失仕候に付土岐主稅石川大膳儀取調役御役宅へ當分引移申候尤木村周藏儀も爲致別宿候

一稻葉丹後守本多隱岐守永井日向守人數罷出所々火防仕候

一青山下野守儀手當として出京仕候旨申聞候

一私共組與力同心小屋幷牢屋敷共不殘燒失仕候處科人別條無御座候右之段申上候以上

二月朔日　　　　池田筑後守
　　　　　　　　山崎大隅守

二條在番永井伊豫守酒井隱岐守方より正月晦日宿次使書狀到來仕候處彼表建仁寺町四條邊より出火仕風烈敷大火に相成同夕七ツ時頃二條　御城御本丸不殘御類燒二ノ丸ハ御別條無御座其外西御門幷伊豫守隱岐守兩小屋不殘類燒御番衆與力同心小屋も過半類燒仕候夜に入候而も未だ火鎭不申候委細の儀は追而可申上旨申越候尤伊豫守隱岐守幷兩組中次與力同心共に至迄怪我等無御座候旨是又申越候此段申上候以上

二月五日　　　　月番　森川紀伊守

禁裏へ　大判五拾枚　時服三十　御屛風二双
仙洞へ　銀三百枚　時服二十　御屛風二双
大女院へ　銀二百枚　縮緬二十卷　御屛風二双
女院へ　銀百枚　縮緬二十卷　御屛風二枚
女一宮へ　縮緬二十卷
長橋局へ　銀五十枚
禁裏惣女中へ　銀五百枚
仙洞女中へ　銀二百枚
大女院女中へ　銀百枚
女院女中へ　銀百枚
右　御使高家中條河內守を以被遣之

一二條在番神谷氏文通
彌無御障珍重奉存候然ハ去ル正月廿九日京都建仁寺町より出火にて京不殘類燒致し　御城入　御本丸不殘御類燒仕候同兩番頭衆私共相番五十人不殘致類燒西御小屋十四軒類燒仕候ぜんだいみもんの咄に御座候私共相組上下四拾壹人御座候右へ黑米五升相渡申候右粥に致しほだて命をつなぎ申候只命計り助り申候以上
二月三日
去月晦日曉七半時頃宮川町四條へ下ル町より出火東南風つよく暫時之間に大火に相成石垣町邊へ出寺町四條へ下ル町へ飛火佛光寺邊へ火移り東西町奉行所より高家屋敷二條　御城燒失所司代三屋敷堀川屋敷千本屋敷小堀殿屋敷東西組屋敷不殘西之火先妙國寺迄燒拔火先之程は相知不申南北は凡松原邊丸太町邊迄東西寺町より千本迄火口數多に相分り北西へ段々燒出下立賣御門內　新女院　御所向より別に出火東南風つよく一文字に西北より燒出蒲北は鞍馬口南は七條東西は家々あらん限り燒失仕候又今朝未明に俄に北風に相方二條河原へ飛火蹴上ケ邊迄燒失之由翌日之朝四ツ時頃火鎭り申候
一京都　御所向幷びに二條　御城炎上に付き爲御機嫌伺總出仕
二月六日
一火元宮川町どんぐりの辻兩替屋之由飛脚屋便に承候
一二月四日夜半に　御城にて其沙汰有之坊主衆御徒目付當番所へ通候由當番之者物語也同五日御老中方若年寄衆早く御登　城有之候由
一禁裏炎上ニ付爲伺　御機嫌明八日總出仕御座候鳴物今日より明後九日迄停止ニ候但普請ハ不苦候

二月七日

先達而家來之者共被　召呼候而御尋御座候京都　禁庭守護之儀當時在勤仕罷在候家來共覺罷在候趣荒增申上置候得共猶又在所表へ申遣舊記等相調書付差越申之趣左之通に御座候

一萬治四年辛丑正月十五日

禁裏炎上　女院岩倉離宮へ被爲　退候節御指圖にて右離宮を十代以前下總守守護仕候由に御座候

一寛文十三年癸丑十一月廿五日

本院御所炎上　女院御殿へ被爲　移候節九代以前兵部少輔人數召連　女院御殿を凡四日程守護仕候由に御座候

一寶永五年戊子三月八日

禁裏　御所炎上之節ハ八代以前隱岐守早速出京所々防火仕仙洞御所大佛妙法院御門跡へ被爲　退候節外固被　仰付人數且兼而京屋敷に用意仕差置候武器差出し警固嚴重に申付相勤申候翌日一條殿へ被爲　移候節途中供奉被　仰付弓鐵砲相備候て守護仕一條殿へ無滯　入御相濟人數引取申候樣被　仰付右勤向之儀達　上聞隱岐守蒙　上意候

右之通之儀に御座候乍併急度

禁裏守護と申儀先祖より代々被　仰渡候儀も無御座候得共右體之勤向も御座候に付防火而已之心得ども無御座御指圖次第　禁裏供奉幷守護等之人數且武器等平生手當仕置候儀に御座候尤寶永五年三月八日出火之節隱岐守上京仕防火差圖仕候　仙洞御所妙法院御門跡へ被爲　退候に付右場所へ罷越荒木志摩守申談警固嚴重に申付候一條殿供奉幷守護共に隱岐守儀は相勤に及不申旨御指圖在之重役之者共人數召連始終相勤申候由に御座候右御尋も御座候事故猶又此段入御聞置申候以上

四月廿三日

本多千吉

京都大火手紙寫

正月晦日曉七ツ半時頃四條建仁寺どんぐり辻より出火風至而烈敷大火に及び右之火四條河原より飛越西石垣木屋町へ移西は本國寺島原迄燒拔夫より八町野を飛越西心院村迄南は五條通又は所々より松原迄北は中立賣邊迄燒失上京は朔日九ツ時に至り而も未鎭火におよばず下京は同日朝五時頃に火鎭り候尤洛中は不殘燒失と相見京中三分通りも殘候樣子に候

一禁裏御所方　宮樣方五攝家方堂上方二條　御城內燒失二ノ丸計相殘名高き神社佛閣も大分燒失其內にも大地は誓願寺本國寺六角堂東本願寺燒失四條河原より東祇園清水大佛三拾三間堂幷智恩院北野天神抔は殘り申候

二月二日

一天明八年戊申京都より來れる人のはなせしとて山田松齋のかたられし京都火災のせつ都人大阪伏見大津へ分散せし事凡二十萬人ほどゝなんその道筋ハひとゝせ御影參りとて伊勢參宮せし群集の如し火災の前京都にて一月にともし油二千八百樽ほど入しが火災の後は八百樽にて足れりといふ戶口の減ぜし事是にてみつべし

一今年因幡にも火災あり七月頃信州松代も燒亡ありといへり

一桓武帝遷都以後炎上記錄

村上帝　天德四庚申年九月廿四日　五年目　同　康保元甲子年九月　十三年目　圓融院　貞元元丙子年五月十一日　五年目　同　天元三庚辰年十二月廿二日　三年目　同　同五壬午年十一月十七日十八年目　一條院　長保元己亥年六月十四日　十六年目　三條院　長和三甲子年二月九日　二年

日　同　同四己卯年正月二十一日　三年目　同　同五丙辰年　二十五年目　後朱雀院　長久元庚辰年九月　十八年目　後冷泉院　天喜五丁酉年十一月六日　百十一年目　六條院　仁安二丁亥年五十三年目　順德院　承久元己卯年七月廿五日　三十年目　後宇多院　弘安元戊寅年十月十三日五十九年目　後醍醐帝　延元元丙子年正月十日　六十六年目　後小松院　應永八辛巳年二月廿八日　四十六年目　後花園院　文安三丙子年九月廿三日　自是百六十八年之內造營なし造營後四十一年目又炎上　二百八年目　後光明院　承德二癸巳年六月廿三日　九年目　後西院　寛文元辛丑年正月十五日　十三年目　靈元院　延寶元癸丑年五月九日　三十六年目　東山院　寶永五戊子三月八日七十一年目　今上皇帝　天明八戊申年正月晦日　自天德四年至天明八年八百廿九年　內裡炎上二十二度也

一花紅葉都噺三冊かな本也此火災の事を記し板行

一天明鬱攸記一冊釋大典作漢文也同前板行

○同年二月吉助親孝行

天明八年申二月十五日　備後守殿（御勘定奉行）

淺草御藏御膳籾挽小揚

吉　助

銀貳拾枚

右吉助儀母へ孝行成段尤之儀ニ候依之爲御褒美書面之通被之下

右之通根岸肥前守御書付を以て柳原三郎左衞門へ被仰渡候事

○同年五月中井善太夫詩

同年五月白河公御上京の時於攝州大阪中井善太夫と申儒者を御呼被遊風土を御尋候其内公片手を御つき御聞被成候由

拜謁

大執政源公恭賦上呈

源公節鉞蔭華京　高館趨陪玉燭明　宜室鬼神千載後　唯知前席問蒼生

右中井氏詩のよし。

○同年大阪南忠が事

同年京都にて南忠（南湖忠藏）といへる巨猾官吏の勢をかりて米相場の廢著をなし富豪なりしを闕所被仰付しといふ事なり、又大阪銅座も御改ありてそれ〴〵罪せられしとなん。

○同年七月金森本多兩家再興の事

同年七月一日

寶暦八寅十二月廿五日　南部大膳大夫殿へ永之御預

金森兵部悴　同姓出雲養子　先達而改易御免有之候

實兵部三男武九郎事　金　森　靱　負

申三十六

寶暦八寅十二月廿九日改易

古キ家筋被　思召新規被　召出御切米千五百俵被下寄合被仰付旨

寶暦八寅十一月廿九日　松平越後守殿へ永之御預ケ　後御預ケ御免カ

本多長門（存生八十二歳）養子　先達而改易御免有之候

實有馬左兵衛佐殿大伯父　本田兵庫
兵庫頭忠由

古キ家筋被　思召新規被　召出御切米五百俵被下寄合被仰付

七月一日

○同年五月淺草僧徒狂言

同年夏の頃淺草邊の寺にて惡僧ども狂言をなし禁獄せられけり、その狂言法事の式に托し人をしてみせしめ札錢をとりしとなん。

焰魔判斷

法事式

一焰魔　理海
一惡童子　寛良
一黄鬼　順碩
一白鬼　大圓
一堤婆　大圓
一觀音　泰祐
一洒水　大圓

一善童子　圓音
一靑鬼　儀善
一赤鬼　泰祐
一黑鬼　忍碩
一靈　大善
一地藏　儀善

奏樂

連瑞　玄道　辨俊

香偈

○同年九月亀松狼を仕留め候事

同年九月廿八日信州童亀松殺狼救父事

私儀遠藤兵右衛門御代官所代撿見被仰付信州佐久郡廻村之節同郡內山村百姓狼ニ被喰候處若年之悴即座ニ狼を抱留鎌にて殺候由去月廿八日野先ニ而承候趣左ニ申上候

遠藤兵右衛門御代官所　信州佐久郡內山村
百姓總右衛門悴　亀　松
申十一歲

右村之儀信州上州國境破風山麓にて右總右衛門儀高壹斗所持家內五人暮居宅より三丁程隔り候字庭村と申所猪鹿防之番小屋へ去月廿八日夕方悴亀松連參亀松は艸刈總右衛門小屋にて火を焚居候處同人後之方へ狼來足へ喰付候を振返候處居より腮へ喰付候間狼の耳を摑み聲を立候に付亀松聞付駈參所持之鎌を狼之口へ入引候處かつら脇より嚙折られ難用立總右衛門所持之鎌を亀松取揚猶又狼之口へ柄の方捻込後へ引倒兩人にて押へ候得共總右衛門は數ヶ所被喰候故働難成打倒候に付狼起上り候を亀松石を以て狼の口へ差込候鎌之柄を打込牙を打かき候へども狼搔付相働き候に付亀松大指にて狼之兩眼をくり拔き打たゝき漸仕留候由總右衛門事所々被喰候得ども灸所に無之所亀松介抱致し宿へ連れ歸り翌日より療治藥用等仕候處追日快氣之由申候亀松年齡より小柄虛弱に相見へ中々右體之働可致者に相見不申候間驚逃退も可致處親大事と存若輩不似合働仕候者に付申上置候

申十月　大貫治右衛門

總右衛門狼に被喰候疵所

一腮より下唇上唇へかけ上下の齒を除喰割左耳之脇より唇迄掛喰割申候

但是は狼の牙の掛り候處有之通さけ申候由申候

一左右之肘肩より一二寸宛下り喰拔申候

一左之手の平中指之通眞中程喰拔牙穴有之候

一左之足踵被喰候疵有之候

内山村總右衛門家内人別

百姓　總右衛門　四十八歳　　女房　三十三歳

龜松　十一歳　　八太郎　八歳

佐太郎　四歳

狼大サ左之通

狼皮横巾二尺三寸八分　同頭際尾迄三尺六寸八分　同頭長八寸九分

同上腮長三寸七分　同下腮長三寸三分

○同年二月出羽國大兒を産む事

鈴木喜左衛門御代官所　出羽國村山郡長瀞村

名主權兵衛組下

百姓武左衛門悴　文五郎

去申二月十五日出生社日のよし常體より勝れ大きく去九月中大き成饅頭壹ツ食候よし小兒には甘き物毒のよし以來爲食間敷旨申聞置候大切に致させ置候得共困窮の者にて迷惑仕候よし長ケ二尺八九寸手八九寸廻りくびれ候所五ケ所足九寸廻り餘腹の廻り二尺七八寸耳大き成方に御座候重サ八九貫目拾貫目も有之由色黒き方貫目其方寸尺等改候事留置申候

右寛政元酉年四月十五日御代官鈴木喜左衞門より御勘定所へ御屆有之寫大童山といひし角力取なり。

○寛政元酉年六月蝦夷騷動の事

寛政元年己酉六月

松前志摩守領分蝦夷地クナシリと申所の夷人如何の儀に候哉此方より爲助抱交易に參り居候者四人程及殺害候段アツケシと申所之夷地へ罷越候者共在所へ罷歸り申達候に付取鎭爲仕置家來之者共差遣候尤松前より里數も隔實否も難分候間右家來之者共罷歸り候上にて可申上候得共延引仕候に付今朝御用番松平伊豆守樣へ御屆書差上候處無滯御受取被成候此段其方樣爲御知可得貴意旨志摩守被申越候に付如此御座候以上

六月十六日　　　　横井里左衞門

高富得右衞門樣

加園總兵衞樣

右志摩守留守居より立花左近將監留守居迄申來候書面寫也

松前志摩守人數

總大將	松前見次	副將	新芳孫四郎
軍師	蠣崎彌四郎	殿備	秋山幸右衞門
鐵砲奉行	松井藤兵衞	弓奉行	鈴木彌市
騎馬	三十人	侍	百人
足輕	百人	雜兵	百人

外兵船三拾艘追々道具積右ハ海上固

總大將　松前平格　副將　秋山角右衛門
軍師　淺井幸兵衛　殿備　淺利瀬左衛門
鐵砲奉行　工藤淸左衛門　弓奉行　石巻多仲
騎馬　二十人　侍　五十人
足輕　百人　雜兵　百人
右陸之固外早舟二艘遠見奉行成田龍之助遠目鏡二本持参
右之通　松前志摩守江戸用人
横井園右衛門（イ關左衛門）

寛政元年酉閏六月十六日出立

松前法幢寺の僧吾嶽に聞くに此姓名僞なり、津輕にて板行などにしてひさぎしものにて名のなきものありとぞ、次の凱陣の名前は實事なり。

同年九月歸着之書付寫
先手（弓一張　鐵砲二挺）　鎧櫃（口取二人）　騎馬（飯田孫三郎　若黨二人　挟箱　槍）
二番同前　騎馬一人
三番鎧櫃（口取二人）　騎馬一人（若黨二人　挟箱　槍）
四番同前　騎馬一人
五番首箱七ツ（五級入五ツ　七級入二ツ）
六番鎧櫃（口取二人）　騎馬一人（若黨二人　挟箱　槍）
七番同前　騎馬一人

八番足輕三人　　　通詞三人〔大小引裂羽織〕
九番長(オトナ)蝦夷十一人〔不殘唐太ノ十德着〕
十番中ノ蝦夷十一人宛二行〔蝦夷綴を着す唐木綿の由至極美事成物也〕
十一番通詞二人〔大小引裂羽織〕
十二番クナシリ月のいか祖母〔唐太の十德着〕　手引一人〔六尺餘の女蝦夷〕
十三番祖母の腰元女蝦夷七人〔不殘唐太の十德着〕
十四番足輕三人
押〔弓一張　鐵砲二挺〕　鎗櫃〔口取二人〕　騎馬〔蠣崎茂兵衞　若黨二人　挾箱　鎗〕
騎馬之輩は何れも小手脚當陣羽織
右之行列にて大澤村と申所より九月六日町役所迄參着同所にて首受取渡相濟夫より不殘登城松前様より蝦夷共へ被下物米三百俵〔但蝦夷米八升入〕酒百樽
九月九日頭取蝦夷八人之首八級獄門
右八人之蝦夷名前
マメキリ　犬熊　ホシアイヌ　サケチレ　ノチウトン　ホロヱシキ
シトヌイ　京トモヒケ
クナシリノ祖母へ松前侯より女中衣裳等被下候由

○安永八亥年二月世子薨御の事

孝恭院様寶暦十二年壬午十月廿五日御誕生從二位大納言明和三年丙戌四月七日御元服〔五歲〕同六年己丑十二月九日西城へ御移徙〔八歲〕安永八年己亥二月二十四日薨于西城〔十八歲〕御母於チホの方

御誕生後御內證御方と奉申其後御部屋様と奉申蓮光院様御事也、津田宇右衛門〔隱居後長夢〕娘也、津田日向守姉也〔寛政三年辛亥三月八日蓮光院様逝去同十九日葬上野至心院様御相殿也〕

孝恭院様安永八年己亥二月廿一日品川筋御成木原屋敷御獵東海寺御膳所なり、木原屋敷と申は御書院番木原七郎兵衛知行內屋敷也、御成がけ東海寺御成御門まで御馬にて被爲成候を御供にて奉見請候也御膳所より御病氣にて夜五ツ時過還御同廿四日薨御奉葬東叡山常憲院様有德院様御相殿也御木像御下書狩野榮川法印典信工は京七條左京也御束帯御帶劔大臣之御裝束にて御位牌の前に御座也御代々之通との事也御廟之御銅牌之前に勢至菩薩安置御守本尊となり右鑄形京都より來る安永九年庚子六月二日巳刻御上棟同七日巳刻御影御開眼御供養同八日巳刻御影遷座同十四日申刻御寶塔御供養安永九年庚子十一月十日從京都贈正二位內大臣の宣到來

〇ミツマキの事

御當家の刀のヒキハダの合印ハミツマキなり、ミツマキとは黒キ革のヒキハダに上中下に三筋づゝ黄色は筋をつくる也と、高井隅州の話〔甲州信玄の物好の由也〕ミツマキの事、甲陽軍鑑にも出たり。

○鳴島道筑紅葉の文並和歌

春と秋とのあらそひはことふりにたれど、つきにむかひてははなをわすれ、ゆきをめでゝはもみぢをのこす、なべて世のことはりぞかし、いでやみるものきくものにつけて、うつりゆくは人のこゝろなり、まことにいづれをかめでたしとみ、いづれをかすさめなむや、よつのときうつりかはれるにつきて、そのをり〳〵のものごとにたれかはおもひめでざらん、いきとしいけるものなべてかくこそあれ、それが中にももみぢ葉のあきのちしほ、またなくうるはしきいろにはあれ、すべて月のおもしろく花のあてなる雪のきよらなる、みな一際のながめになん、秋のふけゆく程に露のぬき霜のたて時雨のあめのそめゆくまゝに、あさな〳〵きのふはうすき梢のえもいはずいろふかくなりゆくころ、夜半の枕にふりゆくしぐれの音、さとしたる龍田姫の心ありがほなるに、よもねずうちきゝつる朝もよひも、きのふまでしらぬ梢のうすはなぞめのやうにて、露もまだひぬ梢より朝日はなやかににほひたる、または夕の霧のまがきにもとつゑはかくれてゆふ紅のいろふかき梢のみあらはれたるたぐひなし、柞の梢は露も時雨も思ひうんじたるさましていろもまさらず、松杉槇などの類はいろになる木々の中にもをのれひとりがさめたらんやうにて立まぢらひたる、人にてみば物のあはれもおもひわかざらむやうにていとにくし、花のはやまよりさきはじめておく山にうつり行に、いかなればもみぢのおく山より染出して里の木末にうつりくるらん、さは世のすがたなりけり、あきのくれかゝるころとあ

るやまかげに一えだ二えだそめはじめたる、あるはひはらがおくにかくろひておもひもかけぬ谷の戸にみつけ出たるうれし、山のみなにしきとみゆるころはさらなり、あらしふきたつころ山人の菅の小笠にも山川の筏の上にもにしきおりかけたるうつし畫のやうにてめでたし、冬川のこほりに松の下葉などゝあひやどりしたるあはれにすさまじ、名にたかき所々まだみぬ野山などさこそと思ひやられぬ、唐の人はさばかりおもひをかざりしや、されど霜葉はきさらぎのはなよりもといひたるなどあるにや、たゞひとのこゝろにはになくものしけるとぞ、これはもみぢといふもの人のくによりはことなる種しもやありてことのはの露もかずつもるならし、たかくらのみをのめでまどはせおはしませるいなり山に青かりしよりおもひそめつるしづのをが心ばへなどさるためしなほしもおほかる、丹羽氏なりける人さるすきものにて京なるひとのもとよりかなたこなたの秋の色をみちのくにがみにすりてめざましきまでちらしたるを、小笠原のきみにまいらせられしを、かゝるものわたくしにのみ見はやさんとて、やごとなきおんわたりに啓せさせおはしませしが、またそのはじめにその事しるしつけをくべきむねことよさしおはしませしが、なにをいふべきわざもしらぬきはなれば、たゞ春秋のことよりはじめて紅葉のありさまひとことふたこと筆をそめかへしたてまつりぬるとぞ。

信　　遍〔鳴島道筑〕

高臺寺

色ふかき秋のもみぢや名に高きうてなの寺の光とはなる　　意　行

名におふやにほふもみぢの一枝もなべての山の色とこそみね　　爲　春

高雄

秋の日の影もたかおの山のはにもみぢの色やてりまさるらん　　利　啓

清瀧や河瀬の波もくれなゐにうつるたかをの山のもみぢば　俊益

から錦よそにたつ名も高雄山そむるもみぢは色ことにして　春雪

きよたきの水の秋とや高雄山みねのもみぢにあらし吹らし　信治

清閑寺

たが世にかうえて時雨のふる寺にそむる名高き秋のもみぢば　宗陸

露しものふりぬる寺に名も淸くしづけき庭にそむる紅葉　佳孝

御室

神なみのみむろもおなじ名にふるやひとつ時雨の木々の紅葉　道筑

世にしらぬ色とみむその名も高きおほうち山の秋のもみぢば　省二

○阿福傳

阿福。甲州都留郡忍草村庶女也。家世仕於村民五郎右衞門者。有恩舊。不幸蚤喪夫。獨撫遺孤。事主愈謹。誓而不更志。以貞純稱焉。五郎右衞門。世業農桑。頗豪于閭里。中年患癩。資斧耗於巫醫。且亡妻。獨餘孩兒于襁褓。煢々形影相吊。於是世族奴婢。皆棄而不顧。唯阿福留而不去。竭力供給。一夕人定鐘。詣山神祠。號泣悲求資冥助而救主病。忽然風雨震雷。大木顚于側。阿福神色不撓。默禱自若。須臾天霽斗皎。祲氛自消。邦俗每月念三夜。香燭不寐。以祈天祐。阿福嘗當季冬廿三夜。候主就寢。竊出祓浴深溪。因端坐水心。以遲月出。寒氷嚙膚。霜雪襲肌。神色不撓。默禱自若。凡所以祈以身代主。發於懇誠惻怛。無所不至。既而主病彌留不愈。加之遭歲不易。田園盡沒于貸息。室如懸磬。莫所依賴。先是遺孤稍長。名六右衞門。鬻身於峽南八代郡末木村逐家焉。於是阿福背負病主。手挈幼主。艱苦跋涉。遠寄末木村。結一蝸廬寓之。每晨夙炊。以餬二主。躬出傭作隣里。晝間少暇。電奔歸

存數次。至夜伏侍牀頭。以軟語慰愉其心。祁寒以軀煦其足。暑日負就美蔭淸之。宵間以代箑幮。徹明不懈。以爲常。會出得一食獲尺帛。持歸奉主。已則糟糠不厭。鶉衣不屬。行年五十有八。未嘗稱老。動作自若也。主嘗欲使兒學書。而憂買楮筆。阿福日夜倍縩。購而得之。須之主又自語曰。文房諸友粗具。獨柰缺几案何。阿福乃托工匠造一卓子。爲之貨傭。以讎其價。凡所願欲。多方營辦。以適其志。皆類此。六右衛門性朴素廉直。非其力不食不衣。力養積年。以孝聞焉。其妻亦能事夫姑。是以雖貧擧家敦睦。无些間言。比來父老里正等。具狀告官。縣尹武島氏遣吏驗覈。私頒俸金。賞賚兩次。修條疏以聞東都。廷議偉之。賜阿福白金二十枚。六右衛門十枚。以誘奬忠孝。實爲天明戊申春二月旣望也。里人源子謙見余于櫻水藩邸。審語始末。且請余爲著小傳以公世。余聞之慨然而嘆曰。嗚呼僻邑庶賤之女。目無丁字。非有諷誦敎訓之素。而秉彝良心。發於天眞。一失所天。不曰人皆夫。知有主而忘其身。子孝婦順。爲善如嗜芻豢。足以勵夫副笄褕翟之婦。冠裳劍佩之夫。蓋亦昭代薰陶之化無遠不臻。可不謂盛事哉。實風敎之所關係。不可以不文而固辭。因叙梗概。應需如此。

前肥佐嘉後學鶴山石有撰

甲州人志村禮助忠女傳を著す。

○當家宗旨名目二卷

一難云日蓮大聖人ト申事不審也其故ハ安國論余不善比丘身御書也或又諸御書日蓮聖人非ナド、御遊也爾者如何大聖人奉名耶　答御難宜也雖レ然如レ此御遊方何皆卑下御言也此卑下御言聖人仰出給御詞也惣卑下言諸宗人師有レ之又賢人上將如レ此云也〔下略〕

覃按、此書寛正二年頃日實ノ綴ル所ノ書ニテ、永祿八年本門寺住ノ傳フル所也、其頃マデハ大聖人ト稱シテ大菩薩トハ稱セザルコト可レ見。

一𢪸判文字ニ習也其故御判始愛染ゑ字也習也　一義云此一字金輪梵字也云其故丸字如レ此御書也是星也是弌字也依之御判震旦配也𢪸蕨手事ㄹ是𠫢丌也是物美義也去間日蓮遊揩判遊留時㋡遊是日月等相應給意也　仰云御判マワリ一閻浮提也其上日月出給云々仰云愛染𭁈字判遊事レ一大三千界被レ愛云心也廣宣流布義也　或一義云蕨手月字也云々三千字文見明也加樣書此等相承日照門流相承也輪圓具足相傳抄見具彼可ニ相傳一也云々當流祕々中深祕也不可口外此外御判習等別紙有之委如ニ御本尊相傳一云々

一尋云於ニ首題一其口決如何　答云雖ニ無盡也一少々出也夫南無妙法蓮花經七字常樂我淨四德波羅密習也南無二字樂波羅密習妙法二字我波羅密習蓮花二字淨波羅密習也經一字常波羅密習委可ニ口傳一或又此七字於攝受折伏點以習也法一字攝受習其餘六字折伏習也法躰餘六字用也此躰云無作本法躰云事也仍無作攝受取也去先點習付南一字於最初智劍點求點垂露點懸針點又十書樣五箇習在也偖法一字墮石點習也妙一字於虎爪點蛇形點懸針點習蓮一字未散點和字點尭繞習有之無一字於ホツ點魚鱗點虎爪點廻鸞點始終和合點花一字於逆刀點垂露點師子齒ガミ點サテ經一字於蛇形點如レ是等點習有之圖口決一紙有之可ニ口傳一

一立正安國論　此論文應元年〔庚申〕御勘文也此公方御進上論文也文永六年御自筆安國論有レ之此本中山本妙寺有之又建治再治安國論御座也所詮安國論三本有公方御進上本天台沙門日蓮勘文御書云去文永六年本建治再治御本天台沙門無ニ御座一也〔中略〕身延山御本公方御本也是有人持參貴申代三結云々然間代三結與玉又二連酒手給ケルト云々此時身延山貫主日進御代也云々此事安國論見聞有レ之
〔下略〕

一爾者本迹兩眼如同體南無妙法蓮花經體也去本門モトノマヽトヨミ迹門垂迹心也アトヲタルト讀也

一爾者妙法蓮花經如來壽量品題五字即如來魂有之迹門佛有爲報佛夢裏權果無作三身覺前實佛此尺覺前實佛云時サトリノマヘニテハ無作三身云難是習時ウツヽノマヘノ實佛點習也

一八幡ノコト牛幡字牛篇

一一本迹法門事日什門徒法理本迹爲二一經分迹門劣本門勝也云然一部修行也一天目本迹法門本迹一向二分迹門十四品一向不讀誦也但本門十四品計讀誦也一富士日興門徒ハ一向方便品壽量品兩品計讀誦廿六品置也其上佛像不作也　一本跡一致門徒日朗門徒日向門徒又（六老僧ノ六門跡ノ外也）六條門徒此等本跡一致修行也中本跡一致落居當徒日常門上人相承也

一智者大師每日行法日記云奉讀誦一切經惣要每日一萬返也玄旨傳云一切經要者妙法蓮花經五字也

一神ノ五幣ヲ五ナガレニ切事我等地水火風空五大五サキテマイラスル也此生バカリ眷屬ニマイロウ也後世必佛ナルベシト五大五サキテマイラスル心也幣云字サクトヨム也云々

當時寛正二年頃如此綴置也本成房權少僧都日實〔在判〕

相傳云　日實　日得　日立　日惠　日情　日如

永祿八年〔乙丑〕三月廿四日　　本門寺住

〇三輪物語抄

今はむかし、天子世を知給はざる事年久しく、武家の威もおとろへ行て天が下に令し給ふまつりごと不叶、弱は强に役せられて靜かなる時なく、天子も朝夕の供御の備へもたへ／＼なり、まして公家の人々はしるべきを尋ねて田舍に身を隱し給へり、八月十五夜三輪の山本はもの靜にて、禰宜たつ人あまたもあらず、居士などうちまじり四五人物語し、うちながめたるをいとさびしげなり〔此物語カク

ノゴトク發端シテ公家ノ君達ト社家ト禰宜トノ問答ニシテ所思ヲカケリ〕

一社家云、日本の帝王の御先祖は姫姓にて、中國の聖人泰伯の御苗裔也、泰伯御舟にめして呉國の浦に逍遙し給ひしが、風にはなたれて日向浦に着せ給へり〔中略〕伊勢の棟札を三讓といひ、神體をのせ奉るを御舟といひて、船を用るはむかしをわすれじとなり、衣服は呉服といひ、器は呉器といふ泰伯は呉國よりわたらせ給ひし故也、女子は國の姓をいへば姫といふ、帝王御即位の禮は周の衣服制度也、如此證據すくなからず、目出度御系圖を今の神道者公家などにもいみ給ふ事は心得がたく侍り、〔中略〕日本は周の後胤なり、故に東海姫氏國といへり、女子は姓を稱する故に日本の女子を姫といふ、姫は婦人の美稱ながら周の姓なり、故に天照皇は泰伯也といへり、天照皇の像を作て雨寶童子といへるは、泰伯の呉にて髮を斷給ひしかぶろのすがたなり。

一むかし戰陣に矢種射つくして、馬の韁を弓につがひいはほのかたかげによりゐて行敵をしり目に見ゐたるものあり、のり過る武者多くは誠の矢はげたると心得て、見ぬ體にて過ぬ、跡より來りしもの眼ばやくて韁を見しり、馬より飛おり槍付てやがて高名したりと人のかたりし、實なきものは萬歲をかぬべからず、たゞ文武禮樂の達者と人がらのよきばかりいつの時いづれの國にてもすたるゝ事侍らじ、今公家も人がら公家らしくだにあらば何の秘事なくとも、武家よりも敬ひ用ひられん、人がらは賤しくして韁ばかり秘したりとも、時ありて絕はべりなん、いまはたゞ公家は赤子のごとく、神のごとし、もりときねとのならはしなるべし、武家は公家のもりにておはしませば、心あらん武家の出給ひて、よくもりたて給はん時節をまつばかりなり。

一社家いはく、神代の遺風にて今の禁中の第一に殊勝なるは內侍所の御神樂にしておはします日本第一の御神事なるに、堂上地下ともに御役人不足に見奉り侍り、和琴笛篳篥堂上に一人、地下に一人

と申也、歌かたは堂上地下に十餘人もおはしませど、樂をしり給ひて本の拍子とり給ふ人は一二人ならではおはせず、其人さし合て出給はねば歌の調子絲竹の聲にあはぬ事多しとうけ給はれり、歌の秘曲は堂上にたゞ一人とうけ給はるあやうき事にておはします、篳篥は薄以緒卿たゞ一人にておはしましき、中公事といふ事ありて信長より薄殿を切腹させられし最期の時、樂人安倍の季房をまねきて年頃の所望なればとて秘曲をつたへ、家の管小薄ともにわたし給へり、此薄殿心剛なる人なればこそ殘り侍りつれ、あやうき事也、信長も御神樂領を附られたるは奇特なれども、薄殿切腹のことは不仁也〔下略〕

南畝按、雍州府志云、梅宮社爲橘氏祖神故中世家ニ橘是定一人知之薄家爲橘氏故知斯社之事然薄家斷絶此家爲九條殿之家禮爾後九條家知此社事薄家堂上之人也

一補官云、近代帝王の姫宮を多くは比丘尼となし奉るはひが事にておはしますべき歟云尤道理なき事也、男御子に多くは出家させ奉り、女御子は比丘尼となし奉る事もつたいなき事也、びく／＼には乞食なり、釋迦は心もて修行のために乞食となりぬれば、一かたの道ともいふべき歟、それもかれも天竺のあらきゑびすよりおこりたる事なれば學ぶべきにあらず、又國といひ世といひ、はるかにへだゝりし事なればつくりごとならんもしらず、生れながらにして官位ある人はおはしまさぬ天理なれば、帝の御子にても將軍家の息にても男御子はそのうつわものほどの官位を授け給ひて臣となし給ひ、女御子は臣下に下し給ひ、男女德のたぐふべきをえらばせ給ひて、夫の官位にあはせてしたて給ふべき事也、問、女御子こそいくたりにてもかたづき給はめ、男御子の多くおはしまさんはいかゞかたづき給はんや、公達云、先帝の御ねがひなりき、天子の子皆學校に入る、たゞ人とひとしくをきて性理の學、禮樂の聲をならはせ、中にて德のすぐれたるを位につけ、三種の神器をつた

へ、それにつぎたるは三公ともなし、事をつかさどらしめ、其外のは文學禮樂ひとり(マヽ)たるを國々の學校の主として、賓客の禮にてくだし、祿すくなくもてなしいつくしくて國學に一人づゝをき、其子よりは其國の學校にて其國のたゞ人とひとしく學問させ、其天性のうつわものに隨ひては庶人となすともくるしからじ、然れども源近き事なれば敬のいたりにていまだ客人分などいふ樣なる名ありて武士となるべし、行によりは何のきらひも有べからず、皇子少くは攝家清花諸家の子をくだすべし、皇子の客となりたるは諸侯の座上におくべし、攝家清花の子は對座たるべし、諸家の子は少しくだるべし、皇子のくだりたる國人は諸家の子一人そふべし、文學と禮學と一人して兼がたからんがため、攝家清花の子にも人によりて諸家の子はそふ事も有べし、國學の主二代とつぎたもたせずして、みやこよりつぎたちなば皇女も諸公家の女もこの學校の客に嫁し、二代目の客人分の武士に嫁しなば坊主となし比丘尼となすの憂ひあるべからず、國々も後にはあらき夷の風俗化して誠の君子國にやなりなん、此願ひは今の公家の力にては成がたき事也、大樹に賢人出來なばこの願ひ叶ふべき歟、武家より心付なば何かあらん〔下略〕

一むかし大和國に宇多の太郎何がしといふものあり、文武あるもの也ければ國の守したしくいひよりて聟とせり、纔直出居のかたわらにやすみ所かまへて、かねて召つかふべきものもあり、妻の住べき所は奥にいりてあり、妻いたりて三箇夜の後めのとだつ者めし出て、我今まで妻なき事は思ふ所あるゆへ也、せばき家の内こそひいなの様に夫婦ならびゐずしてもかなはぬ、我小身なれども内外のへだてあり、かゝるほどの人は夫婦賓主のごとくにてあるべし、たがひに用意なくては見ゆべからず、へだつると思ひ給ふな、妾などは主とすれば、おのづから常の用意あり、妻はさもなければなれすぎてたがひの心のおくもかくれなきやうに成ては、たがひにうとむ心も出來なん、かつ我につ

たなき性ありて不仁無禮の心かたちを惡む心あり、とりわき不應のいかり不仁の事などあれば、まして世中のけがれをいとふ樣にて思ひなおしがたし、氣にぶくて我身の過をだにたゞしえざれば、人の惡をたゞす事もむづかしといひきかせて、物むづかしくては奥に不可入、入ときはかならずせうそこせり、妻のこゝろむづかしき時は、めのと出で不例のよしを傳ゆ、もし奥に不仁者りの事などあれば、共多少によりて一句三句もいたらず、おり〳〵せうそこのみあり、それと人の過をあらはしがほにはあらで、書に見かゝりてなどいひ、あるは武事のはたすべき術ありてなどまぎらはすれど、心の鬼はしるくてたしなみもてゆくに、あしき習ひなどはあとなくきへうせて、上らうしき人ならねば、妻もおなじく心に入てしなせり、生付すぐれたるにはあらねど下地おほどかにて上らうと作りなすべきにはあまる所ありければ、しなよくもてつけて花の朝月の夜などには、時にあひたるしらべどもにてあらまほしきあはひに成けるとなん。

一たま〳〵天質の美なる人生れても、師は針弟子は絲なれば、修行大道をしるものなし。

一一人いはく、佛法の方便は吉野の花せのごとし、花せといふ事は吉野山の神木は櫻なり、昔は山も谷も櫻のみにて花の盛は雲かとうたがはれ、落花の風にしたがふ樣は花の波とも見えたり、誠に神靈の威德厚くしておく山は万木茂りてよく雲を出し、山澤氣を通じて流川深かりき、今は人の心いつはり多く欲ふかく成ぬれば、櫻の木の下を畑とし年中いとまなく土をうちかへしぬれば、實はへの櫻はおひつくべき樣もなし、櫻は命みじかき木なればふる木はほどなくおれうせぬ、さればむかししげかりし櫻山は花せのために失はれて、今はたゞ麥畑のみに成たり、花の跡といふこゝろにて花せとはいふなり、我此山をみるに二十餘年の間に雲井のさくらも十が一に成たり、やがて吉野は

名ばかりになりて通り路のはゝ櫻のみならん、櫻にやどり木の生るは櫻のかるゝ病なれば、やどり木のあるをきりすつれば又久しくさかふるものなり、しかるにそれをば神木とて手もふれず木の根さしをば鍬にてうちきれば、櫻根よりかるゝなり、それのみならず山にはへたる櫻をぬきもて來て櫻を寄進したまへとてもちありき、所もなき路のほとりにうへをき共人通り過ればまたもてありく、たとひ其まゝうへおきたりともあさよもぎのごとく、少の所にをきうへたらんには何の用にも立べからず、まして路より幾度となくひく事は生つくべき根もなし、彼是以て花せのはたは千萬倍し、櫻はこゝかしこのほとりにのこりて、いにしへの萬が一もなし、神は人の敬はざるによりて威なければ山神の靈をも知人なし、物知の坊主たちのかくせらるゝ事なれば、賤男賤女は神木をからしても苦しからざる事と思へり〔下略〕

一一人の云、南蠻は畜生國にて人の形あるのみ也、しうねく人の國に望をかけ、意地わろく他の國をついやす事のみはかれり、南佛者のいへるには、日本は西佛の法を尊信せる國なり、其信ずる所をきけば、後生をたのむにあり、是日本の欺きやすくして取得べきたね也、西佛の法の中にも愚痴なる法ほど盛にひろまる事なれば道理のさたに及ばず、たゞ幻術と後生とをもつてまどはすべし、今は諸大名我も／＼と大に奢て榮花を事とし、堂塔伽藍を作りぬれば、下民困窮せり、初の取入は金を以てみちびくべし、南佛の法ひろまりなば五十年にして天下手に入べし、若しふせがるゝとも百年の前後には必ず手に入べし、如何となれば、西佛の法は生國の天竺に亡びて唐土にひろまり、唐土に亡びて日本にひろまれり、日本の佛法も大方亡に近し、我南佛の法をふせがむには文盲なる國なれば、正しき道理を以てふせぐ事あたはじ、さだめて西佛の法をさかむにしてふせぐべし、さありともともし火消むとして光をますの類ひならん、西佛の行者によきものありておこるにあらじ、

たゞ南佛をふせがむがために信あるも信なきもおして宗旨を定め檀那をつぐべし、出家は日々に多く寺は月々に澤山なるべし、しからば西佛の力をかりて日本六十六ケ國のうち二十ケ國は年々にうちとるべし、またたばこ草を以て田畠をあらし、それにしたがふ遊民を生じ、これにても年々に二三ケ國はうちとるべし、日本六十六ケ國の內を二三ケ國每年にうちとりなば、わづか四十二三ケ國の小國となりなん、小國になるのみならずうたれたる二十餘國の不足は其殘りたる四十餘國のわきまへなるべし、然らば日本國百年まではこらへずして衰微必きはまらん、其極まりには飢饉などかなからん、飢饉のたくはへをせぬ國なれば大飢饉とならむ、すぐに亂國となるべし、其時はたれか西佛をひき南佛をふせがんや、(中略)南佛とは今のキリシタンの事なり、西佛とは釋迦の法也。(下略)

右三輪物語八卷、熊澤蕃山の著す所也、抄出して遺忘に備ふ。

〇蓬萊

およそ日本にて蓬萊と稱する所多し、或曰熊野、日本僧傳の說。或曰富士、義楚六帖富士緣起の說。或曰熱田、曉月集瓊華集の說。或曰加賀白山、日本靈應記の說。或曰攝津住吉、六家抄注說。或曰伊豫三島、櫟椊記の說。むかし蓬萊方丈瀛洲の三島うかび出たる故に號す。或曰安藝嚴島、源平盛衰記高倉帝願文の說。或曰在丹後國、丹後地志の說。とあれども列子載五山、、、列仙全傳、、、又吳寧野が小窗別記に、、、とみえたり、日本にかくのごとき所なきを以て其あやまりを知るべし、

廣益俗說辨(肥後隈本井澤節長秀正德五年序)二十卷

〇岡田寒泉(名恕字忠卿)

寬政元年己酉九月十日

小普請組　金田近江守支配
岡田龍藏大伯父　岡　田　清　助

新規被　召出　御切米貳百俵被下　儒者被　仰付

右之通被　仰付候旨於御右筆部屋御椽頬御老中御列座牧野備前守殿被仰渡之若年寄衆侍座

九月十日

其後白石先生藩翰譜按合並續編被仰付となん。

○尾藤二洲〔名高肇字志尹〕

寛政三年辛亥九月
尾　藤　良　助

新規被　召出　御切米貳百俵被下　儒者被　仰付

○錫杖寺

武州足立郡川口錫杖寺は、もと大龍勸院といふ、寺家六十軒ほどありしとなん、今は少し、本尊は地藏尊〔坐像〕末社五社あり、中にも天神の像〔立像〕御自作といひつたふ、天拜山告文の天神也、妙見像あり、東山殿髻の中にゆひこめ給ふといふ、寶物金剛界の曼陀羅弘法大師の筆也、右大將源賴朝卿參詣し給ひしとて、鎌倉橋といふ橋あり、白旗山といふ山あり、寛政元年八月市谷光德院にて開帳のとき錫杖寺主に聞り。

○菊の名

垂加草に云、大源庵菊其白者名玉牡丹花樣如牡丹也、其黃者名眞盛種自越前出也〔眞盛越前之産〕また支考が菊合序に、寶永のはじめより夷洛に此花を玩びてとあれば、久しき事にはあらじ、序中に見

へし菊の名は

初霜　薄雪　金より　銀より　小金めぬき

滿鷺　香爐峰　釜山海　金鸞　銀鳳

御法　村雨　小手巻　李将軍　飛鳥川

きなこ鳥　白臥龍　月下門　宇治　ふしみ

山崎　有明　花麒麟　金翅鳥　紫金龍

朱雀門　婆羅門　阿蘭海　衣通　三人鑑

大和笠

かばかりの事も時々に違ひて今の花は昔の名にはあらじ。

〇或書の中に〔題號不見〕

一人と雑談し侍る時、かりそめごとにも佛祖天道神八幡氏神照覽愛宕白山。ゐずくみ。見しやり。此火に茶毘せられうぞなどゝおそろしき誓言すること甚よからぬことゝいへり。

一聖道にては兒といひ、禪律の兩宗にては喝食といふべしと也、むかし僧にもあらず、俗にもあらぬ人が寺院へ立入て佛道を修行し侍るが、齋非時などのおりふし食物を呼つぎ侍るより事おこれりといへり、喝食の二字は食をよばゝる心也とかや、然るをいつのほどにや僧のなぐさみ物に成侍りしと、ある禪僧のかたられしまゝ、しらぬ事ながら書つく。

一亂曲をらんきよくなど淸るはいかゞ、但申樂（サルガク）がたには淸（スム）也。

一三界萬靈などの回向の文をばんれいとはよまずばんれんが名目なるといへり、佛家の名目などは台家淨家眞言家その家々によりてかはり侍るよしいへり、能たづね侍らまほし、眞言禪家などの名目

は今もむかしも音聲をうしなはぬよし云傳へたり、殊勝なる事也。

一謎を　なんど（覃按、今童のことばにナゾ〳〵ナァニナンドノカケガネハヅスガ大事と云るは此ナンドといふ訛によれるにや。

一みづからのことを、おれといふはよしといへり、おのれといふ中略のことばなるべし、（略）扨此おれと云ること葉は尊氏公の世中を心のまゝにしたまひつる頃より別してはりや出侍りて侍分のものならではえいはざりしとかたれりし人侍りき。

一うつけたるものを、鼻毛、たいげんあやめ、ふんちう、はなだら、あほう、ほれもの、などゝかり初にも云べからず。

一人の親を、おやぢ、おやぢいなどいふは、いかなることばや侍らん、傾城屋の亭主をおやぢといふよしきゝ侍るが、もしそれよりおこれることか、何さまよろしさうなることゝは聞えず。

一わが佛隣のたから聟舅天下のうはさ人のよしあし、此歌はふるき茶湯の書物に侍き、然れども茶湯の座敷にもかぎり侍るべからず、かゝることはいふまじきことかと云り、總てすきやは無言道場とかや。

一座頭を　ざつとう　　一遊女を　ひしやく

一傾城を　けいせん　　一布袋和尚を　ほて

覃按、古き上るりに五人男の布袋市右衛門を、ほて市右衛門とあり。

一なむさうとは蛇の一名とかや、それをおなむそといふはいかゞ。

一特牛（コトイウシ）といふをこつていうしは如何、こつといとはいふか、但平家物語に、木曾義仲のことばにうしこていと云りしは別のことか。

一味淋酎を、みりんしゆといふはわろし。
一繊蘿蔔を、せろつぽん。
　覃按、今は千六本と訛れり。
一〔上略〕又味噌のからなを東坡と付たるやうの事はやさしく侍る。
　覃按、三蘇といふことか。
一茶具にづんぎりといふは頭切の文字也、棗のかしらをきりたるやうの形なれば頭切と書か。
一しとゝにぬるとは帷などの身につく程ぬるゝをいふべきかと、一條禪閤のたまへり。
一滿更といふ言葉も湯桶なるべし、あしかるべきか。
一近き頃玄旨法印の御狂句に
　　よしやふれ麥はあしくと花の雨
とのたまはせしこそおかしけれ、昔山崎の宗鑑法師と云しえせものゝ
　　かしましや此さとすぎよ郭公都のうつけさこそ侍らん
とよみ侍りしはいとことさめてにくきやうなれど、是はいるまやうとて狂歌狂句の本體とこそ承はれ。
　是書題號も作者の名もみへず、慶安三庚寅曆應鍾下浣日書之荒木利兵衛刊行と末にあり、表紙にはれる上紙もやぶれて落てはづかしの森としどけなくかきてあり、若此書の題號か、全部五卷の中一卷闕たり。
　其後此書を市に閲侍りしに、かた言と題號ありき。
○日本靈異記抄二條

一諸楽右京薬師寺沙門景戒が日本霊異記に、聖武天皇御世紀伊國伊都郡桑原郷の事の條に、彼里有ニ凶人一姓名忌寸也〔字曰上田三郎矣〕

按、上田三郎といへる字は後世の名に似たり。

一又同書に、古人諺曰、現在甘露未來鐵丸とみへたり。

○護花關隨筆二編抄

一　題白華翁壚尻後　　七十三翁紀方舊

我長藩天野信景は藤内遠景七代の末裔下野守景隆〔後圓融院永德二壬戌叙從五位下〕の曾孫民部少輔藤原遠幹〔遠州秋葉城主吉野の官軍に屬し威を近國に震ふ三州中山天野の祖なり〕より十一代の孫天野孫作信幸の男なり、曾祖父久右衞門正定永祿四年三州岡山に生る、天正二年はじめて信康主に仕ふ〔神祖の命によりて三本松を家紋とす〕後に忠吉卿及び敬公に奉仕、大阪の役に供奉す、祖父總左衞門孝信、始は加藤左馬助嘉明に屬す、後敬公に奉仕、父信幸は孝信の二男なり、寬永元年より召仕され別に家を起す、正公御代寬文七年町奉行を勤祿四百五十石を賜ふ、貞享元年に卒す、信景幼名權三郎、後源藏に改む、父の箕裘を嗣て寄合に列す、中頃諸學生國志撰の命を奉る、信景もその一人なり〔此撰半にして止む遂後に至て寶曆中松平君山先生命を奉りて張州府志を撰て奉らる其中に多くは信景の草稿に依て再撰なりき〕正德五年御先手鐵砲頭に擢らる、名を治部と改む、享保八年病によりて職を辭し、同十五年隱居剃髮、信阿彌陀佛と號す、また曰、華翁と稱す、家嫡藤左衞門眞景家督を嗣、御馬廻りに列す、同十八年丑九月八日卒〔後年七十三〕城南性高院に葬、抑天野氏中興以來御當家御譜代として子孫あつく恩澤を蒙り勤勞怠らず、中にも此叟はことに文武を兼備し、もとより螢雪に功をつみ、博聞強記古今の載籍にわたりて其淵源を探り、渡會及び尾張

氏の家にたよりては我國ののぼれる世の道をたどり、釋氏の教は顯密の窓を敲てその蘊奥を會し、老に至て淨土念佛三昧の門に入る、誠に奇才の俊傑なり、生涯風流洒落詩歌に心をよせ、山水を樂み、其性質溫厚和平、隱居の後は帶劍を投じ、麻布草食にして日々藜杖のむかふ所にまかせ身を風雲に伴ふて遊行す、一生著述の奇書棟に充ち牛に汗すといふべし、なかんづくこの鹽じりの一部は、座右消閑の隨筆にして凡千卷にちかし、然るに抄書に懶く、つねに自ら一行をも筆を下すことなし、文章心にうかむ時は、反古やうのうらに草稿をまうけ置て、友の至るを待て淸書なさしめ、其稿はやぶり捨られしゆへ、世に眞跡まれなり（予が許に其頃自筆の稿纔一二枚を祕藏せり殊勝なる手迹なり」予弱冠の頃その函丈下に酒を載て字を問、花のあした月の夕淸談笑傲せしも、歲月ながれて夢のごとし、物故すでに半百の忌にあたる日、性高院の墳塋に詣で舊懷の淚を濺ぎ、追感の一章を賦す、つら／＼思ふに叟の芳名を不朽に傳まほしく、禿筆を耻ずみだりに其華冑及び行狀を記、後世此書を見ん人此叟の隨筆なる事を疑ひなからしめんと、わづかに九牛が一毛をこゝに附するは、故人を仰ぐ微意なり、惜らくは其書全部して世に傳はらず、其故は叟の生得物を惜む心なく、求る人あればこゝかしこわかちやりて、重ねて乞ふ事なし、よつて三（三當作四）痴の怠りに原本多く散失せり、後の好士あまねくさぐり求めてわづか其一二をも得てよかしと願ふのみ、天明二年壬寅暮秋重陽前一夕操筆於護花關西窓下。

一陝西因二洪水一。下二大石一塞二山澗中一。水遂横流爲レ害。石之大有二如レ屋者一。人力不レ能レ去。州縣患レ之。雷簡夫爲二縣令一。乃令下人各于二石下一穿中一穴上。度如二石大一。挽レ石入レ穴窖レ之。水患遂息。（智囊補）

松平伊豆守御庭の大石を埋て平地となせしこれと相同じ。

一宋孟元老東京夢華錄曰、七夕以二小板上一（テ）傳レ土（ヲ）旋種レ粟令レ生レ苗置二小茅屋花木一（ヲ）作二田舍家（ノ）小人物一（ヲ）皆

村落態謂ニ之殼板ニ〔七夕街頭賣之此外種々賣買摘要記之〕東都にして夏にいたれば小き鉢に稗を蒔て、其中に藁屋あるひは農業簑笠のかたちまたは鷺など作り物してうりありく、田畑屋お百姓と呼ぶものこれにおなじ。

一邊鄙の山よせの村々に一町一反等をかぞへず、只一しろ二代といふ事ありて、其廣狹同じからざる所ありと聞り、ある人の云、古制に三百六十歩を一段とす、これを五つに割て七十二歩を一代といふ、百四十四歩を二代とし、夫より三代四しろとかぞへて五代を一たんとす、此事拾芥抄に詳なり、しかれば一代といふは今の二頃にあたる、古制其石のみ其ふん數はたがひあるべし、これもまた考古の一端なり、また十代田と書てそしろ田とよむ也といへり。

一多田兵部が我府下に遊べる頃、ある人に口づからつたへしよしにて、伴子隣の許よりこの中へ書加へて贈られしよし、節會の文字くさり、一章は一條禪閤の作なりとぞ。

せちゑもじくさり

いいしゆきやう（異位重行）のたち（立）所
ろくゐのげき（六位外記）のすゝむ（進）には（庭）
はくば（白馬）のそう（奏）をとる（取）時に
二人の大將まいる（參）かほ（貌）
ほのか（仄）にたつる（立）びやうぶ（屛風）のまへ
へん（版）はじんじやう（尋常）せんみやう（宣命）と

とり〴〵におくにはのうち（置　庭中）
ちいさわらはのおほとねり（内竪　大舍人）
りんごのめしにしたがひぬ（臨期　召　隨）
ぬひどのろくのひつたつる（縫殿　祿　櫃　立）
るりのかざたちさすひらを（瑠璃　飾太刀　指　平緒）
をすはしやくがみはけるはくわ（押　笏　帶　着　靴）
わうきやうげべんにつきぬるか（王卿　外辨　付）
かいもんいしのこゑするよ（開門　闈司　聲）
よゝのためしのくすのうた（代々　國栖　歌）
たちがくこそはすみのぼれ（立樂）
れいせんみやうのさほうこそ（例　宣命　作法）
そいのたびにはかはりつゝ（副位　度　替）
つぎのぶたうもめかれせね（繼　舞踏　目）
ねりはからねりめづらしな（練　韓　珍）

内　　䔍　　供　す戝　四　種　　畢　羅
ないぜんくうつるしゆひつら
禮　　　　　　　　西　　　　欄
らいはにしらいにしのらん
向　　　兀子　　立　公　　卿
むかいにごしのたつくぎやう
雨儀　　　砌　　　置　　　版位
うぎはみぎりにおくへんゐ
位記　　分　　　　　　　　　殿
ゐきをわかちて給ふとの
式　　兵　　部　　輔　　代
のんつわものゝふだいのお
下　名　　内　侍　持　　授
おりなはないしもてさづく
藏　　人　扶持　　　　隨
くらふどふちにしたがふや
指　　　挿　　　　　扇　　　開
やゝさしかざすあふぎのひま
先　　唐　　　　　御　髪　揚
まづからめけるみぐしあげ
闕　　腋　着　　　　左右　近　府
けつてきたるさうこんぶ
紛　　熟　　索　　餅　　又　　餲　籠
ふんじゆくさくべいまたかつこ
奏　　　　　逢　卯　杖
このひのそうにあふうづへ
出　　御
えもいはれぬはしゆつぎよにて

〔御髪上内侍笄也〕

〔一條禪閤號桃華老人〕
〔青磁一云楞歟〕

でんがはとうくはいつしのあ
あをぢはいろもたぐひなさ
さんせちとてはまいるみき
ぎよたいきん〳〵けざめみゆ
ゆきをめぐらすあまをとめ

〔樂前者中務少輔也〕

めぐればかくせんたちすゝみ
みきたまへとてめすちよくし
しきのはこをもおくつくへ
ゐもんけだかきみよそほひ
ひつしやうするはくわんぎよかも
もくろくげんざんはやくだせ
せちゑいまよりすへたへず
すへらぎのみよちよもかはらじ

一抱朴子曰。書三寫。以魚爲魯。以帝爲虎。〔唐類函〕

一今の世に祿といふは昔の封戸給分錢田位なるにや、むかし祿と稱せしは布帛の類にて米穀の類には
あらず、米穀は料と呼しとかや。

四時の馬料錢と稱す、文家の一位は五十貫文、文(マヽ)二位は三十貫文等、品ありて以下初位に至ては
二貫五十文なり、又武官は從三位二十五貫文、從四位九貫文より、八位二貫五百文に至る、此類
後世分錢石直しの法よつて出る所とみへたり、古へ武士に地を給るを馬の飼料と稱せしを以て考
みるべし、太平記の青砥左衛門三萬貫に及ぶ大庄などいへるは、則分錢の法は鎌倉將軍の頃より
ありと見ゆ。

一いにしへ國司の年給料は

山城國公廨稻凡十五萬束也

山城守給六分稻五萬束介給四分稻三萬三千三百三十三束掾給三分稻二萬五千束目給二分稻一萬六
千六百六十六束史生給一分稻八千三百三十三束也

諸國これに准ず、國の大小上下によつて稻束差別あり、つまびらかなる事令義解等にのす。

田一町〔長三十歩廣十二歩〕稻米凡五百束なり、百町に五萬束、然れば國主給地は一百町なるべ
し、外位田といふ者八町外に附く、これは上國の守從五位下のつもり也、又職分田二町二反介以
下も夫々に是あり。

一封戸の數凡十束を一戸といふ、これ民家一戸より貢する所米五升有餘にあたる、十戸は五斗、百戸
は五石也。

一中世分錢の法何貫文といふは天正の石なをし、東國は一貫文九石にあたる、天文の頃三州邊は一貫
文十石にれたる、天文十九年天野賢景三州大濱にて五十貫文の釆地總領其納得五百石の地なり、其

後東海道五貫文百石ならし也、甲州邊は少し漸一貫文四五石にあたると云々、かくのごとくの制後世と異なるを知るべし、凡國に公田公廨田職田功田口分田等の品有之よし、また親王大臣の封戸あり、是中世の庄園にして國主の主領にあらず、賴朝卿以來守護を置地頭を補してより昔の姿變ぜり、後世は我儘に切とりて力次第に土地を領せし、こゝに至て守護地頭の號も又亂れて其領主をのれが家人に地をわかちあたへ侍る、慶長五年天下一統の後其領分定りし皆大樹殿下の命により是を領す、中世の風俗もまた異也、今のごときは中華封建の時とおなじさまにや〔天野信景談話〕

覃按、夏山雜談云、永樂錢知行の事畿內近國は百貫を千石に充る、遠國は百貫を八百石七百石六百石五百石にあてたる所もあり、畿內近國其廣邑は運送たやすき故に米の價賤し、遠國僻地は運送艱難にして價やゝ貴し、陸奥などは昔は十貫を以て百石に充る、今世は五貫を以て百石に充るなり〔下略〕又北條五代記氏康の頃のことに云、其頃永樂五十貫百貫と名づく、田地の跡は今五千石一萬石ありとかや、又長元記〔長曾我部元親の事を記す書なり〕の頭書に、此千貫は千石なり、書に依て違なり、甲陽軍鑑などは千貫は一萬石なり、大略千貫一萬石の記錄多し、土州七郡にて九千八百貫餘あり、又五貫百石七貫百石などゝ云あり、皆家々にて違申候なり。

又按、鹽尻云、文祿〔二年〕熱田祝師田島家々領〔三百五十三貫八百五十文〕當時の高五百三十石餘にあたる。

一紀州南龍公勢州高見山を越給ひける時

もののふの弓矢とる名の高見山猶幾度も越んとぞ思ふ

又芳野の花御覽の折から、御旅館にて雨中寂寥たりしに、濱田某といふ醫官

不思廬山雨　爲君開百花　と賦して奉る

公　堪斟盤谷水、對客喫新茶　と對せさせ給ふ

一天明四辰年十二月六日の夜、太白歳星を犯す、同十一日月五車を犯す〔五車は星の名也〕天文生より柳營へ勘文を捧ぐ〔略之〕

一佚、佛の字の略とみゆ、新渡の小說本にまゝあり。

一梁簡文帝詩。停絃時繫爪。息吹治辱（唇カ）朱。按妓女以鹿角琢爲爪。以彈箏曰繫爪。

こゝの琴爪をも繫爪と唱へて可なるべし。

一宋蔣津葦航紀談曰。韓彥古時爲戶部尙書。孝宗問曰。十石米有多寡。彥古對曰。萬合千升百斗廿斛。遂稱旨。

これを以て考れば斛は五斗米なること明けし。

一浙西常茄皆皮紫。其皮白者爲水茄。〔容齋四筆〕

近き頃我府下にも白茄子を種るものあり。

一子瞻到黃。廩食旣絕。痛自節儉。日用不得過百五十文。每月朔。取四千五百錢。斷爲三十塊。挂屋梁上。平旦取一塊。給一日之用。餘則別貯以給賓客。〔林下淸錄沈仕著〕

一王文恪公年十二。能作詩。有以呂純陽渡海像求題者。公援筆書曰。扇作帆乎劍作舟。飄然直渡海洋秋。饒他弱水三千里。移到蓬萊第一洲。公之氣宇已見乎此。〔詩話類編明雲間王昌會字嘉侯著〕

これにて劍に乘仙人の圖は呂純陽海像にして、もとより上利劍の名は杜撰なる事明らけし、尙又列仙傳の鍾離權とは大こ違へり。

覃按、香祖筆記卷十二。陳仲醇云。漂陽人。家有鍾離權書。花押如一劍狀。則是神仙亦有押字。

一江山風月本無常主。閒者便是主人。〔東坡集〕

一於身無病。於心無念。於人無往還。於世無交渉。於妻兒無愛戀。則亦於死生無凝滯矣。天地萬物同歸於無。豈不快哉。〔寓簡〕

右二條胡文煥が辟塵珠に載す。

一張藩中古より每年五月五日あつた馬の頭とてあり、同十八日には觀音の馬のとうあり、また近世城市五六七月の際小兒の輩集りて辻々にて梵天ばやしといふ事あり、いづれも他國にはありともきかず〔上下略〕（祭の事なり）

一誌中有爵者宜稱塚。無爵者稱墓。有爵及尊貴者稱公。無爵者咸稱君。〔宋晁邁紀談錄〕

一詩詞中有院落籬落村落部落。落居也。〔曹安讕言長語〕

一程子止曰。舊說閏年少蟬。試之信然。〔清櫟下老人因樹屋書影〕

一名山記の中蘇軾が靑州怪石供の文の中に云齊安江上往々得美石。與玉無辨。多紅白色。其紋如人指上螺。精明可愛と記せり、濃州日吉鄉より產せる日の糞、月の糞と唱ふるものこれに似たり。

一萬曆四十年琉球國王尙寧大明國福建軍官まで書を呈し、日本と中華交易の事を取次せし事南浦文集に出たりと、くはしく異稱日本傳にのせたり。

一故實拾要といへる書に勅使行列の次第記せし所に羽林名家の諸家は諸大夫を召仕ふ事あたはず、故に如木平禮などいふ雜色を召連るなり、如木とは帶劍するものゝ名、平禮とは帶劍せざるもの也、裝束は白平絹をもつて狩衣のごとく仕立たるもの也、柳さひの立烏帽子に白平絹の衣着紅の袴を着す、如木平禮ともに同じ裝束也と云々。

一又云十二ひとへ

紅　袴一　……　單　衣二　……　五ツ衣　三〔衿袖五重之〕

紅打衣　四　　小袿(ウチキ)　五　　表着　六
纐纈裳　七　　唐衣　八　　裳　九
引腰　十　　掛帯　十二　　小袖　十二(白)
右十二單女官の裝束也、禁色を聽(ユル)さるゝ女房これを着用すと云々。

一同第十五卷消息篇の內に

竹千代　誕生につき宸筆の勅書
頂戴し奉り希有の御事かたじけ
なくぞんじ武門の繁昌は朝家安
泰の御ためよろこび覺しめし同
じ御心に御祝なされ候よし淺か
らぬ仰にて候いよ〳〵千代萬世
までと相かはらずめでたき申う
け給たく〳〵此をもむき天聽におよ
ばせ給ひたく〳〵かしく
　月日　　將軍家御諱
　東福門院御方へ

今度　讓位　即位無滯相調目出
度存候彌奉祝　朝家之無窮候爲
其ゝゝゝ差上候委細ゝゝゝ可演
述候此由宜被達
叡聞候謹言

月日　　将軍家御
　宛所兩傳奏
爲年頭之御祝儀令言上候仍御太
刀一腰御馬一疋幷蠟燭千挺獻之
候此旨宜被達
叡聞候謹言
　月日　　御
　　兩傳奏
爲年始之御祝儀御太刀一腰御馬
一疋進獻之候猶誰ゝゝゝ可令言上
候此由宜被達
叡聞候謹言
　月日　　御
　　兩傳奏
爲曆市之嘉祥太刀一腰馬一疋相
贈之候慶嘉相含誰ゝゝゝ口上候
謹言
　月日　　御
　　勸修寺中納言殿
右御內書の類あまた有之大かた此格也略之
傳奏御內書之請文
就　皇子降誕御內書之趣幷親王

宣下御祝儀等之事令披露候處女
房奉書如此候此旨宜令申入給候
恐々謹言
月日　　　通村
　　　　　實條
武家老中職
誰殿

○女房奉書

し候　しろかね千枚
かさねて　しん上
　　　　　　おはしま
若宮御たんしやうの
しん王せんけの
御いはゐと
　　　おはしまして
御しうき
いづれも
將くんより
　　　おた少將
おもしろく　のほられ候
おほし
めし候
よし

よく心得とて申〱
このよしよく〱
こゝろへ候て
つたへられ候
べく候
かしく

三條大なこんとのへ
中ゐん中なこんとのへ

又云

おはしまし候
将くんより　しろかね
ことしの　百枚
おも　御禮とお　らうそく
しろく　はしま　千挺
覺し　して　進上
めし候
御太刀
馬代
よく心得候て
申〱との
よしよく
御心得候て

つたへられ候
へく候
かしく
三條大なこんとのへ
中ゐん中なこんとのへ

ヌ

おほしめし候
よし
ひろう
中候へは
めてたく
将くんの御かたより
はるの
御禮とお
はしまして
中宮の御かたへ
しろかね
五十枚
此よしよく
御心得と
つたへられ候へく候
めてたく
かしく
三條大なこんとのへ
中ゐん中なこんとのへ

來十一日和歌御會始出題候可有披講

各可令豫参給候由
仙院御氣色之所也
月日　　爲綱
中院中納言殿
宰相中將殿
新宰相殿
、、、殿

この外あまたありし中より一つ二つ抄出す。

一財猶膩也。近則汚人。豪傑之士耻言之。〔顧元慶簷曝偶談〕

一食經に云、夏鷄鳴酒法秫米二升糜と作し、麴三升水五升をもてこれを攪(カキマゼ)て、今日つくり、明日鷄鳴の時熟すと云々。

今俗間に造るあま酒は是なるべし。

一鷄肋に曰、近時邑の無賴子百人を邀へて百子會をなす、人ごとに銀一兩を出し骰子を搖し點多きものまづ收む、毎日一應し八九年にして乃畢る、江西に一僧あり、千佛會を創む、人ごとに銀一錢を出す、木櫃を投じ點多きもの百金を得て歸る、往來行人僥倖を圖て共和にたぶらかさるゝことを記せり。

中頃よりこゝにも爰かしこに興行する富つき、又は無盡講たしもし講などいふ類なるべし、はるか昔はしらず、中頃迄は知音親族の中故ありて困窮なるものあればこれを救ふために會をむすび、金銀を持よりて見繼侍るゆへ、賴母子と名づけし、正徳のころ其風一變して只今日利を得る工みをなし、取退講といふ事大にはやりしが、府下にはやがて制禁ありけれども、それよりして

賴母子の風俗甚いやしくなれり、就中寶暦の初の頃四方競て此社會をなし、尊卑これに醉ふがごとし、同じく十年の頃に至て稍をとろへぬ、其後はたま〳〵會するもの大黒講と名をかえて興行す、大黒殿の利をむさぼらるゝもおかし、太宰がいひけん毘沙門の富つきをおもひ合せらる。

覃按、下學集に憑子(タノモシ)あり、又按、太宰先生刺牌記あり、文集に出づ。

一獅山掌錄曰。馬前蹄之上。有兩空處。名曰竈門。凡善走之馬。前蹄之痕印地。則後蹄痕反在先。故軍中稱良馬曰跨竈。　世俗竈門の旋(ツチ)とて忌嫌ふはいかなる故にや。

一素讀と唱ふることは北史に出たりと、事言要玄に見ゆ、こゝには只文字を書にむかひてよむをいへども、素讀とは暗誦のことゝ見へたり。

一天明五年乙巳より明倫堂の東に隣れる宅地を〔富永内左衛門宅〕轉じてあらたに聖堂御創建可有旨を吏に命ぜられ、此春に至て頻に造營半なり、丙午二月十三日〔丁亥〕明倫堂に於て先釋奠を行はる、公の御名代として竹腰家これを勤らる、督學總裁主事教授典籍其外學生以下これを勤む〔下略〕

堀田共六名文舊字維新號恒山別號六林又號護花關

寛政三年辛亥七月廿日病死、尾州名古屋人なり。

○近松門左衛門死日

享保九甲辰十一月廿二日、近松門左衛門死。

○正親町公通卿卒日

正親町大納言公通卿、享保十八年癸丑七月十八日薨〔八十一歲〕

○武者小路實蔭公卒日

武者小路實蔭公、元文三年戊午九月晦日薨〔七十八歲〕

○杏菴堀正意

杏菴堀正意の後孫尾州にあり、墓は江戸金智院にありとぞ、近き火災に碑銘も損じてしれずといふ、按ずるに羅山集卷五目錄に云、堀正意〔江州產而往洛陽兼學儒醫號杏菴初仕紀州淺野氏後事尾陽亞相叙法眼〕又有㆑示㆓堀正意㆒書㆒篇㆖南明文選をかりてかへす文なり、明文を論ぜし書也、同集卷四十に、壬午十一月二十日之夕杏菴法眼正意在東武屬纊了篠崎金吾朝野雜記云。杏菴。姓堀。名正意。受學於惺窩。巧文通醫。任法眼位。

○川柳死日

寛政二年庚戌八月廿三日川柳死、川柳は近頃前句附の點に名高き者也、淺草新堀端名主柄井八右衛門といへる者也。

○甘露

寛政元年己酉の春二月頃甘露降といへる沙汰あり、同年十二月またふれりとぞ、吹上の御庭の邊ことに多しとなん、十二月廿三日於營中御老中若年寄御側衆まで御吸物御酒被下之〔十二月廿一日節分の日夕より夜へかけてふりしとぞ翌年庚戌正月廿八日林祭酒柴子彥岡田忠卿等賀箋を奉る執政松平和泉守殿文あり〕

○御入國二百年の祝

同年八月朔日御老中若年寄御側衆に御吸物御酒被下しとぞ、これは天正十八年庚寅八月朔日御入國より正當二百年の御祝となん。

○關羽書

奥州仙臺寒澤寺は松島より東へ三十里計り寒澤といふ島にあり、此島に近き頃板の流れよりけるをみ

れば文字あり、漢壽亭侯關羽の書をゑりたるなり、其文字はいはゆる署書にて空海様の額のごとく讀ことあたはず、今現に寒澤寺の額になしてかゝげてありと、久世隱岐守内瀧川源太夫の物語のよし、河田安右衛門是滕徳かたる、

字ノ大サ一寸五六分四方位

漢壽亭侯
關羽書

印 印

印

說好話讀好書
做好人行好事

字ノ大サ
四五寸四方位

右ハ大抵ヲ摸寫スルナリ、田安縣令玉田成章〔新平〕摹勒シテ世ニツタフ。

○百馬圖名

駽〔クロミドリ又阿遠介〕
騅〔ネヅミゲ又波伊介〕
驄〔アシゲ〕
騮〔クロノヲゲ〕
駰〔ミズアヲ〕
騋〔アヲクロ〕
白驄〔シラアシゲ〕
黃驄〔ミダヲノウマ又阿之波奈介又乎波奈阿之介〕

驒「トラゲ又連錢葦毛」
睊油馬「アヲカスゲ」
赤驄「ヤマドリアシゲ」
騂「カウジアカゲ」
白驊「シラアカゲ」
驖「クロカゲ」
驃「シラカゲ」
驗「クリゲ又無良佐岐介」
騜「ヒバリゲ」
驊騜「アカゲヒバリ」
斑驃騜「マダラカゲヒバリ又土良加介」
騧「クチクロカゲヒバリ」
赭黃馬「アカツキゲ又古宇波伊都岐介」
斑騢「マダラツキゲヒバリ又吐良都岐（トラツキゲ）介」
駱「カハラゲ」
白駱「シラカハラゲ」
驞「ツキゲヒバリ」
駱騜「カハラゲヒバリ又寄加波良介」
驪「クロゲ又須美能俱呂」

騅騜「アヲヒバリ」
驄騜「アシゲヒバリ」
驊「アカゲ」
赤騂「ヤマドリアカゲ」
騵「カゲ」
赤驃「アカカゲ」
粉觜騵「コナグチカゲ」
紫騵「クロクリゲ又無良佐岐加介」
駓「アシハナアカゲ、シロヒバリゲノ事」
驊油馬「アカカスゲ」
騝「カゲヒバリ」
騢「ツキゲ」
宿騢「サビツキゲ」
駩「クチビルクロツキゲ」
沙駱「クロカハラゲ又加毛加波良介」
斑駱「マダラカゲヒバリ又土良加波良介」
騢油馬「ツキゲカスゲ」
駱油馬「カハラゲカスゲ」
騽「クロヒバリ」

油馬〔カスゲ〕
驄魚〔アシゲザメ〕
驖魚〔ヒバリザメ〕
騢魚〔ツキゲザメ〕
顚〔ウヒタヒノウマ又都岐比太比又保之比太比〕イ驔
黄馬白啄〔クチバシシロヒバリ〕
驕〔マタシロノウマ　イ騋クロミドリ〕
馵足〔ウシロノヒダリアシヽロ〕
落星馬〔ホシツキノウマナガレホシ〕
耳白腰馬〔ミヽコシヽロ〕可疑
玉鼻尖〔ハナサキシロ〕
駹〔クロゲノヲモテヒタヒジロ〕
白鬃黒身〔カシラシロノクロゲカブトジロ〕
驓〔アシブチ又與都之呂〕
踦〔マヘノビタリアシゲシロ〕
白帯劍〔ヒダリノヒハラシロ〕
破瞼孤蹄〔ナガレザクノイチシロ〕
馵〔ヒザシタクロノツキゲ〕
騃〔マヘノアシフタツノシロ〕

騆魚〔ミヅアヲザメ〕
白驒魚〔シラアカゲザメ〕
駱魚〔カハラゲザメ〕
瞯〔カタザメ〕
驃〔ハウシロカゲ〕
五明〔ヒタヒヨツジロウマ〕
縣〔クチニイルサク〕
流鼻繡頂〔ニシキナガレサク〕
騅〔クロゲシワタテガミノウマ〕
啓〔マヘノミギアシジロ〕
虎頭〔ミヽシロノクロ〕
白馬黒鬣〔クロタテガミノシラカハラゲ〕
蹄黒面白〔ヲモテジロノツメグロツキゲ〕
三明〔ミツアシゲシロ〕
銀鬃玉頂〔シロタテガミノウマ又之呂伊太多岐能宇麻〕
台〔ヨツノツメロジ〕
驤〔ウシロノミギアシヽロ〕
駺〔ヲシロノウマ〕
駒〔ウシロノアシフタツジロ〕

駻（ウシヲノウマゴホウウマ）　驖（ケツジロ）
前陰白駮（サヤブチ）　駒（セグヲ）
驔（リウノケシロノウマ）　騣（ヲモトジロ）

右拜

家光公之嚴命奉獻之

倭訓者林道春記焉　黑澤木工助

○羽根の字

鳥の羽を羽根といふ事爾雅羽本謂ニ之翮一郭璞注に鳥ノ羽根也。とみへたり。

○鯉筌

寛政二のとし卯月五日鈴木氏徐徳卿（松之助）太田元貞（才助）井上湛（文平）鈴木文（文五郎）井上玖（作左衛門）など木下川に船をうかべて逍遙し侍りしに、平井といふ所にて魚とるうけのごときものを見侍りしかば、何ぞとゝへば鯉ドウとなんいふものなりとこたへぬ、按明衡往來に云、宇治院爲ニ殿御領一之由承悅無レ極云々、俗名ニ鯉䲢一並ニ舟於寒潭一世號ニ網代一打ニ繞於秋浪一萋詩之鯉不レ求曰得張翰之鱸不レ嘗先飽者乎とあり、鯉䲢もまた鯉どうの類なるべし、古今雅俗の異なる事小物といへどもみるべきかも。

鯉ドウの圖　筌の類なるべし

覃按、コヘは鯉なり、ドウは通なり、千石通などのどうしなるべし、始は鯉ドウシとやいひけんもしらず。

○木下川藥師靈寶

木下川〔古文書ニ龜下川トモ云〕藥師青龍山淨〔興イ〕光寺開帳のときまうで侍りしに、靈寶に山王權現の靈石あり。

木下川村總鎭守慈覺大師の作白髭大明神古貌はなはだし

其外雨龍辨財天弘法大師作辨財天土中出現觀世音惠心作阿彌陀如來等也

○瓶盞病

肴もなく酒の善惡もいとはず、朝夕の差別なく飮ものを、唐の俗語に瓶盞病と名付て病の部とすと陶穀が清異錄に見えたりとなん〔間島守雌文通に申越候可追按〕

○ゑびすがみ

尾州紀六林翁〔堀田方舊俗稱治右衛門〕夷庵に名づくる辭

毛唐人の寐ごとに閃刀紙とかや聞へし、それを俗にゑびす紙と唱ふ、いかにしてさはいふぞと、小ざかしき男にとへば、それはかみのたちそこなひよと、鼻のほどおごめきていふ、又ある翁にたづぬれば、その說は世の理屈といふもの也、只何となくその紙を斜にとり直してみよ、ゑぼし姿のあり〳〵と顯はるゝぞ、こゝに姿情の境あるものをと答へき、げに何事も理屈をはなれてこそ笑しけれとうなづきぬ〔下略〕

覃按、ゑびす紙の說始の說おもしろし、いかさまかみのたちそこなひなるべし。

○二十三屋

東都唐櫛屋の名を二十三屋といへるは、十九四(トウクシ)といへるなりとぞ、飛脚屋の名を十七屋とつけしは、

たちまちつきといへる事にや。

○遠州貝石〔牛が鼻岩〕

遠州濱松木原權現神職木原富丸の書狀に

往宅の西にあたり一つの山あり此山に草木なく貝石のみあり土くれのかたまりに貝つきて石となりて多く御座候斧を以て山のはを打かき候へば五六寸位に成候よし

又々秋葉山近村に鋪池(シキヂ)村といふ處あり市をさる事二百歩ばかり山のはに古き岩あり鳥もかけりがたきところの石へ歌一首切つけあり今傳へて牛が鼻岩といふその歌

世をうしの花見くるまにのりの道ひかれてこゝにめぐりきにけり

俗に弘法大師の歌と申傳へ候よし大師高野を建立なき以前此山に寺院をひらかんと遍歴し給ひしころの事などゝ俗に申ならはし候數十丈の高岸にて中々凡夫人力の及ぶ所にあらざるよし。

○友まつ雪

詩人玉屑云。待伴。雪止而未消云待伴。

源氏うき舟の卷

京には友まつばかりきえのこりたる雪山ふかくいるまゝにやゝふかくふりつみたり

又云。羞明。雪夜落云羞明。二詞俗語。

○門居親王

盛衰記に門居(カドヰ)親王あり、塙撿挍云、紹運錄葛井(カドヰ)親王あり、カドヰとよむべし。

○承應二年復球球書

羅山文集卷十二

復琉球國主〔代執政○承應二年十月〕

使者遙來書簡披誦賀我　貴大君相承前緒治平國家被奉祝之可謂懇欵之至也使者獻土產數種登　城拜謁禮畢賜暇歸國所贈賜足下如目錄可被領受之不具

又〔代執政○承應三年十一月此文事同ジケレバ略之〕

慶長年中以來琉球隸屬薩州故先是來貢數回其書札皆用俗字諸執政回簡亦不拘文章今載二篇於此各不悉錄之琉球一名中山國

○寬文八年琉球樂

玉露叢云寬文八年八月十三日於御城樂アリ樂ノ歌大字樂器ノ異名　歌　逡親々　一更裡　相思病　爲學當

右ノ四句ナリ

樂器ノ異名　鼓　大銅鼓　三金　三板　嗩吶　鎊　橫哨　管　二線　三線　四線　以上

○延寶九年琉球國王書

欽差使价奉呈書簡恭聞

貴國
大君昭代御連續四海無事萬祥共臻如吾小邦
亦隔千里稱萬歲方今小使〔名護王子〕捧不腆
方物從我薩摩中將光久貢奉述喜儀伏希
尊大老指揮之達
台聽誠惶謹言
延寶九年酉五月十六日　中山王尚貞
進上
稻葉美濃守殿

○天和二年復琉球書

使者名護王子（加カ）遙來去歲仲夏
芳翰落手如示我
尊大君繼前緖國家閒暇太平重光兆民安所依之
遠表慶賀之祝儀千里厚情可以喜焉即
披露之使者捧土宜數品登
城拜禮事畢
台顏快然可慰綿懷也恩賚如目錄可
領受之獨使者可演說也不宜
天和二年壬戌四月十六日

從四位下左近衛少將兼筑前守
紀　正　俊

回答

中山王

館前

○永亨十一月琉球へ復書

昆陽漫錄ニ云、公私雜翰ニ琉球國ヘノ返簡ヲノス、其文左ノ如シ

文くわしく見申候しん上の物たしかに
うけとり候ぬめてたく候
永亨十一年御印判
りうきう國のよのぬしへ

ソノ比ハ外國ヘノ返書モ國字ニテアリトミユ、コレモヲモシロキコトナリ、サテ御印判トアルハ、義教公ノ御印ナルベシ。

○寶德三年七月八月琉球の事

將軍家譜慈照院義政公

寶德三年七月琉球人來九月以琉球人所獻之鳥目一千貫被進之於禁中

康富記

寶德三年八月

十三日〔己卯〕晴或語云琉球島船〔商人〕去月來着兵庫津之處守護細川京兆勝元早遣人彼商物撰取未渡

料足之間先々年々料足未進物及四五千貫無返辨又賣物抑留爲島人難堪之由申之間自公方（義成後改義政）被下遣奉行三人〔布施下野守飯尾與三左衞門同六郎〕被糺明之處被押取之物自京兆未被返依之奉行未上洛云々京兆若前管領也希代之所行哉如何云々

〔私云、四千貫目ハ六萬六千六百六十六兩二分十匁、五千貫目ハ八萬三千三百三十三兩一分五匁〕

○中山王の石高

薩摩分限帳ノ奥ニ

九萬八百石　　中山王トアリ

○應永廿二年復琉球書

或書ニ

一從公方樣琉球へ被遣御內書如此かな書也、小高上下少切之

りうきう國のよつねしへ

御文くはしくみ申候しん上の物とも
たしかにうけ取

應永廿二年十一月廿五日

りうきう國のよつねしへ

○明和元年琉球人來朝書付

十一月廿三日

上使池田筑後守

松平薩摩守

米二千俵

右者琉球人參府ニ付被遣之

十一月廿日

高家

雁之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間椽頬詰

芙蓉之間御役人

御本丸

西丸

布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明廿一日琉球人御禮申上候間直垂狩衣大紋布衣着用法印法眼裝束ニテ五半時登　城候樣可被達候無官之面々ハ不及登城候

明和元甲申年十一月九日琉球人江戸着同廿一日登　城同廿五日音樂十二月朔日御三家方廻同十一日出立

慶賀

正使　讀谷山王子
副使　紫巾大夫　湧川親方
贊儀官　譜久山親雲上
樂正　小祿親雲上
議衞正　牧志親雲上
掌翰史　兼ヶ段親雲上
圍師　眞喜屋親雲上
使贊　森山親雲上
　　高宮城親雲上
　　前川親雲上
　　翁長親雲上
樂師　龜島親雲上
　　多喜山親雲上
　　幸地親雲上
　　久志親雲上
　　德原親雲上
　　田島里之子
樂童子　德村里之子
　　源河里之子

佐久眞里之子
羽地里之子
神村里之子

第一

奏樂

萬年春

嗩吶　多喜山親雲上
笛　田島里之子
笛　佐久眞里之子
鼓〔小銅鑼鈸子〕　德村里之子
銅鑼〔檀板銅鑼〕　源河里之子
韻鑼　羽地里之子
掉板　神村里之子

第二

賀聖明

右同斷

第三

樂清朝

右同斷

第四

天初曉　明曲

紗窓外　明曲

三絃　德村里之子

琵琶　神村里之子

第五

太平歌　淸曲

洞簫　羽地里之子

三線　神村里之子

三線　佐久眞里之子

四線　德村里之子

中山王獻上

一御太刀　一腰

一壽帶香　三十箱

一龍涎香　百袋

一島芭蕉布　五十反

一縮緬　五十卷

一久米島綿　百把

一堆綿硯屛　一對

一御馬　一匹

一香餅　二箱

一畦芭蕉布　五十反

一薄芭蕉布　五十反

一太平布　百匹

一靑貝大卓　二脚

一靑貝籠飯　一對

一羅紗　二十間

中山王使者自分獻上

一壽帶香　十箱

一太平布　二十匹

一泡盛酒　二壺

若君樣へ中山王獻上

一御太刀　一腰

一壽帶香　二十箱

一龍涎香　五十袋

一畦芭蕉布　三十反

一縮緬　三十卷

一久米島綿　五十把

一堆錦硯屏　一對

一羅紗　十間

若君樣へ中山王使者自分獻上

一壽帶香　十箱

一太平布　二十匹

一泡盛酒　二壺

銀五百枚　綿五百把　中山王へ

一泡盛酒　十壺

一大官香　十箱

一島織芭蕉布　二十反

一御馬　一匹

一香餅　二箱

一島芭蕉布　三十反

一薄芭蕉布　三十反

一太平布　五十匹

一青貝大卓　二脚

一青貝籠飯　一對

一泡盛酒　五壺

一大官香　十箱

一島芭蕉布　二十反

銀二百枚　時服　拾　正使へ

銀三百枚　　總中へ　　時服　三宛〔今日樂相勤候樂人十人へ〕

帝鑑之間　薩摩守　　殿上之間　讀谷山王子

柳之間　從者　　蘇鐵之間　薩摩守家來

右於席々御菓子御酒御吸物被下之御玄關前腰掛大手下馬於腰掛下官へ强飯被下

御臺樣へ中山王獻上

一壽帶香　二十箱　　一香餅　二箱

一龍涎香　五十袋　　一石人形　二體

一玉之風鈴　一對　　一沈金料紙箱　一通リ

一純子　二十本　　一太平布　五十四

一綾絹子　五十四　　一泡盛酒　五壺

中十一月廿九日　上使有之

御臺樣ヨリ中山王へ

銀二百枚　綿二百把

〔琉歌幷唐躍曲〔明和元年〕〕

天初曉

天初曉瑞氣降來臨五彩卿雲扶日昇江山美錦繡新更喜的是良晨曖俺

君王新卽位恩光普照東溟家々戸々管絃與歌聲焚香禮拜祝聖明物華

天寶人皐年豐俺通國萬古千秋慶太平

紗窓外

紗窓外月影斜映照梁上那得睡着寂然獨座想思々々道我來時日暑風薫既上京霜雪相交地異時殊客心々々動又想起這般此行何幸是多沐恩波却及我身榮光々々好若在家不爲遠勞如何我等沐恩々々多

太平歌

清山綠水長々在天下國家永々保好君臣相嚴相和眞々好今朝廷明良相遇布恩澤家々戸々傾心切葵向千歲爺保國家山礪河帶松蒼々四時不改栢森々千秋不老那松栢常有春不知霜雪萬年秀見國家美盛猶樹國泰民安永代昌見子孫萬世繩々福無窮

五頌歌

請看草木沾雨露遂生萬民沐恩膏得樂鼓腹又擊壤歡喜無窮々々仰看

南面無爲只垂衣豈不是熙皥之盛世哉今君王聰明睿知又士臣善人君
子曖呀天下一家日布恩々々多這恩波無處不及近者悅遠者來同仁優
渥如子孫一般像手足一樣都是說我等在下之賤的何幸遇明良一蒙恩々
々這恩也天高地厚是以遠近都傾向慕歸附之心誰不雀躍歡喜即仰望
象闕一年獻五箇頌一來子孫綿々昌二來万福頻々臻三來壽考長萬年
四來五風十雨五穀登五來天下國家慶昇平天長地久

論治

仰見當今天下五風十雨國泰民安狠太平亘古以來眞々稀見罕有的盛
世了
凡國家明主立有極賢者都在官行仁政布恩澤俾人心感化致遠近悅來
是爲盛今朝廷聖君相繼起保民猶赤子惠且愛治至隆卿雲罩四方紫氣
繞宮殿山川秀岳瀆麗兆壽考萬年曖呀金甌固福子孫百世玉燭調觀人

物各順レ性、遂レ願、喜ニ皡熙之世一、歌ニ衢壤一、舞ニ閭巷一、賀ニ子孫繁衍一、祝ニ萬福無窮一、樂ニ昇平一

和番

〔國舅爺初出唱〕昭君今日裡起身千年羞殺漢劉王〔鑼鼓交打舅爺坐白〕馬夫〔馬夫在レ內應白〕有〔舅爺白〕前來〔馬夫出白〕王龍國舅爺馬夫叩頭〔舅爺白〕呵是倆馬夫〔馬夫白〕小人正是馬夫〔舅爺白〕娘々去和番這山路鑾駕難レ行倆有ニ好馬一麼〔馬夫白〕有ニ一匹烈馬一〔馬夫入レ內牽レ馬出白〕馬牽來〔舅爺白〕是我查看肚帶不ニ曾收一該打馬夫再收一收〔鑼鼓交打〕如今收好我去請ニ娘々一〔舅爺向レ內白〕娘々有請馬夫帶馬上鞍千歲千歲〔吹鼓昭君出唱〕今日漢宮人明朝胡地婦再不レ能下與ニ我王一同レ歡同上樂懐抱琵琶訴ニ不盡凄凉好不傷心看々來到ニ黑水橋邊一見三一隻孤雁飛落在ニ馬前一我那雁兒呀〔昭君白〕馬夫前面飛來飛去甚麼鳥〔馬夫白〕兵鴻鳥〔昭君白〕可レ憐我回レ首望不レ見ニ漢

劉王奴生離々把人凄凉凄凉〔合唱〕這想思好叫奴多牽掛彈幾聲馬上琵琶那有心事來挿戴他花落路迢遙萬里長沙泪珠兒濕透了香羅帕一來難捨父母恩二來難捨枕邊人三來損壞了黎民四來國家粮草都用盡五來百萬兒郎可憐他晝夜心驚〔鑼鼓交打昭君坐舅爺馬夫跪白〕娘々千歲々々〔昭君不作聲舅爺唱〕冬月裡凍也來昭君的娘々去和番捨不得劉王海洋深高聲哭到雁門關〔娘々哭唱〕冬天路遙去和番想思長安泪珠彈〔舅爺馬夫跪白〕娘々不可太哭馬上快有日裡該到那關〔昭君白〕那關是甚麼所在〔舅爺白〕乃是雁門關〔昭君白〕寧做南朝皇宮狗不做番雜那邊人〔鑼鼓交打舅爺唱〕千年恨殺毛延壽太不良折散鸞凰鳳一路上思想馬上思想王泪珠彈

明和四年夏六月朔　滄浪書

○寛政二年庚戌琉球人姓名

寛政二年庚戌冬十一月念一琉球國中山王聘使從薩侯入都共官職姓名記以傳於好事人

正使ヨリ樂童子迄之名書

慶賀

正使　宜野灣王子（ギノワンワウシ）

副使　紫巾大夫　幸地親方（カウチウヤカタ）

贊議官　田里親雲上（タサトバイキン）

樂正　識名親雲上（シキナ）

儀衛正　兼本親雲上（カネモト）

掌翰史　大灣親雲上（ヲホワン）

圍師　眞喜屋親方（マキヤ）

正使使贊　座喜味親雲上（サキミ）

樂師　波平親雲上（ハビラ）

同　伊渡山親雲上（イトヤマ）

副使使贊　和宇慶親雲上（ワウケ）

樂師　新川親雲上（アラカハ）

同　上原親雲上（ウエバル）

同　玉城親雲上（タマグスク）

同　伊江親雲上（イエ）

同〔九月イ 十月十三日備後國鞆湊而卒〕　與世山親雲上（ヨセヤマ）

樂童子　小波津里之子
同　渡慶次里之子
同　國頭里之子
同　上間里之子
同　伊舍堂里之子イ
同　伊是名里主イ

自是以下從者〔末々迄之名書〕

島袋親雲上
多嘉山親雲上
本部里之子
仲本里之子イ
佐久川筑登之
仲里子イ
知念仁屋
知念仁屋
仲宗根仁屋
大城仁屋
金城仁屋

我那覇親雲上
高宮城親雲上
仲嶺里之子
惣慶筑登之
仲村筑登之イ
具志　子
掛福仁屋
與世本仁屋
赤嶺仁屋
小濱仁屋
伊佐仁屋

伊佐親雲上
稲福親雲上
長嶺親雲上イ
田場筑登之イ
仲村　子
濱村仁屋
知念仁屋
宮里仁屋
知念仁屋
島袋仁屋
高江洲

太工廻親雲上
嘉味田里之子
具志堅親雲上イ
石川筑登之イ
大城　子イ
德村仁屋
玉那覇仁屋
仲地仁屋
玉那覇仁屋
具志堅仁屋
大城仁屋

安里仁屋　比嘉仁屋　仲西仁屋　名嘉仁屋
金城仁屋　玉城仁屋イ　嘉數仁屋イ　金城親雲上
宇根筑登之　金城筑登之　新垣仁屋　長嶺仁屋
賀數仁屋　屋富祖仁屋　高嶺仁屋　大川仁屋
金城仁屋　大城仁屋　上原仁屋　赤嶺仁屋
高良仁屋　新垣仁屋　金城仁屋　大城仁屋
比賀仁屋　澤岻仁屋　比賀仁屋　高江洲仁屋

○與世山親雲上墓銘

琉球
術氏與世山親雲上諱法朗岸宵源禪定門之墓

高サ二尺
横巾六寸七分
高サ六寸二分
横一尺
高サ六寸二分
横巾一尺一寸
高サ一尺
横巾一尺五寸

與世山親雲上姓衛名道亨是琉球國
中山王使者宜野灣王子趍
江戸之時爲樂師隨行至備轄下鞆港而
病故時寛政二年庚戌十月十三日也習。
日葬于小松寺宅
球琉國同僚泣血拜志

○琉球國九品位

王子（ワンス）（正一品）
按子（從一品）
天曹司
地曹司｜親方ト稱ス（正一品）
人曹司
親方（ヲヤカタ）（從二品）
親雲上（パイキン）（武官也）士ノ位（自三品至七品）
里之子（サトノシ）從者ノ位（八品）

筑登之　　下士ノ位　〔九品〕
士ノ位自五品至七品
外ニ　仁屋　　山原

○琉歌一曲

祝儀振舞などの節飲酒し此歌を謡ふを禮とす、其よりは勝手に飲うとふて楽む事此方と同事なり。

きやうのほこらじやいつよりまさるいつもきよのことあらせたまへやよんのふ

琉球聘使記云、三線歌琉曲也

けうの〔希有也〕ほこらしやや〔奢也〕なほれかな〔猶これ有哉也〕たてろ〔彩色の具也〕つぼであるはなの〔莟みてある花の也〕つゆまやたごと〔露を帯たる如しと也〕

○同中山王書

謹呈一翰候
公方様益御機嫌能被成御座恐悦奉存候然者就
御代替以使者御祝儀申上候儀従豐後守奉伺候處伺之通被仰渡辱次第奉存候因玆爲御祝儀今般宜野灣王子差上之候隨而御太刀一腰御馬疋并目錄之通獻上之仕候宜御執成奉賴候誠惶謹言

四月三日　　中山王尚穆

松平越中守様
謹上　鳥居丹波守様
松平伊豆守様
松平和泉守様

○同御返翰

芳札令披見候
公方様益御機嫌克被成御座恐悦之旨尤ニ候就
御代替之御事爲御祝儀可申上今度以使者宜野灣王子如目錄獻上之候
御前へ被召出之
御喜色之義者猶松平豐後守可申述候恐々謹言

十二月五日

本多彈正大弼
戸田采女正
松平和泉守
松平伊豆守

〔コヽニ中山王ノ名アテアリシナルヘシ原本絕チギレテ無シ〕

○宜野灣王子富士詩

寛政二庚戌年十一月廿一日琉球國中山王使宜野灣王子副使幸池親方來朝正使灣王子駿河にて不二山を詠ず

實是群山祖。扶桑第一尊。滿頭生白髮。鎭國護兒孫。
おもひきや田子の浦半に打出て不二の高根の雪を見むとは

右詠不二山　宜野灣王子述

○琉球人獻上硯屛之詩

暖風開館宇。瑞靄接蓬瀛。雲斂重霄淨。泉涵萬象淸。靑山恒不老。綠樹自長生。髣髴聞仙籟。時和凰鳥鳴。

嶺高懸紫峯。松茂蔭崚嶒。濤捲風聲合。根盤露氣凝。雲霞成組繪。日月並升恒。遠邇齊翹首。參天最上層。

○毛廷柱詩

里言奉送

四郎兵衛先生下關

先赴　江府幷祈

郢正

浮槎共赴武昌濤。早晩相依情意深。從此先生先我去。別離雖暫惜分襟。

毛　廷　柱　拜稿

○鄭永泰詩

送別

四郎兵衛先生赴

江戸　求政

異地同經分外親。至今尙羨幾前津。此宵惜別相談處。綴語一篇詩句新。

中山　鄭　永　泰　拜稿

夫謂羨幾前津此何盖于崎津長崎等處先生含笑入花街遠客所羨其在斯乎

題西湖扇面

中山　鄭　永　泰

水中樹影樹中山。山自無心水自閒。明月南堤人不見。小船獨向斷橋還。

○琉球人登城之節之書付

王使

中山王使者　宜　野　灣

右下乘橋際
副使
右下乘橋外百人組張番所前
一下乘所ニ相殘候轅其外供廻リ下乘張番所脇ニ差置候事
但登城相濟候ハヾ直ニ右場所ヘ薄縁延座差置候事
右之通伺相濟候ニ付申聞候
十月
井上圖書
桑原善兵衛

戌十二月二日晴
琉球人登城道筋
一芝松平豐後守屋敷ヨリ增上寺表門前夫ヨリ通リ町芝口橋際ヨリ左ヘ幸橋御門ヘ入豐後守中屋敷ヘ立寄夫ヨリ松平肥前守屋敷脇松平大膳大夫屋敷前通リ日比谷御門八代洲河岸龍之口水野出羽守屋敷前通リ大手御門ヨリ登城尤退出之節右之道筋之通
同十一日雪
御三家方ヘ罷越候道筋
一芝松平豐後守屋敷ヨリ赤羽橋土器町西ノ久保八幡前天德寺裏門前相良壹岐守屋敷前御堀端通虎ノ御門ヘ入松平雅之助屋敷前脇井伊掃部頭屋敷後永田馬場松平出羽守屋敷脇前紀伊殿ヘ罷越夫ヨリ麴町五丁目横町井伊掃部頭中屋敷脇喰違通リ紀伊殿赤坂御門前御堀端四ツ谷御門外御堀端通リ市ケ谷八幡前ヨリ尾張殿ヘ罷越夫ヨリ又八幡前通リ市ケ谷御門外御堀端船河原橋小石川御門前水戸殿ヘ罷越

夫ヨリ御茶ノ水聖堂前昌平橋ヘ入須田町通リ日本橋通町芝口橋増上寺前通リ芝豊後守屋敷

同九日晴

御老中方若年寄ヘ罷越候道筋

一芝松平豊後守屋敷ヨリ増上寺裏門前夫ヨリ通リ町芝口橋際ヨリ左ヘ幸橋御門ヘ入松平大膳大夫屋敷脇道通リ日比谷御門八代洲河岸龍之口本多彈正少弼殿松平和泉守戸田釆女正殿安藤對馬守殿ヘ罷越夫ヨリ龍之口小普請方定小屋前通リ神田橋御門内鳥居丹波守殿ヘ罷越御堀端通大手御門前通堀田攝津守殿ヘ罷越和田倉御門内ヘ入青山大膳大夫松平越中守殿井伊兵部少輔殿松平伊豆守殿京極備前守殿ヘ罷越外櫻田御門上杉彈正少弼屋敷前松平大膳大夫屋敷脇通リ夫ヨリ元之道筋之通芝松平豐後守屋敷ヘ

同五日雨

音樂登城

親基日記ニ云、六月廿八日琉球人參レ洛〔當御代六箇度目〕號ス長史ニ於ス御寢殿庭前ノ三人懸ニ御目ニ〔三拜申ス〕庭鋪ヲレ席ト、コレニテ其頃ノ琉球ノ貢使ノ拜謁ノ式ミルベシ〔昆陽漫錄〕

○隋の世の版圖

隋書地理志云

郡一百九十　縣一千二百五十五

戸八百九十萬七千五百四十六、口四千六百一萬九千百五十六

墾田五千五百八十五萬四千四十一頃

當今二百三十一億二十三萬七千二百五十七町四段

東西九千三百里

當今九千二十九里二十五町三十九步四

南北萬四千八百一十五里

當今千四百八十一里一町三十一步五

○法性寺關白御集抄

山展畫圖花綻曉。　庭添粉飾雪消晨。

鄭公谿變風薰暮。　袁氏門開雪暖春。

秦松好爵應餘慶。　漢柏良材是異功。

苔巖泉濺鶯秋韻。　石逕松高引晩涼。

雁齒橋橫秋漢潔。　龍頭舟去夜雲晴。

長江浪白雪千里。　極浦霜寒鶴一聲。

苔色地青山雨底。　浪聲岸白峽烟中。

塵事茫茫拘世累。　風光忽忽送生涯。

右法性寺關白御集一卷塙撿挍所藏也。今爰に其佳句一二を抄するのみ。

○清水氏文臺記

豐臣太閤のあめがしたまつりごち玉ひける頃、こまうどのみつぎおこたりむらいなりければ、そのつみたゞさんとて、まづいくさのきみよりはじめて、いさめるつはものどもあまたかしこにわたし、もしかの國のあたまうにふせぎいどまば、みづからゆきむかひ玉はむりやうにとて、あらかじめ孔雀丸といふおましのふねをつくり、西のうみにうけをきて、いさをしあるたよりをまたれけるが、さばか

りゆゝしくおこりたる高麗くだらのあたども、わが日のもとのたけくいさめるつはものゝ道にたちまちにまつろひしたがひければ、くじやく丸のふなよそひはつなげるまゝにてなみかぜしづかなるよとなりぬとぞ、そのゝち浪花のむかしはもにうづもれしことなりしを、いまのかしこき御世につたへおはしまして、かつことを千さとのなみのほかにさだめし船なればとて、御くらまちにおさめをかれけり、清水のぬしみふねのあづかりと聞えしほど、この孔雀丸のもゝとせあまりおほくのとしをへて、こゝかしこくちそこなひしを、おほやけにまうし、ふねのたくみにおほせてうるはしうすりくはへ、しきのいたあらたにつくりあらためられし、そのふるきゝのいさゝかくちのこりたるをえて、わたくしの文だいにつくらる、さるはながらのはしばしらのあとにつげるがうへに、これはつはものゝみちにとりてはゆゝしき故あるなれば、ものゝふの家にしてからのやまとのふみをゝき、花のあした月の夕、ことばの露かくべきにつきなからずこそ、しかのみならずかゝるおほせごとをうけてすりせしといふことを、錦の纜ながきよの子むまごに桂の棹さしてしらせんがため、其ことしるしてと稲葉のぬしゝてこはるゝに、しゐてもいなみがたく、夏かりの蘆みじかき筆にさせるふしなきことをかいつく、ときは天明五年四月になん。

みなもとの和鼎しるす

清水與膳〔御舟手〕家文臺堅(カネ)貳尺七寸横一尺五分裏書に右の文をかくべきよしにてたのみ來候をうつしをきぬ。

○御室

第廿一代 後南御室　覺深　後陽成院第一御子御母中山大納言親綱卿女

慶長十五年〔庚戌〕九月廿五日壬寅於眞光院寢殿御灌頂〔廿三歳〕大阿闍梨晋海僧正兕顧權僧正光紹

唄師堯瑜法印教授禪宥僧都誦經空盛僧衆色衆廿六口相國家康公助成云云白銀三百枚云云
寬永九年五月十四日爲國母御產御祈於淸涼殿孔雀經法御勤修伴僧廿口〔初度〕
同十年四月廿一日筑波山中禪寺之額令書之給

○東大寺古文書之寫

元祿二己巳四月晦日御日記に
去ル二月南都東大寺之古文書之寫

覺

一當所東大寺に　聖武天皇之御影無御座候故寺務勸修寺御門跡安井門跡へ龍松院申達候に付て今度於安井門跡坊官師法印奉造之去る廿二日開眼勸修寺御門跡安井門跡御執行同廿三日自京都東大寺へ右天皇御影御安置に付て諸人參詣拜之候處に去る廿七日之晚六ツ時前龜何方より參候哉下段座敷より上段影前へ上り天皇御安置御座所三度廻り夫より脇に罷在候依之元亨釋書抔見申候處に養老七年從和州白龜を上る神龜と改元聖武帝御即位之由龍松院申聞候
一天皇御尊體御着座より御長ケ御冠の上迄三尺五寸御束帶御袖之張左右五尺
一御冠從仙洞御召替被遣之候御衣共外御吟味被　仰付候由
一天皇御尊體土にて燒物に仕其上彩色結構成御事いづれも驚目候
一右の龜大サ甲長サ六寸横五寸三分尾四寸但首は胴之內へ引込候故寸知れ不申候背に龜甲紋有之候
一下段より上段高サ九寸龜上り可申樣子に無御座候に這上り御尊體三度廻り候儀前代未聞之由目出度御事御座候

巳二月晦日

右辰四月二日より南都大佛殿斧始造營有之勸進願主松龍院となり。

○元祿二年生類御憐之御書付

元祿二巳六月廿八日晴御書付出ル

覺

一兼て被　仰出候通生類あはれみの志彌專要に可仕候今度被仰出候意趣は猪鹿あれ田畠を損ぜし狼は人馬犬等をも損ぜし候故あれ候時ばかり鐵砲にてうたせ候樣に被　仰出候然處に萬一存たがひ生類あはれみの志をわすれむざと打候もの有之候はゞ急度曲事に可申付事

一御領私領にて猪鹿あれ田畑を損ぜし或狼あれ人馬犬等損ぜし候節は前々之通隨分追ちらしそれにてもやみ不申候はゞ御領にては御代官手代役人私領にては地頭より役人並目付を申付小給所にては其頭々へ相斷役人を申付右之もの共に急度誓詞いたさせ猪鹿あれ候時ばかり日切を定鐵砲にてうたせ其わけ帳面へ注置之其支配々々へ急度可申達候猪狼あれ不申節まぎらはしく殺生不仕候樣に堅く可申付候若相背もの有之者早速申出候樣に其所々の百姓等可申付みだりがましき義候はゞ訴人に罷出候樣にと兼々可申付置候自然隱し置脇より相知候はゞ當人は不申及其所々御代官地頭可爲越度候事

右之通堅く相守可申もの也

巳六月

口上にて被申聞候趣　但切紙に認かへ候

猪鹿打候はゞ其所に慥に埋置一切商賣食物に不仕候樣に可被申付候

右は獵師之外之事に候

○高橋主膳兵衞朝鮮よりの書翰

態用飛脚候正月九日之書狀三月朔日に令着候て披見候其表每事無替候由尤存候殊に　御前無替目今迄は相調候由是又目出度存候

一九州衆妻子何も被召登候に付て江浦留守之儀罷登候よし肝をつぶし申候其故は名護屋御公役さへ留守居ばかりにては難成候に如此之儀さて〳〵可有如何事候哉不及分別候併人なみの事候間無申事候其元調に極申候入日等之儀は如何樣に候て成とも御前之仕合さへ能候へば存儀無之候高藏主へ文にて申候其方參候て主膳事留守にて候條大阪にても御城へ御禮之儀難成候其上高藏主御事も名護屋に御座候間追々御狀を被差登被成御賴候よし被仰候樣に申上肝要に候

一此表之儀四月十日迄之兵粮有之よし其元へも各御注進候先度申候樣に小西討崩候唐人京都へ取懸候刻左近殿我等先手を仕終日之軍誠我等式は若輩之事故仕付たる衆前代未聞稠敷事どもに候よし□本に追崩敵數百人討捕候先度立三入まで左近殿より被仰遣候條不及口能候柳川衆にも十時傳右池邊立右その外小姓ども百餘も戰死候我等ものども丶執足佐平今村喜三井上平次其外三十餘戰死候爰元無人には候へども左近殿我等手前何樣はづを合申候御奉行衆よりも被成御注進候由候間不及口能候態加樣之儀は木半など迄も不申候條其方など語可被申候木半事は別て我等へ懇に候間取分御用等可被承候彈正殿は不存申候

一爰元之樣子四五里ほどに大明人在陣候次第々々に跡衆着申候人數之儀は無盡期際限と聞へ申候立左筑上我等事御奉行以下知川邊城へ番申候是は都より一里程跡に大河候是に船橋御懸候其用心之ために候

一度々此國へ御國替之儀被申越候中々氣遣不申候此國之百姓等日本へうち付申事は石はうき木の葉は

沈とも有まじく候可心易候只氣遣には加様之御一大事になり候ても日本之衆おもひ〳〵の御存分にて候まゝ十に九は京都之川三途川たるべきかと存候大明人之手柄無比類事に候何のかのと申候も其内露命をさへつゝがなく候はゞ四月中には釜山浦まで可被寄候其故は兵粮一圓無之候其上釜山浦より都迄の兵粮送は成儀にては無之候從筑後日本之都へ差登せ候程の事に候是を陸地之兵粮送り可成候哉是を以諸事可有推量候

一爰元朝暮之辛勞不穩便候一度歸朝候て語申度迄に候

一加主鍋加毛利壹なども列國へ□□かはや都へ一所に候爰元風聞は先今迄は小西大友殿御身上はすたり申と風聞候併此表もたゞ〳〵十上崩仕さうに候取留ざる爲體更かなしきなりに候何も重々可申越候恐々謹言

三月十九日　　　主　膳　宗　　一制

平　善　奈る

右筑前三池立花數馬より得て寫す、此外に數百通の古文書ありとぞ。

○三島社文書

禁制　海邊路次並宿々狼藉事

或號早馬御持或稱方々使者奪取旅人幷在地人牛馬於宿々宛課雜事寄事於左右致種々狼藉之旨有其聞所詮雖號早馬不帶過書者不可許容若不拘制法者可召捕其身之狀如件

元弘三年八月九日

師直師泰誅伐之中早馳參御方可致軍忠之狀如件

觀應二年二月五日

河原谷兵庫助殿

吉野和睦候間爲靜謐東國所下向也祈禱事彌可致精誠之狀如件

正平六年十一月九日

三島東太夫殿

伊豆國三園鄕事三島社本神領之條治承四年八月十九日同十月廿一日御寄進狀并義時朝臣狀等分明之上者如元可致沙汰之狀如件

康安二年七月六日

東太夫殿

敬白

三島社壇

立願事

右滿兼誤以小量欲起大軍然依輔佐之遠慮有和睦之一途仍止發向早隨時宜重又有諫言々々良有所以今定

運命之通塞須由冥助之淺深若遂冥慮者急達微望若有神助者自開福運不可求力不可勞力敢任彼諷諫忽翻異心即爲改其過而謝其咎記此意趣偏仰冥鑒伏願當社早照丹心彌加玄應都鄙無事家門久榮矣仍願書如件
敬白

應永七年六月十五日　　　　左馬頭源朝臣滿兼

以上五通三島社にありと。

○前知恩寺岸州復金上遠江守書

貴札具令披見喜悦之至候仍其國不慮之儀出來付而以使僧成共無御心元由可申候處老耄病身旁以取亂不能其儀奉背本意候剩自伊達逆心候而北方亂入事政宗被背本意候儀言語道斷次第候然處不移時刻御出馬數人被討捕候事心地好國中大慶他國之覺何事如之哉併御分別御手柄と存候彌以國家安全之儀不可有御油斷候將又近衞左大臣關白殿下藤原之秀吉前代未聞之御果報無程太政大臣可被成進天下唱候諸國之武士有大阪馳走申候從九國遠島捧物如作市候當年月迫候間來年御音信可然候歟如御書中大燭令納所々拂底之折節と存一入賞翫不可過之候是任見來候而扇子并一軸送進之候取分彼一軸之賛我朝之作者九萬里之自筆自賛一生涯之內作營中此賛無比類候天下之褒美無其陰候餘所へ不被遣之折々御覽候者可爲本望每度重疊可申承旨恐惶謹言

十月十六日　　　　前知恩寺　岸　州

金上遠江守殿　御請

此書會津人所持なり、當時尾藩へ養子に來り尾藩津田氏の藏となる。

○天明八年朝鮮國へ被遣候書

日本國對馬州太守平義功奉書
朝鮮國禮曹參判大人閣下
維時金運正殷伏惟
貴國協寧慶祝無已茲者我
大君受
位之初乃
貴國通聘之際例當在近但以
本邦比年凶儉穀物不稔億兆離凋弊之患
大君新政要在仁惠庶官承行一以撫恤爲務庶幾
歲月彌久而膏澤之洽無遺也乃於見時
貴國大使儼然來臻則所在調發民衞奔命其勞
苦之狀猶卉木將萌而中折也
大君深軫斯慮命庶官胥議嵩欲
通聘之事徐々延期因使不佞委實申欵萬望
聞就承
允諸特差正官平暢往都船主平暢亨容口陳
致左錄觭儀聊旌馳悃幸賜
追納更祈對時
休嗇式副遐禱肅此不備

天明八年戊申八月日

對馬州太守平　義功

○同返翰

朝鮮國禮曹參判金魯淳奉復

日本國對馬洲太守平公閤下

星槎遠届

華札隨至憑諦

啓居珍毖傾慰良深仍聞

貴大君克紹

前烈不膺

洪緒宣循故常亟馳賀价而

貴大君新政仁惠

深軫荒年民弊爲

請緩期有比

委報鼓務

盛意即已轉達

朝廷信使行期當俟更

示別幅

珍品多謝

厚誼不腆土宜用伸回敬統希

照亮不備

己酉年三月日

禮曹參判金魯淳

○淸人券書

內姪王二郎定遠縣黃花里人氏見當本處里正的ノ兒子秉性老實小哥爲保人依謹當氏一十多歲身價白寶三錠收約長委天百祿多々不違券書紙々以血誓萬乞蔵東人盛意執々不具券書

康熙甲辰春三月　　保主　張　廷　（印）

許員外大郎〔上下〕　　本父　五　善　（印）

○同休書

康熙五十三年八月十六日立休書

妻睦氏同床三年恩情此絕今任縱改嫁永無爭執是自行情原即非相逼恐後可憑立此文約爲照

呈之張生足下　　錢三郎　攸白拜

○安南國書

安南國王府內監兼都察監總太監掌

監事船郡公示日本國義商角倉體々長助次右衛門等於上年到安南國買賣遇絲貴時難於所買未及回船仍留我國已經年餘爲作非爲之事果是良仍民茲買々賣已完

應許日本國呈徑總督官准驗安其生理來年再將船裝載方貨赴我京買賣以通貨財貿易茲示

徳隆六年六月九日
○島原陣中銀拂方書付
長崎鑑〔寛永十四年〕
一島原陣中御用長崎に有之御闕所銀より出る
銀高百拾壹貫六百九拾三匁貳分三厘
拂方
石火矢鐵砲修理並玉藥楯板とま繩こも細引大工鍛冶飛脚等
又謙亭筆記に、此とき大阪御城より出し金高三拾九萬八千兩餘といふ、治平つゞきたる上の軍陣には
金銀多く入ものなりと、古老の物語さも有べし、一騎前の武士といふとも猶々心がけ可致事也。
○倘直編
倘直編〔上下〕明英宗正統五年五月既望中吳沙門空谷景隆ノ序アリ　直學士藤明遠
中村信藏ノ書入アルヲ吾友伊庭子徳ガ家ニ藏セリ後其本ヲカリエテ倘直編ニ書入置候也。
○曾我記
曾我記　五冊　元祿五年壬申正月吉日　京師書林躍鯉堂梓行
伊豆國田方郡住人伊東氏祐綱入道〔道順〕ガ傳書ヲ書アツメタル藁也、頃世間ニアル所ノ物語虚言
多ヲ常ニ愁テ是ヲ書ト云
貝原篤信序云、頃京師書坊眎印本新撰蘇我記於余々繙閱之其記事也省約而簡要無冗語無繁辭爲語也
質實而不藻飾可謂要言不煩也原其所由出蓋其元本淹湮沒于東鄙草萊之間後人抄寫之修飾之而表章而
已頃以玆本正舊本之訛謬云云

○心觀院樣御琴銘

君子曰。禮樂不可斯須去身。又曰。樂者通理者也。又曰。移風易俗。天下皆寧。今人或知禮修身。未知樂養性也。夫樂者音之所由出也。金石絲竹者。樂之器也。淸濁倡和者。樂之情也。舞踏周旋者。樂之容也。皆本於人心矣。然心之爲物。其體性共用情。仁義禮智。謂之天性。喜怒哀樂。謂之人情。邪慢惰僻。謂之情欲。但其源正而流反入邪。是以先天性隋禽獸。可勝歎哉。人之爲邪僻也。以其性情悖逆而好惡偏頗也已。然樂能令性與情融和而無悖逆。是所以養天性正人心。而平均好惡也。故先王制樂。非以極耳目之欲。將以教民乎好惡。而反人性之正也。且又消融樂僻。渾化渣滓。所謂樂僻者。不自知之執僻也。渣滓者。不自盡之偏質也。非天律何以消融之乎。非理調何以渾化之乎。儻其音節不傳。則不可柰何之。今幸傳其曲存其器。是本邦之美談也。余非君子。何知音節。然思在于此。亦已尙矣。一日徂來翁來謂。談及音律。曰書店有古箏。背壞足落。不可擧用。然其奇也希。或電覽乎。他日請觀之。實希代之故物也。回也魚眼之理文。蓋垂千歲。距龍角一許尺。方鴈柱斗爲之際。有大割痕。其以奇也。左右裏面。彫鏤金銀。容紅葉流水之華繪。麗偉又古矣。箏腹題山下水三字其下。而行書葦叟之和歌一什。并貫之名。於是爲山下水也。然又未知落筆謂誰。推云疑是前伏見親王眞蹟乎。乃得而藏之。壬辰春令樂師辻近家齋洛下。命名工更治之。唯箏身裏面如舊。其他龍角龍池龍舌天座陰穴等。蠹腐而不用者。悉皆剤去之。新鑠金銀刻犀象。以巧修爲之。聞當時以蜀錦爲囊。爲黠賈所裁取。可惜矣。今又新制錦袋收之。是非欲專美於外。欲頗使協故飾也。新聲妙絕。不可勝言矣。樂官皆曰。津輕外侯有古箏。謂小町箏。比之他箏殊勝。而亦不可及山下水。實傳聞古昔紀貫之葦叟之什。乃題此箏和歌也。未知其眞矣。又謂東福門院入內之華束。偏覓名箏而得之。門院皷之九重之上。其聲憀亮。遙達山野。令鬼神泣。後來伏見貞淸親王女。爲嚴有公妃。輦輿將赴于東都。門院乃賜之妃君曰。爲君餞

之。愼可愛之。高巖院薨去後。不知其所在。或時法印河野杉庵曰。吾外姑語曰。所謂山下水者。爲先夫人高巖院之重器。是則爲貫之箏。甚愛之。老嫗陪侍而毎聽之。箏形在目。本出自東福門院。先夫人薨後。不知其所在也。華飾銘詠。備如老嫗之言。可以爲證矣。一日前天台座主准后公辨法親王。謂羽林吉保曰。在西都之際。風聞高巖院入輿之時。從東福門院賜名箏。號山下水。今尙在乎。吉保答曰。未聞其名。豈有其器。及闔寶庫。果無矣。是又不違老嫗之語。高巖院侍女名由良。其後給仕明信院。而號廣瀨。明信院逝去後。竟爲尼。號智光院矣。聊今記來歷。不擇瑣屑。欲其覈云。

銘曰。滄海貝玉。峻嶽梧桐。夔襄薦法。般石擅工。千載神秀。一成調崇。綿蠻樹鳥。啾唧叢蟲。幽鬼共泣。嫠婦更恫。亂有餘響。音入無窮。延繞梁上。潛鳴澗中。高山森肅。流水玲瓏。大配六禮。此宜八風。性情倫理。俱與和融。

正德三歲癸巳五月朔日　　中大夫直邦　謹識

あし引の山下水に行かよふ琴のねにさへなかぬへらなり

○琵琶　和琴

一千鳥の琵琶　牛込榎町與力吉永彌左衞門所持なり

撥面に千鳥に蘆を畫先祖撿挍より傳來と赤城下近江屋市十郎かたる。

一和琴　麻布善福寺に有之寬政六年寅夏開帳之節見之。

○寶永三年根津權現御祭禮番付

寶永三戌年根津御宮御建立より當安永八年迄七拾四年に成根津權現御祭禮正德四年九月廿一日初ねり御太皷御のぼり御榊御はた御神馬御ほこ

第壹番　大傳馬町一丁目、二丁目、鹽町　　太皷鷄の吹ぬきだし壹本

第貳番　南傳馬町三丁目　さるの吹ぬき一本

第三番　小傳馬町一丁目、二丁目、三丁目、上丁、下丁　せうぎばんに蓬萊のだし一本　大のぼり一本　しやうき武者役人大ぜい

第四番　宮永町、天神切通し、七軒町　鼠せうぞく御へい持吹ぬき一本　ふじのみかりのねり物やたい人形三ツ

第五番　駒込淺香町、同追分町　桐に鳳凰のだし一本　神ぐう皇ぐうのやたいよろい武者子供十人

第六番　駒込片町　すゝきに銀の露こまのだし一本　布袋やたい花かごのり子供十人

第七番　芝濱松町一丁目、二丁目、三丁目　花かごのだしかさぼこ一本　田うへのやたいいねかりの子供十人

第八番　芝濱松町四丁目、新網町、同代地　土蜘の武者人形おにのやたい

第九番　芝宇田川町、同横町、神明町　銀のへいほこ二本　打違のだし一本　山田のをろちそさのほの尊のやたい

第拾番　芝露月町、柴井町　かぶら矢の打違ひ扇のだし一本　しゆみの四天王ひだの内匠のやたい

第拾壹番　芝口一丁目、同二丁目　ほうおふにたこのだし一本　二十四孝太しゆんのやたい

第拾貳番　芝口三丁目、源介町　櫻の枝にまりを付人形ふき貫一本　けまり人形のやたいこし付馬乘十人

第拾三番　びぜん町、けんぼう町、いづみ町、かぢ町　ふたまた大こんのだし一本　鼠のかるわざ

やたい子供十人
第拾四番　櫻田伏見町、同善右衛門町、同久保町、同太左衛門町　さくらの木吹ぬき一本　花見やたいげいしや十人
第拾五番　築地小田原町、築地一丁目、二丁目　櫻花かごのだし一本　櫻川まなび花すくいの人形やたい
第拾六番　南飯田町、南本郷町、上柳原町　花かご矢車のだし一本　うつぼざるきやうげんのやたい
第拾七番　舟松町一丁目、二丁目、十軒町、南がし　がくに金いかりのだし一本　小はやのやたい
第拾八番　木挽町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目　いづみの壺花かごのだし一本　猩々のやたいしやう〳〵の出立子供三十人
第拾九番　同五丁目、六丁目、七丁目　花籠のだし一本　嵐山能のやたい木こりの出立子供三十人
第二拾番　京橋通筑波町、山城町、喜左衛門町、寄合町、左兵衛町　金銀の玉三方にのせだし一本　神宮后宮（マヽ）の馬乘やたい
第廿壹番　惣十郎町、南大坂町會所　がくに作り物かさほこのだし一本　ろうらいしやたい
第廿貳番　加賀町、八兵衛町　ほこ銀へい打違のだし一本　どんすのはた一本　岩戸の神樂のやたい
第廿三番　瀧山町、守山町　花かご小がま二本　吹ぬき一本　さんち人形やたい草かり子供二十

人
第廿四番　鐵屋町、勘左衞門町休伯屋敷　水引金入二かい猩々つくり物かたぼこ一本
第廿五番　尾張町、元地うらがし、二丁目うらがし　くわげん大黑のだし一本　ちやうくわらうくわくのやたい
第廿六番　同一丁目、二丁目、三丁目、五丁目　かぎ二本　つち一本　福神萬歲のやたい
第廿七番　靈岸島湊町、川口町、深川中島町、北川町　ぐんばいうちは唐人のぼりだし一本　ほていのやたい
第廿八番　本鄕一丁目、二丁目　唐人うちは打違ひだし一本　ほていのやたい
第廿九番　同三丁目、四丁目　丸き花籠のだし一本　上げ輿花賣女やたいねりこ子供二十人
第三拾番　同五丁目、六丁目　金銀のへいのだし一本　山伏大みね入のやたい役者人大勢
第三拾壹番　神田平右衞門町、松永町、淺草かや町一丁目　つぼに盃柄杓のだし一本　しやうじやうのやたい
第三拾貳番　淺草かや町二丁目、かはら町、天王町　きくの花のだし一本　菊童子のやたい
第三拾三番　淺草はたご町一丁目、二丁目、新はたご町　岩ぐみにしだれ櫻のだし一本　唐しゝきよくせいのやたい一本
第三拾四番　馬喰町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目　茶せんだし吹貫一本　御茶壺らんかん輿ちやさし子供二十人
第三拾五番　橫山町一丁目、橘町四丁目　むさしの薄に月のだし一本　まんざいのやたい
第三拾六番　橫山町二丁目、三丁目、神田内元柳原六丁目　牡丹の花蝶のだし一本　石橋唐しゝ

のやたいしゝ一四

第三拾七番　村松町、若松町北がは、彌兵衛町　いかり□□に笠鉾のだし　高砂住の江籠に載せしやたい

第三拾八番　元大坂町庄助屋敷、甚左衛門町長五郎屋敷　ほてい大黒大とら入形かさぼこ一本

第三拾九番　てつほう町、かめい町、神田くけん町　岩組に雲松の吹貫一本　ていかさのゝわたりの人形やたい

第四拾番　神田さへ木町、南さへ木町　ふたまた大根打違打での小づちだし一本　大黒天萬さいのやたい

第四拾壹番　神田上白かべ町、下白かべ町、たつだ町　銀のへいかぶら矢のだし一本　かつぎやたい

第四拾貳番　橋本町三丁目、四丁目、江川町、岩本町　稲月のだし一本　やたいねりこ供愛女十人

第四拾三番　通はたご町、元はま町、橋町一丁目、二丁目、三丁目　井筒のだし一本　玉の井のやたい

第四拾四番　神田こんや町一丁目、二丁目、三丁目　ぼたん花せきだいだし一本　しゝらんきよくやたい

第四拾五番　神田ぬし町、にけん町、れうがへ町、やまと町　ちやつぼのだし一本　ちやぞめ山女人形やたい茶壺一ツ

第四拾六番　松屋町、幸町、ひゞや町　櫻の花かご吹ぬき一本　やりをどり子供人形のやたい

第四拾七番　すみ町、與作やしき、金六町、水谷町二丁目　大すゞ三本　打違ひ吹ぬき中たてのやたい

第四拾八番　南槇町、同會所、正木町道俗やしき祐徳やしき　へいにかさぼこのだし一本　かぐら子供曲太皷のやたい

第四拾九番　南ぬし町、さや町、松川町一丁目、二丁目　花かごだし一本　西王母のやたい

第五拾番　南かぢ町一丁目、二丁目、たゝみ町　へいにかぐらの鈴下しやぐまのだし一本　なぎなたわたしのやたい手ふりたんぜん十五人　ねりもの銘かぢ十人〔太刀一ふりヅヽ持せ〕

御神輿三社別當神主法師武者十騎青侍大叶
御たいこ御はた御のぼり四がくかつこけいご獅子御ほこ御長持終
門前家主廊上下着しさゝらけいご
御神輿先がち門前甫かは亭主出る
正德四年午九月廿一日初ねり之節番付
安永八己亥年二月朔日より六十日之間根津大權現御旅所御本地佛觀世音並靈寶御開帳之砌於地內弘之
右板行本紙半切三枚つぎ

〇本朝三品念佛緣起抄

本朝三品念佛緣起
融通念佛
日光釘念佛

斷抹摩念佛

融通念佛之緣起

中頃大原ノ良忍上人ト云人アリ、元ハ叡山住侶顯密無雙ノ積德也、然リトイヘドモ、無上菩提ノ志深キニ依テ、無動寺ヘ千日詣デ、、一心ニ菩提心ヲ祈リ、常ニ隱遁ノ思絕ズ、生年廿三ニシテ終ニ三千ノ夾衆ヲ辭シ、大原ノ別所ニ籠居シテ、四十六ノ歲ニ至迄、厭欣ノ信心深ク、往生ノ望猛利ニシテ、日夜十二時ノ間隙ナク勤行シケリ、上人生年四十六ニ至レル夏日中ニ佛□□依テ忽ニ睡眠ス、睡ノ中ニ阿彌陀如來來リ示誨シテ、宣ク汝ガ行不可思議也（中略）融通念佛トハ一人ノ行ヲ以テ衆人ノ行トシ、衆人ノ行ヲ以テ一人ノ行トスルガ故ニ、功德モ廣大也（中略）今此阿彌陀如來ノ告ニ驚キテ、年來ノ自力觀念ノ功ヲ捨テ、、偏ニ融通念佛勸進ノ志發リ、他力稱名ノ行者ト成給テ、天治元年甲辰六月九日ヨリ始テ聚落ニ交リ、上一人ヨリ下萬民ニ至マデ、道俗男女貴賤老少相合ニ隨テ普ク是ヲ勸メ、其姓名ヲ記錄シテ如來歲ニ納ム、彼一々ノ名字ハ事長ケレバ本帳ニ讓テ是ヲ留ムル處也（中略）上人春秋六旬ヲタモチ、保延四年二月一日七日前ニ死期ヲシリ臨終

右ハ良鎭坊融通如來念佛勸進ノ繪入緣起ニアリトゾ

結衆念佛唱樣ノ次第

南無阿彌陀佛南無釋迦牟尼佛南方十方佛毘沙門天王天照大神宮三千大千世界中大小神祇等凡聖同一結衆

融通念佛　三稱

次百返念佛

融通念佛　三稱

哀愍覆護我　令增長法種　今世及後世　神佛常攝取
願共諸衆生　往生安樂國
毎日億百萬返之行者　某敬白

日光山寂光寺釘念佛之緣起聞書

文明七年乙未十月廿日ニ寂光寺ノ住持龍泉坊頓死ス、然トイヘドモ其身暖ナルガ故ニ是ヲ不葬、則七日ニ至テ蘇生シテ曰、我此間閻魔國ニ至レリ、閻王ノ曰、汝イタダ爰ニ來ル時ニアラズトイヘドモ、未來ノ衆生業惡ニシテ冥途ノ苦患ヲ辨ヘズ、死後四十九日間骨節ニ四十九本ノ釘ヲ打ル、事ヲシラズ、此事ヲ衆生ニ告サシメンガタメニ來ラシムル也、釘ハ罪ノ輕重ニヨツテ大小アリ、六寸ト八寸トナリ、其打處ハ先頭ニ三本、兩ノ眉ニ二本、兩ノ手ニ四本、胸ニ三本、腹ニ二十本、兩ノ脇ニ十本、兩ノ足ニ四本、又一尺六寸ノ大釘三本アリ、胸ノ間ニ是ヲ打也、此苦スグレテ堪ガタキ也、然ニ至心ニ念佛四十九返ヲミテン人ハ此釘ノ苦ヲマヌカレテ、極樂世界ニ往生スベキ也、汝娑婆ニ歸リテ是ヲ衆生ニス、ムベシト云テ其圖ヲサヅケリト、左ノ掌ヲヒラキテ是ヲシメセリト云云、末世ノ衆生疑ヲ起サンコトヲ悲テ、龍泉坊自筆ニシテ今ニ寂先寺ニ此緣起ヲノコセリ〔延寶四年三月廿七日トアリ〕予彼寺ニ至テ慥ニ是ヲ聞モノナリ。

彼ノ寺ニ右ノ圖ノ紙札アリ、是ヲ請ベシ、其圖トハ黑キ五輪ニ白キ釘穴四十九アリ、念佛一萬返ヲ滿テ墨ヲ以テ穴一ツヲケス也、終ニ四十九萬返ヲミテ、悉消了ノ後其ハシニ戒名ヲ書付、施物少分ヲ相添テ彼寺ニ是ヲ返ス也〔中略〕寂光寺ハ霧深キガ故ニ朔日十五日廿八日耳住持登レリ、常ニハ里坊ノ妙珍坊ニ居セリ、妙珍坊ハ御橋ノ川上四五町目ニアリ、川端ヨリ本町ニ上ル所ノ右ノ角也、又四十九ノ餅ノコトモ右ノ記ノ中ニ見ヘタリ、是ヲ始トストイヘリ〔中略〕正三老人因

果物語中卷廿七ニ此事ヲ記シ給ヘリ、然トイヘドモ他人ノ間傳ル所ニ依テ記ス故相違アリ、故予直ニ聞所ヲ以テ是ヲ略書ス

斷抹磨念佛緣起聞書

斷抹磨ノ符ハ惠心ヨリ起レリ、斷抹磨ハ梵語此ニハ死苦ト飜ス〔中略〕惠心ノ僧都憐之行ヲ做シテ符ヲ出シ給ヘリ〔中略〕此ヲ以符ハ本ト不動ノ法火界ノ咒ヲ以修スルトナリ、此符ヲ頸ニカケ一日ニ一萬返ヅヽ百日ニ百萬返ノ念佛ヲ唱終リ後來死病ノ時ニ呑之也

右ノ寫本增上寺惠中和尙ノ書ノ中ニアリ、此ニ略書ス

○南都興福寺化緣之疏〔享保十一年なり〕

興福寺再建伽藍化緣疏

大敎昔自東漸。全盛莫若南都。列刹如林。興福爲冠。擬都史天之規畫於郍爛。摹施無厭之繩墨於慈恩。其創也。權輿　大織冠之遺意。其建也。玉振淡海公之誠心。春日明神垂護跡於笠嶠。鷲峯敎主放毫光於金堂。蓋稱桑域之巨鎭。而興　國家之福釐。舍之何適。詎意享保丁酉年遽罹鬱攸之變。半做黍離之墟。山河共慘。禽鹿斯悲。於是別當一乘二品親王　大乘前大僧正法印大和尙。仰奏楓宸。俯稟　柳營。專欲誘海內以戮衆力。鑱荒鹵而復舊觀。黍蒙公許。允副群望。別當親王特此命。闔寺僧徒募幹緣。於率賓結勝果。於來裔所冀。上自王侯。下暨士庶。普傾信葵。各抽淨財。再覩朱樓紺殿彩耀天衢。鴻鐘寶鐸響徹水際。豈翅百廢具興。實是千歲一遇。兩門不願。四衆齊歡。見義勇爲。植福莫疆。

享保十一年　月　日　　三綱　　上座法眼和尙位淸乘

五師

寺主法橋上人位秀衛
都維那法橋上人位成美
法印大和尙位權大僧都盛圓
法印大和尙位權大僧都堯懷
法印大和尙位敬訓
法印大和尙位權大僧都秀算
大法師位胤鳳

右の化緣疏寫大久保酉山翁より借得て寫

○松千代君の御事

參州妙心寺ニ云、神君ノ御末男萬若君文祿三年甲午二月十八日逝去、御法名號松葉院殿曉月淨幻大童子、葬于參州額田郡岩津村法性山妙心寺、寛永二十年五十回御忌ノ時、銀五拾枚米二十俵被下候由、此萬若君長澤家御相續ノ所御早世ニ付、御弟辰千代（後忠輝卿）御相續ト云

參松傳卷五長澤家傳ニ、信光公八男備中守親則（初名源七郎）寛正二年十一月朔日卒、法名妙心院孝仲祥公居士

萬世家譜浪人ノ部松平市右衞門書上ノ文ニ、初祖源七郎親則（後備中守）信光公ノ御子參州岩津城ヲ賜フ、法名號妙心院墓ヲ建ル寺ヲ妙心寺ト申候トアリ

三河記御系圖參松傳婦女傳、神君ノ御六男松千代君長澤家御相續、慶長四年己亥正月十二日早世六歲トアリ、按ニ婦女傳ニ八歲トアリ、此說ヲ正トスベシ、忠輝卿ト同胞ニテ誕生トアリ、忠輝卿天和三年癸亥七月三日九十二歲ニテ逝去ナリ、文祿元年ノ御誕生ニテ慶長四年ハ御歲八歲ナリ、松千代君モ八歲ナレバ婦女傳ヲ正トスベシ

按ニ、妙心寺右ノ如ク御由緖アル寺ナレバ松千代君長澤家御相續後逝去ナレバ可被爲入寺ナリ

妙心寺ニ云、萬若君ノ御名逝去年號月日御法名何ノ書ニモ不見、婦女傳朝覺院殿（松千代君御母堂）ノ傳系ニ若君ト云アリ、萬ノ字モシ落ル歟、サレドモ逝去ノ年號月日違フ、松千代君逝去ノ事出ル所左ノ如シ

武徳編年集成巻四十五慶長四年己亥正月十二日ノ條ニ、於江府神君ノ八男松千代君僅六歳ニシテ早世トアリ、法諱大翁浄安ト號ス（忠客按ニ御六男ニテ八歳ナリ）

薨日記家康公ノ六男松千代君忠輝卿ト御同胞、慶長四年正月十二日逝八歳、號榮昌院殿不知御葬所

御法號記慶長四年正月十二日逝去、御法號證玉眞杲大童子、參州額田郡能見村能見山松應寺本堂ニ御位牌安置、神君御息男之由書付有之、御廟モ無之御由緒モ不知ト云

按ニ、松千代君妙心寺ニ葬送アリテ松應寺ニモ御位牌ヲ安置シタル歟、編年集成ニ江府ニ於テ逝去ト書、御葬所尋ザルモ不審、

慶長四年ノ逝去ナレバ五十回御忌ハ慶安元年ナリ、寛永二十年ハ四十五年目ナリ、モシ寺御修覆ニテモ相願御寄附アリタル故御年忌ト心得タルニテハナキヤ、當時アル長澤家ノ書留ニテ年號月日御法號糺シタキ事也

參松傳巻ノ一御系圖ニ、松君（松千代）長澤ヲ嗣與忠輝同胞而誕生忠輝卿ノ譜ニ忠輝兄松千代逝去後續長澤家

同書巻五長澤家系ニ、松君　康忠因無男子東照宮ノ御子以松君爲長澤嗣〇忠輝（上總介）因松君早世忠輝卿爲長澤嗣

三河記御系圖ニ、松千代丸續長澤家與忠輝同胞而誕生慶長四年正月十二日卒八歳〇忠輝舍兄松千代早世之後續長澤家

右大久保酉山翁考

緣山北谷播門師所著崇廟祭名錄云

榮昌院殿大翁浄安大童子

神祖御七男松千代君母堂茶阿方慶長四年十二月

文政二年己卯四月二日記

○紅葉山十六將位牌

紅葉山御靈屋之内列坐位牌

十六將座席書

酒井左衛門忠次

井伊兵部大輔直政

鳥居彦右衛門元忠

平岩主計頭親吉

服部半藏正成

鳥居四郎左衛門直忠

米津藤藏入道淨心

渡邊半藏守綱

○　十六將座席之次

松井左近忠次

本多中務大輔忠勝

榊原式部大輔康政

大久保七郎右衛門忠世

内藤四郎左衛門正成

高木主水正入道性順

大久保治右衛門忠佐

蜂屋半之丞貞次

寶暦十二壬午年春大久保對馬守教明より此書面到來の由安永五丙申年八月廿四日岡部河内守一德よ

り貸り寫　　瀬名貞雄

○御謡初の事

一正月三日御謡初ノ事、林春齋ノ兩朝時令卷上ニ、其始不レ詳、應永二十二年正月二日將軍義量營中ニ猿樂ヲ唱謡コレヲ俗松囃ト云

此松囃ノ初不レ詳、義滿〔三代將軍〕義持〔四代將軍〕義量〔五代將軍〕三代將軍義滿ナドヨリノ例ナルカトアリ

御當家ニテハ、天正二年正月二日東照神宮於遠州濱松城有御謡初、自是每年爲恒例〔右同書ニ見〕

伊勢貞春云、伊勢宗五入道ノ記〔大永年中ノ人足利家十二代義晴將軍ノ代也〕殿中にて能をさせられ、松はやしの時は各一重を被下

一重とは練貫の御小袖也

一素襖ぬぎの事、同書に、是も殿中にて御直垂出候へば各ぬきて（素襖を）舞臺へ持て出て置、翌日太夫其外座之者持て參り、御ひたゝれの事は不及申、面々要脚に上下をそへて遣候〔私云上下とは素襖の上下也素襖ぬぎては別の素襖を着す事なく袴ばかりにて居るなり〕

私云、すべて能のとき素襖にても小袖にてもぬぎたるはたゝまず、其まゝ左の手にすへ、右の手にて上よりおさへ持行舞臺へ置なり、主人のぬがれたるひたゝれにても小袖にても右のごとく持行、出向ふ太夫へ渡すなりと、同書に有之と伊勢貞春云り

一當時御謡初に出仕之面々、肩衣をぬぎ觀世太夫へ遣す事、足利家よりの例と見へたり、猿樂傳記などに色々の說あれども、信用するにたらず

一正月二日之御謡初三日になる事

嚴有院君之御世承應元年十二月二日御母公寶樹院殿逝去ニ付翌承應二年正月廿三日御謡初ノ御規式アリ〔忠寄云承應元年十二月小ニテ正月廿三日御忌明なり〕承應三年ヨリ正月三日ト定メラレ候

右承應元年同二年同三年ノ記ニ有之候　　大久保忠寄輯

覃按國史實錄永享二年〔庚戌〕記正月細川畠山赤松一色諸族自其第宅調松拍子踊躍鼓舞而入室町幕府

○松平加賀守家より八丈島浮田一類へ差遣候書付

寛政四子年閏二月御老中鳥居丹波守殿へ出候松平加賀守より書付之覺

八丈島浮田一類共へ差遣候覺書寫

覺

宇喜田孫助養子　孫九郎方へ

一貳拾四　金壹歩　一貳匹　但小袖表裏貳ツ分　絹染物
一五ツ　染帷子　一三端　表染木綿
一三端　裏淺黃木綿　一三筋　上帶
一五筋　三尺染手拭　一五筋　布染たぐり
一五束　中折紙　一五本　内〔三本小刀二挺剃刀〕
一五本　扇子　一壹香合　午黃圓
一壹包　西大寺　一壹包　蟲藥
一壹包　腹留藥　一三百目　すが絲
一拾把　綿　一拾端　木綿

一拾對　筆　一三挺　墨
一三百日　苧　一三斤　煎茶
宇喜田兄孫九郎娘　ゆり方へ
一拾五　金壹分　一壹匹　但小袖表裏一ソ分　絹染物
一貳ツ　染帷子　一貳端　表染木綿
一貳端　裏浅黄木綿　一貳筋　上帯
一貳筋　三尺染手拭　一貳筋　布染たぐり
一三束　中折紙
浮田忠平養子　忠平方へ
一拾五　金壹歩　一壹匹　但小袖表裏壹ツ分　絹染物
一貳ツ　染帷子　一貳端　表染木綿
一貳端　裏浅黄木綿　一貳筋　上帯
一貳筋　三尺染手拭　一貳筋　布染たぐり
一三束　中折紙
浮田半平養子　茂吉方へ
一拾五　金壹歩　一壹匹　但小袖表裏一ッ分　絹染物
一貳ツ　染帷子　一貳端　表染木綿
一貳端　裏浅黄木綿　一貳筋　上帯
一貳筋　三尺染手拭　一貳筋　布染たぐり

一三束　中折紙　一壹香谷　午黄圓

此内久太夫方へも配分候様可申遣候

一壹包　西大寺

同斷

一壹包　蟲藥

同斷

一壹包　腹留藥

同斷

浮田次郎養子　久太夫方へ

一拾　金壹歩　一壹匹　但小袖表裏壹ツ分　絹染物

一壹ツ　染帷子　一壹端　表染木綿

一壹端　裏淺黄木綿　一壹筋　上帶

一壹筋　三尺染手拭　一壹筋　布染たぐり

一貳束　中折紙

浮田茂助子　半六方へ

一右品々同斷

浮田四郎子　太郎方へ

一右品々同斷

同人娘　なか方へ

一右品々同斷　浮田小平子　小平次方へ

一右品々同斷　村田助六子　助四郎方へ

一拾　金壹歩　一貳拾端　染木綿

以上

閏二月

右書付鳥居丹州家來より借寫し候由村岡孫右衞門より傳寫且今年寛政四子年より左之通合力米遣し候由願書並附札寫

覺

一七拾俵　白米　但四斗入

右於八丈島浮田一類共より合力米之儀申越候に付前々遣來候通彼島御代官江川太郎左衞門殿賴差遣申度存候以上

閏二月　松平加賀守

附札

可爲勝手次第候

○海住山高淸卿の事

高淸　淸房子長祿二年五月十四日參議七月廿日從三位四年八月廿八日權中納言文正元年九月廿九日正三位文明七年三月十日從二位十二年三月十一日權大納言長享二年薨〔六ノ廿九年五十四、斷絕〕古今

類聚名諱傳卷六〔全部二十五卷アリ補任ヲイロハ分ニシタル本ナリ〕

○打毱並打毬の事

日本書紀卷廿四皇極天皇三年正月ノ條ニ中臣鎌子連〔略〕偶マシハリ預中大兄於ニ法興寺槻樹之下ニ打毱之侶ニ而候スミクツ皮鞋隨レ毱脱落

忠寄按ニ、此文鞋隨レ毱脱落トアレバ今ノ蹴毱也、天暦以來ノ打毬トハ業別ナルベシ。

扶桑略記、村上天皇天暦三年五月廿一日甲子於ニ二條院ニ有ニ打毬事ニ。和名抄雜藝類ニ、打毬ウチマリ、唐韻云毬〔音求打毬内典或謂ニ之拍毬ニ師說云萬利宇智〕毛丸打者也、劉向別錄云、打毬昔黄帝所遣本因ニ兵勢ニ而爲レ之又雜藝具ニ打毬杖〔辨色立成云骨擿竹花反打也〕打毬曲杖也ト見ヘタリ。

江次第禪閤抄曰、大宋御屛風畫唐人打毬也、又禁秘抄云ニ、朝餉臺盤所障子〔中略〕宗忠公記ニ、打毬騎馬唐人之由也云々、按ニ、元來ノ打毬ト云ハ騎馬ニテ毬ヲ杖物ナルベシ、サレバニヤ和名抄ニ打毬毛ヲ丸メテ打ナリト見ヘ、下文ニ毬杖ハ打毬ノ曲杖也ト見ヘタリ、古ヘ朝廷ニテ打毬ヲ行ハレシト見ヘタレドモ、武家ニテ鎌倉將軍京都將軍家ノ頃迄、武家ニテ打毬行レシ事舊記ニ見ヘズ、其式絶テ傳ハラザルヲ、享保ノ頃打毬ノ式ヲ新タニ御作物ニ被遊候事ト承傳へ候、今ノ打毬ハ左右ニ毬門ヲ定メ、左右ニ人別レ騎馬ノリニテ馬場ノ中毬ヲ地ニオキソレヲサデノ如クナル杖ニテスクフト承候

右扶桑略記以下伊勢貞春ノ考、忠寄按ニ、天暦以前ニ見ヘシハ

續日本後紀卷三承和元年五月戊午御ニ武德殿ニ令ニ四衞府馳ニ盡種々馬藝及打毬之態ニ

本朝世紀卷五、寛和二年五月卅日ノ條ニ、天皇出ニ御南殿ニ覽ニ打毬ニ番長以上各十人左右近衞左右兵衞官人並廿人爲ニ二番ニ皆着ニ褐冠ニ騎馬立ニ南階前ニ爰右大臣兼家公玉ヲ打ニ出於庭中ニ之間皆競打レ之乍ニ二番ニ左勝此間左方奏ニ音樂ニ此事甚希有也、仍粗記之

同書同條、六月六日ノ條、衛府舍人等騎馬打毬二番一如ニ小五月節ニ者

西宮記卷二、年中行事五月ノ條ヲ見レバ、歩行ノ打毬騎馬ノ打毬アリ、歩行ノ打毬ハ毬童〔歩行〕進
列立藤原□□投毬子總十度右勝左右毬樂人隨勝奏

同條立毬門騎馬打毬ノコト委アリ

惠林音義引ニ字書ニ云、皮丸也、或歩或騎以杖擊而爭之爲レ戲也

按ニ、打毬ハ騎馬ニモカギラザル故天曆三年ノ打毬ニ騎馬ト云事ナク寬和二年ニハ兩度トモ騎馬打毬ト斷リタレバ騎馬ニナクシテモアル事ユヘ騎馬ト斷タルナルベシ、年中行事ノ繪ヲ見ルニ、壹人毛ノ附タル玉ヲ投出ス躰ヲ畫曲タル杖ヲ持テ圍ミ居ル圖アリ、是古ヘノ打毬ノ圖ナル歟
褐冠ト云ハ褐ノ袍ニ冠ナリト、大塚喜樹云リ、參考太平記卷十三藤房卿遁世ノ條ニ、馬副四鶡冠ニ猪ノ皮ノ尻鞘ノ太刀トアリ、鶡冠ハ字彙鶡ノ字ノ注ニ鶡似雉黃黑色名テ曰レ褐鳥冠ハ漢ノ虎賁所レ著
按ニ參考太平記ハ字彙ニテ鶡ト書タルナルベシ。

忠寄

右大久保西山翁考

舞樂裝束

打毬樂

打毬樂持ニ毬打ヲ撥レ玉也凡毬打俗如ニ謂ニ目藥指ニ者上其製長一尺八寸許本徑六分許自レ本七寸許大作レ之而其先五六寸之間曲之〔但曲處內外厚作之〕而彩色之其粧交ニ大中小筋ヲ令レ纒レ之玉大徑三寸六七分高大概同ニ于徑ニ以ニ彩色ヲ爲ニ五色之筋ヲ

打毬圖

此處厚一寸二分　横九分許

此及三寸五分許

〇南窓閑筆抄

蒲生氏郷の子息秀行鷹野に猪狩の歸り路には城へ四五里ほど有所にてうしろを顧みてにこ〳〵と笑ひて其まゝ馬を一さんにのり出事くせ也、側のもの小姓ども同じく馬をかけさすれども秀行の馬は名馬なれば追付事ならず、爰に青木伊織といふ小姓あり、蒲生源左衛門と念頃なりければ、前日源左衛門に馬をかり其日の供をしたり、秀行例のごとくにこ〳〵と笑ひたまふと追付て馬をはせ、少しも後れず城へ二里程ある所迄はつゞきたり、夫より路五町程後れたり、源左衛門に馬を返して禮をいふたれば、源左衛門いふ、大かた御城近所に平場にては遲かるべしといふ、伊織さればこそ其事いかゞの子細とも心得ずといひければ、源左衛門いふ、殿の馬は名馬なる故嶮岨平場の差別なし、某が馬は嶮岨を乘込たる馬なるゆへ平場にては遲きはづ也といふたり、源左衛門又大雪の夜はやゝもすれば六具をしめ大指物をさし馬に乘りて雪中をかけありく、目付のもの見て咎むれば、物もいはず馬を其方へむけてあて倒んとする故かまふものなし、是源左衛門は馬入ゞをこのみ敵にあふ、又奥筋は嶮岨の地なる故馬を嶮岨に習はしたる也。

〇正德二年〔壬辰〕十月九日御書付

不肖の身

東照宮の神統を承しよりこのかた、天下の政事常に神德に嗣がん事を以て心とす、然るに在世の日短して其志を遂ざる事今に及ていふべき所をしらず、古より主幼く國危き代々を見るに、其世の大權を

爭ひ相疑ふによらざるはなし、胡越の人も船を同じくして水を渡るに其志を一ツにして其力をともにする時は風破の難をわたるべし、況や今の世の人當家創業の後治平百年の間に相生相長となる事たれかは東照宮の神恩によらざる物有べき、人々其神恩を報ひ奉り、世のため人のためを存ぜば、古の主幼く國危き世々の事を以てかく深き戒とすべし、もし其志なからんにおいては當家の厄難といふのみにはあらず、尤是天下の人民の不幸たるべし、凡天下の貴賤大小よろしく相心得べき事に　思召者也

正德二年十月九日　御墨印

〇同年金銀之事に付被仰出之趣

正德二年壬辰十一月被仰出之趣

上古以來我國にて金銀を生じ候事其數すくなく天下の財用乏しく候ひし事どもは世の人傳承たる所にて候然る處に東照宮御治世の始慶長七年に及て天運の時至候故歟神德の感じいたされ候故歟天下の寶山一時に開て金銀を生じ出し候事我國のはじめよりこのかたいまだ其例をきかず是よりして公私貴賤の財用ゆたかに事足りしのみにあらず我國の外よりも金銀を求べき爲に渡り來り候國々其數多し是によりて又我國の資用もゆたかに事足り候て今日に至り候皆是東照宮の神恩にあらずとは申べからず寛永年中我國に渡來り候禁られ候國々多しといへ共今に至て年々渡り來候處も其數猶すくなからず候を以て我國の金銀は萬國の寶にすぐれ候事世の人又推し知るべき所にて候然るに又慶長より以後或は異國の中に流入或は火災のために燒うせ或は神社佛閣衣類器財のために費し用ひし所九十四年の間我國の金銀大半を減じ候故に天下の財用相通じ候事共始に及びがたし是によりて元祿年中金銀の法を改め造られ我國の通用の金銀又其數を倍し候然れ共其金銀の品は東照宮の定め置れし所には大に及ばず候

によりて工商の類あらたに造出され候金銀の價を賤しみ各その利を失ふべからざる事を謀り諸物のあたひを増し加へて商賣候に及びて諸物の價は年々に貴く金銀の價は年々に賤くなり來りて（中脱カ）終には公私貴賤の難儀には至りぬ異朝にしては古より其寶貨の品高下同じからざる事共にて就中古以來は寶鈔とて紙を以て金銀に替候て天下に通用せしめ候事今に至るのよし相聞へ候元祿以來の金銀たとひ其品は下り候とも異朝の寶鈔にはくらぶべからず然者我國の四民各其家業を相傳て其財用を通じ候事東照宮より以來代々の國恩により候所を存候はんには金銀の價もさのみは賤しまず諸物の價もさのみは貴からず候て今日難儀にも及ばしむべからず然共財を重んじ利を爭ひ候事は工商の類のならひに候上はあながちに咎むべからず只偏に其餘公私貴賤の煩となり候事今更是非を論ずるに及べからずすべて此等の事ども年久しくしろし召れ候御事に候を以て御代の始より常に御心に懸られ候所は金銀の品元のごとくに諸物の價も平かにいかにしても天下の煩をのぞくべき御本意に候へども凡そ物一たびやぶれ候後もとのごとくになし返しがたき事は定ることわりにて中にも今日金銀の品々もとの如くになしかへされ候事尤以てかたき事に候若然るべきいはれもなく今の金銀を以てもとのごとくになしかへされ候はんには天下に通用し來候金銀は俄に其數を半に減じ天下の人各其家財の半をうしなひ又工商の類の利を謀り候心は元のごとくに候はゞ諸物の價はその半を減じて商賣し候事も有べからず然ば金銀の數は今迄の半を減じ諸物の價貴き事は今迄のごとくに候はんには公私貴賤の難儀只今よりは猶甚しきに至り候べき歟是等の儀によりて卒爾の御沙汰にも及びがたく候うちに新金の事或は火にあひ候て流うせ或は物にふれ候て折損し其費を失ひ候輩有之由聞召及れやむ事を得られずまづ其品をもとのごとく改造らるべきよし被仰出候其形の少しく事は不可然候へども金銀の法元のごとくになしかへされ候迄は天下の通用申候金の數その半を減ずべき事尤以て不可然事に有之故に候き然るに又は新

銀の法次第にその品下り候て去年の冬に至りて銀にて通用し候國々貴賤難儀に及候よし聞召され殊に不可然事に思召され候を以て新銀（をカ）を作り出候事をば停止せられ候此上は猶更に金銀の品もとのごとくになし返さるべき事日々に御心に盡され候但天下の寶は天下ともに寶とすべき物に候上は思召にまかせて御決定遊され難き事に候たとひ今日金銀の品元のごとくになしかへされ其數の半を減じ候共慶長以前の代々にくらべ候はゞ天下の財用猶ゆたかなるべき事は萬々倍し候べし然る上は天下の貴賤相共に存し候處我國の金銀は萬國にすぐれ候處萬代の後迄の寶とすべき物にて候へばたとひ各其財寶の半を失ひ候共其品をもとのごとくになしかへさるべき御事に存じ工商の類も相共に存じ候處金銀の品もとのごとくになしかへされ候はゞたとひ其利を失ひ候とも諸物の價は其半を減じて商賣可仕事に候と存候はゞ年來の御本意のごとくすみやかに金銀の品をもとのごとくに（ぜ脱カ）なしかへされ天下の煩を除かれ候べし若天下の貴賤の存ずるところも今日通用の金銀共數の半を減られん事も不可然御事と存工商の類も其利の半を失ひ候はん事は叶べからずと存候におゐては天下の人と共に其時を御待合可有之候只いづれの道にも金銀の事は我國の萬代までのために東照宮定置れし法のごとくになし返さるべき御本意に候間今日天下の貴賤よろしく此旨可存由被仰出候もの也

辰十一月十一日

○正徳四年〔甲午〕新金銀吹替に付御書付〔同五年乙未享保二年丁酉同三年戊戌附す〕

正徳四午年

新金銀吹替に付　第一

定

慶長年中定置れ候金銀の法元祿年中に至て始て其品を改られ寶永の始ふたゝび銀の品を改られ候より

この方諸物の價は年々高直に成來世の難儀に及候によつて前御代御治世の始より金銀の品慶長の法のごとくにしかへさるべき由御本意に候といへども近世以來諸國山々より出來金銀の數古來のごとくに無之候を以てたやすくその御沙汰に及れず候處に就中元祿の金はそんじ候に付て其通用難儀候由を聞召され先御沙汰有之其後に至て寶永の銀も共通用難澁候事御聽に達し其故を尋ねきはめられ候に及び世に通行し候所の銀次第に其銀宜しからざる物ども出來候事相知れ早速銀吹出し候事を停止せられ其事の由來を御糺明の上其御沙汰あるべき御旨に候處既に御不例日々に重らせられ候に付て去々年辰の十月十一日御書付を以思召の程を被仰出候依之當御代に至り候より以來世の人の申沙汰し候事共をも尋ねきはめられ各詮議の上を以金銀の品慶長の法のごとくになしかへさるべき事に議定せられ候共通用の法引替の品等の事はつまびらかに別紙に相見へ候ごとくに候此度此御沙汰におゐては前御代の御旨によられ天下後代までのためを以ての御事に候うへは貴賤貧富を撰ず皆々御定の旨を相守其功の積るべき所をよろしく覺悟あるべき事に候若一身の利潤をはかり候ために何事によらず共通用相滯候事ども仕り出し候に於ては前御代々御旨當御代之御沙汰を違犯候のみにあらず天下後代迄の罪人たるべき物に候へば急度其罪を糺され候て嚴科に行はるべき事に候是又其旨を相心得候べきもの也

正德四甲午年五月十五日

金銀通用之法定書　第二

今度被仰出候金銀之品慶長御定のごとくになしかへされ候事去々年辰十一月十一日前御代被仰出候御旨によられ天下後代のために御沙汰候上は公儀御費用の事等は論ずるにたらず候雖然近世以後諸國山々より出來候所々金銀むかしのごとくに無之を以て元祿以來の金銀等こと〴〵く皆相改候までは多くの年月をへぐき事に候爰を以て其功終り候迄の間金銀の通用の法を定められ候條々

一今度被仰出候新金銀並慶長以來元祿七年までの古金銀はいふに及ばず元祿寶永等の金銀の事公儀の御定に於ては慶長の法のごとくに金壹兩を以て銀六拾目に相當せられ候といへども内々に於ては歩金歩銀等を加へ候て通用し來候事は其品々の高下同じからざる故に候然る上は是より後も元祿以來品々の金銀を以慶長の法の如く金銀を其品と同じく通用の事は有べからず候是に依て慶長以來只今通用の金銀に至る迄各其品の高下によりて割合の次第をいづれの金銀にても有合にしたがひて皆々通用し候法を定られ候其割合の次第は別紙に相見へ候事

一何事によらず物價を定め候事は只今通用し候金積り銀積りを以ての直段を立候て其金銀の事は有合に隨ひていづれの金銀にても割合の定を以て新古の撰びなく通用すべき事

附借金借銀の事是又此例に準ずべき事

一御領所御年貢の金銀納を始めすべて上納の金銀等是また只今通用候金積り銀積りを以勘定し其金銀の事は有合に隨ひいづれにても割合の定めを以通用すべし公儀御用之代金代銀として被下所も割合の定を以ていづれも金銀にても用られべく候世上に於て上下通用の法皆々此例に準ずべき事

一大判の事元祿年中改られ候處も慶長の大判に引くらべ候に其品大きに下り候にもあらず折損じ候事もなく候によりて寶永七年只今通用金を被仰付候時も此御沙汰にも及ばれず候此度においても小判壹分判等相改候以後に御沙汰あるべく候其間は公儀より被下候所も獻上の所も其外私に用る所も皆々只今迄の通用來候大判を以通用あるべき事

一公儀へ獻上の銀並被下候銀の事是また只今通用の銀積り用ひ其銀の事は只今迄用ひ來り候銀にても又は割合の定めを以て今度被仰付候新銀を用候とも新古の撰びなく用あるべし壹枚貳枚の馬代等に至る迄是に準ずべき事

一今度被仰付候新金銀を以て元祿以來の品々の金銀に引替候事は年を經べき事に候によりて諸國在々所々の手寄次第に連々引替のために江戸京大阪三ヶ所におゐて引替所を定め被置候引替の者と相對し割合の定のごとく其事の煩なく引替べく候由を相定られ候事

附もし用事に付て今度の金銀を以只今迄通用の金銀に引替たるもの候におゐては是又割合を以て其望次第に引替候樣に相定られ候事

一今度被仰付候金銀の事は慶長年中より元祿七年迄の間通用し候古金銀と其品相同じく候上は元祿七年以前の古金銀は引替に及ばず今度の新金銀と相まじへ候て永く通用あるべき事

右條々今度被仰付候金銀世にあまねく流布し候迄の間は公私貴賤共によろしく遵行あるべきもの也

正德四年甲午五月十一日 五ヵ

新古金銀割合次第　第三

一慶長の古金は只今通用金に拾割增右慶長の古金（世上に於て往古金と稱す）壹兩には只今通用の金貳兩を用べし今度被仰付候新金はすなはち此古金と其品同じく其割增共又是におなじ

附只今通用の金と元祿の金とは其品に高下ありといへども其形の大小あるを以て此二品は其差別なく一樣に用ゆべし但し只今通用の金と元祿金と引替候例元祿金百兩に付步金として只今通用の金貳兩貳分ヅヽを增し加へ來候處もしその法改られ候はゞ元祿金は所持し候ものゝために不可然候により自今已後も引替所におゐて此二品の引替候には步金の法は只今迄の例のごとくなるべき由を定られ候

一慶長の古銀は只今通用銀に拾割增古慶長の古銀（只今於世上往古銀と稱す）壹貫目には只今通用銀貳貫目を用べし今度被仰付候新銀はすなはち此古銀と其品同じく候故其割增も又これに同じ

附只今通用の銀凡寶永七年出來る所の品々〔世上におゐて守銀三寶四寶と稱す〕其差別なく一樣に用ゆべし

一元祿の銀は只今通用銀に六割增右元祿銀〔世上におゐて元祿銀と稱す〕壹貫目には只今通用の銀壹貫六百匁を用ゆべし

一寶永始の銀は只今通用の銀に三割增右寶永銀〔世上におゐて寶の字銀と稱す〕壹貫目には只今通用の銀壹貫三百匁を用ゆべし此割合次第は別紙の定書に相見へ申候ごとくに今度被仰付候新金銀世上に普く流布し候までの間は新古を撰ず皆々通用あるべきために定めらるゝ所就中只今通用の銀の事は慶長の古銀に引くらべ候に其品大きに同じからず候へば其品に通じて割增を定められ候はゞ公儀御費用にも及ばずして慶長御定の品のごとくになしかへさるべき事に候へ共世上のためにおゐては其損失あるべき事を以てわづかにす。割增の法に定られ候間其不足の所におゐては公儀御費用を以て價され候所にて候是則前御代の御旨によられ天下後代迄のために御沙汰ある事に候條よろしく其旨相心得候て此定を相守べきもの也

正德四甲午五月十五日

諸國商人兩替ノ御尋ニ可申渡候書付

元祿寶永以來金銀の品改候度々に其通用相滯つゐには世の難儀に候事兩替し候商人等みだりに金銀の品を高下し過分の利倍を求候より事起る由に候此度金銀の品皆々慶長の古法のごとくになし返され候といへども元祿以來の金銀こと〲く皆相改り候迄は其年數久しかるべきによりて其間金銀通用割增等の法を定られ候凡金銀錢等の兩替を以て家業とし候上は其時に應じ候て相當の相場はあるべき事勿論に候もし是より後に至りて兩替の上につきて世の金銀通用候事相さまたげ候事仕出し候もの有之に

おゐては其者をば急度嚴科に行はれ其出を以て訴出候者には彼罪犯の者の家財を以てよろしく褒美の御沙汰あるべきもの也

午五月十五日

右之通御書付出候間寫相廻し候可被得其意御順達之上留りより伯耆守方へ可被相返候以上

伊勢伊勢守
水野伯耆守
水野因幡守
大久保大隅守

五月十七日

先頃被仰出候ごとく□（上カ）金銀吹出され引替所におゐて段々引替候此由未武家方に不相聞候歟武家方の引替並爲替無之依之兩替師ども引替取候處通用無之よしにて先頃被仰出候ごとく此沙汰事天下後代のためにて候を以て世上におゐて聊も損失不可有之候處を御詮議之上公儀御費をば不被顧候て被仰出候事町々在々にては通用に及候處若武家がた通用相滯候を以事の難儀も出來候におゐては不可然事に最初被仰出候旨能々可被相心得引替爲替等無滯可被申付候以上

正德四午八月

一當二日より新金銀吹初同三日より段々引替世上に今流布候就夫先達て御觸書にも今度新金銀にて成とも只今通用の金銀成共御定の割合を以勝手次第上納御拂等も用ひ申筈に候旨爲替のものども上納にも其通の事に候條彌其旨相心得今度の新金銀にて成とも上納申上候はゞ可被受取候爲念其旨爲替のもの共へも可申渡候

一御代官上納並諸運上等之納方或は拜借返納金銀等もいづれの金銀にて成とも其面々斷次第御定之割

合を以無滯樣可被受取候以上

午八月

萩原源左衞門
杉　彌太郎
伊　伊勢守
水　伯耆守
水　因幡守
大　大隅守

都筑藤十郎殿
大岡源左衞門殿
神保甚三郎殿
細田彌三郎殿

正德五未年

覺

一新金銀追て世上流布之通用に候其中東國筋は金通用之事に候處新金いまだ諸國在々へ行渡らず其上只今遣馴候故多分は小形金を以て通用之よしに候去年被仰出候新金銀通用之次第は萬事に就て少しも損德無之ため御沙汰候へば御觸書之趣旨を守り新古金の撰なく相用べき事に候處小形金計の通用にかたより候事は遠國のものども其子細を不相心得候故と相見へ候間村々の名主組頭等はいふに及ばず大小の百姓ども又は諸商人此旨を相心得候て元祿金小形金とも有次第新金に引替候旨通用の樣に可仕候事

一此度江戸町中にて諸國在々商賣物共受込候問屋共へ町奉行より相觸られ元祿以來の金銀は集り次第引替所へ差出し新金に引替候樣に仕荷主共へは新金銀通用の次第少しも損失無之樣子細を相達し商賣の儀は第一に新金銀を相渡すべきよし申渡され候間諸國在々大小の百姓ども並諸商賣人共旨可相心得事

一諸國在々所々におゐて商賣人商物之代又は小判切賃等を始て何事によらず新古銀にての直段を差加へ候歟又は元祿金小形金を貯置引替ざるもの候におゐては後日に相聞へ候とも當人は言に及ず名主組頭迄も曲事御沙汰有べき事に候間一村切に大小の百姓諸商賣人迄よく〳〵共旨を可被爲相心得事

右之趣御代官中支配所一村限に念を入可被申付候此旨阿部豐後守殿被仰渡候に付付如此に候以上

四月

水野因幡守
杉岡彌太郎
荻原源左衛門

享保二酉年　覺

一新金出來候に隨て乾金も段々引替候に付世上に相殘り候員數追て減少候彼之乾字金通用の事當酉年より來亥年迄三ケ年を限り翌年より世上の通用一切停止たるべき事

一乾金通用年數終り停止の後に至ても或は遠國末々にていまだ引替相殘り候も有之候はゞ引替所にて新金に引替可申候事

右之通國々所々に至る迄可存此旨者也

酉八月

新金銀を以當戌十一月より通用可仕覺

一金吹直被仰付候段々出來によつて最前相觸候通來亥年を限乾字金通用停止に候依之向後諸色相對を以直段相極候事は格別都て上被下金給金借金拂殘金等すべて前々より定來員數にて通用候儀左之通被仰出候事

　附乾字金にても何兩と申取やり候へば當戌の十一月より新金にて何兩と取やり可仕候尤乾金引替之法を以遣候儀は勝手次第たるべき事

一金は正味之有目に吹直され足金に不及候故右のごとく出來候へ共銀は正味不足多有之によつて灰吹銀にて足銀被仰付候處近年山々より出候銀の出方にては貳拾年餘にも成就難計候依之金之通向後銀の有目にて吹直し被仰付候員數に隨ひて通用候儀是また左之通被仰出候事

　附通用銀にて何枚何貫目と申取やり候へ共當戌十一月より新銀にて何枚何貫目と申取やり可仕候通用銀等通用有之内は新銀の代りに通用銀指引替の法を以遣候儀は勝手次第の事

一乾字金引替は當戌年より來る寅年まで五ヶ年に限るべし元祿金引替は來亥年に可限事

新金銀引替之法

乾字金元祿金と新金引替之儀只今迄之通相違無之

元祿銀は貳割半増　拾貳貫五百目を以代之

　但元祿銀は正味之割合無相違故只今迄割合

寶永銀は六割増　拾六貫目を以代之

中銀は拾割増　貳拾貫目を以代之

三寶銀は拾五割増　貳拾五貫目を以代之

四寶銀は三拾割増　四拾貫目を以代之

右之割合を以當戌十一月より來寅年迄五ヶ年限急度可引替事
一年貢並小物成諸運上の類員數を定元祿九子年以前より納來候金銀にても只今までの員數相納べし子年より納來候分は新金銀にては半減たるべし
但子年より納來候品にては古來の格を以納候分は銀にても員數差別なく可相納事
一元祿九子年より以來受負にて直段相極候類此以後も大員數可用分は當時の直段積を以極直し可申事
一年貢並小物成諸運上諸色とも元祿九子年より當戌閏十月迄其時々の直段積を以相極め候品々納殘り又は諸色代物拂殘類は乾字金百兩之所は新金五拾兩通用銀拾貫目の所は新銀貳貫五百目可遣事
一獻上並被下金銀古來よりの格式有之に付新金銀にても差引無之世上祝儀取かはし或は禮物等遣候儀可準之事
一借金銀は元祿九子年以前借用之返濟殘りは新金銀にても其員數可返之子年以來の借用は金百兩の所へ新金五拾兩銀十貫目の所へ新銀貳貫五百目可相返事
一給金銀は元祿九子年以前共に差別なく新金銀にても只今迄の員數たるべし然ども相對を以召抱候わたり奉公人の類は近來の給金銀員數を不可用猶又相對たるべき事
附元祿九子年以來金銀位惡敷成つゞき兼て子細を以別段に金銀遣候類は金高新金銀にて遣候上は増金銀相止可申事
一合力等入用積を以相極候類は元祿九子年以前相極候分は新金にても其員數たるべし尤子年以來相極候品は半減たるべき事
右之通堅可相守此外之儀は書面之趣に可準之且又割合改候は寶永以來の銀計之事に候へども新金銀錢兩替或は賣買之値段等に付紛敷手だて仕るに於ては急度御詮議之上可被處嚴科者也

戌閏十月

右之通御書付出候間寫遣申候可被得其意候以上

閏十月廿九日

水野伯耆守
大久保下野守
伊勢伊勢守
水野讃岐守

○享保三年無人島へ漂着之談〔任筆漫記抄書〕

享保三年遠州敷智郡新井町筒山五平と申ものゝ船にて船頭一人水主十人以上十一人乘船大風に吹流され水主の中三人生きて元文四年未七月歸國す右之者共の口上に云く

一廿二年以前享保三戌年新井町の港を漕ぎいだし豆州下田御關所の御改を受け江戸へ參り暫く滯留し奥州へ下り南部修理殿の荷物をつみ立て天氣をまち出船いたし候處海上半途計も乘り出し候處に俄に風かはり北風つよく東南の方へ吹流され日數廿八日も走りて危くなり申候故小舟に取のりて粮米三俵鍋二ツ其外相應の道具を入れ申候て走り申處漸く島見へ申に付十一人の者ども彼島へ登り候此島は人なく嶮岨の岩山谷などありて四方海にて目の及ぶ處もなく然れども是非なく住居仕候

一たべもの一切是なく諸島のみ多く候故是をたべ申候

一海上にて入れ申候米三俵を十一人にて十粒計づゝたべ申候

一月日のたつのも知らず四季も知りがたく冬は日の出のあつさ日本の土用より凌ぎがたく存候依之朝の内は岩陰にかくれ申候

一島の大さ凹り漸く一里程にて竹木なし葭のごとき太き物有之夫を以て籬にいたし候て穴の口にかけ

燒等も是をたき申候

一呑水なく舟道具の木の平らみを燒き置き雨水を溜め給申候

一梶の柄を以數珠に作り銘々首にかけ魚鳥の油をたき神明を祈り申候のみ水きれ候へば垢離をとり祈り候と三日の内には雨ふり申候

一着服無之候間島の羽をもつて簑のごとくにこしらへ着し申候

一凡三年も過し頃舟壹艘流れ寄り申候米五俵籾三俵有之天のあたへと存じ其籾を岩間々々の柔かなる處へまき候ていねとなり一年に三度づゝ實のり申候ゆへ是にて命を養ひ候

一十一人の内三人は存じ切り海中へ飛入り相果申候五人病死いたし相殘る三人生きのこり候處にまた船一艘見へ候故聲をかけ呼候へば大阪舟のよし十八人乘り來り候故詞をかけ候へども數年取亂して着物なきゆゑ人とも不存候にやしか〳〵あいさつもいたし不申候へども段々事の次第を申候ひて豆州下田御關所手形證文並乾金壹兩貳分右二品を見せ候へば實に相違なしとて是より相たがひに魚鳥をとりて養ひにいたし候扨廿一人にて此島に明し暮し居たりけるに大阪の船頭のいはくかやうに歲行此島にて送り果さん事は生きたる甲斐もなし海上へ乘出し若死する事ならば共々に死なんと申合せ同心して垢離をとり神々を祈りて出船し磁石を以て日本の方を考へ候へば戌亥に當り申候殊に順風なりければ殘りたる帆を十分に揭げはしる事晝夜八日風つよく舟の行事矢よりも早し八日の八ツ時分島の少し見へ候に付皆々よろこび走らせ候へば八丈が島に着岸す夫より名主へ呼れ粥など給り御代官所に於て一々御吟味八丈が島に十日程逗留し扨江戸へ參り候處達上聞吹上御殿に於て右之趣言上申上候樣にとの儀に付委しく言上仕候是より朝夕一汁三菜の御料理を被下御藥人參もたべ候樣にとの儀にて保養仰付られ有難く國元へ歸國六月廿四日に着仕候

一親子兄弟妻子等殘りしもの誰々と待兼對面いたし候豐後守殿（遠州濱松の城主松平豐後守今井上武三郎に渡る）より一人扶持被下永々町中憐愍候樣にとの事にて候

島歸りの者

甚　八　郎　六十六歲
仁　三　郎　六十四歲
平　三　郎　四十三歲

此事實事予が先考堀江町貳丁目住居也、同町宮本善八といふ、京都のうけ問屋の家來名は傳七とか覺へ申候、右吹流されたる內の一人にて委く聞申候、此書留に相違なし。

〇元文三午年大阪堀江橋近邊かつらや太郎兵衞事

元文三午年大阪堀江橋近邊にかつらや太郎兵衞といふ者あり、大船をもつて船長水主を養ひて北國通路させて是を渡世とす、船に乘行ものを沖船頭と云り、家に居て懸引するものを居船頭と云、太郎兵衞は此居船頭なり、沖船頭は新七といふものなり、然るに去ル辰の年にや新七に申付、出羽國秋田へゆく人の方より米を多く積て運賃をとり大阪へ登るとき、海上にて風荒くして船も損じければども、漸に助命して大阪へ歸るに、新七は今幸ひに米も多くいまだ殘れり、有體にせば米主へつくのひ可申、所詮殘らず破船の分にせんと、殘米を潜に賣はらひ、金子にして船をば水船にして大阪へ歸り、太郎兵衞にひそかに申やう、此度海上にて難風の次第、津々浦々迄も存じたる事なれば、かやうに計らひたりとて、右の金子を出し渡しければ、太郎兵衞是は邪なる事とは思ひながら、當然の金子に心ひかれて、必々人にもらす事なかれと深くかくし、扨人を遣し彼水船をも賣拂ひ、其浦の法にまかせて事濟けり、然るに前の米主後に怪しと思ふ事有て、津々浦々を尋ねとひ此旨を聞出しければ、則大阪の奉行所へ訴へ出たり、さらば太郎兵衞が船頭新七を召ける所に、此もの此事を聞よりも行方なく迯失

ける、依之船主太郎兵衛を召れ、新七尋の內牢舍に被仰付、妻子をば町內へ預られ、斯て新七を尋れども去午の年迄三年見へず、今は新七代りとして太郎兵衛罪科極りて、午霜月廿三日高札に罪の趣き書き記して、木津川口に三日さらし、同廿五日きらるべきに極りける、然る處太郎兵衛が娘いち十六歲、次はまつ十四歲、其次長太郎十二歲、その次とく八歲、其次初五郎六歲、如此子供五人あり、いづれも父牢舍の時より久しく預けられ、世間の事知らず暮しけるに、父の噂の聞まほしくおもふ折から、さる者ありて來る幾日切らるべき也といふ沙汰を聞ゆへ、能々尋聞ば父の事なりと廿三日に聞出したり、姉いちは殊さら食をもくはず終夜ね入りもせずため息して獨言をいふに、母と三人の子供はよくねいりたり、妹のまつ是をきゝ、姉さま私もいねられず悲しさといふ、姉さあらばもの云んとて耳元へより父の罪を犯し給ふも我々を養はんため也、然らば今度父の命に代らん事を御奉行所へ願ひ奉らん、長太郎は養子なり、男なればとめ置父母の養ひをさせん、初五郎は未だ幼けなければ殘しても詮なし、我等に隨はしめんと、頓て起出て燈によりて書けるは、親の代りに子ども五人と申ながら長太郎は義理ある事に候、殘り四人を親の代りに命御取被下候はゞ難有可奉存候と認入て、御奉行所に出んとするに、御奉行所はいづ方とも知らねば、長太郎を起して案內させける、その夜寒氣つよくありしかども、事ともせず行しが、程なく夜は明けたり、長太郎もかくと聞て我をも願ひに入れ給へといふに、姉兩人きゝいれず、やう〳〵御奉行所へ行至りぬ、其時御城代太田備中守殿、兩町奉行は稻垣淡路守殿、佐々美濃守殿御勤番なり、月番美濃守殿たり、御番衆中此者共の願ひを聞し召、最早罪科極りたり、明日きらるべき者に何の願ひ叶はぬ事ぞ、早々罷立歸れとあらゝかにいへども、たゞ泣しづみて歸らず、此段美濃守殿聞れけれども詮かたなく、不便のものゝ願ひ哉、物をとらせすかせて歸せよとありければ、錢など賜りて歸れとあれば、親の命をこそは乞奉り候、錢など何にかはせ

んと推かへして、人々引立れども足たゝず、やう〳〵と送り出したまひけり、折しも備中守殿も外の公事にて此舘へ渡り給ふ、美濃守殿のたまふやう、今日かゝる哀れなる願ひこそ候と、ありしまゝ物語りしたまひければ、委しく聞し召、扨々不便の事や、併實か偽りかの處を糺し見ばやと存じ候まゝ明日罷出候樣申て召出して尋問ん也と、廿四日備中守殿も美濃守殿舘へ入り給ひければ、則町の年寄五人の者召つれ召出べしと被仰付故、皆々召連れ出候處、白洲にはせめとはろべき道具をかざり、さらばきらんず有さまにて、其前にかしこまらせ、被仰出には、汝等が願ひ無益の事也、身代りに立んといふも今一度父に逢ん爲なるべし、願ひの如くになりても先汝等を殺して後に父を免すべきなれば、逢ひ見ん事あるべからず、さもあれば父殺されてあひ見ぬ事もかはる事なしとのたまへば、姉提りて申やう、其事もとく存じ奉り候、父の命さへ御免し被下候はゞ逢見ぬ事もいさゝか恨み奉らじと申上る、さあらばかゝる苦しみかゝる責ありと數々いひ聞かするに、たとへいかやうの苦しみなりとも受候べしと少しも滯りなく申上る處、また此願ひに母を除きたるはいかにとあれば、我々命失はんと思ひ立つ子供にいかにも死ねと申す母や候べき、それ故知らせ不申參り候といふ、偖又長太郎はいかにとあれば、乍恐私獨りの願書有之候とて差出しぬ、親子のたね違ひ候へ共其恩をうけたるは同じ事にて、其上母の身代りならば女子なるべし、父の身代りにて候へばこの長太郎が命を召とらるべき事に候と進み出たり、とくはいかにとあれば色をかへたり、初五郎はかしらをふりぬ、是また哀れ也、又こそ召出されめとて其日は歸されたり、明れば廿五日父が切らるべき其前夜町年寄へ下知ありて、明日五人のものを召連出べしと被仰付たり、則二十五日五人のものを召連出候處に被仰渡けるは、此程彼等が願ひ不便なれば江戸表へ伺ひ申の間、父が命さし延られ牢舍へめしかへさるゝ子共どもまづ〳〵難有ぞんじ奉るべきむねなれば、何れも先難有存じ宿へ歸りぬ、かくて元文四年三月二

日、また候五人ながら召出され仰渡されけるは、太郎兵衛事死罪つみふかしといへども、今年大嘗會行はれたる赦として命を御助け、大阪北南組天滿の三口の地を御かまひ、汝等が願ひにて召赦さるゝにはなけれども、願ひの志不便に思召あげられ、御評議もあればこそ去年より只今迄の程も過ぬ、子共にはかまひなし、近邊のもの憐み片付くべき道もあらば何方へも身を寄せさすべし、先四年が間父を見ざる也、此後めぐり逢ん時もあるべし、暇乞さすべしとて引あはするに、父は子をいだき、子は父をさゝぐる樣にして嬉し泣きになくばかり也、其座にあり合たる人上より下に至る迄いづれもなみだを流さぬ者もなかりき、見聞の人各袖をぞしぼりける、道ある御代の御惠み申すも中々おろかなり。

右之趣其町の役人金屋何某の書記したるを乞求めて元文四未年三月廿三日に寫し畢ぬ。

○明暦三年江戶町中燒死人書付

明暦三丁酉年正月十八日燒死人

一雜町〔無緣〕	貳千七百六人	一本町	三百三十六人
一吉原	七十九人	一蠣殼町	八十六人
一神田	四百八十三人	一鷹匠町	二十六人
一本鄕	九百七十三人	一源左衞門町	百七十一人
一四ツ谷	四百六十人	一馬喰町	四百七十五人
一室町	二百三十一人	一安針町	六十四人
一兩替町	百四十四人	一禰宜町	八十人
一駿河町	百三十五人	一一石橋	八十五人

一品川町　八十八人
一本船町　千百三十七人
一京橋　五百八十九人
一小網町　三百五十一人
一横山町　二百三十四人
一小船町　四百六十人
一長谷川町　百三十六人
一富澤町　二百三十四人
一鹽町　二百六十八人
一瀬戸物町　百五十二人
一紺屋町　二百七十八人
一同新町　百二十六人
一吹屋町　百二十六人
一連雀町　百三十三人
一大鋸町　百四人
一白銀町　三百四十九人

一湯島　百二十六人
一伊勢町　百四十四人
一小田原町　二百八十七人
一柳原　四百五十八人
一深川　二百六十七人
一榑正町　百八人
一かや町　百十九人
一須田町　百三十一人
一眞木町　百三十人
一佐竹殿前　百九十八人
一小傳馬町　二百十八人
一堀留　百十一人
一堺町　百三十一人
一鐵砲町　六十九人
一麹町　百七人
一小石川　三百五十人

右之外雜町數多都合十萬八千人

寶暦六子年去ル明暦年中大火燒死の人の百年忌に當り前へ取越、同五年亥三月本所回向院にて供養法事あり。

右任筆漫記より抄出す。

〇十三格

一格

一禁裏御所　院御所　公方様

二格

一三公　親王家　攝家

宮門跡　攝家門跡　清花大臣

甲府中納言　紀伊亞相　尾張亞相

水戸中納言

三格

一清花門跡　兩本願寺　清花亞相

名家納言　清花參議　加賀宰相

四格

一名家參議　清花殿上人　井伊掃部頭

喜連川　松平左京大夫　松平攝津守

松平出雲守　松平左兵衛督　松平讃岐守

松平薩摩守　松平陸奥守　松平播磨守

松平肥後守

五格

一細川越中守　藤堂和泉守　松平肥前守
松平丹後守　松平安藝守　松平大膳大夫
松平右衞門佐　松平信濃守　松平伊豫守
松平伯耆守　松平土佐守　松平淡路守
松平兵部大輔　松平出羽守　松平彈正大弼
佐竹右京大夫　松平豐後守　松平修理大夫
松平內藏頭　松平主稅助　松平大學頭
松平備前守

六格

一有馬中務大輔　丹羽若狹守　伊達遠江守
松平大和守　小笠原遠江守　松平隱岐守
酒井河內守　松平若狹守　松平大藏大輔
本多中務大輔　稻葉丹後守　立花飛驒守
毛利甲斐守　戶田釆女正　南部信濃守
松平飛驒守　松平越中守　松平民部大輔

七格

一分限八九萬石之大名〔五位無官〕幷老中之嫡子同格

八格

一分限七萬石ヨリ五萬石迄之大名幷侍從以上之高家同格

九格

一分限四萬石ヨリ壹萬石迄之大名幷御側衆同格

十格

一御留守居衆　駿河御城代　伏見奉行

大御番頭　御書院番頭　御小性組番頭

大御目付　江戸町奉行

十一格

一御旗奉行　百人組頭　駿府常番

御守衆　新御番頭　御鎗奉行

御持弓、御持筒頭　火消御役人　大阪町奉行

禁裏附衆　御勘定頭　三千石以上（寄合小普請）

御小性組　中奥衆　小納戸衆

御留主居衆　法印、法眼　儒醫

荒井關所番　山田奉行　御作事奉行

中川御番衆　駿府町奉行　奈良奉行

京都町奉行　長崎町奉行　御目附

御使役　大阪御船手　下田奉行

佐渡奉行　清水御船手　三崎奉行

走水奉行　久能御番衆　日光役人

御普請奉行　御小性組與頭　御書院番組與頭
御弓頭　御鐵砲頭　御徒頭
小十人組番頭　御納戸頭　御腰物奉行組頭
御船手　西丸御留守居　二丸御留守居
布衣之御代官　武家七卿之家老

十二格

一御鐵砲役人　二條御城御門番頭　御裏門番頭
御膳奉行　御祐筆衆　新御番組頭
大御番組頭　御馬預　道奉行
御書物奉行　御廣敷番頭　御金奉行
二千九百石以下之寄合、小普請　御番衆
御材木奉行　川船奉行　小普請奉行
御腰物奉行　御弓矢鎗奉行　御鐵砲玉薬奉行
御具足奉行　御幕奉行　御弓役人
御納戸、小十人組頭　御勘定組頭　千石以上御代官
御切米手形奉行　御細工頭　法橋并無官之儒醫

十三格

一御納戸衆　御賄頭　御臺所頭
御勘定衆　御代官衆　小十人組

馬醫　　御茶道頭　　御同朋

右於文法之舊式者少宛輕重之會釋雖御座候大概此列之衆中同格用來候以上

或人以此書奉基時卿元老中所司代兩職之祕事也故其格不見歟

于時享保十七年子初夏二十二日新書寫畢

從五位上行土佐守藤原朝臣國幹

○博多古壘

博多古壘筑前國那珂郡にある由、筑前續風土記卷廿五博多古壘の條に、文永十一年十一月蒙古日本に攻來ると云文の末に、蒙古の軍兵又攻來る事もやあらんとて其備をなさしめらる、扨博多の海邊より東は箱崎多々良島潟西山鳥飼之海邊姪之濱生の松原今津に至る迄石疊を築て、海づらは急に一丈より高く、こなたは野邊にして馬も乘ながら馳のぼり、賊船を見おろして下げ矢に射るやうに拵たり、此石壘修理の鎌倉より催促せし文書當國所々に殘れり、長政入國の初迄は博多箱崎福岡の海邊に石壘猶所々殘りて有りしに、慶長六年福岡城の石壘を築くために取川て今はなし、かくの如く昔は博多の海邊に石垣有しかば、海東諸國記に博多を石城府と云由記せる事も此故なるべし。

○婦人の額形

乾隆帝巡見ノ圖ヲ見ルニ、市中ノ婦人額ニ

如是モノヲ覆ヒタリ、日本ノボウシノ類歟

京都難波ノ婦人額髮際形幷眉ハ江府ニ異ナリ

池田正樹云、京大阪ノ婦人ノ額髮形富士山ノ如ク眉モ誠ニ遠山ノ如クナリ、又云、婦人一生眉ヲ剃ラザル國ハ壹岐對馬長崎ナド也トゾ〔池田ハ鬪宿城主久世氏臣也〕

○親氏公

參州萬松寺所藏親氏公御眞蹟法華經之卷ノ末ニ、應永三十四年丁未二月二日拜寫終三河國松平鄕主太郎左衞門尉親氏トアリ、其寺ノ本尊ノ臺坐ノ銘ニ、故親氏公相告泰親公云云、永亨十二年庚申十月廿八日トアリ〔大久保酉山話〕

○北村季吟〔同湖春〕

元祿二巳年十二月廿一日

新規二百俵　俳歌師　北村季吟

廿人扶持　同　湖春

右季吟父子被召出奥御醫者並ニ被仰付之

右湯原氏日記

○大野主馬の末葉

高田南藏院わき砂利場といへる所の名主は大野六兵衞といふ、是大野主馬の末なり、大阪沒落の後そのながれ高田東山いなりの手前大原山といふ所にかくれすみけるよし、大原山は同所宿坂（シユクザカ）〔俗にくらやみ坂といふ柏木右衞門櫻物語といへるものにくらがりの森と云所有〕金乘院のわきの細道より東山へゆく所なりとぞ、此家にては正月松かざりをたつるに、人の家の松をぬすみてたつる例なりとぞ、今は先かたに價をつかはし置て相對にてぬすみたつるといふ〔赤城下改代町にすめる近江やのあるじの物語也〕

○犬追物之事

一犬追物の馬場は相廣の馬場也、はつし弓杖七十壹杖四方也、四方に竹垣を結也、是を作垣と云、又外はらじ共云、四方に木戸有、又浦濱などにては竹垣を結はずして、舟に繩を丸く引めぐらしてはらしとして四所にさいはいを立る、是をさいまぎはと云也、馬場の眞中に小繩もてふとさ壹尺八寸廻りの三ツくりの繩を輪にして置き、小繩の内弓杖一杖也、内に砂を入る、其外に同じふとさの繩を二十一尋輪にして置也、是を繩と云也、小繩といへばとて大繩とはいはぬ事也、又内はらじとも云、其外に黄色の砂を敷めぐらす、是をけづりきはと云、繩よりけづりきはのはしまで弓杖二杖なり。

一射手の人數は三十六騎也、是を三ツにわけて十二騎を上ミの手と云、又十二騎を中の手と云、又十二騎を下モの手と云、犬數は百五十四なり、一手にて五十四づゝ射る也、犬を引く者は河原の者也小繩の中へ犬を入て首繩を切て放す者をば犬放しのものと云、中間の役也、犬引の者とは別也。

一射手の裝束を射手具足と云、折烏帽子に素襖をきて左をかたぬき、小手をさす、犬射ごてとてこしらへ樣あり、下に小袴にくくりを入てむかばきをはく、弓はぬり弓三所藤也、引目三ツ腰にし一ツは弓にとりそへ持也、古代は四ツ共に腰にさしたるゆへ引目四ツを一腰と云也、物射沓をはき鞭を持馬に乗る也、射手具足する次第法あり。

一撿見の役あり、裝束は射手に同じ、但弓引目なし鞭をば持也、是も馬上にて射手の射樣馬のあつかひ樣其外法式にたがはざるか不法なるかを見わけ、矢のあたりはづれをたゞす役也。

一よばゝりつぎの役は裝束撿見に同じ、是も馬上也、日記付の棧敷の前のかたはらに馬をひかへ居て、あたり能き矢あれば撿見その射手の名を申達する時喚り次撿見の方へ馬を乘り向て射手の名を聞て馬を乘返し日記付の棧敷の前へ乘り向て射手の名を高らかによばゝる也、此時馬の乘樣法あり。

一日記付の役は棧敷の緣に出て文臺の上に日記を置てあたりはづれを付る也、日記の書樣あたり付樣さま〲法あり。

一ぬさふりの役は是も棧敷の緣に日記付の側にぬさを持て居て喚第射手の名をよばゝる時ぬさをふる也、是は聞請たるしるしにふる也、又犬九匹め九匹めに繩の內十匹又繩の內廿匹などとよばゝる也如此よばゝりて後十匹め廿匹めの犬を放す也、是をたるくちと云。

一犬射樣は十二騎の射手何れもけづりきはに馬を乘り入れ、繩に馬を立そへ弓手を繩の方へむけて馬を立すへて弓に矢をはげて待て居る、撿見も繩ぎはに棧敷の方に向て馬を立居へて居る也、扨犬はなしの者は先だちて小繩の內に犬を引入れくびづなをひかへ居たるがふりかへり撿見の方をみて御犬にげ候といふ、如此三度いはせて後に撿見はやはなせと下知すれば、犬はなしの者犬をはなす也、此最初に放す犬をば引こみの犬といふ也、射ざる法也、扨又前の如くして二匹めの犬をはなすに、犬小繩の內よりはしりて出て繩を走り越る所をその繩際にて射る也、是を繩際の矢と云て此所にて射るを本儀とする也、撿見是を見て射樣よければひかえうと詞をかくるを聞きて、其射手二ツ目の引目をとらずして弓手馬手の射やうによりて馬のあつかいやうあり、撿見是を見て馬のあつかひやうも法に違はざれば矢所はと問ふ也、射手弓手とも押もぢりとも馬手切とも繩馬手とも今射たると

をりの矢所を答ふる也、矢所とは射やうの事也、撿見是を聞て矢所の答も相違なければ、繩際より馬を打出して喚次に射手の名を申達する也、よび次射手の名をよばゝりぬさをふり日記にあたりを付る事前にしるす如し、又射やうわろければ撿見射てをかうと詞をかくるを聞て射手二ツめの引目を腰よりぬき取て又射る也、此時射やうよければ前に記すごとし、扨繩際よりけづり際の外へ犬はしり出れば射手何れも馬場中を追ひ廻して射る也、射樣よければ前に記す如し、射樣わろければ是も前に記すごとし、射たる時馬のあつかひやうあり、繩より外へ出たるを外の犬と云、外の矢と云、外の犬の時矢所を問るれば弓手とも馬手ともすがふ弓手とも馬手切とも今射たる通りを答る也、此より以後の事は前の繩際の矢に准じ知るべし、能きあたり矢あれば其犬をば犬引の者竹垣の外へ出す也、又外を追ふて射る時遠くを走る犬をば射ざる也、犬のそばへ乘寄せて射る也、すべて犬追物は犬に矢を射付たるばかりにてはあたりにならず、射樣も法に違はず、射て後馬のあつかひやう法にたがはず、矢所の答法にたがはず、如此何もかも法に違はざるをあたりにする也、犬に矢を射付たりとも其外の事一ツも法に違ふをばあたりにせぬ也、檢見は此法式にたがはざるやたゞひたろやを見分る役也。

一射手犬を射たる時矢さけびをする也、狩にも矢さけびをする也、犬追物の矢さけびは狩の時とは違ふ也、上古は矢さけびといひたるを後には矢ごたへといひ習したり、古障書に見えたり、矢ごたへの仕樣法あり。

犬追物品々之事

一神事犬追物は神の祭祈禱などに射る事是もやぶさめ笠掛の神事のごとく贄の掛る也、にゑのかけ樣法あり。

一御手組の犬追物と云は公方樣の被遊時の犬追物をいふ。
一白みがきの犬追物と云は、射手の射樣ふるまひを一段ときびしくたゞして少の惡き事をも用捨せず法式を常よりも嚴重にすると云。
一犬始の犬追物と云は、正月始て犬を射る也、馬場始の犬追物と云は、馬場を新にこしらへたる時射るを云。
一勝負の犬追物に出しの犬追物上下の勝負おつとり組の勝負三匹勝負七匹勝負などゝ云品あり、何れも賭物を出し勝負する也、勝負犬追物には二騎の撿見あり、內の撿見外の撿見と云なり。
右伊勢貞丈著述夏草に見へたり。

犬追物僞書の事

一扶桑見聞私記并に近年板行したる犬追物秘書に、養和二年賴朝の時の犬追物の式也とて載たるを見るに、正保四年武藏國豐島郡王子村にて島津薩摩守光久が官命によつて張行せし犬追物の式を、林春齋が書たりし犬追物御覽記を本にして、島津家の家臣射手撿見呼次を勤めし者共の名を悉く賴朝の時の侍の名に書替へたり、始終の式は御覽記の趣を用たり、馬場の砂其外の事は御覽の記にも見へざる新作の妄說も交りたり、世の人をまどはす事其罪輕からず、島津家の犬追物は鎌倉の御所の犬追物とて彼家に相傳せられたり、彼正保四年の御覽の記にのせたる趣を見るに、室町殿の頃行はれし犬追物とは違たる事あり、一家の風儀あり。
右に云、扶桑見聞私記、初は大江廣元日記と號す、賴朝時代の日記也とて享保年中加藤仙庵、元の名は須磨不音と云浪人の僞作したる書也、又藤九郎盛長記も右の人の僞作也。
右春草に見へたり。

○京硯師匠名石目錄

丹波　石王寺　　美作　高□〔金氣〕　土佐　室石〔金氣〕　若狭　宮川石〔赤ニモク〕

三河　鳳來寺〔青ニ金氣アリ〕紀伊　那智黒〔黒〕　仙臺　雄勝石〔黒〕　常陸　櫻川石

駿河　阿部石〔黒〕　同　葡萄石〔青ニモク〕肥後　八代石〔白〕　長門　赤間關

近江　高島

追而書付越候分

一美濃養老之瀧之邊ヨリ出候石御座候此石甚見事御座候色は赤き色合にてさま〳〵のモク御座候

一越前石〔白石に御坐候〕　一水戸かんすい石〔白石に御坐候〕　一阿波石

一越後石〔ぶどう石同事のいし〕　一高尾石〔石黒〕　一水尾石〔同石〕

右は月輪石同事の石

一うずまき石

甚宜敷候唯今一向出不申候

一紀州石〔和歌山邊ヨリ出白石御坐候〕　一信濃に木葉石御座候

是は□□在々之候石

右之外此間御書留被成候通此外は國々より出候海石又は川原石種々有之候者に而御座候

研師長兵衛兵衛在判

○赤氣

赤氣〔長凡九尺餘幅五寸許地ヨリ離ルヽコト五六丈〕　以上皆下ヨリ見計ラヒテノ寸尺也。
酉ノ半刻頃ヨリ戌ノ刻ニ至テ消ル遠近ハハカリガタシ。

關宿城中ヨリ見渡セバ、戌亥ノ方ヨリ少シ子ノ方ヘフリテアラハル、其色眞ノ朱ニシテ上下トモニボツトクマドリタルヤウニ見ユ、是ハ赤氣ト云モノニテ、古來ヨリ異國ニテモ度々有事也ト、マタ赤キハ陰氣ノ壯ナル所ヘ出ルハ全ク陰氣ノコリタルモノニテ、明日ハ大雨ナラント云シガ、少シ曇リタル由也、又古河〔關宿ヨリ三里〕ニテモ同樣ニ見ヘシト云リ、右段々上下ヨリウスクナリテ消シ、安永九庚子年十二月十二日夜也。

關宿候久世隱州臣池田正樹〔權左衞門〕記ニアリ。

○唱喏の事

家禮居家襍儀ニ、凡卑幼於尊長晨亦省問夜亦安置、本註ニ大夫唱喏婦人道萬福安置讀者多ク唱喏ノ事ヲ詳ニセズ、字彙喏ハ常者切敬言也ト、何孟春ガ餘冬序錄ニ、唱喏ハ引聲之聲也ト、畢竟揖ノ事ナリ、古ノ揖ト云ハタヾ手ヲ擧ルノミ、江左ノ頃ヨリ揖スル時ハ啞々ノ聲ヲナス、宋ノ時分ニコレヲ喏ト云、揖スル時ニ喏ノ字ノ音ヲ引テ長クイフナリ、家禮ニ喏ヲ唱フト云ハ即ソノ事ナシ、コノ事陸放翁ガ老學庵筆記並ニ餘冬序錄ニ詳ナリ、明ノ時ニ至リテハ揖ニ聲ヲナサズシテ名目ハ唱喏ト云ナリ二書ヲ合ミレバソノ事明白ナリ、文シゲヽレバシルサズ、予別ニシルシヲク考ベシ。

右東匡伊藤氏秉燭談ニ出、小學本注ニ出テ人ノ尋ル事ユヘ抄出シテ遺忘ニ備フ。

○鰰〔ハタハタ〕

鰰　魚の形少さく、鱗の中に富士山のもやうを生じ候故、めでたき魚と祝し、文字はいつごろよりか魚篇に神と書なり、もとは常陸の水戸に生じ候、秋田へ國替を仰付られ候て秋田の先祖秋田へ被越候節領主につきて右の魚も秋田へこし候よし、秋田杉直物語にみへたり〔秋田家那阿忠左衞門と云ふ姦臣國を亂る事を記せる俗記也〕

○中村かしく〔お百〕

秋田家那阿忠左衛門が妾分實は女房なりしおりつは、器量萬人にすぐれ美なり、始はお百とて京都九條の至極賤家の生れたり、幼少發明他にこへて、尤生れつきあくまで美麗なり、祇園町の山村や何某といへる色茶やに、此お百十二の年より賣出し、十四の春より白人の勤全盛上もなし、其頃京童のはやり歌に

祇園丸山西川原芝居のやぐら闇き夜のやみと月夜もわかちなくさはりがちなるお百はどこにこゝに

初夜から晩までと松兵衛〳〵とゆふ京

と、京大坂の時行歌なり、松兵衛といふは四條のはやり子舞臺役者なり、伊勢やの抱子にて中村松兵衛といふて、今の花曉〔中村喜代三〕究の弟子なり、中村かしくといふてあまり時行子にて、客大勢つかへて今はまだかしく客ありといへば、跡より來る人しからばまつべい〳〵といひしより、自然と其名を松兵衛と人これを付るとなり、このころ白人のお百は女にてたぐひなき美人、中村松兵衛は上もなき美少年の花紅葉といひしとかや、件の松兵衛は九年前病死して、京二條川東願妙寺の苔の下に埋れて哀れなり〔中略〕　寶曆七年丑六月秋田騷動忠左衛門御仕置になり候後、おりつは江戸町人高間傳右衛門悴傳兵衛甥高間磯右衛門方へ嫁せしとぞ、秋田杉直物語〔取意〕

○しゐし

萬葉集仙覺抄卷一、梓弓之奈加弭の注に、張殿のしゐしなんどのはすはなかをえりてうらへのはしにつく

仙覺抄は文永六年に書たる書也、この頃しゐし有しとみゆ、文字はしれず、假字也。

右大久保酉山話　今按に、俗にしゐしを簇とかくはいかゞ。

○徂來翁書翰

風斗點ぬけ候故見苦候半歟因是右のごとく改候而入刊候半と存候

一隨筆之事得其意存候

一譯筌世間流布の本は悪敷候香洲申付候は此方より善本を挍合之事香洲もやがて登り可申候

一鳥山子集之事御尤に候足下御賴之由し我等にて序認可申候乍去全集見不申候へば序成兼申候足下之序代作之義易き事に御坐候へ共文に格調有之ものに候へば有眼人一見時露出馬脚來也いかやうにも御認候て御越候はゞ直し進可申候

一新釀之節御忙ヶ敷由依是存出し申候此地之酒は酒家密加灰恐傷人不少而已何とぞ御作り之内に無灰明にて調申度候病夫二三年頗語酒中之趣候されとも有灰明所傷不少と恐怖仕候何れの酒家へ申候ても姦詐之商家之常情難信之足下ごとき讀書之人に非んば其語難信候呉服街の御家來へ被仰付無灰明參候樣に仕度候此間近所にて一樽調候十月末頃は吃盡可申候右之時分呉服街へ可申遣候成可申事に候はゞ右之通御申付可被下候以上

八月廿一日　茂卿

若水詩伯

右の眞蹟鳥越酒家伊勢屋源右衛門所藏なり。

○京師供花事

京都難波ニノ四月八日躑躅石楠ヲ圖ノ如ク竹ニ線付テ高ク家毎ニ出セリ。

芙蓉云、關東ニテ毎二月八日極月八日ニ家々笊ナドヲ高ク出ス事、是ハ釋迦ヘ花ヲ奉ズル花籠也、何時トナク花ハ止ミテ籠計ニナリタリ、今時ハ籠ノミニアラズ、味噌漉目籠ナドヲモ出スコト、ノ

ミ覺ヘタル者多シ、但二月七日ヨリ同十五日マテ奉ル也、釋迦涅槃ニ付テノ事也、又極月八日ハ釋尊天竺ニテ佛法ヲ見ヒラキ給フ日ナレバ花ヲ奉ズル也、又四月八日ニモ花奉ズベキニ關東ニ此事ナシ〔池田正樹記〕

覃按、江戸にて極月八日をお事おさめといひ、二月八日をお事始といふ、農事の始終を云也、目籠は方相氏四目の遺意にて不祥をはらふ歟。

○廣澤翁書翰

此親鸞百談は先年大久保佐渡守殿御息様今　伊豆守殿十六歳の時の筆にて書たて申候門弟衆へ御望候へはかし申候事も有之候此本は門弟の内にて寫申され候誤おほく候ゆへ我等及一見改正致し候只今手前へ參居申候間御使へ進し候御病後御慰に御一見可被成候弟子の外へは出し不申候いろ〳〵評判もいやにて御兄弟衆などへは不苦候存ちがへ過失も可有之間御正し被下候樣に被成可被下候御覽濟候はゝ理助へ被遣可被下候尤私本にて無御座候間紛失水火御用心可被下候御寫し候はゝ重而私方の下書御かし可申候是は御一覽御返し可被下候以上。

六月廿一日

尙々十日計は御とめも不苦候十五日も苦からず候以上。

與總兵衛樣　　二郎太夫

右廣澤翁〔細井二郎太夫〕書翰淺草島越いせや源右衛門所持なり。

○あはれみてうつみたまへ

蘇文忠公保母某氏誌石銘

百世之後陵谷易位知其爲某氏之保母尙勿毀也〔文體明辨及蘇集〕

近世

後の人あはれみてうつみたまへと書は此意を譯せるたらむ。

寛政五年十一月十三日播州龍野城下よりほり出せる赤松の碑にもし此柩あらはれば見し人あはれみてうつみたまへとあり、予別に古碑の類に集め記す。

○寛文二年三年四年五年或御日記抄

寛文二年十月六日

御納戸衆元方拂方同心廿人屋敷無之に付市谷長圓寺脇明地被下之。

十四日

日向國佐土原島津但馬守領地去月十九日夥敷地震仕之由多門長屋二三十間潰れ侍屋敷町屋百姓屋共に都合八百軒餘潰れ人馬牛少々死申候けが仕候ものは數多御座候由同廿日四十度程震り申候由今日注進。

廿六日

從大御番　酒井兵左衛門　中島伊兵衛　大井三郎右衛門　山中藤右衛門

河内源五郎　富永彦兵衛　石野十郎左右門

從小十人　朝比奈藤右衛門

右八人御腰物奉行被仰付之。

貞雄云是當時云御腰物方御番衆也。

十一月十五日

堀田五郎左衛門市ヶ谷火消屋敷地形悪敷に付築地料金三百兩被下之。

十二月廿二日

御加増被下候面々ニ俵大久保市十郎三百俵伊藤安兵衛同蜂谷半之丞壹百石久保吉兵衛同長谷川藤右衛門同岸彌兵衛同清水平左衛門同須田久兵衛同芝山權左衛門同筧七郎左衛門同羽太權兵衛同河野源右衛門同鵜殿大助同大竹源太郎同江林甚左衛門同山角四郎兵衛五十俵ツヽ御加増都合貳百五十俵ニ成ル新御番方杉浦平右衛門村上權七郎神谷七郎兵衛跡部七郎九郎山岡次郎右衛門松平治右衛門内藤十郎兵衛富士傳右衛門横山助太夫植村庄右衛門三百俵ツヽ御加増大岡五郎右衛門高田庄右衛門落合源右衛門北條新藏石丸五左衛門野々山瀨兵衛野々山彦右衛門百俵ツヽ御加増能勢山城守進喜太郎都合四百俵ニ被成下五拾俵之御加増榊原左京淺羽三右衛門百俵御加増石川七左衛門本多五郎兵衛新規五百俵ツヽ東條民部新規四百俵中根市十郎戸田總左衛門稻垣市左衛門新規三百俵被下之友光春信新規三百俵道有百俵拾人扶持御外科道春小十人與頭百五十俵御加増都合三百俵ニ成ル大岡四郎兵衛大久保八左衛門岡部庄兵衛鳥居五郎兵衛小從人組頭倉八右衛門三十俵五人扶持御加増百俵十人扶持ニ成ル五拾俵御加増合テ百俵丹阿彌三十俵御加増品川八郎左衛門八十俵御加増百五拾俵ニ成ル町田伊兵衛熊谷武右衛門黑柳武左衛門門服部八左衛門右四人御徒與頭也。

寛文三年八月廿日

先月廿五日蝦夷松前夥敷地震にて海山混亂人馬も大分に死申候又山中より火出燒申候由注進之。

十二月廿六日
　林春齋事院號被下弘院と改。
寛文四年三月十日
　御天守番御廣敷御寶藏御土藏番鮫ヶ橋末にて屋敷被下之御披官大工御勘定方御手大工各數葦木庄にて屋敷被下之。
廿六日〔己丑雨〕
　水野十郎左衞門不作法之由達上聞被宥死罪一等を松平阿波守へ御預之旨於評定所兼松下總守北條安房守安藤市郎兵衞列座阿波守家來へ相渡す。
廿七日〔庚寅晴〕
　水野十郎左衞門昨日松平阿波守へ御預ヶ被仰付之處重々不作法之儀瑣碎に被爲聞今日切腹被仰付爲撿使瀧川長門守兼松下總守稻垣清右衞門土岐縫殿御徒目付神谷清太夫池田忠兵衞被遣之并十郎左衞門弟又八郎同母松平阿波守へ御預ヶ之旨被仰渡之。
同廿八日〔辛卯陰晴〕
　水野十郎左衞門二歲之男子今日松平阿波守下屋敷にて令切害爲撿使小出甚左衞門被遣娘壹人阿波守へ御預ヶ。
同廿九日〔壬辰晴〕
　總御番衆向後御禮日并御能之時分は中口に出仕可有之旨御番頭之面々へ土屋但馬守土井能登守演達之。
四月五日〔丁酉雨〕

今度鷹師町筋飯田町下御堀舟入に被仰付に付大岡彌右衛門土屋權十郎右御普請奉行被仰付之。

五月十六日〔戊寅〕

松前志摩招殿中へ領知仕置之御朱印老中列座於御白書院雅樂頭渡之。

廿九日

紅葉山御宮兩御佛殿へ初楊梅被獻之。

六月十五日〔乙亥雨〕

巳上刻跳橋御櫓へ渡御山王祭禮上覽右終て二丸へ入御未刻還御。

七月廿八日〔丁巳陰晴〕

先年弘文院へ被仰付候編年錄之事永井伊賀守尚庸可致奉行之旨老中傳之。

十一月廿二日〔庚戌晴〕

辰下刻高田筋爲御鷹狩出御御物數御拳にて雁〔五〕 脇鷹にて雁〔四十二〕 黑鶴〔一〕 鴻〔一〕 小鴨〔三〕 黑鴨〔三〕 鶉高田御殿にて御膳被召上申下刻還御。

廿三日〔辛亥〕

昨日御成に付て高田御藥園淸雲へ銀十枚被下之。

十二月十三日〔庚午晴〕

土屋權十郎大岡彌右衛門去頃飯田町下船入御堀普請奉行相勤出來に付金貳枚時服二羽織被下之。

十七日〔甲戌〕

三田寺妙嚴寺内に靈芝三本生之由右に付日光御門主使僧圓覺院を以被差上之。

十八日〔乙亥〕

本庄築地奉行德山五兵衛山崎四郎左衛門如例年小袖三羽織一づゝ被下之。

寛文五年正月廿六日

舊冬十七日靈芝獻上に付箕田妙嚴院銀十枚被下之。

三月十八日

午の上刻御白書院へ出御大御番頭御書院番頭御小性組番頭新御番頭次に百人組之頭御書院番與頭御小性組與頭御持弓頭御持筒頭御弓鐵砲頭次に御目付御使番御徒頭小從人番頭右之通順々被召出御役料被下之旨被仰出之松平與右衛門仙石次左衛門被召出御加增三百俵づゝ御役料之外に被下之入御以後於山吹之間御役料員數老中傳達之。

二千俵づゝ　大御番頭十二人
千俵づゝ　御小性組番頭十人
七百俵づゝ　百人組之頭四人
五百俵づゝ　御小性組與頭十人
同　御持筒頭四人
同　御鐵砲頭二十四人
同　御使役二十三人
同　小十人頭十人
千俵づゝ　御書院番頭十人
七百俵づゝ　新御番頭六人
五百俵づゝ　御書院番組頭十人
同　御持弓頭三人
同　御弓頭十人
同　御目付十二人
同　御步行頭二十人

右之通被下都合高拾一萬四千俵也但今年御年二十五御厄年故被下之卽今日巳之日也。

〇大橋長左衛門事

寛文十年十月晦日

同日去廿六日於殿中大橋去左衛門水野猪兵衛口論仕候に付て猪兵衛切腹被仰付爲撿使土岐十左衛門被仰付之長左衛門儀は御構無之旨被仰出候。

右御徒御番所日帳に出づ。

或日記に云

十月晦日去ル廿六日御右筆大橋長左衛門貳百俵水野伊兵衛事於御右筆部屋に令口論長左衛門を伊兵衛以扇子打之同席に同役杉浦半左衛門小島久左衛門有合雙方相隔之此時伊兵衛拔脇指兩人宥之無別條右御旨御目付彥阪伊兵衛市岡五左衛門小出甚左衛門承之吉松平因幡守其段僉議之上言上之處伊兵衛義於殿中不屆之仕合に付て今日切腹被仰付之土岐十左衛門御歩行目付小山太郎左衛門庵原與右衛門被遣之大橋長左衛門義は御構無之候。

○堀尾春芳

堀尾春芳名秋實(トキミツ)、號青垣翁、正親町公通卿御門入傳受於八重垣翁〔友部安崇〕寛政六年甲寅二月九日死。

○今宮社

元祿七年或御日記云

十月三日

今宮社從桂昌院殿再興去月十五日有遷宮。

十一月十五日

京都今宮 社領百石 桂昌院殿依御願 御寄附に付爲御禮參上御目見 今宮神主 佐々木內匠

今護國寺の後の方右に今宮の社あり。

○外曲輪御門番始て出來年月

萬治二年乙亥御日記寫

九月朔日

外曲輪御門只今迄御番無之に付て御門番被仰付面々

虎御門　遠山久太夫　一柳主膳　御成橋　一柳縫殿頭　青木甲斐守

數寄屋橋　伊東民部

筋違橋　大井小左衛門　堀彌太郎　淺草　內藤三郎助　三浦但馬守

小石川　堀田五郎左衛門　秋本千之助　牛込御門　渡邊半三郎　高力左京

市ヶ谷　上野八郎左衛門　神保左京　四谷　花房大膳　松平志摩守

赤坂　秋田淡路守　有馬出雲守　土岐山城守前　木下內匠　永井式部

右侍貳人足輕五人中間五人棒五本サスマタ一本ツクボウ一本長柄五本幕水溜桶右以書付御留守居より相達之。

○羽山庄太夫事

貞享五辰年〔即元祿元辰年也十月六日改元〕

八月六日

同日去四日夜土屋主税組御步行中谷藤右衛門を同組羽山三太夫宅にて切殺申候に付三太夫儀今日切腹被仰付候同組御步行拾貳人追放被仰付

畔柳武太夫　小笠原喜兵衛　河合十右衛門　尾形小左衛門

岸間市郎兵衛　高木彌三左衛門　山上彌左衛門　村松五郎太夫

松井惣兵衛　熊谷安左衛門　藤澤權右衛門　岡島淸左衛門

右之通於御城今日主稅へ被仰渡候主稅御番遠慮之儀但馬守殿へ被願候處ニ不及遠慮候由被仰渡候

右之通内藏丞被致封廻狀候

右一條御徒番所日帳より抄出す。

土屋主稅組屋敷は牛込中御徒町也。

御徒羽山庄太夫宅は組やしき東之方より西へ十三軒目北側の宅也

湯原氏日記元祿元辰年八月七日に下に御步行頭土屋主稅事秋元但馬守宅へ召寄去る頃組之者喧嘩に付御仕置之書付相渡之

土屋主稅組中谷藤右衛門羽山源八郎〔三太夫アリ〕去ル四日之夜三大夫宅へ藤右衛門幷傍輩とも招之中分仕藤右衛門を三大夫切殺三大夫も少手負申候依之三大夫儀は自分宅にて切腹被申付候由則爲撿使御徒目付西山淸左衛門同組：〔名同前略〕　右十二人喧嘩之席に有合候に付御扶持被召放江戶十里四方御構被仰付之

此起りは藤組之出入に付口論之由其譯不分明也。

〇葵〔蜀葵、兎葵、黃蜀葵、龍葵〕

葵

カンアフヒ　フユアフヒ　單ニ葵ト稱スルハ皆コノ冬葵ノコト也、古ニ食用トス菜ノ上品也、故ニ總テ野菜ノコトヲ葵ト云、通雅ニ詳也、京ニ自然生ナシ、家園ニウユルモノ計也、武州紀州泉州若州皆自然生アリ、海邊ニアルモノ也、近年山州山城ニ多ク作ル、四方ニ貨賣ス、實ヲ冬葵子ト云、一度ウヱレバ年々絕エズ、葉錢葵ニ似テ小ナル、二三寸ノ大サ圓シテ切込アリ、尖テ細鋸齒アリ互生莖三四尺葉間ニ花アリ、錢葵ノゴトシ、見ルニタラズ、花後實ヲ結ブ、又錢葵花ノゴトシ、花ハ

春ヨリ秋ニ至リ、翌年舊根ヨリ新芽ヲ生ズ、葉ヲモメバスメリ多シ、故ニ滑菜ノ名アリ、一種紫芽ノモノアリ、一通ノモノハ莖青シ、一種ヒラ／＼トシテ稜アルアリ、同物ナレトモ一種也、此葉ヲ炙モミテ粉ニシテ青海苔ニ代ヘ用ユ、故ニアヲノリトモ云、性滑ナルユヘニ此ノ如シ、本條一名奇菜〔通雅〕　藤菜〔同〕　女菜〔嬰童百問〕　胡菜〔授時通考〕　阿菲〔林葉月令〕　向日葵〔本經逢原〇是恐ハ誤ナラン花鏡ニ日車ノ一名トセリ〕　釋名注葵葉日傾〔是モ日グルマノコトナリトカク古ヨリ取チガヘルトミヘタリ〕

蜀葵　ハナアフヒ　ツユアフヒ　タチアフヒ　アルテイヤ〔紅毛〕　オヽリヨアルテイヤ〔同油ヲ云〕ラアテキスアルテイヤ〔同根ヲ云〕　ソクチイアルテイヤ〔同葉ヲ云〕　葵花ト構スルハ皆此本條也、花ヲ賞ス、舊根ヨリ叢生ス、葉ノ長サ七八寸形絲瓜（ヘチマ）ノ葉ニ似タリ、夏臺立テ六七尺一丈ニ至ル、梅雨ノ頃花ヲツク葉間ニアリ、木槿花ノゴトシ、赤白紫單瓣アリ、千瓣アリ、瓣ホソキモアリ、又圓キモアリ、鋸ロト云テ瓣ノ縁ノアヲク切レタルアリ、委ク花鏡花史左編等ノ書ニミヘタリ、本條一名一丈紅〔群芳譜〕　文（丈カ）紅〔葯圃同春〕　葵花〔郷藥本草〕　衛足葵〔花鏡恐クハ誤ナラン〕　集解金粉檀心者ゼニアフヒ漢名モ錢葵〔花鏡〕　葉本條ヨリ小ニシテ莖短ク同時ニ花ヲヒラク錢ノ大サノ如シ、淡紅色紫ノ縱文アリ、又白花アリ種々ナリ、錦葵　小アフヒ

蜀葵　草按、たねにてまけばその明年は葉計り生じて花つけず、三年目よりして花さく事年々なり。

菟葵　集解說ク所色々ナリ、先ヅ三ツニ分ツナリ、節分草セツブンノコロ花ヲヒラク、葉ハ附子ノ葉ニ似テ岐深ク大サ二寸計、一根ニ二三葉ヲ生ズ、葉ノ中心ニ唯一花ヲツク、形梅花ノ如ク白色白蘂ナリ、後小莢ヲ結ブ大サ二分計、中ニ實アリ、根半夏ノ如ク圓キ塊アリ、是レヲ植レバ生ス、何年モ

アリ、叡山貴船ノ邊濕地ニ多生スル物ナリ、以上一種、又四月コロ花ヲ開ク一輪草ト云アリ、葉陰地蕨ニ似タリ、一根一莖二葉一花五瓣下垂シテ大サ三寸計、サクラ色甚ダ見事ナルモノナリ、根深黄色細シ長サ六七分幅一分餘貴船ノ街道ニ多クアリ、節分草ト所ヲ同ス、又一種ガジヤウソウト云アリ、叡山ニ生ズ、葉鬪牛兒苗ニ似タリ、四月頃花アリ、二輪並ビツキ咲淡紫色內正白色大サ五六分節分草ヨリ小也、コレモ陰地ニ生ズ、然レドモ節分草ト所ヲ異ニス、以上三種蘇恭所說ノモノ其中節分草能アタレリ、又寇宗奭所說ノモノハ卽チ救荒ノ野西瓜苗是也、和名銀錢花露草〔播州〕朝露草〔植木屋〕一年モノ苗二三尺枝葉共ニ互生葉形西瓜葉ニ似タリ、夏葉間ニ淡黃花ヲ開ク、錢葵ノ如シ、大サモ同ジ後實ヲムスブ、木槿ノゴトシ、コレヲ蒔バ生ス、又時珍所說紫背天葵者和名圓葉一藥卿是也。

キコウソウ〔植木ヤ〕　ノアフヒ〔若州〕　カヾミグサ〔淡路〕　下略

黄蜀葵　トロヽ　カミノキ　オホスゲ〔筑前〕　カウズ〔丹波〕　カミトロヽ　側金盞　一名秋葵〔汝南圃史〕　一日花〔鄕藥本草〕　略書

龍葵　イヌホウヅキ　ウシホウヅキ　コナスビ　ヒタイホウヅキ　ソテアトロン　ソラトロン〔共ニ紅毛〕　野ニ多クアリ、一年物也、下略

右京師醫小野蘭山本草記聞ニ出ヅ〔寛政辛亥序ノ本ナリ〕

○松平乘邑

大給松平

乘長　源次郎　和泉守　左近將監

乘邑

母奥平大膳亮昌能女貞享三年正月八日於江戸生室土屋相模守源政直女元祿三年十一月家督同十三年十二月從五位下和泉守同十四年九月元服寶永元年四月十日婚禮享保二年移淀城同七年大坂城代〔當分〕　同八年移佐倉城同年四月廿一日老中從四位下同九年十二月九日侍從延享二年三月十九日加一萬石〔七萬石〕　延享二年十月九日御役免許同十月十日隱居加增一萬石被召上同三年山形へ相越愼可申旨延享三寅年四月十五日卒去

一延享二年十月九日左近將監乘邑御役御免被仰出候御書付

松平左近將監

前々より權高に相勤候樣子相聞候に付先達て諸事愼相勤候樣と從　大御所樣　御内意有之候處無其儀不愼之上我意を立取計候段不調法之至　思召に不相叶候　大御所樣にも右之　思召に候依之御役御免被成候差扣可罷在候且又居屋敷も可差上候

右於御黑書院溜之間左近將監名代松平主膳正松平宮内少輔へ御老中右京大夫隱岐守列坐雅樂頭相達之〔右は松源大譜系に出づ〕

右松平左近將監〔乘邑〕　爲政の事委しくは給松風說集に見ゆ。

○大坂川口に有之御船

一紀國丸〔紀州より被獻たるよし〕　一浪速丸

一孔雀丸　一新土佐丸

一鳳凰丸〔白木也〕〔大閤朝鮮征伐の時乘給ふとぞ此外の御船は御當家にて出來したりとぞ〕

以上五艘也　池田正樹書留に見ゆ。

○雲門寺

比叡山に雲門寺といふ菴あり、慈鎭和尚のすまれし所なり、松林のうちにありて風景よろし、松茸階前に生ず、坂本を目下に見おろしてたぐひなき勝地なれども、濕氣つよくして夏月は居る事あたはずと、叡山の僧いひしよし、吉田篁墩かたる。

○伯夷十辨

明王抑菴著㆓伯夷十辨㆒林未軒著㆓廣十辨㆒嚴斥㆓史遷之妄㆒矣。

東厓經史博論伯夷論にみゆ。

○屋根生毛

天明三年癸卯下總國闕宿中に出し小屋之屋根に生たる毛のごときもの

同年常州河内郡源淸田村百姓茂兵衛宅に毛のごときもの生じたるよし、此ものと同じきよし也。〔池田正樹話〕

○近聞雜記抄

一白石先生の說に〔新安手簡の一條〕清朝康熙年のころ、元朝の子孫西韃靼にて夥しきものに成居られ、康熙帝より歲幣の料に銅三十斤を送らる、本朝より交易して去る處の銅はこの爲めなりといへ

り、今案ずるに、これ長崎へ來る唐船の商長等が口傳を載られたるなり、其實はさる事はなくして本朝より渡さるゝ銅はみな〳〵錢幣を鑄らるゝ爲めの用なり、彼舶人等我本國の錢幣は全く本朝の銅を須て成る事を諱て托言してかくては言しなるべし、元朝の後西韃靼にて亡びし事は清の太宗の時にあり。

清の太宗は太祖より二代目なり、太祖名は哈赤と申き、明の萬曆の末に僅百五十人にて軍を起し、鳳凰山に旗をたてゝ撫順城を乘とり、次第に勢を振ひしかば、明朝より討手として楊鎬劉綎杜松李如柏等を大將として、數萬の軍兵を向けたりしが、皆一戰に打負、劉綎杜松は討死し、楊鎬如柏等は逃歸りて獄に下されて死せり、かくて果ては遼東城まで攻取られて、天啓五年に太祖哈赤は死せしなり、是等の軍みな〳〵西韃の蒙古の勢を加勢に賴み軍せしなり、所謂元の末裔なり、しかるに二代め太宗の時に元の裔孫國を失ひしは、下に見ゆ

王士禎が居易錄に云、察兒罕國。元之嫡流也。世雄㆓西北諸部㆒。傳至㆓靈丹可汗㆒。在位久。忽欲㆘往㆓西域㆒歸㆗佛教㆖其台吉那顏等苦諫。不㆑聽。國中無㆑主。太宗皇帝因發㆑兵追降㆑之。其偷璽近侍。以㆓傳國璽㆒。倉卒坎㆑地而竄㆑之。兵既退。有㆓童豎㆒。牧㆓羊其地㆒。一羊屢至㆓坎所㆒。蹢㆑之不㆑已。驅㆑之復來。牧覺㆑有㆑異。試發㆑土則璽見焉。聞㆓於官㆒。遂進上。時天聰某年也。今藏㆓御府㆒。と見えたり、これ康熙のとき元の裔國を失ひて既に久し、たとへその遺孽ありとも清朝と抗して歲幣を受るに至らじ、又池北偶談幸魯盛典乾隆文集をまじへ考ふるに、西北の部落に叛者あり〔名を噶爾丹といふ〕て、兵を用ひ康熙雍正乾隆三代を歷て餘類蕩平し、西方盡く版圖に入り、地を拓くこと二萬里に至れり〔乾隆御製集に〕かつて元裔のこと歲幣の事あることなし、彼國の錢幣本朝の銅をまちて鑄らるゝ事は居易錄存硯樓集沈德潛文集に載たり、今次第に出して考に備ふ、居易錄云、近自㆓洋銅不㆑至。

洋銅とは日本の銅なり日本をすべて東洋といふ日本銅を洋銅といふ日本扇を洋扇といひ日本の夏菊を洋菊といふ。

各布政司皆停二鼓鑄一。錢日益貴。銀日益賤。今歳屢經二條奏一。九卿雜議。究無二良策一。即毎銀一兩。抵二錢一千一之令。戶部再三申飭。亦不レ能レ行。官民皆病。とみえたり、これ本朝の銅いたらずしては鑄錢することあたはず、錢日に乏しくして踊貴し、銀價低くして兩貨の價相敵せず、この王士禎は康熙の人なれば、洋銅不至といひしは、昭廟の御時、殊に銅を裁減せられしときの事なるべし、されば全く本朝の銅を以て國幣の本とするなれば、尤以て國の機密なれば、我國にて聞たるにかく事を構へて答たる也、然らずんば西韃に歲幣を送るは國恥なりなと、忌み隱さゞるべき、國恥に托せば我國の人信じてその內實を知らしめざる謀なり、近來我國の產銅漸く饒ならざるによりて、次第に縮減せられぬれば、彼國もことに錢幣の源に窮せしとぞ見えし、沈德潛集范毓䮒碑に云、乾隆三年八月。疊奉二辦銅之命一。而辦銅之役故難。銅產二倭地一。開采歲久。其源漸乏。倭以二銅少一居レ奇。〔要按居奇は奇貨可居の意か〕狡獪百出。又海舶出二沒風濤中一。率兩歲始返。而西安保定湖北江西江蘇五省。分運鼓鑄。須レ銅甚急。公既老之年。力承二茲役一。冀上勿レ負二朝廷之恩一。下勿レ遺二子孫之累一。心力交瘁。病致レ不レ起。とみえたり、二書のいふ所によれば、清國凡そ各省の鑄局みな〳〵和銅を以て其用に給す宜なり、我國の銅縮減せられぬれば、乾隆の初京師錢貴くして康熙帝の造りおかれたる銅字の活版をだに消爍して錢に鑄たりと、乾隆帝の作文にも見えたれば、其鄙吝思計るべし、又世人の說に唐商和銅を持還りて煎煉して黄金白銀を搾取すなどいへり、いはれなき妄言なり、既に居易錄に銀低くして錢貴しとみたり、何ぞ工力を費して分抄の黄白を煉取せむや、況や當時清國黄金を貨幣とせざればもとより貴重すべきといへども、たゞ服玩の用のみなれば、器飾不急の黄

金國用貨幣の銅と交易する事は望む所なれば、寶曆の中頃より彼の國の金銀を募られしに、交趾雲南の足色の生金銀を數千斤載來りて銅を交易せり、又是よりさき本邦の金幣を倭金といひて持來り、銅に替たること幾年なり〔但し我國の金幣はいづくの地いかなる所よりか漏れて彼國へは往けむ未審しき事なり〕かくのごとくとなれば金銀は不急なるを以て賤く、銅は國家必用の急なるを以て貴ぶ所とす、すべて上にいひし和銅をもて鑄錢の用本とすること今に在りて諸書に載するところ顯然たり、されど白石氏の頃迄はいまだその書等も渡り來らざれは達識の人といへどもたゞ口傳の說にのみ據られしなるべし。

一常藩府邸の後樂園に一樹あり皮滑にして極て赤色紫荊樹〔紫薇花の事也、宋の陸務觀が老學菴筆記の僧行持が詩に紫荊樹と作れり、今是に據る、花史花鏡等に紫荊樹といふは今の蘇枋花なり〕に似て聳直なり葉は欅又は楡に似たり、五月の始に花を着く、圖如左。

白瓣黃蕊。

其後考ふるに是は藝苑にいふ沙羅雙樹といふものゝ小花なるものと見ゆ、此種に花に大小ありと見ゆ。

園吏是を亦旃檀樹といふ、中村國香が房總志料に上總長柄郡大山寺の石階の下に一樹あり、土人から木といふ、樹皮滑にして紫微花に似て中心白色葉は小槲樹に類す、四季に花を著け黑實を結ぶ、花形は閒漏せりといふもの是樹とよく相似たり、一木なりや否猶可考。

一武藏府中の高安寺に足利直義の寄られたる袈裟一頂あり、裏に寄附の趣住僧の名並に名衔花押あり、

從三位源直義とあり、直義は三位に叙せられける歟、未考、余嚮に一覩せしが忽略全文を寫すに及ばず、他日全寫して記し附すべし〔押字は花押藪にのせたると同じと覺ゆ猶考ふべし〕

一龍眼樹は大隅の國にあり、中國にても閩廣にあるもの故暖地に生ずるものなれども、先年信州松本の山中に一大樹あり、實を著ること夥し、初めは村童の食に充しが後領主の聽に達し龍眼果たるを知り、人役をして其樹を護せしむ、人役等其役をいとひ夜竊に鹽水を其根に灑いで遂に枯死せしむといふ、越後國生瀉の一寺にも一樹あり、生來二十許年を經て始めて十餘顆を著たりと、余が族人の年老かたりき、今は猶高大にもいたりぬべし、さあればいづれの地にとも生ひ付ぬれば、實を著ぬとみゆ、すべて寒を畏るゝ木も皆はじめ小樹のうちのみなり、長大に成ぬれば性既になれ且堅剛にして寒に堪ること常の事也、蜀の成都に木槿一株あり、石上に生ず、疥癬を治する事妙なり、所謂川槿の眞種なり、人其皮を求むるもの多きを厭ひて、縣令某熱湯を根に澆いで枯せしむといふこと、王士禎が隴蜀餘聞に記せり、信の龍眼樹と同日の談なり〔又今の人龍眼核を種ゆるものをみるに多く枇杷を生ず、南橘北枳の類とみゆ、豆州三島驛の一寺に一株あり、葉槲に似て光澤異なり、いまだ實を著ず、信州松本のものは葉木槵子に似て厚かりしといふ、大隅產のものも木槵子の葉に似たりと云〕

一寬政四年五月十九日躋壽館物品の會集に大隅の產なりとて曾煥卿余に龍眼三顆を贈る、華產に比すれば實小ぶりにて殼稍厚く皺紋少しあり、是自然生の故なるべし、周工亮が閩小記に云、去二閩會一二十里。東南隅多二龍眼樹一。々三接者爲二頂圓一。核之初種。經二十五年一始實。實甚小。俗呼爲二胡椒眼一。覓二善接者一。鋸二木之半一。去二大實之幼枝一接レ之。至二四五年一。又鋸二其半一。接如レ前。若レ此者三數次。其實滿溢。倍二于常種一若一二接即止者。形小味薄不レ足レ尙也。三接者曰針樹。未接名野懿といふとみ

ゆ〔按ずるに薩州より龍眼を進上せし事寛明日記にみゆ、其頃よりの事となり〕

一寒蘭とて冬末春初に花を著くる蘭あり、種琉球より來るといふ、花に青紫の二色あり、葉常種より狹細なり、又蜂蘭といふもあり、是また冬に至り花さく是も琉種也と、三品片山誠之盆栽して賞す、大坂花肆にて購得たりといふ。

一漢種の蛇牀子はやぶぜりといふ草の實あり〔今道傍にやぶじらみといふ草の實にはあらず〕是は鶴蝨と一類二種也、鶴蝨もやぶにんじんといふ草の實なり、この鶴蝨は藥性は□要に出せり、天名精の實にはあらず、二草ともに林下の卑濕の地多くあるもの也。

一左氏。莊三十三年。神降二于莘一。以二其物一享焉。杜元凱注。據二月令一。甲乙日。祭先レ脾。玉用レ蒼。服上レ青。案甲乙於レ時爲レ春。其色青。故用二蒼玉青服一。據二素問及五行大義一。肝屬レ春其色青自當レ用レ肝。而今却用レ脾。與二素問一不レ同。意脾肝附近。而體用亦相同。故可二互相通一。戴元禮證治要訣。飲食入レ咽。先入レ肝。亦此意。

一封建の字は左傳僖二十四年に見えたり。

一枯涯謾錄二卷、羅姑野錄三卷、三莚隨筆一卷いづれも唐本あり、東叡王の家仕某の家藏〔其人根崖の別莊に住すといふ未見の書どもなり〕

井上文藏說いづれも禪錄也、みるにたらず。

一日光山にて三社權現といふは東照宮並日光權現摩多羅神なり、摩多羅神は賴朝を祭るといふ〔同人說〕

一武州葛飾郡の村里に夏月艾草忍冬蓼の三種をとりて等分にして水煎して茶にかへて服す、味甘涼にして極めてよし、且濕を去り暑を消し腹を調ふ、予これを多摩郡に教授せしとき、門人岡正禮に教

へて其奴僕等に服せしむ、夏月穪秧の頃五月雨ふりつゞきて田功畢るころ多く瘧疾を病む、是を服すれば其患なし、三種ともに生にてとりて直に煎ずべし。

一竹棚百貨肆の圖棚上に綵縵をかけ、其間々に假面釆帛書卷筆墨火珠葫蘆文具茶卓靴韈の類まで器玩幾百種といふことをしらす、籠に牡丹茶蘼を揷るを掛け金碧精巧妙入毫毛の畵跡也、上野大慈院の藏なりと、予裝工の舖にて一觀す。

一奧州會津領の內に大鹽村といふ所あり、山間の川傍に爺が井姥が井といふ一ツの井あり、其井水を沙にそゝぎ燒て鹽となす、其鹽色潔白にして輕く味よし、二井爺が井はやゝ淡く姥が井は濃なり、長左衛門といふ百姓某井の主たり、其家の祖のために僧空海兕書てあたふといふ、今に空海の像と並爺姥の二像あり、これ王右軍帖にいへる蜀の鹽井也。大鹽村を上ればひばら澤といふ所に出といふ。

一伊賀國屛風山の絕頂屛風岩といふあり、其上に栽たる寒蘭を生ず、先年大阪の花肆尋來りて掘得たりと共所の名主に聞たりとて右塚敎詔す、又伊賀山中に一草あり、夜に入ぬれば金色の光を生ず、是も花肆に得らると、同人の話。

右十六條吉田坦藏篁墩の近聞雜記中より出す。

〇朝鮮米苞

蒹葭堂云、對州へ朝鮮米ヲ賣買スルハ、以前ヨリ隣國日本米ヲ調ヘシヨリ通用勝手宜ク、白米ニテハ有之、常ニ彼國通交ノ地ナルユヘ城下村民トモニ朝鮮米多ク食用ス、渡ル米ノ員數ハ定リナシ、彼地ノ年豐ニヨリ多少アリ、最朝鮮ヨリ毎年五斗三升入四千俵程渡ル、家中渡ニナルヨシ。

池田正樹雜記

○メウガザメ

安永六丁酉年秋中ノコトナリシガ相州小田原ノ海中へ大魚來ル、其丈凡四五十間横八九間バカリニテ脊ニ鰭トコブシナド付テアリシトゾ、名ヲメウガザメト云ヨシ、如何ナル大船ニテモクツガヘスト云リ、其頃ハ獵師モ海へ出ザリシユへ甚不獵ニテアリシトゾ、池田氏雜記。

○乾隆帝南巡詩

乾隆帝南巡御製詩

支硎山腹經蕭寺　松韻泉聲總快晴　却笑上人稱善遁

至今仍未遁其名

庚子仲春月下澣

御題　［恒寶惟賢］　［乾隆御筆］

右ハ清朝乾隆帝近頃南巡ノ御製ナリ、庚子ハ我安永九年也。

右池田氏記。

○祇園神事行列

京祇園神事例年六月有之

但六月七日神輿出同十四日ニ入ル、五月晦日六月十八日神輿洗ネリモノ出ル、六月五日朝山鉾ヒキ初メ、同七日ニモ山鉾ヒク、同十四日ハ山バカリ牽ク也、尤鉾ノ方ハ牛ニテヒク、山ノ方ハ四方ヨリカツグ也。

六月十四日神事行列左ノ如シ

一坂弦指年寄〔具足ニテ〕　六人　　一同使番　　二人　　一村々ヨリ出ル具足の者二十一人

一坂弦指〔具足〕　四十一人程　　一太鼓　　一神馬

一權別當　　一駒方宮守　　一駒方兒〔騎馬ニテ〕

一旅所神樂役　　一社僧　　一社代

一本願　　一承仕　　一宮仕

一官仕　　一神樂役　　一神樂役

一神樂役　　一神樂役　　一神輿二社

一宮仕　　一神殿兒〔騎馬ニテ〕　　一下雜色

一上雜色　　一町ヨリ出具足ノ者七八人一宮仕

一神輿一社　　一因幡堂役者　　一神殿兒〔騎馬ニテ〕

一下雜色　　一上雜色　　一町ヨリ出具足ノ者

以上

戌六月十四日

右ハ安永七戊戌年也。

一坂弦指　ツルメソ弓ノツル賣ノコト也、弦メセト云ノ義ナリ、今時神事ニ甲冑ヲ帶シ出ル者也、元來弦指ニテ法師也、今ハ俗也、但弦ヲ商賣ニセズ、其株アルトゾ、則坂弦指也〔入江氏談〕

右神事ニ付所司代ヨリ警固出ル内〔六月七日大雲院へ〕〔同十四日誓願寺へ〕
右池田氏記

○大阪御城席々

一玄關より遠侍之間御張付　獅子に牡丹　唐松に鶴　三樂　次鳳凰
一御緣頰通殿上之間　三樂　一同御上段　櫻の繪
一鷲之間　松の鷲の繪　三樂　一雁之間　蘆雁の繪　主馬
一雪之間溜之間共　雪松梅の繪　一大廣間　松孔雀の繪　主馬〔御唐紙櫻の畫〕
一同御上段御床　松竹にばらの繪
但御帳臺あり桃の繪御襖へり古金襴同御緣頰杉戸に三面靈猫の繪
一御成廊下　牡丹に唐小鳥の繪　主馬〔鳥の名不知〕　一御白書院二之間　櫻の繪　主馬
一同御上段御床　雪に松　松鳴山鳩
御帳臺あり
一連歌之間御床　奥州武熊の松　主馬　一御料理之間　但御清之間共白壁張付白し
此所雪ふるひ鶴の繪ぬれ鷺　探幽
一御文庫藏　杉戸に水呑の虎鳴鶯の繪
一銅御殿　墨繪山水　探幽
一同御上段　墨繪　一御帳臺御襖　蜀江の錦
御緣頰　口のさきあり
一同御物置御圍爐裏御納戸　一御納戸藏　二戸前
一御黒書院　墨繪山水耕作の唐繪の御襖　一御筆鷄

一御祐筆部屋　竹にばらの畫　主馬
一御焚火之間　蘆に鶴
一御對面所　牡丹の繪　主馬
一同御上段　さゞん花ひよ鳥の繪
一左松の御廊下
一檜木御廊下
一伺公之間　柳に鷺あしに鶴
一左御老中部屋

耕作之間　御縁頬　杉戸にあねは鶴
一御時計問御障子腰　石竹の繪　主馬
一御縁頬御長押上　のうぜんから草
一同二之間御襖　浪くゞり梅朱鳥
一右柳の御廊下
一櫻欄之間　主馬
一椿之間御張付　かふの圖　主馬
一右坊主部屋

御縁頬御廊下つゞき
一上御神所御膳立之間
一下御臺所
一櫻御門「北績御やぐら同御多門御具足方御すきや跡に本願寺時分より有之候利休作自然石御手水鉢あり一の谷と申傳又八十島とも云」

〇安德帝海に入せたまはざる事幷平家の旗の事

寛政五年讃岐國菊池助三郎武矩阿波國祖谷にあそぶ紀行の內

一阿波の久保といふ所に到り、久保三十郎盛延がもとに宿し、主の物語に、壽永二年八島のいくさやぶれし後、門脇宰相國盛安德帝を奉じ、同國志渡浦にはしり、つゐに大內郡水主村に移り數月を送り、また阿波の大山をうち越祖谷に到り、大枝の庄の巖窟中に越年したまふ、今共窟を平のいは屋と云、此時門松なければ檜を門に立しより、今に到り我家幷阿佐唯之介兩家共門に檜を立と云ふ、

天皇は文治二年正月朔日崩じたまひ、栗枝度と云所におさめ奉り、歸雲梁天大禪定門と法號し奉る後其所に祠を立八幡と稱す〔按るに應神祠が配食せしにや〕又別に祠を立御劍を納む、今の鉾大明神是也、此祖谷の地往古は惠伊羅神子小野のうばとなんいへるが祖谷東十二名西二十四名をたもつと云、其時代は人王十五代より二十代の事にや、其後安德帝の事あり、其後はるかにへだゝり長曾我部領地しける、今阿波侯の祖蓬庵初老封の時、祖谷侍したがはざりしかば、謀をもて定められぬ、八人の士に田祿を與へられし、其八人は喜田源內〔所にて大政所といふ是古の名殘れり〕小野寺忠次菅生四郎兵衛〔正平前後の綸旨感狀等十五通藏す〕西山平助、有瀨益之丞、德善禎之助、阿佐唯之助予を合て八人なり、又三名とて西南土佐界に三士あり、上名下名忍聚〔或西字とも云〕當時上名は藤川早太、下名は大黒與惣太、忍聚は忍聚武之丞〔各廻り格なり〕

阿佐唯之介所藏平家旗〔大小二〕

〔雙蝶ハ繡カキタルモノニテ其雅ニシテ巧密ヲ極ム〕

此旗上下損失せし物と見ゆ左の大明神の上に島の字ちらちら見ゆ〔按ずるに平家尊信の嚴島成べし〕右は更に見えず、不殘文字楷書にて古雅なり、絹の地は明朝の繪絹に似たり、言傳ふは赤旗なれども赤色うせて

小旗

八幡大菩薩　大明神　雙蝶

白はたのふるびたるやうに見へし、今表裝して掛物とせり。

是も表裝して掛物とせり。

〇寛永八年二三四月の事

寛永辛未八歳

二月十二日晴

服部中〔御歩行頭〕　御使番被仰付之

十八日〔靜風午ヨリ曇〕

松平陸奥守從國本鯽鮓一桶雲雀醬一桶香物一桶進上之細川越中御楊枝木上レ之

總長八尺五寸一分五厘　幅三尺三寸二分

寸法	色	
一尺四寸八分	白	八幡大菩薩
一尺五寸四分	黑	
一尺一寸	白	血ノ付タル所ト云
一尺五寸一分	黑	
一尺二寸六分	白	

永旗

三月九日〔陰從巳之刻屬レ晴〕

將軍樣御成及晩被遊御灸治〔紫宮屋醫〕　二ケ所也

廿三日〔晴天〕

初鰹鹽從ニ豆州ニ小林十郎左衛門獻レ之

四月十一日〔細雨從ニ午刻ニ止〕

將軍樣へ御庭前の覆盆子被遣之御使森川出羽守爲御禮御成

十九日〔陰〕

尾張亞相ヨリ世界之圖進上之阿部河內守井正意同弟子正室持參之則御前へ被召出是正室依レ企ニ工夫ニ奇異之至御感不斜正室ニ黃金被下之

右寛明事跡錄ニ出ヅ。

○清人錢

寛政六年甲寅長崎奉行持參清人の錢

○神主守名正に改る事

寛政六年の頃の沙汰に

當今より神主の國名守の字を正の字に改められ候由承候。

○三三九四六三八的の事

流鏑馬次第に〔小笠原備前守持長永享八年八月記之〕 流鏑馬可仕由仰出たれば三的を先可的也、物作物の事三三九八的たばさみこいたれわきほそ也、此等皆作物なり、別に日記有之と見へたり、類聚流鏑馬次第に〔浦上氏類聚也〕 蜷川道運所持民部少輔尙清書云、三三九の的の寸九寸串の長さ三尺的同事なるべしと見へたり、此外にも見へたれども少違たる趣もあり、とかく詳ならぬ事也、右の三三九の事に准じて思ふに、四六三と云は四寸六寸三寸の三の的を三所に立て射るを云なるべきか、何れも流鏑馬より變化し來る事の樣に思はるゝ也、詳ならず〔春草〕

○明暦三年丁酉日記抄

明暦三〔丁酉〕年

正月一日　四屋竹町火事　　二日　巳刻松平越後守上屋敷火事

四日　夜赤坂町火事　　五日　夜吉祥寺近所御中間町火事

十八日　本郷三丁目火事　　十九日　傳通院前火事

同日　麹町五丁目ヨリ火事出來、御本丸幷江戸中不殘令燒失也、西ノ丸、山ノ手、淺草、柴西窪、淺府、市谷、四屋、赤坂殘也

廿二日　壹兩ニ付四斗ノ直ニ米拾兩分賣也

右兩日之火事ニ燒死スル人幾千萬人ト云數ヲ知ラサル也

起證文前書之事

一拙者義頭痛持病ニテ御座候事　　一寸白とわたりにしこり晝夜痛申候事

一寸白方々へさしはり痛申候事　　一拾年以前より小便きりさめのごとくに御座候うみの如く少宛出時々痛申候に付馬乘申候事不罷成候事

一腰より下冷おほへ無御座候事

罰文

右之煩故在番ニ罷登候義彌難成體に御座候右之病體少も僞於申上候者

明暦三丁酉年二月十二日　　小野八右衛門　血判

池田帶刀殿

組頭　服部久右衛門殿

一御老中被仰渡候由ニテ御奏者番衆御勘定頭衆之申渡候ハ屋作ニ付大工共外作料高直ニ仕候由ニ候間直段之儀御定被成職人共ニ被仰渡候間左樣ニ相心得被仰付候直段之外ニ作料出し申間敷候ヶ樣ニ被仰付候而モ内證ニテ高ク雇候得ハ御定之詮モ無之候間事闕候共堪忍仕被仰付候作料之外ニ雇申間敷候由併右之書付ヨリ直段内之分ハ相對次第ニ可仕由ニ御座候右之通組中へモ可相觸候

覺

一上大工壹人ニ付銀三匁飯米共ニ　　一上木挽壹人ニ付銀貳匁同斷
一上屋根葺壹人ニ付同三匁同斷　　一上壁ぬり壹人ニ付三匁同斷
一上石切壹人ニ付同三匁同斷　　一上疊さし壹人ニ付同三匁同斷

右上職人者直段可爲定之通候それより下ノ職人者可爲相對事

右明暦三丁酉年日記服部主水先祖之日記也、瀬名氏にて一見之次抄出し畢。

○寛文八年諸同心被仰渡書付

寛文八二月廿日御日記

一向後諸同心御番之節木綿を着并羽織無用仕可致勤番旨併公家衆登城之刻御禮日五節句日時分ハ可爲如前々諸物頭へ老中御傳之由也

○寛文八年高力左近大夫被仰渡

寛文八年二月廿七日

高力左近大夫　仰渡覺

一高力左近事領知仕置惡敷非分之課役申掛土民令困窮之右國廻り並浦廻り之面々へ領内之輩數多訴之非分通無紛之趣言上之島原之義ハ爲亡所之處從所々方々百姓集之居住仕候樣ニ亡父攝津守ニ被

仰付候從公儀金銀米被下取立候處在々領内ヲ痛候樣ニ仕其上家中仕置不宜下ヲ苦メ極其身ノ奢之段重疊不屆千萬被思召彼領地被召上松平龜千代ニ御預也子伊豫守事ハ酒井左衛門尉ニ御預ヶ同二男右衛門ハ眞田右衛門ニ御預之由今日於評定所青山大膳亮北條安房守土岐十左衛門出座右之趣申渡屋敷ハ牧野飛彈守へ御預ヶ也家來立退次第明屋敷番可申付由也

同廿九日肥前島原高力左近居城請取被遣之面々上使松平備前守右御座之間被爲召御直ニ被傳之右同所へ御目付森川小左衛門御使役内藤新五郎進物番内田傳左衛門御勘定與頭青木喜左衛門同酒井甚之丞右之面々島原請取ニ可被遣之旨老中被仰渡之

同晦日高力左近領地島原城爲在番小笠原内匠頭松浦肥前守被仰付之旨以奉書被仰渡候由也

三月朔日島原御暇銀百枚時服十稻葉能登守右御目見以後被下之是ハ島原在番依被仰付也

小笠原内匠頭松浦肥前守事島原城請取可申旨昨日以奉書被仰付候在番之儀稻葉能登守被仰付候也

一高力左近家財息女ニ被下之屋敷も拜領地ハ被召上自分求屋敷ハ娘ニ被下之左近ニ家來八人伊豫守ニ同八人右衛門ニ同五人被爲附候由

○享保七年參勤之儀御書付附上米御書付

覺

一參勤御暇之儀只今迄外樣四月御譜代六月交替被仰付候へ共向後ハ三月中九月中交替可仰被付事

一嫡子御暇被下候ハ其父在所到着以後六十日過候て可致參府候

一在所又ハ居所有之面々にても幼少若年之者へは御暇被下間敷候併一年半は御暇之格に准じ御門番火之番等被仰付間敷候尤半年づゝは在府之格にて右御用等可被仰付候事

一上ゲ米之儀は大坂御藏へ成共當地御藏へ成共面々勝手次第上ゲ米高半分づゝ春秋兩度に可被相納事

但米にて難成面々は金子にて其節之張直段を以て可被納候事

一當年ハ上ゲ米半分之積秋中可被相納候事

享保七年壬寅七月三日

享保十五年〔庚戌〕四月十五日諸大名上ゲ米止交代如先規

一御旗本に被召置候御家人御代々段々相增候御藏入高も先規よりは多候得共御切米御扶持方其外表立候御用筋渡方に引合せ候ては畢竟年々不足之事に候然共唯今迄は所々之御城米を廻され或は御城金を以急を凌がれ彼是漸々御取つゞきの事候得共今年に至ては御切米等も難相渡御仕置筋之御用も御手支之事に候それに付御代々御沙汰も無之事に候得共萬石以上之面々より米差上候樣に可被仰付と思召候左候はねば御家人之內數百人も御扶持可被召放より外は無之候故御耻辱をも不被顧被仰出候高萬石に付百石之積可被差上候且又此間和泉守に被仰付候隨分遂僉議納り方之品或は新田等取立之儀申付候樣にとの御事に候得共近年之內に難相調可有之候條其內年々上ゲ米被仰付にて可有之候依之在江戶半年宛被成御免候間緩々致休足候樣にと被仰出候何も在府之儀に付ては江戶人多にも候故兼て思召も有之たる事に候間此以後在府之間も少き儀候條可然程は人數可被相減候

七月　日

〇正淸院殿御事

松源大譜系ニ云

女子淺野但馬守源長晟朝臣室

母公

イ天正十七年

天正八庚辰年遠州濱松城誕生

〔于時文祿四年也〕　初嫁從四位下行會津侍從兼飛彈守藤原秀行朝臣〔蒲生氏飛彈守氏鄉嫡男童名鶴千代字藤三郎○慶長十二年未四月十六日御稱號賜り改松平〕　生二男〔松平下野守忠鄉同中務大輔忠知〕一女〔肥後國主加藤肥後守忠廣室〕

慶長十七壬子年五月十四日秀行卒

依內室有二嫡子忠鄉之處一矣

元和二丙辰年正月十一日再有下嫁二淺野長晟一之約上而同四月七日入二輿于長晟亭一同三丁巳年八月廿九日生二前松平安藝守光晟一產後不レ快終逝去

壽三十八歲諡正淸院殿英譽呆悅善芳大姉〔葬于京都新黑谷正淸院〕

稻葉氏ヨリ來ル御系圖ニ廿九歲トアリ

又江戶目黑瀧泉寺末安養院に御墓アリ〔天台宗〕

延寶七己未年
稱專院殿心譽誓空大姉
四月十三日

右者淺野但馬守長晟〔左京大夫幸長之弟爲幸長嗣子〕　之室初蒲生飛彈守ニ嫁台德公御養女實九條家之姬君之由

寺にていふ所如此とぞ、眞僞いかゞ。

増訂 一話一言 巻十二

○島原陣中書狀寫

今度爲下々及籠城亂國をも望國主をも背申樣可被思召歟聊以非其儀候吉利支丹之宗旨從前々如御存知別宗に罷成候事不成敎にて御座候雖然從天下樣數度被仰付度々迷惑仕候就中後生之大事難遁存者は依不易宗旨色々御糺明稠敷剩非人間之作法或現恥辱或極窘迫終爲後來對天帝被責殺候畢其外志御座候者も惜色身恐呵嘖候故は抑紅淚數度隨御意敗宗門候然處今度は不思議之天慮難計摠樣如此燃立候少として國家之望無之私之欲心も無御座候如前々罷在候者右之御法度ニ不相違種々樣々之御糺明難凌候而又匡弱之色身にて候得共誤て有無量之天主惜今生纔之露命今度之大事空不被成處悲身に餘候故如此仕合に候聊以非邪踏候然者海上に唐船見來候誠以小事之儀御座候處漢土迄被相催候事城中之下々故に日本之外聞不可然候自國他國之御沙汰不及是非候此等之趣御陣中可預御披覽候誠恐誠惶謹言

正月十三日　城內

御上使衆

御陣中

○五松館筆語抄

五松館筆語〔本邦一〕

仙臺中納言殿眞蹟

かき申候恐謹惶言
七月十五日　　正宗判
去年も今日は　御城にて出仕
尙〱書狀のさむつかしき時は
無御座候と申ヲ不存候而七時
人一人預候へはすみ申候かしく
よりおきあかり島津殿毛利殿
使者進候へハ兩人ともに今日は
御出仕無之由にて候皆候世上え
色々心付共候而　御城之樣子
能前かたより御存知候我等者
一筋に計存候而貴殿を賴にて
居候へは如此候ちと以來は御心
付候而かやうの時はよいニ使を
一人預候へはすむ事ニて候毛利殿
島津殿へ使を進候而はちを
松平陸奥守
正宗

内藤外記樣
　人々御中

烏丸大納言殿眞蹟

例幣舊次第書寫
仕候間令返進御落掌
可給候猶宜樣御指圖
賴入存候 光榮誠恐謹言
九月三日　　光榮
新源大納言殿　　光榮

右二書見於友人坂恭敬家。

一庚午正月二十五日 尾張殿御茶
御客　竹腰山城守
子息　對馬守
阿部　縫殿

織田周防

御詰御茶道頭　道治

御數寄屋　御掛物實家卿筆 春たつと歌物　御炭斗瓢　御釜既默寂然雨文字御筆新製　淨味作　御香合大鳥卿

三羽鷺御花入一重 利休作　御水指南京　御茶入唐物草 藥肩衝　御盆堆朱 八角　御茶碗深井燒銘二口 口茶碗之形被仰付候 高麗二　御

茶杓遠州作　竹輪竹香　御建水木地

御會席　御向鱠きす細作 香酢ぬた　御汁うお 榎 ふき　御飯　引て　二御汁水札 つくし　御重物くしこ くわゐ

小豆あんかけ

御盞織部　中酒　御重引物琉球　御煮物なよし鹽燒 青竹箸添　みそ御吸物子よめな 山椒粉鮎白　御硯蓋白魚鹽燒 御盃一つ

御ちよくたいらぎ 味噌あへ　すまし御吸物松露 短册くすし　あられ御酒　御香物潤六 こん　御菓子やうかい たう 口取し いたけ

御饌之間　御皿しくわ　御薄茶　みそ御吸物鮭白子 つぼせり み　御ちよく鱈腸 つに酒しほ 花か　御使にて

御重肴蒲鉾 きとり や　御硯蓋鹽鮎 ゆべし　御手鹽伊勢海老 花しほ

御饌之間　御床探幽 鯨富 土之繪　中央卓古銅向獅子 香題火筋立

御書院床料紙 硯　長板奈良風爐 釜蘆屋 緑目　御　御堂庫之内　御水壺信樂　御中次　御茶碗樂　御茶杓

御盞置夜學　御こぼしさはり

御花色々御座候内右之花御前御入被成候由絲目釜は紹鷗所持名物猿の鐶付のよし。

一僧徹書記眞蹟〔見於友人松公輔家〕

詠三首和歌　　正徹

時雨

いつ迄と世の浮雲はつれなくて晴るも老が身はしぐるらん

寒蘆霜

いざりする入江のしもにあしの葉のもろき命もしらぬ浦人

遠戀

いまはわれ世にある人も白雲のおちにへだゝる中のうみ山

一畫家

○雪舟弟子
- 等禪
- 秋月
- 周繼雪村（號鶴船老翁）― 春休
- 周耕
- 揚門雪溪（號等澤）― 雲谷等顔 ― 等益 ― 等與 ― 等爾 ― 等璠
- 周德惟馨
- 雪窓

○等觀秋月（雪舟弟子）
- 子　等碩牧雲
- 等薩　波月弟子

○長谷川等伯 久六 ─ 久藏信春
　　　　　　　　　─ 宗也 弟子

○同朋能阿彌 號鷗齋 ─ 藝阿彌 號等波 ─ 相阿彌 號鑑岳松雪齋

○正五位下主殿頭藤隆能 正二位中納言清隆子 本朝繪所始 ─ 從五位下中務少輔隆親
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─ 行智 初名隆成伊豫守 又備前守

土佐氏

○藤經隆 從五位下土佐守 ─ 行光 越前守 ─ 光重 越前守 ─ 廣周 土佐守兼彈正忠
　─ 光信 刑部大輔
　─ 光茂 正五位下刑部大輔 土佐守兼左近將監
　─ 女子 狩野元信妻

○小栗宗丹 ─ 宗栗 子
　　　　　─ 土岐洞玄 弟子
　　　　　─ 宗休 同
　　　　　─ 狩野正信 同

一從二位藤公碑（秀實親見）

攝州東成郡荒陵從二位家隆藤公墓碣

夫和歌。王者之德也。國風之始也。通乎三才。分乎六義。託於素鵝八雲之神詠。祖宗於人麿赤人之二仙。自爾而後。其道英傑代不乏人。出其類拔其萃。不群之思。飄逸之詞。獨步古今者。其惟公乎。公姓藤原。諱家隆。歷事七朝。叙從二位。累官至宮內卿。其先出于閑院左僕射冬嗣公。祖考猫間黃門清隆卿。賜釆壬生。逮公以其食邑之故號壬生二位。考權中納言太宰權帥光隆卿。妣太皇大后宮權亮實兼朝臣女。初公從寂蓮。游大夫入道釋阿門。執弟子禮。每就尋繹和歌奧旨。然直訪大意。不必窮細微。俊成恒歎曰。不意後生能至於斯也。其將以和歌鳴乎。可謂未來歌仙矣。元久二年春三月。勅撰新古今和歌集。五輩俊彥。元膺嘉選。公居其一。數遇後鳥羽上皇。眷注時名。與定家抗衡。貞永元年冬。定家奉旨。奏新勅撰集。集中采擬家隆和歌最多。當時以爲榮。上皇預政事。暇與攝政良經公論國風。公奏請家隆末代人麿也。上欲學此道。宜師其風體焉。繇是賢聲高飛。鴻業日漸。西行上人自詠三十六番和歌。是日御裳濯川宮川歌合。請俊成定家判之。縹緗修飾。每自隨身。一日携立授公曰。精微之蘊。盡在斯書。圓位往生。自期在瀕。後生和歌如公者可得耶。我有所思。謹以奉遺也。松殿僧正行意疾篤。假寐忽夢。詣志貴山毘沙門。見一神人。呼行意名。唱一首歌。琅誦之聲。感盪心耳。驚覺病乃瘳。其歌公建保年中九月十三夜侍內宴所詠河月歌也。其妙通鬼神如此矣。嘉禎二年冬十二月。嬰疾罷官。落髮自稱曰佛性。年七十有九。浪遠荒陵北。擇不食地。謝絕人緣。遁跡閑邃。游心樂邦。三年夏四月八日。自詠七首和歌。盡取諸悔罪之意。詰旦澡浴更衣。住日想觀。酉刻端坐合掌。如睹眞身之迎接。安詳而逝。報齡八十歲。留葬其居。植以松。歲寒心使人永懷勿翦去。今也四百有餘歲。遺趾猶存。然而荆棘之所穢。鞠爲樵豎之區。近日詞客之徒。翹慕德音。欲勒堅珉以文。設節祭以饌。俾後勿廢。而丐辭於予。嗚呼予之不敏。豈能足記公之德哉。不得已遂銘。其詞曰。

休矣先達。含華體玄。詞花言葉。一時歌仙。元久奉勅。撰集愼徽。芽蘭吐藥。明錦脫機。上喜其忠。

寵賚非一。附鳳攀龍。鴻猷贊隋。往古百代。作者孔多。迄今有聞。其能幾何。荒陵之上。君子所憩。兆塋蕪穢。可爲流涕。其自旣沒。斯文未喪。咨公之績。萬世彌彰。

享保第六龍集重光赤奮若秋九月下澣東寺撿校法務東大寺別當兼華嚴宗長吏安井門主大僧正道恕拜書

碑陰　泉州界府紀安陞欽建

十月七日　不及齋宗也茶

牧溪墨蹟 達摩傳 外題御筆 從近衞准后拜領 但外題御黑　尾張釜 與次郎　香合 こぼれむめ 盛阿彌　南蠻筒花入 つすちや つばき　矢筈

水さし 信樂　藤四郎肩衝 袋銀襴　茶盌 盒 若　茶杓 利休 幽齋公したけづりおなじくつゝに書付 る物にはあらで呉竹のよゝのわらひの一ふしとなれ おり捨

十月十二日　二城御城番杉浦出雲守殿へ御茶宗悅一人被召候江戸表より御數寄や功者のよし

一溪一行物 萬年松　大阿彌陀堂作 紹蔦　香合 備前　花入 宗や作一重 銘相生さ かんきく　水さし 信樂手付　菊の

繪黑茶碗 一入　茶入 かつら　茶杓 宗旦

鱠 なます せうが おろし くり　汁 たれ味噌 はも浮身 こま〳〵　めし　燒物 味噌漬ぼら しごきうば　坪皿 せんば しめし さけ つほ〳〵 麩

二 向安南ちよく 青あへ ねいも　汁 生鱈 すまし　吸物 河すゝき みつば　肴 小板付 とりみ鯛　菓子 くるみ ようかん　御茶 もり むかし

亥十二月四日晝　大德寺玉林院大龍和尙茶湯〔宗悅參候〕

大横物 梵竺 仙　大阿彌陀堂　堆朱丸香合　花入 一重筒 赤つばき二 原叟作　ひとへ口水指 しがらき　紹鷗形大棗

ふくろ 大內きり　茶盌 熊川　茶杓 宗旦 銘茅庵

たゝき牛房さんせう　汁かぶたゝきな　菓子椀にてあぶらふせり　吸物ゆりすいせんじのり　菓子もろこし
廣間　牧溪繪寒山　染付かふらの花入むめ　四方釜細川三齋公好革ぐさり　眞の手桶　茶わん月いう　中ふく
樂やきくろと　十二藥籠茶入うす　茶杓ざう牙

子霜月二十二日晝　山本知軒口切宗悦參
四疊半　掛物中峯墨蹟　尻はり釜與次郎　香合ションスイ象のつまみ　花入常與作一重　水指南蠻芋頭　茶碗光悦赤
茶入紹鷗中棗　茶杓珠徳作　向煮もの玉子麩のやき　くしこ　汁なめすゝきけしの葉　飯　ほろ／＼燒物　赤貝なます　吸
物かもせり　菓子とうきひ餅

子十二月十三日晝　太郎莊にて先老師追福茶湯宗悦井庄　水谷
　路次外ともに常ならぬ松葉をしきこしかけ羽帚かけ一閑ばりたばこ盆見事成火入唐物木魚の手
　あぶり主の迎に御像大日之座敷にかけ候扠濟て奥の四疊半へ參候樣にとの挨拶
大日座敷の床に薄べりを敷て御像扠々見事に御出來落涙拜禮仕候
御前に長二郎向獅子香爐〔唐物薄板二敷〕
　此くゞり前にから物の沓あり
佛間の庭掃除までにて萓門より內先年御覽被遊候と以の外變化唯人倫絕仙堺に入たる樣に草木
生茂土地にも高低御座候而とかくに萩すゝき深くたゞふみ石を道しるべに奥の四疊半へ參候
宋　萬里一條鐵の御一行　與次郎大雲龍釜自在にて　四方棚に御作の赤茶碗に茶入仕込　備前々繕の

有水さし右之通餝　香合唐物木彫にせう壺形　はいほうろく南蠻物　兼て被遣候大ふくべ　調菜木地飯臺にて宗徧朴朱の碗

汁いもの莖長切小豆　此向に大坪〳〵形根來物に瓜漬山椒　飯の向に平にて大豆腐の油煮葛煮にしてわさび　重物にて

牛房ふとに青のりかけ　主客盃なし酒三獻　菓子ふち高にてすはまうちて　一やきぐり一せんべい

中立此所へヱンにて一軸そのまゝにて

金紫銅柑子口大花入極古き物上手之物かんきく白玉　茶入ケラ判小棗白地牛牡丹　袋　茶杓老先師御作之太郎菴

總菓子さほまんぢう

同二十二日晝　小澤亭同追福の茶湯御存之席にて久次平野　井庄

太郎菴の御像を用　御前に黄瀬戸香爐　朴朱に角金物ひしと打たる御酒臺に　釜大尻張にて次郎作

茶入利休中棗宗旦書付　茶杓新に太郎菴作　茶盌古かつら　大福袋蟲つくし　御座に　香合ノンコすゞめ　茶入此度□下之ソロリ　花

白玉　濃茶器先師御書付有之ため中次　良齋秘藏之平さいろうにて

向木皿の小に香物二種　汁みそやき　飯　飯の向に平にて生麩葛煮わさび置　大の木皿にて長いもみそやき　さがらめ　吸物

すまし
なめたけ一色　菓子まんぢうかうたけにしめ物

右蘆江見示

寅九月十三日晝口切　中加兵衛亭宗也參

掛物夢窻國師消息表具中紗　釜霰丸與次郎　花入原叟一重銘三曲さゝん花　水指古備前矢筈口　茶入廣澤　茶碗堅手　香合交趾布袋

茶杓宗旦共筒 銘舞慶　袋富田　書院掛物三聖相阿彌
染付ちよく向鱠あぢき んかん　汁焼どうふ 黒豆 うど　飯　平せんば 木くらげ かも 大こん　香の物　中酒　肴平鉢にて はぜ
吸物ゆ 松たけ　菓子小倉

同十月二十六日　坂本周斎亭

掛物一休禅に燕の自画賛表具中 地茶古金襴一文字紫地印金　釜大阿彌陀堂与次郎　花入唐物細口眞薄板にて花水仙　水指信楽　茶入古瀬戸玉ノ戸
茶碗唐津 無牙　香合伊賀　茶杓宗旦共筒　袋長楽寺
向ノンコ皿鱠きすくり 赤貝せうが　汁やきとうふい もしゐたけ　飯　重箱焼物まながつうを　からの物　中酒　ちよくうるか　吸物かきふきのとう　菓子麦餅

同霜月二日　瀬尾宇兵衛亭

掛物紹鴎牛切文表具中宗 悟切一文字紫地印金　釜大阿彌陀堂　花入備前妙蓮寺 すいせん　水指伊賀　茶入飛鳥川　茶杓古織共筒
香合時代四方 蓬莱山　袋鎌倉廣東
向黄瀬戸皿鮭 玉子酒　汁鮟鱇皮 みつば 小ゑび せり　飯　からの物　中酒　坪皿せんばか もせり　吸物こきの實 小梅干のり　菓子水皺

同十二日　山本恕軒亭

掛物寒山 可翁 讃與東陵　釜天猫丸　花入宗や 水仙 一重ツニ つばき紅　水指つから　茶入古備前 科景　茶碗井戸　香合こ

手の　茶杓 宗旦共筒 箱宗守書付　袋 古金襴 白地

向平皿 鴨牛房 やき麩　汁 苣 け なめた うど　飯　からの物　中酒　焼物 小鯛　ちよく うるか　吸物 海老 款冬のとう

菓子 水もち

同二十日　准后御所

御掛物 石室自畫賛枯木以心爲表具上下 純子中風帶茶地古金襴一文字印金　御釜 蘆屋地紋獅子牡丹　御花入 唐物手付籠 御花寒きく　御水指 南蠻一重口

御茶入 瀬戸撫肩 あけ底　御茶碗 高麗 新渡　御香合 丸唐獅子 存星彫裏　御茶杓 宗和　袋 安樂庵 紺地

向平皿 にもの生貝 鴨細つくり　汁 けし 鹽まつたけ　飯　からの物　中酒　取肴　焼物 大板蒲鉾 鹽鮭　吸物 しら魚

菓子 まんぢう

十月　宗也亭

掛物 宗旦大 横文　釜 蒲團　花入 伊部 置　水指 信樂　茶入 こぼれ梅小 棗 盛阿彌　茶碗 黒樂長二郎 虚堂　香合 宗全ヒナ ウタン

茶杓 慶首 庵　袋 安樂庵あさぎ地古金 襴白地片身がはり

以上蘆江見示

延享二年乙丑三月廿三日報恩寺栖了軒智恩院塔中單阿菴に於て客 落野基齋 岡坂昌壽 片木勘兵衛

掛物 江雪 宗立　四方釜 淨味　香合 堆朱片木 勘兵衛　花生 覺々齊 銘鶯　水指 古備前　茶碗 黒樂ノ ンコ　茶入 利休　茶

杓 宗旦共筒 銘サン介　袋 萌黄古 金襴

赤樂皿の子 青アへ竹 うど　汁 小菜 とうからし 吸口　飯　引て　大根くき 唐 鉢　中酒　平 やき豆ふ わらび　吸物 せう ろ

取肴 長いも かため

同三月廿三日　坂本周齋亭　客 落野 岡坂

掛物 紹鷗文 鷗純子一文字鶯燕紫地印金 表具上下シケ中紹　釜 阿彌陀堂 與次郎　風呂 宗四郎　茶籠 鱗 宗旦箱書付 利休所持　香合 呉州 丸 染付

花入 瀨戸銘旅枕 に出る 箱利休書付 利休百會　水指 古刷毛 目鉢　茶盌 赤ノンコ 馬盥　茶入 チ、ウニ共蓋 巾つゝみ　茶杓 象牙 利休所持

赤繪角皿 鮒山吹あへ うど す　汁 ふき 丸うば　飯　引て　香物 祥瑞鉢 大根ふり　中酒　織部皿 若狹 鹽鯛　むくら吸物

みそ 小鮎　肴 阿蘭陀鉢 玉子鹽引鮭　菓子 わら び餅

同三月四日正午　佐々木文右衛門亭　客 落野

掛物 牧溪ティシャウ道士 妙堪 春屋爾賛 表具上下シケ中紗金一文字鶯燕白地印金　釜 達摩堂道也　唐物茶籠　長香合 時代 蒔繪　水指 古備前 矢筈口

茶入 しが らき　袋 茶地大牡 丹 安樂庵　茶碗 暦 手　茶杓 宗旦共筒銘一釣 ニ一如子賛アリ 筒

瀨戸角皿 鯉子付 アサツキ　汁 蕃椒 な　飯　引て　おりへ手御鉢 鱒　香の物 茄子 ふり　むくら吸物 蕈　取

肴 のり めざし　菓子 うづらやき 食籠黑金緣　青貝盆堆朱 菊の銘々盆　總菓子 アルヘ イトウ

三月二十七日　ひしや藤田三四郎菓子の茶 片木勘兵衛 了軒 岡坂呂壽 栖

掛物 茶の湯には我を知るへし是樂の本也　仙臾宗室 評 表具上下シケ中風帶紺紗金　釜 蘆屋 蒲 團　風呂 あみだ 堂宗善

釜箱蓋に

此釜者蘆屋上手の作昔時利休居士此鐶釣を好取合釣釜用名小蒲團釜と云其後石川法岳へ傳來同
自菴所持仍之爲後世證焉者也

正德甲午　西村道也拜

炭取菜籠　香合ノンコ達摩　花入一重銘春澄　今宗專花白藤　水指信樂ぬりぶた　矢筈口　茶入大棗隨流宗左書付　利休　袋子紹鷗純裡

紋カイキ　茶碗黄瀬戸　茶杓原叟銘牛若

菓子赤くわし碗觀明寺胡麻餅　むくら吸物みそとうふ

外に釜出る　箱蓋書付有小阿彌堂

所謂信濃之國其名者小佛の隨一也故號善光寺　孝知齋拜道也事

薄茶器メンノ中次ん待夜ながらの有明の月　倚短□好青梅　歸るさの物とや人の詠ら　庚子大叟判　小座敷タイメ石手水鉢　宗旦所持　宗室好　牛盞人　袖すり松中板

三月廿七日　片木勘兵衛亭栖了軒河坂

掛物古織侯墨蹟

一座中せばき時は客床へあがりてもくるしからす紹鷗の數寄の時見たまふに四條辨殿御出來二疊
大目ゆへ六人有て少しせばく侍り辨殿床へあがられたまふと也
とこやみの夜も明方のともし火にほの〴〵見ゆる花のおもかげ
とよみ侍り人皆感吟せしとかやうの例も有事也

茶盌赤小わきざし形今宗專好　茶杓猿引今宗室　水指信樂三分一われたりノンコ作ともふた

四月十日　岡坂昌壽亭　客 本多入齋 三台落野

掛物 松花堂書江月賛表具上下シ ケ中竹屋町一文字白地古金襴　釜 少菴好 アラレ　面取風呂　炭斗 唐物 籠　香合 交趾　花生 紹鷗信樂詮 華カハホイ

覺々齋 銘布袋　水指 備前火たすき筒　茶入 芋子　袋 白地古金襴 裡カイキ　茶碗 堅手　茶杓 宗室 銘源氏　こぼし 織部

高麗皿 かき鱠 うこぎ いり酒 わさび　汁 蕁菜　飯　引て　平 いりこ 竹のこ しそ　中酒　しの鉢 焼どうふ 鱠つけやき　吸物 ゆり 柚

取肴 木の葉 がれい　菓子 羊羹

五月朔日正午　落野碁齋亭　客 原泉大夫 堀新五郎

掛物 清巖 墨跡　丸釜 道也　炭取 菜籠　茶入 春慶　茶入袋 白地古金襴 二重蔓　掛入舟 宗守 銘龍田丸　茶盌 馬盥一元 宗室書付

茶杓 如心齋 銘關羽　水指 黄瀬戸 利休　香合 堆朱 輪蓮

南京皿 あらい鱠ノツキ ちよくいり酒　汁 のり　飯　引て　平皿 やきうなぎ ねぶか　中酒　染付手付鉢 いり きす　香物 たくあん

漬大根鱠づけ葉付大根　取肴 焼物 いり たつき からすみ 岩國の　すまし坪 めうが ぎり 輪 鹽雁

五月十四日　於堂島新地北中町天王寺屋六右衛門懸屋敷退老堂堀新五郎出茶湯　客 原泉大夫

掛物 寧一 山　風呂 元祖善 五郎　釜 尾張道 也　水指 白 伊賀　香合 織部 アジロ　花入 古信樂 花未央柳

茶杓 宗 旦　茶入 古瀬戸 姥口　袋 紺地小牡 丹古金襴　こぼし 木地 面桶　炭取 菜 籠　茶碗 黒樂 道安好

しの皿 鱠 鹽たい よし野い り酒 わさび わん　汁 あわび 香山椒　葉付小蕪　飯　中酒 白い まり　小茶碗 おろし大根 くり しやうが 鱧の皮

吸物坪かもせうろ　取肴白へぎからすみ　古備前火たすき小雷盆　香物なすび大こん　菓子けしもろかうたけ

一從寅九月廿八日至十月朔日於丸山勝阿彌菱屋市右衛門所持道具入札

廿八日

〆切水翻銀五枚五両　手付青磁水指金一両　塵壺八十匁　大阿彌陀堂釜三十八匁　青貝菊盆銀二枚　丸釜金二両二歩銀二両

盆器金一両一歩　宋胡錄杓立金二両二歩　華兎古金襴銀五百枚銀一枚金一両　かめの蓋灰ほうろく金一枚

眞手桶四十六匁　はけめ徳利金一両銀二両　赤繪大鉢銀一枚五両　二組の繪雪舟筆表具中印金金八枚銀八枚金二歩

信樂三足水指金十七両二歩　刷毛目三島茶碗金一枚　三島茶碗金一枚銀一枚

廿九日

花うさぎ古金襴切百五十匁　黒ちやわん長二郎二代目出來惡金三両二歩　紫地印金一文字銀三枚一両金一歩　縫紗切金一両

宋丹舟花入銘はし舟添状金一両銀二両　古金襴袋銀十枚金二歩　ノンコほうろく金五両二歩　染付火入銀一枚

唐津茶碗金二両二歩　道玄袋銀一枚　宗悟袋銀一枚　井戸茶碗金五十両銀五枚　はけめ茶碗銀三十枚金一両一分

織部皿金二両二歩銀二両　青磁盃臺金一両三歩　長二郎黒平茶碗銀二貫五百匁金三両　安樂庵袋二百匁八分　宗旦尺八

銘ロビル銀二枚金一歩　赤繪香爐金七両三歩　住吉切金一両　白地金襴切二四百八十匁金二匁　大燈袋三貫目金三歩

堆朱香合金二両一歩銀三両

晦日

綾地模樣替古襴金切金一枚八十六匁　利休文一兩二步　茶籠百三十八匁九分　蒔繪盃十枚金三兩　信樂香物鉢金三
兩銀十匁錢五百文　瀬戸茶入銀一枚　萬曆染付香合銀五枚錢十貫文　カイキ三切四十五匁　俵屋切四十一匁　カイキ
切金一步　備前花入銀五枚錢五百文　唐物茶入金五兩　十貫錢古金襴百八十匁錢三貫五百文　天明丸釜金三兩一步
白地古金襴金八兩錢三貫文　春慶茶入金五兩銀二枚　光悦作茶碗金四十五兩　ゆする臺二百七十匁金一步錢五百文　さはり水
金襴手砂糖入四百三十匁金一步　棗筒金一兩一步銀一兩　光悦硯箱五兩三步錢五百文　熊川茶碗一貫目金五兩　薩摩盃臺
瓢金二枚銀二枚　かめの蓋金一枚　心戒箏金三枚銀百文　青貝文庫銀五百枚錢十貫文　趙昌筆貝盡繪表具上下古金襴裏中一
銀三十枚　雞頭切五兩二步銀一兩　伊賀水指五百八十六匁金一步　熊川茶盌銀五十枚錢十貫文
文字古金襴銀二貫匁又五百匁

朔日

〆切水瓢六兩三步　刷毛目鹽笥金五兩銀一枚　萌黄かいき二兩一步　蒔繪四方香合銀五枚　天明姥口丸釜銀五
枚四兩　錦手ちよく金一兩一步銀一匁　黄樂茶入七兩銀二兩　薩摩丸壺茶入十兩二步　白地古金襴金六兩二步　蘭坡
和尚銀五枚　赤繪八千人鉢銀百匁八分　堆朱菓子盆金三兩　宗悟切金一兩銀一兩　信樂水指金十兩銀三枚　光元
章墨跡金二步銀二兩　井戸茶盌金百兩銀卅枚　三十枚利付ニテ外ヘ參ル　南堂墨蹟金百兩銀二十枚　伯菴小服茶盌二貫五百匁　長
二郎黑茶碗筒二貫五百文金二枚

以上蘆江所示

一長崎信牌森戸氏所示

長崎譯司 林熊 劉樊劉陳 柳文林葉 特奉

信牌

長崎通商照票

鎭臺憲命爲擇商給牌貿易爾淸法
紀事照得爾等唐通商
本國者歷有年所絡繹不絕但其來人
混雜無稽以致奸商故違禁例令
特限定各港船額乙卯年來販船
隻外加南京港門壹艘舊年販該年
壹次後不爲例所帶貨物限定估
價約玖千伍百兩以通生理所論
條欵取具船主顧成菴親供甘結
在案今合行給照卽與信牒壹張
以卽收船隻其無凭者卽刻遣回
訖爲凭據進港之日驗明牌票繳
爾欵者再不給牌票按例究治決
條者唐商務必加謹飭儻有違犯
不輕貸各宜愼之須至牌者

右票給南京船主顧成菴

享保拾玖年玖月 日

譯司 限到 日繳

一寛永二年二月五日御所樣駿河大納言樣被爲成候時

御掛物 布袋 一休自畫贊　御釜 今度京より参候　御棚 緑羽 口帯　しばの御茶入 袋木綿 廣東　御茶杓 利休むしくい 今度京より参候

御水指 伊賀　御茶碗 京焼白と黒と二色あり　金紫銅御花入 御花こぶし白玉 菊とち一りん　御炭斗 瓢染 付　御香合　御炭度 雨

始は大納言樣
後は御所樣

御數寄屋獻立　さうそめ付あらき物　なます　御汁つる竹のこ　ぬり物このわた　御めし　二　坪皿せんば鴇　御

汁すまし　引て　かまぼこ　やきとり　からの物　御菓子より水ふにしめて

御くさりの間　床定家書物　かわらの硯きんしの筆水入うしかねの物　御つり釜　袋棚高麗茶碗丸壺　水指かねのつぎへ

どうこの間　なみのへ御所樣より被進候　中卓香具入　獅子香爐　御書院　金臺子そろへて　臺御所樣より被進候あまかさき

天目たてひや汁今度京より參候　小大海袋に入同しく脇の棚に　きんし丸食籠同しく棚に　大海　金の香爐そうみゝきんしの盆

炭とり長火はし羽ぼうき　御床　三幅對梅櫻繪　薄はた二松のしん柳のしん下に白玉赤玉ひむろ梅いろ〳〵下草入　左の床　瓶子二

上に臺天目　丸食籠一　右の書院床　夢のうきはし　上につるし香爐かねの物　拂子はしらにかけて　脇のはし

らにつりてさざいかあわびの樣成物入てあり　三重の棚　抛香爐臺にすへて　さかな入丸食籠二　せんしせき臺石菖入て　上段

の脇　料紙箱上に本書二結たんざく五枚　おさへまきゑ御硯　火鉢に火入て　床　三幅對寒山拾得中だるま　花入松の眞三

柳の眞一

從御所樣大納言へ被進候品

御腰物大小　八丈島三百端　銀子三千枚　御服二百

大納言樣被獻候品

御腰物 大 御刀一文字 小 御脇指吉光　御服 二百　金子 三百枚　綵 しらがくれ ない臺 五　綿 千把 臺拾

御能

三十郎 高砂 久右衛門　七大夫 實盛 春藤　同 遊屋 權右衛門　三十郎 東北 久右衛門　七太夫 是界 彥二郎　三十郎 祝言 春藤

狂言

末廣　宗論　米市　太刀奪

一後藤家

祐乘 昌瑞 瑞之　宗乘 武光　乘眞 吉久 光壽　光乘 光家　德乘 光次 正家　榮乘 正房 正光　顯乘 瑞光 正徧 覃按武林原始作正綱

卽乘光重　程乘光昌　廉乘光侶　通乘 光雄 光壽　壽乘光理　四郎兵衛 光成 光孝

一腰鼓槽工

古折居　古阿古　難波　淨圓　祖父折居　折居　盲折居　善哉折居　大阿古　阿古　三郎太郎折居

女阿古　子阿古　千種　女千種　多武峯折居　盛阿彌　堺一節　祖父彌助　大和彌助　道也彌助

道木彌助　源次郎 二代　大日內匠　半左衛門　久右衛門　金十郎　阿波 勘兵衛 二代

一天正十八年十月四日於有馬御茶湯之次第

阿彌陀堂にて御茶湯座敷二疊敷

御床虛堂墨蹟かけて　長そろり くだに絲をとなし床の柱に掛させられ茶入菊の花一つ入　御釜うてかま 五とくすへ　しきかた

つき 御てう水の間にたなに茶わん かたつきおきあはせられ候也　いと茶わん　茶しやく あぶら竹おりため 利休作　備前水指　水こぼし

志賀の御壺をかつてのうちに金屏風をひかせられ置合せられ候

竹のめんつう　盞置きびむしくひ

御かけ書寒山拾得

客來　一番　利久　小早川　有馬法印　二番　善福寺　阿彌陀坊　池坊

三番　志摩守　こふゐ　かもん　四番　少西　大夫　仁助

○池田氏筆記

一女帝ノ御髪ノコト〔御規式ノ時御刺遊バサルモノナリ〕御刺ノ劍形ト云、圖別ニアリ、天下御産衣地白御紐白但御下前ノ紐地替レリ、元來御上前ハカリニ紐ヲ付ルコトナリ、ユヱニ御下前ノ紐地カハレルナリ〔芙蓉談〕

一御寶船禁中ヨリ出ル、又地下ニモアリ、五條天神ヨリ御寶船ヲ獻上ス。

一三毬打正月十八日ナリ、蒹葭堂云、堂上方ヨリ獻ゼラル丶、竹ニ扇子短冊ヲ付下ノ紙ニ姓名ヲ記サル丶ナリ、トンドウヲ焚ナリ、是ハ新參ノ仕丁ナリ、此トキ白赤鬼出テ舞フ、是ハ土御門ノ卑官ナリ、所謂唱門師(トモジ)ナリ。

一蒹葭堂云、日々御規式天子日供ハ則高橋家ヨリ調進ナリ、御椀土器ナリ、常ノ御膳ハ是モ御椀ハ陶器ニシテ葉ヲカケテ燒タルナリ、俗ニ茶碗ト稱スルモノナリ、陪膳ニハ女官是ニ候ス、所謂典侍内侍命婦女孺ノ類ナリ、典侍内侍ハコレヲ司リ、其以下ノ女官是ヲハコブ。

一芙蓉云、應身鱣(フカ)ヲ以テ作ルトナリ。

一又云、菱葩是ハ鏡餅ノ上ニオクモチヲ云、新甞會ナドノ時神エ備給フモチモ葩ト云、但此モチハ丸

クシテ巾薄シ、赤白アリ。

一又云、烹雜生ノモチヱ烹タル小豆ヲ置、向フニ小角ニ鰊鯑ト莖トヲ置タ、四季トモニ同ジ、禁中ニ雜煮ナシ、今時ノ雜煮ト云ハ烹雜ヨリ始ルナリ〔孟彪談〕

一又云、木地燒魚ニテモ豆腐ヤウノモノニテモ青竹ノ串ニサシタル計ノモノヲ木地ヤキト云、是ニ醬油ヲカケ、又浸ヤキニモスルナリ。

但串トモニ盛之、又云木地ヤキハ禁中ニ限ラズ、平人常ニ燒所ノモノモ又木地燒ナリ。

一又云、服紗牛蒡和カニ茄味噌ヲスリテカケルナリ。

一又云、オツクバイ、文字ナシ、女嬬ヱ正月給フモノナリ、飯ノ高盛大根ノ香ノ物ヲ大ク切タルヲ一ツモルナリ。

一又云、蓬萊木地ニテツクル、別ニクヒツミト云モノナシ。

一又云、餅ヲ茹小豆ヲ煮テ其マヽ鹽ヲ交テモチニカケル、古代ノ小豆モチ是ナリ、今ニ禁中ニ有之。

一又云、袙赤色宮女兒ヘ下サルナリ、近衞ノ士ヘモ下サルナリ、下着ナリ。

一又云、藥玉五月五日禁中ニヲイテ几帳ニカケ給フ、但四日ノ夕方ニカケ五日マデカケサセ給フトナリ、藥玉ハ裁或ハ紙ニテツクル、內ニ藥ヲコメル、幼キ方々襟ニカケ給フトナリ、是ハ邪氣ヲ拂フモノナリ。

一入江氏公御局方ノ裝束ノコト、上着ハ紅梅色多シ、其上ニイタビキ〔生絹ハ紅白アリカタノリヲ付ツイタケニ仕立ヒロソデニシテ巾二布アリスベテ袖ハ大ニ仕立ルナリ〕ヲ着ス、イタビキノ裾ヲ取テ前ノ帶ニハサムナリ。

一芙蓉云、イタビキト云ハ糊ヲシタルコトヲ云、服ノ名ニ非ズ、蠟引ニシタルモノナリ、十二單ノカ

ハリニ常ニハイタビキ着シ給フ、緋ノ袴地ハ精好ナル紐アリ。

一入江氏云。禁中ニテハ髪ニスベテカツラヲカケルナリ、末ノ女中ハ御所內往來シゲキ時ハ髪ヲ巻アゲ笄ニテ留メ、今時下部ニテ片ワケト云ハコレヨリ始ルトゾ。

一大內裏ノ時紫宸殿ノ瓦ハ青キクスリヲカケテヤキタルナリ、裏白ク布目アリ、是ニカギラズ、往古ノ瓦ハ裏ニハ布目アリ。

一公家方ニテハ諸家ヨリ使者ナド參リ案內ヲスレバ內ヨリ應ト答テ出ルナリ、是等ハ古風ノ遺レルニヤ。

一蒹葭堂云、舍人ノコト御車ノ先ニ立、但七歳ヨリ十五歳マデノモノナリ、又十五歳以上ノ者ハ牛ノカザリナドヲシ又御車ノ跡ニ立是ヲ大舍人ト云、尤裝束ヲスルナリ、右ハ八瀬ノ者ニテ仙納丸彌一丸ト云、二軒ノ家アリ、是ヨリ勤ム、年始ニハ玉座ニコトブキヲ賀シ奉ルヨシ。

一主上御衣山鳩色〔薄青色也〕桐竹ノ御裝束ナリ〔但黑色モアリ〕一()|¦〔上鳳凰中ノ左右桐竹下ノ左右麒麟ナリ色絲ニテ織タルナリ惣體ニナ　シ〕夏冬ノ御裝束有、但單袷ノ差別ナリ〔入江氏談〕

一將軍ノ御裝束桐竹ナリ、但天子ヨリ是ヲ織ラセテ給フナリ、將軍ヨリ直ニ被仰付コトハナキコトノ由將軍ノ桐竹ハ模樣ニ織タルモノナリ、織カタ少シ異ナリトゾ、天子將軍ノ外ニ桐竹ヲ召コトハナラヌコトノヨシ〔同談〕

一主上御衣ヲ改メ給ヒ天ヲ拜シ給ヒ、御座之間ニ玉座シ給ヒ、日供ヲ奉ル其品
御飯　御汁　御肴〔鹽ノ干物細ク切テ是ヲツム〕　御香ノ物〔牛蒡胡蘿蔔細クキリテヌカミソヅケナリ〕
以上四品土器ニモル

右白木ノ三方ニ載ル右ハ毎朝御膳スハル計ニテ下ル〔同談〕

一天子常御殿板シキナリ〔但玉坐ノ所ハ高クシテ御タヽミアルナリ〕 御庭築山御泉水等有之蘇鉄一色ヲ植給フ〔同談〕

一天子御在位ノ間ハ琴三弦ノ類其外鉦或ハ遊藝ニ翫物ハ決テ御用ヒ無之ナリ、然トモ仙洞ニナリ給ヒテハ不苦ヨシ〔同談〕

一御所御座敷向ノ鴨居ニ簾〔紅絲ヲ付〕 ヲカケ有之、是ハ互ニ面ヲ見セザル爲ナリト、若往逢フ時ハ外ノ御間ヲ行クナリ〔同談〕

一後桃園院ノ御時御局

女御〔御頭ナリ〕 長橋ノ局〔勾當侍トモ〕 大典侍 新典侍 宰相ノ典侍 ヽヽノ典侍

侍從ノ內侍

以上ヲ御局ト云、右地方ニテ百石ヅヽナリ、此外ニ於末ト云モノ六人アリ、是ハ御手長ノ役ナリ、御側ヘハ出ヌナリ、都合十二人ナリ〔同談〕

一堂上方眉ノコト三歲五歲ニテモ參內アレバ眉ヲ取給ヒ、十七歲ノ時眉ヲ立給フ、是ヲ御月見ト云、眉ヲソリ給フウチハボウ々マユ〔是ヲ天上眉ト云〕 ヲ付ケラル〔同談〕

一菱葩餅　牛蒡ヲ切餅ニテ包上ヲ少シヤキタルモノナリ土器ニモル。

一御即位ノ節ノ月幢ノ內ニ兎桂蟾ヲ畫コトハ月ノ象カエルニ似タル故ナリ　但古代ニハ不畫ナリ行事官ヨリ調進ナリ〔芙蓉談〕

一禁中ニ木瓜ノモヤウヲ付ルコト故ナシ、御翠簾ノヘリニ木瓜ヲ付ルヲ始メトス〔同談〕

一紫宸殿御庭ノ名　南庭ト云　左近櫻右近橘ノコト、往古始テウエサセ給フヨリ代々定ル〔同談〕

一清涼殿御庭　東ヲ櫻ノ御庭ト云、西ヲ棗ノ御庭ト云、〔同談〕

一皇太子御元服ノ御間ハ清涼殿ナリ〔同談〕

一中シノロ男居　往昔ニハ男ノ詰タル所ナリ、後此所ニ女詰ルナリ、男ノカハリナレバヤハリ男居ト書キ來ルナリ、俗ニ御末ト書ハ誤ナリ〔同談〕

一安永八亥年冬主上御不豫被及御太切候付左之通仰出サル

主上御不豫被及御太切候
依無御繼體師宮息男
祐宮九歳爲御養子可
有踐祚之旨
叡慮御治定被　仰出
候事

右奉書折カケ四ツニ折折目ヘカケ認有之字賦右之通ナリ
祐宮樣表向ハ女御樣御腹ニ御誕生ト關東ヘ被仰達候女一宮樣ノ御兄樣ノ分。

一足袋ノコト　禁中ニハナラヌナリ、天子ヨリ御免ナクテハナラスナリ、是ヲ襪御免ト云。

一泉涌寺〔京東山ニアリ〕　座敷幷ニ書畫筆者左ニ記ス
玄圃脇籠〔雪信十六歳筆〕　紫宸殿額　泉涌寺〔張卽之〕　松梅〔額ノ左右ノ下ニ畫ク探幽筆〕　左右賢人之圖〔高ノ左近高信御筆〕　御當家御代々御牌　開山正法國師像　東福門院御瓦御殿〔ケイフク殿ト云フ〕唐山水〔雪舟〕　御次ノ間天井ノ畫〔狩野家寄合筆〕　御化粧之間襖ノ畫唐山水〔元信〕　天井ノ畫〔狩野家ヨリ合〕　天井ノ畫東福門院御文庫ニ有シトゾ　ブリブリノ御手水鉢　清涼殿額　靈明

〔後西院宸筆〕　龍ノ彫物〔左甚五郎〕　左右襖〔探幽〕　清涼殿今ハ靈明殿ト云　天子御代々御牌四條院之像　龜山院當御殿當寺ニテハ新殿ト云　雪見ノ灯籠〔四條院御重寶ノヨシ〕　御塔十一〔但九輪ナリ石ノ瑞籬アリ四條院ヨリ以來御塔ニ定ル此以前ハ御陵バカリナリ〕　後桃園院御塔建都合十二ニナル　女御門院方之御墓上丸シ〔但玉垣ナシ〕　鬼門除ノ柱如此ナリ　女中休足ノ間〔探幽筆〕　大師殿百馬ノ圖〔洞春〕　局方御休足ノ間　門院方同斷　宮樣方同　雁芙蓉雉子小鳥〔吉川傳左衛門筆〕　御家門勅使同〔雪山水鷺鴨鴛鴦狩野外記〕　堂上方同　額〔福海張即之〕　龍唐鳥〔バツシジヨクハン筆〕　所司代同　桃紅葉檜菊小鳥〔永徳〕　床紀州那知ノ瀧杉戸〔松葉軒如閑筆〕　地役方同雪松竹梅〔探幽〕　雷之間　舍利堂〔釋迦肉付齒〕　羽目ニ佛畫アリ寛文八十一月日〔御畫所法橋了琢トアリ〕　天井龍〔正保四丁年八月日狩野法橋山雪筆トアリ〕

御塔之形狀

周リニ石ノ瑞籬アリ
是ヨリ下見ヱガタシ

一天子御位牌ハ般舟院〔今出川ニアリ〕

一安永七戌年六月四日新御壺二ツ禁裏へ御進獻有之、右ハ今朝四時所司代屋敷へ來ル、同日御所使差添フ、御進獻有之當年獻ゼラレシハ愛宕山へ被遣、去年差置レシヲ御上リニ成ヨシ也、又公義へハ宇治ヨリ直ニ江府へ御壺下ルヨシ、尤此節御數寄屋頭衆一人、同御坊主衆江府ヨリ上京ノコト、但例年有ノ通也。

一安永八己亥年霜月廿五日踐祚御祝儀有之、當今今日ヨリ御忌服〔但十三日ノ間一日ヲ一ケ月ノ日ヅ

モリニテ十三日ニテ十三ヶ月ニナルナリ」

一同九庚子極月四日御即位〔此時アマノ橋立名香ハ東大寺ヨリ獻ズ一寸切タルアトヘ餘ノ香ヲ付オクニイユルトナリ」

一同十辛丑正月元日當今御元服遊サル。

一京祇園額　感神院〔照高院道晃親王筆〕
心ノ字ノ點如此也是ハ御傳流秘傳の內也トゾ〔蒹葭堂談〕

一東山大文字ノコト　山州名跡志都名所圖會等ニ見ユ、大ノ字初畫ノ一點長サ九十二間、但是ハ所司代屋敷ヨリ見タル圖ナリ、ユヱニ文字左ノ方ヘソムケタリ、毎七月十六日酉ノ刻過ニトモス也、火ノ數七十二ト云ハ山ニ穴ヲ堀タル也。

一雜色　唐ノ時ノ執金吾ト云モノ也、金吾ハ漢ノ時鳥ノ名漢、此鳥諸ノ不祥ヲ避ルモノ也、天子行幸ノ時御車ノ先ニ立テ御先ヲ拂フ者也、雜色ハ御朱印給フモノ也〔芙蓉談〕

芙蓉云、金吾頭ト云今切籠（キリコ）ト誤也、幕串モ金吾頭ト云、灯籠ヲモキンゴ頭ト云モノナルニ誤テキリコ頭キリコ灯籠ト云、今モ京師ニテ雜色ノ引ハキンゴ頭也。

一攝州四天王寺ノ什物ニ、上宮太子守屋ヲ討給ヒシ太刀アリ、今ハ殊ノ外サビテ鐵ニナリヌ、身ニ丙毛槐林〔白石先生ノ書ニ鍛工ノ名ナルベシ〕

ノ四字アリ、餘リサビタルニヨツテ研ベキヤトテ御鬮ナドアゲタルニ、三度マデ磨ベカラズト出シトナン。

因ニ云、丙子魏林ト云フコトノヨシ。

一孔明陣太鼓　長崎大通詞河間八平治家ニアリシガ、後長崎奉行石谷備後守殿右ノ太鼓所望アラレタル由〔蒹葭堂談〕

覃按、孔明陣太鼓ノ事、神田白龍子ガ雜話筆記ニ見ユ。

一闕ノ屛風ノコト　神泉苑ニ有、保元平治戰ノ圖也、眞跡ハ古法眼ト云、古右京ト東寺ノ寶庫ニアル由、其圖ヲ雪溪ノ寫也、東福門院御寄附ノ由書繪能ク人情ヲ盡シタル故ニ人ノ物言ガ如シト云、闕ノ屛風ト稱スルナラン〔同談〕

一難波ノ蘆　攝州西成郡ニアリ、或河邊郡尼崎ノ邊島々ニ生スルモノ片葉也ト云、實ハ一所ヲサスニ非ザルナラン、難波ノ梅河邊郡尼崎ニアリト、又同郡難波村ニアリト、何レモ仁德帝皇居ノ地ト云〔同談〕

一淀殿草　コノハナノコガネバナト云、漢名本草ニ出ル百脉根ト云モノ也、和名色々アリ、ミヤコグサ抔ト云、此草今大阪御城内外ニアリ。

因ニ云、昔淀殿此花ヲ愛シ給フヨシ、故ニ此名アリトゾ〔同談〕

一天明六年年泉州堺浦海中淺クナルヨシニテ越後國龍澤山善法寺ノ主祈禱ニテ海深クナルヤウニタノミタルヨシ、于時閏十月十九日ノ夜海上ニ龍灯現ジ龍神感應ノ由、追々海中深クナルトゾ、至而珍事ナリ、諸人見物ニ行タル由、善法寺住持代々海中祈禱ヲ致スヨシ、奇異ノコト也トゾ〔同談〕

一釜山浦ヨリ百里外ニカミガトクト云所アリ、上加德浦ナルベシ、下加德ノ南浦アリ、此地ニテ八月

ニ船軍ノ仕形アリ、肥後殿調伏ト云、日本ト朝鮮ト兩ツニ分ケ、弓箭或ハ鐵砲ヲ放チ互ニ爭ヒヲナス、然ルニ朝鮮ノ方ニハ毎年多ク怪我有ヨシ、右肥後殿ト云ハ加藤清正ノコト也トゾ〔同談〕

一日向國宮崎ニ景清ノ碑アリ、銘ニ云

　水鑑景清大居士

年號ハ年ヲ歴テ清ス委キコトハ不知、碑石ヲ削テ病メル者服スレバ病愈ニヨツテ大石ナレトモ過半削リ去ル、ユヘニ年々新ニ碑ヲ建ルト云、近來四方ヲ圍錠ヲメ閉最別當アリ沙汰寺ト云、告ル所アレバ法師出テ拜ヲ免ス、此地鶉ノ名物也、音清亮ナルヨシ、此邊ノ村々木ニテ鶉ヲ造リ賣ヨシ、参人ノ土産トス、同所生目(イキメ)村アリ、村中ニ生目八幡アリ、景清クル所ノ兩眼ヲ祀ルト云、神躰モアリ、今ニイケルガ如シ〔同談〕

　南畝按　秋月家臣云、此ウヅラハ片目鶉トテコト〳〵ク片目也ト云。

一天道法師ノ舊跡ハ對州府中ヨリ六七里豆酘(ツヽ)郷豆酘村ト云地也、法師入定ノ所ナリ、堂社ナシ、山上一里計ハ樹木蓊鬱トシテ雲日ノ光ヲ見ズト、彼地ヲ來往ノ人互ニ語言ヲナサズ、口ニ莽草ヲ含ミテ行ク、若アヤマツテ懐中ノ物ヲ落シ、或ハ衣服ナド木ニカヽレバソノマヽヌギステオク拾フコトヲ禁ズ、拾ヘバ甚祟リ、山ハ即金山ナルヨシ、別當ヲ供僧(クソウ)ト云、毎三月廿一日ニ造酒ナド備ルヨシ、四海波ノ貝ハ豆酘村觀音寺ニアリ、觀音ハ弘法大師ノ作トス、貝ハ人ノ見コトヲ禁ズト、天道法師ハ京師ノ人也トゾ〔同談〕

一芙蓉云、下賀茂ニテ毎五月五日乘尻有之マタ早馬トモ云〔競馬ヲノリジリト云フ加茂ニカギル〕右ノリジリノ場所ヘ埒ヲ〔竹ニテ矢來ヲスル也〕結フ也、諺ニラチノアクアカヌナドヽ云ハ是ヨリ出タルコト也トゾ、右ノラチヲ取ハラヒタルヲ埒ガアイタト云ナリ。

一又云、京御靈ノ神事ニサイノ戈ト云アリ、コレハ木ヲ以テ造ル也、詩經ニ九呂ト云コレナリ。

（ヤウラクアリ）

一又云、佛足石ノコト　日本ニ七ケ所ニアリ、一ケ所ハ大和國奈良西ノ京藥師寺ニアリ、此外ハ退轉ス、栂尾山明惠上人天竺ノ佛足石ヲ移シ置シヲ先年地震ノ時此石絶タリ、其後大御番頭堀田羽州侯ノ御組佐々木新左衛門殿彼地ニヲイテ佛足石ヲ尋ラレシニ一ツノ石アリ、穿チ見レバ石面ニ文字アリ、則紙ニウツシタルニ、銘ニ云

蘇婆卒覩河〔天竺佛足石ノアルトコロノ河ノ名也〕

佛足石ノ圖略ス、委クハ彼書ニアリ。

一蒹葭云、世間ニ行基壺ト云アリ、上古ノ燒物ニテ灰色也、所々古地ヨリ堀出スモノ也、形イロイロアリ。

此形狀ノモノヲ一說ニ堀スヱト云、上古酒ヲモリタル器也ト、和州ニ多シ、又諸國ニ有リ。

一桂姫一人每年始八朔所司代ヘ御禮トシテ來ル、扇子一臺上ルナリ、目見有之鳥目一貫文下サル。

蒹葭堂云、桂姫ハ往昔神功皇后宮臣家末流ニテ、家筋相續往古ヨリ上鳥羽村ニ住居ス、東照宮參河御在國ノ砌神功皇后三韓退治目出度御還陣ノ御吉例ニテ上意有之、被召出三河マテ供奉拜領物

仰付ラレシト也、由緒有之者也トゾ。

一桂女毎年始八朔所司代へ御禮トシテ三四人ツヽ來ル、年始ニ飴八朔ニ菓ヲ上ル〔菓ハ柿梨ノ類ナリ〕桂ノ里ニ住ス、人別ニ鳥目一貫文ツヽ下サルナリ、目見無之著服ハ途中ニテハカヅキヲシ例席ニテハカイドリヲシテ頭ニ古キ布ヲ頂クナリ、桂女ノ名左ノ如キモノ也。

婦クリ　地ゾウ　フクラ　拆ト云リ。

右ノ名紙ニ書付來ル、但徒目附アシライ。

芙蓉云、桂女ハ神功皇后ノ時ヨリ故アルモノニテ、東照宮ノ時右之由緒ヲ以テ召サレタルコトアリ、今モ關東ヨリ召テ下ルコトアリ、是ハユワタ帶ヲ仕ルモノヽヨシ也、又頭ニイタヾク古キ布ハ古代賤者ノ面ヲ覆ヒシモノ也、今時能狂言ニビナンカツラト云、女ノ頭ヲ包モノ是也、但桂女ハ頭ニイタヾクノミ也、古ヘニハ僧女並ニ面ヲアラハニ見セヌガ法也。

一元祿十五〔午十一月廿五日入牢　未三月十七日赦免〕　福島村　天野屋利兵衛　大石內藏助へ武器ヲ仕込遣シタル者ノ由、此モノ子孫大阪道修町ニアリ、代々町年寄ヲ勤ムト云、行義ナル家ニテ武士同樣也、何モ商賣ハセズ、大名方ヨリ少々扶持頂戴スルヨシ也。

南畝云、是上ルリ本ニ所謂天川屋義平ナリ。

一萬歲ノコト、京大阪へハ大和ヨリ來ル故ニ大和萬歲ト云、三河萬歲トハ風俗モカハリウタヒモノモ異也、和州ノ萬歲ハ大夫才藏共ニ侍烏帽子素袍ヤウノモノヲ著ス、所司代御城代へハ七八人ツヽ連立來ル、家中共外へハ兩人ヅヽ來ル、サレドモ小鼓ハ一人モツ也。

一傀儡師攝州西ヨリ大阪へ稀ニ來ル、京へ來ラズ、其躰笛人形ノ傀儡師ノ如シ。

一京都淨瑠理ノコト、入江氏云、昔薩摩ト云モノ諷ヲヨク唄ヒシガ、此ノモノ諷ニフシヲ付テカタリ

シト云、是ヲ嘉大夫節ト云、夫レニ人形ヲ絲ニテツリテツカヒシ也、嘉大夫ニ弟子有シガ此風ヲ語ルコトヲ得ズ、嘉大夫云、所全此流ヲ語ルコトハ難カルベシ、自分々々ノ心ニ任スベシト云リ、依テ兩人ノモノ節ヲ工夫シテ語リシトゾ、一人ヲ儀大夫ト云、一人ヲ豐後ト云、今ノ世流布スルモノ是也、今モ嘉大夫節ノマネヲシテ語ルモノマレニアリ、嘉大夫ノ後ニ角大夫ト云モノアリ、今モマレニカタルコトアリ、尤古風ナルモノ也、嘉大夫角大夫トモニ京ニノミアリ、難波ニナシ、予モ彼地ニテ聞タルコトアリ。

一上代染ノコト、此染元來京高臺寺座敷天井ヲウツシタル也、初メノ名太閤染ト云、又高臺寺染ト云、後ニ上代染ト云シトゾ、右天井ハ角ナル細キ木ヲ四方ニ組ミ赤靑色々ニヌリタルモノ也、尤古風ナルモノナリ。

一蒹葭堂云、百事ノ如意ノ圖、ユリノネハ百合ナリ、柹ノ音事ト通ズ、故ニ百事トス、如意ヲ畫クニテ全ク圖ニナルナリ、又云、如意ノカハリニ靈芝ヲモ畫クナリ、是ハ中華ニテ此繪ヲカキテ贈ルコトアリ。

一芙蓉云、山城八幡宮ノ社士ハ宮士ミヤサムライト云モノナリ。

一秀吉公御廟東山妙法院宮御境内ニアリ、今衰廢新日吉ノ社ト云、今諸人參詣スル所ノ社ハ後ニ建タリ、御廟ノ地ハ今參詣ナラヌ也〔芙蓉談〕

一安井宮御門跡ニ、昔綱羅城門ニ札ヲタテシト云、其札今ニアリ。
芙蓉云、此モノ天延年中綱カノ地ニ建シモノニ非ズ、後世ニ作リシモノナルベシ。
南畝云、先年江戸ニテ開帳セシ時ノモノ井ニ石摺ニテ今ノコレルハ河口田阿ノ作ナリト物語ナリ、河口ハ河內ノ人ニテ桂園ト號ス、名ヲ惟寅ト云、書ヲ善ス、自ラ巨勢金岡ノ流ト稱セリ、

近年八十餘ニテ沒ス。

一大德寺

方丈座敷并庭襖ノ畫眞山水〔探幽〕　當寺開山大灯國師之木像

一大仙院

客殿唐鳥〔元信〕〔此内水クヾリノ鴨ノ畫襖有德院樣入上覽トゾ〕　庭〔相阿彌物好〕

一芳春院

客殿　人物圖　獅子〔探幽〕

一眞珠庵〔一休和尙ノ隱居所ナリ〕

一休之木像〔アゴノヒゲハ則一休ノ鬚也トゾ八十歲ノ時病中ノ像ナリト云〕

額銘　何似　一休自筆

人物〔等伯〕　耕作ノ圖〔雅樂介〕　葭雀木石水屋亭等〔曾我蛇足軒〕

一總見院

御當家之御牌　信長公ノ木像并牌　總見院殿贈大相國一品泰嚴大居士臺靈　豐國之畫像　正一位豐國大明神トアリ。

一天瑞寺

御當家之御牌　天瑞寺殿春巖宗桂大姉肖像トアリ〔太閤ノ御母公ナリ〕　豐國大明神之畫像　秀次公畫像。

客殿襖之畫竹　松ニ日月〔金張付〕　櫻〔同〕〔是ヲ浮ザクラト云以上三間共ニ永德〕

一金一銀　フスマニハリコミタルナリ

青磁ノ花生　浮牡丹花生　以上二品什物ト云。

一高桐院

唐耕作ノ圖　客殿襖ノ畫〔此圖梁楷眞筆ノ寫從雪舟五代長谷川法眼等伯五十九歳筆トアリ〕　細川侯菩提所　細川三齋之畫像幷牌　松向寺殿前參議三齋宗立大居士　當寺開山特賜大悲廣通禪師玉甫紹琮大和尚〔細川三齋公之叔父也慶長十八年月日寂ス〕　庭石灯籠〔三齋秘藏ト云〕　細川侯ノ石碑　袈裟ノ手水鉢〔石ノマハリニ袈裟ノ形チヲホリツケアリ此石昔船岡山ニアリシ塔ナリシヲ利休物好ニテ塔ノ中壇ヲ以テ手水鉢ニ造ル右塔ノ上ト下ノ石餘ノ寺ニ今ニアリトゾ〕

此外ニモ寺アリ見タル分ヲ記ス。

一高臺寺〔東山ニアリ〕

方丈　松雪鳩鶴鷲雉子〔永德〕　彫物蓮〔左甚五郎〕　松蝦蟇鐵枴　孔雀　門〔此門ノ屋根昔太閤朝鮮征伐ノ時乘給フ船ノ櫓ノ屋根ナリトゾ〕　床ノ內ノ畫〔探幽〕　戴安道雪中ノ圖〔此圖江戸御城高野山當寺ノ三ケ所ニアリ高野山ニ有之ハ先年燒失ス江戸ニ有之ハ損ジアルヤウニ云ヘリ〕　圍〔天井椽ニ朝鮮松アリ小堀遠州ノ物好也〕　庭泉水島アリ側ラニ廊アリ樓船橋ト名ク樓トモ船トモ橋トモ見ユルユヱニ云ヘリトゾ遠州ノ物好ト云　御簾下ノ御屏風一雙〔但南面ニ四季ノ畫長サ尺餘八枚アリ　元信〕　風吹柳襖ノ畫〔元信〕　開山堂　開山ノ木像合天井〔彩色アリ細カニ組タルモノ也世ニ上代ゾメト云是ヨリ始ルトゾ〕　孔雀ノ香爐〔俗ニ章魚

ノ香爐ト云〕太閤木像〔御所車ヲ二ツニ切テ安坐シ給フトゾ〕黑塗之椽〔右御車ノ右之下ノフチ也笙琵琶等ノマキ畫榻出シ是ヲ世ニ高臺寺ブチト云又太閤ヌリトモ云トゾ〕開運地藏尊〔ハ太閤守本尊也開運ノ守ヲ出ス〕御對顏之間〔張付ノ光明皇后ノ御筆此御畫元來畫白菊御屛風ニハリテ有シト云〕床ノ間時雨ノ御〔永德〕屛風片シ〔泉州堺ヱ昔唐船入津ノ圖ナリ浮世又平筆〕傘ノ亭時雨ノ亭〔此亭ノ上ヨリ洛中洛外見ユ絕景也　此外座敷向多シ金張付ノ間多シ〕

一京都踊所々ニアリ、島原踊盆中アリ、此外ニ松ヶ崎ノ題目、岩倉灯籠踊、下賀茂ハネス踊、淨土寺村念佛踊、白川ショガイナ踊・祇園町ノ踊也

一難波ニテ昔ヨリ踊ノ囃子ニ
　右每七月十五日十六日ノ夜也。

　ソレ〳〵ヤツトサア
　又ソレ〳〵ヤツトヤア

一同所雀踊ノハヤシカタニ
　ハサリ。ヨイサ。ヤツトサ。ヨイ〳〵
　右雀半兵衛ト云モノヲ祖トスト云。

一芙蓉云、榮西長首座〔榮西ハ京建仁寺ノ住僧ナリ長首座ハ弟子也〕今時京大阪ノ神事ニヨウサヤテウサト云ハ此古事ナリ。
　附神事ニ千歲樂ジヤ萬歲樂ジヤトハヤスコト難波座摩宮住吉大神宮ノ兩社ニカギル。

一攝州富田ノ住清水何某ト云者、例年公義ヘ御香ノ物ヲ獻上ス、此モノ京都町御奉行ヘ持參、夫ヨリ所司代ヘ同心差添來ル、是ハ東照宮ヨリノコトナリトゾ。

一蒹葭堂云、タリノコト、東海ヨリ出ル蒲原鮫ノ類ナリ、其魚皮ヲ干シテ小ク切、七五三等嚴儀ノ膳部ニ用ユ、進物ニ添ルコトモアリ、先ハ膳部ノモノ也、或家ノ式ニテ堂上ニハナキコト也、勿論上方ニハソノ魚類モナキユヘニ京都ニテ所用ナシ、婚禮ノ膳部ニモ是ノモノヲ用ユ、其時ニサメハサムルト云ユヘ時ニ當リテ忌避スル詞ユヘ名ヲカヘテタリト云、足ノ字也。

一泉州貝塚ノ住ト半〔眞教院ト云一向宗ナリ〕東照宮大阪御陣ノ時麨ヲ獻ゼシコトアリ、故ニ千石御朱印給ハル、今モ麨ト干鱧ヲ獻上スルニヤ、所司代ヘハ例年以使者右ノ兩品ヲ贈レリ。

麨〔ハツタイ〕　干鱧〔ゴンギリ〕　彼地ノ方言ナリ。

一京祇園駕輿丁ハ攝州難波村ヨリ來ル、神事ノ節ハ彼地ヨリ來リ神輿ヲカク也、此駕輿丁年始八朔所司代ヘ御禮ニ來ル、年始ニ足袋、八朔ニ干鯛上ル、但兩度トモニ不納也、故ヲ知ラズ。

一東都浪華の似たるをよする

一江戸の櫻花　道頓堀の芝居

右常に人あつまるをいふ。

一淺草の觀音　天滿(テンマ)の天神

右參詣のたへぬをいふ。

一狩野の畫馬　天王寺猫の間〔猫の門元朝になきしと云俗傳あり〕

右昔妙ありしをいふ。

一二月極月八日の笊　四月八日釋迦の花

右竿につけて出すをいふ。

一十軒店の雛市　順慶町の夜市〔夜市晴雨とも有り一ケ年に一夜なし〕

右上は日々下は夜々の群集を云〔但ひいなはかぎりあり〕

一臥龍梅　　難波屋の松〔松一本にて庭一圓にはびこれり〕

右蟠りたるをいふ。

一駒込の富士まいり　十日惠比須

右賣ものを笹につけるをいふ。

一兩國の凉　　天滿の夜宮〔夜宮此日天神の神事にて舟ダンジリと云もの出るダンジリは臺尻三郎が古事ありこゝに略す〕

右舟と煙火をいふ。

一眞先の田樂　　高津の湯豆腐

右名代となるをいふ。

一練馬大根　　覇王鞭

右大きなるをいふ。

一茅場町の藥師　　御茶登地藏

右上は地かり下は一字のみにしてしかも緣日に群集するをいふ。

一芝神明の生姜市　　庚申の昆布

右上は生姜下は昆布をかふ事を例とするをいふ

一錦繪　　刻みこふふ。

右奇麗なるをいふ

一愛宕山の鳶　　馬ヶ場の牛

右尾なき鳶飛んで火になり牛宿して雨になるをいふ。
〔御城追手外馬ン場へ牛多く來り一宿す其頃雨ふることあり〕

一高尾　　夕霧〔ゆうきりといふもの三人あり其後は絕たり〕

右名高きをいふ。

一隅田川　　江口の君堂

右昔心ある人の歌を詠ぜし事あり、今はそうつの身にもおとるべし、常には問ふ人もなく、いほりは元政の不破の關屋に落葉とやら、それは板庇これは茅やにすみたるは江口の君の名はたへで、いまこの堂に尼ひとり其景色もさも似たり、これも名高き名所かな。

江口すみだ川その土地のもやう能く似たり但土手と川と右左りになりてあり。

右一帖關宿藩池田正樹〔稱權左衛門〕筆記にして、禁中〔附〕雜話と題し有之、多くは蒹葭堂芙蓉入江氏などに問ひし事をしるせり。關宿侯〔久世大和守〕所司代たりし時の事なるべし。

寬政六年水無月廿一日　　杏花園

○池上五郎右衛門返書

御手拜致拜見候如御其後者〔略ス〕然者御所御屋根之內に木賊葺と申御屋根御座候哉外に右之名目之所御座候哉とくさぶきと申は木賊を以葺候哉又は板に木賊かけ候哉此段相分り不申御在所より申來り候に付御尋之趣承知仕候右木賊葺は御所御屋根之內にも所々御座候其外寺社等にも數多御座候御所に限り候儀には無御座候屋根板厚壹分四五厘にても枌板なり兩傍正直鉋削計にて御座候得ば木柹葺と申候木賊葺は板厚サ壹分半より木賊と申候壹分半木賊貳分木賊と申候板兩面木口は鉋削兩傍正直鉋削に

仕葺足平均一寸五分に仕足毎に墨打いたしふき立候をとくさ葺と申候其上板厚三分より以上を栩葺と申候御所には當時無御座候寺社方には随分御座候板拵葺樣等は木賊葺と大方同樣に御座候右御尋に付有增貴答申上候略文

○和文倉棟札

一大久保〔忠寄〕西山翁の家に藏書多し、家は江戸愛宕山の下にあり、故に書ごとに愛岳麓文庫の印あり、右大久保西山翁文庫棟札屋代詮賢〔太郎〕書也、文庫二階なし、下は板ばめにして籾がらを敷き有之〔賜金は百兩也〕

寛政五年七月十八日以所賜金創
和文倉
建同六年甲寅六月十八日畢

○寶貨の説

五松舘遺稿に云、謙亭翁云予が三宅先生に親炙せし頃乾字色金をやめて慶長の純金にかへすの令ありて寶貨を改められける時、先生ひそかに予にいへらく、寶貨は時勢に附て差略せさればながく行ふ事かたし、純金に改めらるゝは時勢にかなはず、廿年を出ずしてふたゝび色金にかはりて乾字よりはなを等を降すべし、いやしき譬なれども五文どりと云餅あり、人五人の中へ此餅一つあたへたらんには、蛇を畫て一巵の酒を飲たる類ならん、壹文餅を五つあたへたらば、飢に充るには及ばねども口實とするにたれり、至治百年に及び人民の蕃殖昔日に數十倍せり、純金善といへども五文どりにひとしければ今の時勢にかなはずといふべしと、果して先生の言のごとく、元文紀元の年文字金に改められたり、知言なる哉。

○油渡方覺書

亥八月大之分油渡方覺

一壹石三斗九升七合五夕　日渡り手形三百六拾枚

一三石四斗壹升九合三夕　御廣間方二枚

一壹斗九升三夕五才　二丸表方御用壹枚

一七升壹合五夕　御廣間方臨時壹枚

一燈油六升六夕　御養方御用一枚

一溜油壹合

一拾六石八斗　御賄方差出

一三石六斗貳升壹合五夕　月渡り手形八拾三枚

一壹石壹斗四升九合三夕　西丸表奥二枚

一九合　津田日向守泊り御用一枚

一壹升四合三夕　西丸〔御供方御徒目付 多門詰所二枚〕

一九升八夕　御賄方端油

油合貳拾六石八斗貳升五合壹夕五才

但〔當亥八月晦日油問屋直段壹石ニ付金五兩壹分銀拾匁兩替六拾目〕

右之通相違無御座候以上

亥九月〔私云安永八巳亥ナルベシ〕　神戸治太夫印

御勘定所

○宗號の事

寛政元酉年三月十八日右京亮宅於内寄合申渡ス

右京亮東本願寺使僧最勝寺輪番泉德寺へ相渡候御書付寫

宗號御願之儀無御餘儀事に候乍然當時御繁務中急遽之御沙汰には難被及候猶追て御沙汰有之まではまづ御願中之御心得たるべく候

三月

左近將監西本願寺輪番金光寺へ相渡候御書付寫

宗號御願之儀無御餘儀事に候乍然當時御繁務中急遽之御沙汰には難被及候猶追て御沙汰あるまでは
まづ御願中之淺心得たるべく候
右之通東本願寺へ御沙汰有之候間其段心得相達候
備前守殿上寺役者法月へ相渡候御書付寫
宗號之儀當時御繁務中急遽之御沙汰には難被及候追て御沙汰可有之候
三月
宗號御願元と御復古之意にて敢て新規之事には無之趣に被仰立儀に相聞候得共宗號之儀は一體不輕
事已に輕事に無之を以頻に御願も有之事にて當時御繁務中急遽之御沙汰には難被及との義は右輕事
に無之御願の事に付別て念入行屆候樣にとの趣にて急遽輕卒には難被及御沙汰と申趣意有之候間猶
此旨可申渡事
右書付之通銘々口上にて申渡す
若年寄　京極備前守殿也
寺社奉行　松平右京亮殿也
同斷　板倉左近將監殿也
寛政元酉年三月十八日

○上州高山彥九郎事

上州に高山彥九郎といへる者、餘程學才有之、高名の人なるよし、祖母の喪に三年の喪行ひ、墓所に
藁屋を作り甚荒たるが方一間ばかりの中に寒暑風雪をいとはずとなり、或人高山にいひ侍るやうは、
祖母の喪にかくのごときは禮にてはあらざるならんと、彥九郎答に、我幼なきに父母におくれ祖母の

養育にて人となり侍れば、祖母に父母の恩あり、しかるゆへ如是といへり、彦九郎男子ありけるが、六歳にて喪中父の傍にありて、ある時歌を詠じしとなり、いまだ物書事も出來侍らねは姉にぞかゝせけるとぞ。

喪屋に居て雨のはら〳〵落くるは哀ぞ增る淚なりけり

藤衣ころも寒しと風吹は木葉ちり行音ぞかなしき

右は天明八申年はる未だ喪の中のよし、同年正月十七日吉川玄瑞宅にて林家の書生根本要助物語のよし。

○横山數馬和歌

享保十四年酉四月廿八日横山數馬寄合より大阪御舟手被仰付候時冷泉爲村卿へ遣す

おほやけの惠ならずばいかにみん都に近き難波わたりを

爲村卿より甚感心

天子　仙洞の　叡覽に入るとありて返歌

行かよふ都に近き難波津をめぐみと聞にそへてうれしき

又冷泉爲村卿御感心のうた

待郭公

雨に乞月にかこちて郭公きゝし後だも待たぬ夜ぞなき

當時寄合横山内記殿先祖なり靑山に住す。

○根津祭禮の事

根津祭禮相濟り申候儀は正德四午年九月廿一日但し雨天に付廿二日に相成申候其節之寺社奉行松平對

馬守殿掛り

大名衆より長柄馬出ル分

一長柄廿五本　馬十三匹　藤堂和泉守殿

一長柄十五本　馬九匹　榊原式部太輔殿

一長柄十五本　馬八匹　立花飛彈守殿

一長柄十五本　馬七匹　松平長門守殿

一長柄十本　馬三匹　石川宗十郎殿

一公儀より祭禮に付御名代有之御初穗黄金三枚

一御旅所御假屋爲入用金三拾兩相渡し

右は有增に御座候

外に祭禮番附帳二冊

○常陸國長樂寺の事

菅谷左衛門殿知行所　常陸國筑波郡手子丸村

律院　長樂寺

右長樂寺境内斯多靈神を祭る、毎年八月十五日菅谷公より代參有之、八幡宮之由にて祭禮有之、右寺之什物菅谷御先祖武者修行之節之笈並武器等有之且翁の面黑尉の面同寺に有之、所の者いひつたへしは村の庄屋いにしへ夜毎に何國ともなく謳の聲きく事數度に及べり、ふしんに思ひ其所を尋るに右寺の境内のよし、あやしみ其所ほりければ右のおもて出たるよし、今に什物にして甚奇異なる面なり、斯多菅谷合戰の事東軍記といへる書に委敷よし、書面はちかき頃菅谷氏の麹町御屋しきへ御とりよせ

被成候よし〔覃云東軍記といふは東國戰記のことか〕

○十八羅漢の事

住世十八尊者

第一賓度羅跋囉隋闍尊者　住西瞿陀尼洲
第二迦諾迦伐蹉尊者　住迦濕彌羅國
第三迦諾迦跋黎隋闍尊者　住東勝身中
第四蘇頻陀尊者　住北倶盧洲
第五諾矩羅尊者　住南瞻部洲
第六跋陀羅尊者　住耽沒羅洲
第七迦理迦尊者　住僧伽荼洲
第八伐闍羅弗多尊者　住鉢刺多拏洲
第九戍博迦尊者　住香醉山中
第十半託迦尊者　住忉利天
第十一羅怙羅尊者　住畢利颺瞿洲
第十二那迦犀那尊者　住半度波山中
第十三因揭陀尊者　住廣脇山中
第十四伐那婆斯尊者　住可住山中
第十五阿氏多尊者　住鷲峯山中
第十六注荼半託迦尊者　住持軸山中
第十七慶友尊者
第十八賓頭盧尊者

十六羅漢者。賓雲經第七。佛記二十六名字眷屬及所レ住處一。釋門正統擧二其要一云。如來臨レ滅。勅二諸羅漢一。留レ身住レ世。或四。或十六。或九十九、億如二碁之布一。散二影十方一。或海島或山間。不レ可二得而知一也。按寶雲經列二十六士之名一。各有二百千眷屬及其住處一。然後乃云。如レ是聖人皆不二涅槃一。應二人天供一。爲二世福田一。

谷響集第三云。本朝諸刹安二十六羅漢一。今觀二黃檗像一。有二十八號一。十八羅漢違レ數。未レ審二誰所一レ定。謂十八之中有二二賓頭盧一。豈異人乎。十六者云云。

山口　上生菴誌

〔カリヤ東ノ方〕　賓度羅跋囉墮闍尊者　　〔カリヤ西ノ方〕　迦諾迦伐蹉尊者
〔羅漢堂東ノ方〕　蘇頻陀尊者　　〔羅漢堂西ノ方〕　戌博迦尊者

右之四尊は十八羅漢之内

五百羅漢名〔略ス〕

右者有德公御代本所羅漢寺以御小納戸岡山新十郎就御尋依羅漢寺書上之寫也。

○上野中堂御成の事

常憲院樣

一元祿十丁丑年五月廿三日上野中堂　御建立之事被仰出之
一同十一戊寅年九月三日辰下刻上野中堂へ被爲成候
御供揃五ツ時御供方熨斗目半袴
　但萠黄熨斗目無用之由
御先行列にて被爲　成候
右之通古日記に有之
　私に云萠黄熨斗目無用之儀上野坊中へ承合候處御新造之中堂に御座候間もえると申言葉を恐候て
　萠黄色無用之由坊中書留に相見え申候

有德院樣

一享保元丙申年八月十三日　將軍宣下同九月三日辰中刻上野三　御靈屋へ　御參詣以後年々上野　御
佛參御座候處中堂御參詣之事
右日記書留等に相見え不申候

但享保十三戊申年四月日光　御社參相濟候以後同五月上野御本坊へ　御成に有之
右享保年中上野中堂へ御成有無之儀上野普門院へ相賴山內古帳面相糺し候處享保年中々堂　御成之
儀相見え不申候由申來候以上

寅十月六日　　大田直次郎

右は御徒頭小笠原平兵衛殿の尋によりて書出せし也內々奧よりの御尋なりなどいひし。

寛政六年甲寅十一月朔日

公家衆御馳走御能組

翁　三番叟　仁右衛門
　　面箱持　茂右衛門
　　千歲　六郎

和布刈　觀世太夫　九郎兵衛　惣右衛門
　　彥十郎　新九郎　熊八郎

　　間　新右衛門

經政　金春太夫　平三郎　清右衛門
　　源次郎　喜太郎

三輪　金剛太夫　三郎右衛門　兵次郎
　　六右衛門　六藏　又六郎

あふひの上　七太夫　市郎兵衛　五郎助
　　權右衛門　小左衛門　庄兵衛

開　　　　　　　　　　　清七

祝言　庄右衛門　助五郎　甚次郎

弓八幡　彦十郎　權三郎　庄吉

船渡し聟　　彌太郎

瓜盗人　　仁右衛門

右之日御前置差引の役によりてはじめより終まで見物し侍る。

○國恩記

國恩記八冊立花家の事を記す、大野武範字右衛門著「小幡景範門人なり」記中に所引書名の中

宮川忍齋「石田に與せし人也」關原記大成　安東省菴所錄戰功錄

萩尾助七所授予一卷　天野源右衛門答寺澤志州南大門合戰記

淺川傳右衛門覺書　雲州家ノ記

戸次軍談

小幡熊千代と有之は即勘兵衛景憲幼名なり。

○五松館遺稿の中七條

一近年船到の書に混堂といふ事あり、此方の湯屋のごとし。又大小便をするを出恭といふ、又大小便を大恭小恭とあり、以前の書に見あたらぬ事也。

一夏の夜山に入て火燎をなし鹿をよせて射るを照射といふ、和歌などにも詠てともしと稱す、異苑に於在溪岸照射とあれば西土にもある事なるべし。

一武內宿禰が名は宗德といふよし、函人明珍氏が家傳に出でたり、正史にはなき事なり。

一八雲御抄に番匠ひだゝくみ鍛工かなたくみとあり、かねに對してのひだなればひだは材木の事を云ならん。

一王梅谿東坡詩注に山東人以肉埋飯下謂之飣瓫今のうつみ豆腐うつみめしは卜瓫といふべし。

一謙亭翁云「小宮山木工進也」後漢の頃讖緯はやりたるはあるまじきにあらず、有德廟の紀の子侯にてはじめて封地一萬石たまはらせ給ひし時采邑の中に天下村といふありき、入て大統をつぎたまひし、後日の讖といふべし。

一又云、下總州に蓬田といふ所あり、將門內裏を造りし所也、礎石今なをあり、四方來朝するの心にて四方來と名付たる也云々。

增訂 一話一言卷十三

○唐本直段付

一大平御覽〔百七十五匁位〕　一佩文韻府〔二百廿七匁六分三厘〕
一淵鑑類函〔三百五十匁二分〕　一品字箋〔百五匁六厘〕
一通雅　〔二百八十匁一分六厘〕　一正字通〔廿九匁七分六厘七毛〕
一潜確類書〔五十四匁程〕　一正說郛〔九十匁程〕
一續說郛　〔五十四匁程〕　一藝文類聚〔三十六匁程〕
一康熙字典〔百十三匁八分一厘五毛〕

天明四年甲辰長崎へ承合候直段附奉行所へ買直段之由程と有之候は其節持渡り無之書之由。

○小普請奉行御腰物奉行

元祿十四年巳年三月廿九日淺草寺へ被爲成
一小普請奉行組頭を向後稱小普請奉行と唯今迄小普請奉行を小普請方と可申候
一御腰物奉行頭を向後稱御腰物奉行平組輩御腰物方と可申由被仰出之
右湯原氏日記。

○水戸封邑

同年五月廿五日水戸宰相殿へ上使阿部豊後守を以御願之通新田七萬石高に結都合三十五萬石に被成之

旨被仰遣之。

○星貫月

永祿二年四月四日　星入月
天正八年六月十五日　星貫月〔疫死多明年明智弑信長〕
元和四年　彗星
同五年　彗星〔明年二月三月京都火〕
寛永十四年七月八日　星貫月〔十一月島原陣〕
寛文四年十月　彗星〔明年正月大坂天守雷火〕
天和二年八月　彗星〔明年大地震德松君薨〕
貞享四年七月十日　太白入月體〔同月廿四日大風暴雨明年大風雨〕
元文二年十月　太白星入月
明和七年庚寅六月十三日　木星入月〔七月廿八日夜北方有赤氣〕
寛政七年乙卯七月十三日　月掩木星
元文元年八月十六日　熒惑犯月
同二年正月四日　太白犯月淩時入月中
同年正月十日　畢宿入月
同年同月十八日　孛星見于西天至下旬
同年三月廿六日未時　兩日連而見雲中
同年五月廿一日　歲星犯月

同年七月廿六日巳時　太白星度日月之中
同年八月十五日　太白犯月
同四年十一月十七日　歳星犯月
寛保三年六月九日酉半　見白氣于東辰
同年十一月廿三日戌刻　孛星見西天光芒二尺許
同年十二月廿九日　彗星宿于壁長三四五間見戌方
同年同月廿日廿一日　右同斷
同四年正月三日　彗星光芒遥
同年同月中旬ヨリ　彗星見東方曉天
同年二月十五日午時　乾ヨリ巽ヘ白氣横ハル長半天
同夜　歳星犯月
延享元年三月十二日子刻　歳星入月中
同年四月十八日夜　見黒氣二筋東坤西北渉中天
同年五月六日夜　星犯月
同年六月六日夜　星犯月
同年同月　客星出宿于心尾之間〔猪飼事見泡影記〕

○於殿中被殺害候人々

一寛文八年八月十日　五萬二千石　御老中　井上主計頭正就

御勘定頭　豐島刑部少輔信滿

寛明日記云、寛永五戊辰年八月大十日於西丸豐島刑部少輔信滿井上主計頭正就ヲ殺害ス、青木久左衛門刑部ヲ指殺ス、青木モ亦被創卽死

私云、井上氏女ヲ豐島氏ニ可嫁トテ伺書出シ候處思召ヲ以酒井山城守重隆ヘ嫁セシニ因テナリト云。

物茂卿政談云、台德院樣御代歟井上河內守ヲ突殺シタル者ヲ小十人番衆ノ後ノ御廊下ニテ小十人組留タル事アリ云々。

一貞享元年八月廿八日　御大老　堀田筑前守正俊

若年寄　稻葉石見守正休

御日記貞享元年八月廿八日今朝五時過於御座間御次稻葉石見守亂心致シ堀田筑前守ト討果候石見守卽時ニ脇ヨリ仕留候筑前守突疵深手ニテ存命難計依之御目見無之出仕之面々ヘ老中傳之堀田筑前守樣子爲御尋上使大久保佐渡守被遣之稻葉石見守屋敷當分永井日向守ヘ御預ケ被成候

廿九日堀田筑前守昨夜四時死去依鳴物昨日ヨリ三日遠慮爲伺御機嫌三家甲府家諸大名諸番頭諸物頭役登城堀田下總守ヘ上使戶田山城守ヲ以銀三百枚香奠被下候稻葉石見守又從弟マデ遠慮是昨日之儀故ナリ

十月九日稻葉石見守親類不殘遠慮御免土屋相模守太田備中守登城武田越前守閉門御免以後初而登城

十日堀田筑前守跡式今朝大久保加賀守於宅老中列座被仰渡之

高拾三萬石餘內之　拾萬石餘　堀田下總守

同　三萬石　堀田伊豆守
　　一萬石　堀田兵部

右之通分被下之

一元祿十四年三月十四日

大名　淺野內匠頭長矩
高家　吉良上野介義央
組留　御留守居番　梶川與惣兵衛

湯原氏日記元祿十四年巳二月四日來月參向公家衆御馳走人勅使〔柳原大納言高野中納言〕淺野內匠頭云々

三月十四日勅答并歸洛御暇例年御白書院ニ候ヘドモ今日不慮之儀ニ付御黑書院ナリ
巳后刻殿中柳之間ニテ高家吉良上野介ヘ淺野內匠頭詞荒々敷聞ヘシガ上野介ハ柳之間ヲ立醫者間取付處大杉戶際ニテ內匠頭追詰短(サ)刀ヲ以拔打ニ討掛ル上野介烏帽子著故右鬢ヲ後ヘ掛ケ切付ル振向處ヲ又一太刀切然モ二ヶ所共薄手ナリ于時御留守居番梶川與三兵衛不透飛掛リ內匠頭後ヨリ懷組メシカバ表坊主關休和來リ內匠頭前ヨリ取付短(サ)刀取直肩ニ引掛ケ梶川相伴ヒ坊主衆部屋ノ前置則蘇鐵之間御徒日付部屋ヘ入置勅答相濟內匠頭ハ田村右京大夫ヘ御預ヶ則彼宅ヘ差遣ス戶田能登守御馳走人代リ被仰付之早速家僕傳奏屋敷ヘ差遣之內匠頭家來ト入替
戶田釆女正ヘ內匠頭屋敷家來共可致差圖之旨被仰付早速彼地ヘ被相越水野監物儀田村右京大夫屋敷可致警固旨被仰付之
吉良上野介儀ハ致歸宅疵養生仕候樣ニ被仰渡之乘物ニテ退散

爲撿使大目付庄田下總守御目付多門傳八郎大久保權左衛門其外御徒目付田村右京大夫宅へ相越下總守逑上意之趣淺野內匠頭切腹被仰付候介錯御徒目付磯田武太夫

同十五日月次之出仕有之御目見無之御老中出座淺野內匠頭昨日之不慮之儀幷切腹被仰付候段於席々無洩達之依之今月ハ御禮御請不被遊由ナリ

播州赤穗城請取脇坂淡路守同所在番木下肥後守御目付御使番荒木十左衛門御小性組仁木周防守組日下部三十郎等被仰付之〔但三十郎內匠方へ由緒有之旨御斷申上〕爲代御書院番小西和泉守組榊原采女同十九日梶川與三兵衛今度仕形宜被思召候ニ付五百石御加增被下之旨御老中列座土屋相模守被申渡之

同廿二日高家吉良上野介願之通御役御免

五月六日山田奉行淺野美濃守御役被召上之遠慮如前是ハ內匠叔父ナリ

同十五日山田奉行淺野美濃守跡へ御使番ヨリ堀內藏介

七月十九日御用番被爲召淺野大學事分知三千石被召上之松平安藝守方へ引取可申旨被仰渡之是ハ淺野內匠弟ナリ

八月十九日呉服橋之內吉良上野介願之通屋敷被召上之本所松平登之助上ヶ屋敷被下之旨吉良左兵衛ニ御老中列坐土屋相模守被仰渡之

十月六日呉服橋內吉良上野介上リ屋敷米倉長門守被下之元祿十五年七月十八日於加藤越中守宅淺野左兵衛同道淺野大學召寄閉門御免領知三千石被召上之松平安藝守方へ引取可申旨被仰渡之

一享保十二年二月廿八日

大名　水野隼人正

大名　毛利主水正

組留　御目付　長田三右衛門

政談云、水野隼人正ガ毛利主水ニ切カケシ時毛利次ニハ南部幼少ナリ、家來三人ガ付出ル、隼人萬一南部ニ切カケバ家來モ拔合スベシ、其時御目付手ニ餘ルベシ、カヤウノ事アルマジト云ベカラズ。

一延享三丙寅年八月十五日

大名　細川越中守

寄合　板倉修理

一天明四辰年三月廿四日

若年寄　田沼山城守

新御番　佐野善左衛門

組留

佐野氏刀〔加州住陀羅尼勝國〕　〔脇差粟田口近江守忠綱〕

○諸御役前記

大御番頭〔始記〕

始三組

后越後守　菅沼藤十郎定吉

后石見守　松平善四郎康吉

后山城守　渡邊久三郎重綱

右三組ハ於三州岡崎天正十五年亥〔或十四年戌トモ〕被仰付是御當家諸組人之始也安祥山中岡崎并三州遠州之御譜代衆組下ニ附文祿元辰年朝鮮陣之時肥前名古屋迄供奉

按國朝大業廣記ニ天正十五年丁丑三月二日於駿府大番頭六人始テ命セラレシ所謂一番ハ松平忠左衛門重勝二番ハ松平善兵衛康安〔初三光〕三番ハ松平助十郎秀勝四番ハ松平十三郎五番ハ水野清六郎六番ハ菅沼藤十郎也康安ハ後年水戸頼房卿ヘ屬セラレ松平壹岐守ト稱シ子孫水戸家ニアリ。

後三組

后大隅守　松平忠左衛門重勝

后對馬守　水野藤四郎重仲

后市正　水野清六郎近勝

右三組ハ天正十六子年〔或ハ十五亥年トモ〕被仰付三州遠州之衆武田衆今川衆組下ニ付ト云

右六組ノ內關東御入國以後藤十郎久三郎清六郎右三組秀忠公被爲附候

駿府三組

松平出雲守勝隆

松平石見守康定

水野備後守分長

右三組ハ慶長十二未年被仰付三州遠州之御譜代衆之子共或弟武田今川北條衆組下ニ附ク此上組ハ家康公御隱居附ニテ駿府ニ在住家康公薨御以後關東ニ下ル

慶長十二丁未年八月十一日

慶長日記ニ見ヘタリ。

大御番頭被仰付　山口但馬守
高木主水正

松平九郎右衛門重忠（改丹後守）

右一組ハ元和二辰年被仰付大御番十組相定此組筋寛永十一年年松平豐前守駿府在番之節組中四十二人交代之義ニ付不屆之御願仕右之輩改易被仰付番頭豐前守組頭四人御役被召放此潰ル
但東武實錄ニハ右組中四十二人改易被仰付諸組ヨリ出入ニテ在番勤之寛永十二亥年二月十日於駿府豐前守病死組頭四人ハ御役御免追テ他役ニ被仰付トアリ。

皆川志摩守廣照（改山城守）
〔寛永三寅九月五日新規ニ組共ニ被仰付〕

小笠原壹岐守忠智
〔寛永三寅十二月晦日新規ニ組トモニ被仰付〕

右二組ハ寛永三寅年被仰付
但寛永二丑年大御番頭渡邊山城守家督養子監物ヘ被下組中モ直ニ監物ヘ御預ケ監物并組ノ御番衆トモ駿河亞相忠長卿ヘ被爲附山城守ニハ於江州新知ニ七千石被下二條御城定番被仰付組ノ御番衆ハ諸組大御番ヨリ拔人ニテ三十人ツヽ一年代在番被仰付新規ニ爲代組小笠原壹岐守被仰付ト云
仍都合

内藤石見守信廣
但組中トモニ新規ニ被仰付
〔寛永九申四月八日新規ニ組トモ被仰付〕

右ハ寛永九申年被仰付大御番十二組ニナル

〔寛永十一戌正月十一日新規ニ組トモニ被仰付〕　高木主水正

右ハ寛永十一戌年被仰付之寛永丑年渡邊山城守組中不殘忠長公ヘ被爲附同十一戌年松平豐前守組潰レ二組減ルニ付此以後ニ十二組相定ル

或說ニ屋敷番町ニテ被下表裏ニ拾二組居住ス裏三番町無之ニ付四谷大番町被下ト云。

御書院番頭

秀忠公大坂御陣以前慶長年中初テ御書院番頭被仰付也往古之組割正ク記ス書無之。

慶長十乙巳年十一月二日初テ御書院番被仰付ト慶長日記ニアリ。

御小性組番頭

秀忠公御代大坂御陣以前慶長年中初テ被仰付初ハ花畑御番ト號ス小十人頭御徒頭三役兼帶ト云往古之組割又ハ御役之年月日モ不知。

一番

元和九亥十二月十四日　松平伊豆守信綱

西丸　一番

元和九亥十二月十四日　阿部豐後守忠秋

右若年寄兼

新御番頭

寛永二十年未八月七日當御役初テ四組被仰付

他本ニ初ハ御近所番頭ト云トアリ。

御成記　安西甚兵衛

同八日大番ヨリ三十人小十人衆ヨリ十人以上
四十人召登城御近習番被仰付之　玉蟲八左衛門宗茂
中根次郎左衛門正頼
遠山重左衛門

右四組ハ寛永二十未年八月七日被仰付新御番四組相定是初發也。
同十四日古番小十人ヨリ入番　曾我太郎右衛門
駒井右京親正

右二組ハ慶安元子年六月十三日被仰付新御番都合六組相定　水野源左衛門淳遠
澁谷隱岐守良信

右二組ハ享保九年辰年十一月十五日被仰付御本丸五組西丸三組都合八組相定　土屋平三郎正盛

右一組ハ享保十三申年三月廿五日被仰ヽ西丸方四組ニナル都合九組ニ相定元文二巳年閏十一月廿三日西丸新御番相止一組ハ御本丸方ニ二組ハ竹千代様ヘ被爲附都合八組相定一組ハ割組ニ成ル

御徒頭

大坂御陣供奉　松平豊前守　大阪御陣供奉　松平右馬亮
同　三井左衛門佐　同　松平志摩守
同　阿部左馬助　同　內藤市正
同　植村志摩守　同　安部彌市郎
同　〔此組后潰ル〕松平內膳

右九人銘々ナリ

此組二組ニナル一組潰ル　河村善二郎
此組潰ル　内藤甚十郎
水野勘八郎
中山助六郎
根來小才次

右之外御小性組番頭兼帶

駿河　一番組　此二組ニナリ佐野左京亮高林河内守へ預ケ　松平監物乘次
岡部内記
同　四番　御小性組與頭兼　内藤市正信廣
外尾市左衛門
同　五番　此組二組ニナル榊原左衛門小栗又市へ御預　三井左衛門佐
當時　能勢甚四郎
八番　台徳院様御上洛ニ付元和九亥六月　安部彌一郎信盛
當時　藥師寺次郎左衛門

割組
駿河　十二番組　此組一組二組ニナル佐野左京亮高林河内守へ御預　松平監、、、
承應元辰十月十八日此組潰ル　松平新平勝直

西丸

二番　台徳院様大坂御供　松平與兵衛昌俊

三番　同　當時　瀬名傳右衛門

當時　植村志摩守家政

山高十右衛門

小十人頭

一番　元和九亥六月朔日御小性ヨリ　御持兼　中根傳七郎正成

二番　元和九亥六月朔日寛永五辰正月十一日御目付へ　鵜殿新三郎長直

権現様御代ハ御徒頭ヨリ小十人衆支配カ不分明台徳院様大阪御陣前後ハ御小性組番頭支配共以後新規ニ被仰付

西丸

一番　元和九亥六月朔日御小性組與頭兼
寛永二丑七月朔日御小性組與頭　藤九郎ィ　稲垣藤七郎重□

二番　元和九亥朔日御手水番ヨリ　御小性組與頭兼三枝宗四郎守恵

此外ハ皆寛永慶安ノ頃ヨリ前録ニ有之。

○御歩行番所日帳

貞享元年子八月廿八日〔堀田筑前守殿被害候日ナリ〕

二ノ御丸　佐野内藏丞政信

中山平右衛門勝職

林藤五郎忠和

御供番　　稲生七郎右衛門正盛
助御供　　松浦市左衛門信正

同日月次之出仕ハ在之候へとも御禮は無御座候
同日稲葉石見守儀致亂心堀田筑前守を於御座敷突申候石見守儀當分仕留申候由筑前守儀は深手には候へとも未存命之由右之趣大久保加賀守殿被仰渡候此段五半時過俄觸にて同役中へ稲生七郎右衛門被致廻状候
同日爲御機嫌窺明廿九日何も登城之由承候明四ツ時分御登城可然候其外相替義不承候
追啓堀田筑前守殿死去之由八半時分承候對馬守殿下總守殿へ御悔今日は参間敷由小十人頭衆と申合候
右之通重而同役中へ七郎右衛門被致廻状候其外殿中相替義不承候
御徒番所日記に右之通有之。
○御成御道筋下目論見
田安御門より三番町通水野出羽御屋敷脇前右へ六番町通室賀圖書屋敷前脇市谷御門より左内坂八幡裏門より表門へ御通拔尾張殿屋敷裏門前より本村町左へ四谷阪町より鹽町一丁目右へ又左へ御堀端四谷御門前より紀伊殿屋敷前通赤阪裏傳馬町左へ同所表傳馬町より右へ同町通松平筑前守屋敷前松平日向守屋敷前より松平大和守やしき前左へ大久保富三郎屋敷前脇より愛宕下藪小路加藤佐渡守屋敷前同所田村小路田村左京大夫屋敷脇宇津權五郎屋しき前松平陸奥守中屋敷前脇新錢座町濱中御門より濱御庭へ被爲成候。
御膳所　　中島御茶屋

還御濱大手御門より尾張殿屋敷幷築地稻葉播磨守屋しき前通津田外記屋敷前より西本願寺御通抜土屋山城守やしき脇前太田備中守やしき脇前より南八町堀本多隱岐守やしき前より左へ橋御渡本材木町通五町目より左へ大鋸町より右へ通り町日本橋より室町十軒店本白銀町より今川橋御渡元乘物町鍛冶町鍋町新石町須田町より昌平橋御渡湯島横町より神田明神裏門より表門へ御通抜聖堂へ御立寄御堀端通り水道橋御渡右へ三崎稻荷前より小川町松平壹岐守やしき前脇高木筑後守屋しき前脇駒木根大內記屋しき前佐野鄉藏やしき脇より酒井紀伊守やしき前脇飯田町中坂下通御厩前より清水御門矢來御門。

右之通寬政七卯年五ツ時之御供揃にて被爲成候八ツ時頃還御不殘步行にて被爲成候予も從行して跡押を勤めし也〔壹四番組御徒勤役の節なり〕

〇中堂御成

寶永四丁亥年二月十二日巳上刻出御上野中堂へ被爲成夫より日光御門主へ被爲入申上刻還御。

右御徒御番所日記〔瀬名記ニ十二日日光御門跡へ被爲成〕

〇鷺大明神

出雲杵築大神ニ入攝社鷺社ト云瓊々杵尊ト云、或說大巳貴命ノ使稻背ハギ也ト云。

因幡國八上姬ト兎ノヤケドヲ大巳貴命藥ヲ教ル白兎大明神ト云ヲ訛リテサギ大明神ト云。

本所吉川源十郎內ニ出雲ヨリ祭ル疱瘡ノ神也。

按、雜司谷鬼子母神末社ニ鷺大明神アリ。

〇國朝大業廣記抄

國朝大業廣記序

恭惟至哉神祖之創業。大哉神祖之成功。爾來國朝聯綿。能讓大樹之任。以續征夷之職。二位內府之

威。施于無窮。兩院長者之號。傳于不朽。故四海仰神祖之盛。八區稱神祖之遍。不待余言而明矣。方今余門人樋口仰常語諸記。好摹雜錄。校撿彼說。訂正此論。以爲老年之樂也。乃作此書。而號國朝大業廣記。所謂自天文壬寅至元和丙辰。七十五年之事實。合爲百五十卷。可謂集成不少矣。雖然涉獵之廣。恐有失誤。幸觀覽者。宜考訂焉。因題于其首。以應其所請耳。

明和元年甲申孟秋國子祭酒朝散大夫林信言子恭拜書

藤澤山藏書清淨光寺傳說ノ考書ニ云ク、德川右京亮有親公ノ御兩息親氏公泰親公ニハ應永三年正月急難極運遁レ難シテ御貌ヲカヘ假ニ時宗ノ僧ト成セ給ヒ、御本國上州新田領ヲ御立退キ參河ノ國ニ到セ給ヒ、酒井松平ノ兩宗ヲツガセ給ヒシ事ノ次第沙汰申傳ヘ、往昔ヨリ其說區々ナリト雖モ慥カナラサルコト而已ニシテ敢テ一決シガタシ因テ

參河記　御年譜　官府ノ武德大成記　尾張ノ成功記　紀州ノ創業記
水戶ノ東遷基業　家忠日記　後風土記　啓運錄

等ノ諸本ノ說、幷時宗傳ノ傳記トモ皆以其趣ヲ異ニセリ、御先祖ノ中ノ御姓名太平記ニ出サセ給フベキニ、德川ノ何某ト名乘セ給フ御方ナシ、仍テ何レヲ虛トシ何レヲ實トスベキノ正說ナシ、故ニ見ル人每ニ之ヲ疑ヘリ、是實錄ナキノ故也、但シ有親公御父子參河ニ至ラセ給ヒシコトハ時宗家ニ實錄アランカト、予本寺藤澤山〔相州鎌倉郡〕ニ居テ尋レトモ、更ニ實錄ナケレバ何レヲ是トシ何レヲ非トスベキコトアタハズ、然トモ古來予ガ宗ニ種々ノ說有シ其中ノ一說ヲ流布スルノミ、然ル處ニ延享三年寅ノ三月中旬江府麻布二本榎淨土宗永信寺ノ住持全察ト云シ僧、予本寺藤澤山ニ來リ山主ニ謁センコトヲ乞フ、之ニ因テ卽チ山主ノ遊行五十代快存上人ニ謁シ、告ルニハ當家ノ御先主有親德阿彌公ノ御守本尊宇賀ノ尊像〔其形小蛇ノ圓ク蟠リ相環ルコト五ニシテ其高サ四寸五分アリ〕有親公御直筆ノ御願文一軸予是

ヲ所持シ奉レリ、然ルニ其出所ヲ尋ルニ延寶年中上州新田領祝人村ニ眞言ノ僧亮辨ト云フモノ、祖父何某亮辨ニ云テ云ク、今予ガ許ニ傳ル處ノ宇賀神ノ尊像幷武門急難救助ノ願文一軸ハ、予ガ先祖ヨリ之ヲ相傳セリ、然ルニ予年來一社ヲ建立シ安置シ奉ンコトヲ志願セシカド未ダ果サス、予齡ヒ既ニ八旬ニ及ベリ、汝ハ幸ヒ釋門ニ貌ヲ得タリ、是奇異ノ因緣也、市中ニ交リ觸テ一宇ヲ建立シ、此宇賀神ノ尊像ヲ安置シ奉レトテ、卽チ之ヲ授與セリ、時ニ延寶五年正月此尊像ヲ護リ奉リ、緣ニ任テ江府ニ至シカトモ亮辨其願ヲ果サズ、末期ニノゾミ法弟印長ニ之ヲ授與セリ、印長モ亦亮辨ガ遺言ヲ果サズシテ同ク落命ニ及ベリ、然ニ予印長トハ從弟也、故ニ彼尊像幷御願文予ニ傳レリ〔中略〕予齡已ニ七旬ニ及ベリ、若空ク落命セバ此尊像永ク世ニ埋レ給ハンコト歎ケリトテ、亮辨ガ再興ノ記ヲ添テ上人之ヲ授與セリ、上人之ヲ受得テ卽チ尊像ヲ拜シ奉ラレ驚怖シテ告ニハ、吁カヽル靈驗新ナル尊像殊ニ弘法大師ノ彫刻ニテ比類モナキ尊像也トテ、更ニ又恭ク御願文ヲ拜シ奉ニ其御文ニ云

迎レ僧寄ニ志願一

同姓逆族震ニ猛威一吾逼ニ極運一經ニ稔崇ニ敬宇賀神一有ニ今急難一爲ニ嘆祈一其夜鼠色脫衣僧來汝可レ送レ衣求レ貌川ニ此國一天命末ニ殺罸一非時速可レ去再三加レ詞師何人諸國偏行者也枝葉天覆爲レ住宿ニ後山一夢覺信武勇士敵追弱將逃レ命務有ニ己辱ニ臨生一終尊爲ニ向拜一作ニ一世誓盟一士側候隣里僧有耶山後偏行有レ聖此時志ユルマリ求レ道迎レ僧不幸道本盛衰時者兒移送衣ハタシテ鼠色也、驚怖心ニアフレ披夢事聖退而可レ待レ時我起レ念爲ニ逆黨一出レ國治前之恨也子子累彥ニ誓東國榮存命一不レ離レ尊志願アラハレ奉レ師跡隱茂山上邦爲ニ獨步一丹情勿レ空誠恐誠惶頓首再拜

歲鬼宿月在ニ大簇一日向ニ五德一　　德阿彌

ト書シ給ヒシカバ、實ニ有親公ノ御直筆ニテ近代未曾有ノ珍書ナリ、今夫レ三百五十餘ノ星霜ヲ經テ

當山ニ入セラル、コト誠ニ不思議ナル哉、時ナル哉〔下略〕　〔本書ニ應永三年ナルベシト云リ〕

○將軍宣下御日限

後陽成院慶長八年二月十二日　　從一位右大臣源朝臣家康公

同朝同十一年四月十六日　　太政大臣從一位秀忠公

後水尾院元和九年七月廿七日　　從一位左大臣兼左近衛大將源朝臣家光公

後光明院慶安四年八月十八日　　右大臣正二位兼右近衛大將源朝臣家綱公

靈元院延寶八年八月廿三日　　右大臣正二位兼右近衛大將源朝臣綱吉公

東山院寶永六年五月朔日　　内大臣正二位右近衛大將源朝臣家宣公

中御門院正德三年四月二日　　内大臣正二位右近衛大將源朝臣家繼公

同朝享保元年八月十三日　　右大臣正二位兼右近衛大將源朝臣吉宗公

櫻町院延享二年十一月二日　　右大臣正二位兼右近衛大將源朝臣家重公

桃園院寶曆十年九月二日　　右大臣正二位兼右近衛大將源朝臣家治公

當今天明七年四月十五日　　内大臣正二位右近衛大將源朝臣家齊公

右椿嘉樹暦代將軍略譜ニ見ユ

文化十三年四月二日御轉任

右大臣正二位兼右近衛大將源朝臣、、

○御旗本屋敷附抄

延寶二年八月諸大名御旗本屋敷附ニ云〔寫本也〕

末次平藏殿　中橋梶町大屋中村太左衛門處

○使者明鑑

元祿四年板行使者明鑑〔横本二卷アリ〕諸大名御旗本小役人又ハ二男等迄屋敷所付アリいろは分ナリ
〔瀨名氏藏書ナリ〕

○貞享曆〔寶曆〕

貞享曆ノ末ニ貞觀以降。用宣明曆。既及數百年。推步與天差。方今停舊曆。頒新曆於天下。因改正而刊行焉。

貞享元年きのえね十二月大三十日せつぶん。

右瀨名氏にて寫之。

貞享曆引

陰陽既開之始。伊弉諾尊議三天。以立年。神武御寓之時。始定時。以序月。隨晷影。布文教。當中古文物之隆。推曆日。齊七政。詳明時運矣。今也去古已遠。設術未備。而時曆甚後於天焉。臣竊憂。後來益差。謹造新曆。再拜稽首以上言。然不許頒用矣。夫交食人之所共見。而舊曆頻不相合。是以重奏表。欽以聞。粤貞享元年三月己巳。從三位安倍朝臣泰福爲陰陽頭時。奉勅。議改曆法。用大統曆。臣伏以此曆今西土之所用。而殊無百年消長一之法。則將來可以有差也。夫曆依地而起法。立術而合天。今日出日沒。異域不能無異差。奚足以用之哉。既而以新曆密古合今。十月辛酉。詔賜名曰貞享曆。明年頒之於天下。泰福等嘗恐推步與天步有其差。自甲子年。至丁卯年。窺天運於渾儀。測日行於表景。以正術以驗法。實密合天道者也。前是効驗之尤者。俱著于曆議矣。自今而後。人民得節氣之正。農桑無時候之差。永蒙聖朝主（主疑至）治之澤。萬代大有年爾。

元祿己卯春天文生保井助左衛門源春海

本時ニ元祿之内澁川ト被仰付御入用ニナキ事ノ故不具記。

右得蜷川氏所藏寫之。

一寶曆四戌十一月

貞享改曆以後是迄貞享曆相用候處違有之付而測量被仰付今度於京都改曆宣下曆號定陣儀被遂行新曆號寶曆甲戌曆と被相定候依之來亥曆より新曆頒行之事候

戌十一月

右之通可被相觸候

〇本度寺過去帳

小金本度寺に古き過去帳あり大抵關東名將等之卒日を記せりと塙撿挍の話。

〇鶴郡鶴羽記

鶴郡屬峽中。乃在富士嶽之北。當初人王第七世　孝靈帝七十二年。秦始皇遣徐福。發童男女數十人。入海求仙。其所謂蓬萊渚。蓋吾富士嶽是也。徐福既至。而知秦之將亂也。留而不歸。遂死于此矣。後有三鶴。蓋福等魂之所化云。其鶴常在於郡。故名焉。郡分上下二鄉。上者曰大原庄。下者曰羽置庄。又有九山八湖。皆仙境也。元祿十一年春三月二十九日。一鶴死於大原。吉田村之民以白官。官遣川井渡部二吏撿看之。以其肉及兩翼獻東都。葬其骨於村之福源寺。諡曰淨鶴。客歲寬政甲寅春三月。雙鶴下吉田村。自以觜拔羽。翩翩乎如白蓮之墜落。犬群吠之。人集觀之。則翺翔沖天去。而不復下。後遍求諸九山八湖之間。遂失其所在。蓋登仙去耳。今歲乙卯春正月。州之等力村萬福寺主得其一羽。以珍之。請之記。予聞昔太元中。武陵漁者入桃源。逢避秦人。傳以爲奇事也。然而重往。則遂迷不復得。亦蕉鹿之夢哉。今秦人之所化鶴。亦雖既登仙去。而不可復見。其羽依然而存。則實是奇事。實是

奇物。豈可不珍焉乎。豈可不記焉乎。

寛政乙卯夏六月甲辰　黒浦靈松龍鱗菴嚢端撰

右ノ記及羽甲州等力(トドロキ)村萬福寺主三車上人携來。

○出雲大社狀

卷ヘ付なり

一筆致啓上候然者來春之御禮
爲可申上名代向掃部差出之候
因玆於
大社神前御祈禱之御玉串致進
覽之候猶奉期後慶之時候誠惶
謹言

十二月吉日　俊秀

○左官庄八蘇生

寛政八年丙辰四月五日病氣付五月四日晝九ツ時蘇生八半時猶亦絶命七ツ時頃蘇生

南眞木町　左官　庄　八

當辰四十五歲

右之者夢中に授り候文

天中見而大水一族歸

右人天眼目ト云禪書ニ有之由尤室中吾心君臣之部ニ有之

寛政七年卯十二月朔日南眞木町由右衛門蘇生いたし候

○腰鼓兄弟

註書讀［第十九佐渡ノ條ニ］鎌倉妙法寺日澄注ニ菅丞相時平ト菅根ト同行如鼓ノ故事ヲ引ク［タケノ長短ニヨリテ］南史曰。沈懷文。吳興武康人。三子淡深沖。名譽有優劣。世號爲腰鼓兄弟。云々。［世說補ノ注ニ引］此事ニヨリテ附會セシナルベシ。

○關新助

算術名高き關流の祖關新助墓は、牛込七軒寺町淨輪寺〔日蓮宗〕にあり。

紋所蝶　妙法　寛永五年戊子　法行院宗達日心　十月廿四日

近頃新に一碑をたつ、孔平信敏〔萩野喜内松平出羽守臣〕其文を製す。

文化四丁卯百年忌追善あり。

○逸存禪錄

近頃〔寛政年中〕越中富山春日山光巖寺洞水和尙此國につたはりてかの國に亡びたる禪錄を書寫しもろこしにわたさん事を乞ふ、その書目

洞山禪師語錄　曹山禪師語錄　刧外錄　宏知錄　拈古錄

覃云、刧外錄古寫本藏于家〔辛巳仲春念四〕

○御產の時こしき落す事

御さんの時御殿の棟よりこしきをまろばかす事あり、皇子御誕生には南へおとし、皇女誕生には北へおとす、是は北へおとされたりければいかにとさはきあけおとしなをされたり。

山槐記云、自日陰間上轉甑破三分〔兼破之以麻結之落後爲令破也召使持之兼在棟化隨其告可落之由說仰云而誤落北方不足言事也仍更取上之侍所司盛光相副令落之件甑自社所有大原渡內膳大炊令用之後渡廳於廳破結〕少屬安倍資成相具召使進寄令取之出西中門、徒然草云、御產の時こしきおとす事はさだまれる事はあらず、御胞衣とゞこほる時のまじなひなり、下略。

本草綱目故甑蔽之附方引千金方曰胎死腹中及衣不下者取炊蔽戸前燒末水服卽下
按以千金方釋之則徒然草之說有相類因暫採錄焉然本邦用甑者厭勝之術而胞衣不下則自屋上轉之以散其氣實異於千金方治法也術家有別說乎尙可考焉其取甑於大原野者蓋以爲藤氏皇后也今皇后爲平氏而取於大原野者或因循于舊例歟

右野々宮宰相〔定基〕平家物語抄〔十二卷アリ〕に出たり。

右有野廣通說也。

○攝州多田院

湯原氏日記

一元祿九年子六月廿五日
攝州多田院權現今年七百年忌ニ付贈任勅許被授正一位之旨依之金子三百兩下行米貳百俵被下之旨京都所司代迄老中達書被遣之

一同年八月十九日
九鬼長門守攝州多田院御修復御手傳被仰付出來ニ付下奉行相勤候長門守家來爲御褒美被下之時ふく二羽折野津甚右衛門同斷早川彌三右衛門

一同九月三日ノ記ニ
攝州多田院權現祭禮正月廿七日初而有之由
寬政七乙卯年春夏の頃多田院寶物幷古文書小石川一寺へ下向懇望之屋敷々々へ內拜爲致候五月十二日白山御先手與力近藤重藏義學之聖堂にて終日拜見古文書とも寫取申候
別記

○嵐のおろしぶし瀧のつたひぶし

源氏物がたりに、聲すぐれたるかぎりさふらはせ給ふ念佛の曉がたなどしのびがたしといへるもたゞ其聲のよきにはあらず、聲明にすぐれたる僧をえらばれたるよし、念佛といへるは阿彌陀經の與なるべし、またおなじきものがたりに、法花三昧おこなふ堂の懺法のこゑやまおろしにつきてきこへくるいとたうとく、瀧の音にひゞきあひたりといへるもおほかたの景氣ばかりをいへるにあらず、懺法の典に嵐のおろしぶし瀧のつたひぶしといふ口傳のあるを思よそへてかきたり、むかしはかく女房などにもしり侍りけるに、いまは此名目をだにきゝたる僧もなきにや。

右六條内大臣〔有房〕野守鏡にみえたり。

元應元六内大臣同七月薨此書永仁三年ニ記スヨシ前ニ見ユ元應元ヨリ廿四年以前也。

建治元年

今年一遍上人時宗ヲヒラク

永仁三年ヨリ廿一年前

右石野遠州廣通說。

○御狩歌

享保の頃しば〳〵野山に御狩ありけるが、明日もとく出させ給はんとして、鳴島信遍〔道筑〕にうたよみてよとの給はせたまへるとき

信遍

あすはまたかるもの露のいのちともしらでふすゐの夢やみるらん

あすのみかりやみにけり〔馬島玄仲來話〕

○大髑髏

水戸府城より西北に祠あり、大きなる髑髏もて神體とす、惡路王の髑髏なりといへり、近き頃松前と蝦夷地との堺なる熊石といふ所にても大きなる髑髏をほり出せり、かたはらに所謂雷斧のごときもの多くありしとぞ、今雷斧といへるものをみるに、質は鐵石の如く人工のなすところに似たり〔以上村上島之丞秦檍麿話〕

○くさうるし

早稻田宗源寺のむかひなる何がしの御莊の垣に、かゝれる草に毒あり、わすれても手なふれそと內山先生のやつがれがまだわらはなりける時、かたり給ひけるを思ひ出て、本草の事このめる醫生に〔宮川竹菴〕尋侍りければ、これは鉤吻和名クサウルシといへるものなりとぞ〔本草鉤吻一名野葛辛溫有大毒〕

○をだまき草

近來藝園の家にもてはやせるヲダマキ草の漢名を同じ醫生にとふに、多くは救荒本草の耬斗菜にあつれども、形狀おぼつかなし。太田徵元の說には、白附子にちかしといへり、白附子は今トンボウ草にあつる草也となん。

○陀羅尼輔

吉田桃樹の槃游餘錄〔大峯洞川の條〕川にそひて洞のおほかればほら川といふべきを、音のあやまれるにや、こゝに陀羅尼輔といへる藥あり、そを調じぬる所へいたりてみるに、黃蘗のたま〳〵しき皮を煉つめたるもの也、大峯にてたける香のけふりのたまれるに百草をまじへ加持したるものなりなどいへるは、よしもなきことなり。

○ほん／＼鳥「紀州五十九村の事」

同書「中津川の條四月廿二日」高尾津村を出「略」三里山風屋山山崎子森などいへるを過「略」ほん／＼鳥とて夜などうつやうなる聲のみおり／＼聞ゆ「かつこ鳥にはあらず」ころは五月にちかけれど、晝も猶いれる衣ひとへあはせのものなどかさねゝば寒さたえがたし、南は紀伊國の境吉野郡竹筒村より北は同郡長門村まで、たて十五里ばかり、よこは東より西まで七里ほど、村かず五十九、村は古より田畑の貢も奉らず、はた二荒御神夏冬二たび難波のみいくさにこの村々のをさども四十五人したがひ奉りしより、いまに四十五人のふちを下し給ふとて、弓槍など家々にもちたり、田畑はまれにて男は木を伐出し、女は茶をつみてすぎはひとし、布麻などはすくなく藤にておれるあら／＼しきものをまとひぬ、すがたにはにず心はすなをにて、情ふかく夜も戸ざしなどはせざりけり。

○蟲たれ笠

同書に、熊野まうでといふものは蟲たれ笠をかうふり「熊野の道は木ふかくひる多ければそれをよけん爲なりといへり」杖皮などにもめなれぬ形多く、ふりぬる世のものとみゆ「京傳骨董集に委し」

○中將姫山居語

同書に、雲雀山得生寺　宗祇法師の筆とて中將姫山居語といふものをかけるは筆のたゝずまひいみしく曼陀羅よりもたうとく覺へつ。

○山櫻

佐藤一見の新傳秘書に、山櫻桜サクラ野櫻桃ユスラとあり、太田徵元の說に、汝南圃志にある山櫻よく吾國のサクラにかなへりと、宮川竹菴かたれり。

○風病流行

大久保酉山翁考風病流行之事
享保十八年癸丑六月七月〔七月十二日長髪幷供廻り格別減少にも可相勤旨被仰渡候〕
十五年目
延享四年丁卯九月十月〔九月廿九日同斷被仰渡候〕
廿六年目
明和六年己丑十月〔十月四日右同斷被仰渡候〕
廿七年目
寛政七年乙卯三月四月〔三月廿八日右同斷被仰渡候〕
八年目
享保二年壬戌春
○享保度大阪落城の御祝
享保二十年乙卯五月大阪落城之支干に當り候に付五月十一日御祝儀御能有之
弓八幡　田村　湯谷　舟辨慶　融
狂言　アツウ　唐スマウ
○難城事迹傳
延寳三年乙卯之節ハ御神儀之御沙汰なし。
難城事迹傳二十卷林道春作也、今林家になし、林又三郎殿にありといふ〔讀耕齋の後也〕と榊原一學話。
○石田三成使

石川三成が使に八十島といふものあり〔武德大成記〕當時御持與力八十島庄助といへる人の先祖なりと、同人の話也。

○縫庵信頼歌

京に隱者あり縫菴といふ、琴をよくひけり、信頼（ノブツラ）といへるもの横笛をよくす、二人相和して樂むに、狸庭に來りてその尾を股間にいれ、腹つゞみうちてたてり。

やよやたぬましつゞみうて琴ひかんわれことひかんましつゞみうて　縫菴

はうしよくたぬつゞみうてわたつみのをきなことひきわれ笛ふかん　信頼

福井立助の物語のよし、鳴島氏〔忠八〕にきけるとて、鈴木氏〔新右衛門〕予にかたりき。

○松平內藤

松平藏人信孝の末は內藤龜吉といふ、五千石なり、今も松平內藤といふ〔大久保酉山語〕

○貞恭院樣御事

寛政六年正月八日紀州にわたらせ給ふ種姬君樣御逝去也、貞恭院殿と謚し奉る、御遺骸は御國に入らせ給ふ、和歌山の御城より三里あなたなる濱中長保寺に葬となん〔天台宗〕御法事は三月二日より八日まで、和歌大相院〔天台宗〕にてとり行はれしとなん〔禎語菊地〕

○吉良義央の幼名

元祿二年巳十一月二日湯原氏日記

吉良上野介召之願之通上杉彈正大弼二男春千代養子被仰付之

覃按、是吉良義央ノ幼名ナリ。

○證明院様御事

伏見邦長親王（一品） 女（御母綾子内親王是素淨法皇誠仁皇女）

比宮（従三位家重公御簾中）

享保十六年辛亥五月七日江戸御着御直入于御本丸同年十二月七日西丸へ御移徙同十五日御婚姻同

十八年癸丑九月半産御男子十月三日逝御法名證明院智岸直惠大姉葬東叡山而高巖院殿御相殿也

享保十六辛亥年

二月十一日

一伏見邦永親王姫宮比之宮御方此度京都より御下向に付向々御迎被仰付候事

五月七日

一比之宮御方今日板橋通御本丸御廣敷へ御着之事

五月十八日

一御同人様家重公へ御縁約之御弘并今日より姫宮様と可奉稱旨被仰出候事

六月十八日

一家重公より姫君様へ御結納被進御祝儀有之候事

六月廿五日

一姫君様御附御用人被仰付此後追々御附人被仰付候事

十一月廿五日

一姫宮様御附大勢被仰付候事

十二月十五日
一姫宮様於西丸御婚姻相濟奉稱御簾中様候事
同十七壬子年
九月廿七日
一御簾中様卯中刻御供揃にて隅田川邊へ御延氣に被爲入酉刻頃歸御之事
元祿四未年四月十日桂昌院様隅田川へ被爲入
同十八癸丑年
六月十五日
一御簾中様御着帶之御祝儀有之候事
九月十二日
一御簾中様御流產之事
十月十四日
一御同人様去ル三日御逝去同十三日東叡山へ御葬送御牌號奉稱證明院様と候段被仰出候事
十一月廿八日
一證明院様御贈位爲御禮御使上京之事
○至心院様御事
元文元年
十二月十九日
一於西丸來巳年於幸之方御着帶に付御墓目御篦刀役等御用懸り被仰付候事

同二丁巳年

五月廿八日

一家治公御誕生に付御産婦御事向後御部屋樣と可申上段御書付出候事〔梅溪中納言通條卿御息女后至心院樣と稱す〕

十二月十二日

一御部屋樣御事竹千代樣御誕生後初て從西丸御本丸大奧へ被爲入候に付從吉宗公御祝儀之被進物品々有之候事

元文三戊午年

一御部屋樣飛鳥山筋へ被爲入候事

寛延元戊辰年

二月廿六日

一御部屋樣〔家治公御母堂〕　今巳上刻御逝去之事

三月四日

一御牌號奉稱至心院樣候事

三月十一日

一東叡山へ申刻御出棺酉刻御送葬相濟

〇御女中樣遊覽之事

寛保二壬戌年

三月十三日

一利根姫樣飛鳥山へ被爲入候に付西尾隱岐守御供被相勤候事

寛延二己巳年

　三月十九日

一五十宮之御方今日未刻從京都板橋通り御本丸御廣敷へ御着

同三庚午年

　三月十九日

一五十宮樣濱御殿地へ被爲入候事

　○小林野間の事

大阪夏御陣之時大野道犬を生捕しは小林田兵衛、野間金三郎兩人なり、今も大御番に小林田兵衛あり、道犬が脇指を所持す、野間金三郎家〔勤不知〕に道犬が刀ありと、大久保酉山翁の物語也。

　○芭蕉翁事

芭蕉翁桃青、幼名は松尾金作、後甚七郎と改、藤堂和泉守殿家來也、目白臺下上水堀割の時、甚七郎其事をつかさどりしとぞ、其後日光御普請の事をつかさどりし時、何やらんあやまちありて

　道ばたの木槿は馬にくはれけり

といへる句をして仕官の望をたちしとぞ、又藩中を亡命せし時の句とて、人のつたへしは

　さま／＼の事思ひ出す櫻かな

今も松尾半左衛門といへるはその弟の家筋也といふ。

　○三河記

御儒役　人見友元法眼

三河記改出來ニ付貞享三年十二月十八日時服二ツ銀二拾枚拜領被仰付候

右之通リ申傳外委敷儀相知不申候以上

〔當時林家ノ國役ヲ出セル帳ニモ御儒役林大學頭トアリ〕

酉山翁云、是世にある所の武德大成記〔三十卷〕なるべし、公儀へ上しものゆへわざと名をかへて世には傳へし也、其家の書名には武成餘談とあり。

或云、水府烈祖成績に所引松榮紀事といへるもこれなりといへり未詳。

其後林祭酒〔衡〕の說に、松榮紀事は武德大成記なりといへり。

○北條家印

右北條家古文書ノ裏繼目ニ有之印也。

○間宮左衛門尉

正德年中人也。

一 間宮左衛門尉源敦信〔享保十九寅四月十六日大御番へ御番入是迄ハ小普請土屋甚助支配也 大御番戸田右近將監組ニ入〕

右間宮氏の事人の尋しゆへ瀨名氏にて承候處右之通申來候。

○川井越前守

明和二乙酉年二月廿五日御座之間御次

小普請組設樂甚十郎支配組頭より

御勘定吟味役　伊奈半左衛門跡　川井次郎兵衛

同七年庚寅二月廿八日於御前

御勘定奉行　御勘定吟味役　川井次郎兵衛

安永四未年八月二十日芙蓉之間松平周防守申渡

田安家老山木筑前守　御勘定奉行　川井越前守

中台筆前可相勤旨　田安領之内御役料千俵被下之

○胡弓

内田茂十郎〔八町堀住居〕所持胡弓の銘

田茂重新製提琴記

紫檀良材。極難得也。茂重萍遊長崎。古家山口氏者。以爲庫藏基址者。强請獲二尺。意將造提琴。于時在舘清客程赤城。頗爲題古調二字相贈。茂重歸家之後。斷作琴竿。淸亮之音果殊常。眞不愧程題字。大雅此刻程題落款於竿杪。又記事由其下。寛政壬子仲夏。南部平大雅刻題。

長崎山口氏なるものゝ土藏の土臺の木紫檀也、其家つぶれて後その土藏拂物に出し時茂重これを得て胡弓につくれりと。

祭邕焦尾少知　　晉陶令無絃響
復沈古調而今稱　　獨絕淸商一曲寄

同心

題贈

日本東都田茂重

先生

吳趨程赤城

○釋奠祝文

維年號幾年歲。次干支。〔二八〕月朔。越干支。命從五位下守大學頭林某。敬致祭于大成至聖文宣王。惟王德配天地。道冠古今。刪述六經。垂憲萬世謹以幣帛醴齊。粢盛庶品。祗奉舊章。式陳明薦。以兗國復聖公。郕國宗聖公。沂國述聖公。鄒國亞聖公配。且設十哲木主。貼先賢先儒畫像於東西。而以周元公。程純公。程正公。張明公。邵康節。朱文公。從祀。向饗。

○武德大成記

堀田氏之家系ニ

天和三年癸亥十一月九日御當家御記錄御改被成候旨阿部豊後守正武堀田下總守正仲兩人吟味可仕旨被仰付候

貞享二年乙丑八月五日下總守御用掛り御免

營中日記

天和三年十一月十三日ノ條ニ

御書物御用被　仰付候　林　春常

阿部豐後守堀田下總守　人見友元

可受差圖旨被　仰渡候　木下順庵

貞享三年丙寅九月七日御記錄出來差上候ニ付

同月十八日

時服十　阿部豐後守

銀貳拾枚時服三　林　春常

銀貳拾枚時服二宛　人見友元

　木下順庵

銀五十枚　弟子五人へ

右者御書物御用被　仰付候ニ付被下之

按、堀田下總守正仲者御大老筑前守嫡子部屋住ニテ御用掛被仰付候貞享元甲子年十月十日父筑前守正俊之遺領十萬石被下置同二年乙丑六月十日若年寄御免御奏者番被仰付候故御褒美之時名前ナシ。

又按、武德大成記卷三十ノ跋ニ右四人ノ名アリテ貞享三年丙寅九月七日トアリ。

右大久保忠寄考

○謙亭筆記抄

一浅野内匠頭〔赤穗城主五萬石〕家士四拾七人吉良上野介やしきへ夜討し主の仇を報ずといふ、其節の申合には上野介殿の首を上たるものも外にかため居たるものも其功勝劣あるべからずと定むると也、尤なる事と諸人後に感心す。

一中根丈右衛門〔銀座役元珪といふ〕算術に長じたるもの也、杖を造る、右の杖をつきてあるけば幾里歩行したるといふを識也、其杖の名を何と可名付やと數年思ひわづらひける、ある時柳子厚文集を見侍しに、記里鼓賦あり、題註に記里車あり〔文集の一とす〕是を以右の杖も記里杖といへりとぞ。

一會津松平肥後守正之公は惟足翁の神道の弟子にて尊仰也、惟足翁會津へ被參し時、一日野外へ同道ありしに、我百歲の後こゝに墓を立よとて松樹を植させられ、惟足翁に歌よめと仰ありしかば

君こゝに千年の後の住所二葉の松や雲をしのがん

また雪のうたに

玉鉾の道ゆく人の寒さをもしらでながむる今朝の白雪

一惟足翁京都に登るとて戶塚の驛に止宿せられしに、宿のあるじの子に相手となりし小厮共兒に無禮なる體を主の見咎て其怒り强くむちうちけるを、惟足翁色々と勸解せられけれども、主聞入ざりしを惟足翁とりあへず

思へ人つかふも人の思ひ子ぞ我思ひ子に思ひくらべて

と詠ぜられし歌に、あるじも感心してゆるしけると也、其後年をへて小厮成人して江戶惟足翁の許に來りて古昔年摘者主のむちうち殺もすべきを公の御惠に命も介かりしとて禮に來りしと也。

一能の狂言に釣狐といふあり、泉州南の庄小林寺の塔頭に永德年中の頃耕雪庵といふ住僧に白藏主と

いふ僧、常に稲荷大明神を信仰して感應あり、三足の狐ありしを抱へて歸り靈妙多かりしと也、此事より大藏何某狂言に作り後右狐の敎にて所作に至りしとなり。

一起證文の字配書樣左のごとし古法也といふ

梵天帝釋四大天王惣日本國中　六十餘州大小神祇殊伊豆箱根
兩所權現三島大明神八幡大菩薩　天滿自大在天神部類眷屬神罸
冥罸各可罷蒙者也仍起證如件

年號何年何月何日　苗字名判〔名乘不書〕

宛所｜何年ノ下ニ支干ハナシ

宛名ハ其日出席之老中大目附兩人計也

評定所御用番御老中御宅兩所之内にて誓詞被仰付與御奉公被仰付候へば其日御城にて誓詞被仰付候也誓詞の節追付其席へ出んとする前に左の藥指を爪際の所を少皮をはねて置血判する時、其所を小刀を先にて少し突ば其儘血出てよし、幾度も突は見苦し、鼻紙を貳枚ほどもみて右の袂に入置、其紙にて指の血を拭事のよし、扨又小刀をさす時に脇さしを差たまゝにて小刀も差べし、差よきとて小刀櫃を上にすれば脇差に反りを打樣にみへてあしき也、心を付べし、血を右の手の藥指に附て居判の穴の白き所におす也、墨の所に附れば見えかね候故也、血判して跡にて誓詞をいたゞく人あり、夫はあしき也。

姓名

此邊に血を押す

一芎藥の粉を新敷鍋釜にふりかけて、蓋をして翌日白水（米をとぎたる水也）にて外に刻たる芎藥を煎出し候へば銕氣少も不出、又ほうの炭にて鍋の內をぬりて置つかへばかな氣は少しも不出と奇妙也。

一軍の陣といふ詞重言のやうなれども、朝廷陣の座にまぎれぬためにいひし言葉と野々宮宰相定基卿の被申し。

一らいぜうどうの弓と云ふは源三位賴政弓術に達し自分の物ずきに弓藤を卷せたり、人々見て其通にいたされたり、後に名付て賴政藤(ライゼウトウ)といへり。

一奥州は大國にて國中一揆起る事昔は度々なり、官軍を遣し又國主郡主一揆の黨を鎭るに兵粮不足なきやうに精を詰たり、其風殘て今に仙臺の糯名物のやうになりし也。

一唐土明の代の一石は我國の四斗六升也、壹兩は拾匁也、銀拾兩は則銀百匁也。

一文昭院樣

御徒目附組頭　都筑安右衛門

同人惣領　都筑彌右衛門

右安右衛門事正德元年辛卯三月十五日病死跡式之願書武藤庄兵衛へ差出置候處惣領彌右衛門四月十九日忌中にて病死に付弟源太夫へ跡式被下置候樣願書山川安左衛門を以差出久世大和守殿へ上候處安右衛門惣領彌右衛門弟源太夫へ父安右衛門跡式無相違被下置候旨於躑躅之間井上河內守殿被仰渡候右家督被仰付候前忌中にて死去のもの家督不被仰付候也

此一件是まで例無之處同役岩室伊右衛門達而相願出候故上にも御聞濟被仰付候ありがたき事なり。

一弓の絃にひくゝすねは藥煉の略語となり。

一犬追物の日記に曲參は「犬一匹射取」と記す、陪臣は犬一匹と計記す、古實の由也。

一秋山源藏「天正十年三月十一日」甲州田野にて武田勝頼公の御供にて討死の時、辭世の句

　春散て秋山の實はなかりけり

一枯默上人に紫の衣ゆるされし時

　雲なくぼられしからまし假初のうき世に染る紫の袖

一利休へ門人問ふ、座敷は「數寄屋の事也」如何樣成可能候やと問ふ、利休曰、埋木の多き座敷よく候とこたふ、又有時田舍の侘數寄より金子壹兩利休へさし越、何なりとも茶調へ給れと申越す、利休則晒布壹匹調へ遣す、這事に侘は何なくとも茶巾だにきれいなれば茶湯はなる事也。

一寶永の頃武者小路中納言實陰卿關原下向の時富士山を

　都にて月と花とはしる人にみせばや富士の雪のさかりを

此歌雪の盛と申ことはめづらしきと人々申あへり、夫木集に賴氏朝臣

　見わたせは杉の葉青き色もなし雪のさかりの三輪の山本

如此ふるくよみてある也、實陰卿の歌月と花とはのは文字おもしろし心を付へし。

一或人本多忠勝に向ひ、足下には度々戰場になれ給ひて具足の早着いかやうなるがよろしきや、御傳授奉希候と被申候へば、忠勝のいはく、諸家色々の傳も候へ共、今宵は夜討もあらんかと無心許時は、具足を着して何ぞによりかゝり伏居たるほどの早着は無之と相傳也、きく人感心す。

一享保十年丁巳三月下總國小金原御鹿狩被遊候小金は我等支配所なれば惣御用壹人にて承候「勢子計も六萬人也」其時の御勘定奉行の內稻生下野守おどけに被申候は御鹿狩つゐに不見如此之大業例も

無之事御自分にも初てなり如何無心元と被申候故我等申候は源義經宇治川初陣なりたれとても軍の稽古いたし出るものは無之候楠正成といへども初ての軍は初陣也此程の御用とても氣遣は無之と申一座の人々笑ひ給ひし。

一井上主計頭〔初名半九郎〕　阿部大藏少輔妾腹の子也、懷胎のまゝにて半九郎父半右衛門方へ嫁して半九郎を生む、此事大猷院樣よく御存知の事にて御取立也。

一文明の頃福島左衛門大夫綱成といふ人、北條氏康公の幕にあり、左馬頭源賴國の十七世の孫福島左近將監基宗の後胤なり、父は兵庫頭正成と號す、此正成武勇の人にて甲州報田河原に於て武田信虎公と合戰の時大功をあらはし討死す、亦慶長の頃福島左衛門大夫正度といふ人あり、紛らはしき故に記置。

一中院前内府通茂公御物語ありしは、先年辻伯耆守といふ樂人の方へ被入せ候て樂事數々御物語あり、伯耆守孫を出して太鼓を打せたり、其次に其父を出して太鼓を打せければ障子へびり〳〵と響たり、其音すさまじかりける、其次に伯耆守打拔事濟候て障子へ響し事を内府御不審有て孫のうちし時はせうじへ響音なし、子息の打しはひゞきわたり侍れば、其方打ならば嘸々ひゞかんと思ひしに其事なし如何とたづねあり、伯耆守申上候は、孫は若年一向鍛錬無之故音を裏まで打ぬき候事なりがたし、倅は裏皮まで打ぬき申候故障子へひゞき申候、私ははるか遠くへ打ぬき申候二町三町之外まで響き可申由申上る則其通り也し、内府公甚感心ましませし由直の御物語承り候故記し置候、この伯耆守は樂一道は名人のよし也。

以上謙亭筆記より抄出す、謙亭は小宮山木工進昌世の號也。

○はうた

白髮三千丈　　忍海和尚

我が黑髮もしら絲の千尋〳〵にまたちひろうさやつらさのますかゞみいづくよりかおく霜

打起黄鶯兒　　玉山先生

たそやあの花ふみちらす鶯をいなせてたもれなかすなよなけばぞしづが目もあわず戀しきひとを夢にだにみぬわいな

陌頭楊柳枝　　岡多仲

さとの柳の枝たわみあれ春風がふくわいなわしが心のやるせなき君が心はしらずへ

やみの梅　　對州　古川大炊

やみの梅かをりにむかふまどゝまど便を風にそむけられせめてたのしむ夢にさへア、扨しん氣みへもせぬなんのぢよさいも墨筆のとがにならねばうつゝなきなさけにしづむなさけとなさけすぐる月日の數〳〵もすつる枕や戀のふち

井手の里　　堀大膳奥方

人わいざ心もしらずふる里の花のおもひにかくすとも風の便にいわせたやアゝなんとせんわがおもひうつる月日のつれなさにとめてとまらぬこまのあしいづれそなたへ行春の色をのこせし山ぶきの花の下ひも中〳〵にとけぬむかしがましかいな尾花にあらぬ袖の露人こそしらねおきふしのいはねどいろに井手の里

右文竿翁手書也。

○魚鼓侃竝圖（ギョコカンパン）

委は昆陽漫錄ニ出ヅ。

○無佛齋

無佛齋藤叔藏所著集古圖〔十卷〕寫本〔二十二卷許もあり未成書也〕好古小錄〔二卷〕好古日錄〔二卷〕寛政九年八月十九日京都にて死去遺言して吉田に葬る。

○齊民要術古寫本

尾州名護屋の文庫に古寫本の齊民要術の卷物あり、その紙は北條顯時へ往返の狀ならんと云〔磯谷滄洲話〕

○離情詩話

離情詩話送中慶子歸浪華詩序

南郭服元喬

豈啻女色謂之傾城傾國哉。其於孌郎也亦然。中村慶子者。浪華人也。幼乃也。從左萬菊。而學三線與歌謳。洎嬉遊諸技。能聞而不假再詢。後學書畫。頗臻其妙焉。年初弱冠。來于東都。游於百戲棚。遁學陰陽師。風流婉麗。郁郁乎美矣哉盛矣。雖當世名旦師哉。莫過也。能出乎其右焉者。故能蹀路考僊魚。卓々然擅大名寰區焉。加之不盛粧濃飾。姿色絕倫。人皆靡弗嘖々稱歎也。蓋自天開地闢以還。未有如斯麗人也。由之觀者如堵。揚袂爲帷。連衿爲幕。廣陌摩肩。通衢揚塵。不竢朝鼓。而戲場作市。

或工畫者。寫之狀貌。鏤梓陳諸市店。則紙價頓貴矣。遊戲此地。亡慮三年矣。是載癸亥之秋。「今茲也」九月十日。辭東都去。無緇無素。無老無少。不論知之與不知。皆愁顏離苦。別涙盈席。殆可舟也。嗚呼其所以能令銷魂斷腸者。天歟命歟。將夙因緣歟。我不知其所自來也。此所謂變郎傾城國者非邪。上從縉紳。下至臧獲之徒。爲携行厨。餞金川驛。吾黨諸君子各賦詩。以擬陽關之曲。南郭子爲之序。

送中慶子歸于浪華　　大寄　德夫

離筵楓樹鬪紅顏。君自神仙遊世間。此日飄然向西去。遙知紫氣滿函關。

同前　　苾蒭子密雲

西風搖落雁鳴悲。君指浪華飛馬歸。關路迢迢何日盡。涙沾衲子苾蒭衣。

同前　　錦江鳴子陽

開筵落日送君行。旅雁偏驚離別情。到日浪華早梅發。因風爲贈武昌城。

同前　　西臺滕太乾

朔風落木金川流。此地開筵餞遠遊。不識何時復相見。驪歌一曲使人愁。

同前　　蘭亭高子式

古驛蕭條對夕陽。西山楓樹照行粧。浪華此去三千里。不識離愁孰短長。

同前　　南溟江子園

醉擁驪駒不可留。江亭風色奈離愁。今宵共指關山月。明夜相思各上樓。

南畝云、此數篇恐贋物姑以傳疑耳。

〇挿花

五節日可用事

元三　梅　水仙花　金錢花　上巳　桃　柳　欵冬

端午　竹　菖蒲　石竹　七夕　桔梗　仙翁花　梶

重陽　菊　萩　雞頭花

凡此等をほんと可用也。

高く用さる物の事

金錢花　がんぴ　かんぞく　ぜんまい　つわ　しのぶ　ひとつ葉　おもと　ふきのたう　ふしなで

しこ　太山桔　浮桔梗　つち草　くちなしの花　岩つゝじ　かうぶし　ぎぼうし　まんじゆたけ

かうほね　りんだう　あか草　さわちしや　白丁花　沈丁花

凡此等の類なるべし。

○漁父所網太刀

寛永十年二月廿三日舊中日記ニ

一今度於北海漁父娶網引上之太刀國主中納言利常獻之依爲奇物則被遣大僧正天海之許處可爲日光山東照大權現御神寶之由被申候請了者相叶賢慮云々。

増訂一話一言卷十四

○茂睡記〔一卷寫本〕

もはや食か出來たるとて膳をすゆる、汁は大根を駒のつめにきり、鹽いなたを入る、赤いはしの燒物なますは大根のさゝかしに是にも鹽いなたを入、これはかり也、睡かいふ、是は御嘉例の料理成へし、いつかたにてもおほとしの晩より正月三ヶ日は嘉例とてそさうなる料理のかるき事也、正月は年の始にて祝ふ事かと思へは我等となりの者は嘉例とてもちをもつかす、三ヶ日さかなをりやうらす酒をものまぬ事也、又三ヶ日手水をつかはす、常器(ジヤウキ)をも洗はす、ぬくひてはかりをく家もあり、本郷の渡邊茂右衛門所にて門松をたてす、竹はかりたつる、赤坂御門〔今ハ四谷ナリ〕のうち相馬殿にては主人かみさまよりはしめて女おとこのこらす顔になべすみをぬる、家の內へはいりたる禮衆をもとらへて顔にすみをぬるか嘉例也云々。

元祿七甲戌年霜月日

此書は渡邊茂右衛門法名茂睡と云者の作也、茂法師と云、睡法師と云、茂右衛門と名を三人にわけたるは心意情の三ツを思へるにや〔下略〕

○〔信武〕　狂歌たび枕〔上下〕

○寛文五むつきの末つかたにいさゝかのしたくにてのほり侍るが、まづ淺草寺にまうではいしすゑての森にしる人侍れば、たづねてみやと川のほとりより舟にのり、しな川へ行んと。

○吉田を出あか坂にて夜あけければ、松平彦十郎宅によりていしゆいかにとたづねければ、いまだおき侍らぬ、まづこれへとてうちにいりければ、ていしゆめすり出てさてもめづらしやこれへとておくに入ものがたりし侍るに、うづらのよき聲し侍るまゝほめければ、あまた出し見せ侍るうちに、いよ〳〵よきこゑあり、これはめづらしなどいへば、一とせ公方によこぐるまとてよき鳥侍りしも此所よりいで侍るなり、それにもあまりおとらじとそれがしかなぐるまとなづけ申なりとありければ、よくなをつけ給ふとて

一こゑはおすにをされぬかなぐるまゝだなかぬこそきのどく鳥よ

さてゑをいれ侍ればそのまゝふけりしまゝに

ゑをまけばそのまゝふけるうづら哉さてもよくにはなくとりのこゑ

○高田[淀にて也]（吉田イ）といふ人のもとへ行侍れば、いろ〳〵のちそうのあまりにいぬをころし料理したまへば、とりあへず

かわいやなころ〳〵としていたものを我ゆゑにこそいぬじにはすれ

○十とせばかりにもなりぬらん、たじまの國へ行役しにみち三里のほどきつね火にておくられし事あり、我ひとりにもあらず、しれるもの多し、おろかなるものにはきつねつきくるはする事あり、手のゆびの爪のうちへこのかたのつめをいるれば、おゝかたおつるものなりこゝろへぬべし。

中頃狂詠すきし人あり、世に流布してもてはやす、諸國歌枕の執行にとて、江城の邊を立出、九重の雲路にのぼり給ふ頃、こゝかしこの名所舊跡一見して歌よみ給ふを、草紙にして狂歌旅枕と題す、見る人ねふりをさます、是を二冊にして世のなぐさみにもと令板行者也。

天和貮年戌初秋上旬

繪師菱河吉兵衛
江戸おやぢ橋本問屋酒田屋開板

此たびまくらは永井信齋といふ人歟、此集の中のうたに
永井ことをおもひあつめてさま〳〵に信濃よきこそ信齋ぢなれ
といふあり、已が姓名をいひしにや未詳。

○官中秘策の作者

西對　西山彌藏〔字叔〕後隱上總九十九里、初め南禪寺僧碩學にも可成處歸俗官中秘策作者也。

○宇都宮宗圓

宇都宮座主宗圓　源義家公奧州征伐の時祈禱をせし人なり、宇都宮より出たる名字大久保氏なり、大
濯藤五郎といへる人にもらひし名字也といふ、後大久保と改む。

〔雲根志〔前編〕〕抄

一陽起石〔雨ふらんとする時忽然と汗を生ず　野客叢書に所謂錦紋花石の類歟〕〔卷一〕
一無帽塔〔二十〕無縫塔の誤也〔同〕
〔赤き石筆あり、遠江國島田より二里ばかり北千葉村にあり、江府平賀氏考へ出して今專らほそく切
て懷中の筆に用ゆ〔卷二〕
一代赭石、藥店に痣手(イボデ)薑手(シヤウガデ)の二種ありて、痣手を上品とす。
一相傳ふ松脂千年をへて茯苓となる、茯苓千歲の後に再化して琥珀となると誤れり、松脂は琥珀とな
るべし、茯苓は別種の物也、薰陸琥珀の苗なるべし、塵を吸ふを上品とするは非也、吸ざるものに
最上あり、加賀の產よく塵を吸ふ也〔後編一〕

○釋氏要覽「中　道具　什物」

道具　中阿含經云。所レ蓄物可レ資レ身進レ道者。即是增長善法之具。○菩薩戒經云。資生順道具。

什物　經善疏云。什物雜也聚也。大概之辭也。乃是一切受用器物也。

○寛文年中日帳寫

御徒番所日帳云

寛文十戌年六月十日

甲府宰相殿へ三千石づゝの御加增にて岡野長十郎戸田作右衛門兩人被進候

六月十五日

同日四ツ時分に山王祭例上覽に御櫓へ被爲成候八ツ過に還御被爲遊候

同十年八月十五日

同日紅葉山御宮御遷宮戌の下刻相濟候由

○茶釜

茶見世金兵衛所持

紋所五七ノ桐　前ニ二ツ　後ニ一ツ

先祖江州坂田彦根鮫井之長者之由に御座候

江州百姓「茶みせのものゝ兄」坂田傳十郎家より出る

江戸白銀町一丁目

名主明田惣次郎支配

家主次郎兵衛店

○玉津島

高家大澤下野守殿勸修寺家へ玉津島明神の繪外よりたのまれ候間贊をこはれける時その繪すべらかしにして簪をさしたり、勸修寺殿いはく髮を上たる時は簪をさす也、髮を下げたるに簪をさすは略なり、先はさゝぬをよしとする御物語ありき。

○童扇

崇光院より足利尊氏公へたまはりたる童扇をみしに結構なるものなり。

○暦應五年綸旨寫

藏人所牒（勅印）　燈爐御作手鑄物師等所

應令早任代々御牒并將軍家下文關東下知等停止諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手山手率分例物以下煩就中淀河々關々大津關所等煩全鐵器物賣買業可令勤仕燈爐以下鐵器勅役間事

使御藏民部大丞紀遠弘

右如斯勅役所被出仰也諸國鑄物師全賣買業可令御公用勤仕諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手山手率分例物以下煩次東西南北入相諸商賣不可違亂妨躰又海道邊鞭打三尺二寸者可爲馬吻料若依懸路馬荷物落事在之爲地頭政所可被負送猶於鑄物師中與自國他國相論者在之沒收所帶一門可被行死罪宜承知勿違失　牒到准狀如件

暦應五年四月　日

出納前加賀守安部朝臣
藏人中務丞菅原
民部少丞左近衛
將監藤原
民部少丞兼右近衛
將監藤原
民部大丞兼左近衛
將監藤原

覃按、今も江戸に山手といふ、此古文書に市手山手とかけり。

〇田うた　竹兎園

奥州の田唄

見支考本朝文鑑有小矢

笠やたんび（足袋）はどもこもせうに二斗のへいふ（へいふの貳俵ィ）（年貢ノコト）がちんばかな

てつほ（不足ノコト）になれやつゝほかだあつゝほになれやてつほかたあ

下野國調

餘あれども今様と見ゆ略

そばでみれやてつほかたあそばでみれやつゝほかたあ

せん／＼せんたなからなせにすりこきようろんたよころひたくはなけれどもたでのからこて
よころんだ

常陸國下つふさまた關宿邊の調

こんどよく見たうすひの峠のよこいけでかもが三三九つからすが三羽に鵜が七つ
さんざとなるは大竹さゝらならぬは紫竹しの竹さゝら

下總國香取郡九十九里濱邊の調なり

山の中に田を作れば見なひもの見て來る
あかれたすきをたれに得てかけた代一夜契りのとのに得てかけた
日はとんとろと山端にかゝるしろ田は不二の山ほど御座る

肥後國調

君にもらふた此こくしたれに見せうかさまかなくんば此小くしたれに見せうか
さまが來るげなさまが來る夜は裏の蓮池の鴨がたつ

同國の小麥など挽調なり

御寺のゑの木はゑのみやならでた金がなる
あきの廣島廻れば七里うらが七浦七ゑびす

因幡國高艸郡加路村邊の調なり

酒で思ひ出すたばこでわすれ兎角たばこがわすれ草

上野阿妻郡邊の調繁ければ略

うへ田の中に寐まひもの植田はぼさつ田のかみと

まつと付けまいあが子の名をばまつはおもひの深ひもの

因州麥搗うたなり

おもひ念力岩でもとふすなんのそなたの一重がき

おもふて通へば千里が濱も障子一重とおもふて來る

武州埼玉郡勝負宿邊の調也

わせもより來る中でもより來るなよへ晩稲はなをよりくるなよへ

竹にすゞめは品よくとまるとめてとまらぬ我戀ぢ

上州仁田郡邊の調也

太郎治殿麥いれてならひ太郎治殿

あかれしとひよ鳥かあかれしと

花の様なる若殿様をやるよ信濃のすみやきに

遠州の調

天龍河原のふきあげのまなごしだれ柳のはにとまる

鮎は瀬にすむ鳥は木にとまる人はなさけの下にすむ

石に成りたや濱松石に御社の御前へのきりいしに

〇宗澄

京に澄月といへる歌人あり、地下にてのよみて也、その弟子に宗澄といへる隱者あり、江戸に居れども所所にすみて、其居る所をさだめずといふ

寄橋戀　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宗　澄

心にもあらでをたえのはし柱らき名たゝすは懸らましやは

霞隔浦

そことなく霞はてゝも浦風の音するかたや三保の松原

○馬射集覽題辭

昔者周室之既衰也。戎車之制廢。而單騎作。單騎作乃有騎射焉。陳明卿群碎錄曰。李牧。日殺牛饗士。以習射騎。射騎字始出于此。按史趙武靈王十九年有胡服騎射以敎百姓之文。計之在李牧相趙之前六十年。明卿之說。蓋失于考索爾。秦漢已降。其事盛行。士之欲書勳於策干城於邦國者。莫不以騎射爲先務也。而史傳所記。不言有其術。以師徒相授受也。若唐王琚射經。及宋太宗武經總要。亦無載騎射法焉。逮乎明。以馬箭取士。定分紫對鐙抹鞦三矢。以爲科場之程式。於是乎磬扣縱送之範有由試焉。至胡清。其術稍究精微。而華夷之良方。無復餘蘊矣。頃講武之暇。爲兒輩抄錄一二所見。傍附國字。以便誦習。私題曰馬射集覽。雖其敎之詳不可得而見。然初學或由是知其大要。則於唐山騎射之方。乃思過半矣。寬政壬子秋九月望。後學上毛州堀口貞結書于東都市谷文泉精舍。

右堀口彌右衛門幽谷先生自書。

○根津社三幅對

左岐伯　大明院宮御贊

有聖人者處天地和經八風理　適欲於俗無恚嗔心行不離世

中神農　御贊

後水尾院勅筆

有眞人者從挈天地把握陰陽　呼吸精氣獨立守神肌肉若一

右黃帝　崇保院宮御贊

有至人者淳德全道和於陰陽　調於四時去世離俗積精全神

右憲廟御座之間ノ御掛幅也今在根津權現社別當。

○湘東王詩〔附鮑泉〕

春日　湘東王

春還春節美。春日春風過。春心日日異。春情處處多。處處春芳動。日日春禽變。春意春已繁。
春人春不見。々々懷春人。徒望春光新。春愁春自結。春結詎能申。欲道春園處。復懷春時人。
春人意何在。空爽上春期。獨念春花落。還似昔春時。

奉和湘東王春日〔詩〕　鮑泉

新燕始新歸。新蝶復新飛。新花滿新樹。新月麗新暉。新光新氣早。新望新盈把。新水新綠浮。
新禽新聽好。新景自新還。新葉復新攀。新枝雖可結。新愁詎解顏。新思獨氛氳。新知不可聞。
新扇如新月。新蓋學新雲。新落連珠淚。新點石榴裙。

○忍池文庫所見書目

一地獄物語〔片假名〕
一法花書〔二百五六十年以來法花宗になりてト云々〕
一眞言律尋返書〔學彥〕

一年人狀
一東涯先生消息（安永五年大阪板）
一草菴雜記（上中下石平門人）
一帳中香寫本二十卷（萬里著）
一四河入海百卷（活字前建長笑雲淸三述）
瑞溪ノ陸說　大岳ノ翰苑遺芳　万里ノ天下白　木蛇ノ天馬玉沫　一韓ノ蕉雨餘滴
華本
一至聖先師孔子刊定世家四卷（明兵部職方淸吏司主事浙遂後學馮煖謹輯）
一大成經鵜鶴傳三十卷（活字）
（寛文庚戌歲季夏上澣八雲軒住央命源朝臣能門口決家傳圖跋ニアリ）
華本
一翰苑瓊琚二帙
同
一耕登錄二帙（山陰陳士鐸敬之甫號遠公又號朱華子著述）
同
一爾雅注疏考證一帙（乾隆乙卯年鐫）
同
一鐘鼎字源一帙（汪立名序康熙五十五序）
一帶經堂詩話一帙（乾隆二十五年歲在上章執徐孟春海鹽後學張柟書　花津圃人纂）

「余兄含广纂漁洋山人詩話凡爲門八爲類六十四總冊一卷　弟宗楠序」

帶經堂詩話彙纂書目

漁洋文十四卷	順治庚子後	蜀道驛程記二卷	康熙壬子
古詩選凡例	康熙癸亥	皇華記聞四卷	、、甲子
南來志一卷	、、甲子	北歸志一卷	甲子
廣州遊覽小志一卷	甲子	池北偶談二十六卷	己巳
蠶尾文八卷	庚午	蠶尾續文二十卷	乙亥
秦蜀驛程後記二卷	丙子	隴蜀餘聞一卷	丙子
居易錄三十四卷	辛巳	香祖筆記二卷	壬午
漁洋詩話三卷	乙酉	古夫于亭雜錄五卷	、、丙戌
唐人萬首絶句選凡例	戊子	分甘餘話四卷	己丑

一格黃鐘原百卷四帙「雍正乙卯正月既望八十四老人陳元龍」

歷代賦彙「見陳序八帙アリト云」

○本所一ツ目辨天額「崎山兵左衛門筆」

辨財天

東橋山保晃謹書

保晃印之　東橋

此崎山兵左衛門ハ寛政□年深川にて□□といへる娘に父の敵なりとてうたれしものなり。

〇欸識

晋姜 五十

〇寛政八辰年十一月二十五日參府琉球人名前

正使 大宜見王子 副使 安村親方 讃議官 奥本親雲上
樂正 喜納親雲上 儀衛正 屋部親雲上 掌翰使 德永親雲上
正使之使替 瀬底親雲上 村上親雲上 渡久山親雲上
上運天親雲上 山城親雲上 副使之使替 與那原親雲上
樂師 渡久平親雲上 太田親雲上 久志親雲上 摩父親雲上
多嘉山親雲上 嘉味多親雲上 安里里之子 具志縣里之子
森山里之子 垣花里之子 濱元里之子 今歸仁里之子
大工匠親雲上 東風平親雲上 喜屋武親雲上 野崎親雲上
瑞慶村親雲上 新垣親雲上 又吉親雲上 上里親雲上
美里里之子 前川里之子 護得久親雲上 瀬石波親雲上
永村親雲上 伊田親雲上 具志縣親雲上 喜石里之子
新田筑登之 上原筑登之 比嘉筑登之 中地筑登之
與那城筑登之 崎濱筑登之 平錦子 永山子

比嘉子
内田仁屋
田里仁屋
澤紙仁屋
大城仁屋
山城仁屋
松田仁屋
照屋親雲上
屋富祖筑登之
太田仁屋
牧志仁屋
石川仁屋

東江仁屋
島村仁屋
比嘉仁屋
外間仁屋
仲村□仁屋
山松仁屋
中里仁屋
我射筑登之
新垣仁屋
赤峯仁屋
高良仁屋

新里仁屋
金城仁屋
吉本仁屋
宮城仁屋
知念仁屋
桃原仁屋
宇根親雲上
西平筑登之
大城仁屋
上原仁屋
嘉數仁屋

大城仁屋
宮城仁屋
德嶺仁屋
上地仁屋
峯井仁屋
新垣仁屋
富本親雲上
比嘉筑登之
宮城仁屋
玉城仁屋
比嘉仁屋

都合九十三人

出役　御徒目付
道具挾箱
御小人目付
町奉行組
與力双方六人
同心同十二人

○白石書簡

大久保半五郎樣　新井筑後守

先日者被思食御芳訊忝奉存候其後御近所打過候事有之候へ共御約束に任せわざと不申入候き其後又滿次郎樣御出被下久々にて得御意候雖然その日は內客有之故に滿々とも不申承千萬御殘多次第候其節に御物語被成候關家之系圖御携御借し被下熟覽候此方にて先年古文書のまゝにて見候時にうつしとめ候ものと符合候に系圖の詞書符合候事もなく不審のものに候御心得のためにもと存候故に手前にうつしとめ候うち要文共少々うつし進し候御覽合せらるべく候甲州にて後閑の地を宛行はれ候よりして後閑と改めそのゝちまた上條とも稱せられ候事かと見へ候當時も後閑と申す地定めて可有之處備の邊かいづれの郡に屬し候やらむ此流はいかにも京兆家にて永祿の初年に本領を失はれしと見へ候後本領は甲州より小幡に宛行られしと見へ候へば甲州のために本領うしなひ降參の事に候ひしがまた北條家のために本領うしなひ候て甲州へ降參候又そのゝち北條へ屬せられ候やらむ後閑の地までうしなはれ候はたしかに天正十八年北條亡ひ候時の事と見へ候正木家にて古文書の終りと永祿の初年までとの間は三四代ほどの間にも可有之候やらむよく御考御覽可被成候

御物語の西上野の寺尾の地の郡はいかに寺の名いかに候歟秋元成瀨と同返候月齋家譜はわすれ候いつにても御次手に御書付可被下候

滿次郎殿いまだ御滯留に候はゞよろしく奉賴候桃井の家系の事被仰候き御歸鄕之後御心がけ被下候樣に申上度候後閑系圖卽今返上候條御傳達可被下候此使は諸所へつかはし候事故に御報を申請候に及ばす御取次にたしかに預置罷歸候へと申付候間不及御卽報候以上

正月十五日

右得高橋氏所藏寫之府中。

寛政戊午正月念八　　杏花園叟

〇楊朴詩〔劉後村跋〕

楊朴。字契元。鄭州人。少與畢士安同學。士安薦之太宗。以布衣召見。賦莎衣詩。辭官而歸。有東里集。

村居感興

一壺村酒膠牙酸。十數閑雞徹骨乾。隨著四婆裙子後。杖頭挑去賽蠶官。

劉後村跋楊通老移居圖。一帽而跣者。荷菓瓢書卷先行。一髫而牧者。負布囊驅三羊繼之。一女子蓬首抱琴。一童子肩貓。一童子背小兒。一奴荷薦席筠籃帛被之屬又繼之。處士帽帶執卷騎驢。一奴負琴又繼之。細君抱一兒騎牛。別一兒坐母前。持箠曳繩。殿其後。處士攢眉凝思。若覓句然。雖妻子奴婢。生生服用之具。擧天下之酸寒藍縷。然猶畜二琴。手不釋卷。其迂闊野逸之態。毎一展玩。使人意消。舊題云。楊通老移居圖。本朝處士。魏野有亭榭。林逋無妻子。惟楊朴最貧而有累。恐是畫朴。但朴字契元。不字通老。明日翻故紙得朴集。洛人臧逋爲序。有朴絶句。云云。放翁跋云。四婆即處士之配。蘇嶠季眞家。有處士夫妻像。野逸如生。凡集所載。與卷內物色皆合。騎牛者四婆。作詩送朴赴召者也。

莎衣

軟絲乗藍著勝衣。倚船吟釣正相宜。蒹葭影裏和煙臥。菡萏香中帶雨披。狂脫酒家春醉後。亂堆漁舍晩晴時。直饒紫綬金章貴。未肯輕輕博換伊。

東坡志林云。眞宗既東封。訪天下隱者。杞人楊朴能爲詩。召對。自言不能。上問臨行有人作詩送卿否。朴曰。唯臣妻有一首。云。更休落魄耽杯酒。且莫猖狂愛詠詩。今日捉將官裏去。這回斷送老頭皮。

上大笑。放還出。余在潮州。坐作詩追赴詔獄。妻子送余。出門皆哭。無以語之。顧謂妻子曰。子獨不能如楊處士妻。作一詩送我乎。妻子不覺失笑。余乃出。

○不傳妙集抄〔大河内茂左衛門尉秀元〕

一小旗とはさし物の事をいふなり。
一のぼりといふ事昔いはず旗を當世のぼりといふ也。
一指物の色朱にする時は二幅四方の絹幅の指物三ツほど仕立其朱の內へ鷄の玉子の內の黃色なる所を取玉子一ツを朱にまぜて能すりて絹にひくべしいつまでも朱の色かはらず色よく絹もこはばらずして吉也。

軍陣はたの圖

せミぐち

此せミぐちに手縄をつけて旗さしにひかへさせべし

○甲陽軍鑑抄

晴信公軍中にて御使の衆十二人はむかでの指物しないなり白地にては墨にてかく黑地には朱にて書黑地に金にてゝ青地に金にても面々覺悟次第此十二人はいくさの時の御使衆也〔第廿九品〕　加藤駿河末の子他名になり初鹿ノ傳右衛門差物に香車と云字を書たるに信玄公御無興なされ候〔第三十五品〕氏康公くしま上總子に相州玉縄の城を被下北條左衛門大夫になさるゝ彼左衛門大夫武道のために八幡の綠日潔齋する故か武功の譽度々にをいてあり既に指物はきねりの四方に八幡大菩薩とかきて氏康公

の先をいたす氏康河越夜軍の御手柄も此左衛門大夫河越の城にこもりゐて管領公八萬あまりの人數を引請城をおとされざる故氏康公利運になるさるに付北條左衛門大夫を闕八州にて黄八幡と申也云々〔第三十六品〕　勝頼公は紺紙金泥の法華經の母衣を被成差物にして〔第三十八品〕　此矢島久左衛門は蓑輪落城の時長野衆なるが白き練をもつてわつこの梯（ノボリハシ）を差物にして〔第三十七品〕

○豊臣太閤北政所寄捨文

御やくしだうたて候ためにくよう
千五百貫つかはし地りやうの斗
まいねん百石ツヽ御申しつけ候その通り
さうゐあるまじく候かしこ

天正十三年二月五日　ね

あみた寺

右攝津國有馬郡天神山の側金湯山蘭若院阿彌陀坊什物之寫也。

○元阿禧主騎馬圖考〔杏花園所藏〕

九代總管段功。初襲爵蒙化知府。至正十二年。繼立爲總管。癸卯。明玉珍自楚入蜀據之。分兵四掠。號曰紅巾。明玉珍自將紅巾三萬攻雲南。梁王及憲司官皆奔。威楚諸部悉亂。功謀于員外楊淵海。淵海卦之吉。乃進兵至呂閣。敗紅巾于關灘江。殺獲千計。紅巾收合餘衂。再戰復敗。殺段氏饒侖鐵萬戶。紅巾屯古田寺。段氏夕潛火其寺。紅巾軍亂。死者什七八。又追至回磴關。大敗之。紅巾大呼之曰。待明年來復仇。時功在戰間。得玉珍母寄其子書云。爾征南務得之。不得輕還。軍少糧乏。我當添。補楊淵海效其書跡易之。曰。中國兵來急。爾宜早歸。遂募能入紅軍營者。有小卒陳惠願行。玉珍得書。恐

國中有變。又新失利。遂急收軍。攻追之至七星關。又勝之而還。紅巾既退。梁王深德段功。以女阿襤妻之。爲之奏授雲南平章。功自是威望大著于西南。梁王曲意奉之。功戀戀不肯歸國。其大理夫人高氏寄樂府促之歸。其詞曰風捲殘雲九霄。冉冉逐龍池無偶。水雲一片綠。寂寞倚屏幃。春雨紛紛促。蜀錦半牀閒。鴛鴦獨自宿。好語我將軍。只恐樂極生悲冤鬼哭。功得書乃歸。既而復往。其臣楊智張希喬留之不聽。既至。[illegible]閣梁入。私啓梁王曰。段平章復來。有吞金馬嚥碧雞之心矣。盍早圖之。梁王始啓疑於平章。密召阿襤主命之曰。親莫若父母。寵莫若社稷。功今志不滅我不已。脫無徒猶有他平章。不失富貴也。今付汝以孔雀膽一具乘。便可毒殪之。主潸然不敢受命。夜寂人定。私語平章曰。我父忌阿奴。願與阿奴西歸。因出毒具示之。平章曰。我有功爾家。我趾自觸傷。爾父尙嘗爲我裹之。爾何造言至此。主諫之。言不驗。明日邀功東寺演梵。至通濟橋。馬逸。因令番將格殺之。阿襤主聞變。失聲哭曰。昨暝樓下鐘請與阿奴去西寺宗施秀煙花殞身。今日果然。阿奴雖死。奴不負信黃泉也。欲自盡。梁王防衛者乃萬方。主愁憤作詩曰。吾家住在雁門深。一片閒雲到滇海。心懸明月照青天。青天不語今三載。欲隨明月到蒼山。悞我一生踏裏彩。〔錦被名也〕吐嚕吐嚕段阿奴〔吐嚕可惜也〕施宗施秀同奴歹。〔歹不好也〕雲片波潾不見人。押不蘆花顏色改。〔押不蘆乃北方起死回生草名〕肉屛獨坐細思量〔肉屛駱駝背也〕西山鐵立霜瀟灑〔鐵立松也〕平章平昔貝外楊淵海亦題詩粉壁。飲藥而卒、詩曰。半紙功名百戰身。不堪今日總紅塵。死生自古皆由命。禍福于今豈怨人。胡蝶夢殘滇海月。杜鵑啼破點蒼春。哀憐永訣雲南土。錦酒休教灑淚頻。梁王哀淵海之才、継意欲爲己用。見詩痛悼之。乃厚恤之。令隨平章櫬歸葬大理。

右楊愼滇載記

右阿襤主騎馬圖上に右の詩ありて

庚辰冬抄思簡鄭雍書並書似。

□老詞宗　　□□ 印

としるせる一幅は亡友月亭大塚士會〔彌惣と稱す〕の贈る所なり、此書の事を香川元厚にとひし時右の書を引て答へられし也、香川の流とゞまらず大塚の木も已に拱せり可嘆々々。

丁卯初冬廿八日南軒に曝背の次書入。

覃按、鄭維恩簡ノ傳未詳、恐ラクハ明末清初ノ亂ニカヽルコトニアヒシモノ此書畫ヲナシテ同志ニ示シタルナルベシ、□老詞宗ノ上ノ一字滅シテ不見、忌タルユヘニ消シタル歟。　杏花園

文化十年癸酉三月廿七日翦春雨中書。

○東蝦夷地にて熊仕留候一件

東蝦夷地浦川詰之内御徒目付細見權十郎御小人目付西村常藏熊仕留候儀申立之書付

此度浦川へ寄鯨有之候に付右匂ひを嗅付候哉同所近邊熊出數ヶ所夷家并藏等崩入候上魚類等も取喰ひ右に付蝦夷共冬中之喰料手當無之共以難澁之趣夷人共細見權十郎へ於浦川申出候間相尋候處相違も無之に付當月二日私共兩人へ津輕足輕三人ツヽ召連罷越打留可申旨三郎右衛門殿被仰聞津輕家へ之達書御渡に付同家來佐藤伴藏へ左之通申達す。

口達之覺

津輕家
　役人へ

此度浦川邊所々へ熊出蝦夷共難儀之趣に候依之當詰所足輕之内手分いたし差遣打留候樣可致候兼て手際之程も見置度候間別て出精可致候尤怪我人等無之樣可入念候

右之趣權十郎常藏へ相達す。

七月朔日

一去ル二日私共二手に相成浦川立へ海邊より四里半入所々相尋候處去月廿九日夜熊川夷家へ入可申樣子にて門口引崩に御座候處女子二人罷在焚火を取投付候由に付直樣逃去申候段右に付蝦夷家へ西村常藏津輕家足輕二人夷人シロテイカリヒク二人召連忍罷在候處其夜六ツ半時頃より四時過頃まで五六間も隔候草中に熊出候樣子都合五度三度は火蓋切候計に仕候得共草深殊に闇夜にて難見計相居之内逃去申候且細見權十郎津輕家足輕二人夷人サイタツフイセンセヒ二人召連忍罷在候處夜七半時頃より六ツ時迄之内兩度出候樣子に候得共前書同樣闇夜にて打留不申候

一翌三日昨夜出候場所見候處出候樣子に相違無御座足跡等有之候得共見當り不申候に付引取歸宅仕候

右之通三郎右衛門殿へ申上候處又候明四日罷越打留可申旨被仰聞候

一翌四日同書同樣二手に相成浦川邊へ罷越候處夷人共申聞候は當所近邊熊出夷家へも入荒候由に付右近邊夷家へ忍罷在候處共夜勝之夷家へ出候得共忍罷在候所へは出不申候

一翌五日早朝より山々熊道筋相尋候處權十郎手にて夷人イカヒタ申聞候は一里半程も山奥にて見掛候由に付兩手落合相談之上權十郎手は見掛候道へ罷出常藏手は夷人シロテ召連脇道へ罷越候處二拾丁程も尋入候處出合候に付右夷人矢二筋常藏供に罷連候岩間哲藏家來吉田源左衛門槍一筋突候得共矢は落槍も左而已深疵に無之哉右之者少々手負せ津輕家人數も鐵砲打候得共當り不申候直に逃去申候間共道筋相尋二拾丁程行又候出合夷人サイタツフ槍一筋突外夷人矢二筋射候得共當り不申候ニ付直に逃去候間道筋相尋候處暮前迄出合不申引取候に付

一翌六日昨日之道筋二里程入種々相尋候處笹原之内より常藏召連候夷人シロテへ飛付少々手負せ直逃去申候又々右道筋尋入候之處其日見當り不申候に付引取申候

一翌日七ツ時より逃去候道筋へ罷越二手に相分權十郎手より追出津輕足輕へ組付直樣逃去申候に付兩手落合右之道筋三行に押分尋入候處一里程も行候て出合權十郎常藏先に飛込み津輕人數も跡より進み出申候權十郎目掛飛付候を刀にて咽喉を突候得は常藏へ飛付候を同じく刀にて眼より口へ掛け切下ぐ又々權十郎手へ飛掛候處津輕足輕鐵砲にて打拂ひ夫より一同相重り打留申候熊大サ九尺六七寸有之候

右之通御座候且手負者二人外怪我人無御座候以上

未七月七日　　細見權十郎
　　　　　　　西村常藏

戸田采女正殿同日付羽太庄左衛門へ御達之趣

細見權十郎西村常藏蝦夷地にて熊仕留候趣其節之始末三島藤右衛門より委細申越候紙面一覽之事に候兩人共いかにも手際能き勤先之儀勇氣之引立候働にて不慮に骨折候儀と存候段各一同噂申事に候此趣彼者共へも可被申聞候

是寛政十一年未八月廿四日南條氏より來。

○四谷大番町平岡氏奴僕怪事

小普請組阿部大學支配四ツ谷大番町平岡劉太郎方有之候怪異之事

南條種之丞殿より借用うつし置寛政十一未年の事也。

寛政十一未

當三月廿二日召抱候中間吉平と申者使に差出候途中にて女子に行逢右逢候夜より毎夜女子八半頃中間部屋へ通ひ申候由中間傍輩共へ咄段々所々にても取沙汰仕候由及承候間私育申候乳母今以私方に召遣置候間右乳母に段々爲致詮儀爲承候處左之通今度御望に付再承糺上候覺

一私事去ル三月廿九日四谷之御使に出申候處空も曇候故雨具用意仕御用も相濟候間大木戸内藤樣御屋敷脇通罷歸り候處殊の外雨強く相成急ぎ田圃迄參候所跡より女子の聲にてもし〳〵と呼掛候に付何事成哉と相尋候處女子申候は私事大名小路邊まで參候處傘用意不致大きに難儀いたし申候若も相成候事に御座候はゞ御傘に御入給り候樣頼申候間入れ遣し連立罷歸り道すがら女子の顏を見候に誠に美しく如斯の美人も世に有物哉人間と生れかゝる美人と一生を暮さん事此上の願有まじとぼんのうきざし折節前後人影もなければ何樣たわむれ掛りもしも承知もあらん哉承知なくんばむりに成共と惡心きざし申かゝり候所何樣承知の樣子にてむつまじく咄抔いたし參り候女子申候はおまへには御奉公も被成候御身分にて候儘夜など御通ひ被下候事も成まじくみづから事もよしある者の娘なれば住家は申間敷誠に御心さへ替り不申候はゞ行末長く夫婦のかたらひもいたし可申候是より御勤被成候内毎夜八ツの鐘を相圖に人目に掛り不申候樣に忍び參るべしと堅く約束いたし御門の前にてわかれ申候共夜丑みつにも成候故若や晝の女子參る事もや大方は僞なるべしと寢もやらず考居候處八半頃共存候節部屋の戸の外にて源次殿々々と呼起し申候源次と申候は在所に居候節の名にて誰も存はいたし申間敷か合點の行ぬ事と戸を明出候所一向人影も見へず候間所々尋候へ共何も見へ不申候故戸を立部屋へ這入臥申候翌夜二三日之程毎夜右之通に名を呼起し候のみにて候所二三日も過ると八ツの鐘打候とかきがね掛〆置し戸すら〳〵と明内へ這入あがり端に腰掛居候故ひらに上り候樣に申候へ共一向上り不申おり色々の事尋候得共答もいたし不申七ツの鐘打候と暇乞もなく元の戸を明歸

申候故起出戶口を見候所宵に掛け候通かきがねも其儘に〆り居申候右の樣にいたし候事二三夜にして夫よりは上へも上り色々睦敷咄致し候故親元又は住家抔之事尋候と一向に答なく甚不興にて外の咄にまぎらし今宵は如何遲きや先程より待兼し抔と申候得ば殊の外機嫌もよく打かたらひ夫より每夜〳〵右之通にて後〳〵は次第に心も置ずふせり候得はさぞ御草臥なるべしと足抔をもみくれ候へ共手を出し候と忽二三尺も飛び退き手を引候得ば元の所へ參申候行燈ともし置候得ば參り不申消置候得ばもとの如く參申候乍去衣類の縞柄顏色等こと〳〵く見へ分り申候晝御使に出留守取散し置候へば奇麗に片付あるひは圍爐裏に薪を積み置すぐに火をさし候ばかりに致置衣類もぬぎ捨置候といつの間にやら袖疊にいたし草履等ぬぎ捨置くとすぐにはき候樣に直し置候事度々に御座候夫より或夜參り候節ためぬりの箱へ宜敷煙草一斤入持參りくれ申候又或夜部屋の棚の上に差置候硯箱おろし卷紙等尋候しき筆調置候のを取出し何か認候て引さき持參申候翌朝見候へばほこりだらけの硯に新しき水等御座候筆も一度も遣ひ不申候のに墨付おり申候卷紙も引さき候跡にて候每度餠菓子等少々ツヽ調置給させ候得は殊の外悅び私も明晩は蕎麥にても持參るべきよし約束いたし候得は翌夜約束のごとく蕎麥切持參いたし自分も給べ私にも振廻申候また十六七歲位の女子かくまで深切にいたしくれ候てあまりに不便に存申候間何なりとほしき物あらばこしらへ遣すべしと申候得は簪ほしきよし申候定紋の鐵蝶附させ簪拵遣申候殊の外悅びにて御座候後には三夜程添寢もいたし申候

榎本久次より承候覺

或夜親類共方へ參り右承り候趣咄申候處親類共家來榎本久次と申者何卒見糺度旨申聞候に付召連歸り吉平傍へ臥らせ候處案の如く丑滿頃吉平殊の外うなされ大聲上け候に付何事やらんと存吉平呼起し候處一向に心附不申候故火を打つけ行燈をともし候所吉平は惣身大あせにており候故水を呑せ漸々正氣

付申候故いかゞ致し候故と尋候得ば惜き事を被成統只今例之女子戸を明上り口まで參り候物を餘り御騷き被成候故早々女子は歸り申候と溜息をついて咄申候故いつも女子參り候節は左樣哉と承り候處吉平申候はいつも女子戸を明候とぞつと寒氣立何か心ぐるしく存候へ共女子傍へ參り候とこわき事もわすれ夫よりは常の通り之由咄申候夫より又々ともし火をけしふせり候處半時も過候と存候節亦々吉平殊の外うなされ大聲にて泣申候故變ぞと存じ隱し置候一腰にて切拂候何か猫程の黑き物上り口ゟ飛下り椽下へ逃行申候故明りを付見候得ば上り口に只今無之紺地にせうぶかわ染候手拭落し有之候吉平呼起し如何哉と承り候處其手拭は一昨夜私手拭をかし候樣に申候故かし遣候手拭に相違なきよし申聞候尤今晩女子參り候節肩に右之手拭をかけおり候由女子參り候節は戸を明候由吉平は申候得共私は一向ふせり不申居候處戸の明候儀は決て無御座候兎角仕候うち七ツの鐘打候故怪女も參り不申候闇夜之儀とは申吉平に萬一怪我あらんも計りがたくふみ込働候儀も出來兼甚だ殘念之由申聞候

當三月廿九日夜より怪女參り候由に候得共私には隱し置尤自分も怪敷存候哉四月八日頃に私乳母に承候は當長屋にて女子杯相見候哉と承候決てなきよし申聞候ふしんなる顏にており候故色々相糺候處右に申候通廿九日夜より夜毎に女子參り候由候聞候私耳へも入候間呼付叱らせ何樣怪敷事故もしも狐狸の類なる哉鎭守八幡宮之札並石尊の御太刀御鹿狩之節持參仕候竹槍かし遣候處其夜は參り不申候隣之明き長屋へ參り殊之外恨みを申候由此上は取殺しもいたし可申よし申候に付翌夜よりは私へは知れざるやうに右御札御太刀竹鎗等はかくし前々の如くいたし置候得ばいつもの通り女子參り申候由後々段々相糺候節申聞候私申付候はいつもの如くいたし心解居り候節折を伺ひ細引にてしばり生捕候樣申付候へ共たとへ主人の申付にてもしばり候事は相成不申段申聞候故出入之修驗を賴み吉平をよりに立寄加持いたし候所夜明まで一向寄不申候跡々にて吉平傍輩の女子に咄候は加持のうち例の女子私傍に參

り居殊之外難儀之様子にて貌より汗を流し折々私顔を恨めし氣ににらみ居り候由申聞候右故か吉平事祈禱いたし甚立服の體にて御座候吉平事右體にては中々本心には相成間敷と存候間四月廿日に暇差遣申候狐狸猫之類御座候哉一向相知不申候朝請人方へ下げ遣候所其晝頃より請人方を罷出一向行衛相知不申候由請人申聞候

○大佛殿出來入目覺

一金子四万二千三百八拾枚

　此米高百三拾四万七千百六拾石二斗

一銀二万三千七拾四貫目

　此米高百三拾八万四千六百四拾石

一米二拾三万七百石

　三口合

米高二百九拾六万八千五百石二斗

　慶長十八年

　　三月六日　　　　増田右衛門尉

　　　板倉伊賀守殿

　　算用仕立申者也

京大佛出來之節入用高寫富小路二條下ル法正寺懸物に記有之。

○四孝の五音

石野遠州廣通の筆すさび給ひしものゝうちに

洞簫曲の内

　四季の五音の事

春〔甲乙〕〔肝木膽腑眼筋爪　雙調　東方青色味酸周形　阿□如來〕

夏〔丙丁〕〔心火小腸舌血毛　黄鐘　南方赤色味苦三角形　寶生如來〕

土用〔戊己〕〔脾土胃腑唇肉乳　一越調　中央黄色味甘四角形〕

秋〔庚辛〕〔肺金大腸鼻皮足　平調　西方白色味辛半月形　阿彌陀如來也〕

冬〔壬癸〕〔腎水膀胱耳骨歯　盤渉　北方黒色味鹹圓鏡形　釋迦如來也〕

按るに享保十九寅年繁扇隅田川市村座歌舞狂言江戸櫻五人男のせりふの末に

　シンクハセウチヤウゼツケツモウカンボクタンフガンキンソウジンスイボウコウニコツシハイ

　キンダイチヤウビヒソリヒドイフシンニクニウ

とあり、よる所もなく付もせぬ事かなと心得がたかりし、此度洞簫曲を見れば、此五人の男みな尺八を帶たるゆへに、此洞簫曲にあるを思ひよせて書けるなるべし。

廣通十歳ばかりのおり七十歳餘の老婆あり、むかしさんがうぶしといふ小歌はやりたりとていふ、其歌

むすめかどへたつさだめて人がらからからからかしやせねもの三年さきの殿が見たさにさんがらが

赤いこん袋紫ひもつけつん出したまアまん丸まるまんまだいのこんがらうみ出した名をば何とつけ

よふな八まん太郎とつけよふなよいこかよいてかさゐさゝんがらが

又言、むかし柴垣といふ歌はやりたり、歌をうたひながら兩手をひぢまでまくり、そのひぢをもつて疊を打にひやうしあり、程なく江戸大火にてみな柴垣になりたり、前表かといふ、是ぞ明暦二年の大

火なり。
又昔、むかしひやうたんぶしといふ歌はやりたる事あり。
あまりさびしさに垣にひやうたんつらせた、おりしも風がふいてあなたのかたへころり、こなたのかたへころり、からころりからころりからころりとなりたるはおもしろいものじやゑ。
是は紙鳶のうちにあると同じく聞ゆ。
又歌
向ふの山あと通るひかりものをのはなんぞいの、三十郎さんまのお内儀さんまのぬうりがさか、やんれぬうりだあさが、三十郎さんまのお内儀さんまのぬりがさだ。
是も若女房のぬりがさ著たるを風流にしたる歌なれば、凡天和貞享のまへか。
○あさづまぶね　英一蝶作
昔達がやぶれ菅笠しめ緒のかつら長くつたはりぬ是から見れば近江のや。
あだしあだ浪よせてはかへる浪。朝妻ぶねのあさましや。あゝ又の日はたれに契をかはして色を〳〵。
枕はづかし。偽がちなる我床の山。よしそれとても世の中。
此一蝶が小歌絹の上に書てあさづま舟とて世に賞翫す、一蝶其はじめ狩野古永眞安信が門に入て書才絶倫一家をなす、こゝにをいて師家に擯出せらる剰事にあたりて江州に貶謫、多賀長湖といふ、元來好事のものなり、謫居のあひだつくれる小歌の中に、あだしあだ浪よせてはかへる浪あさ妻舟のあさましや云々、此繪白拍子やうの美女水干ゑぼうしを著てまへにつゞみあり、手に末廣あり、江頭にうかべる船に乘たり、浪の上に月あり「此月正筆にはなしたゞし書たるもあり數幅書たるにや」

あさ妻舟といふは、近江にあさづまといふ所あるに付て、湖邊の舟を近江にはいにしへあそびものゝありしゆへ、遊女のあさ〳〵しくあだなるを思ひよせて、一蝶作れるにや、文意聞したるまゝなるを誰に契をかはして色を枕はづかしといふあり、色を枕はづかしとはつゞかぬ語意なるをと、數年うたがへるに、後に正筆を見ればかはして色をかはして色をと打かへして書たり、しからばわが世わたりの淺ましきを嗟歎するにて、句を切て枕耻かしといへるよく叶へり、句を切て其次をいふ間だに千々の思こもりておもしろきにや、又朝づま舟新造の詞にあらず、西行歌題しらず、

おぼつかないぶきおろしの風さきに
　朝妻舟はあひやしぬらん〔山家集下〕

又地名を付て何舟といふ事八雲御抄松浦船あり、もしほ草にいせ舟つくし舟なには舟あはぢ舟さほ舟あり、もろこし舟いふに不及。

覃按、絲竹初心集さみせんすげがふぶし　やぶれすげがさあやああんやあゝしめをがきいれていのをゝゐひさらにいきもせずゐゝいさあんゝさあああやあさんゝさすうてゐもせゐすう

又松の葉　朝妻舟四曲あり。

○片しぐれ　　同作

まつちしづんでこずへのりこむ今戸ばし土手のあひがさ片身がはりの夕時雨しゆびをおもへばあはぬ心のほそぬのどふおもふてけふ御座んしたさういふ事をきゝにさ。

呂周言、此歌眞土山の夕景波にうつれる梢を乘込ごとく舟著て土手に上る途中の躰をいへり、片身がはりの著物は其頃の風流歟、それに片時雨をいひかけてけふのほそぬのむねあはずしてとよめるをいひかけて、首尾をおもふまでに途中の義をいひ盡し、其次には相逢ての應對の詞を述たり、短

篇つゞまやかにつくれりといふべしと稱せり。
たゞしあさづま舟と此歌三味線に合事は相違なけれども、尺八一節切にはいかがある歟 前のふるき歌どものちなみによりてこゝにしるす。

以上石野遠州考。

○淺草鳥越伊勢屋源右衛門所藏書畫

雪〔夜書千卷〕 山人書

玉岡

南海 蒼梧 北從 溟海

右淺草鳥越里酒家伊勢屋源右衛門所藏〔以下同前所持〕

一村君榮擢後罕見ゝゝゝ〔七律〕　物茂卿

一江陵集跋　茂卿書

一紅蒂者名鶴頂梅結實加拳大味甚甘錢宗伯瀕西□上有之

一梅老不知歲歲歲古先春調羹滋味足居然鼎鼐臣〔梅島〕　梅眉公

蘇雨筆

一清明上河圖〔卷物〕　張擇端書〔大德年中息雨ノ跋アリ〕

一張即之書七字〔横幅〕

一雪中看山皆玉成亭中坐雪人更淸早寒起栗呼酒暖門外不知車馬行　雪中山水　沈周

一馬〔三〕〔横幅〕 趙子昂寫

一劉松年女孝經畫

一中將姫筆といふ古寫經

　譜等至て見事也未知何人

一徂徠書□島妙音菩薩碑文〔自筆〕

一木蘭春在木瓜圖叢石〔嘉靖乙丑秋八月既望〕 包山陸治製

一叢草竹薔薇雁翡翠 呂紀

一竹〔陸□道〕〔王世懋〕 夏昶畫

一張敞畫眉圖〔因窓中〕 仇英

一東方朔 明 子仲

一聖像 王元章

一東方朔〔古畫〕 陳予和

一雪中先生令兒童貰酒圖〔萬曆甲寅冬日寫〕 李之茂

一山水淸可掬居然媚其澗君有萬斛珠凝令夜光現 瑞圖

一衆鳥高飛盡〔爲若臨道光書〕 過澤光

一西園翰墨留香遠東壁圖書釋味長 陳繼儒

一山水圖〔張伯□題一峯老人畫云山川渾厚草木華滋此圖參用法時丙子九秋玄宰〕

一玄宗侍女〔横幅〕 唐寅〔名ナシ〕

一太孺人八十壽 松鹿圖〔文アリ〕 新都吳愛□寫

一忠孝義〔三大字〕

一水亭涼氣多閑棹晚來過淵影見藤竹潭香聞菱荷野童扶醉舞山鳥唉酣歌幽香未云徧烟光奈夕何

鳴雷〔印〕

七十一田叟張大光

印

一八分屏風　　雪山人

一額　鳴霍堂〔乙未復月婺山人〕　　嵩玄岱也

一額　抱月　　天間獨立

一玄都仙露湛金莖琪樹千年散月明無限彩雲寒不渡樓頭□落洞簫聲　　董其昌

一□裏本無元字醐百千妙義一□頭　即非頭陀書

○伐蛟說〔雍正十二年署南江督院魏□刊刻□通飭乾隆五十一年廷臣又奏准頒行〕

嘗考月令載伐蛟之文。古人多斬蛟之事。蓋蛟之爲害于民。實甚多。剪除凡以爲民也。江南地方如徽寧六霍等處。蛟水爲患。人畜田舍。隨波蕩然。殊可憫惻。訪之故老。考之傳文。識產蛟之處。得伐蛟之法。蛟以雉生。數十年而起。生之蛟地。冬雪不存。夏苗不長。鳥雀不集。其土色赤。其氣朝黃而暮黑。星夜上衝于霄。其卵入地。自能動轉。漸吮地泉。其彩即成。聞雷聲漸起而上。其地之色與氣。亦漸明而顯。蛟未起二三月前。遠聞似秋蟬悶在人手中而鳴。又如醉人聲。此時能動。不能飛。可以掘而得。及漸起離地面三尺許。聲響漸大。不過數日。候雷雨而出。多在夏末秋初之間。穿山破岸。水激洶湧。爲害不可勝言矣。善識者于春夏間。相地之色與氣。及未起二三月前。掘土三五尺餘。其卵即得。其大如甕。其圍至二尺餘。先以不潔之物鎭之。多備利刀剖之。其害遂絕。或于雪後見其地圍圓不存雪。不

生草木。再視其地之色與氣。掘得其卵。煮而食。味甚美。此土人經驗之言也。〔下文略〕

右見王又槐著錢穀備要。

伐蛟說

嘗テ考ルニ、禮記月令ノ篇ニ、蛟ヲ伐ノ文ヲ載ス、古人蛟ヲ斬ノ事多シ、蓋蛟ノ民ニ害ヲナスコト、實ニ甚多ク、是ヲ剪除スルノハ、凡ソ民ノ爲ナル故也、江南ノ地、徽寧、六霍ト云處ナド、蛟水患ヲナシ、人民、畜獸、田畠、家屋モ波ニ隨ヒ、蕩然ト打潰ルコト、殊ニ憫惻スベシ、是ヲ故老ニ訪ヒ、是ヲ傳文ニ考テ、蛟ヲ生ズル處ヲ識リ、蛟ヲ伐ノ法ヲ得タリ、蛟ハ卵ヨリカエリ、數十年ニシテ起ル、蛟ヲ生ズルノ地、冬ハ雪モ積ラズ、夏ハ苗モ長ゼズ、鳥雀モ集ラズ、其土色赤ク、其氣朝ハ黄ニ、暮ハ黑ク、星アル夜ハ、其氣衝上リテ、青霄ヲオカス、其卵地ニ入テ、自ラ能ク動キ廻リ、漸々ニ地ノ潤ヲ吮テ、其形ヲナシ、雷聲ヲ聞、次第ニ起テ上ル、其時ニ及テハ、其地ノ色モ氣モ、亦次第ニハツキリト顯ル、也、蛟ノ起ントスル、二三月前、遠ク聞ニ、秋蟬ノ人ノ掌中ニ握ラレ鬧テ、鳴ク音ノ如ク、又醉エル人ノ聲ノ如シ、此時能動トモ、飛コトアタハズ、因テ堀テ得ベシ、漸ク鬧リテ、地面ヲ離ル、事、三尺餘ニ及テハ、聲轟漸ク大ニ、數日ヲ過サズ、雷雨ノ時ヲ伺テ出ヅ、多ハ夏ノ末ト初秋ノ間ニアリ、其時ハ、山ヲ穿チ、岸ヲ破リ、水激潮湧キ、害ヲナスコト、勝ゲテ云ベカラズ、善ク識ル者、春夏ノ間、地ノ色ト氣ヲ見テ、既ニ起ントスル二三月前、土ヲ堀コト三五尺餘ナレバ、其卵ヲ得、其大サ甕ノ如、其丸サ三尺餘ニ至ル、先ヅ不潔〔糞土死血ノ類〕ノ物ニテ是ヲ鎭、スルドキ切レ物ヲ多ク備テ、是ヲ剖ケバ、其害遂ニ絶ツ、或ハ雪ノ降ル時、其卵ノ在ル地ハ、其形チ程、座ドリテ、雪ヲ存セズ、草木ヲ生セズ、再ビ其地ノ色ト氣トヲ視テ、其卵ヲ得、煮テ食スレバ、味甚美也、是土人既ニ試ミテ、驗シアル言ナリト。

右は王文槐が著セシ錢穀備要ト云書ニ出タリ。

○小菅御殿

惇信院様大納言様と申せし時小菅御殿に御止宿被遊候よし小菅御殿は其時新にたち候哉〔御答〕元文元辰どし新らたに御造營小菅御殿と稱す同年十一月四日初て大納言様御成同七日迄御止宿日ごとに近在にて御鷹狩有之候由但御止宿中は彌五郎橋際水戸橋際下馬に成り通路を止めらる仍て千住宿より大橋を右へ附牛田堤通り綾瀨ばしを渡り水戸橋外への往來いたし候樣に同年十一月朔日御觸流有之候扨亦是より以前七月中御止宿中勤番等之諸規定仰出され御供は平日之通御止宿中御側衆二人か三人勤番松平能登守殿は〔西丸御老中〕近在之寺院鄕家に止宿奥向衆は詰切其餘之面々は每日御鷹場之障に成らざる樣[illegible]之内交代之積りにて御書院番新御番衆御供外に一組ツヽ頭共御徒方同斷二組與三組頭共御目付三人御使番衆一人奥表御右筆一人ツヽ奥御醫師二人外科針醫一人ヅヽ但本道泊り一人小普請方下役計右代り合勤番但御座所は勤番は御持組一組御先手三組與四組にて外廻り千住之方と新宿之方と兩所に本番所を立置其外御座所近邊へ何ヶ所にても見計らひ同心二人程ヅヽ勤番之積り廻りの儀は御下知次第と仰出さる又十月に至り御供方勤番之向へ御止宿中さま〲心得の事共被仰出土地之者へも高直にうりもの致さず無差支樣になど御觸れも出申候初て御成濟十一月十一日西城にて夫れ〲拜領物左之通

奥ニテ　御老中　　西丸　同
　時服十　松平左近將監　　同　松平能登守
同　若年寄　　同　御側衆
同五　小出信濃守　　同四　大久保伊勢守

同　御小納戸頭取　　同　鈴木對馬守
金二枚同二　上原因幡守　　同同
同　奥御右筆　　同
銀五枚　諸星友之進　　同　松田三次郎
芙蓉之間御勘定奉行　　小普請奉行
時服三　細田丹波守　　同　本多彌八郎
御目付　　同西丸
金二枚時服二　大岡右近　　同　安部式部
同　　御代官
同　服部仲　　同　伊奈半左衛門
焼火之間小普請方　　同
拜領物不記　鈴木九八郎　　同　藤井孫太郎

是よりしては度々大納言様成らせられ御止宿遊され候由尤此時小菅御殿御出來に相違無之事は今年之春公方様初て御鷹野に葛西筋へ御成之節伊奈半左衛門屋しきへ御立寄に付拜領物有之段正月七日御日記に見ゆ此時御殿又は御腰掛ケにても有之ならば半左衛門屋敷へ御成に付てとは文談有之間敷左候へば當春の頃地所御見立御内々之御目論見も有之事にや有廟之御代奥醫師勤られし栗本古瑞見毎度物語を承り候へは小菅御殿は惇信君御若年之頃御虚弱御うち氣にあらせられし故御達者附かれ候ために有廟の御世話有りし事の由を咄され候御醫師は御養生向之勤ゆへに此意味をも存ぜられし事にや元文之初御造營之御殿は同六年正月十九日午刻同所伊奈氏が火焚所より出火にて不殘御殿御燒失此時廿一日

には大納言樣御止宿仰出され御道具も御先へ廻り奥向衆も少々御先へ被參候處出火にて御道具も少々燒失に付て伊奈は勿論御先へ被參候奥向衆も其節差扣仰付られ御目付山田十太夫は火事に付彼之所へ乘り附られ消防之下知有之江戸へ注進其身は其夜八ッ時頃に西丸へ登城して事の樣子を申上られけるに依て廿一日之御成は御延引に成りし由其後は假りに又候小菅へ御普請出來其御普請は寛政六寅どしの頃に歟御取拂ひに成りて今は御殿跡而已殘りしよし承及候。

○町火消始りの事

大岡越前守殿勤役中享保三年戌十月十八日一町より駈付人足三十人宛差出候樣被仰渡其後一町より十五人宛差出候趣に減じ方被成御免候年月日不詳亦其後右人數差出候ても店人足ゆへ消防のはたらき出來兼候に付一町內壹兩人より四五人まで鳶之者差出申候

私云當時右之通之振合にて纒も前々は大纒は一本組合之町々に不殘小纒有之候處寛政四年御改正之節大纒一本に成り小纒相止み幷銀箔も無用きら引に成り大纒は組合之町々へ每日日送りにいたし出火に持出組合之者之纒番にあたり不申ものは手振りにて出火事場へ參り組合之町之者纒に付き候て消防いたし候町役之者は御定之人數外に世話役に出役いたし候由又古き書留に町火消いろは組に成り候は享保四年と記し候左候へば町火消町役被仰付候は享保三年之冬にていろは組に成り候は翌年之事成るべし其實追て可考。

右瀨名貞恕答也。

○春日牛門詠詩歌序　　大田覃

上毛舊族。大胡故城。天定燕都。地稱牛籠。雞鳴藁店。連步兵之三街。鳩集若宮。通神樂之修阪。幽人韻士之所憩。心遠地偏。英才豪傑之所生。氣淸星聚。時乃陽春布德。麗澤輔仁。江梅橫白雪之枝。

谷風起青蘋之末。羽觴飛而無算。藻思湧兮爲雲。五七之言。因河梁柏梁之體。三十一字。慕難波淺香之風云爾。

○徂來畸人跋

天主教。國禁至嚴矣。幽其人。俾不與外人見。錮其書。俾海舶不貨。以故寰内莫知其教所云何若已。噫安知其革而包編。或排乎他教也。其書弗存。將何以覈之哉。亦有司之過也。尾藩津田太夫。偶獲畸人十篇。亦不能奪其爲何書。遂就予問之。予讀之。始得識彼教之說。因嘆世肆臆談道。而不自覺墮者何限。遂俾寫一通。以爲燃犀照権之具云。

享保丙午七月初九日物茂卿識。

○漢代の銅鼓の圖をみる辭ならびにうた

いさめのつゞみこけふかく、鳥おどろかずといひけむは、いそのかみふりにたることにこそあらめ、さるはいかづちの名におふ門の鼓にもあらず、石のつゞみにもあらず、土の鼓にもあらず、かなへのあしのみつにわかれてわれもひとも海山をあらそひしむかし諸葛武侯がまうけしかねのつゞみあり、いまあふみの宮川のきみの家につたへもたせ給へるをこのごろ人〲賞しあへるにや、草廬三顧のふることを思へばとしはいくとせにかならん、世はいく代にかうつりかはりしそのくにのたからともならで、こゝにつたへ來れることといつよりのことにかあらん、かのきみ是をもてあそび給へろあまり、そのかたちを圖になしてわたりめぐりの寸さくまでくはしうしるし給へるを、ある人もてきたりてうたよむべきよし聞えぬるに、いさや河いざとおもへることの葉もなきをかたゝのうらのかたくもいなまでうけひき侍りしかば、みづからわざはひにかゝれる心ちしていひ出ぬべきことのはおぼえず、おほよそもろこしに其名のこれることは此圖のかたはらにもしるされぬ、ありとあるふることはさきに

見つる人々のふみの中にもいとおほかれば、これらにことくはふべきふしもおぼえ侍らず、わがみかどむそぢあまりの國のうちにつゞみの名におふところ〳〵いまはた思ひあはすればなきにしもあらず、しらぬひのつくしのわたり遠からぬさかひにありと聞ゆる鼓の瀧は、あるが中にもなを名高し、藤原の行盛が辰の日の參音聲によめる鼓の山は大曾會主基方にしば〳〵さゝれたるたにはのくにゝこそあなれ、鴨の長明がよみけるつづみのたけは林崎とはではいかゞとも侍れば、神風の伊勢のはま荻うちそよぐわたりにこそあらめ、これらをゝきてうたによめるつゞみもなをこそたし、まづは昔よりのうつといふなる時のつゞみさよふかき木ぶねのおくのきねがつゞみもよまれたるにや、かけゝつゞみうちなすつゞみのりの鼓雲ゐるつゞみはいかなる鼓にかあらん、八雲御抄にはいもゐるつゞみともしるされたり、光俊がそらにきくつゞみの聲とよみたりしは首楞嚴三昧經に見えたるくすりをぬりたる鼓なりとかいひつたへ侍るにや、かねもをとせぬ古寺のたぬきのうちつる鼓をだによみたれば手を折てかぞふるになをいとまなかるべし、ちかきころ靈元院法皇の河のつゞみのうつたへにとよませ給ひし七夕躊吟の御製は、河鼓星をおぼしめしよりけるにやあらん、とまれかうまれたぐひおほかることはさて有ぬべし、このふたつなき鼓をばなにとかいはん、すりつゞみふりつゞみくれ鼓みな思ひよすべきにあらず、金鼓をさしてひらがねといふことは順が和名鈔にも見え侍れど、これもなをことたがひぬべし、しばしかねにまれ有にまれたゞつゞみとよみて有ぬべきことを、よしなきをいださかしらにみなもとの仲正がからつゞみとよめりしうたの見ゆるを思ひ出て、しらずよみにその名をかりてよみ出侍るをとがむる人もさはに侍らんかし。

知　篤

なみ風にこゑあらそひしからつゞみうちもならさぬ世をやへぬらん

西淸古鑑抄書
漢銅鼓十四之內
第十三圖　圖略
右高九寸面徑一尺五寸四分腹圍四尺六寸八分重三百六十六兩今所藏ノ銅鼓ハ右ノ圖ニヨク似テ小異有之候
高九寸面徑一尺六寸八分腹圍五尺四分重五百兩〔以十錢目爲一兩〕

同書
第十四圖ノ末ニ左之通認有之候
右高一尺八寸。面徑二尺五寸三分。腹圍八尺四分。重一千二百六十兩。　此器今世多謂之諸葛鼓。蓋武侯渡瀘後所鑄。然考馬伏波平交趾亦鑄銅爲鼓。則先諸葛有之矣。今嶺南一道廉州有銅鼓塘。欽州有銅鼓村。博白有銅鼓潭。則因以爲地名矣。大抵兩川所出。爲諸葛遺製。而流傳於百粤群峒者。則皆伏波爲之。今未能差別。統名爲漢銅鼓云。又按唐嶺節度使鄭絪出鎭時。春州守林靄得之峒戶以獻。絪納諸廟。面濶五尺。臍隱起雜布漁魚蝦蟇等紋。旁設兩耳。語與此合。而是鼓作騎士科洗乘而馳旁挾一馬。則舊說所未有也。

○御神馬初立碑
碑名曰。慶長五庚子歲。濃州關原之御陣。馭於此馬。而擊於凶徒矣。元和二丙辰。大樹薨御明年。致馬於此山焉。歷於十有四歲。寬永午歲。斃於槽櫪之間焉。于嗟這馬也。駿足千里。初沛艾後欵段。非於其性。令習而然乎。所謂不立於寺立厩於屠矣。蒼抗猶守墟。白澤復望門乎。或人問於馬之來由。延寶六戊午歲。樹碑於塚。欲於其名跡久不沒也。看者其致思焉。

貞享四丁卯歳正月

右碑在日光山。

○落紙考

淸人阮元經孟子考文序云、楊州江氏隨月讀書樓所藏乃日本元板落紙印本

此に落紙といふ物は美濃の十文字紙のことなり、享保の御時にこの書を美濃の十文字紙に搨て渡されたれば、十文字をさして落紙といへるは疑なき事なれども、何ゆへに落紙と名付しや詳ならず、竊に按するに、落は苔の本字にて側理の一名のよし、諸書に所見あれば側理紙を落紙ともいふべく〔格致鏡原に蕭子良が書を引て落紙の名みへたり前後の文によりて考ればこれすでに側理紙の一名と見ゆ〕十文字すなはち側理紙に似よりたる物ゆへさもいふべきにや、拾遺記に、側理紙南人以海苔爲紙其理縱横邪側因以爲名とあり、其縱横邪側といふに據て十文字を落紙と稱したるなるべし。

本草注に、水中苔取以爲紙名苔紙ともみへたれど、其下に靑黄色とあれば、是は實に水苔を用て漉たる物にて此に落紙といふ〔以下缺文〕

増訂 一話一言 卷十五

○唐土亡書

唐土之亡書叢書取立可申日

漢孔安國傳古文孝經古本　　梁李暹注千字文

隨蕭吉五行大義　　唐許敬宗文館詞林

唐李嶠百二十詠　　唐武后臣軌

唐武后樂書要錄　　唐韋述兩京新記

唐李瀚蒙求本注　　宋李中正泰軒易傳

宋蔡模注朱子感興詩　　元許衡魯齋心法

元辛文房唐才子傳

右兼而取集置唐土亡ひ候段急度證故有之候品々にて粗按合も仕置候間直に取立候ても都合相調可申分先前書之通に御座候尤此餘も彼是心當りも御座候得共彌亡書に相違無之由未だ屹と證故を見出し不申候分は此度不申上候右書面之品々にても一集を五百枚位に定十冊綴之書物に取立候得共大抵四集位にも相成可申候哉奉存候以上

午三月　　林大學頭

伺之通被仰渡承知仕候

九月四日　　林大學頭

書面林大學頭承付之通被仰渡候旨承知仕候

午九月十二日　　中川飛彈守

右攝津守殿近藤吉左衞門を以會計府中に下して議せしめし時の本紙のうつし也。

〇金華文

金華平玄中自書の南郭刻稿序に徠翁の刪潤あり

何有所不能也「唯此二字、ノのみたり」

文の末の方に徠翁の手にて

五百年來有數文字

又曰豈謂子遷哉爾白

謂也　　茂卿

とあり畑中氏府中にもて來て示す「文化戊辰八月二日書」

〇唐館春單

長崎唐館にて清客の部屋の戸に正月はる札あり、紅紙に福祿壽の三字をまろく書なりその字形の面白ければことし正月板に刻して人々にあたふ、その包紙に何とかくべきと、試に唐館春帖と書て長崎の便につけて譯司彭城仁左衞門「劉基字君美」のもとに遣し清人に問し時、左のごとく記し來たれり。

三星俱在「錢雲亭銘」　福祿壽「孟涵九潘用祉銘」

唐館賀春積單「劉培元銘」

劉培元云非粘也單也

紅紙ナリ

按、明高琦文章一貫曰。捫蝨新話云。文字有意同。而立語有工拙。沈存中記。穆修張景二人同造朝。方論文次適。有奔馬。踐死一犬。遂與相各記其事。以較工拙。穆曰馬逸。有黃犬。遇蹄而斃。張曰。有犬。死奔馬之下。今較此二語。張當爲勝。然存中但云。適有奔馬。踐死一犬。則又渾成矣。又張鼎思が瑯琊代醉編〔巻三十五〕にも此事を記して小異同あり、今淸洛四人の銘する所をみるに錢雲亭は工なり、孟潘は拙し、吾は劉培元に從はん〔文化丙寅八朔記〕

○護持院隆光碑

江戸洲崎辨天社地に僧祿司護持院隆光の碑あり、隆光字榮春和州添下郡の人にて七歳の時一偈を書きて是弘法大師なりといひし事などみゆ、享保□年に化す、歲六十五とありき〔七月廿七日舟行のついでに見し胸臆のまゝにしるせり近きうちに全碑を寫すべし〕

○四朝別史

今十七史に宋遼金元四朝別史を加へて廿一史とするは嘉慶のはじめ席世臣が掃葉山房の本也、しかれども宋遼金元別史の序儀徵阮元が文と南康謝啓昆が文とを省きて載せず、是は正史を參考する事〔阮序〕正史の附庸といふ事〔謝序〕あるをもて省きしなるべし、宋遼金元別史と題して孤行せる本には此

二序あり、又大金國志ばかり孤行せる本には席世臣が序一　乾隆□年月恭校上の文一　經進大金國志表一　金世系圖一　あり、今の廿一史本並に宋遼金元四朝別史本ともに皆省きて載せず、金國九主年譜といふより下諸本みな同叙也、見るもの心をつくべし。

○朱文公小字

瀟洛風雅に五二郎生日（即文公元本誤作十二）　朱韋齋

夢覺牀頭無復酒。語終龕底信餘糜。已堪北海呼爲友。猶恐西眞喚作兒。

○猿子眠

壽世青編云。伏氣有三種眠法。病龍眠。屈其膝也。寒猿眠。抱其膝也。龜鶴眠。踵其膝也。今も俗に膝を抱て眠るを猿子眠といふ也。

○婦人の病

同書に、法ニ婦人疾一。有下不レ能レ盡ニ聖人之法一者上。今富貴之家。居奥室之中。處帷幔之內。甚又以帛幪手臂。既不能行望色之神。又不能殫切脉之巧。四者有二缺云々、是今の絲脉をとるなどいふの類なるべし。

○古方無妄用

同書に古方無妄用。鄱陽周順。醫有ニ十全之功一。云古方如聖惠千金外臺秘要所論病原脉證一及針灸法。皆不可廢。然處方分劑。與今大異。不深究其旨者。謹勿妄用。有人得目疾。用古方治之。目遂突出。又有婦人。因產病。用外臺秘要坐導方。其後反得惡露之疾。終身不差。嘗有士人。得脚弱病。方書羅列。積藥如山。而疾益甚。余令悉屛去。但用杉木爲桶。盛水濯足。並令排樟腦於兩股間。以脚綳繫定。月餘而安健如初。南方多此疾。不可不知。顧問名醫。語必不妄。故錄于此。今の古方科と稱する醫者も

また此失あるべし。

○天狗爪

能州石動(イスルギ)山ノ林中ニ天狗ノ爪ト云物アリ、色青黒ニシテ長サ五分許ニシテ石ノ如ク先尖ニ後廣ク獸ノ爪ニ似タリ、土人雷雨ノ後林中ニ往テ是ヲ拾フ、瘧ヲ患ル者水中ニ投ジテ其水ヲ飲ムトキハ愈ユ、不知何物也、想フニ金石ノ類ニシテ人誑テ神物トスルカ〔民生切要錄二〕

○吉祥寺跡の山茶

江戸御茶之水鵜飼氏〔六右衛門〕の屋敷はもと駒込にうつりし吉祥寺の跡にして、庭に大きなる山茶(ツバキ)の木あり、枝は東西二またにわかれて西の方の枝はその時の火災にかゝりしとていためる所あり、ふるき江戸繪圖に今の水道橋を吉祥寺橋といひし事も思ひあはせられ侍る〔八月五日一見〕

○熟荒

近年米價賤くして士人の窮する事甚し、これを熟荒と云、清董含が蓴鄉贅筆に曰。秋大熟。斛米二錢。時湖廣江右價尤賤。田之所出。不足供税。富人藏粟盈倉。委之而逃。有貨充斥。無人問者。百姓號爲熟荒。猶憶順治丙戌辛卯兩年。米價騰貴。每石價至四兩餘。而民反無流亡者。古人云。穀賤傷農。信然。薛宗伯所蘊有糶賤行。慨乎其言之也。

覃按、此書種珍本の秘鈔の中に收載して大本の讀錦になし、又國朝詩別裁の作者二百餘人の中に薛所蘊の名なし、糶賤行の詩は見まほしきものなり〔八月十三日府中ニ書ス〕

春臺先生羈賤行詩抄出于巻三十四可以補此詩也〔庚午五月七日雨中記〕

○女兒絹(カイキ)

女兒絹顏色花樣　海黄色立紋柄等也、清人程赤城が文書に見ゆ。

○米金の事

或曰、今ノ世ホドスリ切ノハヤル事ナシ、金銀ノ不足ハイカ樣ノ事ゾト云ケレバ、友人云、今ノ世ホド金銀ノ澤山下ニアル事前代未聞ナリ、衣類居宅食物祝言ノ美々昔ニ百倍セリ、諸事ニ心ヲ付テ見給へ、サテ元和頃越前福井城下ノ松本ト云所ニテ町人トモ名主所へ寄合元服名ヲ改トテ其中ニ金子所持ノ者有トテ何モ所望シテ拜見セント云ケレバ、金主巾着ヨリ八重ニ包ヲキタルヲホゴシ金一歩ヲ取出見セケレバ上下イクヾキ手渡ニスルトテトリ落ケルニヤ何方ニテ失ヒタルトモ知ラズ失ヒケルト也、其頃不慮ニ物ノ見ヘザルヲバ紛失タルカト章句ニ云ケリ、サホドニ金子ト云物ヲ凡下ノ見ルコトヲダモナカリシニ、今ノ世ハ乞食非人モ金銀澤山ニ所持セリ、又寛永ノ末迄ハ八木ノ直段北國ノ米五斗ノ俵銀六匁ニ賣シヲ予モ覺ケル也、其昔午歲大飢饉ノ時天下一統飢死ノ者多予若年ノ時父ト連賀州ヨリ越前へ行ケル時小松ノ串野ト云所ヲ通シニ松原ノ内ニ石瓦ノ如白ク見ヘケリ、朝霧深シテ慥成貌見分ガタシ、依之馬方ニ尋ケレバアレコソ午ノ歲ノ大飢饉ノトキ飢死ノ者ノ首ニ繩ヲ付テ此所へ在々ヨリ捨タル其骸骨トモナリトゾ申ケル、サナガラ石川ノ水ノ干タルガ如シ、又馬方予ガ親ニ語ケルハ御奉公人ホド結構ナル事ハ御座ナク候其節トテモ八木ノ高直ヲ御悅也、扠モ〳〵五斗ノ俵二十目ニ買ヒ候へバ我等トモノ命ノ只今迄ナガラへ申ハ不思義也トゾ語ケレ、然ラば其以後明曆酉年五斗六十目ノ直段ナレトモ五斗廿目ノ時程飢死モ少ナカリキ、サレバ金銀ハ下ニ多渡有レ之ト見ヘタリ、然故ニ人々奢有ト知ベシ。

○家中ノ祿ヲカリル事

近年ハヤリ物多中ニ家來ノ祿ヲカリタマフ事神代ハ不知人王以來ノ珍事也、和漢ノ古キ日記ニモ見ヘズ、是侍ノスタリタル故ナリ、言葉ニ借用ト聞ヘケレトモ積テ返タマハネバ御モラヒトコソミベカリキ、サレドモ積テ返タマヒ又家中御救ノ御家モアリト也、尤家來ハ一命ノ御用ニ達ル者ナレバ俸祿財

實何ゾ異義ニ及事アランヤ〔下略〕

○筆海道ノ事

諸藝ヲ習始ル時初ヨリ人並ニ成タキト思ハヾハカハカシカルベカラズ、人並ト云ニモ品々アリ、萬ニタカブリタルハ悪ケレドモ諸藝ヲ習始ル時ハ天下一ニ成ベシト思テ取付テモ漸々人並ニモ成カヌル者也、世話ニ富士山ホド願テ桃ノ實ホド叶トハ云ナラハセリ、筆海道〔南畝云三國筆海堂ナルベシ〕常ニ予ニ語レリ、世人曰、正心ハ人ニ勝レテキヨウ有テ能書也トホムル人多シ、是愚ナル言語ナリ、習ハズシテ何ゾ人ニ勝ルヽ事アラン、凡千人ニ秀ント思ハバ千人ノ功ヲ一人ニテ勤ムベシ、萬人ノ功モ是同ジ、我若キ時ノ望天下ノ能書トナラント志ケレドモ其功不足ニシテ知人少ナシ、誠ナル哉、人身ノ妙ハ物ニ付ト云事是也、晉ノ王羲之ハ漢和ノ筆ナレトモ、是サヘ五十三歳ノ時筆妙悟道トアリ、予ハ五十五歳ノ時小泉氏カ屏風ヲ書シ時少筆法ヲ心得タリト語ラレケリ、此人若キ時手習ヲセシ勤ノ事數言有之、先一言ヲ云ハヾ天寒ニ手習ヲセシニ手ノ中熱シケレバ器物ニ水ヲ入置手ヲ差入ヒヤシヒヤシ習ヒタリトナリ、餘ハ是ヲ以察シ給へ。

○寛永飢饉ノ事

寛永午年ハ天下一統ノ飢饉ニテ、田ノ畔ノ草ヲアラソヒ木葉松竹ノ翠ヲ抜食セシナリ、カヽル處ニ近年サノミ豐年ナラネトモ民ノ心侈多、百姓凡下ノ鞾衣類居宅等結構ニナリ、命ニ替タル金銀ヲムザト盡ニヨリ火難ヲ以無常ヲ示シ給ヘリ〔上下略〕

○臘月世の中詰ると云ふ事

人常ニ沙汰セルハ臘月ニ至テ今年ノ暮程世ノ中詰リタル事ナシトイヘリ、何ノ年ニカ豐カナル暮ト云事ヲキカズ、然レドモ歳モ明レバ又何カト打暮シ是ヲ忘ルヽト見ヘタリ、タヾ世ノ口クセニテ往々モ

然ルベシ〔下略〕

○借シ金ノ事

或曰、世間ニ一向借シ金ト云事ナカリセバ一歳ノ暮ヲ考ヘ侈モ多ハ有ベカラズ、借金ヲ賴ニシテ奢有ト見ヘタリ、亂世ニ借物ナケレトモ飢タル者モナシ、若不慮ノ事出來スルトモ常ニ心直ナル者ハ互ニ介合スベキ事也、然ラバ公事沙汰モナク親屬ノ中モ大切ニ朋友モ捨ベカラズト云ヘリ是モ一義アルナリ、上下トモニ身持ヲ大切ニナサズ、人ノ資ヲアテコト、シ奢ヲ極費ヲ厭ハズ剰ヤ、モスレバ元利打ナグリタマフ方モアリ是ハ言葉ノ替タル下々ノ竊ト同コトナリ、家臣ノ無道ヨリ多ハ起ルモアリ、カヽル非道ノ積ヌレバ家滅タル多シ、古語ニ鉤ヲ盜者ハ剪レ、國ヲ竊者ハ免、大權現宮昔駿府ヘ入セラレ狐崎鈁斷罪ノ者アルヲ御尋ノ時夜盜ノ者ナリト申上ル、其時イタハシヤ白紙ヲ以晝强盜ヲスル事ヲ知ラズカクハ成シト仰ラル、トナリ、是借物打ナグリノ事也トゾ。

○明暦火事の事

物ノ費ト云ニ品々アリ、或時眞幸(マサキ)氏ヘ行ケルニ折節サル大名ヨリ小袖ナド音物ニ來リ、使者歸テ後予ニ對是見給ヘ、大名ヘ物書テ遣ケレバ如此ニ禮アリ、各ニ書テ遣程費ハ無トタハフレテサレトモ一向ノ費トモ云ガタシ、正心コソ能書ナリト各ガモテハヤスニヨリ此音物モ來也ト笑アヘリ、誠ニカ、ル類多事也、大醫ノ下賤ヘ藥ヲアタヘルモ費ニ似タリ、サレトモ上手ト沙汰セルハ下ヨリハヤセバ也、或醫ノ弟子ニ示ニ藥代ニ心ヲ付ベカラズ、偏ニ療治ニ心ヲ入治スル事ヲ工夫スベシト或大醫ノ傳也、下賤ノ者又ハ浪人ノ家内出入モ費ニ似タレドモ是モソレ〳〵用ヲ辨ズル事多、予モ牢人タリシ時明曆酉ノ歳江府回祿前代未聞ノ時數年合力ヲ受シ者本鄉天澤寺ノ前ニ居住シケルヲ、僕ヲ召連淺草ヨリカケ付ケルニモハヤ二三軒トナリ迄火移來レリ、亭主長病ユヘトク妻下人トモ下谷ヘ退留守ノ所ヘ行見

レバ諸道具衣類等打捨置ケリ、予ガ下人ニ先ツマラ一モタセ天神ノ後ノ入江ノ寺ヘ足ニマカセテ行ケル所ニ、此寺ノ旦那ト思ヒケルニヤ、門ヲヒラキ是ヘ〱ト招ケリ、少々危ハ思ケレトモ先ハ能事ニ思寺ノ後ノ出辛ハニ葛籠ヲ持ツキ直テ返シケレバ、ハヤ隣ノ家ニ火付ケリ、サレトモ長持ナド取出處ヘ亭主ガ下人二人來ルヲ以上三人ニテ道具アラマシ運セケレバ衣類ハ不殘出シ、少シ空地ノ風上ヘ雜具出サセ宴ニ火カヽリケレバ辛キ命タスカリ、彼寺ヘ退一夜ヲ明シケリ、其日朝ノ食ニテ働ケレバ主從飢ケル處ニ、寺ニテ大釜ニ粥ヲクカセイヅレモヘフルマヒケレバ飢ヲ養ケリ、十八十九大火殊ニ雪フリ寒ズル事ハダヘヲ剪ガ如也、飢寒トモニ彼寺ニ介ラレシ也、世靜ニナリ一禮申ケレバ、其節ハ旦那計ノ志ニモ非、寺ヘ御入之方ハ誰ニテモアレ一等ノ志也、十方旦那ナレバ何カヘダテ有ベキヤト申サレケレバ殊勝ニコソ覺シ也、扨其夜明ケレバ天神ノ切通モ道漸開下谷ヘ衣類モタセ病人ニ遣ケレバ著ノマヽノ處ヘ著サセ悦事限ナシ、追付小屋ヲモ掛病人ノ心ヲモ休メケリ、其節ワラヂ一足百錢是モ稀也、油一升二十目、干菜一連百錢、是モ小松川ト云所ヘ買ニ遣モトメシ也、食アリトイヘトモ器物ナケレバ御施行ノ粥モ瓦ノカケ切アミ笠ニ受テ食セシ也、然故ニ彼庭ヘ出シ置ケル八木味噌等モ少フスブリハアレトモ其節ノコトナレバ上々ノ味ニ覺皆用ヒケリ、此病人慈悲深ク孝モ又無類ニシテ學モ勉タル者也・然レトモ不幸短命ニシテ其歳九月十二日四十餘ニシテ死去セリ、華光院蓮久トハ是也、予數年合力ヲ得テ報ジ難思ヒシ所ニ此節少々報ジケリ。

○安居院の五字七字

安居院ノ五字七字　ウヘナミソ　ミノホドヲシレ〔上下略ス〕

覃按、醒睡笑に云。

○犬を舁く事

今ノ御代鳥獸迄モユタカニ殊ニ犬ニ食乏カラヌヲ見テ、貧者兩人寄合テ語ケルハ、一人云、カホド明ルヨリ暮ルマデカセグトイヘドモ食ハ犬ニ劣リクリト云、今一人ノ云ケルハ、我々貌ハ人タリトイヘトモ心ハ犬ニ劣タル故ナルベシトイヘリ、亦座頭ノ六尺共云ケルハ、世ニ身ヲ過ル者多中ニ我々ガ身ホド口惜業モナシ、人ガ人ヲカクサヘアルニ目モ無者ヲ舁事ハ無念ナラズヤト云ケレバ、今一人ガ云ケルハ、イヤ夫ハ僻ナリ、犬ヲ舁テサヘ世ヲ亘ル者アリトイヘリ、下賤トイヘトモ了簡ハ面白サニ書記也。是モ自然ト五字七字ニ叶ヘリ。

覃按、此一條ヲミレバ此隨筆ノ作者憲廟ノ時ノ人ナルベシ。

○松下源左衞門ノ事

松下源左衞門ト申者、牢人ノ時勢州ノ畑ト云所ヘ引込柴ノ刈杭ヲホリテ渡世トセリ、其頃京極安智ニ彼ガ古傍輩在付殊ニ出頭セリ、アル時此者ヘ安智仰ラルヽハ、能牢人ヤアルト尋給ヘハ、此者源左衞門ヲ幸ト存出申上ケレバ、先知ヲ尋タマウニ四百石ト答、三百石ニテ召出サルベルキト也、彼者申上ル樣浪人ノ砌ハ立身ヲ望申候ヘトモ、今程勢州ノ山中ニ引込已ニ飢ニ及ト承候間定テ辱存參ペキト申上ル、サアラハ其方ヨリ早々使ヲ越候ヘト、足輕兩人ニ狀ヲモタセ遣ケル所ニ、牢人在所尋ケレトモ所ノ者トモカヤウノ御使ナド請申べキ者ノヤウニハ存ゼス、サレドモ此所ノ源左衞門ハ是也ト教ケリ、其小屋ヲ見ニ乞食ノ居所ニモヲトリテアサマシク誰內ニアルテイニモ見ヘズ、去ナガラ卒爾ニ戸ヲ明ルモイカヽナレバ外ヨリ案內ヲ乞ケレバ女ノ聲ニテ答何方ノ御使ト問、爾々ト云入ケレハ常々女房モ聞フレタル方テレバヒソカニ垣ニサシ置シワキザシヲ單物ニ包外ヘ出使ニ對シ呼テ可參御待アレトテ、彼カリ杭ホリシ所ヘ行カヤウ〳〵云脇指單物ヲ出シケレバ、女ヲ說本ノ所ヘ持テヲケト云、サテ使ニ待テト申セトテホリタル刈杭ヲシタヽカニ背負鍬ヲモ其上ニ載テ小屋ニ歸、荷物ヲ使ノ見ル所

ニテ打ヲロシナニガシノ使カト問ケリ、兩使モアヤシミサレドモ無禮ニモアラズ謹テ狀箱ヲ捧ケリ、見小屋ノ前ニ有ノアリシニ腰打カケ彼狀ヲヒラキ見テ云ケルハ、先以兩使大義ニコソキタラレタリ、見分ノゴトク小屋へ入ルベキヤウモナシ、早々返リ給へ、返書モ筆墨ナケレバ口上ニ申サレヨ、久ク便モ無所ニ息災珍重我等モ命イマニナガラヘテコソサテ狀ヲ見申ニ未ボル、年ニモ無所ニ不思義ト申タルト申サルベシト也、其時兩使申ケル近所ヘ參硯筆カリテ參ルベシ一筆御返書アソバシ給ヘト申ケレバ、源左衛門大ニ怒リ見レバ隨分ト器量モ能者トモノ此一口バカリノ口上ヲシカモ兩人シテ覺ナキヤト怒ケレバ、兩人コマリ乙兒ノヤウナル者ニ惡口セラレテ腹立ノ心モ出來、其儘歸リカヤウ〳〵ト申ケレバ、彼者思ノ外ニ存三百石ニテハ安々ト參ベキヤウニ申タル事ヲ悔居ケル處ニ、ハヤ安智ヨリ彼ノ使ノ返書ヤ有ト御尋有ケレバ、登城是非ナクアリノマヽニ申上ル、サスガ安智御人ズキニテ尤也、サアラバ本知ノ上ニ立身ニハ足輕卅人御預有ベキ由可申遣ト也、追付亦狀ヲ遣ケレハ其時ハ漸ヲダヤカニ近日參相談可申ト返答シケリ、目見ノ時紙衣ノ上ニ上下ヲ借リテ著出ベキト申處へ小袖上下被遣シト也、此者高名ノ事モアリ書跡抔モ並ニハ勝タリト沙汰セリ、古ヘハ能侍トイヘバカヤウニ規模アル所ニ今様ハ先知アルヲ無足ニ押下ゲ侍ノ志ヲクジキ疵ヲ付ケ是ヲホリ出トスル世ノ中時ノ風義ナレハ是非ナシ、然ニサル御家ノ主君仰ニ能侍ホド寶ハナシ先知ヲ下ゲ疵ヲ付ル時ハ人ノホリ出ト云事ハ無也ト仰ラレシト也、御頼母シキ御一言ト沙汰セリ、カヤウノ御家ヘハ何事ゾ出來ノ時ハ雲ノ集ルヤウニアルベキモノトゾ。

○加藤左馬允の事

加藤左馬允殿ノ道具持彌兵衛ト申者己ガ預リタル槍ノ銀ノカナ物ヲハヅシ遣ケリ、其段露顯已ニ斷罪有ベキト折節タメサセラルベキ道具トモ有之、直ニ御覽アルベキトテ御出彼者モ對シ直ニ仰ラルヽ

ハ、已ハ竊ム物コソアレ槍ハ武士ノ第一トスル物也、其上己ガ預リタル道具ヲ盗ム事重罪也、但妻子アリヤト御尋所持ト申人數又御尋母ト妻ト子二人甥一人ト申上ル、祿ヲ御尋三兩二人扶持ト申、ツク〳〵御聞届被仰ハ二人ノ扶持ニテ六人ヲ過ス事盗ニ非ズバ叶ガタカルベシトテ免給ヒ、剰男子ハ草履取ニ召出サレ、娘ハ奥方へ奉公、甥ハ足輕ニナサル還テ仕合能傍輩モウラヤマシガリシ也、今ノ世ニモカヤウノ類何ノ家ニモ多事也、小身ニシテ扶助ノ者多時ハ下々ハ竊ニ非ズバ叶ガタカルベシ、何ニテモ小身ナル者子共其外ヨリ所ナキカヽリ人多者ニハ了簡ヲ加フベキ事也、貧ノ盗ニ戀ノ歌所帶佛法腹念佛ト世話ノ言葉也、カヤウニ小身ヨリ大名ニナラセラレシ御方ハ發明ノ事ドモ多カリシト也。

○加藤肥後守の事

加藤肥後守殿ノ御家ニ傍輩ノカゲ言ヲ申タルトテ討果ケレバ、肥州公ノ仰ニ自今以後カゲ言可愼但是非慰ト思ハヾ予ガ噂ヲ申セ是許也、傍輩ヲ沙汰スルトキハケンクハタヘズ主人ニ損ヲカケ不忠也、予ガ事ヲ云時ハ能ニ付惡ニ付身ノ誡トハ成也トゾ、是モ一義アリ、サセル賢君ノ沙汰モ多無トイヘドモ其頃秀給フ御大名ハ凡人ト云ガタシト也。

○蒲生氏鄕の事

秀吉公ノ御時代蒲生忠三郎氏鄕卿ト申ハ、勢州ノ城主タリシ時ハ三十六鄕ヲ領シ給ヒ五十萬石ニテ、其ノチ奥州會津ヘ百萬石ニ被成被遣ケリ、其頃古道三法印秀吉公ヘ申上ケラルヽハ、今度氏鄕ヘ莫大ノ御加增前代未聞候、サゾ氏鄕有ガタク存ラルベシト申上ラレケレバ、其時秀吉公ノ仰ニ世上ニテモ其サタアリヤ、氏鄕ヘ參悅ノ程見屆有ヤウニ可申上ノ上意也、仍道三早々氏鄕ヘ參祝意ヲ述ラルヽ處ニ、其通トバカリニテ世上ニ取沙汰スル程悅ノ色見ヘズ、サテ登城有ノマヽニ申上ラルヽ、私如ノ存

程悅ノ色見ヘ申サズト申上ラルヽ、其時太閤ノ上意ニ左樣ニテコ(ソ脫)ト仰ラレシ、此上意モ道三心ニハ不審ニ思ハレシト也、扨秀吉公御薨逝ノ後、氏鄕卿ヘ道三參會其節ノ咄ヲシテ悅ノ見ヘザルトマタ秀吉公ノ上意モ今以心得ナシト申サレケレバ、氏鄕其時サンゲニ勢州ノ地ハ天下ノ望有地也、太閤早ク是ヲ御察奧州ヘ遣サレシ也、其謂ゼヒナクサトラレケリト寢食快ヨカラズ、然バ悅ノ色ハ見ヘマジキト語給ヘリトゾ、或人曰、萬石ヲ不足スル者ハ千二千ヲ領ス、千石ヲ悅トスル程ノ者ハ百二百ヲ得ル、百石ヲ悅トスル者ハ一生無足人タルベシト語ラレケリ、世話ニ富士山ホド願ヘバ桃ノ實ホド得ルトハ申ナラハセリ、生ト身ノ分限ヲ知ラデ過分ヲ願ヒ主人ノ祿ヲ有ガタク思ハザレバミテミ、罸アタルベシ、タヾ望アラバ取ベキ程ノ趣向ヲ專可勉也。

重按、蒲生氏鄕記羽柴飛彈守氏鄕會津拜領ハ天正十八年庚寅八月十五日云々合十一郡知行高四十二萬石トアリ。

又按、今桃實ヲ賣ル者富士山ノ形ノ板ニヨセカケテ盛ルハコノ故カ呵々。

○蒲生源左衞門の事

蒲生下野守殿御内蒲生源左衞門ト申家臣ヘ下野守殿被仰ハ、仙臺ノ正宗參覲ノ節ハ此城下ニ本陣ヲ泊事不快也ト仰ケレバ、夫コソ安キハカリゴトノ候ヘキ、私才覺ヲ以重テ泊無之樣ニ可仕トテ、相待所ニ又城下ニ本陣ヲメサレケリ、追付御著ノコロ源左衞門其マヽ本陣ヘ參著坐ノ間ヘ上リケレバ、亭主出テ正宗只今御著ノ由申ケレバ、御著ノ節ハ明テ渡申ベシ、其内少休息セントテ床ヲ枕トシテソライビキカヒテ休ケリ、本陣ニ付居タル番人モ亭主ト相談トヤカクスル内ニ御著ニテ、座敷ヘ上給ヘバ其時漸々起上リ御目通ニ畏ケレバ、正宗公被仰ハ其モトニヒカヘラレシハ誰ゾ、我ハ仙臺ノ正宗也ト仰ラルヽ、其時源左衞門申樣私義蒲生下野守ガ家來蒲生源左衞門ト申者ニテ御座候、今日鷹野ニマカリ出

事ノ外草臥御本陣共不辨休足仕無禮仕ト申ケレバ、正宗公被仰ハ内々聞及候、能ヲリカラ知人ニ成珍重ト仰ラレ、初テノ參會祝　マイラスベキトテ御腰ノ脇指ヲ給トテ是ハサセル道具ナラネトモ其方ノ樣ナル大男ヲ大ゲサニ切候ヘバ股ノ下マデ切サゲタリト仰ケリ、其時頂戴シサテ御腰ノ明申內乍恐拙者ノ脇指ヲ被召置候ヤウニト指上申、サテ此脇指ハ私領內ニ片日ナル大男天窓ヨリ尻ノワレメマデ眞二ツニ仕タル業物ニテ御座候ト申上退出シケリ、其跡ニテ正宗公仰ラル、ハ、氏鄕以來能侍所持ト聞候、源左衛門隨分建カ者也ト被仰ト也、夫ヨリ重テ城下ニ御泊無之トゾ、彼御家滅シ二代目ノ源左衛門ハ酒井讃州公ヘ牢人分ト號シ萬石ノ內ニ御合力アリ、是モ親ニヲトラヌ者ノ沙汰アリシ也、其マヽ乘出ルヤウノ侍三十六騎所持、家來ヲ愛シ、其身花奢風流モナク、冬小袖四夏モ其通替物思無邪ノ墨跡一幅ヲ所持ス、然レトモ一汁三菜ニテ一ケ月三度ヅヽ傍輩ヲ招啜ミケルト也、月六サイニ風呂ヲ燒家中一統ニ與レ之、其外今風ニ替クル事多カリシ也。

○眞鍋彌助の事

生駒讃州公ノ內眞鍋彌助ト申者カクレ無覺ノ者感狀數十通有之トイヘトモ、強勇バカリニテ智不足ノ人ニヤ、祿三百石ニテ終ケリ、若キ時親ノ敵ヲ十八歲ニテ討無雙ノ働戰場ノ功名ヒルイナキ也、或時聚落ノ城下ニテ酒井雅樂頭殿ノ所ヘ公用ノ使ニ參、廣間ニ磬居ケル處ニ、福島太輔殿モ御出、是モ御挨ノ內彌助ヲ見損シ給ヒ、其方ハ舞マヒカト御尋アリケレバ、彌助イヤトバカリニテ無興ゲニ答ケリ、頓成雅賤ゲニ見ヘシ故トゾ、扨雅樂頭殿ヘ御逢太輔殿被仰ハ、只今廣間ニ舞マヒニ似タル男アリ何者ゾト御尋アレバ、雅樂頭殿被仰ハ、アレハ生駒讃州家來カクレナキ覺ノ者也ト仰也、サテ太輔殿御酒ヲ乞彌助ヲ召、先程ハ卒爾ノ挨拶ヲ申タリト御依酌アリテ盃ヲ被下ケリ、彌助頂戴其時脇差ヲ肴ニ被遣、其盃ヲ返シ候樣ニト御乞、太輔殿御盃御磬先刻望ノ舞ヲ所望ト仰ラル、無調法ニ候御免ト

申、然レトモ達テ御所望アリ、其時彌助申樣御前ニ一サシアソバシ候ハバ私モ可仕ト申、太輔殿我等ハ脇差ヲ肴ニ出タリ其返報ニ舞ヲト被仰、彌助申ケルハ私ノ舞ハ御腰ノ物何百ニモ仕ガタキ舞ニテ候ト申、其時雅樂頭殿何カト座興仰ラレ取紛カシ盃ヲ雅樂頭御納候ヘバ、太輔殿御歸リ也、彌助拜領ノ脇指ヲ返上可仕ト申候ヘバ、雅樂頭殿仰ニ先程ノ口上ニハ似合ハズ候、太輔如キ大名ノ物ハ何程モ受申コソ然ルベケレト無理ニ遣ハサレシ也、又其後大阪ノ石垣諸大名衆請取築セラルヽ時、太輔殿ト生駒殿ト並ノ場所渡候所ニ讃州公ノ角石ヲ揚ソコナヒ取落シ、太輔殿ノ方ヘ落シ剰ヘ二三人迄打殺ケレハ、太輔殿事ノ外立腹讃州ガ奉行トモメニ來レト御呼候ヘ共短氣ニシテ氣違ノヤウナル御人ナレバ誰カ有トモ不云切ラレヤセントト進テ出ル者ナカリシ所ニ、彼彌助某參ベキトテ出ケレバ、太輔殿被仰ハ主ノトモメガ馬鹿ナレバ家來モタハケノ寄合也ト怒給ヘバ、其時彌助コラヘズ太輔殿ヘ飛カヽリ右ノカイナヲツカミ中ニ差上脇指ヲ拔テ云ケルハ、シカリヤウコソアレ主ノトモメトハ何事ゾト睨付少モ動給ハヾ指トホスベキ氣色ニ見ヘケリ、サスガノ太輔殿モ無言ニテ手向ヒ給ハズスクミテコソヲハシケレ、然處ヘ彌助傍輩中村小左衛門ト申者鍋ツルノ如クナル反タル刀ヲ拔彌助能シタリ突トヲセ首ハ我ラガモノ也ト後ニ控ケレバ、太輔殿家來多トイヘトモヨラントスレバ太輔殿ノ御命危シイカニセントアキレケル所ニ、戸田民部ト申千石餘ノ身上ノ者大小ヲ拔捨申ケルハ、ソコツバシシ給フナ、讃州公ノ御身ノ大事タルベシ、我等ヲゲシ人ニ捕テ退候ヤウニ云ケレバ、其時此者ヲ捕サセ太輔殿ヲツキ放ケリ、ゲニヤ太輔殿ヲ殺タランニハ主人ノ大事ト思ヒ計テ味方大勢ノ中ヘ引入シト也、其後讃州公ノ御家滅テ後太輔殿ト御抱アルベキト被仰トイヘトモ承引セス、一生浪人ニテ果タリ、サテ其後々詰ヲセシ者ニ逢語ケルハ、其節ノ後詰程タノモシク悦バシキ事不覺ト常ニカタリシト也、サレバカヽル不覺モ皆愼ナク小人ヲ侮リ給ヒシニヨリカヽル危キ目ニ逢給ヘリ云々〔略〕

○高野定光院の事

寛文之頃高野定光院へ參詣シテ今程山ニ能出家ヤイマスト問ケレバ、此ノ僧ノ答ニ此地ノ御老中程ノ出家一人モ無之ト答シ也、子細ハト問ケレバサレバ高野纔ノ山中ノ坊主ヲサヘ治カネテ累年御當地へ下リ俗業ヘ苦勞ヲカケ理非ヲサヘ辨ヘザル愚年ノ集リ御察アレト也、誠ニ一天四海治ル故ニ今度愚僧トモ高野ヨリマカリ下ル路次スガラ晝夜トナク裸蟲同意ノ坊主ノ誰アナドル者ナク往行仕ルコト有難キ事也ト語ラレケリ、是ハ學寮ト行人方ト公事出來ノ時也、故ニ國王將軍ノ御恩ハ日月ニ等ガ故ニ四恩ニ入也、又高野法性院へ去貴人ヘ御尋ニ眞言ニ呼子鳥ノ啼時ニ生魂ノ法ヲ行ト云事ヲ聞、呼子鳥ノ實說承タキトアレバ、其段不存ト答ラレケリ、其時碩學ノ弟子申ケルハ、カヤウノ事御存ナケレバゼヒナシ御存ノ上ハナド御答ノナキコソ不審ニコソト申セバ、イヤトヨ知ラヌニハアラズ是ハ歌道ニ秘スル處也、我家ニ用ナケレバトテ猥ニヒロメンハ道ノ本意ニ非ズ、然ル故ニ不答ト也、萬志ハカヤウニ有クキモノ也、今時ヨノツネノアリサマヲ見レバ知ラザルコトモ知リタルヤウニカザル世中也、是モ其頃ノ定光院語ラレシ也、是ハ兼好モホメテ書シ也。

○忍城主古阿の事

忍城主忠秋公或時右筆ニ物カヽセ給ヘバ三タビマデ書損シ赤面シ又書損シケレバ、其時豐州宣フ先筆ヲ指置ケト、彼者思ヤウ定テ御腹立ノ仰ヤアラント窺ミル所ニ仰ルヽハ、其方ハ物ノ心得アシキ故ニ赤面ニ及本心ヲ失ト見ヘタリ、予ガ侍ヲ仕事ハ一道ノ大事ヲ賴ベキ爲也、余ハ皆賴テ仕ト云者也、此心得ナキ故ニ赤面スル也、心靜ニ幾タビモ調ヨト仰ラレケリ、其者紅淚押ヘカネタリト語リキ、尤オル仰ニコソ、此者一人ニ限ラズ家中一統ニ聞者皆感奉リケリ、誠ニ大將ノ一言程大切ナルコトナシ、其頃落書ハヤリ御老中ノコトヲ色々ニ沙汰シ書ケルニ、物イハヌ者ヲシノ豐後ト云トイヘトモ、物能

云人ニハ德マサレリト云リ、古語ニ德才勝則君子才德勝則小人矣。
又其コロ稚幼君ヘ御學問始ニ御書物ヲ上ラル、古ヘ尊氏公ノ末義滿公ヘ右馬頭賴行仕奉シ其行跡ヲ書タル物也、カナ書ノ物ニテアリシ也、御大將ノ心付給フベキ書ニテ尤家臣ハ不及申學ベキ書也云々略

○心付忌べキ事

心付忌憚ベキモノハ品々有トイヘトモ取分乞食ノヒロヒタル紙ハ糞土ヨリスクヒ上、或ハ膿血積毒瘡病ノ者ノケカレタル紙ヲヒロヒトリスキ返ハナ紙ク、ミノ緣ノ下白壁ノスサモテアソビ、人形ハマ弓五月ノカブト漉紙唐紙繪草紙表紙扇ノ地紙ハコマ紙等其外無量也、中ニモ恐多ハ佛儒神道ノ書寫スル事アサマシキ末世ナラズヤ、歷々佛者儒者イマストイヘトモ累年是ニ氣ノ付人無ト見ヘタリ、又壁ノスサヲ賣者モ無量ノ積タル物ヲヒロヒトリホリニ流ル、ケガレコモ不淨ノ染タルサモ其マヽ切入テ是ヲウルトミヘタリ、久シクナレタルハ改ガタシトイヘトモ少ハ用捨有タキ事也、或智人ノ云カヽル穢ラハシキ世ニ成故神社佛閣モ民家ノ如ク燒失スルトイヘリ、又タケナガシ糟テラト云菓子モ雛ノ玉子ヲ入ルヽト云也、是モ實ナラバ出家ハ吟味有べキコト也。

○光秀の事

惟任日向守殿ト申ハ凡夫ノ時朝倉義景殿ニ仕ヘ、明智十兵衛光秀ト號百石テ給ル、アル歲ノ大晦日ニ當番泊ナレバ明日ノ出仕直ニ勤べキトテ、傍輩サカヤキヲソリ鏡ヲ、キケルニ、光秀是ヲトリ面ヲ見ルニビンノ髮ニ白毛ハヘケルヲミテ、ケシカラヌ思入ニテ鏡ヲサシヲキ傍輩ヘ申サレケルハ、今日當番故ニヨリ所ナキ恥ヲカキタリシバシ宿ヘ引用事申付タキト云ケレバ、傍輩領掌シケリ、扨宿ヘ引內儀ヘ向唯今歸ルコト別義非ズ、例年雜煮ヲフルマフ方多明年ヨリ例ヲカヘ今年餠ニテ遣スベシトテヲシキトモヲトリヨセ有程ノ餠ヲゾクバリケル、內儀モ興ヲサマシ居ケル處ニ十兵衛內方ニ向、我思立子

細有テ明旦立退ベシ用意セヨト云、其頃武用専ノ時ナレバ、下人四人馬ヲモ所持ス、サテ下人トモニ云ケルハ、我急用アリテ明日他國スル也、支度セヨト云付ル、下人申頃日アヲリ切テ無之ト申ス、サアラバゴザヲ切テヘリヲトレトテ即時出來ス、夜スガラ支度シ內義ヲ乘掛ニノセ其身騎馬ニテ槍ヲモタセ出ケリ、夫ヨリ越前ト美濃ノ堺柳ガ瀨ト云所ニ著、下人トモニイトマヲクレ、此所ニ古ヘ侍タル者引込百姓ニナリ名主ヲシテ居ケルヲ是ニ緣有テシバシ滯留セリ、其外古キ侍ノ未多キ故ニ連歌ナドシテクラシケルガ、アル時手前ヘ人數呼集ルトテ其モテナシヲ內義ヘ申付ケレトモ、自分ノ食モキレケレバイカヾセント思ケレトモ專急ニナリヌレバ、內方ノ髮ヲ切テ銀廿目ニウリ其日ノ支度ヲ思ノマヽニセラレクリト也、是トハシラズ十兵衛內方ノ髮ノナキヲ見付イカリテ云、カヽルテイニ成故見捨ベキトノ支度ナラントシタヽカニ惡口シケレバ、下女出カヤウノ〳〵ト申分ル其時十兵衛感情ノ餘リニカヽル心入トハユメニモ不知過言セシ也免給ヘ、此ホウビニ我天下ヲ取タリトモ又女持ベカラズト誓言セラレシト也牢人ノ時ヨリ天下ノ望有トミヘタリ、扨尾州淸須ニ信長公御在城ナレバ、是ヘ身上カセギニ行ントテ、路銀ノ爲ニ古キ道具ツブレタルヤクハン、足ノヲレタルゴトクナド取出シ古カネカヒニウリケレバ此者大判一枚取出シ此金能キ金ニテアリヤト十兵衛ニミセケレバ、十兵衛以ノ外ニイカリテカヽル僞セモノヲ持テマハリハリ付ニカヽリ度トノ事カトヲドシケレバ、此者肝ヲケシキリ〳〵トネヂマゲテ溝ノ中ヘ捨ケリ、扨其アトニ大判ヲトリ出シマガリヲナヲシ草ヲ以ミガキケレバ上々ノ大判ニ成シトナリ、サテ其後カノ名主ヘ申ヤウ、カクテコヽニ永居シ飢ニ及テヱキナシ、淸須ヘ行信長公ヘ身上カセガバシト思也ト云ケレバ、尤也サリナガラ路銀ヤアリト問所ニ我常タシナミ置タル大判アリ、是ニテ妻子預リタマヘト賴ケレバ、サリトハ心掛ノ侍也、此金ニテ八木米百俵ハモトムル也、半分ハ先ヘ持給ヘ殘ヲ我ラ預リ內室ハ長屋ヘ引取介抱セント約諾ス、サテ淸須ヘ行追付在付信長公ノ御供ニ召

ツレ給フニ、一段トコザカシキ者ニ御ランアリ、其頃城ノ石垣普請最中ナレバ見分ニ仰付ラレケレバ、モトヨリ能書ニテ普請ノ次第委細ニ書付上ケレバ、先書跡ヲ御ホメ也、夫ヨリ色々ノ才覺ノ事トモ有之其年ノ暮三百石給ル、其後軍功度々無比類感状數通給ル、依之段々御取立丹州一國幷江州ニテ滋賀高島六萬石ヲ領シ、細川三齋老ヲ信長公ノ仰ニテ聟ニトリ、勢ヒサカンニ成、ムホンヲ企終ニ天下ノ望ヲ遂シ將軍號ヲ得テ京都ノ地子ヲ免、今ニ其名ヲ殘セリ、尤主君ヲ弑シラレシニ依テ忽天罰速ニ家滅ルトイヘトモ、生得天下ノ望アル人ナレバ又モ類ノアルベキトモ覺ヘズ、時已ニ亂世ナレバ其ノ頃ノ武將政道仁義ノ行ヲタヾシ給ハ稀也、上下虎狼ノ心トナリ親ヲモ主ヲモ恐レズ況親屬ノヨシミハヲモヒモヨラス世ナレバ治ル世ノ不義盜賊ノ爲ニナス逆徒トハ各別也、故ニ時ヲ論ズレバ少免所モアルベキヤ、扨此人生得天下ノ望アレバ時節見合ケル處ニ信長公ヲ恨ルコトモ出來俄ニ思立丹州龜山ノ城ノ矢倉ノ三重目へ家來三人ヲ呼、刀ヲヌキ三人ガ前ニヲキ申出サルヽハ、我思立子細アリ但承引無ニ於テハ予ガ首ヲ此刀ニテ切テ捨ヨト云ケレバ、三人トモニ申、イカヤウノ子細ニテモ異議ニ及コト有ベカラズト申、其時別義ニ非トテムホンノ子細ヲ談ジケリ、三人ノ内一人ガ申ハ尤御本意、無疑候得共今少時節早故ニ示合ル事薄ケレバ以後ノ治リヲボツカナシト申、一人ガ申モハヤ仰出サルヽ上ハ天然四知ノ道理ナレバ延引セバモレテ後悔センナカルベシ明旦發駕アルベシトテ此者ハ城ヲ不出ト也、若モレテ後ノ疑ヲ恐レテトゾ、サテ兩人ノ家老城ヲ出諸侍へ觸ケルハ、藝州へ秀吉公ノ加勢ニ被遣明旦發駕也ト申渡ス、人數クリ出粟田口ヨリ六條ノ方ヘヲモ信長公ヘ御イトマゴヒト申聞、サテ三條河原デ馬ノ沓ヲトレト下知シケルヲ人々不審シケル處ニ、其時信長公ヘ御腹メサセ候ト申聞セ押込本意ヲトゲシト也、誠ニカヽル大事ハカクモアルベキコトニヤ、近代由井正節モカヽル急ヲバ知タランナレトモ是ハヒツプトモノ企ナレバ急ヲ思立ナラサルト見ヘタリ、サテ主君ヲシイシラレタル天罰速ニシテ

秀吉ニ討レ給ヒシ也、アル時秀吉公ノ御咄ニ我終ニヲクレタルコト不覺、然ルニ光秀ニ始テ參會面ヲ見シ時心ゾツトシタリト仰ラレシトナリ、イカサマ勇敢ノ相アリテ威モタヽナラヌ人ニヤ有ケン、此母公常ニ天道ヘ向ヒ我子孫一タビ天下ノ主ニ成シタベト祈ラレシト也、母公ヨリ大機ハアリト見ヘタリ、光秀ノ系圖ハ淸和源氏土岐明知トアリ、扨信長公ヘ意恨ノ元ハ一歲家康公ノ御軍功ノ御褒美トシテ御饗應ニ七五三ヲ以御馳走ノ時、惟任ヲ以奉行セラレシ處ニ、夏日ナレバ高モリカビテ惡ク成タルヲ御覽、イカリ給ヒテ扇ヲ以テ光秀ノ頭ヲ打給ヒタルト也、サナキダニ天下ノ望アル人ナレバ家康公ニモヲトルマジキト思所ニカヽル無禮ヲ憤、此等ノ類ガモトヽハ成タルトゾ、惟任若キ時ヨリ頭ハゲフルヒケレバ、常ニアダ名キンカトモ坊主トモ仰ラレタリ、秀吉公ノ貌面猿眼ニ赤ヒゲアリテ唐人ノ面テイアリト、是モ常ニサル〳〵ト呼給ヒケルトゾ、惣テ大將ハ萬言葉ノハツレモ賤カラズナニコトモ實テイヲコソユカシケレドモ亂タル世ハ勇ヲ第一トスル故ニ信長公モ態ト作リテ異相ヲカマヘ給フコト多ト也、取分自身打擲ハ不覺ノ至也、越後ノ謙信公モ强將ニテ關東打入時諸ノ頭高トテ打給フハ不覺ノ頂ト甲陽軍ニモ見ヘタリ、又昔越前ノ城主青木左衛門督殿アル時戰場ニ人數揃ニ出給フトテ馬ニ乘給フ時、口取不調法トテフミタル鐙ヲ以口取ノ頭ヲシタヽカニ蹈給ヘバ、口取後ニマハリ脇指ヲヌキ肩サキヨリ打カケヽル處ニ、ヲリフシ革ノ羽織ヲ著シ給フ故ニ太刀深ク不入切サキニテ肩サキヨリ帶ノキハマデ切サケヽレトモ下ヘハイバラカキノヤウニアタリ血ニジミタリ、サレトモ左衛門督殿ヌキ打ニシ給ヘバアタリ處ヨク一太刀ニテ切留給フヲ直ニ見タルト申老人ニ越前ニテ聞シ也、下々トテ努々アナドルコトナカレト語シ、是モ同一性ノ源ヲ知ザル故也〔下略〕

〇烟草ノ事　〔七種ノ異名　笠寺ノ僧ノ事　明曆酉歲ノ事　堀田殿屋敷ノ事〕

世ハ末法ニ下リ人ニ一ノ大病付リ、所以者何。ハ慶長元和ノ頃ヨリ烟草ト云妖草異國ヨリ亘リ人年々ニ

賞翫シ用ルコト日々ニ燁也、無德ニシテ失多トイヘトモ風味美ニ迷此失ヲ顧ル人ナシ、聖人ノ世ニ此草出ナバ五辛五戒ノ誡ヨリ堅カルベシ、第一座席ヲ穢シ火難是ヨリ起トイヘトモ更ニ不厭、好マザルモノ、氣ノ毒リ剰禮義ヲ不知、ケフリシタ、カニ吹カケ呑ガラノ灰ヲ吹出シ、菓子食物ニ入事ヲシラズ、ヒトヘニ已ガスケル心ニマカスルハサリトハアサマシキ愚人ト云ツベシ、イカナル好物トテモ二六晝夜用ルコトナシ、此草ニ於テハ片時ノヒマナク是ヲ用ユ、人四五人モ寄合トキハキリフカキ山中ニ居スルガ如ク、飢タル者ノ食ヲムカヘ渇シタル者ノ水ヲ求ルニ不異、ハナハダ見苦敷アリサマ也、若キ女兒法師ナド貴テ用ヒヤウノタシナミ心付ベキコト也、是ヨリ名香ハ名ノミ殘リテ惡臭世間ニ滿々タリ、著心ヲ懺事ハ三道一致ナレドモ此草ニ於ハ難免トハナケレトモ此失ヲ不尤、禪律ノ師モ甚是ヲ著スル所ニ、隱元來朝是ヲ忌バ彼寺計ハ禁スルト見ヘタリ、ヤサシクモ心付ラレケリ、只物ハ見馴キ、ナレシコトハ誤事モ人是ヲトガメズ、此ニ痰淫ノ病有人痰壺ヲサゲテ人ノ交ヲセバ誰カ是ニ近付者アラン、然ニ灰吹ト讀痰ヲ吐事一人ニ限ラズ、數多ノ痰ヲ吐タメ座中ニ是ヲ置、其匂ヒ已ニ糞土ニコトナラズトイヘトモ好所ノ迷ニ是ヲ知ザル也、或時ハ堂社佛閣ノ靈場談義講釋ニモ半時一時ヲ堪ヘズ火ヲ貪痰ヲ吐、又ハ前後ノ人ノ衣類ヲ燒穢スルコト數テモ餘リアリ、カヽル人ノ參詣ハ惡業ノ種ヲ蒔ナルベシ、是末法ノ出來病ナラズヤ、辛事ヲ蓼葉ニ習臭事ヲカハヤニ忘ルヽトハ是ナルベシ、又人ノ喰穢シタル箸ハイタク是ヲ忌嫌トイヘトモキセルニ於テハイカナル癩病瘡毒ノ者ノ痰咽ノ付タルヲモ更ニ不厭、是ヲ用テ樂トナスコトアサマシキ迷也、業深止メガタキ者ハ責テ大分ノ無作法ヲタシナムベシ。

一　第一痰ヲ吐事

一　談義講釋ノ時不可用事

一　呑ガラノ灰ヲ吹出時可心付事

一　食事の時煙草出スベカラズ尤呑ベカラズ事

一　風上ニテ人ノ面ニ煙ヲ可恐事

一　キセル掃除人前遠慮ノ事

一　上下トモニキセルクハヘコトワサ成ベカラサル事

一　天草飽マデネヂ入永呑殊ニウヘヲセ度々痰ヲハキ咄スベカラザル事

此外惡事數多有トイヘトモ右九ケ條ハ極タル罪業也、惣テ威イカヽリ讀（續ヽ）サマニ飽マデ呑風情見苦コソアレ、願クハ我子孫相續セバ此書ヲ傳テ堅ク守リカヽ惡（ル業）草ヲ手ニダモトルベカラズ、悲哉此草ハヤリ初シ時、共頃ノ明君末代ノ失ヲ考思召御法度堅仰出サレ、或時ハタバコ作リタル者ヲ籠舍セシメ、或時ハクバコキセル辻ニサラシ燒捨、商賣人禁給フトイヘトモ此草ニ一度フレ味ニ著シタルモノハ命ヲ捨ルコトヲ更ニ不厭、御成敗ニカナハズ、切支丹ヨリモ止ガタク、依之ソロ〱高人ノ中ニモ用給フ方出來ル故ニ今ハ是ヲ嫌者アレバ却テ希有ノ思ヲナセリ、鼻有猿ノ笑ヲ得ガ如ノ世トゾナリケレ中略

又煙草ノ名舊記ニ七種ノ異名出タリ。

一ニ癩病草、是ハ異國ニ癩人多死タル國アリ、此戸ヲ埋タル土饅頭ノ中ヨリ出生ノ草也、故ニ瘡毒膿血ノ性ヲ含テヤニノ匂ヒ世ニタグヘル物ナシトイヘリ、又一説ニ此草ニ一タビ嘗味モノハ癩病ノ發タルガゴトク治シガタキヲ以名トセリト也。

二ニ勞咳草、是ハ勞咳ヲ煩者ノ死タル塚ノ中ヨリ出生セル草ナリト、一説ニ此草用ルヤイナ痰ヲ吐セキ上ゲ咳ツウスレバ名トセリト也。

三ニ放火草、又傾城草トモ、是ハ異國呉王ノ后西施ガ塚ノ中ヨリ出生ス、此女常ニ放火ヲ悅國ヲ亡セリ、遊女ヲ傾城ト云モ是ヨリ起レリ、今モ遊女專此草ヲモテ遊ブ、煙艸放火傾城ノ名當時尤可忌恐名ニアラズヤ。

四ニ太磯已ハナハダ已ト身ヲ破ヲ以名トセリ。

五ニ太馬鹿用之者ハナハダ馬鹿者ナレバ也。

六ニ和名アホウ艸。

七ニ莨菪。

右色々異說多ケレドモ好者ハ右ノ名ヲイミテ今莨菪ニ似タリトテ號レ之。

紀州笠寺ノ住僧六十歲ニシテ煙艸ノ惡ヲ知リ止ケリト、唐ノ蘧伯玉ハ五十ニシテ四十九年ノ非ヲ知リ今ノ住僧ハ六十ニシテ五十九年ノ非ヲ知トイヘリ、其國ノ太守ヲリ〱彼寺へ御來臨トゾ、此守護モ煙草アナガチニ嫌給ヘリ、彼御守殿ヘハ常ニ戶ザシテ人ヲ入ザル處ニ或人所望シテ拜見シケルヲリカラ緣ノホトリニカノ惡艸ヲ呑ケル所ニ三旬ヲ經テ守護入セ給ヒ此所ニ太破己ノ息氣サカンナリトテ忌給ヒシト、彼ノ僧ノ語レリ、淸淨ノ鼻ヘハ一入惡臭ウツルベシ〔下略〕

明曆酉歲武州大火ノ節、予ガ知人本鄕ニアリ、淺艸ヨリカケ付見舞ケレバ亭主病人ニテ疾家ヲ明退ケリ、亭ノ伯父ガ家ノ族類火ニ逢此處ヘ退來ル處ニ、ハヤ隣マデ火移ケレバトク〱出ラレヨト申セドモ、イロリノハタヲ離ヤラズ、何ゾ尋ルテイニ見ヘシホドニ、イカヤウノ大切ノ物ヲ失ヒタルカト問ケレバ、イヤトヨタバコヲ一服呑タキトテキセルヲ尋ルトゾ答ケリ、モハヤ戶ロマデ火ノ付ケレバ早々出ラレヨトムリニ引キ出シケリ、路スガラモ是ヲホイナク予ヲ恨、セメテ一服ノマセザラデト云ツブヤキケレ、其後世モ靜ニ成參會ノタビゴトニカノタバコノ意恨今ニアリトゾ申ケリ、此者ノ嫁ハ其日產後七夜ニ當リ女房ハ眼病ニテ嫁モロトモニ下人ニ手ヲヒカレテ行方不知ナリケリ、風ノハゲシキコト云バカリナシ、日ノ光モ見ヘズ百千ノ雷ノ一度ニ落カヽル樣ニテ四方鳴ワタリシ也、カヽルヲリカラ天艸ノ望サテ〱思ヘバ著心妄執ノ深艸ゾヤ、其コロノ舊記多ク家々ニ有ベシ故ニ詳ニ記サズ。

一歲淺草堀田殿ノ屋鋪ニテ鹽焇ヲハタクトテ天草ノ火移リ四五人打コロサレ江府カクレ無響雷ノゴトシ、其時廣間ノ番人朝請取ノ者遲參トテ二人ノ內一人屋鋪ヨリ直ニ他出スルトテ相番ヲ賴代ヲ待ウケ

ズ出ケリ、其以後ノ事也、番人科ニ行ハル、次第ハ請取遲參ノ者ハ閉門也、他出ノ者ハ追放、請合ノ者切腹シケリ、常々カヤウノ賴ミ賴マル、コトハ多事ナレトモ、互ノ事トテ弓斷スル也、吟味ノ上ニハカヤウゾト知ベキ爲ニ記置也、廣間番人ヘ火ノ用心申付ベキ由仰渡ノ故也、近年大阪ニテモ鹽焇飛ケルモカヽルタバコノ故ナルベシ、カヽル惡事日々ナレトモ天草ノアヤマチハ人トガムル者更ニナシ、御父上野守殿ハタバコ嫌給ヒ、常ニ仰ラルヽハ、無類ノ侍ヨシトイヘトモ天草ヲ含テ見テハ無類ノタハケトコソ見ナセト仰ラレシト也、又御祖父ハタバコ初ハスキ給ヒケレトモ其後上ニ御嫌トテ宿ニテバカリ用給フ處ニ、或時忿此ノ衆來咄居ラレシニタバコヲ用給フヲ見此人ノ云、貴公ニ於テハ御用ヒ有マジキ事ト申サレケレバ、其時赤面シ給ヒ其タバコヲ呑サシ烟ヲ吹出シ捨、夫ヨリ堅ク御止リアリケリ、其一服ハ職ハタシ給フベキ事ナルニ誤ヲ改ハ即座ニカヤウナルヲ手本ニナシタキモノト沙汰セリ、誤ヲ人トガムレバ明日ヨリアラタメン來月ヨリトテヲクル人ハ一生アラタメザルモノ也、歷々道ヲ論ズル人モ此草ノ迷ニ於テハ法ヲ破リカクレ忍テ用ヒ給フ、況ヤ凡下ノモノヲヤ、一切物ヲ隱ス一念ノ起處ハ同事也、ハヅカシキ一念トゾ、是獨愼ノ人ニ非ンバ是ヲ感得スベカラズ、凡飲食モ多中ニ火煙以慰トスル事末法濁世ノ印也、人ノ短氣短才ナルハ皆火ノ情也、此一囚ヲ止ズンバ往々爛火難燁ナラン。

以上二十餘條ハ〔米金の事より以下〕或人ノ隨筆三卷中ヨリ抄出ス、此隨筆未詳作者名字、文中ヲ按ズルニ元祿ノ頃ノ人ニテ明曆ノ火事ヲモ見シ人ト見ユ。

○武田信玄の事

武田信玄禪宗の小僧に行あひて、地ごく極樂はいづくぞと問給へば、くそくらへと申ける、信玄色をちがへてにくき惡口のものかなといましめ給へば、是ぢごくとこたふ、信玄又刀をぬき小僧にさしつけいけるものか死せる物かと問給へば、死せるものと答、ふりあげてうたんとしたまへばにげさりて

いひけるは、めいわづかの内にありといへり。

○赤松圓心の事

赤松圓心は禪法を聞えてじまんせられしに、ある時さる禪院へ立より東堂の心を見んと門外まで參りして、十一二なる喝食土あそびして居られければ、赤松かつじきに問けるは、此寺の名は何と申ぞといへば、たんぢばなにといふ人ぞ、我は赤松圓心なり、といへば、此寺は別法寺と申なりと答ければ圓心思ふやうは歲にもたらぬこび人かな、一問をかばやと思ひて法に別法なしいかなるか是別法寺と問はれぬるに、喝食答ていはく、松に古今なしなんぢは是赤松とこたへければ、圓心舌をふるひ東堂にあふまでもなしとて門外より歸られしと也。

○山崎宗鑑の事

ある人山崎の宗閑が庵を見物せしとてかたりけるは、入口のがくにあげし語おどけたるかる口なりければ昔とめかへりしといふを見侍りしに

一上の客人立がへり
一中の客人日がへり
一とまる客人下の下

○やつこ俳諧の事

近頃やつこはいかいとて人のしけるを見しに、冬の事なりしに

鬢水にあたまかつぱる氷かな

といふ句に又付ける

しやつゝらさむき雪の曙

右四條は世說雜話〔四卷〕寶暦四年抱玉軒の板とあれども是はふるきはなしの本を板のまゝに買得て書名を改しものなり。

○歲旦

聯珠詩格に成文幹歲旦の詩あり、此方の詞人歲旦の題あるはこれによるなるべ

○閩浙分水界詩

同書に胄南峰閩浙分水界の詩あり古驛頽垣不記春。隔籬雞犬舊比鄰。東家纔過西家去。便是閩人訪浙人。此方の美濃と近江の寐物語に似たり。

○德酉

五山の僧徒年を紀するに年號の一字をきりて十二支を書く事多し、横川が京華集に、應仁元年丁亥を仁亥と記し萬里の帳中香の序に、延德三年辛亥を延亥と記せるが如し、これ聯珠詩格の序〔番易默齋〕に大德元年丁酉を記して德酉とあるにならへるなるべし。

○味噌〔櫻桃詩〕

閩山釋莒傳所著靄鳴草の中に、崎陽寄故園諸君子十首あり、其一に

不辨珠方語。山童在指揮。那知將思瘦。但說味噌肥。〔風俗以豆爲之土語米棱食能肥人〕力疾酬人事孤吟美島飛。悲哉秋瑟瑟。長憶舊柴扉。

南部の僧始て味噌を嘗めて未曾有といひしより味噌の名ありと、春臺紫芝園漫筆に載せ、一本堂藥選に和名抄の未醬を以て味噌なるべしといひしも思ひ出らる。

又靄鳴草に櫻桃花の詩あり

東來初見此花奇。無限春叢讓白眉。的皪蠙珠三百斛。玲瓏玉樹萬千枝。何妨穠李先春艷。不與寒梅

遥守姿。若使姮娥宮裏種。淸光多似桂開時。
此方の櫻をめづる詩是に過たるはなかるべし〔十一月晦日〕

○山左

さきのとし日蓮上人御書〔錄外〕をみしに、聖愚問答の中にカヽル山左（ガツ）ノイヤシキ心ナレバとあり、山左の字疑はしかりしに、具平親王の弘決外典抄をみれば、次體云、如山左等者如大華〔大華山名〕名爲左見不識京義珍羞之味とあり、山左の義瞭然としてあきらかなり、又佐渡御書〔錄內〕に外典抄貞觀政要スベテ外典ノ物語八宗ノ相傳等此カテ、クシテハ消息モカヽレ候ハズ構テ給候ベシとありしも思ひあはせられ侍る〔丙寅臘月十七日〕

○對馬天寶四載の鐘

對馬國にある鐘の銘とて人のみせしに

對馬州府中八幡社鐘銘

天寶四載乙酉思仁大角于爲賜夫只山郡死蠢寺鐘成教受內成記時願助在衆邸僧村宅方一切檀越幷成在
願旨若一切衆生苦離樂得教受成在節雀乃秋幢主

右の文誤寫も多かるべけれど文體の語を成さゞる所此方の人の文なるべし、しかるに天寶の年號を用ひし事疑ふべし、天寶四載乙酉とあるは此方の天平十七年乙酉にして、聖武天皇の時にあたれり、上野國那須の碑の永昌の年號を用ひしも思ひあはすべし、鐘の模樣に天人二つ大きなる菊花の形などすりたるもありき。

○外典抄〔抄出六條〕

具平親王の弘決外典抄四卷散亡して傳はらず、談岑の僧光榮甲州身延山の經藏に得て板行す、寶永年

中の事也〔左ニ六條ヲ抄出ス〕

寺

寺者。西方云僧伽藍。此云衆園。亦通名精舍。此間方俗。通以九司官舍曰寺。〔九寺者。大常寺。光祿寺。衛尉寺。宗正寺。大僕寺。大理寺。鴻臚寺。司農寺。大府寺也。皆有管署也〕謂有法度之處也。故以法度之稱。以名精舍。

覃按、寺と名づくるの一説とすべし。

經題

開皇十五年。自荊下業。至十六年。重入天台。至十七年。晋王敦請出石城。謂徒衆曰。大王欲使吾來吾不負言而來。吾知命在此。故不前進。於石像前。口授遺書云。蓮華香爐。犀節如意。留別大王。願芳香不窮。常保如意。索三衣。命掃灑。令唱法華觀無量壽二部經題。兼讃歎竟云々。即其年十一月二十四日未時。端座入滅。滅後祥瑞等。具如別傳。

覃按、經題は今の日蓮宗の經題を唱ふるがごとし。

魔

魔名磨訛等者。古譯經論。魔字從石。自梁武帝來。謂魔能惱人。字宜從鬼。故使近代釋字訓家釋從鬼者云。釋典所出。故今釋魔通存兩意。若云麼者即從鬼義。若云磨訛。是從石義若準此意。訛字從金。謂吏訛也〔訛五戈反。廣雅云。訛刓也〕

孝經述義

故俗云。要君者無上。〔孝經述義云。要。謂意有所欲。約勒在上。使之從已要諸約勒也。君號令之。王

臣所稟命也。而反要之此有無上之心者也。云云」

寸白

蟲字應作蠱。謂事毒也。穀之久積。變爲飛蟲。因食入腹。而能害人。如ニ本有蟲病一。復患寸白。則不須先治寸白。且養之以噉蟲病。其蟲色白。身長一寸。故曰寸白也。蟲病差已。方治寸白。〔病源論云。凡蟲有ニ數種一、皆是變化之氣也。」

幹珠

幹珠者。薏苡子也。以根爲湯。可瀉寸白。亦可治蛔。〔胡憒反。覃按憒疑潰」

有六條弘決外典抄より抄出す。

外典抄京寺町通六角上る町向松館めときや宗八板也。

〇三教指歸注抄

三教指歸〔上中下」覺明記之〔序云延曆十六年臘月之一日也」

一裏付云。三教不齊論。前廬州參軍姚梁撰。御請來也。

一誠子拾遺曰。楚有賣矛及賣楯者。有來買矛者。語買者言。此矛壞千楯。有來買楯者。語買者言。此楯壞千矛。買矛者。猶有買楯者。復至。買矛者語賣者言。還以汝矛。而壞汝楯。爲得幾楯。賣者無答。

一璽初要集云。皇極天皇四年。爲大化元年。自此以來。有年號改元。詔云。唐堯之釗。元也。敬離授時。而未有號。漢武之撫俗也。初以建元而爲名。自爾以來。或遇休祥。以開元。或依災變。以革曆。

一三史　世以史記班固漢書又東觀漢記爲三史矣。

一日本記私記云。耆宿布流於岐奈〔覃云下作私紀」

一洞玄子曰。考覆交接之勢。不出世法。其中有春驢秋狗之勢〔覃云本文云春馬夏犬之迷已煽胸臆」

一誡子拾遺曰。朝遊酒肆。暮宿倡樓。雖則生之。不如遄死。

一阿闍世王授決經云。闍王刺。百石麻油、從宮門灯。至祇園精舍。時有貧女。見之發心。乞得兩錢。持至油家。主云。母大貧。以錢何不買。母曰。我聞佛百劫難遇。我幸逢佛。而無供養。雖貧欲以一灯作後世德本。於是油主喜其至意。以三倍油與之。母則到佛前灯之。計此不足半夕。答言我若後世得道者。油當通夜光明不消。作禮而去。光明特朗。勝諸灯。通夕不滅。油又不盡。明旦佛告目連。天更曉。可滅諸灯。目連滅灯了。惟母一灯。三滅不滅。以袈裟扇之不滅。光明益明。乃以神力嵐吹。灯更熾盛。上照梵天。傍照三千。佛言止々。神力非可滅。今此母却後。當作佛名。須彌灯光。世界無日月。人民身中。皆有大光明。

賢愚經云。貧女乞一錢買油。

一千字文序曰。鍾繇千字書。如雲鵠逆飛。群鴻戲海。王羲之書。字勢雄强。如龍跳淵川。虎臥鳳闕。歷代寶之。藏於秘府。

一誡子拾遺云。鍾張眞草之迹。念並留心。

一誡子拾遺云。王獻之。姓王。名獻之。字子敬。父羲之。字逸少。晋時瑯琊人也。父子並能書。時人莫有及者。後代指稱之曰神筆。王羲之年八歲學書。遂作書勢論也。

一環濟要略曰。三公者。象鼎三足共承其上也。

一覽初要集云。元正天皇。養老三年。職事主典以上把笏。其五位已上牙笏。六位以上木笏。大同四年。五位以上。通用白木笏。

一西京新儀曰。大明宮在禁苑。之東南。宮內有紫宸殿在宣政殿北。即內衙正殿也。

一八音。仲尼遊方問錄云。金石絲竹。苞土革木。謂之八音。金爲鐘。石爲磬。絲爲琴。竹爲簫。苞爲

笙。土爲塤。革爲鼓。木爲柷敔也。

一乞漿得酒。打兎獲麞。袁子正書曰。歲在申酉。乞漿得酒張文成遊仙窟云。乞漿得酒。舊來神口。打兎得麞。非意所望。

一服石論曰。凡服丹先齋ニ於吉日ニ清旦具服嚴飭ヲ淨嗽其口面。向東立再拜。一心發願。々服神藥以後。千殃散滅。百病消除。志ニ長生ニ無違其願。

一養性要集云。養性壽在百千之數。道家言。鶴曲頸而息。龜潛匿而噎。此其所以爲壽也。服氣養性者取法也。瑞應圖云。龜三千歲。相鶴經云。鶴六千百歲也。

一神仙圖云。禁無施精。命夭。禁無咳唾。失肥汁。大精經曰。有敗仙相者十條。第一敗者。勿好婬。々則魂液漏外。精光枯竭。養性要集云。一曰精。二曰唾。三曰淚。四曰涕。五曰汗。所以損人之者也。

一養性要集曰。神仙圖云。禁無久視。令目曠。禁無久聽。聰明閉。

一養性集曰。五穀。粳米甘。麻酸。大豆鹹。小豆苦。黃黍辛。

一白朮　於希良伊比久須利。又曰依毘須俱利。又云。比止久須利。

黃精　於保惠美。又云。安末奈。又云ヤマヱミ。

松脂　乎加末都乃也爾。

穀實（惡實）　奴利豆　本草云。楮實味甘。寒無毒。主陰痿水腫。一名穀ニ實ニ云云。

一金遺錄云。神仙長生不老不死方。服方寸匕。復食服之。百日。欲見鬼神。二百日。司命折去死籍。三百日。與鬼神通。

一服石論云。服丹。以淨水嗽口。先含棗核許蜜。次旦以一二丸服之。若有所覺觸者。至他日又漸增之

以微覺觸爲度。

一三命論曰。福星爲福。不福無道。惡星爲惡。不惡有道也。新撰六命云。皇天無親。只與善人。幽谷無私必隨響應也。

一文字集略云。臣僕。在下之稱也。日本私紀云。夜都加禮。

一或盼二雲童娘一。辭心服思。他或觀二濟倍尼一。棄道厭離。平

濟倍尼　唐土濟倍云。所有尼之仙藥。不用後悔仙願事歟。中比之人。得仙藥尼涙云云。私說也。

安－古倍。阿麻。風俗云。卑人之詞也。下人之戸倍之垣。鄙云二戸部垣一也。

王法正論經第一云。昔毘舍離國有王。曰毘舍離好容王。一州內求美女。爲八萬四千后。其中濟倍尼第一后。后時曰。玉昭皇后宮。或雲母皇后宮。

一千字文曰。年矢每催季遷。注云。矢者是箭。日月迅速如流星。年矢相催。衆生只見目前之樂。不知未來之苦。唯貪求於財寶。不懼日月之盡。擬作万歲之計。哀哉々々。不肯修善。

一坤元錄云。石窟寺。暼石岸爲窟。

一刹那幻住於南閻浮提陽谷輪王所化之下。玉藻所レ歸之島。橡樟薇レ日之浦。未就所思。忽經三八春秋也。

注　玉藻所レ歸之島　安－讃州也。　萬葉集第二。人麿短歌云。玉藻吉讃岐國者國柄加難見不レ飽神柄加々々々。

橡樟薇レ日之浦　多度郡也　裏付云。十洲記云。燕域有一木。名云橡樟木也。栽之十年間。其葉二寸也。長不過寸也。十一年。其長百餘丈也。衆木皆繞於其下也。人皆謡之。大器照域也。下略

以上三十條自三教指歸注中抄出。

○大德寺古藏書賣本

京部大德寺の古藏書おほく都下に出て賣物となりしといふ〔慶元堂のもの丶話〕

潁濱文集〔二十巻ほどありて宋板也闕巻あり一巻價二十匁に購ると云〕

愚中年譜〔大永板也と云〕

楞嚴經廣注〔宋板〕

文中子〔宋板〕

此外あまたなるべし。

○講習餘錄〔和歌三首　辻柏政　富突〕

講習餘錄　寶永丙戌晩秋二十六日杏洞齋識の序あり　九月廿六日より十二月二十一日まで門人に會して講習せる語を筆記せり。

一詞ニシナハナケレトモヲレガ讀シタ歌ガアル書ベシ。

天地の開きそめにし道なれば今もそのまゝあめつちの道

その儘にあるあめつちの道なれば行末までも天地のみち

あめつちの開し時も一つなれば道もいづこか二つ有べき

古ヨリ道ニ異ナル道ヲバ異端ト云、邪說トコソイヘド眞ノ道ヲトク人モ我ヨ人ヨトアラソフ如クニ各我說ヲ云タク天地自然義理眞實ノ道ヲ明サントセズ、異端邪說ハソシリ笑ヘド天地一貫日用常行ノ實理ヲ公ノ心ヲ以テ日用人道ノ正脈トシラザルコソカナシキ、余ツネニ此處ニ感ジ歎ク心アリテ詞ハ部ケレドタマ〳〵右ノ三首ハ詠ゼリ。下略

一辻ト云ル字十文字ニ乘違カケルヤウニカク、此字モ和字也コレハ四辻ハ十文字ノ如クニアルニヨリ

昔十字ト書タルヲ假名ニテ字。ノ字ヲカキソンヲスグニシネフノヤウニ書タル也十字唐音ニテツンノ音也ソレユヘツンジト書タル字也・唐詩ニ十字街頭吹尺八トアルモ此事也、コレ有来ル説コノ通リ也・然トモ和詞ニモノ、アツマル肝要ノ處ヲモ津ト云辻ト云モヨリアツマル地ト云事ナルモ不知、ソレユヘ十字ト書テツジト唱ルナラン歟・カヤウノ事モ此迄ノ物語覺用タルガヨシ。

一柏ノ事ハ植木ニ甚ヨキコト家禮ニモミヘテアリ、此木何トゾ日本ノ木ニ細タキトテナマ〳〵ノセンギアリテコレマタ山崎先生土佐ニヲハセシ時、杣人ヲカタラヒ悉ク吟味アリケレドモ、形ヒノ木ノ類トハ知レテシカトシレタル木ミヘズ、コレモ畢竟日本ニハ柏ノ大木ナシ、本草ニアル側柏ト云ヘルモノ此方ニテ云ヘル柏心ノ木ノコトヽ云、コレナルホド共通トミヘタリ、此方ノ柏心ニ大木ノ植樹ニモナルベキ木ミヘズ、サレド朽ヌ木ヨキト云フコトユヘ日本デ本槇ホドヨキ木ナシ、カヤウナルコトモ是非トモ柏木用ヨト云コトニ非ズ、ヨキヲ用ヨト云フコトヽ知ルベシ、柏ノ木ノ大木ナルコト其外諸書柏ノコトナレバ大木ノ體ニ書テアリ、其土地々々ノ體ト心得ベシ、槇ト云モ眞木トカキツヨキ木ユヘツクリニ付マキトトテヘタルモノ也是亦日本ニテ重寶ノ木ナルユヘ能知リヲクベキコト也。

一スベテ政ヲスルハ德ヲ以テ化スルト云コト皆マヽクヲナル學者ノ云コト也、上德アレバ自然ニ下化スルト云ハ勿論大本ナレトモ其ノイタム處吟味モナク政ノヨシアシノ費モカマハズ只天下ヲカワイカルノ下ヲ猶ナデ聲ニテ不便ガルノ孝行ナルモノニ金ヲヤルヤウナルト云コトニテウバカヽノ漢ナガシ當分隣勝ガラルヽコトヲツトメテ君子ノヲサムル也ト思フハ大蓋カサナケレバ大ノ愚人也、ソレユヘ今日ニツイテ今日ノツイエヲ知リ其宜ヲシルヲ格物ノ吟味ト云、サモナクシテ只古法ヲモテキテ全ク世ニ行ハザルヲ憐ミテウクイニ歌フヤウニ云ヘル儒者皆同ジヤウナル國家ノ益ニモ學問ノ益ニモナラザルコトヽ思フベシ〔前文略節錄後文〕

一直ヲスルモノカサヨリ一ゝ大キナル處バカリミヘテミワクスユヘ皆ヲロカニテ本法ノ費ヲ失フ日モ天下モ一統ノ民ヲ相手ニスルヨリ外ノ事ナシ、サアレバ金銀財用ノ理ノ上ヘアツマルモ、皆ヒトリヒトリノ民ノコマカナルヲヨセネバアツマラヌモノ也、今大阪堺膳所等諸國ノ津ヨリ大分ノ業トモ百石千石商賣人カフテ其金銀トリアツメサバク、其サバケル貨ヲミレバ文共カブリノナリデ又ワリテカイ又ソレヲ賣買人コマカニワリ一石ヲ一斗ニシ、一斗ヲ一升ニシ、一升ヲ一合ニワリテ京中諸民ノ食物トメン〳〵ニ買フ事也、スレバタカニクヽリテ商買スルモノモ大分ノ金銀タクワヘタルモノナレトモナニホド大分ニテモアツマル處ハ京中小ワリニテ食フモノヨリヨセ子バアツマラザルモノ也サアレバ諸民一升ノ上ニテ一勺ノチガイハタカニツミヲビタヾシキ事ナレバ諸民一人〳〵ノイタミヲタスクルモイヲミヲマスモ諸民總體ノナラシヲシラザルモノハカツテ其合點ハセズ、頃日世俗ニトミ（富實）ヲツクト云テ三錢五錢金銀ヲ大分ニモテハコビテ一處ニアツメ其内ニテ次第々々ノ高下トク分ヲ立テ少々三匁ノ銀ニテ一人ニテ三十兩五十兩取來ルモノアリ、バクチヲウチタルヨリヌスミヲスルヨリハヤキ理ナルユヘ前後ヲカヘリミズモチハコブ、勿論世俗ノスル事ナレバ云ニタラネドモ、サレトモ財用ノコトハ天下ノ心ナレバコレラデモ皆國家ノ大事ト云モノニテアリ、頃日モソレハナニホド取テ來リタルソレハ外デ大分取タル物語上下サワギ立テツカミトルヤウニナル、メン〳〵利欲ノ心ニナリ吾私欲ヲワスレ家業ヲシロナシメン〳〵其利ヲ得ント欲スル先利ヲ得ル事ハサシヲキ第一ソコネハワガ私欲ヲツトメ身ヲツヽシミテスグル心ガウカレ心ニナリ心ウワツキモハヤ地道ノタマカニ身ヲスルコトシトムナキヤウニ上下ノ心ソマツニナルベキコト第一本根ノソコネ也、ヤガテニカヤウノ義御制禁モアルカナニホド口論云ヒゴト等アリテ事ヤマバ其アトニ失ヒタルモノ大分利ヲトリタル者共ニ此次ハナニトシテツカミトルコトアルベキト面々ニイラザルコトニ智恵ツキラ

レバクチウタヌモノモバクチウチタキ心ニナリ、ヲヤノモノヌスマヌモノモヌスミタキヤウニナル
コト眼前也、コレ風俗根ノソコネル大病ナ歟ヨリ、サテサシアタリテノ利害ヲ以テイハヾタトヘバ一人
シテ五匁ヅヽミチイキ六千人ノ人ノヨセルト銀高ガ三十貫目也、一番ニ五十兩トルヨリ七十番マデ
ノ次第ノツモリヲキクト大ムネ十貫目ワケタル體也、ソノ餘十八九貫目ハサキノアツムル處ニヲキ
キタリテ此方ヘカヘラヌコトミヘタルトヲリ也、只其內十貫目餘ハ此方ヘモドルハ幾人ノ手ヘワタ
ルゾト云ト一ヨリ七十番マデナレバヨフ〳〵七十人前ノ利トナル也、サアレバノコリ五千九百三十
人ノ五匁ヅヽノ銀ハ皆アノ方ヘステヽクルト云モノナリ、如此ナレバ今日モチユキ明日モチユキ京
中ノ金マワリ〳〵テ皆ミチユキ一處ニステヽクルト云モノ也、其內少身ヲ持タルモノハ互ノ名ヲハ
ヂ用捨アリテツカハストテモ若ヲカヘ事ヲカヘ遣スナレバ中ヨリ以上ノ身上ナモノ少テキハヅ也、
中ヨリ下ナモノ米屋ヘツカワスカ子宿賃ナスカネ其內欲ニマドヒアハザルニタヤムトアトサキヲミ
ズアルモノヲ質ニヲキナキモノヲカリ其利ヲモシモ得ンカト月夜ニカネヲヒロフヤウニヲモフテ違
シ〳〵スレバ其ヲドモリハカイガヽリノ損モ身ノ貧ヨリサキナルコトナシ。サアレバ京中ノ金銀札ヲ
カイテヒトリ其處ノカネヘル如クニカイガヽリニ。ヲリタルモノヽ難義質タチ。失ヒ難義。ソレホド財用、
ノ利害ノハヤキダケ失ヒノハヤキ事目ニミヘタルコト也、天狗タノモシトデ以前ヨリアル風俗ナレ
ドモミルヲミマネニ皆親ナシテサホドニヲモハレズ天下ノフズ者身ヲツトメサル者共カル用ヒズシ
テ得ル利ヲムサボルモノドモノ悪事ヲスルノタネハ皆カヤウノヨコナル利ノタネナシノ財ヲ得ント
欲スル風俗ヨリヲコル、サアルユヘ盗人カタリノ類ヒ一度ニツカミドリヲスル心ニテ得タル金銀ユ
ヘ遊女ヅルヒバクチ打モノ一人モナク實用ノコトニツカフコト千ニ一ツナシ、其上ツトメテ得ザル
金銀ニヘ失フコトハヤシハクエキハ天下ノ御制禁タノモシハ京都ナドハ御制禁也、カヤフナコトハ

騷動人ヨセスル事ナレバ畢竟御制禁ノ例ニナルベシ、コレラ小ヲアツメ大トシテ小民ノ總イタミニナル理コレデ知ベシ、トカク小ヨリアツマラネバ財用ノヨラザルユヘ小民ヲメグマネバ政ノ立ザルコト不便ガルト云マデヽナク事實コウナケレバイカヌ、文王ノ鰥寡孤獨ヲ愛スルモカ樣ノコトヲ以ノコト也、只不便ガルト云ヒ殊勝ナルト云マデニテナシ、人ノ家ノマカナイモ大ダツタコトノ米ヲクハズニイルコトモナラヌモノ薪ヲカハズニイルコトモナラヌナニトナク細微ノ費ガツヽニテモ高ニムスベバアビタヾシキモノ也、百姓ノ年貢萬事ノコトモトカク上カラ下ヘ流ルヽモ大ヨリ次第々々ニコマカナリ、下ヨリ上ニアツマルモ小ヲヨセテ大ニナルコトヲシラネバ大カブデアレコレスレハ小民ノカケカマイナイトヲモフハ大ナヲロカナコト也、政務ノ學トカクカヤウノモノニテ吟味セネバ其事實ヒスモノ也〔右三條十月十九日錄會主蘭某〇節錄一條〕　右五條講習餘錄ヨリ抄出ス〔丙寅臘月廿六日杏園主人〕

○岡本紀

岡本紀に御とものの時もし雨ふりて御こしにあまおゝひかゝり候はゞ御とものの衆の輩もかさをさすべし、あまおゝひかゝり候はずばさすべからず、第一の口傳也〔天文十三年トアリ〕

重按、今時御成の時雨ふりて御駕籠に御雨覆かゝり候へば御供方も傘をさす也、古き事也。

○三詩の評

此頃三詩をみるまゝにしるす。

宿山村　河世寧

寒雲斷續月如弓。蕭寂孤村未睡中。近有後山狼乳子。一聲震地五更風。

大沼典

山亭寄宿近三更。喬木園村月易傾。窓隙風來燈欲滅。老狐巧喚旅人名。

老　梅　　　　　　　　　頼　惟　柔

古梅樛曲百年枝。往往苔間出大髭。枕上忽横夜叉臂。半窓寒月夢醒時。

三詩ともに新奇なり、しかれども怪異にしてこの頃世にもてはやせる京傳馬琴が稗史をみるがごとし、かばかりの事も時運にあづからざる事なし〔正月既望〕

讀稗史有感　　　　杏　花　園

氣象進須樂太平。近來稗史若何情。儻非讎敵糢糊血。盡是紅愁綠慘聲。

○方山遺偈

浪花谷町に方山居士といへる隱者あり、はじめて禪僧にならんとせしか、故ありて出家せず、百一歳にて酒をのみ謡をうたひ一さし舞て終れり、その遺偈

吟無邊月。遊不斷花。艸鞋錢盡。閑地多多。

○七寺の僧數

黄檗山の牧山禪師の物がたりなり〔正月廿四日〕

日蓮上人御書撰時抄に、彼漢土の嘉祥等(寺カ)ハ一百餘人ヲアツメテ天台大師ヲ聖人ト定メタリ今日本ノ七寺二百餘人ハ傳教大師ヲ聖人ト號シタテマツル云々。

覃按、七寺僧徒の數これによりてみるべし〔正月廿六日〕

○泰和重寶の錢

むかし金の章宗より山丹國に泰和重寶の錢を賜はりし事あり、山丹にてそのかた(模)をうつして錢を鑄て佩て厭勝とする也、その錢二ツを桂川甫周法眼より得たりとて姫路の城主〔酒井雅樂頭忠道〕見せた

まひしを鍾墨にてうつ所左のごとし〔正月廿七日〕

往古金より賜りし銭四匁五分

六匁三分

〇秩翁施笻詩

尾州の鳴海と宮の間に戸部村といふ所あり、こゝにすめる稲熊軍右衛門〔光品秩翁〕といふ農夫竹をきりて杖とし往来の旅客に施す、詩あり。

施笻

手伐數千短竹笻。西東分散度山峰。殷勤扶得游人苦。未盡行程莫化龍。

年は八十一ばかりなりしと、黄檗山の牧山師たかりき。牧山師の煙草を喫するを見て大に叱りて、元祖隱元は煙草を喫せず、しかるに汝喫するは何ぞやといへり、おもふに隱者なるべし、去年丙寅の秋の事也〔丁卯正月晦日記〕

〇圖畫の誤

唐書車服志云。古今圖畫多矣。如畫群公祖二疎。而有曳芒屩者。畫昭君入匈奴。而婦人有施帷帽者。夫芒屩出于水鄉。非京華所爲。帷帽創于隋代非。漢宮所用。豈可因二畫以爲故實乎。云々。今の畫に此類多し。

〇婦人去眉

同書同志云。婦人衣青碧纈平頭。小花艸履。彩帛縵成履。而禁高髻險粧。去眉開額。及吳越。高頭草履云々。これをみれば此方の婦人の眉を去るも唐の代にありし事也〔二月朔〕

○伊皿子并ぼら法藏寺

津村正恭〔淙庵住于傳馬町〕云、南芝いさらご長應寺に明人伊皿子の墓あり、〔墓の石横に長し臥棺とみゆ伊皿子の女明より送りたる墓也〕これは國初伊皿子なるもの、芝浦に漂着して住居し此地にて終ければ、即其人の名を地名に呼て今伊皿子と稱する也、長應寺は日蓮派の寺にていさらご竹門と云所にあり、泉岳寺の通路の地なり、同所ぼら法藏寺に子安の觀音と云あり、是は唐佛にて梁武の閘を鑄て鑄たる銅像也、其外此寺に慈覺大師の鐵鉢など古物あるよし、ぼらは蓬萊と書、即海上禪林の西にある一僻地なり、法藏寺は淨土宗にて西山派の寺なり云々、淙菴翁は鳴鳳卿先生の門人にして和文をよくす、詩歌ともに其風をつたふ、片玉集百餘卷を編輯して國初以來の和文をあつむ、文化三午丙寅三月四日芝車町より火出し時、その住居も燒失せしが、藏はのこりて其書も恙なしといへり、同年夏の頃身まかりぬ、其書いづれに傳へしやらん、猶尋ぬべし〔二月二日〕

○白山梅

一白山の御藥園にしる人ありて、みそかに御園の梅をうかゞふ事を得たり、岡田何某〔左門〕の守れる方には養老梅多し、朝鮮松山茱萸もあり、鶯宿梅はことにうるはしく匂ひ他に異なり、ランビキの器にて露をとりて宮中の化粧水に用ゆといふ、梅二もと枝たれたる松一本に御用の札あり、白山の社地の稲荷の社あり、舟つなぎ松〔舊木は枯て植そへしまつなるべし〕のもとに御腰掛石あり、

〔惇信廟の時御腰かけなり當御代にもありしと云〕紅梅の色ことにうるはしきもみゆ、藥を施し養はせ給ふ、部屋のあたりを過ごしにうかゞひ見しに稻荷の社あり、明日は初午なれば塵紙にて行燈のごときものをはりて石ずみの形とし北部屋口へ三里と書しは病めるもの丶戯れなるべし、發句も書てありしがわすれたり、げに太平の恩澤に浴せる事よと涙も落るばかりになん〔當時病人男百人女十九人ありと云〕日くれぬほどにたちいで丶芥川何がし〔小野寺と稱す〕の預れる御園をうかゞふに、こ丶も梅さかりにしてくさ／＼の種類あり、塵論梅貫之梅簸の梅〔白梅也梅品には淡紅とあり三崎の種樹家字平次が方にて見しは紅梅なり〕更紗梅などあり、丁字梅は白なり、これは梅のもとに株をたてし形の丁字に似たればいつの頃の將軍家か丶く名付させ給ひしと預りのもの丶いひしが〔後按此說非なり〕吹上の御園の梅譜をみるに、丁梅紀州加茂谷より出る一重ときはよりも薄色とあれば、享保の將軍家なるべし〔享保六年紀州丁村より來るといふ次に委くしるす〕こ丶に信州の松あり、唐松のごとし、月出るまで御園にたゝずみあかずかへりみがちに歸りぬ〔二月九日の事なり〕

一白山のみその丶梅のか心にしみてわすれがたく、同月十七日ふたゝびゆきてみる、老杜がかさねて何將軍の山林にあそびし心地す、今日は豚兒をもぐしたれば案內のものにとひて梅の種類をわかち、矢立とりいで丶書つく、芥川氏のかたは梅の種類多し。

丁梅　養老梅ともいふよし、案內のもの丶いふうす紅花も實もよし、もとは此種のみありしが後に多くの種をうへしとぞ。

四月十六日重遊此園看芍藥花岡田氏云、丁梅は享保六年紀州丁村より御取よせありし梅なる故に丁梅といひしを訛りて養老梅と云しとなん、紀伊國海士郡紀州御領丁村今はヤウラウ村と云。

箙の梅〔白く重ねあつし〕　鶯宿梅〔白八重小りん匂ひふかし〕
加賀梅〔白く一重にして花形梅鉢の紋の如し實もよし〕　ぜんぎ梅〔白一重加賀梅に似て實なし〕
蘇芳〔紅八重〕　座論〔紅一重〕　更紗〔白に紅文あり〕
東京肉桂〔大木〕　蕪夷樹〔大木〕　黄柏〔大木〕
馬醉木　山茱萸　呉茱萸あり、芍藥の芽多くみゆ花の頃思ふべし。

白山看梅還家小酌聯句

白山昏黑看梅歸　覃　馥郁餘香猶滿衣　儆
曩昔有人貽美酒　覃　今宵無客即閑扉　覃
一聲横笛休吹月　儆　半醉餘言已入微　覃
小睡直尋姑射去　儆　氷魂雪魄夢猶飛　覃

一此頃梅やしきに御成のとき官醫關本伯典よみし夷曲となん。
花の色は薄紅梅のほろ醉に莟のこらずさけ／＼といふ
梅がえはよりそふ花のちについてねん／＼ころをたがへずぞさく
此歌上覽に入しといふ〔二月廿六日〕

○遠梅居士

遠梅居士傳云。遠梅居士。貌古心朴。訥于言。人與問難不能答。退而作文辨之。亦有所見。愛梅。遠望尤多致。與性介。故以爲號。人罕識之者。云々。清の石鈞遠梅が清素堂文集に見えたり、嘉慶八年癸亥の板なれども追刻の文三篇をのせて甲子冬仲の遊記もあり、甲子は此方の文化元年にして予が長崎にゆきし年なり、前に目錄には此三篇の文の日なし、所謂蔣村圖記重遊花嶋記游經山記なり、さて

梅の遠望によろしき事此頃白山のみその丶梅をみし時思ひ出し也、雲のごとく霞のごとくあまぎる雪のふれるがごとし、此書を得しも此時にしてまことに奇といふべし〔三月四日記〕

○花候

今年丁卯餘寒つよくして三月にいりてにはかに暖氣になりし故にや、例年の花候にちがひて遲速ともにひとし、されど雨風まれなるゆへに花の盛もまた長し、彼岸櫻は二月の末よりや丶咲そめしが、三月朔日頃さかりにして八日の夕の雨風にうつろひぬ、七日の頃よりにわかに暖になり、九日十日の天氣和暖なるによりて一重も八重も一時にひらきて花みる心いそがはし、十日の晝上野の山にいりてみれば、彼岸ざくらはや丶ちりて吉祥閣の左の一もと松原の櫻今をさかりなり、十一日の夕つがた護國寺にゆきみれば堂の後の大なる櫻今を盛にして、茶屋の軒にそひし一もとはや丶ちり過ぬ、鼠坂より小日向臺町のかたをすぐる垣ごしに緋櫻のみゆるをみてたづねみれば道榮寺といふ禪寺〔臨濟宗〕なり、門の內に二本庭に四本ばかりさかりたり、中にも一本は書院の軒端にちかくまことに古木といふべし、これまで所々の櫻をくまなく見めぐりしが、このあたり近き所にて名をだにきかず、見のこしつるにも樹下の大なるをみるべし、此寺に田安府中につかへし大塚大助の墓銘あり、この外大塚氏の墓表多し、三月十三日風つよし、小金井橋の花大かたちりて殘りすくなしと、其日みにゆきし大田垣氏の物語なり、十四日の朝の風雨にて花はみなちりぬべし、十六日夕雷雨に一重はちり八重はうつろひぬ。

○蘇子由書樂志論

三月十二日賴惟柔〔字千祺號坪杏〕諸君をむかへて霞關の邸舍の物見に詩會あり、君侯の藏物なりとて蘇子由〔轍〕の書の樂子論一卷をみる事を得たり、まことに希世のみものなり、紙も古き紙にしてそ

の頃のものとみゆ引首に四字あり

仲　長　樂　志

皇甫仿書

樂志論の末に

右仲長統樂志論心志閒曠形神超脫足以舒其宏放謫居中書此恍如與至人者遊而不使夫塵外事足以移我之所尙也

蘇轍子由書于祿養山舍

長公書如長江大河一瀉千里文亦如是顯濱嫋娜如出水芙蕖停々裊々吾皆於言外賞之不在此作也

鮮于樞伯機識　印

曾悅少時學書步趣不一晩來歸塗轍於二王方知其妙然融洋流利轉折如股斜脚屋漏痕則顯濱共得解象先

姜緒跋　印

山雨谷曦不入市軼然要於怡情取適文苑詞法妙處眞不可語

宋樾　印

床の掛幅は猫の蝶を食ふを兒の猫にまたがりておさへたるかたなり、兒の眉目に力をいれたる形みどころありて古書とみゆ、落款はなし、古硯も五つばかり机上に列せり、雲烟の眼をすぎ百鳥の耳にとゞまらざるをおしみていさゝかこゝに書つく〔三月十三日〕

〇駒原桃花

三月十五日河原西川の兩氏にいざなはれて駒場御用やしき後藤氏をとふ、後藤氏の案内にて駒が原のうち植木屋長七といへるものゝ近頃あらたに植し桃林をみる、門のさし入の地をはらひきよめてしだれ桃を兩行にうゆ、左は六十八本右は四十本にあり、白桃櫻などもまじれり、しだれ桃は深紅の色にして葉白くつくり花をみるごとし、相模しだれといふ種なりとぞ、庭のうちにも數十本つぎ穂してかこひ置り、垣入の五葉松あり、芝山あり池あり、門のさし入より兩行の桃をみればきぬがさをはりたてたらんがごとし、かへりに松の間をあゆみて蔵主筆白頭翁花などつみかへれり

きぬがさをはるかとばかりみちとせの桃の林やさしてゆくらん

この夕雨もよひしてくもりしが、亥の時頃やどりにかへるまでふらざりしも幸なりき。

〇志道軒

志道軒、姓は深井氏、江戸淺草馬道大長屋といふ所に住めり、淺草寺のうちに一の茶店をかまへて軍書を講ずる事久し、その講をきくものゝ中に僧と女とあればこれをにくむ事甚しく、陰形の木を以て節を撃ち猥褻の語を以て交接の形をたす、僧と女とこれをみる事を得ずその席を逃れ去る、此時不諱の朝にあたりて誹謗の禁なし、故に新令出るごとにまのあたりこれをそしりていさゝかも忌む事なし、或は云もと護持院の無事僧何かしの院の墮落せる也、故に時の政事をそしりて先朝の風俗をしたふといふはいまだ眞偽をしらず、されどその著す所の元無草をみれば、金胎兩界の事をのべて眞言宗の口氣に近し、明和二年乙酉三月七日に死す、法號は一無堂榮山大徳、淺草勢至堂金剛院に墓あり、又同會にきりつけしをみれば妙光信女とあり、これはその妻の法號なるべし、かれが歌とて世につたへしは

思ふ事あるもうれしき我身さへ心の駒の世につながれて
と〻んとん〱と大阪關が原うちおさめたるよろづ代の聲

右は竹垣氏の求めによりて古板木壽志道軒の像に題する所也。

○銚子浦漂著唐船

丁卯正月銚子浦に唐船漂流せし時

憐漂客　　瀧惟一稿

滄海颶風偏。駕濤激卷天。一身憑斷岸。萬死免深淵。
西國乾坤遠。東洋日月遷。那知妻與子。絕域送新年。

其二

憐爾漂流客。波濤萬里東。白雲偏見日。滄海只望空。
骨肉音書絕。故鄉思未通。旅魂愁裏夢。定識逐飛鴻。

欣棠
王使大人頌賜慰弔難人之佳詩。捧讀之下。不勝感激。謹此稟謝。

卯二月二十日　漂流難船主　王永安印
同　揚玉亭印
財副　孫均南印

御代官　瀧川氏

世中の花鶯もよそなれやもろこし船のよりし浦邊は
はや春もなかば過ぬる頃なれやよせくる浪を花とのみ見て

○火鉢の炭次事

文化四年二月廿九日〔朝霧雨〕勅使院使聖護院宮御饗應御能の時差出せられ候御火鉢の炭ながれ候とて白木折敷に御炭をもり火箸を添出たるを、御給仕の中奥御小姓御炭を手にて取つぎ給ふを廣橋大納言殿御褒美ありし由、屋代弘賢并松岡辰方の勘文あり、左に書つく

屋代弘賢考

徒然草〔普通本二百十三段〕

御前の火爐に火をゝく時は火ばしにてはさむ事なし、かはらけよりたゞちにうつすべし、さればころびおちぬやうに心得て炭をつむべきなり、八幡の御幸（徳治三年後宇多天皇）に供奉の人淨衣（神事時多用之白）を著て炭をさゝれければある有職の人しろきもの著たる月は火ばしを用るくるしからずと申されたり。

故實條々〔伊勢太郎左衛門貞順〕

年男の事云々御前に炭を置候すみを火箸にては置事有まじく候左の手にて置候

めのとのさうし

むかしさる御方に今まいりの女房のみぐるしげにてさし出たるが御前の火鉢に炭を火ばしにて置れ候を御主も傍輩も御前の炭は手にてをくものにて候はしにてはをかぬものと申候へども火ばしにてをきて立のきて炭のあしく候ほどにと申てそのまゝいとま申ける此人はおさなくより脩明門院（重子後鳥羽院后順徳院母后）の御かたはらにさふらひける人となん聞へしげにも御前の炭はよくのごひてひきて油をぬりておくなり。

有職家　廣橋大納言惟光

池田甲斐守

中奥御小姓　堀田伊勢守

松岡辰方考證

三中口傳抄曰火桶不變其體者可用尋常金銅箸

又曰土器入火居折鋪持參之

炭は土器又者折敷にもりて出す事古法也。

考證追而可記

つれ〴〵草曰、御前の火爐に火をゝく時は〔中略〕申されたり、京極大雙紙曰、御座敷に炭をおこす事努々炭を其まゝくづし入るゝ事不可有炭取より手にてつかみおくべし、くづしいるゝ事は彼一段の時くづし入るゝ也、座敷に置時はいかにも山のごとく高くつみあげて置也、又口にてふかぬ事なり、火箸をば灰の中に立べきなり。

蜷川記曰〔伊勢貞宗記蜷川道標寫〕火鉢にさし炭の事手にて取置候女中衆も殿中御前にて御置候間すみの拵樣長サ四五寸に切立て置也

酌井記曰〔伊勢貞順〕火鉢に火を置事昔は書院表向の座敷には炭を立て置也、左樣の炭は火箸にて置べし、こしらへぬ炭は火箸にて置といへり、手につかぬよふに能々ぬぐひ、こしらへたる炭は必手にて置なり、然ども火鉢と臺の間に火ばしは有べきなり。

右酌井記の趣にては炭により火箸につぐ事あれども大草紙蜷川記等の說によれば手にてつぐ事明白なるべし、又師家傳來之口傳書に火鉢の炭は水にて洗ひ能乾し置べし、御前にては必手にてさすべし、火箸にてさすべからず、又火櫃の炭は手にてけし火桶の炭は箸にてさすといへり。

文化四年三月十四日記之　　赤羽　松岡辰方

○豐藏坊書

豐藏坊詩歌一卷の末に

南山沙門孝雄應人之需染愚毫矣とあり〔戊辰四月十九日朝記〕

○白川侯歌

夜霞の心をよめる　　定信

籠手の上にふりし世しらであつ衾重ねてよはの霞をぞきく

○ヲンコ

蝦夷にヲンコと云木多し、ヲンコは松前の方言にして夷言にはラルマニといふ、江戸の種樹家にてキヤラボクといふものなり、蝦夷松〔蝦夷檜とも〕といふものを夷言にソンゴといふなり。

○狐の書

狐仙之書。往々有之。不知何處而學得焉邪。亦可稱奇也。人曰。狐不能操筆。其書多屬口筆矣。而雲煙蔚然。豈所世人能及乎。〔南畝云所字當在世人字下〕家臣田孝稷偶得此書。奉于梧下。讀之且笑曰。無量意之外也。土翁山師千歲壽。亦是洞天福地之語也。余曰。字々蒼勁。句々朗爽。飄然秀出于風塵表。狐而不狐。眞神仙也。神仙之書。可見而舍之乎。事務之暇。親彫之。以施與同志也如何。孝稷莞爾而退。廼引筆記其言。時壬戌仲夏之月甲中書日。閑々樓主人書本江鳶坂。［印］［印］

右四月十二日藤井生携來府中示之

○白山御樂園

四月十六日若竹氏と同じく白山のみそのにゆきて芍薬花をみしに數十種あり、その外薬草等をもうかゞひみし也

朝鮮人參〔種計のこし置し也と云〕 當歸 沙參 黄耆 白芷 黄芩 白朮 蒼朮 射干 藿香 烏藥 茴香 黄精 萎蕤 ヲトギリ 王不留行 薄荷 牛膝 大葉麥門冬 續隨子 桔梗〔多し〕 淫羊藿 前胡 白及〔白き花もあり〕 茵蔯 青蒿 胡荽 イノンド 地楡 ラウザイバラ 狼毒 天門冬 知母 川芎 玄參 百部根 藜蘆 澤蘭 蘭（フヂバカマ） 眼子菜 蘿摩 羌活 商陸 金櫻子〔薔薇の類なり花咲り紅白色大和本草地錦抄に不見本草綱目にあり〕 福州密柑〔實生なり〕 茵朶 ツガノ木〔大木二本〕 臘梅 山茱萸 呉茱萸 桂樹 黄柏 朝鮮五粒松

此外もあまたなりしが覺えず〔四月十七日記〕

〇神君御影

四月十七日半日の閑あれば、妻戀稲荷社に神君の御影ありときゝて行てうかゞひしに、門邊に挑灯などたてゝ神樂あり、稲荷の神前に葵の御紋染めたる白き帳をたれて、同じ御紋かきし挑灯をたてしのみにして、外にとふべき人もなければ立出づ、人の多くまいりつどふを憚りてかくのごとくなるべし、それより深川の方にゆく〳〵、今の三十三間堂いまだ再興ならざりし時、かたへの小き堂のうちにおはします、甲冑馬上の御木像は八幡宮なりといひしが、近きころ尊像の御胸に葵の御紋あるを見出て、これ又神君の御像なりとてひそかに人々まうでし事あり、いかゞならんと思ひて其堂をうかゞふに、戸ざして人なし、三十三間堂のわたりたち入て見めぐりしに、今の堂の本尊なる觀世音の像のうしろの方なる内陣に白き戸張をなかばかゝげしを、ひそかにうかゞひみしに、まさしくむかし拜みし甲冑馬上の尊像にて、御馬のかたちと御胸のあたりまでほのみえしが、御ぐしは戸張のうちにかくれ

てみえず、あらはに拜み奉らんも空おそろしく、すみやかに立出ぬ、されどけふ思ひたちし本意とげし心地して、南薰に風し大川をわたりて秉燭の頃やどりにかへれり。

後聞　此神像台德院御像なりと、未知然否〔四月廿九日記〕

因記、西久保大養寺の御畫像は大猷院殿なりと云

○深川開帳

同じ日深川八幡宮に相州箱根權現の開帳あれば、ゆきてみしに本地佛地藏尊也、靈寶あまたあり

一曾我十郎所持微塵丸〔備前長圓作長三尺三寸〕

一同五郎所持薄緣太刀〔長二尺七寸一名膝丸〕又赤柄小刀あり

一大夫坊覺明筆箱根山緣起〔古寫本とみゆ〕

一時宗書〔五郎時致にあらず北條時宗なるべし〕

一大石内藏之助勘錄〔といへる古文書勘定帳の如きもの也〕

一太刀二

此外數多ありしが覺えず

又鎌倉南向山補陀洛寺不動尊の開帳もあり、本尊は大きなる像なり、靈寶

一賴朝木像〔鏡の御影と云古き像也鎌倉志にもあり〕

一又不動の木像は文覺上人の作にして那智の瀧にて荒行の時の本尊也と云、此小さき木像古き像にして開帳佛よりはよろしくみゆ〔此像幷開帳佛の像の事鎌倉志に不見鎌倉志には本尊藥師十二神運慶の作なりとあり此度の開帳にはなし〕

一八幡の畫像一幅束帶にて袈裟をかけ數珠をもち給ふ、冠より上に日輪を畫く、いかにも古畫と見

ゆ〔鎌倉志にも載す〕
一打敷一枚〔唐草の模樣にて古ききれとみゆ鎌倉志には平家調伏の打敷と云〕
一平家赤旗　平淸盛公自筆と云、九萬八千軍神とあり、旗の中の九万八千の九の字墨ちりて无(ム)の字の如くみゆれば平家に萬八千の軍神(ナシ)えと文覺上人讀を轉じて源家の吉瑞を祈念ありしと云事緣起にみえたり〔此事鎌倉志に漏れて記せず〕
一古文書三通一通は北條氏康の虎の印天文廿二年癸丑十一月十五日とあり、一通は大道寺源六とあり二貫三百文寄附の狀也、一通は賴朝を弔ふべき事を書しもの也、判の上に冬就とあり〔此三通の事は鎌倉志に載せたり

○秦漢古瓦記

秦漢古瓦記、乾隆己卯仲秋、排山老人朱楓撰、屋代弘賢の藏書なり。

○楫取魚彥〔俊満〕

楫取魚彥は下總香取の人也、俗姓を稻生茂左衞門と云、加茂縣主眞淵僧につきて國學を學ぶ、又畫を建孟裔建足に學びてよく鯉を書しとぞ、吾友窪俊滿〔易兵衞〕はじめ魚彥の門に入て蘭竹梅菊の四君子を學ぶ、後うき世繪を北尾重政〔花□〕に學ぶ、魚彥より春滿といへる畫名を與へしが、勝川春章といへるうき世繪の門人と人のいふを厭ひて、春の字を俊の字に改めしといへり〔四月二十五日〕

○且過僧

方秋厓が往來屑々無家燕去住匆々且過僧とあり、無家燕の對に且過僧をせしをみるに、且過はカツスグルの義にて、音ショクハなるべし、今且過と書てタマクハとよみ來るは誤ならんか、タンはアシタの義也、岩槻の城門にも且過口(タンクハ)といふあり〔四月廿七日記〕

後接。陸放翁。心如澤國春歸雁。身是雲堂旦過僧。又。夜行觸尉那能避。旦過逢僧不放招。これによりてみれば春歸と旦過と對し、夜行と旦過と對す、旦過（タンクハ）の義なるべし〔己巳四月十七日雨中に書〕

○六角中務氏綱僞書目

六角中務氏綱が造る所の僞書目

江源武鑑　鎌倉實記　卅卷大系圖
倭論語　足利治亂記　淺井日記
異本關原軍記　異本勢州軍記

又此僞書を引用して義實義秀義郷の僞書を載する者

中古國家治亂記　異本難波戰記　三河後風土記
武家高名記　倭州諸將軍傳　淺井始末記
同三代記　東國太平記　日本將軍傳
諸家興亡記　武家盛衰記　東海道（横島カ）驛路鈴
國朝諫諍錄〔義實の子義秀の關白秀次に諫言の事〕　北越軍談〔佐々木義秀〕

此外猶多しと云
狛部賢明が大系圖評判遮中抄に委く記せり〔四月二十九日記〕

○君が畑

近江の國日野より政所〔茶の出る所〕たで畑をすぎて、君が畑に至る間の山谷に紅葉多し、君が畑に大君大明神といふあり、惟高親王を祭る、一年に七十五度の神事あり、その地の農家これをつとむ、〔みな親王につかへしもの丶末葉なるべし〕君が畑より六里ゆきてお池がたけといふあり、是はむかし

御庭の池なりといふ、紺菊多し、いせ物語に在原業平朝臣の雪にふりこめられけんも此あたりなるべしとゆかし、又惟高親王手植の松あり、大さ三圍ばかりなりといふ〔淺草庵にて闔家の臣某にきく所なり〕

○芳野詩

芳野の蜻䗅が瀧といふ所の岩に阿字と詩一首を彫つけてあり、その詩は

天女山中六月寒。飛泉日夜落層巒。
百雷虎怒狂風起、千尺白蛇飲碧湍。
　　　　　　　　　　　　　離　言

とあり、巖石の間をへだてゝ彫付たりといふ、いかなる人といふ事をしらず〔同人の話五月八日〕

○湯島淺草開帳

五月八日湯島天神社内に大塚普門山大慈寺見耕菴本尊火防造酒地藏の開帳ありときゝてまいる、靈寶に運慶の作とて大きなる毘沙門天の假面あり、兆殿司の畫の十六善神あり又古法眼元信の書といふ渡唐天神あり、墨色よろしくみゆ、此地藏尊は小兒と現じて猿樂の能の席にまじはり鳴物舞等をなして萬能小僧と名をとり給ひ、又酒屋にゆきて酒を乞給ひしゆへ、祈願のものは神酒をさゝげてこれをいのる、故に御造酒地藏とも申すとなん、もし古への蘇晋あらば此尊像を繡にしてともに米汁を味ふべし、又淺草大仙寺に正中山法華經寺祖師の開帳あり、古文書多し、天文年中晴氏の文書に上行菩薩の再誕日蓮上人無邊行菩薩の再誕日常上人といふ事あり、日常は富木播磨守源常忍といへる武士なりと云、古文書には土木とあり。

○猫疫

今年〔丁卯〕五月初より都下にて猫死する事夥し、二三日病て何の故なく死す〔猫あはを吐きて死すと云〕本所廻向院にはもとより犬猫を埋る墓あり、犬畜轉生門猫畜轉生門などいへる墓あるもおかし、ことしは猫六百匹餘も葬りしよし〔翌戊辰のとしにもこの事あり〕されど此寺のならひにて猫といひては葬らず、ゑのころといひて賴めば葬る事也と〔白山本念寺の物語なり〕又てふ塚といふあり、蝴蝶を葬りしにや、年號も月日もなく、その事をしるさねばしりがたし〔五月十七日〕

○參州吉田鍛冶妻奇病

參州吉田鍛冶町の鍛冶六兵衛が妻〔年三十二〕去年經水とまり、當四月にて十四ケ月町醫共懷胎と申事にて種々いたし候へども効なし、四月中旬伊東道迪療治腸癰と申病也とて、數々薬用十日程過候て臍はれ三稜針にて少々やぶり候へば、水二升餘出其後兩三日過黑き水五合程出次にひものごときもの二尋ばかり出、其六七日孩兒の手足陰莖陰嚢等きれ／＼となり出、其夜頭いで其穴よりあばら骨等見候處よく見へ申候、膏薬をつけ薬用いたし候處、疵口次第に減じ食事平生に少々減じ、氣力も殊外健にて何れ全快と見へ候由、廿七日夜の咄道迪方にて直に承申候、門人共六日療治參候よしにて右之趣悉はなし申候、誠々奇病にて御座候終平罷出候間奉充一笑候以上　泉　公　平

右三州吉田の在にて忠興(タダコウ)と申所に住候泉公平よりの書狀の寫也、此書狀〔丁卯〕五月十七日三州赤羽根鈴木総平と申もの持參、右腹より頭出候節頭の骨計はかたくて右穴より出かね候處產婦嚔(クサメ)いたしいけみ候へば右の穴より出候由物語也、前代未聞の奇事といふべし、よりて其書狀のまゝ寫し置〔五月十七日書記〕

○紬坡章鎭書

富原氏携來一幅大幅也

陳簡齋詩云。客子光陰詩卷裡。杏花消息雨聲中。陸放翁詩云。小樓昨夜聽春雨。
今日街頭賣杏花。皆佳句也。後戴石屛之句可追及之。

壬寅初夏

繡坡章鎮

章子德方書畫圖章

嶺梅籬菊伴我春秋

陸放翁臨安雨晴詩小樓一夜聽春雨深巷明朝賣杏花とあり。

○徂徠翁玉藻前賛

徂徠翁の戯に作れる玉藻前賛あり

玉藻前賛

人不知啓母化石。紂妻化狐。這此玉藻的前身。又不知石工手中物。却是
玄能的後身。若是前後身。了々明白。不妨掛在壁上。供來戯玩呵。

右鈴木白藤より得て寫し置〔五月廿二日〕

○鬼戸

遵生八箋起居安樂箋の中に圓室あり、臞仙曰、圓室之製、人各不レ同。予所レ志者。取法于天地範圍之理。上圓下方。經一丈有二。中隔前後二間。前間開日月圓竅于東西。以通日月之光。後間于頂上孔開牕搾放。以取天門靈氣。艮上塞戶。令不通達以閉鬼戶之意。此余所製也。

按、鬼戸は鬼門にして今の俗忌に同じ〔五月二十三日朝記〕

○明樂

丁卯六月十一日姫路侯〔源忠道〕の舞殿にて明樂を衛る御樂組は

　關雎　　　㬵起言志　　　宮中樂　　　玉蝴蝶　　　烏栖曲　　　〔退出〕大同殿

樂人明服を著舞童も同じ、みな滿中のものなり、樂器は龠二笛二鼓二檀板一雲鑼〔一〇雲鑼ともいふ〕鐘一也、舞臺に玉簾をかけ四つの柱に唐詩の聯あり〔六月十四日記〕

○御製增訂清文鑑

御製增訂清文鑑〔套〕乾隆三十六年十二月二十四日御製の序あり、其書蘭書の如く左行にして書の尾より首にかへし讀む、本ごとの標題も表紙の背におして帙も又左に包めり、その形左の如し

御製清文鑑序〔本書ハ此文モ左行ニシテ側ニ滿字ヲ書クリ今改書便ニ讀且略ニ滿字ヲ〕

稽古語言文字之傳。不能不隨方隨時代爲變易。將欲觀其會通。惟音義兩端。爲之樞筦。獨是施之於繙譯。則以字之不得其音。而舛者亦以字之强索其義而逾舛。鄕評通鑑輯覽。糾前史。譯本失眞。則有校正金元國語解之命。及製西域同文志序諸作。復連類而引伸之。茲增訂清文鑑告竣。並爲揭厥指。以詔來者。夫字之不得其音者。如明安之爲猛安。穆昆之爲謀克。猶云對字未叶耳。甚者乃因字法以寓褒譏。如金史書烏珠爲兀朮。貝勒爲勃極烈。或爲字並者是也。且同一蒙古人名。於膺世爵者。則書維卜藏。於隸黜廢者。書羅卜臟。沿流至今未改。不綦誕乎。至以字文强索其義者。如蒙古語謂博

特堆砌之統詞。而曲說者以影爲蟀峨之蔑。博爲軷祭之軷。自謝語出。經傳究之。求其義而不得。遂并其音而失之。不愈監乎。蓋對音本無義也。即國語稱天曰阿卜喀。蒙古語則曰騰格哩。西番語則曰那木喀。回語則曰阿思滿。以漢文求之。皆無義之可索。且以漢文天字。設用國書。合音則字當云梯煙（テン）。夫梯煙等有義乎。豈梯必梯磴之梯。而煙必煙霄之煙乎。穿鑿者又將謬解爲梯煙而上爲天之義可乎。蓋嘗推而論之。前代之主。其不暇兼治漢文者。既一任夫承偽襲謬。而莫之正。而兼治漢文者。乃轉爲漢文所牽掣。而不克博訂方言之異。精研聲律之元。譬諸以水濟水。誤能食之。非虛語也。洪惟
皇祖聖祖仁皇帝。神靈天寶。制度考文。於
列祖刱垂國書。廣大精微。貫串賅洽。
御定清文鑑全函。折衷大備。惟當時編纂諸臣。依國語分類排纂。未列三合切音。漢字註中。間採經傳成語。以佐訓詁。日久易啓傅會穿鑿之習。朕志切紹聞。指授館臣。詳加推覈。每門首著國語。旁附漢字對音。或一字。或二合。或三合切音。得等量者不爽苗髮。詮釋具以日用常言。期人共曉。其俗解。摭拾陳編章句。及以之乎者也。爲文者悉汰之而字之。汨於強索其義者。抑又勘矣。綜計續入新定國語。五千餘句。若古官名冠服器用鳥獸花果等。有裨參考者。別爲補編。系之卷末。庶幾嘉與我子孫臣民。可以同文。可以傳世而行遠。是爲序。

乾隆三十六年十二月二十四日

○桂林齋藏書

桂林齋〔桂川氏甫粲〕所藏に寫本あり
　新刻淸書全集　天
　　康熙三十八年桂月重鐫　錢塘同學弟汪鶴撰の序あり
　滿漢事類集要〔下集上集〕　地
右は蒹葭堂よりかり得て寫し置れしよし也。

○彌勒年號

會津舊事雜考〔承安元年辛卯ノ下ニ〕
　耶麻郡新宮神器銘曰
　　大勸進僧　淨尊證一
　會津　地頭代　左兵衛少尉藤原知盛
　　小守宮預リ所代右兵衛少尉平國村
新宮彌勒元辛卯二月二十二日〔コレニヨリテ見レバ彌勒十年庚子ナリ辰年ニアラズ〕
按、彌勒の年號めづらし、三河萬歲の唱歌に
　彌勒十年辰のとし諸神の建たる御屋形
とうたふもいづれなき事にはあらじかし〔六月廿日〕
又按、見沼井筋の川普請の中武州山崎組と云村に寶藏院と云菴の墓に彌勒二年逆修秀永阿闍梨とあり。
　此外に往古年號史籍に記せざる所多し、予が輯る所の百瀬川卷一に往古年號と云あり、見合すべし。

○奇病原由　　　　　　　　　　　　石坂宗哲

東都留守街津田平次郎也者家監人見利右衛門也者妻。年四十有五云。二十年前。腹中覺有塊。時狀如惡阻者。四五月。其塊不長。亦不減。起居飲食。不異平生。二三年後有娠。生一男子。當其娠之時。不知塊之所在也。已產之後。全然如舊。然以不審。其起居亦不異。意荏苒五六年。一夜臍中急痛兩三次。不可忍。至明乃愈。爾後臍中出浠水五六升許。後出膿。其色枯白。每欲小便。必從臍中出之。其勢如射也。膿中見有如細微毛者。如此者三四年。衆醫無辨其由者。而臍中所出者漸少。從愈而覺塊之當臍左下突起。時々爲微痛而已。如此復三四年。享和辛酉冬。臍中生瘡。如附骨疽之狀。瘡口爲痛出膿。及細毛碎骨。而臍右邊空軟處。時々爲切痛。左邊塊上微爲紫色。小便淋瀝如石淋。大便難肛引腰而痛。如臨產之狀。飲食自可。脈三部俱數無力。今其臍中出細毛。四五條一寸許。余考古今之醫經。無可察其由者。蓋古人所記以傳者。古今怪痾奇病何限。然而手不診之。眼不察之者。姑附諸奇與怪。而不强辨之。苟逢怪奇之疾。既察之既診之。閉口莫辨其由邪。嘗聞阿蘭之俗貴實測。故天文數術。多窮微妙。其於醫。亦復爾々。其所說藏府經絡。與吾古昔神醫之論。有大不同者。亦有如合符節者。余不能阿邊之字。不慣讀橫行書。間取蘭化社中所譯者讀之。讀之久矣。如有所心得者也。顧謂軒岐之經。其靈蘭金匱之至論。與彼後世虛談之妄語。瞭然如指諸掌矣。而軒岐不吾欺。與日月麗其明者。不知手舞足蹈也。只恨割裂之餘。古昔之醫言。今存其十一二。至如奇病。乃彼奇恒六十首經。文既亡矣。姑借阿蘭之醫說。辨其病由。以備同志之勘考云。其說曰。始生先成神。神成而腦髓生。骨爲幹。脈爲宮。筋爲剛。皮膚堅而毛髮長。血氣乃行。父之在我者神也。母之在我者神也。神流氣薄而生者也。故兩精相搏。謂之神。其兩神交感也。男子精中含畜之神氣。射注於子宮。則通其兩傍所系之喇叭管者。或左或右。從其系而出寘。透於卵巢者。凡物無不卵生者。婦人巢口與包卵二十許。而在子宮之

兩側。而喇叭管系巢與宮　系宮之處。其管細而密。中近巢處身微大。其末差狹窄也。其端尾口之全闡。有開膜條數片。宛爲菌花之狀。以包護於卵巢。名曰花叉。蓋男精含神。而射宮。經喇叭管。而達於巢。而巢中含有之。一卵受男子精中之神。活機發動。兩神所薄。次第長熟。自不得滯於巢中。乃其外膜自柝裂。卵銳脫於巢外。吟花叉者纏絡之。以容喇叭管內。以輸於子宮。定位不移。全爲胚胎。而子宮中血脉。會聚繫著。以作爲胞衣。而血脉之往者來者。連屬兒之臍帶。榮之養之。日長月大。至期之日而生矣。若婦母子宮有沉痾。或痴液混血中。喇叭管爲之壅塞。或體有痼疾。而喇叭管花叉爲牽攣攣縮。乃不得臨時全包攝之功。乃卵失常途。轉落於小腹內。呂非其本位。以自然良功。生氣活動發起。而母體之血脉。繫著聯絡於卵之外膜。而爲胞衣。全身兒形。母體若虛弱。則長養不洽。兒體自腐壞。而敗液所浸蝕。病苦百般。死期乃至。若壯實。乃血脉培養之道不絕。日而月。々而年。雖期之至以非本位。道路不通。胞衣不脫。齒生髮生。然而以無產出之道。久而生氣自竭。兒體崩壞。險症錯出。不可名狀也。母體強健有餘。乃以身中自然良功。死胎近傍之筋膜。自爲瘍潰。而排出擯除諸體外也。近直腸。從肛下焉。傍子宮者。從牝戶除之。我小腹爲瘍瘡。而碎骨齒牙。毛髮筋膜。其壞爛爲異狀殊體者。從膿除去焉。母體尤強壯。精力殊有餘。乃敗物既盡。瘡口全癒。中外復故云々。如此者。因天之寵靈。危中開生路者。可謂奇中之奇也。然據其說。專外除。緩內攻者也。療之以內托滋補之劑。告之以非鬼祟狐魅之因。徐暢其神氣。增益其血脉。亦可望回生也。聞人見氏婦人醫某。授以大補湯。得其治守否。余專門叢家。不能斷其當否云。

文化乙丑十二月　〔六月廿八日寫〕

（元處集書

元の處集が書といふ樂志論〔二十四行〕紙面也、末に

至治壬戌夏五月十三日蜀郡虞集書于泰

字書房 虞集 白生

書はうるはしけれどいかにも新しくみゆ、未知眞僞、七月二日岸汝裕にて一覽。

〇淺草寺什寶目錄

文化四年丁卯七月廿日淺草寺風入

東照大權現額字　元祿境內繪圖　金龍山之額文字

淺草寺之額文字　老女辨才天額文字　傳敎大師御影（新）

慈惠大師御影（古　殊勝ノ物ナリ）　慈眼大師御影（新　讃御筆歟）

觀音古畫　五大尊古畫　法華曼荼羅

十二天　星ノ圖　慈眼大師御書

五條天神緣起　人丸緣起　安信觀音畫

日蓮自畫像　同曼荼羅　五大尊愛染新畫像

以空僧正之光明曼荼羅　同七寶念珠　同小錫杖

同筆小字曼荼羅　慶長年中之下馬札

大猷院樣御奉納七匹ヅヽ馬彫り物　總鳳　右大臣綱吉公御筆

馬ノ御畫同　要品（方便壽量）（安樂普門）八字計り同

布袋御畫同　金銅之葵御紋幅（殊ノ外念入天人菩薩不動ノ畫）

御硯箱品々　傳法院額字
其外數多
御堂之分
蓮絲南無觀世音菩薩一幅　普門品文字ニテ楊柳觀音畫一幅
不動〔智證大師筆〕　同　大錫杖〔古物〕
五古大鈴　刀品々　御經　唐本品々
水晶之馬二　犬之くはへ來玉　辨才天額
觀音ノ小像二幅
其外ニハ內々陣之內ニ在之由咄ニテ聞
觀音後光　駒形本體〔慈覺御作〕　錫杖
御筆　政子守本尊等
一三社權現中尊ハ法體左右俗體
一荒澤不動ハ日光ノ荒澤ヨリ來ル古佛ノヨシ
一玉寶聖天ハ津輕ノ濱ヨリ上ル玉也、日月ノ形アルヨシ
右蜷川和州ヨリ借寫。

○俄羅斯文館

俄羅斯文館在ニ東華門外北池街西一
右淸人仁和吳太初が宸苑識略にみえたり。

○荒墓鄉

駒込の邊より掘出したるものに左のごとき文字あり、和名抄に所謂荒墓郷にや。

○龜山法皇離宮草木の事

僧萬里帳中香〔六之下〕移竹詩注

竹之產地者。無如洪澳。花之高品者。無如洛陽也。舍人經營此園。凡二十年來。取花竹於洪洛而移之。本邦龜山法皇於東洛龍阜之離宮南禪院。應仁聚吉野櫻。難波葦。立田楓。住吉松等。栽泉石之池邊。丁亥騷屑以來。不存一株。哀哉。

〔丁卯八朔朝書〕

○新田願書

武州山口觀音に新田左中將義貞の願書あり

伏言

山口觀世音前。我

君爲逆臣見漂于西海。愚臣義貞今也當不遜之道。爲資

王化。把斧鉞臨敵陣。仰願大慈薩捶添一發千射之悲箭。速退朝敵。令爲天下靜謐給。至精丹祈敬白。

元弘三年癸酉五月十五日

山口の近所に将軍塚あり、此山に元弘三年五月討死の墓表あり、かつて尾州公も御出有之候由

先年山口上生庵主より得たり〔丁卯八朔大風中記〕

○日光例幣使文書二通寫

太政官符〔下野國〕

應預奉　東照宮幣帛事

使參議右兵衛督藤原朝臣忠言

右權大納言藤原基理宣奉

勅爲奉　東照宮幣帛差件等人

宛使發遣如件國宜承知依例行之

符到奉行

正五位下行右少辨兼左衛門權佐中宮大進藤原朝臣　書　修理東大寺長官　正五位下行主殿頭兼左大史小槻宿禰　判

寛政十二年三月三十日

大藏省

奉送日光山例幣料之事

五色絁　拾五疋

白絁　六疋

木綿　拾八斤

絲　六絇

麻　拾二斤
柳筥　廿四合
右
東照宮幣帛料任例納明櫃三合奉送如件
寛政十二年三月三十日年預大石弘業

○五先生略傳

荻生松。字茂卿。一字惣右衛門。號徂徠。東都之產也。仕柳澤侯。以寛文六丙午生。享保十三戊申卒。享年六十三歲。自徂徠卒。至安永八己亥歲。五十三年。

安藤煥圖。字東壁。一字仁右衛門。號東野。下毛郡(那カ)須人也。客居于東都。以天和元年辛酉生。享保四己亥卒。享年三十七。少徂徠十五。至于安永八己亥歲。六十二年。

山縣孝孺。字次公。一字少助。號周南。防州海北(ギタ)之產也。仕本藩。以貞享丁卯生。寶曆二壬申八月十二日卒。享年六十六。少徂徠二十一。至于安永八己亥歲。二十九年。

太宰純。字德夫。一字彌右衛門。號春臺。信州飯田人也。來居于東都。以延寶八庚申生。延享四丁卯五月晦日卒。享年六十八。少徂徠十四。至于安永八己亥歲。三十四年。

右崎陽楢林建公極が橙園雜錄に出たり、南郭脫歟。

〔徂徠南郭春臺居所

徂徠先生初名平景丸(自書の古今和歌集跋にみゆ按に陟彼景山松柏丸々の字によりて徂徠の號もある歟)又雙松といへり、德松君の諱を避て字を以て名とせり、初めは江戸牛込赤城下組屋敷に借地せり(今組やしき大きなる榎木ありて木のもとに稲荷の社ある隣と云)故赤城先生と云しとぞ、後に若

宮小路御右筆何某の地をかりてすみし故牛門と云、つゐに月桂寺前中の町といふ所にすめりと、堀口鱗谷（貞結）の物語也（文化己巳四月十六日はじめて中之町と云所を過しなり市谷加賀やしきの南を張のやしきの西の方辻番のある所より西へ行なり與力町の裏通なり）又蘐園と號せしはもと萱(カヤ)葉町に住せし事もありし故蘐の字をかり用ひし也、蘐園隨筆の作いかにも初年の作とみゆ、又南郭ははじめ不忍の池の端にすみしが、つゐに赤羽中の橋の北御披官何某の地をかりて住めり、初増上寺門前三島町にて講釋せし時は市中の住居にて二階にて講釋せしが屋の棟ひきくして人々の頭をうたん事を恐れ、古詩十九首を紙にかきて梁にはり置し頃より講席につらなりしと、靑山の耆山和尚の物語也、春臺は小石川牛天神裏門より薦阪へ出る所に水戸の藩邸とむかひてわづかに士人の家居四五戸あり、此所に借地して居られしが篠田行休の隣家也しとぞ、行休は大橋流の俗書を書て世の人もしるもの也、しかるに隣家にてつゐに一面識の事なしといふ、予按ずるに、春臺といへる號も牛天神の山などにのぼり見られしまゝに號せしにや、疑ふらくは春日町の臺などいへる事にてはなきやと思はる、牛込小石川とも予がすむわたり近くして時を同うせざる事遺憾といふべし。

信州稻村樂輔云、信陽高遠に春のうてなと云地名あり、是なるべしと云。

○豆苗詩

豆苗は豆のもやしなり、方秋厓詩あり

江南之筍天下奇。春風匆々催上籬。秦郵之蔞肥勝肉。遠莫致之長負腹。先生一鉢同僧居。別有方法供齋蔬。山房掃地布豆粒。不煩勤布烟中鉏。手分瀑泉灑作雨。覆以老瓦如穹廬。平明發視玉㻴礫。一夜怒長堪氷苴。自親火候瀹魚眼。帶生芼入晴雲盌。碧圖高壓涎沫蓴。脆響平欺辛螯脾。晩菘早韭各一時。非時不到詩人脾。何如此雋咀嚼辨。庾郎處貧未爲慣。

乙丑のとし崎陽福濟寺の伊蒲饌を味ひしに豆苗を腐皮に包し味今にわすれがたく覺ゆるまゝこゝに抄出す〔八月三日朝〕

○千字文

唐書藝文志小學類に、蕭子範千字文一巻周興嗣次韵千字文一巻演千字文一巻云々、又篆書千字文一巻あり。

○鹽飽島

一備前に古小豆郡ありて今はなし、今の小豆島なるべし、今の兒島郡はむかしは兒島といへる島なるべしと、讃州鹽飽島に住る當山修驗吉祥院の隱居かたれり、吉祥院は備前の兒島にありて鹽飽島より持居るよし也、鹽鮑島は大阪町奉行の支配也〔八月四日〕

一鹽飽島は漁獵の外大工の多くすむ所也、火災を消す事をよくすといふ、家の棟をきりはなちて外へ延燒する事なしといへり、二十六島のうち十一島は人家あり、十五島は人家なしと、同人の話。

○太田道灌像

芝青松寺は太田道灌の建立にして、道灌の像あり、每年四月廿六日には人々に拜せしむ〔道灌の忌日也〕此外にも稻付の靜勝寺〔中年の像とみゆ〕小日向金剛寺〔老年の像〕にも遺像あり。

○學津討原

舶來の書に學津討原といへる類書は、百川學海津逮祕書等に入りたる書を委く挍定し、其餘の奇書をも加入せしものにて、凡二百餘種なり、此度官庫に入ていまだ林家にも下らざるもの也、今日營中にて官醫多紀安長法眼に聞りと、姫路侯の話也〔八月十五日の事なり〕

○多門院日記抄

天正十九年七月廿九日多門院日記略〔二十八〕
一日本國ノ郡里指圖繪ニ書キ海山川里寺社ノ田數以下悉注上ベキ由御下知云々禁中ニ可被籠置御用云々異ナル事也
同年十月廿九日
一相州保條氏直〔頭云北條氏直なり〕在大阪ニ近日抱瘡煩フ祈禱也ト云々遂ニ死去云々去年七月五日相州沒落口惜次第也
十一月廿六日
一建武記源家持來自然ノ儀大切ノ事アル間寫留了
十二月十二日
一雜箸二千五百前ニ七十一文ニ買了〔四百ゼンヲ十一文ヅヽ〕伊賀ヨリ持來
文祿元年正月晦日
一和市二斗ノ處今日ハ一斗八升郡山ニテ賣也
〇室町日記抄〔木綿價米價〕
一中間衆之木綿三拾五匹買取御役船彥三にのぼせ申候可有御請取候こつま木綿は今程一匹に付一匁六分七分の賣買にて候是もこつまにをとらぬ木綿にて御座候一匁三分宛に定買取申候間其御心得可有之候以上
十一月廿五日　　加持與三兵衛
岡村忠右衛門殿
一御局方はした衆の切米十二石賣拂可申候由被仰越候此頃兵庫の賣買一石に付六匁三分五分のよし須

田屋新右衛門申候其心得可有之候以上

十二月二日　　　　　　林　甚五郎

岡村　忠右衛門殿　　　加持　與三兵衛

佐野　權之助殿

飯尾　五左衛門殿

一瓊長老の家中に市村喜平次といふ士ありけり、朝飯を侍ども百人ばかりをしならびて喰ひけるに、喜平次いひけるは二合半の飯は武家に定る所、此家中は他家にことかはりてみゆる朝飯かなと打わらひければ、云々。

或書に古は五合扶持なりしを二合半にせしは古伊豆守信綱よりはじまるといへるは誤なり、これによりてみれば古き事なり。

（槐蔭亭所見古書）

間宮氏（士信）槐蔭亭にてみし書のうちに

人澹如菊

午夜無人知處。明月催詩。三春有客來時。香風散酒。

可亭　印

又

春風拂柳眼。韶暖壯行程。萬法心知幻。千般章洞明。
馬蹄華蹋碎。嶺外雲飛輕。莫怨天無裕。超然路坦平。

戊申春

黄檗木菴山僧

偈

送

靑木民部少輔居士

臨濟正宗　木菴瑫印　正法永昌

深草元政書

歳暮

ふるからに拂へど消へぬ白雪の我身に積る年のくれかな

除夜

梓弓はるといふよりとしのやの早くも今宵ながれきにけり

歳旦

昨日までまぢかき山も引かへて霞こめたるあけぼのゝ空

二日に雨降ければ隣家の僧あつまりて早春雨といふ題にて

當座よめといさめられて

春立て幾かもあらぬ雨のうちにとくる深雪の音のみぞする

とよみければをの〳〵げにもと申侍りき
爲御慰書寫仕進上仕候竈山の井の心地にて御座候

又仙臺正宗の書簡のよし立文一通

相客樣へも申談候
醉中文躰慮外に
御禮に可參候へ共今夜
有之候御免々々可被下候
不慮之大酒に散々沈
醉仕候而可有御免候々々
明日も早々には何共頭
あかり申間鋪候數寄に
いかぬ申□□□候へは少
遲く候是又御ゆるし可被成候
恐惶謹言
五月十七日　　正宗花押

右は駿州吉原驛古豊家渡邊三平所藏のよし、昔は書畫多かりしが今は其家にも書畫すくなくなりて、わづかにのこれるなりといへり、此外原驛鶴林山白隱和尙の書牘もありしかど不寫候。

○長崎古文書之寫

申上候覺

去年再三御求被成候付長崎表之儀委細書付を以申上候處石河土佐守殿於長崎役人共に如何御申聞候哉覽私不埒成儀を申上候樣に長崎之役人共取沙汰仕候故私親類共樣子悪敷罷成殊之外氣之毒に存候由遂々承之候私正道之儀を申上候得共分明申勢も無之候故右之通に而打過却而謗を請口惜事に奉存候且又頃日は御當地に而も取沙汰悪敷御座候故此上は一命に懸て虚實を正し今度之悪名を浄め度奉存候處に幸長崎表走歸之者一人桑原平三郎と申者頃日御當地に罷越候尤帳面等も品々持參仕候付又々委細に吟味仕候へば彌去年申上候所相違無御座候廿一日も荻原源左衞門殿御宅にて平三郎持參仕候帳面と長崎表役人共より上へ差上申候帳面と引合算用仕見申候得ば隱し銀餘程相見え申候源左衞門殿も尤之由御申被成候帳面之外之一割七之盜銀其外仕方悪敷儀共委細源左衞門殿に御物語仕候處御當世之御役人衆若長崎表へ御越御吟味被成候はゝ委細相知可申哉と源左衞門殿被仰付私申候には長崎表へ御越被成候共早々之御吟味にては委細は知れかね可申候惣唐船商賣相仕廻歸帆仕候迄一年餘も御逗留被成候て始末とくと御吟味被成候はゝ一切之事詳に相知可申と御返答仕候へば是又尤之由御申被成候先日日下部丹後守殿も若御勘定衆兩人程長崎表へ御遣し被遊御勘定之儀被仰付候はゝ其方は御勘定衆に相隨長崎へ罷越委細に可遂吟味哉と御尋被成候に付私御返答に御勘定衆長崎表へ御越被成候共早々之御吟味に而は隱銀出かね可申候私相隨罷越申候共存寄之通に吟味仕候義は難成筋にも可罷成哉と奉存候と計申候委細御返答不仕譯は私存寄有之候故にて御座候私　上之御爲にも罷成下々潤にも可相成哉と奉存候故去年御尋を幸と奉存正道之義を申上候處に却て虚言を申上候樣に取沙汰有之儀私一生之恥辱乍憚一分立不申候故此節御願申上候而成共長崎表へ罷越分明に虚實を正御封金をも御助銀をも取出申候て今度申上候通に仕候て恥辱を雪度奉存候得共恐多申上事に御座候に付乍殘念相扣居時節を相待候計に御座候若向後御勘定衆にても新御奉行にても長崎表へ御越被成候時節も有之候はゝ乍恐私相隨罷越老功

之者と心を合御封金をも取出し今度之恥辱を雪度奉願候左樣に無御座候而は私一生之不幸此事に御座候若彌御勘定之儀私にゝゝ被遊候はゝ只今之通に除有之候ても正味之御封金貳萬兩程差上可申候除相正申候はゝ正味之御封金六萬兩程差上可申候此御勘定之儀平三郎は委細存知罷在候若私長崎表へ罷越申上候通に御封金無之候はゝ私申上候儀虚言可相成候間如何樣之罪科にも可被仰付候少も後悔申上仕間敷候去年も貴公樣御方迄書付差出候譯に御座候間此書付之趣も兼て御披露被成置可有之候偏に奉賴候　以上

卯五月　　岡島圓四郎

下田幸太夫樣

右は先年崎陽尹たりし舊家より出し古文書なり、予子丑の年崎陽にありて市中の文書を閲せしに今猶此餘風あり、數十年たちても其土風の一なる事を見つべし（八月廿九日）

○大津保

江州の大津を古は大津保といひしにや橫川京華集に

江州大津保弘濟寺の橫岳附庸也

又

先是於大津保建立道場（道榮并慶性夫婦壽像贊）

○加藤淸正答朝鮮人書

亡友堀口貞結（稱孫右衞門號幽谷）の手書せる兩朝平壤錄にみへし加藤淸正の書、故紙中より見出たればこゝにおし置ぬ（九月朔雨夕）

會稽諸葛元聲兩朝平壤錄日本部

沈惟敬求朝鮮倩人。以密帖送清正云。邢總督大兵七十萬將至。勸其退兵。清正在西生浦。答書云。大師言。大明之兵沓至。是我所願也。朝鮮弱兵。而無向我敵也。對大明之兵。快作一戰。則朝鮮國者不足言。大明北京燒却之。不可回首。幸又幸也。餘不具。

○宇喜壽園

江戸高名輪宇喜壽の森に神戸の老侯本多隨翁君います、年は八十三にして健に見えさせたまふ、猗蘭侯の御子にして南郭蘭亭などの講釋をもきかせたまひし事などかたらせたまふ、庭に宇喜壽山あり、池を心字池といふ、そのかみ南郭先生元喬のうたに

しづかなる池の心を水鳥のうきすの浪のたつとしもなし

此翁のうたあまたありしかどみな生前にやきすてゝのこせる事なしといふ、庭のさまは猗蘭侯の物好し給ふまゝ也とぞ、軒に枝さしかはせる赤松の大きなるあり、紅葉も多し、ことし（丁卯）長月十一日にまかりけるに、老侯手づから南郭のかける五言古詩一葉をたまふ、詩は人日登臺の詩なり、宇喜壽山に古松一もとありしが今は枯たり、臨海樓といへる高どのも今はなしと云（九月十二日記）

大江戸のふるきうたとて人のつたへしは

葛西の舟はをなもこぐうきすの森を目あてに

といふなりけり、その心をからうたにいはゞ

聞說葛西舟。女兒能盪槳。遙看喜壽林。欝欝遠相映。

ともいはまほしけれ、されどこの臺にはむかし赤羽の翁もまうのぼりしときけば、かの潮來の一曲にもはぢざらめやは

醉ぬればしばしはなしも高名輪にこゝろうきすのもりのことのは

杏　花　園

右は席上にて書し文なり、又詩一首

秋日遊神戸老侯喜壽園

臨岸靑楓未染霜。池爲心字望蒼蒼。偶窺喜壽名園色。解道猗蘭奕葉光。

○邪蒿

北齋書儒林傳。邢峙字士峻。河間鄚人也。云々。遷國子助敎。授皇太子讀。峙方正純厚。有儒者之風。廚宰進太子食。有菜。曰邪蒿。峙命去之。曰此菜有不正之名。非殿下所宜食。顯祖聞而嘉之。賜被褥縑。拜國子博士。〔九月廿七日府歸偶閱此書時女孫阿幾誕辰〕

按、邪蒿多識編和名不詳とあり。

本草綱目釋名〔時珍曰。此蒿葉。紋皆邪。故名。〕

集解〔藏器曰。邪蒿。根莖似靑蒿而細軟。時珍曰。三四月生苗。葉似靑蒿。色淺。不具根葉。皆可茹。〕

蘭山記聞　或人曰邪蒿ヤマニンジン京師ノ近郷ニ自在シ、和州勢州ノ山野ニアリ、胡蘿蔔ノ葉ニ似テ毛茸ナシ、葉ノ筋脈逆遶ニイヅ、故得此名也、然シテ邪ハ斜ノ音ヲ假レバ也、夏ニ至リ薹ヲ起ス、葉互生ス花實トモニ芹ニ似タリ、直根ニシテ白シ、生ナル時ハ胡蘿蔔ノ香アリ、可食無毒也

〔十月五日記〕

○英一蝶

初〔藤原信香多賀長湖〕後〔翠簑翁和央〕

英一蝶─二代 實子 一蝶─弟子 一舟─弟子 一川─弟子 一圭
├弟子 一蜂─子 一蜓
└弟子 嵩之─嵩谷

○北村季吟墓

北村季吟の墓は池の端正慶寺にあり

再昌院法印季吟先生

花もみつ郭公をもまち出つこの世後の世おもふ事なき

寶永二乙酉年六月十五日八十二歳卒。

○畫猫虎人

近頃〔天明寛政の頃也〕白仙といへるもの年六十にちかき坊主なりき、出羽秋田に猫の宮あり、願の事ありて猫と虎とを畫きて社に一枚ヅヽ奉納すと云、自ら猫かきと稱して猫と虎とを畫く、筆をもちて都下をうかれありき、猫書ふ〳〵といひし也、呼いれて畫しむればわづかの價をとりて畫く、その猫は鼠を避しといふ、上野山下の茶屋の壁に虎を畫しより人もよく〳〵しれり、近頃はみえず。

○上野宗長寺

上野羊〔一本泙〕大夫の碑の近所に宗長寺あり、寛政四年亥の歳暮に一の石をほり出せり、平大夫宗長墓とあり

しと云。

○谷中宗因墓

江戸谷中日暮里補陀山〔落脱カ〕養福寺に、ちかき頃難波の宗因の墓をたつ〔つねに錠を下して人をいれず寺僧にこひてみる事を得たり〕かたはらに梅を多く植たり、その墓をみれば

於我何有哉

江戸をもつて鑑とすなり花の樽〔も猶〕

誹談林初祖梅翁西山宗因

天和二年壬戌三月廿八日　初祖

元祿六年癸酉八月十日　二祖

元文二年丁巳正月二日　三祖

延享四年丁卯五月廿七日　四祖

明和元年甲申十一月廿八日　五祖

明和三年丙戌十一月六日　六祖

安永八年己亥十一月廿三日　古道

右は俳諧宗匠素丸が建しと云〔十月五日〕

○米價

勢州の人の覺書に慶安四年勢州にて金十兩に米四十二三俵〔四斗入〕承應二年の春金十兩に米四十俵、秋四十六七俵、同三年の秋金十兩に米三十八九俵、冬四十三俵とあれば、是にて其頃の諸國の米價推知べし〔青木敦書の昆陽漫錄に出づ〕

○人事

東垂記事曰。今人以物相遺。謂之人事と。人事は卽音物也。孔安國孝經序にも見ゆ。

○巣鴨菊

丁卯の九月節遲くして菊の花いまだひらかず、十月六日白山本念寺なる母の墓にまうでしかへるさ、巣鴨五軒町の菊見にゆく、去年みし垣根の山茶花いかゞならんと問ふに、花すでに咲てかつちるもあり、先種樹家權左衞門が園にいりて大菊をみる〔花壇四間計也〕中菊もあり、花いまだ十分ならず、その隣に文次郞といへるあり、門に風流菊船作といへる標をたつ、入てみれば船の形につくりなせり〔花藤色小輪也〕それより市左衞門が園に入てみれば花又咲り、こゝには孔雀の羽をひろげたらんやうにつくれる二本あり、花いまだ遲し、小路を出て巣鴨の大路に出左の方なる彌三郞が園に入りてみる、去年みし西施白の花盛にして蠟石もてみざみたる如し、花の中は黃色にうるみたるやうにみゆ、これは大村家より出し種にてもとは漢種也とぞ、紫の中輪に一トむら〳〵づゝ白き生の入たるを露のやどりと名づく、實生にして今年の新花なりと彌三郞かたる、小菊のあざみ菊といへる二もとをふさ〳〵と大きくつくりなせり、一は白一は紫也〔紫の方未開〕三間の花壇の中にたゞ一もとにて左右に二間半あまりひろごりて山のかたちにつくりなせる黃赤白の菊を天眞冠と名づく、これは去年の十月に苗を分てつくりたれば十二月の培養の力によりてかくはなれりといふ、なべての菊は四月に苗をわかちて九月まで六ケ月の培養也、ことしは十一月より根をわかつべきなどかたれり、存養の力のあつき事これにてもみつべし、夫より東ざまに歩みて佐太郞が園にいる、これは今までえし花にくらぶべくもあらず、園の中よりはじめの市左衞門が庭に出てもとのみちをかへれば、六日の月の影雲間にもれてさやかなるを見つゝ金曾木の里のやどりにかへりぬ。

同じ種樹家の中市左衛門が園には和漢蠻産の草木を盆中に植置り
琉球根樹　蠻名インデヤンスヘーケボウム
漢產沈香　蠻名アルボルテライス
琉球産鬼見愁　和名アンジニ

杜松ゼネイブル
　按紅毛酒にゼネイフルといふ酒あり疑此物所製
覇王樹　蠻名イロベロ　サチラサツホウ　さぼてん也
覇王蕉　蠻名アロヱアダン
覇王鞭　蠻名イボウ　ヱホウ
　又麒麟角もあり覇王鞭と別種なる歟葉の色少し薄き方にて大同小異なり
覇王扇　和名石花角
　きりんかくに似て枝ぶり平たく扇と名づけしもことはりなり
琉球産茆蘭　和名フヨウラン
此外も猶ありしかど日もくれなんとし先をいそげばくはしくも覚えず〔十月七日朝記〕

　見茶梅
去年籬畔見茶梅。今夕重來訪草萊。霏雪紛紛開且落。不知雙髻箇中催。
　巣鴨村賞菊
年々此地訪芳園。三徑行穿五戸村。礫水寒流巣綠鴨。紫桑佳色照黄昏。
萬花一本珍叢秀。千片□□玉露繁。雖假人間培養巧。天工妙理此中存。

水鳥の巣鴨の里の菊の花露の玉藻の床かとぞみる

此うたもし縉紳家の口より出はすかものさとも名所にいるべけれどかひなし、一とせ冷泉家とやらん江戸の濱町をはまちのやどゝ詠せ給ひしによりて、明阿彌陀佛の百人一首解の跋に、はまゝちのやどりにしるすとかけり。

○僧在禪詩

淨土列祖諸德贊〔寬政五年癸丑正定山大念寺在禪撰〕

山寺樂

筠室茅簷倚絕巘。讀書曝背煖南軒。山中摘栗朝三四。含茗聽鐘弄白雲。

○誕日支干

予か誕生日は寬延二年己巳の三月三日巳時なり、その日の支干をしらず、西川〔權〕の携へ來れる其年の曆をみれば三日辛亥なり

三月小建　戊辰　虛宿　水よう

一日　つちのとのとり　とる土　〔大みやうふく日井ほりよし〕

二日　かのへいぬ　やふる金とよつ　〔翌うしの五刻に入大みやうやたてよし〕

○三日　かのとのい　あやふ金

四日　みつのへね　なる木　〔八せんのはしめ神よしきこ〕

五日　みづのとのうし　おさん　ま日十一

穀雨三月中　下略

○六鄉橋

貞享元年甲子六郷橋破損御修復

長百拾壹間　　但兩袖高欄

横四間貳尺

同三寅年六郷大橋當六月四日同十二日兩度之出水ニ付川崎方橋臺欠込石垣かつら石共崩落敷板所々

朽損

又其以前寛文二年の記に

六郷橋修復御普請桁行百七間（但六尺三寸五分間）

幅中間壹尺七寸　高欄高サ四尺貳寸

右御入目銀百貫三百三拾五匁壹分米五拾七石六斗三升七合

右は計府の古帳にみえたり。

○書畫譜抄二條

一宋宣和書譜牒（五代）の部に日本國康保僞書二とあり（佩文齋書畫譜卷九十二）

一宋米芾書史云余閣書白首無魏遺墨故斷自西晋

按、宋の時已にかくのごとく今の時にいたりては宋元の遺墨をみる事も又かたかるべし（十月既望灯下書開戸月色如晝）

○薩摩竹籠

薩摩國伊集院（日置郡）のうちより竹籠の火鉢を出す、これはむかし薩摩より朝鮮を伐て擒にして歸りし子孫此物をつくりて世をわたりし也、故に一村みな李氏なりといへり。

籠の中ニ土の火鉢あり

○祝壽

屋代弘賢よりみせられし古筆の寫

祝壽莫祝松與柏、　松柏老來無顏色。
祝壽莫祝龜與鶴。　龜鶴老來塡溝壑。
祝壽□祝□□月。　歲々年々光皎潔。

右何代何人の書なる事を詳にせず〔十月十八日雨府中に書す〕
後按、此語解大紳の語なり、國色天香の中に見ゆ。

○山水畫帖

一趙原字善長。姑蘇人。畫師王右丞董北苑善寫山水。得窅深窮邃之致。筆法遠過他人。
一吳大麟瑞卿。工人物山水。曾受業於沈石田先生。弘治庚戌。瑞卿寫八士圖。書其詩於圖後。
一張欽士敬。祥符人。別字震齋。性妙山水花竹。有古人之風。官至都閫。王懋之其子。
一李藝誠伯。見人繪畫。輙能摹仿。雖百物像形。無不曲盡。實畫仙也。
一史大方。金陵人。子象題其畫云。朱橋畫舸繫神都。翠篠黃茅覆酒壚。好似石頭城外景。隔溪歌舞莫然湖。
一金門獻伯、曾見楓林草堂圖、丹葉翠巘、綽有餘姸。
一吳士冠。字相如。蘇州人。山水墨花頗有別趣。善書。曾爲袁中郎書瓶花名之。
一唐志契敷五廣陵諸生。工山水。善摹六法之蘊。
一安廣譽無咎。無錫人。以茂才爲大學生。寫山水。結法自黃子久。淹靄淋々。超然物外。自得至樂。
一林省麟仁甫。號衷齋。松江華亭人。承父蔭仕。寫山水姸雅茂密。可接輙宋人。

一姚允浙江籍萬暦間人。山水人物。能仿古。精工秀麗。在能妙間。
一王建極。字用五。金陵文學也。工山水。
嘉慶己未冬書于薇軒

春橋王臣

［王臣］［春橋］［春草王孫］［春橋翰墨］

畫ノ末ニ

〔己未秋日撫南宋諸名人筆〕

僊源程湅 印 印

右の畫帖は崎陽にて收め得し二畫帖の一なり、西久保光明寺主雲室道人のいたくこふにまかせて讓りあたふ、こゝにその文を寫し置ものなり〔丁卯十月廿八日朝〕

○范石湖詩

菊樓〔金陵出一種菊甚高。園丁結成樓塔。或至一二丈。〕
東籬秋色照疎蕪。挽結高花不用扶。淨洗西風塵土面。來看金碧萬浮圖。
當時高作りの菊のごとくなり、ことし初冬十二日墨田川に遊びて所謂菊隱居の菊をみしに、菊樓のごときもの三本ばかりありき。

（一）姫路侯の家の舊記

年中覺書

一寛文十一年辛亥

三月廿六日四ツ前御登城被成御城より直に御老中御同道被遊候而豐後樣へ御見廻被成九ツ半前御歸被遊候

一廿七日四ツ御登城被成同半過御老中御同道にて表御門より御歸大書院へ御通松平陸奥守殿家來出入之儀御穿鑿被遊候則伊達安藝柴田外記原田甲斐古內志摩蜂屋六左衞門伺公仕る替々御前罷出委細之儀申上る其後御客の間へ何も罷出其座にて喧嘩仕出し原田甲斐伊達安藝を二太刀にて打留其より御廣間奥の間へ切出る柴田外記右の面一ケ所同肩二ケ所うでに一ケ所蜂屋六左衞門右のうしろに一ケ所左りの肩一ケ所左り之手甲一ケ所原田甲斐頭三ケ所あご二ケ所首に二ケ所むね二ケ所うでかけて後に二ケ所もゝに一ケ所甲斐儀は働御老中樣御前へも可罷出樣子相見申に付太田伊兵衞〔袖下はらい切〕石田彌右衞門〔頭に一ケ所手負申候〕秋野六郎左衞門川田金左衞門野尻甚五兵衞高須善太夫井田茂左衞門討留る古內志摩は手も負不申候伊達安藝原田甲斐死骸夜の四ツ半過に上田五太夫出淵新左衞門大鹽定右衞門源五左衞門安太夫立合右之家來共穿鑿仕相渡す

一柴田外記蜂屋六左衞門儀九ツ時分御相談の上にて被遣何も東御門より出る御門外迄關善之承岡忠右

衛門罷出此方よりは御足輕も付不參候

一表御門に日暮兩くゞり御門明御帳付兩方に罷出る御奏者番兩方へ出る御門外に大挑灯御紋付兩に內御門脇に二ツ御帳付そばぼんぼり一ツ宛

一東御門に大挑灯一ツ御臺所前同斷式臺口に同斷內玄關同斷

一古內志摩九ツ時分表御門より罷出る

一三月廿七日手負爲療治福山道庵杉本忠惠來弟子參候藤本藤傳同道藥參療治仕候內藥田中隆玄人參之儀宇野久太夫御前へ上候處則被下置候獨參湯手負共に用る宮下玄硯其外大塚玄察並木領庵土屋立庵安藤宗仙罷出る

一廿八日五ツ過御登城被成九ツ過御下り被遊候

一廿九日四ツ御登城直御老中御同道にて稻葉美濃殿日光へ御越被成候付而御暇乞被成御座九半過に御歸被遊候

一同日每朝御客に御逢被遊候時分御廣間奥の床間別に二人西のゑんがわに二人右は御供番より四人可罷出旨被仰出候

奉　傳右衛門

一同日每朝御客御會被遊候節宇野久大夫石川四郎右衛門關助之丞儀御對面の間次に相詰可申旨被仰出候

奉　傳右衛門

姬路侯の日記古は年中覺書とあり、近頃は日記と書あらためしなり。是は古へ公儀の御日記を憚りて覺書といひしなりと君侯〔忠道〕の物語也

○五福石

姫路侯の邸に五福石といふ石あり、是はむかし御大老を勤させ給ふ忠清君の時、一異人〔山伏也と云〕のもて來て授し石也、其家慶事あるごとに一小石を産むと云、その産の時藩中にて祝儀あり、ことし〔丁卯〕十一月朔日に一石を産す、翌二日卯上刻妾腹男子誕生あり。

○食火雞

丁卯十一月朔日姫路侯の邸にて一異禽をみる、その形駝鳥の如く冠の色金色也、首の毛は翠にして紅のところもあり、全體黑毛を生じて猪のごとし、距は銅色にして中指大なり、翼をおさめて高く飛ぶ事あたはず、炭火をくひ石をもくらふ〔そのまゝ糞に出るといふ〕饅頭を食はしめしに一日に一百箇を食ふ、名て食火雞といふ、高さ四尺餘あり。

其圖かくの如し

覃按、後藤梨春物品目錄　嗑慈歪兒　一名火喰鳥。近年紅夷人貢ニ咬𠺕吧國大雞ヲ其狀略類レ雞而大。高三四尺。能食ニ火爐及小石ヲ其糞乃炭或石也。人近則赶而爲レ啄。貝原篤信大和本草駝鳥昔年紅夷ヨリ長崎ニ來ル大鳥也、火ヲ食ス、又銅鐵ヲ食フ、脚大也、皆本草ニ所レ言ノゴトシ、カズワル　蠻語也、火食鳥ナリ、大サ四尺バカリ、本草ニ所謂駝鳥ナルベシ。

○廣澤書

同寮柴田氏所藏廣澤翁書卷

木落川氣涼。鴻飛水空夕。凝燈□遠沙。夜榜隣幽石。
月色棲雲寒。霜花坐來白。遙見九華峯。蒼蒼但蘿薜。
右舟次鐔津
蘆夜雨花吞不定。夕陽楓樹見初飛。影隨漢騎營邊落。夢遶胡兒笛裏歸。
右白雁
十年滄海寄萍蹤。迢遞江山思萬重。鳥外明河秋一葉。天涯涼夜月千峯。
心知久別魂應斷。生時中年夢亦慵。無限相思何處著。越山仙嶋樹蒙茸。
右寄嵩高先輩明王安中詩廣澤愼書於青山館時甲辰秋八月也

滕印知愼　字曰公謹

予が生平見る所の廣澤の書これにまされるはなし、詩もまた清絶なり〔仲冬九日晨寫〕

○車留の札

予がおさなかりし時、寶曆の末までは、江戸の大路の道つくらるゝ時は道奉行より札をたてゝ〔此頃は道奉行といふものあり今は御普請方なり〕御用之外車不可通と書り、しかるに予がすむ所は牛込中御徒町なりしかば、こと所はしらねど御簞笥町より横寺町にのぼる坂に札たてゝ御用之外車留とありしを、おさな心にも異なる事と思ひしが、今はいづ方にても車留とのみ書り、たゞ牛込濟松寺領中關(なかぜき)道のみ〔中關道は牛込中里町より目白の方關口に出る田間の細道なり東豐山の十五景に田間一路とあるはこれ也〕車不可通といへる榜示あり、さすがは禪家にして告朔の餼羊といふべし。つれ〲草のともしかゝげよといひしたかしも思ひいでらる〔十一月十一日朝しるす〕

○五福石

姫路侯の邸に五福石といふ石あり、是はむかし御大老を勤させ給ふ忠清君の時、一異人〔山伏也と云〕のもて來て授し石也、其家慶事あるごとに一小石を産むと云、その産の時藩中にて祝儀あり、ことし〔丁卯〕十一月朔日に一石を産す、翌二日卯上刻妾腹男子誕生あり。

○食火雞

丁卯十一月朔日姫路侯の邸にて一異禽をみる、その形駝鳥の如く冠の色金色也、首の毛は翠にして紅のところもあり、全體黒毛を生じて猪のごとし、距は銅色にして中指大なり、翼をおさめて高く飛ぶ事あたはず、炭火をくひ石をもくらふ〔そのまゝ糞に出るといふ〕饅頭を食はしめしに一日に一百箇を食ふ、名て食火雞といふ、高さ四尺餘あり。

其圖かくの如し

覃按、後藤梨春物品目錄　嗑慈歪兒（カズハル）　一名火喰鳥（ヒクヒドリ）。近年紅夷人貢二咬𠺕吧國大雞一其狀略類レ雞而大。高三四尺。能食二火燼及小石一其糞乃炭或石也。人近則赶而爲レ啄。貝原篤信大和本草駝鳥昔年紅夷ヨリ長崎ニ來ル大鳥也、火ヲ食ス、又銅鐵ヲ食フ、脚大也、皆本草ニ所レ言ノゴトシ、カズワル　蠻語也、火食鳥ナリ、大サ四尺バカリ、本草ニ所謂駝鳥ナルベシ。

○廣澤書

同寮柴田氏所藏廣澤翁書卷

木落川氣涼。鴻飛水空夕。凝燈□遠沙。夜榜隣幽石。
月色棲雲寒。霜花坐來白。遙見九華峯。蒼蒼但羃䍥。
右舟次鐔津
蘆夜雨花看不定。夕陽楓樹見初飛。影隨漢騎營邊落。夢遶胡兒笛裏歸。
右白雁
十年滄海寄萍蹤。迢遞江山思萬重。烏外明河秋一葉。天涯涼夜月千峯。
心知久別魂應斷。生時中年夢亦慵。無限相思何處著。越山仙嶋樹蒙茸。
右寄嵩高先輩明王安中詩廣澤愼書於靑山館時甲辰秋八月也

滕印 知愼　　字曰 公謹

予が生平見る所の廣澤の書これにまされるはなし、詩もまた淸絕なり〔仲冬九日晨寫〕

○車留の札

予がおさなかりし時、寶曆の末までは、江戸の大路の道つくらるゝ時は道奉行より札をたてゝ〔此頃は道奉行といふものあり今は御普請方なり〕御用之外車不可通と書り、しかるに予がすむ所は牛込中御徒町なりしかば、こと所はしらねど御簞笥町より横寺町にのぼる坂に札たてゝ御用之外車留とありしを、おさな心にも異なる事と思ひしが、今はいづ方にても車留とのみ書り、たゞ牛込濟松寺領中關道のみ〔中關道は牛込中里町より目白の方關口に出る田間の細道なり東豐山の十五景に田間一路とあるはこれ也〕車不可通といへる榜示あり、さすがは禪家にして告朔の餼羊といふべし。つれ〴〵草のともしかゝげよといひしむかしも思ひいでらる〔十一月十一日朝しるす〕

〇衣食住の奢

又同じ頃まではなべての衣食住ともに今の時にくらぶれば質素にして奢りたる事なし、男の帶に黒きとび紗綾の帶よりよき帶は少し、博多の帶などいふものは貴人は格別、その外は男子の袴著などに縞博多淺葱博多などを用ひし也、女の雨合羽なし、大きなる紋染たる木綿の浴衣なり〔紋は肩と膝にありて素袍の紋の如し多くは蔦の紋なり〕近頃は男の帶も純子厚板などにて縫ひ製したるを鬻ぐ、かゝれば羽織ぬふ女なきが如く、男帶も家々にて縫はぬ事にもなりゆくべし、飲食の事は猶さら也、五歩に一樓、十歩に一閣、みな飲食の店ならずといふ事なし、都下の魚の價貴くなりしはこの飲食の店に鬻げる餘りを王公大人の家にうればなり、王公大人は節儉を守りて下に逼り、閭里の商賈は驕奢を事として、上を僭す、家居もその頃薄祿の人には玄關なく、門も多くは木戸也、厠の外に小用所ある家は中人以上の家のみなりき、今は小用所なき家なし。

〇祭禮の事

同じ頃の祭禮に男の警固とて出し形粧は、女のもとより模様ある麻のかたびらを借著して、其頃はやりし白き縮緬の手細の腰帶をしめ、杖の上に縫物の包袱をつけてつき出し也、新に衣を製する事なし、予がおさなかりし時に見し市谷八幡牛込赤城明神穴八幡の祭など、みなかくのごとし、神田山王の祭といへども今の世のごとき美服はなし、寶永祭りは見事なるものと世にうたひものせし祭さへ、數寄屋町の仕樣帳をみれば、黒き紬の小袖にて祭のだしといふものゝ飾にも茜染の木綿あり、その頃の質朴思ひやらるゝ〔十一月十八日の夜醉後書〕

〇しころ根葱

下野國栃木村にしころといふ根葱あり、岩槻根葱のごとく白み多くして味美也、上方西國ともに根葱

の白みなく、蘿蔔の長きなし、此二ツの物江戸にまされるはなし。

江戸麹町にすめる高井宣風〔伊十郎〕和歌を業とす、役行者の賛に

〇宣風和歌

目にみえぬ鬼もなびきて青柳のかつらぎ山やわけ初にけん

一古文書の僞

ある人古文書をもて來て示す〔評定所にありと云〕

上村開發寫

信濃國佐久郡神村

一安和二己巳年郷初メ而御芝發百姓四人に御座候

安沓倉之助

石原軍平

北山九藏

森山市左衞門

右四人ニ御座候

一高三十保丁　米大升三石五斗

筑左京樣御檢地ニ御座候

右三石五斗上納差上申候

一高八十保丁

永延戊子二年

笹原藤左衛門様御検地ニ御座候
左久郡神村
一高二百三拾保丁
此米百拾貳石三斗
一高三百三拾七保丁　同郡高野鄕
此米百拾石一升
一高三十九保丁　北海鄕
此米二石五斗一升
右之通御繩請百姓〔庄屋宿老〕者
立合田畑上中下相改候處遂吟味書付
達　上聞候以上
建久元戌三月　城主　北山太郎印
大江因幡守殿

右の古文書の體を考ふるに建久年中のものとはみえず、人の姓名も安和永延の頃の人にあらずいづれ二百年ばかり前の僞作なるべし、これにつけても學問といふものなくばかゝる文書をもまことゝ思ふべきなり〔十一月廿一日〕

寶暦年中迄名代百人寄せ　△〔安永二年巳まで生残りし五人の印なり〕
〔寶暦名代百三十四人異名

浮世小路	夢の市郎兵衛（一本平）	淺草	邯鄲治助
堺町	金時半兵衛	鳥越	童子五左衛門
藏前	一時長兵衛	同斷	半時九郎兵衛
淺草	こんにやく彌兵衛	同斷	豆腐傳兵衛
木挽町	荒五郎茂兵衛	堺町	朝比奈半兵衛
傳馬町	唐犬十右衛門	堺町	大額八郎兵衛
江戸町	こんきう庄兵衛	藏前	びんぼう神佐右衛門
和泉町	雨の小四郎	同所	傘權兵衛
淺草	鍾馗半兵衛	宿不知	鬼子義兵衛
村松町	はつつけ四郎兵衛	鎌倉がし	ごく門三四郎
同町	白輿十右衛門	淺草	早桶三左衛門
小網町	角大師土左衛門	大音寺前	閻魔半兵衛
早稻田	鬼子母神十郎兵衛	淺草	法花長兵衛
横山町	念佛字兵衛	本庄	題目治兵衛
木挽町	瓜の仁右衛門	伏見町	氷菓子五兵衛
堺町	足袋太郎兵衛	鳥越	下駄權七
げんや店	筆の仁兵衛	同所茶屋	天神五郎兵衛
本庄一ツ目	岡不見市左衛門	淺草馬道	屋たら藤八
深川	がうはら權兵衛	同所	屁け權四郎

赤坂田町　西行五郎兵衛
神田　やたんぼう仁兵衛
小柳町　生いわし庄兵衛
淺草　釣鐘彌左衛門
同馬道　びいどろ拗兵衛
神田三河町　有明宇兵衛
かわらけ町　稲妻權四郎
品川　鰻五郎兵衛
神田紺屋町　鰊久五郎
神田　團十郎市之助
赤坂田町元氷川門前　伯母次郎助
下谷　番隨院長兵衛
本町四丁目今は紙屋　鎌田又八
芝土ばし　金看板甚九郎
深川佃　大臣源六
四ツ谷　萍治右衛門
牛込　極樂喜兵衛
山谷田中　ゆづ伊兵衛
青山　素一分與市

品川　旅人久兵衛
東神田　小僧久兵衛
紺屋町　生鱈仁兵衛
黑舟町　はんにや面源七
堺町　△風鈴五郎七
同所　かき立棒吉兵衛
淺草　雷傳吉
神田田町二丁目　なまず金兵衛
千駄木　一の森甚兵衛
麴町一丁目　馬ひん四郎兵衛
本鄕追分　伯父佐兵衛
よし町　△御聖人庄助
柳町　鋤鍬重兵衛
としま町　賣藥拗右衛門
淺草馬道　定ぎら金右衛門
神田下　から骨孫四郎
みのわ　地藏七郎兵衛
神田さいぎ町　せうが十左衛門
立花町　二朱判吉兵衛

品川　下り清兵衛
神田松井町　大殿嘉平次
牛込かいたい町　不埒勘兵衛
四ツ谷　木佛藤兵衛
本庄　正じき庄八（にょごれ庄八）
日本ばし　お神樂治右衛門
宿不知　おこわ喜右衛門
四ツ谷　生西瓜長吉
さくま町　石塔半助
宿不知　土左衛門傳吉
宿不知　高砂半兵衛
高砂町　藁屋小八
下り　大阪喜右衛門
横山町三丁目かね安　狼治兵衛
淺草　半鐘五左衛門
下谷山下　狐新八
淺草武藏野　張番久助
下谷御切手町　帷子嘉右衛門
淺草田町　春日屋六右衛門

品川町　飴ン棒長右衛門
本庄　お徒重藏
橋町　亂脉四郎兵衛
さめがはし　佛生庄五郎
よし原すみ丁　佛生庄五郎
さめがはし　獅々長右衛門
横山町　お神酒市兵衛
よし原京町　△かぼちや市兵衛
よし原　ゆうれい久七
おたんす町　烏重兵衛
小石川　四海浪長四郎
よし原　なまこ文右衛門
一石ばし　東伊兵衛
藏前　大口曉翁
濱町　△寺町三知
新し橋　かぎや清五郎
大住町　△原武太夫
本町　越後屋八郎右衛門
品川　奈良屋茂左衛門

和泉町　富椎七右衛門　　　きの國や文左衛門
よし原　摺小木善左衛門　中橋　味噌や太郎兵衛
淺草鳥越　大橋長右衛門　御はし　御橋平八
さかい町　手の裏八兵衛　藏前　小玉や權左衛門
からじまち　山田淺右衛門　藏前　いせや四郎左衛門
神田　神道文治　　　高間傳兵衛
芝　小あげ利兵衛　よし原中の町　俵や佐右衛門
下谷　雛形伊助　本町　紅屋五郎兵衛
からじ町　からくり治兵衛　日本橋　長崎や源右衛門
いづみ町　鏡源兵衛　ごふく橋　樽屋三右衛門

百三十四人之内作者五十夢又は百庵和尚人ふうりん父原富五人在世なれば

世中にひゞき渡りしおとこ達命ながうてのこる五人數　夏　茗〔一本夏名〕

いそむとはつけとも長き磯なれば□舟のつくは長き夢かな　原　富

大勢の中でのこりし五人こそおにもあざむく四天王なれ　五十夢

御聖人原にかぼちやの風鈴を五十の夢に連て寺町

右安永二年巳年六月十八日原富自筆の書を以寫之原富は與力原武太夫〔初名富五郎〕三絃の名人也一丁

卯十一月廿一日於府中東窓書」

〇歸藏抄

足利學校ニ歸藏抄トイフ書アリ〔全六本〕易ノ王弼注ヲ國字ニテ講義ヲ書シモノナリ、首ニ周易要事記ト云篇アリ、諸式ヲ細ニ誌シ、和漢易學傳來ノ事ナド委シクノセタリ、尾卷ノスヘニ文明丁酉十月廿一日始之十一月廿一日終之滴翠亭子トシルシ、菲薄ト云篆印アリ、其講義ノ中ニ間々當時ノコトヲ說キシ所アリ「需ノ上六ノ條ニ云、鎌倉ニ易ヲ聞時我師ヲバ喜禪ト云タゾ、其師ヲバ義臺ト云タゾ、其喜禪ノ語ラレタハ我易ヲ傳ル時ニ鎌倉持氏ノ亂ニワウゾ、其時揲著天下ノ亂ヲ占フ時コノ需ノ上六ニワウゾ有不速客三人來云々、自爾以來不見其可否ゾ、後ニ鎌倉ノナリヲ御ランゼヨト云ハレタリ、又其後重氏出頭ノ時足利ニヲイテ易ヲ講ズル時、持氏ノ時ノ筮ノコトヲサクスルニ、其占符節ヲ合セタルガ如シ、其故ハ重氏出時兄弟三人〔マヽ〕不速來テ重氏ヲ扶タゾ、弟ハ美濃ノ土岐ニ養セラレタ雪ノ下殿ト云タ一人也、聖道デアツタゾ、又ノ弟ハ僧ガ一人アツタゾ、又重氏ノ一ノ兄ガ美濃ニアツタゾ、其ハ俗人ゾ、以上三人來テ重氏ヲ扶タゾ、重氏ツヽシミテ居ラレタニヨツテ貞吉也、今マデ無爲ナルハ奇特也、易ヲ信ジテ著ヲトラバ違フコトハアルマイゾトアリ、コノタグイ也。

右新樂閑叟足利の學校に遊びて古寫本をみし時記せる也。

持氏の事國史を補ふべし。　杏花園誌

〇古人花押

林氏〔善三郎〕所藏卷物の中に左の手簡あり。

右手簡のうちより押字を抄出す。

香川太沖

宇野三平

伊藤平藏

伊藤元藏

貝原益軒

○剪髪

甲午夏。忽傳有妖剪人辮髪。婦女割其衣底襟。一時驚喧。官捕無獲。久之漸寂。而妖亦絶、方其擾也。兵部侍郎何公之婿某。適出門送客。忽狂奔不止。僮僕挽之不及。尾行十餘里、進內城至東單牌樓。道旁有飲馬汚水滿溝。某俛身掬飲。遂倒地臥不起。市人聚觀。見其冠服鮮好、兩目瞪視不能言。相顧莫測。已而奴僕追至。覓車載歸。及檢視辮髪。則其半爲有矣。以冷水沃之、復噀其面。中夜甦而言曰。初送客升車欲返。見一著繭紬長衫人。戴草笠。黑面短髯。立數武外。對之而笑 心中已搖々無定。渠忽轉身招手前行。予不覺從之走。極力奔馳。相去只數武。卒莫能及。小住步。則又轉身擧手招我而笑。又不覺隨之去。經過衢巷。了無所覩。兩傍都作肉紅色。中一線路。亦無一人。惜戴笠者在前、行多時、渴不可耐。見道傍有水。急俛而飲之。初不知其臭穢也。其人來力輓。倏一拄杖老人喝之。遂不見。予已臥不能起。張目四顧。則闤闠喧塡。車馬奔驟矣。但四肢俱輭。欲言舌本強。不可挽耳。後亦半復無他。〔清人漢浮槎散人戲編秋坪新語卷二〕

○天王寺炎上

享和元年十二月天王寺炎上の時人のみせしを記す

太子傳

御臨御建立之眞筆本願縁起〔御手印〕之內云。寺町四面內。殺生禁斷。淸淨寺地。莫レ令ニ汙穢一。掠ニ取寺物一。不レ加ニ修補一。任レ意欺犯。如レ此無慚者。非ニ佛弟子一。護世四天王。嗔加ニ呵責一。雷電霹靂。悉震製云々。

十二月八日夜丑刻庚申堂より天王寺內湯屋へ太子像御遷座有之途中伶人奏樂

同十二日御代々御位牌秋野坊より五智光院へ御遷座此日迄晝夜東西與力一人ヅヽ同心二人ヅヽ秋野

坊勤番今日より相止候由　　無　腸〔上田餘齋秋成〕

雲水もやけかほろふとまたき世を記せしふみにありやあらすや

僧衆未來記にありといはるゝは百八十年前の事にそ、いかにかの書

僞書の名有とかく僞妄の談きのどく也、さればこそ

名ぞまこと荒にし陵の冬かれのむかしにかへる風の音かな

始有し昔の時を人は見し今の終にあふる（マヽ）かなしき

○文徵明詩〔春寒〕

十日春寒擁毳袍。簾障漠々與風鏖。疎籬雪畔如相待。落月梅魂大費招。寂寞灯宵猶病在。蹉跎花信轉陰驕。芳情几々惟憑醉。却是愁多酒易消。

○物峯山人詩〔偶成五首〕

陵遲習俗日浮虛。辨博驚人學却疎。賢傳聖經束高閣。爭求新種舶來書。

文苑家々抱大志。萬言下筆亦容易。提韓挈歐辨論雄。時失焉哉乎也字。

坡老篇章元博大。放翁辭氣自豪雄。近人學宋爲何語。纖弱輕浮比々同。

紛々僞學幾支流。各自張門互效尤。禮讓恭謙此何物。狂言罵詈蔑先脩。

儒雅原謹愼作本。風流豈曠達爲先。看他世上靑衿士。多是狹斜惡少年。

右不知何人所作深中當時學者之病　　杏花園

○草菴紀遊詩

環海嵌佛地。廻塘獨木梁。不容人跬步。宛在水中央。僧定兀蒲座。鳥啼空竹房。崒然雙石塔。和月淩

滄浪。

昔人曾此詠滄浪。流水依然帶野堂。不見濯纓歌孺子。空餘幽興屬支郎。性澄一碧秋雲朗。心印千江夜月涼。我欲相尋話空寂。新波堪著野人航。

招提水木映滄浪。節竹携來上草堂。塔影何年浮碧澗。花源終古斷漁郎。鐘敲隔院催殘照。柳拂寒塘送晩涼。爲赴維摩香火社。石橋南畔繫輕航。

山門倚石塔。止宿渡魚梁。孤榻淸無寐。虛窓夜未央。風高黃葉寺。月冷白雲房。對景殊堪畫。松煙取樂浪。

延祐二年七月七日　　呉興趙孟頫書

右墨帖杉浦西厓携來于府中走筆寫之壬戌初冬廿日今曉雨雪

○南畝筹言〔未成書〕

世俗に、己が生れたるとしの十二支より七ツ目にあたれるものを衣冠したるすがたに畫がゝせて祭れば出世するといへる事あり、もろこしにもこれに似たる事あり、龍頭雜字元龜大全の干支門にいはく、十二支相沖類子午相沖寅申相沖卯酉相沖辰戌相沖巳亥相沖丑未相沖とあり、そのわけはしらねどもまさしく七ツめのゑとを相沖といふとはみへたり、方位のむかひあふ事なるべし。

今あめうるものゝ笛をふけるはふるくよりの事なり、詩周頌有瞽篇曰簫管備擧、鄭箋云簫編二小竹管一如二今賣レ餳者所一レ吹也管如レ篴併而吹レ之とみへたり、又明の田汝成が西湖志餘に瞿宗吉が看燈詞をのせていはく、銷金小傘揭二高標一紅藕青梅滿二擔挑一依レ舊承平風景在街頭吹徹賣餳簫とあり、これにてみれば、都下に物まうでする日の道のほとりに傘をたてゝ、水菓子飴などあきなふものゝけしきに似たり。

俗忌にものさしは手わたしにせぬものと覺へたるは男女不親授の禮の遺りたるなるべし、物さしは裁縫の具にして女のもてるものなればなり。

文箱のふたの上を朱漆にてぬれるは、紅箋の遺意なるべし。

人の家居の床柱に皮つきを用る事おもしろし、穀梁傳曰、禮天子之桷斲之礱之加密石焉諸侯之桷斲之礱之大夫斲之士斲本いまの床柱皮つきにして本をけづれり、古人の物ずきは格別なるものなり。

世俗瓜を割くに、上の方をきりて先くろふを鬼をするといへり、禮記玉藻に瓜祭上環食中棄所操とみへたり、鬼神をまつる事なればをにのものといひたるなるべし、又天子諸侯大夫士庶人の瓜をさく禮も曲禮にみへ侍る。

すべて食を祭るは、先代はじめて飲食をつくれる人をまつるなり、朱子論語の注にいはく、古人飲食毎種各出少許置之豆間之地以祭先代始爲飲食之人不忘本也とあり、今僧家のさばのめしといへるものに似たり。

よく精たる米を鑿牙といふ、今俗にも猿の牙のごとき米などといへり、日本紀略花山院寛和元年三月十八日の記に、施以鑿牙百許又明月記源平盛衰記等に見へたり。

米を八木といふ事ふるくよりいへり、小野宮右大臣殿（實資公）の小右記にもみへたり

藏の棟木を牛といへるは、汗牛充棟などいへる事よりあやまり來りしならん。

小兒のたはふれにするにらみくらは、にらみくらべなり、ふるく目くらべといへり、長門本平家物語入道の夢に、されかうべを見給ふ條に、たとへば人のめくらべをするやうにたがひにまたゝきもせずはたとにらまへてぞ候けるとあり、又日蓮上人の御書にも日天に對しての目くらべにて候とあり、虎

闘禪師の異制庭訓往來にも目比頸引膝挾指引腕推指抓等とみへたり。

異制庭訓に、宿世結宿世燒とあり、宿世結は今の緣むすびといへるものなるべし

わらはべの鬼ごとゝいへるたはふれもろこしにもあり、替鬼といふ明の劉侗が帝京景物略に出たり。

世俗書狀の文に恐悅といへる言あり、貴人に對して悅びを申事にもちゆ、此字恐惶恐々などの恐の字とはちがひて、おそれてよろこぶといへる熟字いかゞと思ひ侍りしに、中山内大臣〔忠親公〕殿の貴嶺問答をみれば、恐悅相半〻といへる言あり、これにて字義のあやまれるをしるべし、一たびはおそれ一たびはよろこぶ義也、同書に弃妻須有七出之狀一無子二婬泆三不事舅姑四口舌五盜竊六妬忌七惡疾皆夫手書弃レ之とみへたり、手書は今のさり狀なるべし。

わらはべの誓ひ言に、大誓文齒くされ親のあたまに松三本といへるは、頭に松を生する事にはあらじ、墓の木の拱せるをいへるなるべし。

世俗正月のうち寶引かるたなどの戯をなして、蚊のまじなひといへることそうけられね、此事一條禪閤〔兼良公〕の世諺問答にみへし、こぎの子の事をきゝたがへたるなるべし、世諺問答に問て云、をさなきわらはのこぎの子といひてつき侍るはいかなる事ぞや、答これはをさなきものゝ蚊にくはれぬまじなひ事なり、秋のはじめに蜻蛉といふ虫せきては蚊をとりくふものなり、こきのこといふは木連子などをとんばうかしらにしてはねをつけたり、これを板にてつきあぐれば、おつる時とんばうかへりのやうなり、さて蚊をおそれしめんにこきのことてつき侍るなり。

もろこしにても正月朔日より十八日にいたるまでは、少年游冶の輩意のゆくところにしたがひ、小歌をうたひ璃を投げ丸を鬪しめ、攤牌博奕等のたはふれをなして晝夜を論ずる事なし、これを放魂といふ、今いふ氣のばしなるべし、十八日上元の燈籠やみて後、學子は書をよみ、工人は肆にかへり、農

商をの〳〵其業を執る、これを收魂といふ、くはしくは明の田汝成が西湖志餘熙朝樂事にみへたり。

今の萬歳才藏はせんずまんざいなり、さいぞうとはせんずといへる音の訛れるなるべし。萬歳の祝詞にとくわかにといへるはとこわかになり、靑陽あら玉のとしとるはじめのあしたにはとは、そよやあら玉のなり、そよやは驚破の字にて、白氏が長恨歌にみゆ、りしやうこんが玉の冠をかうべにめしとは、李少君が玉の冠也、あやんかたちを腰にはいてはこんやのきしんが刀をこしにさしとは、莫邪の鬼神が刀なり、槎にのりしがちやうはくもん霞に橋をわたすらんと雲の浪に迴るといへるは、張博望の槎にのれる故事なるべし。

猿引のうたにていれい殿がつるにのりといへるは、丁令威の鶴に化したる事なるべし。

五月五日のぼりをたつる事、世諺問答にもみへず、近頃の事なるべし、朝鮮人の日觀要攷といへるものに、わが國の時節をしるして、端午最佳家々樹レ旗爲二譌戰戲一如二我國角力一とみへたり、又甲をかざる事はふるくよりの事也、延喜式云、凡金銀薄泥不レ得レ爲二服用幷雜器飾一但五月五日諸衞將甲冑之飾不レ在二制限一と、尾張の天野信景が鹽尻にもしるせり。

かつほぶしの事を朝鮮の人はみなれざるにや、干鰹如二牛角一堅硬肉理似二古刀一魚肉湯合成諸切調二味於羹湯一と日觀要攷に記せり。

江戶に金杉といへる所多し、元祿年中の繪圖に金曾木とあり、これ中臣祓にいはゆる天津金木東方朔が答客難莛を以て鐘をうつとあり。

〇詩轍抄

一豐後三浦「晉」安貞ガ詩轍云、紀ノ祇園南海早慧十五歳ノ時、人光風霽月常惺々法ト云テ屬對ヲ求メ

シカバ、鳶飛魚躍活潑々地ト對ヘケル。

一同書云、徂徠蓮光寺ニテ筍張嫌ニ逢テ、時縁ニ玉版参禪味ヲ得與ニ東坡ニ作後身ト作レリ、是ハ東坡廉景寺ニ玉版和尙ニ參セントテ、其友劉器之ヲ紿キツレ行テ筍ヲ燒テ食セ是即玉版也ト云シ故事ヲ踏ヘテ作レリ。

一同書云、高師直鹽冶判官ノ妻ニ貽ル、返スサヘ手ヤブレケント思フニゾ我文ナガラ打モヲカレズ、ト云歌ヲ徂徠譯シテ

我思夷人貽之書。美人不見棄庭除。吾拾吾書歸十襲。心謂美人手所觸。

ト譯シタリ、月ヲミントテ薄雲見レバ空ニ知ラレヌ微雪フルト云歌、長崎ニハヤリシヲ、或人淸人ニ譯ヲ乞フ、淸人即吟シテ曰、欲見嫦娥望白雲。春月朦朧微雪紛。是等切意ナルベシ、徂徠ノ譯若韻アラバ翻詩トイハンモ可ナラン

覃曰、東都蓼太ガ發句ニ、サミダレヤアル夜ヒソカニ松ノ月トイヘルヲ、淸人程劍南ガ詩ニツクリタルヲ見侍シニ

長夏草堂寂。連宵聽雨眠。何時懸月色。松影落庭前。

覃按、惜ラクハ其情景ヲ盡サズ、戯レニ全浙兵制附錄日本風土記ノ例ニヨリテ左ニ譯ス

五月雨耶阿兒夜披促革尼松那月

五月雨やある夜ひそかに松の月

呼音　五月雨〔散密他列〕夜〔要〕松〔麼子〕月〔紫氣〕

讀法　撒密他列耶阿兒要披促革尼麼子那紫氣

釋音　五月雨〔正音〕耶〔助語〕阿兒夜〔一夜〕披促革〔微〕尼〔助語〕松〔正音〕那〔助語〕月〔正音〕

切意　尋常五月多陰雨。一夜松間微月露。

是ニテ明ナルベシ。

一同書云、八居題詠附錄新井白石容奇ノ詩アリ、曰

會下瓊鉾初試雪。紛々五節舞容間。一痕明月茅渟里。幾片落花滋賀山。
提劍膳臣尋虎跡。捲簾淸氏對龍顏。盆梅剪盡能留客。濟得隆冬無限艱。

近刻日本詩史此詩ヲ載セテ曰、白石冬日人ヲ訪フ、主人容奇ノ字ヲ書シテ示ス、白石是雪ナルヲ知ツテ此詩ヲ賦スト

覃戲ニ顰ニ傚ヒ紫氣及法乃ノ詩ヲツクル此ニ附記ス

日下會生第二尊。雲梯攀盡向天門。風光浪冷須磨浦。草色秋深武野原。
回首晁卿望本國。經年在五哀王孫。何人更伐庭前桂。逆旅良宵對酒樽。

右紫氣

朝熊初發一枝花。百世流芳勢海涯。寧樂雲生連吉野。外山霞起隔高砂。
舊都寂々烟波冷。春宴朧々夜月斜。若得幽魂化爲蝶、他生猶自在江家。

右法乃

一同書云、今言フ聯句ハ和製ニシテ漢法ニ非ズ、連歌ヨリ出タルニヤ、韻法限アリ、多ク隔句對ニテ起ス、隔句對ナラザルヲ獨句ト云、平側詩ノ通リ先唱フ者ヲ唱句ト云、繼者ヲ對句ト云、其法頗詩ト異也、皆此方ノ造爲也、故ニ鳳城聯句ノ序ニモ本朝之進式有異于殊域也ト書ケリ、韓退之聯句ノ中ニハ寄孟刑部聯句ノ中間欲知相從盡。靈珀拾纖芥。欲知相益多。神樂消衍懲。德符仙山岸。永立難欹壞。氣涵秋天河。有朗無驚湃。ト云、隔句對アレドモ法ニハ非ズ、然レバ和ノ聯句ハ別段ノコ

ト也、鳳城聯句トハ慶長ノ頃上皇甚聯句ヲ好マセ給ヒ、侍臣僧徒ヲ集メ給ヒシ聯句集也

一同書云、又詩歌ヲ並ベテ鬮リ合セ、和先ニ漢後ナレバ和漢聯句トイヒ、漢先和後ナレバ漢和聯句ト云、忍ブ夜ハ雨モ中々便ニテ、渺漭履無レ聲ナド云類ナリ、誠ニ人巧ハ變果シナキモノ也、サレドモ是モ其淵源ヲ尋レバ清少納言ニ内ヨリ頭中將ヲシテ白樂天蘭省花時錦帳下廬山雨夜草菴中ト云聯ヲ上ノ句バカリ書セ給ヒ、末ハ如何ニ如何ニト急ガセ給ヒケレバ、アリノマヽニ下ノ句書テ出サンモ無下ニ心劣リセント思ヒ、草ノ菴ヲ誰カ尋ネント書テ奉リシゾ、其濫觴ナルベカラン。

一同書云、續洞上利祖傳ニ、相州鎌倉圓覺寺ノ不聞禪師元ニ至リ一日錢塘口ニ散歩セシニ、官吏異域ノ人ナルヲ察シ、擒ヘテ武昌ニ送リシトキ、禪師館壁ニ題シテ曰

孤節遠入異鄉雲。滿耳語音渾不分。唯有簷頭深夜雨。蕭々猶似舊時聞。

近世淸ヨリ歸化ノ僧高泉ノ著スル山堂淸話ヲ讀ニ、福省ノ海濱ニ漂船アリ、其中ノ人物儀具濟楚ヲ極ム、省主貴人ナルヲ知リ觚翰ヲ以テ前ニ置キ信ヲ通ゼシム、其人即賦詩曰

日出扶桑是我家。飄搖七日到中華。山川人物般々異。唯有寒梅一樣花。

其末ニ書シテ曰、某ハ日本國某王之子因月夜泛舟不覺被風至此ト、省主見テ歎ジテ曰、異方之人亦有才如此可嘉命有司以盛禮款待具大舟送回予及至此邦詢其人並無有知之者ト、此二作共ニ和人ニシテ共ニ唐山ニ入リ、其辭異ナリトイヘドモ、其境情ノ同キヲ以テ其構思期セズシテ同ジ、共ニ美トスルニ足レリ。

一同書云、阿部仲麿天ノ原ノ歌、鵜飼信興ノ和漢雜箋ニハ、奈良帝ノ勅命ニテ仲麿西國ニアリ、月ニ對シ老母ノ病ヲ懷ヘル歌トシテ後漢李氏江州ニアリ、月ニ對シ老母ノ病ヲ懷ヒ仰望天涯情月傍鄉山明ノ詩ヲ引テ之ヲ異域同情ト言リ、實ニ世ニ傳フルコトアリ、慶長ノ頃日本ノ商舶明ニ渡リシニ

郎在ニ固陵ニ妾在ニ越溪ニ。海棠花發或東或西

ト云ヲ專謡ヒケリ、程ナク歸リテ聞ケバ此方ニハ、父ハ吾妻ヘ子ハ不知火ニ櫻花カヤ散々ニト謡ヒケルトゾ。

一同書云、三十年前南海ノ行脚ノ僧ヲ留メテ語リシ、其僧ノ言ケルハ、紀藩ノ士金田氏ノ妻十八ニナリケル夫ノ江戸ノ邸ニ在ケルニ、詩ヲ贈テ曰

夜雨野梅瘦。春風萱草肥。借問章臺柳。幾條纒客衣。

一、自空閨ヲ守ツテ瘠タルヲ云、二、春來母ノ壯健ヲ報ジ、三、四、郎ノ行樂ヲ思フ鋪叙法アリ、怨ンデ怒ラズ、大ニ愛スベシ。

一同書云、或人ノ聯句ニ初看神馬藻ト云ニ、未識佛牛花ト屬キタルヲ人々感ジ、サテ佛牛花ハ如何ナル花ゾト問ケレバ、其人袖カキ納メ、我未識佛牛花ト答ヘケルニゾ、人皆欺ㇾタルヲ知リテ大ニ笑ヒヌトナン。

一同書云、坡仙集ニ呉歌格借ㇾ字寓ㇾ意トアリ、和語ハ通ハザル故之ヲ心ニ思フテ得ル也、近刻學問捷徑ナル者ヲ見シニ、釋大潮字士新ニ呼ㇾ火口乾呼ㇾ雪齒寒ト云ケレバ、士新聲ニ應ジテ呼ㇾ虎風生ト對ヘシト、是誠ニ和音ニ求ムベカラズ、又曰、紀人國產ノ橘子ヲ徂徠ニ贈ル徂徠謝シテ曰、南州嘉樹后皇栽生子欲如屈子才屈子橘子相通ズルヲ以テ也、南郭唐音ヲ知ラズ、屈子ヲ屈原トス、大ニ殺風景ナリ、是便呉歌格ガ和人ハ必此失アルベシ。

一同書云、江北海日本詩史三宅觀瀾寄京師人詩中三更燈火波心市十里絃歌岸上樓ヲ論ジテ爲ニ攝之安治川作ニ則佳矣鴨水涓々曾不容ㇾ波心三字殊無ㇾ謂句佳トイヘドモ不足賞、我肥ノ釋大潮始テ東遊之時箱根ニテ鬪高花易ㇾ曉湖濶月難ㇾ沈ノ句ニテ蘐園ノ識ラレシトカヤ、予未東海ノ勝ヲ探ラズ、此

句ヲ玩シテ其景目中ニアルガ如シ。

一同書云、佳節ノ作九日最多シ七夕コレニ次グ、三日五日コレニツグ、元日ノ作最少シ、今ノ風俗ハ年中ニ一首作ラヌ人モ先歳旦トテ作ル也、其詩ハ最目出度コトヲ取集メテ祝スルナリ、祝スルモ苦シカルマジケレドモ感慨ヲ決シテ言出サヌモヲカシ、又歳旦ノ作ハ是非作ラザレバナラヌト覺ヘタルモヲカシ、子美不レ見朝正使啼痕滿面垂居易同歳崔何在同年杜又無共ニ元日ノ作也、今人必言出サジ、只藤井懶齋七十元日作七秩今朝何所待野花薫レ骨墓田俗ヲ出ルコト遠シ。

一同書云、鬼詩鬼作ハ幽靈ノ詩也、草木子范德機得ニ秋夜。雨止修竹間。流螢夜深至ノ之句ニ喜甚、既曰、語太幽殆類鬼作トアリ、東匡成童ノ時仁齋此句ヲ擧テ古人此句ヲ以テ鬼作トスルハ何ゾヤト問レシカバ、東匡令人悚然ト答ヘラレシトゾ。

一同書云、安永戊戌ノ秋予長崎ニアソンデ舌人吉雄耕牛松村君紀ニ逢テ聞ニ阿蘭陀ナドニモ詩アリ、其名ヲゲヅイーキ又ハアルスト云亦韵ヲフム由ナリ、阿蘭陀ハ字僅ニ二十有五、其韵法ヲトヘバ五韵アリテ之ヲ用ユトナリ、梵ニテアイウエオト次ヅルヲAEIOUト次ヅル也、物眞ニ逢モノハ事一徹ニ出ヅルト見エタリ、今俳諧者流國字詩ト云者ヲ作リテ樂ムモ此韻法ヲ用ユ、是モ自然ト相叶者ナルベシ、併此國字詩モ近來ニ出トハ見エタレドモ淵源ハアルコト也、僧一休靈照女ノ賛ニ

汝ガ親ノ笊ツクリ、馬祖ニダマサレテ
賣ヲウミニスツル、阿龐居士ガムスメ

ト物語ニ見ユ、此物語ハ一休沒後百八十餘年ヲ過テ後ニ成ル書ニシテ、過半ハ一休ノ意ニ非ズトミユレバ、强テ徵スベキニハ非ザレドモ、箇樣ナル者ハ人家ノ珍トシ藏ムル者ヲ得テ寫シタルモ多カルベシ。

右十五條詩轍ヨリ抄出ス。

○疾病

疾病トハヨホドワルキ也、疾革トハ所謂トリツメタルナリ、大病トハ所謂サシオモリタルニテ死ヲイフ也、禮記檀弓ニ成子高寢疾慶遺入請曰子之病革矣如至乎大病則如之何新注ニ大病ハ死也諱レ之之辭。

○講習餘筆抄

一東都直學士中村深藏〔名明遠號蘭林〕講習餘筆ニ云、今世ニ百壽ト稱シテ壽ノ字一百ヲ書シ掛軸トナスアリ、百字皆別體ニテ一ツモ同ジキ者ナシ、垂露金錯倒薤ナド、云ヘル種々ノ體アリ、何レノ人ニ始ルト云ニ、御史張敷ト云モノ、家ニ傳テ、其六世ノ祖張子成ニ出ルヨシ、朱國禎ノ湧幢小品ニ見エタリ。

一同書云、癸辛雜識ニ節序交賀之禮不能親至者毎以二束刺一僉二名於上一使下一僕遍投上之俗以爲レ常ト云リ、此ニヨレバ宋ノ末ヨリカクアルコトニテ今年始ノ賀禮ナドニ名札ヲ以僕ニモタシメテコレヲクバラスルコノ風俗ナリ、又堯山堂外記ノ明人ノ條ニ、京師毎二正旦一主人皆出賀惟置二白紙簿并筆研於几上一賀客至書二其名一無二迎送一也ト云リ〔皇明泳化類編別集ニモ亦コノ事ヲ記セリ〕今士庶ノ家ニコレヲスルコト多シ、コレ等其事ノ簡便ナルヲ好テ其實意ヲ得ザルヲ嫌ハヌハ如何ゾヤ、後世ノ風俗トコソ云ベケレ。

一同書云、省百錢長百錢アルコトハ梁ノ武帝ノ普通年中ニ錢ヲ鑄テ嶺東ハ八十ヲ百トシ、東錢ト云、江郢ハ七十ヲ百トナス、長錢トイフ、コレヲ始トス、ソノ後唐ノ末昭宗ノトキ八十ヲ定メテ百トセリ、五代漢ノ隱帝ノトキ、三司使王章又三錢ヲ減ジ七十七ヲ以百トナシ、コレヲ省百錢ト云、宋ニナリテハ五代漢ノ制ニ因テ官ニ輸ス者ハ八十或ハ八十五ヲ用ユ、然レドモ諸州ノ私用ニハ四十八錢

ヲ用ヒタリ、太平興國二年ニ始テ民間ニ詔シテ緡錢定メテ七十七ヲ以テ百トス、コレヨリ後公私皆然リ、コレヲ省錢ト名ケリト也（コノコト梁書唐書宋史容齋隨筆文獻通考等ニ云ルヲトルニ、ニ、後光明ノ間省百錢アルコトヲ不レ聞、皇朝ハ天文ノ頃上杉憲政ノ家老長尾意玄ト云モノ制ヲ立テ、始テ九十六文ヲ百トセリ、其意ハ闕ケ滿チアルコトヨロシキトテ、四文ヲ省キテ三十二文ヅヽ、三ツニ分チ、又三十二文ヲ四ツニ分ツレバ八文ニナルコトニテ、カクアレバ錢ヲ用ユルニヨシトナリ、今ニ至テ一等ニコノ省錢ニ從フコトナリ。

一、窮鼠齧レ狸ト云語俗間ノ云ルコトナリ、鹽鐵論十一卷刑法篇ニ出タリ（同上）

一、俗ニ以レ一知レ萬ト云コトアリ、コレ荀子ノ非相篇ニ云リ（同上）

一、燈欲レ滅增レ光ト云コト俗間ニコレヲ云リ、藝文類聚ニ載ス、梁ノ記少瑜ガ詩ニ殘灯猶未レ滅將レ盡更揚レ光ト云リ、堯山堂外記ニハ陳ノ沈滿願トセリ、コノ詩ナドヨリ言ルナラン（同上）

一、男女交合ノコトヲ人道ト云、詩ノ大雅生民ノ毛傳ニ云リ、孔穎達ノ疏ニ、人道ハ謂ニ人交接之道一トセリ、コレ古言ト云ベシ（同上）

一、極メテ笑フニタエカヌルヲ捧腹ト云、コノ文字日者傳ニ出タリ（同上）

以上八條蘭林先生講習餘筆ヨリ抄出ス。

○系圖調

御書院番　水谷伊勢守組　　　御小性組　石河壹岐守組
年々拾五枚　高林彌藏　同　一郎養父　大久保酉山
新御番　小野飛驒守組　　　小普請組　渡邊半十郎支配
同　木部猶存　　　高木善次郎

御持頭　宅間與左衛門組同心

三人扶持　小　田　又　藏

同　戸田中務組

五人扶持　玄八郎養父　大　林　新　次　郎

三人扶持　屋代太郎養子　屋　代　小　太　郎

右寛永以來系圖調御用書物相勤候樣可被申渡候旨御書付を以堀田攝津守殿被仰渡頭々宅において申渡候由

未三月廿六日〔寛政十一己未年也〕

〔一〕東江忌日

寛政八年丙辰六月十五日、東江源〔鱗〕文龍死去。

〔一〕瀨名貞雄忌日

同年十月十七日〔未上刻〕瀨名貞雄〔源五郎〕死去、當月二日より病氣にて實は四五日頃歟〔官年八十實年七十八〕なり。

〔一〕赤城祭禮通行道筋

牛込末寺町酒井樣御下屋敷脇通にて相揃、通寺町より神樂坂左りへ、屋敷町通り左りへ、築土明神前町通り引拔中山樣御屋敷より五軒町小日向馬場先片町、夫より牛込水道町中程より右へ入、江戸川大橋手前より改代町へ入、古川町より亦々改代町へ出、夫より築地片町赤城坂引上ケ、通寺町へ出、左りの之方横寺町へ入、左りへ御簞笥町通り大久保樣御屋敷脇通り、左へ屋敷町通り御細工町、夫より北御徒町通り、右へ遠藤樣御下屋敷前通りより、右へ富士見屋敷町通りより拂方町坂引上ケ、右へ御納戸通りより亦々御細工町へ出、夫より屋敷町通り、右へ山伏町通り二十騎町御組屋敷脇より服部樣御屋敷脇へ出、左りへ巨勢樣御屋敷脇通りより三枝樣御屋敷脇通りより、市谷甲良町脇通りより加賀屋

敷馬場の通り引抜、左へ尾州様御長屋下通りより月桂寺前通り、夫より小笠原様御下屋敷脇通りより右へ平岩様御屋敷前通り、夫より若松町御組屋敷前通り原町三丁目二丁目一丁目角より左りへ、根来御組屋敷前通りより浄泉寺谷引上ケ、松平越後守様御下屋敷前通り、夫より供養塚町馬場下町より右へ入、早稲田町より榎町通り天神町脇通り、酒井様御下屋敷前通り、夫より末寺町より宮元へ入。

○郢曲撰要目録

郢曲撰要〔写本〕十八巻　沙彌明空

宴曲集　五巻　　宴曲抄　三巻

眞曲抄　一巻〔郢曲七首付新作三首〕　究百集　一巻〔郢曲十首〕

正安三年八月上旬之頃録之畢〔沙彌明空〕

拾菓集　二巻

嘉元四年三月下旬之頃重加注之畢

拾菓抄　一巻

正和第三三月五日重注之畢〔花園院御宇〕　玉林苑　二巻

別紙追加曲　一巻〔郢曲十首〕

上巻〔郢曲十首〕　下巻〔九首付〕郢律講一随出来加之仍次第不同

文保三年二月之頃記之畢

○江戸鑑分限帳〔寛文十一年辛亥七月吉日山本太郎兵衛板〕

丸ニタカノ羽打ちがひ　高木善左衛門　幸田彦太夫
津田彌右衛門

町野金左衛門
山口七郎右衛門

天野甚左衛門
三百石
三はん町
境野六右衛門
服部八右衛門

丸ニ鷹羽打違
牧野傳藏
三千石
てんとくじ裏門
飯田町
布施新左衛門
久下佐太夫

丸ニ三ツ鱗
北條新藏
七百俵
するがだい
志水三郎右衛門
宇田川五左衛門

蔦
藤堂主馬
千二百石
あたごの下
眞崎彦左衛門
逸見善兵衛

梅鉢
中西圖書
三千石
ためいけの下
熊谷與次右衛門
池田満左衛門

能勢惣十郎
千六百石
あたごの下
中島市郎右衛門
秋田三郎右衛門

大岡彌右衛門
七百石
きじばし
秋間源兵衛
富岡十太夫

車
榊原大膳
八百石
鷹匠町
小野寺一郎兵衛
松井與三兵衛

丸ニ桔梗　駒木根長右衛門　九百石　裏四番町　矢部猪右衛門　渡部一郎左衛門

上り藤　安藤治右衛門　七百石　かうじ町二丁目　川原伊太夫　松高藤右衛門

九曜星　落合源右衛門　千二百石　三番町　畔柳武左衛門　熊谷武兵衛

㊍　本田平右衛門　八百石　淺府　中谷久兵衛　栢植佐太夫

丸ニ横木香　朝倉仁左衛門　二千石　松原こうじ　和田喜左衛門　石川助左衛門

丸ニ桔梗　高田庄右衛門　千石　北二番町　中島市郎右衛門　秋田三郎右衛門

上り藏　安藤傳右衛門　千石　小石川　下谷　今村八左衛門　志賀藤兵衛

（增補江戸鑑〔寛文十二壬子歳五月吉日山形屋開版〕）

御歩行頭并小頭　御頭役料五百俵ツヽ

五七桐　曾我權之丞　沖庄太夫　角谷八右衛門

三巴　佐野内藏介（九百石　鷹匠町）　服部源左衛門

天野佐左衛門　｜

高木善左衛門　｜

丸ニ三ツ銀杏　大森半七郎（鷹匠町）　｜

大野甚左衛門　｜

牧野傳藏　淵新左衛門　久下作太夫

北條新藏　｜

藤堂主馬　｜

中西圖書

名無シ

大岡彌左衛門

榊原大膳

駒木根長右衛門

安藤治右衛門

落合源右衛門

本田平右衛門

朝倉仁左衛門

川原武兵衛
富岡十太夫

矢部猪右衛門
湊新右衛門

川原市兵衛
横山太郎兵衛

高田庄右衛門
安藤傳右衛門
野崎安右衛門
榊原七郎衛門
丸に
おもだか

○萬葉集抄

○茅子の下葉者黃變可毛○草花○雁鳴○喚雞代匠記云にはとりをよぶに俗にとゝといふむかしはつゝといひてやその義にやかけりけん○鐘禮　同昔しぐれと鐘禮とは今人ならばえがたしいにしへはかゝる事おほし黃鐘調をわらしきといふは此たぐひなり○秋芽子の枝毛十尾二降露の○狹尾牡鹿の胸別爾可毛秋芽子散過雞類盛可毛行流○山妣姑の相響左右○巫部麻蘇娘子歌　吾屋前の芽子花咲有見來益今二日許有者將落○黃變蝦手○如此會毛美照「ハギノ下葉ハ、、、、、」○衣手爾水澁付左右殖之田乎引板吾波倍守有栗子○尼作頭句并大伴宿禰家持所誂尼續末句等和歌一首　佐保河之水乎塞上而殖之田乎「尼作」苅流早飯者獨奈流倍思「家持續」○大伴坂上郎女歌一首　酒杯爾梅花浮念共飲而後者落去登母與之○和歌一首　官爾毛縱賜有今夜耳將飲酒可毛散許須奈由米　右酒者官禁制偁京中閭里不得集宴但親々一二飲樂聽許者緣此和人作此發句焉

巻九○信土山○獻忍壁皇子歌一首　詠仙人形　常之陪爾夏冬往哉裘扇不放山住人○白管自○妹當茂苅音○霏微○雖見不飽君○丹比眞人歌一首　難波方塩干爾出而玉藻苅海未通女歟等汝名告左禰○和歌一首　朝入爲流人跡乎見座草枕客去人爾妻者不敷○母蘇原○詠上總末珠名娘子一首并短歌　水江之浦島兒之堅魚釣鯛釣矜々七日家爾毛不來而、、、如今將相跡奈良婆此筱閑勿勤常堅目師

事乎、、、玉篋小披爾白雲之自箱出而○赤裳數十引○岑上之櫻花者○坂上〔上ハ衍歟〕之蹈本爾○衣手常陸國二並筑波乃山乎○鶯之生卵乃中爾霍公鳥獨所生而己父爾似而者不鳴己母爾似而者不鳴宇能花乃開有野邊從飛翻來鳴令響橘之花乎居令散終日雖喧聞吉幣者將爲〔代匠マヒナヒハセントナリ〕遐莫去吾屋戶之花橘爾住度鳥　右詠霍公鳥也○登筑波嶺爲嬥歌會日作歌　嬥歌者東俗語曰賀我比○鷲住筑波乃山○近春二家里○君無者奈何身將裝餝匣有黃楊之小梳毛將取跡毛不念　石河大夫遷任上京時播磨娘子贈歌也○小竹葉背○綴不解丸寐乎爲者○戀者雖益色二山上復有山者〔左羽倉點ナリ〕一可知美　天平元年ノ歌ナリ○垣保成人之横辭繁香裳不遭日數多月乃經良武○核〔實也〕不所忘○白細乃紐緒毛不解一重結帶矣三重結苦侍伎爾○過蘆屋處女墓時作歌〔一首アリ末ニ題ヲ抄出ス〕○益荒丁子○廬檜木笑荒山○詠勝鹿眞間娘子歌一首并短歌○冬鈒礦都良○見菟原處女墓歌一首并短歌○處女墓中爾造置壯士墓此方彼方二造置　卷十○山二文野二文○山田之澤惠具採跡○滓鹿能山○暮三伏一向夜　第十三卷十八丁ニ一伏三向トアリ羽倉云十訓抄ニ一伏三仰ヲ月夜トヨメリ○欝束無○菜物○百磯城之大宮人者暇有也梅乎挿頭而此間集有　右柿本朝臣人丸歌○物皆者新吉唯人者舊之應宜　同前○吾屋前之毛桃之下爾○爲垂柳十緒〔とお、はたは、也〕○春之在者伯勞鳥之草具吉雖不所見吾者見將遣君之當婆○春去者、、○宇乃花具多志　春相聞ノ中寄花歌ノ中也羽倉ハ宇米乃花トス未審契冲ハ卯花つぼみながらもくさる心也といへり○姬部思○司馬乃野之數君麻○戀八九良三○狹野方波實爾雖不成花耳　管見抄にさのかたは藤の異名なり○川上之伊都藻之花之何時何時來座吾背子時自異目八方○山彥乃答響萬田霍公鳥○霍公鳥鳴音聞哉宇能花乃開落岳爾田草引憾嬬○今城岳叫鳴而邂奈利○五月山宇能花月夜霍公鳥　花橘叫○絲叫○詠レ榛　思子之衣將摺爾爾保比〔世勢等ノ字脫歟〕與〔乞歟〕島之榛原

秋不立友　契沖云此はぎはらははりの木原也萩にまぎらはし○吾妹子爾相市乃花波落不過○鳴綿類○日倉足者　寄蟬歌也○垣津旗○賜之往來垣根乃宇能花之厭事有哉君之不來座○吾社葉憎毛有目吉屋前之花橘乎見爾波不來鳥屋○紅乃末採花乃色不出友○六月之地副割而照日爾毛吾袖將乾哉於君不相四手○月人壯　七夕ノ歌ニ見ユ　契沖云此うたにてはひこぼしの異名ときこへたり○月人壯子○水良玉○天漢水陰草　金風靡見者時來之〔七夕歌ノ中ニ〕○白風○稻目　明去來理○孫星與織女○棚機之五百機立而織布之秋去衣孰取見○天原往射跡白檀挽而隱在月人壯士　契沖云七日ハ夕月夜ナリ○男星○天河遠度者無友公之舟出者年爾社候　契沖云遠きわたりにあらねどもと改て人丸歌とし後撰に入れたり○　機　蹋木持往而天河打橋度公之來爲　契沖云はたおる時しり打かくる板なり○棚幡○　古　織義之八多乎　契沖云義をてとよめる事此集にあまたありその心を得ず○逢義之有者○吾隱有機棹無而渡守舟將借八方須臾者有待　古今集久かたのあまのかはらのわたしもりきみわたりなばかぢかくしてよ○旗荒〔旗薦羽倉說〕本葉裳具世丹〔其世丹羽倉說〕契沖云はたあらしはつあらし也○狛錦紐解易之天人乃妻問夕叙吾裳將偲○解衣思亂而○朝杲〔杲ハ音ナリ〕○佳人部爲○美人部師○行相之速稻顯昭說行相之坂立田山にある地名と云々、代匠記或說に行相のわせといふは夏田をうゝる時苗のたらさればおなじ苗にあらぬを植つくるなりこれを行合のわせと民間に申すとかけり○言戀　言の字を我と訓するは詩經文選等に思ふべし○三十七葉ニ吾居戶爾鳴之鴈哭雲上爾今夜喧成國方可聞　此下の句の訓右は故本也左は羽倉說なり○遊群　遊群の二字代匠記にも其意を得ずとあり○切木四之泣　卷六十九葉ニモ折木四哭トアリ折木切木カリノ義也四ノ字未詳○冷芽子○鴈鳴之寒朝開之露有之春日山乎令黃物者　後亦雁鳴て寒きあしたの露ならし立田の山をもみたすものは○仁寶布○黃始有○借香能山○小雲

○将黄葉○妹許跡馬鞍置而射駒山撃越来者紅葉散筒　契沖云いもかりとて馬にくらをきて打のりてゆく、といふ心につゞけたり此いもかりを苺狩櫻狩などのやうに心得たるはあやまれり○黄葉為時雨成良之月人楓枝乃色付見者　契沖云古今　久かたの月のかつらも秋は猶もみちすればやてりまさるらん今の歌も此心にて秋ふくるまゝに月のすみまさるを色付といへる歟　羽倉説楓ヲカツラ桂ヲメカツラ　覃按海東諸國記桓武紀賜第五皇子楓原親王姓平トアリ楓ヲカツラト訓ゼシナリ今作葛原○下葉赤○五更露○河蝦鳴○秋田刈〔刈歟〕借廬作五百入為而○山霧煙寸吾告〔告ハ衍歟〕胸○朝容貌之花○之奈要浦鷹○我袖尓雹手走巻隠不消有妹為見○白杜桟　契沖云いまだ出る所をしらず　和名ニ桟桐
羽倉説○前垣之下
巻十一○玉垂之小簾之寸鶏吉仁入通来根足乳根之母我問者風跡将申○垂乳根乃母之手放如是許無為便事者未為國○半手不忘○眉根削鼻鳴紐解待哉何時見念　吾君○意追不得　契云追は遣にや○山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得○是川瀬瀬敷浪布々妹心乗在鴨　在満云是氏通禮檀弓九州長謂伯是鄭玄注是一作氏後書注云是與氏古字通　又漢書藝文志　覃按此次ニ千早人宇治度速瀬ニトイフ歌アリ是川モウヂカハナルベシ契説無○大船香取海慍下香取下總近江兩國ニアリコヽハ近江也ト契説ナリ○近江海奥湧〔榜歟〕船重下○大土採雖レ盡世中盡不得物戀在○天雲依相遠雖不相異手枕吾纒哉○黒髪山山草○若月清不見○我背兒爾吾戀居者吾屋戸之草佐倍思浦乾來○路邊草深百合之○山萬萱白露重次ニ○惻隠○細竹目○路邊壹師花灼然　蓬巣イチヒシ也ト契説○男為鳥○丹穂鳥○足常母養子眉隠○足千根之母○劒刀諸刃利足踏死死公依下につるぎたちもろはの上にゆきふれてしにかもしなんこひつゝあらずは中庸云白刃可蹈也ト契説ニ見ユ○孋○垣幡丹頬經君○将待爾到者妹之權跡咲

伐乎社而早見○心空在土者蹈鞆○若草の新手枕乎卷始而夜哉將間二八十一不在國○對面者面隱流物柄
爾纖而見卷能欲公毳○往褐〔離ナリ〕○花細葦垣越爾直一口〔略〕
花ノ、はしは蘆のはなをほむる詞なり允恭記波那具波辭佐久羅能、、、○友之駿爾〔駿ハ騷歟〕○面忘
太爾毛得爲也登手握而雖打不寒戀之奴希將見君乎見常衣左手之執弓方之眉根搔禮○念之情今曾水葱少
熱○小豆鳴○古衣打棄人者秋風之立來時爾物念物其○眄鼻乎曾嚔鶴劍刀身副妹之思來下羽倉說酒疑謂
マユネカキとよむ覃按に　喟歎唉歟一說　哂　○梓弓末之腹野爾鷹田爲○時守之打鳴鼓數見者辰爾波成
不相毛恠○宮材引泉之追馬喚犬二立民乃息時無戀渡可聞○東細布從空延越○十寸板持盖流板目乃不令
相者○下風　契說孫愐云山風山下出風也○櫻麻乃苧原之下草　袖中抄云麻花白中含小赤色曰櫻麻契說
云さくらのさく比まくものなる故にいふといへり彼麻をみるにすなをにあひたちて枝のやう葉のやう
やさくらにゝたればいふにや○鬼尾　契說和名抄云日本紀邪鬼和名安之岐毛乃○鬼香○布仕能高嶺
卷十二○人言之讒乎聞而○三谷去名之〔高名也〕惜毛吾者無○得管二毛○小豆無○愛等念吾妹乎夢見
而起而探爾無之不怜○吾社湯龜○指南與我兒〔死ナンヨ也〕○人言乎繁三毛人髮三○月數多爾○梓弓
末中一伏三起不通有之君者會叉數羽將息〔第十に〕暮三伏一向夜〔第十三に〕一伏三向凝呂爾○青頭
雞〔助字也〕○垂乳根之母我養蠶乃眉隱馬聲蜂音石花蜘蛛荒鹿異母二不相而○又打山○物念常不宿起
有日開者和備氐鳴成鷄左倍○門立而戶毛閉而有乎何處從鹿妹之入來夢所見鶴○門立而戶者雖闔盜人之
穿穴從入而所見牟○從明日者戀乍將在今夕彈遠初夜從綏解我妹○去家而○草枕旅之丸寢爾○山岬〔岬
歟〕○相海○水咫衛石○越懈乃子難懈〔越前〕○射去火○月待香光○思香乃白水郎〔筑前糟谷郡〕○
冬木成〔成羽倉說〕○汙湍

巻十三〇赤葉〇水蓼（代匠記俗にいぬたでといふものなり）〇于遲乃渡〇近江之海。泊八十有。八十島之。島之埼邪爾。安利立有。花橘乎（爾歟）末枝爾。毛知引懸。仲枝爾。伊加流我懸。下枝爾。此米乎懸。己之母乎取久乎不知。己之父乎取久乎思良爾。伊蘇婆比（競也）座與。伊加流我等此米登

鵤鳥ノコト也

巻十四〇布時（富士也）〇安思我良能波姑禰（又波故禰）乃夜麻〇武藏爾〇可麻久良（鎌倉）乃。美胡之佐吉（岬）能。伊波久叡（石崩也）乃〇牟將志野乃宇家良我波奈（兆也）〇乃禰河泊乃〇伊香保呂能夜左可能爲揚爾多都努自（虹也）能安良波路万代母〇安比豆禰能（會津也）〇多伎木許流可麻久良夜麻（鎌倉山也）〇古非思家婆伎麻世和我勢古可伎都楊疑（垣楊柳）宇禮都美可良思和禮多知麻多牟（令垣易越也）〇麻（發語）等保久（遠）能野爾毛安波（遇）奈牟（願詞）己許呂奈久（無情也）佐刀（里）乃美（發語）奈可爾安敝流（遇）世奈可母（嘆詞）〇夜麻杼里乃乎呂能波都乎（端尾）爾可賀美（鏡）可家〇比登豆麻（他妻）等安是可曾（其）乎伊波牟志可良婆加刀奈里乃伎奴（衣）乎可里氐伎奈波（借而著無）毛（助語　隣衣可レ借他妻亦同）〇楊奈疑（柳也）〇兒毛知夜麻和可加敝流氐（若楓也）能毛美都（紅葉）麻氐（及也　和名雞冠木加倍天）〇手兒（幼婦也）〇波流敝左久（春方咲也）布治（藤也）能宇良葉（末葉也）乃宇良夜須爾　代匠記後撰に春日さす藤のうらはのうちとけて君し思はゝわれもたのまん〇可良須（烏）等布（イトソ也）於保乎曾杼里（大食鳥）〇仁必波太布禮志（新膚觸）〇安乎楊木〇韓埼〇劒刀鞘從拔出而伊香胡山〇思我能韓埼八十一隣之宮（泳宮）爾日向（東也）爾〇荒風〇曾根之根毛一伏三向凝呂爾吾念有（第十十紙三伏一向）〇乾地乃神〇玄黃之神祇〇二二火四吾妹　契說二二八四也火ハ南の義なるべし〇都追慈花（菌芋也）〇作樂花左可遂（澁歟）

越賣〇木國〇梨（無ノ假名ナリ）〇金（假名也）〇隱口乃長谷小國夜延爲吾大皇寸與（男ヲサス）奥床仁母者睡有外床丹父者寐有起立者母可知出行者父可知野干玉之夜者昶去奴幾許雲不念如隱嬬香聞〇煙立春日暮〇雲入夜〇金 厩 〇角 厩 契說杜預左傳注云靑聲角〇姿戀〇蛾葉之衣 裘也羽衣說

契說仁德記夏虫の火むしの衣ふたへきて蟻の羽ににたるうるはしきゝぬなり〇螢成髣髴〇杖不足八尺之嘆

卷十七〇春朝春花流馥於春苑春暮春鸎轉聲於春林（大伴家持）〇倭詩〇俗語云以レ藤（葛也）續レ錦

七言晩春三日遊覽一首幷序

上巳名辰。暮春麗景。桃花照瞼以分紅。柳色含苔而競緑。于時也携手曠望江河之畔。訪須迥過野客之家。既而也開樽得性。蘭契和光。嗟乎今日所恨。德星已少歟。若不扣寂含章。何以攄逍遙之趣。忽課短章、聊勒四韻云爾。

（琴拾穗）（酒）（過）（舍。之拾穗）

餘春媚日宜怜賞。上巳風光足覽遊。柳陌臨江縟袨服。桃源通海泛仙舟。雲罍酌桂三清湛。羽爵催人九曲流。縦醉陶心忘彼我。酩酊無處不淹留。

三月四日　大伴宿禰池主

晩暫來使。幸也以垂晩春遊覽之詩。今朝累信。辱也以貺相招望野之歌。一看玉藻。稍寫欝結。二吟秀句。已蠲愁緒。非此眺翫。孰能暢心乎。但惟下僕禀性難彫。闇神靡瑩。握翰腐毫。對研忘渇。終日因流。綴之不能。所謂文章天骨。習之不得也。豈堪探字勒韻叶和雅篇哉。抑聞鄙里少兒。古人□言無不酬。聊裁拙詠。敬擬解咲焉。如今賦言勒韻。同斯雅作之篇。豈殆將石同瓊。唱聲遊走曲折小兒譬濫謠。敬寫葉端。式擬亂曰。

（日歟）（之拾穗）

七言一首

杪春餘日媚景麗。初巳和風拂白輕。來燕啣泥賀宇入。歸鴻引蘆迴赴瀛。聞君嘯侶新流曲。禊飲催爵泛河清。雖欲追尋良此宴。還知染懊閉令丁。

（一）雀公鳥者立夏之日來鳴必定又越中風土希有二棲橘一也

（一）時務策　　田中氏（初名安之丞後喜内大消與力ヨリ御勘定トアル）

治世の習ひ本を捨て末を逐ふもの多くなり、行事は農耕の勞をいとひて、商賈末作の居ながらにして利を得、安きに趣くが故なり、是を救はざれば遊手のもの日々に增しておのづから土田荒蕪にも及べし、いかゞして其弊をあらたむべきや。

謹對

夫農耕は日を累ね力を勞して利を得る事多からず、此故に麁食悪服も不及して終にその愛すべき生子を殺し、其安んずべき居宅を去り、離散するに至る者も間々有之由、然れば唯勞を厭ひて安に趣く者而已にもあらず止事を不得者あり、商賈は夏畦の勞もなく物價を貴くして一旦の利を貪り、美味を食し美衣を服し累巨萬に至る者あり、利に走り欲に趣くは常人の情也、於是乎本を捨て末を逐に至る者多し、財散ずる時は民あつまるとも見へて候得ば何れその欲する所を以て是を導くより外は他事有之間敷事に候得共、差に毛厘の如く誤るに千里を以てする事なれば容易に論じ盡されざる儀に候得共、愚案の及所を以てすれば、法を立て物價を賤くせしめ、商賈得る所の利は其家族を養ひ、其衣食を全ふするに不過程にあたへ、農耕は其力に應じ其勢に當るべき利を得させ、せ其司る所の人及屬吏等も能く農の利害を知る人を撰み、誠實に其民を教諭し、荒蕪の地を復起せしめ、財を散じて以て其勞を賞し、法を正し以て其奢を禁じ、商賈の居ながらにして得る所の利より農耕の勞苦に應して得る所多

利なる事を心服せしめば、欲に趣くの人民孰か商賈の末を捨て農耕の本に復せざらんや、然れば則遊手の者おのづから減じて、土田荒蕪に及ぶ弊なかるべき物歟、然れども小人の言は微なしとも取り多言は數窮するとも申候得ば、唯其大略を相記し候所也。

享和三年二月二日

〔 〕左傳隱元即位說〔篁墩〕

左氏春秋隱元年杜注即位解〔十二月十二日芙蓉館課題〕

昔者、我先王。立五經於學官。皆併注而習之。春秋則兼用服虔杜預二家、歷祀之久、服氏既佚、而杜氏孤行。今之習左氏春秋者。一不能不杜義是據。貴於杜義。有所不通。當講而求之、論而明之。春秋隱元年春王正月杜注云。即位例在隱莊閔僖元年、隱既謙讓、不得即位之禮、故春秋不書。以下三君。亦皆不書即位之例。而今云即位。其義難明。鵜殿士〔士寧〕云、即位上、當有不書二字。蓋脫文也。元年傳曰、不書即位攝也。莊元年傳曰、不稱即位。文姜出故也、閔元年傳曰。不書即位。亂故也。僖元年傳曰。不稱即位。公出故也、此說今用以爲通義。然徧撿舊傳古本、無有不書二字者。宜非闕脫。今解云。魯歷公。皆於元年、書春王正月公即位。春秋之通法也。隱公春秋之首君、於元年唯書春王正月、疑乎公不即位。故釋云即位。以明踰年改元之義也。又云、告廟朝正。明君位也。蓋隱公實無即位、以謙故、不行即位禮、故經不書、事既具傳文。不復須釋故也。以下三公。或痛而不忍、或亂而不得、事各雖有異、其即位而不書即位一也。故舉以爲例。傳文此例凡四見。而在隱閔則云不書即位。在莊僖則云不稱即位。不書不稱同。今舉不書。則遺不稱。嫌乎二者有殊。故唯云即位。而不書不稱之儀。亦該而示之也、故定云。即位。〔句〕例在隱莊閔僖元年。爲義周備。非有闕脫之文矣、

吉〔漢宦〕學生稿

右篁墩翁手書　　玄味居士著

○北里歌

淺草文庫廢已久矣。遺書散落四方。近購得北里歌辭一卷。不知何人所作。相傳殷紂使師涓作新淫聲。北里之舞。靡々之樂。此其遺聲也。余閱其辭。亡論上古。即於唐亦必出於長慶以後手段也。夫唐詩逸於中華。而於我日本者頗多。安知此篇非王建王涯之徒所作而亦存於此者乎。鄭衛之聲。放於仲尼。其詩列之風雅。所以不舍其言也。余欲輯全唐詩逸。故於此篇。特表出之。於懲惡之教。亦非無小補。若云淫靡不節風雅之罪人。余何辭其責哉。余何辭其責哉。凡三十曲。

五街花月萬春烟。金屋當頭翠閣連。後面迎郎前面送。幾家齊唱想夫憐。

張婦李妻水性乃然

其二

買春芳野此新添。斜剪琅玕挂翠簾。放遣花間雙蛺蝶。將迎歡子舞前檐。

如畫

其三

金縷輕衫綉鳳凰。柳腰蓮步蹈斜陽。百花仙隊紅衣女。散作春風滿路香。

十字街頭現出八朵金蓮何等妙象

其四

曲阪長堤起晩埃。無人不道觀燈回。黃昏火點家家樹。一夕秋風花盡開。

其五

華街燈月屬中元。横架星橋跨市門。一曲霓裳歌未闋。紅雲深處度天孫。

其六

柳花衫子梅花粧。羣竹簾前八月霜。若使元家當日見。爲裁新樣白衣裳。〔元稹有白衣裳詩見才調集〕

其七

波臣東海夜朝天。魚服鱗裳月裡鮮。笑指龍王垂髮者。儂家阿妹幾多年。

俄頃逐輕鷗

其八

裳月樓褰羣帳高。秋寒玉架碧葡萄。繁絃急曲方終夜。不說淸光數素毫。〔杜甫詩此時瞻白兎直欲數秋毫〕

其九

柳堤花阪擁靑樓。一面肩輿一面舟。湧月秋江天自淨。歛雲春樹雨新休。

其十

畫壁當中燃燭龍。紅衫羅列玉芙蓉。銀壺纔點二更漏。早報東山半夜鐘。

河東小曲所謂竹街九皷大堤四皷者

其十一〔再會〕

桃花不敢隔天台。前度劉郎去復來。阿監錦兒齊勸酒。金甆捧出小蓬萊。

其十二

銀燈院々暗殘光。跡斷春風響屧廊。雲雨枕頭宵擊柝。不敎郞夢到高唐。

其十三

歸六郎君淚滿襟。春閨月冷鴛鴦衾。無端彈作想思曲。添得琴心一段深。

其十四
阿母靈壇歸去遲。獨留青鳥侍空帷。洞房緩閉春雲影。竊得仙桃更有誰。
其十五
鴛瓦霜寒落月樓。巫山夢短轉綢繆。姿身若作朝雲去。驅雨留君下水舟。
其十六
曉雲窓外雪漫々。留得郎君歸思寬。撥却紅泥爐底火。更溫卯酒護朝寒。〔白居易詩未知卯後酒神速功力倍〕
春風扇微和
其十七〔畫鄽〕
日出三竿捲翠帷。宿粉殘紛亦多姿。嬌鬟未歛朝雲影。一響金鈴報午時。
其十八〔向人〕
夜來病酒臥花晨。解醉香湯索得頻。下閣錦兒不出戶。隔簾連喚對門人。
其十九
百花深院閉春晴。翡翠樓頭笑語聲。中有青松栽得好。出群新拜大夫名。〔院中品高者稱大夫此際語〕
其二十
一朶紅花帶露濃。尋芳戲蝶與遊蜂。應憐不定攀枝主。信任春風到處逢。
其二十一
春宵宴散月西傾。長袖華釋脫得輕。欲就金鴛屛外睡。紫蘭房裡又呼名。
其二十二

隨從阿姉幾春陽　朝熨衣裳暮換香。何日早移燈後坐。得專當箇小蘭房。

其二十三

情願專房二八春。輕粧自擬捧心人。如何逢著浮華子。比想當年幾苦辛。

其二十四

準擬盧家嫁得時。東隣試抱小孫兒。綺羅只慣春風煖。說著裁縫總不知。

其二十五

本是平陽第一名。清歌妙舞動傾城。應憐薄命春將盡。更向邯鄲學步行。

其二十六（山屋豆腐）

雪意霜心徹底凝。寒楓一葉畢層氷。憐君本自淮南種。氣向青山屋裡澄。

其二十七（甘露梅）

甘露枝頭標有梅。丹心紫服出塵埃。應辭世上鹹酸味。欲伴仙人餐玉杯。

其二十八（鮎昆布卷）

苔衣草帶好神仙。煉熟凡胎骨似綿。學得竈中書一卷。竄身悪作玉盤鮮。（王建詩導引多時骨似綿）

其二十九（解醒藥名袖梅）

花信誰傳嶺外名。殘春袖裡惹春清。不唯珠露逃醫渴。更入瓊漿好解酲。

其三十（最中月）

玉鋳稗需結得工。素輪開出廣寒宮。清光盈手誰家贈。影在香雲葉々中。

北里歌終

書北里歌後

余嘗讀板橋雜記。其紀雅游叙麗品。何太相似此里之光景。然亦至街花陌劇八朔季月之游。彼中固所無。毫華亦何企及。余欲著一書誇彼之所無久矣。今閱此編。向所欲言。頓爲遂家。亦何痛快。夫青帝之令一至。街吏奔走。舁車所載來。咸是侪君楊妃。一日之間。五街化爲芳野之山。與夫解語花。鬪麗爭妍於凌晨月下者。所謂賞春芳野是也。柳腰蓮步。時踏斜陽來。満嫂輕佻。臨風飄舉。方是之時綉腸才子。蕩志迷魂。不亦宜乎。雨々風々。翻爾雪飛。則惜春騷客。惰踏作泥。履聲將希。於是家々扮出新粧伎劇。撒演街頭。忽爲一棚戲場。所謂波臣魚服。是其一端也。火樹燈月。彼已豪擧。亦有京攝之妙選。未知果孰贏得也。八朔之節。已見方言。其來久矣。淡雅樸素之爲絢。目以八月霜。是歟賞月之秋。並十三夜。爲雙良。自寛平上皇特詔始焉。編獨闕此首及春首之嬌景。果散落歟。爲可惜已。妓家朝賀。亦一壯觀。雞日家儀。狗日著主家之春服。一樣餐爛。鵷鷺之列。糠粃在前。初三各自所裁羅綺綿綉。巧樣芳芬。所謂時世粧者。客爲措辦。鬢髮如雲。桃花滿面。艷靡綽約。令人目眩。門松楚々。路無纖塵。隊々相銜。其間眞有陶陽春哉。勾中小蓬萊。婢僕壽客之盤。解酲之方。名曰袖梅甘露梅。用紫蘇爲衣。若衣鯽魚。骨定如綿。月餅之製。傳自廣寒宮。淮南之種。其家號曰山屋。是皆里中之雅品。雜記所謂精潔殊常。與夫香囊雲舄名烟作茶。女郎贈遺。都無俗物。彼此同一般。亦復何止于此。若夫響屧廊。蓋綉履之來往。枕頭擊柝。午時金鈴。亦皆此中實錄也。其餘娛目賞心。曜靈西匿。繼以華燈。絲肉競陳。笑言宴々。綢繆宛轉。歌喉扇影。度曲喧闐。一座盡傾。纏頭助采。一擲千金。乃所謂慾界之仙都。昇平之樂園者也。何必何々待其解乎。然亦萬籟已闃。青鳥猶侍空帷。了鬟偷眠屏後。與夫破瓜新登場大夫之選。待年深院。此等景象。其人自非釋花約髩。奮勇於色陣。披襟乎雌風。安得極言情態至此乎。其樂已溢名教之外。慚德不讓其責。誠其所已。余則謂洛神賦小楷寫之。書爲絲欄金箋。裝以雲鸞縹帶。配以板橋記。風清月朗。紅豆花開之際。展玩之。即禮法拘儒。以此移日

於余。亦復所不辭也。若詩句姝麗。序言已盡之。見者宜評其品題爾。

九口山人白駿　撰

右柏昶加亭手書本

增訂一話一言 卷十八

○水東竹枝詞卅首〔五山〕

江口霞收失暝鴉。芳期今夜那邊家。漁舟歸盡商舟泊。獨自春潮送豬牙。
一隊新粧上畫樓。大娘押尾小前頭。只緣座客多生面。相並無言白似羞。
侵晨共上富岡祠。姊妹燒香雲鬢垂。聯步下階人不見。自抛玉粒飼鷄兒。
雨乾陌上襯溫暾。驀驄東風蘇小門。爲是當年調馬地。玉驄猶自走王孫。
妙音宮外夕陽時。草媚香鞋步々遲。鼓摘蘆芽成小管。紅霞含得背人吹。
寺背開園春暮天。踏紅遊女任留連。風輕煙淡宋晴景。門簇金輿岸畫船。
芳蹊宛轉繞池通。繡屧羅裙隊々同。紅藥欄邊相見笑。紫藤架下笑相逢。
携妓春山弄媛柔。紅亭酒熱笑聲稠。東風偏恨昏鐘老。隨例不容乘燭遊。
蛭子宮前春水多。東風裡外送絃歌。船頭爲避樓頭客。故下青簾停搖過。
雕弓花襍箭如飛。暖日射場風力微。演武何關兒女事。送籌聲裡踏青歸。
鼓笛駢闐綵舫過。賽神水上舞婆娑。女郎連袂橋頭看。笑指他家顚得多。
風緊蘆邊涼似秋。小姑學釣在船頭。玉纖未慣操竿速。只道痴魚不上鈎。
一帶春紅烟色濃。來舟時與去舟逢。隔簾彷彿難看面。才認語聲輕喚儂。
新秋廿六夜初涼。待月海亭歡貴長。雲斂四更銀影現。一時兒女拜東廂。

良辰神會正中秋。戶々珠簾總上鉤。閑却淸光今夜月。星毬萬點照街頭。
月華燈影相玲瓏。樓閣重々紅霧中。幾隊嬌娥連彩袖。人間亦有廣寒宮。
芳夜銀燈晃畫堂。傳呼歌者伴淸觴。笑他兒女看春色。不付何戲付顧郎。
無端姊妹夜來俱。出意衣裳各自殊。相覩時々輕細

此間脫一葉

曲。等候登場初試時。
十五嬌儕始出身。販儈京客討芳春。新裁衣帶從渠請。不管煙花惱損人。
額畫濃蛾髻綰烏。紅妝紈綺逐歡娛。相逢總道靑春好。孰識羅敷自有夫。
命薄新從北里移。紅裘只自向鸞知。眉心鬟樣妝成是。猶恐人看認舊時。
丁巳歲。余僑居水東。長夏無事。戲作此詞。何料誤落人手。傳誦一時。間或輕佻病余者。爲作一絕。今并錄及。落魄生涯淡如水。半章風月總無情。只緣詩草流傳世。誤惹楊州小杜名。五山居士桐孫題。

○武德大成記奧書

武德大成記全部三十卷

台命ニ依テ阿部豐後守正武ヲ奉行トシ林春常人見友元木下順庵ヲシテ參河記諸家ノ傳記系圖等合セ撰テ其要ヲ取リ疑シキヲ除キ誤ヲ正シ繁キヲ刪リ兩說ニシテ決シ難キ事ハ共ニ是ヲ載セ私意ヲ加ヘズ書記シ奉リ畢ヌ

貞享三年丙寅九月七日

○琉球國事

夫琉球國者。自往古嘉吉年中。屬我國矣。雖然背舊規不進貢。自薩摩再三遣使以誘之。不肯聽。故告相國家康公。請伐之。蓋瑣々小島不足屑也。而戎狄是膺。荊徐是懲。詩經之所戒。故慶長十四己酉春。以樺山權左衛門尉久高爲大將。平田太郎左衛門尉爲副將。專兵器者。平田民部左衛門尉。長谷場十郎兵衛尉。兒玉四郎兵衛尉。或山鹿越右衛門尉。爲船大將。其外佐多越後守。川上掃部助。本田彌六。市來八左衛門尉。本田伊賀守。穎娃主水。白坂式部少輔。伊集院伴右衛門尉。有馬次右衛門尉。毛利內膳正。柏原周防守。村尾源左衛門入道笑栖。市來備後守。東鄉阿波入道休伴。伊地知四郎兵衛尉等爲卒將。都合其勢三千餘人。整兵船一百餘艘。而二月廿一日發船。已着大島振威。又趣德島々郎出應而防戰者殆千有餘人。其中斬首者三百餘人也。故殘黨不日屬于旗下而悉焉。同年四月初一日。欲到那覇之津。彼徒卒爲隱謀。設鐵鎖於津口以備焉。故從異津上陸。交鋒相戰三日。殺騎將步卒數百人。遂入都門。圍其城而欲攻之。時國王三司官及諸士卒共請和。於是不血刄。而已唱凱歌矣。輙以捷書告于薩摩。則遣使家康公言上。公感其戰功。及以黑印賜彼島於太守陸奧守家久。

到于琉球差越兵船彼黨數多討捕之殊更國王及降參三司官以下近日着岸趣誠以希有之次第候委細本多佐渡守可申也

七月五日　　秀忠御判

島津修理入道殿

到琉球差越人數不經日數輩討捕之其上國王降參近日到其國可爲着岸之旨甚無雙之仕合候猶本多佐渡守可申候也

七月五日　　秀忠御判

羽柴兵庫入道とのへ

到球指遣兵船不移時日及一戰彼黨數多討捕之剰國王降參之并三司官以下到于其地不日可爲渡海之注進誠以無比類働共候猶本多佐渡守可申候謹言

七月五日　　秀忠御判

薩摩少將殿へ

琉球之儀早速屬平均之由注進候手柄之段被思召即彼國進候條彌仕置等可被申付候也

七月五日　　家康御黒印

薩摩少將とのへ

右見島津貴久記

○論杖

夫杖者仗也。言仗倚以扶行也。予熟思之。非啻能扶行。亦有益世教高名甚多矣。何則稽諸古昔。夸父投杖爲鄧林。王母揚杖指月宮。仲尼拖杖。有泰山之歌。原憲倚杖。有非病之辯。伯兪泣杖。長房乘杖。忠武横杖談法略。忠穆揮杖諫南齊。崖浩之杖製强剛。韋叡之杖禦勁虜。於唐則世南世勣。於五代則劉鄩彥章。皆有取於杖者也。降而至宋元之間。杖德益盛。粘罕搶杖虜華倚。宋澤用杖復汴京。岳武穆有吉州之杖。劉大尉有襄陽之杖。司馬公撫杖。天下仰其德。朱絲陽忘杖。海內知其仁。伯顏之竹杖圖帝功。李恒之鐵杖定江南。古往今來。如此之類。車載斗量。不可勝數也。由是觀之。杖之爲功也亦大哉乎。今吾所用之杖異于此。朝耦弊屨。夕雙腐屐。東西奔走。終日孜々。徒足汙于土泥而已。夫古人之杖卓焉爲功如彼。而吾杖蠢乎爲功如此。意非古之杖皆金玉。而吾杖獨糞土。然而其爲功用如此胥耆何哉。是無他。蓋古人杖幸而遇古人。吾杖不幸而遇吾也。嗚呼杖々實是非情薄物無性微器。素非有血氣之類。然猶有幸不幸如此。況於人倫有其遇不遇不亦宜乎。吾常嘆吾杖不幸而其不遇古人。故不

牛郊盲夫酒良章識

敢度固陋。因爲杖設鄙論云爾。

○烏有園記〔中井履軒〕

古者爲園。必擇於樹之尤大而美花實者爲園主。培壅有加焉。他小樹安排布置。在兒孫行也。樹老不花。則伐爲薪。其間歲月久遠。小樹皆已壯大矣。必有可代焉者。擇而代之。然舊主根柢深。必有萌蘖之生與新主爭壤。頗勞鐵鏟而後定。是以亦有用盆樹者。園主必盆焉。老則斥之。更盆新主。盆樹亦有不可者何也。盆樹易老。而園中樹可以代者難遽得故也。於是盆樹亦廢矣。是園務之大略也。有一人治園。用桐爲園主。幹大而根深。其實甘芳。其花甚麗。香聞于四外。是時園中舊小樹八百餘株。而新栽小樹及桐之實墜地而生者又數十百株矣。園大有聲。既而桐漸老。又遭水潦。移之東南。自茲花實不及舊時遠矣。不足觀耳。主人更求主。而園中無可者。仍假名于桐。潦退而榛生焉。花實無賞。而根柢繁碩。蓋以此地受陽偏多也。南牆之外有荊。穿牆侵入焉。占地多。芟除之益茂。當是時。新小樹亦有茂盛者、曰櫅。曰榗。曰橅。其他新舊小樹皆漸瘁以死。以其根柢遭逼蝕也。夫花樹亦大抵有年壽。期至。雖根柢未死。而花實不能有復壯。於是乎有接樹之方。櫅已老矣。接以楝枝。而復壯。榗之衰也。棹橡榗生其下。交蝕其根。遂簒其壤。而三分之。橅獨老而猶存。以其牆角磽地無與爭壤者故也。荊者自外入。根柢尚壯。榛尤壯。爭壤至疾。乃與荊櫅六樹相讎。而園分爲七。又數十年。六樹益衰。榛亦有衰容。接以梠枝而茂盛倍舊。逼蝕六樹。竟斃之。滿園榛蕪。會主人寢病。不視園久矣。既愈。覩之大愕。遽鋤而棄之。乃植檳以爲園主。不復雜他卉。其小樹皆檳之種生云。花實雖不及桐。而愈於荊榛也遠矣。槇老。代之以核以榗。並有花無實。花亦不足觀焉。榗之老。分爲二爲七。各有主。或厠夷果。其後也復合爲一主之者。曰㮨。曰槽。曰棌。棌之衰。夷果復分園。曰檫。曰檜。曰杭。杭又逼蝕棌株。遂擅園。杭老。代之以棚。棚非夷種。稍爲改觀。棚老。夷果復代之。曰楕。楕似冬青樹。無花無

實。但翠葉經霜雪而不彫。故謂爾云。
老場氏曰。花實宜愼愛護。培壅尤不可忽焉。不則霜雪旱潦之交攻。中折忽諸。然特培壅之力。謂可以縱其天壽者非也。委于天廢培壅之功亦非也。唯善愛護焉。盡培壅之方。以終其天壽。斯爲美焉耳。

履軒幽人

○由井正雪事

慶安四辛卯年七月廿七日

一號由井正雪浪人累年令在江戸今度於當地構虛言諸浪人申合結徒黨之處自彼列之内訴人有之而去廿三日丸橋忠彌河原十郎兵衛永山六郎右衛門と云者捕之其段承之正雪徒黨之内十人其身方より申出此者共は身上可相濟之由申開候條實儀と存令一味之處今度正雪御穿鑿付而驚入申候之由訴之正雪儀者駿府へ相越候由付而彼地へ申遣之處駿府梅屋町（太郎右衛門所へ）一昨廿五日到着早速爲可召捕取卷候處正雪幷黨類以上八人一所にて自殺此外坊主一人下人壹人生捕之趣駿府定番之面々駒井右京より注進申候

八月十日

一今度浪人共企徒黨付而數度穿鑿之今日江戸引渡於品川被處罪科依之爲撿使小幡三郎左衛門坂井半左衛門被遣之

八月十二日

一今度由井正雪構虛言於江戸浪人共進退可相濟之旨申に付而令同心之者六人於評定所御預所謂

土屋兵部へ　金丸權左衛門　三浦志摩守へ　河内山八郎兵衛

戸田主膳へ　小川六左衛門　京極主膳へ　齋藤九右衛門

緋部内匠ハ　加藤長右衛門　堀大學ハ　繪師彦兵衛

一右之外正雪雖相催不同心浪人十五人者可爲其身心次第之旨也

右兩條於評定所牧野佐渡守久世大和守神尾備前守出座有テ申渡之云々

同十三日

一今朝於評定所御中間頭大岡源右衛門同子貳人佐渡江流罪是又今度正雪一味之丸橋忠彌ニ屋敷ヲ借置其上徒黨之企ニ付諸浪人共取籠候趣不申達剩忠彌ニ借置之請人相果候處其以後不改之差置又組下に忠彌一味之者有之處不存段重疊不屆被思召候依之被處流罪云々

同十四日

一今度由井正雪丸橋忠彌ニ相催浪人企徒黨付て林理右衛門奥村八左衛門同七郎右衛門田代二郎右衛門並御弓屋藤四郎右之旨趣依令言上今日御褒美被下之所謂

一五百石　林理右衛門　一三百石　奥村八左衛門

一三百石　同七郎右衛門　一三百石　田代二郎右衛門

一〔御加增〕百五十俵〔都合貳百俵〕白銀百枚　弓屋藤四郎

右之通被下之四人之浪人共可被召出之旨伊豆守傳之和泉守豐後守列座也

一丸橋忠彌企徒黨之儀松平伊豆守家來奥村權丞江弟奥村八右衛門申聞付而忠彌江令一味樣子具承屆公儀江可申上之由申之付而爲御褒美黄金十枚御帷子單物被下之權丞義依爲伊豆守家來自分よりも加增遣之云々

八月十八日

一大坂井肥前長崎より以次飛脚御狀箱到來去頃浪人油比正雪徒黨之與力吉田勘右衛門事於攝州有馬湯

討捕之彼是從大坂差下之同與力金井半兵衞事於攝州天王寺勝滿堂自殺之處未死に付て於大坂加養生之注進之彼父市左衞門は長柄川江入水之由半兵衞申之付而彼死骸相尋之由注進之

九月九日

一今度企惡事結徒黨者之內於當地丸橋忠彌永山六左衞門河原十郎兵衞等相捕之所町奉行徒同心共ニ爲御褒美白銀三十枚被下之旨兩町奉行へ伊豆守和泉守豐後守傳之

一右徒黨之內渥美次郎右衞門柴原又左衞門同七兵衞於相州粜谷村坪井次左衞門御代官所相捕之百姓共ニ爲御褒美米三百俵被下之並次左衞門成瀨五左衞門手代之者共彼場江罷出輩へ銀子貳拾枚被下之旨次左衞門へ伊豆守和泉守豐後守傳之

九月十三日

一今度企惡事結徒黨浪人並親類等先日被行罪科之外今日又廿三人江戶中引廻し於品川成磔或被梟首之

一天樹院樣御小間使新九郎事今度浪人共徒黨之もの之內緣類宿を借スニ付て追放被仰付之旨長田十大夫へ老中傳之

一近藤登之助徒同心一人丸橋忠彌姉聟付て是又追放被仰付之旨老中登之助へ傳之

右兩輩追却之國々所々者御定之通也

○末次平藏事（長崎銀座より文通寫）

長崎元銀座古帳之內京都へ上せ申狀之留

延寶四辰年

一正月十八日末次平藏殿同平兵衞殿同平左衞門殿右三人之衆筑前樣へ御預けに成跡は欠所等に御座候大分に銀子御座候樣風聞仕候方々へ借し銀子七百貫目程有之樣に申候其內地下に七百貫目程御座候

樣にて銀高六七千貫匁も有之樣に取沙汰仕候いか樣之儀にてヶ樣に成行申候哉曾て知れ不申候平藏殿御母儀長福院殿と御內陰山九太夫下通事下田彌三右衞門と申者と三人之態之樣に取沙汰仕候唐舟え銀子借し申共中又唐舟仕出し申候樣にも色々風聞仕候へ共然と仕たる儀一圓知レ不申候當十五日に陰山九太夫實子女之母下人共に籠舍仕候下田も同罪にて御座候錠吹九郞右衞門當五日に籠舍致候其外四五人籠舍仕候

一松平主殿樣西國之御目付にて御座候當十五日に當地へ御越被爲成候萬事主殿樣と御談合にて御座候平藏殿三人之衆筑前樣當地之御やしき後藤町に御座候此上に江戶より之被爲仰付次第いか樣に御成可有事哉覽と申事に御座候

二月廿二日　林　九左衞門

一先月廿二日に以書狀申上候もはや相屆可申と奉存候其刻申上候通末次平藏殿義にが〳〵敷事に成行申候未落着は不仕候千ヲが七八迄平藏殿は切腹にて可有御座と申候叟元之衆被申は銀子之分は銀座包に成可申と被申候當年叟元番之衆少はやく被下候樣に可被仰付候（下略）

一叟元番下り被申候剣小玉拾貫目御下し可被成候內へけし小玉五百目御下し可被下候

三月六日　林　九左衞門

京銀座　各樣

一今日御禮に上り申候處に少待申候樣にと御意被成候故相待居申候へば何も御禮共濟申候はゞ益田彌二右衞門殿して御意被成候は去年之通に御絲可被下旨被仰渡候（中略）飛脚に渡し申候ても少も道中氣遣成義無御座候由承申候一丸に付廿二匁五分つゝにて持上り申候由承申候

一昨十四日に唐舟一艘入津仕候銀高百三拾八匁之船にて御座候

三月十五日　　　林　九左衛門

京銀座　各様

一今月朔日に白絲貳拾丸幷柄絲十丸請取申候

一今月朔日福州舟一艘出舟仕候銀高貳百八拾九貫五百九十目銀道具貳貫四百廿匁持渡り申候二三日中に又一艘出舟被仰付候（下略）

卯月九日　　、、、、

一昨廿五日に陰山九太夫親子下田彌三右衛門錠吹九郎右衛門長崎中之引渡九太夫彌三右衛門ははり付九郎右衛門九太夫子當年八つに成候此兩人は成敗にて御座候

一平藏殿親子は出雲へ御預ケに成候に究り候由長福院末子之息女とは平戸へ御預ケ被成候と申候平左衛門殿ハ五ケ所奈良筑前御拂被成候由に御座候

一平藏殿銀子大分ニ御座候由就夫銀子之分ハ銀座包に成申候由風聞仕候（下略）

一唐舟今月十三日迄に四艘出舟仕候右之銀高四百九拾三貫九拾目銀道具三貫八百貳拾目持渡申候四五日以前に南京船壹艘入津仕候唯今唐舟貳艘御座候（下略）

卯月廿六日　　林　九左衛門

一四月中より雨ふり出し先月廿五日迄晝夜ふり續申候間方々ことの外損シ申候其上大水出申候終にケ樣之義者長崎初り覺不申候事と何も物語にて御座候中々すさまじき事にて御座候

一昨二日にじやがたら船一艘入津仕候銀高百八十貫匁計と申候

六月四日

右末次氏事長崎銀座古文書に見ゆ。

○寶永伊勢參宮事

伊勢參宮子共渡船之覺

閏四月十日

貳百石より百八十石迄つみ申候船に而候

大船　　　　十五艘

一艘に人數貳百三十人より貳百人迄のり申候

五十石より三十石迄

小船　　　　六十三艘

一艘に人數三十人より四十人迄乘申候

同十一日

大船　　　　五十壹艘

小船　　　　九十三艘

同十二日

大船　　　　四十九艘

小船　　　　八十壹艘

右は閏四月初頃より參宮人多く罷成別而洛中洛外より六七歲より十四五歲迄女子共ぬけ參仕京都より大津船場迄續候程大勢參船渡願中に付不便に存大津百艘之者罷出船賃取不申矢橋まで船渡仕候尤船役手代之者毎日罷出子共けが不仕樣に申付候右之外船に乘不申陸參候もの又は大津松本より渡候船數未相知不申候凡一日に三四萬も參宮人可有之沙汰之由御座候其內七分は子共三分は大人にて御座候京都

町人共金子錢丼すげ笠わらじ等迄道へ出しとらせ又は牛車歸馬賃なしに乘せ候て參候夥敷由申候に付
御注進申上候以上

閏四月　　五畿内御代官　金丸又左衛門

一右之書付閏四月廿八日御城迄注進之寫

一右近年無之參宮之子細は
四月中京都町人うとくなる者一人之娘持申候當年三歳に罷成候乳母を附そだて申候處四月初頃三歳之娘うばに申候は伊勢へ參宮仕度申達て申候てなき申候幼少之子之事に候へばうば樣々だましすかし申候へ共殊外なき申候依之主人へ其わけ申候へば主人申候は三歳之小兒なにの差別を存候て參宮之心懸可有之か其方參宮仕度存候故左樣に申にて可有之としかり置申候然所右之娘樣々なき候て乳母をせがみ申候に付てやむ事なく三歳の小女をいだき參宮仕候親共たづね申候へ共見へ不申に付て頃日ひたもの參宮の事申候間定て參宮仕たる物と追手をかけ申候て粟田口にて追付よびもどし申候

一兩日過候て彼娘以之外に煩出し相果申候一子の事兩親殊外愁歎仕旦那寺へ遣し埋法事など執行申候則乳人も暇出し申候然所四月中旬彼乳人參宮より歸彼娘をいだき主人の家へ罷越候兩親きもをつぶし其子はいつ頃相果其方も暇出し申候如何致候哉と相尋候へばうば申候は私御暇被下候は覺申候御息女樣之御死去不存候樣々御せつき被成候故存立參宮仕無恙罷歸候無紛御息女樣にて候由申候餘不審に存旦那寺へ人遣し墓ほりかへし見申候へば御祓をうづみ置申候前代未聞之儀洛中洛外承傳彼娘の所を尋付候て見申候由依之右之通當年細も知らぬも參宮夥敷儀いにしへよりも珍布事に候御城迄注進御申候餘にふしぎなる事故書付懸御目申候

五月

右古書狀鈴木氏より借て寫す〔己未六月十十三日〕

○明智光秀事

鳩巣小説に本能寺にて明智日向守軍勢本堂へどつと押込候時古堂の事故根太落申候其時分信長の長刀など數十本本堂の天井に構居候て右の響にてことごとく落申候故先をふまじとて大勢取除など仕候うちにゆとり有之候に付四方田某と申者脇入口より槍を提候て押込候故蘭丸右の手に刀を提ながら白小袖に髮を修禪寺紙の平元結にて茶筌髮に結候てかけ出何者に候哉と罵る處を右の四方田鎗にて突伏申候跡より信長白小袖にてねまきの儘にて何者にやと被申候處蘭丸惟任謀反と見へ申候由申候得者其儘奥へ御入被成候を今壹人の敵追かけ候て後を御見せ申事はきたなく候由詞をかけ申候へば信長見歸り被申白眼被申候處右之者矢を放して素肌に射付申候夫に御搆不被成奥へ御入自害と見へ申候其儘火手上り申候て致落去候四方田某蘭丸首を取り惟任へ見せ申候節目くらくなりて得と見付不申ひたと見候て其後蘭丸にて候と馬上にて悅氣もちつき申候由に候四方田は後越前へ被抱申候丹波の士のよしにて候四方田をヨモタとよみ申候はあしく候音にてシホウデンとよみ申筈に候それをシヲウデンと讀誤申候今越前に子孫四王天と書す、右一件松永貞德が書に戴恩記と申ものに有之候實錄と見へ申候本堂に鎗の懸り候て大勢入込候て落申候事又蘭丸修禪寺紙の平元結など左樣に有之事に候惣て實錄はヶ樣之儀にて知れ申候明智日くらく成候事天罰と申事に候得共うろたへし事見へ候夫が則天罰と存候易喜易德は小益にて候得者忠を得申事可成申候哉（本ノマヽ）推ふして心大成にて候

○琉球聘使詩

寛政二年庚戌冬十一月琉球國聘使來

富士山　　宜野灣王子

富嶽群峰祖。扶桑第一尊。滿頭生白髮。鎭國護兒孫。

奉送四郎兵衞先生自下關先赴江府　　毛廷柱

浮槎共赴武昌潯。早晩相依情意深。從是先生先我去。別離雖暫奈分襟。

偶成　　蔡克昌〔樂童子〕

詩家淸景在新春。綠柳纔黃半未匀。若得上林花似錦。出門俗是看花人。

寛政庚戌仲冬九日。琉球使者宿于三河岡崎驛。明年正月九日。復經此驛。荻親卿金子匹寄詩。各有和詩。幸地親方。馬克義。兼本親雲上。毛廷柱。上原親雲上。鄭永泰。並其選也。尾張學士岡田挺之。河村益根。奧田永業。因金荻二子以寄詩。且請求客中諸什。

荅荻親卿　　馬克義

遙望城地列閣臺。及街瀟灑畫圖開。行人可羨文風盛。詩賦推敲七步才。

荅金子匹　　毛廷柱

萬里梯航赴日邊。驛中幸遇少陵賢。鏤金捧讀敎人感。更約歸程覩簡篇。

荅荻親卿

朧天都返遇春天。遠々嶺梅花正妍。在驛叨承珠玉句。淸新俊逸杜陵賢。

辭別小詩其似金子匹　　鄭永泰

岡崎經兩次。相會共詩篇。愧我才華拙。知君腹笥便。
舊梅迎返旆。新柳促歸鞭。心急言難罄。洗淸一幅箋。

呈覽詩稿尾張諸先生　　毛廷柱

柱也性愚本拙詩。長途況是日驅馳。陽春白雪已難和。惟有蕪篇上董帷。

崎津泊舟

傍江房屋自淸幽。明鏡光中繫客舟。村落兌來桑落酒。憑軒且醉解離愁。

舟中聞笛

落落片月照舷明。何處淸風送笛聲。今宵寂寥誰獨睡。況聞折柳倍羈情。

登遠帆樓（在大津）

危樓結構近江邊。過客登臨思渺然。碧水微茫長入海。靑峰點綴聳連天。
揚帆遠々漁舟去。展翅翩々林鳥旋。撫景盤桓心未盡。斜陽乍落晩鐘傳。

富士山

天生富士鎭東瀛。迥壓群州氣勢宏。奇秀峨眉開八字。高標玉柱接三淸。
雲堆絶獻祥光爛。雪積危峯瑞色明。墨客山來多咏賞。勝名永與世倶榮。

富士山　鄭永泰

不二山頭奇色開。疊氷積雪八垓該。巍然另面隣霄屹。百萬雲巖伏地來。
插空蓮頂出群峯。四節玲瓏白雪封。幾度英才襄自磐。轉頭難舍玉芙蓉。
巍峩玉柱帶雲端。雪色晶瑩第一觀。山寺五更僧未起。東涯日上已三竿。
絶頂崚嶒聳碧蒼。日晴猶見雪凝光。若將五嶽爭高下。富士應推第一行。

山寺秋月

蕭々瑟々樹間秋。古寺黃昏月色幽。萬里江山開白晝。滿天星斗落靑眸。
苔階人靜曇花冷。竹院更闌寶鐘浮。一百八聲鐘響罷。老僧閑步下高樓。

看殘菊

勝園沙上趣偏濃。況復霜枝逸色重。燕剪不教裁冷艶。鶯梭未許織芳蹤。
吟餘太乙生藜火。醉對流霞折紫蓉。知是盛朝深雨露。黃花十月有秋容。

薩埵嶺

酒店留旗蓋。雲霞繞海中。地連蛟窟近。門與蜃樓通。
松嶺千竿月。濤聲萬里風。擧頭親富士。白雪照晴空。

梅澤題山茶花

樛枝楚葉鬱相偎。深淺花紅爛熳開。岩畔露濃香似茗。隴頭雪重韵同梅。
颶風絡繹珍珠串。照日玲瓏錦繡堆。此種茶經未收採。山家何處乞來栽。

題菩提達磨畫

一辭西域入梁朝。掛錫嵩山德見饒。面壁端居千古事。至今正法永傳昭。

詠梅花

瘦影横斜送曉風。衝寒點綴小窓東。誰憐零落三更後。吹入江城玉笛中。

○龜岡十勝詩

逢山老松　源治實

朱門別業鎖長松。山似蓬萊第一峯。日暖溪邊馴白鶴。雲深林下蟄蒼龍。流膏耐助仙家壽。
避雨還經秦代封。偃蓋況含滄海色。十州霞客此從容。

龜岡晴花　源治保

亭子春光特地闌。千里花影覆欄干。鶯聲迎霽呼紅樹。海氣送陰歸翠巒。豊草垂楊將併馥。
淡煙輕霧半凝寒。料知閑適多幽趣。情景何妨圖畫看。

鶴崖暮靄　　　　　　　　　　源　忠　道
形勝幽深似回箭。奇巖怪石盡天工。鶴崖削立寒林外。雁字淡懸暮靄中。興想乘桴泛瀛海。
望疑縮地到崆峒。名園元續君王賜。豈不裁詩賀主翁。

北溪霜葉　　　　　　　　　　阿　部　正　精
林轡北背一溪斜。滿目丹楓映晚霞。氣奪微風裁蜀錦。雲蒸驟雨浣吳紗。何須曾寫宮人怨。
應是屢停君子車。千載猶思㘴鶴句。賞心不啻勝春花。

環江朝暾　　　　　　　　　　源　　　　清
水背南山水面橋。一攀高閣望蒼茫。雞鳴驛路行人度。日出扶桑宿雁翔。五彩射潮披錦繡。
九光暎浪占禎祥。是州元賞郊原月。不及海天觀太陽。

蔬園薰風　　　　　　　　　　紀　　正　　敦
蒲萄引蔓拂蒼穹。架製新移大宛工。畝上春花看集蝶。塢邊私實更成叢。多栽蠻種名全異。
熟置琉盆味不同。勦罷蔬園數綦局。衆香吹散海天風。

幽原淡霧　　　　　　　　　　藤　原　長　昭
霜林槭々起寒飆。秋景無邊正寂寥。羽獵舊聞同衆樂。田車今見選徒囂。豹緣霧淺身難隱。
鷹爲草枯氣欲驕。可是侯園非陷阱。不容雉兎與芻蕘。

淸池游魚　　　　　　　　　　源　　正　　剛
名苑淸池風色幽。金鱗銀尾伴群游。喩喁時盡漪瀾躍。活潑或開蘋藻浮。吹沫聯珠依怪石。
揚鬐濯錦泳深流。誰知臺上觀魚興。却擬逍遙濠濮遊。

西林神祠　　　　　　　　　　源　　　　常

八幡祠老樹蒼々。廟貌何年擬鶴岡。澡潔蘋蘩堪可薦。林深禽鳥自相忘。虹橋斜渡紅欄路。水石逆通玉女房。怪底賽神歸去晩。不知身在地仙郷。

閑庭芳卉　林　衡

幾道栽花運巧成。雨乾園莇自敷榮。嬌紅艶紫多相暎。異草奇葩正互爭。故搭蓮鈴簷鏐鐐。又裝移檻鏤瑤瑤。此中不許人饞見。怕使蝶蜂分外驚。

文化紀元歳次甲子春三月五日立石

右十首借抄于井上竹町家　杏花園

○草亭詩

清遠飄來桂子香。臨風結侶乘秋涼。未能聽法同頑石。思欲參禪到定光。綠樹千霄青嶂合。黄槐夾道碧雲涼。潺湲流水柴門近。一路談深過石梁。

○むかし物語

冬御陣之次第

一主殿頭樣駿河を十月十日に御供に而伊勢路御登被成大垣へは大久保權右衛門殿惣家中召連御登候樣にと前島文太郎へ被仰付十一日に大垣へ参着し御意之趣を申渡候中二日置同十四日に惣家中大垣を罷立申候

一醍醐に而御一宿被成候而惣家中御目見仕候彼地より御供に被召連御出陣被遊候

一伏見へ御着富田屋所に御一宿被成翌朝御立之時惣家中馬乘之分被召出御前にて被仰渡候は今度相模守殿御逆氣を蒙候に付我等事も御目見も不仕罷立候間此度は是非共に討死可仕と存候何も命を呉候樣に被仰則御酒被下並金銀御手づから皆々へ被下置候何も涙を流し候而是非御最期之御供可仕と請

合涼しき道途にて御座候扨又夫より八幡之近所內重へ御着是に十日程之御逗留夫より津田に御一宿被成夫より平岡へ御越し被成候時砂の邊にて加賀之人數通り申候此人數通過候跡を御押明被成候はゝ大軍之事にて候間二日も御おくれ可被成候に付加賀之人數之內押破此方の御人數御通し可然と被思召則御馬に被召御乘りやぶり御通り被成候其跡に大久保權左衛門殿打續惣家中召連乘破被成候權左衛門殿乘出し加賀之人數の中へ乘込馬を横に立加賀の勢を通し不申候此時加賀之勢とせり合すでに可及喧嘩にと互に口論有之候得共此方之人數せり勝人數不殘通り申候彼所に一兩日御逗留被成夫れより平野へ御越し被成候樣御合宿之御方は松平下總守殿西尾豐後守殿德馬左馬之助殿稻葉淡路守殿此衆之內左馬之助殿は遲御越候に付久法寺前之川原に暫御待被成候內平野に籠居申候敵共此方の旗の勢を見出し候而平野を地燒仕大阪へ引取申候平野の家來燒申に付其夜は平野に野陣御一宿翌日平野の宿へ御打入被成候て此所に十日程御逗留平野に番所五ケ所御座候處此方樣より一ケ所張番仕候大阪方より物見に出申候者共三人其內壹人此方物見に出申候討取申候殘り貳人は城中へ逃込申候此外には諸〻手へ壹人も討取不申候住吉と平野之間に野陣御取被遊是に御一宿住吉之須濱之松原之間北之方に野陣変に久しく御逗留穢多ケ瀨にて蜂須賀阿波守殿御陣取御座候葭島を誰々被仰付候て博勞ケ淵を乘取申度と阿波守殿言上被成候處に本田美濃守殿被參候得と上意に付本多上野殿水野日向守殿永井右近殿申合日向殿葭島へ見せに被遣候處此葭島之樣子阿波守殿被仰上候通りゐんけいの事に御座候に付御前樣權現樣日向守殿へ被仰付候然處日向守殿被仰上候は此所船無之候而は難成候所にて御座候私儀船持不申候船無之候而者難得勝利御座候とて御辭退被成候由に付御所樣御不興被遊候由御沙汰御座候殿樣內々何方成共御先手被仰付被下候樣にと被仰上候に付主殿頭可參哉と御意被成時前廉本多上野殿永井右近殿水野日向殿堀丹波殿殿樣御同道被成葭島を御覽被成候故殿樣此

所被仰付被下候様に被仰上候得は則被仰付候此前に堀丹波殿も葭島へ上野殿右近殿抔御出被成候下心は成べく所に候はゞ葭島御請取可被成と御内存候得共川有之其上潮の差引有之難處にて難叶場故兎角之事も不被仰上候其節風聞仕候扨葭島此方へ十一月晦日御請取一夜野陣にて此葭島は潮之滿干御座候所に候故殿樣は少し小高き所御座候故御本陣に取申候殊更其夜小雨ふり潮のさし引有之候故諸侍立明し申候扨葭島へ御人數出申候を敵見候てかせいろうより鐵砲を稠敷打掛ケ申候故土手をかきあげ是を形取惣家中之者共一人も休候者無之終夜鐵砲打合申候翌朝は洲崎へ押し出し向之せいろうより鐵砲打候者共と稠敷打合手負數多御座候此方にて殿樣御傍に居申候御指物持候者胸を打抜かれ候由當座相果申候蝶之羽にも鐵砲いくらも當り申候得共殿樣御身には一つも中不申候此所鈴木田隼人正持口にて御座候其時大久保權左衞門殿殿樣へ御取付大將之先走りは甚悪敷事とて御引止候得共御ふり切洲崎へ御出被成候て向へ越候樣にと御下知被成候得共惣馬共は住吉に居申候其上折節鹽滿申候故遲々致申候所に流船壹艘見出し候て平出右衞門七中黑彌兵衞大河內金三郎神田喜兵衞淺井佐次右衞門坪井七兵衞村田新助以上七人乘候てろかい無之候故鑓の柄を以さし漸々中島へ付申候向へ渡り候にろかい無之候に付遲々致申候樣子に相見へ申候て蜂須賀阿波守殿船大將岩田甚兵衞と申もの小船をこぎ出す又松平宮內少輔殿船大將横井治太夫と申者是も小船にて向へ着申候此內鹽も少々引候其上敵乘捨候船共流來申候故取乘り／＼早速此方惣人數向へ無理に越申候五分一を御乘取被成候此時敵三拾人餘討取御注進被成候其御使權現樣へは久米武太夫將軍樣へは高木權兵衞被遣候扨將軍樣へ權兵衞參候て樣子申候得は殊之外御機嫌能御前近所迄被召出御障子越に五分一乘取申候樣子委細に被爲聞召其時權兵衞呉服御羽織被下置御前ニ御座候御赤飯をも被下置候御前を罷立候節本多佐渡守殿御申被成候は權兵衞召連候者共にも赤飯を喰せ候得と被仰付下々迄も赤飯被下歸り申候

則兩上樣より手柄仕候樣子にて上使御座候

十二月朔日

御所樣より加々爪民部少輔殿豐島主膳殿

將軍樣より近藤勘兵衞殿内藤外記殿

一博勞ケ淵より十二月朔日せん場口へ被押詰大筒を被爲打候せん場之塀櫓抔打破申候此時向よりも鐵砲彌敷打掛申候故此方之者共手負數多御座候其日成瀨隼人正殿御出にて深入仕候とて上樣御不興に被爲思召早速御引取候樣被仰渡候殿樣被仰候はあの向の塀櫓抔打破度候て大筒打せ申候向の樣子御覽被成候へ大方打破申候間先引取可申と存候間御同道可申と被仰候て隼人殿御連立御引被成候其時隼人殿權左衞門殿へ被仰候は主殿頭殿若氣にて深入被成候共貴殿の御留候はんに同じ樣に御差出候事は沙汰の限りと被仰候へ者權左衞門殿御挨拶に兎角流矢に成共當り死度存候と御申候得者又例のにが口を御申候と被仰御笑被成扨隼人正殿御申故に御引取被成候が隼人殿御歸り被成候と又御張出し鐵砲御打せ被成候殊外鐵砲ぜり合御座候其晩殿樣御一人敵地近く御打寄被成候て味方の陣へ遠く共上何も川隔申候故夜討等も可有之哉と無御心元被思召候との上意にて爲上使瀧川豐前守殿近藤石見守殿に加勢の鐵砲を四百挺御連被成候て御出其夜兩使も終夜御起候て御座候石見守殿御息子彥九郎殿も御越候扨加勢に參り候鐵砲者蜂須賀阿波守殿より二百挺淺野但馬守殿より二百挺頭拾人計（一本二十人）り參候扨右之四百挺の鐵砲つるべ放二通り御打せ夫より御本陣の後に御置被成候共鐵砲之者共斷申候者是非御手先に被爲置被下候樣にと達て申候得共殿樣被仰候は各御申候所尤に候得共我者共先手には當所申付置候得は跡に居被申候樣にと被仰候て三百間程跡川べりに所指被成御置候博勞淵に御陣元共夜船場地燒仕引取申候樣子に相見候と見物の者共見來候て申候に付其夜船場御乘取可被成と

被思召候所佐久間河內守殿近藤石見守殿瀧川豐前守殿爲御指圖と御座候て河內殿被仰候は是迄御出候をも深入と上には思召候て御不與に候船場へ今夜御乘候事必御無用と達て御留被成候處殿樣被仰候は我等今夜乘不申候共阿波守殿御乘取可被成候間我等乘取可申と被仰候得は若阿波守殿御乘候はゞ瀧川豐前守押留可申筈に彼是仕置候間阿波守殿も御乘有間敷候と河內殿被申候得共殿樣是非に乘取申度と再三被仰候得は三度目に河內殿御申候は我等共を御はね候て御乘取討死被成候はゞ御子孫迄御跡の立不申候樣に可仕と達而強く被仰候而御留被成候に付其時權左衛門殿被仰候は討死可仕と存候も御奉公に可被成哉と存候てこそかせぎ申候左樣候はゞ主殿頭是非可參と申候共指留可申と御申候右之仕合故に無是非思召留り其晚物見の者共船場へ乘込敵の幟り三本首壹ツ取り來候故則茶臼山へ被差上候へは其時船場乘取手柄仕候由兩上樣より上使被下置候高麗橋に而稠敷鐵砲せり合辰の刻より未の刻迄右之手負死人數多御座候此時御旗本衆御知る人之分不殘爲御見廻馳付〳〵御出被成候此鐵砲之音を御所樣被爲聞召早々引取候得と上使度々御越候得共喰留り候而有之候所豐島主膳殿上使に而人數不引候はゞ可爲謀叛と被思召との上意にて候故御引取被成此以後段々に仕寄を付堀口迄押寄申候此後御扱に成候而惣堀埋申候間京都迄御歸陣被成候蒔繪師庄太夫所に被成御座候惣家中は伏見より御暇にて大垣へ罷歸り申候

一御組頭八人石川左京石川織部伊奈主水大鹽久助石川淡路加藤若狹平出衛門七加藤與兵衛〆

一旗頭冬陣天野刑部左衛門鈴木與次右衛門夏陣は鈴木與次右衛門山崎六郎右衛門〆

一使番大久保市郎右衛門毛利半助中岩新左衛門久米武太夫高木權兵衛石川八郎右衛門瀧元源藏柘植六兵衛高橋庄右衛門川澄彦太夫淺井藤右衛門細木彌次之助〆

一十一月晦日葭島え燒船に乘候七人衆平出右衛門七大河內金三郎中黑彌兵衛村田新助淺井佐次右衛門

坪井七郎兵衛神田九兵衛

一十二月朔日船場乘取節先掛坂部與五右衛門中黒彌兵衛大河内金十郎毛利半助神田九兵衛坂部次郎兵衛高岡半兵衛和泉九兵衛都石三九郎吉川孫市坂倉五左衛門大久保八郎五郎鹽屋源兵衛〻

夏御陣之事

一殿様駿河を御立直に伊勢路御登り被成候惣家中は卯月七日八日兩日に大垣を罷出登り申候勢田にて御目見得仕夫より殿様は京都へ御越被遊何れの手成共被仰付被下候様にと板倉伊賀守殿へ被仰候惣家中人數は東寺の近所御所之内と申所へ參着一兩日逗留殿様にも御所之内一夜御泊り夫よりから谷へ被成御座候此節高槻に明キ御座候故伊賀殿彼地へ御越候得と被仰候得ども敵陣近く味方當りに無之故何も御思惟御座候處殿様よりケ様之所へも參度由伊賀守殿へ被仰候所尤に而候とて伊賀殿御悦殿様に御越候様にと被仰越候故其儘から谷へ御出直に御立高槻へ其晩御着被成十七日彼地に御本陣御取被遊候

一三島口張番之者御注進此時大阪より落人十四五人廣權現様砂子と申所に被成御座候故御引せ御上ケ被成候處殊之外御機嫌克御座候由此時京極若狹守殿同丹後守殿致合宿京都筋押可申旨上意之趣御奉書參候其日早申ノ下刻にて御座候故漸日暮申候て橋本迄は明日御越被成候様にと權左衛門殿を始組頭年寄共申上候得共兎角今晩橋本迄御押寄可被成と殿様達而御意被成候間則御馬に被爲召て御出被遊候故惣人數も追々打立其夜橋本參着申候船御越不被成候ては難成所にて御座候得は橋本近邊北見五郎左衛門殿御代官所にて御座候故小船貳拾艘御肝煎御貸シ被成候に付船を一番二番の鬮取致只今より終夜越候様に御下知被成宵より夜明迄惣人數押乘皆々明曉より御越し被成可然と被申上候得共大勢之人數急速には〔闕〕被遊間敷由只今より越候得と御意被成候宵より越候而夜明時分は越拂申候

殿様御下知之様に宵より越不申候は七日之御合戰御逢被成候事難成候へ共早速爲御越被成候故七日之御合戰首尾能御逢被成候とて年寄候者共奉感入候

一京極若狹守殿同丹後守殿先備へに而殿様は三番備にて御座候故御兩殿へ切レとを早々御越可然と此方様より被仰遣候所御返事に切レとを前に當陣取可罷在旨被仰付間越申候事罷成間敷由申來候に付又重而兎角御越被成可然存候得共實に御越被成候はゞ御兩殿先備に御座候得共切レと御守の事に候間拙者壹人先へ越可申由被仰遣候得は貴様壹人先へ被爲越候而是に罷在候事は如何に存候右申進候通り切レとを守可罷在旨被仰付候に付此所を越參候は如何有之と存候後日公儀より御咎御座候はゞ其節貴様御差圖に而越申候通り請に御立候におゐては越可申候と被仰越御使度々往來御座候處則殿様被仰遣候は此所越へ後日に御咎御座候はゞ拙者申候て御越候様に致候通り急度可申候間御心易御越被成候様にと被仰遣候に付さらば請に御立候上は御越可有之とて若狹守殿丹後守殿にも切レとを御越被成候其場に北見五郎左衞門殿も御座候而御越候事尤至極に存候と申候得ば殿様被仰候は切レとを越一戰を遂討死候得は後日の御咎も有間敷候又一戰に敵を追崩申候は猶以御咎も有間敷候間是程心易請に立候事は有間敷と御意被成大笑を被成候即時に京極若狹殿同丹後殿御越被成候而道筋に御備を立御陣取被成候此御衞者大阪之人數道筋へ出候者先京極殿御人數突崩候はゞ此方御人數にて押を取切横矢にて一もみに一戰御勝利との思召也物見之者被遣候得ば壹里程先に大軍押出し候と相見へ候に付乘り歸り申上候其内御本陣よりも人數出候體相見申候間其儘御一戰可被成と思召御人數押出しひた物掛申候所に敵之人數旗指物見へ不申候に付上下共不審をなし其内ひた物欠行候所へ少し程有て大阪の天守より煙高く上り候故煙共見合がたく不審に存候處焔出候故扨は落城にて候と殿様も御意被成候て纛惣容早く押詰一戰可致と御下知被成候に付御掛り候得ば落武者にて候か大軍に

て候へども殊外もろく御座候其儘崩れ申候を追討に京橋際迄追付討申候て首數貳百七拾三討取則茶磨山へ差上られ候此外切捨致候物首數の分は是より多可有之候と存候先へ早く御詰被成候間高名に手間入候は切捨に致候様に御下知被成候故大方の首切捨申候早く取候首數計貳百七拾三御上被成候扨京極殿は道筋を御押候故遅々仕候此方御人數は田畑をも不構參候故京極殿御兩殿之人數より拔群先へ成申候京橋近く罷成御旗之奉行鈴木與次右衛門殿山崎六郎右衛門御旗を何方へ立可申哉と相伺申候處に自是以後殿様御旗御引可被成候と則被召連兩人之奉行も御供申參候處京橋際町家に御本陣御取被成候京極殿之御兩殿は跡より御詰被成候故に野陣にて俄に可被成様無之候間町家の端れに御本陣計御借し被下候は可爲本望と被仰遣候所殿様より御返事に易き御事にて候則御貸可申由御意被成候而跡町家壹町餘も自是渡可申候と被仰遣候て其分家陣居申候者共出候て咎申渡し候様にと御意付に皆々腹を立つぼみ申候處則御前へ春日又三郎參上仕候て京極殿に用なき家陣御渡し故我等共迄有付候所を出候て餘之所へ移り申候とて御前にて腹を立申上候得ば殿様御笑被成候此時京極殿より御禮狀來り此度は御指圖に依て切レとを越候故是迄早速參着仕候偏に御蔭故と忝存候由申來候則御備を立置申候得ば翌八日御所様御歸陣之節京橋にて幟を御覽被成候て主殿頭は是へ相詰候かと御懇之御使にて上意御座候と及承候殿様は未御前の御赦免無之時分にて候故御目見は不被成候間大久保權左衛門殿石川修理殿始御存之者共御詞を被爲掛御通り被成候

一、銀之千枚ふんどん持通候故追落茶磨山へ被差上候

一、生捕三十人計是は手前にて穿鑿致候侍分は切捨町人百姓には追放致候へと上意にて夫々に被仰付候

一、御歸陣之以後於京都權現様御咄し主殿頭方より差上候首大手より來り候首共に追付來候事不審に被思召候所に翌朝御通之節御覽被成候得は主殿頭殿早々押詰候と相見へ候て京橋際に陣取候是にて首

の早き所御不審晴候との上意之旨流布候て京極殿御兩殿先手に被仰付候に後れに成候事御迷惑に被思召候段御斷被仰上候由然故殿様未御登城不被成候に付幸春日又三郎初中後御供に参候に付て又三郎を被爲召候て本多上野介殿安藤帶刀殿成瀬隼人殿三人以主殿頭は三番にて候先へ押詰候樣子如何之子細にて候哉と御尋候所に春日又三郎件之樣子御老中へ委細申上候得ば御三人之衆も何より之證據には橋詰に主殿頭幟押立候間何角之事も不入候とて則被仰上候得ば權現樣御機嫌能被成御座候と承及候此節殿樣御自身御旗を引京橋之際に御立被成候事一ツ京極殿前後に成候事一ツ町之内にて一二と相見え候段皆々存當り殿樣御分別故と奉感候春日又三郎も其時迄前之腹立を打忘大悅致候由申候

一京都へ御歸陣被成大宮通貴妙院と申寺に御一宿被成兩上樣御在京中京都に被成御座候直に伊勢路越駿河へ御下向被遊惣人數は高槻より直に大阪へ罷歸申候

一名作之吉光之刀取出し京都にて權現樣へ御上ヶ被成候處殊之外御機嫌にて此刀は秀頼より明石掃部へ被爲取候由其討取候ものは如何樣成樣子にて有之候と御尋に付吉光之刀取候者權太夫急に京都へ被爲召御聞被成候得は見知不申候故其通り申上る其後五七年も過候て台德院樣御咄しに大阪にて之吉光之刀は明石掃部にて可有之其後掃部行衛無之候間其節相果候物に而可有候得共主殿頭衆は三河筋之者共に而上方之侍見知候はぬ故惣首數の内へ押込候者に而可有之と上意之由

卯五月七日　　落城之節首帳

一首壹ツ（廿計具足下黑若黨討之）　加藤三七郎

一同貳ツ（一人は五十計柿帷子一人は廿四五淺黃帷子）　伊奈主水

一同壹ツ（四十計黑ゑぼし黑帷子大小取若黨堀石丸右衛門討之）　天野刑部左衛門

一同壹ツ〔三十計甲付鷹羽の[illegible]之〕　石川八郎右衛門
一同貳ツ〔一人は具足下淺黃廿六七一人は三十計具足柿さゐ大脇指〕　石川彌七郎
一同貳ツ〔一人は四十計一人は廿六七〕　柘植六兵衛
一同貳ツ〔一人は家來討之〕　石川甚太夫
一同壹ツ〔四十計脇指取〕　成瀬惣一郎
一同貳ツ　平出衛門七
一同壹ツ〔四十四五計具足下計着申候〕　石川藤太夫
一同壹ツ〔三十計脇指取〕　和田五右衛門
一同貳ツ〔一人は廿六七大小取一人は若黨仁加討之〕　大久保新七
一同壹ツ〔廿四五計〕　太田彌太夫
一同三ツ〔一人は若黨討之〕　伊奈平兵衛
一同貳ツ〔一人は具足下高宮帷子一人は廿六七白帷子〕　山崎五郎太夫
一同壹ツ〔麥畑之内にて具足拔捨候處討〕　川澄彦太夫
一同五ツ〔二人は三十計三人は若黨惣五郎吉之介討之〕　平岩新左衛門
一同三ツ〔一人は四十計白帷子二人は淺黃帷子〕　淺井藤右衛門
一同貳ツ〔一人は若黨討之〕　近藤李左衛門
一同壹ツ〔廿四五計り大小取〕　岩田兵庫
一同貳ツ〔三十計〕　戸塚助右衛門
一同三ツ　前島文太郎

一同壹ツ〔三十計大小取〕　瀧見源藏
一同三ツ〔一人は若黨討之〕　加藤三七郎
一同貳ツ〔一人は甲付四十計一人は三十計〕　酒部次郎兵衛
一同壹ツ　濱名利右衛門
一同壹ツ〔具足下黑〕　田邊與次右衛門
一同壹ツ〔三十計〕　梶川右馬之助
一同貳ツ〔一人は刀取一人は脇指取〕　細木彌次之助
一同貳ツ〔一人は三十四五脇指取一人は若黨討〕　田村齋院
一同三ツ〔一人は三十計一人は五十計一人は四十計〕　松井久兵衛
一同壹ツ〔四十計脇差取〕　片桐角兵衛
一同壹ツ〔三十計〕　中黑彌兵衛
一同壹ツ〔具足下脇差取〕　高木半兵衛
一同壹ツ〔四十四五具足下淺黃帷子大小取〕　成瀨十右衛門
一同貳ツ〔一人は三十計一人は三十四五大小取〕　高木權兵衛
一同貳ツ　酒部仁太夫
一同壹ツ〔廿四五具足下萌黃どんす大小取〕　高木右衛門太郎
一同壹ツ〔三十計具足下脇差取〕　林　多左衛門
一同壹ツ〔三十計〕　石川左次兵衛
一同三ツ〔一人は三十四五一人は四十計一人は四十計〕　大河內　金三郎

一同壹ツ（三十計黒帷子具足下大小取）　小柿津新右衛門
一同壹ツ（三十計具足下薄淺黃脇指取）　市川作右衛門
一同貳ツ（一人ハ四十計具足下淺黃大小取）　小寺長兵衛
一同三ツ（一人ハ淺黃一人ハ三十四五具足下取）　加藤又太郎
一同壹ツ（三十計大小取）　市川七右衛門
一同壹ツ（四十二三具足下取）　野山忠左衛門
一同三ツ（一人ハ廿七八一人ハ三十五六一人ハ四十計具足下）　石川權右衛門
一同六ツ（二人ハ內之者三人ハ藤次郎孫介討之具足下大小取）　神田九兵衛
一同壹ツ（三十二三）　松井喜左衛門
一同貳ツ（一人ハ廿五六一人ハ廿計）　柴田庄三郎
一同壹ツ（四十計勝藏討之）　井出六左衛門
一同壹ツ（三十四五）　曾我文左衛門
一同貳ツ（一人ハ三十計一人ハ五十計朱之具足取）　增田太郎兵衛
一同壹ツ（三十計脇指取）　渡邊宮內
一同三ツ（一人ハ廿七八具足下袮一人ハ廿二三一人ハ四十四五）　毛利半助
一同貳ツ（一人ハ廿五六大小取一人ハ四十計）　山島次郎兵衛
一同壹ツ（三十計具足下淺黃）　加藤九郎兵衛
一同貳ツ（一人ハ廿四五鎧下黑）　奥山金左衛門
一同壹ツ（四十四五脇差取）　柘植佐左衛門

一同貳ツ（一人ハ具足下一人ハ廿六七大小取） 小野五兵衛
一同壹ツ（廿五六大小取） 來鹽官藏
一同　（一人ハ若黨討之） 加藤
一同貳ツ 細木彌次郎 一同三ツ 松井兵右衛門
一同壹ツ 高木吉十郎 一同三ツ 前島久次郎
一同壹ツ 黑田兵庫 一同壹ツ 大須賀甚左衛門
一同壹ツ 村越九太夫 一同壹ツ 市川長右衛門
一同壹ツ 岡田長藏 一同貳ツ 松井九兵衛
一同貳ツ 矢田文左衛門 一同三ツ 市本久左衛門
一同貳ツ 山口左太夫 一同貳ツ 名倉彌右衛門
一同貳ツ 淺井庄兵衛 一同壹ツ 向坂權兵衛
一同壹ツ 村田新助 一同壹ツ 坂倉五左衛門
一同貳ツ 平丸五郎七 一同壹ツ 池田孫右衛門
一同貳ツ 半田忠太夫 一同壹ツ 矢田忠兵衛
一同壹ツ 增尾彌平次 一同壹ツ 鈴木市兵衛
一同壹ツ 坪井伊左衛門 一同壹ツ 鵜殿忠三郎
一同貳ツ 權田五太夫 一同壹ツ 和田勘助
一同貳ツ 松野三郎右衛門 一同貳ツ 桑子權太夫
一同壹ツ 會根忠左衛門 一同壹ツ 松井勝左衛門

一同貳ツ　鈴木市左衛門
一同壹ツ　野澤左太夫
一同貳ツ　中川半兵衛
一同壹ツ　川井米之助
一同壹ツ　布施久太夫
一同三ツ　中川十左衛門
一同貳ツ　伊奈九郎太郎
一同壹ツ　寺山豐太郎
一同貳ツ　成山太郎助
一同壹ツ　酒井左平次
一同壹ツ　高木三十郎
一同壹ツ　淺井庄次郎
一同貳ツ　伊奈彥九郎
一同貳ツ　都石三九郎
一同貳ツ　半澤久太郎

〆首數貳百六ツ

御廣間衆

一同壹ツ　篠窪與左衛門
一同壹ツ　細木權七郎

一同壹ツ　高木與五右衛門
一同壹ツ　山田與兵衛
一同壹ツ　渡邊甚兵衛
一同壹ツ　森權十郎
一同貳ツ　甚原丹三郎
一同貳ツ　櫻井權十郎
一同貳ツ　山本左吉
一同壹ツ　市橋三內
一同貳ツ　久貝十次郎
一同壹ツ　山島五助
一同壹ツ　淺井文助
一同壹ツ　山寺作藏
一同壹ツ　矢內光助
一同壹ツ　鈴木平助
一同壹ツ　淺茅左太郎
一同壹ツ　名輪左傳次
一同貳ツ　山田作助

一同壹ツ　森　七兵衛　　一同貳ツ　曾根太郎左衛門
一同壹ツ　川田半助　　一同壹ツ　高橋伴左衛門
一同壹ツ　長谷川六太夫　　一同壹ツ　鈴木伊太夫
一同壹ツ　山本久左衛門　　一同壹ツ　細木四郎兵衛
一同壹ツ　宮田甚内　　一同壹ツ　近藤乙左衛門
一同壹ツ　加藤次平次　　一同壹ツ　塚本折右衛門
一同壹ツ　渡邊角太夫　　一同壹ツ　近藤五兵衛
一同壹ツ　桑原吉太夫　　一同壹ツ　渡邊勘右衛門
一同壹ツ　祖父清太夫　　一同壹ツ　高橋清八
一同壹ツ　鈴木彌平次　　一同壹ツ　近藤九右衛門
一同壹ツ　加藤左次右衛門　　一同壹ツ　根岸六之助
一同壹ツ　片桐助左衛門　　一同壹ツ　八木茂兵衛
一同壹ツ　田村兵太夫　　一同壹ツ　木保八左衛門
一同壹ツ　新田喜兵衛　　一同壹ツ　鳥居吉左衛門
一同壹ツ　大原金右衛門　　一同壹ツ　天野半右衛門
一同壹ツ　筒井李左衛門　　一同壹ツ　井口作左衛門
一同壹ツ　服部作左衛門　　一同壹ツ　寺澤孫右衛門

〆首數四拾貳
大久保權左衛門殿內

一首壹ツ	小島長三郎	一同貳ツ	谷瀬兵衛
一同壹ツ	福島治左衛門	一同壹ツ	久瀬六太郎

〆首數五ツ

御足輕取候分

一首壹ツ	平井庄太郎	一同壹ツ	木村作助
一同壹ツ	田村助七郎	一同壹ツ	鈴木三平
一同壹ツ	犬甘市助	一同壹ツ	北村角左衛門
一同壹ツ	野原吉助	一同壹ツ	大野庄三郎
一同壹ツ	卿忠次郎	一同壹ツ	高瀬長三郎
一同壹ツ	岡村理右衛門	一同壹ツ	松原仁助

〆首數拾貳

御中間衆取候分

一同壹ツ	勝藏	一同貳ツ	新右衛門
一同壹ツ	軍平	一同貳ツ	何右衛門
一同壹ツ	作藏	一同壹ツ	左[illegible]助

〆首數八ツ

五ツ口合貳百七拾三也

右之通茶磨山江差上候分此外切捨に相成所此首數よりは多く御座候由以上

元和元乙卯年五月七日落城也

此書むかし物語一名冬夏難波深秘錄と有之。

○方帙卷軸

方帙は折本なり、佩文齋書畫譜〔卷八十五〕云。元趙孟頫畫豳風畫。臣濂侍經于青宮者十有餘年。凡所藏圖書。頗獲見之。中有趙魏公孟頫所書豳風。前書七月之詩。而以圖繼其後。皇太子覽而善之。謂圖乃方帙。恐其開闔之繁。當其折處。丹青易致損壞。命工裝褫作卷軸。以傳悠久。屢下敎令。俾臣題其末。云々〔宋學士集〕これによりて見るに折本は損じやすく卷物は久しきに傳ふる事のよろしきをしるべし。〔正月四日〕

○百因緣

百因緣といふ書あり、本朝唐天竺の因緣の故事をあつめしものにして古きもの也と、狂歌堂北川氏の話。

○白賁墅

南郭服先生〔元喬子遷〕白賁墅の別莊は澁谷羽澤といふ所にあり、門に頭門の七律の額をかく〔此額誰人か藏せしやらん今みえず〕庭に大きなる高野槇の樹あり、堂に竹簡篆書の額あり、豳風七月の脫簡にして謙方侯の賜なりとぞ、床の壁に猿と古木を畫き障子に鶴を畫く、忍海上人の畫なり、袋棚の二枚の障子に蜂緞のきれをはり金地の扇を二枚おして夜鶴怨曉猿驚の字先生の自筆なりき、近き頃ゆきてみしに忍海の猿鶴の畫をば一諸侯のために豪奪せられて拙き筆して猿鶴を補ひ畫かけるは見るめもいぶせかりき、佩文齋書畫譜〔卷八十一〕金陵賞心亭、丁晉公出鎭日重建也、秦淮絕致。淸在軒檻。取家藏所寶袁安臥雪圖張於亭之屛。乃唐周昉絕筆。凡經十四守。雖極愛而不敢輒覬。偶一帥遂竊去。以市畫廬雁掩之云々。〔湘山野錄〕とあるも同日の談なり、長崎鎭臺立山の府に所翁の龍

牧溪の虎の畫大幅の二幅對あり、ある鎭臺携へ歸りし事ありしを、主人後の鎭臺に訴へて取かへして今にあり、予も一見せしが至て見事なるものなり、所翁の龍に賛あり、牧溪の虎は雨の虎なり、〔正月午日〕

格古要論。佐嘗見所翁龍頭。自題其下。或四言。或長短句。字粗大而勁健。詞語老古。所翁二字下脚筆長（マヽ）。往々見贋本。作字甚嫩。於此可知其僞也。世傳曾見眞龍。故多畫首後點睛〔吉水王佐校增正月幾望。

○坂上池院日記

官醫坂上池院の家に、慶長以來の日記長持の櫃一棹におさめありしを、近頃その子孫所々より舊記を尋來れるをいとひて盡く燒失ひしとぞ、その時外にかし置けるもの僅に七卷のみ殘れり、桂川甫周法眼のもとにかり置しをみれば、慶長十年より十九年の頃までの日記也、浪花夏冬の御陣の事などもくはしくみゆ、大高檀紙の反古のうらに細かに書しもの也、先年瀬名貞雄〔源五郎〕のもとに寫し置しをみしに、元祿十一年の頃の日記也き、いつの頃までの日記なりしやらん、可惜事なり〔正月穀日於桂川亭所聞　十三日朝記〕

○續惺窩文集抄

玄同のもとに蓬窓日錄かへしやりぬ過し夜いたくふかしてともし火かつきえみきへずみかゝげまし

人の國われも蓬のまどのふみにおなじ心をかたるともし火

もろこしへわたらんとのあらましにてつくしまでくだりし時しるべのもとへよみてつかはしける

なれてこし人の心を月に花におもひいくへの山のおもかげ

人の臘納膌をゝくりけるかへりごとのつゐでに
うれしさをおつとせいてはいかならんたへなる命延る藥は
中院也足軒このたびの老懷をのべられし事どもをみて贈答九月半にや
しらざりし誰もねざめの秋の雨の子を思ふ道にふるは淚を
駿府へくだりのさだまりて
命なり此世のうちは天地のよそならぬものを遠き別れも
同晦日のあすとての日
老が身を千代もと猶も祈りをかむしばし別るゝ人の子のため
十月朔日都をいた（マヽ）したてし日
大空をおほふばかりに人のおやの袖よりいそぐはつ時雨哉
くらべみよこの思こそなにならね長き別もあればある世を
たが心親なき國に生れしを子はしりにけん子はしりにけり
よの常のうさにはあらぬ世のうさとさや思ふ覽それもよの常
花徑暗水
ちる花の音きくほどのうき枕夢路もかほる春のうたゝね
相國寺幻菴上人紫つゝじをゝくりたる返事にことづてゝ
紫のはいはをくるとはるはみむつゝじの色に法の衣を
下部をいさふとてよめる
てのやつこあしののりもの人はたゞつかはぬならばつかはぬぞよき（方丈記）

夏月

夏の夜のむしのねいこぐすゞしさにこほりをかたるにはの月影〔莊子夏蟲疑冰〕

與某人

西疇居士崔子方彥直之所著之春秋經解。拙所未見之書也。聞或者之所藏。而价或者之所友借焉。即今來視矣。蓋不拘於三傳。賴已見而解也。雖未及識聖經情理之所在之當乎否乎。未詳彼操履何人。彼卓見特立不可齊焉。冊僅五。葉亦五六十也。甚簡易直截。以是較之。云季彭山之私考者。渴之望梅。而饑之甘糠歟。拙饑渴于書者也。所見不多。於是屠門之大嚼也。黿鼎之染指也。及未見則以爲奇書。而思與人共之。癖已可咲矣。於此書告足下。白家而芹之與喧也。又可咲矣。足下若欲檢此書。則今日云暮明日來。至否。下榻竢焉。

與十方院〔號松雲軒〕

來柬。殊更清樽鰹十領受。嘉惠之至也。萬般期會晤。

南畝云、鰹十字古拙可笑。

與玄酉

自播州都勾一斡。脩程之惠貺費丁力。厚情有餘矣。東行何之日。萬緒會次演之。不悉。

南畝云、惺窩號都勾墩、按、都勾は假名ニテツガノ木ナリ。

熱田宮〔掲牓題海藏門三字蓋遍照金剛大師之眞蹟也〕

五色雲隨望眼過。蓬萊闕下鎖仙娥。蹈破唐朝早歸去。海藏門前雙襪波。

文祿丙申和焉耳再疊韵

藉甚京師百萬家。新年景象競豪奢。自今春服言吾志。六七人童處々花。

和棋菴由己詩并序

文巳之夏。予陪黄門秀俊卿。遊肥之前州。名護屋之海城棋菴翁亦侍相國公之幕府。嘗公事之暇。一日招予閑話。々未盡。壁陰之窓漸昏。燈雨之麻将曙之頃、一小蟲翩々然入座隅撲燈火。翁指點賦一詩示之。落句曰。書窓話盡十年雨。唉見夏蟲來撲燈。予不覺手舞足蹈。問曰。翁詩何似古人。杜老之注目寒江閣山閣。蘇氏之唉看飢鼠上燈架。黄氏之出門一唉大江横。比々與翁之句如模脫出。奪胎乎換骨乎。抑又暗合乎云々。

見付紺屋孫左市隱

把茅菴自小。豐草徑纔三。塵外千金箒。世緣斗甕藍。

十六歳時贈友人〔一二句遺忘云々〕

江頭潮信秋風晩。子細題詩爲寄聲。

萬墩慳窩公別號也〔菅玄同詩注〕長嘯子悼の詩歌文あり略之、是は松永貞徳のいたみの詞なり。

明心拜上

是やもろこしの文をくだらよりわたしそめしは人のすべらぎ十つぎあまり六の御時にあたれり、そのゝち螢をあつめ雪をつむ人野べのかつらのはひゝろごり林にしげき木の葉のごとくおほければ、桂のえだ折々に名だゝる人いでおはす、厩戸の御子は十と七に法をわかちて世をまつりごち、とねりのみこはちはやふる神代の卷をしるし、吉備のおとゞは御門をゝしへ、小野のたかむらは人のよみえぬ文よみ、たかのゝ大師北野の御神前の中つかさのおほきみ後の王にしの宮のおとゞ北の文をのこせし卿は四の舟をえらばず、元亨にのべしふみは法のわだちのくらにいれり、ちかきよには一條の大ぬしこそ五百とせに一度かしこき人はいづといへば、北のゝ御後は我ならでたぞやとのたまひしとなん、か

ゝろ人には桐にすめる鳥の毛あしをおられし獸の角に似たり、爰に背の山人といふ人あり、四のふみ五のつねをむねとして凡今の世にあらゆる文みのこしたまふはすくなかるべし、これをつまば棟にみちのせば牛もあせすべし、日のもとやすみうかりけんまたいかなる心ざしにておはしけん、そのかみもろこしさしいてすでにのりうかびたまひしが、彼康賴がさすらへて親には告よといひししま山風にもどされてそのほいとげずこゝかしこにかくれ家もとめておはせしが、花ものいはねどもその名世にかうばしく、誰いひそめしことゝなくいにしへの人とても吾くにゝ出たまひし中には此人のさえのかみにたゝむことかたかるべしとなむ、もてあつかひけるめでたき人にておはせしが、過にし長月中の二日の月ともに雲がくれたまひぬ、まことに闇路にをもむきてともし火をうしなふやうにみな人思ふべら也、はま千鳥のあともたぐひなくわからうらはのよしあしまでよく／＼分地たまひしにかなしともいはむかたなし、みづからいにしとしの夏、母にをくれし事をわが子に告させ侍しかば、よゝとなき給ひあはれなる言葉がきからの歌二までをくりたまへし、それをやがて此秋のかたみに見なし奉らむとはつゆおもはざりき、さだめなき世にこそあなれ、いとあたらぬことながら我も又やまとうた二うたかきてむくひたてまつるものならし。

人の世をあはれといひしあはれさのそのあはれさになりにけるかな
すみはてぬ世のならひこそかなしけれむかしかはらぬ月はいでゝも

承應三甲午歳仲春吉日二條通鶴屋町田原仁左衞門尉梓行

右は菅玄同の輯る所也、三卷あり、參州吉田泉公平より借り得て一二を抄す〔正月幾望〕

○鐵力木

鐵力木出廣東。色紫黑。性堅硬而沈重。東莞人多以作屋。〔增　格古要論に出〕これクガヤサンなるべ

し、鐵刀木といふは誤歟。

○撫摸同意

後漢杜篤傳。〔論都賦〕撫未央。〔註〕撫。巡也。或云。撫亦模。其字從木。淸人の畫帖に撫宋人筆とあり。〔正月望〕

○諸佛生日

定光佛生日正月初六日釋迦文佛生日四月初八日阿彌陀佛生日十一月十七日觀音菩薩生日二月十九日地藏菩薩生日七月三十日。右蓮花國比丘雪道人釋門疏式に見ゆ。按日件錄十一月十七日彌陀生日集賢因明錄二月十九日觀音生日とあり。十王の誕辰は丹桂籍にみゆ。その中に三月初八第五殿閻羅大王聖誕とあり、海防纂要卷十三舟師占驗下去三月初五在〻聾初七俗云閻王颶とあれば俗間にいふところにや。

○黃克晦畫

正月廿八日岸〔綽〕汝裕の書齋にて雙幅の大なるをみしに、明黃克晦の畫なり、一は懸厓の下に一人柳の木によりて筆をもつ側に爼のごとき几ありて書と紙とをのす、童子圓硯の墨を磨て侍す、水中に鵞あり〔鵞をみるさまなれば王羲之にや〕一は二人瀑水をみてたてり、瀑水一條たゞちにおちて左右の巖より迸れる水の勢みゆ、巖には草生ひたるさまにて遠山靑くみわたさるまことに希世の珍なるべし、近き頃世にもてはやせる唐畫といふものに似ず、雪舟養朴などいへる風にして淡墨にかきなせり、裱裝の緖もよのつねならず覺

へし〔落欵は柳ある方にのみありき〕按佩文齋書畫譜〔巻五十七〕黄克晦。字孔昭。晋江人。家貧學畫。後肄力爲詩。髣髴顔謝。書筆蒼勁。閉戸經月成者。尤可傳世。〔閩書〕續圖繪室（マヽ）鑑には載する事なし。

又一の古銅器をみる背に銘あり。

○釋書蒙求

釋書蒙求二巻僧東泊著〔元祿年中〕標題に韻なし、元亨釋書の中より對偶をとりしなり。

○花甲重逢

淸人江〔大來〕泰交稼圃が畫きし梅と蟹の畫に花甲重逢乙丑春法元人筆於長崎山とあり、花甲重逢はいはゆる本卦がへりなるべし。〔三月朔日〕

○花時遍游

戊辰三月十六日、けふ一日の閑あれば遍く諸園の花みんと思ひたちてやどりを出、傳通院にいりてみしに、絲櫻二もとはちりしほれて、澤藏司稻荷の前の單瓣の花盛也、裏門を出、柳町をへて一寺にいりて、鐘銘をみる

淨光禪院鐘銘并序

武州豐島郡瑞鳳山淨光禪院者。遠山氏月溪正圓所建之精藍也。當永祿甲子年。寺成。請吉祥二代大州安充爲開山。寺初建于和田藏門之內。後承國主命。移建駿河臺。又移建金杉。即今建者小石河也。第於二七代國傳翰達所鑄之洪鐘一。至今猶存。奈何歲久聲不遜闡。蓋以玄黃既兆。形聲如折。惟聖人而作之。夫鐘者空也。冀及三輪體空。而鐘之妙用。詎能盡述者乎。茲因第十一代現住龍動洪金。謂有調鐘者欣遇忍氏關翁宗無爲富田氏岳林妙榮信女啓發菩提。仰藉檀波。共囊鑄就。喜垂功竣。不落虛空。屬越作序而銘之。

銘曰

鐘在浮屠　聲聞于外　下徹三途　上窮九界
曉撃未先　誰是聞者　夕扣已後　聞是誰也
或希或微　乍疾乍徐　竺之靑石　華之赤珠

勅銘爲頌　永慶瑞鳳　克紹淨光　地久天長
歳閼逢困敦喜。半之臘八日（喜當作嘉）
大明東皐越杜多撰

武州江戸住　御鑄物師田中丹波守藤原重正作

江戸砂子、瑞鳳山祥雲寺曹洞宗吉祥寺末、寺領五石、當寺はじめは淨光院といひし也、上がたの御法號にさし合ありてかはる云々

心越禪師の銘めづらしければ、矢立の筆とり出て寫せり、此寺には醉翁樽䄂居士の墓あり、御殿坂をこえ白山の社にいりて旗櫻といふものをみる、社の右のかたなる筆櫻醉色ことにうるはし。筆櫻の名怡顏齋櫻品等にみえず、先年此地の人に尋ねしに櫻の實の筆ぶさのやうなるゆへに筆櫻といふといへり、西ヶ原の御用屋敷の角にも一本あり、大久保七面社にも二本あり。神主の前の大木（鹿櫻の一種なり）今を盛なり、駒込淺嘉町をへて吉祥寺にいたる、門に旃檀林の額あり、門より中門までの兩行の櫻さかりなり、本堂に額あり

享保甲寅秋八月
吉　祥
如　意
林　寺
山僧寧一峰書

本堂の柱に聯あり
旃檀惠風馥郁佇芳於陽林
甘露醴泉汪洋湧溜于陰渠

それより富士前にかゝり、神明の原にいり、太神宮のまへなる大木の櫻をみる（南北十三間餘東西十

間餘〕先のとし見出して十千亭〔萬屋藤七住飯田町〕が花暦にものせたりしが、今に十七八年まことと
に江戸第一の大木なるべし、されどかゝる偏境なれば見る人もなし、宮居のうしろより動坂を下り、
西ケ原田畑に出て牡丹屋の圃をうかゞふに、花のさかりは四月上旬なるべしといふ、妙義坂をのぼり
平塚明神の前より六石坂をすぎ、飛鳥山の花をみるに、ふもとに二木の大きなるがありしが、今は枝
折れて見所なし　東のかたの岸にそひて二本三もともむかしのたねはのこれるなるべし、植そへたる
木もすくなく、松のみどりのみうるはしくみゆ、瀧のもとにおりたちて花をみるに、八重のみ多くて
いまだひらかず、王子權現の社なる拜殿の左に大きなる櫻ありて、雪の山と名づけさせ給ひしは、
享保八つぎの將軍家の命なりときゝしに、此木も技折れてむかしのすがたにあらず、飛鳥橋のほとりなる
細き道よりいりて飛鳥山の岸陰をたどり、上尾久村にいづれば八幡宮あり、此頃荒木田の原といひて
野遊によろしといふ事をきゝたれば、農夫にとひつゝゆく、そこは三河島村といふ野道とをくしてや
うやう荒川のほとりにいたる、蘆の帆かけたる舟のゆきかふさま風景いはんかたなし、まこと荒木田
の原はむかひにみゆれど、荒川に入る細き流れをへだてたればゆく事を得ず、日もはやかたふきぬれ
ばたちかへりて下尾久村をへて日暮の里にいで、感應寺の花〔八重也桃花も盛なり〕を見、谷中門を
入りて上野の里を見て歸へれり、酉の時なかばなるべし、陸放翁が花時遍ク遊ブ諸園トといへる詩の心
ばえなり。〔二月十七日夜燈下にしるす〕

○小金井捷路

近頃小金井の花みる人多し、これも八つぎの將軍家の時、大岡越前守むねをつたへて、川崎平右衛門
の植しなりしとぞ、近頃道しるべの事かきたる繪圖など出しが、近道にあらずとて武藏野のものゝ傳
へしは

勅銘爲頌　永慶瑞鳳　克紹淨光　地久天長
歲閱逢困敦喜。平之臘八日（喜當作嘉）
　大明東皐越杜多撰
　　武州江戶住　御鑄物師田中丹波守藤原重正作
江戶砂子、瑞鳳山祥雲寺曹洞宗吉祥寺末、寺領五石、當寺はじめは淨光院といひし也、上がたの御法號にさし合ありてかはる云々
心越禪師の銘めづらしければ、矢立の筆とり出て寫せり、此寺には醉翁樗花居士の墓あり、御殿坂をこえ白山の社にいりて旗櫻といふものをみる、社の右のかたなる筆櫻醉色ことにうるはし、筆櫻の名怡顏齋櫻品等にみえず、先年此地の人に尋ねしに櫻の實の筆ぶさのやうなるゆへに筆櫻といふといへり、西ヶ原の御用屋敷の角にも一本あり、大久保七面社にも二本あり。
神主の前の大木（庭櫻の一種なり）今を盛なり、駒込淺嘉町をへて吉祥寺にいたる、門に旃檀林の額あり、門より中門までの兩行の櫻さかりなり、本堂に額あり

享保甲寅秋八月
　吉　祥
　如　意
　林　寺
山僧寧一峰書

本堂の柱に聯あり
　旃檀惠風馥郁佇芳於陽林
　甘露醴泉汪洋湧溜于陸渠

それより富士前にかゝり、神明の原にいり、太神宮のまへなる大木の櫻をみる（南北十三間餘東西十

間餘〕先のとし見出して十千亭〔萬屋藤七住飯田町〕が花暦にものせたりしが、今に十七八年まことに江戸第一の大木なるべし、されどかゝる偏境なれば見る人もなし、宮居のうしろより動坂を下り、西ヶ原田畑に出て牡丹屋の圃をうかゞふに、花のさかりは四月上旬なるべしといふ、妙義坂をのぼり平塚明神の前より六石坂をすぎ、飛鳥山の花をみるに、ふもとに二本の大きなるがありしが、今は枝折れて見所なし　東のかたの岸にそひて二本三もともむかしのたねはのこれるなるべし、植そへたる木もすくなく、松のみどりのみうるはしくみゆ、瀧のもとにおりたちて花をみるに、八重のみ多くていまだひらかず、王子權現の社なる拜殿の左に大きなる櫻ありて、雪の山と名づけさせ給ひしは、享保八つぎの將軍家の命なりときゝしに、此木も枝折れてむかしのすがたにあらず、飛鳥橋のほとりなる細き道よりいりて飛鳥山の岸陰をたどり、上尾久村にいづれば八幡宮あり、此頃荒木田の原といひて野遊によろしといふ事をきゝたれば、農夫にとひつゝゆく、そこは三河島村といふ野道とをくしてやうやう荒川のほとりにいたる、蘆の帆かけたる舟のゆきかふさま風景いはんかたなし、まこと荒木田の原はむかひにみゆれど、荒川に入る細き流れをへだてたればゆく事を得ず、日もはやかたふきぬればたちかへりて下尾久村をへて日暮の里にいで、感應寺の花〔八重也桃花も盛なり〕を見、谷中門を入りて上野の里を見て歸へれり、酉の時なかばなるべし、陸放翁が花時遍ク遊ブ諸園ニといへる詩の心ばえなり。〔三月十七日夜燈下にしるす〕

〇小金井捷路

近頃小金井の花みる人多し、これも八つぎの將軍家の時、大岡越前守むねをつたへて、川崎平右衛門の植しなりしとぞ、近頃道しるべの事かきたる繪圖など出しが、近道にあらずとて武藏野のものゝ傳へしは

淀橋　中野　高圓寺（これより長新田にかゝるはあしゝ）間橋（マバシ）　八町（荻窪のうちの字也）遅野（オソノ）井　ぼくや横町　石橋より吉祥寺四軒寺通り　關前

千川上水分水口より留橋まで凡六十町ほどの間みな花なりといふ、道の遠きを恐れていまだ見ず

文化己巳二月卅日初見小金井花自號遠櫻主人（己巳四月十七日記）

○古碑

府中橋より小川天王森八國山に元弘五年の古碑あり、又西久保といふ所に弘安十一年三月日といふ古碑ありと同人かたる。

○正三位爲重懐紙

書肆伏見やのみせし掛物

詠三首和歌

江螢　　正三位爲重

三代まではむもれし玉のにごり江にみかける物ととふほたるかな

夕立

ゆうたちはいましからきの峯こへてさとこそ雲のしたになりけれ

窓竹

まなひえぬわか世のまとのくらき身にされはよ竹の一ふしもなし

書も又見事なるもの也（五月朔日）

○青木氏書畫（又載此書卷二十九可併見）

戊辰五月七日小石川百間長屋の前なる青木氏（久右衛門兩御番）にて古書畫をみる、此家もとは寛文

の頃青木遠江守〔義從〕とて禁裏附を勤し也、その頃石川丈山翁と交深かりしにや丈山の書多しとなん、隱元禪師よりも靑木遠江守に示すといへる詩あり

清巖書〔横幅〕　宗鎮書〔同〕　丈山わたらしなの和歌〔同〕　丈山書　同手簡〔かぶとの事〕　仇英美人圖〔卷物丈山題辭〕　法皇御製和歌〔横幅〕　新院御製　本院宸筆古歌　三首和歌〔後水尾院東福門院後光明院御筆の由鑑定家いへりとぞ〕　隱元書〔立軸〕　水庵書〔同〕　松花堂指月圖〔同木庵贊〕　日光御門主解脫院御畫蘭〔彩畫横幅〕　紹巴連歌〔慶長九甲辰年正月朔日〕　隱元書〔横幅〕　近衞龍山御連歌〔横幅〕　烏山輔忠詩歌〔一卷〕　筆者不知和歌〔横幅疑是宸翰〕　春屋書〔立軸〕　張敦禮山水畫姚安道詩〔立軸〕　柴屋宗長書〔横幅〕　元人武塘盛懋畫卷〔丈山贊〕　隱元書〔横幅〕

此外鎰信四季の富士翠蕃竹翁畫探幽山水堂上方書等數葉あり、手鑑もありし也、夏の日の長きもくれんとすれば再會を約してかへれり、此家古くより火災を免かれしといふ、書院の欄間に大きなる波のほりものあり、これ探幽の來りて畫けるを彫りし也といふ、吳道子が筆の波の畫火災を禳ひしためしも思ひ出らる、庭に大きなるもちの木あり、又古松あり、網干松といふ、此邊の船河原は古へ入江にてありしなり、又石室もあり〔築山に〕池ありてよき庭也。〔五月八日記右書畫目くはしくは別に記す〕

○藪里痩男

石川丈山自筆の歌あり、藪里痩男と書る隱名もめづらし、今の世にもてはやせる狂歌よむものゝ名に似たり。

○山號寺號

今市中にある寺にても必山號寺號ある事おかしき事と思ひしに、西土にてもある事なり、譚友夏が鵠灣文草の中に重修寶峰山觀音寺碑記あり、其文中に曰、邑有里無レ山。何山之足レ名。寺必麗レ山。寺

レ之斷山レ之矣とあり（五月既望記）

○青木氏書畫（重見）

戊辰五月二十七日重て青木氏（久右衛門）所藏の古書畫を見る事を得たり、谷文晁（文五郎）飯田氏とゝもに同じく見しまゝに雲烟過眼の一二をしるす、くはしくは別記にあり

尊圓親王源氏書（二葉）一卷（准三宮奥書あり）

伏見院宸筆（和歌多し奥書後花園院）一卷

照光院朗詠（寛文四年桂月初二トアリ）一卷

柳下繫馬圖　吳璉寫　［日近 清光］　立軸（柳下ニ蒲公英アリ馬ノ頷下ニ鹿ノ皮ツキノ足二ツサゲタリ）

鷄（二雞トカゲヲ足ニテ蹈ム所茉苡）立軸（落款ナシ文進畫トイフ明曆二申年四月三日狩野右京進極札アリ）

鯰之墨繪（相阿彌筆水ニ蘋アリ）立軸（鯰ノ仰ギタル形墨色妙也）

山水横幅　董其昌　［文房 清玩］

只爲一峯秀
不知猶數重
晚來雲影
裏更見兩
三峯

其印 ［玄字］ 白字 （箱ノ書付ニ甘明筆トアリシモヲカシ）

南京八景（海北友雪齋圖之詩歌ハ權中納言藤原基賢）一卷

柳燕（元信）立軸

岸波墨畫（大横幅 探幽 印ニ法眼トアリ 岸波ハ古澗ノ圖ヲウツシタル也ト文晁云名アルモノ也トゾ）

富士墨畫（大横幅）探幽法印行年七十一歳筆 ［内宮卿法印］

中三幅 左月ノ山水 主馬
中東坡竹 探幽齋筆 立軸
右雪ノ山水 主馬

大二幅 左竹兎二
中遠猴三 常信筆 ［寒雲子］ 立軸
右竹兎一望月ノ圖ナリ月ハナシ

大修學院圖（横幅）探幽法印筆

遠岫歸樵

ながむるにくるゝもおしく
はる／＼と柴おひつれて
歸る山かな 花押未詳

（畫中ニ樵夫ナシ遠山バカリナリ）

雲龍波（大横幅）探幽齋筆 （守信）

虞美人草〔小幅團扇形臺表具〕居寀〔元二〕〔靑ク地ヲヌリタリ是剔靑ト云モノナリト文晁云〕
元ノ黄居寀ナリ

修學院八景〔五山僧詩公家衆和歌〕〔道茂具起雅喬王等アリ〕一卷

源氏〔花宴榊〕朗詠　飛鳥井雅章書　一卷

八代集秀逸　榮雅筆　一卷〔雅章ノ奥書アリ〕

四馬〔御下圖人〕〔中横幅〕印［松雪齋圖書印］疑物也

山水〔立軸〕崇禎辛巳歳孟秋月畫四明李能白□□

六三幅　左松鶴　中富士　右竹鶴　三保淸見寺〔紅葉アリ〕探幽法印行年七十歳筆

小町畫〔横幅〕土佐從五位刑部權大輔藤原光成筆

たれをかもまつちの山の女郎花
秋とちきれる人そあるらし　筆者不知

高麗雉二〔大立軸梅ニ山茶アリ〕呂紀歟〔落款ナシ〕

妙法院宮〔堯然〕大井川御自畫讃〔中〕横幅

筏士よまてことゝはむみなかみは
いかはかりふく山のあらしそ

二幅〔立軸　墨畫左蘆花鷺墨　右蓮葉房鷺同〕探幽也

禁裏御枕屏風〔櫻ニ幕ノ畫海北友雪齋〕

年をへておなしさくらの花の色を

そめます物は心なりけり

さくら花としのひとゝせにほふとも

さてもありてやこの世つきなむ

日出ニ鶴二　龜一　竹圖〔大立軸〕朝鮮紙也

源氏一巻　萬治二八月五日從一位藤原基定

鷹〔横幅〕雪舟筆トアリ疑物也

雪山水墨畫〔横幅〕常信筆

庭騎圖〔六曲小屏風〕常信筆

長き日もくれぬれば又後會を約し歸れり、此頃世のいとなみのしげきにまぎれて遺忘せん事をおそれつとめて之を書つけぬ。

五月晦時霖雨未止竹深處の窓下に書

○天王祭

神田明神地内に牛頭天王三社あり、當社の地主也〔江戸砂子〕と云、毎年六月神事あり

大傳馬町御旅〔五日御出八日還輿〕　南傳馬町〔七日御出十四日還輿〕　小船町〔十日御出十二日還輿〕

年々に燈籠多し、今年〔戊辰〕葺屋町の木戸に楼門のつくり物をつくりて額をかく、正德五年始之と書しと云〔正德は灯籠出し初たる年號なるべし〕近頃かゝるたぐひまでも考据の學風行はるゝにやとおかしかりき。〔六月十一日雨中誌〕

○定家鷹三百首抄

鷹飼のをける遠目の見ぬ程は霞や鳥のいのちなるらん

　遠見を遠目と言也、今も京には遠目と云也

松が枝や梅につけつゝさほ姫のより數見へて歸る狩人

　さほ姫春の鷹の惣名也

ひむろ山下ゆく水の夏ふかみ鷹にかふゑをひたしてぞをく

むし鳥やとて土にてぬりまはしたるを氷室山といふ也、その中へ樋をかけて水を入るを下行水といふ也

秋近き鳥やの垣ほの夕がほのひしやく花なる尾やいたさまし

　尾のさきの白きをひしやく花といふ也

　　覃按、今ヒシヤクを柄杓と云は誤也、ヒサゴの訓なる事此歌にてもしらる

巣おろしの鳥屋の內より手ならひに心きゝてや石をとるらん

　鳥屋の內へ親鷹が石を入てにぎらする也、爪をとがせんの教なり

あら鷹のかなぐりおとす鳥の毛を吹たてゝ行秋の山風

はし鷹の木ゐとる雉のおちはまり鼻つけかぬるゑのこ犬哉

　覃先年御徒を勤し時、駒が原の御鷹狩にてみし所此はしたかの歌にたがはず奇々

あら犬の鷹にかゝるを打のけてさばきとらふる野べの狩人

　犬は鷹を取物なれば也、さばきとはやり繩の事

秋のゝお花の波をさきたてゝはしる兎を鷹やおふらん

深山木の梢を近み杉たてるあたりにかくる鷹の巣じるし

　巣をおろして後にしるしに鬢鏡こんがうをかた〳〵置もありとなり

鳥なく片山里の林までたかを尋るくれの淋しさ

口餌ひき觜をすらする鷹なぶり腰にさしては鞭かとぞ見る

　鷹なぶりとは鞭より長き物也、夜すへの時鷹をなぶりてねさせぬ道具也、當時は鞭を其儘用るなり

はし鷹に尾綱あればや山陰の遠きおのへに駒をかくらん

　經尾の事也、をき繩をも云、唐に尾繩と云と也、日本にも云てくるしかるまじき也

　○繡江熊斐傳

蘭齋畫譜。繡江先生小傳。光生ハ肥ノ長崎ノ人、姓ハ熊、諱斐、字淇瞻、小字彦之進、後ニ甚左衛門ト更ム、繡江ハ其號也、家世々譯胥ヲ職ル、少時畫ヲ渡部秀碩ニ學プ、享保十七年壬子歲江戸ヨリ華船ニ命ジ、善畫ノ人ヲ徵シム、沈南蘋其辟ニ應ジ來テ長崎館內ニアリ、一日高木氏南蘋ヲ招請シ、元信ト守信ノ畫ヲ出シテ品評セシム、南蘋元信ヲ評シテ未熟トシ、守信ヲ賞シテ曰、今時中華ニモ此等ノ品ハ希ナリト云、畫工秀碩慶山ノ輩モ此評ヲ聞テ悅服セズ、酒酣ナルトキ南蘋其畫ヲ見ンコトヲ請、而テ後元信ノ畫ヲ指テ曰、少年ノ時畫ク所ナラン、シカシ墨色ニ長壽ノ相アリ、畫中ノ燕眼精ニ、呼吸自然ノ生氣アリ、予ガ未熟ナリト云シハ春ノ柳ニ夏ノ燕ヲ畫、又ハ秋ノ草ヲ加レバナリ、然

モ執心篤シ、老年ニ至テハ妙品ニ至ルベシ、守信ハ老筆才氣餘リ有テ熟心タラズ、是ヲ以テタノミ少シト云、於是滿坐感服シ、後南蘋柳燕ノ圖ヲ書テ高木氏ニ贈ル、居ルコト三年、南蘋西ニ歸ル、後高乾字紀章來テ館内ニ入、繡江先生安永元年癸巳十二月廿八日卒ス、享年六十一〔繪事備考巻五ニ出〕

○むし蕎麥の價

古き板本のはなし本に、江戸すゞめといふあり、其中に

けんどんは時の間の蟲

淺草くわんおん寺内にのふありけるに、さふらひとも見えず中間らしきもの一人通り、すは町のあたりにてせいろふむしそば切壹膳七文とよびける、時に此男腹もすきければ、よらばやと思ひ、こしを見れば、錢わづか十四五文ならでなし、ことの外くたびれひだるくはなる、まづよらばやと思ひ、のれんの中に入よりはやくぜんを出す、すきはらなれば口あたりのよきまゝに四ぜんまでくひけり、そば切の代は貳十八文、こしには殘十四五文ならではなし、いかゞせんと思ひけるが、しあんしてていしゆをよび、酒やあるととふ、いかにも御ざ候といふ、其儀ならば二十四文計がの出し申されよといへば、そのまゝ持て來る、それをのみて後に一ぜんのそば切半分くい殘し、そばにやすでといふむし有けるをわんの中に入、ふたをしてていしゆをよびいひけるは、此あたりにはやすでといふ蟲おほく有やととふ、ていしゆ聞てなるほど大分御ざりますといふ、かのものいふ樣、あれはこの外くさきものにてどくなりといへば、ていしゆなるほどくさきものにて御座るといふ、其時かのものさやう成どくそば切に入、人にくはせてよきかとさま〴〵ねだり、代物壹文も置まじきといふ、其時ていしゆさやうのわやは外にて申されよ、此あたりにては無用といふ、かのものいよ〴〵はらをたていかりければ、こいしゆがいはく、其方には表のかんばんを何とみられ候や、むしそば切と書付たり、むしはあ

りてもくるしからずといへば、此男こまりてへんとうなし、ていしゆがいふ、此へんたうし給はゞ代物壹錢も取まじといふ、かのものいふやう、そのぎならば我等をばあぶらむしにし給へとて歸りしとぞ。

南畝云、此頃蕎麥一膳ノ價賤キコト見ルベシ。

○谷響集空華集

谷響集三卷〔元釋善住撰〕四庫全書總目に見ゆ、此方の谷響集と同名也、空華集二卷〔明釋如愚撰〕此方に義堂の空華集あり。

○對山集

四庫全書總目別集類に對山集十卷〔明康海撰〕とあり、又別集類存目に對山集十九卷〔明康海撰〕とあり。

○古人愛物

陶淵明の菊王子猷の竹林逋が梅周茂叔の蓮は人みなしる所也、陳白沙は木犀花を愛し譚友夏は紅葉を愛す、其詩集を見てしるべし。

○隨園

四庫全書總目に隨園詩集十卷附錄一卷淸邊連寶撰とあり、袁枚が隨園詩話とは別人也。

○梅花百詠

同書に梅花百詠一卷〔淸李確撰〕又梅花百詠〔元馮子振與釋明本唱和詩也〕とあり。

○養川院

文化四戊辰年正月九日夜十日曉養川院法印惟信沒、行年五十六歲、葬池上本門寺南院、息伊川法眼三

十四歳〔竹垣氏筆のまに〳〵に書〕

○光琳

光琳畫卷跋

右畫本者同苗長江軒青々光琳模俵屋宗達眞筆令臨書處不可渉疑論者也爲後證之記之與親明高醫比林立德丈云爾

光文戊午秋九月重陽前一日柴野老人緒方深省誌

光琳筆乾山ヨリ讓リ候宗鎌所持扇面宗達之繪光琳寫外ニ卷末雪山手本繼入

白井宗鎌醫師光琳弟子立德〔同前〕

○御旗揚松の記

津の國の難波に事ありし時、台德院樣の御はたをたてそへし松、河内國讃良郡をか山村の農民孫兵衞といへるものゝ庭にともあり、その庭は松かち山の麓なり、此にのぼれば東は大和境の峯とそびえ、南はすみの江境の浦紀伊の灘、西は山崎より武庫山鳴尾の沖淡路島、北は交野郡の小山おとこ山やまにいたるまでひと目に見ゆ、さればこそこゝに御陣をすへさせ給ひけめ、此孫兵衞が家に二間の屋あり、上屋のかもゐのうへに公膳所といふ額をかけたり、その文字は高虎朝臣の筆なり、床のまには朝ごとに赤漆の御椀に飯をもりて備ふ、台德院樣に奉るなりといへり、かの松はこの屋のまへにあり、御旗揚松といふ、三木は二かゝへにもあまるべきおほきさなり、めぐりに垣ゆひて人をちかづけず、いつの頃にや風折せし枝をうちもはらはで置ぬるを、寛政元年のころそのあたり巡見せし時、あるじにこひて二尺ばかりきりとらせつゝ、むかしの御いきほひをしたひ奉るたねにとて子孫につたへぬるものなり、さるをゝなじくはその松のすがたをもうつしそへばやとて、すがはらの由之が筆をかりて

ゐがゝせぬ、時は文化五年二月の頃にぞ有ける。

竹垣三右衛門 述
屋代太郎源弘賢書

○銃臺〔六座〕

文化五年戊辰の夏海防のため浦賀奉行御先手井上左太夫巡見して六ヶ所に銃臺を作る、御代官大貫次右衛門も同く從へり。

相州三崎　城ヶ崎
　安房崎之臺へ臺場取建
同州浦賀　燈明堂
同州走水　觀音崎
　觀音山へ臺場取建
豆州下田　須走崎
房州　洲之崎
　甲崎へ臺場取建
上總國　百首
都合六ヶ所

○列女傳

劉向古列女傳周室三母云太姒者武王之母禹后云云卒成武王周公之德より君子謂太姒仁明而有德にいたる間に舊刻數十句あり、其中にいへる事あり、蓋十子之中惟武王周公成聖要其安民以播烈光制禮以廣

達孝而言之則盛德自然著矣若管蔡監殷而畔乃人材質不同有不司以少加重任者易曰力小而任重鮮不及矣反思其受教之時未必至於斯也豈可以累太姒耶とあり、昔年此書を讀し時作者の言の窮せるをおかしき事に思ひしが、嘉慶元年丙辰板の新刻古列女傳をみしに、此數十句を刪り去れり、其外考證を卷末に附して異同を訂せり、元和の顧廣圻の撰にして美本なり、家に藏す〔戊辰七月廿九日退府手錄〕

〇轉女身經

女人身過者所謂欲瞋癡心幷餘煩惱重於男子叉此身中一百戸蟲恒爲苦患愁惱因緣是故女人煩惱偏重應當善思觀察此身便爲不淨之器臭穢充滿亦如枯井空城破村難可愛樂是故應生厭離〔佛說轉女身經〕

〇中野郊行

戊辰八月廿一日大久保臺町專福寺なる姉君のみはかにまいりて新田の方にゆきしに福瑳稻荷の社あり、石もて夜叉の形をつくり水盤を頂けるもの古きものにてめづらし、傍の石に宥快といへる二字幽にみえて年號もなし、それより淀橋をわたり中野長者の塔〔三重〕をみて寶仙寺にいり、南條山人〔川名林助名祐字孟緯〕の墓をみるに、三十餘年をへたれば苔むしたり、堀の內妙法寺にゆく道此頃の雨に水わき出たるに、板橋わたし材木を敷ならべなどして人をわたせり、參詣の男女絕る事なし、此祖師のかく靈を發せしは、一とせ深川淨心寺にて開帳ありし年よりとなん、今の張御符といふものはふるくよりありしと見へて、鐘の銘は享保五年の文なるが其事を記し置るを見し事ありしに、今は參詣のもの丶名刺を多くはる事ありて其文もみえずなりぬ、十六世の住持日沼學を好みしより、此寺に詣るもの多しとなん、寺を出て南の方の小道にいり、薄野菊の花を見つ丶ゆけば、熊野權現の小祠あり、側に大きなる穴あり〔此ほど姉の忌の穢あればくはしくもみず〕もとの道にかへりて釜屋横町より中野の道に出て向ふの方を見るに、新井梅照院道といふ牓示杭あり、久しく目とゞめ置しが行てみ

ず、今日は日もまだ高ければ、小道にいりてこだかき所をこえゆくに、松ならびたてり、潦水ながれて道も絶なんとするを、ゆく〳〵みれば雜木枝をまじへ茅薄所をえたり、四とせあまりさきに筑前の塚崎といふ所の山こえし心地ぞする、やう〳〵馬場下の街道に出れば、中野より十五町としるせる牓示杭あり、すこし左の方に梅照院へ三町と書る杭たてるもうれしく、行てみれば柊の木の垣に赤く塗れる門あり、本堂の前に梅四五株あり、これ梅照院なり、本堂の額に醫王堂とあるは三井親和の書なり、又養育（コソダテ）藥師ともいふよし、側に一の石表あり

梅照院本堂再營幷引導地藏尊模像記

松高山梅照院者。天正十四年。行春阿闍梨艸創之。安弘法大師手刻藥師佛。一夕夢告阿闍梨。以小兒除病之妙藥。都鄙信服。無不有驗矣。先師運樹。延享元甲子。從州之崎玉郡袋村西福寺移住之后。醫王靈驗倍於曩日云云。〔下略〕

此下に元祿六癸酉冬。有回祿變。歷八十年。明和元甲申夏。復厄丙丁云云。又南山引導地藏尊の模像を安置したる事を記せり、文長けければ不レ書

安永八己亥春　明王山　法印祐衆敬記

妙陽山　法印英　俊　建

夫より馬場下街道を東ざまにゆくこと數町にして落合村小瀧橋をわたり、高田馬場に出て家にかへれば酉の半なるべし。〔八月廿三日府中ニ記ス〕

○初例抄

日本國甘子來始

入唐道顯　和銅三年歸朝其時甘子持來

日本國寺初　本元興寺
僧始　慧便
尼始　法明
右初例ニ見ヘタリ〔群書類從四百廿五釋家部〕

○山和尚錦

山和尚錦は錦の名なり、清の孫退谷が庚子銷夏記に盖錦中五色銀錠紋名山和尚とあり〔九月六日夜〕
長崎にて山和尚と云唐鳥を見し事あり。

○米價の事

米價ノコト日本書紀ニ顯宗天皇二年冬十月戊午朔癸亥宴ニ群臣ニ是時天下安平民無ニ徭役ニ歳比登稔百姓殷富稻一斛銀錢一文トアリ、亦續日本紀ニ元明天皇和銅四年錢一文ニ米數六升トアリ、マタ三代實錄ニ清和天皇貞觀八年二月太政官處分定左右京白米一升直錢四十文、前廿六文今加ニ十四文ニ、黑米三十文前十八文今加ニ十二文ニ、是歲穀價騰踊。東西津頭白米一斛七貫二百文、黑米四貫百文、由是增定京邑沽價トアリ、亦百練抄ニ、後堀河天皇寬喜二年六月二十四日甲申定ニ米價ニ斛錢一貫文ト、亦太平記ニ元亨元年夏大旱此年錢三百文ヲ以テ粟一斗ヲ買トアリ、亦重編應仁記ニ弘治三年五月廿三日ヨリ八月九日マデ天下大旱魃、今年金一兩ヲ以テ米五斗ヲ交易ス、前代未聞ノ事ト記セリ、亦秋齋閑語ニ室町殿日記ヲ引ケル文アリ、云ク御房梁半下梁切米拾貳石賣拂可レ申由被ニ仰越ニ候、此頃兵庫ノ賣買壹石六匁三分五分之由、スイタヤ新左衞門申候、御心得可レ有レ之候トノ文ニテ、是ハ天文九年ノ事ナリ、亦續草廬雜談ヲ見レバ、古田兵部ノ米ヲ賣テ請取ヲ書シニ、十文目ニ付一石替也トノ文ニテ、是ハ慶長四年卯月十五日兵部判トアリ、亦太平記ノ評ヲ見レバ、楠ノ米ヲ買山門ニ寄附シ、軍餉ニモ備フ、米

一千二百餘石ヲ黃金百兩ニテ買得ラレタルコトヲ記セリ、亦唐書ニ玄宗ノ開元二十八年ノ冬、米一斛直三錢トアリ、亦貞觀政要ヲ見レバ太宗ノ貞觀三年ノ文ニ遂レ年彌豐以二三四錢一買二米一斗一ト見エタリ、亦官米ヲ出シテ民ノ貧苦ヲ救タマフノ事、其價三代實錄ニ貞觀九年四月辛卯東西始置二常平所一レ出官米一而糶レ之米一升直新錢八文京邑之人來買者如レ雲是時穀價騰躍内外饑饉米一斛直新錢一千四百由レ是官糶以救二俗弊一焉トアリ。

右西讃森長見ガ國學忘貝ニ出。

○鳥居

度會延佳神主云、延暦年中奏覽ノ内宮儀式帳ニ不レ葺ノ御門トアルハ今ノ鳥居ノ事ナリ、左右ノ柱ハ女柱男柱ト云、上ノ横木ハ笠木ト云、第二ノ横木ヲ鳥居ト云、此横木ニ諸鳥ノケガシヲカケマジキタメニ笠木ハアリト云ヘリト、井澤長秀說ニ見エタリ。〔同書ニ出〕

○讃留靈記

當國ニ讃留靈記ト云ヘル古書アリ、景行天皇御宇廿三年南海大魚アリシヲ日本武尊御子此國ニ留リ給ヒ國守トナリ給フ、故ニ讃留靈王ト申奉ル、是ヨリ綾姓和氣姓等出タル事ヲ記シタリ、此事讃岐大日記玉藻集ナドニモ記セリ、當國或古家ノ系譜ヲ見レバ此事跡ヲ記シ日本書紀ニ出ルトアレドモ、是ハ附會ノ說ナラン、國史實錄ニハ其事見エズ、右ノ事跡不審ノコト多シ、サレド亦其據ドコロモアラン、其古言ノ當國ニノコリタル處アリ。〔同上〕

以上三條忘貝ヨリ抄出ス〔九月九日〕

○惺窩文集抄

惺窩先生產海隅日出之國。淑質貞亮。英才卓犖。九派七略。六藝百家。洎我國史家乘。及西域迦維之

書。南蠻吉利支丹耶蘇之法。無書之不讀。無義之不通。無理之不窮。博聞強記。無天下抗其衡者也耶
云々。
寛永四年丁卯六月中浣　東舟子永喜跋

新正與故人話〔惺窩十四歳作〕
逆旅迎正懐友時。微君誰慰野生涯。夜闌相話紗窓月。半是評掛半是詩。〔禪僧江春見之褒讃〕
覃云。是當時流行體。可以補天民卜居集。

贊擊皷者畫像〔代禪僧大徳寺玉甫玉甫者惺窩之叔父也鼓者乃幸五郎二郎也〕
天下斯郎擊皷名。紅音紫韵畫難成。當軒大坐吾家曲。誰識無聲勝有聲。

慶長己亥仲秋贈合香於宗隆關西之行以抒中抱之鬱云　東海狂波子
別離常易會常難。贈以合香聊自寛。一炷煙中千里外。同心記取臭如蘭。
○惺窩宅二階扁曰ニ横臥樓ト〔詩注ニ出〕

寄人
花有紅顔柳緑肩。非花非柳我何知。漢宮眠熟少年面。腸斷君王絕袖時。
覃云。是美少年ニ寄ル詩ナルベシ。此頃ノ風俗也。

賣花翁
利走名奔昧日塵。乾坤一鬨市中人。賣君賣友賣夫婦。自笑賣花將買花。
○謝羅浮子昨日借岷莪集之惠〔詩略之〕
○山口玄蕃頭豐臣宗永。奉鈞命。主其役。作長橋。遠取材于賀丹之二州。云々。其長一百八十間。其廣五間。柱數ニ百三十八。柱根入地丈餘。云々。八月九日資始。十二月初四日以成。云々〔山州八幡

橋本之橋銘天正廿年壬辰臘月望〕

○遶武之江戸城里許地曰淺草。有寺。亦乃曰淺草。嘗聞觀音大士堅坐之妙境也。一日呼杖屨携家僮。放日信脚遊歴。漸入此堺。則四顧闃爾。不聽群籟。雲淡地淨。而肺肝爲之炯然。參天溜雨。雨杉風檜。絲松連枝處。疑閟ニ金沙灘上之嬋娟ー。白花送香時。怪坐補陀落迦之老人。老屋蕭條三十二字。〔覃按三十二字謂三十六坊乎〕隱映竹林蓬蒿之間。而檐半傾。垣漸頽。突兀其中間者。大士之宮也。左畔右畔。層塔高廟屹立者。欝乎者。大小若干。皆其附庸也。時野僧三二枚。千茅索綯。以補葺祠堂之罅漏。予就渠讀口碑曰。寺之插草。遡推之。則遠在推古天皇統御之日。嘗此濱有漁者。曰濱成。曰竹成。二漁一時下網捕魚。網裡稍動。而如有物。擧之則數寸之觀音像也。拜以奉祠焉。靈異不可縷數。遂成ニ一方勝區。始寺僧學法相。慈覺師寓于此。改而成天台。今掌寺事者。專堂儺頭。是彼二漁之裔也〔覃按今ノ專堂坊儺顯坊也今別有常音坊〕來由粗如斯。予愈問愈不答。劍首之一映而去矣。雖意根如蘿本之不可拔。不奈。予戲呼童子諭曰。蛤殼裏得之者文宗。而魚網中得之者濱成也。若有誠信。則無刹不現身。爾輩敬之。童子侍ν傍。微哂曰。應身今安在哉。衆人之不誠信乎。大士之不靈驗乎。予指白櫻樹吟曰。意足不求顏色似。前身相馬九方皐。白衣仙人來也。吾無隱爾。童子低頭不答。予亦一笑。昔年遺事記濱成。弘誓海中曾度生。又爲詩人一身現。白衣仙子白花櫻〔淺草寺全文〕

○京極戸部尙書十二世後人北肉山人

○大醫局法眼諱宗恂意安其字也

○惺齋斂夫以肅書于城中草樂堂〔按圻藥字爲草樂〕

○昨木山人棐拱

○戊申歲。有手弑所生之母於下京者。人以爲常而不言。譬諸痲木痿痺人之不知痛痒也。世道臻乎此。

風俗極乎此。悲夫云々。〔次玄同傷慈母詩詶幷序〕

卷二

〇舟中規約〔代貞順〇按貞順遣人運商船于安南國　文略之〕

日本國慶長　年月日　同易大使司貞子元誌

寄林三郎會同〔甲辰閏八月廿六日〕

前回不虞之労明快不可言。假言於賀氏。曉此意。以達否。所諾之深衣一領。道服一領。備製法深衣者。少雜國服之樣。蓋取一時之便也。若從皇明之制。則短其袖。長其裳。可也。復所借之知新日錄〔大學論語兩部三冊〕還納焉。庸孟附后信。終竃鷗者。魚與熊掌。而又所欲也。〔中書〕

〇東海瓊華借來頗慰目前幸々〔寄林三郎〕

〇肯文遺稿達于座右云々〔同上〕

〇異端辨正三冊四續文宗二冊相達天命圖一卷未見之書也云々〔同上〕

〇是明人之所以著聲承集乎〔同上〕

〇〔上略〕所告之朝鮮講和使。一儒一僧爲正爲副。以僧者。胡元世祖以寧一山誘導我者也。蓋以我所好。遣佗愚弄者。古今然矣。不知又我墮于術中乎。奈何々々。然亦天下者有天下之人。非散焉者之所議。思之々々。欲話者。如山如海。如細雨如密霧。幷付明日。再拜。〔同上乙巳正月十二日〕

〇困知記二策還焉云々〔同上〕

覃云、以下寄林三郎書牘中書名抄出于此可以知得書之難矣

〇讀書錄〇續錄三冊〇敬軒劄記全冊還來好々延平遺錄全二冊附了此老〇四書程墨李于鱗文選三策一觀之后還之而已〇魯齋全書二冊心法一冊二編大較一書也〔同上〕〇左逸終精鑒珍重。一篇之品評。吾邦

又不爲又無一鳳洲。文已然。道學豈不然乎。況道外無文文外無道。足下立志已如此。彼鳳洲者不足多焉。云々。〔同上〕〇說苑二冊〇公羊正義在城氏和泉守穀梁者在長嘯城泉今奉侍幕府于伏見〔同上〕〇宋播芳四冊還了〇鳳洲集謁問之日齋持去而已〔同上〕〇奇正編二冊附笈中〇萬首和歌十一冊還焉。春秋大全一十二冊借焉。邇日雅候如何。春秋三傳已皈手裡。經旨精一。受用如何。古人讀春秋於羅浮。々々者是不在羅浮。而在足下明窓淨几之上。得古人羅浮之意。則隨處有羅浮而已。一笑々々。足下讀春秋。日用得羅浮之意旨。則告我哉。我亦同此樂耳。不宣草狀〔同上全文覃云羅浮山人之名本于此〕〇觀善書二冊一覽之后還之了〇歷錄之字義。粗貼片紙。見此字解。則漢唐訓詁之學。亦不可不一涉獵者也。其器物名數典刑。雖曰程朱依焉。而不改者夥矣。讓焉。而不注者數矣。所謂十三經疏云者。魚亦所欲也耶。梅潤入書。若時保嗇。〔同上覃云漢唐訓詁之學今之所謂朱子學者棄而不講何也〕〇仙老遺牘采納了爲人須知一策未見之書也〔同上〕〇鄉談正音還之〔同上〕〇今日聽菊亭職原之講云々〔同上〕〇陽明詩一冊丘睿詩一冊暫留之陽明文錄在二僧三要書室一先是借以暫爾過了〔同上〕〇小夜小話速落手〔同上〕〇大學衍義并補遺學者尤所可講讀之書也〔同上〕〇踏皮（タビ）一雙聊祝途中之善爲者也〔同上〕〇中臣祓訓解一冊神風記三冊返之此等之書無限之所作也不足觀之〔同上全文〕〇保赤全書四策落手裡〔同上〕〇漂海錄全三冊備博覽〔同上〕〇洞院實熙所著名目鈔云者足下所有三萬軸之牙籤有之否〔同上〕〇禁祕鈔抄早以一通借長嘯〔同上〕〇（繹疑禮）曲經全經之外集二冊附歸使〔同上〕〇書史大小二冊達几前〔同上〕〇前次附歸奴以古文珠璣十一冊〔同上〕〇明律今遺八冊〇文錦四冊杜集五冊三四日間抹過以還之〔同上〕〇史冊四十五顆足下以達于城泉刺史〔同上〕〇學蔀通辨遣之〔同上〕〇鍾馗事蹟太平廣記抄書勞搜索〔同上〕〇青田全集二冊還焉云々唐荊川集讀之哉文思人品爲如何〔同上〕〇龜山集所既寫了之新冊初卷云々〔同上〕〇漢魏叢書一帙十冊并疊山文章軌範六冊還納焉〔同上〕〇令弟所借之眞澄鏡云々

〔同上〕○人生待足何時足。未老得閑方是閑。想古人垂老自悔之作歟。若否則不如此言之。足下知此意乎。旋洛在近。云々。余所待在此。若出乃三(スルトキハ)清。則傳一語。惟幸。〔同上全文○時道春在駿府惺窩寄書今此撮其略トアリ〕○劉誠意之郁離子全三策借以又借之〔同上〕○請借象山集○吳粤春秋二冊○朱夫子遺語二十三冊云々〔同上〕○風雅翼全十冊附小奚〔同上〕○史鈔二冊備勘考卷初之策彥龍所親筆也彼雖異教之徒又一代偉人也余所甚愛重也〔同上〕○福醫之辨在衛生寶鑑○皇明通紀留在于架上者僅一日速還之〔同上〕○困知記〔同上〕○本朝文粹暇日繕寫〔同上〕○日本紀可有許借云々〔同上〕○拙七月十日俄中風。右半身不遂(マヽ)。至今日。竟爲癈人者也。實一箇蜆肉可憐生。所冀餘喘中一閑話。翹思翹望不淺。清旆入洛日。何日無爲耳。且又淺紀州蓋棺。士林之衰晚。非拙之私。可謂可惜許。于哀于挽。不得一辭。以是可推予衰耗而已。〔同上全文〕○濟此全四策還之〔同上〕○頃聞足下講通鑑綱目〔同上〕○二荒神傳勞執役者之手〔同上〕○夕顏菴之字奇々揭之以爲號也太奇〔同上〕○多識四冊先付奚囊前日話次及古文苑座右不勞搜索則假電矚乎〔同上〕○圖書編入手裏云々〔己未九月七日〕以上寄林三郎書

○文則周覽適老懷即今十二冊還納之盖此編者皇明文士之製文而別無作文之式故早速返呈之〔與意安號又玄子〕○皇明通紀全部十七冊還納焉○孤樹裒談前年遂涉獵云々〔同上〕○四書通證一策了菴錄二冊匆々終卷云々〔與順知〕○亭主彌一郎龜三郎衙作一首〔按彌一郎永喜也龜三郎者元古也○同上〕○中正子革解治曆二篇。下高手。以代予之勞。鴻庇有在矣。多謝々々。此冊之主。知此冊之珍乎。刖足之璧也耶。凡物之顯晦。必有數存焉。象之所謂澤火。而中正之所謂穢濁之文明也哉。必有不沿襲流俗而以革者。此冊之主之所期在斯乎否乎。渠夫知易者歟。然而終日易而未嘗不易者歟否乎。於茲予亦長噓一聲。又太息而噓一聲。而卷而還焉。中正之時與處。予不克無惑。〔按中正子者建仁寺妙喜菴之僧圓月

字中岩著書號中正子○答正意全文○覃云中正子藏于保已一撿按群書類從中〕○蓬窓八冊早々將來〔與玄同〕○八牋價銀即今四十三錢附此童云々〔同上〕○本草綱目全六帙楊文靖全三冊還了云々事文類聚可求之而已〔同上〕○耶蘇之禁。台命一通。諳人之製文否。未及一見之故。相留于几格。餘蘊期對牀之日。匆々閣之。〔同上全文〕○瑯琊編全帙一十二冊易經聚正全五冊以前兩部還納之了〔同上〕○就中前回之世說今已收買焉欲以足下之所藏之善本就之讎逸添減之異許借否也耶若然則語林亦附並焉〔同上〕○會戸帶子〔按戸帶子者戸田帶刀爲春也〕○一統志一冊還了也就中註聯珠詩格在架上則暫借云々〔同上〕○南產一苞惠來〔同上覃云南山恐是煙草〕○小補韵會廿四冊〔同上〕○杜詩通之價白銀十錢遺之〔同上〕○明賈一官之塒者某。賣書二十許部。齎持乎嘯舘來。別無奇觀之書。余袖二通來。四六雕龍皇明世說。足下就彼一覽否。古文珠璣海篇新鏡等之外。李獻吉一時四大家略文藁詩書大全除之。更無適足下之好書之用者。何如云々〔同上〕○所借鄒魯指南起臥涉獵全帙五策附去焉〔同上〕○爲蔵晏之慶高麗之王（玉歟）壺美醬汁厚不可言云々〔同上〕

○倭名類聚抄繡梓了。寔可資多識。荷一部惠。今又新刊白氏文集。卷々每終。上板寄來。誦之尤適老懷。何賜加焉。以謝焉〔與道圓〕

○柴立子說贈舜上人〔惺窩初爲僧名宗舜居相國寺〕文中ニ

萬曆庚寅秋余以書狀奉通信命使於日本國寓諸北山紫野大德寺以待關白東山之征云々

萬曆庚寅陽月之晦孔巖後人山前荷貴翁書于天瑞寺之東寮

○赤松源公廣通慨然囑斂夫以四書六經及性理諸書新以國字加訓釋惠日東後學云々

萬曆己亥三月一日朝鮮國刑部員外郞菁川姜沆歛叙トアリ文章達德錄序

○惺窩和歌集抄

中風のやまひのありしとしの春
花にのみ厭ひなれこし風の名を身にいたつきの春は來にけり
はかなくも又さく花とたのむ哉身にいくたびの春をかぞへん
題しらず
此ころの夏のあつさの人心おそろしき世をひとりかもふる
かたる也友こそなつをそよさらにそかひにみゆる竹の葉風の
飯にうへていとゞ腹さへふくるなり思ふことといはむ穴や掘べく
答頌遊
なれさへやくだりゆく世の郭公またぬにきなく里はあまたに
悼赤松氏三首
かくばかり終り正しき筆の跡をみるかひもなく亂れてぞ思ふ
神無月思ふもかなしゆふ霜のをくやつるぎのつかのまの身を
つるぎ羽のくだきてし身を鷙鳥のおし向ひ啼われぞなくなる
しるよしゝて侍りし磯邊といひし所は海にもあらず江にもあらで名に聞ゆるにはたがひぬさらでだに僞りおほき世のふたおもてになむねぢけしたぐひはげにこの手がしはよりも茂りあひつゝ時しもよきたよりありてや思けんかゝな所のさまもなき名にたてし波のさはきに人をおとしめしもあはれと聞物からたま〳〵そこなる人のことゝひかはすえにしひかれてみづからのおほふにたへぬうすきたもとを八重のしほあひにしほり詫ぬさても世ははかなき物かなかくばかりなさけなきむくひのほどもよせてはかへる波のなきならひとやはおもふ

立歸れをのれよせくる世をうみの磯邊ともなき波のぬれ衣

　此手書のなかの名によりて身づからはおほくのわざはひにあへり

壁の中石のはこにもかくすべき世はなきみちの文の名もうし

　朝鮮の刑部員外郎なりし博士姜沆に五經四書などの道傳られし後絶て久しき釋尊の式試科のさまとりいとなませ見侍りこの國にもあがりての世にはさかりに行れしにや菅右相道眞公の遺稿にもおほくかきのせられけり彼博士のいひけらく此戰國のうちにてかゝるこゝろざしのおはするこれなん藤の文公のためし思ひいでられて時に亞聖の才のなきのみぞいとほいなからずばあらずとぞ感じあへりけるおほくの文のおくにかく言かき記しとゞめてをのがもとつ國にかへりいにし

學ぶとておし見しひまのこま人の筆の跡のみ名はのこりつゝ

　おほやけのいとまありし折々のすさみには琴などひきしことを

聞なれし人ならなくに琴の緒のたえなばたえね軒の松風

　歳暮

世中に斯てはあらじさてもいかにと思ふまにぞ年はいぬめる

　元日

としことを思へばおなじ花鳥のなみたあやしき春はきにけり

　春の暮つかたにし山にまかりしにしづのおの片山畑にわらびのほどろなんうち返してさびしくたてりしにふとおもひいづる事の侍り四とせ五とせのさきならしいつぞやへだてなきどちたづさひて此ところに山莊の地をしめむとて見わたらひしおりしも此禁の塵うちはらひつゝあさりしおもかげもあらぬ世にふりかはりて猶ものうきいろのみ身にしみまさる心ちせしかば今はいさぎよき

みさほつくりてん人もなしやとて

たか春のわらびのほとろうち返し思ふがものを賤のをのれも

獨見月

いひかはすものならなくに月にとふ古の人いにしへのひと

述懷

常闇と思ひなはてそおもしろくまたみし事のあればある世を

うしつらしむべ人の世は百たらず八十隈ぢにやかくれ行へく

對寒月

見るがうちに雪氣の雲はさへはてゝ嵐を出る月のさやけさ

高野山

たかの山杉の木の間の月獨りすむらん人のむかしみしはや

たかの山法の席を卷もあへずうろ五千人はためしなの世や

高野山うき世の外はなかりけり八の谷すら八十のちまたを

さよふけぬ三の寶の鳥もなしうき世の夢をのこせとや思ふ

骨堂に骨のおほきをみてよめる

塵の身のたれつもれはや高野山名を埋つゝほねはうづまぬ

紀州初雪

山陰やたづねはうとしともがきのへだてなきどち雪轉ばさん

送小幡孫一郎歸于江戶

東路や秋行野邊のふじばかまおなじ心の香やはわするゝ

寄烏戀〔代人〕

そのかたとゆふ日の影や烏羽の色になるてふ空もなつかし

題しらず

山かげの雪のさほさす船やいづれ花よりいづるはるの三日月

海棠

あかぬ夜の春の燈火きゆる雨にねふれる花よねられすをみん

秋

日の色も秋は更なりそめつくすあはれを月にゆづりすてつゝ

蟬丸〔刻石爲像蓋是相坂之舊物也〕

世の塵をもぬけのからの空蟬の蟬丸とかも名にしおふらん

宮よりもわらやのあるじ四の緒の聲なき聲は石にのこりて

四の絃に六首の歌にわらくつのわらやの嵐いひにうへきや

八月十五夜月曇

これをさへ世のありさまの今夜かも思ひの外に月のくもれる

もろこしへわたらんとて船を鬼界が島につなぎてよめる

やまと歌のあはれかけゝり目に見へぬ鬼のしまねの月の夕波

月をみてよめる

たえてやは人は忍ばむ草の庵に月もすみけりわれもすみけり

夕顏の歌のかへし

もろこしもやまとも同じとゆふがほの花の心はしろ人ぞしる

惺窩　たねしあれば心はおなじやまとにもからのうたにも夕がほの花

杜甫除架詩。束薪已零落。瓠葉轉蕭疎。幸結白花了。寧辭靑蔓除。自註云、除瓠架也。

俳諧

道春に金剛經の口義をかへすとて狂吟二首文のしりに書てをくる

ふみしりて佛のみちにゆくなとやこむがうをみなくぎづけにして

みちふさむこんがうきやうのくぎづけをしらではしらんあしのふんぬき

右惺窩文集幷和歌集抄書了文化戊辰長月十八日夜灯下書

〇箏曲組の事

箏曲組の事を記せし文あり〔疑は以て疑を傳ふともいふべきもの也〕

抑箏の組と申は、天文年中頃大内義隆卿持明院一忍軒の淑女を京都より向て山口島のみねの舘を經營せられ、椽楹ほり書き曇漆の板蒔繪の障子金銀珠玉をかざり、北の御方を移まいらせて、前栽の巧黃纈纈の林寒くして有葉碧瑠璃のみづ淸くして無風の庭には崑崙山の沙石をしき、堂には阿房宮に入かとうたがはる、北の御方は禁中第一の美人とぞきこへけり、是を筑山の御所といふ、されども北の御方は都をのみ戀しく、明暮雲井のよそをながめて御心とまらざりけり、春の朝には歸る雁を恨み、秋の夕には古郷の月を詠たまへと、御心なぐさめばやとて京都南都中樂を召よせ、あるときは北の御方しり給へる公卿殿上人を請待して、和歌管絃の遊びありし中にも、おもしろきは若殿上人則春淸政春孝重賴高雅行道是正右の人々歌を一づゝ作り、當座に琴に合彈じ給ふ、いづれも心をしらず、組合せ

たる故に組といふ也、右の組之内ぬき組は初て作り給ふによりて殘し、組は歌六つ有也、琴にて組と
いふうたをうたひし事は、此時より始し事也。

天文二年甲戌二月日　　佐々木伊豫入道政盛判

此書當流印可の極祕なりとて是を傳ふ、天文二年は癸巳なるべし、文章もあまりとりかざりたる樣にて只覺束なき事に聞ゆ、可味。

右山田撿挍箏曲大意抄にみゆ〔戊辰九月十九日淸晨〕

○甲州山梨郡磬銘

甲斐國山梨郡

遠山(ヱンザン)〔按鹽山の事歟〕　祀銘

磬銘

紹興貳拾捌年四月十日經明州都稅務收稅刊字訖合於丙申淳熙參年拾貳月拾五日重新才造幹道童祖顏祖義與合山童行等謹題

○彫(サヽラ)の事

文化二丑二月十六日出ス〔郡村名寄帳改シ時計府へ出ス〕

簓之儀ニ付申上候書付　　御代官　小野田三郎右衞門

一簓之儀承合候處簓と申は芝居等仕候者に候處駿府町奉行にて囚人等取扱せ候由之者にて非人抔と申ものにも無之先河原ものと申やう成者に有之同所町御免之あやつり等致候且簓村と申は一躰無之久能御神領有渡郡石田村富士見と申所に住居いたし候處駿府町奉行より手遠にて差支之儀有之先年御代官所川邊村寶臺院領馬淵村雨村境地借請住居いたし罷在右地代は其村々役人へ相納候由簓村は無

之候得共右簓共住居いたし居候に付簓村と申習候得共川邊村馬淵村にて御座候
右御尋に付申上候以上
丑三月　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野田三郎右衛門印
　　御勘定所
右は諸國村名を糺し候時縣令より出せし書付寫也
　○太平棒
木徑八角長六尺黑鐵之鋲共間三寸程ニ栽テ半ニ至

　　太平棒之讃
曲肱子の座右に一棒あり、長さ六尺餘り半よりすゑは黑鐵の鋲を栽ゆ、是を引提て馬上にまたがる時は、忠勝の蜻蛉きり、張飛が蛇棒に等し、投ずる時はかならず葛陂の龍と化さむ、常は太平の袋におさめて役がらの農をあはれひ、老爺の腰を撫、又兒童の木登りを制し、梢の果ものを落す、されば德山の三十棒はうつに眼あり、曲子の此棒を磨くに風味あり、讃して曰
　　鎧きぬ代にはうつくし雪の枝　　　　　　　　　　蓼　　　　　太
明和七庚寅年八月日相州小田原住三幣織江盛輝
　○中山王封王使ニ付薩州銅買請之事〔大阪銅座へ申來書狀寫十二月十六日來〕
從是申入候然は琉球國中山王代替に付清國より來申年封王使渡來いたし入用に付細竿銅貳百五拾斤買請度旨去午年松平豐後守家來申立候に付奉行衆御伺の上買請之積豐後守家來へ御達相成買請相濟申候

然處猶又今年之儀も右同斷入用に付竿銅五百斤買請之義豐後守家來申立候右は去午年買請斤高より相增候に付先年渡來之節銅買請斤高等御糺之上可賣渡儀に候得共左候ては日間も相懸り可申遠海渡來入用差懸り候儀殊に格別之斤高にも無之候に付奉行衆御評議之上松伊豆守殿へ御伺相濟買請之積右家來へ御達有之候共地豐後守家來申立次第賣渡有之候樣存候以上

御用に付印形不致候

松山惣右衛門

田口五郎左衛門印

十二月十日

喰代八十五郎殿（大阪銅座詰ノ御勘定方也）

吉田勝右衛門殿（大阪町與力也）

工藤七郎左衛門殿（同斷）

○大岡出雲守

大岡出雲守殿昇進いたされ候役名いかゞに候哉

瀨名源太郞答

出雲守忠光若名主膳助七郎忠利之總領にて母儀は天野兵八郎重貞養女なり（南畝云大岡出雲守實母大貫平右衛門勝久娘法名喬松院操寒守貞大姉大貫東馬伯母也）享保七年八月廿八日助七郎大阪在番歸り御目見之節部屋住にて初て御目見同九年八月廿六日部屋住にて西丸御小性被召出新規御切米三百俵被下置同十二年十二月十八日諸大夫被仰付同十八年十一月十五日五百石御加增都合八百石地方に被仰付御小姓上座に被仰付元文二年十二月十二日御小性頭取被仰付同四年五月十八日御側御用御取次見習被仰付延享二年九月朔日御小性組番頭格御足高千二百俵都合二千石高同三年十月廿五日御側衆被仰付取

來二千俵御加增地方に被成下御足高三千俵合て五千石高に被成下御用御取次被仰付寛延元年十一月十五日取來三千俵之御足高御加增地方に被仰付寶暦元年十二月七日五千石御加增一万石に被成下同四年三月朔日若年寄被仰付奥兼帶月番御免五千石御加增一万五千石に被成下同六年五月廿一日御側御用人被敍四品五千石御加增都合二万石武州岩槻之城主に被仰付同十年四月廿六日病死四十九歳

私云大岡出雲守殿舍弟竹本次左衛門は予與勤之節同勤也咄には舍兄雲州寶暦十年病中に度々御内々にて快氣之否御尋有之出勤次第被爲召御老中にも可被仰付趣も薄々御内意有之候歟御當主も夫故歟殊之外養生無油斷種々心を被盡大方快方に仍て藥湯をゆどのへ仕懸ケ瀧の樣にかゝられ候處右の湯にて俄に草臥增卒去なりと語られけり其實事は難知湯はおん泉なりとも云し又出雲守殿若輩之頃登城退出は虎之御門へ懸られける歟或時風雨之砌あたらし橋の鯉虎之御門之石橋落口をのぼりけるを正敷被見けるよし實に鯉の瀧登りをみれば運强きと申事思ひあたりける由次左衛門每度一ツ咄しにて承り候次左衛門實名長影と與申候へき歟とは覺へ不申候東海寺南門外向て左かは□□院之墓所葬當次左衛門之亡父也

○田沼主殿頭

田沼主殿頭意行

元祿十七年十一月十二日主税樣へ被召出正德六年四月御本丸へ御供三百俵被下享保九年十二月十八日任官同十八年九月十一日三百石御加增同十九年八月十五日奥向頭取同年十二月十八日死去

田沼主殿頭意次

享保十九年三月十三日部屋住より西丸御小性被仰付三百俵被下同二十年三月晦日六百石に而御（西丸カ）小性頭取元文二年十二月十八日任官延享三年七月廿二日御小性頭取同四年九月十五日御用御取次見習千四百

俵御足高寛延元年十月朔日御小性組番頭奥兼帶千四百石御加增に而貳千石と成同四年七月廿八日御側衆御用御取次見習御加增合五千石同八寅年九月三日五千石御加增合壹万石高に成評定所式へ立合出席可仕旨同年十一月十八日遠州相良領被下同十二年二月十五日五千石御加增明和四年七月朔日五千石御加增貳万石に成御側御用人叙四品遠州相良城主同六年八月十八日御老中格五千石御加增任侍從諸事只今迄之通鑓貳本可爲持旨被仰渡同九辰年正月十五日五千石御加增合三万石加判之列月番務之安永六酉四月廿一日七千石御加增同四辰年正月廿九日一万石御加增合五万七千石同六年年八月廿七日御役御免雁之間席被仰付同年閏十月五日思召有之御加增貳万石被召上差扣同年十二月廿六日御免同七未年十月二日主殿頭勤役中不正之取計共有之段追々達御聽重々不埒之至に被思召候御先代御病中達御聽御沙汰之趣も有之候に付此度貳万七千石被召上隱居被仰付下屋敷へ罷越致蟄居愼可罷在旨被仰付天明八年七月廿四日卒年七十歲

○渡唐天神贊

西來正脉

投入大唐國傳持心印來
要見便可見惟此一枝梅

如意玉堂敬題

元珍之印　玉堂氏

渡唐天神ノ墨畫

○小春候

癸酉小春候　江南陳来寫

右の畫は古柏に群烏なり、橋爪氏所藏也、小春候の字面白ければ寫し置〔己巳九月廿九日〕

○鵜祭

今春太夫の家に鵜祭といふ謡あり、寫本にて板本になしと云、己巳十月朔能番組鵜祭田村湯谷鵜飼土蜘五番吉田侯にて有之と云〔吉田家臣話〕

鵜祭は能登國氣多（ケタ）大明神の祭に鵜の生にゑをそなふる事を作りし謡曲也借得て寫し置

○姫路侯明（ミン）樂

引入綴兆

左右分班

靈星雅樂　漢朝制作

舞象教田　耕種收穫

不同俗舞　是爲雅隊

斯可以與　豳風並行

而不相悖

第一對教艾除手鐮執舞

第二對教開墾手執钁舞

第三對教栽種手執鍬舞

第四對教耘耨手執鋤舞

第五對教驅爵手執竿舞

第六對教收穫手執杈舞
第七對教春拂執連枷舞
第八對教簸揚執木杴舞
舞者就位
舞畢復位
敎田既畢農事已成謳歌舞踏答謝
神明
大禹聖人謨訓有云德惟善政政在養民
民惟國本本固邦寧春祈田租秋執靈星
舞畢追出
再動樂聲
五穀收成倉廩豐盈風調雨順天下太平
天下太平字舞獻第一字二字三字四字
陽青布德澤萬物生光輝少壯不努力老大徒傷悲
左踏板收隊　舞畢皆退

〇八宮御文

甲州河浦村藥王寺藏八宮樣御文
ゆふべは御出これはさてなにと鳴海潟しだれ柳の葉の露おちて淵となるまで御身に添はで名殘おしき
はふじの山はたちばかりかぞへてもたらずかたるまもなつの夜山郭公はつね戀しや

みやけ　八兵衛

はつもし様

九月十三夜宵のほど雨そゝぎ侍りけるに
　思ひきやよのさはりとてふる雨の二夜の月の名に惜くとは

○けそう文

かけてはいかゞ常陸の海のいたづらごとをはつ春の筆のはじめに書くとも聞へまいらす今朝明初る淺みどりの空に山の端の雪むらごの御きながし姿こそしどけなく世にめづらかなれ細腰の柳に白き御物ごしはひもとく〳〵とはせ給ふとも萌出る草のはつかにも垣間見たい（マヽ）まつらばやと東風のこちよらせ給はれなむなをあまつ風の雖なからぬをねがゐ上たりゝめで度かしく

○大垣侍從追悼短歌

大垣の侍從身まかり給ふをかなしむ歌幷反歌
　攝津守紀朝臣正敦〔堀田氏〕

空蟬の　世としりつゝも　はかなきは　きへてかへらぬ　水の泡の　小笹が露に　たぐへてし　昔を今に　おもふ時　あるがなかにも　中垣の　うちもへだてず　久かたの　ひかりあまねき　君が世につかへまつりて　朝な夕な　馴むつびつゝ　鶉ふす　御狩の野邊に　駒なべて　草ふみ分し　秋もあり　春は長閑に　うち日さす　都にゆくを　おくらんと　たましくみぎり　玉鉾の　道やすかれととるぬさに　過し言葉の　數ならぬ　身をしもすてず　諸ともに　老を養ふ　瀧の水　わかゞへれとて　玉ひしも　はやとし月を　重ね來て　花染ごろも　いつしかと　袂すゞしく　ぬきかふる　う

の花くだし　ふる雨の　しほれがちなる　夕邊より　やまふの床に　ふし柴の　ふしのまもなく　晴やらぬ　けしきもしばし　をやむかと　聞に心は　なぐさめど　うきになれたる　うき草の　したやすからで　やちまたの　物をおもへば　たちばなの　影ふむみちは　ちかくとも　逢事かたき　かたいとの　よるべなぎさの　うつせ貝　せんすべなみに　ぬれつゝも　やみしをたどる　烏羽玉の　夜はよすがらに　いをやすく　晝はひねもす　諸人の　往來の間に　行かへり　かたるをきけば　ひとたびは　麓にかゝる　雲晴て　高峯の月の　影みんと　たのみしかひも　なつ木立　緑のこすゑ　ふきしほる　夜半の嵐に　あすか風　あすをもまたで　さばへなす　神やはあらし　まごゝろに　つかへし人に　言わかれ　いなばの山の　ほとゝぎす　啼ともいまは　むかしべを　かたるゆかりの　ともゝなき　みのゝお山の　ひとつまつ　ひとりはねじと　あらそいし　ゆるぎの森の　鳥なれば　ゆきても跡を　とはましを　つばさなければ　明くれに　しらべあはせし　琴の緒の　たちても居ても　忘られぬ　其面かげも　けふよりは　あらしにこふる　つまとしのばん

反歌

沖津洲に船ながしけんこゝちして今ぞこの世をうみ渡りぬる

御老中戸田采女正殿の悼也

○小菅稲荷書付

武藏葛飾郡西葛西領小菅村伊奈半左衞門忠達同氏半重郎忠辰屋鋪者

東照神君關東御打入之砌伊奈備前守忠次男伊奈半十郎忠治

東照神君三州以來　神君江父備前守與共奉勤仕關東地方頭取相勤及　御治世寛永之始　家光公江府近在度々爲御鷹野御成右屋鋪忠治拜領　御成及度々御鷹之鳥御長刀之雁拜領之御肴其外獻上從夫

御成中絶御殿地如元有之享保元申年當　將軍吉宗公被　聞召上右仍御由緒翌酉年五月十八日初而
御成任舊例御肴御菓子等獻上時服拜領以後年々　御成打續有之　大納言樣右准　御成格例右同然
所元文丙辰年二月廿日　大納言樣　御止宿之　御成從公儀御旅館出來所々固等諸事爲嚴然當日御
島臺御肴鯛二御樽一荷獻上時服三御羽織銀三十枚拜領四日　御逗留有同七日還御也　御治世百年
以來于他稀成御事萬代不易御奇瑞奉仰之當稻荷社者從先年屋鋪仍爲鎭守仰舊例君臣和合武運長久
如意滿足奉祈之爲後鑑誌之置者也
于時元文丙辰年十一月十五日　　願主小川東藏有香敬白

右小菅稻荷之社之額ニ有之ト云。

○六位大酒官樽次考

大酒官の事蹟考を贈ることとは
時親の朝臣ものゝべの家に生給ひ、たけ〴〵敷御心もてみき好給へれば、かはらけのかずはかさなれ
ども露ばかりもたゆとふけしきはあらず、この朝臣の事を世に惡三郎殿と名づけまいらする事は、み
きこゝらきこしめしてのちくだものさへ限なくめすほどに、ぬす人などいへるこゝろとおもへる人も
多かめれど、さるは思たがへたるにてぞ侍る、この朝臣のさまたけたかくこへふとり、まみなどもお
そろしげにみぐしすさまじうおひたるさま、惡人だちたればこの名をば稱しもてはやせしとぞ、さは
あれかたちもて其人をとらんには子羽に失せりとくしもの給ひしはさる事にて、朝臣の御心ばへは御
有樣に引かへていとやきしく、敷島のやまと歌は青によしならの都のふるきをめで給ひ、千早ふる神
の道はくれ竹のよゝ家に傳へし學びにたけ給ひて、大和魂のまめなるをまたなくたうとみ給ふ、つね

にの給ひけるは、大和魂はみきのすさみを種として、萬のことぐさとぞなれりける、一けん三拳の爭には力をもいれずして天地をうごかし、目に見へぬ鬼神にもみきをばさゝげ、男女のすきごとの媒ともなり、せめはたるかけとりのむくつけ男をもあはれと思はせ、たけきものゝふの心をもなぐさむるはみきなり、されば萬の事にいみじくともみきこのまざらん男は、玉の杯の底ぬけにはしかじと、明てもくれてものめさせのすさみをすてゝはいかでかあらん、古しへ唐國の帝禹王の酒にくみ給ひしは、孟軻がかたゐ地のそらごとかはしらねど、かのみかどは聖の域にいりてゆたかならずと聞けば、さる御ひが事もあらん、くしの量なしにとうべ給ひても、亂れ給はぬこそ心にくけれなどの給ひし、またわづらひ給へる時

やめる日ははかりなくやは酒飮まむもゝの藥の長と聞しを

など口ずさみ給ひし事も侍りき、この頃とのゐせしときのたまひしは、およそ物まねぶ人その道のひぢりを祀らざるはなし、今みきの道のみたへてそのことなきをふかくなげき思ふ也、ことさへぐひとのくにゝはこの道の聖もあまたあれど、いやしくも大和心あらん人の祀るべき事にしもあらず、空みつやまとのくにゝしては、誰か其人にしも侍らんとの給ひければ、近きよに六位の大酒官と申侍るはもし其人にも侍りなんやと申ければ、いしくも申たりとほゝゑみ給ひ、いざ人丸塚などのたぐひにならひて我は樽次墳をきづかむ、かの人の事をかうがへてとみに寫し參らせよとの給ふもいなみがたくて寫しつゝおくり參らせけるは、樽次忌の一日前の日なりき、いとゞしくこの朝臣の酒運のほどぞたのもしからんかも。

右は間宮〔正從〕庄五郎殿文なり。

增訂 一話一言 卷二十

○觀中山國聘使入覲歌幷序

寶德年間。中山國尙金福之使來貢方物於室町氏〔義政將軍〕。而後彼土人以歲時至攝之兵庫浦。仰互市之利。蓋中山之歸我邦。以此爲始也。其後慶長中。島津家久〔陸奥守〕。以隣好不修。厥篚不共。奉辭伐之。竟陷都城。以其王尙寧歸至駿府謁神祖。於是命家久。使中山爲附庸於薩藩。爾來每 國家新政。及彼土嗣立。薩侯率其使來觀焉。其爲 新政來者稱賀慶使。爲嗣立來者稱 謝恩使也。今茲文化丙寅冬十一月二十有三日。薩侯齊宣帥中山王尙灝謝恩使讀谷山王子尙太烈朝 城。四方之民觀者滿衢。抑亦以讚歌抃舞 國家柔遠之德云。

中山聘使謝 恩年。遙仰東方日出天。絡繹行裝曜馳道。壯觀成群競摩肩。掌翰之吏儀衞正。官員分等服色鮮。龍刀映雲光赫赫。虎旗飄風影翩翩。鼓吹工人皆妙手。聲聲度曲兩行先。忽見三層朱傘聳。舞鶴簾開壽轎前。麟紋緋袍烏紗帽。雍容可知王子賢。最後樂童五六輩。紅顏鬒髮共嬋娟。金簪插花髻上飾。雕鞍閑據鐵連錢。此餘追隨若雲生。觀典盛哉鳳凰城。城頭氤氳瑞氣繞。大廣殿裡玉爲楹。御座高設文錦縟。朝威肅肅總無聲。公侯子男班爵位。紛如鵷鷺張翼行。爾時執法引聘使。謁者進來唱其名。寶刀綺紗芭蕉布。數種珍玩美酒罌。禮物陳列鞠躬拜。私覿愉愉被 恩榮。且聞饗讌賜歸日。國技奏樂表欵誠。銅鑼胡琴吹管合。頌歌萬年賦太平。須出銀幣沐惠德。踏舞雀躍歡何極。君不見海外波穩

率土濱。貢獻不改奉臣職。

〇三島先生壽筵記

片山直
牟禮玖 撰

大椿與朝槿。靈龜與蜉蝣。皆非類也。故其生雖霄壤。各足其分已。人壽三等。誰不欲上壽者也。然壽固在天。得之實難。雖聖人亦不能私焉。三代以來。上壽幾希。至仲尼。而猶未得及中壽。抑季世之兆歟。況其下乎。短命夭折。知命之不能及者。豈不悲哉。所以使杜少陵有人生七十古來稀之歎也。是以後生五十以上。每周千必賀焉。如夫隱逸無用於世。與凡愚梼櫟之比。則不與焉云。今茲三島筱先生甫七十。男承弼與二三子謀。大開壽筵于郭北酒亭。適會焉者。儒者三人。儒而藝且滑稽者一人。儒而善書者一人。隱而老于茶者一人。隱而老于書者二人。隱而簡傲嗜飲者一人。書家若干人。醫若干人。醫而善書者一人。醫而嫻辭藻者何人。士若干人。士而好詩文者若干人。士而善書者若干人。商賈之從事風雅者若干人。其中名畫者一人。名書者一人。僧若干人。於僧之中。亦有善書者善詩者。童子若干人。執事者十三人。擯者十人。都一百六十餘人。門生居其七。義故居其三。其姓名記籍存焉。是之日節値淸明。天晴氣暄。花開鶯囀。田野芳芬。城市華麗。海雲升乎西南。山霞曳乎東北。莫不爭獻壽焉。三酌禮畢。各分座而饌焉。亭有五廳。々張筵樓二層。層設席、酒若泉殽若林。有鼓琴者。有吹笛者。有揮書者。有寫字者。有倚柱而吟者。有憑欄而嘯者。或歌焉或舞焉。或醉而遊華胥矣。先生自作五言律詩十五首。書諸一大幅。以釘壁上。楷法整正。筆力剛强。觀者莫不賞嘆焉。又書白扇二百。每人贈一云。承弼賦七言排律一百韻。以奉祝。門生及客之所獻序十六篇。詩若干首。書畫若干幅。蓋希代之盛宴。而雖古之西園雅集。未有以尙焉茲矣。向先生有六十初度盛宴。而膾炙人口。其時會焉者凡一百人。其中或老而終。或不幸死。或離散四方。不存于今日者。十之三四。人生朝不謀夕。何況十年

之久也。而後先生特壽且健。而德業益昌。誰不欽羨之者哉。是以都下騷雅。無老無少。皆莫不冀與斯會也。故詳記之。乃庶幾又徵諸八十九十百歲以上之賀期。是歲文化丙寅二月十九日也。

○筱應道文

浪華有善諧歌者吳尺子。將遊北陸。其所齎詩歌諸什及書畫若干。輯成卷軸。又欲令余題其卷首以叙其事。而爲慕北陸諸君子之風咏若書畫之流也。余謝不敏且老矣。庸詎足屬此事乎。雖然嘗聞在昔辨慶者。扮立道士。誦僞勸進疏。感動關吏。以過安宅。方今吾子從是路進。則北陸諸君子以斯文能開其關否。卒然而書。

丁卯之春　　七十一翁三島應道拜撰

○上田翁和歌

上田餘齋〔秋成〕

中の春

花鳥の春になりゆく木さらぎにおり〳〵風のさえもするかな

探梅

心あての林はいまだふゝめるを野にたつ梅のこゝに薰れる

山

塵ひちは心につめど世のをさを逃れん山のなる時やいつ

月前蟲

月てらす露の臺にあそぶ夜は月すゞむし（風カ）の聲さかりなり

野

をり〳〵のたよりかなしき庵かな嵯峨のゝ原の都ちかきに

吉野秋
あき風はよひ〱さむしみよしのゝ芳野の都幾代ふりけむ
小舟運稻
川隈のもゝつか稻を刈つみて眞木のしま人をぶね漕なり
霜深し
常磐木にかぞへおくれぬ杉のはは八重おく霜に紅葉しにけり
霜
霜ふかきあしたのゝぢを立くればまだ門あけぬ寺もみえけり
神社
軒ふりし吉備津の宮の高梯を風吹おろすすゞしめの聲
交友
いきかひを夜に隱れねば紀國の妹夫の山もたゝこえの道
酒
神のまへのしろき黑きのみきの香をさそひて薫る杉の下風
くひな
夏のよの月淸ければ水もりの草川のせにくひなしば啼
扇
ゆふ暮は遊ぶ手毎に空にかるあふぎの風のひまなかりけり
鵜養

ながら川々邊すゞしき里なみにうかひがともの夜舟こぎ出る

氷室

みな月のてる日もさゝぬ谷陰にめすひをけふとみつぐ山人

さみだれはるゝ

五月雨のなごり立まふ雲間よりおつる日あかき峯の夕はえ

餞別

杯をあすの別にめぐらせて春の夜いたくふけにけるかな

馬上寒衣

あはでくる道の長手にあさ衣の濡とほす夜は駒も爪つく

○享保八卯年五月日記抄

享保八卯年或日記

五月

十四日

一黑鍬之者四十八人御石垣御屋根へ上り草取之儀中絶之處近年情出候樣子に付金子壹兩充被下候以書付被仰渡候

一御玄關前冠木御門建替に付來る十八日より新御門通上埋御門御書院番頭御櫓下腋色御玄關前へ往來に罷成候大久保佐渡守申渡之

廿七日　佐渡守被渡御書付

一御玄關冠木御門御修復在之ニ付而明廿八日來月朔日月次之御禮無之候共段可被相觸候

同三月二日院御所月卦御祝儀有之被召候輩

西洞院前大納言（七十九歳）　藤波三位（七十八歳）

醍醐　釋迦院前大僧正（九十歳）　樂人　辻甲斐守（八十七歳）

上北面　松室洞然（元大隅守七十九歳）　上北面　同中觀（元肥後守八十二歳）

保生院　裏野道英（七十七歳）　法眼　岩本壽賢（百二十歳）

按摩　高谷玉泉（七十六歳）

右六人武家伺公之間に御料理被下之

御紀人　堀池彌三郎（七十二歳）

右人數被召之候

○山崎橋興廢　忍池源弘賢

山崎の橋は聖武天皇の神龜三年に行基ぼさつ造りたれど（これより先橋ありて廢せしといふこと行基傳に見へたり但し行基傳には神龜二年と云）洪水俄にいたり橋ながれひとあまた死亡せしなり（扶桑略記水かゞみ）そのゝち桓武天皇の延曆三年に朝廷より阿波讃岐伊豫三國に仰て造らせらる（續日本紀）それも文德天皇の嘉祥三年に大水にて斷しを河橋壞易きは水の淺嚙によつてなりとて便地を擇て造られしなり（文德實錄）延喜の頃は攝津伊賀播磨阿波等の國より橋板を出さしめて修理せられしが（延喜式）そのゝち斷けるを（拾芥抄）天正廿年豐臣太閤朝鮮に事あらんとして往還に便せん爲に造られしとぞ長さ一百八十間廣さ五間柱數一萬三十八本土に入事深さ一丈餘なりといふ（惺窩文集）その後又たえて今は舟渡にて狐川の渡といふ（都名所圖會）はじめ行基の造りし所はいづくなりけん嘉祥年に造られし所は中頃大渡といひし所にやといへり（拾芥抄）是すなはち今の狐川のわたしならんか

むかしは橋本といひしよし古老の說なり〔山城名勝志〇今の橋本の宿はこの所よりうつせし也とぞ〕

大僧正行基傳〔作者部類引也〕云。行基大菩薩云云。神龜二年九月。將諸弟子。行到山崎河。不得船。假掩留河中。見有一大柱。大菩薩問云。彼柱有知人矣。或人申云。往昔尊船大德所度橋柱云云。爰大菩薩發願。從同月十二日、始度山崎橋。

扶桑略記云。神龜三年丙寅。行基菩薩造山崎橋。故老相傳云。造橋畢後。菩薩於橋上大設法會。洪水俄至。橋流人死。粗有其數云云。〔普通の本缺卷の所なりこれは尾張國大洲の眞福寺に藏せる所の古抄本に據てしるすその本をうつせし溫古堂にのみあり〕

水鏡云聖武天皇神龜三年行基菩薩山崎の橋をつくりてそのうへに法會をまうけて供養し給ひしにゝはかにおほ水いでゝながれ死ぬる人おほかりき〔これは全く扶桑略記によられし也これより後の書には橋おち人死せし事をばしるさず〕

續日本紀云。延曆三年七月癸酉。仰阿波讚岐伊豫三國。令造山崎橋斷材。

文德實錄曰。嘉祥三年九月七日。大水。山崎橋斷。帝以爲河橋易壞。依水浸嚙。得其便地。自無附害。是日。詔遣中納言安倍朝臣安仁。源朝臣弘。參議滋野朝臣貞主。伴宿禰善男等。就山崎以察利害。求其便地。乃定置橋。

延喜式曰。山崎橋。攝津伊賀等國各六枚。播磨阿波等國六十枚〔長各二丈四尺。弘一丈三寸。厚八寸。〕

惺窩文集。山州八幡橋本之橋銘云。前博陸侯。將有事于大明。命諸國。開道路作舟梁。而欲得往還之便。事絕古今。慶傳遐邇矣。時哉山州八幡橋本之雄。華夷出入之咽喉也云云。於是山口玄番頭。豐臣宗永。奉鈞命。主其役。作長橋云云。其長一百八十間。其廣五間。柱數一百三十八。柱根入地丈餘云

云。八月資始。十二月初四日成。天正廿年壬辰臘月望。
都名所圖會云山崎の橋云云今は船渡しありて狐川の渡しといふ
拾芥抄大橋部云山崎〔今大渡歟〕
山崎名跡志云山崎橋斷絕ス此橋山崎ノ方ハ今ノ觀音寺ノ前川畔也其向所ハ淀ノ大橋ノ南河內街道ノ內八幡山ノ坤ニ當テ片方ハ人家茶店アリ此人家ノ町北ノ端ヨリ三十間計北方其橋ノ渡場也ト云フ其所古老人說也因テ其邊ヲ橋本ト號ス但今云フ橋本ノ宿ハ後世ニ此所ヨリ移シ建ル所也此所今ハ舟渡也　狐川　右舟渡ノ所ヲ云流ハ即淀川南一河ノ別名也此渡山崎ヨリ八幡及河內等ニ至ルヌ狐川ノ名義未考

正誤

新編本朝年代記云。山崎橋。天平寶字四年。洪水流落。〔此事國史所見なし〕

右山崎橋興廢一卷得忍池本而寫之府中畢

文化四年丁卯神無月十一日　鶯谷吏隱

○玉藻前考

瑯琊代醉編　古今事物考云。商姐己狐精也。或曰雉精也。猶未變足以帛裹之宮中效焉。其誕似未可據。

曲亭燕石雜志、九尾の狐ハ瑞獸也呂氏春秋。禹三十未娶。行塗山。恐時暮失嗣。辭曰。吾之娶必有應也。乃有白狐九尾。而造于禹。禹曰。白者吾服也。九尾其證也。于是塗山人歌曰。綏々白狐。九尾龐々。成于家室。我都攸昌。于是娶塗山女。○白虎通。狐九尾者何。狐死首丘。不忘本也。明安不忘危也。必九尾者何。九妃得其所。子孫繁息也。於尾何。明後當盛也。○潛確居類書。郭璞贊。靑丘奇獸。九尾之狐。有道翔見。出則銜書。作瑞周文。以標靈符。亦王褒四子講德論。文王應九尾狐。而東

夷歸。周武王獲白魚。諸侯同辭。これらみな祥瑞をあげたり亦山海經。靑丘山有九尾狐。出能食人。食之不蠱。又同書。靑丘之有狐九尾。德至則來。注。靑丘國。在東海之北。かゝれば九尾の狐はあへて憎むべきものにあらずと云云

玉藻前〔假名本〕

鳥羽院第二の御子主上近衞院の御宇久壽元年甲戌仲春の頃仙洞に一人の化女出來、後日には玉藻前と號す、天下無雙の美人、國中第一の賢女なり〔中略〕御愛念深りければ帝の御傍をすこしも離れ給はず、先は化性の前と名付させ給ひけれども、御機色の程は女御の樣にぞ御在しける、同年の九月廿日餘の頃なるに秋の名殘を惜ませ給ひ、蕭歌殿にして詩歌管絃の御遊のありけるに、院は化生前を御傍に近給ひ、御簾の內に御座けるが、庭上の嵐劇く吹て燈爐の火を吹消けるに、御傍の化生の前身より光を颯と放、天地を赫し、是は如何成天變やらんと、大臣公卿怪て四方を見給ふに、御簾の內より出る光さながら朝日の影のごとし、俄に管絃指置て、光怪敷御事を奏聞し給ふ〔中略〕有時玉體不豫に御座たてまつり、尋常の御心にはあらず、日に隨て御腦重らせ、典藥頭を召て御尋有ければ、典藥頭申上る樣は、御腦は常樣の御腦にはあらず、御物の氣にて御座間、醫家の御療治を奉加御事は努々不可叶と奏聞す、其時陰陽頭を召、安部の安成にうらなはせらるゝ所に、兎角細なる御事をば不申上、此御腦に付て御大事出來し給ふ、急御祈あるべしと申上たてまつる〔中略〕安成申樣、下野國那須野と申所に八百歲を經たる狐あり、彼狐長七尋尾二有此狐の由來は仁王經云、昔天羅國と云國に一の王在、其王一人の太子あり、名を班足と云、かの班足太子外道羅陀の敎訓に依て、千人の王の頸を切て塚の神に祭て其位をとらんと欲て云々〔中畧〕昔の班足太子の祭んとせし所の塚の神と云は此狐也、彼狐班足王を誑して、千人の王の頸をきらせて祭んとする所に、佛法の威力に依て道心を發し、

千人の王の頸を不切間、彼狐佛を敵として生々世々を雖經といまに至まで野干の身を受、佛法繁昌の國毎に化身して、或は后妃釆女と成、或は侍女陪臣と成て龍顔に近付て、王の御命を奪、變じて國王とならんと誓けり、されば漢土には褒似と成て周幽王の后となり、終に幽王を滅し畢ぬ、其後吾朝日域に化身せり〔中畧〕既に太山符君の祭はじまりぬれば、玉藻前御幣を請とり給ひて祭文半と見へし時、御幣を打振らせしが玉藻前書消様に失てけり。

○當時碁名人名

八段
武州　本因坊烈元

七段
江都　元丈

五段
江都　水谷琢元

五段
遠州　山本源吉

四段
紀州　外山箏節
水戸　船橋元美

四段
上總　伊奈秀助
三州　若山立元

三段
武州　奥貫知策
甲州　渡邊多宮

三段
江都　水谷琢順

二段
遠州　井口孫太郎
忍　三田平八
江都　太田權之右衛門
同　佐藤彌太夫

初段

江都　松平藤九郎　　同　安藤大和守
同　北邑季春　　越後　神田利惣次
同　土屋市之丞　　勢州　藏田周八
尾州　伊奈金藏　　賀州　松原左源太
伊賀　落合慶右衛門　　防州　岸隆廣
雲州　猿木隆昌　　信州　關山虎之助
長州　熊谷三郎　　上州　田奈邊出勝
江都　葛野松之助　　伊勢　村田七郎兵衛
江都　林徹元　　江都　石川新五右衛門

〆三拾三人

八段　　七段

江戸　安井仙知　　豆州　安井知得

三段

越後　福永彦右衛門　　江戸　鈴木知清
甲州　石原八十八

二段

羽州　長坂猪之助　　上州　栗原源次
江戸　水井吉太郎　　同　片山知的

初段

備中 田中仙悦

江戸 多賀孫六

佐藤源次

〆拾四人

七段

井上因碩

四段

肥後 吉田三碩

京 山崎因砂

三段

江戸 井上清七

藝州 片島周伯

二段

仙臺 村田泰陽

初段

藝州 信岡虎藏

仙臺 關清八

同 岡田頴母

碩水

五段

信州 井上春策

同 服部因徹

越後 稲垣太郎右衛門

京 山崎主税

南部 柏村直右衛門

江戸 森春甫

同　堀部因琢

〆拾五人

六段　林門悦

初段

江戸　一心齋　同　片岡主膳正

無段　渡邊孫左衛門　青山善藏

林宗次　齋藤平八

米藏　三之助

市郎次　竹中彦八郎

文化二乙丑年改

○辨天町繪馬相撲人名

牛込七軒寺町の末辨天社に相撲の額あり其上に

寄方　本方

大關　肥前　西國齋藏　大關　大阪　大山治郎右衛門

相關　筑前　金碇仁太夫　相關　因幡　西國梶之助

脇關　肥前　鹿良五郎左衛門　脇關　讃州　一松半太夫

同　筑前　大筑紫磯之助　同　同國　松山佐五左衛門

小結　筑前　大戸門太夫
同　同國　片男波長之助
前頭　筑前　十五夜團兵衛
肥前　植　音右衛門
豐前　浦島爲右衛門
肥前　朝雪勘三郎
筑前　小亂難波之助
同國　小分銅金右衛門
同國　諏訪江善六左衛門
同國　一松岡之助
同國　揚石源八郎
同國　花亂瀧之助
筑後　釣鐘作左衛門
同國　千年川久左衛門
肥前　名取川傳之丞
同國　簖　折之丞
同國　高岸角之丞
豐後　出船千艘兵衛
筑前　荒川鷲右衛門

小結　山州　八重垣和田兵衛
同　讃州　今川三五左衛門
前頭　山州　錦　龍田右衛門
攝州　唐竹門司之丞
紀州　荒砂長太夫
攝州　荒川團藏
泉州　久米川三太夫
讃州　大灘波右衛門
同國　龜山安太夫
同國　立山理太夫
武州　石濱道藏
同國　竹熊彌太夫
攝州　竹島岡右衛門
同　羽綱紋太夫
榊今荒之助
玉井安之助
松風半左衛門
唐島源太夫
朝霧島之助

亂髮　菅右衛門
村田　常右衛門
小村雨　荒五郎
小亂　又五郎
牧島　又九郎
明石須磨右衛門
音羽瀧右衛門
伊呂波元右衛門
留碇　石右衛門
杉森　又市
相坂森之助
唐絲助太郎
小筑紫　小三郎
笹島虎之助
鏡石三太郎
振合六之助
住江吉太夫
三笠山　庄七郎
末松吉三郎

小唐竹團七
築山　三右衛門
朝日山　六太夫
鹽釜唯之助
小嵐勘之丞
浮船百渡兵衛
岩浪加平次
小柳　甚左衛門
出來島　多五平
住江九太夫
入舟勘左衛門
明石平藏
宇治橋　浪之助
追風七太夫
音羽乙之助

大阪　□竹兵庫

此繪馬の相撲人の肖像めづらしとて先年山岡明阿彌陀佛などわざ〳〵見物に來られし也、一とせ飯田町小松軒〔小松屋三右衛門藥店〕これを摸寫して飯田町世繼稲荷社の繪馬に上しが。其後の回錄にうせて今はなし。

菱島五太夫　行司　同　木村久米之助

梯　善五郎　豐前　新葉彌七郎

玉簾熊之助

袖湊市之助

○辰巳屋惣兵衛傳

辰巳屋惣兵衛翁、傳通院前表町大門の向西かど茶漬茶店渡世也、〔文化五辰年七十三歳也〕氏は伊東、壯年の頃は平井辰五郎と云、初は六尺町材木屋佐兵衛地面に住して植木屋小市隣

此因に此植木屋小市庭作りにて、寶暦より明和の頃迄ひゞきし男也、胡弓をよくする東先人のよく氣にいりて、寶暦中諏訪町居宅にて黑ぼこにて巖をたゝみ、山水の景やうを縮して庭に作る。

辰巳屋翁は六尺町に疊屋與兵衛と言者の弟子也、生れて質素にして壯年の頃は俠者也、然れども強きをふせぎ弱きをたすけ慷慨なる者也、幼年の頃は手習の師は富坂古市先生の祖先川俣氏にしたがふ故、予東母とは筆硯の友也、辰巳屋と稱して見勢をはりしは安永三午年の夏の頃より也、是傳通院御山內大黑天江戶向講をむすんで甲子の參詣は此年に始る〔其頃は寮々に諸所の講中集りのぼりをたてけしからぬ參詣也、後寮酒食のまうけやとて大ひにおとろふ〕是に思ひ付て茶漬飯田樂をそへて商ふ、一體この辰巳屋住居の處は鬼門にあたりたる所とて、夫迄は人とかく居付ず明き店がちなりしに、辰巳屋より繁昌して今は江戶中知る人多し、しかるに此辰巳屋若年よりあるかうわざをたしみ

て、とかく人の興にいる事をなんしける、故に山王神田何れのまつりにも、どうけして女の風俗や何やかや思ひ付て出ずと言事なく、橐所唐人其外いろ／＼のおかしきわざをして人を笑らはす。

白山祭〔享和二戊年九月〕此時は傳通院前六尺町白壁町表町梶原ゑびらの梅出し、此時翁は小原女黒木賣所作別して町内のまつり故出來たり、又天明の末の年の頃より狂言神樂と言て假面をこしらへ、いろ／＼のおどりをなし巫女のまねをなす、諸侯の藩御神事などに召るれども其料とて金錢は不受、還て手前費隆の事多ければどもいとはず、利欲の爲にせず、此三年跡よりさくら田南部侯藩中に、西大宮とて新らしく御宮をいとなみ、尊うとき神をまつり給ふに、御やしきより召させ給ふに、一たびは辭しければど、仰重ければ參りて此神事のさるかうわざをしければ、かみのとのゝ氣に叶ひ、正五九月は參りてわざをなんしける、たとひかみのとの御國の折からも仰せにておこたれることゝなし、今は安藝侯黑田侯へも召されてつとむ、誠に狂言神樂の一流の翁也、然るに十二かぐらなどを職として神わざするやからよりとがめせし事あれども、何にも渡世にはいたさず、其料とてはとらず、わが遊びなればとて其事を言ひていかんともせんすべなし、又

杏園先生文化元甲子の秋　台命をかうむり給ひて長崎へ役し給ふ折から、商舶の唐人程赤城と言は世に聞えて書をよくせし人の知れる唐人也、ある時先生此程赤城と辰巳屋翁瓜を二ツにわりたるごとく面貌よく似たりと語り給ひき、然れば唐山に程赤城あれば我

本朝傳通院前にも辰巳屋翁有て、誠に此邊のめいほくぞかし。

右は辰巳屋翁に一々聞所にして書ける、文中つたなきはみゆるし給へかしと云爾。

文化五辰三月　紀束（ワカヌ）〔西川檝〕

ことばのいやしきをましけづりし給ふて御文庫に御納め可被下候以上

題像畫

お祭は神樂の堂にたつみ屋のかれ木娘や花さかせ希

蜀山人

文化丙子歳辰巳屋存生也八十一歳

○西川〔權〕淸左衞門話

西川淸左衞門權祖先淸左衞門〔法輪院轉譽入山居士寬保元酉八月廿四日歿〕小石川諏訪町にて、初は眞木商ひ業として、輕子も鍋屋組とて十八程別に有之、每日々々此輕子市兵衞河岸より眞木をはこびける、鐵砲州買出しも元船一艘にても二艘にてもありたけ買きる程の勢ひ也、今も古も眞木屋は聞傳へて知れることゝぞ、然るに右祖先淸左衞門へ何にものゝわざにや附火いたしけれど、折よく見つけては即時にもみけしける、此事度々附火いたしてさわがしける、いろ〳〵と詮さく致せどさらに知れず、度々の附火故淸左衞門もかた〳〵難義し、世間へ申譯なく、後には町内にも居られぬ程の大さわぎなれば、店々の者召仕は申に不及、かなたこなたいろ〳〵とせん義して牛王等まで一々のましてせん義すれどいかなしれず、大ひにめいわくしければ、金にあかしきとう其外いろ〳〵すれど知れず、今ははやせんかたつきていかんともせんすべなき折から、其頃小石川富坂下の町に不動院とて尊ふとき驗者の山ぶし有、是へきとう賴ばしるし有べきと言ものあれば、早速是を相賴み、金子七兩貳分出し七日七夜のきとうをいたさせけるに、ふしぎや七日のまんずる夜、淸左衞門店に豆腐屋三左衞門と言者ありて、とうふをいとなみ渡世しけるが、此三左衞門女房しもといふ者、幷に女子壹人ともに其夜八ツ時分の頃、空中につかまれて女の聲にておふこわや〳〵と言聲中空にひゞきたり、是を見たる人近頃迄居たり、然るに夜明て三左衞門來て夜前妻小兒共にふと出て八ツ時分より行方知れずと言て諸所さがしけるに、牛込御門の外に紺屋有、御堀のはたにこん屋のもがり有ろに、其上の竹に小兒の

衣類引かゝりて有り、ふしぎに思ひそこらを尋ければ、かの母子の死骸御堀の中に打こまれありけるは恐しき事ならずや、此もの何か清左衛門に意趣をふくみ、かく附火せしとかや、則かの母子取上て葬る、寺は丸山本妙寺

妙入　享保六辛巳年十二月五日　とうふ屋三左衛門妻

妙幻　同日　三左衛門女

右夫三左衛門其後諏訪町高木屋武助裏へ引越とうふ商、寶暦十一辛巳年十一月五日死、丸山本妙寺に葬る、行年九十二歳、隨信と法號す、其子三左衛門安永の頃迄其孫有りけるが、今はすは丁に居ず、いづかたへか知れず、二代目三左衛門弟有りけるが、權も幼年の頃よく知れり、然るに此三左衛門弟もふと何方へか行きて行衞しれず、神がくしとやらんにてあるよし。

西川清左衛門權

右は清左衛門過去帳にも相記し有之、私親どもその外古きものどもより前々度々承り候事にて實說に御座候文中つたなき御ゆるし給へ。

御文庫に御しるし置被下候樣に奉存候以上。

傳通院前薬種屋升屋與左衛門談昔し我らが地面に米津屋長左衛門とてそばや有けるが大名けんどんとて箱に源氏やうの繪をいだし商ひける大ひに時行しとなん今雁がね屋住ゐたる所なり其頃大名けんどんとて大ひにもてはやしけるとかしこは白壁町に屬して升屋の地面也めづらしき事故筆ついでにしるし上候

覃云、大名けんどんの箱、數奇屋橋の蕎麥屋にてこれを得て家に藏む、寸錦雜綴にも其圖を出せり。

○青木氏所藏書畫目〔文化戊辰五月七日同飯田氏父子觀○己見此書卷廿八但略書ナリ此ニ記ス所ハ委シ可併見〕

○清巖書〔横幅〕

心

掬水月
在手弄
花香滿衣

清巖書　清巖　渭宗

○石川丈山和歌〔横幅〕

賀茂川をかぎりて都のかたへいづまじとてよみ侍りける

わたらじな瀬見の小河の淺くとも老の波そふ影もはつかし

藪果瘦男　六六山洞　凹凸窩夫

○石川丈山手簡

○石川丈山書（横幅）

敬

一身之主宰萬事之根本也
敬之敬之日監在茲
凹凸道人

○益信四季富士
翠菴竹翁畫
探幽山水
堂上方書
（此外多シ略之
張リマゼノ書
畫ナリ）

○仇英美人圖卷

參易野逸

仇

英
美人
圖
頑仙子八十六歳
書　六六山洞　凹凸窩夫　詩仙堂　詩仙堂印
桃　鬪草
柳　看書　圍碁
樹陰彈琴　岩牡丹
鞦韆　芭蕉　鴈來紅
桂花　舞殿（樂琵琶笛ニ方□）
仇英實父製
○
美人詞八首
嘉靖甲寅長夏文徵明書
百寶王穀祥（文アリ）
朝散大夫靑木義繼一日謂余曰

吾家有一巨軸云云傳之嗣子義
重

寛文有七二之日

御谷散人野子苞書

美人圖ノ箱ハ鐵力木〔蠻ノカナ物〕

○法皇御筆〔横幅ヌノメ紙ナリ〕

詠海上月

和歌

須磨あかしすむ霞
影も見るめなき我
身をうらの波のう
への月

裱褙ノキレ

○宗鎭書（横幅）

（宜雨齋）

青木氏信士入予室
參問日尙矣一日出楮皮
月山 求諱命以丈鐵因
短偈作以係二大字
下云

桂花薫徹處
秋風永夜寒
萬岳千峯觀
淸光玉一團、

寛永九壬申年七月吉辰
前大德州甫叟宗鎭
幕齡七十八書之

宗鎭

○新院御筆（天和ノ頃ヌノメノ紙）

詠卯月郭公
和歌

子規五月待
まや木かくれてし
のび／＼に初音な
くらし

○本院御筆

草ふかきあれたる
宿のともし火の
風に消ぬは
ほたる
なり
けり

○三和歌一幅

春をへて花を
しみれはと
計のうき
なくさめの
身そふりに
ける

鑒定家云
後水尾院歟

天漢うきつの
濤に牽牛の
つまむかへふね
いまや
待らし

東福門院歟

右
紀貫之

櫻ちるこのしたかせはさむからて
空にしられぬ雪そ降ける

後光明院歟

右三首一幅

○隱元書（立軸）

回光絕點塵

臨濟三十二世隱元書

［檗山山人］［隱元之印］

○木菴書

月色和雲白

［方外學士］

黃檗木庵書

○松花堂畫

錯認天龍一指禪
撐々柱々似風顚
不同童子乘虛去
幾裏圓機一著玄
臨濟三十三世
明黃檗木菴題

指月

○日光御門跡解脫院御畫
蘭ノ畫〔彩　横畫〕
○隱元〔横幅〕
分明大道
直如矢就
路還家一
刹那
黃檗隱元
○近衞殿
横幅〔中タケヤマ戸〕
元日
龍山
民の戸をゆたかなるへき秋そとや
けふたつ春の雨のうるほひ
けふに明ていそくや花の春の雨
三日
たか春といはねのつらゝけさの雪
七日
けぬかうへに深雪ふるのゝをち近や

○絹巴〔横幅〕
諸願成就如意滿足
あらたまり猶にきはふや宿の春
門は雪まの袖の出入
さき初る砌の梅の香をとめて
明ほのふかきうくひすの聲
近き野の月や霞の隔つらん
吹もとをらぬ陰の山風
吳竹のかこひかこへる內にして
すゝしかりけりそよく菊の葉
慶長九〔甲辰〕年正月朔日
○手鑑ノ中ニ
兼續
木部一樣
參人々御中

もとめかねぬるわかなるらし
き□まつめ雪のふる葉のはつわかな

○鳥山輔忠一卷

詩歌

雅命難辭漫仲姜手投栗瓦
心手不應慙汗皇恐時
萬治已亥仲春既望

鳥山輔忠 【巽甫之印】

○山水畫

著屐穿雲破石苔游人勒馬
路方廻松風似識尋源意爲送
泉聲出澗來

張敦禮 【公雀】

姚安道 【玉尹氏】

○横幅

詠池水長澄

和歌

我やとに見よや
みきはの鶴龜もし
らぬは千代にすめる
いけ水

○春屋書

行到水窮處座看
雪起時

春屋叟書之

○柴屋書（横幅）

豐雅樂頭歳暮の音信元三より一七日の合藥樽菓子色々をくられぬ返事のはしに
をとにきく藥をはしめ色々の身にあまりぬる年の暮哉

歡樂のちは養生のためとて門前の家にいてゝの事にてこゝかしこより干物をくられぬ河原林對馬守歳暮の音信八木樽干物の注文にかつほふしとゝかす

のほするの物の數には音信とゝきかつほのふしにそ有ける

伊勢多氣より歳暮の御音信色々干物尋なとありし門前の力者の家にをきて御使文なともてきたれり御返事のはしに申つきのかたへ

とくいてゝあるししてみむ門の外に思はぬ宿をかりの玉つさ

此兩首可然撰集の事もあらはと書（以下不明）

○元人畫卷（丈山書）

三畫　山水

武塘盛懋寫

（覃按書畫人名錄云元盛懋字子昭嘉興人花卉翎毛）

伯牙鼓琴（文）

岳陽樓（少陵詩）

登華山（揚廉夫詩）

右三件

六六山人書

○隱元書（横幅）

乾坤爲我忙我豈

負蒼々念々衞宸闕

時々布德光心懸白

澤影口放碧蓮香

主慶民康泰陰功莫

可量以此安家國人天盡吉祥

世途平坦々物我樂無疆

黃檗隱元書示

□□

青木遠江守

○青木氏所藏書畫目第二（文化戊辰五月廿七日同谷文晁飯田氏觀）

一尊圓親王源氏書二葉（花宴　准三宮奥書）

一伏見院宸筆（和歌多し）

此一巻伏見院宸筆之條不能左右者也

於奥書者後花園院宸筆也　花押

末ニ青木遠江守義繼ノコトアリテ

萬治二暦卯月十三日トアリ

一照光院朗詠

寛文四年桂月初二 書之

一柳下繋馬圖（立軸）

呉璉寫　日近清光（柳下ニ蒲公英アリ馬ノ頷下ニ鹿ノ足皮二ヲサゲタリ）

一鶏（二雛茨苡）文進畫（明暦二申年四月三日狩野右京進極メアリ）

（トカゲヲ足ニテフム　立軸）

一鯰ノ墨繪　相阿彌筆　贊アリ（立軸）

一山水（横幅）　文房清玩

一南京八景（一巻）
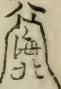
海北友雪齋圖之

只爲一峯秀
不知猶幾重
晩來雲影裏
更見兩三峯
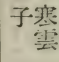
印は［印］

詩歌ハ
權中納言藤原兵賢

共に 玄宰 白字

一柳燕墨畫（立軸）
古法眼元信

一富士墨畫（大横幅） 探幽法印行年七十一歲筆 宮內卿法印

一中三幅
左月山水 主馬
中東坡竹 探幽齋筆 立軸
右雲山水 主馬

一大二幅
左竹兎一
中猿三 常信筆 寒雲子 立軸
右竹兎二

一大岸波墨畫（大横幅） 探幽印ニ法眼トアリ

一大大修學院圖（横幅） 探幽法印筆

遠岫歸樵

なかむるにくるゝもおしくはる〳〵と柴おひつれて歸る山哉

一雲龍波（大横幅）探幽齋筆（守信）

一虞美人草（剔青ノ畫也小幅）居采元□（采黄居）團扇形也（宰表具）

一修學院八景　五山僧詩　公家衆和歌（道茂具起雅喬王）一巻

一源氏（花宴榊）朗詠　飛鳥井雅章書　一巻

一八代集秀逸　榮雅筆　一巻

此一巻者曩祖大納言入道榮雅之芳翰也入木之鍾老益壯者歟　寛文三暦無射吉辰　雅章

一四馬（柳下園人　中横幅）印（松雪齋圖書印）トアリ

一山水畫（立軸）崇禎辛巳歳孟秋月畫　四明李能白□□

一大三幅　左松鶴　中富士　右竹雀　三保淸見寺紅葉　探幽法印行年七十歳筆

一小町畫（横幅）土佐從五位下刑部權大輔藤原光成筆

たれをかもまつちの山の女郎花秋とちきれる人そあるらし

一高麗雛二梅山茶（大立軸　呂紀歟）

一妙法院宮（堯然）大井川御白讃（中横幅）

筏士よまてことゝはむみなかみはいかはかりふく山のあらしそ

一二幅墨畫（立軸）　探幽ナリ

左蘆花　鷺（黒）

右蕉葉房　鷺（同）

一禁裏御枕屛風（櫻に幕　海北友雪齋）

年をへておなしさくらのはなの色を
　　そめますものは心なりけり

さくら花としのひとゝせにほふとも
　　さてもありてやこの世つきなむ

一日出に鶴二　龜一　竹圖（大立軸　朝鮮紙也）
一源氏　一卷　萬治二八月五日　從一位藤原基定
一雁（横幅）　雪舟筆
一山水墨畫（横幅雪）　常信筆
一庭騎圖（六曲小屛風）　常信筆
　以上

覃云、同觀者飯田茗陽以今歳仲冬初四逝亦是雲烟過眼。

　文化己巳季冬九日夜灯下書

　○葛飾郡の事

葛飾郡西葛西領深川本所葛飾郡上代武藏國なるを、中昔下總國といひ來りしなれば、隅田川を武藏國と下總國の中にあると、伊勢物語に書たるよりして本所葛西の邊不殘下總國といふを、元祿の頃改させられ、往古のごとく葛飾郡は武藏に屬し、下總の境は利根川を境とす。
　伊勢物語に書しは、いにしへ都人我妻のはてとてもろこしへも渡る心地して限りなく遠く分明なら

ずして、武藏と下總の境に大河ありと聞つたへて、利根川と荒川を誤たりといふ事もあるべし。
東鑑〔上略〕武藏上野兩國內黨々等者從于加藤次景廉葛西三郎淸重等可遂合戰〔下略〕
太平記に、武藏國住人葛西太郎
和名抄に、武藏廿一郡として葛飾郡なし、御入國の後一郡增し給ふ事寬仁深き聖慮あるべし
下總にも葛飾郡あり隣國に並て同名の郡は

尾張 川をへだてゝ 愛智郡
近江
但馬 山をさかひて 氣多郡
因幡
下野
常陸 並らびて 河內郡
陸奧

此外にもはなれたる國に同名の郡はいよ〳〵多し、加茂郡七ケ國にあり。
眞間の繼橋は下總國葛飾郡也

新勅撰集に　　　　　　　　慈圓

かつしかやむかしのまゝの繼はしをわすれずわたる春霞哉

〇鎌倉松が岡東慶寺の事

相州鎌倉松が岡東慶寺之儀內糺仕候趣申上候書付
相州鎌倉松が岡東慶寺之院號淸松院と唱候哉同寺は喜連川家に住職いたし候處當時は無住之由何頃遷化致候哉且地中蔭凉軒は一﨟にて相續いたし候由之處是又當時無住に付二﨟淸凉院より兼帶いたし候由左候はゞ淸凉院一﨟に進み可申處二﨟之身分にて東慶寺并蔭凉軒兼帶いたし居候趣に相聞え右に者譯合も有之哉其外右地中前々より相續之庵室號并前書淸松院者東慶寺之院號に者無之外に右院號之尼寺有之候はゞ其寺之宗旨御朱印高其外地中庵室號一﨟二﨟之譯等共筋へ直に不相尋同密シテ相糺可申上旨被仰渡候旨最寄にて相糺候處左之通に御座候

一東慶寺は寺領永別百貳拾貫文有之同所禪宗五山之內圓覺寺にて受法いたし候に付同所には屬罷在候由古來より松ケ岡御所と相唱院號は不承及候由開山より廿壹世永山和尙迄住寺有之其後無住之由右永山和尙は喜連川家にて住職致候由遷化之年月相分り不申凡六拾年程以前之儀之由且右世代之內一二代喜連川家より俗役人等も詰越罷在候處近年何か故障有之喜連川家之手を離れ候由にて詰越之役人等も不罷越由に御座候

一東慶寺地中に脇寮と唱蔭涼軒青松院永福軒海珠庵妙喜庵と申候寮先年は五軒有之候由之處海珠庵妙喜庵は斷絕致し當時蔭涼軒青松院永福軒計相殘り右之內蔭涼軒は一﨟之由に候處去卯年八月頃病死致其後無住に有之當時青松院永福軒兩院申合せ東慶寺法義執行罷在候由に相聞え且青松院儀蔭涼軒之住職に進み不申罷在候儀何故と申儀は難相分旨に御座候

一前書之通蔭涼軒當時無住に付青松院永福軒申合せ諸事取計候趣にて淸凉院と申は東慶寺地中に無之外にも淸凉院と申尼寺最寄に無之由且又淸松院と申候は右青松院之儀に可有之外に淸松院と申候尼寺最寄には無之旨申聞候

右は最寄にて內糺仕候趣書面之通御座候東慶寺は門內へ男不入之地にて女も他所より猥に入不申候に付最寄村方之者も境內へ立入不申候間委細之儀は不相分前書之趣も傳聞而已之由申聞候依之此段申上候以上

辰四月　大貫次右衛門印

〔〕四月十七日御神燈

己巳二月町年寄樽與左衛門より町々へ談候趣

泰平御國恩之程一統難有奉存候事も辨可居事に而申迄には無之候へ共町々之者共之內日用に不足抔

申者も有之哉何れ足り候上之事に而一體東照宮様之御神德之程心得方薄く候段者勿體なき次第誠に
唐和共古より如斯御代治り候事は有之間敷先日本に而延喜天暦之頃者至而治り候事に相聞候事に候
得共其頃迚も京都より歴々土佐國へ之通路も途中海盜難を憚る事も相見え其後引續亂世之時節家居
も燒拂はれ或は財寶妻子迄も被盜候而も致方も無之亂妨之事に而足利織田之節たりとも一統之譯に
は無之所貳百年以來御代一統治り候段誠東照宮樣御神德に遠國之はて迄も行屆夫々御掟を御立被遊
候に付何之患も無之一統豐に渡世致遠路迄も金銀取遣共外何之差支も無之妻子眷屬安穩に取續候冥
加之儀を厚く相心得萬事に付忘却不致やう心掛右に付而者手習師匠弟子共へ御上樣之難有を折々申
諭し幼年之節より心掛させ町内之ものども一統心得方行屆候樣名主等者別而右之心得第一之儀に而
譬は火之用心或は喧嘩口論無之やう取鎭候も御奉公之儀に而萬端右之趣を相心得出情可仕事に有之
依而每年四月十七日者御祭禮日之事に付町家之者共も掃除等其外清淨にいたし乍恐御神燈も奉捧行
屆候ものは家業相休衣服等可なりにも改御祭禮之事を服し候樣致度ものにも有之候且又平日御上樣
大切に存候事は申に者不及事に候得共先以御成之節御道筋等之事兼而御手輕に被仰渡有之事とは乍
申掃除等見苦敷所も相見候右體之儀も心掛諸事誠御上御國恩難有事奉存候事人々忘却無之樣何れも
出情いたし可然儀之御趣意委敷御示談有之候

書添

每年四月十七日御祭禮に付町々手習師匠者弟子休日之事勿論師匠之面々厚く時々弟子共へ教諭之
事但外稽古事師匠も同樣之事

一町々自身番屋之儀は心付致清淨家主之面々袴着いたし御祭禮日を厚く可相心得候事

一表店向之面々も右同樣可心掛候事

右之趣組合之同役へ得と示談致其外支配町々行屆候樣肝煎に而心付取計可申勿論同役銘々之儀も別而相心得可申事

町内申談

來ル十七日者例年東照宮樣御祭禮日に有之御神德之程可奉存義に候所是迄忘却仕候體に而無勿體御儀に御座候間責而御祭禮御當日者淸淨に家々火之元は勿論喧嘩口論無之樣相愼往來をも掃除いたし不淨之儀無之樣相愼御信仰次第淸らかなる御神燈燈し候樣致度ものに御座候此段町々名主御相談申候以上

四月

右之趣文化六巳年二月町年寄樽與左衛門より町々へ相觸候事右に付て町々祭禮之樣に心得御神燈と書候挑灯等夥諜などいたし候故此事止めにいたし候樣に成候となり。

○親鸞上人

一向門徒より親鸞上人大師號を願ひしに靑蓮院宮より如左被仰出候由

親鸞之事俗體優婆塞同樣之儀に付上人と唱候も憚入候事大師號願之儀不相成候事に候間此段本願寺へ可申聞候

右は今年の事といふ先年も關東へ願ひし時京都所司代に願ふべき旨仰出され所司代に願ひ所司代より宮方に伺ひし時如此被仰出候よし申傳ふ

○大草氏古文書

大草公弼（大二郎）家藏古文書寫

大草三郎左衛門尉持繼申本知行地

參河國大草鄕半分事去年二月
廿一日所令還補也嚴密可被致
其沙汰之狀如件

觀應三年九月廿六日　　尊氏

宰相中將殿

右己巳五月十二日一見寫之

一日蓮上人御書〔秋元御書〕
○日本國人數

抑日本國ト申ハ十ノ名アリ扶桑野馬臺水穗秋津等也別シテハ
六十六國　島二
長サ三千餘里　廣ハ不定ナリ或ハ百里或ハ五百里等
五畿七道
郡ハ　五百八十六
鄕ハ　三千七百二十九
田ノ代ハ　上田一萬一千一百二十町
乃至八十八萬五千五百六十七町

人數ハ　四十九億九萬四千八百二十八人也
神社ハ　三千一百三十二社
寺ハ　一萬一千三十七所
男ハ　十九億九萬四千八百二十八人
女ハ　二十九億九萬四千八百三千人也

又諫曉八幡抄

日本國一萬三千三十七寺

又中興入道消息

國々郡々里々村々ニ堂塔ト申寺々ト申佛法之住所スデニ十七萬一千三十七所ナリ
　弘安二年己卯十一月卅日

一行基菩薩所圖日本國

七道　州六十八ケ〔內島二〕
郡六百四　鄕一萬三千餘
自京陸奧際行程三千五百八十七里〔六丁爲一里定〕
自京長門西濱行程一千九百七十八里〔六丁爲一里定〕
知行惣高合二千二百四十三萬九千百八十石
一萬五千九百石餘〔壹岐　對馬〕
異國境コヘ古ヨリ檢地〔中略〕
唐ノ廣サ日本八ツ合タル積リト云

男ノ數十九億九萬四千八百二十八人
女ノ數二十九億四千八百二十人
右男女大數行基記置之
日本神社數二萬七千七百
佛寺數二千二百五十八
村數九十萬九千八百五十八
里數四十萬五千三百七十四
天高七萬八千九百四十里
地厚五萬九千四十九里
明曆二年申三月吉日　板ノ本ナリ

○柴屋宗長

羅山詩集〔卷二〕近代連歌者宗長島田治家之子也云々

永正二年五月庭前をこもらするとて自分園の小ざゝを植老のたのしみよろこびのあまりに國主今川氏親公御入連歌の會あり

幾若葉はやし初の園の竹　宗長
すむ宿涼し松のした水　〔今川公御家老〕安元
月は猶靜けき山に影ふけて　玄樵
世を重よむともつき□やまと歌にならふは竹のはの林かな　今川氏親公
老そめし心しらばや木か草かなにゝもよらぬ園のくれ竹　宗長

君が代を松にたぐへし外にまた千尋の竹や園つゝくらん　圓　照
　　永正元年初住庵の吟
山ざくら思ふ色添かすみ哉　宗　長
　　永正の頃宇津の山のかたはら柴屋軒に閑居し侍りし卯月ばかりに
　蔦楓みる〳〵しげる軒端哉　宗　長
右幾著葉と題せし竹の箸並櫻楓の葉を摘て柴屋寺より出す包紙に書付有之〔己巳夏五十七書〕

○日觀要考
日觀要考一卷は朝鮮人來聘の日記なり、其中に
大井川　水悍架浮辛卯行阻漲二日
　按阻漲は川留なり
山水　山皆發祖於東北。故地東高西下。山大曰富士。湖大曰琵琶。嶺險曰箱根。餘不足論。
予先のとし崎陽にいたりし時中國九州をへしに此三つにまされるものなし、韓客の語其要を得たりといふべし〔仲夏十九日朝記〕

○日暮里和歌
谷中日暮里にたてし碑なりとて墨本にせしをみるに
　東なるひぐらしのさとは花の頃貴賤群集して佳興を賞するよし或人の歌よめと乞しかば
たれとなく唉そふ花のかげとひてげに日ぐらしの里ぞにぎはふ　從一位資枝
なべての地名よろしきも縉紳家の口をへざれば名所にはならざるよしなれど、此うたにて勝地とよばれんも口おしかるべし、三千風が鴫立澤は道晃紀行にもみえたれば、飛鳥井家の和歌もあながちにと

がむべき事にはあらじかし（五月十九日朝雨中西窓にて）

○淺井ともまさ著書

寓京草といふ文の中に

ちか頃ふみおほく作りし人は林たうしゆん（道春）中納言みつくに（光圀）卿この人たちはたすけゐさはなりければさもあらなん（りカ）、はゝかたのいとこに左衞門あさ井ともまさ（奉政）こそえもいふべくもあらずかきあつめたり、十七八よりかきそめて三十八にてみまかりけり、あはひはたとせばかりにかけるもの、事纂とて百五十卷、歌類國史綱とて百五十卷、そのほか令集解考、日本紀考、定儀式考などすべて五百餘卷あり、ふるきふみは文苑英華左傳韓文柳文賦類など千百五（十歟）よくわんかけり、おのが詩文八十餘卷ありけり、人のわざともおもはれず侍るかし。

事纂序ニ、大衞騎郎遊□源奉政トアリ享保年ノ作也

○牛込舟河原古瓦

牛込舟河原の堀より出たる古瓦に、國土安穩天下太平文祿元山口作といふ文字のある丸瓦を見たり、牛込若宮といふ所にすめる土屋清三郎といふものゝ得しなり、故吉田蘭香の弟子にて繪をかくもの也。

古瓦圖

（己巳五月廿一日夜一覽）

○渡唐芭蕉像

沈草亭書

ひの木かさ
あられの
音や
いかめしき

以芭蕉翁手書航于蕃客使沈鄭二氏模寫之而稱渡唐像
叡山都不覺所藏今傳日光山下呼吸菴

○一節切

品川醫者千原草讃の造る所一節切の酩に
一曲生清風　二曲活路通　三曲不可吹　頓入蓬萊宮
一節切の事書し本　紙鳶〔ふけばあがるといふ事也〕　洞簫曲〔三巻〕あり、そなその譜をのこしたり、南畝文庫に藏む洞簫の古きもの世上に多かりしが茶人の盞置といふものにきられて多く亡びたりと、洲崎望汰欄の主人祝阿彌予にかたれりし、もはや二十餘年のむかしなり。

○唐館壽單

長崎唐館に押したる札とて人の傳へし

人要享福先須延壽

苟其多壽何福不臻

辛酉　平湖黄醇軒

梵字　通春　玉吉清太夫
甲寅慶長十九年
權大僧都玉吉明神
梵字　智寒　玉吉久兵衛

（青石の碑なり）

○白山玉吉明神

白山權現門前より駒込にゆく左の方に妙清寺といふ禪寺あり門を入て坂を下る右の方に石碑あり寺僧に問ふに山伏の墓なり人々もろ〳〵の願をかけてまつる故に明神ともいはひしなるべし、此寺なき前よりありて古きもの也といひ傳ふるのみにて委くはしれずと云、江戸砂子などにもゝらして記さず（六月朔日）

○自休翁の事

滄海錄

題竹生島　　果南（自休相州鎌倉建長寺僧寓佛通寺初居藝州根谷因之曰根自休）

聞說江湖跨半州。撞天一島勢如浮。倚松撫去老龍骨。座石收來猛虎頭。綠樹影沈魚上樹。淸波月落兎奔流。靈蹤高聳在今古。不斷神風濟海舟。

草云、謠曲之語本于此

文化二年乙丑十月廿二日安藝國嚴島にて經藏をみしに轉法輪の三字の横額あり、釋自休筆とあり、此書自休の事を載て初居ニ藝州根谷ーとあれば此自休の事なるべし。

又鎌倉志〔卷六〕兒淵ノ下ニ云、昔建長寺ノ廣德菴ニ自休藏主ト云僧アリ、奥州志信ノ人ナリ、江島ヘ百日參詣シケルニ雪ノ下相承院ノ白菊ト云兒是モ江島ヘ參詣シケルニ、自休藏主邂逅シテケリ、イカニモシテ忍ヨルベキ便ヲ云ケレドモ絕テ其返事グニナシ、猶サマ〳〵云聞スレバ、白菊センカタナクテ或夜マギレ出テ又江島ヘ行、扇子ニ歌ヲ書テ渡守ヲ賴ミ、我ヲ尋ル人アラバ見セヨトテカクナン

白菊トシノブノサトノ人トハヾ思ヒ入江ノ島トコタヘヨ

又

ウキコトヲ思ヒ入江ノ島カゲニ捨ル命ハ波ノ下草

ト詠テ此淵ニ身ヲ投タリ、自休尋ネ來テ此事ヲ聞カク思ヒツヾケヽル

掛崖嶮處捨生涯。十有餘霜在刹那。花質紅顏碎岩石。娥眉翠黛接塵沙。衣襟只濕千行淚。扇子空留二首歌。相對無言愁思切。暮鐘爲執促歸家。

又歌ニ

白菊ノ花ノナサケノ深キ海ニトモニ入江ノ島ゾ嬉シキ

ト詠テ其マヽ海ニ沈トナン、故ニ兒ガ淵ト名クトナリ、岩ノ間ニ白菊ガ石塔アリ、右ノ詩歌ハ滑稽詩文ニ載タリ、自休ガ像法華堂ニアリ

又南浦文集〔薩摩僧文之集也〕與ニ自休翁ー書自休翁亦本備之前州一勇士也とあり、此自休なりや、未詳。

覃按、自休翁竹生島江島にまうでしとみえて詩あり、又藝州嚴島經藏の額を書しをみればいづれに

も辨財天を信ぜし人とみゆ〔己巳六月七日記〕

○忍性祈異國

鎌倉志　忍性菩薩行狀畧頌

六十五歲弘安同四年御教書下異國祈ヲ七夜不斷四王睨稲村百座仁王經三千餘艘悉退散

とあり、これ蒙古襲來の時の事なるべし〔同日記〕

○日蓮大菩薩記

日蓮大菩薩記一卷水戶松村加倉井忠珍撰〔其先甲州人波木井ハキリ實長之裔〕寛政九年丁巳北山山本氏序あり

○全浙兵制

乾隆四庫總目兵家類兩浙兵制四卷〔明侯繼國撰〕予家藏全浙兵制〔三卷〕日本風土記〔五卷〕侯繼光撰トアリ

○霖雨集抄

〔三體詩渡來　家法　周弼　藤蔭瑣細　千里鶯啼　酒旗　彷彿千聲　琴　度天　錢卜

人參　花詩　城鎖東風　猿啼　庭前有箇長松樹詩話　草茸々　陽關三疊　藤子栽

虛接　滕子載詩〕

霖雨集二卷〔古寫本ノ三體詩ノ講義也五山僧ノ作トミユ〕

大明弘治戊午之歲歸朝之使所持來三體詩乃至天隱箋注分爲二十卷者也二十卷者各分一體爲一卷蓋一卷實接二卷虛接云々綱目題號云新刊箋注唐賢絕句三體詩法綱目云々又外題云箋注唐賢絕句三體詩又第一卷題號云新刊唐賢絕句三體詩卷之一云々二十卷皆如此八句亦云絕句可怪焉

此書全部五卷唐三體詩註綱目又唐詩絕句抄ト題セシ本ヲ一覽フモトノ塵卷之九十ニ抄書ス、元龜ノ年號アル本也

文政二年己卯六月廿七日秋暑中七十三耄夫杏花園病餘識

一詩法　桃云古本ニハ三體家法トアルゾ家法ノ字ハ周弼ガ謙タル辭也、我集タル詩ヲ推出シテ天下ノ法ニセウト云フ事ハヲソレ入タホドニ我家ノ法ニセウト云タ心ゾ云々、今新本ニハ三體詩法ト書ス（マヽ）ルホドニ上ニ唐詩トヲケバカシマシサニ唐賢ト書ゾ、季昌ハ此集ヲ編スルニ謙シコトハアラハヤチヤホドニ詩法ト書タゾ、天隱ハ伯弜ガシタマテ、注シタゾ。

一養案。中興江湖集甲卷。東平周氏。諱文璞。字晋仙。自號野齋。子名弼。字伯弜。々渠良反。　蘇州府志三十七。顏逢。字君際。讀書舉進士、不第學詩於周弼。稱爲顏五言。自署其居。爲五子田家。放情山水間。隱于臨安。別號梅山樵叟。有詩千卷。傳日本僧。　無文印第十。南翁早受句法於深居馮君。來江湖。從北澗游。而又與吳菊潭。周伯弜。杜北山。肇淮海輩友。故其學益老。深沈古淡。　圖繪寶鑑。周弼。字伯弜。汶陽詩人。善墨竹。又伯弜。東平人。宋季南渡以後詩人。

一中岩藤陰瑣細　書名也（覃云一作藤隱瑣細）

一江南春　千里ヽヽ淵抄續翠云千里鶯啼四字難連而連是妙處也千里之間鶯啼ハ何ゾヤ、譬ヘバ白河ヲ南ヘ行ク人ノ鶯啼ヲ聞ニ、白河ノヤウニモ啼テ今熊野伏見宇治ニモ啼テ河內紀州村々里々ニ啼連々二月春ノ盛ナル時ゾ。

一酒旗ニ無盡ノ字ヲカイテ人ニヨマセテ其ヲ讀トテ徘徊スルホドニ買酒飲也、日本ノ茶店ニ畫ドモヲカイテヲクト同事ゾ

一彷彿千聲一度飛ノ注ニ　後醍醐時西行法師歌アリ、ナカズトモコヽヲセニセンホトヽギス山田ノハ

ラノ椙ノムラタチノ心也、千聲ニテ一度飛ニ彷彿タリ、云々。

覃按、後醍醐時西行と時代のちがひしも面白し、古人胸臆のまゝ思ひ出て書し也、譬へば日蓮御書に昔の人丸が詠ける和歌の浦にもしほたれつゝ世を渡し海士もかくやと思ける云々、在原行平の歌を人丸と書しも同日の談也、後世區々たる考据の學のごとくやかましき事にはあらず、大意さへ通ずれば皮毛の外の事には拘らざるべし。

一博聞錄卒集修琴冷而無聲者。用布囊炒沙。藿修候冷易之數吹。而又作長甑。候有風日以甑蒸琴令汗溜。取出吹乾其聲如舊琴新舊。常置床上近人氣被中尤佳。琴紘久而不鳴者。綳定一處以桑葉捋之。鳴亮如舊。

一村云庋天ノ時ハ橐　ヲツレテ行也、無水之沙地ヲ遠ク行也、橐駝能知有水之處而留也、其時堀地取水也。

一五天到日應頭白。月落長安半夜鐘。　村云月、、四之句ハ古歌有、此句法云々、思フ事ナド問フ人ノナカルランアヲゲバソラニ月ゾサヤケキ。

一村云錢卜者以三錢卜之則二錢向陽者吉也。

一人參五葉齊　默云凡草葉之所生。一高一低而不齊。唯人參抽葉於一處。故云齊也。會在城中種德庵所見如此。

一雍陶纔看開花□落花ノ詩ニ春風、、　村云花ミヨト霞ヲ掃フ春風ワウシトヤ云ワンウレシトヤ云ワント云歌ハ此詩ヨリ讀タ也。

一寄維陽故人詩ニ城鎖東風、、、村又云定家卿春曙ノ歌云霞カワ花鶯ニトヂラレテ春ニコモレルヤドノアケボノ此詩ノ落句ハナニト云ハレヌ處ゾ、此歌ニテキコユルゾ同意也。

一猿啼　或云王維唱陽關曲之前別有送人之歌云、五雲天上來三星月下擎猿啼無滴淚花落不聞聲　五雲、、、賞客心也又言以五指把盃也三星、、、鉢ヲヲコナフ時ニ持ニ應量器ーヤウニ以三指擎盃也猿啼、、、猿啼三聲淚霑裳ニテ猿ツヨクナケバ後ニハ淚盡無一滴其樣ニ一滴モナク酒ヲ無露ニ飮メゾ、花落不聞聲盃ヲ傾トモ一滴モスツル聲ナイゾ、法振詩ハ唱此曲相送也〔覃云奇談〕村云此義大非也桃云五雲、、、云詩未見出處。

一野人自愛、、、桃云。箇子言一箇長松也。村義同注桃抄云。昔日竹居覬之老人。一日話次及此詩。佗日恩斷江注雲門曰。官命伐諸寺樹爲材。將伐箇松。時斷江作詩云。斧斤若到耶溪寺。留箇長松聽子規。是以長松免斧斤之厄云々。文叔翁講三體詩云々。亦如覬之之言。然以恩斷江詩考之。無有此詩。豈又逸乎。不知其所據自何書而出耶。往々有說此事者。就而質之。則皆無知。寧亦口傳而已矣。或假名抄云日本弘安年中ハ龜山皇朝也其時唐土天下ノ松ヲ伐テ舟ヲ造テ日本ヲ欲レ攻ゾ共時獨一ハ沙彌デ居タガ年ハ十七歲ナル時於若耶溪作詩云。万木蕭森斫盡時。山川無處不傷悲。斧斤若到耶溪畔。留箇長松聽子規。ト作ラレタホトニ此詩ニ依テ松ガ不伐レゾト云ゾ、恩斷江號獨一翁云々。子眞桂林亦話及此事。皆未詳出處矣。此間慈氏和尙所集ノ貞和集ヲ見タレバ載此詩ゾ、嘆大元斫樹木ト云題ニ万木森々斫盡時。春山無處不傷悲。斧斤若到耶溪上。留箇長松啼子規。如此ナル時ハ恩斷江詩ナル事治定也〔覃按紫陽素隱三體詩抄ニ恩斷江住雲門寺會作詩云ニ斫作截春作靑〕

一相逢之處草茸々　遺響亦作花茸々一ノ句不律亦一體也義注亦作花茸々村用草茸々之義村又云武州ノ歌ニ閑ナル心ノ中ヤ松カゲノ水ヨリモ猶スヾシカルラント讀ハ此三四ニ合也、此歌ハ新後拾遺ニ載之。

一陽關三疊第一句　維那ガハジメテ一度歌テ不疊也第二句カラ大衆ガツケテ二度疊テ歌也、第三句ハ

四番メニアタルホドニ第四聲也、是モ又疊也、第四句モ亦疊也、謂之三疊。
一日本藤子載詩。三月正當三十日。使人長憶賀長江。東君昨夜來交割。紅滿階除綠滿窓。此藤子載ハ在唐ノ人ニテ久イタホドニ藤原氏ノ藤ノ字ヲ草カウヲトリノケテ滕氏ニナツテ居ゾ。日本ガコイシサニ萬歳樂ヲ唐土ニテワラウベドモヲアツメテ奏シサセテアルト云コトアルゾ。
一虛接　續翠云詩ハ實接ガ本也、日本人ノ作ハナニトスレドモ虛接ニナル也、略加ヽヽ虛ナラウスレドモチト實ニスルゾ、繹而ヽヽ三十度モ吟玩セデハエスマイゾ繹ハクリカヘシ〳〵モイデハシルマイ事ニテアルゾ、不斷吟玩セバ不圖可知也。
一滕子載〔日本人ナレドモ渡唐シテ成唐人也〕寄スル二季潭一詩。荊門一別各成翁。三十一年如夢中。幾欲寄書問安否。行人倉卒意難窮。
以上霖雨集二卷中ヨリ抄出ス。

○元政法師與熊澤氏交

深草の元政法師眞實道心の佛者にて、人柄もよかりしかば、おしくおもひ、少し導しかども輪廻の見ふかく、其上世に釋迦のやうに尊られしかば變じがたく見へし故に其後は不言、歌書の事などにて友とし遊たり。

右熊澤了海孝經外傳或問に見えたり、熊澤氏元政法師と交りし事しるべし。

○仙波北院

小田原北條家知行分限帳寺領の内に

一五十五貫文　仙波之内　北院　　一四十貫九百文　淺草〔中院　南院　淺草寺家〕

按北院は今仙波の喜多院なるべし淺草の中院南院は今の中谷南谷にや但仙波にも南院あり〔六月小盡〕

○祠廟鬻賈區

鶴林玉露。〔巻十一〕 荊公行新法。鬻二坊場河渡一。司農又請。并祠廟鬻之。官既得錢。聽二民爲一賈區一。廟中穢雜喧踐。無レ所レ不レ至云々。享保以後根津護國寺深川八幡市谷八幡牛込赤城赤坂氷川等に遊女ありて脂粉錢を上納せしが、寛政の新政に盡く禁ぜられて、今は深川門前と護國寺門前にのみわづかにのこれり。

○武州普濟寺石幢

武州多摩郡柴崎村普濟寺に古き靑石の碑あり、六面にして高さ六尺、闊サ一尺五寸ばかり、蓋あり座あり、六面ともに蓋と座に貫きたれば、地震にも傾く事なし、前の方の二面に二王を彫り、後の方の四面に須彌の四天王を刻す、上の方には實盡しのやうなるものあり、側に

延文六年辛丑七月六日〔施財性立道圓刊〕とあり。

此石幢の事土井德人士人に聞る說後に記す見合すべし。

按、淸王阮亭か池北偶談〔卷九〕峴山幢宋人題名の條に云襄陽峴山羊公祠有石幢一枚凡六面高六尺每面闊九寸有蓋有座一面直書下第一行刻使帖襄陽縣第二行刻准慶曆七年十一月六日中書劄子襄州奏當州城南五里有峴山一所上有古祠碑又有晉太傅〔以下俱磨滅〕僅存聖旨字末行上有帖到速採石大字書刻上件其四面界作六層刻詩下題名又幢一臥峴山上其文可辨者十三字云々、これによりてみれば、普濟寺六面の碑も蓋あり座あり、高さも六尺なり、石幢といふものなるべし〔七月八日記〕

又按。蒲州府志卷三。棲巖寺條下云。寺外石幢六。已折其一幢。皆刻梵經。不知何人書。大要隋唐時也。〔文化癸酉二月初吉爐邊記〕

○武侯廟碑

成都遭張獻忠之亂。金石文字。一無存者。惟武侯廟碑尙完好云々。阮亭が池北偶談〔卷十五〕にみゆ、可惜事なり。

○根津隨身

根津權現の社の隨身門の隨身、老たるかたは水戶西山公の肖像なるよし、故ありて隨身のみくしにせしと、藝州の儒員某氏の話也と云。

○おあちやの局墓

小石川極樂水宗慶寺に〔淨土宗〕おあちやの局の墓あり

朝覺寺殿貞譽宗惠大禪定尼

天和七未月日と記しあり。

○上野佐久間石燈籠

上野御宮大灯籠銘

奉寄進　　　　佐久間大膳亮平朝臣勝之

東照大權現御寶前石燈籠

寛永八年辛未孟冬十七日

右石灯籠日本に三基といへり、奇代の大灯籠也、高サ一丈八尺許もあり、京南禪寺尾州熱田社前にあり、製みなおなじといふ、又藤堂高虎の奉納にて鐵燈あり、其製尤奇あり、是は御供所に行方にあるなり。御同所石の大鳥居は寛永中に酒井忠世の造立也、備後國より巨石を得て南海を廻りて當山に立るよしの銘あり。

右己巳七月十日大田垣氏漆奉行澤氏同道にて拜見記之。

○弘賢和歌

文化六年嘉定にはじめて饅頭を賜りぬれば、まちうといふ事をこめ題にてよめる、けふはいつよりすゞしかりければ

弘　　　賢〔屋代太郎〕

とのゝうちにすゞしきかげをまちうけて又たぐひなき水無月の空

これを長岡侯のきかせ給ひて、おなじくはまんぢうとたち入よかしと仰られしと、堅田侯につたへさせ給ひつれば

水無月のてる日いとはず文よまむちうたはた巻手をもはなたで

とよみて奉りぬ。

〇心越禪師

心越禪師。名興儔。明浙江金華婺郡浦陽蔣氏子。嗣壽昌無明禪師之法。初住杭州永福寺。延寶五年歸化。八年入京。天和元年。我先君義公招之。寓于江戸別莊。元祿五年。特請住水戸岱宗山天德寺。八年九月晦沒。年五十七。後移天德寺于川和田。以其故地。號壽昌山祇園寺。以師爲開山祖。壽昌一派。傳于此土。實自師始。今視其筆跡。人物風采可想見焉。余嘗愛師書畫。蕭灑無一點香火氣。常置于座右。頃命成章堂。模勒公于世。使知先公之敬愛異客名實固無虛士云。〔越師書畫跋〕

天明七年丁未三月廿日水戸立原萬識

水藩文學稱甚五郎字伯時。

〇養川畫執政四君書

養川法眼畫執政四君書の事

思ふ事など問人のなかるらん仰げば空に月ぞさやけき

大僧正慈圓の歌にして新古今集にいれり、此初五もじかきたまひたるは伊豆守信明朝臣、七もじは和泉守乘完朝臣、こしの五もじは釆女正氏教朝臣、下の句は彈正大弼忠籌朝臣、まどかなる月のかたゑがきしは狩野養川惟信法眼なり、これは五月廿日あまり八日、田安の御殿にならせたまひし折から、定信朝臣をはじめ四人の御かた〳〵も供奉し給へり、終日いみしき御もてなしどもあり、かねて惟信法

眼めされてまいりしかば、定信朝臣惟信にあふせて大和歌の心をゑがゝせられ、四人の御かた〴〵にこれが讃をこはせたまひければ、かくめづらかなるさまに書いでられたり、あふげばそらにといへることくあきらかなる御世の光りに鹽梅のかなへ味うるはしく、濟川の舟波靜にしてかく興ある御まとゐは、さくらかざせる春のいとまにも、から錦たちかへるめり、さるは殿のうちまつりごちたまふいさゝかの御いとまにも、雪に螢にみぬ世をてらしものしたまふ、ひとへに治る御世のかしこきなれば、いまこれを表装せさせ給ひながら、御家につたへられむとて、この事のよしるしつくべきむねのたまはせ給ふ、本より夏野の草の花なきことのはを、小鹿のつのゝつかみじかき筆にかいつらねむはゞかりおほきものから、いさゝかそのあらましをしるしつけて奉らなむ。

寛政五年のとし六月藤原安辰謹識〔御右筆長谷川彌左衛門〕

覃安。白川侯者。田安公子也。而爲白川義子。至田安藩無後。時請嗣田安。姦臣沮之。事見侯所撰勸諫錄。大塚大佐跋。此和歌亦有微意。而使惟信書之。及四君書之也。不知登時四君能解微意否。如此文所記。則未足論也。已巳八月七日記。

〇竹堂元日詩並序

竹堂詩文

元日朝在局。々中或問以有元日詩否。嗚呼吾災後家計多事。其窮至歲除極矣。舊債山積。左劵來責者。相踵于外。飢寒匱乏之訴。亦偏于中。於是左謝右諭。百方分疏。喧囂犯慮。倥偬亂懷。凡平生所以爲心。一時從而破壞。其惟應接之不暇。而何有於詩。不惟無詩。並與筆研一事。棄在度外。處置猶未了。朝期既至矣。乃顚倒衣裳。至于此也。今因事問。始悟世有詩者。而我亦乃其文字中之徒耳。賦此爲對。然此唯可爲吾輩貧者言。富人雖語之亦不曉也。

兒子訴寒妻訴飢。風燈守歳但嗟癡。
起來黃鳥喚人甚。方覺世間元有詩。
篠本廉

篠本竹堂先生。名廉。字子溫。稱久兵衞。〔初名久二郎〕文化六年己巳九月五日沒。以八日發喪。十日葬于鮫河橋長周山榮林寺。

○琵琶二條

一文化六年七月二十七日河村翁のもとにて吳服と云る琵琶をみるに、甲に蟲ばみ所々に有て古代のものとみゆる、平佐長と切付で有、撥面黒漆にぬりて梵字二字有、クレハドリと有よし、隱月の角に明月あり、傳へいふ明惠上人の銘也といへり、この比巴十面のうちの一也と箱に書てあり。

右は飛鳥井殿〔宮中の女郎〕の侍女に久貫といへるが京より携來れる品といへり、　大田垣氏記

一琵琶　高辻綱長卿銘新京と有り、天文五年四月と有り。

右日本橋下槇町左側二三間めの道具屋にあり。

右根津權現以下九ヶ條大田垣氏代紳錄より寫す〔七月卅日〕

○禁裏御遊

文化五辰年十月二十一日　禁裏御遊

盤渉調　調子

蘇合香　一具　千秋樂　二返

御笛

比巴〔彈引〕今出河大納言　西園寺中納言　箏　四辻前大納言　同　中納言

笙　〔臨時樂〕聖護院宮　　箏　久世前大納言　　平松前大納言

笛　鷹司殿下　　笙　〔樂所〕林日向守　　辻下野守

　　林攝津守　　辻和泉守　　〔音頭〕豐薩摩守

箏　東儀出雲守　　〔音頭〕安倍加賀守　　同右兵衛志

笛　上越後守　　辻駿河守　　〔音頭〕山井下總守

鞨鼓　岡讃岐守　　大鼓　安倍信濃守　　鉦鼓　山井備中守

○重刻祖師御書序

奥州莫來の關九面邑の產深見要言翁深く本化の佛乘を信ずる事久し、かつて大志願を發し世に傳ふる所の宗祖の御書、文字訛謬多くして後人の誚を得ん事を恐れ、みづから諸山の本寺にいたりてその眞跡を模寫する事數百通、且御書は古より錄內錄外を分つといへども、三澤書の文によれば法門の事は佐渡の國へ流され候し以前の法門は但佛の示前の經と思召せとあるを證として、佐渡以後の御書を以こ一部として、あへて內外の別に拘らず、新たに校定する所內外の御書六十五卷、みのりの花の櫻木に壽して久遠の人に附囑せんとす、其志ふかく共力つとめたりと謂べし、夫佛の金言は法華經にあらはれ、宗祖の心は佛の言を傳へて墨に染ながして書せ給へる文字なり、然るに訛謬多き事ははじめ草書を寫して眞字片假名にかへし時、龍蛇飛動の勢ひに隨ひて鱗爪のたがひなきにしもあらず、今校定する所誤れるを正し、闕たるを補ひ、雲霧を披きて青天を見るがごとし、深見翁年頃の信心あつくして身延山に詣る事三十五年、自讀の題目六千部、宗祖五百遠忌の報恩のために勸唱題目百萬部紫銅を以て供養の寶塔をつくり、石ごとに銀の蓮華座を置、一畫一遍一字三禮の經石一部延山の善學院檀林の前なる究竟石の上に納め、又七面山に紫銅の華表をたて紺紙金泥の法華經を納め、宗祖の堂を銅瓦

に葺き改め、佛像を刻む事五體、寺々に納る所の本尊百幅、其外勸進喜捨の物かぞふるにいとまあらず。余深見翁を知る事四十年に近し、その終始かはらずして信心のごとくなる事金石をも貫くべし、よりて思ふ、吾家世々此宗旨を奉じてことに父祖の信心あつかりし事を思ひ、その交の久しきがためにその求めに應じて一辭をしるす事しかなり。

文化己巳六月　　大田覃識

○深見要言自序〔代作〕

吾宗祖の御書錄內錄外をあはせて數百通、さきに梓にちりばめて海內にしく事百有餘年、おほむね高閣に束ねて繙きみるものすくなし、われわかき時より大願を發し、東西にゆき南北にはしりて、諸本山に納る所の眞蹟を以て挍合し、その訛れるを正しその闕たるを補ひ、漸善本となれり、よりてこれを重て刻せんとするに、資財乏しくしてその功をなしがたし、こゝに三の清信士あり、黃金を喜捨して梨棗の費用をたすく、所謂洛陽の清水氏〔藤吉　藤太郎〕浪花の山本氏〔宗兵衛〕なり、猶力の足らさるは十方に勸進して一生の業を終んとす、そも〳〵安房の國小湊誕生寺は宗祖の出現の地なり、これより五十餘年さきに燼失し、いたづらに柱礎をあまして再建の年をまつ事久し、仰ぎねがはくは此御書の板成りて後檀家をして日本國中の寺院に納めしめ、その餘財を以て誕生寺を再建せん事を思ふ、又三大部の學問は檀林の要とする所、猶御書をよむべき學問の所を定め、日々夜々に講究し、學匠の力をかりて翻譯し、ゆくゆくは支那西竺にも渡したく、これ宗祖の御書〔太田禪門抄〕に所謂正像二千年には自ㇾ西流ㇾ東暮月の西空より始るがごとし、末法の五百年には自ㇾ東入ㇾ西朝日の東天より出るが如しといへる金言あにむなしからんや、精衞は微木を啣て東海を塡んとす、みる人予が大志願を笑ふ事なかれ。　深見要言

右は深見翁にかはりて書し文也。

〇王世吉詩

安永六年丁酉吾友中神〔守孝〕忠順の文苑餘力をみしに

清人王世吉來寓于崎陽。久世尹公〔稱丹後守〕命賦詩。王賦五律。四支韵中押迷字。尹公試詰問之。王呈單帖云。蒙問迷字韵四支與八齊倶收。而八齊韵古亦通支。故齊字韵四支亦載。但句依四支韵也。謹繕箋以祈指教。王世吉拜具。予謂四支八齊素通韵者。不待王言。自非古詩。頗似窮者。

予が撮壤編に抄し置し事三十餘年、其詩を見ざりしに、今年己巳七月三日の頃病に臥したるに、關宿の藩中〔久世大和守〕金谷氏より一幅の詩を示すこれをみるに

亭高宜島嶼登□準潮
期倚馬通霄漢環刀靜
遠陲千家蜃氣暖萬
嶺瑞烟迷把酒看瀛濶
遡洄向日曦
丙申冬至月客居長崎

應

汾陽王世吉題并書 □

王命爲觀海亭一律

此詩をみるに王命とあるは長崎奉行の命に應ずる事を云、唐人は長崎鎭臺の事を王府といひ、王上と稱する也、此一幅久世家の臣より來りたれば、まさしく久世丹後守長崎奉行たりし時の事にて、四支の

韵に八齊の韵の迯の字を押したり、丙申は安永五年丙申なるべし、今年卅三年にしてはじめて此詩をみる事を得たるも亦奇といふべし、こゝに觀海亭とあるは長崎奉行の西役所の事なるべし、立山の鎭府よりは海みえず西役所よりは海よくみゆ、久世尹公のときしばらく觀海亭と稱せしなるべし〔八月八日〕記

○煙草盆古器

津侯〔藤堂氏〕の家に古き煙草盆あり、高虎君の頃のもの也とぞ、松板にかな釘を打てつくれる也と淸末侯〔毛利讃州〕の話なり。

○日南窪

近頃麻布日ヶ窪より二ツの桶を堀出せしに、その中に多くの土偶人ありて古雅なる形也、日ケ窪はもとひなくぼといひこ、江戸砂子にも日南窪と書り、古へ土偶人をつくりし所ゆへ雛人形の意にてひなくぼといひし也、その堀出せる土偶人をいまだ見ずと、山東京傳の話也。

○李笠翁詩聯

享和改元のとし〔辛酉〕三月三日、遠江の國濱松の客舍に宿して王蘭谷が書し聯をみしに、窓臨水曲書潤人讀花間字句香とあり、何人の句なる事をしらず、今年〔己巳〕八月廿六日計府中にありて、すこしのいとまあれば李笠翁が一家言を携て讀しに、伊山別業成寄二同社一五首のあり、其三に

南軒向暖北軒凉。裁遍竹梅風冷淡。澆肥蔬蕨飯家常。窓臨水曲琴書潤。人讀花間字句香。詩債十年酬未殆。擬從今日備奚囊。

九年をへてその詩をみる事を得たり〔八月廿六日雨中誌〕

○駒掛堂

菱川師宣の繪本にやまとめいしよ繪本盡といふ三卷あり、其中に

駒掛堂

こゝにあさくさ川のきしをかゝげだうをたてゝあり、こまかけだうといへり、まつち山いほさきこまかけ皆名所なり、本たいは馬頭觀音なり、むかし此あさくさ川のわたし守追手の風に帆をかけてはしる船中より此だうをみればだうのかけるやうに見ゆるさまによつてこまかけだうと名付と有、あさくさくわんをんへさんけいのかへりさ、あしやすめんためにこの所よりふねにのりて江戸橋にのぼり方〳〵へ舟付風はげしければ舟中へかけ浪するを見て心ある人のよめる

身をしれば人のとがとも思はぬにうらみがほにもぬるゝ袖かな

覃按、是今の駒形堂なるべし。

此外江戸名所は

龜井戸筑紫の天神　武藏國角田川　武藏國品河沖

觀音寺内體　山さきや吉野やといふ茶屋あり　武藏忍岡　澁谷金王櫻

○茶膏

長崎より茶膏を贈れる箱の中に

姑蘇南濠南新
巷底顧編玉秘
製權花茶膏工
味精與四遠著

名已久近有棍
徒將贋料混充
發賣今特刻此
庶免士商致悞

又香嚢の箇の中の紙には

不二價

とのみありしも亦雅なり〔八月廿九日霖雨中記〕

○煎汁

薩摩より出る鰹煎汁を、外の國にてはニトリといふ、薩摩にてはセンといふ、和名抄に煎汁とあれば古語なりと、忍池子の話〔九月初三〕

○文筆

朝野群載に文筆部あり、保己一撿校群書類從これによりて文筆部をたつ、按陽湖趙〔翼〕雲菘が陔餘叢考に文心雕龍曰。今俗常言。無韵者筆也。有韵者文也。是六朝人以韵語爲文。散行爲筆耳。云々。北史邢邵傳雜筆三十餘篇。此專言筆也。而邢劭傳文筆九百餘篇。劉逖傳文筆三十餘篇。則又文與筆並言。可見文與筆自是二種。若筆即是文。何以有專言筆者。又有兼言文筆者。則六朝所謂文筆。當以劉勰言爲據也。云々〔九月五日〕

○寺川郷談

土佐國の邊鄙本川郷寺川の庄の村々の風俗を書たるもの一册寺川郷談と云寛延辛未の年の事也、北川氏より借得て寫し置り。

○渭南集抄

陸放翁冬晴閑歩東村由故塘還舍詩に

水落枯萍黏蟹椵。〔郷人植竹以取蟹謂之蟹椵〕雲開寒日上魚梁。

又十二月八日歩至西村詩に

多病所須唯藥物。差科未動是閑人。〔多病の句杜句を全用せり〕

祭朱元晦侍講文

某有捐百身起九原之心。有傾長河注東海之淚。路脩齒耄。神往形留。心殞不忘。尙其來饗。

跋東坡帖

此碑蓋所謂横石小字者耶。頃又嘗見竪石本。字亦不絕大。數箇行筆尤奇妙可貴。與成都西樓十卷中所書郭熙山水詩。頗相甲乙也。紹熙甲寅十月二十三日務觀題。

横石竪石の字面白し〔己巳小春十二日偃曝南軒抄之〕

○普濟寺石幢の事

武州多摩郡柴崎村普濟寺六面石幢の事前に記せし柴崎村はもと立川村といひし所也、立川山の天鑑といふ僧密宗の一派にてその修法の具也、法嗣門鑑修法不正の事ありて遠流す、此時立川派の密宗斷滅せり、此法今澁谷金王に傳ふと云、碑面の年號は後に普濟寺に立かへし時彫しと云、天鑑は嵯峨淳和の時の人弘法大師直弟のよしなり。

右土井德人ことし此地に遊びて土人の說をきけりと云々。

己巳十月十二日於野木瓜亭所語

○勝頼滅亡記

武田勝頼滅亡記一冊　甲州柏尾山理慶比丘尼著〔柏尾山は勝沼に近き所なり〕
右同人甲州より寫來て示す、實錄にして甲陽軍鑑等にのする所と異也。

○芝山家和文

芝山前權中納言藤原持豊卿序文寫

吹風枝をならさず、四の海波しづかなる時とて、世こぞりて風雅の道に心をよせざるはなし、爰に綠龜庵の主人、五とせ過し頃象潟松しまにあそびて、雄島の松の實を袋に入てもてかへり、その後打わすれてありしを、去年の春み出ていかにかせまし花實のならむこともあらがねの土にいれ置しも、せめての心ざし也、天地の神の御心にあわれとみそなはしたまひけん、靑〳〵と生出たるをかぎりなくよろこぶの餘り、詩歌連俳をあつめて一卷とせまくおもふにより、やつがれにそのはじめにことがきせよとのぞむに、いなみがたく、松のおもはんこともはづかしながら、かたくなゝることのはをつゞりてもとめの口をふさぐ物にこそ

松島や雄島の小松十かへりの花はあるじぞ宿に見るべき

文化萬歲元年五月一日　前權中納言持豊

右金吹町萩の屋の翁のもとより得て寫す。

○鏡奇遺聞

鏡奇遺聞五卷文化二丑年七月官許文化第三寅丙春正月成刻伏藩書林〔伯耆町〕　山中勘兵衛〔顧舊堂〕
とあり序に是我邑刻書之鼻祖也とあり、其書は梅翁といへるもの奇異の談をあつめし埒もなき書なり、禁犯戒邪淫僧尼の條は、陳繼儒が僧尼孽海の中より抄出して此方の事に附會し、同船漂流の條は近頃幸太夫が事などに近し、紀州熊野浦出船せし者カムサツカアミシキカなどに漂流し、鼻の下に角二本

に角一本ありて牙のごとく、額は横に島のある者八九人皆婦女也、三本の角は鯨の牙にて筆の太サに削りて絲にてつなぎ、牛の鼻つらを通したるがごとく、穴をあけて付たるもの也、下居にあるは下歯より出したり、すべて婦女の額の飾也、面の横島は黥也、穴居せるなどいへる事幸太夫が物語に近し、その外はみるにたらず。

○荒政輯要

清人汪志伊が嘉慶十年（文化二年乙丑）に著す所の荒政輯要の初に

翻刻最善　荒政輯要　屏山堂藏版

これは江蘇兩藩垣各刻板一副と序にも書たれば翻刻の多きをよろこぶなるべし。

○錦城詩

采風集

晩秋寄劉季子

浮聲幾調日陳陳。藝苑何時又漸新。金翅擘雲誰有語。鼓猿欺世國無人。風烟慘澹天將暮。草木凋衰秋不振。消息陰陽窮必變。爲君先寄一枝春。

右は多喜安吉へ太田才助より贈答の作なり文化六年の春刻になりし時町奉行根岸氏より沙汰有之右詩の意甚不祥なるによりて吟味有之。

○修性院開基の事

江戸日暮里修性院（日蓮宗）に石表あり

夫當寺開闢者元祿年中觀現院日遠上人到于斯境一寺建立

寛政庚戌迄凡九十餘年　八世境智院日政

○武備和訓抄

武備和訓五冊附錄二冊筑前片島武矩於浪華所著一覽のまゝ抄錄ス〔享保二年丁酉五月の板也〕

一楠成が虎女に戲れ大石良雄が浮橋〔伏見之里の傾城也〕に通ひし皆是仁義の忠略也、まさに其間惡衣惡食の艱難狀を以て禽獸に比すといへども、心は天下に富めり、武人必心を淸潔にして形はいやしかるべし。

一武備志に、本朝の新影流の手法を載て刀劍の術を以和奴〔明朝より日本人をさして云言語也〕の藝とするといへるを、或儒士是をいぶかりて曰、刀劍の術和ぬのみ。

一疊具足がつたり等のからくりの如きは、一たび石打にあひ礫備等に戰ふ時は皆機關はなれて二たび用る事不成もの也。

一齒武者〔白齒武者を略して云へり〕

一熊澤氏鎧の脇を合る事右を上にして逆を用るは鎧本戎服なり、西戎の衣は左むねに合るにより鎧は左むねなりといへり、愚云、外に又據あり、六具をかためては左右の手後に廻りがたきものなり、順に胸を合る時は高紐むすびがたし、又一つにはすべて兵家は陰を貴ぶ、故に左を以貴として、進むを本意とし、右を賤しとして、退くを心とせず、甲冑の具皆射向掛りとて左の方へ進ませ、少つゝすみかけて製し之、相引などは餘程左へゆがめり、鎧の脇順にむねを合る時は退く形になり、逆に合る時は進む形になれり、武士として如此事をも知らずんばあるべからず〔下略〕

一士たらん者はかならず過言を愼むべし、若藝者ならば我が家藝の道には猶更謙退して誇るべからず、先年宮本武藏〔二刀之元祖なり〕が弟子芝任と云浪人來り、知行四百石にて仕官す、其國の執事何某武藝を好きて已が家禮の若黨數十人彼が門弟となして二刀を習しむ、一日報事芝任に謂て云、足下が

劍術尤鍛錬いふべからず、願はくは其與手とする所を見たしと、芝任が曰、我が藝に八人詰と事の候、

恐くは尋常の者八人八方より我を圍候とも容易切拔る術也と云、執事聞て究竟の壯士八人を出し、幸足下が門弟也、是等を敵手にせられよと募る、劍客莞爾として弱者ども木刀風を見せ候はゝ皆逃亂候はんと云、壯士等大に怒りて今迄は師弟是より後は寇讎也、僅の技藝を抱へて大國に來り吐出す言語こそ有べけれ、唯撃殺せと訇り、髭をなで腕をさすりて爭進む、其中に清水何某とて其頃九州無雙の大力あり、三年竹の六寸周ありて節短なるが風に曝れて火色になりたるを根引にし、長サ四尺八寸に捻切、已が三尺六寸の鞘嚢を用竹刀とし、廷上に躍出る、是に續て七人の勇士各木刀を提て後にしたがふ、芝任枇杷の木刀を八の字のごとくに組み中央にたてり、清水芝任が正面にむかへば其外の七人周て八陣の方位のことくに是を圍み、蠅と蟇を搏るとひとしく八方一度に奮迅して打レ之清水四尺の竹刀を芋からの如くに擧、力を揮ひて打レ之、芝任飛蝶のことくに躍り左右の二刀をむなしとせず、或ほ滑りて圍をぬけ、千變萬化に相鬪ふ、清水竹刀を横斜に挐、芝任を塀際に追詰、延かけて打けるに、芝任の首の鉢を筋違に左の肩骨を打碎て大地に打居ける、劍客大勇力に打れ立所に息絶たり、執事も興を覺しける所に、一時計彼に蘇れり、厥后四五日を經て遂に逐電せり〔中略〕或一藝に名ある人の歌に、上手とは外をそしらず自慢せず身の及ばぬを耻る人也〔下略〕

一右の或ものがたりについていふ事あり、彼清水氏は元來寺澤家の浪人なりけるが、後に黑田家の陪臣となれり、或時冑の名鍛妙珍と云者の家にいたり、樣の鍪を乞て見けるに、最上の重鍪を出して清水に見せけるが、清水曰、此冑の如きは我が心にいらず、是は我拳を擧ても能挫くべしと、鍛冶大に詈りて曰、御士の言は鐵石のことく成べし、其冑は拳を以つて碎き給はゞ御望に任せ價をうけず、妙珍が秘製を用ひ冑を作りて進すべし、疾々冑を破給へと募る、元來清水は大兵ならず、面相

容貌頗平人に類しければ、絶世の强力とは思ひがけざるも理也、清水莞爾として冑を左の掌にのせ、右の人さし指を以て壓之に、鐵砲の痕より大に指の形に壓窪り、其後拳を碁盤にのせ拳を擧て徐に打之けるに、冑ひしげて荷葉の凮に破たることくになれり、後細川家に至り膂力を以食祿五百石に仕官せり　鎗術柔術其外武藝に聞ゆ、誠に絶代の壯士也。

愚云清水力に誇る意あり、冑を碎きたるは血氣の甚もの也、妙珍が嘗る事ありて後に冑を碎ねば男夫の道立ぬになりゆきたるは先の過言ある故也、游俠は武道にあらず、武士萬人にまさる力ありとも常に隱して人知られず忠義にあらざればこれを奮じと覺悟すべし〔覃云的論〕

一鳥銃は夫近世の兵器月々年々に名人競出て尤古流は用るに不足もの也。されば故實のいふべきものなくして唯武門貶卑の器とする事悼に餘れり、此器ありて長兵短兵弓弩ともに用る處を知らず、唯一人の達人あらば孫呉の利兵孔明衛公が堅陣たりとも挫くにかたからず、連城銃大銃に巧妙の人あらば是萬人の敵成べのし、羅山先生井上重織〔外記と稱せり大神君の鐵砲之師範也〕のよく萬斤の大銃を一二人にて是を放つ、其巧機捷輕大敵を挫ぐの至功を書れしを彼の文集に載たり、大神君も慶長十六年八月十三日淺間山に登り、的を二町の外にかけて手自大銃を射給ふ事三たびにして三たび中る、又井上氏に台命ありてしばしば此藝を精熟せしめ、且多くの大銃を作しめ給ふ、近世の巧手は其時代に十倍して奇巧の妙をなす事勝て謂がたし、寛永年中肥前國耶蘇一揆の時世上皆大銃ありといへども、其藝未精により、九州の諸侯連城銃を運歩して城を打拔むとすれども、巧手なくして皆的を失ひ城にあたらず、阿蘭陀人を召て打しむるに日本人より拙手にて皆後の海に鉛玉を折やり、番和の砲者家流〔覃云、當作砲家者流〕みな〳〵手を容うせり〔覃按、紅毛故習佯爲拙手耳可思〕若當世の如き名人あらば其賊一日もよく城にかゝわらんや〔覃云、城を抱へんやなるべし〕城中小銃の上手大

勢在し故小城に據て大軍を拒ム事數月にして年を越たり、松平豆州能其功を知らるゝにより一世の間家臣に鐵砲を習しめられし事最大也、尤其藝の優劣を明辨して習ずんばあるべからず。

一萬治中肥前國唐津の邊におゐて武士の人を討て立退あり、三十目玉の鐵砲に玉藥を納て擔レ之民屋にかけ入人を追ひ、追手來らば彼の鐵砲を放すべしと、義勢により敢て入者なし、一兩日を經て捕手郷導を先に立都合八人一騎歩の細道を連り來れり、罪士鐵砲を聰の柱にくゝり付て前後の規星を直くして發レ之けるに、分釐の矢つぼをはづさず、八人の眞中を打徹しけり、三十目玉さへかくのことし、以上大銃の大巧をおもふべし、且亦陣營城壘を燒落に火箭の術あり、尤堅陣を挫き大艦を覆すも又此術にまさるものなし、或は唐船の進退するを帆を燒て孤舟となすの事樣々無窮の妙術あり〔異國の舟は櫓を用ず帆のみを以て進退するによりしか云〕中華の書に、地雷天燧砲佛狼機等の名狀あり、僉砲の一類也、愚當世を思ふに本朝に名人ある事南蠻と云とも其精妙に耻べからず、唯恨らくは其巧を知人の少事を。

一或大名猪狩の場におゐて大なる猿の其長七尺計なるが出て、列卒を引裂噬殺しなどして白刄を奪取て高木にのぼれり、其主消息を見て強弓に命じて射レ之さしむ、射人山鳥の羽を以て作たる節蔭の矢に、わたり四寸の雁股の上刺を番ひて射レ之に、猿片手にて中に其矢を取て折レ之射手慮けるは大鴈股にて矢ざし鈍くしてこそは一の矢は射損じたらめ、二の矢を以て射落ものをと中刺を番ひて又射レ之、猿二の矢を又取て始のごとく折レ之、射人二筋の矢を射損じ赤面して忿レ之、大守則鐵砲の上手に命ず、砲人木の下によるを見て猿難レ活事を悟りて、合レ掌罪を謝す、砲人屑間を的にして放レ之に猿則樹下に落たり、衆たちより見けるに、首半分は碎て微塵となれり、其鐵砲は拾五匁玉なりといへり、武人必しも武備を遑しふせんと思はゝ此藝を舍べからず。

一馬を乘に故實を專とし馬上うつくしく手綱のかゝりより鞍がゝへ鐙の蹴出し隅の手綱等、各大坪氏荒木氏抔の規模に倣て拍子を乘る事尤然なり、武人必其分にて騎乘の道たりぬと思ふべからず、諸邦みな馬を乘ども其國々家々の風儀ありて同じ、大坪流にても大に異なる事あり、唯うつくしく碁盤の面のことき馬場を地道三四返速道十返ばかりにて我も馬も少汗かく程にて乘間よく度々乘るは馬の爲にも藥となり、我も勞ずしてよけたれど〔貫云、徠翁所謂騎馬如牧士者信然々々〕とても其如きの稽古鍛錬にては事にのぞんで人馬ともに中々達者は成がたし、第一平日の鍛錬未熟の間輪を乘事をかくべからず、馬の輪は弓の卷藁のごとし、其乘事數百返に至るべし、貫繩を强く引せて鐙を當居木うつり鞍玉を自得すべし、數百返に至り我も目くるめき馬も倒るゝ事あり、手綱を以たゝき鐙を以蹴起て又乘るべし、駈足をのるとも馬により三町ばかりの馬場にても十餘返も乘べし、人により馬をいとひて斯いふを誇る者もあるべし、又御者の風にも依べし、つよく乘ほど馬は早く憊又血の落る事もあるべし、如レ斯乘る馬は必一曲ありて口剛く間も强からざれば其術に堪ざる者也、尤乘相よきものを以稽古馬とするは惜き事也、倘亦長途をつよくのれば息する事あり、尤御者の耻也、息合を知事大事成べし、櫻狩千里を乘る時〔此末未抄うちに其書を返して不書なりぬ〕

覃按、雲霞集に櫻狩の事あり。

○矢鏃圖鑑

矢鏃圖鑑といふ書ありと、近藤正齋の話。

○宅地

文化六年己巳十二月廿五日列相青山下野守殿より會計府小笠原伊勢守に令をつたへて新に宅地を賜ふ此年の秋願置し大窪通り岩出平左衛門上地なり、翌廿六日御禮廻りして後廿七日大雪ふれり、いさゝ

か詩を賦して喜を記す

歟松衙外大窪西。境靜車塵與馬蹄。
新賜宏閑營宅地。子孫安得一枝棲。

歟松衙とは若松町をいふ、市谷原町の西にあたれり〔己巳臘月廿八日雪齋記〕

○姫路城築立由來

姫路御城築立由來

一秀吉公木城計築之給　天正九巳年
御用木は宍粟郡津田谷より出
此時御材木警固仕
河内住　西脇太郎右衛門〔四十一歳　當時六代以前〕

一羽柴美濃守様御代
外廓御繩張築立

一池田三左衛門尉輝政様御代　慶長八卯年より
附城數々築立並堀通等
此時御用木宍粟郡より出此外大木壹本
揖西郡小犬丸村佐水より出同警固仕
右　太郎右衛門〔六十三歳〕

右之通傳來尤本人記錄等ハ無御座候代々之者口傳ニ而御座候以上
巳十一月　河内　西脇太郎右衛門

○井伊掃部頭教諭榊原刑部大輔詞

井伊掃部頭様榊原刑部太輔様へ御教詞之扣寫

政房公へ井伊掃部頭直孝公御物語被成候教諭覺

井伊掃部頭様御腰物役馬淵七郎左衛門と申仁御登城之度々御供にて於內腰掛緩々致對談後に者至極心易罷成種々物語之上此書之咄被申出候故不苦候はゞ何卒一覽仕度段致懇望候得は安き御事に候重而御供之節致持參掛御目可申由にて其後御登城之節又々御供に而致懷中被爲見候故屋敷へ罷歸篤と致拜見致返進度旨申談致懷中罷歸候此書付之通掃部頭様御子様方へも今日加樣之御物語被遊候旨兼々左樣御心得可被成由被仰候間御書留させ被成候由

上包ニ

榊原刑部大輔様へ旦那御物語被申候趣書留之覺

いつぞ緩々掛御目候はゞ申談度存候所今日預御見舞大慶之至に候能序に候間御咄可申候乍慮外極老之申事に候能々被留御心候而御承知賴入候明日も難計衰躬に候へは誠に遺言同前に御心得賴存候別之義にも無之候誰々も存候御奉公之事に候得は老耄之心底に久敷貯候事申置度存候輕き役々等之公儀へ御奉公と申者其役々之上之勤有事に者其儀を務隨分と精力粉骨を盡無懈怠相勵申より外之忠節も無之候各や我等共之樣に御厚恩を以大名にも成候者之御奉公と申は左樣に輕き儀には無之候只下々へ愛憐深き事肝要に候是は人君たる者之常之事に候誰人もしりたる事いふに不足と御聞可在之哉左樣之儀は勿論に候得共一通左樣計に而者公儀へ之御奉公とも難申候左樣計之事に候得は唯今事がましく御咄申に不及候我等之唯今御心付申味は左樣計之味にては曾而無之候侍分者不及沙汰足輕等迄を常々大切に致し下々之者に候得は理不盡成事多在之物に候男がましき罪などは一入秘藏之事總而目長に見過し候樣

に致し少々之過失は打捨常々念頃に召仕隨分力の及候丈ケは厚く恩をあたへ候樣に御心掛可在之候夫を如何と申に戰場總而事有節はたのみにいたす物とては召仕之外は無之候常と違儀に至極大切に成物にて矢玉之掛り候節は足輕は一番之垣に候得ば大切至極に成鎗玉に成候得者最早垣一重に成候故侍分一入大切至極なり采幣を持ながらうしろを拜み候樣に覺へ申候其節は扠〱日頃麁末に召仕候儀常々懇意に可致事今少にても加恩を加へ置可申事に候を油斷致捨置候只今にても加恩之約束にても致度樣に存候ものに在之候此段は御親父共や我等共は直に見申候事にて御自分や我等子共杯は未覺之事に候得は篤と覺悟有之忰共などゝ永く御參會も在之候節は無用之雜談に被致候半よりは寄合之節は必加樣之事被申談候て相互勵合被申候事第一之忠勤と申物に候一通に承知候ては是は一方之身之利害に在之候と存候左樣之事には曾而以無之候御自分之家や我ら共之家の足輕者上樣之一番之圍ひ侍分は二番之垣に候我等共は三番之垣に候我等共之身は公儀之御爲に身命限りと粉骨をさへ盡候得ば職分は盡申樣に在之候得共左樣に而は無之候外圍ひより御馬所まで隨分丈夫に垣を致申事公儀へ之忠勤第一と申ものに候此外之さゝいの小事は大名之奉公に足り不申候此段まのあたり身に徹し覺申事に候故御咄申候右も申候通に御親父や我等共は忘度候而も直に覺候事故難忘度々御自分や忰抔も直に不覺候なれども近き事にて親々之咄も直々に承知其上左右に居候者共も父之供も致直に戰場を歷候者も多候得は直に見候程にこそなけれ其心得も可在之哉と存候御自分之子共我等共之孫曾孫之代に成候而は昔咄草紙物之本抔聞候樣にて心に徹し身に染候樣に無之實もなき事時の勢ひ計にひかれ時めき候事計を上へ御奉公之樣に覺へ召仕之下々は我家來我心之儘に致す物とのみ存る樣に成行物に候御自分之家や我等之家抔左樣に時之勢ひに成候事は則天下御微運に成候端と申物大切至極勿體なき事に候此段隨分常々忘却無之樣に御心得悴共とも寄合不絕御申談兩家之子々孫々へも被申傳候樣に心を被用程之眞忠之御奉

公は無之候間左樣御心得可有之候又大名ども幸にして人多所持致し自由を致榮耀榮花に暮候と申爲に所領を所持申味にては無之候無用之者を貯へ置候は忠勤を盡す備の爲にて候無用之費を致候にては曾て無之候公儀より之御厚恩を被報度被存候はゞ下々之者を隨分と大切に常々撫育を加られ候樣御心掛け可在之候治世之御奉公者此一事に止り申候儀にて却而治世程忘却し安き物に候隨分御心掛可在之候治世之御城御普請土居堀塀等之圍ひを念入御手傳等相務候樣なる事には無之候此心掛第一大切至極之御用心之事に候必々失念無之樣常々御心掛可在之候

天明三癸卯九月十四日寫之　中村利英　天明五乙巳年十一月二日寫之　安部井又藏

文化四年丁卯十月七日得會津藩一柳氏藏本寫之　杏花園

○攝州白雉

當正月廿八日攝州西成郡九條村字木村と申所に而白雉捕候よし當月四日大坂町人過書町にて伊賀屋長次郎と申方へ代錢三十七貫三百文にて同村百姓市兵衞下男藤七より賣渡候段村役人共申聞候に付早々先方へ懸合白雉取戻し可差出旨申渡爲掛合候所追日飼付入用等も相懸り其外同仲間も有之儀に付相談之上可及挨拶旨申聞追々掛合候得共相對に而は難行屆依之右白雉賣主へ差戻候樣御達之義大坂町奉行佐久間備後守殿へ御懸合今廿五日村方へ請取御役所へ差出候よしにて御書上本紙繪圖とも仲之間御組頭中へ御狀一封六日限を以差立之二月三日晝過町着いたし同四日御殿へ持參當地へ差送り候ては道中手當此度長崎表より鳥獸御用に付高木作左衞門手代相添當地へ罷出候風聞有之候間御同人江戶御役所へ振合聞合共外早川八郎左衞門殿稻垣藤四郎殿より白牛差出候類例等爲聞合取計候積り

一右白雉野鳥を捕へ候儀に而殊之外衰候由之所先買手長次郎功者之ものにて追々飼付此節は凡八九分通肉付丈夫に相見へ候得共人馴付不宜大阪御役宅內に庭籠補理移し入晝夜兩人宛共番人付置朝夕長次

郎罷越餌飼いたし候義に御座候右に付當地へ差立候に付而は手附手代足輕幷飼付人差添道中之義も漸平均六里步行位ならでは難相成よし左候へば凡廿日餘も可相掛然所道中八十八夜に懸り候ては鳥痛候よし右長次郎申聞遲くも三月十日頃迄に當地著いたし候樣右日積りにて來月廿日前大阪表差立候道中籠用意等もいたし候に付來月十四五日頃迄には御下知到著不致而は間に合不申候右之心得を以申上候積り右長次郎儀も幼年より飼鳥相好み鍛錬いたし候者に付諸鳥遠國へ差送り候義も度々手掛候趣に御座候當時之餌飼は小麥五分玄米二分大麥一分半外一分籾外大根之葉水にしたし置飼付申候右白雉惣羽色白く觜薄青く目の上下幷頰之邊赤く足薄鼠色にて通例之雉よりは少々小き方に御座候右は閏正月廿五日朝御書上にて二月三日著致し候事

享和三亥年

右は篠山十兵衛御代官に付右同人手代口達之趣。

右白雉享和三年亥三月御城へ來候由。

○烈婦假名略頌

一たんの　勇氣より猶　年來の　貞節こそは　まさりけれ
しもつけの國　あしかがの　こほりの內に　川崎の　村の農民
逸八が　後家のはつこそ　人なみに　すぐれしものと　きこえたれ
はたちになりし　時とかや　よめ入しつゝ　あくるとし　男子をまうけ
その名をば　勘彌と名付　寵愛す　しかるに夫　逸八は
風のこゝちの　おもりつゝ　いまはのきはの　ひと言は　もしも醫藥の
しるしなく　この世をさらば　はつくさの　わかき身なれば　しかるべき

人にもそへと　いひければ　うらなくものを　のたまふよ　さらぬわかれの
ありともいかで　をつとの家を　いづべきや　いはんや舅　しうとめの
おはするうへに　この子さへ　かくてしあれば　とにかくに　もりたて家を
つがせんと　かたくちかひて　わかれしが　それよりこのかた　十とせあまり
ひるはひめもす　農桑に　身をくるしめて　ほねをおり　よるはよすがら
いをやすく　ぬることもなく　老ひとに　つかふるかたて　勘彌をも
をしへそだてゝ　としをへぬ　勘彌が四に　なりければ　しうと勘右衛門
いふやうは　もはや乳房を　はなれても　そだちもすべし　その方は
外に緣をも　もとめよと　有し時にも　逸八に　ちかひしごとく
いなひつゝ　朝なゆふなに　つかへきて　をこたるひまは　なかりけり
かゝりしほどに　勘ゑもん　中氣をやみて　こしたゝず　かてゝくはへて
老ぼれて　ひるはひめもす　ねてくらし　よひあかつきの　わかちなく
めさむる時を　朝といひ　食をこのめば　こゝろよく　その度々に
すゝめつゝ　今しも箸を　をきぬれば　又も食事と　このむをも
さらにうむいろ　みせずして　しづのをだ卷　くりかへし　むかしを今に
すがのねの　ながき年月　つかへけり　又ある時は　飛彈たくみ
うつ墨なはの　すぐなるも　老のむかしの　わざなれば　見つゝ心を
なぐさまば　病をやしなふ　こともやと　近きあたりに　はしらたて
棟あけなんど　きくときは　やみほゝけたる　老人を　せなにかきおひ

つれゆきて 心ゆくほど 見せけると きくもめでたき 老人かな
父ある時は 佛神に 祈誓をかけて よな／＼は 水ごりかきて
すあしにて やまひをいのり かくばかり 心のまこと つくせしも
其かひなくて 寛政の とうの年にぞ 身まかりし 七十七とも
きこえける 夫にをくれし 時よりの 年の貢は さらなりや
醫師の禮式 佛事の施物 家につきたる つとめさへ 一もかくこと
なかりしは 皆此はつが あけくれの 手づくりとこそ 聞えつれ
勘彌は父の なき子とて あなづられては 家たゝずと ことさら心
もちひつゝ やしなひ育し かひありて 手習なども ひとよりは
よくおぼへつゝ 川浪の 立居ふるまひ 行儀さへ にうわ者とて
ほめらるゝ はつは女の かゞみなり 勘彌はわらべの かゞみぞと
村の内外に いひつたへ ほまれを得つる 折しもあれ いかなるすぐせの
ちぎりにや 去年の霜月 廿日あまり よひやみのよの 事なるに
みどりのはやし かげしげく はつが家をぞ うかゞひける はつは勘彌に
そひねして すこしまどろむ そのひまに いかでかしのび いりきけん
二人のをのこ うらうへを しかとをさへて うごかさず ひとりのぬす人
をしいれの 衣類雜具や わきざしの 刄をうばふ 物をとに
奥にいねたる しうとめの 聲たてければ そやつきれ 物ないはせぞと
わめくこゑ はつきくよりも たへかねて たゞしうとめを きらせじと

おもふ念力　まさりつゝ　大のをのこが　をさへしを　すそよりぬけて
飛てゆき　しろとめきらんと　するところを　しつかととらへて　はたらかさず
このいきほひにや　おそれけん　ふたりはにげて　かげみへず　をさへられぬる
ぬす人は　身をのがれんと　けつふみつ　せどのはいりの　あたりまで
十間ばかりぞ　引てゆく　持たるやいばを　うちふりて　きりても突ても
はなさずして　はつはかぎりと　聲をあげ　人々出あひ　給へやと
よばゝりぬれば　ちかどなり　何某それがし　をりかさなり　なんなくとらへ
おほせけり　はつは十ところ　手をゝひて　息絶なんと　しけるをも
人々いたはり　やしなひて　命につゝが　なけれども　むまれもつかぬ
かたわにや　なりもぞすらん　あらたまの　年月へぬる　みさほより
ますらおにだに　まさりぬる　いさましかりし　はたらきを　わがおほ君に
きこえあげ　文化といへる　四とせの春　小判のこがね　五十兩
持つたへつる　三石餘　諸役免除の　つくりぶり　たぐひまれなる
恩賞に　馬うしなひし　おきなさへ　おもひ出つゝ　しかすがに
上中下の　人々も　是をかんぜぬ　ものはなし　みどりのはやし
しらなみも　しらぬめぐみの　たまものは　末の代までの　さかへみすらし

右屋代太郎弘賢所述

〇打毬

日本書紀皇極天皇三年　中臣鎌子連〔略〕

偶預ニ中大兄於法興寺槻樹之下打毱之侶一。而候ニ皮鞋隨毱脱落一。取ニ置掌中一。前跪恭奉。〔按是ハ蹴鞠ノ事ナルベシ〕

日本紀略。村上天皇天暦三年五月廿一日甲子。於二條院。有打毬事。〔又見扶桑略紀〕

又花山院寬和二年五月卅日丁酉。天皇出御南殿。有打毬之興。番長以上各十人。左右近衛。左右兵衛。宮人。并廿人爲二番。皆著的冠。騎馬立南階前。左勝奏音樂。此事希代之勝事也。六月六日癸卯。後太上法皇於仁和寺覽競馬八番云々。次左右近衛舍人各三人。射五寸的。次近衛等騎馬打毬二番。

本朝世記。寬和二年六月六日。騎馬打毬。

一條禪閤御代始記　大宋の御屛風　唐人の打毬のかたちを繪に書たる御屛風を云。

續日本後記。

承和元年五月戊午。御武德殿。令四衛府馳畫種々馬藝及打毬之態。

嵯峨天皇御製〔經國集〕

早春觀打毬〔使渤海客奏此樂〕

芳春煙草早朝晴。使客乘時出前庭。回杖飛空疑初月。奔毬轉地似流星。右承左礙當門競。都踏分行亂雷聲。大呼伏鼓催籌急。觀者猶嫌都易成。

七言排律

六朝沈君攸。有桂楫汎中河詩。雄渾工緻。是七言排律仍先於七言律也。若初唐。則有蔡孚打毬篇。云德陽宮北苑東陬。雲作高臺月作樓。金鎚玉鎣千金地。寶杖瑚紋七寶毬。寶融一家三尙主。梁冀頻封萬戶侯。容色從來荷恩顧。意氣平生事俠遊。共道用兵如斷蔗。俱能走馬入長楸。紅〻錦鬉風騄驥。黃騎靑絲電紫騮。奔星亂下花揚裡。初月飛來畫杖頭。自有長鳴須決勝。能馳迅足滿先籌。曹王漫說彈碁妙。

劇孟休矜六博投。薄莫漢宮愉樂罷。還歸堯室曉垂旒。〔升庵外集〇淸趙吉士恒夫寄園寄所寄〕

打毬　韓退之

汴泗交流郡城角。築場千步平如削。短垣三面繚逶迤。擊鼓騰騰樹赤旗。分曹決勝約前定。百馬攢蹄近相應。毬驚杖奮合且離。紅牛纓紱黃金羈。側身轉臂著馬腹。霹靂應手神珠馳。發難得巧意氣麤。歡聲四合壯士呼。此誠習戰非爲劇。豈若安坐行良圖。

同前　羅寅所

晝倦抛書戲綵毬。三郎乘醉興悠悠。朦朧日月波心滾。混沌乾坤水上浮。風度鳥聲如唱釆。簾移花影觧低頭。寸衷自是無關鎖。踢破人間萬斛愁。

大久保酉山云、打毬ハ騎馬ニモカギラザルモノ歟、天曆三年打毬騎馬云事不見寬和二年ト禁秘抄宗忠公ノ記騎馬ト云フコトアリ、騎馬ニテノ打毬故騎馬打毬ト斷タル歟。

〇丸橋忠彌被捕事

石谷將監殿御代　慶安四年卯七月廿四日夜

丸橋忠彌

右者御茶之水上御中間町ニ罷在候牢人徒黨一卷之者弓打藤四郎案內にて兩方より同心廿四人前後二手に分參り先手に而召捕申候則此方於御番所御寄合其上久世大和守殿牧野佐渡守殿御出座に而一二之者被召出御前に而御褒美銀被下其上將監殿より一之手へ時服二ツ二之手へ時服一ツ被下候

御褒美〔銀八枚刀〕　此方同心　一　匹地六左衛門〔銀六枚脇差〕　同二　堀江喜左衛門　辻小兵衛　原兵左衛門　〔先手撿使〕神谷金太夫　羽田長右衛門　〔後詰撿使〕名前記無之

〇石井源藏屆書

一浪人石井源藏申上候私親石井宇右衛門と申者青山因幡守殿に知行二百五拾石取相勤罷在候處二十五年以前攝州大坂に而赤堀源五右衛門と申浪人父宇右衛門闇討仕其節立退申候其刻私五歲に而弟一人二歲に而罷在候唯今半藏と申罷在候相煩罷在召連不申候源五右衛門父之敵に御座候間見合次第討申度候爲後日申上候由右源藏申來候

元祿十一年寅十一月十七日

右之赤堀源五右衛門名を改赤堀水之助と申板倉周防守方に相勤罷在候處勢州龜山城內三之輪石垣門之下にて源藏并半藏兩人にて五月九日晝討留申候由元祿十四巳年同月廿七日申來候。

〇前原伊助杉本九一右衛門欠落書付

南御役所書上帳之內書拔

元祿十五年午十二月十五日

一本所相生町二丁目清右衛門申上候私店五郞兵衛と申歲四十に罷成候もの昨日欠落いたし候爲後日申上候由右は淸右衛門五人組庄左衛門同道申來候

右之もの諸道具改置候得と伊豆守方にて申付候

欠落五郞兵衛書置文言

口上之覺

私事內々存念有之候へども只今迄隨分と忍び罷在候得ば近所之衆家來等迄其色を見せ不申候今日存念之場へ罷出候久々御借宅に罷在大慶奉存候然上は跡々諸道具は貴樣御了簡次第如何樣とも可被成候若御僉議等御座候共御自分は不及申店肝煎十兵衛共に少も御存知無之事候爲其如此候以上

午十二月十五日　五郞兵衛

宗房書判

山田屋清右衛門殿

七 兵 衛殿

覃按、此九郎兵衛宗房とは前原伊助が事なり、芝泉岳寺石塔に法名刃補天劍信士前原伊助宗房四十一歳とあり、此訴書に四十歳に罷成候とある翌元祿十六年未二月四日切腹。

午十二月十五日

一本所德右衛門町一丁目長十郎申上候私店浪人杉本九一右衛門と申歳三十七八に罷成候もの致書置昨日致欠落候爲後日申上候由右之長十郎五人組市右衛門八左衛門幷店請人相生町三丁目伊右衛門店作兵衛同意申來候

右之もの諸道具改置候得と伊豆守方に而申付之

書置文言

拙者共義亡主内匠頭憤を散可申ため今曉可遂本意存立候先頃より緩々と致借宅過分之至に御座候以參謁右之御禮申入度存候へ共此節之義態指扣無其義候別紙に書付申趣宜敷賴入存候以上

十二月十四日　杉本九一右衛門

〔大屋〕長十郎殿

○牧野一學屆

元祿十五年午十二月十九日

一牧野一學方より斷我等屋敷前に當月十五日朝拔身で十文字鎗一筋山鳥羽無根矢一本鑓之鞘五ツ幷淺野内匠頭家來村松三太夫と記有之候竹札二札捨有之候に付御支配方へ相伺候處御當番御目付鈴木次郎右衛門殿差圖に付右品々松前伊豆守殿御番所へ相納候旨一學使者茂木藤太夫申來候

○堀部彌兵衛書付

元祿十五年十二月十九日

一米澤町市兵衛申上候私店浪人堀部彌兵衛と申歳七十三同人悴同苗安兵衛と申歳三十二相成候者當月十四日より不相見候跡に彌兵衛妻安兵衛妻幷下人男一人下女一人罷在候に付樣子相尋候處淺野内匠頭殿浪人之由申候爲御屆申上候由右之市兵衛五人組藤太夫同意申來候

右之もの諸道具改置候樣伊豆守方にて申付候

右彌兵衛妻並安兵衛妻共に兄本多孫太郎家中只見福右衛門と申者方へ引取度由申候由に而家主訴來に付勝手次第に相渡候樣に未三月十二日右之もの共へ申付る

○吉良左兵衛御預の事

一元祿十六年未二月四日九時評定所俄御用に而罷出候處吉良左兵衛年十八荒川丹波守猪子左太夫同道に而被出候父上野介義英淺野内匠頭家來共に被討候に付左兵衛義領知被召上諏訪安藝守へ御預被成候由被仰渡安藝守家來澤市左衛門茅野忠右衛門加藤平四郎に渡被遣候尤左兵衛大小鼻紙袋共に安藝守家來三人へ御徒目付相渡申候

一右列座仙石伯耆守殿丹羽遠江守殿長田喜左衛門殿御徒目付六人御小人目付七人幷與力稻澤彌一兵衛伊豆守殿方柴田市郎左衛門遠江守方辻九兵衛町田十右衛門同心一組より二人つゝ三組に而六人罷出候

○義士切腹被仰付候事

一右同日淺野内匠頭家來共去年十二月十五日之朝七時本所二ツ目吉良上野介屋敷へ押込上野介を討捕卽日芝泉岳寺へ立退候に付彼もの共四ヶ所へ御預ヶ之處不殘切腹被仰付候由細川越中守方へ御預十

六人之撿使御目付荒木十右衛門御使番久永内記毛利甲斐守方へ御頭ヶ十人撿使御目付久留十左衛門御使番齋藤次左藤門松平隱岐守へ御預ヶ十人撿使御目付杉田五左衛門御使番駒木根長三郎水野監物方へ御預ヶ十人撿使御目付鈴木次郎左衛門御使番赤井平右衛門右之通承り候間爲覺書記置候

○義士の子供の事

一右同日内匠頭家來切腹被仰付候もの共之子供之儀は拾五歲以上は遠島被仰付船出來之内上り座敷入幼少之ものは十五歲迄親類へ御預其外兼而出家に成候者も有之由右悴共一卷此方御番所に而被仰付候牢帳並十五歲迄の預り證文帳面に有之

右丸橋忠彌訴人書付石井源藏敵打書付前原伊助杉本九一右衛門欠落書付牧野一學屆書堀部彌兵衛書付吉良左兵衛御預之書付義士切腹の事同子共之事書付右件々は南町奉行所古文書より抄出せし由鳥亭焉馬に得て寫置〔己巳六月廿四日〕

○東厓義士行

一片義氣盖壤間。白虹貫天氣如神。碧血千年磨彌明。誰知而今目擊眞。億昔匠作犯不韙。杜郵期迫命委塵。忿懥不散身先隕。宿草突掩夜臺春。遺臣四散宗嶽盆。喬木靑社事亦新。一夫唱義衆左袒。糾合四十又六人。深謀秘算誰能覺。東漂西羈飽艱辛。詭迹竹逃花柳巷。託名甕竄屠酤津。張良未得狙擊便。武陽欲進徒逡巡。仇家一日弛警備。方夜酣讌會衆賓。諜人速報好消息。抹額袴褶束裝頻。四更更盡寒漏徹。梯壓斧闔驚四隣。冥搜炬索認暗號。利戟快刀地燭燐。主人竄伏不知處。人氣餘暖在卦茵。行履尋到薪炭廠。甘心始得宿憤伸。殷勤祭首舊主墓。誰何無人夜向晨。投謀有司去自首。進止唯命件件陳。有司執法且拘縶。東武官邸託四鎭。朝野自是爭嘩傳。萬口齊唱是忠臣。諸鎭閔忠館待厚。留止荏苒十餘旬。公義私情難兩全。盤水加劍俱自殉。君不見古來豢養偷生者。賣降投欵每相因。了得是君未了事。

千古公論不可泯。

○品川大門

品川のはづれに大門あり、若き男老翁に尋けるは此門は何の爲に如此候哉と尋ければ、翁の曰、此門は我等若かりし時分上總樣の御門なりしが、彫物に立木の藤を彫たり、此時分江戸中の諸人見物する時に白髮の老人は此ほり物をつくづくと見て此君の御代久しかるまじ、子細は藤咲門の口を閉てよからざる彫物也といひたりと沙汰せしが、程なく大阪一亂の時不覺の罪にて御身體御滅亡にて、今信州諏訪の御住居誠哀也、其後駿河大納言樣御やしきの御門なりしが、今品川の辻門となりて往來の旅人目にて見るも有心にて見るも有〔道齋聞書〕

○六樹和文〔大阪金谷與右衛門和文也〕

かなやぬしのふみかへしたてまつりつさてもうるせくかうさくに見どころあるふでづかひになむかんなぶみはげにかうこそとおぼへて候ちかきよにはみだりにふるめきたる詞をのみとりまじへてひたふるに人のみゝをおどろかすべきかまへものし候へどなかなかつたなく見るだにむづかしきこゝちして候をこれはさやうのすぢとはたがひてなかつよのふみかきのさまをかしこくまねびうつされて候おのれなどふつにかたはしをだにまねびとるべうもおぼへ候はずかゝる人にはしたしくげむざんにいりてをしへをもうけまほしくおほへて候猶くはしくはことさらにまゐりてこそ聞へ奉らめあなかしこ

ときしあらばなにはのうみに船うけて玉藻かつかむ人を見てまし

雅　　望〔石川氏　號六樹園〕

南畝大人

○本朝武家根元抄

一豆は俵ながら川水に三日ひたし、日にほせば五斗ものは二斗になり大分に積をくによし。

一團は軍監のもつところ、源の賴義朝臣安倍の貞任をせめられしとき俄に雨ふりて旄(サイ)しほれしかば、團をもつて軍謀せしに、いくさに利ありしより團をもちゆ、後代にその制法はうちわの軸の頭半月にしてわたり一寸二分〔下略〕

一かい陣の時の引わたしを祝ひて後御食をいだす、さて引わたしより後は魚類なるべし、打あはび鯛鮒鰹數子海老などあるべし、蟹鰯時鳥鶯等は其座にみるべからず、かくて數獻あるべし。

一北條氏康公の家老に北條左衛門大夫は大がうのおぼへあるもの也、下野の小山にて百騎計の武者の中へ只一騎のりこみ八方にかけまはし、よき敵廿騎計を乘たをし、其勢に雜兵百四五十計をわが旗下のものに首をとらせて、のこるものどもを追まくりぬ、是は長六寸ばかりの大馬にてありしと也。

一古へ相馬の將門は大音にして千八百の兵に及びしも言語分明ならず、賴義義家はものいひはあきらかにして小音なりき、義朝は音聲はよくして吃(ドモリ)ぬ、小松の重盛は大音にしてしかも言語分明也き、されども千騎の兵にはかゝらざりき、賴朝は千人にかゝりて明也、義經は小音にして舌の根もとおらず是良將の一失也としるしをけり、千人にまじる聲は世にまれなり、太鼓貝の聲をかりてかけひきを自在にせしむることに軍謀の寶器なり。

一舟に醉人は蘇香圓をなめてよし、又梅干を食してよし、梅干は血をとゞめ渇を止るの能有。

一出陣の引わたしは、前の左は土器、右は昆布、向ふの左は打鮑、右は搗栗也、歸陣の時は前は同前、向ふの左にかち栗、右に打あはび也、門出の御飯の上に大麥を三粒をく、麥に勝方(カチカタ)といふ名ある故也、雜煮はつねのごとく向ふに鯛の丸物をつくる、吸物は鮒の丸物、肴は鰹、香物數子三種なるべし、蓬萊の臺前に節分の大豆をゝく、此豆を食すれば方角をえらばずといへり、これ大概を云、家

々吉例にまかすべし。

一陣中にて可忌もの、遊女博奕等これ敗軍の基なり、楠正成は陣中にして小車妻の新三郎を切たるは遊女を置し故也、和田和泉守が甥也けるが、和田大によろこびけるとかや。

一忍びのもの火を用意す、火朽の方茛宕草の葉〔くろ焼五匁〕焇硝〔壹匁〕右細末にして竹筒に入て持、火うちの火はやく付て妙也。

一又心ざしある武士は首をとる事かなはざる時は人のとりたるを所望して帳につく事あり、ある人軍戰に首をとりはぐれ、傍輩のよき首とりたるをのしつけの脇指に替て買とり帳に付たり、其事あらはれて諸人其かふたる人をそしる、馬場美濃守山縣內藤高阪をの〱批判せらる、首買たる者は日頃大剛の譽ありとも大臆病のものといふべし、首をとりながらわが手柄をいはんとてそれをあらはす心きたなき未練の者也、買たる人は心がけ武士道をたしなむ英雄の人也と批判あり。

一一とせ常陸の國におゐて佐竹義重と小山の高井豐前守合戰しけるに、高井がた利をえて首五百を討取、其中に岡本左衛門尉といふ者は武勇智略ある者にて、數度のたゝかひに首をうちとるといへども、此度はいかにしてかはひとつもえとらず、遺恨に思ふ所に、敵一人田の畔をつたひ横道してにぐる者あり、見かたに佐藤新三郎といふ者此よしを見て、只一騎追かけ一町ばかりにして追つめ、つき落し首をとりて立歸る、岡本これを見て又畔をつたふて佐藤に行あひ、さても御手がらかなとほうびしざまに新三郎を切ふせ、敵の首をうばひとり、味方の陣中に入けり、諸人此有様を見てあれみかた討よといひけれ共、さしも亂れあひたる中なればとがむる人もなし、うたれしものはいたづらになりぬ、この故に味方をはなれて遠く獨り立するは無功の人のする事なり。

右本朝武家根元三卷中より抄出す、丸屋源兵衛開板とあり。

○袋翁和歌

遠山霞　　袋　翁〔横田氏孫兵衛〕

山のはにおほふ霞の袖やまづ我立杣の春をみすらん

十五夜月　　信　遍〔成嶋道筑〕

君ませばこゝも雲井の名にしおふあづまのひゑの月やすむ覽

○成島道筑和歌

川風のすゞしくくるゝ船の內に家路まぢかき名殘をぞ思ふ

○谷中日暮修性院石表

山上に四面の石碑あり

日暮濃宮

寶曆六丙子十月廿一日開

發起高田義石

庭造岡扇計

不二つくばあひの木がらしひゞく庭

近頃日野大納言資枝卿の歌を石にゑりて山上にたつ

側に建し制札に　日野大納言資枝卿御歌　正面打事無用

常州水戸產江府深川安宅住源延貞建之

○殷艷幽趣

觀菊於種樹家齋田某之庭

此有名家在。秋芳忽得尋。荒園稱晩節。數畝飛分金。詆筆甘盈志。傍牆馨著襟。騷人終古意。不改與情深。

二

主人何爲寶。自有一家香。繁蕊猶和月。幽枝只傲霜。寒蜂含露戀。醉客對花狂。堪食秋容淡。教人生最長。

三

傳公雖比隱。晩艷喚春花。雅俗多回顧。王侯各駐車。千姿受露潔。五色帶風斜。未得陶令意。知歸種樹家。

四

庭有延年者。秋風欲盡時。重圍只俯仰。紅白還參差。摘得仙尤嗜。栽來蝶早知。人間多少賞。幾度促新詩。

五

黃花殊引客。不得閉林扉。日日榮無恙。年年節未違。九來重至九。歸去亦忘歸。何用添餘醉。殷勤問白衣。

時

寬政十年歲次戊午孟冬上浣雪齋會君選並書（增山氏長島侯也）

右一卷藏巣鴨種樹彌三郎（齋田賴喜）家己巳九月念五觀。

○六郷稻毛古文書

武州六郷並稻毛いほり人足之事私領方へも高次第申付可擧者也

小泉次太夫

慶長十年正月九日○

小泉次太夫殿

目　錄

一武藏國神奈川稻毛川崎領慶長十巳年元和八戌年迄十八ヶ年分之事
一同國六郷子安從慶長十三申年元和八戌年迄十五ヶ年分事
一同國小机領從慶長十八丑年元和八戌年迄十五ヶ年分事
一所々上給
右小泉次太夫代官所々務事皆濟也
寛永元甲年七月日

○

〔巳巳九月廿一日　借抄于近藤正齋〕

○滑南文集藏書印

滑南文集ニ藏
書ノ印記アリ

好書難得
子孫保之
彭心田識

是近年舶來
ノ清人ナリ

○カラフトノ事

蝦夷地カラフトより北高麗の堺に川あり、四里ほどの所なりしが、年々砂にて埋りて今は一里ほどになれり、カラフトは蝦夷人の語蝦の事をいふ、カラフトの島の形エビに似たる故也、と高橋梁山の話〔庚午正月五日所聞〕

一說唐人の來るゆへにカラフトといふといふは鑿說なるべし。

○はせをくら

〔權〕俳友權田某なる者さいつ年雜談のあまりに、此するが臺中坊某君の藩に、元祿の昔はせをの翁伊賀より初て大江戶へ來り給ひ居をトし藏ありと言しに〔權〕も其頃は世のたつきひまなく心にもとめざりしに、去年霜月の頃たま〳〵淺草へまかりしに古本屋にて此はせをくらの本をもとめ閱すれば、彼權

田氏の言ひしと實に符合せり。

此辰四月廿七日ものへまかりけるに、ふと思ひ出して中坊公のやしきへ立寄、舊相識服部仁左衞門央勝にたいめし折から、此はせをくらの事を問へば、仁左衞門言ひけるは、此三月頃よりはせをくら修理にかゝり、昔のごとく立かへ、今大かた作事出來てと言しによて、そのみくらを見たしと乞へば、服部氏自案内して見せけり、藏は長サ五間二間計のあしたか藏なり、今大工たちこゝかしこをこしらへ居て、いまだ土をばぬらで有、則そのみくらの古き材を乞得て歸り、一ツの聯にし、今御府内に樓川をつく宗匠なければ、江戸座古き宗匠萬葉庵平砂〔二代目〕年七十有餘、赤ばねの邊に庵しけるを行て此はせをくらの古き材へ古池や蛙飛込の句を題書させて、西川藏珍とす。

又服部氏言ひけるは、はせを翁伊賀より來りし頃は、此屋敷の主人奈良御奉行にて江戸におはしまさず、明暦の災に此藏殘りて有りしに、此藩中濱島〔當時家老濱島市之進〕とはせを翁と親類のよしみ有て、濱島にたよりしに、いまだ普譜も出來ず有ければ、此土藏のうちにはせをしばらく僑居なせしと言、これより深川へ庵を結ぶと也。

旭和居士〔當時坊長兵衞樣より四代先讃岐守樣〕〔花入へ泰里の記文濱島氏より權方へも惠れたり〕樓沺君〔今小川町二千石　森喜右衞門樣也　長兵衞樣大伯父也中坊より御養子に御入被遊候中坊御舍弟也〕〔中坊長兵衞樣御內〕服部仁左衞門央勝（フサトシ）〔權二三十年之舊識也〕

文化六巳十一月五日　　西川權

はせをくら

神風や伊勢の桃取に鸚鵡藏あり、江戸の駿河臺に芭蕉藏有、さればむかし松尾桃青の頃、伊賀の上野より東都に趣れし時を馬下りの地は中坊讃州公の藩中にして、むま見所に隣る塗込のうちに假寢せられしを、杉風深川に草の廬をむすびて〔はせを庵也、古池は今に松平遠州侯の囲中に殘る〕呼むかへしなり、偕彼ぬりごめは、明暦の災にもかゝらで、今にめでたくときはかきはの文庫なるを、前の旭和主人はせを藏と名づけ、阿翁の肖像をもおさめ給ふ、さるをことし三周の追福ながらに、孝子樓沺主人脇發の歌仙行および桃さくらの句々を加へ小册となし、先考に手向給ふ、その趣を述よとあるにいなみがたく、例の愚なる老のくりことを樓川書。

世人みな陸月十一日ながら　旭和居士

いでや此藏びらきせん十二日　樓沺

朝起の目のさめししら梅　樓川

うぐひすの盛に猫の聲かれて　雞口

紙ひら〳〵と干魚のうへ　兀子

事しげく月になるまでもの忘　

水のまふけに蟲はなしぬる　壺龍

右歌仙　下略之　發句等略

その前に此ふた木の有こそ風流の因緣なれ

桃さくら案內にたつやはせを藏　樓川

追加

ことし此月此日家の大人の靈前に小册をさゝげ侍りて

はや三とせ橘月の忌かな　　樓　汕

安永戊戌

右はせをくら冊紙貢七葉

右の版本は　　西川權藏書

序と歌仙表六句卷軸發句二句しきうつしにして奉る。

○隱岐國造〔驛路鈴〕

隱岐國周吉郡總社大明神號幷司職億岐國造家系之由來寶物等傳來之儀相尋候處總社大明神者人皇十二代　應神天皇之御宇鎭祭仕社稷之靈神ニ而內藤三座祭中殿者〔大己貴命玉著酢命〕左者〔素盞嗚命稻田姬命〕右者〔酢芹雄命事代主命〕總而六神三座延喜式神名記出候所者玉著酢神社御座候

一國造號傳來之儀者舊事國造本紀ニ隱岐國造者輕島豐明御宇觀松彥伊呂止命五世孫十總會姬賜國造と出申候職號傳來之所據に御座候其後職掌變改仕候而貞治七年〔今年改之有之六年ニ止〕之御教書と申傳所持いたし候古記

隱岐國總國造職之事　藤原朝臣義介

右以人被補任彼職也宜承勿違失地下依仰執達如件

貞治七年卯月十七日　左兵衛尉源義親判

一驛路鈴二口傳馬驛馬を取候符器に有之候制度之出所先者日本紀孝德天皇之記に見申所に始り候製物に御座候哉之旨申聞候一口は先年禁庭へ被召登御返被下候砌唐櫃一龕判金一枚拜領いたし其以來社中之秘物にいたし大切に所持仕候

一口者此度持參仕候品に御座候猶又右之一口取出候譯は慶長之頃迄當社兩部を用國分寺と申眞言宗

より相交神事執行いたし候處其節爭論有之裁斷によりて唯一之社例に立歸り當時堅神務いたし候如右以前於總社僧徒執行に相用雜具は長持樣之箱に取置候所社內混雜いたし神事勤行之節本殿之內出入之妨にも相成候故去々丑年造營相濟遷宮之砌右無用之雜具取片付候內より驛路鈴見出し申候先年

禁庭之御用に立候分と引競候處同物同形大小輕重少も相違無之候依之珍物と申品小家之重寶にいたし候事無詮儀に付乍恐

公儀へ指上候者共所を得第一千有餘年堅固に傳り候吉例捧度出訴いたし候由御座候

右之通申出候此外職號並古器傳來之儀何分慥成記錄等いたし驛鈴いつ頃より持傳候哉由來之古記も無之由申聞候依之吉田家をも相糺候處別紙之通御座候

口上覺

一隱岐國造之儀御尋に付私覺悟之趣左に申上候

一國造家柄之儀者國史にも記有之從往昔神職連綿正統之家筋にて尋常之社家とは聊相違有之候當國造儀天明六午年當家執奏を以從五位下隱岐臣に致任官右在京中同人驛路之鈴祕藏之由達天聽寬政二年鷹司殿下依御內命當家故二位殿より驛路之鈴可致持參旨被達候處早速持參仕二位殿殿下へ被差上宮中に被爲留置御遷幸之御用に達し翌亥年唐櫃に納め御下ヶ被下置黃金一枚御下行奉頂戴候之由承知仕候右之外御用之儀御座候はゝ京都へ申登仕樣相調具ニ書上可申候以上

正月十四日　〔吉田殿家〕　鹽田兵庫

口上覺

一隱岐國造并驛路之鈴之儀當正月中御尋に付私覺悟之儀早速書取差上尚又京都承合候に付篤と被相

調今般被申越者國造儀は舊家に而舊事本紀等に書記有之驛路之鈴之儀者日本紀廿五
孝德天皇之卷等に書記有之右之重器相違無御座候于今同人秘藏之由達
天聽寬政二戌年鷹司前殿下依御命當家より被致推擧
禁裏御用に達翌亥年唐櫃に納御差戻黄金一枚御下行被下置候先達而私書上候通に而外に趣意無之
候間右之段可申上旨今般申來候に付如此御座候以上

三月十一日　〔吉田家〕鹽田兵庫

○豐樂亭記

脩既治滁之明年。夏始飲滁水而甘。問諸滁人。得於州〔一作城西〕南百步之近。其上豐山聳然而特立。下則幽谷窈然而深藏。中有清泉。滃然而仰〔一無此字〕出。俯仰左右。顧而樂之。於是疏泉鑿石。闢地以爲亭。而與滁人往遊〔一作還一有於字〕其間。滁於五代干戈之際。用武之地也。昔太祖皇帝嘗以周師破李景兵十五萬於清流山下。生擒其將皇甫暉姚鳳於滁東門之外。遂以平滁。脩嘗考其山川。按〔一作按其山水考〕其圖記。升高以望清流之關。欲求暉鳳就擒之所。而故老皆無在者。蓋天下之平久矣。自唐失其政。海內分裂。豪傑並起。而爭〔一有而字〕所在〔一有自字〕爲敵國者。何可勝數。及宋受天命。聖人出而四海一。嚮之憑恃險阻。剗削消磨百年之間。漠然徒見山高而水清。欲問其事而遺老盡矣。今滁介於江淮之間。舟車商賈。四方賓客之所不至。民生不見外事。而安於畎畝。衣食以樂生送死。而孰知上之功德。休養生息。〔一作覆被休養〕涵照百年之深也。脩之來此。樂其地僻而事簡。又愛其俗之安閑。既得斯泉于山谷之間。乃〔一無此字〕日與滁人仰而望山。俯而聽泉。掇幽芳而蔭喬木。風霜氷雪。刻霜清秀。四時之景。〔一作美〕無不可愛。又幸其民樂其歲物之豐成。而喜與予遊也。因爲本其山川。道其風俗之美。使民知所以安此豐年之樂者。幸生無事之時也。夫宣上恩德。以與民共樂。

刺史之事也。遂書以名其亭焉。慶曆丙戌六月日。右正言知制誥知滁州軍州事歐陽脩記。
日本橋に清風と云刻手あり、東坡書の豐樂亭記を墨本にして贈れり、落字脱誤ありてよみがたければ學問所知事鈴木白藤子に問しに、全集より寫して贈られたり。

○生島新五郎島にてつくれるうた

花の江島がから絲ならばたぐりよしよもの身がやどに（ヌッガド云コト島ノ方言也）

江島ゆへにかかどにはたてがみせてたもれよ面影を

これは八丈島にてうひておどる也、此うた生島新五郎のつくれるうた也。

釣鰹からし酢もなき涙かな

右は生島新五郎島にての發句也。

○澤庵和尚和文

矢野氏へ答ふ辭幷弟の方に遣す文

報牡丹詞　澤庵和尚

武士のとるてふ梓弓矢野何某兵の庫の寮にそなはりしは世をかさね丹陽に家居せし人、わかうしては勇める心たくましく猛きいきほひたゆまず、これらは武士のむねとするたしみには、螢をあつむる窓の前秋風吹とうらみ雪をつむおしまづきのみぎりにはきえを惜み、春の日も卷をとるにみじかく秋の夜も硯をならすにながゝらず、もろこしの詩大和歌を心にかけぬはなし、さるにより國ひとたびかはり人四方にはなれし後もいづれの境にても人のしもにたゝず、師としかしづかれぬ、因幡なる國に行ては遠山松の色にこゝろを染、石見潟にしては高角の月の詠に思ひをのべ、八雲たつ出雲の國につゞく海づら朝夕の八重霧は八重垣つくるかとながめ、かなたこなた國めぐりヌもとの江にすむ月もむかしの

秋にはあらず、あれゆく垣根紫の菫のみゆかりもうとくなれば、水の江の翁の昔にもことかはらじとや故郷をばよそになしはて給ひぬ、折ふし此國の司弱冠の昔世にかしこき人や有ともとめられし時にあひに逢ぬしかしより此かた、後見として此家をさまり民恨る色なし、誠に美人を天の一方に望むといへるはこれらの事を思ふなるべし、心ひとつをもて萬の事にむかふがうちに、何のいとまありてや草木の花のいと愛べき類數集め、物ことの生意をみんとす、是や程夫子が窓の前の草のためしならん、數有なかに名もかしこき花のすへらきなん忝ありがたきに、歌をそへたまはるさへなきは、口をとぢて春を送るといへど、いなみがたくて野邊に生るからだつにもあらず、林にしげき木の葉の數にも入がたきやうなど、三十一文字の數かぞふるまでの返し筆にまかせ侍る。

名もたかき雲のはつかに物ぞ思ふひとの心の色ふかみ草

弟の方に遣す文　澤庵和尚

御手前萬事御才覺肝要に候先書に何事も天道次第との御文尤に候其分なる義も候得ども只天道より金銀米錢あたへたる事はなく候人の才覺にて候縱一石の米をかたはしくらひはてて其時天道より借銀借米有間敷候何事も人間の業と御心得可有候天道は此方次第のものに候天道次第といふ事も候得ども夫は常の人のしる事にてはなく候世上申天道は杳に違ひ申候古今に蓮の葉は丸く松の葉は細く候其如く我身に應する天道をよくわきまへ少身の者は少し引さがりて花麗をせず大名は夫程に身を持所則天道に任すと申候百石取身にて二百石とる人の體天道に背き身に不似合振舞をする人は一生貧乏神の責物にて候鵜の眞似する烏は水に溺て死する天道の罰にて候鵜は鳥は鳥の働天の本理にて候ヶ樣なる謂を不知にて天道と計人毎にいふて寐ていつも天道より彼に食を被宛候樣に思ふ事大成誤也人は品々に世をわたる天道にて候然るに細工人も定規なくてはならざるものにて候候は人を定規にするが能候但

我心の樣なる人を定規にせば三五の十八にて候分限を我と不申して身を持分別能摺切な人と申事にて候酌子定規如何貴殿のは御分限よりふり廻し手廣く見へ申候是は天道に御背候間つまり惡敷候半分笑止候我等申事違ひ申まじく候冬は寒きものにて候若あたゝかなれば明年草木滋しからず夏暑からざればば秋萬事あしく候物每に位の正しき處が天道にて候大小ともに身の分限に應じて十人抱て可然候得ば七八人心持後悔少候月を御覽可有候十五夜は圓滿に候へば一分づゝかけ申候是人間の見せしめなり

思へたゞ滿ればやがて欠月の十六夜の空や人の世の中

此歌至極の理に候長文のていむづかしく候へども兄弟に生れあひ御爲よく候へかしと如是候何とぞふりを御かへ候て借金のなきやうに御分別專一に候親類に遠ざかりしたしき知音に恨を結ぶも多分貧故にて候

心だに誠の道に叶ひなば祈らずとても神や守らん

皆是にて候尙期後音之時候恐惶

○法問和解

文化五戊辰年五月初二日大樹儲君遊獵次。就ニ于天恩山羅漢禪寺一。諦ニ聽禪誦一(タイチヤウチエンジユ)之台命降及。請ニ法門禪誦一了。

玉問璇。今日恭値ニ降ニ臨於大樹儲君一。幸有ニ瑞世雨一。〔サイワイ好イシメリガ致ス〕 願聽ニ一聲雷一。〔茲デヒトツ天下ノ人ヲ驚カス樣ナイサギヨキカミナリヲ聽キタイモノダ〕

師便喝。〔天地ヲ動カシ古今ヲツラヌク眞ノ法雷ゾ〕

僧云。說レ妙談レ玄。太平姦賊。〔佛祖ノ敎ニ順テ玄談妙說ト爲人法ヲ說ケドモ元來內心ハ小兒ヲ誑カス如ク佛祖ヲ欺ク大伎倆アルハ是治世ノトキノカンゾクダ〕 行レ棒下レ喝。亂世英雄。〔合戰ヲ好

ノミ臨機應變是亂世豪傑モノダゾ」　作麼生是超佛越祖談。〔諸佛諸祖ニモヲツコヱタル高上ノハナシハドウデゴザル」
師云。我有ニ三十棒一。喫否。〔棒ガ有ルゾブタレルカ」
僧云。那妨爲ニ學人一下ニ一頓一。〔苦シクゴザラヌ爲我一ツ打テ見サツシヤレ」
師便作ニ打勢一。
僧云。若謂レ不レ知ニ痛痒一。又作麼生。〔イタクモカユクモナントモ無イト云タラドウサツシヤル」
師云。扶過ニ斷橋水一。伴歸ニ無月村一。〔バカナヤツニハ相手ニナラヌ此ノ自由自在ナ面白イ事モ知ラデ」
僧云。太平元是將軍令。不レ許將軍致ニ太平一。〔爲レ臣可樣太平ヲ致ス事ハモトヨリ君ノ御蔭ナレドモ君太平ヲ致サレテハ承知セヌ」
師云。好箇衲僧。〔ワカツタ好イ坊主ダ」
僧云。謝ニ師尊答一。〔ゴアイサツカタジケノフゴザル」
丰信問。四海波平龍眠穩。九天雲靜鶴飛高。〔天下太平ヲ祝ノ辭」　作麼生是大尊貴生〔ナント可樣ナ太平ノ時ノ天子ハドウデゴザル」
師云。當軒大坐。〔不レ言天下ヲ治ル眞ニタフトキコトダ」
僧云。然雖與麼是非已落ニ傍人耳一。〔左樣云ハシヤレドモ已ニ善惡彼此ト世間ニ聞テ居マス」
師云。權柄在レ手。殺活臨レ時。〔ブスカワ云トキカンゾ」
僧云。如上且置。忽有ニ銅頭鐵額漢一出來。如何接。〔ソレハ先ヅスンナラヤウゴザルガ不圖金鐵デ鑄タル如キ豪氣ナ者出テ來ラバドウサツシヤル」
師便打。〔非ニ意ハ文字上一」

僧云。打任レ打。要且無ニ祖師意一。〔打タツシヤルコトハカツテニ打タツシヤルガヨイガ不分目クラ打ダ〕

師云。莫ニ眼華一。〔ウロクエルナ〕

僧云。 水流元入海。 月落不離天。〔水流テ外ニハ行カヌ皆ナ海ニ入月ハ落タリト見エテモ元來天ヲ不離〕

師云。好箇消息。〔好イ事ヲイツタ〕

本源問。横鋪ニ四世界一。竪蓋ニ一乾坤一。和尚尋常手段。〔世界天地ヲネカシタリヲコシタリ事ハ和尚平生ノ自由ダガ〕 作麼生。是太平一曲〔ナント調ノ高處一フシ歌ツテハドウデゴザル〕

師云。囉々哩。〔聞イタカ〕

僧云。與麼則竹密不レ妨ニ流水過一。山高豈礙ニ白雲飛一。〔是レハ珍ラシキ太平ノ曲デ格別ナモノデゴザル〕

師云。只還ニ肌骨好一。〔其ノ方好イ見識ダ〕

僧云。句下得ニ一坐具子一。許ニ呈上一。否。〔左樣仰ラルヽデ只今合點イタシタ義ガゴザルガ御聞ナサレテクダサロフカ〕

師云。何妨。〔イエ々々〕

僧以坐具打地云。擊ニ碎驪龍頷下珠一。敲ニ出鳳凰五色瑞一。〔意在ニ言外一〕

師云。一任添意氣。〔ハゲミヲ着ニマカス〕

僧便藏レ身無レ地。〔ドフモカクサレヌモノデゴザル〕

蘭皐問。山呼萬歲聲。〔祝語〕 今日大樹儲君降臨。威風凜々。此外更無レ有麼。〔今日御成ノ御威勢イサマシキ事デゴザルガ宗門中ニ又タ別ニ面白事ハ無義デゴザルカ〕

師云。有不レ道レ無。〔隨分アル〕
僧云。作麼生。〔ドウデゴザル〕
師便喝〔此ノ意ハ述ガタシ〕
僧云。莫ニ胡喝亂喝。〔メツタムシヤウ大キナ聲ヲサツシヤルナ〕
師云。我不ニ胡喝亂喝一〔我ハケモ無イ事ハイハヌ〕
僧云。藏無レ地。〔ドフモカクサレヌ〕
師云。曹溪鏡裡絶ニ纖埃一〔分明ナル事鏡ニチリナキガ如シ〕
僧云。與麼則草木叢林悉光輝。〔左樣ナレバ大千世界草木マデ其ノ光ヲ蒙テ皆ナ明ナリ〕
師云。讚嘆不レ少。〔ダイブホメルナ〕
僧云。萬歲々々萬々歲。〔目出タイ目出タイ〕

〇大高源吾忠雄書

一私事今度江戸へ下り申ぞんねんかねても御物語申上候とをり一すじに殿樣御いきどをりをさんじ奉り御家の御ちじよくをすゝき申度一筋にて御ざ候かつこは侍の道をたて忠のため命をすてせんぞの名をあらはし申にて御ざ候もちろん大勢の御家來にて御座候へばいかほどかいかほどか御かうおんの侍も御座候所にさしての御懇意にもあそばしくだされず人なみの私儀にて御ざ候へば此節たいていに忠をもぞんじながらへ候て御そもじさま御ぞんめいのあいだ御やういくつかまつりまかりあり候てもよのそしりもあるまじきわれらにて御座候へ共なまじひに御そばぢかく御奉公あいつとめ御尊顏をはいし奉り候朝暮の儀今以かたときもわすれたてまつらずまことに大せつなる御身をすてさせられわすれがたき御家をもおぼしめしはなたれ候て御うつふんをとげられ候はんと

おぼしめしつめられ候相手をうちそんじあまつさへあさましき御しやうがいをとげられ候段御うんのつき候とは申ながらむねんしごくおそれながらその時の御心底をしはかり奉り候へばこつずいにとをり候てつかのまもやすき心も御ざなく候されども御たんりよにて時節と申所と申ひとかたならぬ御無調法ゆへ

天下の御いきどをりふかく御しをきに被仰付候事に御ざ候へばちからをよび申さぬ事まつたく

天下へ御うらみ可申上やう御ざなく儀にて候ゆへ御城しさいなくさしあげ申たる事に御ざ候是

天下へたゐし奉り候ていきどをりをぞんじ申さぬゆへにて御ざ候しかしながら

殿様御らんしんとも御座なく候上野介殿へ意趣御座候ゆへにて御きりつけ被成たることにて候ゆへ其人はまさしくかたきにて候主人の命をすてさせられ候ほどの御いきどをり御座候かたきをあんおんにさし置可申様むかしよりもろこしわがてう共に武士の道にあらぬことにて候それゆへさつそくかたきかたへとり掛可申處

大學様御へいもんにて候へば御免なされ候時分若や

殿様御あとを少々にてもおほせつけられ上野介殿方へも何とぞ品もつき候て

大學様御ぐわいぶんよくせけんもあそばし候やうにもまかりなり候はゞ

殿様こそ右の通に御ざ候とも御家は殘り申事にて候しかればわれ〳〵は出家しやもんとなりまたはじがいつかまつり候てもいきどをりをやすめ候はんと此節まで口惜き月日を送り候處にそのかゐなく安藝國へ御ざなされ御へいもん御ゆるしと申名ばかりにて御ざ候尤年月過候はばなにとぞ御よに出させられ候事も御ざあるべく候はんかよしさやうに御ざ候とても此節にて

殿様御あとはたゑ申たることにて御ざ候へばこのうえ前後を見合申はおくびやうの仕るところ武士の

本意ならぬことにて御ざ候此うへにも
天下ゑ御そしやう申あげなにとぞ相手方へ御手あてもくだり大學様をも世間ひろく御とりたてあそば
され被下候様に一命にかけて御なげき申あげぜひ御とりあげ御ざなく候はゞ其時相手かたへとりかけ
可申よししきりに相談の衆も御ざ候尤一理は御ざ候へども左様のとたうがましき事可仕道理にもあら
ずそのうへ御ねがひ申上御とりあげ御ざなくに付相手方へ取かゝり申候だんひとへに
天下へ御うらみ申上候にひとしく御座候しかれば以の外之義大學様はじめ御一門之御かた〳〵様へま
で御ためよろしからぬ事にて候ゆへ
殿様御いきどをりをはらし奉候よりほかのこゝろ御ざなく候だん〳〵みぎ申のこしさうらうごとく武
士の道を立候て御しうの讎をむくゐ候までにてまつたく
天下へたゐし奉り御うらみ申あぐるにては御座なく候しかれどもおぼしめし御座候て
天下へ御うらみ申上たるも同前とてわれ〳〵どもの親妻子に御たゝり御ざ候てもちからおよび申さぬ
事にて候まゝまんいちさやうの事になり候はゞかねて被仰候通りに何分にも
上よりの御げじのとをりにじんじやうに御かくごなさるべく候御はやまり候て御身をわれと御あやま
ちなされ候御事などくれ〳〵あるまじき御事に候まゝかならず〳〵さやうに御こゝろへなさるべく候
よのつねのごとくかれこれと御なげきの色見へさせられずおろかにをはしまし候はゞいかばかり氣の
毒にて心もひかれ候半にさはなくさすがつね〳〵の御かくごほど御ざなされ候ておぼしめしきりかゐ
つてけなげなる御すゝめにもあづかり候御事さてさて今生のしあはせみらゐのよろこびなにごとか是
にすぎ申候半やあつぱれわれ〳〵きやうだいは侍のめうりにかなひ申たる義とあさからぬ本望に奉存
候さきにての首尾のほど御心にかけられまじく候わたくし三拾一歳幸右衛門廿七歳九十郎廿三何も何

もくつきやうの者共にてたやすく本望をとげ亡君の御心をやすめ奉り未來ゑんまの金札のみやげにそなへ可申まゝ御こゝやすくおぼしめしたゞ〳〵御そくさいにてなにごとも時節御まちなさるべく候御よわひもいとふ御かたふき被成候てゐくほどもあるまじき御身にさぞ〳〵御心ぼそくおぼしめされたよりもあらぬかたにとぼしく月日を御しのぎあそばし候はんとぞんじたてまつり候へばいかばかり心うくぞんじ候へどもそのだんちからおよび申さず時にのぞみ候ては主命をそむき父母をかたにかけていかなる山のおく野の末にもかくれまたは主君のために父母の命をもうしなひ候事義と申物のやみがたき故にて御ざ候是らの道理くらからぬそもじ樣にてをはしまし候へども筆にまかせ申のこし候九十郎御母公へもより〳〵はおほせきかされ候てかならず〳〵おろかにかなしみ申さぬやうにたがいに御ちからをそへられさゐわひかな御ほつたいの御身にて御座候へば此後はいよ〳〵以ほとけの御つとめのみにてうさもつらさも御まぎれまし〳〵みらいのこと朝暮御わすれなく世もおだやかに成候はゞ寺へも節〳〵御參りあそばし候ひとつは御うちの御やうじやうにも成申候まゝ姥へもあきらめ候やうによく〳〵おほせられ可被下候かしく

元祿十五年九月五日　　大高源五

御母人樣

右玉田成章寫于京師某家云。

○横田勘平宗利書狀

一筆致啓上候其後は打絕御左右も不承御遠々鋪罷過候寒氣甚御座候貴樣御家內皆々樣彌御堅固被成御暮候哉承度奉存候私義當表へ七月末に罷越唯今迄無恙罷在候其御地滯留仕候中は諸事預御厚情不淺忝奉存候內々存念之儀も一筋に相極り死も近々と相覺候於此世は此書中限之御暇乞に罷成候而別て〳〵

御残多存候日頃はヶ様之切にをよひ候てはつよき事は人にも勝れ木石の様にてさる勇士ぞかしと自慢に存候へしが不日の命に迫り候ては其御地皆々様御事も思ひ出しいつよりは御名残おしう存候しかし落涙はものゝふの常にて候於最後の働は唐のはんくわい筑紫の八郎殿にも劣申まじくと兼而覚悟候間適いさぎ能き打死可仕と御推察可被下候委く得御意度候へども死出のたび一筋に急ぐ身にて心もなにとやら鬧鋪御座候故乍早々如此御座候随而宿所之事老人共之儀に御座候間御世話可然様に奉頼候将亦德兵衛母儀事貴様借家に居申前々御念頃之間彌御世話奉賴候此度書状遣し候間御屈賴存候今度必死一連書付掛御目候間御慰可被成候

一大石内蔵助	同　主税	吉田忠左衛門	同　澤右衛門
原惣右衛門	間瀬久太夫	間喜兵衛	間瀬孫九郎
間十次郎	小野寺十内	間新六	小野寺幸右衛門
片岡源五右衛門	磯貝十郎右衛門	早水藤左衛門	千馬三郎兵衛
菅谷半之丞	潮田又之丞	近松勘六	大石瀬左衛門
中村勘助	富森助右衛門	赤垣源蔵	矢田五郎右衛門
奥田孫太夫	堀部彌兵衛	大高源吾	堀部安兵衛
岡島八十右衛門	貝賀彌左衛門	矢頭右衛門七	勝田新左衛門
武林忠七	杉野十平次	村松喜兵衛	倉橋傳介
村松三太夫	欠落 毛利小平太	九十郎事 岡野金右衛門	茅野和助
不破數右衛門	木村岡右衛門	三村次郎右衛門	十二月五日欠落 矢野伊介

同断

瀬尾孫左衛門　寺坂吉右衛門　前原伊助　神崎與五郎

横川勘平　奥田貞右衛門

四拾八人ニ成

以上五拾人

拙者儀存寄御座候て先達て切腹仕事も可有御座候

欠落者爰に注す

中村清右衛門　鈴田十八郎　中田利平次

此三人江戸表一所に罷越爰元取沙汰悪鋪御座候を聞てしきりに恐れ利平次は十月九日清右衛門十八郎は十月廿九日夜に入欠落す此輿不及評尤藏之助仕方ケ様に延々いたし方々へもれ候儀よきとは難申候

矢野爲助　瀬尾孫左衛門　十二月六日朝欠落

小山田庄左衛門　此者十一月二日小袖金子少々ぬすみ取欠落す

田中貞四郎　十二月四日欠落す

唯今迄丈夫に相見ゆる分四十八人

一去年夏籠城之覺悟節に臆病を後悔先否して大學殿善悪を窺様々之手術をいたし藏助方へ伺公し首を下手を束右同志之人數に加り又今度之首尾に驚速に逃る大臆病仁爰に注す

一粕谷勘左衛門　井口忠兵衛　杉浦順右衛門　田川九左衛門

酒寄作左衛門　木村孫右衛門　田中六郎左衛門　松本新五左衛門

橋本次兵衛　井口半藏　土田三郎兵衛　生瀬重左衛門

大塚藤兵衛　三輪喜兵衛　田中代右衛門　前野龍藏
田中序右衛門　梶半左衛門　近藤新五

以上

去年丈夫者之内誠之切に成引はづす臆病仁爰にしるす

奥野將監　河村傳兵衛　北山源五左衛門
近藤源四郎　里村津右衛門（此内傳兵衛取分悪鋪見ゆる）
平野半平

此者メは逃る上に大石家拂物之代金三十兩ぬすみ取京都へ欠落す比與不及評

岡本二郎左衛門　同喜八郎　佐々小左衛門
佐々三左衛門　長澤六郎右衛門　上島彌助

此者共臆病不及評

田中權右衛門　幸田與三左衛門　稲川十郎左衛門
榎戸新助　山上安左衛門　仁平郷右衛門
高谷儀左衛門　多儀太郎左衛門　豊田八太夫
各務八右衛門　陰山惣兵衛　渡邊角兵衛
川田八兵衛　久下織右衛門　井子利兵衛（惣右衛門養子）
佐藤伊右衛門　佐藤兵右衛門　原兵太夫

以上

右申通委細に得御意度候得共心間敷又は皆様へ御暇乞も申度候ゆへ状數相認に付不能詳候恐惶謹言

十二月十一日

横川勘平
宗利

福田屋彌三右衛門様
同　利兵衛様
同　小三郎様
参人々御中

右玉田成章寫諸播州菩提寺中

○寺坂吉右衛門書狀

今日は快晴當分ながら
先奉珍重然者先日ちよつと
噂申上候鹽辛殊外程過
彌あしく成候へとも先々
作入御覺候とても御さかなには
成申ましく候いかゞ鹽からく
見分あしく御座候以上

卯月十二日　寺坂吉右衛門
〆喜平次様

○堀部安兵衛書狀

一話一言巻二十二

亡主內匠頭讐敵吉良上野介殿
討取內匠頭憤を爲可散今度
同志之輩と一集上野介殿屋敷
討込申候一生之爲御暇乞如此
御座候委細之儀者別紙に相認
申候間我等父子亡命以後御
披見一紙之通諸事御世話賴入
存候已上

十□月十四日　堀部安兵衛
佐藤條右衛門様

○田村右京太夫書狀

御手紙之寫〔寺坂吉右衛門書〕

淺野內匠唯今於私宅
庄田下總守大久保權左衛門
多門傳八郎被參切腹被
仰付候死骸近き親類中へ
無遠慮引取候樣に可申達由
右三人被申候尤御老中えも
被申上候由に候間御勝手次第

早々御引取可被成候以上

三月十四日　田村右京太夫

淺野大學樣

○大石内藏助書狀

手紙の寫

一兩日中御發足御下向之由
此度者遙々御登之儀御眞切
之御志感入候諸事繁多
時節故緩々と不得御意殘念
存候以上

四月廿日　大石内藏助

堀部安兵衛樣

猶々御發足之節面上萬々可
得御意候以上

是は赤穗へはやがけにて登り籠城可仕覺悟に
而候處籠城無之むなしく歸候故口惜くや候は
ん爲後之證感狀之氣味に而

○萱野三平書狀貳通

書狀の寫

爲年始之御祝意先達而奉愚
札候然者舊冬以來吉田忠左衛門
近松勘六申合當春江戸へ可罷
下と奉存候處愚父七郎左衛門儀不知
其主意を强而制止之候最本意を
爲申聞候候はゞ却而喜悅可仕と存候
得共御手前樣へ指上置候
神文之手前御座候得者假令
父子之間にて茂此儀口外難仕
君父忠之間に於て聊當惑仕
依之自殺仕候最吉田近松へ
以別紙不申候間從御手前樣可然
奉賴候恐惶謹言

正月十三日　萱野三平
重次

大石内藏助樣

書置寫

去年亡主傳奏御馳走之儀に付
吉良上野介殿如何樣之御鬱憤

被成御座候哉於殿中被及刄傷
候處御同席之御方々御押留被成
不被遂御本意御生害之節
嘸御殘念可被成御座候段我等式迄
難忍仕合に奉存候故去年赤穗
被召上候節より同志申合候儀
在之時節考へ此度罷下り候付
御暇乞をも不仕罷下候ては後日之
思召も恐敷不孝の沙汰及可申候
處心外之儀と存御暇乞に參上仕
候得は達而御留被成段御尤の思召
入難有奉存候得共
神文に而申合儀たるとかく難申上
御心に違申事に候思召に隨ひ候へ者
忠儀を忘申に似たり忠儀立可申と
存候得者思召に違不孝之罪猶可被
重候依之自殺仕候一通殘置候間
於山科大石内藏助へ早々御屆
可被下候且又此度同道申合衆
群來り可申候右之衆中へも申
置度候得共事急に候間無其儀候
宜被仰傳可被下候以上

午正月十四日　　萱野三平

七郎左衛門様

右七郎左衛門儀に津國萱野村之代々郷士にて御地頭大島雲八様にて庄屋代官にて可然身上之者にて候
三平儀先年兒小姓に被呼出其後相續側にて相勤居申候
委書付入御覽度候得共九牛之一毛とやらん書立候はゝ紙數五十や三十枚にて中々被書不申略之候又
隙にて居候節少々ツヽ書付可懸御目候

○官品正從の事

制度通卷之五　　伊藤長胤輯

官品正從之事並文武散官之事

○古諸侯ニ五等ノ爵アリテ公侯伯子男ト云、又天子諸侯ノ臣ニ通ジテ公侯伯子男卿大夫士マデ一命ヨリ九命マデノ次第アリテ、貴賤高下ノ差等ヲ分ツ、後世位階ノ始リナリ、初ニスヽムヲ一命トシテ一命ノ士ト云、段々經アガリテ九命ヲ至極トス、上公九命ト云コレナリ、秦漢以來ハ此法ナシ、周禮ニ詳ナリ。

周九命圖

九命〔王公作伯〕　八命〔作牧〕　七命〔賜國〕　六命〔賜官〕　五命〔賜則〕
四命〔受器〕　三命〔受位〕　再命〔受服〕　一命〔受職〕

○秦ノ時爵二十等ヲ置、徹侯ヨリ公士ニ至ル土地ヲアタヘズ、只貴賤ノ次第ヲ分ツバカリナリ、徹侯ト云ハ徹ハ通也ト訓シテ爵位上通於天子ト註アリ、又武帝ノ諱徹ヲサケテ通侯ト云、關內侯ト云ハ侯號アツテ居ニ京畿ニ國邑ナシ、漢書ニ具ナリ、自餘詳ニスルニ不及。

秦爵二十級圖

徹侯　關內侯　大庶長　駟車庶長　大上造　少上造
右更　中更　左更　右庶長　左庶長　五大夫　公乘　公大夫
官大夫　五大夫　不更　簪裊　上造　公士

○漢ノ時秦ノ二十等ノ爵ヲ用レトモ功勞ヲ賞シテ常ニオカレズ、百官ノ次第ハ祿秩ノ多少ニヨリテ中二千石ヨリ百石マデ十四等アリ、丞相大尉等並ニ諸侯軍又ハ諸侯ノ國ニ仕ル國官ハコノ外ナリ、後漢モソノ通ニテ少々增減アリ、史漢ノ內ニ吏二千石ト云其祿數ヲ呼テ直ニ官ノ名ト稱スルナリ。

漢秩

中二千石〔月本百八十斛〕　二千石〔百二十斛〕
比二千石〔百斛〕　千石〔九十斛〕　比千石〔八十斛〕

十　六百石〔七十斛〕　比六百石〔六十斛〕　四百石〔五十斛〕
四　比四百石〔四十五斛〕　三百石〔四十斛〕　比三百石〔三十七斛〕
等　二百石〔二十七斛〕　比二百石〔二十斛〕
圖　百石〔十六斛〕

○三國魏ノ時黄鉞大將軍ヨリ以下令史等ノ賤職マデヲ九段ニワリテ第一品第二品ト云、第九品ニテ極ル、其後晉宋ノ二代ハ三國ノ例ニ從テヤ、沿革アリ、梁ノ時官秩ノ品前代ノ如ニシテ丞相ヨリ以下書令史等マデ十八段ニワリテ品ヲ改テ班ト云フ、其内一班ヲハジメトシテ十八班ヲ極官トシテ周ノ九品ノゴトクシ、班數多キヲ貴トシテ丞相大宰等ノ官皆十八班ノ官ナリ、陳ノ時ニ梁ノ制ニ從フ、然レトモ又通典ニ第一品ト立テ第九品マデアリテ又十八班トストイヘリ、十八班ト九品トヲ通用スト見ヘタリ。

○北魏ノ時ニハ又九品ニ分テ毎品ニ從品アリ、官品ニ正從ヲワカツコトハ是ニ初ル、四品以下正從トモニ又分テ上下階トス、凡三十階ナリ、唐ノ官品是ヨリ出、然レトモ第一品從一品第二品從二品ト云テ正一品正二品ト云フコトナシ、北齊ノ時ニ至テ全ク魏ノ制ヲ用テ正品從一品ト云、隋唐以來ノ法コレニ本ヅク北周ノ時ハ古姫周ノ法ヲ追テ九等ニワリテ九命ト云、毎一命ヲ二階ニ分テ正九命九命ヨリ以下正一命一命マデ凡十八階アリ、正朝官ヲ內命ト云、諸侯州縣官ヲ外命トス。

○隋唐ノ時專ニ北齊ノ制ニヨツテ正一品ヨリ從九品下マデ凡三十階ナリ、是ヲ流內ト云、又視流內流外動品視流外等ノ品ナリ、其內隋唐以前ハ品命ノ制アリトイヘトモ百官ノ次第ヲ立タルバカリニテ是ヲ官ノ名トスルコトナシ、隋以來ハ別ニ官ヲ置テ位階ニ分ツナリ。

○通シテ是ヲ見ルニ官品ト云コトハ三國ノ魏ヨリ起レリ，品ニ從アルコト北魏ノ時ニ初リテコノ時ニ

三十階ニ分ツ、從ニ正ヲ合セテ正一品從一品ト云フコトハ北齊ノ世ヨリ初リテ隋唐以來コノ法ヲ承用フ、岳珂愧郯錄ニ云、官之有品自曹魏始品之有從乃自魏始ルト見ヘタリ。

○古散官ト云フコトナシ、隋唐以來コレアリ、文官ノ位階ヲ文散階ト云、武官ノ位階ヲ武散官ト云、散ト云ハモト散木散人ノ散ノゴトク物ノ役ニ立ザルコトヲ云也、官職ニテサノミ時要ノイソガハシキ役目ニテモナキヲ散官ト云、韓文ニイハユル投閒置散乃分之宜ト云即コノコトナリ、隋書百官志ニ曰、居曹有職務者爲執事官無職務者爲散官ト又散實官散號官散號將軍ノ名アリ、文獻通考ニ云、散官之名雖見於此又曰當時之仕于朝者不任以事則置之文散正如今日宮觀設官之比トヒマナル官職ヲ散官ト云、後世ニ遂ニ位階ノ名トナル。

○散官ノ事本隋ノ世ニ起リテ唐ニ備ル、然レトモ隋ノ世ノ散官ト云ハ正一品ハ最貴キユヘニ虛シテ置ズ、九品ノ內何レモ散官アリテ古官ノ勞ニ酬ヒ、全ク虛名ニテ位階バカリヲ名付ルニ非ズ、唐ノ世ニイタリテハ特進以下名號ヲ建テ是ヲ散官ト云、官職ノ外ニコノ名ヲ設テ位階ニ尊卑ヲ差別シタルナリ、岳珂愧郯錄ニ委ク論アリ、其說ニ云、前世合於一而唐則折爲二ト是ナリ。

唐官品圖

正一品　從一品　正二品　從二品　正三品　從三品

正四品 上下　從四品 上下　正五品 上下　從五品 上下　正六品 上下　從六品 上下

正七品 上下　從七品 上下　正八品 上下　從八品 上下　正九品 上下　從九品 上下

右イヅレモ文官ニハ特進開府等ノ名アリ、武官ニハ將軍校尉等ノ名アリ、事イタツカハシキユヘニ是ニ擧ズ、唐官抄ニ之ヲ詳ニス。

本朝之制　親王稱品凡四階諸王諸臣稱位凡三十階官曰レ任位曰レ敍員正一位虛而不レ授。

○推古天皇ノ時ニ始テ大德冠以下ノ冠位十二階ヲ行フ　孝德天皇ノ時ニ大織冠以下七色十三階ノ冠位

ニ改ラル、此後大織冠以下十九階ニ改ラル。

天智天皇ノ時増シテ大織小織ヨリ以下大建小建マデ二十六階ヲ定ラル　天武天皇ノ時ニ至リテ爵位六十階ヲ改メ定メテ明大一ヨリ淨廣四マデ十二階ヲ諸王ノ位トス、正大一ヨリ進廣マデ四十八階ヲ諸臣ノ位トス。

文武天皇ノ大寶元年ニ明冠四階ヲ親王位トシテ一品ヨリ四品ニ至ル、淨冠十四階ヲ諸王ノ位トシテ正一位ヨリ從五位下ニイタル直冠ヨリ進冠マデ三十階ヲ諸臣ノ位トシテ正一位ヨリ少初位下ニ至ル、スベテ四十八階アリ、是ヨリ前カタハ位階ニ隨テ冠ヲ賜フ、コノ時ニ罷ラレテ位記ヲ結ビ又服制ヲ定メラル、又外位二十階アリテ直冠ヨリ進冠マデ六段ヲ正從上下ニ分テ、外正五位ヨリ外ノ初位下ニイタル、其後令ヲ定ラルヽ時ニイタリテモ此制ニ從ヒ、親王四品諸王諸臣三十階上ニアグル制ノゴトシ、冠位ノコトマタミヘズ、右ノ事シゲヽレバコノ所ニアラハサズ、官制沿革之ヲ詳ニス。

○又大寶年中ニ令テ定メ給フ官位令ニノスル所親王一品ヨリ四品マデ凡テ四階諸王諸臣正一位ヨリ少初位下マデ凡テ三十階コレヨリ以後歴朝承明（疑ハ用）ラレテ沿革ナシ。

本朝親王四階諸王諸臣三十階圖

一品　二品　三品　四品　正一位　從一位　正二位　從二位　正三位
從三位　正四位上　正四位下　從四位上　從四位下　正五位上　正五位下　從五位上　從五位下
正六位上　正六位下　從六位上　從六位下　正七位上　正七位下　從七位上　從七位下　正八位上
正八位下　從八位上　從八位下　大初位上　大初位下　少初位上　少初位下

○宋元ノ散官又唐ノ制ニ因テ正從九品ノ差アリ、官號ハ少々沿革アレトモ大ニ異ナルコトナシ、是ニ擧ルニイトマアラス。

○明ノ時ノ散官又唐宋以來ノ通宋ニ文散官ハ正一品采祿大夫ヨリ從九品登任佐郎マデ九等十八級、武散官ハ正一品榮祿大夫ヨリ從六品忠武校尉マデ六等十二級アリ、但上下ノ別ナシ、詳ナルコトハ皇明官品圖ニコレヲアラハス。

○周時外官六萬三千六百七十五人內二千六百四十三人外諸侯國官六萬一千三十二人又內職女職一萬五千九百五十人都計內外官及內職掌人七萬九千六百二十五人コレハ文獻通考內周禮ヨリツモリタルモノナリ、大抵天下ノ官七萬餘人王朝列國都合シテカクノゴトシ、カルキ役人マデヲ合テ之ヲ數ルナリ。

○漢書百官公卿表云吏員自佐吏至丞相十三萬二百八十五人

○圖書編〔八十二卷〕云。臣博考前古。君交武中興。承前世官冗之弊。裁省天下四百州縣官。止七千五百餘員。額數極少者也。唐制文武官一萬八千餘員。額數極多者也。我朝自成化五年。武職已逾八萬。合文職計之。蓋已逾十萬矣。是職員極冗。未有甚於此時者也。

右官品正從自制度通中抄出。

○篠弼詩

將遊京師濱河舟中作

西國長橋下。東風驛路津。奔流當櫨急。朔吹拂篷頻。日入城橋赤。月升洲渚新。施工皆少壯。舟客有胡秦。欸乃放歌子。嗟來粥食人。轆轤長糾纏。漉瀬轉車輪。星宿看無影。烟波難辨晨。楊堤洑水曉。既見洛陽春。

訪千丈和尚無名庵〔庵在琵琶湖上〕

負劍尋來逢阪東。愛山棲逸似支公。金蘭交誼深方外。水月詩情熟定中。八詠遙含淡海勝。三人今扑白

蓮宮。休言菴主無名號。千丈長松自起風。

正月十九日賜國民觀樂於承明門外〔雪甚不能竟觀〕

九天閶闔曙光平。宸殿春開丹鳳城。舞雜三方嚴綴兆。廊分兩廊奏韶韺。翳花龍袖聯翩擧。帶雨霓裳曒繹成。爲是陽春多白雲。巴人蓬累促歸情。

筱　弼　草〔大阪讃岐屋町　篠塚長左衛門〕

〇碁打の花見

きさらぎ中頃四方の花ざかりなりとて京中の男女老たるも若きもいさみあへる、我も友びとに誘れ先東山の花と急ぎ四條河原鼠戸の前をゆくに、上下となく立こみてゆくとも歸るともあしもとをしられず、からくくゞり出て祇園の樓門に立やすらひ、をくれし友を相待けるに、我よりさきだちていづくともしらぬ人ふたり心しづかにみえて打かたらひゆけり、ひとりは色白なる男とひとりは色黒き人也、井垣のもとにまだつぼみたる花あるをながめ入て色白なる男のいふ

ひらかざる花のかたちや重か半(テウカハン)

跡に先に諸人のゆくを見て黒き男

我がちにつゞきて出る花見哉

林に幕をうたせける人のあるを見て

幕串はすみかけてうて花の下　白

ふしぎなる事をいふ人々かな、此句作をきくに皆碁の手の詞也、日ごろ碁の友にて遺恨は有ながら互ににくからぬ中なれば、けふは打つれ出つるか、かゝるいひすてまでもはげむにやと推したり、そこにて彼二人がつれたる供の者どもをよびて、汝らは淸水山に行て花の陰に待べし、芝居は何人のをさ

ゆるともをしてとれ先をとらるゝなといひて
　花によき所をとるや先手後手　黑
人々の入こまんに幕を打てしたをはふて出入せよといひつけて
　遊山する地をやぶられな花の陰　白
おかしき事と思ひ猶跡をしたひてきく程にかたわらに幕打まわし大勢ならびゐたる中におさなき人影
も見へてうたひまふ聲しければ
　兒や花のぞき手もがなまくの內　黑
　花見にはせめあひなれや順の舞　白
　中手こそならぬ花見のまとゐの場　黑
此二人の知たる人ひとりたど〳〵しくゆくを見付て聲をかけゝれどしらず過ければ
　手をうつをしらざるは何花の友　白
つひには此人もあいつれて
　見をとしをせぬやなみ木の花ざかり　黑
あれを見んこれをといふをきゝて
　四町にやかゝりがましき花の友　白
淸水の花はけふを盛也其中にかつ咲殘りたるもあり又枯て時しらぬもまじれりけるを
　所〳〵だめをさゝゐやはなざかり　黑
　いたみてやまだ目をもたぬ花の枝　白
鹽竈といふは大かた散過たるを

あげはまとなるしほがまの櫻哉　黒
爰に垣ゆひまはしあたりへ人をよせざるあり色ことさらにみえければ
　守るてふ關は屋ぶらじ花盛　白
山に行て爰かしこに酒宴しけるを
　さしかはす花見の酒やかたみ先　黒
　よわからぬ相手もがもな花見酒　白
花にゑいて皆持となる下戸上戸　黒
あまりに呑過して歸るさうたてかるべしひかへられよといふて其のむ人にかはりて
　興さむるかためはいかに花の醉　白
此三人もをのが芝居に入て盃さし出けれど、ひとりは下戸とみへてさかづきをもとりあへねば
　さかづきは打て返しよ花の友　黒
あれなるを一枝おりて笠づとにせまほしけれど、人の見るめをとなげなし、おらじといへば後にあいたる友のいふ、これ程たくさんなる花なれば何のくるしかるべき、たゞ／＼おられよといへりければ
　花の枝は助言のごとく切てとれ　白
　おる人にはねかけよかし花の露　黒
　よそを見る顔しておるや打かひ手　白
　折えたる花や梢の猿はひ手　黒
花守のとがめたらん時には
　手を見せよおるかおらぬか花の枝　白

花守やおるを見付て追おとし　黒
見とれては目あり目なしよ花の色　白
花あらば這ても見まし岩根道　黒
打はさめちる二またのはるの雪　白
高みより飛手にちるな花の枝　黒
木ずゑまでわたり手もがな花盛　白

手づから茶をたてゝ
　こうたてゝ見るは花なる白茶哉　黒

家の内にてちいさき枝を見るさへうれしきにまして此遊山はとて
　花少しいけてだに見し竹のふし　白

けふ此山に打むれたる人々いくらにやといひて
　もく算のならぬ群集や花の山　黒
　種や人まくに及ばぬはるの山　白
　夕日にはむかへど花はひがし山　黒

　けふ此二人のおかしき手あひをみてこなたには何事も思ひよらずあまりほゐなさに
　斧の柄は朽ぬにもどる花見哉

　寛文二年三月中旬　立圃

　○弓馬の事六條
たけ記〔未成書〕

弓馬

つぼむまば

人の館の内にこしらゆる馬場をばつぼ馬場といふべし〔諸書當用集〕

禮馬

壹番に供の先へ引馬を禮馬と申也他國へはひかせ申候〔諸書當用集〕

小笠原宗信辭世

宗信辭世〔小笠原備前守政清法名〕

おのづから犬笠懸を射おほせて虚空に馬をのりはなつなり

末期まで馬の事わすれぬ希代の事なりと世の人申ける〔諸書當用集〕

鞍に手形をつくる

待賢門軍事の條

十二月廿七日巳刻ばかりの事なるに一村雨さつとして風は烈しく吹たりけり、鎌田が鞍の前輪にも氷筋ゐたれば乘兼けり、惡源太是を見たまひて手形を附て乘れやと宣ければ、打物拔てふつふと手形を切てぞ乘たりける、鞍に手形をつくる事此時よりぞ始れる〔平治物語〕

刑部少輔範滿者〔南畝云基氏二男〕 武藏國小手指原の合戰に重病なりしかども馬にかき乘られ足を力皮にゆひつけさせて合戰したまひ股切おけされ、酒田左衛門尉といふ家人に首をとらせけるとなり〔今川記〕

武具にうつぼといふ事なし、うつぼといふは□の笛の名物也、うつぼ達智門とて二の名物ありし也、さて今のうつぼはその箙いれし器なり、それを八幡殿安倍貞任たひらげ給ひし時矢を入そめたまひし

よりかくいへり、さるほどにうつぼといふ字公家に祕事にせり〔蒹葭雜談〕

○兵談二條

たけ記

兵談

禮と勢

夫武は禮と勢となり、禮なければ、欲情多し、勢なければすゝむ事かたし、二つなき時は亂の本なり、卒には欲をすゝめ士には義をすゝむべし〔諸書當用集北畠家説也〕

北絹を忌む

軍の道具にはほつけん（北絹）などはせぬなり、にぐるきぬとよむなり〔諸書當用集〕

○里見重代の太刀

永祿七年正月七日鵠臺合戰の條

里見重代の太刀大きつほう小きつほうといひしも此合戰失けるとかや、小田原方も此由を聞て隨分尋ければども終に不見ける〔小田原記〕

○學善坊吹貝

相模大山に學善坊と名付山臥、薩摩と號す大貝一ツ持たり、此山臥より別に吹ものなし、五十町へ聞ゆる氏直〔小田原北條〕出陣には大山寺より此山臥來り旗本に有て貝吹今も其子孫貝よく吹といふ〔北條五代記〕

○江戸より蝦夷地宿村留

從江戸下總常陸陸奥國東海岸通り幷箱館より蝦夷地久奈志利迄地名津輕三廐より奥州道中千住宿迄宿

村留
千住宿　壹里半　新宿町　貳里八丁　八幡町　三里　船橋宿　三里九丁　芽田町　貳里半
臼井村　貳里　酒井村　四里餘　根木名村　貳里　加茂村　壹里八丁　多古村　貳里　松
山村　壹里　八日市場村　貳里　新玉村　貳里　飯岡村　壹里半　小濱村　貳里　銚子湊
拾八丁〔船渡〕　波崎村　八丁　荒野村　壹里　砂利村　壹里　矢田部村　壹里　太田新田
壹里半　日川村　壹里　溝口村　壹里　深芝村　拾八丁　泉川村　拾丁　鹿島宮中　三拾
貳丁　下り津村　壹里半　荒野村　貳里　大志崎村　壹里半　汲上村　貳里八丁　槌山村
壹里　小生村　貳里　夏海村　貳里半　中ノ湊　壹里廿八丁　馬渡村　壹里廿八丁　村松
村　壹里廿八丁　石神村　壹里　大橋村　壹里　森山村　壹里　下孫村　壹里八丁　助川
宿　壹里半　小木津村　壹里拾九丁　伊師村　三拾丁　荒川村　壹里　神岡村　壹里　平
潟湊　壹里　關田村　壹里　植田町　壹里半八丁　新田村　壹里半八丁　湯本村　壹里半八
丁　平町　貳里廿八丁　四倉町　壹里　久之濱村　貳里半四町　廣野村　壹里八丁　木戸
村　貳里半　富岡村　壹里半　熊川村　貳里八丁　長塚村　壹里八丁　高野村　貳里半
小高村　貳里半　原野町　壹里廿三丁　鹿島村　貳里三拾壹丁　中村　廿八丁　岩井町　壹
里八丁　駒ケ峯村　三拾五丁　新地村　五里半　亘リ村　貳里拾九丁　岩沼宿　壹里廿九丁
增田町　三拾壹丁　中田町　三拾貳丁　長町　壹里貳丁　原町　三里拾八丁　鹽竈町　貳里
半〔船渡〕　松島町　三里廿丁　小野町　貳里半　矢本村　貳里半　石ノ巻　貳丁餘〔舟渡〕
湊町　壹里六丁　渡波村　貳里半　桃浦　船路〔但陸ハ道惡〕　小淵村　壹里　空鳴村　拾八
丁　鮎川村　拾貳丁　山鳥ノ渡場〔是ヨリ金花山ヘ海上三拾丁〕　湊町ヨリ　三里拾貳丁　辻堂

村　貳拾九丁　飯野川村　三里拾貳丁　柳津村　壹里半　寺池村「登米ともいふ」貳里　黑沼村　壹里四丁　石ノ森村　三里半　若柳村　貳里半　金成宿　貳里六町「是より奥州道中」有壁町　貳里拾三丁　一ノ關　拾七町　山之目　三里六丁　前澤　貳里三拾壹丁　水澤　壹里三拾四丁　金ケ崎　壹里半餘　鬼柳　拾八丁程　黑澤尻　三里廿三丁　花卷　三里　石鳥谷　貳里半　郡山　三里三拾四丁　盛岡　四里廿七丁　澁民　四里三丁　沼宮內　四里半餘　小繫　三里半　一ノ戸　壹里三拾貳丁「此間浪打峠あり」　福岡　壹里餘　金田市　三里五丁　三ノ戸　三里拾五丁「此間峠二ツあり」　淺水　壹里拾七丁　五ノ戸　貳里廿丁　藤島三里三拾四丁「市川の渡あり」　七ノ戸　五里廿九丁　野邊知　壹里程　馬門　拾丁程　刈和澤　三里半程　小湊　四里拾丁「此間淺セ村峠あり」　野內　貳里拾七丁　青森　壹里拾三丁大濱　五里貳拾壹丁「是より弘前へ拾壹里といふ」　蟹田　三里拾六丁　平館　三里半餘　母衣月　貳里餘　今別　壹里程　三廐　廿七里程「渡海」　箱館　壹里半　龜田　貳里半　大野「泊所」　四里半「カヤベ峠あり」　スクモツペ「休所」　四里程　鷲木「是ヨリ蝦夷地入口尤此道は順道なり又左の通の道筋も有之候」龜田　貳里半　七重「泊所」　四里半　スクモツペ　五里　サワラ「泊所」　貳里半「是よりエトモへ渡海すれば近し」　モリ　拾八丁程　鷲木「泊所」　三里　ヲトシペ「休所」　五里　ヤマコシナイ「下同前」　四里　シラリカ「下同前」　四里半　ヲシヤマンペ　三里餘　ヲイバヘツ「休」　四里程　レブンケ「泊」　三里程　ベンベ「同」　貳里半程　アブタ「泊會所」　拾五丁程　ウス「會所」　貳里半程　ヲシヤルベツ「休」　三里餘　モロラン「泊所」　貳里　グウレベツ「休」　三里　ホロベツ「泊」　「是は陸道也又サラよりエトモへ渡海並モロランよりサワラへ廻る時の道左之通」　モロラン　海上壹里「陸道あれども遠し」　エトモ「泊會

所〕 三里拾貳丁 ワシベツ〔休〕 貳里 ホロベツ 三里 アイロ〔同〕 四里 シラヲイ〔泊
會所〕 四里 コイトイ〔休〕 五里 ユウブツ〔泊會所〕四里 シモムカワ 四里 サル〔同〕
四里 アツヘツ 貳里 ニイカツプ〔同〕 三里 ウセナイ 三里半 ミツイシ 貳里半
ウラカワ 貳里半 ムクチ 三里 シヤマニ〔泊會所〕 四里 ホロマンヘツ〔休〕 四里 ホ
ロイツミ〔同〕 貳里半 トワヘツ 貳里餘 セウヤ〔泊屋〕 三里半 サル丶〔泊所〕 〔右セウ
ヤは寄道なり順道左の通〕 ホロイツミ 三里程 アツフ〔休〕 三里半程 サル丶 貳里半
ロシベツ 貳里 ヒロウ〔會所〕 四里 モンベツ 三里餘 トウブイ〔泊屋〕貳里半 ユウト
四里 ヲホツナイ〔同〕 四里 アツナイ 三里餘 シヤクベツ 貳里半 ハシクロ 壹里半
シラヌカ〔會所〕 四里 ヲタノシケ 三里 クスリ〔同〕 三里半 コンブムイ〔泊屋〕 三里半
ソンテキ〔休〕 貳里 ゼンポウジ〔泊屋〕三里程〔渡海〕 アツケシ〔會所泊〕 貳里半程〔舟路〕 ベ
カンベヲシ〔是より陸道貳里程〕 ヤンベヲシ〔休〕 二里ノコビリベツ〔泊屋〕 三里 イナヲウシ
〔同〕 貳里半程 アンネベツ〔同〕 十里餘〔舟路〕 ネモロ〔泊會所〕 八里〔海上〕 ノツケ 〔泊
屋ネモロへ寄ハ入道也左の通の道もあり〕 アンネベツ 六里程〔舟路〕 ニシベツ〔泊屋〕 不里程
〔海上〕 ノツケ〔泊屋〕三里〔渡海〕 クナジリ〔會所〕 〔又左之道もあり〕 ノツケ 二里半
イキタルウシ〔休〕 四里程 シベツ〔番屋〕 九里程〔渡海〕 クナジリ シベツ 壹里程〔陸續〕
イジヤニ 壹里程 チウルイ 右之場何も番屋あり。
箱館 三里 邊切地 貳里 茂邊知 三里 泉澤 貳里 木子内 三里 尻打 四里程
一ノ渡 貳里半 福島 五里 松前 拾里程〔渡海〕 三廐 壹里程 今別 貳里餘 母衣
月 三里半餘 平館 三里拾六丁 蟹田 五里二拾壹丁 大濱 壹里拾三丁 青森 貳里拾

七丁　野内　四里拾丁〔淺蟲村峠あり〕　小湊　三里半　刈和澤　拾丁程　馬門　壹里　野
邊知　五里廿九丁　七ノ戸　三里三拾四丁　藤島　貳里廿丁　五ノ戸　壹里拾七丁　淺水
三里拾五丁　三ノ戸　三里五丁　金田市　壹里餘　福岡　壹里三拾貳丁　一ノ戸　三里半程
小繋　四里半餘　沼宮内　四里三丁　澁民　四里廿七丁　盛岡　三里三拾四丁　郡山　貳里
半　石鳥谷　三里　花巻　三里廿三丁　黒澤尻　拾八丁程　鬼柳　壹里半餘　金ケ崎　壹
里三拾四丁　水澤　貳里三拾壹丁　前澤　三里六丁　山ノ目　拾七丁　一ノ關　貳里拾三
丁　有壁　貳里六丁　金成　拾六丁　澤邊　廿丁餘　宮野　貳里半　築館　貳里拾九丁
高清水　壹里廿丁　荒屋　壹里拾三丁　古川　壹里廿丁　三本木　三里拾丁　吉岡　壹里廿
貳丁　新町　貳里十九丁　七北田　貳里　國分町　壹里八丁　長町　三十貳丁　中田町
三十壹丁　增田　壹里廿九丁　岩沼　壹里廿五丁　槻木　壹里半程　船廻　壹里餘　大河原
三拾丁　金ケ瀬　廿五丁　刈田宮　貳里拾丁程　白石　壹里半　齋川　壹里半　越河　拾
八丁　貝田　壹里八丁　藤田　壹里　桑折　貳里八丁　瀬ノ上　貳里八丁　福島壹里廿五
丁　根子町　拾壹丁　若宮　壹里七丁　八町ノ目　壹里六丁　貳本柳　壹里貳丁　二本松
壹里六丁　杉田　壹里半　本宮　壹里七丁　高倉　日和田　福原　郡山　都合貳里廿五丁
小原田　笹川　都合貳里廿八里丁
須加川　壹里半　笠石　久米石　都石壹里四丁　矢吹　新田　大和久　都合一里八丁
踏瀬　太田川　小田川　根田　都合貳里廿八　丁白川　壹里三拾三丁　白坂　三里四丁
野　貳里拾壹丁　越堀　八丁　鍋掛　三里九丁余　太田原　壹里廿五丁　作山　貳里三拾丁
蘆喜連川　貳里四丁　氏家　壹里半　白澤　貳里廿五丁　宇都宮　貳里壹丁　雀ノ宮　壹

里半五丁　石橋　壹里半　小金井　新田　都合貳里四丁　小山　壹里廿四丁　間々田　壹里
廿七丁　野木　貳拾五丁　古河　壹里半　中田（此間舟渡シ）　栗橋都合　貳里三丁　幸手
壹里半七丁　杉戸　壹里半三丁　粕ケ邊　貳里廿八丁　越ケ谷　壹里廿八丁　草加
千住

○松前奉行支配役人名

吟味役　高橋三平　鈴木甚内　同格　大鳥榮次郎
菊池惣内　同並○柑本兵五郎　同格○佐藤茂兵衛
調役　比企市郎右衛門　原半左衛門　坂本傳之助
木原半兵衛　富山元十郎　寺田忠右衛門
○宮本源次郎　湯淺孫作　○三浦喜十郎
森覺藏　荒井平兵衛　田邊安藏
調役並　増田金五郎　深山宇平太　岩間哲藏
小俣次郎八　高橋次太夫　太田彦助
最上德内　吉見專三郎　岩佐左五太夫
○高橋藤藏　○關岡右衛門調役下役元締○中村小一郎
村上次郎右衛門　松田仁三郎　向井勘助
同下役○長島新左衛門　○田口久次郎　井上喜左衛門
小川喜太郎　石坂武兵衛　福井千馬助
柳權十郎　庵原直一　早川八郎

玉井犀助　鈴木覺次　近藤斧八
○荻野藤太郎　杉山良左衛門　河西祐助
中村金右衛門　内藤源左衛門　近藤磯右衛門
○中村伊太夫　大島勝兵衛　○大地十郎左衛門
○洞　金助　前田彌左衛門　○豐田彌太郎
○平島長左衛門　石原助太郎　○塚田富次郎
○大塚惣太郎　出役小普請方近藤重藏　御勘定○奈佐瀨左衛門
御天守番○原田與三郎　御徒　天田六三郎　御徒　西山平十郎
御徒　長野七太夫　同　丹内專助　同　大西垣右衛門
同○竹内五郎助　同　龍崎八郎左衛門　御船手同心○永倉勘右衛門
書物方出役　高橋勝太郎　向井忠藏　田口市三郎
杉山貞藏　御用達　北村甚右衛門　田中金六

御船拾艘之名

千春丸　萬全丸　天福丸　濟通丸　飛龍丸　凌風丸　政德丸　如神丸　吉祥丸　萬春丸

場所高

高二千石　松前奉行　御役料千五百兩　在勤中御手當金七百兩
持高　吟味役　御役料三百兩　江戸掛手當金貳拾兩
高百五拾俵　同格並　御役扶持拾人扶持　江戸掛貳拾兩　年々金五拾兩
高百五拾俵　調役　御役扶持拾人扶持　江戸掛金拾八兩

高百俵　　同並　御役扶持七人扶持　同斷拾五兩

高三拾俵三人扶持同下役　御役扶持三人扶持　同斷拾四兩

在勤年御手當

御合力米三百俵四ツ物成　御手當金百貳拾兩　吟味役

右月割を以被下候

調役之者被下物通　別段御手當金六拾兩　吟味役格

御合力米百五拾俵四ツ物成御手當金九拾兩　調　役

右月割を以被下候

雜用金六拾兩　御手當金七拾兩　調役並

右月割を以被下候

雜用金五拾五兩　御手當金貳拾兩　下役元〆

右同斷

雜用金四拾貳兩　御手當金貳拾兩　下　役

右同斷

會所吟味役　給金三拾兩　重兵衛　手代　拾兩　儀兵衛　拾五兩　長藏　拾兩　喜兵衛　拾五兩　庄

助　手代助　五兩貳分ツヽ　左七　榮藏　見習　與市　小使　善六　又助　同使兼　久助　林七

○歌仙〔北平〕

けふは一日世を遁れて湖雲精舎〔麻布湖雲寺〕に遊ぶ

閑古鳥鳴けかし寺の庭若葉　北平〔御勘定奉行長崎奉行兼帯松平石見守表德〕
　能い程に來る山の涼風　積翠
侍に年寄大工まじはりて　桃隣
　祕藏して着る古き奥島　一紅
引窓に雨の晴たる明の月　蒼甫
　鱸の取れし螺貝の音　以興
錢遣ひ荒き上戸の旅の秋　翠
　坊主のやうに髮の赤兀　隣
箒木日の邂逅につく下屋敷　紅
　鷹野の晝餉煮る大釜　平
腹鞴の雪の知らせに痛出て　興
　子持揚りの遊女つらさよ　翠
丸盆の上に勸化の十二銅　紅

繩からげなる板塀の月　隣
秋寒き砦に篝焼立て　興
　新酒の酔の時過て出る　市
世の花とみな尊とがる伊勢参　平
　けふも四五盞笠うれる春　市
鮎登る末の城下のかゝり水　紅
　庭に肴を盡す別荘　平
富取た落着顔を悴りて　峯
　襷ながらに髪結の飯　市
物前に折よく橋も出來上り　隣
　施餓鬼始る三井寺のかね　紅
接待の禮念比に老夫婦　平
　脂敷つけて月にふく襟　峯
裏小路講釋過のひつそりと　興
　立かけてある火の番の札　紅
古座頭さぐり上手の口利て　峯
　持病ながらも後室の癪　興
ゆう／＼と犾も寢てゐる駕籠の内　市
　草いきれする宿々の脇道　隣

盗人の顔も見しらず當はなし　　平
隔られ勝な武士の奉公　　興
咲花の幾所にも幕打て　　清
野は一面に霞たな引　　甫
蛙飛てうき上る蓮のうき葉哉　　平
芥子ちるやとまらんとしてかへる蝶　　翠

○龜屋文寶書通

初代の夕霧がつかひしかむろ老後に及び以前夕霧よりかたみにもらひ置しかごめ手の更紗小袖を賣拂ひしを其頃好事の者ありてこれを買もとめ此さらさをすこしづゝ縫入て紙子仕立のたばこ入にしてしれる人〳〵へ贈りしとぞ今此たばこ入日本橋尼店の何某ゆゑありて上方より貰ひしとぞむかしより持傳へ侍る。

先年私義上阪仕候節千日寺に有之候三勝半七の石塔を見申寫置申候間左に書付奉入御覽候定て去年中御覽も被遊候御義と奉存候。

嵐雲月照信士　　和州五條新町俗名　あかねや半七

月雪妙霜信女　　大坂長町四丁目同　みのや三かつ

元祿八歲〔乙亥〕十二月七日

右の外宮の驛姥橋の銘桑名渡船掟書高野山に有之候薩州より建られ候朝鮮人の碑此外京大阪の事共先

年の道の記に御座候分拜顏の砌奉入御覽度候其上にて猶又御考をも書入仕度奉存候。
　飯田町龜屋久右衛門〔文寶〕書狀也。
　　○上田餘齋手書〔予が長崎にありし時也〕
遺言を讀やう也〔上文缺〕
○楠公の贊感吟再々また〱再々老も前年三章。
　　君が思ふ君にありせば劍太刀とぎし心のかひぞあらまし
　　君こそは君を知ざれ天つちの神ししれらば知らずともよし
　　譽れある名をば仰ぎて大かたは君が心をしらぬなりけり
昔浪花の穗積伊助と云老儒が孔夫子の像にむかひて聖人哉無讃以無贊爲讃と口號して束帛二方金を引たくりしとぞ。
○太秦牛糞勞倦奉謝羽倉百拜頓首。
○鶯谷ノ命承旨只經歷一看ノ地ニアラネバ暗中ニ盲老ガ探足シテ何ヲ踏ヤラ計ガタシ、依テ報春ノ二字ヲ花山大納言正二位右大將〔愛德〕卿ニ乞奉テ呈進ス、老ガ歌ハ相次ニ恐レアレド知音知己ノ情默シガタケレバ五章最舊作也。
○昇道人本國備後ノ府內ト云所へ俄ニ下向老僧七十四齡ニテ病牀イヅレ吉凶ヲ見終ラズハ上京アルマジキ也。
篠簍冊子モ彫中ナガラ道人上ラズハ校正ナリガタシ、冬ニモナルベシ、老ガ願ヒハ閉目後ト思フ故ニ延ルガ欣喜也。
○秋フカクナラバ必東ニ鞭サヽルベシ、共節浪花へ下向セズハ談話モ叶ヒガタカルベシ、併幾回逢テ

モ別ノ袖ノ露ケサァハヌガ增ジヤト云章モ有ナラズヤ　盲醫モハヤ蒙々筆立ガタシ、亂書ヲ以テ思ヤラセタマへ。

○古今取箇の大概

一往々頃積代頭東高之儀は諸錄に有之故除之貫積は石高に改正以前之田法故貫高永高を記貫高は最初田地之上中下に無頓着田地千坪を以壹貫文の知行とす此軍役六貫一疋千貫百騎也尤畠は半減の積に而國々不同有之永祿年中より壹貫文地千坪に而は上中下の無差別候故上田八百坪中田九百坪下田千坪と甽引を以立之尤一段と申候取扱は一反三百六拾歩に而貫三百六拾文に而有之處三百文に而此頃古書物取扱有之此考不知或説に往古三百六拾坪一段は一歩五尺四方故に當時三百坪一反に同樣之由田畑の役は反錢反米棟別等を納る此反錢は私領寺社領又は無年貢地之無差別水田より公儀納且又田畑一段以下之取扱は大半小步を用申候尚委敷貫高之部可入御覽候

一永高は名數に云關東に限る由有之候得共東海道筋慶長年中遠州豐田郡阿多古領十八ヶ村伊奈備前守永盛撿地水帳有之然に永高は田畑位付同位にて駿州等にては是を代方と申候て田畑代納にいたし候場所今に有之關東は往古之貫高を極置貫三拾貳貫文之地所永高八貫文と定し場所多し

一天正慶長文祿年中諸國撿地步廣成事疑ひて太閤秀吉公石高撿地被仰付一村之撿地總て二ヶ條掟書を村々へ下し給ふ初ヶ條に云御撿地高に七ツ免合を以可相納若大旱大風以之外の年は撿見を請石詰七分公納いたし殘り三分は百姓作德に可致旨掟書に書載有之七公三民免相也關東は土地□〔田歟 畠歟〕地多に付六公四民免合定免之收納法に候處寬永年中御勘定頭曾根覺濟殿定免は百姓難儀に付撿見取御慈悲之儀に付御料所は一同に撿見取相成定免御差止と相成古來之仕來にて私領計定免と相成然に寬永十九年春より夏迄諸國飢饉にて御收納も莫大に減候により伊奈半十郎諸御代官相談之上田地毛見之上石詰

半分宛と定御取ヶ法を極め畠方反當り百文之場所今年より倍納に收納法改る今夏成有之は其節之收法にて御座候享保五子年より御取箇定免法被仰出同七寅年迄に諸國一統定免法に相成申候乍去定免不請村々は撿見取にて被差置候處定免法は私領有之切替之節上り下り御座候に付切替之時々を含て可上村々上ケ兼候に付百姓安心之爲同十三申年より一村限根取法御吟味に付御料所之分根取相成乍去定免根取共に不請村々は村根取極置撿見之節村根取より苅出候へば村取通御收納申付村根取より過米は刎毛と號し捨毛にいたし御收納無之也定免根取御取ヶ法に御座候尤引方法は畝引を立

一寛保三亥年より有來反取畝引は不相用候て當毛之出來方相應に御取ヶ付被仰付候により根取法は此年より相止

一延享四卯年より色取撿見に被仰付候依之御代官品々伺書差出候寫

御取ヶ豐年には厘取反取の場所共に豐年には何程迄は取付可申と申義只今迄の根取不拘實意之所得と相糺尤定免撿見之場所共に一村限本田新田之譯迄委細に吟味を詰書出候樣被仰渡候に付左の通奉伺候

一此度極候根取の義永々之御見合に相成候へ共是又豐年之年柄を以猶又其土地村柄相當之一盃を吟味可仕旨書上候義と奉存候尤只今迄之根取は高下有之候に付豐年に而も根取には難取付村方も有之候故惣取辻にて根取に相增候所々多御座候且又此度は豐年之取付にて其上外稼助成等迄も隨分掛辨仕且只今迄反取厘取場所共甲乙不同之所其外吟味不行屆所には事實を糺其村々一盃を相極置勿論立毛之義は通例之年柄に而は豐年之立毛同樣には難取付義に御座候得共平年は此度之根取を元に仕不殘樣吟味仕候樣相心得罷在候

書面之通可被致吟味甲乙不同無之樣相糺候義專要に候御下知

一寛延三午年御取ケ之義被仰出候趣は當年より定免に難成場所は二三ヶ年内に定免に致候樣相心得可被伺候

午六月

右より以前に御取ケ御吟味有之候事無之候當時撿見取定免と二法有之は右に記候年限より相初り申候義に御座候

右御勘定木戸小三郎考。

○帳中香抄

放翁日課

一劉後村文集云。昔梅聖俞日課一詩。余爲方孚若作行狀。其家以陸故翁手錄詩稿一卷爲潤筆。題其前云。七月十一日。至九月二十九日。計七十八日。得一百首。陸之日課。尤勤於梅。二公豈貪多哉。藝之熟者必精。理勢然也。（草按故疑放）

吞字

一山谷詩。雁行飛上猶回首。不受靑雲富貴吞。先輩云。此篇吞字。華嚴合論。天地日月有時爲無常見吞。大覺世尊爲無常見吞云云。此篇吞字意略同。

スツナシノマロウトタケイ

一山谷詩。十字供籠餅。一水試茗粥。（籠即籠之義也）此篇嘲无咎之貧好事也。无咎雖其家甚窮困。好待客。客若來。則十字之籠餅。一水之茗粥。或以此一聯爲公之事非也。スツナシノクセニテマラウトタケイ者也。

覃按。スツナシハ貧ノコト歟マラウトタケイハ俗語馳走ズキ歟。
又合前粲戎葵。合後荒苜蓿。
此一聯ハスツヲカワイタル體ヲ云。

相國寺雲頂院般若經

一同詩。正圍ニ紅袖ニ寫ニ烏絲ー。　國史補。宗毫閒。有織成界道。謂之烏絲欄。　博聞錄。以烏絲欄爲紙也。某謂烏絲欄者絹。實見之。沖痴絕和尚所書烏絲欄金剛般若經。京師相國寺雲頂院有之。素絹而以黑絲作卦。故云烏絲欄也。　異聞集云。霍小玉傳云。玉管絃之暇。雅好詩書。筐箱筆硯。皆王家之舊物。又取綉囊。中出越姬烏絲欄素段三尺。以授李生。　李益也。
覃云。故紙堆中有如此奇談。

ナガラノ橋ノ歌

一如阜事　本朝ナガラノ橋ニ用人柱其人ノムスメノ歌云
モノイヱハチヽハナカラノハシハシラナカスハキシモイラレサラマシ

銀屏宛轉

一山谷詩。銀屏宛轉復宛轉。意根難拔如薤本。
竹骨ホウグ張之屏風ワラ席ノ座敷ナリトモ對ニ妻妾ー則妄習可萌發況銀屏宛轉トクルリ〳〵トタテマワシウス香ヲタイテ其中ニケウカル美人對セバイカナル釋迦達磨モ興ヲ發スヘシ　又云山谷所以戲陳元輿也（中略）クチキリヤウニ言フタレドモ山谷モ亦遂破戒。

魁本大字

一豫章文集有二種。其一部魁本大字。其一部小本細字。某只見魁本。而不見小本云云。

覃按。古文眞寶ノ本ニ魁本大字ト標題セルモ是ナルベシ。

鵠字

一鵠字訓的マトノコマナコ也。

陸梁

一陸梁ハ文選ノヲタチ讀ニヲドルトヨムイキハタハリタル形ヲ云。

儳獠

一罵人曰嚵獠者。彼邦之諺也。猶如本邦罵人曰人畜生曰人癩也。嚵字與儳同字。註云饕也。ノタウナル義也。

頓塵馬

一山谷詩。忍看高馬頓風塵。亦思歸家洗袍袴。

頓塵馬トハ馬ノコロヒヲウツヲ云也、馬ノ頓塵者人之浴スル意也、或云。馬頓風塵之間之時。其首必著地。猶如人之頓首而其首至地也。頓去聲。

虞伯生翰林珠玉集。有題袁塵騮圖詩云。驊騮食粟石毎飽。立仗歸來汗如洗。脱羈展轉聊自恣。落花飛塵隨身起。君不見春雷起蟄龍。霧堆雲蒸九河水。見虞袁塵騮圖詩。則頓塵之義自氷解矣。

市ノザガシラ

一一卷之書必立之師〔注〕平ハ本邦ノ市ノザガシラナリ。

覃云。庭訓ニ藝才七座ノ店ナドイヘル座ノカシラナルベシ、今モ戯場ニノミ座ガシラト云名ノコレリ。

船子和尚詩

一傳灯錄船子和尚詩。滿船空載月明歸。

　婿客

一婿客トハスレメイテヒムシヤムトスル者ヲ云。

　贅壻

一凡男附婦家。謂之贅壻。タトヘバ人ノ身ニフスヘコブノツクガ如シ。

　マナイタ

一爼槃　マナイタトモ訓、サクトモ訓、又ハツカサトモ訓ス。

　山谷殿〔萬里譴語〕

一山谷戯答王定國題門兩絶句。

頗知歌舞無竅鑿。我心塊然如帝江。花裏雄蜂雌蛺蝶。同時本自不作雙。

　謹白山谷殿道者ノタチカヘリコソコワウサウヘ。

　水餅

一同詩。詩來獻窮狀。水餅嚼氷蔬。

　水餅即湯餅之類而野物歟本邦野語云小麵餅之水ツケモコノミコノミ以麵麥粉造モノ皆謂之餅也氷蔬ハ凍損之菜蔬也。

　日本國僧

一羅大經鶴林玉露丙集第四云。日本國僧。〔注〕此四字題也。○余少年時。於鍾陵。邂逅日本國一僧安覺。自言離其國已十年。欲盡記。一部藏經。乃歸念誦甚苦。不舍晝夜云云。〔下略〕

雖似好事就騎之。爲殿罷羅錄之。且又令如日本僧勤如是也。近來跨南船者。太半爲利。而不爲

法。緇林憔悴哀哉。

鹽梅

一蒸豆作烏鹽作白。　注。梅實條、、、以鹽殺白梅、、、　蓋本邦以鹽厭殺白梅爲梅吁。吁字訛訓曰梅法師。々々二字。吁一字訛也。

九飣

一九飣食トハ天子不喫御以九枚之牙盤盛之具饌本邦諸侯往々用此義。

囝

一囝。九輦切。呼兒爲囝。又魚厥切。古文月字。唐則天皇后作囝也。卍字亦則天皇后製之。

幻住庵淸規

一普應國師幻住庵淸規云。
凡一日夜之間。四次坐禪之際。宜各屛心絕慮。自念忘緣。深究死生。力窮道業。除大小便利。不許共語。不許洗浣。不許補綴。不許看讀。乃至一應雜務。非公界普請。俱不許作。凡上床下地。出堂入戶。如臨深履薄。然勿使隣單知覺。動其道心。自然內外相資。身心寂默矣。
山谷履聲如度薄氷過之語。〔頭淨因壁詩句〕與中峯淸規臨深履薄暗合。

公文

一除書則給事中司之。除書者。本邦緇林之所謂公文等是也。奉行飯尾布施等カキアグルモノ也。

竹枝歌〔一里方有祭〕

一竹枝歌　或云、コキリコ、或云、持竹枝歌如一里方有祭　或云、ムギツキウタ也。
覃按、三題詩抄云〔竹枝詞〕日本ニテ坂下ノ祭リノ時ニ神ヲ迎ル者ドモガ手ニ竹枝ヲ持シテ躍テ

唱ヘテ曰、有ㇾ祭來ヤレ。一里方有ㇾ祭。竹拍子坊々。ト云ヘリ、ソレヲ今ハ武具ヲシタ、メテアラケナキ姿ニテサワラバヒヤセ〳〵ト云ゾ、ソレデモ神ハヤウガウアルゾ。

覃、帳中香をみるついでに、如二一里方有ㇾ祭といふにいたりて、先のとし抄寫せし三體詩抄を思ひいでゝこゝにしるせり、此抄なくては此語の意解しがたかるべし、かゝる何の役にもたゝぬ事を覺へて一生を送るも又おかし〔元祿四年板〕月次の遊といふ菱川の畫本に、江戸山王祭の體をゑがきて

祭禮やさあらばひやせ眞桑瓜

とありしもこれにてわかれり〔庚午正月七日記〕

冥懷

一冥懷　目ヲクイフサイデネマルヲ冥ト云。

魯直筆蹟額

一敘州無等院注云。在州南門外。魯直以元符間寓居。作喬木菴。〔注〕某謂天社年譜云。作槁木寮死灰菴。○今猶存其寺額。亦魯直筆蹟。

以上二十七條帳中香〔梅花無盡藏漆桶萬里編トアリ〕ヨリ抄出ス。

○早器居士傳

新莊直頼〔駿河守從五位下宮內卿法印〕父直昌は細川右京大夫晴元ニ與力シ、攝州ニ於テ三好長慶ト戰ヒ、六月十二日戰死、郎從十二人同死、慶長十三年十二月大權現川越ニ放鷹ノ次、直頼謁見セシニ、仰曰下總國海上ニ一人ノ隱者アリ、其心質直ニシテ物ヲ飾ラズ、財利ヲ貪ルコトナシ、一瓢簞ヲ軒ニ掛ケ里人ノ贈ル物ヲウケ食トス、瓢簞空シトイヘトモ求ル心ナシ、三好家ノ者ト聞及ブ、直頼ガ

父ハ往年攝州江口ニテ戰死ス、其時ノ事彼者能知ルベシ、汝海上ニ往キ彼者ニ逢其事ヲ聞ベシト〔覃按、石碑に文祿五年とあれども逆修とあれば慶長十三年の頃猶存在なるべし〕直賴乃海上ニ行キ彼隱者ヲ尋シニ、年七十餘ノ桑門法華經ヲ誦シテ居レリ、名ヲ惣歸居士ト云、直賴物語ノ次江口合戰ノ事ヲ話出セシニ、新庄ト云人戰死並ニ家來ノ者ノ首級アマタ實撿シタル由ヲ云、直賴流涕シテ曰、其新庄ハ某ガ父直昌ト云者也ト、居士是ヲ聞驚歎ス、直賴ナツカシサノアマリ居士ガ姓氏ヲ問ケレバ更ニ云ハズ、直賴又問フテ云、其合戰ノ時金幣ヲ執リ諸勢ヲ下知セシ武者アリト聞、是誰人ゾヤ、居士答曰某也ト、終ニ姓名ヲ告ズ、直賴川越ニ歸リ此由ヲ言上シケレバ大權現甚御感アシリトゾ。

右寬永諸家系圖〔藤原氏秀鄉流〕

里人ノ說ニ云、居士茅屋ノ梁ニ藥品ヲ掛置里中病人アレバ是ヲ與ヘ救フヲ以テ樂メリト。

右碑在下總國海上郡圓福寺堂側

于時文祿五年〔丙申〕六月十八日 □山城國住 爲逆修施主〔敬白〕 奉歟未詳

歐陽公欲修唐書。乃集金石古刻之有益於史者。以釐正舊書誤謬。今居士號家譜作總歸。而碑則其所製。乃作早器。此亦古刻之有益於史者。然則金石之蓄。豈特好古之具而已哉。印南識

右早器居士碑墨本犬塚印南〔遜〕唯助の所藏を得て寫之〔二月廿九日淸朝〕

三月朔日計府中にして辻氏右衞門〔御普請役〕一册を携へ來りて示すをみれば早器物語とあり、下總國海上郡三崎庄飯沼村圓福寺にて寫せしと云、諸家系圖にある說と同じくしてすこしく委く、早器居士の碑をも墨本にすり來りたれば一本を贈るべしと云、一昨日此碑を摸寫せしに今日この事をきくもめづらし〔三月朔日夕記〕

〇余崧畫

崎陽より一畫を贈れり、秋亭余崧寫とあり、畫の上に一印あり、曾經御覽といふ事なるべし、畫は木芙蓉に鷺なり〔三月十四日記〕

〇揚誠齋集

揚誠齋詩集の唐本は京都建仁寺にたゞ一部ありて外になし、世上にある所の寫本は誤字多し、京尹牧野君にこふて全本を寫させ挍合せんとすれども年をへていまだ來らずと、五山堂〔菊池桐孫字無絃〕の話也〔三月廿七日〕

〇木香花

木香花　花鏡曰。一名錦栩兒。藤蔓附レ木。葉比ニ薔薇ニ細小而繁。四月初開レ花。每穎三蘂。極其香甜可レ愛者。是紫心小白花。若ニ黃花ニ則不レ香。即靑心大白花者。香味亦不及。至レ若ニ高架萬條。望如ニ香雪ニ。亦不レ下ニ於薔薇ニ。剪レ條扦種亦可。但不易活。惟攀條入土。壅泥壓護。待ニ其根長自本生ヲ枝。外ニ斷移栽即活。臘中糞之。二年大盛。〇漢產上品即紫心小白花ノモノナリ、此物庚辰ノ歲始テ是ヲ傳テ官園ニアリ、予園中亦植レ之〔鳩溪物類品隲〕

さきの歲岡田寒泉の庭にありし枝を乞得て予が庭に揷み置しが、よく長生して枝を生ず、たゞいま

だ花を開くを見ず〔庚午四月十三日病間書〕

此年庚午四月望始見白花。　壬申四月花盛開。望如香雪。

○鴨跖草

鴨跖草　和名ツキクサ、又ツユクサ、又アヲバナト云、讃岐方言カマツカ、近江彦根方言コンヤタラウト云、所在ニ多シ、花碧色ナリ、又白色ノモノアリ、淡碧色ノモノアリ、白花青暈ノモノアリ○琉球種葉短シテ縦理多ク花至テ小シ異品ナリ○近江栗太郡山田村産葉ノ長六七花瓣大サ寸ニ近シ、土人多植テ利トス、六月十三日ヨリ七月十三日ニ至テ花ヲ採ノ候トス、擧テ家野ニ出テ花ヲ取リ汁ヲ搾リ紙ヲ染。是ヲ青花紙ト稱シテ四方ニ鬻グ、其製傳アリ〔同日同書ヨリ抄出ス〕

○法興年號

南都法隆寺造釋迦銅像記　法興元卅一年歳次辛巳十二月鬼前太后崩明年正月廿二日上宮法皇枕病弗悆于食王后仍以勞疾並着於時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸未年三月中如願敬造釋迦尊像並俠侍及庄嚴具竟乘斯微福信道知識現在安隱出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六道法界含識得脫苦縁同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造。

○東醫寶鑑有治狐術

隋園の子不語〔新齊諧十九〕に東醫寶鑑中有治狐術一條云々。未問其東醫寶鑑中載何卷頁。とあり、此書國刻ありて僻書にあらず、他日考索すべし〔四月望雨中〕

○コヲルド

コヲルド　和名シヤムデイ、此物往年暹羅人長崎ニ持來ル、然ドモ本邦ノ人其用ヲ知ザルガ故ニ貿

ズ、因テ、暹羅人是ヲ海中ニ投ズ〔蜀山外史云、投之海中邪投之賈人邪未可知也〕今希ニ長崎海中ヨリ出ルコトアリト云、研テ畫色ニ用テ赭黄色ヲナス、秋景中山腰ノ平坡黄間ノ細路深秋草木又ハ松幹ノ類此物ヲ用テ甚妙ナリ、本邦ノ畫家銀朱墨藤黄三物ヲ合テ此色ヲナス、然ドモ楪子中ニテ銀朱ハ沈テ底ニアリ、藤黄ハ浮テ上ニアリ、墨ハ中ニアリ、三物交リガタシ、漢土ニテハ藤黄中代赭石ヲ加テ赭黄色ト名ク、是亦代赭ハ沈ミ藤黄ハ浮ム、コヲルドノ自然色ニシカズ○蠻産上品○伊豆田方郡湯ガ島産上品辛巳ノ歳予始テ是ヲ得、壬午主品中ニ具ス〔物類品隲卷二〕

按、此畫具の事は鳩溪の知己に聞けるなるべし。

○三七

三七　一名山漆。東壁曰。此藥近時始出ニ南人軍中一。用爲ニ金瘡要藥一云。有ニ奇功一。ト、按ズルニ此モノ本邦ニモ昔ハナカリシニヤ、駿府政事錄曰。慶長十六年辛亥。八月十二日。金森出雲守可重初獻ニ山漆草一。其葉三七。而考ニ見本艸綱目圖經一相同。云々。今ハ多アリ〔物類品隲卷三〕

○泊夫藍

泊夫藍　ラテイン語サフラン紅毛語フロウリスヱンタアリス又コロウクスヲリヱンタアリト云、此物生草タヱテナシ、乾花蠻國ヨリ來ル、東壁曰。番紅花。出ニ西番回々地面及天國一。即彼地紅藍花也。按ズルニ此說大ナル誤ナリ、泊夫藍番國産ナルガ故李氏モ其何物タルコトタ知ズ、花紅色ニシテ、頗紅花ニ似タルヲ以テ妄ニ番紅花ヲ以テ命

ズ、近生紅毛人ドヾニヤウスト云者本草ヲ著ス、泊夫藍ヲ圖スルコト甚詳ナリ、根葉山慈姑ニ似テ五瓣ノ赤花ヲ開ク、蠻國ヨリ來ル所ノ泊夫藍ハ即其花ノ蘂ナリ、紅藍ノ類ニハアラズ、有レ圖可レ考、此一圖以紅毛本草臨。

按、泊サノ音ナシト云。

○樓葱

樓葱　一名龍爪葱和名マンネンネギ又サンガイネギトモ云、救荒本草曰。樓子葱。苗葉根莖俱以レ葱。其葉梢頭又生ニ小葱四五枝一。疊生三四層。故名ニ樓子葱一。不レ結レ子。但掐ニ下小葱一栽レ之便活。ト此物葉ノ末ニ根ヲ生ジ又葉ヲ出スコト覇王樹ノ枝ヲ出スガゴトシ、甚異品ナリ、東都希ニアリ、其由テ出ル所未レ詳、壬午主品中予具レ之〔物類品隲卷四〕

予去年玉川のほとり橘樹村百草(モクサ)村の一農家にて此樓葱を見たり、土人に名を問へばカルワザ葱(ネギ)といふと答へしもおかしかりき、ことしはからずも此名を正す事を得たり、讀書の一益今にはじめず〔庚午四月既望〕

○方竹

方竹　和名シカクダケ　竹譜曰。體方而有如削成。而勁挺堪爲拄杖。亦異品也。ト其幹方ニシテ馬鞭草益母草ノ莖ノゴトシ、和產ナシ。

○琉球產壬午客品中下野國那須郡佐久山白山松徹具之〔物類品隲卷四〕

按、予ガ杏花園中にもとより方竹の種あり、秋筍を生ず、六七尺にして頭の方枯れて葉を生ぜず、葉は春をへて生ずる也、此頃方竹すくなしとみえたり、今はまゝ見る事あり。

格古要論云。晉戴凱之竹譜有五十餘種。方竹出西蜀淅江杭州府。西湖飛來峰山上亦有之。其竹節上

有刺。蜀人謂之刺竹。

○キヨルコ

キヨルコ　紅毛人持渡ル芝類ト見エタリ、フラスコノロニ用ルモノ其質軟ニシテ甚シマリヨシ、紅毛語𡑮ノロヲポロツプト云、故ニ和人誤テ此物ヲホロツフト稱スルハ誤也〔物類品隲巻四〕

○人事

雲谷雜記云。今以物相遺。謂之人事。韓退之有奏韓弘人事物狀。盖自唐已有之云々。

覃按。孔安國古文孝經序。有或以人事請索之語。則自漢已有之。

○陶詩

陶淵明集雜詩十二首〔其十二〕

嫋嫋松標崖。婉孌柔童子。年始三五間。喬柯何可倚。養色含津氣。粲然有心理。

東坡和陶無此篇。

私曰。陶公之有此作。猶文貞之有梅賦。艶麗便巧。異其爲人。蘇公素有外好。而耽風水之情咏。至茲不和而何。

覃按。此詩語氣不下與二陶公他作一類上也。恐好レ外者。假二託之一乎。

併萬菴の江陵集の初にも少年の詩あり。

○道本禪師歸化

道本禪師〔邕亭〕蕭鳴草云、己亥夏六月和尚應聘日本住持長崎崇福寺とあり、此己亥は享保四年なるべし。

贈別鎭臺日下部公丹波守解任歸東都

賀藩鎭石河公土佐守重任崎陽

按、累代武鑑　享保二酉年五月廿八日御使番ヨリ任同十二年未閏正月十二日辭

長崎奉行　日下部丹波守 作十郎

後元文三卯年三月子作十郎亂心にて妻を害し家潰る。

石河土佐守不見重任とあれば二在勤目なるべし。

これによりてみれば道本の歸化は享保四年に相違なし、詩聖堂集注に明和年間歸化とあるは誤れり、徂徠の詩支那高僧本禪師道成十年住長崎と作れるは享保十三年申年の頃の詩なるべし〔四月廿四日書〕

○寛文中大坂御天守雷火御注進狀

寛文年中大坂御天守雷火にて燒失の節江戸表へ御注進狀寫一通

猶以御武具不殘恙無御座候御米藏御鹽硝藏も別義無御座候

昨二日夜戌上刻より當地雷電亥下刻御天守上之重雷火にて燒上り候儀昨夜子下刻以次飛脚申上候其以後御天守不殘炎上並御天守之下大御番衆之奥御番所燒次御天守之下東之方糒入置候御多門へ火移候付其續之御多門之埋門取壞候段重而今三日辰中刻以繼飛脚申上候御加番衆精出し右之取壞候所にて火消留被申候最早しめし申迄に御座候御殿其外御櫓御多門御金藏等迄彌無恙此上之安堵と奉存候押付御番衆豊前守組榊原伊兵衛丹波守組竹内三郎兵衛二人差下可申間委細口上可被申上候恐惶謹言

正月三日巳中刻

久保平左衛門

渡邊筑後守

石丸石見守

彥坂壹岐守
岡部丹波守
松平豐前守
渡邊丹波守
板倉內膳正
青山因幡守
酒井雅樂頭樣
阿部豐後守樣
稻葉美濃守樣
久世大和守樣
參人々御中

一右燒失之御多門三間梁五十間餘
一右御多門に有之候糒貳千六百石餘燒失
一御番衆奥之御番所三間梁拾五間燒失
○池田氏隨筆
一京嵯峨天龍寺門前制札箇條之內ニ
一寺家役者之外闕符舍屋令
撿斷事
是ハ開山ノ時分ノ僧ト懇ナル者侍又ハ〔出家土民町人等〕有テ他ヨリ來リ右地中又ハ門外ニ住居ス

ル者アリ、許ヨリ寺ニ付タル者ニテモナク家來ニテモナシ、其所ニ居テ子孫相續スル也、故ニ寺家役者之外ト有是等ノモノヲ闕符ト云、舍屋ハ則家也、若右ノ者ト他ノ者ト出入等出來ル時ハ此寺ニテ撿斷スルナリ、其上ハ諸司代ノ撿斷ニナルト也〔孟彪談〕

一石蒜　俗ニスイセンノリト云ハ此物也、右根ノ皮ヲ去スリツブシ水ヲ以テノベ水嚢ヲ以テコシテ、右ノ水ヲセウフノリヲ煮ルヤウニシテ、但薄クスルニハ水ヲ加ヘテトキテヨシ、此ノリニテ繼ゲバ年ヲ經テ放ルヽコトナシ、又壺ニテ入テ貯置時ハ幾年モ持也〔孟彪談〕

一竹林院〔京都四條ノ邊〕ニ八ツノ窓ノ圍ノコト、是ハ古田織部物好ニテ建タルヲ其頃ノ住僧古田氏ヘ所望シテ當寺ニ移シタル由ニテ先年見申候然共小堀遠州ノ氣ニハ入ラザル由其節住僧ノ物語也。

右池田正樹隨筆にあり。

○南掌國每十四年例貢象

南掌國。每十四年。例貢象四隻。乾隆二十八年。遣使進大象一小象三云々。といふ事浮槎散人が秋坪新語にみゆ、乾隆二十八年は此方の寶曆十三癸未なり。

○對軸孤軸

名畫無ニ對軸一。李成。范寬。蘇東坡。米南宮父子。皆高尙士夫。以レ畫自娛。人家遇ニ其適興一則留ニ數筆一。豈能有ニ對軸一哉。今人以ニ孤軸一爲レ嫌。不足與之言畫矣。米元章子元暉。世稱ニ小米一。即友仁也。〔格古要論〕

按、今世に稱する所の狩野家の二幅對三幅對なるものこれを見てその俗なる事をしるべし。

○古人題畫書于引首

古人題畫書于引首。宋徽廟御書題跋亦然。故宣和間背書畫。用黃絹引首一也。近世多書于畫首。趙松雪云。畫至元朝遭一刧也。古善人畫者□多新增。俱見圖繪寶鑑。（同書）
按、唐の頃は色紙二枚を畫上に押したるなるべし、今の聖賢御障子の贊並に眞言宗祖師の像贊等みなかくのごとし、色紙といふものもかゝるかたを寫せしものなるべしと思はる。

○星谷

大塚清土村に三角の井あり、雜司谷鬼子母神出現の地也、七本杉といふ靈木あり（一本より七本出しが今は枯れて三本あり）永祿四年五月十六日山本丹右衞門といふもの田を耘りて鋤の先にあたるものをみれば鬼子母神の像也、これを東陽坊に納む（文化戊辰まで貳百四十八年也と書付あり）今の大行院是也、御手洗の水きよく流れ出る橋の際を星谷といふ、雜司谷八境に星跡淸水とあるは是也（庚午五月六日）

○本淨寺

同所より護國寺の方へ出る道に大野山本淨寺と云寺あり、七面大明神あり、これは身延山貫首日脫上人紫衣勅許の時、此寺の檀那大野氏の力によりて事なれり身延山に藏めてある所の七面の尊像の雛形を賜りしを在家に安置するもいかゞとて此寺に奉納すと云（同日）

○疥瘙瘡

如來善巧咒經云。若疥瘙瘡。亦用萎華。細末酥和。火上煎之。咒千八遍。塗上卽愈。　今俗間に瘙瘡といふもの疥瘙瘡なるべし。

○柿蔕（綾文）

白氏文集〔卷二十〕杭州春望　紅袖織レ綾誇ニ柿蔕一。青旗沽レ酒趁ニ梨花一。柿蔕の模様は流行の織物にや。

〇黒田奥女中書翰寫〔美濃部伊織妻貞節なる事〕

黒田公奥勤候幾せより〔飯田町藥店〕龜屋久右衛門へ來る書簡寫

尙々何か認めちらし日永の御慰よろしく御らん分可被下候早々以上

拜見申上候揃かね候時こうに御ざ候へどもまづまづ御揃まし御機嫌よく御暮し被成候御事御めでたく存まいらせ毎度御こまやかにおりから御尋被下有難こなたより御ぶさたのみ申上候扨亦こなたに御勤申上候女中の內にて公義より御ほうび頂戴いたし候御事所々にもはなし御ざ候由御委しく御聞被成度段被仰下承知いたし候右の女中生れ房州の出生にて御當地御出候て尾州へひさ〴〵の內かるき御奉公に出相勤しばらくも御奉公いたし候間金子も少々たくわへ出來候間御暇戴候て番町邊のみのべ伊織と申候御はた本へ緣付候所男子壹人出來兼々繁昌いたし居候所其伊織と申候人何か御用向にても御ざ候てや上京いたし居候內近邊の心易き人に少し金子借用いたし居候由の所右の伊織大小こしらへ候て所々の心易き人にもみせ御酒などたべ居候所へ其金子かし候人參り合候間右の大小其人にみせ候所其者殊の外いきどふり借用の金子もなし不申にさやうな物こしらへ候とか申候て右の伊織を足にてけ候よし伊織も御酒のうへと申かんにん出來かねぬき候て其人へきりかけ候由夫より殊の外むづかしく相成先所々へ御預けに相成候所きられ候者は程なく死去いたし候由右にて殊の外めんどうに相成伊織は直に芝の有馬樣へ御預けに相成すぐに其場所より有馬樣御國許へ參り候所番町へ殘り候妻子いたし方なくうちもしまひかれ是いたし何分にも其子を大切にそだて候半と伊織に母壹人御ざ候其母は家の親類方へ引渡し妻は子をつれ候て自分の田舍へ引込居候所其子五歲の時

死去いたし朝夕なげきかなしみ居候內に伊織母江戸より尋參りせわいたしくれ候やうに申候に付また〳〵母引取見屆候て事もおはり候て自分も其節はさほど老年と申候にも無御ざ候に付また〳〵御奉公いたし候半と江戸へ出候所こなた御里樣に御婚禮附の御中居召かゝへ御ざ候に付御目見へ致候所御首尾いたしそれよりこなたへ御供いたし參りひさ〴〵御勤上候に付御上にても厚思召樣にて老年にもおよび候間表使格被下御勤申上候所金子も餘程出來候に付何卒田舍へ引入隱居いたし度願候間願の通御暇被下こなたにも三十年來御勤申上候に付隱居の節生涯御扶持被下候段被仰付下り候て田舍へ引込居候所去年秋頃其伊織御免御ざ候て有馬樣御國許よりかへり候段承りかぎりなふ歡さつそく江戸へ參り持合候金子にてさつそくかれ是とゝのい兩人新宅に居候所その段公邊へ達御聽貞節の御事とて御ほうびに銀十枚右伊織妻へ頂戴被仰付候御事に御ざ候右妻の名こなたに御勤申上候內は表使格に相成候てたきのと申〳〵御事に御ざ候先あらましはケ樣成わけ合に御ざ候委しき御事は中々認めとりかね〳〵ひとへにこなた樣御影さまと當人も每度有難り候て御うえ樣のみ申上居〳〵何もその內御めもじ申上候へば委しく御はなし可申上候よろしく御らん分可被下候めで度かしく

幾せ

かめや久右衞門樣

御返事

〇美濃部伊織傳並妻留武始末書付

元大御番美濃部伊織並妻留武始末書

西丸新御番松平石見守組與頭宮重久右衞門〔元七五郎〕實兄元大御番石河阿波守組美濃部伊織巳七

十歳明和八卯年十二月二條在番にて下島甚右衛門並仲間に手疵を爲負
同九年八月有馬左兵衛佐へ御預祖母貞松院並妾腹男子平内拾五歳迄親類へ御預安永三年八月廿九日
貞松院八十三歳にて病死赤坂黒鍬谷松泉寺へ葬り其後平内は從弟大御番齋藤忠右衛門へ引取平内事
忠右衛門在番留守中疱瘡にて病死
○妾るん伊織先祖年忌等迄念頃に弔ひ次第に困窮衣服等賣しろなしはては自身に不及無是非松平筑前
守へ奉公次第に立身後表使を勤むされど老衰に付暇を乞生國安房へ隱居黒田家より扶助貳人扶持初
るん十四歳にて尾州へ奉公十四年勤め伊織方へ來る房州淺井郡眞門村内木四郎右衛門娘已六十六歳
るん妹戸田淡路守家中に嫁するるん隱居後美濃部家年忌等の事右妹へ托せし由
去辰年俊明院樣御法事に付伊織御預御免左兵衛佐在所丸岡より江戸へ來西丸新番與頭宮重久右衛門
同居
巳年十二月廿八日るんへ御褒美として銀十枚被下之
松平石見守宅にて久右衛門へ申渡

甚右衛門惣領　下島友之助

御藏手代　同人次男　田中幸古（斷絕翌出生）

美濃部伊織妻儀は私實叔母に御座候伊織方へ緣組仕候譯は叔母儀幼年より尾州御守殿に相勤罷在候
然る處伊織叔母聟大御番相勤候山中藤右衛門殿私共内緣有之養女に仕嫁候明和八卯年四月嫡男平内
出生仕候同月伊織儀二條爲在番罷登候同年八月於二條相番下島甚右衛門殿と及口論手疵爲負候に付
知行被召上伊織儀は有馬左兵衛佐樣へ御預御在所越前丸岡城中に罷在年數餘程相立候後は有馬家藩
中之面々へ劍術並素讀手跡等を教罷在候之由此度承知仕候然る處伊織家族之者祖母壹人有之候是は

伊織實弟宮重七五郎へ御引渡妻子は伯母聟齋藤忠右衛門へ御引渡相成申候處祖母養も無間妻子方へ罷越同居仕居候安永三午年九月廿九日八十五歳にて病死仕候翌未年三月廿八日嫡男平內疱瘡相煩五歳にて病死仕候是迄美濃部家斷絕仕候てより五ヶ年に相成申候右之間聊一類共より合力無之故難澁至極仕自今着類等賣拂祖母並平內養育仕居候處祖母平內共病死仕無賴奉存且又美濃部家先祖無緣に相成菩提所赤坂松泉寺へ佛供料等も可遣手當無之儀共相歎き無據安永六酉年松平筑前守樣奥へ奉公仕昨辰年迄三十二年之內給金之內を以年々佛供料幷美濃部家先祖年回等無懈怠回香料相備申候然處及老年候に付昨年七月筑前家隱居願仕首尾好御暇被下扶持方頂戴仕罷在候依之私弟同藩中笠原新八郎方幷當人實姉房州淺井郡眞間村に罷在候此者方へ罷越居候處當三月伊織儀蒙御免此表罷越候に付再同居仕當時新御番松平石見守樣御組與頭宮重久右衛門方屋敷內へ別宅仕罷在候伊織儀當年七十貳歳に相成申候妻儀は七十一歳に相成候右は御內々御尋に付荒々申上候以上

十月　　　　戸田路略守內　有竹與惣兵衛

追而前文ニ相認候　　　　宮重七五郎〔改名久右衛門〕

當時新御番相勤申候　　　　齋藤忠右衛門〔改名八左衛門〕

覺

一私儀大御番石河阿波守殿組相勤罷在候節爲代人京都在番松平石見守殿組へ罷登候節於在番心得違之儀御座候に付御吟味之上私儀有馬左兵衛佐殿へ永御預被仰付置御在所表へ罷越罷在候處此節御慈悲の思召を以永御預御免被仰付當四月五日江戸表へ罷歸候之段冥加至極難有仕合奉存候乍併何之御奉公不申上罷在候儀甚以殘念至極奉存候に付奉願抔は恐多御儀候故左樣之儀にては無御座候得共私存寄之程申上候

氏長父子
にて御座候權現様より御代々御公奉奉中上台德院様御代近江國知行所御朱印等迄拜領仕罷在御奉公
仕候處私存寄違不調法之段可申上様無御座候へ共御奉公之不相勤處誠殘念至極奉存候乍併甚及老年
候御用立候身分にては無御座候得共存念之程申上度迄荒增相認申候猶又御慈悲之處奉拜儀候以上

十月十日　　新御番與頭　宮重久右衛門方同居仕候　　美濃部伊織

別紙

戸田淡路守內　有竹與惣兵衛

文化六巳年十月廿三日大目付伊藤河州會日留守へ廣瀨實勝持参翌廿四日攝津守殿會日委細及物語候
處早速右書付差出候様に被申候

差出候扣

此一件攝津守殿稽古講書之跡にて御咄申上候處書面一覽致され度段被申聞此書面差出候處御評議之
上極月廿八日伊織妻於留武へ銀十枚被下置右松平石見守宅にて被申渡宮重久右衛門廿八日夜老若廻
勤伊織は松平石見守へ計御禮に罷出此節病氣に付駕籠にて罷越候午正月朔日廣瀨傳左衛門を以風聽
同七日拜領銀初穗之由銀壹枚交肴おるんより有竹與物兵衛を以被惠請不申處無據志之處故受納追て
肥後國産二反相視相贈候積
右の一件猗蘭園〔全拾卷〕右之內作文有之候

猗蘭稿

氏長父子

二代目　國隆　號決山　　四代目　國豐　號九皐　　五代目　國雄　號甘縄

右三人ノ詩文家藏不許他見。

私ニ下島甚右衛門改名怜壹人青樓の藝者次男木藏の手代右改名委細の譯別錄にあり。

美濃部刄傷之節御原小兵衛〔此時大御番後轉御代官〕刀奪取候節詠候由

黒髪のみだれ心のあとさきをひとに問はれていふよしもなし

右得白水文庫所藏寫畢〔庚午五月八日〕

明和九辰八月七日周防守殿へ上村政次郎を以

月番　杉浦出雲守

石川阿波守元組美濃部伊織此度有馬左兵衛佐へ永御預被仰付知行上候に付御勘定奉行へ被仰渡御座候樣仕度と存候

阿波守大阪在番に付此度月番私申上候以上

右見計府簿中。

○看品

對州より朝鮮へわたす銅は大阪銅吹師泉屋吉次郎が方にて吹し銅なり、銅山は伊豫の別子立川なり、これをカンビンといふ、いかなる事と思ひしに天正年中の釋天荊が朝鮮に行し日記に看品といふ事あり。

天正十五年丁亥九月廿九日晴沈香之看品納六十斤

臘月七日晴製短書呈護送官而請受陸物後成看品

十一日晴云云以十三日成看品之日限

廿五日晴看品納銅鐵一萬二千三百斤自午刻至申刻盡納了

カンピンといふ語は此ことばのこれるなるべし、文意を按するに看品とは長崎にて唐物の荷みせといふごときものなる歟【五月廿九日朝記】

○正燈寺墓

山谷正燈寺の池の邊に古墓あり。

建武三年丙丑六月

土岐六郎墓

○淺草專當やしき碑

淺草專當屋鋪に古碑三あり。

一究竟妙覺トアリ

一是ハ右ノ方ノ五輪ノ頭歟

一雨をふせぐばかりの假堂に御座候近所みな草おひしげり居申候同じくは此堂なからましかはと被存申候

右は淺草並木東側町屋のうらにあたり雷神門よりは東の方南側茶飯屋たばこやのうら奥に御座候七月廿三日たづね見候たゞ今幸便一寸したゝめ差上申候　文寶

○芝青松寺古墓

芝青松寺の後山に古墓あり。

正保二乙酉年

素　性　禪　公　子

霜月廿七日　松平鶴松殿

すべて墓の上に偏の字ゑりてあり鶴退といふ事なるべし。

○河口三八

姓河口。名子深。字穆仲。號靜齋。俗名三八東都人。元祿十六年癸未生。大和侯文學。居東武麻布中屋鋪。于時寶曆四年甲戌十二月十六日病歿、享年五十二。葬東武麻布善學寺。　中村　門人著撰文源流

○勾股全書

勾股全書二卷呂溪顧應祥著萬曆三十八年程學海序。

○笠澤

岩井安左衛門源清則字子養號笠澤。

以上六條庚午六月七日燈下書。

○慈悲心鳥

慈悲心鳥は日光山の奥五里ばかりへだゝりたる栗山におほくありて、朝夕の鳥のごとし、大さは鳩ほどありて鷹に似たる鳥なり、日光にもたま〳〵ありと、沼間氏の物語也、沼間は日光に十二年ほど居りしもの也〔六月十九日記〕

○小倉色紙

庚午六月九日關宿城主久世〔大和守〕君にて小倉色紙をみる、高砂の尾上のさくら咲にけりとやまの

霞たゝずもあらなんのうたなり、同十日關宿より取よせ給ふとて、同じ色紙に添たる千利休が書をみせたまふままに寫し置たり。

定家　小倉色紙〔添利休文〕

返〳〵も忝次第滿足仕候〳〵

定家色紙雖祕藏預ケ
たてまつり候被寄思食忝候
段誠に本望忝次第に候
猶以對拙者相當之御
用被仰候由外聞實儀滿
足奉存候内外共
別て被懸御目候樣にともすやに
内々□令申候尙可得尊意候
恐惶謹言

菊月八日　　千□□□（三字ホドアレドモ不明）

もすや　堺鑑に萬代（モズ）屋道安とあり〔六月廿一日記〕

色紙の箱のふたに書付けることば

京極黃門小倉の色紙一葉並利休居士の文をあはせて關宿の大城のかみ久世君の久しき世よりおさめ置たまへるを白川少將集古十種の中にゑらみいれたまひしより高砂の尾上のさくら外山のかすみたちへだてず世にもあまねく聞つたへみん事をこふ人多くなりぬこれなん千家の文にみえし人の名の

よろづ代までも傳へゆくべきことはりなりけらし　藤原覃

○嵯峨開帳

庚午六月十五日より兩國回向院にて嵯峨瑞像開帳あり、同十六日舟をうかべて兩國にいたる、淺草御藏前泉屋茂右衛門は予が札差なり、此者の案內にて內陣にいり諸の寶物をみる事を得たり、十六羅漢の畫十六幅不動明王文珠普賢の三幅いづれも古畫にして希世のもの也、古法眼元信畫緣起〔一卷〕融通念佛緣起〔一卷〕あり。

開帳場に出たる十六羅漢はこの寫しなりといふ。

○春臺糶賤行詩

春臺先生の詩に

糶賤行

東都士民何匈々。始自孟冬至季冬。海內糶賤諸侯困。哀哉方今士與農。郡國近歲頻有年。粟米如土不直錢。廼詔有司議定價。號令數出紛紛然。貴貨賤穀由上政。因循無人察利病。號令愈出愈不行。黎民何以保性命。商賈何親戚。士農何仇讎。末厚本却薄。一樂一憂愁。本末厚薄兩易處。冠履倒置皆失據。都鄙咨々不聊生。在位肉食日暇豫。君不見農夫辛苦把鋤犁。秋成粟米如塗泥。已知樹穀徒費力。來年誰復事夏畦。天下求利相馳逐。那知金錢不如穀。一朝不炊終日飢。金錢寧充人口腹。冠冕君子胡然愚。皆道有錢斯有粟。郡國粟米鉅萬萬。何若擧棄之壑谷。不然鉅船捆載去。遠向海外諸國鬻。愚哉四國有粟可金買。一方無糴何所苦。君不見盈虛消息天道彰。年歲穰儉豈有常。安知今日如土米。不爲後來饑者糧。勸君儲蓄民間粟。用待凶年救飢荒。

太宰純　艸

右之艸本牛込改代町田中寺にありしを得て裱褙したるとて人のみせしまゝに寫し置也、此外諼園諸賢の草稿ども屛風の下張より出しを人々に分ちしと云、可惜もの也〔牛込御門外藥店龜屋勘兵衛話〇六月廿八日〕

熟荒事抄出于卷二十三清人有豐逃行詩未見。

〇關ケ原御膳仕立場

關ケ原ニテ御膳仕立候所ハ外也、御座敷ヨリ卅間許アリ、芝山ノナデサガリタル所自然御覽被成所ト細竹ヲ渡上ニ漉紙一枚張其下ニ□料理數物モナシ、如何ニモ手ガル也、今時ノ三千石計ノ知行取野陣ニ居候トテモ是ヨリ增シ可申候三人前ノ辨當一ツ也〔板坂卜齋覺書ニ出〕

〇柳澤吉保詩

元祿八年正月九日常憲院殿五十御賀のとき

こなたより御屛風奉らる壽老人書たる是は詩をぞ作りて書給へる

南極精英壽老人　欣然相遇太平辰　天公爲報明君德　來進遐齡千萬春

松陰日記にみえたり、これ柳澤吉保の詩也。

〇蒲室集

蒲室集　豫章釋大訢笑隱　至元四年虞集序

保壽尼寺檀越菩薩戒尼大友總持
施財命工刊行此版伏願人人肅清
慧目个个開悟靈心恩有報資怨親
融接延文己亥春雲居比丘妙葩題

承應二年初冬　風月庄左衛門〔刊行〕

長崎にて竹の畫の賛を胡兆新が書しをみしに

○春抄四月朔日

乙丑春抄四月朔日

凌霜盡節無人見

終日虚心待鳳來

蘇門胡兆新書

乙丑は文化二年なり、此とし四月朔日まで立夏の節にあらさるゆへに春抄と書しなるべし、面白き書やうなり。

○王子田樂

庚午〔文化七〕の七月十三日の晝つかた殘暑をいとはず倣子とともに王子の田樂見にまかりしに、もと相しれりけり築山の何がしにあひて、別當金輪寺にまみえ、月藏坊といへる子院にて酒くみなどし、田樂はじまれるより終りまでのこる所なく見物して歸れり、此日の事にあづかりし人々の名を月藏坊にとひて書つく。

觀業坊〔顧勝寺〕

甲冑にて割竹をもち別當の先立をし踊のさし引をなすものなり。

別當金輪寺

兒二人〔吉田源八　龜井鐵三郎〕作り花の冠をいたゞき別當に侍す。

七度半の使　白丁着たる長柄もちの男也。

別當出て本社に座す此使本社より金輪寺まで往來して踊を催す使也。

シマキ貳人

一人は御幣を背にし甲冑を着し野太刀七本を左右にわきばさむ手に薙刀をつく　彌陀坊

一人は茅を背にさし甲冑野太刀薙刀同斷此薙刀は源頼朝卿の奉納といひつたふ　寶藏院

子魔歸(コマカヘリ)貳人〔福田坊　一人失念〕少年也〔金輪寺より拜殿の階下までは二人の男背負ふ也〕

此のごとく紅白の紙作花をもつけたる烏帽子を着て金輪寺を出中門に入りて肩より下りおどりながら拜殿の階を上る也。

踊子六人

理觀　壽德寺　華藏院　月藏坊　藤本坊　寶持坊

紅白青黄ノ紙也

如此花がさをかぶりて踊る踊終れば此笠をぬぎて投るを見物のものみだれ入て奪ひ取也。

按、子魔歸(コマカヘリ)の訓シマキの音の誤にや、田樂に甲冑を帶するものを後卷(シマキ)といふ事、大江匡房の洛陽田樂記にみえたり。

此日拜殿に十二番の名をかゝぐ

若一王子宮典樂躍

一番　中門口　　　　　二番　道行　腰笮
三番　行違　同斷　　　四番　背摺　同斷
五番　中居　同斷　　　六番　三拍子　同斷
七番　默禮　同斷　　　八番　捻三度
九番　中立　腰笮　　　十番　搗笮　同斷
十一番　笮流　　　　　十二番　子魔歸

以上

七月　　　　　　　　　　　　　　得　水　書

右の番組赤井得水の書なり、祭禮の日ごとに拜殿に押す新らたに書すして古きを用る事おもしろし、菊岡氏の續江戸砂子に典樂をあやまりて典藥とかけるもおかし〔唐午恃怙節〕大草氏云、金森彥四郞物語に王子田樂の樂曲は新樂亂序の譜をあやまりしもの也といふ。

〇馬經牛經

馬經大全　寶善堂梓　春夏秋冬四集
牛經大全　同前　上下二卷
野放遭逢淋雨。外拴夜露風霜。云々。
東溪曰。凡槽馬與野放山騮。有不同乎云々。
野放は野飼なるべし。
〔淺草三社考　　　　　　　　源　弘　賢

淺草寺緣起云、むかし武藏國宮戸河の邊に兄弟の漁父あり、名付て檜熊の濱成竹成といふ云々。舊居のすみ家をあらためて新構の寺とす、彼時の土師の眞中知濱成竹成は今の三所權現是也。

弘賢曰。此緣起は應永年中にかきしを殘缺して後慶安に再興せるよし、共五年初秋專堂坊の跋あり、檜熊は氏也、姓氏錄に檜前舍人連檜前村主檜前忌寸などみえたる檜前の假名書なるべし、土師の眞若直の誤寫にや、但し土師宿禰土師連は姓氏錄にみえたれども眞はみえざるにや。

惺窩文集卷第二。〔淺草寺〕遠在推古天皇統御之日。嘗此濱有漁者。曰濱成。曰竹成。二漁一時下網捕魚云々。今掌寺事者。專堂儺頭。是彼二漁之裔也。

弘賢曰。上文に野僧三二枚。千茅索綯。以補茸祠堂之罅漏。予就渠讀口碑曰云々。とみえたれば惺窩の頃までも漁者は二人と云傳へたるを道春先生神社考より三人と記されしは誤なり。

批考

神社考詳節〔道春先生〕云。宮戸河邊。有兄弟三人。曰檜熊。曰濱成。曰竹成。〔一說曰。三人者。土師氏也。曰眞中知。曰濱成。曰竹成。〕云々。三子卒後。子孫建三社爲三神。今之三所護法是也。

弘賢曰。緣起に檜熊のと書たれば氏なる事あきらかなり、然るを文盲なるものゝ檜熊をも名と思ひて兄弟三人なりと誤傳へしをそのまゝに記されしなるべし、分注の說も三人は土師氏なりとは誤也、土師の眞中知は初て堂をいとなみし人なるべし、觀音を感得せし檜熊の濱成竹成と堂をいとなみし土師の眞中知と三人の靈を祀りて三所權現とせしこと緣起證すべし。

或人曰、今三社の中尊は東照宮束帶の御木像なり、緣起を尋奉れば、寬永十九年燒亡の時御神體も失ひ奉りしと申上けるに、月へて後御宮寺の僧負奉りて上總の方より歸り來れり、そのよしあらはに申べきにあらずとて、三社の內陣に遷座ありしより今日に至れりといへり、よりておもふに三社の神體

は東照宮と濱成竹成を祭れるにてもあるべきや。

弘賢曰。この說信じがたし淺草御宮の御神體は寛永九年紅葉山に遷し奉りしより後燒亡は十九年の事也、落穗集追加にも觀音堂燒失の後東照宮の御事は御神體も先達て紅葉山へ被爲入今ほどの儀は御拜殿までの儀に候へは當分御建立の儀は御延引あそばさるべく旨被仰渡候と也、とみえたれば今三社におはしますす御像は寺僧のわたくしに作り奉りしにても有べきにや、さて三所は上件のごとくなれば東照宮をかそへ奉るべきにあらず、再按ずるに、今の社壇は藤堂家今の東叡山別業にて有し頃かねて勸請せし社を染井の替地賜はりし時こゝにうつせしといふこと、江戸惣鹿子名所大全にみえたれば、藤堂家勸請の御像なるもしるべからず。

以上屋代弘賢所記なり、予近頃上野の僧の言をきゝて四月十七日朝淺草寺にまうで三社權現の邊の茶店にきくにしらず、權現の社のもとにきけば、おしつけ上野より出家十人計來りて誦經して御戶帳をひらくといふまちつけて拜し奉るに、束帶の御像玉眼あざやかにおがまれたまふ、御肩の聳へたるかたち威ありて猛ならずといふべし、よりて思ふに、はじめ東照三社權現といふによりて表には淺草三社の名を表し、內證には神祖を祭れるもはかるべからず、上野の山王權現は神武天皇源賴朝公東照權現の三社にて祕密の事なりと上野の僧のかたりしも、同日の談なるべし、いかにも御社の彫物工を盡し境內馬駕籠通るべからずの榜示など外々に異なる事みるべし、猶待再考。

文化庚午八月初六　杏花園

○加藤清正貳百年忌

麻布白金一丁目に覺林寺といふ寺あり、此寺に加藤清正の像あり、ことし〔庚午〕貳百年忌にて六月廿三日四日兩日開帳ありしと云ふ。

○八股文

乙丑のとし（文化二）長崎にて譯司周文二右衛門を以て程赤城（霞生）に八股の文體を問ひし時答にいはく

一破題　二句
一承題　五六句
一開講　一大段
一承上　一二句
一起股　二比對式
一中股　同
一腰股　同
一結股

右題目用聖賢書數目

○轉切支丹類族

これも同じ頃長崎御代官高木作右衛門所持の切支丹類族の書付をみし時寫之

転切支丹 孫兵衛 ── 転切支丹 孫右衛門（孫兵衛嫡男）

類族

- はつ（孫兵衛孫 孫右衛門嫡女）
  - 庄助△（転切支丹 本人同前 孫兵衛系 孫右衛門孫 はつ倅）
  - おと△（転切支丹 本人同前 孫兵衛系 孫右衛門孫 はつ娘）
- 九郎左衛門（孫兵衛孫 孫右衛門二男）
  - 産十郎（孫兵衛曾孫 九郎左衛門倅）
    - 源彌（孫兵衛玄孫 産十郎倅）
      - 久助△（転切支丹 本人同前 孫兵衛系 孫右衛門玄孫 源彌倅）
      - 女ハ不出
    - 女ハ不出
  - まつ△（転切支丹 本人同前 孫兵衛曾孫 孫右衛門孫 九郎左衛門娘）

高木氏云、支配所の中に今も八十九十歳のものに類族の殘れるありて屆出れば撿使を遣して葬る事也と。

○定家卿小色紙

京極黄門定家卿色紙　古筆見了意極札添〔魚戸有嘉亭携示九月七日〕

○北村季吟墓

北村季吟の墓は池のはた茅町正慶寺にあり昔年ゆきてみし事あり石塔には

(廿)　花もみつ郭公をもまち出つ
　　この世後の世おもふ事なき

再昌院法印季吟先生

寶永二乙酉六月十五日八十二歳卒

と彫つけたり、此うた辭世のうたにあらず、しかれども季吟翁疏儀莊の記の末に〔全文續三十輻卷九ニ入可併見〕猶日ながき折はきし母のおはす曹司谷も遠からず、護國寺の大ひさのみまへにもたゞはひわたるほどなれど、老のあゆみに猶ちかければ、漸はせでら（長谷寺）にまうでゝ、不動尊の堂下より西みなみにかたふく日影に杖をたてゝ、時しらぬ富士のしら雪をながめ、千町の田面のみどりになびく風に涼みて、しばらくいきをのべつ、かくて

八十年來筆硯間。逍遙歌苑老心閑。一望士嶺千秋雪。雲帶淸風往又還。

初鳫のいなばにおつる聲はあれどうへし田面に鳴く郭公

花もみつ郭公をもまち出つこの世後の世おもふことなき

となんよみて疏儀莊に歸れば日くれぬ、宵過て月松の上にさし出てあきらけく、こゝにはけふみし花の色もみえず、鳥の聲も聞えず、彼桐火桶の餘薰あるかなきかに物の端にとゞまれり、寶永二年五月初つかた、法印季吟口にまかせふんでにまかす〔以上文〕とみえたれば此歌まことに絕筆なるべし〔庚午重九上白山先塋歸家書于西窓下〕

元祿十六年正月二十九日八十の賀の祝せし事も記中にみゆ。

〇護國寺五社

護國寺の本堂のうしろに今宮大明神あり、五社ともにあはせ祭るなり、五社は

今宮太明神　八幡宮　天照皇太神宮　春日大明神　三部權現

〇赤城義臣傳抄

赤城義臣傳十五卷　深淵子片島武矩著

享保己亥義人十七回忌ノ作也　絕板モノ也。

引書目次

通俗演義赤城盟傳引用之書

赤城盟傳〔前原宗房木村貞行叙本末神崎則休爲之註解曰之絕纓自解或赤城盟傳者此書也〕

赤城紀談　西山紀聞　義士文通

介石記　追加介石記　鍾秀記

新撰大石記　　槿花集　　赤穗忠臣記
介淺記　　武家明鏡記　　寺崎私記
易水連袂錄　　蓬窓紀談
義人錄（室直清著作）　　忠士筆記（淺見安正書之）
忠義碑文（忠義碑三字二條右大臣綱平公染筆三宅九十郞緝明作之）
瑞光院之記　　山科之問書　　義士考
　義士絕纓書（再三考之）

一營中躁動シテ白書院伺候ノ群侯席ヲ去テ起躁ル事夥シ、爰ニ志州鳥羽ノ城主松平和泉守乘邑(ノリムラ)生年十五歲、少モ席ヲ動搖セズ、嚴然トシテ申サレケルハ、御譜代ノ大名伺候ノ義ハカヽル非常ノ御備トコソ覺エ候ヘ、各本席ニ著座セラレ監察(メツケ)ノ面々ノ裁判ヲ相俟レ候エト、神妙ニゾ申サレケル、虎ハ生レテ三日ニシテ牛ヲ食フノ氣アリトカヤ、乘邑素ヨリ淸和源氏ノ冑裔ニシテ、流レヲ德川ニ同フセリ、其身漸ク志學ノ歲ニ逮テ、臨機應變ノ勇智、天晴(アツパレ)武將ノ材器カナト、末憑(タノモシ)クゾ覺ケル（覃云、可補世說雅量）カヽリケレバ淺野內匠頭吉良上野介ヲ刃傷セルノ由聞エケル所ニ、程無ク御坊主義英ヲ介抱シテ白書院ノ前ヲ通リケル時、脇坂淡路守安照群侯ニ向テ、斯(カ)ク直垂ノ血ニ染タルハ珍ク覺候トゾ申サレケル（覃云世說雅量）

○爰ニ松平陸奥守伊達綱村ハ田村右京大夫武顯ノ本家ナルガ、後日ニ長矩ノ切腹ノ形勢ヲ傳聞、奮然トシテ申サレケルハ、淺野長矩苟モ淸和源氏ノ流ヲ挹ミ列國ノ諸侯タリ、何ゾ無官ノ獨夫ノ如ク廷上ニシテハ死ヲ授ケルゾヤ、罪ヲ誅スルトモ其人ヲ辱ベキ謂ナシ、武人ノ習ヒ誰カハ明日ノ毀譽ヲ知ベキ、是武門ノ禮義ヲ失フト謂ベシ、鄕使(タトヒ)撿使ノ指揮ニモセヨ、是非ヲ論ジテ刑法ヲ正ス間鋪

理ニアラズ、其上太閤秀吉ノ天下ヲ制セラレシ時、故アリテ伊達兩家雖ヲ搆フコトアリ、故ニ代々不レ快是武人ノ耻キ處ナリト甚嘆ゼラレケルトゾ聞ケル。

覃按、所謂處士横議者　此時ノ大撿使莊田下總守是ガ爲ニ御役御免ニ成リタリ。

一長矩ノ嬖臣片岡源五右衞門磯貝十郎左衞門ト云者アリ、片岡ハ尾州ノ英產ニシテ長矩ノ臣片岡六右衞門ガ養子トナル、殊色アリ、美少年ニシテ長矩ニ扈從シ、恩顧他人ニ異也、故ニ二百石ノ采邑ヲ增給リ、本知合テ三百石ヲ食テ側用人タリ、磯貝モ又少年ノ頃、愛宕山教學院ニ於テ長矩ニ拜謁シ、竟ニ徵テ左右ニ候ゼリ、祿百五十石、職片岡ニ同列タリ、兩人君臣ノ恩義人ニ超タルハ、韓雲孟龍ノ約同ジカラザルノ故也、君ガ遺骸ヲ泉岳禪寺ニ葬リ、腹搔切テ苔ノ下ニ仕ント思ヒシカドモ、一先赤城ニ馳着我ニヒトシキ側輩ヲ談ヒ、本城ニシテ事ヲ起スノ本ヲ立ント思ヒケレバ、一七日ノ喪ヲ務テ三月廿日江府ヲ出、兩人鞭ヲアゲテ赤穗ニ至リ、諸士ト忠誠ヲ盡シケルコソ類シケレ。

一物而良雄ガ爲レ人溫寬ニシテ度量アリ、剛毅ニシテ沈勇ナリ、曾テ小幡景憲ノ流ヲ挹テ武田ノ淵源新維公ノ兵法ニ通曉セリ、然而赤穗ノ城壘ハ、小幡景憲ノ門生近藤三郎左衞門ガ築城ノ法ヲ用ヒ、山本道鬼ガ小圓ノ規矩ニ合テ築ル城トイフ云々。

一四月十二日城中ノ會議一決ノ上、即時ニ奉行ヲ召シ、府庫ノ金銀ノ高ヲ計リ、民手ノ箋ヲ買取テ蚤ク民ノ心ヲ安ゼント、札座ノ奉行岡島八十右衞門常樹〔覃云岡島實ハ原惣右衞門ガ弟也〕ニ命ジ、民ニ出ス處ノ札銀高ヲ府庫ノ有銀ニ平均シ、六分ノ積リヲ以テ之ヲ渡ス〔札壹貫目ニ銀六百目渡〕又城屬ノ金〔用心金ノコト歟〕ヲ以テ諸士ノ飢寒ノ料ニ充ンコトヲ計ル、大野ヲ始十五人ノ頭人等大義ノ會議ニハ後込シテ、〔用金割符ト聞テハ進ミ出テ配分ヲエントト、其法知行高ニ應ジテ割ント

云、良雄云小臣大臣君ヲ思フニ隔ナシ、其上大臣ハ武具家財ヲ沽却シテモ三年ノ間ハ飢ベカラズ、小臣ハ家財ヲ貯フルコト少シ、唯人數ニ應ジテ別ツベシト云ニ、衆口甚喧シ、素ヨリ良雄ハ心豁如トシテ迫ラズ、アナガチニ不臣ヲモ責ズ、利ノ爲ニ回ラズ、別ニ多カランコトヲ求ザレバ、竟ニ不臣ノ輩裁斷シテ百石二十四兩ノ法ヲ以テ之ヲ分ツ。

一 爰ニ武林唯七隆重ト云者アリ、長矩ノ昵近士トシテ赤穂ニ有ケルガ、城中ノ會議シバ〱席ニ進ンデ義言ヲ出シ、志厚クシテ良雄ガ指揮ニ從ヒ、殉死盟約ノ隨一タリ、父ハ渡邊平右衛門ト號シ、曾祖父ハ明人ニテ孟之貫ト稱シ、世々杭州武林ノ人也、曾テ日本ニ來テ住シ、終ニ淺野家ニ仕フ、故ニ隆重武林ヲ以テ稱號トシ、且自常ニ謂ラク我ハ戰國孟子ノ冑裔ナリト。

一 京都ヨリ江戸へ贈シ狀ノ中ニ、御法事等之儀御免ニテ四月十二日ヨリ同十四日迄御執行有之、御石塔御位牌外聞宜ク建立有之由、先珍重之御事ニ候、百ケ日之御法事當月廿四日ト奉察候、此御法事御免之儀先年內藤和泉守殿之御時、永井殿ニモ餘程間有之樣ニ覺申者有之候、此度ハ少早ク御免被遊候樣ニ申候、如何其元風說モ有之候哉ト存候〔六月十三日大石內藏介原惣右衛門連名狀ニテ高田軍兵衛樣堀部安兵衛樣奧田孫太夫樣ト有之內ニアリ〕

一 洛陽ノ北天神ノ厨子ニ瑞光院ト云禪寺アリ、其地タルヤ北ハ紫野ニ連リ、金毛閣雲ノ林ニ繞へ、西ハ今宮ノ行宮ニトナル、竹林松樹森々トシテ艸路行人ノ跡ヲ埋ミ、面壁ノ樞寂トシテ更ニ世塵ノ媒ヲ失フ、山門ノ左ニ朝野稻荷右ニ拾翠菴アリ、抑此朝野稻荷ト謂ハ昔朝野宿禰ト云人、淸和天皇ノ御胞衣ヲ此ニ埋ミ、叢祠ヲ建ル處ナリト、然ルニ豐臣公聚樂ニ在セシ時、淺野彈正長政此所ニ別業ヲ構へテ、朝野稻荷ヲ以鎭守トシ、靈驗ヲ得ルコト著シ、然ルニ朝野ト淺野和訓相同ヲ以世ノ人淺野稻荷ト稱ス、其後聚樂ノ覇業亡テ長政ノ別業モ倶ニ廢壞セリ。其後慶長年中大德寺ノ僧逐角禪院

ヲ造リテ瑞光院ト稱ス、其後年久ク看坊スル僧モ無リケルガ、姓ハ本庄氏名ハ陽甫ト云沙門、席ヲ嗣デ第二祖トナル、淺野長矩ノ室瑤泉院婦人父ハ淺野因幡守、母ハ本庄氏ニシテ、陽甫トハ族弟ナリ、第三祖ヲ海首座ト號ス、是又瑤泉院ノ族弟ニシテ山崎來島等ノ一族ナリ、サレバ瑞光禪院斯ク淺野家ニ重縁ノ寺ナルヲ以テ、内匠頭長矩永ク百石ノ俸米ヲ寄附セラレテ、寺僧ノ炊汲ノ料ニゾ充ラレケル、因以大石義雄山科ノ幽栖ニ住テ、先此瑞光蘭若ニ來リ、拾翠菴ヲ假ノ住居トシ、海首座ニ馴睦ビケルガ、交情金石ノ徒ヲ誘ヒ來リ、瑞光院ノ方丈ニ於テ數密事ヲ談ズ〔中略〕此寺ニ冷光院殿吹毛玄利大居士ノ墳墓ヲ築キ、京畿ニ客タル志士ノ廟參ニソナヘ、復讎ノ廟算ヲナサバヤト思ヒケレバ、八月十四日亡主ノ忌日ヲ以テ長矩ノ衣冠ヲ瘞ミテ標ノ石ヲ建、法號官名ヲヱリテ毎月十四日拜掃常ニ怠ルコトナシ、因以墓料トシテ白銀十貫目ヲ以寄附スベシト約ス。

一赤城義臣傳〔書翰之卷〕卷五也

一大石内藏介贈堀部彌兵衞ノ狀ノ中

一普請取立申ニ罷成候者木挽之樣子承可申事ニ被存候木挽之沙汰不承普請取立段ハ無ニ本意ニ候木挽之了簡又我々思慮ヨリ十倍增ナル事モ候哉三人之大工衆其外如何樣之了簡候哉承度存候

一兼テモ申候通普請彌取立申ニ罷成候ハヽ、隨分隨分地形ヨリ念ヲ入如何モ丈夫ニ木柱迄モ念ヲ入候樣ニ取立可然候麁想下手大工共之了簡ニテ只手間ヲ惜ミ急申迄ノコトヽハ曾而不存候念之上ニモ念入候而慥ニ日用人數ヲモ算用仕第一地形善惡ヲモ糺シ至極能ト申上ニ取立可申事ニ存候是又如何思召候哉　十二月廿五日　上下略

覃云、木挽トハ木挽町ノコト也、是隱語也可味、淺野大學殿ノコト也。

一良雄甚婬酒ニ耽リ、伏見ノ里ノ傾城浮橋ト云女ニ通ヒ馴テ、晝夜ノ境モナク醉倒レケレバ、小山源

五左衛門進藤源四郎等議シテ曰、良雄ハ我黨ノ將帥也、カヽル擧動アリテ爭デカ衆ヲ統ベケンヤ、是偏ニ枕席ノ徒然ナルガ故ニテゾアルラントテ、瑞光院主海首座ニ議リ、洛陽二條通寺町ノ邊リ、二文字屋次郎左衛門ト云者ノ女（其名閑流(カル)）ノ容色艶ナルヲ納テ妾トス、良雄甚ダ此女ヲ愛幸ストイヘドモ、未ダ伏見ノ里ノ浮橋ノ中絶ズシテ、深艸ヤ木幡ノ里ヲ歩行肌足(カチハダシ)ニテ行通フ、加之祇園八坂ノ夕暮、僧衣ヲ着シ刀劍ヲ解テ宴席ニ戯レ、妓女ヲ携テ洛ノ中外ニ遊ブ、（略）小山進藤ハ心ウキコトニ思ヒケルニ、奥野將監ハ赤穗ニ於テ祿千石ヲ食テ番頭ノ座上タリ、（略）數ゞコレヲ諫ム、良雄默シテ答ヘズ、奥野ツクゞゝト思ヘラク、我カヽル不覺人ニ與シテ爭大事ヲ遂ベケンヤト、竟ニ始ヲ渝テ交ヲ絕ツ、讎家ノ間者此コトヲ聞テ、今ハ赤穗ノ黨類怖ルニ足ズトテ、皆關東ニゾ歸リケル。

一淺野稻荷生靈芝

小野寺重內奉納ノ歌

千早振神ノ惠ノ雨露ニ人ノ代カケテ出ル芝(クサヒラ)

又奉納ノ俳諧

神垣ヤ福芝(サイハイタケ)ハ人ノ蓋　大高子葉

海山カケテ秋ノ物也　小野寺秀富

カハラヌヤ月ノ桂ノ男氣ニ　三村包常

院主申サレケルハ、福芝トアリテモ氣候ヲモチ候哉ト問ル、子葉ガ曰、靈芝ヲサイワイタケト訓ジ候、簟(タケ)ハ素ヨリ秋ノ物也ト、院主重テ靈芝(サイハイタケ)蓋(カサ)ニ着セラルベキヤト笑レケレバ、子葉重テ天(アメ)ガ下々々ト戲レ笑ヒ、各喜ノ神酒ヲサヽゲ賽(カヘリモウシ)シタリケル。

覃云、文化九年壬申五月朔所見午ノ十二月廿一日十五歳書之大石主稅良金自筆ノモノ書肆江見屋隱居所持也此句ヲ書タル也。

一良雄ハ外戚池田玄蕃ガ招ニ應ジテ備前ニ赴クト稱シテ、山科ノ棲居ヲ八幡ノ僧證讃ニ與ヘ、閏八月朔日山科ヲ辭シ出都四條ノ道場梅林菴ヲ借テ暫時ノ寓居トス、折柄菊屋彌兵衛ト云絹ヲ賣人親ク出入シタリケルガ、此者ニ命シテ父子及ビ其外同士ノ裝束ヲ拵サセケルニ、腹卷仕立ノ着籠裏ニ萌黃ノ金襴ヲ用、浮紋ノ裁付、紅梅裏ノ黑小袖、羽織ハ黑縮紗ヲ用、衿ト袖覆輪トヲ白ク大筋ニシテ、頭巾ノ裏ニハ兜ノ鉢ヲツヽミイレ、火事裝束ヲゾ模シケル、父子ノ出立割符ヲ合セタル如ク、同ジ絹ヲ以製之、其外同士ノ着籠ハ紅ノ布ヲ裏ニ用裁付ヲ脚引ニカヘタリ、其外小袖羽織等思々ニ地絹ヲ替タレドモ、羽織ノ大筋ト小袖ノ紅裏頭巾ノ前立物等ヲ以相印ト仕ケレバ、模樣ヲ用ルコトハ四十餘人ニ至テモ少モ違ザリケリ、コヽニ其比寺井玄溪ト稱スル醫師アリ、元來京師ノ人ニシテ醫術ヲ以テ長矩ニ仕フトイヘドモ、變ニ因テ再京師ニ客タリ、良雄ハ東行ヲ究テヨリ彼玄溪ニ命ジテ家財雜具ヲウラシメ、田圃ヲ質シテ金銀ヲ集ム、惣而去年三月以來謀略計議ニ拋ツ處ノ黃白數萬兩ニ及ケレバ、錢金已ニ盡果テ諸士一統ノ關東ノ羈行奈何アラント思ヒケレバ、內藏介モ思ヒノ外ニ當惑シテ、重代ノ重寶トモ所々ニ遺物ノ心當有ケルヲモウリ沽却ヲゾ仕タリケル〔下略〕

覃云、實事ナルベシ。

一抑去年赤穗開城ノ時用金配分ノ殘餘數千兩良雄之ヲ掌リテ我黨ノ財用ニ盡シ、杉野ガ千餘兩ノ金モ盡良雄ガ山科ノ田圃其外家財諸品類ヲ沽却シテ集ル處ノ金、去年三月ヨリ今極月中旬ニ及テ殆五萬三千餘兩許〔四十餘人各貯ル金アル也、此ニ云處ハ良雄一人ニ預所ナリ〕然ルニ其餘金未數百兩有ケルヲ、三百餘兩ハ帳面ヲ添テ近松勘六ヲ以テ、瑤泉院夫人ノ許ヘゾ贈リケル〔中略〕良雄ハ瑞光

院ニ細書ヲ寄テ其黨四十七人ニ決シタルコトヲ書記シ、且用金ノ殘餘幾百兩ヲ以約諸ノ如ク寄附スルヨシナリ、是則玄利大居士ノ墓料ノ不足、又ハ四十七人ノ墳墓ノ築料等ニ志ス所也、然トイヘドモ其金永ク瑞光院ニ到ラズ、爰ニ又緋無垢ノ小袖二ツヲ海首座ニ托シテ、是ハ某常ニ着馴タル小袖ニ候ヘバ一ツハ但州ノ妹ガ許ヘ差下サレ、一ツハ輕女ガ所ヘ贈リ給ルベシトノ紙面ナリ、其紅梅衣裏ニ數百首ノ歌ヲ自書セリ、是ナン其筆ノミダレノアリサマ忍ブモヂズリノ心ノ文トモ謂ツベク、院主モカギリナクアハレニ思ハレケレバ、即二文字屋ガ許ニ二ツノ小袖ヲ贈リ、一ツハ但州ヘ下スベシトゾ云送ラレケル、誠ニ斯ル事ヲ以テモ良雄ノ篤實其剛毅無雙ナルコトヲ知ベシ。

編者云、爰ニ瑞光院主海首ハ後年ニ至テ義士ノ墳墓ノ成ザルコトヲ憤リ、思ヲ盡セルトイヘトモ窮テ貧キ禪院ナレバ其志望空クシテ十有六年ヲ歷タリ、于時來年辛保四己亥年既ニ義人ノ十七回忌ニ當レリ、院主慨然トシテ思ヘラク、我良雄ガ遺言ノ旨ヲ安クウケガヒ其施金落手セザル故トハイヘドモ今十有六年ヲ經テイマダ其一諸ヲ果サズ、是我器財無クシテ事ヲ怠ルニ似タリ、若此儀ヲ成就セズシテ世ヲ謝スル事アラバ黃泉ノ下ニシテ彼們ニ謁シ何ヲ以答ンヤトテ、俄然トシテ志ヲ起シ、享保三年ノ六月ヨリ勸化シテ其向從ニ志有ン武人ノ布施ヲ得テ、己亥二月四日迄ニ塔石四十六基ヲ造立センコトヲ欲ス、院主ノ志篤實ナリト謂ベシ、誠ニ何人カ彼們ノ精忠ニ感セザルコトノ無ラザランヤ、既ニ大石氏ノ舊地江州大石庄ニ於テモ、良雄ノ鬢ヲ瘞ミテ石ヲ建四十餘人ノ姓名ヲ併セ刻ミ、文ヲ爲テ忠義ノ碑ト稱ス、忠義碑ノ三字ハ二條右大臣綱平公書之、碑文ハ幕府ノ儒臣三宅九十郎撰之、是其美稱乾坤ト倶ニ消滅セザルノ謂ナルベシ。

一　脩又相印ハ兼而定ル處ノ白布ノ大筋金皮ノ袖符鏡ノ前立物ヲ以四十七人ノ總符トス、(覃云、銀ノ鏡也)脩又三人組ノ符ハ前立ノ鏡ノ中ニ、いろはノ文字一字ヲ黑ク書シ、其文字ニ右字左字ノ兩品

ヲ以テ東西組ヲ分チ、良雄ヲ左トシ主稅ヲ右トス、裝束漸相似テ疑キ時ハ相詞ヲ以テ勝負スベシ、三人組ノ中ニ於テモ耆老先官ノ人ヲ以其長トシ、二人ハ三人ノ長ニ從ヒ、三人ノ長ハ一隊二十四人ノ長ニ從フ、三人ヲ以テ一人トシ、二十四人ヲ以胴勢トシ、二十三人ヲ以手足ノ如クシ、一字ヲ以三人ノ符トシ、左字ヲ以二十四人戰隊ノ符トシ、右字ヲ以二十三人遊兵ノ符トス、然而上州公ヲ討取候者笛ヲ吹テ衆ニ示シ、鉦ヲ聞時ハ一所ニ集ルベシ、上州公ノ首ヲ得ズンバ黎明ニ至ル迚モ鬪戰ヲ果スベカラズ、卯ノ刻ヲ限テ進退ヲ究ムベシト約ス。

右十四卷青山堂ヨリ借得テ抄出ス〔庚午臘十九日〕

同書平假名本十四卷アリ、是又絕板ナルベシ〔文政三年己卯六月廿三日記〕

○小石川御殿番

元祿八年五月十一日　小石川御殿番

御殿へ猪來候儀不申達不調法に付御目見遠慮被仰付候

右によれば其頃まで小石川邊へ猪なども來りし事なりしなるべし。

○青山仙壽院

青山仙壽院は〔新日ぐらしと云〕里見家の庶子の開基也、家系の事を石棺の金棺に刻てうめしと也、土中に埋む時にいたり一枚石ずりにせしを今寺に藏すと云。

○普救類方

享保十二年普救類方仰付らる十四年十月十八日拜領物

銀十枚　御番醫師　林　良適　小普請仙石丹波守組　丹羽正伯

銀六枚

○訴人衆番入　　繪師　　狩野即譽（右は藥草之譜を相認）

野史にみゆる所

享保十九年五月廿九日油井丸橋訴人之跡目之者此度小十人組へ御入人可被仰付旨御内意有之若年寄御達

官にみゆる所

享保十七年十一月十五日

林　彈右衛門　　永島次郎太郎　　田代伊織　　奥村數馬

右之輩只今迄御用人方へ書出し候儀無之候向後御目見以上之輕き御役人相應之場へ可相勤人柄之者は書出し候積に心得可被申候

右之面々小普請支配へ達之右四人之内奥村定五郎林彈右衛門義享保十九年寅五月十三日小十人組へ御番入被仰付候

○駿府四足門

間宮左衛門貞享呈書に左衛門尉信盛慶長十年の頃同心五十人を預られて駿府城四足門の御番をつとむといふ、駿府には四足門ありしなるべし。

○新番組頭御褒美

明暦二年十二月廿六日新御番組頭小長谷伊兵衛間宮七郎兵衛三浦八兵衛八木兵助新庄與五右衛門御番間餘番より詰り申候處に骨折候旨上意にて黄金五枚ツヽ被下神尾勘兵衛義は煩候て有之候故三枚被下之同組四十人（名字不知）は黄金三枚六人（名不知）は貳枚づゝ被下是は本番助番共仕人すくなにて

骨折中に付被下之。

○常行堂

品川二日市村に天台宗常行寺と云寺有之塔を東叡山御建立の節被爲引移候今上野常行堂是なり。

○澤庵やしき

同東海寺初澤庵屋敷と唱屋敷作也後寺に被仰付候へ共本堂山門は無之勿論禪宗に塔は無之只今之山門本堂は澤庵遷化五十年之後類火にて燒失致候御再建之節出來候方丈は□(傳カ)松君之御殿を引移候もの也

〔右東海寺にての物語〕

○杏葉考

倭名類聚抄十五

鞍馬具

杏葉(キヤウエフ)イヒラ　辨色立成云杏葉(ハ)〔伊倍良俗云行衣布〕

年中行事卷物土佐光長圖之　全身略之

永正年中室町殿紋帳

杏葉　大友豐後守親繁

私ニ云右杏葉トアル紋樣ハ今ノ抱茗荷ノ通リナリ。

當時津輕家ノ書上ノ紋ニハ魚葉牡丹ト書ク又分家ニテハ五葉牡丹トシルス。

立花家ノ寛永系圖ニハ蘘容（ギヤウヤウ）。
鍋島家　同　蘘荷丸　紋様ハ抱めうが也。
分家ニテハ杏葉ト云テ紋様ハヤハリめうが也。
又一本魚様トモシルス。
覃按、杏葉ハ杏ノ葉ノ形ニシテ倭名ニ見ヘシヲ本トスベシ、諸家ニテサマ〱ニ書カヘ蘘荷トナセシハ形ノ似タルニヨリ誤レルナルベシ。

和訓栞
きやうえふ　倭名抄鞍馬具に杏葉俗に云行えふといへり、廣韵に杏音行と見ゆ、されば漢音はかう成べし、牛にも用ひたるにや、車の具にもいへり、いてふの葉也、今具足にいふも是にや、又屋造に搏風に繪様形をして其上にきやうえふといふものを打也、水といふ字をくづして造ると梅村載筆に書るも同義成べし、又幕の紋にもいへる事埃囊抄に見えたり。

〇本郷昌清寺〔稱仰院〕
本郷元町の昌清寺は駿河大納言殿の御乳人□□氏が開基にて、法名昌清院心譽妙安といふにより昌清寺と號す、御仲間頭神谷茂平太ゆかり有て入院の度ごとに此家より沙汰せしかど今はさもなし、御中間一統へゆかりありし事のよし、三河稲荷といふも元町の組中やしきにありしを、今は昌清寺にうつすといふ。
稱仰院は元湯島の臺にあり、後に湯島無縁坂にうつさる、年月は未詳。

〇松平信綱川越野間畠の事
松平豆州信綱代官に安松金右衛門と云あり、豆州の領分野間畠といふ所に武州多摩川の流れを引たら

んには、開發の田地もあるべきや否と是を議せられしに、いかにもよろしかるべき由を申す、をよそ黄金三千兩を費すべきにやと有しかば、豆州聞て私此所を領すとも又はいづかたへ移りなんもしらず、私三千兩の黄金を費して永く此地の利あらん事かつは公義への奉公の一つなりとて、安松に命じて多摩川の水をひかんとて、十六里がほど溝洫をうがちて新河岸といふにいたりたり、かくて水流入かと待に更に水來らずして一とせを經たりけり、豆州安松を召ていかで水はいらざるぞと有しに、いかにも水は入べきにて侍る、なにさまにも故ありぬと存ずといふ、其故いかにとありしかば、いまだ其よしをば心得侍らずと答へけり、又の年にも水入らず、又安松をめして尋ね問れしに、さりとは入べきものに候へ共かくのみ侍る事返〳〵不審に候、但此地は武藏野にて侍れば、をよそ川越の城下の人家常には疊の上に柿紙などを敷て、客來ればこれを卷てさて請じ侍る、これは地かはきてしかも風常にあれ、忽に座中塵埃に埋る故也、しかるに今年は城下の塵埃むかしの樣に侍らず、殊にむさしのにうへ侍りしはたけものことし程ゆたかに候事つゐに覺へ侍らず、多摩川より此溝に流れ入る水を廣き野に引侍る故にいまだ流れ來るほどの事は侍らぬにや、此水廣野にみち〳〵たらん後はかならず流れ來るべきものをと存ずと答ふ、羽生又右衞門といふ代官こゝらをつかさどりければ、やがてめしたづねられしに、さればことしほど野にうへし萬のものゆたかなる事は覺へ侍らずと申せしかば、豆州またのたまふ事もなし、又の年にも水來らず、此とき安松をめして尋ねられしかど、去年の如く答へてければ、汝が地の高下を審にせざるが故に水流るゝに堪ざるやといはれけれどおどろくけしきもなし、三年といふ秋大雨のふる後に雷の鳴るごとく水音おびたゞしくとゞろきてこの溝にあふれみち、て、平地をも水行ばかりに、六七寸ばかりある鮎の魚の流れくる事おびたゞしく、只一時に十六里がほどにながれわたりて、新河岸の川に流れ入てけり、去程に田地もひらけり、野間畠二百石の地たち

まちに二千石の地となりぬ、豆州安松をめしてこの年ごろ我立德分に汝をせめたりけるにつゐに驚く事なく、重て溝を修しなんともせざる事神妙に見ゆるものかなとて、一倍の祿給はりて三百五十石になされたり、其後次第にへあがりてたかき職をもつかさどれり。

右は新井白石先生の隨筆せしものゝよし言傳へり、まことにや　此文遺老物語に載たり。

○田中丘隅酒匂川の事

相州酒匂川といふは、名におふ荒磯にして水勢甚強く、いかなる堤を築ても一夜の中に押流す、其防難儀成所也、世々の老臣智化の奉行是に胸をくだくといへども是を治る事不叶、萬民の愁とするは是也、井澤彌惣兵衛といふ川方御普請功者の御勘定吟味役せし彼井澤手際にて治らぬ此酒匂川なり、依之大岡へ鈞命ありて酒匂川の水防の事被仰付、忠相色々工夫致されしかども成就せず、今日防の堤出來候といへども明日をまたずして夜の間おし流す、大岡大に肺肝をなやまされけり、爰に東海道川崎の問屋場に田中丘隅といふものあり、此者問屋馬さしの下郎匹夫たりといへども、幼少よりして文學を好み算勘に達し、儒業は徂來先生の門下に遊び名をも丘隅と付たり、黄鳥止丘隅といふ語より付たり、此者働ある事越前守能知て則田中を呼出、其方才覺を以て酒匂川の水防留る法もあらば工夫仕御普請可仕旨被仰渡ける、爰に於て田中承工夫して辨慶土俵といふ事を拵へ、ごろた石を俵に入て酒匂川の內壹俵づゝ數多堤入させ、酒匂川の邊妙蓮寺といふ日蓮宗の寺へ參詣し、鎭守鬼子母神へ立願せしめ、上人を呼て祈禱をたのみ、御普請成就の事賴み上候とて御布施金拾五兩納めたり、爰に於て住持僧侶を大勢連出て件の俵一俵へ法花の陀羅尼品一巻ヅヽ讀入て俵を投込〳〵しければ、經力驗有て一萬俵入て酒匂川水忽に止り堤思ひのまゝに成就せり、陀羅尼一萬卷の經力にて成就せし故法施堤とも陀羅尼堤とも名付けるとなり、扨其所に丘隅石碑を建たり、唐土禹王三年洪水を治め給ふにならひし

大丈夫の男也、依之大岡大に悅び將軍家へ申上直參に被召出御取立有之御代官被仰付五萬石の支配を預る、支配勘定格にて務大岡越前守支配たりしが、間もなく御代官格となり、御老中支配御勘定奉行觸下となり、翌年評定所にて頓死しけり、其子田中休藏とて家督仰付られ御旗本となる。

丘隅事のちは丘隅右衛門と稱せり、今の吉藏〔奥御祐筆〕が家也、予別に略傳を記し置たり〔野木瓜亭〕

○家紋

水野家ノ紋
六葉　或ケンギヨ

雲板（ちやうはん）（イシンハン）一　又鳴句

右家紋にまゝみゆ雲板と書てちやうはんとよめり、和漢三才圖會にもみゆ、打板と書はあしゝ。

○板坂意齋

一貞享呈書に紀伊殿御家來の中に　板坂意齋

一權現樣へ五世祖板坂法印合藥差上に付被成下候
御内書一通所持仕候

覃按　コレハト齋ガ末テランカ。

○義光

義光甲斐源氏之祖也
佐竹　逸見　武田　小笠原　加々美　秋山　平賀　大内　南部　等の源氏是より出。

○結城陣年月

小笠原家に言傳ふる結城陣の年月

永享十年十月下旬於相州早川上杉掃部佐と戰夫より鎌倉數度合戰
同十一年持氏自殺
嘉吉元年四月結城落城
應永十八年飛驒國司三位藤原尹纜騷亂

○石川丈山

石川丈山は安藝國の產也といふ、彼國にてある時召仕しもの出奔して在る所をしらざりしが、程へてのち吉川監物が家臣香川何某より書狀來り丈山の許にめしつかへしとて新參のものあり、されば不審の事あれば承るといふ、丈山答へそれこそゑせものなれ、我等が許にて惡事を仕出し剩へ名をいつはり、其方にありつく事不埒の上の不埒也、此方へ賜り候へ、さりながら手だれなれば穴賢怪我し給ふなといふ、香川も心得てとりこめやがて丈山に贈りしかば、大に悅び使者の前にて首を切り、謝禮にとて庭の椿の木二木を遠路迄もたせ遣はせしとなり、香川氏の墓の前に今もありと云、子孫晃〔實名〕は七世の孫と云。

○津金氏古文書

新羅三郎三代佐竹信濃守昌義が後胤對馬守某甲斐國巨摩郡津金村に住せしより家號として津金家也。

武藏國榛澤郡田中村四百三拾石壹斗勅使
河原村百三拾石九斗以上五百六拾壹石此外
〔百九拾石兩村開發地〕合七百五拾壹石事令扶助之畢
全可知行者也
寬永二

七月廿七日（御朱印）

津金助之進とのへ

甲州津金郷貳拾貫文根羽樫山共五貫文矢戸分八貫文藏出八貫文信州機郷百貫文同市淵郷三拾貫文上州下高田二拾貫文淸水宮內右衛門分壹貫百文幷在家拾間諸役免許以上本領村山郷貳百貫文（玄德齋知行分）三藏郷五拾貫文同分比志郷拾三貫文（同分）以上新知行事

右所宛行不可有相違然は預置足輕十人以此內可令扶持者也仍如件

天正十年　　　安倍善九

（九月九日）　　山本帶刀

御朱印　　　　奉之

津金修理亮殿

定

一兩三人と申組者共之妻子被官何方へ取候共可返付事

一津金之郷男女牛馬一切不可返付事

一境目之者共今度忠□（信歟倍歟）付而者恩賞之地可宛行之事

右何茂不可有相違状如件

天正十年　　　　　　　　山本帶刀

九月廿四日　　　　　　阿部善九郎

奉之

小池筑前守殿

津金修理介殿

中尾監物丞殿

和襪子又称草履

○和襪子

東海寺などにて用る草履なりし、シタウヅ（襪子）を着してはく爲に鼻緒なし。

○一色内藏助害伊丹播州

寛文二年三月廿七日訴訟爲令承鍛冶橋御門内同役伊丹播磨守宅へ未明罷越兩人並居御用向取調罷在御代官一色内藏助奸曲有之趣相聞依之其過を可相糺兼而申談置候處内藏助察之候哉密に席を退き刀拔來候而播磨守を斬善政へ切掛申候急成場所ゆへ脇差にて受留渡り合疵三ケ所受候得共内藏助を肩より乳迄斬下け即座に打留申候御老中方其外御役人衆御越被下大目付高木伊勢守へ兩人より始末申達候御醫師衆も被仰付被下候播磨守義は晝頃相果申候善政義は日比谷御門内やしきへ歸候後御老中方御出被下候由中傳候（義イ）善政は岡田豊前守と稱し此とき御勘定奉行也。

○たば川水道

御城帳承應二年正月十三日

一八王子たば川より江戸中へ水道取候御訴訟當町人共二三年申上候處今日相濟明日御金七千五百兩被下候由御沙汰に候。

○一里塚

一慶長年錄に慶長九年極月六日將軍家被仰出諸海道へ一里塚築可申旨右大將家へ被仰越則諸代官に被仰付道中に是をつき道の兩方に松を植可申旨自右大將家本多佐太夫永井彌右衛門奉行被仰付東海道中山道よりつきはじめ候。

一慶長九年東海道東山道北陸道一里塚奉行被仰付

永田勝左衛門重眞

右重眞家は當時幾三郎家也、かの家に御書を藏すといふ、左に寫

就路中一里塚申付太田勝兵衛永田庄左衛門差遣候何れの知行方之內たりと云共彼奉行次第人足可出之者也

七月朔日〔御朱印〕

○司天臺

天明二年壬寅六月朔日牛込藥店より司天臺今の淺草にうつさる、掘かゝりの人には拜領物あり。

○勝次郎兵衛正成

元和九年大猷院樣御上洛にて歸御の頃大井川滿水せしかば、九月二日勝次郎兵衛正成に仰付られ淺深をはかり申べしと也、正成やがて試しけるを水に溺れ死せり、正成は輕き勤柄御目見以上歟已下歟詳ならず、寛永譜にみゆ、安兵衛が先祖と云。

○信州ソ民將來

信濃國國分寺にて、正月八日うり候よし、彼地にては、シュミンチウライとやら唱候とて、文化七年の春土井秋邦より見せたり、卯槌などの遺製にや。

○名香

上古十種名香

法隆寺　東大寺　逍遙　御芳野　紅塵　枯木　中川　法華經　廬橘　八橋

追加六種名香（朱、）

園城寺　念珠　、丹霞　、佛座　、赤栴檀　、沈外

東山慈照院義政公御所持名香五十種

似（ニタリ）　富士煙　菖蒲　般若　鷓胡斑　青梅　楊貴妃　飛梅　種が島　澪標　月

龍田　紅葉賀　斜月　白梅　千鳥　法華　老梅　八重垣　花安　花雪　名月

賀　蘭子　卓　橘　花散里　丹霞　花筐　上薫　須磨　明石　十五夜

隣家　夕時雨　手枕　在明　雲井　紅　初瀬　寒梅　二葉　早梅　霜夜

七夕　寐覺　凌晨　薄紅　薄雲　上馬

以上五十種也

覃按、元祿板の松の葉の中長歌香盡といふあり、六十一種の名香は――とありて、朱點の分なし。

（利休居士贊

堅田侯の藏に養川筆利休居士の像あり。

上に贊

けづりをくたけの茶杓のかひあらばわがのちの世をすくひ給へや　玄旨法印

ものゝなかにひとりすぐなる身をもちてわれとゆがめる竹のふしかな　澤庵和尙

ゆがますする人にまかせてゆがむなりこれも直なるたけのこゝろに　宗甫

けづりをく　熊本少將源齋蔭朝臣

ものゝ中に　東海寺寰海和尙

ゆがまざる　小堀亂平藤原政榮

三筆

○忍岡南塾乘抄〔寬文十一年之條〕

南塾。即國史舘也。舉事而館爲家塾。々面向南。自合文明之義。故名焉。作塾乘。乘者何也。遠則晉之乘。近則焦氏之乘。取以爲例。

寬文十一年辛亥

正月五日。朝無事。保田甚兵衞宗鄉來。請得詩筆詩而歸。午後淸書。春常春東和韵。而書安成以下至宅直和韵二十首。石習榮續淵傳在側。隨成附島周。各授之。其間南直佐慶來直早去。慶伴晩炊而歸。其後又書員外塾生及家僮小童和韵六首、而書整字記。凡字數千三百餘字。及暮安成來。旣而春常見。風咳愈快。

十三日。今日又一校三代實錄。家有二本。欲一部換公卿傳。是分類公卿補任者也。故姬路拾遺所集。我嘗代拾遺作凡例。太有便于考事。余未寫之。拾遺物故。頃間書賈白水携一部來。故有此約。然慮

兩本互有是非。而分附諸生。而一校如此。是亦邇日可終功也。
十五日。茅野立節列塾徒。
二十日。今日風聞。洛中火災。其日上元也。與先年災同月日云云。阿部政重寄簡。其中一件曰。十五日。禁中爆竹火。六條某家有災。貴賤若干家罹餘烟。至法皇御所近處而止云云。狛广實父辻伯耆守宅罹類火。
二十一日。堀江良言列塾徒。
二月十日。聞今日執政板倉內膳正加祿一萬石、且命曰。他日有城地之闕。則可賜之。又聞正月十五日京師火災。永井伊賀守早防滅之。故禁中無他。勅使法皇使女院使各至尹廳勞之云云。此二件今晚前橋羽林所談也。
十五日。朝雨霽共晴。拜禮後。前橋少將及執政謂余云。頃聞有台命。曰可續補寬永系圖。然可聞卿旨而決之、邇日可記編輯之條目示之。余告所思之趣而退。諸老曰。宜歸家塾熟思而重示之。
二十六日。早朝赴小田原第。〔中略〕拾遺曰。先日所議諸家系譜續補之事。有故延引云云。
天龍寺慈濟院虔長老書至。其中有言。曰聞中華商船漂來對馬島。船中有知字者。其筆談曰。蒙古亂入中華。取北京南京、大淸王遁保延平津。而鄭錦舍猶據漳州。欲復明朝。中國三分無州郡非兵。而美我邦一統久太平云云。虔與其同列僧三人。相替赴馬島。預外國書簡之事。故風聞如此。錦舍者鄭芝龍孫成功子也。芝龍五十年以前投化。居肥前平戶。號一官。妻長崎女子。生成功。號森官。其後芝龍歸國。爲海賊。明帝討之不克。授所奪之地。以爲將軍。龍遂領福建道。及韃虜之取北南京。其龍迎明帝之族唐王。拒韃虜數年。官至大師。迎其妻幷成功。時長崎奉行白之於江戶。有命許之。其妻封國夫人。成功賜朱氏。正保年中。芝龍請援兵於我邦。其書簡數通達江戶。余所面視也。其後芝

龍爲韃虜捕。其妻不屈自殺。其後成功守而拒韃虜。有良將之聞。嘗寄簡於長崎奉行。其草本余所藏也。成功年未滿五十死。錦舍憑其舊地。不服韃虜云云。右七八年以前所風聞也。五六年來寂而無聞。以爲亦既亡。今聞虔所告。知猶其存。乃叙其由來。大概芝龍名。載中華書。成功始末。擧世所知也。

三月三日。快晴。後園群櫻。其中有香者。名鐘山。又一株號本然。俗所謂櫻色者是也。

二十七日。快晴。中半春東寄尺簡云。今晚城下騷動。輿馬出入。前橋第馳驅如雲。余先使森默往視之。安成驚而赴焉。及暮余携春常而出。先過安倍氏。而問其趣。答曰。今日諸老各會前橋第。聞松平陸奧守家老相訴。甲者伊達安藝。乙者原田甲斐云云。退出之時。甲斐斬殺安藝。其黨二人被創。前橋家士石田氏欲抑之。而被創。其間衆集。甲斐亦被殺。其詳未聞焉。滿城隨聽競到。而無不問之。柴昆弟既往而歸云云。余父子乃赴前橋第。逢其家士而歸。少將類繞門外以戒備。輿馬爲群。往者從僕相踏。誠是俄頃之變也。可喜主人諸者無異也。安成待余歸。而語彼第中之事而去。時漸及亥半。

二十八日。快晴。朝高木氏及友元寄簡。告昨晚之變。其始末與昨夜所聽。互有異同。然其二人相殺被創者不異聞。我賀昨夕闘爭早定。前橋少將曰。如時雨下。須臾之間復初。今日如常云云。於殿中亦然。人々所語。互有小異。未聞實說。或曰。安藝黨柴田外記與甲斐交刃而被創。古市志摩助之。甲斐死。柴田遂死。古市無他。或曰。石田氏太田氏亦斬甲斐。而石田被創。太田無他。或曰。島田出雲守同斬甲斐。云云。或曰。闘爭起時。諸老家士競來。疑各主亦有變否。少將番士抑之不聽。已群衆互闘。酒井河內守自諭曰。惡黨共死。諸老皆無恙。衆聞之。皆安堵而去。或曰。甲斐者伊達兵部妻父也。陸奥守猶幼。而兵部攝事。甲斐阿黨專家政。安藝等依之訴甲斐事。然實以兵部爲敵云云。

二十九日。秉燭。阿倍政重來。政重曰。今朝於土但牧宅。群聞一昨晩前橋第奧士鬪爭始末。世上多浮說〻但牧所語實正也。乃語其大概。

四月朔日。壬午。寅刻。春常奔途。已而伴晩炊。而東元皆去。顧言石習猶在焉。乃使顧言取筆。而記奧士相鬪始末。此事浮說紛々。所今記者。土屋但馬守語阿部政重之趣。及今朝於殿中久保氏所語趣也。記了石習讀之。

二日。今日伊達兵部父子被放流。是別記。

十二日。阿牧席聞街說。原田甲斐子四人。及其僕從可二三百人。所領舟岡壘。仙臺留守片倉氏遣使曰。甲斐非達主君。而已對公儀成不義。然未知其罪狀之所決。早出待公儀之命。彼等曰。既決必死。不可出就戮。唯待卿來戰而已。片倉乃告其趣於江戸。而令同僚伊達安房石川左近等分兵伏於舟岡近邊。備彼等逃去云云。去月二十七日以來。此一事浮說紛々。多是虛言。未知此街說實否。

十五日。今朝阿部氏談曰。奧州騷動。街說皆僞也。原田四男旣被禁錮。事屬無爲云云。

廿一日。午時。金森範明來。談倭歌之事。是平生專嗜倭歌集歌書者也。隔數年會面。頗吐自負之言。移刻去。

二十四日。快晴。春常談曰。今度日光法會中。深山有鳥囀慈悲。梶定良聞之。小田原拾遺以之問春常。常曰。傳稱此山有佛法僧鳥。乃是三寶鳥也。慈悲心亦是此鳥乎。引空海詩敎光記呈之。大使喜曰。今度晴日多而雨少。且聞此稀鳥云云。山人稱曰。癸卯歲大猷公十三回忌法會。聞此鳥發聲。其後九年不聞。而今月朔日以來數鳴。可謂奇也。山人之言。不足信焉。定良平生所言皆實。舉世所知。此人言自聞之。故知其不虛也。朔日者。太使發江戸日也。故大使甚喜云云。定良又談曰。堀田備中守登山拜大猷公靈堂時。此鳥囀慈悲心兩聲。定良又切聞之云云。大使亦聞之云云。由是登山人

傳寫常所記。頃間已達江戶云云。余聞之。謂想深山中可有奇鳥。不審慈悲爲三寶否。常雖不自聞此鳥。以敦光記載此山有奇鳥。共一座之谷。不爲不當。然大使推之以爲實證。非必爲常附會成之。

五月七日。佐川田喜六郎始來謁。是永井右近大夫家士也。其祖默々叟昌俊與先考睦。其父亦與余相識。由是不亡舊交者也。對面話舊。少焉去。

十日。先日所寫一萬石以下采地目錄六冊裝潢之。名曰國郡封目。

十二日。入夜安成來談曰。昨晩前橋第中有小變。鈴木三郎太夫斬殺龜山權太夫。兩士從者互鬪。時鬪友助來斬殺鈴木。而蒙小疵。凡死傷者十一人。衆皆稱鬪早來有功云云。鈴木龜山共啓事之列也。鬪者近侍之隨一也。

十七日。久保金左衞門代父吉左衞門正之。議攝州多田院新附五百石印章案。

○松平七人衆

松平之七人衆

岩　津　太　郎

形　原　又　七　郎　岩津庶子　〔松平紀伊守事又次郎共佐渡共云〕

安　城　次郎三郎　岩津庶子　〔御家〕

大きう　源次郎　岩津庶子　〔松平和泉守事左近トモ云〕

岡　崎　大　膳　亮　岩津庶子　〔此家タユル〕

竹　屋　與　次　郎　岩津庶子　〔松平玄蕃允事備後トモ云〕

五　井　彌　九　郎　岩津庶子　〔松平外記事後三郎太郎左衞門共云〕

長　澤　源　七　郎　岩津庶子　〔松平上野守事〕

是をむかしより松平のそうりやうと申候。
岩津殿御惣領に候間のけて是を松平の七人衆と申也此八人より諸の松平わかり申候。

七人衆ノ內後ニ入

松平內膳事〔與次郎トモ云〕

櫻井與一郎〔安城ノ庶子是ハ道エツ樣ノ御子道忠樣ノ御弟也東城ノ松平甚太郎甥也安城ノ庶子ノ惣領トハ此人ナリ安城ノ庶子ノ頭ナルニ付其後ニ七人衆ニ入申候岩津ノワカレニテハナシ甚太郎ト御座敷アッテ兩方不出〕

七人衆ノ外

東城甚太郎〔安城ノ庶子松平甚太郎事道エツ樣ノ御弟也櫻井ヨリ一代サキノ庶子也櫻井ト御座敷論アッテ兩方御謠初ニ不出此家タエルニ付近代下野殿御繼候〕

七人衆ノ外

岡崎彈正左衛門〔岡崎大膳庶子松平彈正左衛門事大膳ノ家タエテ後ニ岡崎ノ城主ニナル彈正左衛門子ナキニ依テ清康樣ハ御ムコニテ御座候間岡崎城ヲユヅリナリ〕

七人衆ノ外

三ツキ藏人〔松平藏人事安城ノ庶子清康樣ノ御弟也御座敷ハナシ松平九郎左衛門オウヂ也〕

七人衆ノ外

深溝又八郎〔五井與九郎弟松平主殿介事大炊トモ勘ケ由左衛門トモ云御座敷アリ〕

此十三人をむかしより松平の國衆と申候此外の松平は國衆とは不申候。

昔三河岡崎濱松ニテ正月二日國衆御禮次第。

在所しも
鵜殿八郎三郎〔跡タユル〕
西郷
西郷孫九郎
設楽
設楽甚三郎〔是ハ後ニ御座敷へ出候大昔ハ御座敷ナシ近代三河ニテ出座ナリ〕
松平内膳ヵ〔安城松平甚太郎ヵ安城ノ庶子ノ頭ナルニ付諸ノ松平ノ上座ニナル櫻井岡崎へ別義ノ刻東城ノオトナニ松平左近ト申者申様ハ櫻井ト東城ハ安城ノ庶子頭同シ家ニ候間櫻井ノ御座敷ヲ東城へ被下候へト申上申請候ニ付後ニ櫻井別義ノ理スミテ東城ト御座敷論アリ夫ニ付西方不座松平左近ハ周防親ナリ〕
〔本ハ玄蕃外記ヨリ下ナレトモ兩人ノ上ニナルコトハリハ不知上野家モタヘルニヨリ近代上總殿御繼候〕
竹屋
松平玄蕃允
五井
松平外記
深溝
松平主殿介
にれんぎ

松平丹波守〔本名戸田松平之下初肯也丹波迄毎年次第定ルナリ右ノ外次第年々替ルナリ大形ヲ云也〕

どい
本多豐後守

東城
松平周防守〔是ハ東城ノ松平甚太郎ヲトナ也甚太郎若年ノ頃代ヲスルニ付テ御座敷へ出ル本名松井也松平ノ下候〕

あすけ
鈴木兵庫介

おはら
鈴木越中守

つくひ
奥平九八郎

いな
本多縫殿介

牛くほ
牧野右馬允

野田
菅沼織部

以上此分計也御引渡三獻ノ御祝アリ同正月二日迄御謡初御座鋪之次第

左右毎年此分

左之方

鵜殿八郎三郎
松平內膳〔歟　甚太郎歟〕
松平紀伊守
松平外記
松平主殿助
本多豐後守
菅沼織部
鈴木兵庫介
奥平九八郎
牧野右馬允

右之方

西鄕彌九郎
設樂甚三郎
松平和泉守
松平上野守
松平玄蕃
松平丹波守
松平周防守
鈴木越中守
本多縫殿介

此分計なる也松平丹波より下は年々上下不定なをる也。

乍大形の覺此分也左方右方は此分に定るなり。

一正月元日は近習衆御禮二日ニ國御衆也同心ノハ兩日ノ外也

一濱松ヨリ松平計上座ヲシテ他衆ハ下座ニナルナリ

御座敷なき本松平衆

のみ
松平次郎右衛門（忠左衛門共云）
あそう
松平助十郎（岩津ノ庶子岩津衆内衆）
松平喜藏
ふちい
松平伊豆（勘四郎トモ云櫻井ノ庶子）
松平加賀右衛門（大きうノ庶子）
佐々木
松平三左衛門
松平權兵衛（三左衛門弟）
あちは
松平右近
おうくさの
松平左馬允

のみ
松平右衛門（次郎右衛門弟）
たき
松平出雲（龜井坊大きうのそし）
松平彌右衛門（喜藏弟）
ミツキ
松平藏人（淸康樣御弟安城庶子）
ふくかま
松平右京（三郎次郎トモ云安城庶子）
さゝき
松平三藏（三左衛門弟）
おしかも
松平宮内
いか
松平善兵衛（彈正左衛門筋也）

慶長十五庚戌年正月二日御謡初着座之次第

左　　右

松平左馬允　　最上駿河守

松平安房守　　小笠原兵部
松平甲斐守　　浅野弾正忠
松平外記　　西郷出羽守
本多伊勢守　　仙石越前守
　　牧野駿河守

同十七壬子年正月二日

左　　右

最上駿河守　　松平安房守
小笠原信濃守　　松平丹波守
松平外記　　西郷出羽守
牧野駿河守

同十八癸丑年正月二日

左　　右

少将殿　　最上駿河守
松平安房守　　小笠原兵部
西郷出羽守　　松平外記
松平丹波守　　牧野駿河守

同十九甲寅正月二日

左　　右

松平和泉守　松平山城守
松平甲斐守　小笠原兵部
松平丹波守　松平外記
松平下總守　松平河內守
加藤左馬允　藤堂和泉守
小笠原左衞門佐　牧野駿河守

元和元乙卯年御陣御謡初無御座候。

同二丙辰年正月二日

左　右
松平安房守　小笠原右近太夫
松平甲斐守　松平丹波守
牧野駿河守　松平外記
　設楽甚三郎

寛文十癸酉年正月二日

左　右
松平大膳　松平丹波守
松平和泉守　松平外記
奥平美作守　松平主殿
本多伊豫守　牧野右馬允

大猷院様御誕生被遊御七夜御祝之御座敷へ着座之面々

上総守殿
設楽甚三郎
松平伊豆守
西郷出羽守
松平左馬允
小笠原兵部太輔
松平外記
松平丹波守
水野市正
小笠原左衛門佐
牧野右馬允
本多伊豫守
松平周防守

以上

右松平外記貞享書上ノ中ニ見ユ

一松平左近大夫幼少砌台徳院様より拜領之小脇指

覺

一御小脇指〔長サ九寸貳分〕

御拵

一御柄金打さめ　一御柄頭金波のほりもの　一御目貫赤金きりのたう
一くりかた金の波ほり　一御下緒赤絲　一御さやきざみさや黒ぬり
一御はゞき金　一御裏のかわら金波のほり物　以上
一御小刀柄赤銅金裏くゝみ　あをいきたうほり物
右松平甚九郎貞享書上ノ中ニ見ユ〔辛未正月三日記〕

○金銀錢年月

金銀
元祿八年九月十九日新金銀通用被仰出　同十年六月二朱金通用
寶永六年七月六日寶字銀通用　同七年四月乾金通用被仰付二朱判通用停
正德四年九月十八日新金銀通用　享保三年閏十月二十八日乾金通用停
元文元年五月十二日新金銀通用〔即文字金銀錢也〕
明和二年九月四日五匁銀通用　安永元年九月二朱銀通用〔即南鐐也〕

錢
慶長十三年十二月永樂錢通用停止薄錢通用被仰出
寛永十三年江州坂本にて寛永通寶錢を鑄石貝十藏監之六月朔日より通用
寶永五年戊子閏正月寶永通寶を鑄〔此錢一文寛永錢の十文に當〕四月より通用
同六年己丑正月十文錢通用停　明和五年五月朔日眞鍮錢通用〔即四文錢也〕

○星合伊左衞門

星合伊左衞門具枚〔また具敦にも作る〕御書物奉行勤役中寛永十三年仙洞より律令御所望により松平伊豆守信綱仰を奉り、十月鎌倉建長寺圓覺寺の西堂及び僧徒二十餘人を江戸の海禪寺に招き、金澤文庫の律令を書寫せしめ、林道春林永喜是を挍合し、具枚幷に關兵三郎正成西尾嘉右衞門正保〔當時伊兵衞家〕三雲內記成賢〔當時平左衞門家〕とゝもに奉行し、十六年八月十一日御城火災のとき富士見丸危かりしにより、御文庫の本を別所にうつす、寛永系譜を選ばるゝときも奉行したり。

○京極兵部高門

京極兵部高門ははじめ高明ともいへり、飛驒守高直の二男母は水野監物忠善が女也、寛文三年三月廿五日丹後國加佐郡にて二千石分知をうけ、のち但馬國養父美含二郡にうつさる、享保六年二月十七日寄合にて死せり、とし六十四歲、法名は密林、青山の海藏寺に葬れり、其子を高爲大學兵部などゝいへり、實は稻垣對馬昭友が三男也。

○下總國郡の事

古代下總國猿島郡に屬せし村々元祿十四年結城郡に屬すべきよし仰出さると云。

○伴野十左衞門

伴野銀之助家十左衞門某寛文六年正月十三月の夜浪人にて父九左衞門の許に罷在候せつ柳原土手に於て伊丹加兵衞悴八十郎と申ものに討果され候により其弟與左衞門〔貞映〕實兄の敵八十郎見當次第打留申度段寛文六年二月三日奉行所へ屆置候處其後敵八十郎大坂にて病死のよし聞及び一生浪人にて父九左衞門〔貞昌〕が許に閑居せり。

○手網笠

慶安二年十二月廿六日大御番へ被召出三ケ年無足にて手網笠にて可相勤旨御老中御列座阿部豐後守殿

被仰渡候右は平賀式部少輔家幷外にもみゆ、手綱笠といふは手にあみ笠持て成とも可勤との事成べし。

○武家諸家系圖二條

一星合太郎兵衛具通〔又充郷〕御書物奉行勤役中、寛文六年傳奏やしきにて三雲淸左衛門成賢淺羽三右衛門成儀とゝもに武家の系圖書寫の事あづかり、黄金一枚時ふく二御細工奉行矢部四郎兵衛時ふく二被下たり。

一淺羽家にいふ所にては經師なども罷出、其上去頃御印封仰付られ候故御褒美被下候といふ、此時の系圖は封物にて官庫に藏りしにや。

○飛鳥山知行所

野間藤右衛門家傳に先祖藤右衛門武正元文二年三月晦日飛鳥山の知行所に櫻木御植可被成に付差上可申旨仰渡され爲替地幡谷村中荒井村にて代地被下候但飛鳥山の知行所は先祖藤十郎政成代大猷院様御代寛永二年瀧の川村へ續候飛鳥山の林被下候

小石川御殿番ヨリ以下數條蘘谷樵夫秘册ヨリ抄出ス。

○金森氏書上

書付指上覺

先祖金森五郎八可近濃州之産也從幼年奉仕織田信長公被叙從四位爲御使番後信長公長之字被下之號長近備緑武者二十人之數後剃髮被兵部卿法印

一秀吉公東方御發向之節於信州烏居峠被仰候は木曾之内御嶽乘鞍嶽之北爲飛驒國誰人歟被領之哉長近答曰前國司姉小路宰相基綱之領地也雖然麾下三木大和守江馬小四郎廣瀨山城守鍋山豐後守小島時光

內ケ島氏理等各遥己之處不用國司之令於是其綱牢浪越中願以長近武功可令追服之彼凶徒之旨依請之
秀吉公許之於是長近從越前大野郡討入國中凶徒追服之秀吉公感之以飛驒一國賜于長近〔下略〕（辛未
正月三日寫〕

（）鄰交提醒抄

鄰交提醒　享保十三戊申年　雨森東五郎撰

此書國是ヲ論ジ候テ尤事情ニ切ナリ、隣交始末物語ハ國ノ爲ニ書シ書ニテ國ノ屈ヲ訴フル書ナレ
バ言ヲ飾タルコトモアルベシ、此書ハ國守ノ大臣ヘ獻ジタル書ナルベシ、當時用ヒラレシヤ用ヒ
ラレザリシヤ、定テ用ヒラレザルナルベシ。

辛未孟春　　六十三耄夫記

一朝鮮交接之儀は第一人情事務を知候事肝要にて其內筋々を分け諸事了簡可致事に候筋々と申は是は
朝廷方之了簡に預候事是は東萊の了簡に出候事これは譯官共はからひに候事是は商人共仕形に候事
と夫々分候て思慮を加へ宜に應じ處置いたし候を節々を分とは申候縱令は御買米之儀または宴席等
之儀は兩國誠信之上より納條相極り彼國朝廷に知れ居申事に候故御買米之快入來候哉否又は宴席例
式之通有之候哉否之儀は朝廷方東萊之了簡に預り候事にて御商賣之儀は利分有之合方宜候得は荷物
を持來合方不宜候へば荷物を持來不申專商人之仕形に有之事に候然る所御買米又は宴享等之儀に付
急度可申立事に候ても御商賣に差閊可申哉と存候間扣之若又商物持來候事不足に候歟または時節違
候得ば東萊へ申達し何卒御商賣順便に成候樣にと存候類は筋分ち申さぬ不了簡にて候以前僞船之事
有之候時最初は嚴しく被仰掛候御了簡のやうに相見候處御商賣に差支可申候哉と裁判方より申來候
に付其沙汰大概にて相止み候ケ樣之類其筋之分ケ無之人情事務にうときと可申候惣體日本內之事に

候得ば是は商人に申候事是は町奉行へ申候事是は御老中へ申入候事と申差別自然と其勘辨人々有之事に候得共朝鮮之事に成候得ばやゝとも致し候得ば致混雜候故其所に心を用可申事に候

一撤供撤市いたし候へば對州之人は嬰兒之乳を絶候ごとくに候と彼國之人常々申事にて此方にいた手を中て候第一之上策と存居候小川又三郎舘守之時銀卜（ウンボク）と申朝鮮人を殺し中川に沈め置候を朝鮮人とも右之死骸を取出し候段東萊へ相聞若も其相手を日本人出し不申候はゝ撤供撤市いたし候樣にと被申付候傳令列差呉判事致懐中居見せ申候節訓州より不申内に館内より右之科人之事申出候者有之早速舘守被召捕候故右之傳令を出候にも不及候き此以後とても御國より不埒成義被仰掛候歟又は不埒成被成方有之成ほど御商賣之間に成候事も可有之候得ども可被仰立事を被仰立候時無體に撤供撤市可致樣無之候日本人之儀御商を性命之如く第一切要にいたし候と申事能々存居候故間には譯官ども計策にて開市をしぶらせ候て見せ候事若も有之候とも左樣之節は前にも申候通其筋を分ち事之大小輕重を勘辨し彌開市に相碍候事に候哉否と申了簡肝要之事に候

一此以前國王之庭には何を種へ被置候哉と尋候人有之朴僉（僉歟）知返答に麥を種被置候と申候得ば扨々下國に候と手を打笑ひたる人有之候さだめて草花之類少にても不被種置事は有之間敷候へども國王之御身にて稼穡御忘無之と申候は古來人君之美德に致す事に候故定て日本人感じ可申と存右の如く答候處に却て日本之嘲を受申候諸事此心得可有之候（前略）

一朝鮮の船のごとく日本舟を拵候はゞ帆檣之費も無之帆之取捌も心安く船之上も穩に開走も快可致事に候へども曾て學び可申といひ申候人も無之新羅之船宜に付是を借り米を運せられ候と申事三代實錄に相見候異國之船を借り我國之米を運びたると申事おかしき事に候得共豪傑明智之人にて無之候へば其國之故習を變じ候事古今ともに難成事と相見候ゆへ彼國之事計可申事にて無之候（中略）こ

とに唯今は日本船朝鮮船共形甚違ひ候へども檣を貳つ立朝鮮船に類候樣に成候はゝ潜商之防には不宜事可有之候ゆへ容易には難成事に御座候

一信使之時行中之書物を被禁候事天和年之始天和御記錄に委細相見居申候元來此方より被仰上候に付從公儀被仰出たる事に候〔中略〕重て信使之節書物之御賴有之候はゞ額字にて候はゞ二三枚壹枚唐紙に書事に候はゞ貳枚歟六枚屛風用に成候外は罷成申間鋪候〔中略〕享保年に龜井隱岐守樣より長持一竿裏打いたし候唐紙を被入遣候て書物御望被成候故道中船中御國迄に段々爲御書被成候へ共全く濟かね申程に御座候定て御家中銘々望候分も其內に入申候故如是大分に成たる事と存候〔下略〕

一朴僉知事共節朴同知安同知同然に事を成し御用に立候と申者にて譯官中之三傑と申候〔下略〕

一朝鮮丸升之入三升五合と御勘定之算用前々相極居候〔中略〕只今館內にて諸僉官を初皆々朝鮮之丸升を用候樣に成候は三升五合を一丸と申候は六十年以來御勘定所之算用前にて彼方丸升之實數にて無之と申義人々存不申元來朝鮮之丸升は京升三升五合に相當り候と覺居多は朝鮮人より河原にても請取候節不案內成者は一丸と申候を京升にて貳升五合計に受取候樣に有之間鋪候間金物は御國より被遣丸升は春日龜竹右衛門に被仰付新規に致出來東萊火印有之候丸升を寫し向後は京升を相止右之丸升をもつて館內やり取仕候樣被仰付可然と申上其通に相成たる事に候竹右衛門に被仰付候丸升新規に致出來候譯は兎角一斛之外京升貳升三合受取候事彼方之人加升と申觸し候故一度はやかましき事可有之候其節は丸升にて十五盃量り請取可申と申候外無之候處古來彼方より致火印來候代官方之丸升古く損候間任譯と申談新規にこしらへ候樣にとの事に付竹右衛門へ申談候得ば存之外容易に致出來候故後證之爲に候間古き丸升をも大切にいたし代官之藏へ入置候樣にと爲被仰付事に候

一捷解新語〔書名〕

一御買米之儀三十年以前より廿ケ年程之間未收貳萬俵餘に及時節不申候間代官よりの未收を能取立候と御座候て御褒美を蒙り候も有之候〔中略〕未收本別之差別にて正月より極月迄之内に入來候數を十ケ年之間一ケ年に何程つゝに候哉考見候樣にと御勘定所へ被仰付御吟味有之候處十ケ年之間何之年にても大形壹萬六千俵之内には入候へ共壹萬六千俵より上に立出候事は一年も無之左候へば未收と存請取候へ共本別を丈だけ減じ本別と存受取候へば未收と名付候米丈だけ不入來彼方にはいつとても壹萬六千俵を以致は未收米と名付持來るゝは本別と申持來候事に候を此方には其心得無之朝鮮人も侮弄を請朝三暮四之内にて年を暮たるにて候御商賣之方にも此心得は可有之事に候元來右三十年以前より御買米に未收之出來候譯は去る丁丑の年（元祿十）唯今（享保十五）より卅三年已前朝鮮國大飢饉に候故御買米を相止昔之如く木綿を入候樣にと都より差圖有之各官より木綿を京畿へ納候に付木綿を入可申との事に候へども日本人請取可申樣無之其譯都へ相達翌戊寅（元祿十一）之年より前々之通り米を入前年丁丑之分も米にて入候やうにと差圖有之時丁丑年各官より入來之木綿東萊庫に有之候を其後京商安鶴僕と申者引請米にいたし舘に入候樣にと東萊より被仰付候所安鶴方にて不埒に成候より丁丑の一ケ年分入來可申米無之夫より段々未收になりたる事に候〔中略〕其訓導朴僉知日本人へ咄申たる事に候へども朝鮮人之申分に候故彌實事に候哉〔中略〕三十年以前より之未收は瀧六郎右衛門裁判之時東萊へ直に申達一旦は皆濟有之候處近來は多未收致出來候心を可用事に候

一木綿四百束之公作米壹萬六千俵に成候は其古へ看品之代に入來候千百束之木綿卅八升木長さ四十尺有之候を入來候處其後段々木綿惡敷成五升木長三十五尺（日本寛文元年）有之候を入來候付黙退と申候て是を撰除ケ請取不申年々此事之爭論相止不申後方甚難義に存天啓甲子之時は木綿不出來に候て官木綿者覺難成候間何とぞ五升木三十五尺有之候を代官方は請取重て木花宜候節は前々之通之木綿相渡候樣に被成

被下候へと書翰を以て懇望被致候事も有之候故又折節千百束之內を米に換へ可申との相談始り此分米に換候へば殘りは五升木三十尺在之候を渡候ても致點退候事も無之便利なる事に候と被存悦候て被差許たる勢と相見申候〔中略〕夫より最早六十八九年相立今にては亂後之餘威も無之日本人は年々柔弱になり彼國之恐は年々薄く其上二三十年以來は五升木三十五尺之內價布同然に木綿入來候ても此以前致咆哮候模樣も無之〔覃云日本人ノ怒ルコトヲ彼國ノ書ニ大肆咆哮ト有之虎ノホユルニ譬ルコト此前ノ文ニ有之略之〕少は相爭ひ候ても落着候て受取置候樣に有之候彼國只今之了簡には公作米を相止め千百束之木綿になし五升木三十五尺之木綿にて相濟度と被存筈之事に候殊に此方より被遣候看品之內銅鑞胡椒丹木之類國家之經用に何之益も無之其價として遣候は私貿易之直段よりは十倍にて朝鮮之大成損に候とかの國の書物に書付有之候得ば元來看品をも止め申度筈之事に候處まして木綿を米に替へ候事は猶々氣毒に被存筈之事に候兎角一度はやかましき事出來可申哉と後來を計候へば寒心不少事に候〔下略〕

一東五郎廿二歲之時御奉公に被召出江戶に罷在候所に在勤之面々咄被申候は朝鮮人ほど鈍成者は無之候炭唐人と申炭持來候者有之候處若も炭を不持來候へば其手に致印判明日持來候得と云付候へば翌日は必炭を持來右之印判を除け吳候樣にと申候大勢の事に候へばどれと申覺も無之事にて殊に其印判を手前にて洗落候ても相濟事に候處必ずケ樣に致しおかしき事に候と被申候故東五郎存候は鈍成にては有之間敷候定て于今亂後之餘威强き故にて可有之と存居候處其後卅六歲之時朝鮮詞爲稽古彼番へ罷渡候處或町代官之內前々之仕形を覺居候者有之炭唐人之炭を不持來候を叱り上着之袖を繩にてくゝり可申と致候へば右之朝鮮人殊之外立腹いたし傍に金別將と申訓導方書手居合候處是又目を怒し我國之人を辱かしめ候は如樣成事に候哉と散々に申候故町代官愧縮いたし相止め候事此事に付

候てもㇹ纔十四五年之内に風義ヶ様に變じ候大槩壬辰亂之後光雲院様御初年迄は怖之たるにて候光雲院様中頃より天龍院様御初年迄は避之たるにて候天龍院様中頃より以後は狃之たるにて候（中略）
一經國大典攷事撮要之書并阿比留惣兵衛仕立候善隣通交松浦儀右衛門仕立候通交大記及分類記事大綱を常に致熟覽前後を考可致處置事に候